昭和十一年二月一日印刷
昭和十一年二月五日發行

(普及版古事類苑 全六十冊)

發行者　後藤亮一
發行者　川俣馨一
印刷者　東京市芝區金杉濱町十二番地　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京八九六〇番
電話小石川(85)一〇五四番・三二六九番

早式印刷株式會社印刷

(白石製本所 製本)

神宮司廳

大正二年七月三十一日發行
大正二年七月二十九日印刷

編修顧問　正三位文學博士　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上頼圀

編修總裁　從二位文學博士男爵　細川潤次郎

編修長　正七位文學博士　佐藤誠實

編修副長兼校訂長　正六位文學博士　松本愛重

編修　從六位法學博士　廣池千九郎

編修兼校訂　加藤才次郎

編修兼校訂　山本信哉

編修兼校訂　村尾節三

編修　從六位　佐伯有義

編修兼校訂　三浦千畝

校訂　竹島寛

校合員　齋藤松太郎

校合員　平川清水

に歸りきぬ、抑寶永四年の大變は、今を距こと百四十八年になりぬれば、又かゝる年數には必變事の出こんなどいふ人もありぬめど、世變はいつあらん事豫めしりがたし、されど常に兎あらん時は、角と用心せば、今其變にあひても損傷せざるべし、寶永の變を昔ばなしの如くおもひて、既に油斷の大敵にあひぬ、さるによりて後世の人々、今の變事を又昔噺の如く思ひて、油斷の患なからしめんがため、ことのよしをはゞゑりて、此社と共に動きなく、萬歲の後に傳へんと、ふるひおこしたるは、里人が誠心のめでたき限りにぞありける、千規たま〳〵高見の官舍に蔵役して、俱に彼の變事に逢たれば、其よし書てよと、人々の乞ふにまかせて、かくは記し侍ぬ、宍賢、

徳永千規　誌
岡田有稔　書
澤村虎次　刻

安政五年戊午季秋穀旦

次に

施主二十三人の名を印、建之とは大字に彫りありこは元治元甲子九月十七日、山崎春成が寫し來れるをもて、こゝに記しぬ、この外國中地震のことにつきて、石ぶみを立たるは、

高岡郡　須崎の東の人口
同郡　宇佐坂の麓
香川郡　浦戸
長岡郡　里改田金毘羅の社地の石の玉垣

皇居事

當時御所於外郷無跡者、雖一日爲皇居哉、遷幸大內、不可及異議、縱雖有一兩顚倒之門廊、不可留四壁無實之離宮之故也、大內閑院各有修造者、御忌方事、定有尋沙汰歟、不限大將軍、王相、公家被避、雖御忌之間、禁忌之方非一、仍難達者也、右兩條、短慮之趣、大槪言上如此、抑於天地之災異者、以武略不可鎭之、以威勢不可厭之、非佛神之利益者、豈人力之所覃哉、今度大歳、旣爲悟人心也、震動忽急、棟梁欲頽之時、萬端之計略忘胸間、三寶之冥助仰心底、不遑于他智力、無由於假人功、誠知怪妖之源、所歸在冥衆、冥衆之加護、偏限德化、天道福善禍淫之故也、其德化之旨趣可尋意見之最要者、關心腹、然則宜使公卿已下諸道博士堪事之輩、獻。封。事。之由、可被下宣旨也、上疏深秘、敢莫外聞、且隨所必不可諂諛之旨、殊可被仰下歟、就被上奏之趣、可被議定政道之要也、此法若殺者、天變地妖、縱雖不絕、逆亂騷動、寧足可待歟、但德政之條、若不叶時議者、意見又無其益歟、微臣只思國家之亂亡、已忘微功之招恐者也、謹抽誠懷、上聞如件、

兼實

七月十二日

十三日甲午天晴、自今日大將祈二壇始之、普賢延命、（靜賢）不動（智益）等也、又修太白星祭、（天文博士泰基）今日、泰茂來示地震事、吝徵不空乎、上皇攝政等惶云々、法勝寺阿彌陀堂顚倒、不可思議事歟、　十五日丙申天陰、未剋經房卿來、余歸家謁之、世間雜事多以談說、不能具記、地震之間事、所云叶愚案、今日爲故基輔修小佛事、又女房母儀尼上、聊有供養佛事、　十八日己亥、大風、申剋渡居室廊、日來居所依地震損壞、仍有犯土造作事之間、暫所起避也、大將、中將、同以所渡也、自明日五ケ日爲大將軍遊行之間、仍東方築垣爲修補也、大將軍方、四十五日方違忌去之故也、入夜殊風烈、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年（元暦元年）正月廿三日癸丑、常陸國鹿島社禰宜等、進使者於鎌倉、申曰、去十九日、社僧夢想曰、當所神、爲追討義仲並平家、赴京都御云云、而同廿日戌剋、黑雲覆寶殿、四方悉如向暗、御殿

地震赦宥

〔扶桑略記〕二十九後冷泉康平四年五月八日、有恩赦、依地震也、

〔吾妻鏡〕四元暦二年七月廿九日庚戌、泰経朝臣消息到着、今月上旬之比、佛厳上人参中、赤衣人多現云、以罪之者、為平家怨霊、多以蒙配流之罪、故有地震等云云、凡為滅亡衆消罪、去五月廿七日、被始行不断御読経畢、然者流罪中僧等事者、可有免許歟之由、有其沙汰、相計可令申宥給之趣也、云云、

〔享保集成絲綸録〕二十九寶永元申年三月

申渡之覚

一頃日地震に付、虚説申あるき候もの之儀ニ付、最前も町中為相觸候處、今以不相止、頃日者諸狂歌等も作之、申觸もの有之由相聞、不届に候、向後名主家主心掛、左様之もの於有之者、早速捕之、月番之番所江可申出、若隠置、外より相聞候はゞ、名主家主五人組迄、可為越度候間、此旨可申聞置候、以上、

三月

〔享保集成絲綸録〕二十九寶永四亥年十月

一今度國々地震に付、諸色高直に仕間敷候、末々直段上り可申哉と考、買置いたすべからず、品により職々を改、相背者有之時者、可為曲事事、

地震神

〔日本書紀〕二十二推古七年四月辛酉、地動、舎屋悉破、則令四方、俾祭地震神、

鎮震

〔筆のすさび〕一地震せざる家　備後の山南村何某が家、地震に動かず、其家の下一面の大石なり、徂徠が峡中紀行に、石室の僧に地震の事を問ひけるに、近年の大地震にも、動かざりしと答へし事あり、されば火脈の力も、大石を動かすことあたはざるか、また石も無盡底より根ざせしものありや、備後深津村の王子山も、地震なしといふは信にや、

〔春記〕長久元年六月廿七日庚戌、資剰許有召参御前、被仰云、此晩夜大殿西戸并組入上、同以振鳴、而

地妖釋奠停止例不候歟、可被得其意給候哉、師茂誠恐謹言、

七月廿二日　師茂請文

由地震改元

〔日本紀略 六醍醐〕天延元年十二月廿日庚子、御佛名、今日改元天延、依天變地震也、有赦令、免調庸、老人恤穀、

貞元元年七月十三日戊寅、詔書改天延四年爲貞元元年、依災幷地震也、有赦令、大内記紀伊輔作詔書、

〔百錬抄 五堀河〕承徳二年（永長二年十一月十七日改元、依地震也、）

康和五年（承徳三年八月廿八日改元、依地震疾疫也、）

由地震行徳政

〔玉海〕元暦二年八月十四日甲子、此日改元暦二年爲文治元年、有赦令事、上卿堀川大納言忠親卿、左内府稱病不參者、大納言上卿其例甚多云々、依地震所被行也、

〔續日本紀 十一聖武〕天平六年四月戊戌、（○七日）地大震、（中略）戊申、（○十七日）又詔曰、地震之災、恐由政事有闕、凡厥庶寮勉理職事、自今以後、若不改勵、隨其狀迹、必將貶黜焉、

〔吾妻鏡 三十〕文暦二年（○嘉禎元年）五月八日庚子、依天變地妖事、可被行御祈禱。德政。等之由、内々有其沙汰、連日地震事、未有此例之由、古老之所談也、

由地震賑恤

〔續日本紀 二十淳仁〕天平寶字六年五月丁亥、美濃、飛騨、信濃等國地震、賜被損者穀家二斛、

〔續日本紀 二十七稱徳〕天平神護二年六月己丑、大隅國神造新島、震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤、

〔日本紀略 四村上〕康保二年十一月廿五日辛卯、詔賑恤免當年半徭、依天變地震兵庫火災也、

救小屋建設

〔藤園當世雜話 ス ノ 下〕大地震

御城下（○伊豫宇和島）内、日雇人共はじめ、今日（○嘉永七年十一月八日、此月五日至十九日地震、）内ニ遠の困窮者共、及飢もの多きゆへ、追手へ御。救小。屋。建、粥炊出しニ成被下置、御料理方引受ニ而、御大所下代日々出勤のよし、町醫

信法眼、又泰貞奉仕天地災變祭、駿河守惟義沙汰之、

〔吾妻鏡二十二〕建保三年九月廿一日丁丑、晴、依連々地震、被行御祈、三萬六千神祭、親職、地震祭、宣賢奉仕之、駿河守季時沙汰之、江左衛門尉能範爲御使、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年三月十三日壬戌、晴、彈正忠季氏爲奉行、地震御祈事、內外被仰云云、

廿四日癸酉、晴、三合并地震御祈等被始行、

五座北斗護摩　大進僧都寬基

八字文殊法　越後阿闍梨

一字金輪法　信濃法眼

七曜供　助法眼珍譽

北斗供　帥法橋珍瑜

三萬六千神祭〈小山下野前司入道沙汰、御使駿河藏人〉　晴幸

地。震。祭。〈駿河入道沙汰、御使星崎判官代〉　晴賢

天地災變祭〈駿河前司沙汰、御使江兵衛尉〉　宣賢

四月十三日辛酉、戌剋地震、今日怪異并息災之御祈、被行、七座泰山府君祭、親職、晴賢、泰貞、重宗、文元、道繼、國繼奉仕云云、

安貞三年〈○寬喜元年〉十一月二十六日、依地震、始行御祈等云云

〔吾妻鏡三十〕文曆二年〈○嘉禎元年〉六月十六日丁丑、地震御祈等始行、

〔吾妻鏡四十七〕正嘉元年八月廿五日丁未、雨降、地震小動、五六度、爲筑前次郎左衛門尉行頼奉行、依地震、可致御祈禱之由、被仰下御持僧并陰陽道之輩、　九月四日乙卯、小雨降、申剋地震、去月廿三日大動、以後至今小動不休止、依之爲親朝臣奉仕天地災變祭、御使伊賀前司朝行云云、

南殿前庭、儲輕幄、爲御在所、自今日三ヶ日、屈三口僧於御殿、被行大般若御讀經、依地動也、同月十日令行軒廊御卜、依地震也、同月十八日、被定地震御祈山陵使、并諸社諸寺御讀經日時僧名等、入夜有地震御祭、去九日以後、連日地震、無不動之時、

同月廿一日、被立山陵使、　同年八月九日記曰、自去月九日連日地震、于今不絶、　同月十三日、依同、事合立九社奉幣使、　同月十四日改元、改元暦二年爲文治、依大地震也、

右例依仰大概勘進、如件、

文安六年四月十三日　　左大史小槻長興

局務注進案、可寫續之、

(宣胤卿記)長享三年(延徳元年)八月七日癸巳、參内、今日月次和漢聯句御會也、○中略 黄昏事訖退出、御會半有地震、○中略

今月七日午時、地震有音、(月行心宿、天王所動也、)後日尋之所書也、

天地瑞祥志云、月行心宿者、天王所動也、内經云、天王所動者、天子吉、大臣受禍、又云、天王所動者、宜五穀、万民安穩、又云、地動、邑有亂臣、又云、八月地動、不過六十日兵、

八月七日　　從二位有定

(拾芥記下)永正九年六月九日、亥刻、大地震、(賀茂大神奥、安家本神社、)七十五日内兵亂云々、條々凶也、

令獻意見封事

(吾妻鏡脱漏)嘉祿三年十一月六日辛巳、酉刻大地震、左近將監親實爲奉行、連々地震事被驚思食云云、善政篇云御祈禱事、可進意見之由、被仰諸道云云、

由地震祈禱

(續日本紀十六)天平十七年五月己未、地震、令京師諸寺、限一七日、轉讀最勝王經、　乙丑、地震、於大安、藥師、元興、興福四寺、限三七日、令讀大集經、　丁卯、地震、讀大般若經於平城宮、

(本朝世紀)天慶元年七月三日戊申、今日於諸寺諸社、被下奉讀仁王經一萬部宣旨、是依地震未休也、

於未來之徵者、次事也、見當時天下損亡了、凡不能左右云々、

(吾妻鏡二十二)建保三年八月二十一日戊申、晴、巳刻羣集御所西侍之上、未剋地震、　廿二日己酉、地震變恠事、被行御占之處、重變之由申之、仍去御所、入御相州御亭、信綱持御劍、亭主被移他所云云、

(吾妻鏡脫漏)嘉祿三年三月七日丙辰、陰、戌剋大地震、　八日丁巳、晴、陰陽道等捧地震勘文、然晴幸宣賢等所存、依不一同、於相州亭及相論云云、

(百練抄十四)文暦元年九月十六日壬子、大地震、万人驚遑、占文不輕兵革大喪云々、

(吾妻鏡四十七)正嘉元年五月十八日壬申、陰、子剋大地震、(現證寺寄)被尋下之處、晴茂朝臣兄弟七人連署、勘申惡動之實、廣賢申吉動之由、仍無沙汰被閣云云、

(吾妻鏡四十九)正元二年三月廿五日壬辰、晴、卯一點大地震、陰陽道之輩、付勘文於和泉前司行方、

(祇園執行日記)貞和六年五月廿三日、申剋大地震、酉了小動數返、申剋震動之時、百度大路石塔九輪落碎了、希代大震動也、條々凶不輕云々、珍事々々　廿五日、申剋大地震、火神動同一昨日、　廿八日、洪水以外也、四條河原在反人無之、　廿九日、寅剋地震、午剋又地震、天王動也、　六月十日、酉剋地震、　十一日、辰剋地震、　廿日、今曉卯剋地震、　廿二日、亥剋大地震、火神動、不占動也、　廿五日、辰剋地震、又未剋震、

(教言卿記)應永十五年十月廿九日甲辰、今曉大地震、(卯剋)以來十四度也、以外大兵亂勘文云々、

(康富記)文安六年四月十三日癸亥、今日於逵々地震、

大地震近例

觀應元年五月廿三日、大地震、廿四日大風、六月廿一日、師泰發向西國、爲退治右兵衛佐殿、(去冬)　廿二日、大地震、廿七日、寶篋院殿(廿)御直發向美濃、七月卅日、被行七佛藥師法、(依地震也)八月廿四日、被始十社御讀經、地震御祈也、十月廿七日、左兵衛督入道(慧源)逐電、廿八日、等持院殿已下御發向西國、康安元年

昨日被下、以外懈怠歟、隆職如此、

神祇官

卜、祟異事

同去十月廿七日地震、東大寺大佛螺髮二口落、幷大鐘鉤切落地、及官廳艮角頽落事者、是依何咎等祟所致哉、

推之、公家可慎給之上、祟所可有闘諍事歟、

治承元年十一月七日　從五位下行權少祐大中臣朝臣範隆

宮主從五位下行權少祐卜部宿禰兼衡

陰陽寮

占東大寺言上祟異吉凶、(十月二十七日地震間、大佛螺髮二口落、成頂上螺髮墜上、又大鐘鉤切落、地、幷官廳丑寅角頽落、)

今日壬寅、時加酉、(十月節、本寅宮日時、)神后臨未、爲用、將白虎、中大一將天一、終河魁、將青龍、卦遇聯茹類、

推之、依所有口舌病事歟、期今日以後卅日內、及今月十二月、明年六月節中、並戊巳日也、何以言之、用幷日上、大歲上、皆爲比御年上見自刑神、辰上得朱雀、用帶白虎、卦遇顯、是主依所口舌病事之、

元故也、早被祈請、無其咎乎、

治承元年十一月七日　權漏剋博士菅野朝臣季親

權曆博士兼伯耆權介加茂朝臣憲定

掃部頭兼陰陽博士安陪朝臣秀弘

主稅助安陪朝臣時晴

主計頭兼頭土佐介賀茂朝臣在憲

〔源平盛衰記十一〕大地震事

由地震卜占

〔岩淵夜話別集〕六一或時駿府にて夏の空俄に曇り、夕立おびたゞしく、雷の聲頻なる折節、家康公御伽衆へ被仰けるは、万事に用心のなきといふ事なし、地震抔は如形急なる物なれども、是以て家作りの仕様もあり、或は家居の所々、能退場を覺て拵置ば、其難を遁るゝ道理也、〇下略

〔享保集成絲綸錄〕二十九元祿十六未年十一月
强地震之節者、御番所并相詰席々明ても不苦之條、向寄之御庭江無遠慮可罷出、此上尤行違にて本席に在之、怪我等仕者、不調法可被思召旨、上意之趣、營中在合布衣以上之面々江、於中之間小笠原佐渡守傳之、老中列座若年寄中侍座、
但此旨、諸向江從御目付中相達、

〔享保集成絲綸錄〕二十九元祿十七申年正月
地震之節之覺
一大廣間出御之時、御白書院之御庭江出仕之面々出し申間敷候、大廣間之御庭江可罷出候、
一御白書院出御之節は、御黑書院之御庭江出仕之面々出し申間敷候、御白書院大廣間之御庭江可罷出候、
一御黑書院出御之時は、御黑書院御白書院大廣間之御庭江向寄次第可罷出候、
右之通覺て可被相心得候、出御以前入御以後は、向寄之御庭江、勝手次第罷出候樣可被致候、
正月

〔日本紀略〕一九後正曆五年十月廿四日壬寅、地大震、有御卜、

〔中右記〕長承四年〇保延元年三月十八日辛卯、此曉地大震、廿二日、外記大夫師長來、知天文者也、問一日地震事、申云、地、陰也、后宮大臣之愼也、

〔安倍泰親朝臣記〕謹奏　今月四日戊寅、亥時地震、有音

御殿出來ニケレバ、御登龍日數不滿ケレ共、六條殿ヘ有還御、天文博士參集テ占文不輕ト騒申、今夜ハ南庭ニ假屋ヲ立テ御座アリ、諸宮諸院卿上雲客ノ亭共モ倒レ傾ケル上、隙ナク震ケレバ、車ニ召、船ニ乘テゾ御座ケル、有公卿僉議、可有祈禱之由、諸寺諸山ニ仰ス、今夜ノ亥子丑寅時ハ、大地可打返ト占申シタリト云テ、家中ニ居タル者ハ上下一人モナシ、蔀遣戸ヲ放チテ大庭ニ敷、竹ノ中、木本ニゾ居ケル、天ノ鳴、地ノ動度ニハ、ズハヤ只今コソ地ヲ打返セト云テ、女ハ夫ニ取付、少者ハ親祖父ニ懐付、貴賤上下高ニ阿彌陀佛ヲ申ケレバ、所々ノ聲々夥シ、八十、九十ノ者共、未聞事ハ不覺トゾ申ケル、餘ニ少者年闌タル老人ハ、目眩心地損スナド云テ、被振殺者多シ、○中略文德天皇齊衡三年三月、朱雀院天慶元年四月ニ大地震アリト注セリ、天慶ニハ主上御殿ヲ避給テ、常寧殿ノ前ニ五丈ノ幄ヲ立テ渡ラセ給ケリ、四月十五日ヨリ八月ニ至迄、打列震ケレバ、上下家中ニ不安堵ト傳タレ共、其ハ見ヌ事ナレバイカヾハセン、今度ノ地震ハ、上古末代類アラジト貴賤騒歎ケリ、平家ノ死靈ニテ、世ノ可滅由申合リ、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年七月卅日辛丑、申時地大震動、經歷數剋震猶不止、天皇出仁壽殿、御紫宸殿南庭、命大藏省立七丈幄二、爲御在所、諸司舍屋及東西京廬舍、往々顚覆、壓殺者衆、或有失神頓死者、亥時亦震三度、

〔日本紀略 六圓融〕貞元元年六月十八日癸丑、申剋大震、○中略今日寄御輿於南庭立幄爲御所、中宮廳前同以立幄、

〔左大史孝亮記〕文祿五年閏七月十二日、今夜亥剋許、大地震有之、主上大庭橋御座御也、諸家各祗候、御殿所々顚倒、夜明後入御云々、北野經堂、壬生地藏堂、其外民屋方々令顚倒、或死人等多云々、　十三日、今夜又大地震、主上御大庭、諸家各祗候、予參、伏見二丸之女房三百人餘、依地震失命云々、　十五日、今日地震猶不止、參禁中大庭、御假殿立ツ、番所幷西方立添云々、　十二月十日、今日地震以外

候、委細之儀は追々申上候へども、先右之段御届申上候、以上、

子十一月廿日　野田斧吉

御勘定所

〔弘化四年未年信州大變記〕弘化四丁未三月廿四日夜、信州大地震、夜四ッ時ヨリ四月朔日迄震動未止ミ不申候、右之内大風三度、

四月六日村方屆之分

一死人千九百七十二人　一怪我人六百八十一人

一斃馬五十六疋　一半潰家千七百七十三軒

一潰家四千九百七十一軒

一御高札場幷堂社、其外社倉之類、村方申立不分明ニ付調之上、

〔武江年表九〕安政二年十一月、此度（十月二日地震）變死怪我人、市中の呈狀（ネガヒ）には、變死男女四千貳百九十三人怪我人貳千七百五十九人とあり、寺院に葬し人數は、武家、浪人、僧尼、神職、町人、百姓合て、六千六百四十一人と聞り、

檢察震害地

〔續日本紀十一聖武〕天平六年四月戊戌（七日）地大震、（中略）癸卯、遣使畿内七道諸國、檢看被地震神社、戊申、詔曰、今月七日地震殊常、恐動山陵、宜遣諸王眞人、副土師宿禰一人、檢看諱所八處及有功王之墓、

〔康富記〕文安六年四月十四日甲子、去十日以來、連日地動不休、嵯峨釋迦幷五大尊顛倒事、自室町殿被遣御使、令檢知之、齋藤新左衛門丞也、神泉苑築地、東寺築地等破損事、被遣兩奉行（矢野長門入道、飯田之入道）令檢知云々、皆依地震儀也、

避難出屋外

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月五日丙午、晝地震五度、夜大震、京師人民出自廬舍、居于衢路、

〔春記〕長久元年（長曆四年）十一月一日壬子、早旦參內、依去夜地震事也、主上（後朱雀）出御仰云、今夜震動、總

人畜死傷

新大橋向、御船藏前町、六間ばり、森下町邊燒失、長七町餘、巾平均二町半程、
本所線町より、竪川通、中の鄕、五の橋町邊燒失、長六町餘、巾平均三十間程、
南本所石原町法恩寺橋まで龜戶町燒失、長一町廿間餘、巾平均十二間程、
南本所荒井町、北本所番場町の邊燒失、長三町餘、巾平均廿五間程、
中の鄕成就寺向、小梅町元瓦町の邊燒失、長五十間程、巾平均八間程、
　以上江戶燒亡場所、合凡長二里十九町餘、幅平均して二町程と聞り、
三日朝五時過にいたり、諸方の火やうやく鎭れり、

〔續日本紀 十一 聖武〕天平六年四月戊戌、七日地大震、壞天下百姓廬舍、壓死者多、山崩川壅、地往々折裂、不可勝數、

〔日本紀略 前篇六〕貞元元年六月十八日癸丑、申剋地大震、(中略)今日清水寺地震之間、橋素壓。死。之者、其數五十、

〔內宮子良館記〕今度大地震ノ高濤ニ、大湊ニハ千間餘人五千人計流死ト云々、其外伊勢島間ニ、彼是一萬人計モ流死也、(明應七年戊午八月廿二日ノ事也)

〔後法興院記〕明應七年八月廿五日己丑、辰時大地震、去六月十一日地震一倍事也、九月二十五日傳聞、去月大地震之日、伊勢、參河、駿河、伊豆、大浪打寄、海邊二三十町之民屋、悉溺水、數千人沒命、其外牛馬類不知其數云々、前代未聞事也、

〔落穗集追加 三〕傳奏屋敷始の事
一問曰、尤其時代の義は、諸事に付御手輕き事共と相聞けれ共、御老中方を初め、何も御立合、御評定所へ茨原町の傾城ふぞいの者を併備有之事、何共承知致さぬ事也、虛說などにて無之哉、答曰、手前杯も、寬永年中出生の者なれば、時代も違、慥に可知樣も無之候、去ながら左樣成る義も可有

ナリ、御寶塔ノ御地形ハ、カタノゴトク念ヲ入テ築立ナセ申スユヘ、破損ハアルマジク存ジ奉ル
ナリ、相輪樘ハイカヾアルヤノ上意アレバ、ソレハタシカニ見分仕ラザルユヘ、御請申上ガタシ
トアリナ、其後日光山ヨリ御宮御廟塔聊モ別條ナシ、所々ノ石垣ハ崩タル旨ニテ相輪樘ハ七八
寸ホド斜申スト申來レバ、最初ノ順作ノ御挨拶悉ク首尾合タル事ト、聞人感ジアヘリ、

〔泰平年表 嚴有公〕寛文二年五月朔日、京都大地震、禁裏院中二條城外曲輪等所々破裂、

〔一話一言 十一〕寛文二年、三年、四年、五年、或御日記抄、

寛文二年十月十四日

日向國佐土原島津但馬守領地、去月十九日夥敷地震仕之由、多門長屋二三十間潰レ、侍屋敷町
屋百姓屋共に都合八百軒餘潰れ、人馬牛少々死申候、けが仕候ものは數多御座候由、同廿日四
十度程震り申候由、今日注進、

〔泰平年表 常憲公〕元祿十六年十一月廿二日、丑刻江戸大地震、御城内外石垣多崩、武家町家共破損、
相州小田原は餘國よりも强、民家破倒、（下略）

〔武江年表 九〕安政元年十一月三日辰半刻、地震、（市中の者は大路へかけ出す、翌五日暮まで數度震ふ、小川町諸侯のやしきには崩潰れ、其外土藏の壁等所々に破損多く、長屋潰れて即死に及けるもありし由なり、同日伊豆國甚しく震ひ、東海道筋これに亘りと云ふ、）

〔春記〕長久元年（○長暦四年）十一月一日壬子、早旦參內、依去夜地震事也、（中略）抑又此地震後不經幾程東
一品宮北屋付火、火焰及數尺、宮人國撲滅畢云々、

〔薩戒記〕應永卅二年十月廿四日庚寅、亥降地震、西方有火、嵯峨方歟云々、

〔武江年表 九〕嘉永六年二月二日巳下刻、地震三度、民家溜桶の水溢る、（此日同刻相州小田原の城下町をはじめ、神戸、大磯、大山邊、箱根、伊豆の熱海、三島、沼津の邊に至るまで、地震數度に及び、同夜子刻至りて、人家を倒し火災起り、死亡のものあまたありしとぞ、）
安政二年十月二日、亥の二點、大地俄に震ふ事甚く、（中略）品川沖御臺場の内建物潰れ、土中に入り、

之間、舍屋忽欲壞崩、(中略)舍屋等雖不仆、地悉傾危、或棟折、或壁壞、於築垣一本如不殘、云傳聞者、京中之人家多以傾倒、又白川邊御願等、或有傾倒之所、或築垣許破壞、法勝寺九重塔、心柱雖不倒、瓦已下皆震剥、如無成云々、(中略)又聞、天台山中堂燈、承仕法師取之、不令消云々、但於堂舍廻廊者、多以破損、其外所々堂塔、悉破壞顚倒云々、余家前邊使、(五島行)於院八條院等、申事由、依所勞不能參入也、(中略)院御所破損殊甚、大略寢殿傾危、不足爲御所之間、御坐北對云々、凡往古來今、異域他郷、總以未有如此之事、末代之至、天地之惡、君弃國、爰而炳焉者歟、法皇御參籠今熊野、而依恐此事、忽被出御云々、十二日癸巳、今日法印被出、自西山無動寺三昧院等、爲地震破損之故也、

〔源平盛衰記 四十五〕内大臣京上被斬附重衡向南都被切并大地震事

同(文治元年)七月九日午剋大地震ナリ、良久振テ惨シナド云モ愚也、同十二日ニ又地震アリ、九日ニハナヲ超過セリ、赤縣中、白川ノ側、六勝寺九重塔ヨリ始テ破傾キ到崩、大内中堂廻廊、園城寺廻廊、法勝寺阿彌陀堂モ顚倒シケリ、神社佛閣モ如此ナリケレバ、増テ人屋ノ全キハ一字モナシ、根本中堂ノ常燈モ、二燈ハ消ニケリ、大師手自石火ヲ敲出シテ炬シ給ヘル一燈ハ不消ケリ、法滅ノ期ニハ非ヌゾ、臨時ノ災ト覺エタリ、同キ十四日ニ彌益震ケリ、堂舍ノ崩ル丶音雷ノ鳴ガ如シ、塵灰ノ揚ル事ハ煙ツ立タルニ似タリ、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年七月十九日庚子、地震良久、京都去九日午剋大地震、得長壽院、蓮花王院、最勝光院以下佛閣、或顚倒、或破損、又閑院御殿、棟折釜殿以下屋々、少々顚倒、占文之所推、其愼不輕云々、而源廷尉(義經)六條室町亭、云門垣、云家屋、無聊頽傾、云々、可謂不思議歟、

〔京元記〕一康安元年辛丑六月廿八日、禪覺房御塔之火燈、大地震(今月廿四日)ニ損シタルヲ、一人登テ、一人シテ被直タル恩賞ニ、小篇ニ被成畢、(今日)三寶治定、　一康安元年辛丑六月廿二日卯時地震在之、當寺東院南大門西脇築地(中本)、同院中ノ門北脇築地一本、西寺ノ南大門西脇築地、(半本倒)

く候間、早々了仙寺と中寺の山へ上り見申候處、早一。の。潮。は其節引去り申候に、其波の中を渡りて、市人幷諸役人等、皆山に上り申候、

拐然るに又煙草一二ふく許も吞候間に、二の潮來り候やと、人々騷ぎ候得共、一向其様子も無之、大工町の邊りに煙立上り、出火々々と騷ぎに、寺鐘を撞かけ候に、又阿治川邉に、出火燃立候間に、二。の。潮。柿崎濱へ突かけ、浪除土手を越て、下田湊へ參り候に、其浪にて二ヶ所の出火消、九百軒の人家、一時に將棊倒しに相成、青海原と相成候、八百石以上の船十三艘程、下田町を打越、岡方村、本鄉村の畑中、又村中へ上り、其時異國船は、若の浦と中處に繫ぎ有之候處、早纜切れて、大走島の土の方、鵜島の下の方に漂ひ來りしに、早三段にかけし橋、登段と致し、大ゆれに成て流れ來りしが、其二の潮の引につけて、元の邊へ戾りたり、

拐又しばし有て三の汐、柿崎へつきかけ候に、此汐にて百餘軒の柿崎村、一時に碎かれ皆流れ、又其邊りに繫ぎし大船凡拾七八艘（此船皆五百石ゟ七百八百石位也）、村中に打上げ碎かれ流れたり、其潮下田の方へ廻り來りたれども、最早一軒の家もなく、青海原の事なれば、其潮、本鄉村岡方村の邊一面にさし込て、山際まで打かけたり、（中略）○

拐其二の潮、三の潮にて、子を抱て逃る女や、親を負て山に登るもの、皆水底に沈み、或は樹の梢にか・り、又流れ行、屋根棟に乘て呼ぶ聲、實に目も當られざるさま也、（中略）○

四の潮、五の潮、六の潮も、最早追々干潟にも成る時節につき、追々輕く相成候、（中略）○

五日、又九ッ頃、大津波來り候由、誰いふともなく風聞致し候、我々本覺寺山ゟ本鄉村江引移止宿仕候處、夕六ッ半頃、又津波來り申候、下田岡方村江上り候得共、最早流し候人家無故に、さして騷ぎ不申候、二の潮も凡十町許の方まで上り申候、（中略）○

十三日　　愛北生

上爲之於浴池、否石釜而瀉注矣、寛永二年春三月十八日沸湯又竭焉、久之始達矣、貞享二年冬十月十日亦竭焉、數日之後如故也、寶永四年冬十月十四日大震、畫泉凝、竭枯者數日、大龍侯命祈于湯神社、明年閏正月廿八日忽有一老來云、明旦泉如故也、至期果達焉、夏四月朔日、始許縱浴、浴者彭々至者一千八百餘人云、

〔松屋筆記六十二〕高潮、地震津波、

渡邊𩜙云、海の津波も、海中の地震にや、さまでの風ならでも、大浪打よするは、必水動にて、海地震ともいふべくやと云々、これもことわりにきこゆ、

〔續日本紀十五聖武〕天平十六年五月庚戌、肥後國雷雨地震、八代、天草、葦北三郡官舍、幷田二百九十餘町、民家四百七十餘區、人千五百二十餘口、被水漂沒、山崩二百八十餘所、壓死人四十餘人、並加賑恤、

〔三代實錄十六淸和〕貞觀十一年五月廿六日癸未、陸奧國地大震動、(中略)海口哮吼、聲似雷霆、驚濤涌潮、泝洄漲長、忽至城下、去海數千百里、浩々不辨其涯涘、原野道路、總爲滄溟、乘船不遑、登山難及、溺死者千許、資産苗稼、殆無孑遺焉、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年七月卅日辛丑、申時地大震動、(中略)五畿内七道諸國同日大震、官舍多損、海潮漲陸、溺死者不可勝計、其中攝津國尤甚、夜中東西有聲、如雷者二、

〔備方紀傳下〕寬永十四年十二月十四日、大潮入、大地震、

〔異本年代記抜萃〕明應七年八月廿五日、辰刻大地震、其程良久、從其相續月日地搖、此時伊勢國大湊悉滅却、其外三川紀伊諸國之浦津、高鹽充滿而滅亡云々、

〔宜の須佐美二〕元祿十六年癸未十一月十八日、四ッ谷鹽町より燒出て、芝海端まで燒しかば、人々騷しに、廿二日丑刻、大地震、御堀石壁の石一同に抜出て、齒ぐきのごとくになりぬ、御城詰の面々、御門番人之外、江戸中貴賤欣死、怪我人かぞへ盡すべからず、この時房州總州の津浪夥敷して、死

山崩

ヲ不知、陸地三十餘町悉海ト成テ、旅人假ニ船ヲ設テ往行ス、其レヨリ此所ヲ今切ノ渡リト名付ケリ、

〔日本書紀 二十九 天武〕十三年十月壬辰、逮于人定、大地震、○中略 則山崩河涌、○下略

〔續日本紀 六 元明〕靈龜元年五月乙巳、遠江國地震、山崩壅麁玉河、水爲之不流、經數十日潰、沒敷智、長下、石田三郡民家百七十餘區、并損苗、

〔扶桑略記 二十二 光孝〕仁和三年七月卅日辛丑、申時地大震、○中略 信乃國大山頽崩、巨河溢流、六郡城廬拂地漂流、牛馬男女流死成丘、

〔源平盛衰記 四十五〕内大臣京上被斬附重衡向南都被切并大地震事

同(〇文治元年)七月九日、午剋大地震ナリ、○中略 同キ十四日ニ、猶益震ケリ、○中略 天暗光ヲ失ヒ、地裂山崩レケレバ、老少男女肝ヲ消、禽獸鳥類度ヲ迷ス、コハ如何ニ成ヌル世中ゾヤトテ、喚叫被厭殺者モアリ、被打損人モ多シ、近國モ遠國モ、如此ナリケレバ、山崩テ河ヲ埋、海傾浸濱、石巖破谷ニコロビ、樹木倒テ道ヲ塞ケリ、洪水漲來バ岡ニ登テモ助リ、猛火燃近付バ河ヲ阻テモ生ナン、只悲カリケルハ大地震也、

山崩

〔太平記 二〕天下怪異事

同年(〇元弘元年)七月○中略 七日酉剋ニ、地震有テ、富士絶頂崩ル事數百丈也ト、卜部宿禰大龜ヲ燒テ占、陰陽博士占文ヲ啓テ見ニ、國王位ヲ易、大臣遭災トアリ、勘文表不穩、尤御愼可有ト密奏ス、寺々火災所々地震只事ニ非ズ、今ヤ不思議出來ト、人々心ヲ驚シケル處ニ、○下略

〔泰平年表 常憲公〕元祿十六年十一月廿二日、丑剋江戸大地震、○中略 箱根山崩道路塞、同時ニ所々出火、人多死、海濱ニ通者は津浪ニ而死、

〔宇野主水記〕一十一日(〇天正十三年十一月)夜九ツ半時、地震、　一十一月廿九日夜四半時大地震、夫ヨリ十

上、去夜之事地震、其聲甚大、近日寒氣無極、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年十二月廿四日甲子、卯剋、地震雷鳴南三聲、

〔百練抄十二〕建保元年九月十七日、巳時大地震、有聲、

〔明月記〕嘉祿二年十二月廿四日、申始許、書阿彌陀經之間、大地震、（凡有鳴響）良久、但如壁殊不壞、危宿又不吉歟、天變地震、恐而有餘、　廿五日、地震又甚、不吉鳴動事殊為凶云々、毎聞恐怖、人夜秦俊朝臣來談、地震鳴動甚有恐、　廿八日、辰時又鳴動地震、

〔薩戒記〕應永卅二年十一月五日庚子、巳終許大地震三動、暫之一度小動、又一度小動、凡終日鳴動、未後雨入夜甚、

〔時慶卿記〕慶長八年五月二十八日、雨天、巳刻計ニ地震鳴動、夕ニ白虹二筋東山ニ立、　九年七月十七日、少風立、地震辰刻ニ大ニ鳴動、　十年十一月廿七日天晴、卯刻地震鳴動、

〔鎌原涸山地震記事（大日本地震史料所載）〕地震前にドロドロと雷の如く鳴り、後に動く、或は鳴音のみにて、動きなきもあり、或は鳴音なく、直に動くもあり、鳴音、河所にては聞えや、御城下より西條邊高く聞ゆ、西條にて山に上りて聞時は、下に聞ゆとも、

地震無音

〔園太暦〕文和四年十一月十八日庚子、今日午刻地震、無音、

地裂

〔日本書紀二十九天武〕七年十二月、是月筑紫國大地動之、地裂廣二丈、長三千餘丈、百姓舍屋、毎村多仆壞、是時百姓一家有岡上、當于地動夕、以岡崩處遷、然家既全、而無破壞、家人不知岡崩家避、但會明後、知以大驚焉、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年五月廿一日辛酉、午刻大地震、舍屋破壞、崩、地裂、於此境近代無如此大動云云、而廿五日内、可有兵動之由、陰陽道勘申之云云、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年三月七日丙辰、陰、戌刻大地震、所々門扇、築地等顚倒、又地割云云、去建暦三年、

一今正月分　合百十五度　〆大なし、中八、小百七、
一同二月分　合六十三度　〆大なし、中七、小五十六、
一同三月分　合四十八度　〆大なし、中六、小四十二、
一同四月分　合四十六度　〆大一、中四、小四十一、
一同五月分　合三十三[illegible]度　〆大一、中二、小三十一、
一同六月分　合三十二度　〆大なし、中一、小三十一、
一同七月分　合三十六度　〆大なし、中六、小三十、
一同八月分　合十九度　〆同、中十、小九、
一同九月分　合二十[illegible]一度　〆同、中二、小十九、
一同十月分　合二十九度　〆同、中一、小二十八、
一同十一月分　合十八度　〆大なし、中なし、小十八、
一同十二月分　合十四度　〆同、中なし、小十四、

總合度數八百十七度

(續日本後紀 十八)承和十五年二月壬子、地震有聲如雷、雞犬驚吠、
(文德實錄 四)仁壽二年十月庚辰、地震有聲如雷、
(文德實錄 八)齊衡三年二月癸巳、地震有聲如雷、
(文德實錄 九)天安元年七月癸卯、地震、從艮隅有聲如雷、　己未、夜地震、凡響如雷、
(日本紀略 前一)昌泰元年五月七日乙亥、地鳴三度、其聲似雷、
(日本紀略 後二)承平四年十月十九日丙戌、地震雷鳴、
(中右記)長承元年九月八日、卯時地震、　近日天變地震尤有恐事歟、　十二月七日癸巳、白雲又[illegible]

いはん方なく恐しければ、皆一まとゐにまどゐし、或は打臥などしてあるに、燈火をさへゆり消し、又は倒などしければ、女童は泣まとひ、たゞ神佛の御名を唱ふるより外なし、漸く明がた近くなりて、少し穩しく成ぬるにぞ、人々生出たる心地せしに、又强く震ひなどして、朝の五ッ時迄に、およそ三十五六度に及べり、あくる十五日もきのふに替らず空晴たりしかど、猶ふるひやますして、暮る、まで長短强弱はあれど、十五六度に及びぬ、(下略)

〔地震日記〕十一月(安政元年)四日、戌ノ下刻地震フ、同夜二度ハ微細ナリ、(中略)

五日、(中略)同夜震コト七十度、寒强ク霜大ニ降、(中略)

六日、震フコト四十五度、晝ハ温ニシテ夜ハ寒シ、(寒暖七共一體通セリ、以來十日迄マテ同シ、晝二十一度、午時一度强シ、夜二十四度、晝ノ刻太ク長シ、)(中略)

七日、震スルコト五十三度、晝暖夜寒シ、(晝二十四度、四ツ時太ク長シ、夜二十七度、八ツ時太シ、)(中略)

八日、震フコト四十一度、晝暖ナリ、震勢漸ニ弱小ナリ、(晝十六度、二度强シ、夜二十五度以上、下略)

〔宇野主水記〕一去年(天正十三年十一月)ノ大地震ヨリオリ〳〵不止、大晦日之時分マデ節々ユリタル也、當春正月十二日ニモユッタル也、御堂御通夜聴聞之間ニモユリタル也、(中略)

一廿日(二月)朝六時分地震、舊冬ヨリ于今不止、

〔三災録上〕谷脇茂實日記に云、(中略)

一去冬(嘉永七年、即安政元年)十一月四日ゟ地震度數の數を、鷹匠町水門の御番人喜久助(七十五歳)が記せし物を見しに、日々夜々大震中震小震を分ちて委敷ものして、實に繁なるもの也、又月々の末には、其員數を縮たれば、夫のみを取て左に出す、

一去十一月分　合貳百四十七度　〆大七度、中四十四、小九十六、

一同十二月分　合九拾六度　〆大三、中貳拾、小七十三、

自夜迄旦十六度震、大極殿西北隅竪垣長石八間破裂、宮城垣墻京師廬舍頽損者往々甚衆矣、七日丙戌、陰陽寮奏、言地震之徵、合愼兵賊飢疫、〈中略〉是夜自戌至子地亦震動、八日丁亥、自辰至丑其間地四震、九日戊子、夜地震二度、〈中略〉十日己丑、是日地總五震

(日本紀略 六 圓融)貞元元年六月十九日甲寅、地震十四度、左衞門陣後廳、堀川院廊舍閑院西對屋民部省舍三字顚倒、廿日乙卯、地震十一度、廿一日丙辰、地震十三度、廿二日丁巳、地震十二度、廿三日戊午、今日地震十度、廿六日辛酉、今日地震八度、廿九日甲子、地震五度、卅日乙丑、地震八度、七月十一日丙子、地震六度、十二日丁丑、地震四度　十四日己卯、地震二度、十八日癸未、大地震、廿日、雷雨大地震、廿一日、地震三度、廿三日、地震不絕、九月廿三日丙戌、地大震、其響如雷、二年二月九日庚子、巳時地大震、

(百練抄 六 崇德)天治元年〈保安五年〉閏二月一日、大地震、此後至八日有動、

(中右記)保延三年七月十五日、申時地大震、近代未有如此事、其後度々小地震、十八日、辰時地震、廿七日、辰時地震、

(吾妻鏡 二十二)建保三年九月十三日己巳、晴、未剋地震、十四日庚午、晴、酉剋地震、戌剋地震、同時雷鳴、十六日壬申、晴、卯剋地震、十七日癸酉、晴、戌剋三度地震、

(吾妻鏡脫漏)嘉祿三年〈安貞元年〉正月十四日甲子、晴、午剋地震、十五日乙丑、晴、酉剋子剋兩度地震、

(吾妻鏡 三十)文暦二年〈嘉禎元年〉四月十三日乙亥、午剋地震、廿八日庚寅、未剋地震、廿九日辛卯、未剋地震、三十日壬辰、巳剋地震、五月一日癸巳、巳剋地震、三日乙未、午剋地震、四日丙申、戌剋地震、隱岐四郎左衞門尉自京都參著、五日丁酉、午剋地震、七日己亥、午剋地震、

(歷代皇紀 五 花園)正和六年〈文保元年〉正月三日、辰剋大地震、五日、寅剋大地震、未剋淸水寺塔鐘樓同藏本堂頽了、九日、大地震、去三日至今日已數十度、

(泰平年表有徳公)享保八年十一月廿日ゟ十二日に至、九州大地震、

(半日閑話四編一)八月〇安永三年

廿日、午ノ時大地震なり、午時に震ふ、又酉時に震ふ、廿一日、午時に又小く震ふ、

十月

廿四日、晝七ツ時分、地震大なり、須臾にしてまた少々震ふ、

(半日閑話四編五)一閏〇文政二年六月二廿二日、美濃、伊勢、近江邊、大地震有之、美濃大垣餘程崩れ、人馬損じも有之よし、專ら風聞なり、

(感聞書世雜話天ノ上)大地震

今度嘉永七甲寅六月十四日より廿日過るまで、東海道伊勢路、桑名四ヶ市ノ宿より關、庄野、龜山邊大地震にて、人家を震潰し、山崩れ土地さけて、往來も止りたるよし、此地震、伊賀伊勢より、五畿内邊大ゆりにて、南都諸社諸寺の石どふろふ、鳥居の類一ツものこらず傾き倒れ、其餘震播州邊も動きたるよし、御醫師八島玄仙御勘定方古谷源八、御徒小頭熊谷齊兵衞、同御供方小野峯三郎、〇八島以下恐ア誤字如島猫士其外部屋中間、御六尺の類、皆江戸を六月初に出立し、伊勢路にて、右の地震に出會宿すべき旅籠やも過半ゆりつぶれ、四五夜は野宿せしよし、食物の類賣家もなく、食にはなれし日も有しよし、山道などにてゆり出せし折は、道もあゆみ難くて、木などに取附居たる事もありたるよし、下略

(武江年表九)安政二年十月二日、細雨時々降る夜に至りて雨なく、天色朦朧たりしが、亥の二點、大地俄に震ふ事甚く、須臾にして大厦高牆を顛倒し、倉廩を破壞せしめ、剩その頽たる家々より火起り、燼に燃上りて、黑煙天を翳め、多くの家屋資財を燒却す、神宇梵刹は輪奐の美を失ひ、貴賤の人家は縉差の觀を損ふ、尊卑の大患、東都ぃ物佐何事か如之、凡此災阨に罹りし傷、家族に離れて

(吾妻鏡脱漏)嘉禄三年九月三日己卯、晴、丑刻大地震、

(吾妻鏡三十)文暦二年(〇嘉禎元年)三月九日壬寅、晴、亥刻大地震、

(百練抄十四)嘉禎三年六月一日庚辰、卯刻大地震、万人驚恐之、元暦以後無如此事、

(吾妻鏡三十一)嘉禎三年八月四日壬午、霽、辰刻大地震、

(吾妻鏡三十三)暦仁二年(〇延応元年)十一月十二日丁丑、午刻大地震、

(吾妻鏡三十四)仁治二年四月三日辛酉、霽、戌刻大地震、

(吾妻鏡三十七)寛元四年十一月廿七日壬午、寅刻大地震、

(吾妻鏡三十八)寛元五年(〇宝治元年)十月八日丁亥、卯四點大地震云云、　十一月廿六日乙亥、陰、丑一點大地震云々、

(吾妻鏡四十二)建長四年七月二十三日乙巳、天晴、入夜雨降、寅刻大地震、

(吾妻鏡四十三)建長五年二月二十五日癸酉、霽、午刻大地震(〇中略)

(吾妻鏡四十四)建長六年十一月十八日丁巳、晴、酉刻大地震、

(吾妻鏡四十七)正嘉元年八月一日癸未、晴、戌刻大地震、　十一月八日己未、大地震、如去八月廿三日、

(吾妻鏡五十二)文永二年三月九日戊寅、天晴、亥刻大地震、　三年六月廿四日乙酉、霽、子刻大地震、

(鶴岡社務記録)暦應四年三月八日、大地振、

康永二年四月十五日己卯、兩度大地震、　五月六日、寅刻大地震、

(園太暦)貞和二年八月四日、丑剋許大震、

(南方紀伝下)應永十三年十一月朔日大地震、　十四年正月五日、大地震、　十七年正月廿七日、大地震、

(如是院年代記)百二代後小松院(〇中略)應永(〇中略)癸巳二十(中略)十一月十五日地大震、

大震

〔武江年表十一〕元治元年五月三日明六時過地震強く長し、

〔日本書紀二十九天武〕四年十一月、是日大地動、六年六月乙巳、大震動、十一年八月癸酉、大地動、十三年十月壬辰、逮于人定、大地震、擧國男女、叫唱不知東西、則山崩、河涌、諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔、神社、破壞之類、不可勝數、由是人民、及六畜、多死傷之、時伊豫湯泉、沒而不出、

〔續日本紀十一聖武〕天平六年九月壬午、地大震、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年五月戊午、大地震、

〔三代實錄十六清和〕貞觀十一年五月廿六日癸未、陸奥國地大震動、流光如晝隱映、頃之人民叫呼、伏不能起、或屋仆壓死、或地裂埋殪、馬牛駭奔、或相昇踏、城墎倉庫、門櫓墻壁、頽落顚覆、不知其數、

〔日本紀略一醍醐〕昌泰元年七月廿七日乙未、大地震、

〔日本紀略二朱雀〕承平五年四月十五日己卯、地大震、

〔日本紀略四村上〕康保二年九月廿一日戊子、地大震、廿二日己丑、又震、廿三日庚寅、又震、

〔日本紀略六圓融〕天祿三年閏二月十四日甲辰、寅剋大地震、申剋宜陽殿鳴、

天延元年九月廿七日、辰剋地大震、

貞元元年四月十一日丁未、今夜地大震、

〔日本紀略八花山〕永觀二年十一月八日甲寅、地大震、

〔日本紀略十一一條〕長德二年六月廿六日乙未、地大震、三年五月廿二日乙酉、地大震、四年十月三日戊子、地大震、

〔日本紀略十三後一條〕萬壽四年三月二日癸卯、申時大地震、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕康平八年〇治曆元年五月七日丙寅、地大震、

〔扶桑略記三十堀河〕寛治六年十一月十日己丑、戌剋地大震動、群犬豚吠

(吾妻鏡四十三)建長五年四月三日丙辰、晴、申剋雷鳴、雨降地震、　九月十六日辛卯、午剋地震、

(吾妻鏡四十七)正嘉元年十月十五日丙申、朝雨降、夕甚雨雷鳴、申剋地震、

(吾妻鏡四十八)正嘉二年三月廿二日辛丑、申剋地震、　十二月十六日辛卯、天晴、寅剋地震、

(吾妻鏡五十一)弘長三年五月十九日戊戌、天晴、寅剋地震、

(吾妻鏡五十二)文永二年正月十五日乙酉、天晴、午剋地震、

(續史愚抄後醍醐)建武元年十二月十三日丁卯、地震、

(園太曆)觀應三年正月一日、自舊臘風雪、及今朝深地八九寸、〇中略今朝辰剋地震、

(南方紀傳下)南朝元中八年、辛未北朝明德二年十月、〇中略同十六日地震、

(鈴鹿家記)應永元年十二月四日丙午、辰上剋地震、

(南方紀傳下)應永九年冬、地震、

(教言卿記)應永十二年九月十五日戊申、地震、申剋、　十五年十二月十三日、地震、申剋也、　十六年五月廿六日丁卯、地震、未剋也、

(薩戒記)應永卅三年二月廿二日丁亥、申剋地震、　五月四日丁酉、巳始剋地震、　三日丙午、亥剋許地震、　六月十八日庚辰、辰剋許地震、　十月十九日己卯、卯一剋許地震、　十一月十一日庚子、申始剋地震、　廿四日癸丑、地震、　十二月廿日己卯、未終剋地震、

永享六年十二月朔日甲辰、申始剋地震、　十三日申終地震、　十四日、戌始剋地震、

(康富記)寶德元年九月十一日戊子、今夜地震也、　十八日乙未、入夜雨下、地震、　十一月十五日庚申、今夜地震、　二年七月五日丁未、今晚地震、夜半以後雨下、　廿八日庚午、昨今地震、　三年七月三日己亥、是日度々地震、　九月三日戊、戌今夕地震、　十一月十八日癸丑、戌剋地震、

(長興宿禰記)文明九年十一月六日、曉天地震、

承保三年正月九日、亥剋地震、

〔長秋記〕長承二年八月廿八日庚戌地震、

〔本朝世紀〕康治元年三月十一日甲辰、未剋地震、　八月十八日戊寅、丑剋地震、

〔台記〕康治二年二月十四日壬申、地震、

〔本朝世紀〕康治二年十一月廿六日戊寅、卯剋地震、

久養元年四月十六日丁酉、申剋地震、　十七日戊戌、寅剋地震、　七月六日、未剋地震、　十一日、戌剋地震、　十二月七日、申剋地震、

久安元年二月十三日、未剋地震、　閏十月三日甲辰、申斜地震

〔玉海〕永安二年四月廿九日丁卯、雷電、申剋地震、　五年(久安元年)正月九日辛亥、戌剋地震、　二月廿二日甲戌、今日辰剋地震、不出行、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十月廿六日壬申、雨降、晡時以後、地震良久矣、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月十二日丁酉、朝雨霽、午以後雨頻降、又地震、

〔吾妻鏡十六〕建仁元年三月十日庚申、卯剋地震、

〔吾妻鏡十九〕承元二年七月廿日丁巳、午剋地震、　三年四月一日、甲子、申剋地震、　四年十月三日戊午、晩地震、

建暦元年五月十五日丙寅、未剋地震、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年八月廿九日丁酉、天霽、寅剋廣元朝臣息女卒去、六日亥剋地震、　閏九月十二日己卯、天晴、戌剋天變見東方、丑時地震、

〔吾妻鏡二十二〕建保二年二月一日丙申、晴、亥剋地震、

〔吾妻鏡二十四〕承久二年正月十二日癸卯、卯剋地震、　十二月二日戊午、寅剋地震、

地震、

〔三代實錄 十六清和〕貞觀十一年二月四日、是夜地震、

〔三代實錄 四十陽成〕元慶五年十月五日庚辰、夜地震、七日壬午、地震、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年五月廿九日壬寅晦、地震、○中略七月二日癸酉、夜地震、六日丁丑、是夜地震、八月七日戊申、未時地震、○中略九日庚戌、地震、十三日甲寅、地震、十四日乙卯、子時地震、十六日丁巳、寅時地震、廿二日癸亥、是夜子時地震、廿三日甲子、未時地震、廿四日乙丑、丑時地震、寅時亦震、

〔日本紀略 一醍醐〕昌泰二年九月七日戊戌、地震、

延喜十六年六月廿九日壬子、天陰雷鳴、地震、○又見扶桑略記

延長四年正月一日戊午、午剋地震、天皇御南殿、○又見扶桑略記

〔日本紀略 二朱雀〕承平元年三月二日庚申、子剋地震、二年正月廿五日丁未、地震、三月廿一日癸卯、地震、四月一日癸丑、地震、六月廿六日丁丑、地震、

天慶六年五月一日戊寅、地震、

天慶九年二月八日己巳、地震、

〔日本紀略 三村上〕天暦元年二月三日己未、申剋地震、三年二月九日癸未、申剋地震、

〔日本紀略 五冷泉〕安和元年四月七日、午剋地震、八月四日乙卯、去夜子剋地震鳥獸驚鳴、

〔日本紀略 六圓融〕天祿二年四月六日辛未、子剋地震、七月六日己亥、地震、

天延元年三月廿四日戊寅、寅時地震、二年正月十九日戊辰、酉剋地震、

貞元二年二月四日乙未、巳剋地震、

〔日本紀略 七圓融〕天元元年十一月廿日辛丑、地震、

地震、五月壬午、地震、乙未、地震、七月戊寅、地震、十月癸卯、地震、辛亥、地震、十一月己丑、地震、

(文德實錄四)仁壽二年二月庚子、地震、三月戊寅、地震、四月甲寅、地震、八月癸亥、地震、閏八月乙酉、地震、九月辛巳、地震、十月丁卯、地震、

(文德實錄五)仁壽三年正月甲辰、地震、三月戊申、地震、七月癸巳、地震、甲辰、地震、辛亥、地震、八月壬午、地震、

(文德實錄六)齊衡元年五月庚子、地震、六月癸未、地震、八月癸丑朔、地震、九月壬寅、地震、十一月甲申、地震、

(文德實錄七)齊衡二年四月庚戌、地震、五月丁巳、地震、戊午、地亦震、六月戊戌、地震、壬寅、地震、七月壬申、地震、八月丁丑、地震、戊寅、地亦震、九月乙卯、是夜地震、丙辰、地亦震、乙丑、地震、丙寅、地亦震、乙亥朔、地震、十月戊寅、地震、十一月庚申、地震、十二月丁亥、地震、

(文德實錄八)齊衡三年二月甲午、地亦震、四月癸酉、地震、甲戌、地震、六月壬申朔、地震、癸酉、地亦震、七月丙辰、地震、戊午、地震、庚辰、地震、九月乙丑、地震、十月辛未朔、地震、戊子、地震、甲寅、地震、乙未、地亦震、十一月庚子朔、地亦震、辛丑、地震、癸丑、地震、十二月己卯、地震、

(文德實錄九)天安元年二月庚午、地震、乙亥、地震、甲申、地震、己丑、地震、四月丁亥終日震通宵不休、地震、五月丁未、地震、丙辰、地震、九月己未、地震、十月癸酉、地震、

(文德實錄十)天安二年三月甲申、地震、四月甲寅、地震、六月壬寅、地震、

(三代實錄十四)貞觀十年七月九日庚子、地震、十二日癸卯、地震、十三日甲辰、地震、十六日丁未、地震、廿一日壬子、地震、八月十日辛未、地震、十二日癸酉、地震、十四日乙亥、地震、十六日丁丑、地震、廿九日庚寅朔、地震、九月七日丁酉、地震、廿七日丙辰、地震、十二月庚申朔

(日本後紀二十一嵯峨)弘仁二年十二月丙子、地震、

(續日本後紀二仁明)天長十年六月癸未、地震、

(續日本後紀三仁明)承和元年六月丁酉、地震、

(續日本後紀四仁明)承和二年三月丁未、地震、

(續日本後紀五仁明)承和三年三月辛亥、地震、

(續日本後紀六仁明)承和四年六月庚戌、地震、七月丁丑、地震、

(續日本後紀八仁明)承和六年四月戊午、地震、七月丁亥、地震、

(續日本後紀九仁明)承和七年正月庚寅、地震、十月甲寅、地震、

(續日本後紀十一仁明)承和九年二月戊辰、地震、甲午、地震、三月辛亥、地震、六月戊寅、地震、

(續日本後紀十二仁明)承和九年八月乙亥、地震、十一月甲辰、地震、十二月壬申、地震、

(續日本後紀十三仁明)承和十年五月辛丑、地震、十一月癸巳、地震、

(續日本後紀十五仁明)承和十二年八月戊寅、此夜地震、

(續日本後紀十六仁明)承和十三年二月戊戌、地震、

(續日本後紀十八仁明)承和十五年三月丁卯、大地頻震、丁亥、地震、四月壬辰、地震、六月辛亥地震、壬子、地震、十月癸巳、地震、十二月丁亥、地震、

(續日本後紀十九仁明)嘉祥二年三月甲子、地震、四月丙申、地震、七月乙卯、地震、庚午、地震、

(續日本後紀二十仁明)嘉祥三年正月壬午、地震、壬寅、地震、二月庚午、地震、三月、卯未、地震、己亥、地震、

(文德實錄一)嘉祥三年四月癸丑、地震、壬戌地震、

(文德實錄三)仁壽元年正月乙酉、地震、二月乙巳、地震、三月丁亥、地震、四月丙午、地震、辛未晦、

にして、寒中雪ふること稀なり、また今年夏入初めより、巽にあたりて大なる星いづ、其光甚しく、人々怪み思へり、是ひきく見ゆる故なりしか、殊に十月二日は、ひねもす空曇り、小雨そぼふり、巳中刻頃、また巽にあたりて、虹の如くその長十丈ほどなるすぐの氣たつ、山田某、品川にてたしく是を見ると、夜は殊に寒くして空はれたり、其過日頃怪しき光りもの四方にひらめきわたるやいなや、大地俄に鳴動し、山川を覆へし、人屋を震倒す事、一時に數萬軒、其響恰も百千雷の落かゝれる如し、〇下略

讖言不當

〔慶長日件録〕慶長九年七月二十一日、宿番ニ参内、今夜大地震、可懼來之由、風說洛中洛外專なる間、京中町人不寢云々、内裏ニモ作風說、被驚、鷄鳴時分より、上格子也、少も不地震、一犬吠虛、萬犬吠ト可謂者也、　二十二日、町人來云、夜前丑寅刻、可地震由、雜說故、世間騷動、以外也、云々、

地震例

〔日本書紀二十四皇極〕元年十月庚寅、地震而雨、　辛卯、地震、是夜地震而風、　丙午、夜中地震、

〔日本書紀二十七天智〕三年、是春地震、

〔日本書紀二十九天武〕八年十月戊午、地震、　十一月庚寅、地震、　九年九月乙未、地震、　十年三月庚寅、地震、　六月壬戌、地震、　十月癸未、地震、　十一月丁酉、地震、　十一年正月癸丑、地動、　三月庚子、地震、　七月戊申、地震、　八月戊寅、亦地震、

〔續日本紀五元明〕和銅五年六月乙巳、地震、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年正月辛巳、地震、

〔續日本紀八元正〕養老三年三月乙卯、地震、　五年正月辛未、地震、　壬申、亦震、　二月甲申、地震、

〔續日本紀十一聖武〕天平四年七月丙辰、地震、　十二月辛卯、地震、

〔續日本紀十二聖武〕天平九年十月巳未、地震、

〔續日本紀十三聖武〕天平十年九月辛丑、地震、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年三月己巳、地震、　十二月丁亥、地震、

屋方も、中庭廣き端近のところへすまゐを住かへ、木馬形を用意し、火のもときびしく、立退の道筋とふまで、心を配り、宿酒杯過すべからず、沈醉して物の用にたゝざるのみか、怪我有ものも、格別空低く、星大きく見ゆれば、近きに地震あり、俄に空え火氣移るは、即刻に地震火氣飛物となる事もあり、雉子鳴き、衆鳥群をなす故、眠剰ぬ鳥出る事あり、何となく遠く響くは程なく震ひ來る、又人間は小天地なれば、氣血の順環、天地の氣候と替る事なき故、雷には頭痛し、震に腰なやみ、震雷を的然に知るものあり、男は稀にして女に多し、此類ひにまで心を用ひて前表をさとらば天災は遁ずとも、怪我あやまちは有べからず、〈中略〉海なき國は江の水、井の水涸れ溢るゝにて知るべし、又佛郎西にて地震を知るために、震剰計を造る、其圖左にあらはす、〈圖略〉大地震には必二日も前に付もの離れ、少しの地震にも三刻も前に落るといへり、随分理に叶ひ定てまるべけれども、先は星の大きく見ゆるを前表第一の規矩とすべし、

〔大地震暦年考〕地震知前兆説〈嘉永六年撰　即咸豐三年〉

ナチユルレーキタドキリフト　この書中に見えたり

磁石は、地震を前兆するの一法とす、紀元千八百五十三年の史に、この法を記載せり、夫疾風大雨のごときは、晴雨考をもつて前知する事を得るといへども、地震の前兆を知るに至るは、今日までいまだ世に公明なる事なし、ラツチメントン〈人の名也〉佛郎斯國の使として、共和國アルケントンナンス〈國の名也〉に至りし時、バレース〈佛郎斯の大都府の名〉の學校より地震前兆發明の一法を傳送せしなり、その法は、鐵の小片を磁石に附著せしむる者にして、他物を用るにあらず、地震には磁石その鐵に親和するの力、暫時の間消滅するゆゑに、附著の鐵かならず落下す、是をもつて地震の前兆とす、〈中略〉この一大發明はバレースの學校を待てはじめて世に知るとおもふ事なかれ、遠列機帝利的多麻窟湼窣斯密斯として、親和の理すでに明かになるによつて、學問の

震ニテハ、定メテ早々御登城アルベキヤト申サル丶人アリシ、其時小性ヲ呼セ玉ヒ、御居間ノ水桶ノ水コボレタルヤ、見テ參ルベシト仰セラル、其人則見テ參リ、水ハコボレ申サヾルヨシヲ申ス、然ラバ地震ニ付テノ御登城ナサレマジキナリト宜フ、其時或人申サル丶ハ、タヾ今仰付ラルル御居間ノ水コボレタルヤト御尋ノ儀ハ、イカヾ仕リタル事ニヤト申サレケレバ、ソコニテ答ヘ仰ラレシハ、總ジテ地震ユリタル時、イカホドノ地震ニハ登城然ルベシトノ義、計ヒ難ニ付テ、其爲ニ常ニ居間ノ前ニ水桶ヲ置テ、御城ニテ地震ユル時宅ヘ歸リ、今日ノ地震イカホドニヤトアル義ヲ相尋ヌレバ、水ノ動キヤウ、是ホドノ位ト申ス、夫ニテ御城ニテノ地震ヲ考ヘ、是ホドニテハ登城然ベキトノ義ヲ試置ナリ、コレニ依テ只今水ヲ見セニ遣スナリト仰ラル、實ニハ地震ノホドライ知ガタキモノナルニ、働セラル丶智慧ナリト、其人ゴトニ感ゼラレケルトナリ、

地震爲晴雨兆

〔三養雜記〕一地震にて晴雨を知る歌

世に地震にて晴雨を知る歌とて

九はやまひ五七の雨に四日でり六八なれば風としるべし、この九はやまひといへるは、疾病のことにはあらず、空の曇をいへり、そのよしは、唐土の地震にて晴雨を知る訣に、日風疾雨と順にくる時はしらる丶よし、日〈明六暮八夜四〉風〈九七九〉疾〈四[illegible]六夜大〉雨〈九夜五四七〉これは澀井春海の傳來なるよし輪池翁のはなしなりき、再おもふにこの地震の歌の時取あやまれり、六ツ日でりならでは叶はず、そのよしは、明暮の六と晝夜の九とは竪横にて、數一なるべし、四八と五七とは二づ丶にて、竪横の間をいへるなり、猶の日にて時刻を知る歌にても併おもふべし、（略）

豫知地震

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年二月七日乙丑、巳刻大地震、古老曰、去建暦年中有如今之大動、即是和田左衞門尉義盛叛逆兆也、其外於關東未有如此例云云、其後午時、子刻、兩度小動、

〔震害考說〕一變に今年安政二卯十月二日亥の上刻ばかりに、いかなる狂津日の惡ことにや、江戸

〔大地震暦年考〕地震略説　　蓁洲山人編

西洋の窮理の説に、大地の震動するは、その源は地下にある火坑より發す、火坑は全地球の中にあまたありて、吾邦の中にその源二ツあり、一ツは中州〈信越豆駿甲州〉一ツは蝦夷の地にありて、その火脈遠く異邦までもおよび、火坑の形狀はたとへば埋み火の如く、自然に地氣を蒸あげて、萬物これが爲に生育す、此故に先地震はじめて發する時、煙氣地上に蒸騰て、暫時のうちに空中を掩ひ、星宿光輝を失ふをもつて驗とす、その今まのあたり見聞し、常に形容をみる者は、信州、肥州、薩州、日州、豆州等の山々、その外尙多し、火脈の流通せざるは魯西亞國の東南の地、亞米利加國の北の地方に多かり、これらの地は荒漠て、草木すら生育せず、火氣の流通せる地方は、殊に膏腴にして萬物肥饒す、これ造物者の奇巧なるかな、しかれどもかくの如き廣大、利用をなす者は、害を生ずるも又極めて大なり、地震津浪のるい是なり、前に言る火坑全地に壓抑られ、至て至靜なるもわづかに空氣の通へる事あれば、焰氣これが爲に發動し、大地を震動す、甚だしきに至りては、山嶽をも震ひ崩し、砂石を噴起し、民家を敗り、衆人害を蒙り、山河陵谷所をかへるにいたる、遠くは意太利亞國の一都會、地下に埋沒て、人民草木畜るいことごとく盡たり、近時吾邦の越後、信濃、畿内、紀伊、伊勢、伊賀、伊豆、駿河などの地震津浪あるこれなり、火脈は一條より幾條にもなるがゆゑに、隣國に相接の地、損害多かり、これは火氣に當ると否らざるによれり、神社佛閣の破損少きは、礎の距度、棟梁の高低、尋常の家造りに異なる故なり、洪浪もまた火氣の海底に噴起りて、海潮これがために動蕩するにて、地震するごとに洪浪かならず起るといふ理ありといふにはあらず、ただ火氣の海中に起るとおこらざるによれり、あるひは地震の爲に洪水をおこすものあり、これは火氣發動するが爲に、山脈を毀ち、地下を通ふ水源を沃ぎ、川谷を注るに起る、また洪浪のるいは、山谷の狹隘き地は害多く、平坦に開豁たる地は害少なかるべし、その理いかにといふに、狹隘

豐雄命(鹿島ノ明神也)、經津主命(香取ノ明神也)葦原中津國を平げ、二神出雲の國五十田狹小汀に降居て、十柄劔を拔ひて倒に地に植て、其鋒端に踞るとあり、是に依て鹿島に石柱を立て、萬世の垂跡をしめす也、何ぞ劔の頭を刺といふ事あらんや、又地震の神といふは、外にありと見へたり、日本紀に推古天皇の御宇に地震して、舍屋悉破れぬ、四方に令して、地震の神を祭らしむとあり、然れども其神跡今は絶て、何地に有事をしらず、

〔震雷考說〕一夫世界萬國はてしなく、天の覆ふ所極りなし、其中に水火は萬民を化育し、風雨は萬物を潤澤すといへども、甚しきは天災地變と云、震雷等是に同じ、○中略氣比大明神熊襲の畔にあたり給ひ、孔子の伯魚をさきたてし類ひ多かる中に、漢土のいにしへ舜禹の代は、わきて聖代なれども、洪水九年にして、天下の民魚となるとあれば、いかなる聖賢の代にも天災はまぬかれがたし、然に水火風雨の難は遁るゝに道ありとも、震雷は避るに術なし、天にありては雷、地にありては震、是陰陽の變にして、天地の病なれば、いづれの時發らんもはかりがたし、雷は陰の氣、地中よりいでゝ雲中に入り、散じて陽にかへる、激して音をなし、大陰の雨氷を降らせ、震は陰の凝り地中にくだけて陽にかへり、其氣和することなし、重り澀滯りたる所一時に發するなり、陰は閉るをものとし、陽は發することをつかさどる、夏は地上大陽にして地中陰なり、冬は是に反す、故に夏は雷多く地震少し、冬氣は雷稀にして地震あり、尤陰陽變化の地氣なれば、時節のさだまるにはあらねども、陽氣發せんとする故、大地震ある年は、季候くるひて殊の外あたゝかなるものなり、又蘭人の說には、火氣常に地中を周旋して土を養ふ、火生土氣と云、其地脈の周廻のすぢみちを失ひ、火氣の凝たる所一時に發す、是地震なり、發し盡ざる殘氣、山岳に至り火となるといへり、易曰、鼓之以雷霆、潤之以風雨、日月運行、一寒一暑、是則震ひて寒暖を挨くさそふの證なり、少陽の東に方位し、四時には中春に配當すれば、陰陽變化にてあたゝかなる

訓見

〔書言字考節用集一乾坤〕地震（ヂシン）公羊傳、地震動也、出字彙、　地動（ナヰフル）　地震（同）出細

〔東雅二地輿〕地○中略　又地震をナイフルといふは、ナイとは鳴也、フルとは動なり、鳴動の義なり、今俗にナイユルなどもいふなり、ユルも又動也、ユルグといひ、ユルガスなどいふも亦同じ、上古の語にユタガシタなど見えし、即此也、

〔物類稱呼一天地〕地震、ちしん、關東及北陸道にて、ちしんといふ、西國及中國四國にて、なゐといふ、○下略

〔倭訓栞前編十九〕なゐ　日本紀に地震地動をよめり、鳴居の義にや、又なゐふるともよみ、武烈紀の歌に、なゐがゆりこばとも見えたり、俗になゐとよべり、癸未の多關東大地震に通茂卿、

神つ國千代のいははもゆりすゑて動かぬ御代のためしをぞひく

西國及中國にて皆なゐといふ、地震祭は陰陽家の祭也、

〔日本書紀十六武烈〕太子（武烈）歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、那爲我與釐據魔、耶黎夢之魔柯枳、（一本、以耶賦能之魔柯枳、易耶黎夢之魔柯枳、）

〔日本書紀二十二推古〕七年四月辛酉、地動、○下略

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年二月壬戌、地動、

〔日本書紀十三允恭〕五年七月己丑、地震、

地震說

〔秉燭或問珍一〕地震之說

或問云、地震とはいか成物にや、山を崩し海を塡、民家を壓倒のみにあらず、人民牛馬の死する事數をしらず、嗚呼天地の間に、かくあさましき事も有物にや、兒女の說には、鹿島の明神是を歎給ひ、要石を以て鯰を刺給ふといへり、まことにて侍るや、其說を聞ん、

對曰、地震は二氣の陰陽（ナイ）あいだのなす所にして、たま〳〵はげしき事あれば、家を崩し人を傷

古事類苑

地部五十

地震

地震ハ古クハナヰト云ヒ、又ナヰフルトモ云ヘリ、震動ノ義ナリ、後世ノ俗、仍ホナヰト云ヒ、或ハヽユナイユルナド訓ズル者モアレド、多クハ音讀セシモノヽ如シ、

我國古來地震ヲ以テ聞ユレドモ、其事ノ史籍ニ見エタルハ、日本書紀允恭天皇五年七月紀ヲ以テ始トス、凡ソ地震ノ勢ニ强弱アリ、一日數回ニ及ブアリ、數日ニ渉ルアリ、年ヲ經ルアリ、其最モ大ナルモノハ、家屋ヲ倒シ、人畜ヲ損ジ、地ヲ裂キ、山ヲ崩シ、川ヲ塞ギ、海嘯ヲ起ス等ノ事アリ、是ヲ以テ其難ヲ避ケントスルヤ、或ハ屋外ニ出デ、或ハ樹下ニ坐シ、或ハ竹林ニ入リ、或ハ舟車ニ乘ル、德川幕府ノ時ニ在リテハ、特ニ史員ニ其震動ノ注意ヲ與ヘタリ、而シテ地震ノ頻ニ發シタル時ハ、朝廷ニテハ陰陽寮ニ命ジテト占セシメ、或ハ地震ノ神ヲ祭リ、或ハ之ヲ山陵ニ告ゲ、或ハ臨時ニ大祓ヲ行ヒ、或ハ祈禱ヲ修セシム、而シテ地震ニ由リ朝儀ヲ停メ、年號ヲ改メ、賑恤ヲ施シ、恩赦賑給ヲ行フ等ノ事モ、亦古クヨリ之レ有リキ、

名稱

〔類聚名義抄 八〕地震 ナヰ

〔伊呂波字類抄 那地儀〕地震

〔運步色葉集 那〕地震

洲

〔倭名類聚抄 一 地部〕洲　四聲字苑云、水中可居者曰洲、李巡曰、四方皆有水也、音州、和名須

〔箋注倭名類聚抄 一 水土〕所引釋地文、說文作州、云水周遶其旁、从重川、昔堯遭洪水、民居水中高土、故曰九州、是州本洲字、轉注爲九州、故州指字、俗從水、以別之也、釋名、洲聚也、人及鳥獸所聚息之處也、廣雅、州居也、契沖曰、須具栖息同語謂人所居住之處、愚謂、須清冷之義、洲必累砂、無汙泥、故名須、

〔東雅 二 地理〕洲シマ　古語にシマといひしは、スミの轉語なり、水中可居之所なればスミといふ、その語轉じてシマといふなり、八洲知之といふ事を、八隅知之ともいふこれ也と、萬葉集抄に釋せし誠に然なり、舊事紀には、洲字讀てシマと云ひしを、古事記には、島の字に改めしるせし事は、太古の時には、沙をよびてスといひけり、スヒチネの神、沙土根としるされしが如き此義なり、後に沙洲の義によりて、洲の字をば、其字の音のまゝにスと讀み、洲の字の古音は、スと讀みしなり、シマといふには島の字を用ひ、沙をばまたスナゴなど讀しが故なり、

〔倭訓栞 前編 十二 す〕○中略　洲をよむはしう反音也、其證古事記に見えたり、渚をよむは洲より出たり、

〔藻鹽草 五 水邊〕洲　同名所

おきつ洲　しら洲　なが洲　あきつ洲　かは洲　いる洲　濱洲　洲さき　ひし　洲の事也、鳥しとかけり、ひし里など云も、河邊事の中にあるさとゝ云々、　いちの洲　みなと洲　する洲　洲はま　洲濱一説也、可決事也、　長洲　攝州河邊、在淀川邊　人しれずおつる涙はつの國のなかすとみへて讀ぞくちぬる、あしたづ、

〔更科日記〕濱名の橋につきけり、○中略　とのうみはいといみじくあらく、浪たかくて、入江のいたづらなるすどもに、こと物もなく、松原のしげれる中より、浪のよせかへるも、いろ〳〵の玉のやうにみえ、まことに松の末より波はこゆるやうにみえて、いみしくおもしろし、

踰其而七日之後天晴、於鹿見島ノ信儞村ノ海、沙石自集、化而三島ト成、炎氣鑄形勢ノ如ク相ワラナル、遙見レバ四阿ノ屋根ニ似タリ、爲島ノ埋ル物、民家六十二區、口十餘人也ト云、

〔和漢三才圖會 六十五 陸奧〕松島。　在仙臺之東、七里

海中有小嶋、數百山洲環浦奇峯異石、實是天下絶景、而其島或似地藏、毘沙門、二王、大黑、惠美酒、布袋等之像、或有太鼓屛風甲冑等之形者、不悉記、雄島、離島、千貫島、松島、殊名高、故以松島爲總名、貴賤樂小舟遊遍遨遊、凡不經十餘日者不盡見也、

〔東遊記後編 四〕松島

只二人鹽竈の浦より松島の雄。島。まで、二里半の所を、賃錢纔に四百文にて、小船一艘を買切濟出す、天氣殊にのどやかにて、風さへ靜なるは、天幸を得たりといふべし、東に向ふて行くに、岸より纔に五六丁の所に小き島あり、辨。天。島。といふ、夫より十八町にして、かの名たゝる離。が。島。あり、右の方に東宮濱といふ里あり、向ふの沖の切戸の出崎を湯が崎と云、左の方崎山と云、皆漁家なり、離が島より左に折て舟の舳北の方に向ふ、東の方に島々連れり、大なる島近く隔りて、其島の切戸より東海を見る、其大なる島より外にある島々、我舟の通るに從ふて、北よりして南に移る、小き切戸より數々の島々を繰出す事の如きかゝぐるを見る如く、又芝居抔の引道具をみる如し、其島皆甚大ならずして色々の形あり、多くは皆其形を以て島の名とす、地。藏。島。、烏。帽。子。島。等、其形尤よく似たり、其外、

筆捨島　沖唐戸島　松の島　水島　兩犬島　鍋島　觀船島　屋形島　二子島　繪かけ島
蛇島　鼓島　太鼓島　青海島　汐干島　松が浦島　橋かけ島　旗が島　内裏島　后島
都島　二王島　鹽燒島　物言島　主水島　櫃島　箕輪島　鐘島　龍島　化粧島　袈裟島　あぶみ島　貝の島　伊勢島　小町島　毘沙門島　大黑島　夷島　ふくら島　雄島

地して俄あへる所に、或日又山の峯震動しておびたゞし、すはや又焼上るかと見る程に、山の峯より雲をとけるがごとき物、其逆様に落来る、何事かといふ程こそあれ、大水山を砕き、石を飛し、樹木を抜てまくり落る、其水先きに當る所は、人家田地の差別なく、唯一瞬の間に大海へ突出せり、さばかりの嶮岨なる高山の峯より、岳を切り落せるがごとき大水、其さかさまに落来る事なれば其勢ひの急なる事たとへんものなし、人馬ともに逃るいとまもなく、しかと見定めたる者もなしとかや、予も其地に渡りし時、其跡をみたりしに、其水すじは大なる谷となり、其傍の田地の中、或は小だかき岡の上などにも、大さ貳丈三丈、あるひは五丈、六丈にも及べる石ながれ殘れり、かゝる大石の事なれば、人力に動かす事もあたはず、田畑などもさまたげられながら、其まゝに捨置り、是を見るにも、まことにかゝる大石の、水の爲にながれ下れる事、其時の水勢思ひやられたり、今も櫻島の小児のうたふ歌をきけば、島のおたけかどろ〳〵鳴るぞ村丈(たけ)によにげ、山汐が來るとうたへり、其ときのおそろしかりけん事、みるがごとくなり、

すべて高山大やけの後は、多く大水溢れいづる事あるものなり、天明癸卯、信州淺間がたけ大焼の時の洪水も、おびたゞしかりし事みな人のしるところなり、その委敷事は、又別巻にしるせり、

〔一話一言四十四〕薩州隅州の海中に在之櫻島神火の次第

安永八己亥年九月廿九日之夜酉の刻、地震、明ル十月朔日卯刻より、御嶽南の峯に少し、煙立登るとみへしより、段々と盛んに相成、午の刻に至、山の腰前後六七合目より神火燃上り、黒雲のごとく成煙のぼる事、高サ凡五六里計、光焔の中、霹光曜々、諸人目を驚す事限なし、焼石霰のごとく降ちらし、木石壹丈貳丈の石も、火勢にて微塵となる、四方八方へ飛散、其上國中一時の間に、地震十度程宛の震動、御嶽火焔の響き晝夜とも雷鳴のごとし、凡國中手に取様に相聞、勿論近國へも響

大日本(日本此云耶麻騰、下皆效之、)豐秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、次雙生億岐洲與佐渡洲、世人或有雙生者象此也、次生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉、卽對馬嶋、壹岐嶋、及處々小嶋、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也、

〔古事記上神代〕故爾反降、更往廻其天之御柱如先、於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合、生子淡道之穗之狹別島、(訓別云和氣、下效此、)次生伊豫之二名島、此島者身一而有面四、毎面有名、故伊豫國謂愛(上)比賣、(此三字以音、下效此也、)讚岐國謂飯依比古、粟國謂大宜都比賣、(此四字以音)土佐國謂建依別、次生隱伎之三子島、亦名天之忍許呂別、(許呂二字以音)次生筑紫島、此島亦身一而有面四、毎面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂建日向日豐久士比泥別、(自久至泥以音)熊曾國謂建日別、(曾字以音)次生伊伎島、亦名謂天比登都柱、(自比至都以音、訓天如天、)次生津島、亦名謂天之狹手依比賣、次生佐度島、次生大倭豐秋津島、亦名謂天御虛空豐秋津根別、故因此八島先所生、謂大八島國、然後還坐之時、生吉備兒島、亦名謂建日方別、次生小豆島、亦名謂大野手(上)比賣、次生大島、亦名謂大多麻(上)流別、(自多至流以音)次生女島、亦名謂天一根、(訓天如天)次生知訶島、亦名謂天之忍男、次生兩兒島、亦名謂天兩屋、(自吉備兒島至天兩屋島幷六島)

〔日本書紀十應神〕二十二年四月、兄媛自大津發船而往之、天皇居高臺望兄媛之船、以歌曰、阿波旋辭摩、異椰敷多那羅弭、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳辭摩之魔、儾伽多佐例阿羅智之、吉備那流伊慕塢阿比瀰菟流慕能、九月丙戌、天皇狩于淡路島、(中略)天皇便自淡路轉以幸吉備、遊于小豆島、

〔古事記下仁德〕於是天皇戀其黑日賣、欺大后曰、欲見淡道島而幸行之時、坐淡道島遙望歌曰、淤志氐流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知氐、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能碁呂志摩、阿遲摩佐能志麻母美由、佐氣都志摩美由、

〔萬葉集三雜歌〕高市連黑人羇旅歌八首(中略)

やを否をしらず、

〔北越雪譜二編四〕浮島

小千谷より西一里に、芳谷村といふあり、こゝに郡殿(ニヲリノ)の池とて、四方二三町計の池ありて、浮島十三あり、晴天風なき時、日出れば十三の小島おの〳〵離散して池中に遊ぶが如し、日入れば池の正中にあつまりて一ツの島となる、此池に種々の奇異あれども、文多ければしるさず、羽州の浮島はものにも記して、人の知る處なれど、此うきしまはしる人まれなり、

〔枕草子九〕しまは

うきしま　やそしま　たはれ島　みづしま　松がうらしま　まがきの島　とよらの島　たどしま

〔奥義抄上ノ末〕出萬葉集所名　普通名所不注略○中

島

からの、しま　たけしま　さゝしま　いづしま　ひめしま　もゝつしま　ながとのしま
いらこがしま　おきつかりしま(長門國也)　きびのこじま　かちしま　かさぬひのしま　いかひしま
やそのしま　もゝつちの　ゆきしま　あへのしま　かゝけたくしま　あはしま　のじま

〔八雲御抄五名所〕島

たちばなのこじま(山万宇治也、山ぶき有、河内にもあり、)　まきの(同、基俊歌、金葉、)　みつのこ(陸ぐろさき古)　なまつしま(同)　なまがきの(同、後撰、しほがまのまがき、しほがまのうらのおきに有、)　まつがうら(同、後撰、)　うきしま(同、しほがま也、後撰、)　おくの(撰)道にそむき(万、なは)　見にあへのの(同)すし石(万)　うたみの、(古、なにはに色、貫之)　いらこか(万、伊勢)　まつ(同、畫之)(後拾)かこの(撰)ゆき(万)すぎがて、(いなみ)　経ばらこし、いるたつ、いゑ(万同)　からにの(万同)　いとこら(紀)きしき(万)　あたまつ(同)座(万)　いもかた(同)みの(万)うらかはなれ　こ(同、流在)記は(前なれ)図、島、かしま(万同)　うらのはつ(同、橘)津(後撰、陸奥)元方、(云ニ)あはぢのきしに(万)むかへる(すみよし)のじま　近隆奥(万)

名を鷹嵩といふ、此山の縁記を聞けば、人皇四十代のみかど、天武天皇の朝、白鳳年間、役行者の開基にて、倉稲魂神勸請の地なり、此山のみたらしの大池あり、大沼と名付く、是は池の形大の字に略似たるをもて名付しとかや、此池に奇妙の靈異あり、世間未曾有の奇事なれども、かゝる僻遠の地なるを故、尋入る人も稀々にて、知る者すくなし、いかなる事ぞといふに、池の中に六十六の島ありて、其島時々に水面を遊行す、島の數六十六といふは、日本成就の形相といふ、其昔行基菩薩も此池に至り、實方中將も此浮島を見物し給ひしとぞ、實方遊びたまひし時、

　四ツの海波靜なるまるしにやおのれと浮て廻る島哉

と詠給ひしといひ傳ふ、池のほとりに古松二株あり、一株を實方中將の島見松といふ、實方此松に倚りて島を見給ひしと也、其時明神感應ありて池水を卷上て、松の根までそゝぎしとて、一株の松を浪上松といふ、浮島常は池の岸に引付て渚のやふに見ゆ、其中にて最大なるを奥州島と名付く、其餘の島々も皆國々名ありしかど、今はまぎれて何國といふこと、まかとわからず、唯一所池の中へ突出たる岸根を蘆原島といふ、此島ばかり動かず、昔より同じ所にあり、又池の向ふの方の右の方によりて浮みたる色黒き木の株のごときものあり、是を浮木と名付て、天下の吉凶を占ふとぞ、浮たる時は天下太平の象なり、沈みて見えざれば、必變を示すとなり、〇下略

〔東遊雜記　二〕世にしる大沼と云所へ、此邊よりは僅に六七八里の所といへども、御巡見所にあらざれば行ず、至て殘念に思ひしゆへに、案内のものはいふに及ばず、村々の役人町々の年寄抔に近よりて尋聞しに、大沼へ度々參詣せしもの、いふ、山の頂に方五六十間と覺しき沼あり、傍らに大沼權現と稱せる社ありて、別當は山伏にて、少しき寺院也、扨沼の中浮島六十六島、大ひなる島方五六尺、小なる島は僅に方一尺計、諸草生じてあり、諸人參詣すれば、山伏出て、何れの島は何の國、彼の島何の國と、大小によりて六十六ヶ國に表し、信心なる人の目には、こと〳〵く島と見

新島

き成賜へる潮の凝りの、積て成れる故の名なり、○中略さて此島の在所は、高津宮段に、天皇の淡道島に大坐まして、の大御歌に、阿波志摩淤能碁呂志摩阿遲摩佐能志麻母美由云々とあるに因ば、淡島の並と聞えたり、○略 註私記に、今見(二)在淡路島西南角(一)小島是也、云(二)俗猶存(一)其名(一)也と云、ト決には、在(二)淡路西北隅(一)小島と云り、西北西南いづれか實ならむ、或說に、俊成歌によむ淡路の繪島これなり、日本紀に、以(二)磤馭建島(一)爲(二)繪とあるより島て、もとは繪島の建なりと云り、又或說に、淡路の西北隅にある繪島これなり」今も繪島と云、又おのころ島てふ名もあせり、さて其地方に、繪島と云もあり、(中略)と云れり、又延本國臣郡云、おのれさきに四國へまかりしとき、おのころ島のあたりを經行たり、淡路の津名郡、石屋神社の東の小島なりと云りき、又或說に、淡路と紀伊國の境、由良瀬の西方なる小島なりと云り、こは違へるが如し、

〔日本書紀天武二十九〕十三年十月壬辰、逮(二)于人定(一)大地震、○中略是夕有(二)鳴聲如(一レ)鼓、聞(二)于東方(一)、有(レ)人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲(二)一島(一)、則如(二)鼓音(一)者、神造(二)是島(一)響也、

〔續日本紀光仁三十五〕寶龜九年十二月甲申、去神護中大隅國海中有(レ)神造(レ)島、其名曰(二)大穴持神(一)、至(レ)是爲(二)官社(一)、

〔續日本後紀仁明九〕承和七年九月乙未、伊豆國言、賀茂郡有(二)造作島(一)、本名(二)上津島(一)、此島坐阿波神、是三島大社本后也、

〔西遊記續編四〕出來島

過し年、薩州櫻島大燒の後、其海中時々沸騰して、海水煮へあがり、海面は火もへ出て、大海の水皆熱海と成り、海中の魚類、大小の差別なく皆死せり、其海の沸騰する勢に、百尋に餘れる海底より土砂湧上り、新に七つの島を生せり、第一に大なるは一里七合廻り、其外一里成、或は一里など、大小色々あり、其後海中煮へしづまりて、彼島堅まり、國土と成れり、余が彼地に遊びし頃は、彼島出來てやう〳〵四五年にもや成らん、ほどちかき事なれば、島の上に草木もなく、唯白砂の島なりき、其あたりの人の物語れるは、近き頃は鳥多く島に付り、鳥付けば草生ず、草生ずれば樹木も進

島 洲附

島ハ、シマト云フ、古クハ洲ノ字ヲモ訓ゼリ、主トシテ四面環水ノ地ヲ謂ヘド、稀ニハ陸上ノ地勢自ラ一區域ヲ爲セル處ヲモ謂ヘリ、而シテ島ノ事ハ、尙ホ諸國篇島嶼條ニ在レバ、宜シク參看スベシ、

洲ハ、スト云フ、砂土積堆シテ陸地ト成レルモノヲ謂フナリ、

〔倭名類聚抄一山谷〕島嶼　說文云、島海中山、可依止也、都皓反、一音鳥、和名之萬、唐韻云、嶼、徐呂反、上聲之重、與序同、海中洲也、和名上同、

〔箋注倭名類聚抄一山石〕尾張本、曲直瀨本、下總本、一作叉、新撰字鏡同訓、按之万、陝也、謂周匝有區限之地、秋津島、磯城島之類是也、轉訓之波留、縮訓之々万留、又謂謑猥物成堅硬爲之万留、謂閉門亦云之万留、皆同語、島嶼周圍有水爲區域、故亦名之万、○中略所引山部文、原書嶋作島、海中下有往々有三字、釋名、海中可居者曰島、島到也、人所奔走也、亦言鳥也、人物所趣、如鳥之下也、○中略曲直瀨本、徐呂反、上聲之重、與序同十字、作音序二字、新撰字鏡同訓、下總本、和名上同作和名比良之万、按類聚名義抄、伊呂波字類抄、亦有是訓、○中略廣韻同、按文選吳都賦劉逵注、嶼海中洲上有山石、孫氏蓋本之、

〔倭訓栞前編十一〕しま　島、嶼、又洲字をよめり、或は嶼をひらしまと訓す、水中に土のしまる所也、渚は水中に洲の出來たる也、坻は水中の高地也、一說にすみと通す、水中可居の所をいふ、よて萬葉集に、八洲知といふ事を、八隅しゝと多くよめりといへり、梵語の四摩也ともいへり、國の志摩も島の義也、○下略

大門岬

の御崎と云、鐘のある所は、織幡山の艮の方五町計おきにあり、今も鐘のある所いちじるしく見ゆるよし、里人いえり、○下略

〔西遊記續編〕二筑前に遊びし時、博多の崇福寺に暫くとゞまりて、此あたり一見す、○中略詩を賦し譚を談せしいとま、當國の奇事をとひしに、其席に在る人の曰、此國の海中に鐘あり、其處を鐘が。御。といふ、織幡山の艮の方、岸を離るゝ事纔に五町ばかりの所にあり、船にて其處にいたれば、よく見ゆるよし里人いふ、是はむかし三韓より撞鐘をふねに積て渡せしに、龍神鐘を望み、此海にいたりて浪風俄に起り、船くつがへりて、鐘は終に海底に沈みぬ、其三韓よりわたりし事は、古き事にや、萬葉集の歌にも、千早振鐘がみさきを過れども我は忘れず志賀のすめ神、よみ人しらずと出たり、又新古今にも、白浪の岩打波やひゞくらん鐘のみさきの曉の空、衣笠内大臣、又家の集、昔に聞く鐘のみさきはつきもせずなくこゑ響くわたりなりけり、俊頼、又大名寄に、聞あかす鐘のみさきのうき枕夢路も浪に幾夜へだてぬ、など諸集に見へたり、○下略

〔筑前國續風土記〕二十一宗像郡茶屋大門

茶屋村より乾の方五町許に、大門崎とて、海中にさし出たる岩山の出崎あり、その出崎はすべて一箇の岩山にして、小き口つゞけり、そのかたち、あたかも龜の方をのべたるに似て、出崎につゞけり、山尾は細し、出崎の岩山は少大にして高し、この出崎の岩のかたち、こまかにみれば、黒く入九寸、一尺三寸、あるひは一尺八寸ばかりなる方なる石の柱なり、其技はあたかも良工の手をつくし削なし、數百萬をつがねて、高く海中に立たるがごとくなる形壯なり、この岩山は高き事海上に三四十間程、そのそばだてる事屏風をたてたるごとし、城郭の石壁のごとし、この上はかへつてまへにさしかゝりて、下を覆へり、その山下に大門とて、北にむかへる大なる岩窟あり、その内海水ははなはだ深くして、その色黒く、よのつねの水色にことなり、是山影にして、また水きわめ

語云、天皇者皆婚八田若郎女、而晝夜戲遊、若大后不聞看此事乎、靜遊幸行、爾其倉人女、聞此語言、卽追近御船、白之狀、具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之御綱柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也、

〔古事記傳三十六〕御津崎は、書紀仁賢卷六年に、難波御津、齊明卷五年細書に、難波三津之浦、萬葉一廿六丁に、大伴乃御津乃濱松、又廿七丁大伴乃美津能濱、三十五丁に三津埼、十五丁に大伴乃美津能等麻里などなは多し、古難波より船發するに、主と此津より發、又此津に泊たりし事、萬葉の歌どもに數多よめるが如し、かくておのづから難波の內の一の地名となれるなり、難波古圖に、高津の西方海邊に、三津里、三津濱あり、其處なるべし、

〔萬葉集三雜歌〕柿本朝臣人麻呂羇旅歌八首（○七首略）
三津埼、浪矣恐隱江乃、舟公宣奴島爾、

〔萬葉集八相聞〕天平五年癸酉春閏三月、笠朝臣金村贈入唐使歌一首幷短歌、
玉手次、不懸時無、氣緖爾、吾念公者、虛蟬之、命恐、夕去者、鶴之妻喚、難波方、三津埼從、大舶爾、二梶繁貫、白浪乃、高荒海乎、島傳、伊別往者、留有、吾者幣引、齋作、公乎者將往（○往恐待誤）早還萬世、

〔日本書紀神武三〕戊午年二月丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛也、

○按ズルニ、難波之碕、卽チ御津埼ナルベシ、

〔萬葉集一雜歌〕幸于伊勢國時、留京柿本朝臣人麿作歌
鳴呼見乃浦爾、船乘爲良武、𡢳嬬等之、珠裳乃須十二、四寶三都良武香、
釧著手節乃崎二、今毛可母、大宮人之、玉藻苅良武、

〔新編相模國風土記稿九十七鎌倉郡〕稻村崎　海岸ニ突出シテ、其形稻ヲ積タルガ如シ、故ニ名ヅクト云フ、
高三十間、東面ヲ靈山崎ト唱ヘ、（極之下村ニ屬ス）西面ヲ稻村崎ト呼ブ、

志摩國答志崎
相模國稻村崎

和田三綱

(古事記 仁德 下)大后爲將豐樂而於採御綱柏幸行木國之間、天皇婚八田若郎女、於是大后御綱柏積盈御船還幸之時、所駈使於水取司吉備國兒島之仕丁、是退己國、於難波之大渡遇所後倉人女之船乃

岬

岬ハ、ミサキト訓ズ、又埼、碕、嵜等ノ字ヲ書シテ、サキトモ訓ゼリ、即チ陸地ノ長ク海中ニ突出シタル處ヲ謂フナリ、

〔倭名類聚抄一山石〕岬　唐韻云、岬山側也、古狎反、日本私記云、三左木

〔箋注倭名類聚抄一山石〕岬、見仁德三十年紀、雄略紀島曲本注云、謂海中島曲碕岸也、俗云美佐祁、又古事記有御大之御前、神代紀上有熊野之御碕、下有吾田笠狹之御碕、按神武己未年紀、丘岬此云塢介佐棄、仲哀八年紀亦訓佐棄、然則三佐木之三、美稱耳、佐木與鋒前訓同、又按三佐木、謂陸地長突出海中之處、以訓山側之岬字、書之不允、文選江賦注引埤蒼曰、碕曲岸頭也、新撰字鏡、碕訓石之出太留佐支、是訓碕字為允、〇中略廣韻同、但岬作岬、玉篇岬亦作岬、按文選吳都賦注引淮南子許愼注云、岬山旁、孫氏依本之、又按古無岬字、蓋从山从胛省、會意字、

〔書言字考節用集二乾坤〕岬ミサキ崎、嵜、埼並同、崎書注、崎岸頭也、

〔倭訓栞前編三十〕みさき　日本紀に碕字、岬字などよめり、大先の義成べし、倭名抄には汀をもよめり、水先の義にや、

〔倭訓栞前編十〕さき〇中略　日本紀に碕字、岬字を訓せり、先の義なり、今人、崎字を用るは非ず、伊藤氏も崎只有崎嶇之義、而不見洲嶼之義といへり、新撰字鏡には、碕を石の出たるさきとよめり、日本紀に迮をよめり、せば反さ也、迮は與窄通、迫也狹也と見ゆ、

〔古事記傳十二〕御前は、凡て山にまれ海邊にまれ、物の鋒の如く突出たる處を云、埼、崎、碕、岬等の字を用ひたり、

熊野浦

木海之、名高之浦爾、依浪、音高島、不相子故爾、

（萬葉集四相聞）柿本朝臣人麻呂歌四首（○三首略）

三熊野之、浦乃濱木綿、百重成、心者雖念、直不相鴨、

那智浦

（源平盛衰記四十）中將入道入水事

三位入道（○平維盛）三ノ山ノ參詣、平ユヘナク被遂ケレバ、濱宮ノ王子ノ御前ヨリ、一葉ノ舟ニ棹サシテ、萬里ノ波ニゾ浮給フ、遙カノ沖ニ小島アリ、金島トゾ申ケル、彼島ニ上リテ、松ノ木ヲ削ツヽ、自名籍ヲ書給ヒケリ、平家嫡々正統小松内大臣重盛公之子息、權亮三位中將維盛入道、讚岐屋島戰場ヲ出テ、三所權現之順禮ヲ遂、那智ノ浦ニテ入水シ畢、

元暦元年三月二十八日、生年二十七ト書給ヒ、奥ニ一首ヲ被遺ケリ、（○下略）

阿波國勝浦

（吾妻鏡四）元暦二年（○文治元年）二月十八日壬申、廷尉（○源義經）昨日自渡部、欲渡海之處、暴風俄起、舟船多破損、（○中略）仍丑剋先出舟五艘、卯剋着阿波國勝浦（常行程三日也）

（源平盛衰記四十二）勝浦合戰附勝磨并親家屋島尋承事

判官（○中略）又浦人召テ、此所ハ何ト云ゾト問、勝浦ト申ト答、軍ニ勝タレバトテ、色代シテ僞飾ヲ申ニコソ、加樣ノ奴原ガ不思議ノ事ヲバシ出ゾ、返忠セサスナ、義盛ハ無キ歟、シヤ頸切レト宣ヘバ、伊勢三郎太刀ヲヌキ進出タリ、浦人大ニ恐戰テ、其儀ハ候ハズ、此浦ハ御室ノ御領五箇庄ニテ、文字ニハ勝浦ト書テ候ナルヲ、下臈ハ申安キニ付テ、カツラト呼侍キ、上臈ノ御前ニテ侍レバ、文字ノ儘ニ申上候ト云、（○中略）義經軍ノ門出ニハ、チマアマコノ浦ニテ軍ニ勝テ、又勝浦ニ著テ敵ヲ亡ス、末憑シトゾ悅ケル、判官又浦人ニ問給フ、此勝浦ヨリ屋島ヘハ、行程イクラ程ゾト、二日路候ト申、サラバ敵ノ聞ヌ先ニ、打ヤ〳〵トテ、鞭障泥ヲ合テ打處ニ、（○中略）判官宣ヒケルハ、（○中略）倚屋島ヨリ此方ニ敵アリヤト問ヘバ、近藤六申ケルハ、今三十町計隔テ、勝宮ト云フ宮アリ、彼ニ阿部民部

紀伊國和歌浦

〔吾妻鏡　四〕元暦二年三月廿二日乙巳、廷尉〈〇源義經〉促數十艘兵船、差壇浦解纜云云、自昨日聚乘船廻計云云、三浦介義澄、聞此事、參會于當國大島津、廷尉曰、汝已見門司關者也、今可爲案内者、可先登者、義澄受命、進到于壇浦奥津邊、〈去平家陣三十餘町也、〉于時平家聞之、棹船出彦島、過赤間關、在田浦云云、　廿四日丁未、於長門國赤間關壇浦海上、源平相逢、各隔三町、艚向舟船、〈〇下略〉

〔玉海〕元暦二年四月四日丁巳、光雅仰云、院宣云、追討大將軍義經、去夜進飛脚、〈相副札〉申云、去三月廿四日午刻、於長門國團合戰、〈於海上合戰云々〉自午正至晡時、云伐取之者、云生取之輩、不知其數、此中、前内大臣、右衞門督淸宗、〈内府子也〉平大納言時忠、全眞僧都等爲生虜云々、

〔筑紫紀行　一〕だんのうらは、いづくの邊ぞと問へば、それは長門國にて、八島とは海をへだて、、はるかに西のかたにて候、東國の御かた〳〵は、たゞ世に八島、だんのうらと申つらね候まゝに、だんのうらは、やしまのうらならんとも、又は八島近邊のうらならんともおもひ給へども、さやうには候はずと、船人ものしりがほにいふ、

〔運歩色葉集　和〕若浦〈和歌會〉

〔書言字考節用集　一乾坤〕和哥浦〈ワカノウラ紀州海部郡、本字弱浦、續日本紀、神龜元年改二弱濱名一爲二明光浦一、〉

〔諸州めぐり　四紀伊〕和歌浦〈和歌山より壹里あり〇中略〉和歌のうらは、南をうけて入海なり、俗說に、此浦に、おなみ有てめなみなし、故に片男波といふ、此說非也、男波とは大なみなり、女波とは小波なり、われもとより其說を信せず、〈〇中略〉和歌のうらに、しほみちくればかたをなみと古歌によめるは、俗說の意にあらず、しほみち來れば潟なくなるといふ意也、其故あしべの方にたづなき來れるといふ意明に聞ゆ、〈〇中略〉此浦の佳景聞しにまさりて目を驚せり、我此景色をむさぼりみて、海邊に躊躇し、去事をわすれて、ときをうつせり、〈〇下略〉

〔紀伊國名所圖會　二海部郡〕和歌浦〈今西南出島浦あり、上古はこゝの洲なくて一めんの干がたなり、〇中略〉

んがしの極なれば、日の光もめづらかに、東方朔が十州の記に、祖州東海の中にありて、地の廣サ五百里、上に不死草瓊田の中に生ずとかや、其草菰苗に似たり、長三尺許、人已に死するときは、即これを覆へば皆蘇るとぞ、舵工にかたり〳〵なぐさむれば、程もなく鹿島の鳥居のもとに着く、

陸奥國鹽竈浦

〔東遊雜記二十三〕八つ時過鹽竈浦へ御着船なり、此浦むかしにかわりて、ふね入淺く、やう〳〵船の通行せる事にて、所々に柱を建てしるしとせり、海面清淨ならず、入江々々沼のごとくに見ぐるし、町にあがりては、松島の町よりは大にすぐれ、三百餘軒あり、町の間に鹽竈尾命の社あり、

〔古今和歌集二十東歌〕陸奥歌

みちのくはいづくはあれど鹽竈の浦こぐ舟の綱手かなしも

播磨國明石浦

〔運歩色葉集下〕明石浦

〔書言字考節用集二乾坤〕明石浦播州明石郡

〔倭訓栞前編二〕あかし略○中日本紀に赤石をあかしとよめり、播磨の明石も、延喜式に赤石に作る略○下

〔萬葉集三雜歌〕門部王在難波見漁父燭光作歌一首

見渡者、明石之浦爾、燒火乃、保爾曾出流、妹爾戀久、

〔古今和歌集九羇旅歌〕題しらず

ほの〴〵と明石の浦の朝霧に島がくれゆく舟をしぞ思ふ　讀人しらず

この歌は、ある人のいはく、柿本人麻呂がなり、

〔今昔物語二十四〕小野篁被流隱岐國時讀和歌語第四十五

今昔、小野篁ト云人有ケリ、事有テ隱岐國ニ被流ケル時、略○中明石ト云所ニ行テ、其夜宿テ九月許リノ事也ケレバ、明曉ニ不被寢テ詠メ居タルニ、船ノ行クガ島隱レ爲ルヲ見テ、哀レト思テ此ナ

に、大宮の内まできこゆあびきすとあこと、なふるあまのよび聲云々、鹽木は此浦に古歌多し、

新後拾遺　崇全法師　わすれなよ度をかさねて鹽木つむあこぎが浦になれし月影　同按察使公敏、いかにせんあこぎがうらに袖ぬれてつむや鹽木のからきおもひを、

二見浦

〔書言字考節用集乾坤〕二見浦〈勢州度會郡〉

〔伊勢參宮名所圖會五〕二見浦

二見は、清き渚、打越濱の邊りの總名にて、此を立石といふは、注連はりし二ッの石に付ていへり、二見の名義說々あれども、悉く信ずるに足らず、汐の干ぬれば、いろ〳〵貝を拾ひ藻を取、ある時は網引などして、あまのしはざども甚興あり、

或は立石の注連は、與玉の拜所にて、遙沖の大成岩の汐干にも見へぬ岩神あり、是猿田彥にて、わだつみの神也云々、されどもわだつみは、日本紀に海童と書て、たゞ海の神を拜する成べし、猿田彥といふには及ぶべからず、又礒の砂、珊瑚砂と號るものうち交りて、實に珊瑚に似たる石あり、又旭に富士を見る事、參詣記に云がごとし、日の地下を離んと欲する間は、全く見へて、景情尤心を澄せり、

志摩國阿古浦

〔萬葉集一雜歌〕幸于伊勢國時、留京柿本朝臣人麿作歌、

嗚呼見乃浦爾船乘爲良武𡢳嬬等之珠裳乃須十二四寶三都良武香、

〔日本書紀三十持統〕六年五月庚午、御阿胡行宮、時進贄者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀨麻呂等兄弟三戶復十年調役雜徭、

駿河國田子浦

〔運步色葉集多〕田子浦〈駿河〉

〔書言字考節用集乾坤〕田子浦〈續日本紀作田胡、駿州廬原郡〉

紅葉かな、紅葉、わくらはにとふ人、こりずまのうら、雲、もしほたれ、くゆる煙、舟、五月雨、晴、千鳥、やく鹽がまの、鹽たくも、波かけ衣、鹽かぜ、みるめからん、月、あまのつり舟、あまのまとなの衣、もしほくむ、霧、なぎたるあまは、めもはるに、關守、しほひに玉ゝかる、松、しほたれ衣、闇、吹こゆる秋風、舟のかぢ、なたえ、あまのいさり火、とまや、あま、霞、うらの松の葉ごしにおつる月、すまのうらに玉もかり、ほすあま衣、袖ひつ、しほのひる時ぞなき、うきれ、衣うつ、春の夜の月、時雨、たびねする、霧、やくしほ、とけき、立霞、關、里の板びさし、月しれ、　すが浦近江高島のありその海なこぞ通てり、しはつすがうら、いまかこぐらん、　住吉浦攝州、きしの姫松、行幸、濱松、玉も、眞砂、きしうつ波、數しまの道、月、しき波、みつしほ、夕立、鷺、あけの玉がき、千木のかたそぎ、霧、戀忘草、鶴、わたつ海、みあらはれ神、しちかひ、玉、月、闇、あら人神、うつせ貝、みなづくし、住吉の松は昔の二葉より久しきことのためしにぞひく、

和泉國吹井浦

〔諸州めぐり和泉三〕吹(フキ)井の浦、濱驛より廿里餘、信達より三里許、名所也、民家多し、海濱左右に山の出崎あり、和泉國の浦々の内にて、最佳景也、○下略

高師浦

〔金葉和歌集戀八〕堀河院御時、艶書合によめる、○中略

返し　一宮紀伊

音にきくたかしのうらのあだ波はかけじや袖のぬれもこそすれ

攝津國須磨浦

〔書言字考節用集二乾坤〕須磨浦(スマノウラ)攝津八部郡

〔海上行程抄一〕須磨　自兵庫到于此一里、自駒ガ林一里ニ近シ、須磨トハ、駒ケ林ヨリ一ノ谷ノ中間ヲ云、東須磨、濱須磨、西須磨トテ三段ニアリ、

〔古今和歌集十八雜〕田村の御時に、事にあたりて、津の國の須磨といふ所にこもり侍りけるに、宮のうちに侍りける人に遣はしける、

在原行平朝臣

わくらばに問ふ人あらばすまの浦に藻鹽垂つゝわぶと答へよ

〔源氏物語十二須磨〕御舟にのり給ぬ、日ながき比なれば、そひかせさへそひて、まださるの時ばかりにかの浦につき給ぬ、○中略おはすべき所は、ゆきひらの中納言の、も鹽たれつゝ、わびける家居ちかきわたり成けり、○中略御返かき給言の葉思ひやるべし、○中略

あまがつむなげきの中にしほたれていつまですまの浦とながめん、きこえさせんことのい

名浦

安房國一保田湊　江戸江海上拾六里　運賃米百石ニ付貳石
相模國一浦賀湊　江戸江海上拾五里　運賃米百石ニ付壹石九斗
相模國一秋谷浦　江戸江海上貳拾壹里　運賃米百石ニ付貳石七斗
相模國一永井上宮田浦　江戸江海上拾六里より貳十里迄　永井　運賃米百石ニ付貳石六斗　上宮田運賃米百石ニ付貳石壹斗
安房國一八幡正木浦　江戸江海上貳十三里　運賃米百石ニ付貳石九斗
相模國一江島小坪浦　江戸江海上貳十八里　江島　運賃米百石ニ付三石六斗　小坪　運賃米百石ニ付三石四斗
相模國一須賀浦　江戸江海上三十壹里　運賃米百石ニ付四石
安房國一白子浦　江戸江海上貳十八里　運賃米百石ニ付三石五斗
安房國一勝山浦　江戸江海上貳十貳里　運賃米百石ニ付貳石三斗
安房國一磯村金谷浦　江戸江海上三十六里　運賃米百石ニ付四石五斗〇中略
右之通、海上川通運賃米積書面之通相極候、
　午四月

〔枕草子九〕浦は
おふのうら、しほがまのうら、しがのうら、なたかの浦、こりずまのうら、わかのうら、

〔集義抄上ノ末〕出萬葉集所名　普通名所不注〇中略
　浦
まれかのうらこゝろでの　名たかのうらむらさきの　縄のうら　むこのうら　さたのうら
とよたのうら　たひのうら　たるひめのうら　いそのうら　たちのうら　みぬめのうら

應安七年五月廿五日　智兼花押
道轍花押

地頭御中

下總國香取社大禰宜長房申、常陸國浦々海夫事、先度被仰之處、不事行云々、甚無謂、神慮尤難測歟、所詮最害可被致其沙汰之由候、仍執達如件、

應安七年六月廿一日　智兼花押
道轍花押

地頭御中

〔德川禁令考五十三 廻漕令條〕寛文十亥年七月

唐船作之御船通行之節之儀ニ付、御料私領浦々江御證文、

唐船作之御船江戸より西國筋迄、浦々にて風波之節は、見懸次第船を出し、破損無之樣に精を入べし、此證文浦々ニ而寫置之以來迄可存其趣、然者此證文鄕次に長崎迄相屆之、彼地奉行人江急度可差上之者也、

寛文十一年亥十月　内膳　但馬　大和　美濃

江戸より長崎まで浦々御料私領中

覺

唐船作之御船江戸より長崎まで之浦々にて、自然風波之節は、其浦より船をいだし、御船不破損樣ニ精を入べし、向後何時ニよらず、此趣を相守、可入念者也、

寛文十一亥七月　内膳　但馬　大和　美濃

江戸より長崎まで浦々御料私領中

ガ如シ、此中ニ遠之峯トイヘル所、諸人遊觀ノ地ニテ、吹上ノ中ニモ最高シ、是ニ登レバ沿海數里ノ吹上一望ニ歸ス、此邊ノ數里皆斯ノ如シトイヘドモ、當郷高橋村ノ地殊ニ廣ク係レリ、因テ世ニ高橋ノ吹上ト稱ス、

〔西遊記續編〕一吹上の濱

諸國に吹上の濱といふは、數多所あり、海風荒く遠淺の濱に、白砂を吹上る地を、いづかたにても、吹上と名付るなるべし、就中すぐれたるは、薩州西南の濱の吹上なり、其海元より限なき大洋にて、甚荒ければ白砂をうづ高く吹上、又是を吹ちらすゆへに、其砂の高低さだまらず、殊に濱長く數十里を一目に望む、潔白の海上にて、白砂一點の塵もなく、風景不雙なり、此吹上の濱の蜑乙女のよめるとて、むかしより彼地に名高き和歌あり、

吹上の松は眞砂に埋れて老木ながらの小まつ原哉、是は三藐院殿の、坊の津へ左遷まし〱て、暫く滯留おはせしとき、此和歌聞し召て、かんせさせたまひしとぞ、また自らよみて蜑乙女なりと宣ひしとも云傳ふ、余も例の出次第に、

秋風の眞砂が上に渡るなり夕日うすづく吹上の濱、と口ずさみて過つ、三藐院公の御借座は、わづか暫の間と聞しに、此公ましませし餘風にや、今にいたり此國は和歌をこのむ人も多く聞ゆ、

浦

名稱

浦ハ、ウラト訓ズ、裏ノ義、曲渚ニシテ直ニ海表ニ向ハザル處ヲ謂フナリ

〔倭名類聚抄〕一涯岸浦　四聲字苑云、浦大川旁曲渚、船隱風所也、傍古反、和名宇良

紀伊國
吹上濱

り、白きあり、飴色なるあり、大サ定の如く、米粒の如く、明徹滑澤甚愛すべし、此所を過りし日は、天氣殊に朗なりしかば、濱邊に座し、舍利石をひろひ、甚樂り、回國修行の者抔は、此舍利石をひろひ、大に尊信する事なり、殊に奇なる事は、此濱の磯近く、海中に廣さ五十間程の舍利母石あり、此舍利母石より、常々舍利を產し、其舍利をもちて此濱に打あげ、古今絕せず、此故に舍利多しとなり、其舍利母石、水面より餘程深く沈み居て、濱邊よりは見えがたし、此邊の漁父に賴めば、海底に沒入して、玄翁にて打破り取あがる事なり、此故に此舍利母石を得る事は頗る難し、されど珍敷物なれば、余も拇の頭程の舍利母二ッ三ッを得て歸れり、其全體の色は、薄黑く土の化したる石のごとくにして、其中に米粒のごとき小舍利夥敷孕めり、誠に奇なる石なり、又此舍利濱の先に、今別といふ所あり、二三里も隔れり、此所の濱を瑪瑙濱といふ、此濱に入る前後に自然の石門あり、甚奇境なり、夫より內凡半道餘瑪瑙石の濱なり、尤常體の石も半まじれり、凡石も瑪瑙も大さ大低拳の程より、鷄卵或は小きは豌豆のごとし、皆々甚明徹にして、京都にて緖〆にするものなり、世に津輕玉といひ、又は寶石ともいふ、人馬往來する濱なれば、足元に玉石みち〳〵、殊に日光にきらめきて、目眩する計なり、其うるはしきに心留りて過行べくも覺えず、程よきはひろひ取りて袖に入る程に、雨の袂やぶるゝ計なり、されど長き旅路携へ歸りがたく、毎夜三ッ四ッづゝ人に與へ、京まで携歸れるは、纔ばかりなり、かくの如き濱京近くにあらましかば、守る人を嚴敷、門戶抔もありて、みだりに見る事だにも許さまじきを、かゝる人無き邊地なれば、道行人の取に任せ、誰一人禁ずる者なし、めづらしき地なり、

〔紀伊國名所圖會一下和歌山〕吹上國濱、今府城の西南をいふ、また砂山とて、ちいさき岡のあるもいにしへの遺跡なり、此吹上の濱といふは、西南の風烈しきときは、白砂を高く吹上て、一夜のほどに一處に吹あつめて山をなし、又しばしが程に吹散してもとの平地となり、こは常に風與砂をふき上る、これによ

廣田濱攝州しら濱の數にはあられどもめぐみひろたの名なやたのまん、みてぐら、社、薄、榊、はまゆふ、雲、　住吉濱同、右、うつせがひ、松、眞砂なふむ、たつ波のしらゆふ、ゆふしで　蹴磨同上、よめる事、浦に同、　下立濱近江、なき名、　枝濱上總、花、

和泉國高師濱

〔萬葉集一雜歌〕太上天皇幸于難波宮時歌
大伴乃高師能濱乃松之根乎、枕宿杼家之所偲由、

攝津國住吉濱

〔伊勢物語下〕むかし男、いづみの國へいきけり、住吉の郡住吉のさと、住吉のはまをゆくに、いとおもしろけれは、おりゐつゝゆく、ある人住吉のはまとよめといふ、
　雁なきて菊の花さく秋はあれどはるのうみべに住吉のはま

大物濱

〔吾妻鏡五〕文治元年十一月六日乙酉、行家、義經、於大物濱乘船之刻、疾風俄起、而逆浪覆船之間、慮外止渡海之儀、〇下略

相模國御綾濱

〔萬葉集十四東歌〕相聞
相模治乃、余呂伎能波麻乃、麻奈胡奈須、兒良久可奈之久、於毛波流留可毛、
　右十二首、〇中略十一相模國歌、

七里濱

〔新編鎌倉志六〕七里濱
七里濱ハ、稻村崎ヨリ腰越マデノ間ヲ、七里濱ト云フ、關東道七里有、以六町爲一里故ニ名ク、古戰場ナリ、今モ太刀刀ノ折、白骨ナド砂ニ雜テ有ト云フ、此濱ニ鐵砂アリ、黑キ事漆ノ如シ、極細ニシテイサヽカモ餘ノ砂ヲ不交、日ニ映ズレバ輝テ銀ノ如シ、庖丁小刀等ヲミガクニ佳也、又花貝トテウツクシキ貝アリ、兒女拾テ作リ花ニスル也、櫻貝トモ云、櫻色ナル故ナリ、
〔鎌倉大草紙〕此節〇應永十七年新田殿の嫡孫謀反を起し、廻文を以て、便宜の軍兵をもよほされければ、鎌倉の侍所千葉介兼胤が生捕にして、七里濱にて討之靜めける、
〔南方紀傳下〕應永二十六年五月廿八日、上州新田岩松治部大夫反、于時上州後被奔、上杉兵庫頭誅

名稱

ドモ、日數ツモレバ、七月二十六日ノ暮程ニ、鎌倉ニコソ著給ケレ、

濱

濱ハ、ハマト訓ズ、水邊平沙ノ地ヲ謂フナリ、

〔新撰字鏡 水〕湄（美悲反、水涯也、波万、又伊曾、）濱（夫文反、平涯也、水涯也、水支波、又伊曾、又波万、）

〔倭名類聚抄 一 濱岸〕濱　唐韻云、濱（音賓、和名波萬）水際也、

〔箋注倭名類聚抄 一 水土〕神代紀訓注、汀此云波麻、新撰字鏡、湄字濱字同訓、垠訓八万乃支波万利、下總本有一云保止利五字、○中略　廣韻同、玄應音義引字林云、濱水涯也、說文作頻、云水厓人所賓附也、王念孫曰、濱與邊聲相近、水濱猶言水邊、故地之四邊、亦謂之濱、小雅北山篇云、率土之濱是也、

〔伊呂波字類抄 波地儀〕濱（ハマ、水際也）沙汰（同）

〔書言字考節用集 一 乾坤〕濱（ハマ、本字彙、說文、水厓也、韻會古云、瀕海邊也、）

〔東雅 二 地輿〕濱ハマ　萬葉集抄に、ハマとは、ハといふは白きことばなり、マといふはまはれる詞也と見えたり、されば、ハマとは、義讀てハヤマといひしが如くに、その海の端の所なればハナマとは云ひしなるべし、（古語に、アマといひしは海なり、ハアマをハマといひしは、ハといふ詞に、アといふ音の約れる故なり、）舊事紀、日本紀等には、汀の字を讀てハマといひ、また御碕の字讀てミサキといひしを、古事記には、濱の字讀てハマといひ、ミサキには御前の字を用ひしなり、倭名鈔、濱の字を讀む事、古事記に同じくして、汀の字をば唐韻の水際之平沙なりといふ說を引て、讀でミサキといふ、その後には又汀の字をばミギハと讀むなり、碕の字を讀むことは、前に見えし岬の字を讀むが如し、岬は山側をいふと見えたれば、碕は水際をいふなるべし、汀讀てミギハといふは、唐韻水際の義によれるなるべし、（これら又古今の訓、同じからから

右へくぼみ入のいとまなし、唐土なども、繪圖を以て考ふるに、洞庭湖、青草湖抔、すべて湖といふ者、則越後の潟と同じ趣なり、此所に、昔長江に傍て湖あり、北方の地は、地面に高下ありて、山多く險阻なるゆゑに、黃河に湖ある事なし、日本にては只越後のみ潟あり、其他には無し、但し出羽の八郎潟、常陸の霞浦抔少し似たれども、其實は又異なり、

播磨國明石潟

〔萬葉集 六雜歌〕山部宿禰赤人作歌一首幷　歌○中略

反歌三首○二首略

明方、潮干乃道乎、從明日者、下咲異六、家近附者、

筑前國香椎潟

〔萬葉集 六雜歌〕冬十一月、○神龜五年大宰官人等、奉拜香椎廟訖、退歸之時、馬駐于香椎浦、各述懷作歌、

帥大伴卿○旅人歌一首

去來兒等、香椎乃潟爾、白妙之、袖左倍所沾而、朝菜採手六、

大貳小野老朝臣歌一首

時風、應吹成奴、香椎潟、潮干汭爾、玉藻苅而名、

豐前守宇努首男人歌一首

往還、常爾我見之、香椎潟、從明日後爾波、見緣母奈思、

薩摩國薩摩潟

〔平家物語 二〕卒都婆ながしの事

康頼入道は、あまりにこきやうのこひしきまゝに、せめてのはかりごとにや、千本のそとばをつくり、阿じのぼじ、ねん號月日、けみやう實名、二首の歌をぞ書つけける、

さつまがた沖の小島に我有とおやにはつげよやえのしほ風

越後湖
鎧島潟
鎧倉潟
白蓮潟
鳥屋野潟

き事なるに、潟の淺深增減せざる事、まことに不思議の靈場なり、

〔北越雪譜二編一〕古歌ある靈跡

越の湖　蒲原郡に潟とよぶ處多し、里言に湖を潟といふ、その大なるを鎧。島。潟。といふ、四方三里計、此潟に遠からずして五月雨山あり、貫之の歌に、湖のぼる鮭の湖近ければ鮎もまたゆられ來にけり、又俊成卿に、戀てもなに丶かはせんあはでのみ越の湖みるめなければ、又爲家卿、年をへてつもりし越の湖に五月雨山の森の雫か、

〔東遊記後編二〕蚌珠〇中略

越後に在ける比、新潟の人の語りしは、此近きあたりに鎧島潟といふかたあり、此潟に珠をふくめる貝あり、其大さ三四尺わたりもあらん、月明らかなる夜は、折ふし其貝口を開くに、其珠大さ事の程もあらんと見えて、暁の明星の出たるごとく、光明赫やくとして、水面にきらめく、人是に近づく時は、忽ち口を閉て、水底に沈み、或は口を開きながら、水上を矢を射るごとくに走る、其貝出る所定らず、何時見るにも、其大さ同じ程なれば、只一つの貝と思はる、折々見るものあれども、昔よりある貝にして、殊に光りあるものなれば、人恐れて取事なし、又あまり程近く見る事なければ、何貝といふ事をしる事なし、唐土杯にていふ所の蚌珠にや、と沙汰するのみなり、

此鎧島潟といふは越後にて尤大なる潟にて、周り六七里に餘りて、江州の湖水を見るがごとし、其外にも鎧。倉。潟。、白。蓮。潟。、鳥。屋。野。潟。などいひて、越後には潟と名付るもの甚多し、他國には無きものなり、此越後は唐土の江南の地に似て、廣大なる國にて、しかも疊を敷たるがごとく、甚平坦なる土地なり、其中に大河流る、其土地甚平なる故に、川の流れ急ならず、所々にて河水兩方へくぼみ入りて、溜り水となり、是を當地にては、何方何方といふ、皆甚大にして、二里三里四方、或は五六里四方なるも有り、他の國には地狭く、たとひ廣き所にても、土地に高下あれば、川水急に流れて、左

きさかたや雨に西施が棔の花

汐越しや鶴脛ぬれて海凉し

(東遊雑記 三)象潟の勝景は此地なり、市中五百軒、商家漁家交りて大概の町なり、船入自由ならずして、大船は五六艘ならでは入らず、小船は橋の下までも入る事なり、略○中 扨象潟の事は、世に名高く、八十八潟、九十九島、一眼に見へ渡りて、風景松島につゞきて、無雙の勝景と稱譽せる所ゆへ、予年久しく一見の大望なりしに、幸ひを得て此日爰に來りて、委敷一覽せしに、百聞一見に不及とて、兼て思ひしとは大ひに違ひて、名高き程の勝地にあらざるゆへに、一度は力を落し、一度は世人の愚眼を思ひぬ、古しへはしらず、今は一眼に見渡せる事は、他山に登りて一見せばいかならんや、蚶満寺の境内よりは八十島は見ゆる所なし、北の方には民家の墓所にて見苦敷、南東の方には兼くろなど云るをのせならべ、干潟は無名の草茂り、枯木破竹抔打散てきれいなる所は稀なり、汐入僅なる口より差こみ、蚶満寺をくる〳〵と取廻して、島々の風景も廣く、あしき所にはあらざれども、名に聞しよりは悪し、九州薩摩の坊の津、櫻島抔にくらべ思ふに、櫻島、坊津勝たり、此地はいかゞの事にて名の高き事にや、不審なる事なり、

(東國旅行談 三)象潟

羽州第一の名所にして、絶妙風景の地なり、略○中 扨きさかたの風景は、日本無雙の名地なり、海をさる事一里二十町あり、潮しづかにさし來る入江なり、水のたまりを潟といふ、因て此名をよぶ、八十八潟、九十九しまあり、中にも松島、入潮島、辨天島、法性島等は、別して風景よきゆへにや、旅人、近村の人多く集り、辨當さゝへを携て酒宴を催し、春の日の永々しきも短しと疑ひ、家に歸る事をわするゝ、實にもことはりなるかな、其絶景中々筆には盡がたし、扨島より島にわたりて遊に、潟の淺きこと大潮小汐によらず、膝をすぎず、潮汐のさしひきにしたがひ、潟の水に淺深あるべ

[illegible]、とこふたゝび風にさそはれて、昔たなびけり東路のおもひ出ともなりぬべきわたり也、(中略)

蚶見がた闇とはまらで行人も心計はとゞめぞくらん

(新古今和歌集十羈旅)百首の歌奉りし時、旅の歌、　藤原家隆朝臣

契らむよ一夜はすきん蚶見がた波にわかるゝあかつきのそら

上總國海上潟

(萬葉集七雜歌)羈旅作

夏麻引、海上潟乃、沖津洲爾、鳥者簀竹跡、君者音文不爲、

(萬葉集十四東歌)奈都素妣久、宇奈加美我多能、於伎都渚爾、布禰波等杼米牟、佐欲布氣爾家里、

右一首上總國歌

出羽國象潟

(書言字考節用集二乾坤)象潟(出羽、今作蚶潟)

(奥の細道)江山水陸の風光數を盡して、今象潟に方寸を責む、酒田の湊より東北の方山を越え、礒を傳ひ、砂子を踏みて其の際十里ばかり、日影やゝ傾く頃、汐風眞砂を吹きあげ、雨朦朧として鳥海山かくる、闇中に模索して雨もまた奇なりとせば、雨後の晴色も亦たのもしと、蜑の苫屋に膝をいれて、雨の晴るゝを待つ、其のあした天よく晴れて、朝日花やかにさし出づるほどに、象潟に舟をうかぶ、先づ能因島に舟をよせて、三年幽居の迹をとぶらひ、向ふの岸に舟をあがれば、花のうへ漕ぐとよまれし櫻の老い木、西行上人のかたみを遺す、江上に陵あり、神功皇后の御墓といふ、寺を干滿珠寺といふ、此の處に行幸ありしこといまだ聞かず、如何なるゆゑにや、この寺の方丈に坐して簾を捲けば、風景一眼の中に盡きて、南に鳥海山天をさゝへ、其の影江にうつりて、西はむや〳〵の關路をかぎり、東に堤を築きて、秋田に通ふ路はるかに、海北にかまへ、波打ち入る處を汐越しといふ、江の縱橫一里ばかり、面影松島にかよひて又異なり、松島は笑ふが如く象潟は怨むが如し、さびしげに悲しみを加へて、地勢魂をなやますに似たり、

難波方、鹽干勿有曾禰、沈之、妹之光儀乎、見卷苦流思母、

〔萬葉集 四 相聞〕大伴宿奈麻呂宿禰歌二首〇一首略

難波方、鹽干之名凝、飽左右二、人之見兒乎、吾四乏毛、

〔萬葉集 七 雜歌〕攝津作

難波方、鹽干丹立而、見渡者、淡路島爾、多豆渡所見、

〔神樂歌〕大前張　難波潟

本 なにはがた、しほみちくれば、あまころも、あまごろも、

末 あま衣たみの、しまに、たづ鳴わたる、たつ鳴わたる、

〔土佐日記〕六日〇承平五年二月　みをつくしのもとよりいで、なにはにつきて、かはじりにいる、〇中略 かのふなぎみの淡路のしまのおほいご、都近くなりぬといふを悦びて、舟底より頭をもたげてかくぞいへる、

いつしかといぶせかりつる難波潟葦こぎそけて御舟きに鳧

尾張國年魚市潟

〔萬葉集 七 雜歌〕羈旅作

年魚市方、鹽干家良思、知多乃浦爾、朝榜舟毛、奥爾依所見、

鳴海潟

〔佳境遊覽 二 古蹟名所〕鳴海里　成見、成海、　自熱田巳方一里半有潟、名鳴海潟、如潮滿則行人通上野、今則改路、平陸而不入、滿潮最安、而無行人煩也、

駿河國清見潟

〔十六夜日記〕暮か、るほど、きよみが關をすぐ、岩こす波のしろききぬをうちきするやうにみゆるいとをかし、

清見がた年ふる岩にこと、はむ波のぬれ衣幾かさねきつ

〔東關紀行〕清見が關も過うくて、しばしやすらへば、沖の石村々鹽干にあらはれて、波に咽び、破の

名潟

どもいふは、舊説に方之義也といふなり、蔵玉草にさらば潮涸し方といふ義にぞあるべき、倭名鈔には、師説を引て、潟の字讀てカタといふなり、

〔倭訓栞前編六加〕かた○中略潟をよむは倭名鈔に見ゆ、干潟の類也、潮の引たる跡の形あればいふなるべし、萬葉集に瀉もよみ、新撰字鏡に渊もよめり、

〔藻鹽草五水邊〕潟

ひかた　しほひ潟　とをひ潟　潟をなみ一說なり、只かたは方の儀也、此せつな可用、しほのみつ、これは海のかたなくなる也、是は

〔萬葉集四相聞〕門部王戀歌一首

飫宇能海之、鹽干乃潟之、片念爾、思哉將去、道之永手呼、

右門部王任出雲守時、娶部內娘子也、未有幾時、既絕往來、累月之後、更起愛心、仍作此歌、贈致娘子

〔萬葉集六雜歌〕神龜元年甲子冬十月五日、幸于紀伊國時、山部宿禰赤人作歌一首幷短歌○中略

反歌

若浦爾、鹽滿來者、潟乎無美、葦邊乎指天、多頭鳴渡、

右年月不記、但偁從駕玉津島也、因今檢注行幸年月以載之焉、

〔太平記二十〕天下怪異事

同年〇嘉暦二年ノ七月三日、大地震有テ、紀伊國千里濱ノ遠干潟、俄ニ陸地ニナル事、二十餘町也、

〔奥義抄上ノ末〕出萬葉集所名　普通名所不注○中略

潟

かしひがた　あゆちがた　あすかがた　たゆひがた

〔藻鹽草五水邊〕潟　國名所

石見潟つらけれど人にはいはずことたかひそなそへたり、玉も、あまのもしほ火、しほ風、舟、千鳥、うらみ、石井潟奥州、しほひ、うけらが花、千鳥、播磨潟にりまがたすまの月よ

川派江

知須、波那婆知須、徵能佐加理毘登、登母志岐呂加母、

〔日本書紀應神十〕十三年三月、大鷦鷯尊〇仁德、蒙御歌、便知得賜髮長媛、而大悅之、報歌曰、〇中略 委惠比菟區、伽破摩多曳能、比辭餓羅能、佐辭鷄區辭羅珥、阿餓許居呂辭、伊夜于古珥辭氐、

攝津國難波江

〔日本書紀仁德十一〕十一年四月甲午、詔群臣曰、今朕視是國、〇攝津 者、郊澤曠遠、而田圃少乏、且河水橫逝、以流末不駃、聊逢霖雨、海潮逆上、而巷里乘船、道路亦埿、故群臣共視之、決橫源而通海、塞逆流以全田宅、

十月、掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰堀江、

〔日本書紀欽明十九〕十三年十月、有司乃以佛像、流棄難波堀江、

〔萬葉集雜歌七〕攝津作

作夜深而、穿江水手鳴、松浦船、梶音高之、水尾早見鴨、

〔金葉和歌集雜十上〕北方うせ侍りて後、天王寺にまいりけるみちにてよめる、　六條右大臣

難波江の蘆のわかねのしげければ心もゆかぬ舟出をぞする

武庫入江

〔萬葉集十五〕遣新羅使人等悲別贈答、及海路慟情陳思、并當所誦詠之古歌、

武庫能浦乃、伊里江能渚鳥、羽具久毛流、伎美乎波奈禮氐、古非爾之奴倍之、

三島江

〔萬葉集譬喩歌七〕寄草

三島江之、玉江之薦乎、從標之、己我跡曾念、雖未苅、

遠江國引佐細江

〔萬葉集東歌十四〕等保都安布美、伊奈佐保曾江乃、水乎都久思、安禮乎多能米氐、安佐麻之物能乎、

右一首、遠江國歌、

下總國眞々入江

〔萬葉集挽歌三〕過勝鹿眞間娘子墓時、山部宿禰赤人作歌一首并短歌、〇中略

反歌〇中略

勝壯鹿乃、眞々乃入江爾、打靡、玉藻苅兼、手兒名志所念、

右之趣、海岸筋御代官江可被達候事、

○按ズルニ、海路ノ事ハ、地部諸國篇道路條、政治部運送篇運賃條、水運條等ニ在リ、宜シク參看スベシ、

江

江ハ、エト云フ、海水又ハ河水ノ深ク陸地ニ入リタル處ヲ謂フ、因テ又入江トモ云ヘリ、而シテ人工ヲ以テ開鑿シタルモノ、之ヲ堀江ト稱ス、

〔倭名類聚抄一河海〕江　唐韻云、江〈古雙反、和名衣〉海也、

〔箋注倭名類聚抄一水土〕山田本無和名二字、按、應神紀大鷦鷯尊御歌、伽破摩多曳、謂川派江、仁德紀、有難波堀江、○中略廣韻同、按、唐韻注江云、江海也者、猶言江海之江也、下條、沼、池沼也、殿、宮殿也、錦、錦錦也、羅、綺羅也之類、皆與此同、又按、說文、江水出蜀湔氐徼外崏山入海、則知江本所出自崏山之水名、轉爲江海字、尚書正義、江以南水無大小、俗人皆呼爲江、左傳正義、江海水之大者是也、風俗通、江者貢也、出珍物可貢獻也、

〔和漢三才圖會五十七水〕江〈晉公〉　和名衣
釋名江公也、小水流入其中所公共也、巛之大者、皆曰江、禹貢所謂三江者、松江、婁江、東江是也、今所稱三江者、荊州荆江、蘇州松江、杭州浙江是也、

〔東雅二地輿〕江エ　義不詳、我國にして江といふものは、河にもあれ、海にもあれ、其水深く入りたる所をいふ、入江、細江などいふ即是也、漢に江といふものには同じからず、〈天智紀に、高麗國寒極浿凍れりといふ事をしるされ、浿の字讀てエ、といふなり、即浿江也、浿讀てエといふは、彼方言によれる所なり、さらば此にして江をエといふ事も、彼方言に出しも知るべからず、〉

〔南海流浪記〕四日、（仁治四年正月）石屋ヲタテ乗船、讃ノ口ニイタリヲワル、海路七里、海路之體西ハ淡路島ニ行ハ舟繋ニ石突モ如是、山水東千里、青山ダモハルカニ遠シ、其中ニ眺望末ニアタリテ、因ニ高野山ミユ、○下

〔新編追加 雑事〕一海路往還船事

右或及漂倒、或遭難風、自然吹寄之處、所々地頭等、號寄船、無左右押領之由、有其聞、所行之企、太以無道也、縦雖為先例、諸人之歎也、何以非據、可備證跡哉、自今以後、慥隨聞及、且令停止被押領、且可被糺返損物也、若有違犯輩者、於左右不被拘制法者、可被注進交名之状、依鎌倉殿仰、執達如件、

寛喜三年六月六日　　武蔵守判

相模守判

駿河守殿

掃部助殿

〔德川禁令考 五十三 船舶令〕（文久元年七月二日）海路測量之儀御書付

對馬守殿御渡

覺　　御勘定奉行江

神奈川より長崎箱館江之海路暗礁等多く、是迄度々破船有之及難儀候由ニ而、此度英國より測量之儀申立、人命ニも拘り候儀ニ付、御差許相成、且御用ニおゐても、追々大船出來、航海いたし候事故、且細ニ測量不行屆候而ハ、差支可申候間、右英國軍艦江、外國奉行、御軍艦奉行、御目付、支配向之ものとも乗組、一同測量爲致、追而繪圖等出來之上者、夫々江御渡可相成候、右ニ付而、場所ニ寄上陸もいたし、測量ハ勿論、食物等爲積入候儀も可有之、其節ハ乗組之役人より申談次第、總而不都合之儀無之樣可取計候、

石見國石見海

〔萬葉集(相聞)二〕柿本朝臣人麿從石見國別妻上來時歌二首并短歌、
石見乃海、角乃浦回乎、浦無等、人社見良目、潟無等、(一云礒)(無登)人社見良目、(○下略)

隱岐國隱岐海

〔增鏡(新島もり)二〕本院(○後鳥羽)はおきの國におはしますべければ、まづ鳥羽殿へあじろ車の、あやしげなるにて、七月六日いらせ給、(○中略)はる〴〵とみやらるゝ海のてうぼう、二千里の外も殘りなき心ちする、いまさらめきたり、しほ風のいとこちたく吹くるをきこしめして、
我こそはにゐじまもりよおきの海のあらきなみ風こゝろしてふけ

○

海路

〔書言字考節用集(乾坤)一〕海路(カイロ)

〔古事記(上)〕僕豐玉毘賣命、知其伺見之事、以爲心恥、乃生置其御子而、白妾恒通海道欲往來、然伺見吾形、是甚怍之、卽塞海坂而返入、

〔古事記傳(十七)〕海道は、宇美都治と訓べし、萬葉九(二十八丁)に、海津路、書紀景行卷に、海路などあり、

〔日本書紀(景行)七〕二十七年十月己酉、遣日本武尊令擊熊襲、(○中略)然後遣弟彥等、悉斬其黨類、無餘噍、旣而從海路還倭、

〔萬葉集(相聞)九〕鹿島郡苅野橋別大伴卿歌一首并短歌(○長歌略)
反歌
海津路乃、名木名六時毛、渡七六、加九多都波二、船出可爲八、

〔萬葉集(雜歌)二〕角鹿津乘船時笠朝臣金村作歌一首并短歌
越海之、角鹿乃濱從、大舟爾、眞梶貫下、勇魚取、海路爾出而、(○下略)

〔延喜式(主稅)二十六〕諸國運漕雜物功賃(○中略)
北陸道　若狹國、海路(駄別稻東五把)十　海流(自勝野津至大津、○下略)

風土記ノ嘘ダニ、已ニ三四里ノ潮アリシ湖ナレバ、今ハ大カタ村落、又ハ水田トナリ、潮來ト延方トノ水田ノ間、纔ニ舊ノ如ク一所ア殘リ、專ラ浪逆浦ト云フ、乘濱ノ舊蹤徵スベシ、

〔萬葉集 十四東歌〕常陸

比多知奈流、奈左可能宇美乃、多麻毛許曾、比氣波多延須禮、阿杼可多延世武、

右十首、(略九首)常陸國歌、

〔萬葉集抄 十四〕ひたちのくにゝなさかのうみといふは、いづくにあるぞと、としごろあまたの人にたづぬれども、すべてしりたる人なし、名をだにもきかずとなん申す、さればちからをよばぬによりてこれを案ずるに、常陸の鹿島の崎と、下總のうなかみとのあはひより、遠いりたる海あり、すまはふたながれなり、風土記には、これを流海とかけり、今の人は、うちのうみとなん申す、そのうみ一ながれは、北のかた鹿島の郡、南のかた行方の郡とのなかにいれり、ひとながれは、此のかた行方郡と、下總の國のさかひをへて、信太の郡茨城の郡までにいれり、しかるにかのうちのうみ、國のみつるときには、浪逆にさかのぼる、しかれば浪のさかのぼる儀によりて、なさかのうみといふべき也けり、

〔八雲御抄 三上〕海 ○中略　こしの

〔萬葉集 三雜歌〕角鹿津乘船時、笠朝臣金村作歌一首并短歌

越海之、角鹿乃濱從、大舟爾、眞梶貫下、勇魚取、海路爾出而、阿倍寸管、我榜行者、大夫乃、手結我浦爾、海未通女、鹽燒炎、草枕、客之有者、獨爲而、見知師無美、綿津海乃、手二卷四而有、珠手次、懸而之努櫃、日本島根乎、

反歌

越海乃、手結之浦矣、客爲而、見者乏見、日本思櫃、

常陸國 波逆海

〔新編常陸國誌 六山川〕波逆海(奈左可乃宇美) 本國ノ鹿島、行方ト、下總ノ河上、香取ノサシ向ヘル間ナル、兩國ノ界ノ内海ノ名ナリ、(中略)實ニコノ抄(○萬葉集抄)ニ云シ如ク、近キ比マデモ其名ヲ知ルモノナカリシガ、小宅生順國誌ヲ撰セシ時、初メテ仙覺ノ說ニヨリテ、定メテコノ邊ノ名トセシヨリ、近來ハ好事ノ者多カレバ、サラヌ者マデモ、コノ邊ヲ波逆ト云事トナレリ、仙覺ノ說尤其所ヲ得タレバナリ、但潮ノ滿ル時、波殊ニ逆流スルニ依テ名トセシト云ヘルハ、是ニアラズ、是海ハ鹿島香取ノ間三里ト云テ、其廣大ナレバ、風ノアタリモコトニ強ク、波ノ逆立テ水上ノ方ヘ反ルサマ、常ニヨク見ユルナリ、コレ波逆ノ名ヲ得ル所以ナリ、サバカリ廣カラヌ川ニテハ、兩岸近ケレバ風モ強クアタルコトナシ、サレバ波ノ立コトモ希ナリ、

補、水戶領地理誌云、上野ノ利根川下野ノ鬼怒川絹依川蠶養川等ノ下流、常陸下總ノ間ニテ合シ、數十里ニ水タヽヘ、渺漫トシテ一大湖ヲナス、風土記、所謂行方之海生海松及燒鹽之藻、凡在海雜魚不可勝載、但鯨鯢未嘗見トアリ、今海魚燒鹽等ナシトイヘドモ、土人海ト稱シテ湖トイハズ、(田園又當貝多クアリ、玉造ニ貝塚坪アリ、〔延方村ノ條ニ見エタリ〕)其行方、新治ノ間ニアル者、之ヲ西浦トヨビ、鹿島ニ臨メルモノ、之ヲ北浦ト云、兩派共ニ行方ノ地ヲ圍メリ、又一派土浦ニサシ入ル者アリ、ミナ鯉、鮒、鰕、鰻ノ屬ヲ產ス、西浦、南上戶、牛堀等ノ地ヨリ、北小川玉里ニ至ル十餘里アリ、東西又廣狹アリトイヘドモ、二三里或ハ一里ニ下ラズ、北浦コレニ比スルニ稍狹シ、風土記、倭武天皇幸大益河、乘艤時折梶、因稱無梶河、此則行方、茨城二郡之堺トアル者、今其所在ヲ知ラズ、茨城行方ノ堺ニ河アルコトナシ、思フニ今ノ新治ノ地、古ノ茨城ナレバ、卽此潮ノ事ニテ、今ノ富田ノ前、遙ニ信田郡浮島ニ臨メル所、是ヲ霞浦ト稱シ、玉造ヨリ柏崎邊ニ對セル地、之ヲ無梶河ト申セシナラン、今スベテ西浦、又霞浦ト云、波逆海ハ、今潮來、延方ノ前ナリト云、又延方ヨリ鹿島ニ向フ所、古昔或ハ高天浦トモ申セシナラン歟、今コレヨリ串引、鉾田ニ至ル所、スベテ北浦ト呼ブ、郡鄕考云、

とれりとすれど、○下

〔催馬樂入文律 伊勢海一段、[illegible]〕いせのうみの、いせのうみのきよきなぎさの、しほがひに、なのりそやつまん、かひやひろはん、玉やひろはん、

いせのうみのきよき渚に、今俗に伊勢の海は清しといひならへり、後撰集に、忍びてかよひ侍りける人、今かへりてなどたのめおきて、おはやけの使に、いせの國にまかりて歸りまできて、久しくとはず侍りければ、少將内侍、人はかる心のくまはきたなくて清きなぎさはいかですぎけむ、續後拾遺に、仁和御時、大嘗會悠紀伊勢國風俗歌をよめる、大友黒主、いせのうみのなぎさを清みすむつるのちとせの聲を君にきかせん、など讀多かり、實にゆきて見るに、他國の海よりは清き也、

〔金槐和歌集 雜〕箱根の山を打いで丶みれば、浪のよるこじまあり、とものものに、此海の名はしるやと尋しかば、伊豆の海となん申とこたへ侍しを聞て、

箱根路を我越くれば伊豆の海や沖の小島に波のよるみゆ

〔下總國舊事考 香取郡〕香取海又香取浦トモ云、今俗ハ下利根川ト呼ベリ、古ヘノサマ、津宮地方ヨリ西北ハ常陸行方郡、東北ハ鹿島郡マデ見渡シ、其間三里バカリノ一大江アレバ、此ニハ香取海ト云、[illegible]後ニハ浪逆海トモ云ヒシト見ユ、往時千葉忠常ガ下總ニ據セシ時、源頼信命ヲ受ク、兵ヲ常陸ノ鹿島ニ會シ、コレヲ討ズ、忠常海面ニ障ヲ張リ、艦ヲ繫ヘ、艤舟物送間モナク、駢レタ立並ベタト云々ト、物ニ見エタルハ、此下ノ方小見川地方ノ事ナルベシ、後世洲渚次第ニ增加シ、數十ノ村落出來ヌレバ、今ハ南邊ハ一條ノ流トナリ、下利根川ト云ヘリ、北方ハ細流ニテ北利根川ト云、其間ハ田畝又入江トナレリ、

て、一棹あやまる時は、船を汐におし廻され、危きに至る事にて、日本第一の瀬戸なり、南より北方に渡る海上ながら、南風にて渡りがたし、其故は汐行早き所にて、船を東へおし流し、松前の津へ入がたし、數里の海上皆々石礎にて、船よすべき所なし、箱館の浦へ志すのみ也、○下略

〔北海道志七海〕渡島國

津輕海峽　津輕郡白神岬ト、陸奥國龍飛岬ト相對シ、相距ル海里十二里四分、峽中三ノ潮路アリ、○下略

〔北海道志七海〕北見國

宗谷海峽　宗谷郡ニ在リ、北緯四十五度四十二分五十秒、東經百四十二度一分五十二秒、露西亞領哥爾薩港ト對峙ス、海里二十五里二分五釐、宗谷ヨリ北一里半許、佐內ノ地ニ津口アリ、樺太白主ヘ達ス、西洋人此ヲラプロフス海峽ト云、露人ハアニソ海峽ト云、峽中二ノ潮路アリ、第一ハ幅五里許、第二ハ幅一里許、波濤壯猛、三馬屋峽ニ讓ラズト、此間潮水東ニ流ル故ニ、舟船潮勢ニ隨テ行キ、左ニ還テ樺太洋ニ入ル、一說宗谷ノ七潮トテ、潮路七所アリト、昔ハ此ノ渡海ニ百十日ヲ限ト爲ス、

〔枕草子一〕海は

水うみ　よさのうみ　かはぐちのうみ　いせのうみ

〔八雲御抄五名所〕海○中略

なにはの（攝津）なしてる（万、しなてるといふなり、）ゐなの、（同）なかどり、（万、）ちぬの（同）濱松（万）むこの（同）すゞろ、（万、）いさり（○中略）いせの（伊勢）きなぎさ（万、鶴）、よみかたの（万、若狹）、いなみの（播磨）ぬれ（万）やまと（万、へ）まかくれくろうしの（紀伊）人のあさり、（万、大宮）けいの（万、越前）かりごしあごの（長）けのしほ（万、あさ）する（万）がのまつ（近江）ゝら（万、に）のとの（能登）す、のはま（同）のうら（万、なか）くひの（越中）○中略なこのうら、（同）（万七、攝津國）海中にもその島、丹波にもあり、そのありその（同）凡北陸道古、はまのまさご、こしの海、をいふとも、いへり、おふのつら（出雲）の千鳥、（万、）かい

小舟なれば、木のはの如くゆらめきて、為すべくもあらず、僕はとく病臥しぬ、予も急流の目ざましきにいと珍敷おもひて眺め居たりしが、あまりに強くゆられて、心地も常ならねば、面目風景も眺つくさず、辛うじて渡り付ぬ、誠に潮の流るゝ事もすさまじきものなり、又此渡りの中流に、岩山の長きが一ッ水の上面に出たり、是を與次兵衛瀬といふ、通船恐るゝ瀬なり、いかなるゆへに名付しやと問ふに、太閤秀吉公朝鮮御征伐の時、肥前の名古やまで御出陣ありしに、此海をわたり玉ふとて、汐先に押ながされ、御座舟此瀬に流かゝり、すでに砕けて海中に沈んとせし所を、四方よりたすけ船馳来り助け乗奉り、無難に渡り付給ひしとぞ、其時の船頭を與次兵衛といひしが、大かたならぬ不調法なれば、御国に此瀬に上り、腹ふくして失たり、其後此瀬を與次兵衛とは名付しなり、太閤の御座船さえ流れたりし事、其汐先の強きを知るべし、

（萬葉集三雑歌）又長田王作歌一首

隼人乃、薩摩乃迫門乎、雲居奈須、遠毛吾者、今日見鶴鴨、

（東遊記十）三馬屋浦にて舟人を招き、松前渡海の里数を尋ね聞に、皆々海上七里といふ、予達見せるに信じがたく、〇中略町家に手習師匠せし若ものに佐兵衛といふ人有、此ものの万事に才有よしを聞て、其者を連行て、地理を尋見しに、所不相應の才子たりしゆへ、大に詳しく、海上の汐の行事をも委しく聞し事なり、〇中略三馬屋より龍飛崎迄三十六丁道にして三里に近し、龍飛崎より白神崎迄七里餘、又松前の津までは十里に少し近し、右のごとくわづかなる海上といへども、西の方数千里の大海より、東海へ行汐汐にて、其急なる事瀧の水のごとし、海上に三ッの難所あり、所謂龍飛の汐、中の汐、白神の汐と称し、龍飛の汐といふは、汐の流れ龍飛の岩石に行當り、其はね先迄て強く、汐行一段高し、中の汐といふは、龍飛崎よりはけ出す汐さきと、白神崎よりはけ出す汐先と、中にて戦ふゆへに、建波立あがりて、時として定かならず、此汐行汐位不案内に

ふに此海の底とこなめの岩にて、その間にありかね、土の底とほりたるに、穴いくそばくとなく有なるべし、唐土に鮪穴尾閭沃焦など、あらぬことわりをかまへ出せるも、此たぐひなるべし、落潮のさかりのさまをきくに、波の上に數ちらずうずまくが、見るがうちにくぼかに心やをちいりてふかく入り、海づら高くひきく、際だて、ゝ彼濤の中へ渦をなして落る、そのひゞきは山とゞろき巖ゆする、此南より北より落ぐるうしほ、こゝに行あふほどに、山のごとき波をおとすめり、その潮のとき事、矢をたとふるもにぶく、みるにめくるめくとなん、今少しはやからば、それを見るべきにと、口々にうらむるに、筆久は耳を何方へもやらまほしげなり、とかくするほどに見し波もしづまりぬ、正民は猶はらふくらせるをなぐさめて、翁、

立かへりまたきて見よや高波を鳴門の神やとくしづめけん、よしやくるゝまで有て、さす潮をだに見んとて、正民も翁も磯にくだり、はだか島に上らんとするに、〇下略

〔西遊記五〕與〇次〇兵〇衛〇瀬〇

中國の九州と分れたる地は、長門の國と豐前國なり、赤間が關と內裏とさしむかひて、纔に一里の海をへだてたり、小倉へは筋違にて三里なり、此所兩國の山迫たれば、海の幅狹く、さし潮引しほともに、其汐先き甚急にして、誠に大河の如し、其故に此所の渡海は、汐の滿合たる時にのみわたる事なり、汐先きには渡海なし、予〇橘南谿が赤馬が關にいたりし時に、渡りの時刻を過て、便船一艘もなく、明日まで逗留すべしといふ、いたづらに時日を移さん事も心なくて、纔なる海の面なれば、何とぞして渡るべき手だてやなきと人に問ふに、獵船をかり切りて渡り玉はゞ、今半時が程猶わたるべしといふ、さらばとていそぎ獵船をかり、予僕と二人、船頭二人、都合四人乘て渡りぬ、初の程はさもなかりしが、中流に至れば、誠に大河の如く、逆卷大波漲り落つ、常に手なれし船頭なれど、急流に押落されて、遙に筋違にこそ渡りぬ、其水勢只川の如くにて、海のやうにあらず、

(阿波名所圖會)鳴門　阿波淡路の境にして、阿波の國板野郡撫養浦にあり、門の闊十七八丁、大海より來る潮も、中國の海より干る汐も、滿干ごとに此門にあつまれば、汐のはやき事矢のごとく、水勢のつよき事、礒石の兩側にたとへんもさらなり、されば順水にあらざれば、風帆も此門を渡事かたし、此門の西阿波地より淡路潟へ、潮の難つゞきて見ゆれば、水底深しとも見へざりき、潮の左右は深き事底をしらず、此門干汐の時は一方ひく〳〵なりて、一方より落る水瀧の如く、滿汐の時は、大海より汐みちくれば、潮あたりて立のぼる、波高ければこと〳〵く渦となる、其高く巻あがりたる白波に、朝日影のうつろふ景色、また門わたる舟の汐にひかれて、飛鳥のごとくなるありさま、實にもいかでとおもふ絶景なり、尋常の汐の滿干だにかゝる景あり、三月三日の汐干は、潮原大に高下ありて、他國第一の瀬戸なれば、鳴門の汐干とてなだゝり、

(土佐日記)廿日(承平五年一月)、雨風ふかず、海賊は夜あるきせざるなりときゝて、夜中ばかりに船を出して、あはのみとを渡る、夜中なればにしひんがしもみえず、をとこをんな、からく神佛を祈りてこのみとを渡りぬ、

(筱舍漫筆十四)觀濤記(天明改元四月)　加藤景範

磯よりさし出たる島を、あふの島といふ、そのさきより大毛山にかゝり、細道を攀りて峯にのぼれば、潮は鍋のやうにかゞやく、かく渡風のなぎたるを正民見て、舟にてくべかりけるものをば、組長が何に舟はからぬかたひ恨けりとつまはおきず、此峯のはてなる所に茶亭あり、こゝに居て見れば、こなたの磯はなれたる所に、峙てる島をはだか島といふ、ひらいなる名は、たがきせけるぬれぎぬにかあらん、松おほくまげりて、あらはにもあらず、その南に黑き岩山をとび島といふ、東は淡路島にて、このひた表にむかふ、峯つ両のかたへつらなり出たるが、そのしま根と、はだか島と一里ばかりなるが、あはひ幾潮のやうに白波さわぐ所鳴門なり、そのあたり渦まく、おも

て、館岩といふ所にいたる、このあたりの山水の形狀、誠に畫景とはいひつべし、

〔日本書紀十應神〕三十一年八月、初枯野船爲鹽薪燒之日、有餘燼、則奇其不燋而獻之、天皇異以令作琴、其音鏗鏘而遠聆、是時天皇歌之曰、阿羅怒烏之獲珥都枳之餘阿摩離、虛等珥茲句離、阿枳譬句都、由羅能斗能、斗那阿能異句離珥、敷例多茲、那豆能紀能、紀佐都佐都、

〔曾禰好忠集〕戀

由良のとを渡る舟人かぢをたえ行へもしらぬ戀の道かな

〔堀河院御時百首和歌雜〕海路　權中納言匡房

おほしはや淡路のせとの吹わけにのぼり下りのかたほかくらん

〔筑紫紀行一〕和田岬、からすざきなんどいふ岬をまはりて、午剋ごろ淡路の瀬戶といふ所をゆく、此瀬戶は幅五十丁ありといふ、淡路島よりは北、舞子濱よりは南にあたれり、舞子濱の方を望めば、渚際より小松ども數千本並立て、全く畫景に異ならず、午剋すぐる頃風かはりて、沖の風也船人どもは帆綱引かへ楫とり直して、眞切走といふ事をしてゆく、淡路の松帆のみさきの岩屋の鼻といふに、ふねをちかづく、この岬も小松ども幾千本ともなくおひしげりて、其中に小き堂有て、堂の前に石燈籠のならびたるも見えて、景色いとよし、

〔倭訓栞中編十七〕なると　鳴門と書り、阿波の鳴門は淡路に近く、阿波の地つゞきなりしが、波にきれたる如く見ゆ、尾閭也といへり、莊子に、水莫大於海、尾閭泄之とみゆ、

〔阿波志三板野郡〕山川

小鳴門在北泊、距堂浦千八十步許、此間兩岸對立如門、因名、○中略

鳴門在阿淡之間、古稱速吸名門、日本書紀所謂伊弉諾尊往觀者是也、東岸斗出者、淡路行者崎也、西距孫埼二千四百步許、其間有石礁、稱中瀬、暗礁數百步、波濤之激、盤渦輪轉、大者往〻數十步、行舟畏之、颶風將起、海水怒號、閧于四方、潮迅去則激經來集、有島二、西稱裸島、對圖面小、東稱飛島、險絕不可陟、裸島之南礁石平數十餘丈、呼曰千疊敷、西崖平坦、有礁石、部公嘗遊翫之處、

安藝の國音戸の瀬戸といふ海あり、此所は國の南の山嶺に突出て、六七里海上に出たり、其山の陸地に連る所甚だ細ければ、海へ出たる所程を山をはり直て切り通ふして、舟のかよふ海路を別に造りしなり、其所人力を以て切明たりし事なれば、兩方の岸せまり狹て、其間の潮行甚急にして、舟人の恐る丶所なり、何人の切通せし事にやと尋るに、むかし平淸盛安藝守にて此國に居給ひし時、舟にて數度往來に此所に至り、出崎の山にさへられて、遙の南の方へ廻りて、十里餘も海路遠くなれば、此所を通り給ふ度每にいかりて、此出崎の山を切通し、舟を眞直に通るべしと下知し給ふ、人皆此事を人力の及ぶ所にあらざるべしと恐れしかども、淸盛の下知やみがたくて數万人の力を以て、終に陸路に連る所を斷切て、舟の通ふ海を造りなせり、其後は數百年の後と其恩をかふむりて、上り下りの舟路近く行事を得るなりとぞ、余(南遊)兵庫に遊びし時、嚴島を見て淸盛の志の大にして豪邁なる事を感じ驚きしが、又此事を聞て、一層に感をふるひ給ひしら、其故なきにあらざりしと、其後の事までを思ひやりし、

〔西遊記行二〕かまかりといふ小島あり、人家百軒程ありといへり、此邊の船路をかまりの瀬戸といふ、また半里程にして長濱左にみゆ、人家あり、此邊より西の方は南海の地廣遠にみゆ、伊豫の國界なり、かまかりより南がろふと丶いふ濱をすぎて、おんどにいたる、またおんどの瀬戸といふ、(土地よりは三町程)山を後にしたる小みなとにて、人家二百軒ばかり、南より東へむけて濱邊にたちつゞけり、寺三四箇寺みゆ、昔平相國淸盛公、嚴島の明神を拜まむと祈誓ありしに、明神大蛇と化して見へさせ給ひければ、相國恐れたまひて、東のかたに還御させ給ふに、折しも向ひ汐にて、船のぼりがたかりしかば、相國怒り給ひて、船先にたちて海上を睨み給ひしかば、汐速に上のかたに引しとなり、さるによりて此瀬戸の一名を淸盛のにらみの瀬戸ともいふとぞ、例の船人はかたりける、瀬戸間一丁ばかりにして、至て狹く淺瀬おほし、此瀬戸をすぎて西の方四里程にし

ものなり、

〔萬葉集三雜歌〕柿本人麻呂羈旅歌八首〇中略
天離夷之長道從、戀來者、自明門倭島所見、

〔增補下學集上天地一〕虫明迫門〇〇〇〇備前

〔本朝無題詩七旅館付路次〕虫上狹渡岸上古寺　　同人〇蓮禪
楓柳江頭舟宿長、枕涯曉寺影奇論、晴沙日黑庭無夜、白浪花飛砌有春、鐘響不驚林底鳥、佛恩暗浴水中鱗、檀那昔日利生願、一禮征人結善因、

〔狹衣一〕海のおもては、きしかた行末も見えず、はる〴〵と見わたされたるに、よせかへるなみばかり見えて、ふねのはるかにこがれ行が、心ぼそき聲して、むしあけのせとへ、こよひとうたふも、哀にきこゆ、

〔玉葉和歌集八旅〕備前守にてくだりける時、むしあけといふ所のふる寺の柱に書つけける、　　平忠盛朝臣
むしあけのせとの明ぼのみるおりぞ都のこともわすられにける

〔散木弃謌集五旅〕むさけのせと、いふ所にてよめる
たのもしやむさけのせとをいる程は立しらなみもよらじとぞ思ふ

〔倭訓栞中編三十於〕おんど　〇〇〇〇〇〇おんどのせど、安藝の海にあり、昔平相國堀通らせられたる所也、瀧のごとくに潮はやく狹き所也と、嚴島詣記にみえたり、

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕十日、〇康應元年三月またこぎ出させ給、〇中略おむどのせと、いふは、瀧のごとくにしほはやく、せばき處なり、舟どもをしおとされじと、手もたゆくこぐめり、

〔西遊記續編三〕隱戸の瀨戸

沖中に、おうの島といふ小島、面白く浮みたり、杉の生垣のきりそろへたるが濱手にひきく見おろさる、など、風景甚よし、

〔書言字考節用集〕一乾坤 文界 [illegible]

〔山陽詩鈔〕四 泊天草洋

雲耶山耶呉耶越、水天髣髴青一髮、萬里泊舟天草洋、煙横篷窗日漸沒、瞥見大魚波間跳、太白當船明似月、

〔書言字考節用集〕二乾坤 迫渡（セト）又作海門

〔倭訓栞〕前編十四 せと 神代紀の歌にみゆ、萬葉集に、迫門追門と書り、常に瀬戸と書も同じ、

〔萬葉集〕四 大伴郎女和歌四首 ○中略

千鳥鳴佐保乃河門乃瀬乎廣彌、打橋渡須奈我來跡念者、

〔八雲御抄〕五名所 瀬 ○中略

あかしのと（[illegible]万、あかし） なるとの（[illegible]万、たゞなる） つしまのよし（[illegible]万、あかれ） むしあけのせと（[illegible]） ゆらのと（紀、[illegible]） さつまのせと（[illegible]万、） おほしまのなると（[illegible]）

〔東遊記〕五 金華山 ○中略

すべて海中の難所といふは、打開きたる大海にはあらず、嶋山と山との幅狭くなりたる所を迫。門といひて、潮の勢ひ急に迫り、荒浪も逆立て渡りがたきなり、幅狭き所、底淺き所のみ恐ろし、、余なども初ふ海を渡らば、随分里数短かく幅狭き所の、しかも底淺き所をこそ撰むべしと思ひしが、赤間關の渡りを越えて、其潮勢の猛なるをおそれしより、住前の渡り場の急潮を考へ合せ、讃岐の迫門を乗りて、底淺ければ浪逆立、幅狭ければ潮急なるを知りて、唯海は廣く深き所を撰りて乗るやうになりたり、理はよく聞えたることなれども、實地に逢ざれば心得違ふ事も多き

〔東遊記 五〕三韓窟
伊豆國は、駿河相模の二國にはさまり、箱根より南海中へ二十五里出張りたる國なり、○中略志摩國鳥羽の湊より、此國の下田の湊まで七十五里の海を遠州灘と稱して、日本第一の大洋とす、○下略

〔伊豆海島風土記 中〕御藏島は、○中略三宅島よりは五里ばかり南へはなれ、八丈灘に近き島ゆへ、汐行甚だ早し、

〔萬葉集 十七〕天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿被任大納言、兼帥如舊、上京之時、陪從人等別取海路入京、於是悲傷羇旅、各陳所心作歌十首、○中略
昨日許曾、敷奈底婆勢之可、伊佐魚取、比治奇乃奈太乎、今日見都流香母、

〔忠見集〕伊豫に下るに、よしあるうかれめに、
音にきゝめにはまだみぬ播磨なる響のなだと聞はまことか

〔河海抄 十五 玉鬘〕李部王記云、天慶、○慶原作廣、今改、四年六月十一日、是日備前、備中、淡路等飛驛至、備前使申云、賊二艘、純友等也、從響奈多、捨舟殿通、疑入京歟云々、

〔源氏物語 二十二 玉鬘〕はや船といひて、さまことになんかまへたりければ、思ふかたの風さへすゝみて、あやうきまで走りのぼりぬ、ひゞきの灘もなだらかにすぎぬ、○中略
うきことに胸のみ騷ぐひゞきにはひゞきの灘もさはらざりけり

〔筑紫紀行 四〕周防の國を北の見、四國を南に見る、海上荒潮の色蒼茫たり、いはゆる周防灘なり、○中略苅田の宿小倉より迄三里半是に至る、此所も小倉の殿の御領なり、濱邊にて人家六十軒計あり、多くは漁者農夫なり、宿屋少うして問屋場に本陣を兼たる林田五郎左衛門といふ人の家に宿る、座席廣々として、緣先より見渡せば、周防灘の白浪殘る所なく望中にあり、近くは十丁許り東の方の

〔書言字考節用集一乾坤〕灘ナダ大灘也[illegible]

〔莫囊鈔〕なだは、なといふはなみなり、阿波國風土記云、奈汰（[illegible]）

たと云はたかき義也、波の濤々として波たかき所也、

〔東雅二地輿〕灘ナダ（中略）灘水とは、その音あるに因れるなり、たとへば阿波國風土記に、奈汰云者、其浦波の音無止時、依而奈汰云といふ義の如し、（[illegible]）

〔倭訓栞前編十七奈〕なだ　洋をいふ、仙覺抄に、波高の義といへり、されど神代紀にいふ名門の轉せるなるべし、灘字をよむはあし、

〔土佐日記〕承平五年一月（中略）とらうの時ばかりに、ぬじまといふ所をすぎて、たながはといふ所をわたる、からくいそぎて、いづみのなだといふ所に到りぬ、けふ海に波ににたるものなし、神佛のめぐみ蒙れるににたり、

〔伊勢物語下〕むかし男、津の國むばらの郡あしやの里にしるよししていきて住けり、むかしの歌に、

あしのやのなだのしほやきいとまなみつげのをぐしもさゝずきにけり、と讀ける、

〔平家物語五〕文がくながされの事

走程にいせの國あのゝ津より舟にて下りけるが、遠江國天龍なだにて俄に大風吹、大波立て、すでに此舟を打返さんとす、

〔太平記二十〕奥州下向勢逢難風事

兵船五百餘艘、宮ノ御座船ヲ中ニ立テヽ、遠江ノ天龍ナダヲ過ケル時ニ、海風俄ニ吹アレテ、逆浪忽ニ天ヲ巻翻ス、

〔萬葉集挽歌三〕溺死出雲娘子火葬吉野時、柿本朝臣人麿作歌二首、（○一首略）
八雲刺、出雲子等、黑髮者、吉野川、奥名豆颯、

〔古今和歌集物名十〕をき火
ながれいづるかたただにみえぬ涙川をきひん時やそこはしられん　みやこのよしか

〔萬葉集雜歌三〕鴨君足人香具山歌一首并短歌
天降付、天之芳來山、霞立、春爾至婆、松風爾、池浪立而、櫻花、木晩茂爾、奥邊波、鴨妻喚、邊津方爾、味村左和伎、（○下略）

〔古事記上〕是以伊邪那岐大神詔、（○中略）故吾者爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐（此三字以音）原而、禊祓也、故（○中略）於投棄左御手之手纒所成神名、奥疎神、（訓奥云於伎、下效此、訓疎云奢加留、下效此、）次奥津那藝佐毘古神、（自那以下五字以音、下效此、）次奥津甲斐辨羅神、（自甲以下四字以音、下效此、）次於投棄右御手之手纒所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐毘古神、次邊津甲斐辨羅神、

〔古事記傳六〕左の御手纒に成る三神を奥と云ひ、右のに成る三神を邊と云、奥は海の奥、邊は海邊にて、常にも對言なり、さて左を奥に當るは、師說に、萬葉九に、吾妹兒者、久志呂爾有奈武、左手乃、吾奥手爾、纒而去麻師乎とある即此意なりと云れき、（○中略）さて淤伎と淤久とは同言なり、邊は端方なり、波志を切て比となり、比倍を切て閉となれるなり、（故海邊を宇彌幣、濱邊を波麻幣、岡邊を乎加幣とも古歌によめり、）

〔萬葉集挽歌九〕大寶元年辛丑冬十月、太上天皇（○持統）大行天皇（○文武）幸紀伊國時歌十三首、（○十二首略）
爲妹、我玉求、於伎邊有、白玉依來、於伎都白浪、

〔千載和歌集戀二十二〕寄石戀といへる心を　二條院讃岐
我袖は鹽干に見えぬ沖の石の人こそしらね乾くまもなき

沖

〔倭訓栞前編二十七〕へた　日本紀、萬葉集に、海邊をよみ、又邊をへたと訓せり、はたと通ず、濱に對しいふ也、伊勢阿濃の津に部田あり、海濱也、萬葉集に、濱海の海へたに人よるおきつ波とよめる是也、後撰集に、何せんにへたのみるめをおもひけんおきつ玉もをかづく身にして、

〔古事記傳十七〕海邊は宇美閇多と訓べし、書紀に、海畔、古今集三戀に、世をうみべたに云々とあり、萬葉十二〔如〕に、淡海之海邊多波人知、後撰集に、へたのみるめ、

〔古事記上〕於是其弟泣患居海邊之時、鹽椎神來問曰、何虛空津日高之泣患所由、〇下略

〔日本書紀雄略十四〕二十三年八月丙子、天皇疾彌甚、〇中略崩于大殿、〇中略是時征新羅將軍吉備臣尾代、行至吉備國過家、後所率五百蝦夷等、聞天皇崩、〇中略乃相聚結、侵寇傍郡、於是尾代從家來、會蝦夷於娑婆水門合戰、而射蝦夷等、或踊或伏、能避脫箭、終不可射、是以尾代空彈弓弦、於海濱上射死踊伏者二隊、〇下略

〔萬葉集古今相聞往來歌十二〕寄物陳思

淡海之海邊多波人知、奥浪君乎置者知人毛無、

〔後撰和歌集雑十五〕志賀のからさきにて、はらへしける人のしもづかへに、みるといふ侍けり、〇中略

くるまよりくろぬしにものかづけける、そのものゝこしにかきつけて、みるにをくり侍ける、　くろぬし

なにせんにへたのみるめを思ひけんおきつ玉もをかづく身にして

〔書言字考節用集一乾坤〕沖又作瀛、澳

〔倭訓栞前編四十五〕おき　海のおきは、日本紀に、瀛字、古事記に、澳字を用ゐたり、奥の義也、澳字は龍龕に見えたり、沖をよむも深也と注せるをもて也、川にもおきとよめる事、萬葉集、古今集に見えたり、

邊

〔倭訓栞前編十九〕なぎさ　渚をよめり、○中略なみぎはをなぎさといふは、はとさと同韻の轉也、

〔古事記上〕於是海神之女豐玉毘賣命、○中略爾卽於其海邊波限、以鵜羽爲葺草、造產殿、於是其產殿未葺合、不忍御腹之急、故入坐產殿、○中略是以名其所產之御子、謂天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命、訓波限云那藝佐、訓葺草云加夜、

〔古事記傳十七〕海邊と波限とは同じことの如くなれども、海邊と云は廣く、波限は正しく波の打寄る際なり、又波限とは、川海などにも云故に、海邊のとはことわれるにもあるべし、

〔萬葉集二十〕都乃久爾乃、宇美能奈伎佐爾、布奈餘曾比、多志埿毛等伎爾、阿母我米母我母、

右一首、豐島郡上丁大部足人、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

卽荒手ノ兵ヲ指向テ、入替入替戰ケリ、源平互ニ甲乙ナシ、兩方引退キ、又强建ル處ニ、沖ヨリ莊タル船一艘、渚ニ向テ漕寄、

〔倭訓栞前編二十七〕へ　邊は經の義、晉にあらず、奥に對しいふ、万葉集にも奥へ往、邊ゆきと見えたり、又端の義はし反ひ、よて海邊をうなび、はま邊を濱ひ、岡邊ををかびと古歌によめり、

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略豐吾田津姬、恨皇孫不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之曰、憶企都茂播、陛爾播譽戾耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽、

〔萬葉集四相聞〕高安王裹鮒贈娘子歌一首

奥幣往、邊去伊麻夜、爲妹、吾漁有、藻臥束鮒、

〔藻鹽草五水邊〕海

へ。た。海へたと云り、邊き所を云也、

〔書言字考節用集一乾坤〕海邊紀事

也、男波とは大なみなり、め波とは小波也、われもとより其誤を信せず、あめつちの內、などてかゝるつねの理にたがひぬる事やあるべきとおもひしかば、かへりて後人にもかたり、其迷をさとさんため、わざと此濱邊にやすらひて、心をとめて久しく見侍りしに、いさゝか俗說のごとくにはなし、只よのつねの所のごとく、おなみ、めなみともに、いくたびもたち來れり、和歌の浦にしほみちくればかたをなみと、古歌によめるは、俗說の意にあらず、しほみち來りて、潟なくなると云意也、其故あしべの方にたづ鳴來れるといふ意明らかにきこゆ、萬葉第六卷に此歌あり、潟乎無美とかけり、此文字にて歌の意明らかなり、乎はやすめ字也、しほみちくれば潟なくなると云意也、

〔萬葉集雜歌十三〕反歌
阿古乃海之、荒磯之上之、小浪、吾戀者、息時毛無、

〔萬葉集古今相聞往來歌十二〕寄物陳思
登能雲入、雨零河之、左射禮浪、間無毛君者、所念鴨、

〔古事記上〕此速秋津日子、速秋津比賣二神、因河海持別而生神名、沫那藝神、(那藝二字以音、下效此、)次沫那美神、(那美二字以音、下效此、)次頰那藝神、次頰那美神、〇下略

〔古事記傳五〕故思に、書紀一書に國常立尊云々、天萬尊生沫蕩尊、(沫蕩此云阿和那伎、)沫蕩尊生伊弉諾尊」とある、是はいと異なる一傳なり、かくて那伎に蕩字を書れたるは平の義を取て、(詩に、魯道有蕩などいふ蕩字のこゝろなり、)水上の和たる意なるべし、(或人もしか云き、)さて此に那美と對たるは、那美は水上の騷ぐを云言にて、波と云名もそれより出たるなるべし、

〔古事記上〕故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗乘天之羅摩船而、內剝鵝皮剝、爲衣服、有歸來神、〇下略

〔千載和歌集一春〕右大臣に侍ける時、家に歌合し侍りけるに、霞の歌とてよみ侍ける、

攝政前右大臣

霞しく春のしほ路を見渡せばみどりを分る沖つしら浪

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

判官〇源義經ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽潮ノ水ニ口ヲ漱、目ヲ塞テ合掌、八幡大菩薩ヲ祈念シ奉、

〔玉葉和歌集八旅〕題しらず

大江忠成朝臣

なるみがた鹽せの波にいそぐらし浦のはまぢにかゝる旅人

〔太平記十六〕兵庫海陸寄手事

鹽路遙ニ見渡セバ、取梶面梶ニ櫓梶搔テ、艫舳ニ旗ヲ立タル數萬ノ兵船、順風ニ帆ヲゾ擧タリケル、

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕六日〇康應元年三月御舟いでゝ、〇中略まゐのす、つちのとなとゞいひて、かたき所々、いまぞとをらせ給、此所はしほのかなたこなたに行ちがふめり、宇治の早瀨などのやうなり、しほの落合て、みなはしろく流れあひて、しほさい早くのぼればくだるなり、稲舟ならましかば、さほとりあへじかしとみゆ、つちのとゝいふは、大づち、こづちとて、島山ふたつ北南にならびたるあはひをとをるせとなるべし、早しほにをし落されじと、舟子ども聲をほにあげて、こぎなめたり、

〔八丈島筆記〕八丈の渡海は至て險難にて、凡日本より渡る所、中華、朝鮮、琉球、および壹岐、對馬、佐渡、松前、何れも易すからずと雖も、八丈島を以第一とす、豆州下田より巳午の間に當り、百里と雖へども定かならず、先三宅島に渡り、此風にてはたやすかるべしといふほどの日和を待得ざれば船出さず、三宅島よりは未にあたりて五六拾里といふ、此間に早潮、黑潮の來る方二段三段とな

百會とも見えたり、源氏にも、しほのやほあひとよめり、〈中略〉南海の潮道、入喜たる船は留るよしなく、遂にかへらず、此鳥入丈が島に中るといへり、

〔袋草紙 中〕大海のいと廣に、潮道といふありて、瀧よりも疾く、東へのみながるといへり、潮道は入方よりも有べけれど、その八百會までは、知べからねば、薩摩と豐後日向の、潮道の行會もて、思はかるべき也、

〔大祓詞後釋 上〕後釋〈略〉〈中略〉既に聞及ぶ潮道も國々の海に、これかれある中に、伊豆國より、八丈島へ渡る海中にある潮道廣さ廿町ばかりがほど、いみじく早く、東へ流るとぞ、又紀伊國熊野の南の奥にも有て、東へ流るといふ也、かの八丈の潮なると、同じすぢにやあらん、

〔延喜式 八祝詞〕六月晦大祓〈十二月准此〉〈中略〉還罷〈登〉不在〈止〉祓給〈比〉淸給事〈乎〉、高山之末短山之末〈與利〉佐久那太理〈爾〉落多岐津速川〈能〉瀬坐〈須〉瀬織津比咩〈止〉云神、大海原〈爾〉持出〈奈武〉、如此持出往〈波〉、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會〈爾〉坐〈須〉速開都比咩〈止〉云神、持加加呑〈氐牟〉、

〔古事記 下清寧〕爾袁祁命亦立歌垣、〈中略〉於是王子亦歌曰、斯本勢能、那袁理袁美禮婆、阿蘇毘久流、志毘賀波多傳爾、都麻多弖理美由、

〔古事記傳 四十二〕斯本勢能は、潮瀬之なり、凡て海には潮の筋ありて流れるものなる、其を潮瀬と云、書紀に、此御句を一本曰潮瀬とあり、

〔源氏物語 明石〕あやしきあまどもなどの〈中略〉この風いましばしやまざらましかば、しほのぼりてのこる所なからまし、かみのたすけをろかならざりけりといふをきゝ、給もいと心ぼそしといへばをろかなり、

海にますかみのたすけにかゝらずばしほのやほあひにさすらへなまし

潮道

忽滿、以此沒溺汝兄、若兄悔祈者、還涜潮瓊、則潮自涸、以此救之、如此逼惱、則汝兄自伏、

〔萬葉集 一雜歌〕幸于伊勢國時、留京柿本人麿作歌〇中略
潮佐爲二、五十等兒乃島邊、榜船荷、妹乘良六鹿、荒島回乎、

〔萬葉考 一〕潮の滿る時、波の佐和具を、しほさゐといふ、ゐは和藝の約め也、卷四、浪乃鹽左猪島響といひ、卷十一、おきつし保佐爲たかく立きぬなどよめり、

〔萬葉集 十七〕天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿被任大納言、兼帥如舊上京之時、陪從人等別取海路入京、於是悲傷羇旅、各陳所心作歌十首、〇中略
荒津乃海、之保悲思保美知、時波安禮登、伊頭禮乃時加、吾孤悲射良牟、

〔萬葉集 十三雜歌〕庭女等之、麻笥垂有、續麻成、長門之浦丹、朝奈祇爾、滿來鹽之、夕奈祇爾、依來波乃、波〇恐依波鹽乃伊夜益升二、彼浪乃伊夜敷布二、吾妹子爾、戀乍來者、〇下略

〔源氏物語 十三明石〕月さして、しほのちかくみちきける跡もあらはに、なごり猶よせかへる浪あらきを、柴の戸をしあけて、詠めおはします、

〔更科日記〕尾張の國なるみの浦を過るに、夕しほたゞみちにみちて、こよひやどからんも、ちうげんにしほみちきなば、こゝをも過じと、ある限りはしりまどひすぎぬ、

〔常山紀談 一〕太田左衞門大夫持資は、上杉定政の長臣也〇中略定政下總の臍南に軍を出す時、山涯の海邊を通るに、山上より箭を射かけられんや、又潮みちたらんや、はかりがたしとてあやぶみける折ふし夜半のことゝ也、持資いざわれ見來らんとて馬を馳出し、やがて歸りて潮は干たりといふ、いかにして知りたるやと問ふに、遠くなりちかくなるみの濱千鳥鳴音に潮のみちひをぞ知る、とよめる歌あり、千鳥の聲遠く聞えつといひけり、

〔倭訓栞 前編十一〕しほのやほへ　神代紀に、潮八百重と見えたり、中臣祓に、潮の八百道、又潮の八

は地沈、是故に海水溢れあがる又元氣降る時は地始のごとく浮び、是故に海水縮りて潮虚却る、さるによりて潮晝夜に二度滿、二度干る也、又大潮小潮にて遲速の有は、月の盈虚順環に依て替りあり、然れば天地の呼吸と見たる說是也、又一說には、余襄公海潮賦の序に、潮の消息は皆月に繫れり、月卯酉の間に臨む時は、潮南北に平也、(卯ノ方ヘ東也、酉ノ方ヘ西也、)彼は滿、實は竭、(竭トハ干ルコトナリ)往來絶ず皆月にかゝるなりといへり、又王逵が造化論には、潮は陽の精にして、陰の依從ふ所なり、月は陰の靈たり、潮の附する所也、朔日十五日は、月の曜日に近し、故に月のめぐり早くして、潮の應ずる事もすみやか也、朔望の外は(朔トハ朔日ノ事、望トハ十五日ノコト、)月も日に遠ざかるゆへに、月のめぐり遲くして、潮も又應ずる事少也といへり、是等の說おもしろし、又蠡海集に、凡日子に臨む時は、海水必起る、假令上十五日は晝を潮とし、夜を汐とす、下十五日は晝を汐とし、夜を潮とす、此時月皆子午の位也とあり、如是說まちまちなりといへども、愚案には、天地の呼吸といへる說を可也とす、山海經、水經等に載するがごとき、海鰌の窟より出る時、潮干潮に入る時は潮滿る杯といへるは異說怪談にしていふにたらず、何ぞ大魚の出入によつて、天地の潮異なる事あらんや、五雜組には、潮汐の說、誠に穿鑿し、然るに近、識淺き岸のみ、其滿干を見る、大海の體は、誠に一毫も增減なしと述たり、是をもつて見れば、彌天地の一呼一吸といふ理に過ず、〇中略又潮の消息は、いつも東よりさす事は其理あり、夫百川の水は皆東に流れ歸く物なり、是其氣の重るに依て也、又東の方は陽剛なる故也、潮は又東よりさす、是本に歸るの義也、卯東の方は卯辰の位にして、升氣の盛成方也、辰は龍蛇の鄕也、是故に潮は東に起て西海に注ぐ、是本に歸する理也、

〔日本書紀 二 神代〕海神乃延彦火火出見尊、從容語曰、天孫若欲還鄕者、吾當奉送、便授所得釣鉤、因誨之曰、以此鉤與汝兄時、則陰呼此鉤曰貧鉤、然後與之、復授潮滿瓊及潮涸瓊、而誨之曰、漬潮滿瓊者、則潮

干滿

〔日本書紀二十六齊明〕四年十月甲子、幸紀温湯、天皇憶皇孫建王、愴爾悲泣、乃口號曰、〇中略瀰儺度能、于之裒能矩娜利、于那倶娜梨、于之廬母倶例尼、飫岐底舸庚舸武、其二于都倶之枳、阿餓倭柯枳古弘、飫岐底舸庚舸武、其三

〔萬葉集二挽歌〕天皇〇天武崩之後八年九月九日、奉爲御齋會之夜、夢裏習賜御歌一首、〇中略
神風乃、伊勢能國者、奧津藻毛、靡足波爾、鹽氣能味、香乎禮流國爾、味凝、文爾乏寸、高照日之御子、

〔古今和歌集十七雜〕題しらず　よみびとしらず
わたつ海のおきつ鹽あひにうかぶ泡の消ぬ物からよる方もなし

〔吾妻鏡三十八〕寛元五年〇寶治元年三月十一日甲子、由比濱潮變色、赤而如血、諸人群集見之云云、五月廿九日辛巳、三浦五郎左衞門尉、參左親衞御方申云、去十一日、陸奧國津輕海邊、大魚流寄、其形偏如死人、先日由比海水赤色事、若此魚死故歟、隨而同比、奧州海浦波濤、赤而如紅云云、〇下略

〔倭訓栞前編十一〕しほのみちひ　潮の滿乾也、天地の壽數十二萬九千六百年、其息晝夜に、二呼二吸也、引息には元氣升り、地沈むによりて、海水溢る、出る息には地もとの如く浮によりて、汐ひるといへり、

〔秉燭或問珍三〕潮之說
或問、潮のさし引は一分を增ず、一分を減せず、いか成道理にや、又潮の滿來る事、皆東の方よりさす也、委敷其說を聞ん、
對曰、潮の說、古來紛々として一ならず、案ずるに、潮は天地の呼吸の氣息なり、呼吸の氣息といふは、人の日夜の呼吸のごとし、天地の間の自然の呼吸なり、〇中略凡天地の壽數は一元の氣にして、十二万九千六百年也、子の會に天開、亥の會に天地塞るの間也、故に其息も緩くして一晝夜に二呼二吸なり、其二呼二吸は是氣の升降也、地は水に浮び、水は元氣と升降す元氣升る時

潮

ぎし給べきと、なまさかしき人の聞ゆれば海づらもゆかしくて出給ふ、○中略うみのおもてはうらうらとなぎわたりて、行ゑもしらぬに、○下略

〔源平盛衰記七〕成親卿流罪事

備前國阿江ノ浦ヨリ、内海ヲ通テ、見島ト云所ニ着給フ、

〔新撰字鏡水〕潮直遙反、平、淖也、志保彌豆、

〔倭名類聚抄一水泉〕潮　四聲字苑云、海水朝夕來去波涌也、直遙反、又作淖、和名之保　周處風土記云、海神上朝於天、鯨鯢迎送海神、出入於穴、令水進退爲潮、又抱朴子云、天河與地河海水相搏擊、五水相盪激涌而成潮、

〔箋注倭名類聚抄一水土〕説文、淖从水朝省、玉篇、淖潮同、上于之裏、見齊明紀御歌、及後撰集、仁德紀、海潮、宣化紀、海水同訓、神代紀、天武紀、潮訓之保、新撰字鏡、潮訓志保彌豆、按宇之保、蓋海鹽之急呼、云海以別燒成鹽也、○中略文選江賦注、引抱朴子云、朝者據朝來也、説文、淖水朝宗于海、○中略隋書云、風土記三卷、晉周處撰、唐書云、一卷、今無傳本、宣十二年左傳正義引、作鯨鯢海中大魚也、俗説、出入穴、即爲潮水、太平御覽引、作俗説鯨一名海鰌、長數千里、穴居海底、入穴則水溢爲潮、出穴則水入潮退、出入有節、故潮水有期、與此所引頗不同、○中略抱朴子八卷、晉葛洪撰、所引文、今本無載、太平御覽引、作天河從北極分爲兩頭、至於南極、其一經南斗中過、其一經東斗中過、兩河隨天轉入地下過、而與下水相得、又與海水合、三水相蕩而天轉排之、故激涌而成潮水、此所引蓋節其文也、五水當作三水、風土記抱朴子二條、舊及山田本、尾張本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、

〔類聚名義抄五水〕潮音朝、ウシホ、アサシホ、シホ、和同、　潮汐アサシホ、ユフシホ、

〔東雅二地輿〕海ウミ○中略　潮をば古語にはシホといひしを、倭名抄には、潮字讀てウシホと云ひけり、シホと云ひし義不詳、ウシホといふは海潮なり、古事記には、海鹽としるしたりき、食鹽をもシ

〔日本書紀一神代〕伊弉諾尊、伊弉冊尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、廼以天之瓊(瓊玉也、此曰努、)矛指下而探之、是獲滄溟、

〔釋日本紀十六秘訓〕是獲滄溟(コヽニアヲウナハラヲエタリ)

〔延喜式八祝詞〕新年祭(中略)奧津御年乎、八束穗能伊加志穗爾(中略)皇神等能依左志奉者、(中略)青海原住物者、鰭能廣物、鰭能狹物、奧津藻菜、邊津藻菜爾至萬氐爾(中略)稱辭竟奉牟、

〔萬葉集二十〕二月(天平寶字二年)十日、於內相(○惠美押勝)宅餞渤海大使少野田守朝臣等宴歌一首、

阿乎宇奈波良、加是奈美奈妣伎、由久左久佐、都都牟許等奈久、布禰波波夜家無、

右一首、右中辨大伴宿禰家持、(未誦之)

〔倭訓栞前編四十二和〕わた　海をよむは渡る義也、古來山に越といひ、海に渡るといふは套語也、舊事紀、及古事記に、多く綿の字をもちう、よて波の白きを比すといへるはあし、、

〔書言字考節用集一乾坤〕廣海(又作廣原海)　方便海(同、萬葉)　渡津海(同上)　海底(同、喜撰式)

〔倭訓栞前編四十二和〕わたつみ　神代紀に、海、又女童を訓せり、海つ神の義なるべし、(中略)海をいふも少童より出たり、萬葉集に、渡津海と書れば、渡る海の義とし、わたつうみなどよめるは古意に非ず、又方便海など書り、方便も濟度の意を取にや、一說に、渡津持也、津は助辭、

わたのはら　海の原也、うなはらに同じ、

〔古事記傳五〕師說に、海を和多と云は、渡ると云ことなり、古書に、山には越といひ、海には渡るといへり、(今云、書紀齊明天皇の大御歌に、山こえて海わたるともなど有、)萬葉一卷に、對馬乃渡渡中爾などよめるを思へとあり、此外の說はひがことなり、大綿津見神名義、師說に、綿は海、津は例の助辭、見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なり、(中略)とあり、(中略)又師說に、綿津海など書る、綿も海も借字にて意なし、又わたづみを只海のことゝ云は、此神の名より轉れるなり、故いと上代には、

紀、今本神代紀傍訓、及類聚名義抄合、萬葉集亦云阿乎宇奈波良、作奈似是、

〔類聚名義抄 五水〕海 音改 和カイ ウミ 象古

〔和漢三才圖會 五十五水〕海 音改 溟渤 於保岐宇三 滄溟 阿乎宇三波良

釋名云、海晦也、主承穢濁、其水黑如晦、說文云、海以納百川者也、莊子云、水莫大於海、萬川歸之而不盈、

古今わたつ海の波の千里や霞らんやかぬ鹽屋にたつ煙哉　中務親王

海水常無增減、華嚴經云、大海有四熾燃光明大寶、其性極熱、常能飲縮百川所流大水、是故天雨常降、萬川流入、而大海無有增減、

〔東雅 二地輿〕海ウミ　太古の時に、アマト云ひしは卽海なり、天もと呼びてアメといひしを、其語轉じてアマともいへば、其代にアマといひし語、天と海と相混せし事ども多かりき、古語にアマといひし天と、海と相混ぜしといふは、たとへば垂仁天皇の御代に來れりといふ、新羅王の子と云ふものゝ名、古事記には、天之日矛と見え、日本紀には、天日槍と見え、姓氏錄には、天日槍と見えて、其記せし所各異なりといへども、天の字讀てアマといふ事は皆同じ、古語拾遺には、海檜槍と志るしたりけり、此書は齋員に舊說を錄して奏上せしなれば、志るせし所謬るべからず、此等の事の如きは、我國の古書を讀む人の心を留むべき事にや、ウミといひしことば、轉じてアマといひ、又ワタなど云ひし如きは、古の方言同じからぬによりしにや、ウミと云ふは大水なり、古語に大をウといひけり、舊事紀、日本紀等に、大人の字讀てウシといひ、萬葉集に、大鹿の字ウカと讀むが如き卽此なり、ワタの義は不詳、海をワダと云ふは、韓地の方言と見えけり、日本紀に、海をホタイといふは、百濟の方言なり、今も朝鮮の俗ヘタヒといふなり、并にこれワダの轉語なり、素姓をヘタといふも此義なるべし、俗海[illegible]などいふが如し、ワタツミと云ひしは、ワタとウミとの二語を合はせいふ、ツといひしは詞助なり、ツヌノヘカといふは、[illegible]上といふが如し、又オキウミ、オキツウミなどいひしは、大海なり、日本紀に、溟渤の字、讀てヲキウミといひしを倭名抄には、讀てヲホキウミといふ、また日本紀釋に、瀛津の字、讀てヲキツといふ、さらばヲキツウミといひしは瀛海なり、其のツと云ひし是も亦語助なり、

〔倭訓栞 前編 四〕うみ　海をいふ、全水の義にや、又產の義、魚鰕珍恠を錯り出すよりいふといへり、

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　　　讀人しらず
陸奥のあさかの沼の花がつみかつ見る人に戀ひや渡らむ
〔花のつと〕みちの國淺香の沼をすぐ、中將實方朝臣くだられけるに、此國には菖蒲のなかりければ、本文に水草をふくとあれば、いづれもおなじこと也とて、かつみにふきかへけると申つたへ侍るに、寛治七年卯月○中略郁芳門院の根合に、藤原孝善がうたに、あやめぐさひくてもたゆくながきねのいかで淺香の沼におひけん、とよめるは、此國にもあやめのあるにやと、年月ふしんにおぼえしかば、此度人にたづねしに、當國にあやめのなきにはあらず、されどもかの中將の君くだり給ひし時、なにのあやめもしらぬしづが軒ばには、いかで都のおなじあやめをふくべきとて、かつみをふかせられけるより、これをふきつたへたる也と、かたり侍しかば、げにもさる一義も侍るにや、風土記などいふ文にも、その國の古老の傳などかきて侍れば、さる事もやとてしるしつけ侍る也、
〔古今和歌六帖三〕ぬま
いつとてかわがこひざらんみちのくの淺香の沼は嬬たゆとも

下總國印播沼

ん、今はあせて纔の沼となり、こゝにて漁したる鱸を、四ツ屋柏原の茶店に出して商ふなり、

〔下總國舊事考 十二 古蹟地名考〕稻穗湖、和名抄印播郡印播鄕トアレド、訓注ナキ故ニ、文字ノマヽニ今ノ世インバト云ヘド、和名抄ノ訓例ヲ考ルニ、因幡國ハ伊奈八、遠江國引佐郡ハ伊奈佐ト訓注アルナド、皆インヲイナニ用ヒタリ、伊勢國員辨郡モ爲奈部トアリ、是モインヲイナニ用ヒタリ、此例ニテ印播ニイナバナルコト疑ナシ、夫ヲイナボト訛リタルナリ、バトボハ通音ナレバ轉語シタルナルベシ、此沼ハイト大キク、印幡埴生ノ二郡ニカヽレリ、

〔廻國雜記〕けふ小春のしるしにや、いさゝかのどかに侍ければ、みな〳〵いな。ほ。の。湖。水。にうかびて、舟のうちにて酒など興行し侍りき、富士のね湖にうつれる心を、みな〳〵よむべきよし申ければ、

水うみの波まにかげをやどしきて又たぐひあるふじを見るかな

〔德川禁令考 六 山川林木陂塘〕印旛沼新開相止候御書付 天明六午年八月二十四日

御勘定奉行江

下總國印旛沼新開之儀、此度出水ニ付、新開場も押流シ、迚も右難二埒明一趣ニ付、開發之儀無用ニ致、諸取〆方之儀相調可レ被二相伺一候、

八月二十四日

近江國つくま江沼

〔後拾遺和歌集 十 哀傷〕女のもとにつかはしける　藤原道信朝臣

あふみにかありといふなるみくりくる人くるしめのつくま江の沼

上野國伊香保沼

〔書言字考節用集 一 乾坤〕伊香保沼 上州群馬郡今溫泉之地

〔萬葉集 十四 東歌〕可美都氣努、伊可保乃奴麻爾、宇惠古奈宜、可久古非牟等夜、多禰物得米家武、〇中略

右二十二首上野國歌

名稱

沼

沼ハ、ヌマト云フ、ヌマトハ、水底泥濘アリテ黏滑ナルノ意、湖トハ其義因ヨリ異ナレドモ、其大ナルモノニ至リテハ亦湖ト稱スルモアリ、而シテ沼ヲ開拓セシ事ハ、政治部開墾篇ニ在リ、

〔倭名類聚抄 一 河海〕沼　唐韻云、沼池也、之少反、和名奴萬

〔箋注倭名類聚抄 水一 上〕廣本少作詔、按之少與廣韻合、在上聲三十少、詔在去聲三十五笑、作詔誤、曲直瀨本奴下有麻字、刻版本同、按古事記、天沼矛、日本紀作天之瓊矛、訓注、瓊此云努、古事記、綏靖天皇御名沼河耳、敏達天皇御名沼名倉、其他沼名木之入日賣、沼羽田之入毘賣、沼代郎女、日本紀皆作渟、日本紀天武天皇御名渟中原、訓注、渟中此云農難、越後國頸城郡沼川郷、讀奴乃加波、皆可以證沼之訓奴、又古事記應神天皇段云、新羅國有一沼、名謂阿具奴摩、萬葉集云、奴麻布多都、伊可保乃奴麻、可保夜我奴麻、伊奈良能奴麻、新撰字鏡、淇陂並訓奴万、然則沼訓奴訓奴麻、古皆有之、然山田本、尾張本、昌平本、下總本、皆無麻字、與舊同、伊勢廣本、那波本亦同、則源君訓奴不訓奴麻也、淺人知奴麻之名、不知古或單稱奴、妄意增麻字也、不可從、按奴謂黏滑、言沼者水底有泥黏滑也、古事記云、五瀨命於御手負登美毘古之痛矢串、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也、血沼者、謂血之在皮上黏滑、今俗呼乃利、乃利、與粘同訓、又黏滑之義、是血沼之沼借字、非池沼之義、蓋滑也、沼也、粘也、黏也、奈爾奴爾乃通音、皆同語也、〇中略廣韻同、按池沼也、猶言池沼之池、説文沼池也、詩召南毛傳同、

〔八雲御抄 三上 地儀〕沼　ぬまといふは、池のつゝみのかくれぬとも云り、かくれぬは草にかくれたる也、たゝぬまといふは、水のたまりたるなり、

〔東雅 二 地輿〕沼ヌマ　義不詳、古語には、ヌとのみ云ひしなり、萬葉集抄に、ヌマとは水の流れぬをいふといひけり、されど古事記に、彥五瀨命の登美毘古の痛矢串を負ひ給ひ、其御手の血を洗ひ給

出雲國宍道湖

神門湖

れ、また東にて合し、大河となるを射水河と號く、兩岸相去ること四百間計とぞ、

(萬葉集十七)遊覽布勢水海賦一首并短歌 此海者有射水郡舊江村也

物能乃敷能、夜蘇等母乃乎能、於毛布度知、許己呂也良武等、宇麻奈米氐、宇知久知夫利乃、之良奈美能、安里蘇尓與須流、之夫多尓能、佐吉多母登保理、麻都太要能、奈我波麻須義氐、宇奈比河波、伎欲吉勢其等尓、宇加波多知、可由吉加久遊岐、見都礼騰母、曾許母安加尓等、布勢能宇弥尓、布祢宇氣須恵氐、於伎敝許藝、邊尓己伎見礼婆、奈藝左尓波、安遅牟良佐和伎、之麻未尓波、許奴礼波奈左吉、許己婆久毛、見乃佐夜氣吉加、多麻久之氣、布多我美夜麻尓、波布都多能、由伎波和可礼受、安里我欲比、伊夜登之能波尓、於母布度知、可久志安蘇婆牟、異麻母見流其等、

右守大伴宿禰家持作之　四月廿四日

(懐橘談一)宍道〇中略

今按に、竪六里横三里の湖水あり、是を宍道の湖と云、又は佐太の湖とも記には見えたり、末次の里より伯州米子まで七里の舟路也、湖水の中、末次の里のちかくに、よめ島と云あり、古記には見えず、其外寄鮫十六尺など云、湖水の左右、一歩に一景十歩に十景、水瀲々、花簇々、鯛躍々、蘆葦々、鳥鷗々、魚躍々、戸重々、津亭々、船艦々、人來々、無聲の詩にも有聲の繪にも寫しがたきは此風景也、

(出雲風土記下神門郡)神門水海、郡家正西四里五十歩、周三十五里七十四歩、裏則有鯔魚、鎮仁、須受枳、鮒、玄蠣也、即水海與大海之間有山、長二十二里二百三十四歩、廣三里、此者意美豆努命之國引坐時之綱矣、今俗人號云園松山、地之形體、壤石並無也、白沙耳積上、即松林茂繁、四風吹時沙飛流、掩埋松林、今年埋半遺、恐遂被埋已與、起松山南端美久我林、盡石見與出雲二國堺中嶋埼之間、或平須、或陵礒、

同國(○奧州)若松といふ所は、賑はしきよき所なり、夫より東の方にゆく事六里ばかりと覺ゆ、笹山といふ所にいたり、右の方へ別れ道を、三十町ばかりにして猪苗代の湖水に到、いかにも奥州は大國なり、此湖水さながら近江の湖にことならず、近郷隣村ふねにて世用を便ず、かるがゆへに遠浦の歸帆も見ゆ、東路の遠き奥なれば、世の人かゝる風景こゝに在ことをしらず、惜ひかな知る人すくなし、

〔東遊雜記 一〕五月二十四日、高田村御發足、(五里餘)大寺村、(三里餘)猪苗代止宿、二本松への街道は、磐大山と湖の間を往來とす、(中略)○湖の廣サ北南百丁、東西九十丁、若松領二本松領の入組なり、湖にて取魚、鮒、(大なるは一尺餘)赤はらと云魚、(是もあるは一尺餘も有)鯰、此外の魚は更にはし、湖より流出る川を日橋川と稱し、急流にて瀧のごとし、五里餘川下山崎といふ地にて、若松より流出る大川と一流となる也、會津郡と那麻郡の界は、此流を以て堺とす、湖は那麻郡の内なり、

若狹國御形湖ひるが勺子湖等

〔西北紀行 下〕當國(○若狹國)三方の郡に湖、三あり、御。形。の。湖。小濱より六里東北に在り、長さ二里深し、敦賀よりも六里あり、鯉鮒多し、其次に勺子の湖、長さ三十丁、横十四五丁、御形の對ひの山を隔つ、其間一里許りあり、其次にひ。る。が。の。湖。是は勺。子。の。湖。と並べり、廣さは勺子の湖と同じ、其水甚だ深し、ひるがの湖には潮滿れば海水入る、故に海魚も河魚もあり、

越中國布勢湖

〔書言字考節用集 一乾坤〕布勢海(越中射水郡、又云多。祜。海。、)

〔閑田耕筆 一〕越中國布勢の湖は、家持卿のうた萬葉集に見ゆるに付て、其邊の地理を國人にとふに、先かの卿を祭れる社湖邊にありて、御蔭明神と稱す、多胡のうらは、今湖をさること半里餘にして、陸地の一邑となれり、此間の湖水は埋れて田となりし成べし、たゞ名におふ藤は大なる古樹今も繁茂せり、澀谷崎は二上山の北の尾のうみに臨む所をいふ、射水河は水源飛彈山中より出て、當國礪波郡井波といふ所にいたり、細き谷口より流出るが、水勢甚急也、さて其水二流に別

りをやむる事なり、傳へいふ、諏訪神社は龍を群臨まし給ふなり、龍は水を閉るものなれば、此神渡りは明神の使しめの狐の所爲なりとぞ、又諏訪に温泉ありて、諸人入湯する所なり、湖水の中にも温泉あり、常は知れず、只氷りたる時は湖中にて其温泉の湧いづる所ばかり氷らずして、氷に所々穴ありて湯氣のはる、又下の諏訪の拜殿の板壁のふし穴より、上の諏訪の塔の影さし渡し一里を隔てゝさし入る、又上の諏訪明神のみたらしのほとりには、四季ともに毎日少し計にても雨降らずといふことなし、又明神の御寶殿の板敷釘を用ひず、人歩行するに音なし、其外不思議數數あり、東海道にある天龍川は、其源此諏訪湖より流れ出る、小湖なれども底深く、魚鼈甚多くして、此邊利益ある水なり、

下野國中禪寺湖

(日光山志四)南湖　中禪寺の湖水と唱ふるものなり、第一の大湖にして、凡東西三里餘、南北凡一里餘又八功德池と名附ることは緣起にみえたり、凡山觀山路に四拾八湖有となん聞る、されど其在所も定かに知れるものなし、大師の記文に載たるが如く、南坤正有二一大湖一、纔計一千餘町云云清潔なる冷水ゆゑ魚蟲も生せず、一點の塵芥もなく、常に白波汀濱に滿へ、旱年又は霖雨にも不レ耗不レ溢、そのかみ神護景雲元年、勝道上人遊覽せられしより、今も猶現然として奇觀なる大湖といふべし、

(木曾路名所圖會六)補陀洛山中禪寺〈日光より山路三里餘、〉中略

湖水長サ三里、幅二里、あるひは一里半計の所もあり、四面に繁樹篠竹あつて、湖上を覆ふといへども、其落葉ひとつも水面に浮まず、底甚で深けれども、魚鼈ひとつもすまず、都て此山中に大湖三つあり、其外小さき湖四十八湖あり、かゝる高山の頂に、數多湖水ある事奇異の靈地なり、

(續古事談四)下野國ニ荒山ノ頂ニ湖アリ、廣サ千町バカリ、キヨクスメル事タグヒナシ、〈下略〉

陸奥國猪苗代湖

(東國旅行談四)猪苗代之湖水

〔木曾路名所圖會 四〕須波の湖　周十一里餘、亘三里許、鯉、鮒、龜甲あり、今は水治りていにしへに及ざるもの歟、玄冬の頃、湖面風ひゞらひでより氷鏡のごとし、○中略此湖まどかにして、深きところ七尋ばかりあり、めぐりに浦々ありて、民家衆し、四方には山々ありて風色斜ならず、漁父あまた有て魚鱗をすなどる事多し、漁舟の外船に乘ことを禁ず、この湖冬の頃より春にいたり、氷ばりて尺寸も透間なく、湖一面にふさがり、年の寒温によりて、霜月のうち、あるひは師走の初より氷はりて、後人其上を通る、○中略日本國中に湖多しといへども、かくの如く氷はる所なし、信濃は日本にて地高くして、寒氣深き國なる故也、○下略

〔東遊記後編 三〕諏訪湖

信州諏訪の湖は、周廻三里の小湖なり、然れども亂山重疊の中にありて、景色は無雙の地なり、此湖邊より湖上に富士山の北面を見る、富士山嶺直にして寶永山を見ず、富士の形は、此湖上より見るも又奇なりと云、扨此湖に世俗にいふ七不思議といふ事あり、其中にも殊更奇妙の事とするは、此湖水冬に至れば、寒國の習ひとて、一面の氷となる、厚さ數尺に及び、金鐵の如くにして平地に異ならず、霜月より翌年の二月までは人馬皆氷の上を往來して、少しも恐るゝ事なく、下の諏訪上の諏訪、其間三里の所たるを、冬は氷の上を一文字に通行する故、纔一里に成りて、甚便利なる事也、いかなる重き荷物を付たる馬車にても、むかしより氷破れて水底に落入りしためしなしとは、不思議なりと問ひしに、冬の初に神渡りといふ事あり、其神渡りありて後は、氷破るゝことなし、春に成り又神渡りあり、其後氷いまだ厚しといへども、恐れて一人も渡るものなし、其神渡りはいかなることぞといふに、冬のはじめ、一夜湖上大なる音して、物を引通る如し、夜明て見れば、氷の上を一文字に格別の大石大木などを引通りたる如く、氷左右にわれ分れて、一筋の道付たり、是は渡り濟みたりと云、此後は人馬往來して過ち無し、二月の末又此事あり、其後は渡

いへり、

〔信濃奇勝錄 三四 諏訪郡〕須波の海

日本紀元正天皇養老五年六月、信濃國を割て始て諏訪の國を置、聖武天皇神龜元年、配流の遠近を定め給ふに、諏訪國、伊豫國を中流とす、其後天平三年、廢諏訪國幷信濃國云々、湖水の周廻三里とはいへども、洪水の節度に増りて、七島の名のみ殘りてみな陸地となれり、今は徑一里、或は一里半、深さ七尋ばかり、所に寄りては深さ勝りて幾ばくといふ事をしらず、魚類は、鯉、鮒、鯰、鰻、鬪魚、鱸あり、近年小鰕を產す、めぐりに漁々ありて民家多し、漁父常にすなどりをなして生計の便とす、南に駿河なる不二の高根を遙に望み、四方に衆山連綿して風色斜ならず、此水の落口を尾尻といふ、伊那郡を流れて遠州へ出る、天流川の水上なり、冬は湖一面に氷はりふさぎて、其上を人通行す、春は正月の末、又年の寒温によりて、二月の中までも氷のうへをゆきゝす、氷の厚さ一尺より二尺餘、其上を何程の大木大石を引けども破る事なし、氷のうへすべる故に深をはきて通る、其上に雪降れば、常の如く草履草鞋にて行、馬はすべる故渡らず、此湖氷はりて、漁人氷の下に網を引を氷引といふ、氷を一所長くうがちて、其所より網を入、また其先をうがち、竹の竿を持て次第に先のうがちたる方まであみを送りやりて、幾所もかくのごとくにうがちて、網を廣くはりて魚をとる、此時漁人は腰に長き竿を挾む、若あやまりて落入るときも、竿にて死をまぬがるゝといへり、昔はかくする事を知らずして、多年に漁人すなどりをせずといへり、

此湖を騷人鳥湖と稱す、三體詩に、鳥湖山下稍嬋娟、注に鳥湖は在信州諏山縣西南十五里とあるをもて、信州の大湖なれば、なずらへていふなり、　或本朝年代記ニ云、後深草院建長三年二月十四日、諏訪神前湖大島、又寶船出現、片時間消失云々、是は西國北國にて蜃氣樓をみると云類なるべし、

堅田、東ハ木濱ヘ貳拾壹町、常ニ舟渡し、　一西ハ小松、東ハ長命寺ヘ七里、　一西ハ大溝、東ハ沖島ヘ三里半、　一西ハ舟木、東ハ白石ヘ貳里、　一西ハ沖島、東ハ長命寺ヘ、南ハ壹リ、北ハ半リ、　一西ハ舟木、東ハ松原ヘ七里、　一勢田川東西ハヾ粗百間　一西膳所城、東矢橋貳十町、　一竹生島海津今津より三里、大崎より壹り、　早崎より壹り、長濱より五里、松原より六里、津々ら崎より貳十町、

餘吾湖

〇按ズルニ、近江八景ノ事ハ、地部近江國篇ニ載ス、宜シク參照スベシ、

〔運歩色葉集奥〕余吾湖（ヨゴノウミ）（近江）

〔書言字考節用集一乾坤〕餘吾湖（ヨゴノウミ）（江州伊香郡）

〔淡海温故録四伊香郡〕余江　余古、又余湖、又余呉共カク、余江ハ一里許四方ノ入江也、小舟モアリ、漁人、鮒、ウグヒノ類ヲ捕ル、余呉鮒トテ名產也、此鮒、十一月十二月ノ比、雪降江面一遍ニ氷ザレバ取レズ、尤佳品也、他月ハ味惡シ、

〔柴田退治記〕天正十一年卯月廿日、佐久間玄蕃助爲大將、通余呉之海馬手、

信濃國諏訪湖

〔西遊行嚢抄四上〕諏方湖　下ノ諏方ノ驛ヲ出テ、左ノ方ニ漫々ト見ユル、富士山湖水ニ移リテ、其景言語道斷也、〇中略此湖名所也、諏訪ノ海トモ、又諏訪ノ湊共ヨメリ、

〔千曲之眞砂二〕すわの湖（諏訪）幷ころも（衣）が崎

烏丸殿丙寅の紀行にも、はこねの峯より見る湖よりはひろく長く、四方かぎりくまもなく見ゆ、近江の湖には及ばざれど、なか〳〵見渡し、島もなくいさぎよく滿へたるは、近江よりげにぞ覺ゆると書給へば、城の湖へつき出したるさまは、いとおもしろく筆に及び難し、又衣が崎といへるは、高島の城の大手を入れて、二の門の橋をエトのはしとなんいふ、其橋のむかふへ富士の影湖水へうつる、海上の風景いわんかたなし、そのむかふなる崎を衣が崎とも、これもが御崎とも

又

行盡近江湖水頭　波暗日低盧洲、　鷗鳴欲見假而息、　先聞天籟紫塞秋

〔西北紀行〕凡そ淡海の湖は、勢田より貝津まで南北二十里、東西の廣き所九里あり、今津と佐和山の間東西最廣し、湖の北の濱は、西は貝津、中は大浦、東は鹽津なり、此三所皆湖邊に民家ある所にて、北の山を隔て、越前に隣れり、此湖の形は能く琵琶に似たり、堅田より北十七里は東西廣し、琵琶の腹に似たり、堅田より勢田まで四里は東西狹く、一里の内外あり、譬へば琵琶に鹿首あるが如く狹し、勢田より宇治までは猶狹し、琵琶の海老尾に比し、竹生島を覆手に比すと云り、故に此湖を琵琶湖と云、大津の邊より山田矢橋の方を見たるよりも、堅田より北は甚だ廣大にて、恰も大海の如し、今津より勢田へ十七里、大津へ十六里、京へ十七里、越前敦賀へ十里半、今津より貝津へ四里、貝津より敦賀へ七里半、此間疋田山なり、敦賀より京へは二十七里半あり、今津より船にて竹生島に到る、湖上三里あり、

〔日本賓鑑錄十二諸國〕近江國　琵琶湖中　湖邊周廻七十三里三十一町三十四間

〔六十五大川流域志〕琵琶湖

近江全國諸川、此湖ニ會合シ、勢田川ニ注グ、其河川左ニ載之、

東西五里　南北十五里略〇下

〔淡海地志四〕舟路行程

一大津より鹽津へ十九里半　一同海津へ十六里　一同木原へ十六里　一同竹生島へ十六里

一同木濱へ四里　一同長命寺へ七里　一同支那へ三里　一同圍津へ三里　一同長濱へ十八里　一同松原へ十四里半　一同大溝へ十里　一同八幡へ八里　一同堅田へ三里　一同沖津へ八里　一同矢橋へ五十町　一同今津へ十四里　一西ハ唐崎、東ハ山田迄壹里半、　一西ハ

の文字を作り、遠き江を遠江と號す、故にこれをちかつあふみ、とふだあふみともいふ、山谷の溪澗所八百八河とはいへども、是はたゞ物の多きをいふのみ也、凡湖邊山谷の流末大なるは四十ケ所ばかりにて、其餘數えれず、水海とは滿干なき故なり、鹽ならぬ海ともいふ、又あふみの海とも云、歌にはにほてるやあふみのうみとよめり、鳰の海といふは、いかなる事とも未詳、うたがふらくハ難波の枕詞、をしてるといふに同じかるべし、おしてるは襲ひてるとの義なれば、にほはにほひにて、うすく照るの義にもあるか、又鳰島とは、此鳰の海に多く住ものなれば名付たる、俗にカイツブリと云、琵琶の海とは、海の形似たるを以て號けたり、凡勢田より海津まで南北二十里、東西の廣き所凡九里、今津と佐和山の間尤廣し、北は濱村、西は海津、中は大浦、東は鹽津也、北は山を隔て越前に隣る、○中略 狹々浪とは、日本紀神功紀に、さゝ浪と計にてあふみの事とす、サヽは小の意にて、淺水の貌なり、萬葉に、石走る近江の國、樂波の大津の宮ともよめり、三津の浦といふは、志賀の浦をいふ、これも元は御津也、大津なり、

傳曰、孝靈四年、江州の地拆て湖水始て洪、駿州富士山忽出焉、景行十年、湖中竹生島涌出云々、或云、此說信ずべからず、

〔こし地紀行〕近つ淡海の湖、波に似たる物なく、いと平かたして浩々たり、見るが中に山颪波を起して、秋の景色定まらず、つく／＼と眺めて打過ぬ、

夫琵琶湖南北十九里、東西七八里、里俗稱九十九浦名、是日域大湖也、若狹三方、越中布施、信州諏訪、雲州松江、奧州磐梯、雖有諸湖、豈較其廣狹、況地接京城、風人雅士多來、此留題、眞奇觀也、其藻臥、東鯽等、湖中美產也、

渺々琵湖徑　北南十九程　烟波船出沒　砂艸鳥縱橫　瀟湘皆同景　龍宮長閣城　魚蝦皆美物　吟咏古人情

湖　近江の國十二郡に繞れる大湖なり、當國を古へ淡海國といひ、今近江國と云も、ともにこの湖あるによつてよべり、江といへるも湖のことにして、池の大なるものなり、すでに廣雅にも、湖は池なりと見えたり、水うみといへるは海に對して、湖にあらずとの言ばなり、源氏物語、その餘の歌書の類、みな以て鹹ならぬ海ともかけり、淡海といへる詞は、鹹なくて味あはきといふことなり、みづうみの詞は、水のみを湛へて、海のごとく大なる池といふ意なり、海はうかむの義にて、船の浮ぶ處なり、うかみのかを中略せるなり、亦ふかみの意もあり、ふとうとは通ずるなり、凡日本に其國々湖水あるところ多し、然ども當國のごとき大なるはなし、比良、比叡、寛兀と西に聳へ、群嶺高低として、北の方若狹路に到り、三上山、鏡山東に峙、其餘の峯々屏列として、畫屏を開むがごとく、衆山を鏡に映たり、四時の景ひとしからず、朝暮の景方口たり、古人是を西土の岳州洞庭湖に比し、または杭州の西湖になぞらふ、瀟湘八景に比して詩を賦し、歌を詠ずるもの多し、中略○凡湖勢北より具津に至て南北二十里、東西の廣きところは九里十里にをよべり、其水ふかきこと、具津の邊にては七十尋百尋にも及べり、南にいたり黑津の邊までは漸く尺寸を以て數ふ、貫御の湖旱する年には渡る者膝をうつに過ず、此湖山谷の灌るゝところ、八百八川流來て湖となり、勢多にては渡て關の津乾坂の急流となり、宇治川となり、伏見にゆき、淀へながれ、木津川、桂川と合し、大坂に到り川口傳法にいたつて、海に入事するなり、西土の人も知れるにや、海東諸國記に、近江州湖、ながさ三十里、廣さ十八里と記せり、一湖なれども、北にては足利のうみといふ、高島郡にての稱なれば、詠歌みな高しま郡の條下に出るす、詩人呼て、一名を琵琶湖といふ、其象似たるを以てなり、中略歌仙も詠じて鳰鳥の湖と云、實正は、一說には鳰鳥湖水に多くあるものゆへ、鳰鳥の湖と云といへり、

〔伊勢參宮名所圖會四附〕湖水　あふみとは元淡海なりしを、天智帝大宮に近き江なりとて、近江

野ノ諸荷物運送第一ノ所ナリ、

仙波湖

〔新編常陸國誌六山川〕仙波湖用音、補、舊誌云、在茨城郡水戶大城南郭外、源出那珂河、東流至河股村、復會那珂河入海、水戶領地理志云、東西三十町餘、南北六七町餘アリ、漁獵ヲ禁ジ、鯉鮒鰕鰌ノ屬多ク產ス、又菱荷蓴菜アリ、漫遊紀談云、水戶城要害ノ第一ニシテ、西南ノ郭外ヲ遶レリ、其源池野邊ヨリ出デ、箕川等ノ地ヲ經、笠原山下ヲ過ギ、東流シテ川股村ニ至リ、那珂河ニ合シテ海ニ入ル、湖中新ニ堤ヲ築キ、楊柳楓樹ヲ兩行ニ殖ユ、所謂西湖ノ蘇堤トモ云ベシ、以上湖水ノ東流スルモノヲ伊奈堤ト云フ、水戶領地理志云、千波ノ湖水市中ヲ經テ濱田村ニ通ジ、坂戶町付ノ地ニ至リテワカレ、一ハ谷田、六反田、栗崎、東前、大串、塩崎、平戶ノ地ヲ流レテ、島田ニ至リ、涸沼ノ下流ニ合シ、一ツハ澀井、吉沼、上大野西、上大野東ノ地ヲ過テ那珂川ニ合流ス、慶長十五年伊奈備前守令シテコレヲ穿チ、田ニソヽガシム、因テ伊奈堀ト稱セシ由、土人亦備前堀トモ云フ、

〔桃源遺事五〕一水戶城邊の仙波の池は、湖水ともいふべき程の池也、その中に堤有、長十八町此堤を行かふ人多し、されば炎天に木陰なく、行人暑に苦まんことを思召、又其景色の爲に西湖の蘇堤に准へ、兩岸に楊柳をひしと御うゑさせ、柳が堤と御名付候、夫よりして夏日のあつき日も、柳陰連り、かげ凉しく、堤に休ふ者おほく、四時の景色またこと也、○下略

近江國琵琶湖

〔書言字考節用集二乾坤〕琵琶湖ビハ江州湖水、其形似琵琶、故名焉、事見草山集、

〔運步色葉集丹〕湖海ニホノウミ○○

〔書言字考節用集一乾坤〕湖海ニホノウミ又作鳰海、跨江州十二郡之大湖、一名琵琶湖、

〔皇代記〕孝靈五年、近江湖水始湛、富士山始出、

〔近江國輿地志略五〕湖水

〔日本實測録 [十四國] 常陸國〕涸沼　周廻四里三十町五十九間半

〔新編常陸國誌 [山川]〕涸沼湖 [illegible] 舊名阿多可奈湖 [illegible] 鹿島、茨城二郡ノ間ニアリ、東西十四里、南北二里バカリ、古ヨリ一ツ湖ト稱セシハ、那珂、鹿島ノ湖ナリ、俗或ハ日沼 [比沼] ニ作ル、風誌涸沼湖 [同] ト作レルモ亦俗言ニヨレルナリ、今湖邊ノ土人ニコレヲ尋ヌルニ、富所一ニアラズ、或ハ比奴麻宇良、或ハ比留奴麻、或ハ比呂宇良トモ云ノ類、紛々附シ難シ、サレバコノ湖ノ水源、大橋村ノ土人傳ヘ所ハ、全ク比留麻ナリ、其水源ニヨリ、宮岡、長岡ノ邊傳ハ云ヘルモ亦同ジ、ヨク其語ヲ傳ヘタルモノナリ、風土記香島郡ノ堺ヲイハル處ニ、北ハ那賀香島ノ堺、阿多可奈湖トアルコレナリ、アノ名義考フベカラズ、或云、阿多可奈湖トハ暖湖ナリ、蓋コノ湖水勢疾カラズ、水甚澄シテ清冷ナルガ故ニコノ名アリ、且風土記ニ、香島郡ノ内ニ大沼アリ、コレヲ寒田ト稱スト載タレバ、暖湖寒田相對セルノ名ナルベシトイヘリ、然レドモイマダ定論トシ難シ、後涸沼ニ更ムルモノ何レノ時ニアルヲ知ラズ、鷲門記ニ、吉田郡涸沼之江邊與掛權貞曾祖扶之書云々ト見エタリ、吉田郡ハ古ノ那珂郡ノ内ナリ、湖東小戸村ニ、貞盛ノ宅跡今猶存セリ、涸沼ヲ以テ名トセルモ亦日中ヲ比留麻ト云ヘルニヨリ、涸沼湖ノ意ヲウシナヘルモノニヤ、ヨシアルコトナラズ [illegible]、大掾傳記ヲ按ズルニ、吉田郡一門ノ中ニ蛭町氏アリ、蛭其渕ジ基又コノ湖邊ノ舊蹟ト見エタリ、コノ湖水源、茨城郡大橋村ヨリ出 [illegible] 南流シテ涸沼川トナリ、宮岡城ノ内ヲ歴テ、更ニ東ニ轉折シテ、宍戶ノ南ヨリ□□村ニ至ル [文缺下畧]

涸沼、水戸領地理誌云、土人涸沼ト稱ス、三石崎、網掛、海老澤、皆湖ニ濱シ、松川、田崎、網掛、宮ケ崎等ノ地ニ對セリ、小松川ノ下流、網掛、上石崎ノ間ニテ湖ニ合シ、又二三ノ小流アリ、皆湖ニ入ル、湖長二里十二町餘、幅十二町ヨリ二十四五町ニ至ル、大貫、島田ノ間ヲ流レ、川又ニテ那珂川ニシテ合シ、海ニ入ル、鯉、鮒、鰻、鯊、白小魚ノ類マ産シ、鳧、鴨、鵝、鷺等ノ諸鳥多シ、湖汐出入シ、舟船來往ス、常

相模國蘆湖

遠州荒井の濱より、奥の山五里ばかり海となりて、大船も出入事、むかしは山につゞきたる陸地なりしが、中比山より、ほらの貝おびたゞしくぬけ出て海へ入ける、其跡かくのごとく海となりて、今切と名づくるよし、古老いひつたへたり、我國は伊弉諾、伊弉冊のうみ給ひ、大己貴、少彥名のつくられけるといへば、其むかしはいかゞ侍りけむ、もろこしの華山を、巨靈が擘開して水をやりける事も侍るにや、

一葉扁舟寄旅身、　湖波通信遠州濱、　海山何借巨靈手、　我國元來造化神、

〔東遊行囊抄十三〕箱根湖水

此湖水長サ三里許、幅或ハ一里、或三十町、或ハ二十町許ノ所モアリ、北ノ方ニ湖水ニ落ル所ヲ海尻ト號ス、駿州之御厨ト云所ヨリ、荷物ヲ海尻ヱ上テ、小船ニ積テ峠ノ驛、幷ニ元箱根ノ宿ヘ運送ス、

此湖ノ水底ニハ杉ノ大木多ク沈テアリ、何ノ代ニ沈ミケルヤラン、于今不朽シテ多ク在ト云々稻葉美濃守正則小田原ノ城主タリシ時、此湖水ノ大杉一本ヲ引上テ、紹大寺ノ造營ノ用木トセラル、其幅一丈餘ノ杉板アリト里俗ノ說ナリ、

〔東海道名所圖會五〕箱根湖水　一名蘆の湖といふ、富士八湖の其一也、箱根の山嶺にあり、長サ三里許、巾一里餘、其中に左尾崎、右尾崎、三ッ石、塔ケ島等の字あり、產物は鯽腹赤也、鯽魚は山中の溪川に生ず、小兒五疳の妙藥に用ゆ、

〔東關紀行〕猶ゆきすぐるほどに、箱根の山にもつきにけり、岩がねたかくかさなりて、駒もなづむばかり也、山のなかにいたりて水うみ廣くたゝへり、箱根の湖となづく、又蘆の海といふもあり、權現垂跡のもとゐけだかくたふとし、朱樓紫殿の雲にかさなれる粧ひ、唐家驪山宮かとおどろかれ、巖室石龕の波にのぞめるかげ、錢塘の水心寺ともいひつべし、

〔足利季世記〕〔明應記〕義晴御誕生之事
同年〇明應七年今ノ八月七日ノ夜、大地震ヲビタヽシクシテ國々堂舍佛閣顛倒シ、〇中略其地震七十餘日不止ニシテ、アマツサヘ八月廿七日廿八日兩日ノ間ニ、遠江國エ大浪オビタヽシク來テ、陸地忽ニ海トナル、今ノ今切ノ渡ト申ハ是也、

〇按ズルニ、今切渡ノ事ハ、渡篇荒井渡條ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔海道記〕十一日〇貞應二年四月二橋本をたつ、橋のわたりより行々たちかへりみれば、跡にしらなみのこゑはすぐるなごりをよびかへし、路に青松の枝は、あゆむもすそを引とゞむ、北にかへりみれば、湖上はるかにうかんで、なみのしは水の顔に老たり、西にのぞめば湖海ひろくはびこりて、雲のうきはし風のたくみにわたす、水郷のけしきは、かれも是もおなじけれども、湖海の淡鹹は氣味これことなり、邊のうへには浪に濯みきご淡しき水をあふぎ、舟の内には唐櫓おすこゑ、秋のかりをながめて夏の客にゆく、本より興宴は旅中におれば、感腸しきりに催りておもひやみがたし、

〔東國紀行〕橋本と云所に行つきぬれば、きゝわたりしかひありて、氣しきいと心すごし、南には潮海あり、漁舟波にうかぶ、北には湖水有、人家岸につらなれり、其間に洲崎遠くさし出て、松きびしく生つゞき、嵐しきりにむせぶ、松のひゞき波のをと、いづれとききゝわきがたし、行人心をいたましめ、とまるたぐひ夢をさまさずといふ事なし、みづうみにわたせる橋を濱名となづく、ふるき名所也、

〔梅花無盡藏〕七二賞翰句、濱名湖十三日、出大蕉寺、晩風急雨、午後雷し、舟中人見不、熊、欲石清晴、晴田經時河、入遠江界、見此時、堂如畫圖、湖過三河入遠江、濱名湖上屬佳郷、湖言晩起龍眠老、一軸中間介象宗、見山谷詩、

〔丙辰紀行〕今切

名湖

の隅にある大湖也、猪苗代の湖は、陸奥國若松の東笹山近き所也、共に近江に續ての大湖也、

〔八雲御抄 五名所〕海

あふみの海（近江、千鳥）夕波　にほの水海（同、にほの海、源氏、）みほの水海（同、山水海）已よこ（同）ちくまの（同、中略）○あしりの（近江）たか島の（万、）（同國也、中略）○ふせの（海也、越中）（万、中略）水すはの（信濃、水上水海、）

〔藻鹽草 五水邊〕海（同名所）

伊香海（近江、みるめ、○中略）濱名海（とほたうみ、むすばぬ濕、○中略）鳥羽淡海（常陸、なみ、○中略）秋風、白足利海（近江、たかしまのあしりの海を漕すぎてしほし）（つしが浦今かこゆらしむ○中略）蘆海（相州、けふよりは思みだれてあしのうみのふかきめぐみな神にまかせて○中略）志賀海（近江）比良海（右同、も、あま、）玉

遠江國濱名湖

〔東海道名所圖會 三〕濱名湖　濱名は郡名也、國號遠江も此湖水に基也、一名猪鼻湖、又は遠湖ともいふ、和名抄に、近江を知加津阿不美、又淡海とも書す、故に遠江をとほつあふみと對する也、契冲の代匠記にも、ちかつあふみ、とほ津うみの事具にみへたり、又近きとし、蝶夢幻阿彌が遠津湖記に、もろこしの西湖といふ所のさま、繪にうつせしを、今思ひあはすに、孤山といふ所に露たがはず、此水うみのほとりの第一の景地ならし、おほよそ湖の廣さ、北に入事五里にあまり、東西四里にすぐ、南はひたぶるの大海也、山々三方にならび立りと云々、

〔遠江國風土記傳 濱名郡一〕新井（中略）

荒之崎（中略）

寶永四年、關司敬意書曰、（中略）明應八年六月十日甚雨大風、潮海與湖水之間驛路沒、日筒崎千戸水沒、

○按ズルニ、富士歷覽記ヲ檢スルニ、八年六月飛鳥井雅康遠江ニ在リ、其記事絕ヲ風雨ノコトニ及バズ、而シテ七年八月二十五日ニ地震風雨アリシコト諸書之ヲ記ス、八年六月ハ、恐ラク七年八月ノ誤ナルベシ、

〔類聚名義抄 五 水〕湖 音胡 ミヅウミ

〔枕草子 一〕海は　水うみ

〔八雲御抄 三上 地儀〕湖　こゝろまゝ鈴鹿　ころひな　にほてる　まなてる　みづうみ　まはならぬうみ　近江には、八十の湊有、

〔拾遺和歌集 三 秋〕らくよしまにまうで侍ける時、もみぢのかげの水にうつりて侍ければ、　法橋觀教

水うみに秋の山邊をうつしてははたばりひろき錦とぞ見る

〔和漢三才圖會 五十七 水類〕湖 音胡　和名美豆宇三

湖、大陂也、○中略

按、湖似海而其水淡、故名水海、江州湖形似琵琶、故名琵琶湖、其長可二十四里、遠州之江湖亞之、故得近江遠江之名、信州諏訪湖、其湖中有溫湯亦一異也、佐渡有加茂湖、其外奧州賀州因州亦有湖、

〔東雅 二 地理〕湖ミヅウミ　水海也、古時湖水をばアフミノミと云ひけり、萬葉集抄に、アハウミとは、シホウミにあらざる水海なるをいふなり、と見えしこれなり、海と云ひしは、其水大きにして海の如くなるが故なり、近江國をチカツアフミといひ、遠江國をトホツアフミと云ひしが如きこれなり、其近遠をわかちいひしは、京師を相去るの近遠をいふ也、○中略 又古には、湖の字讀てミナトともいふ、阿波國風土記の中湖讀て中の水門といふ此なり、

〔倭訓栞 前編 三十〕みづうみ　倭名抄に、湖をよめり、水海の義也、古へ淡海といへり、近江の湖を琵琶湖といふは、其形の似たる也、海東諸國記に、懷仁天皇元年、開近江州大湖といふは、我邦此說ある事久し、もとより妄也、讀書管見に、南方止水深廣遠闊之湖、北方止水深廣闊之海子と見えたり、西湖の如きは船の往來する河也といへり、石花の海は萬葉集長歌に見ゆ、駿河國富士山の戌亥

〔延喜式 八祝詞〕六月晦大祓十二月准之

天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、○下略

〔日本書紀 一神代〕一書曰、日神尊以天垣田爲御田、時素戔嗚尊、春則塡渠毀畔、○中略

一書曰、○中略故素戔嗚尊妬害姉田、春則廢渠槽、及埋溝毀畔、○下略

〔日本書紀 九神功〕九年○仲哀四月甲辰、既而皇后○神功則識神教有驗、更祭祀神祇、躬欲西征、爰定神田而佃之時、引儺河水、欲潤神田、而掘溝及于迹驚岡、大磐塞之不得穿溝、皇后召武内宿禰、捧劍鏡令禱祈神祇、而求通溝、則當時雷電霹靂、蹴裂其磐令通水、故時人號其溝曰裂田溝也、

〔日本書紀 十二履中〕四年十月、堀石上溝、

名稱

湖 沼附

湖ハ、ミヅウミト云フ、水海ノ義ニシテ、水トハ鹹水ニ對シテ淡水ヲ謂ヘリ、但シ湖ニハ希ニ鹹水ノ通ズルモノアリ、遠江ノ濱名湖、若狹ノヒルガ湖ノ如キ是ナリ、湖ノ最モ大ナルモノヲ近江ノ琵琶湖ト爲ス、其風景ノ明美ナルハ、駿河ノ富士山ノ壯麗ナルト對照シテ、夙ニ邦人ノ誇トスル所ナリ、

〔倭名類聚抄 一河海〕湖　廣雅云、湖音胡、大池也、和名三都字美

〔箋注倭名類聚抄 一水土〕按美豆、淡水也、湖者淡水而廣大如海、故名美豆字美也、○中略廣雅十卷、魏張揖撰、所引釋地文、原書無大字、按楚辭九歎注、湖大池也、與此合、又說文、湖大陂也、又云、陂一日池也、然則大陂亦猶言大池也、尙書禹貢正義、大澤畜水、南方名之曰湖、風俗通、湖者都也、言流瀆四面所猥都也、

〔箋注倭名類聚抄水土一〕按汀涯渚、水際之義、故以訓水際平沙之汀充之、後多與杂涯佐混、廣本作三左木訓、按類聚名義抄、伊呂波字類抄、並訓三岐波入、不訓三左木、中略廣韻同、按、玉篇、汀水際平沙也、張氏蓋依之、說文、汀平也、

〔倭訓栞前編三十〕みぎは　汀をよめり、水際の義也、齊明紀によれる也、新撰字鏡に瀕を水ぎはとよめり、

〔拾遺和歌集八雜上〕延喜御時屏風に　つらゆき

聞ふるとよく松かせはきこゆれど池のみぎは、まさらざりけり

〔土佐日記〕この童さすがに恥ていはず、しゐてといへば、いへる歌、

ゆく人もとまるも袖の涙川汀のみこそぬれまさりけれ、となんよめる、

〔源氏物語四十七總角〕風のいとはげしければ、しとみおろさせ給に、四方の山のかゞみとみゆる汀の氷、月かげいとおもしろし、

〔倭名類聚抄一水部〕溝　釋名云、田間之水曰溝、古侯反、縱橫相交構也、和名三曽

溝　同上

〔箋注倭名類聚抄水土一〕神代紀溝字、齊明紀渠字同訓、欽明紀塹字、新撰字鏡坑字、亦訓三曽、按、說文溝水瀆也、廣四尺深四尺、與所引異、二字義不全同、然呂氏春秋上農篇注、渠溝也、故云、又用渠字也、

〔倭訓栞前編三十〕みぞ　溝渠をよめり、水溝の義成べし、新撰字鏡に坑もよめり、

〔八雲御抄三上〕溝　まけみぞかたといふは、まうけたるみぞのかたなり、池などの水出道也、さくたのうなで同事　うなでとは溝也

〔倭訓栞前編四〕うなで　日本紀に溝をよめり、八雲御抄にも、うなてはみぞといふと宣へり、畝手の義なるべし、縄手の類也、

鯉魚

汀

ければ云々といへり、此道なみを見れば、忍びの岡とあるは、今の東叡山の地と聞えたり、さておもへば不忍の池といふ名も、忍びの岡より出たるにやあらん、

〔ねざめのすさび 二〕不忍池

大江戸東叡山の下にあり、この池を不忍の池とこゝろえたるは誤なり、しのばずの池は、すなはちしのぶの池なり、ふをのべて、はすとはいへるなり、こはいみじき謬説なり、安昌問に考おけり、茂睡翁の鳥の跡といへる書にいはく、あるひとのいふ、しのばずの池は、しのぶが岡につきたる池なる故、しのぶが池也、それをしのばずといふは、は文字を父とし、す文字を母として、かへしを見ればふ文字也、不忍の池にはあらず、忍が池なりといへりとしるせり、

〔桃源遺事 五〕一武州駒込の御別荘より、不忍池を見渡し、風色面白かりけるに、夫より御覧の爲、其麓を御門主へ御願ひ有之東叡山の麓に桃多く御植させ、御遠望なされ候、

〔日本書紀 七 景行〕四年二月甲子、天皇幸美濃、○中略天皇欲得爲妃、幸弟媛之家、弟媛聞乘輿車駕、則隱竹林、於是天皇權令弟媛至、而居于泳宮、泳宮、此云區玖利能彌揶、鯉魚浮池、朝夕臨視而戲遊、時弟媛欲見其鯉魚遊、而密來臨池、○下略

〔日本書紀 八 仲哀〕元年十一月乙酉朔、詔群臣曰、朕未逮于弱冠、而父王○日本武尊既崩之、乃神靈化白鳥上天、仰望之情、一日勿息、是以冀獲白鳥、養之於陵域之池、因以覩其鳥、欲慰顧情、則令諸國、俾貢白鳥、

〔日本書紀 皇極 二十四〕三年十一月、蘇我大臣蝦夷、兒入鹿臣、雙起家於甘檮岡、○中略更起家於畝傍山東、穿池爲城、起庫儲箭、恒將五十兵士、繞身出入、○下略

○

〔新撰字鏡 水〕濱 夫文反、平、濱也、水涯也、水文波、又伊曾、又波万、

〔倭名類聚抄 一 涯岸〕汀 唐韻云、汀水際平沙也、他丁反、和名三左木

一筒目、只今上野忍ばずの池中島の儀は、以前より立來りたる事や、答曰、右中島の儀を我等承り及候には、東叡山開けし以後、天海僧正と、水谷伊勢守殿義は入魂に有之、或時僧正の方へ、水谷殿振舞に被参候砌、伊勢守殿被申るゝは、當山の儀は、都の叡山に准じ、東叡山と名付らるゝ所に、忍ばずの池有之候は、幸ひの儀に候間、池を湖水になぞらへ、中島を築き、竹生島をうつし、辨天堂を建立有つては如何なりと也、僧正聞たまひ、夫をこそ我等願ひ候得共、池水際の外深く、中々築き立られ申事にては無之由、諸人申に付、其通りに致置となり、伊勢守殿被申るゝは、たとへ何程水底深く候にも致せ、小島の一つ許り築立候と有るは、いと心安き事なり、當今度淺草川除の御普請被仰付るゝと、夫より人夫をあまた呼寄置候、右の御普請相濟次第、直に池中の島普請可申付候間、十日計りが間、人足共の罷在候所と、土取り場迄の儀を、當山の中にて御差圖あれと有之ければ、僧正の御申候は、人足共の居所の儀は何程なり共寺中に於て可申付也、總て寺院方の山門先の場處なるは不存事に候間、池の端より上手の土をば、いか程なり共、入用次第に御取らせ候樣にと有之也、其内に御普請も相濟候に付、淺草川より舟を持入、十日計りが間に島をつき立、辨天堂をも伊勢守殿建立被仕候と也、伊勢守殿御申には、諸人參詣の爲め、辨天堂口の爲に、其上陸續きに可申付哉と有れば、僧正被申るゝは竹生島に准じ、舟にて往來致したるが能く候と被申ければ、夫よりもはるか後迄も、舟にて往來仕るとなり、

〔玉勝間　五〕江戸の地名これかれ

宗祇法師が廻國雜記といふ物にいはく、次の日淺草をたちて新羽といへる所におもむき侍るとて、道すがら名所ども尋ねける中に、忍の岡といへるところにて、松原の有ける陰にやすみて、霧のゝもあらはれにけり時雨をばしのびの岡の松もかひなし、こゝを過てこいし川といへるところにまかりて云々、とりごえの里といへる所に行ければ云々、柴の浦といへる所にいたり

河内國茨田池深野池
攝津國依網池
武藏國不忍池

前堯後禹　虞厚恤人　智略廣運　慈悲且仁　機事不測　成功若神　潤物如雨　美人似春
綸綍雷震　有司創功　紀蔭薙草　果績圓豐　伴相施計　原守在公　良才奇術　民具靡風
爰有一坎　其名茨田　堀之人力　成也自天　車馬霧聚　男女雲連　歸來似子　畢功不年
深而且廣　[illegible]緋色　泓濙瀰瀰　[illegible]罔極　百溪之宗　萬派之職　魚鳥涵泳　蛟龍斯匿
沃潤汎溢　𤰞畬播殖　孳々我藝　稼穡我稿　如坻如京　足兵足食　井田我事　堯帝何力

〔諸州めぐり 三〕ふかうの池は、深野池とかくと云、本名は茨田池と云、池の廣さ、南北二里、東西一里、所により東西半里許有、湖に似たり、其中に島あり、三ケと云村有、故に此池を三ケのおき共云、三ケの島に漁家七八十戸あり、田畠も有、此島南北廿町、東西五六町有と云、此池に、鯉、鮒、鯰、はすわたかゐび、鰻、鱺、つがに等多し、漁舟多し、日々舟に乘て漁し、魚を大坂にうる、又蓮多し、芡實多く、葦多し、皆取用てたすけとす、殊に菱尤多し、是を採て飯にし、餻にし、粥にして糧とす、或菓子にもする、又賣て資とす、菱を取日は定日あり、里民云合せて群出、一人にて妄に取事を禁す、菱に賦税はなし、又此島より漁人共舟にのり、陸に渡りて田をも作なり、

〔日本書紀 二十四 皇極〕二年七月、是月、茨田池水大臭、小虫覆水、其虫口黒而身白、　八月壬戌、茨田池、水變如藍汁、死虫覆水、溝瀆之流亦復凝結、厚三四寸、大小魚臭如夏爛死、由是不中喫焉、　九月、是月、茨田池水漸變成白色、亦無臭氣、

〔攝津志 二 住吉郡〕山川　依羅池（在庭井村、俗呼仁右衛門池、其三分二爲新大和川、今廣六百六十餘畝、）

〔日本書紀 五 崇神〕六十二年十月、造依網池、

〔日本書紀 十一 仁徳〕十三年九月、大鷦鷯尊（仁徳）〇中略仁蒙御歌、（歌略）便知得賜髮長媛而大悅之、報歌曰、瀰豆多摩蘆、豫佐瀰能伊戒珥、奴那波區利、破陪鶏區辭羅珥、（下略）

〔落穗集追加 六〕不忍池の辨財天の事

猿澤池

〔書言字考節用集二乾坤〕猿澤池（サルサハノイケ）和州添上郡

〔南遊行嚢抄三〕猿澤ノ池　興福寺ノ南、大門ノ下、大門ノ南ナリ、隔二大道一程近シ、池ノ廣サ東西五十間餘、南北四十間餘アリ、池中ニ鯉鮒多シ、人是ヲ取コトナシ、池中ニ穴アリテ龍宮ニ通ズト云々、傳云、昔此池邊ニ猿多集ヲ、池水ニウツレル月影ヲ見テ其影ヲ取ントテ、手ニ手ヲ取組テ池上ニ臨ムニ、一ノ猿其手ヲ放ケレバ、猿多水ニ入テ溺死ス、其ヨリ猿澤ト號ト云々、彼猿ヲ埋ミタルシルシトテ、池ノ側ニ松アリ、一説ニハ松院ト云シ、寺ニ弘法大師住シ給シニ、勤行ノ時猿菓ヲ持來テ大師ニ與フ、或日、其猿佛壇ノモトニ來テ死ス、大師是ヲ憐テ此池邊ニ埋ミ墓ヲ築ル、夫ヨリ猿澤ト云ト、

〔大和物語下〕昔ならのみかどにつかうまつるうねべありけり、かほかたちいみじうきよらにて、人々よばひ、殿上人などもよばひけれど、あはざりけり、そのあはぬ心は、みかどをかぎりなくめでたき物になん思ひ奉りける、御門めしてけり、さて後又もめさゞりければ、かぎりなく心うしと思ひけり、よるひる心にかゝりておぼえ給つゝ、こひしくわびしうおぼえ給けり、御門はめししかど、事どもおぼさず、さすがにつねには見え奉るなを世にふまじき心ちしければ、よるみそかにいでゝ、さるさはの池に身をなげてけり、かくなげつとも、御門はえしろしめさゞりけるを、事のつゐで有て、人のそうしければ、聞しめしてけり、いといたうあはれがり給て、いけのほとりにおほみゆきし給て、人々に歌よませたまふ、かきのもとの人丸、

わぎも子がねぐたれがみをさるさはのいけのたまもと見るぞかなしき、とよめる時に、御門、

さるさはのいけもつらしなわぎも子がたまもかつかばみづぞひなまし、とよみ給ひけり、さてこのいけの字〇の以下四字、據二一本一補、ほとりに、はかせさせたまひてなん、かへらせおはしましけるとなん、

〔基熙公記〕元祿十四年五月二日戊子、抑大乘院僧正、信覺故前關白房輔公、去年正月十一日薨、末子也、〇中略去年

〔三代實錄 二十七〕貞觀十七年六月廿三日甲戌、不雨數旬、農民失業、奔走幣帛、祈禱神明、未得嘉澍、古老言曰、神泉苑池中有神龍、昔年炎旱、焦草礫石、決水乾池、發鐘鼓聲、應時雷雨、必然之驗也、於是勅遣右衞門權佐從五位上藤原朝臣遠經、率左右衞門府官人衞士等、於神泉苑、決出池水云々、

巨椋池

〔山城志 八 久世郡〕山川 巨椋池 [illegible] 大池 [illegible]

〔萬葉集 九 雜歌〕宇治河作歌二首

巨椋乃、入江響奈理、射目人乃、伏見何田井爾、鴈渡良之、

大和國 磐余池

〔大和志 十五 十市郡〕古蹟 磐余池 [illegible]

〔日本書紀 十二 履中〕二年十一月、作磐余池、 三年十一月辛未、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、〇下略

〔萬葉集 三 挽歌〕大津皇子被死之時、磐余池般流涕御作歌一首、

百傳、磐余池爾、鳴鴨乎、今日耳見哉、雲隱去牟、

右藤原宮朱鳥元年冬十月

埴安池

〔萬葉集 二 挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時、柿本人麿作歌、〇中略

埴安乃、池之堤之、隱沼乃、去方乎不知、舍人者迷惑、

勝間田池

〔大和志 三 添下郡〕山川 勝間田池 [illegible]

〔萬葉集 十六 有由緣雜歌〕獻新田部親王歌一首

勝間田之、池者我知、蓮無、然言君之、鬚無如之、

右或有人聞之曰、新田部親王出遊于堵裏、御見勝間田之池、感緒御心之中、還自彼池、不忍憐愛、於時語婦人曰、今日遊行見勝間田池、水影濤々、蓮花灼々、可怜斷腸、不可得言、爾乃婦人作此戲歌、專輙吟詠也、

山城國神泉苑池

すたの(同拾)さるさはの(同、采女入所也、万)にゐの、(同)はらの(堀後拾)たまさかの(同)こやの
(同、仲實歌、金葉、いろのに近し、)まの、(同、けのかさ、万、こす)おさきの(武)(万)とりこの(近)(万)きくの(豊前)ひし(万、)かつ
またの(下總)も、(万葉にはすなしとよめり、又ありと見えたり、清輔抄、在美作歌、)からちの(石)(万)うきぬの(同)ひし、(万、)はこの(武)(後拾、季善)
歌、よるかの(堀)の、(万、いるかのよるか池)あらふの(後拾上也、好忠、川)みづなしの　かゞみの　さやまの　こひぬま
の　いくたの(堀)　すがたの(大和)(安藝)にいたの　たのむの(大)　つるかめの(河内)ふたみの(佐渡)とは
ちの(讃岐)魚池、鳥池と云は、神功皇后にみせたてまつりける池也、つくしにあり、

〔蓬壺草(水五邊)〕池
磐余池(大和中略)○岩根池(近江中略)○生田池○つの(國中略)一志池(伊勢中略)○原池○つの(國中略)はこの池(武州、八雲御識)にゐの、
池(大和、八雲御識)にひたの池(安藝、八雲御識)十市池(同右中略)○鳥籠池○あふみ(中略)小崎池(武藏中略)○おまへの池(奥州中略)○輕池
(大和中略)○狩道池(加賀中略)○かほの池(同右中略)○堅田池○あふみ(中略)唐人池(同右中略)○かゞみの池(八雲御識)垣安池(同右)勝
間田池(下總中略)○因香池(攝州、河内、中略)○云(中略)たゝさかの池、(同右、八雲御識)たのむの池、(大和、八雲御識)絶間池(同右中略)○園池(一條)
(北宗大宮西)(大法師注、是法師注)つる龜の池(八雲御識)つるぎの池(中略)○双池(山城中略)○長澤池○あふみ(中略)ながらの池(大和中略)○うへ
やすの池(同右中略)○うきめの池、(同上中略)○大澤池(山城中略)○浮奴池(石見中略)○八代池(肥後中略)○眞野池(攝州中略)○眞
名池(大和中略)○益田池(大和中略)○笛吹池(同右中略)○藤原池(同上中略)○ふたみの池(佐渡中略)○昆陽池(攝州中略)○こひぬ
まの池(八雲御識)こ池(紀州中略)○蘆間池(攝州中略)○秋山池(山城中略)○猿澤池(大和中略)○佐野池(河内中略)○佐太池(同右中略)○
狹山池(中略)○清澄池(同右中略)○全教池(豊前中略)○耳無池(同右中略)○みづなしの池(八雲御識)三河池(伊勢中略)○宮地池
(三河中略)○廣澤池(山城中略)○高根池(中略)○すがたの池(大和下略)○
〔雍州府志(古八蹟)〕愛宕郡　神泉苑　在二條南大宮西、古所謂乾臨閣之跡、而主上遊覽之地也、弘法大
師於茲祈雨、是則世人之所遍識也、爾後爲寺、今池水殘中島、有辨財天宮幷寶塔、東寺寶菩提院知寺
事、

〔日本書紀六垂仁〕三十五年九月、遣五十瓊敷命于河内國、作高石池、茅渟池、十月、作倭狹城池及迹見池、是歳令諸國多開池溝、數八百之、以農爲事、因是百姓富寛、天下大平也、

〔日本書紀七景行〕五十七年九月、造坂手池、卽竹蒔其堤上、

〔日本書紀十應神〕七年九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人、並來朝、時命武内宿禰、領諸韓人等作池、因以名池、號韓人池、十一年十月、作劔池、輕池、鹿垣池、廐坂池、

〔後松日記五〕池はいかにも水あるく心ひろく鏡なすべし、水ふかきはすごくしてわろし、ゆたかにみするがよきなり、

〔枕草子三〕池は、かつまたの池、いはれのいけ、にえのゝ池、はつせにまいりしに、水鳥の隙なくたちさはぎしが、いとおかしく見えし也、水なしのいけ、おやまうなどてつけけるならんといひしかば、五月などすべて雨いたくふらんとする年は、此いけに水といふ物なくなんある、又日のいみじく照としは、春のはじめに水なんおほく出るといひしなり、むげになくかはきてあらばこそさもつけめ、いづるおりもあるなるを、一すぢにつけけるかなといらへまほしかりし、さるさはの池、うねめの身をなげけるをきこしめして、行幸などありけんこそいみじうめでたけれ、ねくたれかみをと、人丸がよみけんほどいふもおろかなり、御まへの池、又何の心につけけるならんとおかしかゞみのいけ、さやまの池、みくりといふ歌のおかしくおぼゆるにやあらん、こひぬまの池、はらのいけ、たまもはなかりそといひけんもおかし、ますだの池、

〔八雲御抄五名所〕池
ならびのいけ(山中務、)猿澤(奈良、)おはさはの(古今、)廣澤(後拾、)ひろさはの(上同、二は名也、)いはれの(大和、巳上万、)いはれのかしく(万、)
しつの(?)うへやすの(同)かくれの(万、)つゝみのとい(同)へり、まなの(同)宮の(万、)まなのよかるの(同)かも、(万、)み、なしの(同)ま(万)

穿池

〔東雅二地輿〕池イケ　義不詳倭名抄に、玉篇を引て、畜水也と註せり、また籞イケスといふ事は、倭名抄に唐韻を引て、池水中編竹籬養魚也と註せり、我俗、竹を編むものを簀といふあり、池にある竹籬なれば、イケスとはいふなり、

〔倭訓栞前編三〕いけ　沼池をいふ、魚を生るより名づくる成べし、

〔年々随筆六〕日本紀に作云々池とあるは、新治の田の事なり、さるは山のふもとの小高き所に池をつくりて、そのあたりのやう〳〵低くなり行所を田につくりて、水を沃ぎしなり、田どころはやう〳〵にひろごりて、そのかみまづいできたるは、いづこばかりとも忘りがたくなり行物なれば、此池は某天皇の某年某月作たりと、池にかけて語傳へたるなり、崇神天皇紀に、六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也、民所以特以生也、今河内狹山、植田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寛民業とあるは、狹山に池を作そへて、もとよりある田に水をまかせたる事なれど、新開も同じ方にて、池より水をそゝぎたる物なれば、此文證據となすべきなり、さて此池をつくるといふは、庭の池水とはやうかはりて、平らかなる地を堀鑿ちて、水を湧しめたるにはあらず、山の尾ざき〳〵をつきとめて、雨水雪みづをためたる物にて、萬葉集に水たまる池田などよめるは是なり、かくて冬十月、造依網池、十一月、作刈坂池反折池などあるも、みな屯倉御縣のたぐひにて、公の田なり、日本紀にはかやうの子細多かるを、等閑に看過す事なれば、おどろかるんとてなん、

〔日本書紀五崇神〕六十二年七月丙辰、詔曰、農天下之大本也、民所特以生也、今河内狹山、埴田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寛民業、　十月、造依網池、十一月、作苅坂池反折池、（一云、天皇居桑間宮、造是三池）也、

〔古事記中崇神〕是之御世、作依網池、亦作輕之酒折池也、

古事類苑

地部四十八

池 汀 溝 附人

池ハ、イケト云フ、湖沼ノ小ナルモノナレドモ、我國ニテハ、主トシテ人工ヲ加ヘテ畜水ノ用ニ供スルモノヲ謂ヘリ、

汀ハ、ミギハト云フ、水際ヲ謂ヘリ、溝ハ、ミゾト云フ、地ヲ穿チタ水ヲ通ズルモノナリ、

池溝ノ事ハ、尚ホ政治部水利篇、灌漑篇等ニ關聯スル所アレバ、宜シク參照スベシ、

〔倭名類聚抄 一 水部〕池 玉篇云、池直離反、畜水也、〈和名以介〉

〔箋注倭名類聚抄 一 水〕今本玉篇除知切、按直離除知字異音同、其訓曰伊介、今生魚園養魚於其中也、擬花於瓶中、呼魚於土中、皆呼伊介、池並同訓、〈略〉原書水部、畜水作停水、按尚書泰誓孔傳、停水曰池、後漢書班超傳注同、廣韻亦依此、又禮記月令、毋漉陂池注、畜水曰陂、穿池通水曰池、淮南子說林訓注、國語周語注、漢書高帝紀注、皆云畜水曰陂、無以畜水訓池者、蓋畜水曰陂者、言其外隄停水曰池者、言所畜水之處、此恐誤混說文陂、一曰池也者、誤言耳、

〔八雲御抄 三 枝葉〕池 いひといふは、水はなつ所なり、なききといふ万葉、池のなききと云り、いそと云、万、池白浪いそによせくといへり、

〔和漢三才圖會 五十七 水〕池沼 〈池音馳、和名以介、沼音照、和名奴末、〉

穿地鍾水者也、其圓曰池、曲曰沼、黃帝內傳云、帝既煉鼎丸、井爲天子因之鑿池沼、蓋池沼之起始於此、

蝦夷阿寒瀧

り、瀧の上より十間餘の材木を流し落すに、瀧壺甚深くして、其材木眞逆様に瀧壺に入るに、ことごとく瀧壺に沈み入りて、しばらくしてやう〳〵に再び浮上るといふ、されば瀧壺の深さ何十間といふ底を拏りがたしとなり、誠にさも有ぬべく見ゆる瀧なりき、

〔久摺日誌〕廿七日〇安政五年三月余〇松浦武四郎は、土人三人を連て登岳〇阿寒岳の事を議し、他は先に温泉に行待べしと申附出立す、〇中略借小使エコレに明日瀑布を一見せんことを謀るに、幸此處に小舟の有る由、是にて岸に傍て瀑布に至り、其より四島を巡り來らんと語りぬ、先其行は一章の拙文に讓り置ぬ、

念八日、快晴、將到阿寒瀑布、首長惠方禮、棹小舟待余、南行五十丁、繫舟於赤壁下、亦行卅丁、而巍然巉岩也、俯視石潭、其深不知幾仞、悍怒闘激、岸勢犬牙差互、巨木掩日、瀑布懸、横亙大凡五十尋、高三百尋、狀如白龍下垂、或化珠玉、或起雲烟、千態萬狀、彷彿於那智、而幾倍於華嚴、衣濡髮竪膚粟、不能久留、賦國歌書木皮、歌云、

いつまでもながめは盡じあかぬ山妹背の中に落る瀧津瀬

山姫のさらせる布もふるければ妹が白髮と我こそは見め

亦棹舟、遶四島而歸、日已申、余自幼好遊、畫大八洲、終到蝦夷唐太、未見如此瀑布、使之在近畿、則貴游之士續々不絶、今僻在荒土、不有一人識者、何造物者之慳客耶、抑瀑布之不幸也、世之類此者多、可歎哉、

水面風收夕照間、小舟撑棹沿崖還、忽落銀峯千仭影、是吾昨日所攀山、

立かこひ、屛風をまるくたてたるごとし、瀧の高きこと幾千尋といふ事をしらず、土人水上にのぼり、水分岩の邊より百尋の繩をたれて高低をはかりけるに、瀧の半をすぎず、また百尋ましてたるゝに、其繩瀧の半をすぐるに、忽風繩をふきあげ、雷鳴雨降りて止ることを得ず、これ名瀧の徴とぞきこへし、またおく山にて材木をきり、此瀧よりおとして大川へながし出す、これ土人の恆の業なり、しかるに其材木毎日瀧へながし落す事そこばくなるが、數日をふれども瀧つぼにくゝみて川下へ流れいでざる事あり、土人瀧祭すれば、數多の材木一時に流れいづるとなり、瀧の側に神社あり、瀧明神と名づく、

〔運歩色葉集　四〕龍門瀧

〔西遊記　三〕龍門の瀧

瀧は、紀州那智山の瀧天下第一、其次に日光山の裏見のたきといふ、那智のたきは日本のみならず、唐土にても是程の瀧はなきよしなり、其外は中國、九州、四國の間に少しの瀧はあれども、大なる瀧はたへてなし、那智日光の二ツのたきは、予いまだ見ざれば論ずる事あたはず、只隅州加治木の北に龍門の瀧と名付るあり、昔唐人加治木の湊に入船せし頃、甚此瀧を愛して、常々此所に遊び、唐土の龍門の瀧を見る心地せりとて、此瀧をも龍門の瀧と名付けるとぞ、幅五六間、高さ二十間計とも見へたりしが、其地の人に聞ば、高サ五十間に幅十間ありとぞ、是は只仰山にいふなるべし、然れども誠に見事の瀧にして、數丁の外に響き、予が遊しときも、晝の八ツ過の事なりしが、瀧の中より虹數十條起り、錦を織れるが如く、殊に見事なり、瀧壺尤深し、此中に大なる龜年久敷住るよし、甲のわたり四五尺計なり、此地の人は毎度見る事有りとぞ、予漫遊の間に見たる瀧にては是を第一とす、然れども僻鄙の遠土なれば、其名をだにしる人なし、おしむべし、其後又肥後國求麻の山中にて、かなめの瀧といふを見たり、龍門の瀧よりは小なれども又見事の瀧な

龍崎村飛泉 此驛より左へ五里餘にして龍崎村に至る、路の程山道にして屈曲難所なり、此飛泉大熊川の岸上にあり、瀑布の如くならず、また簾の如くならず、大熊川水中の石壁なり、水の廣さ五十丈餘、径り二百丈餘の大飛泉なり、石壁の高き處、或は卑き所、ひき〻ものは水勢甚しく强り、高きものは瀑布の如く、簾の如く、石巖にあたりて碎る水は玉をなし、水の飛ぶこと霧の如く、此飛泉にて鱒魚を漁するに、其味至て美なりと云、此邊の一奇觀なりとぞ、

紀伊國那智瀧

〔十寸穗の薄 四 牟婁郡〕那智瀑布 瀑流直立高百八間、廣幅時而變態不定、

一瀧 飛瀧權現 二瀧 如意輪瀧 三瀧 布引瀧、一名三重瀧、

〔南紀名勝略志 下 牟婁郡〕一ノ瀧

本社ノ北六丁計ニ有、高サ百間計、廣サ廿七八間有、○中略

二ノ瀧

本社ノ西北廿二丁計ニ有、高三十間計有、山家集ニ曰、西行法師二ノ瀧ノモトヘ參リ著タリ、如意輪ノ瀧トナン申ト聞テ科ミケレバ、實ニ少ウチカタブキタルヤウニ流下リテ、貴トクヲボヘケリ、

三ノ瀧 八十五

本社ノ北西二十五丁計ニ有、高十間計有、

〔元亨釋書 四 慧解〕釋仲算、不知何許人、○中略 安和二年、於熊野山那智瀧下、講般若心經、忽現千手千眼之像、講已昇岩上、自此不見、

阿波國鳴瀧

〔阿波名所圖會 上〕鳴瀧 美馬郡輻山にあり、此瀧三段にして高き事二十餘丈、此瀧の脇に土竈とて、土中の岩屋に淵あり、石を投れば風を起して雨降る、

轟瀧

〔阿波名所圖會 下〕轟瀧 土人かれい瀧となづく 海部郡にあり、此瀧上に水分岩さしいで、千丈の巖兩方より

霧降瀧

岩代國
龍崎瀧

所より山路の嶮を凌て西北へ廿町許ゆきて荒澤の山上に至る、夫より路を左に取て尖岩を渉り、右の方なる山腹を見れば、危石忽に墜るが如き岩下を廻て、瀧の傍に至る、茲に荒澤不動の石像有て傍に鐘堂あり、此所は瀧の横手ゆゑ、正面を望には瀧の裏を潜り行て、向の方へ廻り見ることなり、偖其瀧口は磐石凡一間餘差出たる上より、瀑水激流して水幅六七尺、其岩石の差出たる下は瀧幅四尺許、高さ六七尺あれば、瀧の裏を潜り通るに患ひなし、誠に希代の飛瀑なり、係る名勝なる瀑水を、八景の内に入ざりしは、うらみといふ噂へを嫌はれたる歟、

〔木曾路名所圖會 六〕裏見瀧

此瀑布泉高さ十四五間許、幅二間餘、岩窟の間より飛流し、向ふの方へ走る猛獸の勢ひに似たり、傍より險々たるをつたひて瀧を下れば、がのさし出たる岩窟の本にいたる、此飛泉をうらより見るによつて名とす、上に荒澤不動明王立給ふ、凡天下に飛泉多しといへども、うらより見る瀧はこゝに限るなり、范希文が廬山の瀑の詩に、白虹澗に下て飲、寒劍天に倚て立とは、此あたりの事なるべし、

〔奧の細道〕卯月朔日、御山に詣拜す、往昔此御山を二荒山と書しを、空海大師開基のとき日光と改め給ふを、(中略)二十餘丁山を登りて瀧あり、岩洞のいたゞきより飛流して、百尺千巖の碧潭に落ちたり、岩窟に身をひそめ入りて、瀧のうらより見れば、裏見の瀧と申傳へ侍るなり、

　暫時は瀧に籠るや夏の初め

〔日光山志 三〕霧降瀧　小倉山の麓を通り、北の山合を或は登り或は下り、凡一里餘を經て山頭に登り、夫より瀧のもとへ坂路一町餘下りて、落來る瀑布を望に、高五六拾間も有べき山上より飛流する水末、數級の岩石に當り、くだけ散ること煙霧の如し、ゆゑに霧降の名起れり、

〔東山志 上〕中畑新田　矢吹まで十八町(中略)

此瀑布泉は、山澗より巖をつたひ、只布をさらせるが如く落る、傍に石像の不動尊まします、○中略眞に雲飛て素旗をたれ、石に噴びて明珠を散すとは、此所の事なるべし、

總瀧

〔北越雪譜初編下〕總瀧

總瀧とは、新潟の湊より四十餘里の川上、千隈川のほとり割野村にちかき所の流にあり、信濃の丹波島より新潟までを流る、、間に、流の瀧をなすはこ、のみなり、その總瀧とは、川はゞはおよそ百間ちかくもあるべきに、大なる岩石、龍の臥たるごとく水中にあるゆゑに、おとしくる水これに激して瀧をなす也、鮭こゝにいたりて激浪にのぼりかねて猶豫ゆゑ、漁師ども假に柴橋を架わたし、岸にちかき岩の上の雪をほりすて、こゝに居てかの掻網をなす、

下野國華嚴瀧

〔日光山志四〕華嚴瀧　此飛瀑は中禪寺湖水より落來る、水路凡七八町、流れて瀧口に至る、其水路も又一派の河の如く、幅十間餘、或は七八間の所もあり、備南湖より四五町流れ來りて板橋を架せり、是を南岸橋と唱ふ、長十間許、この橋に歌濱への通路なり、又は足尾へ掛り上州筋より詣るもの、足尾峠の頂上より岐路を逕ること凡二里許の嶮を凌て爰へ來る、また本道を經て中禪寺へ詣るものは、大平の道隘に左へ折て行べき平坦の小路あり、凡五六町餘をたどりゆきて、此飛瀑の邊に至る、是は大谷川の水源なり、高七十五丈といふ、此瀑は東國第一の瀑にして、瀧口幅二間餘、瀧下は人蹤のかよふ所にあらざるゆゑ、瀧を眺望すべき所なく、瀧邊より二三十間程も東寄に懸崕に差出たる危岩あり、藤蔓を捫て其盤の上へ下り、藤蔓を力にし持て頭を延ながら、飛流する水勢を覘見るばかり、直下する激勢、遙に下る水烟雲霧、盤渦として分ちがたし、華嚴瀧と名附るは、縁起にいふ、此山中有澗、則湖水流派、靑樹高崇、紅日早照、清瀧近遶、岩上繁花芬々、恰如涵錦、似嚴瀧、因名華嚴瀑云々、此華嚴瀧あるゆゑ、又深澤に方等瀧、般若瀧の名も起れる歟、

裏見瀧

〔日光山志三〕裏見瀧　荒澤瀧ともいへり、久次郎の大日堂より少しく行て、右の方に膀示あり此

かよりて入、奥に小闇あり、扉を開ク、ノトき銅像あり、取出して巖窟の外へ持出て見れば馬頭觀音なり、又元の如く龕中に納て巖窟を出、此巖窟昔時長德寺の道雅法印といふ人、此巖窟に入て護摩を修しかば、阿彌陀佛の像體にうつり給ひし故、阿彌陀が瀧と名くとなん言傳ふ、瀧の裏へも行ば行るべけれども、水烟雨のごとくなる故に予は不行

〔千曲之眞砂〕二 小野瀧

是は上松より須原へゆく間にある瀧なり、當國にならびなき大瀧なり、万仭の高嶺よりたゞちに落て、水煙四方に霧をふらし、風も吹かず、その響いとすさまじ、銀河の九天より落るともいはんか、されど名所歌枕に入らず、昔細川玄旨法印幽齋翁この所を吟行し給ひしも、木曾路の小野の瀧といへるは、布引箕尾ほどにもおさ〳〵おとりやはする、これほどのもの、此國の歌枕には、いかにしてか漏しぬるやと云給へり、また內實のとし烏丸左大臣光榮卿の紀行にも、小野のたきといふ有、そばだちたる巖のことに高きより、ものにもさはらで一すじにぞ落ける、

爪木こる小野の名高き瀧なれや山かすかなる中に音して

と詠じ給へり、是より名所のやうに成ぬ、その後は堂上の歌も多くありとなむ、歌枕として風景のおもしろき事、いづくに有べうもなし、

〔信濃奇勝錄〕一 小野瀧（今瀧に有）

細川幽齋の記に、木曾の小野の瀧といへるは、布引箕尾などにもをさ〳〵おとりやはする、これ程のもの、此國の歌枕にはいかにしてもらしぬるやと有は、古道にあらざればなり、

今道は、天文年中、義在福島へ館をうつされしときに開けし道なれば、其以前は人もしらざるなり、

〔木曾路名所圖會〕三 小野瀧 小野村の右の路傍にあり、高三丈許、直下木曾川に落る、

阿彌陀瀧

忽ニ愈、一是ヲ呑處ハ洛メレバ白髮モ黑クナル、又ケタル髮モ再生ス、眼晴モ明ニナルトイヘリ、天皇此所ニ行幸ナリテ、此泉ハ老ヲ養フベシト宣フ、卽年號トス、養老ノ瀑トハ是也ト云々、

〔木曾路名所圖會二〕養老瀧　多藝郡多度山にあり、高サ七丈餘、樽井南宮より南二里許、○中略それ此瀑布は、いにしへより名高く、代々の天子もこゝに行幸し給ふ事舊記に見ゆ、道は垂井の南宮を去る事二里許にして、一郡會の地あり、これを高田といふ、それより山路にして登れば、養老亭てふ所ありて、山間に風流の樓を建て、其傍に浴室ありて、入湯の人、養老水を湯にしてこゝに浴し、老をやしなふの謂なり、また徒然なる時は、妓婦出て箏を彈き、三弦を鳴らして宴を催す、それより養老の祠あり、こゝより細づたひにして溪河を越、石を傳ひ嶮を登りて瀧を見る、其音遠近にひゞきて溪溪たり、山を多度山といひ、瀧の流れを田跡川と云、又瀧のほとりに信夫石といふ名石出る、石面に垣衣草の模形あり、又根芹此所の名產也、他境に勝れて香强し、眞に范希文が瀧の詩に、白虹洞を下つて飲といひしも、これらにや比せん、名にしおふ此圖第一の名どころなるべし、

○按ズルニ、養老瀧ノ事ハ、宜シク泉篇醴泉條ヲ參看スベシ、

〔阿彌陀瀧遊覽記行〕文政五年の秋八月、美濃國郡上郡なる前谷村の阿彌陀瀧を遊覽せんと思ひ立、○中略二十九日晴、朝五ツ比、經聞坊を立て、長瀧寺の境內より東へ曲り街道へ出、川水の音を聞ながら行、○中略倒れたる朽木をのりこへ、木の根に取付、草を押分、岩を傳ひ、又行事四丁許、稍にして瀧の邊りに至る、瀧高さ百間ばかり、飛泉巖頭より奔飛して碧潭に落、其形恰も數百の布を漾すが如く、落る音颯吞として遠近に響き凄冷しく、山嶺の蒼樹蓊鬱として、日光を遮ぎり、陰涼心に徹し、人をして毛骨凄然たらしむ、瀧の左の方に、瀧より南なり屛風岩とて、屛風を立廻したる如き數十丈の絕壁あり、又瀧の右に深さ六間、幅十六間、高サ七尺許の巖窟あり、上より水流る故に、笠を

山城國 音羽瀧

音無瀧

攝津國 箕面瀧

山、古、嵯峨、ひえの山のふもと也、なる紀、仁和寺にあり、となせの山、大井川也、○中略ころもの大たとかはの万つゝみ
の肥前いはせのたき

〔藻鹽草五水邊〕瀧
音羽瀧山城○中略白河瀧同○中略清水瀧同推嵩瀧同清瀧山城○中略戸なせの瀧同○中略龜尾瀧同○中略大井瀧同○
中略鳴瀧同○中略大澤瀧同○中略女瀧同○中略稻荷瀧同○中略いはせの瀧八雲御製吉野瀧大和○中略稻淵瀧同○中略宮瀧同○
中略布留瀧同○中略雲瀧同香具山瀧同○中略岩瀧近江○中略布引瀧攝州○中略箕面瀧同○中略とゞろきの瀧八雲御製鈴
鹿瀧伊勢○中略たとかはの瀧八雲御製那智瀧紀州○中略鼓瀧肥後○中略音無瀧同○中略湯下野○中略三重瀧紀州○下略

〔運歩色葉集多〕音羽瀧

〔書言字考節用集一乾坤〕音羽瀧又作乙輪、山城州愛宕郡、蓋洛中有三所、所謂清水、牛尾、白川也、

〔古今和歌集二十〕家々稱證本之本乍書入以墨滅歌、今別書之、

卷第十三　こひしくはしたにをおも紫の下○中略

遍し

うねめのたてまつる

山しなの音羽の瀧のそとにだに人のしるべく我こひめやも

〔運歩色葉集遠〕音無瀧

〔雍州府志一山川〕音無瀑　在勝林院之東山、瀑水傍岩腹而流、故近聽之無水音、

〔拾遺和歌集十二戀二〕題しらず　よみ人しらず

戀佗びぬねをだになかん聲たてゝいづこなるらん音なしの瀧

〔元亨釋書十五方應〕役小角者、賀茂役公氏、今之高賀茂者也、和州葛木上郡茆原村人、○中略小角嘗在攝州箕面山、山有瀧、小角夢入瀧口、謁龍樹大士、覺後構伽藍、自此號箕面寺、爲龍樹淨刹、

〔元亨釋書四慧解〕釋千觀、姓橘氏、○中略應和二年夏旱、朝議勅觀祈雨、觀時居攝州箕面山、撰法華三宗相

名稱

郡河水二處變赤、

〔甲子夜話二十九〕今年癸未文政六年〇梅雨ノ頃、日和續テ炎氣堪ガタキホドナリシガ、土用ニ入リテヨリ雨霖ヲナシ、晝夜陰霽一ナラズ、六月廿一日、増上ノ惠照院普門律師ノモトニ往シニ、大川ノ邊ニ到レバ、川水溢レテ往還ノ道モ殆ンド川中ニ異ナラズ、兩國橋ヲ渡ルニ川水赤ク、橋下ニ灑落ルサマ、急流緋ヲ射ル如シ、〇下略

瀧

瀧ハタキト云ヒ、舊クハ、タギトモ云ヘリ、支那ニテハ、急流響アルモノ、之ヲ瀧又ハ湍ト云ヒ、懸崖直下スルモノ、之ヲ瀑布、若シクハ飛泉ト云ヘド、我國ニテハ、總テタキト稱シテ之ヲ區別セズ

〔倭名類聚抄水一泉〕瀧　唐韻云、南人名湍曰瀧、呂江反、和名多木象名苑云、飛泉、一名飛湍、瀑布也、遊名山志、城門山兩巖間有水、形如瀑布、

〔箋注倭名類聚抄水一土〕廣韻無曰瀧二字、按說文、瀧、雨瀧々也、即方言瀧涿字、其謂疾瀨爲瀧、南人方言耳、然則湍瀧一物、源君分別非是、按、謂急流有響、爲多藝留、今浩沸湯有響云多藝留、與此同、湍、飛泉皆有音響、故名多藝、〇中略按、飛泉見文選思玄賦、酈道元水經巨洋水注、飛湍見水經淸水、及廬水注、懸市也、三字當是象名苑原注、山田本、昌平本、懸作瀑、那波本同、按、飛泉其狀如懸布、故名懸布、後人從水作瀑布也、與瀑疾雨字自別、又按、瀧湍也、湍疾瀨也、如吉野宮瀧大瀧者是也、瀑布懸泉也、如美濃多度、紀伊那智者是也、則瀧瀑布和名雖同、其實不同也、〇中略遊名山志一卷、晉謝靈運撰、見隋志、今無傳本、藝文類聚引作石門山兩岩間微有門形、故以爲稱、瀑布飛瀉、丹水交曜、按、水經注云、廬山之北、有石門水、水出嶺端、有雙石高聳、其狀如門、因有石門之目焉、水導雙石之中、懸流飛瀑近三百許步、下散漫千數步、上望之連天、若曳飛練於霄中矣、即其事、又謝靈運有登石門最高頂詩、載在

一大小橋梁　四ツ
一同破損　百四拾九
一同流失　百八拾貳
一往還道筋　拾五ヶ所
一山崩　八ヶ所
一大小川船流　六拾壹艘
一同破　百三拾七艘
一潰家　貳拾三軒
一非人小屋　拾七軒
右之通ニ御座候以上

○按ズルニ、洪水ニ由リテ橋梁ノ流損スル事ハ、橋篇ニ散見シ、水災救恤ノ事ハ政治部下編救恤篇ニ在レバ、宜シク參看スベシ、

河神

〔倭名類聚抄 二 鬼神〕河伯　兼名苑云、河伯、一云水伯、河之神也、和名加波乃加美

〔箋注倭名類聚抄 一 神靈〕按郭璞讃内北經冰夷讃、是謂水仙、讃曰、河伯、海外東經天吳讃、曰々水伯、讃曰、谷神是河伯、水伯不同、兼名苑則有誤歟、神水伯或水仙之誤、山田本無已上本注四字、廣本同、山田本無和名二字、廣本同、按類聚抄原書作河神二字、

○按ズルニ、河神ノ事ハ、神祇部神祇總載篇ニ詳ナリ、

河變

〔日本書紀 神代 一〕是時伊弉諾尊已到泉津平坂、一云、伊弉諾尊乃向大樹放尿、此即化成巨川、泉津日狹女將渡其水之間、伊弉諾尊已至泉津平坂、

〔三代實錄 二十七 貞觀〕貞觀十七年六月壬子朔、相模國言、大住郡河水變赤、廿一日壬申、相模國言、大住

内 三万五千八百七拾石餘　田方 千八百四拾貳石餘　畑方
但 四百貳拾六石餘　川欠、石砂埋ニ水堀ニ地高、 三万七千貳百八拾六石餘　水押、水冠、水濫高、
一侍屋敷　八拾九軒
一給人屋敷　三百四拾八軒
一諸役所　七軒
一諸番所　七軒
一中間長屋　貳軒
一寺　三拾ヶ寺
一修驗　拾七軒
一堂社　貳拾宇
一土藏　貳百三拾
一町家　九百六拾七軒
一同流失家　三軒
一同潰家　貳軒
一郷藏　三棟
一稲藏流失　壹棟
一板藏　拾貳棟
一村番屋　五ツ
一石長手土手〆切堰用水堰川除出等之痛九百四拾五ヶ所
一水門并穴洞類　拾三ヶ所

右所々囚民無之、指手足也、開闢以来、前代未曾有之大異、死亡不遑、鍋田島屋敷寺社并倉庫烏有
異、

右以所聞之口實誌於大概（此記何人の筆録なるか詳ならず、恐らくは其時の人筆記せしなるべし。）

（親聽草四集九）享和二壬戌年七月高水

上方筋出水、六月廿八日朝より大雨降り續き、廿九日七月朔日追々出水致し、伊勢路鈴鹿山邊水海の如くになり、近江路草津河上にて切れ込、宵之内餘程流れ、京都京川筋定杭より、水五六尺相増シ、淀川、桂川、木津川、高水、伏見高橋邊家之棟ニ水越、實来橋、豊後橋大橋落、宇治橋大損シ、高槻邊淀川ニ切れ込、城内ニ水入、八幡堤切込、河内國中一面水入申候、

大坂野田片町大水、野田橋御成橋、天滿橋落、追々水増しも有之、村々人馬夥鋪水死之由、京屋彌兵衞より之書に候、寫之置也、

先月二十八日九日大風雨にて、伊勢路鈴鹿山崩レ、木土石流出シ、庄野龜山邊海に成、近江路高津川上に而切レ込、宵内余程流申由、京都東川筋常より六尺計増シ、淀川、桂川、木津川洪水、伏見京橋邊家々杯ニ水越申候由、宇治橋落、高槻邊淀川切込、并堤拾切、河内一國一面ニ水入、大坂野田御成橋落、夫より天滿橋南詰ニ而、五六十軒計流れ、追々水増候由、人馬夥敷水死御座候由、猶追々相知申候、

七月十日書狀　　伏見屋五兵衞

（親聽草三集八）庄内洪水

酒井左衞門尉領分、羽州庄内鶴岡城、當ヶ七月三日夜ゟ四日六日大雨洪水ニ付、田畑水押入、并破損所左之通、

高三万七千七百拾貳石餘

霖雨之中、至今晚而大雨、密雲霏々焉、風發寅卯、未刻洪雨東簇、風折標幹、酉刻闇夜昏然、風烈雨頻、殿屋屏墻轉倒擾亂矣、亥下刻風變于午未、而西雲中發火電、再三再四、忽怒風頻而捽喬木、屋瓦飛、大雨如瀧、強風打面、寅下刻雨風減半焉、到鷄鳴而南海溢潮至陸地、萬物漂于門戶、猶視於洋中、難覓陸陵不能尋得、辰刻雨風衰、而洪潮曳沒于南溟也、微雨微風尙發、而半日至晡時、雨風歇、而天顏明然、此時利根川・荒川兩川混交、而大水切堤數十ヶ所、怒水洪波、一時漂流于葛西・龜井戶・本所、其餘到于淺草今戶、猶視海濱、因地高低水深六尺、亦九尺、或一丈、又二間云々、本所殊卑下而深焉、武商俱遇危急困厄矣、千住大橋・兩國橋共流墮、新大橋中間斷、永代橋拔橛三四而流失焉、其水落于海濱、音如怒雷響於三十町、市中監吏石河土佐守・島長門守與力士十人・同心帥五十人、從市町於丁男而防流橫、且放助舟、令本所救於溺死、大水滿七日也、人民既飢餓焉、遙達台聽、一日五十艘宛、放於飯舟、繼民命、且江戶中課于町役、而一日百五十艘宛、放中船助、必死、繫於仁政聖德與奪、而救溺民、助必死、豈哉以萬而計、且不顧國用之費、其仁善及四隅、語曰、民之爲父母者、其斯之謂乎、自五日至十一日、雖及于大水、隨六分焉、本所・葛西・猿江、黔首遁水災而登于樹杪屋梁之飢民、可救饑渴、因台命、御郡代伊奈半左衞門、淺草之發官庫、一日千五百俵宛施行焉、大水雖半隔、同八日又大風大雨、水勢恰如奔箭、舟機不任於志之所也、不能十俵積、而一舟纔積五俵、而一日放於三百艘之舸舸、而救民命、其算許多也、食依聖君仁惠之最令也、

一同日夜、信州淺間山中三ヶ所、山崩條吹出泥水、其響如怒雷、小室領泥水深三丈許、同時千曲川洪水、前後立狹而水深至十丈云々、城塀民屋沒、水底城櫓二重目涵水、

一同時烏川・神奈川・荒川大水、怒浪至上州熊谷・行田、忍城涵櫓、

一信越之境犀川同時大水、又下總關宿・利根川大水、漂陸二丈云々、

一常州小貝川・五行川同時大水、民屋田圃流砂埋沒、

十年ニ當ルト云ヘリ、○下略

(信長公記十一)天正六年五月十三日、信長公可被成御動座候旨、被仰出候處、十一日巳刻より雨つよく降、十三日午剋迄代日五日雨あらくふり續、洪水出候て、賀茂川、白川、桂川一面に推渡し、都の小路々々十二日十三日兩日者一つに流、上京舟橋之町推流、水に溺人餘多相死候也、村井長門新敷被懸候四條之橋流れ、か樣に洪水にて候へども、今度信長公御出陣と候へば、御日取之日限相違無御座に依て、御舟にても可被成御動座被之儀を存知、淀、鳥羽、宇治、眞木之島、山崎之者共數百艘五條油之小路迄、船艤を立て參、此等趣言上之處、不斜御祝着候也、

(吉備烈公遺事)承應三年甲午の秋備前洪水に而堤は諫堤只一つ殘り、其餘皆流れしほどに、百姓ぶ飢饉中々云計なし、公倉を發して賑濟せさせ給ひ、猶及がたかりしかば、大に憂ひ思召て、しかく是予が政事の不善なるによりて、天の譴させ給ふ成べし、罪なき百姓の此災にかゝる事、悲にあまりありとて、御食をさらに甘せ給はざりしかば、熊澤助右衞門御前に出て、此事を諫しけるに、臣に一つの策の候、江戸に參りて大樹君にもなげき申なば、捨置せ給ふべきに非ずとて、頓て直に備前を立て、かくと申されしかば、君よりも公方に申こはせ給ひ、金四萬兩かし賜りしかば、是より錢にかへて、財銀を四方に運ごて分ちあたへらる、政事に從ふ人の中にも、民の二度三度に及て饑米をわくる有、如何して救むべきといひしを聞召、事足らば民共難儀いと遠かるべし、いく度なり共わかちあたへよとぞ仰ける、

(續談草五)寛保洪水記

寛保二年壬戌八月朔日、大風雨洪水記之、古今百年曾無例大變云々、同四日又大雨大水、滯事十餘日、

八月朔

〔大乘院寺社雜事記〕文明七年八月十四日、去六日京都大風、雨陣破損無是非、(中略)和泉堺高鹽打入、在家數千間、船數百艘、人民數百人被引大波、無跡形失了、及數百歲不聞先例、希有事也云々、無爲之民屋財寶悉以損了、濱在家ハ大略、京都沒落人、大舍人、織手師、法花宗僧共也云々、不便々々、天王寺ハ在家一二宇相殘、悉以被引鹽云々、

〔大乘院日記目錄〕(三)文明七年八月廿二日、去六日近國大風大水、大和國一切不吹、希有事也、

〔晴富宿禰記〕明應五年八月十七日辛卯、自半更終日雨頻、後聞今日大風雨、八幡、山崎等洪水沼過先年放生會武家上卿御動仕時、雨風、淀橋上數尺水越云々、

〔永正十七年記〕六月十五日、大雨、洪水、

〔宗長手記〕辰(大永二年八月十七日)の刻より雨しきりにふりて、みわたりの舟渡り、鹽たかくうち、風にあひて雲津川又洪水、乘物人おほくそへられ、をくりとゞけらる、

〔嚴助往年記〕天文四年二月十四日、濃州大洪水、於枝廣井口間、人流死二萬餘、家數萬家流失、希代儀事也云々、　十三年七月九日、大洪水、京中人馬數多流失、在家町々釘拔門戸悉流失、四條五條橋、祇園大鳥井流失、禁中西方築地流損、於四足等御門者、從武家奉公衆馳參、無別儀云々、　東寺南大門西敷、至四塚著舟云々、日吉大宮橋流落、其外叡山諸坊數宇、又僧俗兒若衆數十人流死、至淀鳥羽邊流留、兒若衆死人多也、凡前代未聞珍事也、(下略)

〔續應仁後記〕(六)天下大飢饉附後奈良院崩御新帝御卽位事

同年(弘治三年)ノ八月廿六日ニ、朝ニハ東風頻ニ起テ、夕ニハ大南風ニ吹カヘ、急雨盆甕ヲ傾タルガ如ク、蓑笠ヲ打徹シ、國々數多洪水ス、中ニモ攝州尼ガ崎、別所、鳴尾、今津、西宮、兵庫、前波、須磨、明石ノ浦々エ大浪打カケ、高鹽サシ上ゲ、浦々ノ民屋悉ク引流サレ、死亡ノ者幾千萬ト云數ヲ不知ラ、去ル文明七年八月六日ノ洪水ニモ如此有ケル由、古老ノ者共云合ケルガ、其ヨリシテ今年迄ハ八

〔台記〕康治元年六月一日壬戌、甚雨、二日癸亥、晴陰、昇殿參院、洪水滿亭、見參、九月一日庚寅、去夜大雨、今朝洪水、水升宿所縁下地二許尺、二日辛卯、今曉大風雨發屋、人驚異、水昇板敷、因渡桂殿屋鳥羽、余亭大路如大河、鴨堤悉崩、父老云、如此年未之聞云、

〔玉海〕承安二年五月廿日戊子、今日洪水殊甚、六波羅邊人家、少々流了云々、

〔源平盛衰記二十一〕大沼遇三浦事
八月〇治承四年廿三日ニハ石橋ノ合戰ト聞ケレバ、三浦ハ可參ヨシ申シタレバ、其日衣笠ヲ城ヨリ門出シ、館ニ集リ、三百騎神奈リニ揃セケルニ、濱風荒クシテ叶ハズ、廿四日ニ、陸ヨリ可參ニトテ出立ケルガ、丸子川ノ洪水ニ、馬モ人モ難叶ト聞タ、其日モ延引ス、廿五日ニ、和田小太郎義盛三百餘騎ニテ、軍ハ日定アリ、サノミ延引心元ナシ、打ヤ〳〵トテ鎌倉通ニ懸越、稻村、八松原、大磯小磯打過テ、二日路ヲ一日ニ酒匂ノ宿ニ着、丸子河ノ洪水イマダヘラザレバ、渡ス事不叶シテ、宿ノ西ノハヅレ、八木下ト云所ニ陣取、洪水ノヘルヲ待曉渡サントテ引ヘタリ、

〔明月記〕正治元年五月廿六日、自夜甚雨、終日如注、河水又溢云々、堀河大路偏如海、所々橋悉流失云云、出七條以北、僅見之、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年五月廿八日辛亥、雨降、武州〇北條泰時渡遠江國天龍河、連日洪水之際、可有舟船之處、此河俄無水、皆從歩涉畢、

〔南方紀傳上〕應永三十四年、春夏洪水數度、六月二日、大洪水、

〔塔寺長帳〕應永三十四年、此年八月六日、大水増幾度、廿七日洪水、九月四日洪水、人民多ク死ス、

〔南方紀傳上〕應永三十四年九月三日、大洪水、今年洪水十八度也、
正長元年五月廿二日、洪水、六月朔日、洪水、
永享二年九月二日、大洪水、

馬著衣冠、九日庚子、賑給京畿内人、依洪水也、尤甚者、勿輸當年調徭、

〔日本紀略 一九條〕永祚元年八月十三日辛酉、酉戌剋大風、〇中略又洪水高潮、畿内海濱河邊民烟人畜田畝爲之皆没、死亡損害、天下大災、古今無比、

〔扶桑略記 三十白河〕承暦四年六月十八日、大雨、十九日庚戌、洪水彌甚、近水之倫、殆爲魚鼈矣、

〔扶桑略記 三十堀河〕寛治六年八月三日甲寅、大風、諸國洪水高潮之間、民煙田畠、多以成海、百姓死亡、不可稱計、伊勢太神宮寶殿一宇、幷四面廊等、皆爲大風顚倒、七年八月十八日癸亥、終日大雨洪水、古今無雙、

〔神宮雜例集 一〕豐受太神宮神主

注進當月十五日、由貴御料供物内有爾村土師長造進種々忌物、造入堝一口、幷長敢支近隨身宮河流沒事、

右當日申時、土師御器長忠近來向申云、依例在地陶土師長等造進、今夕由貴御饌料供神物等、運進之間、於陶方物者、既賫參畢、土師方忌物造納堝一口、長支近隨身賫參之間、宮河洪水、參宮人倫競乘小船渡越程、河中船漂流、卽支近幷忌物堝沈沒失畢者、爰禰宜等欲蒙裁定、時剋既來至、仍各成議、尋取清淨波爾土、令當職長敢忠近和爾部枝恒等造調、無懈怠供祭已畢、然而如此之事、不可不申、仍注進如件、

永久四年九月廿四日

〔神宮雜例集 二〕天平賀破損例

保安四年八月廿二日、大風洪水、外宮正殿下深二尺八寸也、天平賀四百八口、堝七口、瑞垣内正殿東南西方〇中略流寄也、其中廿九口破損、荒垣廿三間、柱八本流失、八間廳舍一字葺板破損、敷板長押下桁流損、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年九月戊辰朔、有洪水、漂流百姓廬舍、京中橋梁及山崎橋悉斷絕焉、

〔續日本後紀十八仁明〕嘉祥元年八月辛卯、洪水浩々、人畜流損、河陽橋斷絕、僅殘六間、宇治橋傾損、茨田堤往往隕絕、故老僉曰、倍于大同元年水、可四五尺、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年九月十五日壬戌、風雨不止、京城東西兩河洪水、人馬不通、○下略

〔三代實錄六清和〕貞觀四年四月二日庚子、大雨河水汎溢、行路難通、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年五月十六日辛丑、先是出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社在飽海郡山上、巖石壁立、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、去四月八日、○中略自山所出之河、泥水泛溢、其色青黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、○中略聞于古老、未嘗有如此之異、○下略

〔三代實錄二十一清和〕貞觀十六年八月廿四日庚辰、大風雨、折樹發屋、紫宸殿前櫻、東宮紅梅、侍從局大梨等、樹木有名皆吹倒、內外官舍、人民居廬、罕有全者、京邑衆水、暴長七八尺、水流迅激、直衝城下、大小橋梁無有孑遺、朱雀大路東坊門側樓、抱關兵士、幷妻子四人壓死、東西河流、汎溢漲々、百姓及牛馬沒溺、死者不知其數、與度渡口四邊三十餘家、山埼橋南四十餘家流亡、人居屋中、隨流漂去者甚多、一婦人攜兩兒、在小倉中、倚屋隨河水而流下、擧手招呼岸上人求救、人々雖哀、百方相計、水勢奔涌、遂不能援手、遂隨柱倉隨人沒、權律師法橋上人位宗叡所造御願寺、在山城國愛宕郡栗栖野、堂舍顚倒、佛像元在北山高峯寺、貞觀十三年大雨水、自然以大巖石塞其道路、行人不通、去高峯寺、移立於栗栖野、又去年京師大雨雹、時人皆曰、此三度災、因顚倒而發焉、是日班幣畿內諸神、祈止風雨、時論感云、今年洪水、增於嘉祥元年六尺有餘、

〔日本紀略七光孝〕仁和二年五月十日戊子、自去七日大雨、河水汎溢、人馬不通、

〔日本紀略十四村上〕康保三年閏八月十九日庚辰、遣使巡檢洪水、或流失屋舍、或漂沒資財、又西獄垣爲水被倒五六丈、及西河滔々如海、　九月三日甲午、今日權大納言師尹卿依勅定、巡檢兩京水害所々騎

洪水

し也、トカプ乳の事なり、餘說あれ共總て雖記廣說に距れば記さす、是東部第一の川にして、此國の母川とし、石狩を父川とす、去箱館百五十餘里、今僅ニホロイブミ境ビヨヽヌンケ、タスリ境チクベツ迄トカチト云、沿海二十三里、山に入事五十餘り、拾一ヶ場所にブ、シタクスナリイ、アウベラシカリワ、トシコヤロマ、石ニ狩、ホサロルイ、ニシイミカ、フ隣接し、源は石狩に向背し、此度山越せし地を口分水嶺とし、土人も時として越たる者有と雖も、未だ和人是を試し者、天問地闢の後一人有之を聞かず、然るに此度御開拓の命有、某も此山路を試ん事を、余に函館府より命せられ、依て余氷雪の上石狩より入、十勝に出て、日誌五卷を著、○下略

〔伊呂波字類抄古 古 〕洪水

〔運步色葉集〕洪水

〔書言字考節用集一 乾坤〕洪水コウズイ 左傳、禮頭之所漂也、又指南、洪水曰沈蕃、

〔倭訓栞中編 古〕こうずい　洪水と書り、又孟子に洚水とも見ゆ、

〔長谷寺緣起〕傳聞、近江國高島郡三尾前山有深谷、號白蓮花谷、彼谷有大臥木、猶如有心、長十餘丈也、○中略昔八幡宮應神天皇五代之孫人王廿七代繼體天皇卽位十一年丁酉歲、雷電霹靂、風雨大命、而有洪水、此木自彼谷流出志賀郡大津浦、澡歷六十九年、○下略

〔日本書紀十九 欽明〕二十八年、郡國大水飢、

〔日本書紀二十二 推古〕九年五月、天皇居于耳梨行宮、是時大雨、河水漂蕩滿于宮庭、

〔古事談三 僧行〕神龜元年、行基菩薩造山崎橋造了後、菩薩於橋上大設法會、而俄洪水出來、橋流了、人多死、

〔日本後紀十四 平城〕大同元年八月、是月、霖雨不止、洪流汎溢、天下諸國、多被其害、

〔日本紀略 淳和〕天長九年八月己卯、大雨大風、河內攝津國洪水汎溢、堤防決壞、　九月丙申、賑給攝津國遭洪水百姓、

千歲川　川内川

〔鹿兒島縣名勝志〕千歲川　和漢名數、此云千歲川享保中より川内川に作る、圖書編作千臺、高城郡と薩摩郡との界を經て、新田神の前を流るゝものをいふ、是薩摩國第一大川なり、

石狩川

〔蝦夷草紙〕大河の事

一暖き地には大河あり、寒き地には大河ある事なし、日本の西海道に大河なく、東山道に大河多し、爰を以て推量すべきなり、蝦夷地は日本地に勝れる廣大なる土地なれば、大河も多し、西蝦夷地にイシカリといふ河有て、蝦夷地第一の大河なり、又東蝦夷地にはトカチといふ河有て、蝦夷地第二の大河たり、先イシカリ河は、夷舟に乘て源の方に溯る事凡九日にして、河上の河邊に蝦夷土人住居の村々あり、此イシカリ河は、鮭の漁引を出す所にて、秋にいたれば毎年數十艘の日本の商船渡海して、此河の内に繫がゝりして漁獵するに、風波の難もなし、縱數百艘の大船輻湊するとも狹くもせず、此河筋として根株其まゝ具へたる大木流れ出る事數をしらず、人皆是を視て、河上の地中に大高嶺たるべしといえり、是源の河岸あふれて出るものかといへり、地中曠ければ、此流域の出所を知る人なし、河尻の海近き處は潮汐の干滿ありて、河幅凡五六百間あり、

天鹽川

〔天鹽日誌凡例〕一テシホは西部(自留萌二十八里、自苫前十四里十七丁)に在て、夷地第二の大川其源は石狩上川ユウベツレヨコップ(ヘンケ)に境し、百五十里を通す、山中土人多し、(二百七十餘人)處々に散落し、其三分が一運上屋元丼に二島に住す、當時戸籍を別にすべければ、元來蓬崩、土人も此川筋より移りしもの也、

一本名テシウシなるを何時よりかテシホと誤る也、テシは梁の事、ウシは有との意なり、此川底は平盤の地多く、其岩筋通りて、梁柵を結し如く故に號しと、又土人の言に、梁と言るものは、大古此川筋に、石の立并べる處有を、神達が見て始めし物とも言傳したり、

十勝川

〔十勝日誌凡例〕一トカチ、本名トカプなり、此川口二に分れ、乳房の并び無盡の乳汁を出に倣て號

日向國五ヶ瀬川

己が栫とあらはれ出たる、千景万色眸をめぐらすにしたがひ、雨山只走るが如くにして、李太白が軽舟既過万重山と詠せしか、ゝる境にもおもひ出らる、彼巫峡の急流は唐土第一にして、舟の下れる事疾鳥迅雲も及ばずといふも、いかで是には過ん、予も興に入りて一絶句を作る、別に記行あり程なく八代の井手といふ里に著ぬ、誠に舟中の心よき事、今も忘れがたし、日向より求麻に入りしも、兼て聞つる急流を、船して下るべき為なりけるが、日頃の望たりていと嬉し、求麻の地は、極深山の中には廣大の平地なり、別に一世界のごとく、仙境ともいふべし、他國に出人る路、日向の嘉久藤口と、此求麻川筋と二道のみなり、此川の傍に山路有れども、絶嶮にて殊に細し、されば相良侯にも、東都御參勤の時も、此川を船にて下らるゝとなり、家中の面々も皆船なり、誠に數百里の海上をへて東武に出る事なれば、家中の人々も、其妻子親友など、此川ばたに出て見送りの時、殊にあはれなる事なり、其時に船の纜を解やいな、陸より船の中の人に水をかくる事なり、舟の人々笠をへだてゝ、水を防ぐ、此まぎれに急流の事なれば數十町下り過て、涙をそゝぐひまなく、はや見送りの人影を見うしなふ事なり、予が發足の時も其如くなりき、誠につきぬわかれに、落くる涙せきかねて、取る手さへはなちかねたるに、水をそゝぎて船を飛す、陸地の別れに異にして、物いひかはすひまもなく遠にてよけれど、又更に心ぼそくあはれなり、

〔日向之國縣記上〕唐網殺生禁斷之處

覺

一板田谿川上五ヶ瀬川家中屋敷裏通(中略)

右之場所前々撒網殺生御停止在之ニ付、此度御改撒網殺生、堅御停止被仰付候、御家中末々迄相心得候樣可申通候、以上、

閏十月

に入る予が歸路には相良の御舟にて此急流を下りの船はもとより輕し人も纔に予と僕と二人に船人三人都合五人乘なれば一しほに飛が如く八代まで十六里の川を纔二時に下り着たり其頃は三月のすへなれば春水殊に多きに人吉御城下青井の宮の前より船に乘れば送別の人々おびたゞしく打集り名殘を惜いふもさらなり高橋南與石田の三士は別船に乘り移りて酒肴なと携へ興を助けもとよりの急流見送りの人々は霞の中に入りて招く扇もふや見うしなひぬ扇一つふたつめぐらす間に渡と云所まで下りの人々はつきぬ名殘なり歸りの陸路も遠ければ此所より上り給へとすゝむるにいづくまでといふ限りもなければ人々も揉ぞうるはして上りぬ予らはたゞし船を離れて又瀬一ツふたつくみて別る是より下も水速巖落て殊にすみやかなり船はいとちいさく細く作りて首尾に梶を付たり是は其逆樣に大岩に流れかゝりたる時あとばかりの梶にては船の廻る事遲きゆへに先きにも梶を付たるとなり常に先の梶を前一に動し居て岩角を避思ふ方に船をめぐらす又中程に櫂を持て一人立り是は舟を前後左右に動かす爲なり此三人の船頭しばらくも油斷せず舟を操る瀬殊に逆巻所にいたりては船の兩方に高き板を立つ是は浪の舟中に入らざるやうとなり十六里の間に四五ケ所はいたつて難嶮の所ありて浪の高き事山の如く怒れる岩角浪の間におびたゞしく峙出づかゝる所にては國主などの通行の時は御陸越しとて其前後四五丁或は八九丁ばかりも船を離れて山に登り此嶮岨の瀬を越し終りて又船に乘り給ふとなり予はいと珍らしく覺へぬれば興に乘じて其瀬をも船に乘りながら下りぬるが其目ざましき事筆の及ぶべきにあらず渡りより下ッ方は兩山けはしく峙て峯は雲の上に臨み流れ殊にせまりて細く怪巖峨々として屛風をたゝめるが如く鍵を付たるが如く龍の躍るが如く獅子の蹴るが如く或は雜樹影淺れる中に入るかとすれば松杉森々たる岸に臨む或は山吹の散かゝりたる躑躅の咲そろひたる山櫻の

ヲ、佐賀城下ニ至ルマデ、悉ク洪水ノ災ヲ蒙ルコト度々コレ有リキ、故ニ兩方ヨリ堤防ヲ築キテ、水難ヲ防グノ策ヲ爲ス、殊ニ近來佐賀領ニテ、久留米城ノ向フ河岸ニ高クシテ、丈夫ナル大堤ヲ數十町ノ間築シニ因テ、肥前ノ方ノ河邊ノ百姓ハ、大水出ルト雖ドモ其難ヲ免ルヽコト成テ、筑後ノ方ニハ夥ク水ノ溢レルコト・爲リ、久留米領ナル瀨ノ下ト云フ所ハ、別シテ甚シク水難ヲ蒙リ、痛ク困究スルニ至レリ、瀨ノ下ハ、久留米ノ城下ヨリ僅十町バカリ離レタル所ニテ河ニ臨ミテ家作セシ町家凡ソ千軒餘リアリテ、賑ル宜シキ地ナルニ、今ハ如何トモ難レ爲ノ所ト爲レリ、此ニ因テ此兩國ノ百姓、年々鬪合爭論等アリ、合戰同樣ノ事ナリ、此ヨリ以來久留米領ノ土地ハ、水腐ノ患每年少カラズ、此ニ因テ藍ヲ作ルニ良ナリ、

豐後國大野川

〔豐後誌九山川〕大野川　一曰藤原川、自直入郡三宅鄕來、東北行分緒方大野鄕界、橫過郡中、控百溪水、至大分入海、郡之大川、其源直入諸水會十川、東曰廣瀨、水自崖上落、名蝙蝠瀑、乃爲大野川、過炭燒及古賀柏野古城下、南折經軸丸、東過高雄下、經漆生爲平治川、過小牧山西北至原、合緒方川、爲沈墮瀑、此受矢田峰沈墮水、直東行會岩戶、遶向野東北、北折過白鹿山下、爲鑑戶川、西北流合赤嶺川、導茜柴北二水、合荻原水下犬飼川、

肥後國求摩川

〔紫遊行囊抄一〕求摩川　船渡ノ大河也、凡河幅五町餘、潮入ノ湊川也、自八代城下到于此十町計、以此川八代ノ城ノ要害ノ便トス、

是ハ求摩ノ山川ノ末ニテ、川船ノ往來自由ニシテ、炭薪幷材木等ヲ下ス名ヲ得タル逸流ニテ、下リ船ハ求摩城邊ヨリ凡二日路ノ所ヲ四五時ニ八代ニ到ル、上リ船ハ三日程ニ引上也、

〔西遊記三〕求麻川

肥後國求麻川は、九州第一の急流なり、源遠く那須椎葉山五ヶ村邊より出て、四十里ばかりも流れたり、殊に大河にて、求麻郡の眞中をつらぬき、求麻の人吉の城下を過て八代に至り、肥後の海

筑後川

渡船舊使、但田渕渡民田嵐渡船船長二丈五尺許、廣六尺許、底平板厚、舳如圭首、

〔筑後地鑑上〕一筑後川、乃是九州之大川也、其源出自豐後、由西南流至此、是州生葉、竹野、山本、御井、三瀦五郡、而入海、其廣三町餘、或二町、一町餘、九州第一之川、號筑後川、是州舊有千年川及一夜川、見古人和歌、此二川今知者蓋千歳川此川之總稱、而一夜川則僅其一處之名也、

〔西遊雜記六〕筑後川といふは、九州第一の大河にて、水元は豐後、日向より流れて、川舟十五里の往來有川下へおさし入て、船舟百石積計の船舟は入る也、此川を筑後、肥前の堺として、むかしよりも雙方の村々、堤水道の論まゝある所也、近年は別しての事にて、肥前の方より川土手を築上し事數丁にて、夫にては瀬の下といふ所の町家凡千餘軒、高水の時にせゝべきやうなし、瀬の下といふは、久留米よりわづか入丁川に留て家造りし町端にして、土手をして防ぐべき地所なし、常水にても川端へ餘からずして、高水の節別て難儀なる所、肥前のかたに土手を築かれてはいかんともなしがたきやうに見ゆる地理なり、此故に爭論甚數なりて、筑後久留米領の百姓、肥前の地に入れば大勢にて打たゝきし、肥前の百姓久留米領へ來れば右の如し、既に百姓合戰に及ばんとす、無據闘諍となり、予が此所通行のせつ、御見分として御代官某年御氏御下向、肥前の綱千栗明神の別當寺に御止宿あり、其後いかゞ成し事にや、雙方の百姓勝手つくのみの物語とりぐ\にて、奇談も有し事なり、爰に略しぬ、

〔佐藤元萇九州記行〕夫此筑後河ハ、源ヲ豐後ト日向ノ界ナル深山ヨリ發シ、西北ニ流レテ當國ニ至リ、久留米城ノ西北ノ隅ニ來リ屈折レテ西ニ流レ、榎津ト云フ所ヨリ西海ニ注グ、是レ九州第一ノ大河ナリ、河舟ノ通行ユルコト凡ソ十五六里、河下ノ所ハ潮入ニテ、二百石積ノ船モ通津ス、此河ハ、筑後ト肥前ノ國界ニシテ、若シ大雨ノ時續クコト有レバ、洪水出テ兩岸ニ溢流シ、筑後ノ方ハ高良山ノ下ヨリ、久留米ノ領内大半潮水ノ如クニ成リ、肥前ノ方ハ、直チニ西尾神崎ノ邊ヨ

阿波國吉野川

網代が洞、見アゲ石、撞木山、其下に烏帽子岩、次に絹卷石とて、右方川端巖山に横ハル、似絹卷巨石をいふ、屏風石折敷岩味噌豆石アリ、左方楊枝村山阿常樂寺藥師佛は、往昔京ノ三十三間堂の梁木、柳の樹ノ大木の出たる處、其柳の伐株を以て、七體の藥師如來を刻み、此寺に安置す、因是地名も郎チ楊枝村と名く、カイ餅石筒井岩アリ、和氣村美毛登明神〈祭神荒魂、延喜式〉名所也、風雅集に有瀬路より無瀬に入ぬる道なれば是ぞ佛の美毛登なるべき、とありしも此祠なり、右方達磨石、左方滑が瀧、布引の瀧、三重の瀧、夕の瀧、右方犬戻り、猿すべり、親不知子しらずと云難所アリ、陸地に火鉢の森見たり、右手、青石眞魚箸石二本直立如箸植たり、其巳前庭丁石とて有、去亥年の地震に折て今はなし、組石は其形四角なる平岩なり、其上に硯石とて大サ其徑一間餘の圓石アリ、釣鐘石は巨巖の根を離れ積立たる絶壁の上に峙ち覆はる、其下を河船乗くだる也、石舟と云岩は、大船を仰のけたるが如き巨巖なり、田長村のあたりに至レバ、雪の瀧最見事なり、懸崖万仞の高より、水沫宛も打綿の如ニ一園マリに成て、雪の飄りくだるに似たるをもて名長、白絲の瀧は、如縷細くわかれて太虚より眞直にくだるをもて名とす、九里八町の間に、世に聞たる瀧の數都て六箇所、みな壯觀也、

〔増鏡　六　おりゐる雲〕御幸くまの丶本宮につかせ給て、それより新宮の川舟にたてまつりてさしわたすほど、川のおもて所せきまでつゞきたるも、御らんじなれぬさまなれば、院のうへ、〇後嵯峨

くまの川せきりにわたすすぎ舟のへなみに袖のぬれにけるかな

〔倭訓栞　前編　三十六〕よしの　三大河の一つにいふ吉野川は、阿波國也、所謂小鳴戸也、

〔阿波志　六　三好郡〕芳野河　源二、一出土佐、曰瀧嶋溪、流四十里至下名、一出伊豫銅山、流二十餘里、至山背谷文字名、二十餘里至川埼合流、徑四十歩餘、船不能過、此而上水湍駛可愛、逕穀田益急、東南至城府二十五六里、至第十、徑百八十歩許、分而爲二、北曰音瀬川、徑不過百歩、南曰古川、徑三百五十歩許

味村の内川尻に乘り、伊賀郡の東界と作州久米南條郡と兩國のさかひを流れ、赤坂郡の西さかひを經て、上道御野兩郡の間を流て海に入、是等の川、州內の大川也、古書に西川東川と有り、西川をば大川、また旭川といふ、歌枕にいへる大川は此川なりと云傳、

紀伊國日高川

〔南紀名勝略志日高郡〕日高川　源和州界ヨリ出テ、龍之又庄、原ノ庄、宮代ノ庄、西村ノ庄、安井ノ庄、柳瀬庄、猪井ノ庄、甲斐川ノ庄、小家ノ庄、川上庄、山田ノ庄ヲ經テ海ニ入、河ノ流三十里計ト云ヘリ、草根集ニ、正徹歌、
　ナレノボル日高ノ川モ瀬ヤウダ水ヲクダク紀路ノ旅人

紀ノ川

〔和州舊跡幽考十一〕吉野川
萬葉
八雲御出雲の子等が黒がみは芳野の川の沖になづさふ
同
我もこが猪鼻にするつぶれ石の吉野の川に氷魚ぞかゝれるは
千五百番
吉野川おろす筏の棹ごとに思ひもよらず波の心を
芳野川の河上は、大峯が麓といふ所也、北山に越村建の嶺が峯といふなる所のはるかの、左の方にして見のたしにもおよぶ所にあらず、まして人の通ふ所にもあらず、只いとひろく蒼莽などの高くしげり、蔓かづらはひおほひて、淺深などやうの水あり、その中にいとふかくて、巴が淵などゝいふ所ありとかや、風だにふけば、そのしげりの露落つもりて川の水源をなし、北よりふけば熊野川の水をまし、西よりふけば伊勢の宮川のながれをそへ、東よりふけば芳野川の水かさめりとなり、

〔萬葉集七雜歌〕人在者、母之最愛子曾、麻毛吉、木川邊之、妹與背之山、

熊野川

〔十寸穗の薄四中吉野〕熊野川　音無川の末流、北山川の落合の處を巴が淵といふ、是より新宮城まで下り舟里程九里八町といふ、巴が淵船場解纜順流而くだれば高山村の前に屏風島アリ、其大

水井に南丹波より流來る水なり、みとの嶺より東の方の水は亀山川に出て、嵯峨にながれ出づ、

出雲國斐伊川

〔出雲風土記下出雲郡〕出雲大川、源自伯耆與出雲二國堺鳥上山流、出仁多郡横田村、即經横田、三處、三澤、布勢等四郷、出大原郡堺引沼村、即經來次、斐伊、屋代、神原等四郷、出出雲郡堺多義村、經河内出雲二郷北流、更折西流、即經伊努杵築二郷入神門水海、此則所謂斐伊河下也、河之西邊、或土地豐饒、五穀桑麻稔歟枝、百姓之膏腴薗、或土体豐渡、草木叢生也、則有年魚、鮭、麻須、伊具比、魴鱧等之類、潭湍雙泳、自河口至河上横田村之間、五郡百姓、便河而居、出雲、神門、飯石、仁多、大原郡、起孟春至季春、挍材木船、沿泝河中也、

石見國郷川

〔陰德太平記三十二〕尼子晴久攻河上之城事

尼子勢、兼テハ琵琶頸ト云山ニ陣ヲ居ント定メシニ、元就、此山四方嶮難ニシテ、地ノ利甚宜シ、敵必定陣ヲ居ナバ、容易ニ可難切崩ト思惟シ給、遂テ城郭ヲ構ヘ、人數丈夫ニ籠置レケル故、尼子勢挍ニ相違シテ、サラバ河上リノ松山ノ城ヲ切崩シ、彼地ヲ本陣ト定メ、其后舟ヲ方(ナラ)ベ筏ヲ組テ、江(ゴウ)ノ川ヲ渡リ、一戰スベシトテ、七月十四日總軍一万八千人、國ヲ咄ト作テ松山ヘ切テ蒐ル、○中略サテ尼子一族他家ノ人々ヲ集會シテ、如何シテカ小笠原ヲ可見癈ト、三策五戰ノ術ヲ議セラレケレ共、異口蜂ノ如起リ、乘理岐ノ如分レ、江ノ川トテ日本第四ノ大河ヲ隔、一戰スベキト一決スル行(ユクカタ)ノ出ザレバ、徒ニ五日ヲ經テ彼山ニシテ遠見ス、

備前國東大川

〔備前國誌一〕東川　上流に作州津山川、同國勝南郡藤原村より赤坂郡河原村に來り、また作州湯郷川、同國勝南郡飯岡村高下村の間より赤坂郡周匝村に來り、津山川に入、合流して赤坂郡の東北のさかひと、作州勝南郡と當國の境を歴て、和氣郡磐梨郡兩郡の間を經、上道一邑久兩郡の間より流れて海に入、

西大川

〔備前國誌一〕西大川　源は伯州大山の麓より出て、作州を歴て、同國眞島郡吉村より津高郡江與

見及たり、長岡の城下より此新潟迄十六里を、四百石積程の川舟、常に一日づゝに上下す、誠に運漕に便利なる事も、畿内又かゝる川なし、其大なる事日本第一なるに、其名高からざるは、北陸邊鄙の地にありて、殊に其川中國にて沓ならざるゆゑなるべし、余新潟の町より又小船をかりて、芝田の木崎といふ所迄五里が間を此川の入江々々を傳ひて乗しに、其間廣き所は二里に餘る所もあり、狭く入込所は纔に二三十間の所もあり、是は本川筋にあらざるゆゑなり、流れ甚靜にして流れざるが如し、此日殊に晴天にて、兩岸の景色うるはしく、入江々々には蓮の葉甚だ多し、夏月には水面一樣の花にて、見事なる事いふばかりなしとぞ、新潟の町より舟を浮め蓮華を賞し、又は納涼など甚繁華といふ、舟中より四方を見渡すに西南より東北へ六七十里を見渡して山なし、西北には二十五里の所に佐渡山見ゆ、東方に奥州會津の山見ゆる、

(越遊行囊抄 五)渡川。 大河ナリ、船渡ナリ、凡川幅一町餘川ノ兩岸ニ木ヲ立、縄ヲハヘテ、クリ船ニスルナリ、人二三人舶ニタクルニ、三人綱ニテ綱ヲナス、時ニヨリ一二人トテ渡ス事モアリ、一曰川水ノ出タル時ハ、右ノ方ヨリ小市ト云所ヘマハリテ、船渡ヲシテ日ケ野ヘ出ル路アリ、

(越後名寄 二十一)阿賀川

水上ハ下野國日光山ノ奮ヨリ流レ出テ、奥州ヲ懸、津川ヲ過、山間ヲ流レ、蒲原郡ノ内ヲ通リ、近年出來レ松ケ崎村ノ新川口ニテ海ニ入、山中ハ難所トスル所數多有ケレドモ、津川迄ノ船ノ運送自由好シ、炭、薪、杉板ノ挽板、材木等、毎年積下シ、戻リ舟ニ、鹽魚、鹽ノ類、其外貨物積行也、新川口ノ出來ザル昔ハ、加治川ト落合、大熊村ノ脇ヲ流レ、新潟ノ向ヒ當リニテ信濃川ト合テ、新潟ノ湊ニ到リシニ、今ハ大ニ異レリ、

(諸州めぐり 一)福知山に着く、山上に城あり、城下町ひろからず、朽木伊豫守殿の居城也、大河。其東北に流る川舟おほし、是より舟にのりて丹後の由良に下るといふ、此河は三戸野嶺より西北の

間ニテ落合、前ニ田シ淸津川等モ一ニ成、飯山ヲ過テ越後魚沼郡ニ來リ、妻有ノ鄕ノ内ヲ流レ川口ノ驛ニテ大野川ト合シテ大水ト成、妻有ノ鄕山屋村ノ邊ヨリ山奥途程八里ノ間ノ川中ニ、二十七瀧有リ、中ニモソタキト云ヘルハ難處ナリ、依之信州ヘ舟ノ通ジナシ、近曾打ツヾキ度々洪水シテ飛泉々々ノ高キ巖ハ欠落テ平ラカニ、深キ淵ハ埋レテ淺瀨ト成リ、ソタキノ外ハ扁舟筏ノ類ハ通路モスルコトニヤ、大野川ヲ舟ニテ下ル間ニ、所々ニ難事トスル場多シ、中ニモ此川口ノ川合ヲ第一トス、風有時、洪水ノ折節、必ズ乘ベカラズ、身ヲ愼ム人乘マジキ事也、川合ノ神社、此岸ニ鎭座、サテ右左ノ川々次第ニ落合流レ入テ、魚沼、古志、三島、蒲原四郡ノ中ヲ過ギ、新潟ノ湊ニ到ヲ、凡水面一里餘、運送自由ノ專一ノ河也、

〔萬葉集十四東歌〕信濃奈河泊能左射禮思母、伎彌之布美氐婆、多麻等比呂波牟、○中略

右四首、信濃國歌、

〔東遊記後編二〕新潟

越後國新潟は、信濃川、其外の川々落合て海に入る所なり、海口近くの一二里の所は、川幅廣き事一里二里ばかり、渺々として湖のごとく入り海のごとし、岸より岸まで水甚深く、淺瀨といふものなし、千石二千石の大船といへども、いづくまでも自由に出入りす、誠に川湊にては日本第一ともいふべし、川幅の廣きも天下無雙ともいふべし、此河を信濃川といふは、此川の水上は信州犀川筑摩川にて、其國善光寺の邊にても、旣に東海道天龍川程の大河なり、それより新潟までは五六十里をへて、其間大小の川々流れ入るゆゑ、かくばかりの大河となる、されど越後は地勢平坦なるゆゑ、流れ甚穩にして、淀河などよりも靜なり、總じて越後路石無く、皆ニコ土ゆゑに、川の兩岸も柔にて、崩入り次第なり、されども水勢ゆるきゆゑに、大に崩る事もなし、其水は常に黃色に濁れり、余は三條と云所より新潟迄十里の所を、此信濃川の堤通り來りしゆゑ、此川の體委敷

凡當國ニテ、チクマ川ト號スル二流アリ、一ハ此川ナリ、又一流ハ川中島ノ善光寺ノ東ノ方ニ流ルヲ云、其川上ハ上田ノ城邊ヨリ流下リ、武田信玄ト上杉謙信トノ戰場横田村陣ケ瀬ナドヲ流過タ、善光寺ヨリ北布野ト云所ニテ、此筑摩川ト一ツ流ニナリテ越後ヘ流行、古歌ニ讀タルハ此川ヲ云ナルベシ、此流ハ筑摩川ヲ流過ル故ニ、筑摩川ト書タ、チクマ川ト唱ル、

〔千曲之眞砂 二〕ちくま川 また筑摩川ともいへり

またつくま川とも讀り、いかなる故にか有らむ、この川筑摩郡には少しも流ざる川なるを、不審の事也、松本城下より少し南に筑摩川といふあり、また筑摩の八幡なむども近所にあり、郡名の初なりといへり、然れども小川にして、中々歌の心とは相違なり、その川にあらざる事極れり、千曲川はその源甲州境佐久郡の南金峯山大日堂といへる片側より、湧々たる清水流れ出る是川源なり、それより幾瀬ともなく落合々々て、佐久郡、小縣、更級、水内、高井の數郡を經て、下越後蒲原郡新潟に至り海に入る、凡百餘里となむ、

〔木曾路名所圖會 四〕筑摩川 大河なり、流れ二つ、兩橋をかくる、千隈川或は千曲川また知具麻河とも書す、

水源は佐久郡金峯山の陰に出づ、はじめははつかに觴を浮ぶ、またひがし三ツの峯より出る梓川あり、いくらの上にて會ふ、佐久小縣の郡をつらぬき、河中島四郡の境を流る、また犀川は鎗が嶽に出て、筑摩、安曇、更級、水内の界を經て、筑摩川に落合、落てちくま河といふ、越後の新潟にてまなの川ともよべり、

〔越後名寄 一〕信濃川

國ノ中ヲ流ル、大河也、坂東ノ利根川、山州ノ淀川ニモ倍々セリ、凡水上ハ信州ノ筑摩川、犀川也、筑摩ハ甲州、犀川ハ飛驒國ヨリ出タ、川中島ヲ過、松代ノ城下ヨリ四里下、福島村ト長沼村ノ中

て山深き故、第一此川江大材木多く出る、〇中略凡この庄川は、飛越兩國にて二十瀬計谷々落る、又五ヶ山東西の間、大川筋、籠の渡し七ヶ所あり、〇中略庄川水源の山より、北海まで道程四十四里程あり、

越後國神通川

〔越遊行嚢抄四〕大門川　大河也、半分上船渡、半分下ハ橋ナリ、長三十二間、大門ノ宿ノ前ニアリ、常願寺川ノ末ト云、或ハ庄川トモ云、或人曰、婦負川トハ此川ヲ云ト、藻鹽草ニ婦負川、越中、

めひ川のはやきせごとにかゞりさしやそのともをばう川たちけり

〔加越能山川記越中〕神通川

神通川は、越中新川郡婦負郡の間に有り、北陸第二の大川也、第一は越後の新潟川也、此川の水源、飛州高山東より二川、岩宮川、町野川、又一川は三日市川流出る、奧の谷は城下の坤の方、西峠川一川出る、此川の中に神通といふ所あり、依之川の名とす、高山より越中富山迄、道程三十二里二町有、高山城下より所々の城下へ各三十里餘あり、右の川々城下の乾の方にて流合、〇中略此神通川かくの如く谷々多く流入故、北陸の大川也、

信濃川

〔書言字考節用集一乾坤〕筑摩川チクマ信州

〔倭訓栞中編十四〕ちくまがは　萬葉集に千隈川と見ゆ、信濃國佐久郡より出て、凡そ八郡の水をすべて、六町一里四百三十餘里を經て、越の新潟の海に入、よて越の人は信濃川といへり、扶桑略記に、仁和三年七月、信濃國大山頽崩、山河溢流、六郡城壘拂地漂流、牛馬男女流死成丘といへる、此川なるべし、近く寛保二年八月にも此事ありて、水災六郡に渉れり、溺死のもの數千人と云、

〔西遊行嚢抄二ノ二〕筑摩川　布橋アリ、繼橋ナリ、所々ニ橋柱ヲ立テ、長サ一丁許ナリ、川原ノ間廣シ、此川ハ、東ヨリ西北ヘ流レ、大河ナリ、松本ノ城下ノ邊ニテハ梓川ト號シ、水内郡川中島ノ邊ニテハ犀川ト號、ソレヨリ越後ヘ流出テ牧野駿河守領ヲ通リ、下越後ニテ海ニ入、

さみだれを集めて早し最上川

〔東遊雜記七〕抑此最上川といへるは海内第一の早川にして、流は瀧のごとく、左右は大山峨々として、きおいか丶り、舟を寄る便り更になく、○中略此川は、早川と云のみにて、大河と云にもあらず、此ころ雨しげく、常水よりは三尺計も水まして如斯と舟人の云也、見る所東海道天龍川の常水ほどはなかりしやふに思われ侍りし也、○中略

予畫にうとくして、最上川の圖たる所更になし、左右の山峨々として、岩石きほひか丶りて、左に記す瀧あまたにして風景あり、志かし所せまくして、聞し程の景にはあらず、淸水より淸川へ七里の舟路といへども、八九里もあり、山川早川にて危く、折ふしくつがへりて死亡のものありと土人の物語也、此頃は既に淸川のもの二人死せしとなり、○中略

顯光瀧　佐々木の明神　危日瀧　千本の瀧　多木澤の瀧　鷹巢瀧　馬の爪瀧　葛の瀧　舟かな石　八幡の礫石　十夕し瀧　柳瀧　七瀧　ウルシ瀧　大の瀧　早瀧　タバチ瀧　瀧クラヘ瀧　鎌明神　浮石　石瀧　白糸の瀧　何れも雅なる名のありて、やさしく聞ゆれども、象あるにはあらず、案内のもの丶記を寫し侍るなり、淸水より淸川までの川筋に斯のごとし、

〔東國旅行談二〕仙人堂

同國○出羽最上川の川邊にやり、此川は流はやき事は日本第一といふ、大石田宿といふ所より秋田へ行たび人は、此川船にのり、相貝宿、鷹の巢宿、古口宿、淸川宿まで十五里の間也、其ながれ早きこと矢を射るがごとく、三時ばかりに淸水へ著事あり、又渇水の時は、一日もか丶る事も有とかや、此川に四十八瀬、四十八瀧あり、中にも白糸の瀧とて名所なり、○中略堂守の修驗者は、杉の木の大丸太を舟の形に彫たる長三間ばかりなるに乘て、大杓子の如くなる物を楫として、旅人の船に漕よせ、纜をもやゐて御札御符を授あたふといふ、諸病平愈の御守なり、則仙人大權現と拜し

出羽國
最上川

本岐河流漸々流入于高門、其河源出于南部大岳、經稗貫江差等處々郡縣村落、其河屈曲西流、註地、南部之於遠陸、北部之於本岐、是封内之巨川也、

〔吾妻鏡九〕文治五年九月廿七日甲申、二品〈◯源賴朝〉令歷覽安倍賴時〈本名賴良〉衣河遺跡給、〈◯中略〉左縈高山、右羅長途、南北同連峯嶺、〈◯中略〉至于關五月、殘雪無消、仍號駒形嶺、有流河、面流于南、是北上河也、衣河自北流降、而通于此河、

〔奥の細道〕三代の榮耀、一睡の夢にして、大門の跡は一里こなたに在り、秀衡があとは田野になりて金鷄山のみ形を遺す、先づ高館に登れば、北上川南部より流るゝ大河なり、衣川は和泉が城を遶りて高館の下にて大河に落ちいる、

〔東遊記二十二〕北上川は、先達て聞しとは大に違ひし大川にて川幅も廣く水深し、千石の船帆を揚、何方へも勝手よき所へ走り、心まかせの川也、

〔書言字考節用集二乾坤〕最上川〈出羽〉

〔類聚名物考地理三十三〕最上川　もがみがは　陸奥國、信濃、この河一名二所あり、諸國之部に見えしは信濃國なり、又古今集その外に稻舟をよみしは此と同じからず、出羽國にあり、最上山關所に有り、

〔古今和歌集二十東歌〕陸奥歌
最上川のぼればくだる稻舟のいなにはあらず此月ばかり

〔奥の細道〕最上川は陸奥より出で、山形を水上とす、ごてん、はやぶさなどいふおそろしき難所あり、板敷山の下を流れて、果ては酒田の海に入る、左右山おほひ、茂みの中に舟を下す、これに稻積たるをや稻舟とはいふならし、白糸の瀧は青葉のひま〳〵に落ちて、仙人堂岸に臨みて立つ、水漲りて舟あやふし、

此河源出于野州奈須嶽、盖瀉于嶽麓瀑布、林中有老熊、年々産子、必飲瀑布而安、故稱之曰生熊瀑布、
自是流々歷于會津、白河、伊達、柴田、伊具、亘理村、落尾山、田澤、名取、南長谷數所、過同郡荒濱而入于海、
且夫奥州大河尤多、在我大守封內、北稱崎多河綱、南號阿福麻、此河流是也、荒濱乃商舶所輻輳、設倉
廩於此而納公穀、有吏而司之、河北亦商舶著岸之津也、其地乃名取郡蒲崎也、河流過其南閭而滔々
朝于東濱焉、於和歌殊得其美名、

〔古今和歌集二十東歌〕陸奥歌
阿武隈に霧立曇り明けぬ共君をばやらじまてばすべなし

〔吾妻鏡九〕文治五年七月十七日乙亥、可有御下向于奥州事、終日被經沙汰、此間可被相分三手者、所
謂東海道大將軍千葉介常胤、八田右衛門尉知家、各相具一族等幷常陸下總兩國勇士等、經宇大
行方、廻岩城岩崎、渡逢隈河湊、可參會也、　八月七日甲午、奏衛日來關二品〇中略發向給事、於阿津賀
志山築城壁固要害、國見宿與彼山之中間、俄構口五丈堀、堰入逢隈河流柵、

〔奥の細道〕心もとなき日數かさなるまゝに、白河の關にかゝりて旅心定まりぬ、〇中略とかくして
越え行くまゝに、阿武隈川をわたる、左に會津根高く、右に岩代相馬三春の庄、常陸下野の地をさ
かひて山連らなる、

〔東遊雜記二十五〕角田と云所は在町にて、仙臺侯の臣石川大和と言し大夫の在所也、〇中略角田の
東にて阿武隈川を渡る也、名所に載せし稻葉の渡、此川下にありとばかりいふて、其實跡定かな
らず、古歌に、よみ入しらず、
風寒く稻葉の渡り空はれて阿武隈川に澄る月影、初に記せしごとく阿武くま川は、北上川に
は大におとれり、此邊より海へ川の流れ六里也、

〔奥羽觀蹟聞老志九牡鹿郡〕石卷海門

覺えて、此川をわたるに、白水みなぎり落て、むしよわき馬などはあがくそゝぎも袖のうへに露けて、萬葉集によめる、武藏のわたりと見えたり、それより又黑川といふ河を見侍れば、中川よりは少しのどかなるに、落合たる谷水に、紅葉ながれをせき、苒苔道をとぢ、名もしらぬ鳥など囀るかき程に、昔のうきよりはと思ふのみぞなぐさむ心地し侍るに、ほどなく稻岡といふ所に來れる云々ト見エタリ、又那須記ニモ、永祿中佐竹那須合戰ノ處ニ中川ト記セリ、サレバ足利將軍ノ比ニハ、全ク那珂川ト云ケンコトハ、知ラレタリ、紀行ニ黑川トアルモ、那須郡ノ內ノ川ニテ、黑羽根ノ邊ニテ那珂川ニ合流セル川ナリ、凡本國ノ內ニ水流多クレドモ、淺瀨ヲ除キタ外ハ、コノ那珂河ノ上ニ出ルモノナレ、コレニツグモノハ久慈川ナリ、中秋ノ候、コノ兩河多ク鮭魚ヲトル、那珂河尤多レト云、又鮎魚ヲ釣ル、味至タ美ナリ、水戶ノ府下賜レタ那珂河鮭ト云、上流又多ク鮎ヲ網スト云ヘリ、

續水戶舊地理志云、那珂河常州第一ノ大川ナリ、古今其水ノ遷移シ、其川ノ變改セル物モ少カラズトイヘドモ、記錄ナクシテ詳ニシガタシ、今モ此水暴怒シ、國ヲ破リ岸ヲ崩シ、屈曲所ヲ易ルモノモ年々ニコレアリ、其魚ハ鱒鮭鯉鯽鱸鮎ノ屬アリ、然レタ鱒魚尤モ美ナリ、那珂川ノ鮭ト稱シ、近地比ナシト云、鹽之ヲ鮭ニ作ル、國ニヲクリ、乾シ用ユルモノ之ヲ鹽引鮭ト云、

〔東遊雜記二十六〕枝川太田より五里此所在町にて、町の南に川あり、中川と稱して、常州第一の川と云々、水上は下野國奈須山より流れ出る、（此間にては、辰巳より巳の方へ流れ出るも、）此川水戶城の北の岸をながれ、要害の川なり、川を過ればわづか八丁にて、水戶の下町と云に入るなり、

〔運歩色葉集安〕逢隈川

〔書言字考節用集二乾坤〕阿武隈川（逢隈、奧州）

〔奧羽觀蹟聞老志四名蹟〕阿武隈河　武字於和歌則讀貴、於俗語則讀貴、

常陸國那珂川

ても有るべけれども、上の文體、前にいへるにかなへり、思ふに此堅川は後に出來しものにや、

（新編常陸國誌〈五山川〉）那珂河〈字如舊名粟河加阿波〉

源ハ下野國那須郡毘沙門嶽ヨリ出ヅ、茶臼嶽ト黑嶽ノ間ヲ經テ、南ニ流レテ黑羽陣營ノ西ヲ經テ、烏山城ノ東ヨリ茂木村ニイタリ、本國那珂郡野田村ト、茨城郡伊勢畑村ノ間ヨリ本國ノ地ニ入ル、〈伊勢畑ハ、古ヘ那珂郡ノ内ニテ、阿波郷ニ屬セリ、〉是ヨリ東南ニ轉折シテ兩郡ノ間數十里ヲ流レ、水戸城ノ北廓ノ外ヲ歷、南行シテ茨城郡川俣村、鹿島郡石船山ノ邊ニ至リ、涸沼仙波ノ兩湖ト合流シ、鹿島那珂ノ間ヨリ海ニ入ル、所謂那珂湊ナリ、古ヲ以テ、地理ヲ考フルニ、コノ川全ク那珂郡ノ中ヲ流ル、コレヲ以テ川ニ名ヅクル所以ナリ、中世那珂郡ヲ分テ東西二郡トスル時、コノ川ヲ以テ其界トス、文祿以來那珂西ノ地悉ク茨城郡ニ屬スルヲ以テコノ川那珂茨城二郡ノ界トナレリ、風土記那珂郡條云、自郡東北、挾粟河而置驛家、〈本近粟河、謂河内驛家、今隨本名也、〉云々トアリ、コノ粟河ハ、卽コノ川ヲ指セルナリ、〈河内村今會コノ川邊ニ存ス〉粟ヲ以テ名トセルモノハ、コノ川下野ヨリ本國ニ入テヨリ、數里ノ間南ノ片岸ハ、悉ク那珂郡阿波郷ニ屬スルヲ以テナリ、〈今ノ茨城郡粟野大山、穴澤、赤澤、伊勢畑等ノ地コレナリ、〉何レノ比ヨリ全ク那珂川ト云シニヤ、タシカナラズ、神明鏡ニ、應永十五年正月十八日、野州那須山燒崩、同日硫黃空ヨリ降、常州那珂河硫黃ニ變ズト見エタリ、又宗祇法師が應仁二年白河紀行に、くるゝほどに大俵といふ所に、いたるに、あやしの民の戸をやどりにして、かたりあかすに、主の情あるものにて、馬などを心ざし侍るを、悦をなして過行に、よもの山紅葉しわたして、所々散敷たるなどもゑんなるに、尾花淺茅もきのふの野にかはらず、虫の音もあるかなきかなるに、柞原などは冬野の枯にやと覺侍るに、古郷のゆかりは侍らねど、秋風の涙は身ひとりと覺るに、同行みな〳〵物かなしく過行に、大なる流のうへに、きし高ゝいろ〳〵のもみぢ常盤木にまじり、物ふかく大井川など思ひ出るより名を問ひ侍れば、中川といふに、都のおもかげいとゞうかびてなぐさむ方もやと

降多ケレ共溢レタル所アリト云事ナシ、縦水増タル日来ヨリ深ク共、此川、宇治、勢多、瀬戸、富士川ニ増ル事ハヨモアラジ、敵ニ先ヅ渡サレヌサキニ、此方ヨリ渡ク気ヲ扶ケ戦ヲ決セバ、ナドカ勝ザルベキト申ケレバ、関司合戦ノ道ハ勇士ニ任ルニシカズ、兎モ角モ計フベシトゾ宣ケル、

〔東遊雑記〕越谷の駅より粕壁の駅まで二里廿五丁、この所より舟にて往来多し、古利根川と称する川あり、寛文のはじめ年の頃までは戸根川此地に流れしに、洪水によりて今のごとく川筋替りしと云、中略戸根川は、凡廿余里、東国をながる、川々流れ落て、東国のかみにて一流となる、関しよりは大川にて、世に坂東太郎と称せるは此川の事なり、二百石積計の川舟ありて、江戸へ往来す、

〔葛飾名物考地理三十二〕江戸川　北条五代記九巻に、今は諸国治り、天下太平、四海遠く浪のうへまでもおだやかにして、静なる御時代なり、然れども兵船多く江戸川につなぎおき給ふとまるせり、今案に此江戸川はいづこにやさせる跡さだかにはしれねども、おそらくは今の隅田川にや、また今当時江戸川といふは、新利根川のことにて、真間国府台の下を行く行徳川の事なり、此川葛飾郡以上、上野下野より江戸への運漕の川筋しかいへり、下は行徳にいで海に入、それより横に続きて小名木川通り浅草川へ続けり、是をも江戸川といふなれば、いづれともさだかには云ひがたし、いづれこの二には過べからず、されば宗祇の東士産永正六年の紀行也に、武人安房の清澄を一見せよかしと誘ひしに、いづこかさしてと思ふ処なれば、立帰りて江戸の館の御許に一宿して、角田河の河舟にて、下総の国葛西の庄の内を半日ばかりよし蘆をしのぐ、折しも霜枯は難波の浦にかよひて隠れて住し里も見えたり、鷲、鴨、都鳥、湖江こぐこゝちして、今井といふ津よりをりて、浄土門の寺浄興寺にて、迎へつる人まつほどに云々とあり、この今井津は、今の行徳の今井の渡なり、角田川の河舟といへる、全く今の小名木通りにちがふべからず、尤も堅佐井通り、今の竪川に

〔六十五大川流域誌〕利根川流域航路延長二百廿六里十九丁餘　幹川、水源上野國利根郡藤原村刀嶺岳ヨリ發シ、赤谷川、篠根川、片品川、沼尾川、吾妻川、烏川、鳥川、神流川、渡良瀨川、思川、其他諸川ヲ容レ、下總國西葛飾郡中田驛、武藏國北葛飾郡栗橋宿間ニテ二流ニ分レ、右ノ方ハ幹川ニテ權現堂川ト唱フ、關宿江戶町ニ至リ、江戶川ヲ派流シ、下流ハ下總國東葛飾郡行德領堀江村、右岸ハ同村飛地ニテ海ニ入ル、右關宿江戶町ヨリ逆川ト唱フ、右栗橋中田ニテ分流スル左流ヲ赤堀川ト唱フ、關宿境丁ニ至リ、右ノ逆川ト合流シ、下流ヲ中利根川ト唱フ、鵠戶沼、其他諸沼ノ水ヲ容レ、下總國北相馬郡大木村ニテ鬼怒川ヲ入レ、同郡上曾根小文間二ケ村間ニテ小貝川ヲ容レ、北相馬郡、右岸布佐村、左岸布川村ヨリ下流ヲ下利根川ト唱フ、手賀、印幡、長沼、其他湖ノ諸水ヲ容レ、下總國香取郡佐原村飛地ニテ橫利根川ヲ分派シ、常陸國數郡に跨ル一大湖霞ケ浦、及ビ波逆浦、與田浦、北浦等ノ衆水ヲ容レ、常陸下總ノ國界ヲ經過シ、右岸ハ下總國海上郡飯沼村、左岸ハ常陸國鹿島郡東下村ニ至リ、銚子海ニ入ル、河線七十二里二十四丁餘、○下略

〔萬葉集十四東歌〕刀禰河泊乃、可波世毛思良受、多多和多里、奈美爾安布能須、安敝流伎美可母、○中略

右二十二首、上野國歌、

〔太平記十九〕奧州國司顯家卿上洛幷新田德壽丸上洛事

奧州ノ國司北畠源中納言顯家卿、○中略白川關ヲ立テ下野國ヘ打越給フ、鎌倉ノ管領足利左馬頭義詮、此事ヲ聞給テ、上杉民部大輔、細川阿波守、高大和守、其外武藏相模ノ勢八萬餘騎ヲ相副テ、利根河ニテ支ラル、去程ニ兩陣ノ勢東西ノ岸ニ打臨テ、互ニ是ヲ渡サント、渡ルベキ瀨ヤアルト見ケレバ、其時節餘所ノ時雨ニ水增テ、逆波高ク漲リ落テ、淺瀨ハサナキモアリヤ無ヤト、事問ベキ渡守サヘナケレバ、兩陣共ニ水ノ干落ルホドヲ相待テ、徒ニ一日一夜ハ過ニケリ、爰ニ國司ノ兵ニ長井齋藤別當實永ト云者アリ、大將ノ前ニスヽミ出テ申ケルハ、古ヨリ今ニ至マデ、河ヲ隔タル

吾妻川、烏川、志戸川、渡良瀬川等なり、其の間大約二十八里有奇、この下分れて二川と為る、其の北なる者は赤堀川、関宿に至り再分れ、一は逆川と為り、平時は南して江戸川に入る、（大水の時はこれに反す）一は利根川の本流を為し、東流して絹川、富豊川を并す、これを中利根川といふ、凡十六里有奇、その南なる者は権現堂川、関宿に至り逆川を容れ、南して江戸川と為り、墨江に至て海に入る、其の中利根川は益大になりて、以下南は下総の手賀沼、印旛沼、長沼等を并せ、北は常陸の大湖、霞浦、浪逆浦を容れ、廣八百七十間許の大江と為り、凡二十里餘を経、銚子口より海に入る、これを下利根川と謂ふ、其小流のこれに入る者数ふるに遑あらず、これ其の七十餘里の流を為し、日本三大河の一を為して、（略）土地を灌漑し、魚鰕を生育し、舟楫を通利し、人民を裨益する故なり、

〔江戸砂子　六〕利根川は、上野国赤城山のふもとを経て、下総に至り、武蔵の東方を流るゝ也、郡の境にては上野国の境也、隅田川を武蔵下総のさかひと伊勢物語に書しは、いにしへの歌人など、あづまのはてとてもゐこしへもわたる心地して、かぎりなく遠く分明ならずして、武蔵国と下総の境に大河ありと聞つたへて、利根川と荒川とを誤たりといふ、さもあるべき事にや、

〔丙辰行嚢抄　一〕此利根川ハ上野ノ名所ニ入大河也、或ハ是ヲ吾妻川共、或又坂東太郎共云、日本事跡考曰、利根川最流域大也、俗謂坂東太郎、

〔木曾路名所図会　五〕間もなく大河にいづれば、しばらく船工問ふに、此河はいかなる名ありと問ければ、船匠煙管を啣へながら、これは利根川といふ、水源は富豊川、あるは筑後川なども落合ふて、坂東太郎ともいふ坂東の一の流れなれば、太郎は其首と呼ぶならし、両岸はるかに隔て、夕陽西に傾けば、岸の歌宴に漁による、見るめはこゝろなけれども、黒白をわきまへ、白州にたてる鷺は心あれども、黒砂地にまどへり、平江渺々として落日沈々たり、乾坤碍ずして船は一葉の如く飛んで神崎てふ所にいたる。

下總國利根川

之琵琶也耶吁、

飛鴨有鳥角田川、名曰京都聲自然、我亦舟中盜浦客、斷篇認作琵琶弦、

〔書言字考節用集一乾坤〕利根川（トネガハ）万葉作刀禰、上野利根郡、關左俚俗謂之坂東太郎、

〔倭訓栞前編十八止〕とね　とね川は上野國利根郡也、三大河の一也、源顯家の足利義詮を破りし所也、

〔類聚名物考地理三十一〕利根川　とねがは　上野利根郡

利根川は、上野國西なる利根郡を經て流るゝ川、故にその名あり、此川關東の大川にて、武藏、下野、常陸、上總、下總の國の境を經て海に入る、その間幾十里といふ事をしらず、川末に至りては、その間に島々ありて、瀨來などいふ、三所にてはその川はゞ七里有りといふ、本朝第一の大川なる故、俗に坂東太郎といふ、是に次ぎては西國の筑後川なるよし、それを次郞といふとかや、今また此利根川關宿より一筋わかれて、其間國府臺行德を經て海に入、枝川あり、是を新利根といふ、此川を物積て近國より江戸へ運送なす故に、また江戸川ともいへり、思ふに昔し角田川といへるは、此川の枝川にて、今の新利根にはあらで、栗橋川股などのほどより、一の枝川有りしが、それを云ひしにて有るべし、今杉戸のこなたに、昔の角田川のあとゝてあり、その所なるべしと考へぬ、猶是は予が書る武藏志料に、つまびらかに角田川の條に志るせり、事繁ければ此に略す、

〔利根川圖志一總論〕利根川は、本源を上野國利根郡藤原の奧なる文殊山に發す、（義經記卷三、賴朝謀叛事條に、隅田川の事を言ふとて、此の河の水上は、上野國利根庄藤原といふ處より落ちて、水上遠しと記せるは、古今の沿革は有れど、此の川を言へるなり、又江戸名所圖會、武藏演路共に、文珠嶽より出でたると言へり、こは陸奧館後に界ひたる館山の脈なり、）故に郡名を以て直に川名とす、（利根郡の名は、延喜民部式に見え、倭名鈔國郡部に利根止禰といへり、上州名勝考に、利根は尖リタル峯多ケレバ、利峯ノ義ナルベシト見ユ、猶考フベシ、）刀禰と書きたるは固より假字にて、義あるには非ず、〇中略此の川大別して上中下の三利根川と爲す、其の上利根川に入る者は赤谷川、發知川、白根川、片科川、

のなあやまりたらんにはゝ下總の國とかくべきか、それよりもろこしが原にいたらんには、はるかにほど遠かるべし、いかさま國の名かきらがへたるにはあらで、案内せし人の多磨川のほとりか、またはあらぬ川せるして、是なん角田川といひしにまかせて、女の事なれば、かくかきしにあらずや、

〔下總國舊事考十二古蹟〕あすた川ノアハ發語ニテ、須田川ト云コト、即チ隅田川ノコトナリ、サルヲ武藏ト相模ノ間ノ川ハ馬入川ナリ、(三代實錄ニ馬入川ヲ鮎川トス)コレヲ誤リテあすた川ト思ヘルナリ、ソハ記者當ニ下總ト武藏トノ界ナル太井川ヲワタリタト記シ、又次ニ下總ト武藏トハアヅ國タリ、武藏ト相模トノ國ナルベシト心得、馬入川ノコトヲ隅田川トオモヒ誤リタオシアタニ、後ニ記シ置レタルコト、思ハル、ソヲ先哲達ノ數是トタメ〳〵シキ注ハ、要ナラネバ採ラズ、

〔北國紀行〕二月の初、鳥越のおきな誘して、角田川に逍遙の東岸は下總、西岸は武藏野につゞけり、利根入間の二河落合る所に、最古き渡りあり、東の濱に白村あり、西の濱に孤村有、水面悠々として兩岸に等しく、晩霞白江に流れ歸帆野草をはしるかとおぼゆ、筑波蒼穹の東にあたり、富士碧落の西に有て、絶頂はたへにきえ、曠野に夕日を帶、眉月空にかゝり、黑雲行盡して、四域に山なし、

波の上のむかしをとへばすみだ川霞やしろき鳥の羽に

〔佳富文集二〕角田川
淺草之東畔駐歩、右有角田川輕舟短棹、清歌一闋、有鳥翩々可愛、所謂伊勢業平者、昭々乎和歌集中、不問其名者知京都鳥、蓋名者實之賓也、故其鳴如有京都聲、予不覺懷郷思、南鳥北嘶、物皆然、況人乎、昔白氏左遷江州之潯陽、艤舟中聽彈琵琶者之有京都聲、涙濕靑衫、千載之佳話也、予被于此江州之潯陽江城之角田、舟中之京客感京都聲者、同面所愧不能作歌行矣、雖然其鳥聲之管絃、豈不及商婦

帳のうはぶみ本所表町の名主中田氏が所藏の水帳に、武藏國葛飾郡北本所村檢地水帳元祿十年丁丑十二月とあり、などかうがへて志るべし、されば、すみだ川ははじめは下總、中ごろは武藏、その後また下總、今はむさしの名どころ也、木母寺の鐘のことがきに、武藏のくにの豐島のこほりの隅田川とあるはいと〳〵いぶかし、延寶五年九月にえらびし鐘銘に、武州豐島郡隅田川梅柳山木母寺と見ゆ、こは葛飾郡とあるべきことなるに、葛西本所わたりが武藏に屬しを、豐島郡に書たるなめりと心得ひがめしがゆゑのわざなるべし、

〔伊勢物語上〕なをゆき〳〵て、むさしの國と志もつふさの國とふたつがなかに、いとおはきなる河あり、その河の名をばすみだ川となんいひける、○中略志ろき鳥のはしとあしのあかきが、志ぎのおはきさなる、水のうへにあそびつゝいをゝくふ、京には見えぬとりなれば、みな人みしらず、わたしもりにとひければ、これなむ都鳥と申といふをきゝて、

名にしおはゞいざことゝはむ都鳥我思ふ人はありやなしやと、とよめりければ、舟人こぞりてなきにけり、

〔更科日記〕今は武藏の國に成ぬ、○中略野山蘆荻の中を分くるより外の事なくて、武藏と相模との中に有てあすだ川といふ、在五中將のいざことゝはむとよみけるわたり也、中將の集には、すみだ川とあり、舟にて渡りぬれば、相模の國になりぬ、

〔江戸紀聞五〕物茂卿云、武藏相模のさかひなるすみだ川といふ事は、女のかゝれたる物なれば、國の名書ちがへたるものなるべし、山岡明阿云、異本には、武藏と下總との間にこの條あり、さらば今の世のいひつたへにはよくかなへども、或は後人のこと更に入ちがへたることにや、多本みな武藏相模のさかひとあり、もしはこの作者、また幼稚の童女の今按に十三歳の時也かきたる物なれば、聞たがへしにもあるべし、いづれか定めがたくなん、今按に、物氏の説のごとく、たゞ國の名書たがへたりといへるもうけがひがたし、前後の文を見るに、武藏野を分てこの角田川に來れり、是より相模の國に至り、唐の原など見しことをかけり、諸越の原は相模國なり、國

今按に、此川いまは變遷して、いにしへとは流もことなる樣にいひ、古隅田川といへる所もあれど、おもふに、此川古今流をことにせしにはあらざれど、いにしへはことの外川のはゞも廣く、いく瀨にも分れて流れしにや、さればふるくより隅田の河原になどいへる和歌も見えて、多く河原もありしと見ゆ、古隅田川と流をつらねしといはんには、その間多く隔りぬれば、流はことにして、その名は同じく隅田川と唱へしを、後の世には更にその名所もたがへる樣におもへるなるべし、或書に云、中川と綾瀨川によこたはりて、古隅田川といふあり、今はうづまりて川はゞ僅に一間餘あり、むかしは中川と川またになりて、荒川へ流れ合て海に入しものなり、土人の云ひ傳るは、古隅田川の所にそひし書原村は、いにしへの驛にて、今も宿と云地名のこれり、今隅田川と稱せる地は、二百四五十年以前は海にして、川のあるべきやうなし、しかれば土人のいふ古隅田川實跡なるべしと云々、此說甚非なるべし、土人の古隅田川といひ傳ふるは、却てあらぬ所を誤りつたへしと見ゆ、回國雜記、北國紀行、梅花無盡藏等の書は、皆三百四五十年以前のことなり、是等に云ところにてもおもひしるべし、〈下に載ぬ〉又江戶の古圖にもよくかなへり、土人の說を信じて古書を覈らざれば、世の人をまどはすことすくなからじ、されど上古のことは、必らずしも今よりしゐて說を付がたし、利根川なども、今は當圖にもまれなる大河にて、古へより同じ流なるべしとおもふに、又古利根川といへる處あれば、是もむかしとはたがへるにや、隅田川は往古より名高き所の名所なり、他の國にも大和、伊勢、紀伊、駿河等にも同じ名の河あれど、そのうちにも當圖をもて第一とせり、

〔松屋棟梁集一〕隅田河埋木文臺記

むさしの國と下總のくにとの中にある河をすみだ河といふ、古今和歌集、〈羈旅部〉伊勢、〈伊勢物語第九段〉今はむかし〈今昔物語書本廿三の卷第五語〉などの物語に見ゆ、八雲御抄、〈五の卷河部河原部〉夫木抄、〈廿六河部〉松葉名所集、〈十五の卷〉歌

丹波山村ならんもはかりがたし、郡名も丹波山、大丹波、小丹波の里の中よりおこり、其郡内を流るゝ川なれば、多摩河と称し、歌には調よからんために、通音もて多麻河とよみ、遂には珠玉の意にもとりなして詠出ることゝはなれる也、

（萬葉集十四東歌）多麻河泊爾左良須弖豆久利佐良左良爾奈仁曽許能兒乃己許太可奈之伎（中略）

右九首武藏國歌

（拾遺和歌集十四戀）題しらず　よみ人しらず

玉川にさらす手づくりさらさらに昔の人の戀しきやなぞ

隅田川

（運歩色葉集須）角田川

（書言字考節用集二地理）隅田川（又作角田、下總國界、隅田、武州豐島郡）

（倭訓栞中編十一須）すみだがは　異名伊勢物語に隅田川と書り、武藏と下總の國にあり、更級日記には武藏と相模との中にありとみゆ、

（類聚名物考地理三十三）角田川　すみだがは　武藏國

此河下總國と武藏國の境に有りてその名古たり、然るに駿河國にも同名有りて、尾崎をよみ合せし歌有るは、その事疑ひ少なからず、まして待乳山よみ合せし歌によりては、紀伊國にもわたれば、かたがた明らかに定めがたし、

（江戸砂子六）隅田川は、水上秩父郡よりながれて、大里郡、足立郡へわだかまりて、武藏の眞中を流るゝ也、名は夏川といふ、

（江戸紀聞五）隅田川

此邊の川をすべて隅田川と云、角田川ともかき、又須田川、或は須田の河原ともいへること古き書に見ゆ、この川の向に須田村といへる所もあり、

湧出ル小川アリ、同村ノ中ヲ流ル、コト凡六里バカリ、ニシ武甲ノ境ヘ至リ玉川ニ交ル、是ヲ小菅川ト云也、
玉川ノ水源ハ、武甲ノ境ノ峯西ヨリ東ヲ指、其峯ノ朶山ノ東ヨリ乾ヲ指テ小菅川ノ岸ニ及ブ、其朶山ノ正中、是亦武甲ノ境ニテ、甲斐ノ方ハ都留郡小菅村ノ地、武野方ハ多摩郡川野村ノ流也、其朶山ノ本ノ溪間ヨリ湧出ル水境ニ添テ、瀧ノ如ク流下リ、小菅川ト交、是則玉川ノ水源ニシテ、湧出ル所ヨリ玉川ト呼ビ、其左右ノ傍ノ山ハ、寛文九年ノ御繩ニテ宗玉川トアリ、亦同所甲斐ノ方ニモ小湧出テ、境ニ添テ流下、小菅川ト交ルコト武藏ノ方ニ等シ、甲斐ノ方ニテ是ヲ玉川ト呼、小菅川ハ玉川ト交ル所ニテ其名ヲ省キ、是ヨリ下玉川ト呼、西方ノ武甲ノ境、多摩郡ノ方ニ付テ、地ニ向ヒ流下ルコト一里許ニシテ川野村ニ至ル、西ノ方ヨリ丹波川流來リ、同村上ノ方ニテ玉川ト交ル、變ニテ丹波川ノ名ヲ省キ、是ヨリ下モ一ニ玉川ト呼ブ、此末玉川ニ入交ル小川多シ。

〔多磨河考〕多磨河は、安閑紀に多氷屯倉見えて、多氷は卽多磨の通音なり、○中略玉河と書は、建保の比より後、光る磨くなどいふ詞を詠合せし歌によれるにて、袖中抄にも其名に就て、兒玉郷におこりたらんよし注せし也、寛永以後僞作したりけんとおぼゆる總國風土記に、多磨、或玉、また多摩とも見えたれど、文祿以前の正き書に、多摩と書るはたえてなし、仁安年中の經筒の銘に多波郡、日蓮注畫贊に田波河、私案抄に多波河、神明鏡に丹波河などあるも、多麻とはいはざる證也、されば多磨河と書て、太婆我波と訓を正しとはいふ也、水源甲斐國都留郡船越村におこり、東隣の丹波山村を經て丹波川と號し、さや川村鴨澤村をすぐ、以上の四箇村、往古は武藏國多摩郡ノ內なりしが、後甲斐國に隷たりけんとおもふは、靈異記、今昔物語にみえし多磨郡鴨里は、今の鴨澤なるべければ也、さて多磨郡小河內、境、白尾、棚澤、丹波村を經、多磨郡中を流れ、荏原郡羽田の海におつ、其間上道四十里許也、丹波村は大丹波小丹波と二に分れて、古の多氷屯倉は此處にや、又は丹

往來俘馬此御前、天下紛々豈關著、河畔蒿蓬名利路、清陵甦悦一樵夫、

(書言字考節用集一地理)馬入川(相州高座大住兩郡之界、東鑑作相模川、是也、)

(東遊行囊抄十五)馬入川 舟渡也、是相模川也、御上洛ノ時必船橋ヲ掛ラルヽ例アリト云々、此川上ヲ龍島川ト云、此渡ノ東西ノ岸ニ町アリ、西馬入、東馬入ト云、是ヲ馬入ト號スル事ハ、右大將頼朝ノ馬、橋ヨリ落入テ死ス、ソレヨリシテ名也ト里俗ノ傳也、

(東海道名所圖會五)馬入川 馬入村にあり、むかしは相模川といふ、水源は甲州猿橋より流る、此邊の大河也、東鑑に、文治四年正月三浦介義澄浮橋を相模川に構へし事見へたり、(〇下略)

(新編相模國風土記稿三山川)相模川(郡中第一ノ大河)源ハ甲斐國都留郡富士ノ麓ヨリ湧出シ、上野原村ヨリ當國津久井縣名倉村ニ入、高座、愛甲、大住三郡ノ界ヲ東流シテ、末ハ高座大住兩郡ノ界ニテ海ニ入ル、水路凡十六里半(郡中ニテ[illegible])、幅七十間ヨリ百間餘ニ及ベリ、東海道ノ係ル所ニ渡津アリ、其邊ニテハ馬入川ト呼ブ、(渡頭ノ村名ヲ以テ馬入ト云、)此川國中ノ大河ナレバ、國名ヲ以テカク唱フルナラン、(〇中略)此川津久井縣ノ内ハ、兩岸高ケレバ、田園ノ用水ニ沃ギ難ク、高座、愛甲、大住等ノ郡中ニ至リテハ、常土地平坦ナレバ、田園ニ引キ耕植スル所少クアリ、サレド暴水溢ノ患アレバ、所所ニ堤防ヲ設ケテ其害ヲ防グ、又洪水ノ時、水流ノ變遷度々アリテ、今古相模川舊蹟ト唱ヘ川ノ痕跡ニ殘ノ水ヲ湛ヘレ所若干アリ、按ズルニ、古風土記殘本ニ、北限海老名川トアリ、今此川名聞エズ、高座郡海老名郷ハ、相模川ニ邊シタレバ、若クハ此川ノ一名ナリシモ知ベカラズ、

(書言字考節用集一地理)玉川(武州、多摩郡、作多摩川、武州比企郡、)

(倭訓栞前編十四)たまがは 世に六の玉川といふ、多くはめでいふ詞なり、武藏は多摩郡にあり、此川の水は、玉をなして聯珠の如しといへり、

(武藏國多摩川記)甲斐國都留郡小菅村ハ、大菩薩嶺ヨリ武藏ノ境迄六里餘、大村ニテ其奥方ヨリ

駿河國
富士川

尋常揭厲必過厲、叱馬呼奴魂欲銷、來往數中何處苦、無舟無筏復無橋、

〔東遊行囊抄十二〕富士川　船渡也、此渡蒲原ト吉原トノ馬次ノ塚也、蒲原ヨリ東ニ行スルモノハ、西ノ岸ニテ荷ヲ下シ、吉原ヨリ西行スルモノハ、東ノ岸ニテ荷ヲ下ス、治承四年十月二十日、平惟盛、忠度、知度、東征ノ時、此渡ノ西ノ岸ニ陣スト云ニ、但岩淵ノ宿カクテノ事ナルベシ、此國ヲ駿河國ト號スル事、此川ニ依テ也、風土記富士川ノ流、其水キハメテハヤシ、仍駿河ト名ヅクト也、駿トハハヤキ馬ノ事ヲ云、浪ノ漲リ落ル事、駿足ノ如迅ナル故ニ云ト也、

〔東海道名所圖會四〕富士川　駿河富士郡にあり、郡名によつて名とす、日本紀不盡河と書す、水源は信州八ヶ嶽より流れ、甲州に到つて諸流會して大河となる、末は海に注ぐ、道中第一の急流也、河の幅水の增減によつて際限極らず、常流には船わたし、滿水には船とまる也、

〔日本書紀皇極二十四〕三年七月、東國不。盡。河。邊人大生部多、勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也、

〔萬葉集雜歌三〕詠不盡山歌一首幷短歌
奈麻余美乃、甲斐乃國、打緣流、駿河能國與、己知其智乃、國之三中從、出立有、不盡能高嶺者、略○中不盡河跡、人乃渡毛、其山之、水乃當焉、略○下

〔十六夜日記〕廿七日、明はなれて後ふじ河わたる、朝川いとさむし、かぞふれば十五瀨をぞわたりぬる、

さえわびぬ雪よりおろす富士河の川風こほる冬の衣手

〔丙辰紀行〕富士川
我國に名を得たる大河はあまたあれど、殊に富士川は海道第一の急流なり、舟に乘て渡るに、渡し守ちからを出して竿をさし、櫓をおし出すとき、岸より見るものは、あはやと危く思ひ、船中の人は目まひ魂の消る心地ぞしける、

谷ヨリ島田マデ一里ノ間一面ニ川トナル、其時ハ往還止ク、金谷島田ノ兩驛ニ逗留スル旅人多シ、常ニハ川越ト云者アリテ、交易ノ人ヲ扶助シ、渡シテ價ヲトル、

(東海道名所圖會四)大井河　或は大堰河、又は大猪河とも書す、渡口金谷の驛の北にあり、水源は信州の山谷より流落る急流にて、常に濁湍なり、

(日本書紀十一仁徳)六十二年五月、遠江國司表上言、有大樹、自大井河流之、停于河曲、其大十圍、

(日本靈異記中)藥師佛木像流水埋沙示靈表緣第卅九
駿河國與遠江國之堺有河、名曰大井河、其河上有鵜田里、是遠江國榛原郡部内也、(下略)

(十六夜日記)廿五日、きく河をいで、、けふは大井河といふ河をわたる、水いとあせて、聞しにはたがひてわづらひなし、河原いくりとかやいとはるかなり、水のいでたらんおもかげおしはからる、

思ひ出る都のことはおほゐ河いくせの石の數も及ばじ

(丙辰紀行)大井川
大堰河は駿河と遠江との境なり、明日香川ならねど、淵瀬かはる事たび〳〵なれば、東の山の岸を流れて、島田の驛河原の中にある事もあり、西の方に流れて、金谷の山にそふ事もあり、一すぢの大河となりて、大木沙石を流す事もあり、あまたの枝流となりて、一里ばかりが間にわかるゝ事もあり、されば、いにしへより徒杠輿梁もなり難き故に、往來の人馬川の瀬を知らざれば、金谷に待つもあり、島田にとゞまるもあり、渡りかゝりて溺るゝ者もあり、幸ふじてむかひの岸に至るもあり、島田の民をのが家は漂ひ流るれども、旅客の資をむさぼる故に、洪水をよろこぶ、賣炭翁が單衣にして、年の寒きを待つが如し、河水の家を流し田をそこなふ故に、防鴨河使、防葛野河使を置かれし昔の事も、唯今思ひ出ざらんや、

遠江國天龍川

〔書言字考節用集 一乾坤〕天龍川ナンリウノカハ　舊記謂之天中川、遠州豐田郡、有大小之稱、蓋信州諏訪湖爲源、

〔遠江國風土記傳 七下〕天龍河、源自信濃國諏訪湖流、經三箇國堺三島、至奥山郡内川合村、與浦川合、經馬引淵峽通峽石トホサヤハイシ流良比澤等嶮所、至戸口、與杼生川合、經鳴瀨出來浪峽石三ッ石等迫門、至氣多郷千草釜カマ天、與氣多川合、經釜天之濱ウワ、至二俣郷川口、谷川流入、至阿多古、阿多古川流入、諸川合至今洲渡、流于二派、自是以南昔磐田海中也、湖沼爲島、五郡屬河、河流或西岸或東岸、水道不定、其西岸者、經小松有玉、至船越入南海、

〔東遊行囊抄 八〕天龍川　或ハ天中川共云、船渡ノ大河也、或時ハ二瀨トナリテ、大天龍、小天龍ト號、或時ハ一瀨共ナリ、又或時ハ三瀨トモナル、水底砂石ヲ流シテ、瀨常不定、此川ノ水上ハ信州諏方ノ湖ナリ、北ヨリ南ニ流テ、海ニ入所ハ懸塚、貝塚ナド云湊也、此川ノ海ニ入所ノ沖ヲ天龍灘ト云也、東西ノ岸ニ船人ノ宅アリ、

〔東海道名所圖會 三〕天龍川　川幅十町許、○中略　むかし此ほとりに天龍寺といふ淨刹あり、これによつて名とす、今も天龍村あり、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年五月廿八日辛亥、雨降、武州○北條泰時到遠江國天龍河、連日洪水之際、可有舟船煩之處、此河頗無水、皆從歩渉畢、

〔梅花無盡藏 一〕渡天龍河、就懸塚、十六日午時、到天龍之風波、就懸塚借舟師之家、先喫小魚餅、急流近海棹知嶮、先聽一聲婆餅焦、明夜定看小河月、借舟五貫大如橋、明日欲赴駿河之小河、出五緡借舟、舟師面黒髪長、食日費力渉人、天龍之水皆衝急、

大井川

〔東遊行囊抄 九〕大堰川　遠駿ノ堺也、川原ノ間凡二十餘町、北ヨリ南ヘ流テ大洋ニ入、海ニ近シ、水上ハ甲信ノ山々ヨリ流出ル、水常ニ濁テ、水底ニ石ヲ流ス、其急事普通ニ超タリ、日夜瀨替テ渡常ニ不定、故ニ昔ヨリ船ナシ、南風ニ水增シ、北風ニ水減ズ、東海道第一ノ難所也、水溢レ出ル時ハ、金

三河國 矢作川

落合、是ニテ川長十一里、各務郡芥見ニテ津保川落合、安八郡藤村ニテ東西ヘ流、東ハ海西郡成戸村ニテ木曾川ヘ落、西ハ安八郡今尾村ニテ伊尾川ヘ流落、川幅大ガイ、ヒロキ所ニテ、大ヤブ村瀬津村ニテ三百五十間トアリ、

〔書言字考節用集 二 地名〕墨股川 美濃州 又作墨股

〔類聚三代格 十六〕太政官符

應浮橋布施屋幷置渡船事〇中略

一加増渡船十六艘

尾張美濃兩國堺墨俣河四艘 元二艘、今加二艘〇中略

右河等崖岸廣遠、不得造橋、仍増件船、

一布施屋二處

右造立美濃尾張兩國堺墨俣河左右邊〇中略

承和二年六月廿九日

〔美濃名細記 一〕伊尾川

一大野郡郡山村ヨリ勢州桑名マデ川長凡二十七里餘、郡山ヨリ流出、安八郡落合村マデ藪川落合、是マデ川長十六里、多藝郡舩付村ニテ牧田川落合、勢州上ノ郷輪中ニテ川筋分レ、二筋ニ成ル、内壹ニテ木曾川ヘ落合、

川幅大ガイ廣キ所、シマムラヨリ踐永村ニテ四百間トアリ、

〔書言字考節用集 一 地名〕矢矧川 又作矢作 三州碧海郡

〔東海道名所圖會 三〕矢矧川　矢矧里の東にあり、水源岐蘇山續より落て、末ハ豐塚川といふ、西尾に到て二流と成、海に入、國號を三河といふ事は、矢矧川、男川、豐川の三大河あるゆへなり、

尾張國木曾川

〔美濃明細記 一〕一木曾川　太田川　鵜沼川　起川(同ク流レ也)　惠奈郡苗木ノ南ノ通ヨリ、木曾街道ノ北ヲ賀茂郡ヲ流レ、太田渡シ船場(江)流ル、郡上賀茂二郡ノ山川ノ水、及飛驒川下流、太田宿ノ東ニテ流合也、太田川下流、各務郡鵜沼宿ノ東ヲ流レ、葉栗中島海西三郡(尾張國)ヲ流、起川筋也、
鵜沼ニテ船渡シ　川幅百間　笠松ニテ同　同三百五十間　起ニテ同　同四百間餘

〔美濃名細記 一〕木曾川
一信州藪原ヨリ、勢州桑名マデ川長凡四十九里餘、信州藪原ヨリ流出、信州之内ニテ所々山川流出、濃州伏見宿太田宿ノ間、川合ト云所ニテ飛驒川落合、是ニテ川長三十一里餘、太田宿之下ニテ川南ハ栗須、北ハ酒倉ヨリ、尾州濃州之境ヲ流出來ニテ、長良川伊尾川落合、桑名海ヘ流落、川幅、大概廣キ所ニテ尾州下一牧村ヨリ日原村ニテ、七町四十五間トアリ、

〔續日本紀 三十四稱德〕神護景雲三年九月壬申、尾張國言、此國與美濃國堺有鵜沼川、今年大水、其流改道、每日侵損葉栗中島海部三郡百姓田宅、又國府幷國分二寺俱居下流、若經年歲、必致漂損、望請遣解工使、開掘復其舊道、許之、

〔西遊行囊抄 五〕江渡川　舟渡、大河、北川上ハ飛州ナリ、又ハ郡上ヨリ流出トモ云、此渡ヨリ少下ニテ長柄川、江渡川落合テ一流トナル、猶末ニテ木曾川モ流合テ三流一ニ成テ、洲俣ノ渡ヲ流テ勢州桑名ノ邊、長島ノ前ヲ流テ海ニ入、最川船ノ往來自由也、

〔美濃名細記 一〕一長良川　河渡川　墨俣川(同流也)
山縣、武儀、郡上、賀茂四郡之川、所々ニテ流合、長良、岐阜、河渡、墨俣ヘ流レ墨俣ニテ川幅百間餘川上ハ芥見、尻毛、岐阜、長良、河渡、墨俣、本鄉皆船渡也、此下流猶船渡也、

〔美濃名細記 一〕長良川
一郡上八幡ヨリ、勢州桑名マデ川長凡二十七里餘、郡上山中ヨリ流出、山縣郡世保村ニテ武義川

伊勢國宮川

ノ高峯ノ雪消テ、水ノカサハ增共、水ノ減事有ベカラズ、足利又太郎忠綱モ、高倉宮ノ御謀叛ノ御時ハ、渡セバコソ渡ケメ、鎌倉殿ノ御前ニテ、サシモ評定ノ有シハ是ゾカシ、始テ驚ベキ事ニ非、豪テノ馬用意其事也、重忠渡シテ見參ニ入ント云處ニ、平等院ノ小島崎ヨリ武者二騎蒐出タリ、梶原源太ト佐々木四郎ト也、略○下

〔陸西遊行嚢抄二〕桂川。　是ハ西庄邑ト牛瀨邑ノ間、船渡ナリ、步渡ニモスル川也、桂ノ渡ト云ハ、是ヨリ川上ニ下桂邑ノ前ニアリ、下桂邑上桂邑トテ二邑アリ、下桂邑ハ西七條ヨリ、大原松尾、路ヲヘテ丹波、龜邑ヘ行順次ナリ、前書ニ記、此川上ハ大井川ナリ

〔雍州めぐり一〕桂川、舟にて渡る、此河水いといさぎよし、故に都より爰に來て布帛を洗ひさらすものおほし、宋景濂が日東の曲に、滑水西流曲似鈎といへるは此川なるべし、是より松尾の社右にみゆ、

〔書言字考節用集乾坤一〕木津川城州相樂郡

〔南遊行嚢抄一〕木津渡　舟渡川、此川ハ源伊州堺ヨリ出テ、笠置ノ邊ヲ流、此渡ニ到、淀大橋ノ下ヲ過、大坂川口又神崎川ニ分流シテ大洋ニ入大河ナリ、此所ニテハ木津川ト云、賀茂ノ渡ノ邊ニテハ木津川ト云、笠置ノ邊少川上ニテ川船ノ往來アリ、昔ハ此渡ヲ狛ノ渡ト云、今ハ木津ノ渡ト云也、

〔運步色葉集和〕度會河ワタラヒ伊勢

〔倭訓栞前編四十二和〕わたらひ　伊勢の郡名にいへり、伊勢風土記に、號度會者川名而已と見ゆ、夫木集にわたりあひ川とよめるは郡度會川也、りあ反ら也、度會川は延喜式に見ゆ、萬葉集に度會の大川の邊とも見ゆ、今の宮川也、もとは阿部川といひしとぞ、

〔神風行嚢抄一〕宮川　一名豐宮川、一名度會川、尾畑ノ町ノ出口ニアリ、船渡ナリ、　是所ハ豐受大

城州南方衆山之水悉注之、至淀大集入于淀河、賀茂河、出城州岩屋山北、受鞍馬、貴布禰、八瀬、小原渓澗諸水、遶京城之東、合白河、流至桂河南入桂河、桂河、出丹州國都西北、會清滝河、經嵯峨、從鳥羽與賀茂河會、倶入于淀河、淀河實納四大河之流、其上流自湖口至宇治、曲折山間、兩岸皆高、巖石蹙水、流其中不能留滯、自宇治而下、始出曠野、更平地、特以堤防為之限、河流緩、而泥沙停積、加之大和河、木津河、桂河並挾泥沙輸之、故其河底河身日淺、動致汎濫、一遇霖雨、則泛濫衝激、其勢不可得而制、蓋以百川湊集之、堤岸潰決、敗壞城邑、淹沒田廬、畿內之民被其害者、歲以萬數、嗷々悲望已數十年矣、〇下略

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　讀人しらず

淀川のよどむと人は見るらめど流れて深き心あるものを

〔雍州府志一山川〕宇治川、源出自近江國湖水、勢多橋下、流經鹿跳巖谷、過米狹、至宇治橋下、入伏見、〈[illegible]〉

之間、[illegible]

〔源家大系圖四平氏〕清盛〇中略—重盛〈中略平治年中、下向大和國、[illegible]宇治[illegible]戰死、〉

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

下野國住人足利又太郎忠綱進出テ、淀路河内路モ我等ガ大事、全ク餘ノ武者ノ向ベキニ非ズ、縱ヒ河ヲ隔タレバトテ、目ニ懸タル敵ヲ見捨テ時刻ヲ移ルナラバ、芳野法師奈良法師參集テ、ユヽシキ大事、此河〇中略ハ近江湖水ノ末ナレバ、早事更ニアルベカラズ、武藏ト上野トノ境ニ利根川ト云大河アリ、其ニハヨモ過ジ物ヲ、〇中略況此河ハ淺早シトイヘ共底深カラズ、岩高シトイヘ共渡瀬多シ、〇下略

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

末ノ川ヲ渡ス者ハナシ、如何カ有ベキト評定樣々ナリケルニ、畠山庄司次郎重忠進出テ申ケルハ、事新シ、此川ハ近江湖ノ末、今始テ出來タル川ニアラズ、春立日影ノ暖ニテ、細谷河ノ氷解、比良

攝津國澱川

地名録卷七に、利根川は坂東太郎と稱し、古より河内七大河の其の一河にして、常水の深、川幅時として定まらず、中略七大河と稱せるは、筑後川筑後、四萬十川土州、犀川信州、淀川山城、阿武隈川奥州、北上川奥州といへり、なほ考ふべし、

〔雍州府志一山川〕淀川　源出自宇治川、經伏見、自茲到攝州難波津而入于海、

〔六十五大川流域誌〕澱川流域（幹路延長百六十三里五丁餘）　水源近江全國各所ノ支川輳集シ、琵琶湖トナリ、近江國滋賀郡鳥居川村栗太郡橋本村（右兩郡界ヲ串流ス）ニテ湖ヲ分派シ、宇治川ト稱ス、山城國宇治、久世、紀伊、綴喜、乙訓郡ヲ經歷シ、山城國紀伊郡水垂村ニテ桂川ト合流シ、淀川ト唱フ、又一流ハ伊賀大和國ヨリ發スル名張川、伊賀國各所ヨリ發スルヲ長田川ト云フ、同國相樂郡北大河原村ニテ右二川合流シ、木津川ト稱ス、綴喜郡八幡莊ニ至リ淀川ニ會シ、大和國添上山邊郡、及ビ山城國相樂郡綴喜郡ヨリ發スル諸川ヲ入レ、攝津國島下郡一ツ屋村ニ至リ、右派スルヲ神崎川ト唱フ、又西成郡長柄村ニ至リ二派ニ分レ、右派ヲ中津川ト唱フ、左派ハ幹川ニシテ安治川ト唱フ、大阪牛町難波橋ニテ土佐堀川ヲ左派ス、下流木津川ト成リ、安治川ハ市岡新田天保山ニテ海ニ入ル、河線幹川ノ分二十里十九丁餘、濶百八間ヨリ六百間ニ至ル、

〔畿內治河記〕天和三年癸亥、國家有議、大興畿內治河之役、蓋水之爲患、所在有之、而源遠流悍者、其患大矣、衆流相湊、併歸一道、以達於海者、其患最大矣、水患之最大而難治者、無若攝之大坂河、大坂河卽淀河也、其源江州琵琶湖流出宇治、由伏見經淀城、至大坂入于海、其間五畿及比近州縣諸水、來會甚衆、而大和河、木津河、加茂河、桂河、其最大者也、大和河出和州初瀨山東南、合生駒立田等衆河、歷龜瀨、會石河、至弓削村分二股、一久寶寺河、是爲正流、一玉櫛河、至吉田村又分二股、一吉田河、一菱江河、吉田河北趨、匯爲深野新開二巨浸、恩地河及久良加利飯盛等澗壑諸水皆歸之、周廻廣莫、瀰漫數千頃、又南向出森河內、與菱江河俱合正流、至大坂京橋之下、入于淀河、木津河出伊賀鹿伏兎谷、傍笠置山、

備前國細谷川

紀伊國紀川

大川

中田の前に流れ出る廣瀬川名取川も、中田と長町の間にて落合、夫より末の松山の下へ落て、東海に入といふ、

(古今和歌集戀三十三)題しらず　忠岑

陸奥にありといふなる名取川なき名とりては苦しかりけり

(陸西遊行囊抄七)細谷川　備前備中界也、吉備ノ中山ノ麓ヲ流ル、水上ハ中山也、小流也、

(古今和歌集二十大歌所御歌)まがねふくきびの中山おびにせる細谷川の音のさやけさ

此歌は、承和のおほむべのきびの國の歌、

(運歩色葉集伊)紀之川紀州

(續古今和歌集十二戀)題しらず　[illegible]

身の成む淵瀬もしらず妹背河おり立ぬべき心ちのみして

(東遊記八)最上川は、世に早川の大河と沙汰せる事ながらも、みならと違からず、清水清川及び此所北の流を見て、諸州の大川にくらべて予が考を記す、第一山城國淀川、第二武州刀禰川、第三は土州四万十川、第四富士川、天龍川、最上川、第五石州よしの川、九州筑後川、阿波の細川なるべし、いまだ予が見ざる所の川に、越後の信濃川、雪國御物川、奥州の北上川、阿武隈川の末なり、奥州の川は聞て見る事なれば、後篇に記すべし、予地理の道を好む事ひさし、されどもいまだ委しからず、見る人察すべからず、

(倭訓栞前編大)かは　刀禰川、吉野川、筑後川を三大河とす、俗に坂東太郎、四國次郎、筑紫三郎といへり、

(利根川圖志一總說)下總國風土記標注利根川條に、本朝一の大河なればとて坂東太郎といふ、これに次ぎたるを四國次郎阿波の撫養鳴戶へ入る吉野川、筑紫三郎筑後川なりこれを日本三大河といへりと見ゆ、又四神

野洲川

〔書言字考節用集一乾坤〕野洲川ヤスカハ江州野洲郡

〔淡海温故錄一野洲郡〕野洲川　上ハ甲賀郡伊勢界ノ谷峯ヨリ落テ、大川原鮎川黑川一ツニ成テ、一ノ瀬川トナル、又鈴鹿峠ノ谷ヨリ蟹ケ坂ノ庄ニ流レ出テ、田村明神ノ御前社ノ下ヲ流レ出テ、田村川ト云、此兩川落合テ、中ヲ横田川ト云川下此處ニテ野洲川ト云、

〔源平盛衰記十九〕佐々木取馬下向事

高綱ハ、〇中略曉ハ守山ヲ立、野洲ノ河原ニ出ヌ、如法曉ノ事ナレバ、旅人モ未見ケルニ、草鞍置タル馬追テ男一人見ヘ來ル、高綱、和殿ハイヅクノ人ゾ、何ヘ渡ルゾト問ヘバ、是ハ栗太ノ者ニテ候ガ、蒲生郡小脇ノ八日市ヘ行ク者也ト答、名ヲバ誰ト云ゾト問ヘバ、男怪氣ニ思テ左右ナク明サズ、冤角誘ヘ問ケレバ、紀介トゾ名乘タル、高綱ハ、ヤヽ紀介殿、此河渡ン程、御邊ノ馬借給ヘカシ、紀介叶候ハジ、道ノ市ヨリ重荷ヲ負セテ歸ランズレバ、我モ勢テ不乘馬也、又今朝ノ水ノツメタキ事モナシ、唯渡リ給ヘト云、紀介殿、タヾ借給ヘカシ、悅ハ思ヒ當ラント云ケレバ、〇中略借テゲリ、高綱馬ニ打乘、此馬コソ早我物ヨト思ツヽ、空悅シテ野洲川原ヲ渡ツヽ、鞭ヲ打テゾ歩セタル、

陸奥國名取川

〔書言字考節用集一乾坤〕名取川ナトリガハ奥州名取郡

〔奥羽觀蹟聞老志五名取郡〕名取川

水源有二、一則出自同郡二道清泉嶽、經村落而東流、至閖上村而入于海、一則出自吾妻岳下行澤、而合于野尻邑、其河流過中田驛北、仍曰中田川、夏秋之交設魚梁、人數居以捕細鱗、漁鮭魚、又世稱埋木灰者、燒河中沈木用之、其色紫赤、於歌詠亦賞吟之者多、

〔東山志中〕中田　長町まで一里〇中略

名取川　土橋四十間餘、此名取川の埋木を燒て香爐の灰となす、此川は出羽最上界笹屋峠の邊より流れ出て、一すぢは鎌口の上の山下より流れ、川崎の後を廻りて小野の邊にて二筋落入て、

遠江國菊川

所ヲ定メ給フ、其御道スガラノ名蹟御遷行ノ次第ハ、皆内外下ニ委ク記之、〈○中略〉

五十鈴川　五十鈴川トハ、内宮ノ神前、風宮ノ橋ノ水上ヨリ五十鈴川ト名付テ、御鎮座所ヲ五十鈴川上ト云、夫ヨリ二見ノ入江ヲ五十鈴ノ川後ト云ト古記ニアリ、然レバ宇治川之總名ト聞タリ、〈○中略〉

御裳濯川　倭石ノ方ノ流ヲ御裳濯川ト云、神宮ノ御前ヨリノ流ヲ五十鈴川トイヘド、御裳濯川モ五十鈴川モ倶ニ宇治川ノ總名ナルベシ、御裳濯川ト號セシハ後ノ號也、

〔伊勢參宮名所圖會〕〈四〉五十鈴川〈御裳濯川とも云、又宇治川ともいふ、〉此川二派にして、一派は志州磯部村の邊の谷谷より來る、一流は宇治山々の谷、又志州より流る也、末は中村楠部鹿海村過て二見の海に至る、〈今南より流るゝをみもすそ川、東より流るゝを五十鈴川なりといふは非なり、イスヾといふ義は未詳、五十の鈴を投降し給ひしとの説は用ゆべからず、〉

〔日本書紀〕〈六垂仁〉二十五年三月丙申、天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪、重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、

〔書言字考節用集〕〈二乾坤〉菊川〈キクカハ、本字作求、遠州榛原郡、事見續太平記、〉

〔東遊行嚢抄〕〈九〉菊川　昔ハ此所驛宿也、鍛ノ名作アリ、此鍛冶代々此所ニ住ス、　入口小橋アリ、長四間、東ノ出口ニ橋アリ、長十二間、是菊川也、此川ヲ以テ宿ノ號トス、此川上ニ大鹿村ノ下ニ菊ガ淵トテ、菊花多キ所アリト云、川下ハ郡中トテ、横須賀ノ方ヘ落ルナリ、

〔古今著聞集〕〈十三哀傷〉承久のみだれによりて、中御門中納言宗行卿、關東へよびくだされけるに、菊河といふ所にて、うしなはるべききよしきゝて、遊女の家の柱に書付給ひける、

昔南陽縣菊水汲下流而延齡、　今東海道菊川於西岸而失命、

けふすぐる身をうきしまが原にきてつゐに命をまたさだめつる、さしもの事にとりあへず案じつらねられける、あはれにいみじき事也、

〔西遊行嚢抄 三〕湊川　兵庫ノ入口、兵庫ヨリハ東三町許ニアリ、
此川昔ハ兵庫ノ西ニ流ルトナリ、何ノ時川筋替リタル歟、知タル人ナシ、山川共ニ古歌多シ、又古
戦場也、

〔太平記 十六〕正成兄弟討死事
左馬頭〔直義〕○足利湊川ノ東ノ陣ニ磯立タレタ引退ヲ、将軍〔尊氏〕○足利見給テ、早手ヲ入替テ、直義討スナト被下知ケ
レバ、吉良石塔高上杉ノ人々六千余騎ニテ、湊河ノ東ヘ駆出テ、跡ヲ切ランドゾ取巻ケル、

芥川

〔書言字考節用集 二 乾坤〕芥川〔摂津嶋上郡〕

〔後撰集 中 雑一〕あくたがは　芥川の儀、御禊せいへりとぞ、古今集墨頂に湊川の異名ともせり、津
国の島上郡の所にもよべり、

〔拾遺和歌集 十五 恋五〕三条の御時、承香殿の女御の方なりける女に、もとよしのみこまかり通ひ侍り
ける、絶えて後いひ遣はしける、　承香殿中納言
人をとく芥川てふ津の国の名には違はぬ物にぞありける

伊勢国五十鈴川

〔運歩色葉集 伊〕五十鈴河〔伊勢〕

〔書言字考節用集 一 乾坤〕五十鈴川〔勢州度会郡、御裳濯川本名、又日本紀、土佐国之宇治川、見日本紀〕　〔同 二 乾坤〕御裳濯川〔勢州度会郡、一名五十鈴川、又云宮川、〕

〔神風行嚢抄 四上〕五十鈴川　御裳濯川　宇治川　一流ナリ
或書曰、宇治川トハ、宇治郷ニアル川ナレバ云也、水上ハ五十鈴川、流ノ末ハ御裳濯川也、五十鈴川
ノ御宮所ヨリ、二見ノ浦ノ入江マデ二里餘、其所々ニ字ハアリト云共、総テ是ヲ宇治川ト云也、倭
姫皇女御宮所ヲ求メ給フ時、二見ノ浦ヨリ御船ニテ入江ヨリ、宇治川ヲ上リニ山川ヲ見廻シテ、
行々其勝地絶景毎ニ神社ヲ祝定テ、其ヨリ御裳濯川ヲ経テ五十鈴ノ河上ニ、天照大神ノ御鎮座

此所ナリ、和州河州兩所ニアルコト、和州ノ飛鳥川ノ條下ニモ書之、大和ノハ逆向ノ岡ニアリ、溝川ニテ淵瀨ノ沙汰ニハ不及小流也、

〔古今和歌集十八雜〕題しらず　　讀人しらず

世の中はなにか常なるあすか川昨日の淵ぞ今日は瀨になる

〔古今和歌集六冬〕としのはてによめる　　はるみちのつらき

昨日といひけふとくらしてあすか川ながれてはやき月日成けり

攝津國水無瀨川

〔倭訓栞中編二十五〕みなせ　水無瀨とかけり、所にいふは攝津島上郡、類聚國史に水成に作る、萬葉集に水瀨川見ゆ、三代實錄に水生と書り、○中略此川水は砂の下を泳りて行に、又あらはれて流るゝ處もあり、よて古今集にも、水瀨川有て行水ならばこそ、又みなせ川下に流るゝなどよめり、されば水無瀨とも水生とも書るなり、

〔陸西遊行囊抄二〕水無川　水上ニ瀧アリ、川幅常ハ二間許ナリ、渡ル所ニテ四間餘ノ小流ナリ、水上ノ瀧ハ、後鳥羽院ノ仙洞ノトキ、新ニ石ヲ立ツクロヒヲコサレタル由、

〔增鏡一おどろのした〕みなせといふ所に、えもいはずおもしろき院づくりして、しば／＼かよひおはしましつゝ、春秋のはなもみぢにつけても、御心ゆくかぎり世をひゞかして、あそびをのみぞしたまふ、所がらもはる／＼と川にのぞめるてうばう、いとおもしろくなん、元久のころ、詩に歌をあはせられしにもとりわきてこそは、

みわたせば山もとかすむみなせ川夕は秋となに思けむ

湊川

〔書言字考節用集二乾坤〕湊川（ミナトガハ）攝州武庫郡

〔倭訓栞前編三十一〕みなと　みなと川といふも入海の川をいへり、所の名にあれど、歌の名所にあらず、攝州の湊川は矢田部郡也、平通盛こゝに戰死し、楠正成もこゝに終を取れり、

大井川

〔無名秘抄〕一光行賀茂社歌合とてし侍し時、予月の歌に、

石川やせみのをがはの清ければ月も流を尋ねてぞすむ、とよみて侍しを、判者師光入道か、る河やはあるとてまけになり侍にき、〈中略〉のちに顕昭に逢たりし時、この事かたり出て、是はかも河の異名なり、當社の縁起に侍ると申しかば、おどろきて、かしこくぞおちて難せず侍りける、〈中略〉是既に老の功なりとなん申侍りし、

〔運歩色葉集〕〈[illegible]〉大井河〈[illegible]〉

〔書言字考節用集〕〈一 乾坤〉大堰川〈[illegible]〉

〔山城名勝志〕〈十 葛野郡〉大堰河〈[illegible]〉

〈[illegible]〉

〔古今著聞集〕〈十四 遊覧〉亭子院の御時、昌泰元年九月十一日、大井川に行幸ありて、紀貫之和歌の假名序かけり、

〔大鏡〕〈三 太政大臣頼忠〉ひとゝせ入道殿〈藤原道長〉の大井川の逍遙せさせ給ひしに、作文船、管絃船、和歌船とわかたせたまひて、その道にたえなる人々をのせさせ給ひしに、此大納言殿〈藤原公任〉のまいり給へるを、入道殿かの大納言、いづれの舟にかのるべきとの給はすれば、わかのふねにのり侍らんとのたまひて、よみ給へるぞかし、

をぐらやまあらしの風のさむければもみぢのにしききぬ人ぞなき

〔拾遺和歌集〕〈三 秋〉大井川に紅葉の流るゝをみ侍りて、　壬生忠岑

色々の木のは流るゝ大井川しもはかつらの紅葉とやみむ

大和國飛鳥川

〔書言字考節用集〕〈二 乾坤〉飛鳥川〈和州高市郡〉

〔西遊行嚢抄〕〈十五下 二〉飛鳥川　是ハ河州ノ内、大和ノ境ナリ、葛城高天ニ近シ、淵ハ瀬ニト讀ルハ

山城國賀茂川

（越中中略）○木幡川（城州宇治郡○中略）子持川（するが○中略）氷川（武州中略）○飛鳥川（大和高市郡○中略）會瀬川（奥州中略）○會津川（奥州、出雲説云、新説、）阿武隈川（奥州安達郡○中略）秋津川（大和中略）○穴瀬川（又穴共○中略）阿渡川（近江中略）○葦城川（筑前中略）○天川（河内中略）○あ久刀川（攝州中略）○あそ川（下野、入御製）有栖川（嵯峨御前山城○中略）天中川（近江中略）○佐保川（大和中略）○富田川（越中射水郡○中略）櫻川（常陸中略）○さゝ（○ま上説）あみづ川（越中中略）○澤田川（山城中略）○佐野中川（未詳、○但上中略野）更級川（信州中略）○象小川（大和中略）紀伊川（紀州中略）○清瀧川（山城葛野郡○中略）貴布禰川（山城中略）○峯川（近江中略）○木瀬川（駿河中略）○木津川（山城中略）○きませ川（大和、雲御製入）きうち川（まな雲御製入の、）絹川（近江中略）○木綿葉川（未詳中略）○夢前川（はりま中略）婚負川（越中中略）○目なし川（新六帖、○中略未）水無瀬川（攝州中略）○雲洗川（伊勢中略）○宮川（伊勢○中略）水屋川（大和中略）○御手洗川（山城愛宕郡○中略）湊川（攝州○中略）水名川（山城中略）○參川（三河中略）○三輪川（大和中略）○みしま川（攝州、雲御製入）美奈能瀬川（相州中略）○みゝと川（山ろ○ま中略）美奈の川（ひたち○中略）美豆川（山まろ○中略）御言川（信濃中略）○美豆川（未詳中略）○三尾杣川（あふみ○中略）見駒川（大和中略）○叔羅川（未詳中略）○飾磨川（播州中略）○白川（山城愛宕郡○中略）鹽田川（まなの○中略）去る川（雲御製、奥入、）信土川（大和中略）○愛智川（あふみ○中略）淀川（備後中略）○廣瀬川（大和中略）○檜隈川（河内中略）○櫃川（山城中略）○一夜川（ちくぜん○中略）遠楔川（まつ○中略）最上川（古は奥州今は出羽○中略）諸寄川（但馬中略）○闇藤川（美の中略）○闇小川（近江中略）○せた川（近江中略）○芹川（山城中略）○瀬見小川（山城愛宕郡○中略）背川（みとなたう○中略）鈴鹿川（伊勢中略）○角田川（下総中略）○瀧川（いせ下略）○

〔運歩色葉集賀〕鴨川（かもかはへ）

〔書言字考節用集二乾坤〕○瀬○見○小○河（セミノヲガハ、城州賀茂川名、出長明集）

〔風雅和歌集四夏〕六月祓を

御祓するゆくせの波もさ夜更けて秋風ちかし賀茂の河水

國光院入道關白太政大臣

〔釋日本紀九述義〕山城國風土記曰、可茂社、稱可茂者、日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭石余比古○神武之御前立坐而、宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷、至山代國岡田之賀茂、隨山代河下坐、葛野河與賀茂河所會至坐、遡見賀茂川而言、雖狹小然石川清川在、仍名號石川瀬見小川、

おもひ（同、後撰、伊勢、）まつら（肥前、万、まつら川、ましまのうらとよめり、）たましま（同、万、まつら、なる、あゆつる、）しら（後、筑、越、筑、前国、とも、）

みやのせ（万、ひさすうち、）はや（相、万、）ゆふは（万）いひあひのら（万、山きはの書にはきえぬをありや水う、と云り、清輔抄には、いりあひ川と云り、）きよたき（山、西金、山、）

知何、とりかへ（万）さくら（常陸、撰、後撰、貫之、）ちとせ（後撰）ほそたに（備中）をきなか（万、ほ島のに）

也、信濃、貫川、説、門　まそち（信）きの（紀）いはた（同）くまの（同）をとなし（同）な、せ　しくら（筑中、か、は、立う）

川也、たまほし　みゝと（山城、七、）いくたの（摂津）みなと（同、但馬、只撰、清輔、津国に入、為木、也、）すみだの（下総、武蔵、河、いとも、）さき

いつぬきた（幾、むし、ろ、の、鶴、）さはた（仲、備中、金国、）とみのを（いかる、かの捨、）はり（山、好忠、）なか（同、後撰、上京、京極、川、是也、中川、以二）あ

くた（撰、金、わくたわ、川れとな、いみへしり、まの）いもせ（大）さの（中、千、仲、）ゐでの（山、新、玉川、国とも、ゐで）なくのを（古山、今、新、）

入代女王、せみのを（同、長明、）ときのを（撰、旅、後撰）ふじのしだ（上、同、）たま（同、のつだの国にたまも川とあり、も、能）ふる（大、）

源氏、せり（山、行、平、野行、）ふじ（後撰）よろしに（大、かすがあり、）ほそ（同、万、）みつ（三、万九、）かたあすは（五万）きさのを

大よしの（万也）ぬかやぬかや（万）（あまかや、在二清輔抄一、しは）つぎのを（豊前、佐宮、字也）そま（同、河、好忠、也、又名只所、輔すか、歟可、尋所の）まし（は、公金、）

長親、ち、（大長、嘗和）元　いづみ（山、らのみかの渡也、は）そで（同、和、元撰、大嘗、也、長）ひつ（山）いはせ（大、越中にも有、）けたかつ（但、たて、）

遠に（歌は、）は（山）ひとよ（筑後、夜也）一　みなれ（大）みしま（摂）たま（同）ぬのびき（同、撰津、のすゑ、）くしだ（伊勢、宮）

川也、（筑前）さらしな（信）いみづ（在二清輔抄一）こづ河をば、いどみ川といふ、崇神天皇群兵彼川を中にして、

両方よりたゝかふゆへ也、さてはくずは、屍兵従に屎する故の名也、

〔藻塩草　五　水辺〕川

みのを川（是かも河の異名也と云、てふるき物にある歟、）あのなれ川（名所未決、歟、）こづ川（是を云い、も中略）み河　川尻（是名所也、○中略）淚川

○伊勢中略　中川（山城名所、愛宕郡京極ならで河も、又是は山、○中略）ならせ川（是は名所未定、名所と云々、八雲御説）にいせわたり川（是後撰、何、○中略）大

井川　かはらぬ井せきとよめり（○中略）泉川（山城、相楽郡、の泉也、○中略）石川（石見、○中略）石ふし川（紀州、○中略）石

見川（石見、○中略）いなみ川（播州、○中略）色川（みさがいはせ）川（大和、越中、又）不知哉川（あふみ、犬上郡、○中略）射水川（越中、○中略）伊津

貫川（みの、○中略）生田川（摂津国、○中略）石踏川（筑前、○略）五十鈴川（伊勢、○中略）市川（山城、りま、○中略）妹妖川（紀州、○中略）磐田川（紀州）

名河

〔八雲御抄三上地儀〕堤　人めづゝみなどいふは、そへたる也、ゐでと云は、ゐ堤とかけり、ひきなるつつみなり、

○按ズルニ、堤ノ事ハ、政治部上編水利篇ニ、堰埭ノ事ハ、同灌漑篇ニ詳ナリ、

〔枕草子三〕川は

あすか川、ふち瀬さだめなく、はかなからむといとあはれなり、おほゐ川、いづみ川、みなせ川、みゝと川、又なに事を、さしもさかしくきゝけんとおかし、をとなし川、おもはずなる名とおかしきなり、ほそたに川、たまほし川、ぬき川、さはだ川、さいばらなどのおもひはするなるべし、なのりその川、なとり川もいかなる名をとりたるにかときかまほし、よしの川、あまの川、このしたにもあるなり、七夕つめにやどからんと、なりひらがよみけんもましておかし、

〔奥義抄上ノ下〕河

のとがは　みわ河　のとせがは　きさのをがは　あなしがは まきもくの　みよしのがはひのくまがは さひのくま　うちこせがは　ゆふはがは　にぶかは　あしきのかは　いりてみがは　むつたの河　なづみ川　かたかひのかは　にしきがは　あなせのかは　はつりがは　よしきがは　ふるかは いそのかみ　とりかへがは あらひぎぬ　やすがは　志かまがは　ひろせがは　とませがは　みつかは　たどがは　かさかがは　ひめかは　さきたがは　志くらがは　いづみがは　いなむのかは　むこがは　たましま河　まつらがは　ゐなしがは　ちくま河　とね河　くしがは　あきつのかは みよしの、　くらはしがは　おほかはよど　あそのかはら　みえのかはら　そがのかはら ますけまき　すみだがはら いほききの　おほのかはら　ゆげのかはら　にぶのかはら　おほやがはら

〔八雲御抄五名所〕河

卷、梁沈璇撰見隋書唐書、其書蓋集諸家注也、今無傳本、爾雅釋丘、望厓洒而高岸、郭注喧云、厓水邊、洒謂深也、此所引蓋釋丘舊注也、王引之曰、洒峭語之轉耳、邶風、新臺有洒、毛傳曰、洒高峻也、峻亦峭也、郭蓋以洒字從水、故訓爲水深、不達六書假借之義也、新臺有洒之洒、豈亦得訓爲水深乎、按說文、厓山邊也、轉水邊亦爲厓、俗從水、以別山厓也、說文又云、岸水厓而高者、與爾雅義合、

〔東雅二地輿〕岸キシ　倭名鈔に、水邊曰涯、涯陗而高曰岸と見えたり、涯はミナギハといふ者にして、岸は卽キシなり、また渚をナギサともいふは、波の限れる所なれば、舊事紀には波澰の字用ひられしかども、古事記には波限の字を用ひたりけるなり、古記にキと云ひしは限の義ありしかば、ミナギハとも、キシとも、ナギサとも云ひしと見えたり、岸をキシといひ、際をキへといひ、限をキリといひ、際をハタといふの類、皆限るの義あり、ミナギハといふミは水なり、ナはノといふ詞の轉なり、水の際なるをいふなり、涯岸渚皆に水際を云ひしに、さしいふ義の同じからぬに、各別れし所のありしにや、涯をミナギへといひしは、浦囘、磯囘などいふ事の如く、水涯の囘れる說をいひ、岸をキシといひしは、細石をサヾレシなど云ひしシといふ言葉の如く、石岸の嶮しき說をいひ、渚をナキサといひしに荒礒といひしソといふ詞の如く、沙礒の平かなる說を云ひしも知るべからず、古語にタをハといひしも、ソをナサといひしも、幷にこれ轉語にてありしなり、

〔八雲御抄三上地儀〕岸　かは岸　かた　万かた山きし　高き岸をばあまそぎといふ

〔倭訓栞前編七〕きし　岸をよめり、水涯をいふ、際石の義なるべし、日本紀に研をよめり、岸と義通へり、かたきし、きしね、きしのつかさなどよみ、新撰字鏡に墟をきしもとゝよめり、

〔物類稱呼一天地〕河岸かし　江戸にて、かしといふ、本町河岸、或ハ濱町がしなど云　大坂にて、はまといふ、濱の芝居などいふ

京にて、川ばたといふ、

〔八雲御抄五名所〕岸

すみよしのきし　攝り　万　忘草　松原　御幸所　昔あ　おほえの　同、後拾遺歌、雲井にみゆるいこまやま、わたなべやといへり、　たつたの

大　みむろの　同、拾、みむろのきしやくづるらん　いはしろ　紀　万

〔萬葉集雜一歌〕草枕、客去君跡、知麻世婆、岸之埴布爾、仁寶播散麻思乎、

淵　　淀

〔倭名類聚抄河海一〕潭　唐韻云、深水也、徒含反、（和名布知）

淵　同上

〔箋注倭名類聚抄水土一〕崇神紀、仁德紀淵、新撰字鏡渲、同訓、按廣雅潭淵也、楚辭九章注、楚人名淵曰潭、故云、又用淵字也、說文、淵回水也、从水開象形、左右岸也、中象水皃、又載開字云、淵或省水、廣雅、淵深也、管子度地篇、水出於地而不流者、命曰淵、○中略廣韻、也作兒、按說文、潭水出武陵鐔成王山、東入鬱林、非此義、說文又云、覃深也、轉為深水字、俗从水作潭也、與潭水字自別、

〔東雅二地輿〕淵、讀てフチといふは、深水の義なるに似たり、フとは深也、（古語にフといひしには、深の義あり、されば深の字、讀てフカとも、フタとも、フケとも、フケともいふなり、その力、タ、ケなどいふは、皆語助なり、其義まへにみゆ、）ツは即水也、フツ又轉じてフチといふは、土をいひてツ、ともツチともいふが如し、

〔倭訓栞前編二十六〕ふち　淵をいふ、倭名抄に潭もよみ、新撰字鏡に渲もよめり、深水の義なるべし、

〔八雲御抄三上地儀〕淵　いはかきふち（石の淵たる也）　いは　かた　あそ

〔枕草子一〕淵は　かしこふち、いかなるそこの心を見えて、さる名をつきけんといとおかし、ないりそのふち、たれにいかなる人のをしへしならん、あをいろの淵こそまたおかしけれ、藏人などの身にきつべくて、いなふち、かくれのふち、のうきのふち、玉淵、

〔倭名類聚抄河海一〕淀　文選江賦注云澱（堂練反、訓與止美、俗用淀字、云與止、所謂淀處也、）與淀古字通、如淵而淺處也、

〔箋注倭名類聚抄水土一〕與止、萬葉集多見、以用語為名也、淀渡、見續日本後紀承和九年紀、三代實錄、及拾遺集壬生忠見歌、按、淀渡在山城國紀伊郡、○中略文選注六十卷、唐李善撰、江賦、揥澱為渟、注、引劉逵吳都賦注曰、淀如淵而淺、澱與淀古字通、此所引即是、按吳都賦、無淀字、是魏都賦之誤、魏都賦

(源平盛衰記四十一)盛綱渡藤戸兒島合戰附海佐介渡海事

同(元暦元)年九月十八日(中略)三川守範頼ハ室ノ泊ニ行ケルガ、舟ヨリ上リ、陸地(中略)西河尻藤戸ノ渡ニ押寄テ陣取、源平海ヲ隔テ陣ヘタリ、海上四五町ニハ過ザリケリ(中略)爰ニ佐々木三郎盛綱、従ニ人ヲ憑ミケルハ、渡スベキ便ノアレバコソ、平家モ招クラメ、遠サハ遠シ、淵瀬ハシラズ、如何ハセント思ケルガ、其邊ヲ走廻テ浦人ヲ一人語ヒ寄テ、白鞘巻ヲ取セタリ、ヤ殿向ノ島へ渡ス瀬ハ無カ、教給ヘ、悦ハ糸申サント云ヘバ、浦人答テ云、瀬ハ二ツ候、月頭ニハ東ガ瀬ニナリ候、是ヲバ大根ノ渡ト申、月尻ニハ西ガ瀬ニ成候、是ヲバ藤戸ノ渡ト申、當時ハ西コソ瀬ニテ候ヘ、東西ノ瀬ノ間ハ二町計、其瀬ノ廣サハ二段ハ侍ランン、其内一所ハ深ク候ト云ケレバ、佐々木重テ、淺サ深サヲバ爭カ知ルベキト問ヘバ、浦人淺キ所ハ浪ノ音高ク侍ルト申ス、サラバ和殿ヲ深ク頼ム也、盛綱ヲ具シテ瀬踏シテ見セ給ヘトテ、鎧ニ踏セタレバ、彼男裸ニナリ、先ニ立テ、佐々木ヲ具シテ渡リケリ、膝ニ立所モアリ、腰ニ立所モアリ、深所ト覺ユルハ鬢髪ヲヌラス、誠ニ中二段計ゾ深カリケル、向ノ島ヘハ淺ク候也ト申タ、夫ヨリ返ニ(下略)

(萬葉集七雜歌)寄島

明日香川七瀬之不行爾住鳥毛意有社波不立目、

(萬葉集抄七)なゝせのよどにすむとりとは、をし鴨などにや(中略)つねには瀬と云に、淺くしてせゞらぎにはなみたつをいひ、よどゝは深くして、浪などもたゝぬを云ならはしたれば、瀬といひよどゝいふは、かはりて侍るに、是はなゝせのよどゝ、ひとつにいへり、しかれば瀬にとりても、のどかなるところをよめるにや、

(和漢三才圖會六十八越中)愛本橋　在浦山舟見之中間

此川乃立山諸地獄所涌出熱水、與雪解流、其水速也如箭、水勢分爲四十八瀬

〔東雅二地輿〕倭名鈔に、說文を引て、瀨は水淺流=於砂上_也と注せり、又萬葉集抄に、瀨といふは淺くして、せゝらき浪たつをいふなりとも見えたり、さらばセと云ひしは塞の義にて、水の砂石のために塞がれて分れ流るゝ也、されば一瀨ともいひ、瀨々ともいひ、七瀨、八瀨、八十瀨なども云ひしなり、古語にセといひしは塞の義あり、されば塞の字讀てセキともセタともいふなり、そのセタなどいふが如きには、みな語助なり、湍の字讀てセといひしは、其字の音によれるなり倭名鈔に唐韻を引て、湍他端反、一音專、讀てセといふと見えたり、

〔倭訓栞前編十三〕せ　瀨は、說文に水流=砂上_也とみゆ、(中略)古事記に、青人草之落=苦瀨_といへる辭見えたり、水淺くて舟かよひがたきに喩へて、神代よりかくはいへるにや、歌にこゝを瀨にせん、逢瀨、うき瀨、戀しき瀨、うれしき瀨などよみ、俗にやる瀨なし、瀨こし、瀨ほろばかしなどいふ是也といへり、湍を、日本紀に、せとも、たきともよめり、說文に疾瀨也と注す、新撰字鏡に淺洌をはやきせとよみ、歌に山のたきつ瀨などいへる是なり、灘をなだと訓ずれど、增韻に瀨也と見え、新撰字鏡に、わたせとも、かはらぐせともよみたり、七里灘を嚴陵瀨ともいふ事、大明一統志に出たり、古へはせとよみしにや、新古今集に貫之は曲水の宴せしに、月入=花灘_暗といふをよめる、坂上是則

花ながすせをもみるべき月かげのわれて入ぬるはまの遠かた、此時の壬生忠岑が歌は、新拾遺集に入て、それもまたせとよめり、題の句は白樂天が詩なり、

〔八雲御抄三上地儀〕瀨　あさせ　はやせ　くだりせ　のぼり瀨　ひらせ　かみつせ　ひとつせに浪立さらひ行水と云り万　のちせ万　かも河の後せしづけみといへり

〔八雲御抄五名所〕瀨

やまぶきのせ山万、宇治川也、　ふる河の大源氏　となせ山大井也

〔古今和歌集十八雜〕題しらず　讀人しらず

世のなかは何かつねなるあすかゞは昨日の淵ぞ今日は瀨になる

也、青精分布、懐陰引度也、轉爲二凡水名一、後漢書鄧炎傳、韓信釣二河曲一、注、河者水之總名也、故云、又用二河字一也、廣本標目作二河一、正文唯作二川一、也音何四字、並誤也、刻版本同、下有二爾雅曰衆流注レ海曰レ河、昌緣反、和名加波十六字一、後人依二別本一所レ増、非二那波氏之舊一、其曰川作レ曰レ河者誤、

〔和漢三才圖會〕五十七水　川音穿　河音何、和名加波、　巛音軫、累石致二川之塵一者也、

釋名、川穿也、穿レ地而流也、周禮、匠人爲二溝洫一、耜廣五寸、二耜爲レ耦、一耦之伐廣尺深尺、謂二之く一、音畎　倍レく謂二之遂一、倍レ遂曰レ溝、倍レ溝曰レ洫、倍レ洫曰レ巛、音澮　く巛之水會爲レ巛也、

〔段注説文解字〕十一上　河　河水（各本水上無二河字一、由二盡刪二篆下複擧隷字一、因并不レ可レ刪者一而刪レ之也、許君原本當レ作二河水也三字一、河篆文也、河水也者其義也、此以レ義釋レ形之例、毛傳云、洽水也、此釋レ經之例、）出二敦煌塞外昆侖山一、發レ原注レ海、（句）○中略　从レ水可聲、（乎哥切、十七部）

〔段注説文解字〕十一下　川　毌穿通流水也、（毌各本作レ貫、毌穿レ物持レ之也、穿通也、毌穿通流、又大二於く巛一矣、水有二所レ始出一、則川レ之者、如二實穿水注一、川曰レ谿、許云、泉出通レ川爲レ谷是也、有二紀大一乃川者、如二皋陶謨く巛距一レ川、考工記、濬遂二於川一是也、本小水之名、因以爲二大水之名一、）虞書曰、（皋陶謨古文）濬く巛距レ巛、（距各本作レ距、今正、今書作二畎澮距一レ川者、後人所レ改也、）言二深く巛之水會爲一レ川也、（此釋二會意一、以見二會意之川、與二川字一有レ關矣、川今昌緣切、古音在二十三部一、知二春秋漢之詩一是也、）凡川之屬皆从レ川、

〔東雅〕二地輿　河カハ　義不レ詳、川の字讀む事また同じ、川また讀てカレと云ひしは百濟の方言也、我國の語に川流をナガレといふ事も、彼國の方言に因れるなるべし、（即今も朝鮮の方言に、川を呼びてカイといふなり、）川の名にナガラといふ所々に聞えて、長柄の字を用ゆる也、即是長川（ナガレ）の義と見えたり、

〔倭訓栞〕前編六　かは　河又川をよむは變るの義、逝水の晝夜にとゞまらず、淵瀨の移り變るをいふ也、人の鑿開きたるは渠也、又水字をよみし事、日本紀、萬葉集に見えたり、

〔八雲御抄〕三上　河

はやたつと云　玉水ともいふ　かはうちとは、山の中なる川也、（たとへば、川上の流出はじめ也、）　せき川（寛平菊合）に、あふさかによめり、　あさ　ゆふ　よ川（同）　山　谷　瀧　此　はや　みそぎ　を　たま（うの花さける川也）　夏　そま　多　ゆく（万）　せき（在二源氏宿木一）　鵜川　いそともよめり、万に、さゞれ浪よきてながる

古事類苑

地部四十七

河 總載

我國ノ地勢細長狹隘、加フルニ山脈其脊梁ヲ走リ、殆ド平野ト稱スベキモノナキヲ以テ、大河ノ洋々タルモノヲ見ズ、概ネ皆ハ溪流ニシテ船舶ヲ通ズルニ便ナラズ、故ヲ以テ大川ト稱スルモノモ、亦タ概ネ急流矢ヲ射ルガ如キアリ、即チ駿河ノ富士川出羽ノ最上川ノ類是ナリ、

凡ソ本土ニ在リテハ、東山道其脊梁ニ當ルヲ以テ、東海北陸ノ諸川皆源ヲ此ニ發ス、即チ木曾川、天龍川、大井川、富士川、利根川ノ諸川ハ東海ニ流レ、黒部川阿賀川、庄川等ハ北陸ニ注ギ、而シテ阿武隈川、北上川、最上川等ハ奥羽ノ巨流タリ、其他南紀ノ紀ノ川、熊野川、山陰ノ江川、由良川、山陽ノ東大川西大川、九州ノ筑後川、球磨川、大野川、川内川、四國ノ吉野川、北海道ノ石狩川、十勝川等皆國內ノ巨川ト稱ス、其治水ニ關スル事ハ、政治部水利篇ニ詳ニセリ、

名稱

〔倭名類聚抄 一 水〕河 川也、音何、釋名曰、衆流注海曰河、以𦾔反、加波

〔箋注倭名類聚抄 一 水〕所引文原書無載、按廣韻、太平御覽並引蔡邕月令章句曰、衆流注海曰川、源順引之誤、爾雅也、說文川貫穿通流水也、即是義、釋名川穿也、穿地而流也、爾雅李巡注、水流而分、交錯相穿、故曰川也、按加波、猶言變也、謂水道變遷不常也、又按、說文、河水出敦煌塞外昆侖山、發原注海、玉篇廣韻同、是河本所出、自昆侖之水名、所謂黃河即是、水經河水注引春秋說題辭云、河之爲言荷

鹽湯

〔類聚名物考地理三十五〕しほ湯　攝津國潮湯
散木集二　津の國にしほゆあみにまかりて、月のもりいりたるをみて、あしのやのあれまをわけてもる月を泪の床にやどしてぞ見る、今按に、鹽湯は有馬歟、又古へ難波の潮をあみしをもいひしか、知るべからず、夫木抄、蓮缺和尙、誰か聞難波の鹽のみつなへに田蓑の島の鶴の諸聲、とも讀たれば、難波の潮にてもや、田蓑島は西生郡にあり、夫木抄二十五九月ばかりに長居の浦といふ所に、鹽湯あみに出て、住吉の長ゐの浦もわすられて都へとのみいそがるゝかな、夫木抄卷末考、源兼昌、わたつ海のはるけき物をいかにして有馬の山に鹽湯出らん、

〔左經記〕長元八年二月九日甲子、巳剋參₂關白殿₁、今日爲₂沐₁鹽湯₁、北方相具、令₂渡₁宇治殿₁給、可₂然上達部殿上人諸大夫等追從、公卿或烏帽直衣、或布衣、但僕并左大丞宿衣、諸大夫布衣、女房車二兩見物車馬夾₂路達々、及₂晚景₁到著給、人々聞歸京云々、

〔殿曆〕長治元年九月十六日丙戌、右大將自₂昨日₁候₂宇治₁、爲₂鹽湯₁也、
永久四年九月三日癸巳、此兩三日依₂二禁₁止₂鹽湯₁、　五日乙未自₂今日₁不₂方違₁、今夜又始₂鹽湯₁、

〔金葉和歌集九雜〕しほ湯あみに、西の海のかたへまかりたりけるに、みるといふものをみづからつみて、都なるむすめのもとへつかはすとて、　平康貞女
磯なつむ入江の浪の立ちかへり君みるまでの命ともがな
かへし　むすめ
長居する蜑のしわざと見るからに袖の裏にもみつ涙かな

〔山家集下雜〕しほ湯にまかりたりけるに、具したりける人、九月晦日にさきへ上りければ、つかはしける人にかはりて、
秋はくれ君は都へかへりなばあはれなるべき旅のそらかな

を二たびおこしけるとかや、そのかみめづらかにあやしきまるしどもなんどあらば、いけるごとなんと、さま〴〵いふなるは、例のおろかなる俗人をあざむきならへる、佛の道のくせぞかしとうるさくてなほざりにのみきゝすぐす、

〔延喜式神名十〕下野國十一座〇中略

那須郡三座並小〇中略　温泉神社〇中略

陸奧國一百座〇中略

玉造郡三座並小　温泉神社　荒雄河神社　温泉石神社

信夫郡七座並小〇中略　温泉神社〇中略

出雲國一百八十七座〇中略

意宇郡卌八座大一座小四十七〇中略　玉作湯神社

〔伊呂波字類抄由社〕湯神社伊豫國温泉郡内

〔延喜式神名十〕伊豫國

温泉郡四座　湯神社

〔古史傳廿八〕和名抄に、伊豫國温泉郡あり、國人は湯とも云り、又風土記には湯郡と作き、〇中略さて神名式に、此郡に湯神社あり、其神は大己貴命、少彥名命なりと、古書どもに云へり、實然るべし、今も松山(道後)温泉作山湯二字に湯月と云、温泉あり、湯人群す、温泉の上なる今社、すなはち湯神社なりと國人の説なり。

〔東海道名所記二〕伊豆の山に走湯山共いふ、こゝにましますの御神をば走湯權現と申奉る、むかしかまくらの右大將、賴朝伊豆はこれを信じ、つねに二所參詣をいたし給へり、此所に出湯あり、石はしるたきの如くなれば、走湯とは申すとかや、

祭神三座　有馬神社〈公智神社／湯泉神社〉當山地主權現也、凡寺社多南向、當社北向也、

〔延喜式九神名〕攝津國

有馬郡三座　湯泉神社〈大、月次新嘗〉

〔有馬日記〕湯の大神にまうづ、所は溫泉より一丁ばかり東南にて、いさゝか高くのぼる所、南の山のそばになん、北にむかひてたゝせ給へる、あたはらといふやまひに、としごろなやむよしまうして、此やまひやめ給へ、御湯のしるしあらせ給へと、ねんごろにねぎまうして、こゝにつきける日よりはじめて、朝ごとにまうでぬ日なし、そも〳〵此大神、今は權現の宮と里人は申す、さるは熊野權現、三輪明神、鹿舌明神と申て、三柱をまつれるよしいひつたふ、千載集には、有馬の湯に忍びて御幸ありける御供に侍りける、湯の明神を三輪のみやう神となん申侍ると聞て、物にかきつけて侍りける、按察使資賢、めづらしき御ゆきをみわの神ならばしるしありまのいでゆなるべし、となんあれば、むねとは大汝命をまつれるなるべし、藥の神にまし〳〵て、人の病をたすけ給ふときけば、ことにたのもし、延喜式の神名帳に、湯泉神社としるされたるはこれなるべし、安永二年といひしとし、此わたり寺また人の家どもゝ、そこらやけぬるをり、此御社もやけ給ひぬとて、今はかり殿になんおはします、此東の今一きは高くて平らかなる所は、藥師の御堂の跡なりとて、竹の垣をゆひめぐらしたるに、たくみどもあまたして、大きなるくれざいもくほど〳〵とうちけづるなり、本尊は、今は御社のむかひなる何がしの坊におき奉れると、いと尊くきらきらと大きなる御ほとけなり、此佛のたふときこと、又出湯の深きゆゑよしなんど、此坊につたへて、物にしるしたる、いにしへ大水いで來て、山くづれたるに、湯のあたりも何もうせはてゝ、年ごろへけるに、行基ぼさつといふ法師、すぎやうにありくをりふし、熊野權現といふ神に出あひ奉りて、尊き御さとしごとうけ給はりて、衆生のやまひをすくはんためにたづね來てなん、此御湯

温泉神

法橋通庵、名は重高、伊勢國松坂の人、北畠の庶流なれども、其先同國山村に住せしより、これを氏とす、爲ㇾ人無我にして正直、疇に登し、文茶香瓶花のごとき風流の伎藝に通ず、醫は後藤左一に學びて、自右一と名のる、薙髪の後通庵といへり、其言に曰、師は灸治に心を盡せり、我は温泉の効を試んため、諸國に遊び、氣味功能を熟驗す、但馬城崎、上野草津は其德ひとしく、天下に類なし、然るに路程遙にして或は至りがたきもの有ㇾ思がために變方を制すと、即印施の方あり、○中略

（但馬城崎　上野草津）温泉變方

助氣、温體、破痰血、通寒濇、潤膝理、利關節、宣暢皮膚肌肉、經絡筋骨、癥痂、痹痿、痀瘻、手痹、脚痹攣急諸痛、消腫、治痔、微瘡、下疳、便毒、結毒、登漏、疥癬、諸惡瘡、撲損、閃朒、婦人腰冷、帶下、大凡痼疾、怪病、洗浴多効、

潮水五斗（潮水なき國々にては、常の水に鹽一斗入て用ゆ、然ば二、）

米皮糠壹斗

鷄冠硫黃（六百目、細末にして布の袋に入、糠を煎じたる湯の中へふり出す、）

右潮水四五斗の内を貳斗分、米皮糠一斗を入、糠の赤くなるまで煎じ、其湯を飯甕にて桶へ漉し、居風呂へ入る、一日に三度づゝ浴す、風呂の湯熱き時は、潮水さし入る也、冬三月は十二三日、他月は六七八日も不ㇾ變、六七の暑月は、四五日過て上水を取捨、新なる潮水、米皮糠硫黃も初の半ほど入べし、諸病にさはりなし、右印施の儘を寫す、翁歿後四十年に向とし、今は世に殘らねば因に記して世を惠むの志を嗣のみ、翁はおのれがゆかりなれば也、（私云、浴湯は過不過、その裏證病症をにかゝるべし、凡實症にはよろしくして、虚症にはよろしからず、）

〔伊呂波字類抄由諸社〕温ユ泉ノ神社（下野那須郡三座內　玉造湯城兩郡座內）又號臭

〔壒嚢鈔十二〕一或問、我國温泉涌出の地、國神を祀りて鎭ㇾ守とす、異邦にもかゝるにやと、曰、三秦記云、驪山温湯舊話に、以三牲祭、乃得ㇾ之云々、

一中氣によし
一すじけによし
一つかひによし
一打身によし
一頭痛によし
一ぢニよし
一くちきニよし
右之通吟味仕、書付差上申候、
元祿三年
卯四月廿九日
新左衛門
孫右衛門
作右衛門
新右衛門
傳左衛門
櫛橋吉太夫様
西方斎助様
右之通、書付差上申候扣也、
右者拙者共、奈良屋市右衛門殿被二相呼一、前書之趣被二申含一、市中差障之義も無レ之哉御尋御座候間、御支配内御取調、差障有無來ル廿日迄、清右衛門方江可レ被二仰聞一候、
但湯屋渡世之者は、本文御同所ニ而、直ニ御尋有レ之ニ付、御調及レ不レ申候、爲二御心得一此段御達申候、
以上、

〔吉川家譜 二〕廣家年老ヒ、多病、世事ニ倦ム、故ヲ以テ常ニ諸武ニ參覲スル能ハズ、同〈慶長〉九年甲辰偶上京シテ家康將軍ニ謁セリ、然爲ノ温泉五桶ヲ賜フ、〈[illegible]式部卿法印ヨリ、[illegible]アリ、〉

〔別本吉川家譜 十五 廣家〕慶長九年甲辰四月、廣家公上洛シ玉フ時、〇中略家康公ヨリアタミノ湯ヲ廣家公へ賜フニ依テ、家康式部卿法印ヨリ、福原越後へ書ヲ遣ス、

吉川藏人殿、あたみの湯御留の由申上、昨日五桶我等かたへ請取置申候、今朝以使者申候へ者、はや御下候然者大坂へ被遣舟便ニ御下候て可然候、未大坂ニ御逗留候者、早々飛脚を被遣、御湯被入候而可然候、

七月十六日　同

福原越後殿

人々御中

〔雜事留 二〕天保三辰年四月

右和田村之儀温泉有之、慶安三寅年樽〇詰〇に致、其御用江戸江相廻し候儀も有之、其外元祿十七申年津波ニ而浴湯并民家一圓に押流し、夫より中絶致候處、舊例も今般右温泉樽詰御府内相廻し故障之儀無之哉、

本多豐前守知行所
伊豆國加茂郡和田村
願人名主 新左衛門

乍恐以書付申上候事

一和田村湯何拾年已前ニ出來仕候哉不奉存候、但湯壺立申候儀ハ、慶安三年庚寅年に立申候、年數之儀は、當午年迄九十三年ニ罷成申候、

御請書之覺

幕湯

〔筑紫紀行〕十一日、城崎郡湯島、〇中略温泉に浴する事、入込湯には湯錢なし、幕湯の價一廻六匁なり、一日に三度づゝ、湯女これをしらす、別に切幕といふあり、一室限に浴するなり、一日に二度づゝ、一廻の價金一歩なり、湯治人初めて宿に著時、祝儀を贈る事定りなし、此度は主の妻に百匹贈り、肆四人僕二人に百匹、湯女三人に六匁、湯。。。支配菊屋元七に銀一兩贈り與へたり、

〔類聚名物考地理三十五〕幕湯　まくゆ
今の俗、所々の温泉に、幕湯と云事有、貴賤入交りゆあむる事をさけて、幕にて隔て進りて、他人を交へぬを云、是西土にても有事也、小塞別記に、二卷石虎が奢靡の事をしるせし所に、又爲四時浴室、用鍮石珷玞、爲隄岸、或以琥珀爲瓶杓、夏則引渠水、以爲池、池中皆以紗縠爲囊、盛百雜香、漬於水中、嚴冰之時、作銅屈龍數千枚、各重數十斤、燒火色、投於水中、則池水恒温、名曰燋龍温池、引鳳文錦步障縈、蔽浴所、共宮人寵嬖者、解褻服、宴戲彌於日夜、名曰清嬉浴室、浴罷泄水於宮外水流之所、名温泉渠、渠外之人、爭來汲取、得升合以歸、其家人莫不怡悅、至石氏破滅、燋龍猶在鄴城、池今夷塞矣と見えたる、全く幕湯の事也、

〔攝津名所圖會有馬郡〕有馬温泉〇中略入湯に品あり、幕湯、幕間、狹縫、追込等の名あり、其幕湯といふは、浴室の入口に、其入湯の人の宿れる坊屋の印を染たる幕を打て、他の人を止む、室内には晝夜常燈を照らす、これ藥師堂の側なる報恩寺より燈す、開基僧正行基、中興仁西上人の木像、腰輿に乘て毎年正月二日温泉の入浴初あり、其時温泉寺の別當、僧二十字の坊主、列を亂して浴室にて祝式あり、

汲湯

〔有馬山温泉記〕汲湯とて、此地に來らずして、遠所へ汲よせてあたゝめ浴する人あり、寒月には湯の性うせずして、少のしるし有べし、温なるときは、日をへて後、陽氣つき、水の性變じてあしくなるべし、壺湯五木湯などに入にはしかず、

水に浴すれば諸瘡を治する事いたつて奇効あり、冷泉にして、久しく浸し漬る事あたはざる故、鍋などをかけ、湯のごとく水を温はせ、湯所へ行る、なり、往年江村北海先生、樋口ト齋翁と伴ひ往きて浴せらる、に、諸症悉退き、効驗ありし話ありしなり、此泉水に錢を浸しおけば、旬日の間にことぐく黄金色に變ず、此を內の金錢と唱ふ、泉窟に對して向吉と云山村あり、此地に寺の甲七といふ百姓あり、屋後に温泉權現と號し、鎮守といひ傳ふる小祠あり、神體なりとて、方一尺許の石を一箇置、扉上に記銘あり、天文十五年丙午二月草創せしよしを記せり、京師よりは程隔りぬれば、都下の人はこの泉の効を知る人稀なり、此邊の海上、すべて春來三四月の間、鯛鱸魚多く群れ來り、潮上に身を曝して浮く故、漁者これを捕るに勞なく、網などにて易く救ひ捕る、これを浮鯛と名付て、名産とせり、此温泉に浴しに往くを、湯治とはいはれずとて、水。治。といふもをかし

〔和漢三才圖會越後六十八〕温泉〔〇中略〕山二里許〔在蒲原郡之內〕在家熱湯三所、如鼎各相去半町、其家湯却熱、人浴之通身冷涼、而諸病全癒治、又熱湯却冷、人浴之全體熱温、而諸病瘡疫瘧等佳也、温湯中和、尋常人多浴、

〔徵古文書乙相州〕後藤彌兵衛書出〔天正八年歟〕

定

一底倉湯治之衆、一日ニ湯役人前より壹錢宛可取事、

一湯口取主へ取きるべからず事、

右對地下人懸錢有之ニ付而者、主人ニ申斷、小田原へ可申越候也、仍如件、

辰三月廿八日　後藤彌兵衛

□花押

冷泉有効

次の湯（色清し、鹽氣强し、）　中熱湯　主治　脚氣　心痛甚敷によし

新湯

上の湯（貳ヶ所　灰色、酢く澀味有、硫黄の氣甚し、）　大冷湯　主治　眼疾　諸瘡によし

濃の湯（薄濁り酢し）

にが湯（薄黄色、苦酢し、）

下の湯（米白し、澀み、甘み、鹽氣有、）

右いづれも冷湯にして、主治、上の湯に類すべし、

甘湯（誠に甘み有とて甘湯と云、和らかにして温也、）　主治、横䜝の湯に類すと云へり、

右當地温泉の効能、予が聞所大略斯の如し、竊に考ふるに、其地により、硫黄、雄黄、辰砂、礬石等の物ありて、其氣になれそゝぐが故に、其所によりて温泉に緩急ありて、効能またかはるといへ共、其山谷の氣は同じく、其温泉の水源は一なるべし、凡温泉の功は、陽氣を宣通し、血氣を廻らし、肌膚をあたゝめ、關節を利し、瘀血を破り、滞りを散じ、寒を除き、濕を去り、積聚、疝氣、むねはら、わきなどの冷痛の類、腰脚のまびれだるく痛む類、手足筋骨のひきつり、のびかゞみなり難き類、脚氣、うちみ、くぢき、一切の傷損、下疳、便毒、諸痔、脱肛、淋疾、楊梅、瘡毒、疥癬、歷瘡、紫白、癜風、金瘡愈んとして愈ざる類、婦人の血積、瘀血、經行不順の症、帶下、腰冷、下部一切の病、これらの諸病いづれも温泉によろし、又温泉によろしからざるもの病は、氣血虚損、勞倦不足の諸症、もろ〳〵の諸失血後、津液乾燥たる病人、脾胃虚勞嗽の類は浴すべからず、

〔漫遊雜記　上〕香川氏曰、温泉不熱者、無益于病者、可謂夏虫之見矣、藝州佐伯郡有泉、曰水内、治腰脚不随者有奇効、其泉頗冷、秋多雜浴、

〔筆のすさび　下〕安藝州佐伯郡水内和田村の内に、吉と云山の麓に湧泉あり、温泉にはあらず、此泉

脾胃虛　胸痛　諸淋　勞瘵

〔類聚名物考地理三十五〕四万温泉之來由記

抑上野國吾妻郡四万の鄉の温泉は、〇中略淡味在、鹹味有、或は浴、或は蒸、能百病を治る事妙ニして、誠に無雙の名湯也、〇中略

一第一血分を増　一頭痛上氣　一血一切之しやくつかへ　一腹痛、打身、きだん、わうだん、　一疝氣、ずんばく、　一痰、せき、痔、痳病、　一てんかん、かくの煩ひ、ないそんひいきよ、てうまん、中症、下血、吐血、勞症、虛勞、氣のつき、

一女中一切の血煩、月水不順、血懷、血塊、しやくつかへ、一切眼病に妙なり、其外濕、ひせん、水蟲、多蟲、なます、深かせ、しらくも、がんがさ、面瘡、いぼ、其外何共知れざる煩は、別而功能早速也、

總て虛症の人は精氣を增、其外功能勝計りがたし、有增記之者也、

四万湯本

田村文左衞門

〔鹽原考〕昔は鹽原湯泉八ヶ所と云ひしが、今は其所或は廢し或は湯涸れて、延寶の始地震有りて、又鹽原の湯は涸れ失けるよし也、今の所と云ふは、福綿戶、鹽竈、旅下戶、門前、古町、鹽の湯、寶卷、新湯、甘湯等也、〇中略左に湯泉の効能をしるす、

福綿戶

岩の湯薄赤く濁り、色鹽氣あり、大熱湯　主治　疝氣　寸白　脚氣　諸虫　積聚

橋本湯色淸く少し鹽氣有蓄あつし、中熱湯　主治　腹痛　手足痹

冷の湯色淸し　大冷湯　主治　頭痛　痰　眼疾

鹽竈

（温泉名勝志下）所々湯文。

湯本 冷湯也

好 腫物類 筋氣 脚氣 瘡毒 小瘡類 下疳 骨痛 痔 田蟲

癧 健瘡 コセ瘡 水蟲 疝氣 寸白 消渇 喉痹 中風

打身 頭痛 腕痛 癜風 灸破 眩暈 腰痛 切疵 突疵

禁 痰 咳嗽 黄疸 腹中 蟲積 虚労 食傷 疥 疥癬

塔澤 温湯也

好 中風 脚氣 筋氣 痹 蟲積 疝氣 頭痛 寸白 虚労

眩暈 痰 痔類 呃逆 黄疸 打身 折 腫物 癰瘡

田蟲 眼病 口中痛 腹中 經水 長血

宮下 并堂島 温湯也

好 蟲積類 脚氣 黄疸 筋氣 中風 寸白 疝氣 腹中 喘息

頭痛 眩暈 打身 折 血塊 下腰 痔 痹 虚労

癲癇

禁 腫物 瘡類

蘆湯 温湯也

好 打身。 筋氣 痢 腫物 金瘡 中風 婦人 崩漏 脚氣

痔 田蟲 腋臭 癜風 瘡類 痰

禁 頭痛 耳 淋病

木賀 温湯也

に甘く眠らせ給へとて、物の音もはゞかりて眠らせけるに、第四日の夕がた、みづから目をさまして起立、四日臥したる事はしらず、今は何時ぞといふ、良時主の婦人かたはらにありて、翁に目くばせして、七ツ半も候はんといふに、女うちゑみつゝ、さてもうれしや六年ぶりにてゑばしがほどこゝちよくねぶりて、心はれ〳〵としたり、人々は夕げたべ給ひしや、われはもとて喰をもとむ、翁はたゞ〳〵よろこび、いざとくといそがするに、婦人ふたゝび翁に目くばせし、六年ぶりにてめづらしくねぶり玉はゞ、めでたく粥をすゝめ給へとて、にはかにてうじたてゝすゝめけるに、常にまさりて心よくはしをとりつゝ、給仕する下女にものいふさまなど、つねにはあらぬ事にて、人のなみ〳〵なりければ、翁かたはらにありて、よろこぶ事かぎりなし、かくて大躰に快く、飲食つねのごとくになり、人に面をあはする事を嫌ひたるも、わすれたるがごとく、またしみあさき湯客の女にも、ものいひかはすやうになりて、三めぐりあまり浴して、奇病といひしもまつたく愈ければ、翁はさらなり、妹をはじめ、従者までもいさみよろこび、翁も妹も病をわすれて、めでたく故郷へ立かへりぬとものがたれり、此物語のついでに、江戸にて某の人年久しき難物の、ふしぎにいへたるはなし、又は他の客舎にて、奇病の愈たるものがたるなど、雨のつれ〳〵にあまたきゝ、たれど、さのみはとてもらせり、

〔七湯栞〕出湯のいさほし

夫温泉は天地自然の理にして、陰陽交會し水火妙合して温泉となる故に、是に浴すれば、いつとなく人の肌膚、腠理、表裏關節に貫徹し、陽氣を宣通し、留飲を化導し經絡を利し、氣血をめぐらし、邪毒を換托する事、たとへば香澤の物をそうるはし、時雨の物にそゝぐが如く、渙然として鬱をひらき結を解き、塞を除き、濕を去る事、皆温泉の能也、別て婦人血積、瘀血、經行不順に擬、其外帶下、腰冷、下部一切の病によろし、

因に云、文政十三年七月上旬、百樹此地にいたり、渡部氏の客舎にやどりて、温泉に浴したるをりから、主の婦人の物語に、今年春の半、主翁は江戸にいたりて家にあらず、時に甲州の人とて、（西郡の某氏）一人の老人娘とて中年の女二人、下女一人、從者二人を具して宿りけるが、翁のいふやう、我は疝氣の病ひあり、いもとの娘に癪の病ひあり、二ッの病症此湯に妙なりと聞て、はるばるこゝに來りし也、しかるに此姉に一ッの奇病あり、もし此湯にて治する事もやあらんかと保養かたがたにつれきたれり、その奇病といへるは、六年以前より晝夜眠る事あたはず、神心勞れて見らるゝごとく枯瘦、食すゝますして闇所をこのみ、人に對する事を忌み、時としては心躁々として人事を辨せずして、發狂せるが如、かゝる病にも此湯の利申にやと問ふ、婦人答ていふ、今問へ給ける疝と癪とは、此温泉に浴し給ひて、全快ありし人々許多あれど、六年の間眠り玉はざる病を治したる事は、聞もおよび候はず、わらはゝ女の身にて、醫療の事は露ばかりも曉し候はねど、眠り玉はざるは、氣血のとゝのひ給はざるならん、此いでゆは氣血を補ひ、精心をさはやかにするを第一の功とすれば、こゝろみに浴し給へ、その功能に應じ給ふ事もあるべし、さはりとなる事はいさゝかもあるまじといふに、翁いかにもとて、是よりかの女に（年ごろ三十餘）入湯させし事、十餘日なりしに、ある日朝食を喫する時、碗をとり二た口三口にして、頬に眠り、持たる碗をはたとおとしたるが、おどろきもせで、ねぶければいねんといふに、翁かたばらにありて大によろこび、寢所へ入れて臥せけるに、其日も暮て夜もすがらうまく睡、次の朝も目をさまさず、かくて晝夜三日の間、息ある死人のごとくなれば、翁ははじめのよろこびにかはりて、覺束なくおもひ、主の婦人をまねぎ、しかじかのよしをかたり、なにはともあれ、三日のあいだ食せざれば、飢ては病にあしからん、起すべきやなど婦人に問ふ、婦人のいふ、六年が間眠り玉はざりしとなれば、一日を一年として、六日臥給ふともくるしかるまじ、そのまゝ

（有馬山温泉記）凡此地の温泉は、天下にすぐれたる名湯なり、病に應ずれば甚妙效あり、いづれの温湯にも、浴せんとせば、先其病症に、湯治の相應すると相應せざるとをよく考ふべし、この湯は、相應の病なれば甚しるしあり、手足なへしびれ、筋骨ひきつり、のべかゞめかなひがたく、脚氣の病高ぶる所よりおこり、或[illegible]し、おしにうたれ、一切の打身、金瘡のいゆるによし、皮はだへの病すべて外症によし、又寒冷の病によし、此等の病に浴すれば大に効あり、他の湯にまされり、氣血不順の症、腹中の滞にも、かろく浴しあたゝめて、氣をめぐらすべし、然れども内症の病には應せず、浴すべからず、邪熱虚熱ある人にははなはだあしゝ、病をそへてあやうきにいたる、必つゝしみて浴すべからず、世上に病症をえらばずして、何の病にもよからんとて入湯する人あり、はなはだあやまれり、相應の病症にあらずば入湯すべからず、益なきのみならず害有、又浴して何のしるしもなく、又害もなき症あり、かくのごとくの症には、浴する事無益なり、およそ浴して益あると害あると、益も害もなると、此三の病症あり、よく〳〵しらぶべし、害有症と益なき病には入湯すべからず、

（熱海温泉圖彙）温泉主治

熱海の温泉に、關東第一の名湯なれども、甞ば遠山の地とのみ聞て、其功能を詳にせざる人多ければ、其功驗をこゝに記す、　中風にて手足しびれて、歩行心にまかせざるに妙也、　眼病、かすみ目、たゞれ目の類は、七日入湯して目をあらへば治する事妙也、　腰の痛　脚氣　筋攣　打身　折傷　頭の瘡　寸白　痔　脫肛　淋病（[illegible]）　喘息　婦人腰の冷　懷妊せざる人　氣虚　血積　歯の痛（[illegible]）　腫物　金瘡此湯に入れば、初は其毒をはつし、そのゝち全く愈る事妙也、若いづれも[illegible]を發してしるしなきに妙也、けだし水腫、腫滿、癩病は、此湯を禁べし、湯に入る間房事をつゝしまざれば、きゝみち、おそかるべし、

毒、結毒、疥癬、臁瘡、紫白、癜風、并に金瘡のいゑんと欲していへかぬる類、婦人の血積、瘀血、經行不順の症、滑下、腰冷、下部一切の病、これらの諸病はいづれも温泉によろし、

一又温泉によろしからざる病は、氣血虚損、勞傷不足の諸症、もろ〳〵の失血後、津液の乾燥たる病人、脾胃虚勞咳の類は、もとより論ずるにをよばず、邪熱虚熱ある人には甚あし、病をそへてあやうきにいたる、つゝしみて浴すべからず、無病たり共、生質はなはだ虚弱の人亦浴すべからず

〔温泉小言〕一故に諸國の温泉ある所、一所に湯壺のいくつもある所あり、土地がひとつ所なりとて、その湯に差別なしとおもふべからず、湯壺と相去ること、纔か二三間のあいだにて、その湯の性大に相違するあり、是そのわかす地中の火はおなじ火なれ共、其湯となる水筋の相違、或は又土中にてすでに湯となりて後、その湯のくゞり來るすぢ〳〵に相違ある故なり、肥前温泉山の上に湯壺いくらもあり、その湯壺の相去ること纔か四五間、或は八九間のあいだなり、纔か見へ渡る程の所のことゆへに、その湯に差別あるまじきことなるに、その湯の色、米泔汁を見るがごとく白き湯あり、又青黒色なるあり、礬汁のごときあり、その湯皆極熱にて、人の浴すべき湯にあらず、土人これを名づけて地獄といふ、浴せぬゆへにその性效はしらねども、色さへかくのごとく大相違あるなれば、その性の相違は決定なり、是湯壺の所の土氣に相違もなく、沸す地中の火に相違もなき筈なれども、その湯壺々々の水筋の相違、或は土中にて湯となりて後、その湯のくぐり來る筋々に相違あるゆへにかくのごとく色に相違あり、但州城崎の温泉も新湯と瘡湯と、そのあわひ纔かの所なれ共、新湯は瘡を發し、瘡湯は瘡をいやす、曼陀羅湯は、東槽は瘡を發し、西槽は瘡を愈す、これも右之理とおなじことにて、その湯壺々々へ來る湯の、筋々ちがふゆへなり、わかす火に相違あるにあらず、

すめ、津液をまし、五臟をあたゝめ、万病に應變す、其外異病怪病といへども、悉くゑるしあり、よく其湯宿にたづねて病に應ずべきに浴すべし、湯宿又古格あり、博覽の書といへども、温泉の製は別なり、先浴せんとして湯槽にのぞまば、己が手拭もて、湯壺の端を洗ひ温め、其所へ腰をかけ、兩足を湯壺の中へ浸しながら湯を手に結び面を洗ひ、いかにも氣を平らかにして、夫より兩肩脊中腰の邊を、何遍もそゝぎかけ、自然と總身あたゝまるを待て入べし、尤肩の出ぬ程に入るなり、肩出る時は上氣す、男女ともにかゝむはあしく、手足をのばし、指の股までも湯氣の廻るやうに入るべし、上氣を引下るとて、足ばかりを湯にひたすものあり、決して無用なり、却て上氣してあしゝ、かくして總身自然とあたゝまり、透りたりとおもふ時、靜にあがるべし、もし久しく浴すれば、津液燥て害をなすべし、入湯は一日に三度より六七度迄はくるしからず、度々なれば、湯よりあがりていまだ血おさまらざるうちに又入るゆへ、逆上してあしゝ、此ゆへに、すゝむ時は其ほどを考へて浴し、すゝまざる時は見合せて入るべし、己が氣にうけざれば、血もうけず、氣血和せざれば、湯の廻り遲し、よく〱辨ふべし、

〔漫游文章 四〕草津温泉游記

余聞太沖說、欲著其書已、今取其浴度、浴法、浴禁、幷余所觀試、以告游浴者、太沖曰、其初浴也、胸腹開豁、須飢能食、湯之應也、四五日若七八日後、或下利、腹微痛、若裏急者、亦治驗也、余浴草津一兩日、日入槽二三次、覺腹中拘疞微痛、既而心下痞鞕、皆云腹有痃癖者、不堪此泉也、余頗疑懼、然亦恃太沖之言矣、果下利二三行、後不復痞也、皆云、此湯以瀉爲要、不瀉則効不多、余試指一日、胸腹如初、用鍼而愈、後指大瀉、不復痞也、然羸人老人皆不宜瀉也、余在草津、見及羸瀉下者二人、其一人年三十餘、治之卽甦、一人五十餘、快瀉而貪、氣絕而死矣、由是觀之、取一旦陰騭巨害、可不戒乎、太沖浴度、一日二三次爲律、羸人一二次、强人或三五次、過之則疲勞、草野愚民、一日或至十餘次、不啻不能治病、將傷害生命、余觀浴

浴中禁

大酒　飽食　房事　假寐　思慮　冷風座

浴法

凡一日に三五度、弱人は二三度、強人は六七度、是日漸増て入湯すべし、其初にて頭よりそゝぎかけ、暫くして湯の中に入、乳を限りひたし、気を静め、腹臓をあたゝめ、額に汗を催す時、槽より揚り、四支を伸て浴衣を著、休臥する間、暫時ばかりなるべし、浴中若微病もあり、小便濁あり、腹痛もあり、痞動して痛も有、訝事なかれ、日数を入りて効を知べし、

寶曆十二壬午季夏　　石渡賢由改梓

〔熱海温泉図彙〕浴法ゆあみのしかた

温泉に浴して病を治するは、薬を服するに異ず、ゆゑに其度にかなはざれば功を奏しがたし、初てゆあみする人、第一日は朝夕二度あつきとぬるきとは心次第なれど、はじめはあまりあつきに入べからず、入んとする時、まづ頭をそゝぎ、からだをしめし、さて湯に入りて、いたむ所ある人はその所をもみなどして、総身あたゝまりたる時湯をいで、からだをさばし、再びざつと入りてあがるべし、是を一度の入湯とする也、第二日は食前三度、第三日は食前三度、臥す時一度、第四日同じ、第五日は夜昼六度、ひる四度よる二度、第六日第七日同じ、右七日を一まはりといふ、一ト廻りにて病ひ癒くもあり、湯の利たる也、其の一まはりにて病を療治し、又の一まはりにて病を補ひ、気血をとゝのひ、支体を健にす、

〔七湯栞〕入方用捨の次第

箱根七湯は、悉く効験ことにして、疾病によりて其主るし各異なりといへども、大概は老少男女を論ぜず、養生を主とし潤身補益の温湯なり、胃を補ひ、筋骨肌膚を潤し、脾胃をとゝのへ、食をす

之不尤、於審者、固非温泉之罪也、有司之不禁也、且嘗親之、其犯律偷浴者、罰之逸。湯。日自七八次至十餘次、既經六七日、乃尤一順之數、曰得其所哉、是不徒勤其形骸、又將我賊斯血精也、何其殆乎、嘗譬之之與酒乎、譬是百飪之帥、而和過則其味也敗、酒是百藥之長、而飲多則其性也亡、故不量其度、貪飲累酌、一朝欲傾旬浹之美、則卒然語顚、如鬼如狂、甚擾困頓、無所不至、是皆驚亂血氣、煩亂心腸之所致也、泉之於過浴也亦然、彼且謂、當土温泉火氣寛柔、不貪不徹、既浴三日、泉氣漸加倍於他日、於是乎皮膚骨髓、翕然蒸透、不覺發暈者、比々有之、殊不知泉味嚴峻、深以剌肌入骨、如之何其可邪犯也、而況丞之以一層火熱、如但馬城崎新湯、熊野本宮温泉、誰敢嘗之、設使斯泉如彼所企望焉、則自有生民以來、其鏖殺之、豈唯億萬之魔也乎哉、咄嗟舛野鄙夫、不識物理、其致害談味行、往々如此、可不嘆乎、

浴禁

凡浴温泉、有禁二十有五焉、今約爲五道、一曰、將浴禁大勞、大飽大飢、大醉、大汗、二曰、既浴禁高歌、長語、暴泳、過浴、妄飲泉液、三曰、浴已禁假寐、灸灼、入房、久著浴衣、喜食粘硬物、四曰、禁一切瘡疥初發、或病後元氣未復、或孕婦三四月七八月、及產後五十日內、或冒邪風、發宿疾之日、或憂憤過多之時、五曰、禁疾雷暴風、淫雨地震、日月蝕、凡犯此五大禁者、浴後未歷年歲、必發急病、卒死、水腫、勞瘵、墮胎、崩血、偏枯、大疫、痼瘵諸證、是予所比々目擊也、名之曰湯逆。是不啻有馬温泉、諸州温泉皆然、

〔類聚名物考 地理三十五〕伊豆國賀茂郡熱海温泉記

古しへ今の年毎に、國司諸侯の方々、其外貴賤のわいだめなく、遠近より集て浴湯する輩は、普く効驗なきはあらぬめり、別て此湯の應る疾の品、書記して後に附侍る、

湯効

腹痛　積痞　疝氣　痔疾　中風　痳病　頭痛　久瀉　骨節痛　齒痛　痰飮　脚氣　逆上

遺溺　撲損　赤白帶下　陰中冷　麻木　腰冷伏氣腹痛

たりて身をあたゝめ過すべからず、はたにこしかけて、先足をひたし、次にひしやくにて湯をくみて、頭よりかたにかけてよし、湯の內に入ひたるべからず、久しくゆをあぶれば、身あたゝまりすぎ、衰氣ひうけ汗いで、元氣もれて大にどくとなる、かろく入べし、汗出る事甚あしく、凡湯人の間、尤身をつゝしむべし、ゆあがりに風にあたるべからず、入湯の間、上戸も酒多くのむべからず、氣めぐり、食すゝむとも大食すべからず、酒にゑひて入べからず、湯よりあがりて則酒をのむべからず、味からき物多く食ふべからず、熱性のもの、寒冷の物食ふべからず、性かろきうを鳥少づつ食ふべし、色慾をおかす事はなはだいむ、湯よりあがりて後も二七日いむべし時々歩行して氣をめぐらし、食を消すべし、ひるねすべからず、入湯の日數おはりても、風雨はげしくば歸べからず、天氣しづかになりてかへるべし、湯治の內灸をいむ、あがりて後も數日の間灸すべからず、

〔有馬山温泉記追加〕入湯の法　凡此湯に入人、湯入の間身をつゝしむ事、甚をこたりある故に、病を生じて、却て名湯をそしるの類多し、湯あがりは、温湯の氣、身に徹して寒をおぼへず、故に浴衣ひとへを著て久しく座し、風にやぶらるゝ事をしらず、又入湯は酒食をめぐらする故に、過すに害なしと云て、飮食はなはだ度をこへ酒と和、飄、淫聲のたはれたるにひかれて進み安きゆへに、しばしば亂に及ぶ、中にも色慾はわきて湯治にいむなれば、往昔より此地にかたくいましめて、遊女妓童のしばらくもとゞまる事をゆるさず、まして湯女は酒宴の席にのぞむといへども、客に通る事はかたきいましめなれば、おもふにかひなしと知ながら、おろかなる壯男は、見るにきくに心を動して、病を添る種と成ぬ、すべて此地に來るの人、温泉を疎におもふが故に、一日の內わづかにふたゝび通る事のあないありても、飮食を心よくせんと欲してうけがはず、あるひは雙上連歌の席の望ざるを惜み、鞠楊弓の場のなかばなるをいとふが故に、期をはづして養生の節を失ふ、淺ましき事なり、凡湯治に來る人は、四民共におしむべき時日をついやすのみかは、仕

留のうち、茶の湯に用うる葉いふこさを、此湯にひたしてこゝろみしに、いさゝかも色のかはる事なきゆゑ、里言の虚ならざるを信ず、湯は玲瓏たる事水晶のごとく、大便つうせざる人一碗を喫すれば、こゝろよく通ずといふ、

湯潮ゆのわき

湯の潮こと、晝夜に三度、長の時に奏潮（六ツ、四ツ、八ツ時、）年中時を違ふ事なし、四十日又は五十日目に終日湧潮、是を長湧といふ、次の日はかならづ湧事なし、是を休と云、その次の日湧事時をさだめず、一二日をへてわく事前の如く、湯の湧形勢は、鼎に水を煮るがごとく、はじめは蟹の眼のごとくに湧いで、次第にわきたち、沸湯にいたりては、石龍熱湯を吐がごとく、二間餘もへだてたる大石へ熱湯吐かけるありさま、響は雷のごとく、湯氣は雲のごとく、天に上昇、見るに身の毛もよだつばかり也、此湯を四方の客舍に引き、湯船にたくはへ、冷して浴せしむ、ゆゑに里言に大湯と唱ふ、その圖を下にあらはす〇略圖　諸國に温泉多といへども、かゝるためしをきかず、天工の機關奇妙不思議の靈湯なり、唐土驪山の湯泉に類すれども、それよりは奇とすべし、

〔漫游文草四〕草津湯泉游記

余游草津、携香太沖所著藥選一本、來以取則於此、得益固多、雖然在門墻則應、豈無其辨乎、蓋古人之於湯泉游也、余嘗讀水經酈注、不言温泉治疾、亦不如此際多温泉也、上世我民淳撲、山野固乏湯液之治、於是百病一浴、載疾山谷、余嘗入蝦夷之地、而想上世光景耳、蓋毛之野、可浴者數十所、夏月游浴草津日數百人、何盛、亦惟辭亦惟眾、其爾之古遺耶、若輦下兩都、與通邑大城、豈舍湯液而求治山谷哉、其浴治者、托之以游耳、近時平安一醫、有後藤生、巧思施治、遂發一識於直情、首唱浴治奇驗、其名高于一時、太沖受業其門、張皇一家之說、著書建言、其說謂、但馬城崎温泉、爲海內第一、其地去都下不甚遠、且巴人多和、碌々就人從此、城崎常爲疾之藪、假使其說之是、東奧北陲之多湯泉、渠豈咸履而試乎、夏虫

硫黄湯説曰、白雲上騰、丹砂下沈、冬湯駐老、焼湯澄心、今余獨論潤之水、臭之硫黄氣、聞臭不可聞、則異白雲硫黄丹砂爲之後、乃爲溫泉耶、呼湯泉夫云何哉、東坡曰、自儒耳目睹、未測陰陽故、宮漢曰、湯泉之理不才、故論、或云、貴州地性熱、故山谷多温泉、然貴州餘水未必熱、或云、出硫黄地中卽熱、然以硫黄置水中、水未嘗温、是地性之説、硫黄之論、共似失之、佛經院中二泉、相去尋常、而東泉甚熱、以西泉解之、然後調適可浴、然竊還之湯泉、乃在西方、是亦初不拘東西南北也、想夫湯泉在天地之間、自爲一類、受性本然、不必有待然後温也、凡物各求其類、猶水性尤耿介、得其類則雖千萬里、而伏流相通、非其類則壁絶咫尺、十字房午而不相入、故二泉之間多武、而貴涼特異如此、吹氣爲寒、呵氣爲温、而同出於一口、又何疑之有哉、自漢之說非不詳也、而在周氏言不云乎、水中有火乃焚大地、陰中陽陽中陰、陰陽之精互藏其宅、陰陽本自一氣、水火亦果不二哉、得達陰陽窮理之人、而倶言之哉、故其以東坡之博辨、尚云未測陰陽故、蓋是故僅于湯泉耶、記録曾山是礬石泉、黄山是朱砂泉、其餘皆多作硫黄氣、王褒等諸人之所言不爲紀也耶、唯朱砂泉得飲之、蓋以得點、其礬石硫黄泉鼻皆掩之、況不可飲乎、今余浴于有馬泉、有石硫黄之氣、含之久則臭、齒牙、若飲則多嘔云云、實、由是觀之、温泉之出、自山石、可謂無其理乎、

〔温泉論　二〕有馬温泉

伏惟、有馬温泉之爲湯、蓋古以來、天下所共識也、故舊日本紀、及風土記等、稱此處曰鹽原山、室富土處々湧出鹹泉、故名爾、予屢過浴於此、反覆玩味、要之、是不過鹽水、則自有朴消硝石之精華、而並出焉、蓋其爲味、最鹹微苦、直入于臟腑、雷鳴瀉利、是豈獨潮性之力、而硝黄之所致也乎哉、卽爲朴消硝石之屬、明矣、

〔熱海温泉圖彙〕湯味

鹹氣ありて苦し、此あはけは潮の鹹氣とおなじからず、いかんとなれば、里人此湯に糸をひたして木綿を織るに、その木綿甚だつよし、此湯色絹にふれても損つく事なしと聞しゆゑ、京山遅

る盤石の底より鳴動し、猛烟天を掠め、熱湯迸り出、其凄き事いふ計りなし、是を四方へ筧を以て取て、湯舟へ堪え置なり、浴家二十七軒、三軒の本陣有、又一月中一度長沸する事有て、終日涌出す、然る時は、翌日は終日涌出ざる也、又濱邊に瀧湯とて、夥しく山より流れ落、下に大なる湯舟三に堪ふ、神社あり、走湯權現と申、〇中略都て温泉の地、潮なるはなけれど、硫黄成は鐵器早く銹腐る故に、寺院の口鐘先腐壊す、其甚敷は、上州草津也、浴湯の人至れば、先刀劒を宿に預り、箱に入、能々緘して、還るの日出し與ふ、然らざれば、逗留中に銹て用立ざる程也、予九州の歸路、豐後國府内に至る時、九月五日也、此日此所の市濱の市といへりと滿會の日にて、近郷の人夥しく群集す、〇中略翌日小船をかりて別府へ行けり、笠縫島は磯近くて、棚なし小舟漕行は、古歌の姿を得たり、弓手は四極山海岸に立覆ふ、浦々の風景又珍らし、程なく磯に着て、小き坂路を上り下り、とある濱に人の首七ッ八ッ並び見えたり、コハ怪しき事也と艘を回り〱て、漸く近く見るに、いよ〱首也、僧の首も有り、女の首もありて、物いひ笑ふさまなり、餘りにいぶかしければ、道を走り〱、頓て其洲崎に至り見れば、各濱の砂を堀穿て支體を埋みたる也、此所に温泉あれども、潮と變りて地上に出ず、故に身を埋めて浸すに、其温甚快し、され共潮さしぬれば海と成故、引汐を考て斯〱の如くす、至て加減よき程なり、頓て出る時は、側に池の如き湯あり、是にて砂土を洗ひ落し、衣服を著して宿へ歸るなり、別府町にも、家毎舟に湯を湛え置り、誠に興覺る業ながら珍らしく可笑、數十年の旅行の中には、見馴れぬさま〱の事多かりき、

〔羅山詩集三紀行〕有馬山温湯

我國諸州、多有湯泉、其最著者、攝津之有間、下野之草津、飛驒之湯島、是三處也、有馬湯舊得冷煖之中、而浴者有効、一旦會地震山崩、而后酷熱、觸手如探湯、殆似投鷄卵而黄白凝結也、故近歲引澗水于筧、以注之、始獲浴焉、然其効亦可視也、按大明曾蕃遊草所載云、造化之湯泉、臨淸之温泉、甚詳矣、且援王

御番衆江申渡覺〇中略

一休之內、湯治御暇之儀被申候ば、日數常之ごとく、但斷之樣子により、五廻も六廻も、又は再篇も遣可申事、

申二月廿日

〔嚴有院殿御實紀 九〕明曆元年正月廿八日、紀伊宰相光貞卿、豆州熱海浴湯のいとまたまふ、

〔但州浴泉記〕寬政庚申の春のころ、予脚なやむ事ありて、但馬の國城崎郡なる溫泉に浴せんと志し、其あらましを書付て、閣老織田氏の廳に出て願ければ、早速東都へ上聞ありて御ゆるしを蒙り、四月六日の夜戌の刻計に、平野隨意、鹽原我忍の二子を伴ひ、納屋橋のむかひにて龜屋喜兵衞なる者の所に行、〇下略

〔有德院殿御實紀附錄 八〕養仙院のかたの執事、宿谷源左衞門尹行、もと鳥見よりのぼり、口さかしき者にて、時めく人々に媚へつらひ、その心にかなひしかば、世のひともひそかに眉をひそめけり、これよりさき、病に托しいづこのか溫泉に赴くとて、そが子縫殿富房を招き、我こたび湯治に赴くなり、たよりよくば京大坂をもみんと思ふといへども、この事もれ聞えなば、我身のみならず、汝までも越度たるべし、かなあしこ、人にないひそ、たゞ汝が心得にあらかじめ告しらするなりといふ、縫殿もとこうの詞もなかりけるが、それより源左衞門こゝかしこ思ふまゝに逍遙し、歸りてのちは少しもつゝまず、令を犯して珍らしき所々みもし、また一興なりなどはゞかる所なく人にもかたりのゝしりしかば、聞ものおどろきてさゝやきあへり、その後も酒にふけり、宿直の夜も醉に乘じて局々の女房などにたはぶれ、あるは刃をあらはして追ちらしなどして興じしかば、みな人惡みうとみけり、

〔三省錄 後編 住居 三〕世上にて沙汰ありし富有の町人、紀伊國屋文左衞門と云ものありし、上野中堂御

請暇赴温泉

(帝王編年記 十八)文永四年九月十三日、一院新院御幸吹田、新院於吹田可被召有馬湯云々、

(塵袋 二十八)一攝州有馬山温泉、我國無雙なる名湯也、(中略)當山の鎮守は、座古三輪の二社也、仁西熊野の祠を建そへけるとぞ、夫三輪は大汝の命にて、我醫藥の祖也ける、湯の山の神なる事は神記に見へ侍るか、(中略)後鳥羽院も御幸まし〳〵けるとかや、(下略)

(朝野群載 二十 大宰府)向温泉人官府

太政官符 太宰府

應聽往還其姓某丸向其國温泉事

右得某人解偁云々者、其宣、奉勅依請者、府宜承知依宣施行、符到奉行、

辨 史

年月日

一說云、宣奉勅、宜聽往還、府宜承知依宣行之、路次國且宜准此、符到奉行、

(東大寺正倉院文書 十七)駿河國天平九年正税帳

依病下下野國那須湯從四位下小野朝臣(上一 從十二)六郡別一日食爲單漆拾捌日(上十六日 從十二日)

(扶桑略記 二十五上)天曆七年三月廿日己亥、權少僧都明珍、申給官符向伊豫國温泉治病、

(集古文書 四十九)天文六年過書 攝州 有馬

湯治人數十七人、荷物壹荷在之事、上下□□無異儀可有勘過狀如件、

天文六 八月二十七日 長盛

攝州關々

諸役所中

(憲教類典 四ノ四ノ九)寛文八戊申年二月廿日

〔日本書紀二十六齊明〕三年九月、有間皇子性黠、陽狂云々、往牟婁温湯、僞療病、來讃國體勢曰、纔觀彼地、病自蠲消云々、天皇聞悅、思欲往觀、　四年十月甲子、幸紀温湯、　十一月戊子、捉有間皇子、與守君大石、坂部連藥、鹽屋連鯯魚、送紀温湯、舍人新田部米麻呂從焉、　五年正月辛巳、天皇至自紀温湯、

〔萬葉集一雜歌〕額田王歌　未詳

金野乃、美草苅葺、屋杼禮里之、兎道乃宮子能、借五百磯所念、

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、一書曰、戊申年幸比良宮大御歌、但紀曰、五年春正月己卯朔辛巳、天皇至自紀温湯、

幸于紀温泉之時額田王作歌

莫囂圓隣之、大相七兄爪謁氣、吾瀬子之、射立爲兼、五可新何本、

〔萬葉集一雜歌〕中皇命往于紀温泉之時御歌

君之齒母、吾代毛所知哉、磐代乃、岡之草根乎、去來結手名、

〔日本書紀二十九天武〕十四年十月壬午、遣輕部朝臣足瀬、高田首新家、荒田尾連麻呂於信濃、令造行宮、蓋擬幸束間温湯歟、

〔續日本紀二文武〕大寶元年九月丁亥、天皇幸紀伊國、　十月丁未、車駕至武漏温泉、　戊午、車駕自紀伊至、

〔千載和歌集二十神祇〕有馬の湯に、忍びて御幸ありける御供に侍りけるに、湯の明神をば、三輪の明神となむ申し侍ると聞きて、物にかき付け侍りける、　按察使資賢

珍しく御幸を三輪の神ならば驗あり馬のいでゆなるべし

〔百練抄十四四條〕仁治元年五月十八日辛巳、安嘉式乾兩女院御幸有馬温泉云々、

〔百練抄十七後深草〕正元元年十月五日乙亥、自今日主上御湯治、被召有馬温泉湯、

惠總法師及葛城臣、逍遙夷與村、正觀神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首、惟夫日月照於上而不私、神井出於下、無不給、萬機所以機(妙行)妙應、百姓所以潜扇、若乃照給無偏私、何異于壽國、隨華臺而開合、沐神井而瘳疹、詎舛于落花池而化弱、窺望山岳之巖崿、反冀子平之能往、椿樹相廕而穹窿、實想五百之張蓋、臨朝啼鳥而戯哢、何曉亂音之聒耳、丹花卷葉而映照、玉菓彌葩以垂井、經過其下、可以優遊、豈悟洪灌霄庭意與、才拙實慚七歩、後定君子、幸無蚩咲也、以岡本天皇(舒明)○并皇后二躯、爲一度、以後岡本天皇(齊明)○近江大津宮御宇天皇(天智)○淨御原宮御宇天皇(天武)○三躯、爲一度、此謂幸行五度也、(見)○又萬葉集註釋三

(古史傳二十八)以大帶日子天皇與太后八坂入媛命二躯、爲一度也、(景行天皇紀に、此幸行のことを記し漏されたり、)以帶中日子天皇與大后息長帶媛命二躯、爲一度也、(仲哀天皇紀に此事見えず、二年と云年の三月、南國を巡狩し給へる事あり、其時などの事にや、然れど[illegible])

(日本書紀二十三舒明)三年九月乙亥、幸于攝津國有間溫湯、十二月丙戌、天皇至自溫湯、十年十月、幸有間溫湯宮、十一年十二月壬午、幸于伊豫溫湯宮、十二年四月壬午、天皇至自伊豫、便居廐坂宮、

(萬葉集一雜歌)額田王歌

熟田津爾船乘世武登月待者潮毛可奈比沼今者許藝乞菜

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午、天皇太后幸于伊豫湯宮、後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就于海路、庚戌、御船泊于伊豫熟田津石湯行宮、天皇御覽昔日猶存之物、當時忽起感愛之情、所以因製歌詠爲之哀傷也、即此歌者、天皇御製焉、但額田王歌者、別有四首、

(日本書紀二十五孝德)大化三年十月甲子、天皇幸有間溫湯、左右大臣羣卿大夫從焉、十二月晦、天皇還自溫湯、而停武庫行宮、(武庫地名也)

ゑの湯　いあふ

櫻島

黒かみ　ふる里

蝦夷湯澤温泉

〔東遊雜記　五〕湯澤といふ所も少しき町也、此所には温泉ありて、入湯のものも數多見へし事也、予も入て見るに、硫黄湯にて見分がたし、土人の云く、北方の地には湯の出る地多しと云へり、蝦夷地内浦ヶ嶽の麓は、取廻して湯の湧所と蝦夷人もの語せし事と云々、虚實詳ならずと云へども、土人の云しを記せしものなり、

溫湯初見

〔七湯栞　一〕温泉濫觴

凡温泉に浸りて病を治る事は、ちはやぶる神代のむかし、天孫いまだ降臨したまはざる時、大己貴尊、宿奈毘古奈命と同じく、わが豐葦原中津國を領せさせおはしまして、此民の夭折をあはれみ、醫藥、禁厭、温泉の法をたて、其疾苦をすくひ玉ふ、時に大己貴尊御心地例ならざる事のありしに、宿奈毘古奈命、則温泉に浴せしめたまひければ、尊の御病脳即時に平愈あり、是より二神海内を巡行し給ひ、土地のよろしき所々に温泉をもふけたまひし事、舊記に彰然たり、其後舒明、孝德の二帝も、温泉に浴したまひて御脳を療したまひ、其外代々の人々、入湯して病をのぞきしためし、挙てかぞへがたし、とほき唐土をとふに、秦の始皇帝瘡腫のうれひありて、驪山の温泉に浴せられしかば、その疾頓に愈たるよし、三秦記に見へたり、

○按ズルニ、大己貴宿奈毘古奈二神浴湯ノ事ハ、伊豫國道後温泉條ニ引ク釋日本紀ニ見エタリ、

温泉行幸

〔釋日本紀　十四皇極〕伊豫國風土記曰、〇中略天皇等於湯幸行降坐五度也、以大帶日子天皇〇景行與太后八坂入姫命二躯、爲一度也、以帶中日子天皇〇仲哀與太后息長帶姫命二躯、爲一度也、以上宮聖德皇爲一度、及侍高麗惠總僧、葛城臣等也、于時立湯岡側碑文記云、法興六年十月、歲在丙辰、我法王大王、與

〔西遊雜記 十肥前〕雲仙ヶ嶽(雲仙ハ温泉ノ事ナリ)谷々の流にも湯氣立上りて、いかにもあやしき山也、麓に温泉あり湯本といふ、功もありとて入湯の人もある所也、此温泉ばかりにあらず、谷々に温泉有と、土人の物語り也、

〔肥前風土記 高來郡〕峯湯泉(在郡南)此湯泉之源、出郡南高來峯西南之峯、流於東、流之勢甚多、熱異餘湯、但和冷水、乃得沐浴、其味酸、有流黄白土及松、其葉細、有子、大如小豆、令得喫、

○按ズルニ、此ハ今ノ温泉嶽温泉ノコトナルベシ、

肥後國 日奈久温泉

〔西遊雜記 九〕田の浦は漁家計、屋敷町也、此地より日奈久へ三里、此あいだに赤松太郎と稱す佐敷太郎に劣らぬ嶮しき坂有、日奈久は大家の町にて、熊本侯の御茶屋もあり、温泉も有、入湯の者も折々は來る事にて、功有温泉といふ、

湯ノ浦温泉

〔西遊雜記 九〕水股より湯の浦へ三里、此間に網木太郎と稱せる坂有、上下二里、嶮しき事いふ計なし、肥後の片言にて坂の名を太郎と云て坂とはいはず、此邊は肥後にても風土の能所にて、民家のもやう薩州より勝れたり、湯の浦少しき在町にて、温泉あり、旅人入湯せるに錢とがむる者もなく、明はなしの温泉なり、湯はあしからず、功ある温泉の由、然れども邊鄙の地故に、他方より入湯に來る人さらになし、よく〳〵聞ば是より山分に入りて、實にもかしこにも湯涌地數か所有といふ、

薩摩國 霧島温泉

〔薩摩風土記 上〕九月十九日、きりしま御祭禮、(西社)(東社)ふもとに湯治場あり、湯の數三十二あり、

〔薩摩風土記 上〕一湯治場

南東　伊佐　伊なく　いぶすき　ちうの水　水のはな　すな湯

西北　あんらく　いくき　ひわく　きり島

宿、(柄崎より三里十三丁迄)佐賀の御領なり、人家百餘軒、宿屋多く、茶屋もあり、中刻頃大田平七といふにつきて宿る、此所に温泉あり、町屋の南裏の川端なり、川の中よりも湯涌出、湯槽すべて七あり、十文湯二、五文湯三、留湯二なり、湯槽ごとに、湯口水口左右に分れあるを、浴する人の好みに隨ひて加減をし、或は熱を好めるは湯口に近く居、ぬるきを好めるは水口に近く居て浴するなり、効能は腰痛を癒すを第一として、其外も万づによしといへり、

〔肥前風土記(藤津郡)〕塩田川(在郡北)此川之源、出郡西南託羅之峯、東流入海、潮満之時、逆流泝、細流勢大高、因曰潮高満川、今訛謂塩田川、川源有淵深二許丈、石壁嶮峻、周匝如垣、年魚多在、東邊有湯泉、能愈人病、

○按ズルニ、此ハ今ノ嬉野温泉ナルベシ、

〔日本風俗備考(二十附録)〕江邵旅程記の一

嬉野にて午飯を喫ふ、温泉を観るに、婦女集りて頻りに物を望みし故、細貨を分ち與へたり、夜に入「タケウヲ」に泊れり、此地亦た温泉ありて、美麗なる國主の浴室を観たり、

〔和漢三才圖會(八十肥前)〕温泉嶽　在高木郡(五十町上有普賢嶽)

往昔有大伽藍、號日本山大乘院滿明密寺、文武帝大寶元年、行基建立三千八百坊、塔有十九基云々、天正年中、耶蘇宗門盛行、僧俗陷邪法者多、當寺僧侶亦然、故破却不歸正法者、生身陷當山地獄池中、礎石或石佛耳、今唯僅有一箇寺及大佛而已、方一里許中、稱地獄穴數十箇處、兩處相並、高五六尺、黒泥煙湧起、名之兄弟地獄、黄白帶青色、沫滓似麴者、名之麴造屋地獄、青緑色似藍汁者、名之藍染家地獄、濁白色稍冷似水泔者、名之酒造家地獄之類、名目亦可笑、出猛火可謂等活大焦熱者、亦有矣、其流水稍熱、如湯之小川中、毎小魚多游行、亦奇也、凡一山地、皆熱温透鞋、跣者難行也、麓温泉多、有浴湯人不絶、

見赤魚游泳、風土記曰、其泥土赤、用塗屋柱、是也、湯勢回旋、勃々上升、殆如旭彩晩霞、虹霓斜度、南里許有小地、圍二丈餘、深丈許、横有小洞、温水出焉、盈涸自有定候、將盈則霹靂鳴動、熱湯奮發、炎氣特甚、土人呼曰鬼山地獄、且號地獄者、皆温湯也、比落野次有三數處、沸湯沛出、氣若白雲、熱水奇發、地若蹈火、村人相集、點米飯之、或熱菜蔬、以易火食、南二里程、有別府湯、寒温自協、能療万疾、特不仁瘡癬、斷根而瘥、可謂靈泉矣、余看水經注、有稍類之者、闕關日縣有湯水、炎勢上升、常若微雷發響、湯側又有寒泉焉、地勢不殊、而炎涼異致、側有石、銘云、皇女湯可以療万疾者也、杜袁達云、熱如沸湯、可以熟米飯之、即南都賦所謂、湯谷湯其後者也、又云、温水出竟陵新陽縣東澤中、口徑二丈五尺、垠岸重沙、端淨可愛、靜以察之、則淵泉如鏡、聞人聲、則揚湯奮發、無所復見矣、是也、夫温泉處々多有之、且見于諸書者、比々籍籍、不遑枚擧、或曰、鐵輪赤湯、異奇觀也、海宮雖弘、不可復見也、余曰、一統志載、討來思在海中、周徑不百里、城近山、山下有温水赤色、望之如火然、嗚呼宇宙之廣、何事無對哉、

〔豐後國風土記大分郡〕赤湯泉、（在郡西北）此湯泉之穴、在郡西北竈門山、其周十五許丈、湯色赤而有泥土、用足塗屋柱、泥土流出外、變爲清水、指東下流、因曰赤湯泉、

〔古史傳十八神代〕大分速見は、景行天皇紀十二年の處に、天皇幸筑紫、十月到碩田國、其温形廣大亦麗、因名碩田也、（碩田、此云於保岐陀）到速見邑、有女人、曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕而、自奉迎之とあり、碩田を國と云ひ、速見を邑と云へるを思ふに、當昔は速見は碩田國內なりしと通ゆ、後には豐後國の郡となりて、彼國の風土記に、大分郡速見郡と出たり、（和名抄も同じ、なほ此二郡の事さは、景行天皇卷に委く云べし、）て湯は、風土記に、速見郡赤湯泉、（在郡西北）此湯泉之穴在郡西北竈門山、其周十五許丈、湯色赤而有埿、用足塗屋柱、埿流出外、變爲清水、指東下流、因曰赤湯泉とあり、是なるべし、（此風土記の纂釋と云物に、湯今屬石垣莊野田邑、其圍十餘丈、純赤如朱、下足便爛、能熱生物、時見赤魚游泳、然此湯近歲大衰、無舊日之觀、竈門山屬門庄內竈門村、並及後世、割爲鐵輪莊、始山與湯異其所屬耳、湯今日古市川、東流入海といへり、）また玖倍理湯井、（在郡西）此湯井在郡西河直山東岸、口徑丈餘、湯色黑、埿常不流、人竊到井邊、發聲大

人やりの道ならなくに大かたはいきうしといゝていさかへりなむ

といふ歌をよみし由見へたり、此さねが湯治せし湯、つくしとばかりありて、いづれの温泉のこと、もさだかならず、つくしといへば、さすところ甚ひろし、今九州の温泉ある所甚多し、左すればいづれの温泉のことゝも極めがたけれ共、釋の蓮禪が、はる〴〵と武藏の温泉に浴せしを以て類推すれば、さねが湯治せし温泉も武藏なるべし、

一その所の人のいゝつたへには、いにしへ將軍虎麻呂といふ人あり、その女疾ありていゑがたかりしに、此温泉に浴せしかば、その疾すなはち平癒せり、故に虎麻呂その湯を經營し、取建しよりこのかた、今にいたるまで浴者絶へずといへり、虎麻呂の本宅は、古賀村の内すだれと云所にありしとかや、今も其宅の跡あり、又温泉の近邊に、虎麻呂建立の藥師堂あり、椿花山武藏寺と號す、その寺の側に、虎麻呂の墓あり、元來虎麻呂といふ人、正史舊記にその事跡見あたらぬ人ゆへに、いつの比の人にや分明ならざれ共、此武藏寺を建立せし人なれば、はるかにふるき世の人と見へたり、

〔古今和歌集 八 離別〕源のさねが、つ。く。し。へ湯あみんとて罷りける時に、山崎にて別れ惜みける所にてよめる、

命だに心にかなふものならば何か別れのかなしからまし

○按ズルニ、此ニつくしトノミアリテ、其温泉ノ名ヲ言ハザレドモ、當時筑紫ノ湯トアルハ、皆今ノ武藏温泉ヲ指セルモノヽ如シ、依テ此ニ收ム、

〔本朝無題詩 七〕著長門遭卽事　同人○蓮禪

浪驛渉旬猶泛然、愁中有興綴詩篇、隣船礎日引麻布、（頃船之中、有三小杯、以麻布爲旱墓、礁朝日遊殘暑、故有此興云）里社新風供木綿、（邊岸有一社、當州第二宮、於舟中而遙拜、權社頭而未使、是不日祈順風）夜値還鄉纔入夢、晴望孤島小於拳、一。尋。西。府。温。泉。地。治。病。逗。留。

乃、尚爾立之而、歌思、辭思爲師、三湯之上乃、樹村乎見者臣木毛、生繼爾家里、鳴鳥之、音毛不更、遐代爾、
神左備將往、行幸處、

反歌

百式紀乃、大宮人之、飽田津爾、船乘將爲、年之不知久、

〔南郭文集三編八〕伊豫國溫泉碑

國史曰、舒明帝十一年冬十二月、幸伊豫溫湯宮、明年夏四月、帝至自伊豫、又據伊豫國風土記所載、景行帝嘗幸溫泉、仲哀帝亦幸溫泉、齊明帝幸時、天智帝天武帝爲太子、諸王亦同從幸、幷舒明帝、帝幸凡六云、風土記又稱、上古之時、少名彥命病劇、旣以爲死、當時此地已有溫泉、於是大己貴命用以浴灌、少名彥有間乃蘇、亦不自知病已去體、起曰、吾假寐乎、遂健步如故、蹈旁石去、其跡蓋存云、寔蓋爲吾邦浴溫泉之始、則地神氏世所從來尙矣、非特見賞於人皇也、後乃祀少名大已於其旁、爲湯神、又有伊佐爾波神祠、亦曰湯築、後更曰湯月、相傳、仲哀帝與神功后幸溫湯、后因有身、生應神帝、應神廟號八幡宮、故應神帝爲主、因幷祭仲哀帝神功后、今名曰湯月八幡宮、崇祀最大云、謹按國史諸書所載、吾邦溫泉所創、莫先於此、又考万葉諸什、國風所采、莫尙於此湯之前、故有圓石、圍可三尺、名曰玉石、亦古歌所詠、爲神代之表者也、則立自太古可徵矣、其諸神祠載在祠典、諸帝行宮、今御幸寺是也、夫陵谷變遷、桑海移易、名存實沒、蓋亦不尠、而此湯之出也、蓋自剖判、厥曠遠者、不知其始、姑以所聞、近者年紀、尙且在地神氏之始、至今數十万載而不絕、浴者起廢、其效日新、豈非造化凝精、神明祐福者邪、風土記又載、聖德太子所命立碑文、雖世所記聞、然其辭不可讀、義多可疑、且其石不存、今不可得而考據、故闕焉、爾自寬永中、松山侯食封伊豫國、溫泉在焉、距松山治城、東北二十里、於是累世尊崇其湯及神祠、及今侯源定喬、剡石紀其事、志傳永久、乃與故所列、是以徵文獻矣、

銘曰、爰有溫泉、在豫之土、厥初養民、實自太古、人皇錫寵、六降帝武、神后禋祀、載震玆滸、天開靈滋、祉我

を恐み、專祈念怠事なく、翌年正月廿九日、凡百四十五日を經て湧出、四月朔日より舊の如く浴する事を得たり、是より靈泉いよ〳〵新に妙驗古に倍したり、又安政元年十一月五日、申中刻過大地震、温泉沒して不出、例に依て湯神社に神樂を奏して祈念す、翌年正月末より湧始て、二月末より沸る湯となり、三月末に至て再舊の如し、

〔古事記 允恭下〕故其輕太子者流於伊余湯也、亦將流之時歌曰、阿麻登夫、登理母都加比曾、多豆賀泥能岐許延牟登岐波、和賀那波斗波佐泥、

〔古事記傳 三十九〕伊余湯、伊余は、上に出、湯は、和名抄に、伊豫國温泉郡、神名帳に同郡湯神社あり、此地なり、美き温泉のあるより負る地名なり、(此に湯と云るは、又温泉のある處に湯と云名多かり、たゞ地名なり、)書紀舒明卷に、十一年十二月、幸于伊余温湯宮、天武卷に、十三年冬十月、大地震云々、時伊豫湯泉沒而不出、(中略)など見えたり、後世まで名高き温泉なり、(中昔の書どもにも見えたり、今世に道後の湯と云是なり、)

〔萬葉集 略解二 二〕古事記曰、輕太子奸輕太郎女、故其太子流於伊豫湯也、此時衣通王不堪戀慕而追往時、歌曰、

君之行、氣長久成奴、山多豆乃、迎乎將往、待爾者不待、

〔日本書紀 天武 二十九〕十三年十月壬辰、逮于人定、大地震、擧國男女叫唱、不知東西、則山崩河涌、諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔、神社、破壞之類不可勝數、由是人民及六畜、多死傷之、時伊豫湯泉、沒而不出、

〔釋日本紀 十四 述義十〕伊豫國風土記曰、湯郡、大穴持命見悔恥、而宿奈毗古那命欲活、而大分速見湯自下樋持度來、以宿奈毗古奈命、而漬浴者、暫間有活起居、然詠曰、眞暫寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇、不神世時耳、於今世染疹痾萬生、爲除病存身要藥也、

〔萬葉集 三〕山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首幷短歌

皇神祖之、神乃御言乃、敷座國之盡、湯者霜、左波爾雖在、島山之、宜國跡、極此疑、伊豫能高嶺乃、射狹庭二

戸牖、其裏備屏息居閑之具、下亦左岩右岸、樹二其間一、虚陰風陽日之氣、由レ是來者無レ憚、浴者有レ便、以下依レ繁略レ之

與州あをさまの渡の瀬中にあり、湯のまはるけたのかたち七なみ、七十七段也、

風土記けたの數五百三十九數云々、素寂說

〔愛媛面影 三 温泉略〕温泉

道後山の麓に在り、往古は熟田津石湯といひけるを、いつの頃よりか道後の温泉と云、此道後と云事は、平家物語、源平盛衰記等に、道前道後の境なる高繩山とありて、山西をすべて道後といひけんを、松山といふ城下の名におほはれて、今は温泉の邊の名とのみなりぬ、此温泉は神代より始りて、代々の帝王行幸せさせ玉ひし事度々なり、功驗他の温泉にまされば、浴する人千里を遠しとせずして此湯につどへり、昔は數所にも涌出て、其湯々に湯桁といふ物を架して浴たりと見えて、六花集に、

伊豫の湯の湯桁の數は左やつみぎはこゝのつ中は十六

新葉集に

神さぶるいよのゆげたのそれならでわが老らくの數もしられず

源氏物語空蟬の卷に、いでや〳〵およびをかゞめて、十はたみそよそなどかぞふるさま、伊豫の湯桁もたど〳〵しかるまじう見るなどあるをおもへば、かならず一所にはあらざりけむ、〇中略されど今は一棟にて上中下の三等に分てり、又養生湯とて、三所の湯の流をつる所を一處に湛たり、少將定行朝臣の建立し玉ひし也とぞ、〇中略俚諺集云、慶長十九年十月廿五日大地震、湯沒して出ず、其後湯神社前に神樂を奏し、漸て湯湧出る事舊の如し、貞享二年十二月十日大地震、泥湯湧出、後に淸湯と成、寶永四年十月四日讃州大地震、温泉沒して不レ出、仍て湯神社に於て神樂を奏し、社造補あり、玉垣おし潰し、朱鳥居建立、道後町中より千本の神木を御山の麓に植、玉石に假殿

ばはつきりとせし、熱田なぞは極めてよし、さるは女のさしいでたる、かゝるあやしのすゞろごといわずともと思へ共、所の翁の物語をきゝ、湯の功能を世に示さばやと、ゆく〳〵湯治の人のために、筆のすさみに書とゞめ侍る、

(湯埼温泉記)海内温泉不可勝數、其最顯於古者、莫先於豫之熱田津、攝之有間、紀之牟漏、牟婁温泉尤多、其有名者二焉、曰湯埼、曰湯峯、古史所記泛言紀温泉、不斥其地、故世或疑焉、書紀齊明天皇四年冬十月、帝幸紀温湯、先是、有間皇子來浴牟婁温湯、歸奏曰、其地勝絶、纔渉其境、病自蠲消、帝聞之而南巡之意決矣、帝之幸也、皇太子亦從駕、即天智帝是也、又書紀持統天皇四年九月、天皇幸紀伊、又續紀文武天皇大寶元年九月、太上天皇幸紀伊國、冬十月、車駕至武漏温泉、蓋此時二帝相偕幸焉、而持統帝則併前所回、萬葉集所載亦足以徴矣、然則此地温泉之美、海嶽之勝、所稱於古者、其將奚疑、今村中相傳、稱御船谷御幸芝者、乃臨幸之遺蹤云、蓋茲地横出於瀛海之中、偃蹇蜿屈、如臥龍奔蛇、北與田邊城相對、面勢海灣、灣大十有餘里、其間若顏秀璧之削立、曲浦長洲之聯亘、漁村之點綴、島嶼之碁散、異態詭峯、狀不可縷形、憑高望之恍、如入僊都、其遠望則岐嶽疊峯、濃淡分彩、而聳抜於雲表、大瀛萬里、眇無際涯、賈帆商舶、往來出沒於風濤煙雲之中者、一擧目而足矣、誠海南之壯觀也、有馬王蠲病之言不虚矣、今温泉五焉、曰元湯、曰屋形湯、曰濱湯、曰埼湯、曰摩撫湯、故老相傳、元湯最舊古之所用信矣、余聞之醫、曰温泉說、本艸以下皆未盡、獨稻若水、香太冲所論確當、其言曰、凡地有火脈、有水脈、二脈相交則成温泉、其性極熱、觸物則變、又曰、温泉必生硫黄、蓋温泉之滓也、按茲地故稱鉛山、以地出鉛也、鉛之爲性甘寒無毒、極熱觸之、相和且無硫黄氣者、其由斯邪、夫物之峻烈、取効雖速、其害亦多、其唯温柔和煦、足以奏功、無有後害、所以爲貴也、昔時聖駕相繼臨幸、得非爲此耶、若乃助氣温體、通壅滯、利關節、解結、發病、愈疥、諸如此之類、皆此湯所驗、而四方來浴者、各宜自得焉、況有奇偉秀絶之觀、交相輔以蠲病、如有間王所稱乎、此皆不可以不知也、余奉命巡省此地、邑長某來請曰、吾邑温泉貴於天下、最顯於古、願記

〔和漢三才圖會紀伊七十六〕湯峯溫湯　在本宮西鉛山村、（今云湯峯）山上有堂、本尊藥師木像、溫泉有四口、其湯床假藥師佛像、一枚生石也、

〔日本書紀天武二十九〕十四年四月己卯、紀伊國司言、牟婁湯泉沒而不出也、

〔十寸鏡の續中の巻四〕溫泉　湯峯溫泉ノ名　礦ノ湯　濱ノ湯　元ノ湯　屏形ノ湯　鍋ノ湯　粟ノ湯　目洗ノ湯

本宮溫泉ノ名　湯ノ峯　礦ノ湯　上ノ湯　河ノ湯

湯峯湯治記、凡入湯の度數七日を一廻りとす、湯治、初日、晝一度浴すべし、次ノ日二度浴、第三ノ日ハ三度浴ス、四日目ハ晝二浴夜二浴、合セテ四度入湯而止、第五日目よりは一浴を減、晝二度夜一度、三浴して可なり、六日目ハ晝一度浴、夜一度浴、兩度而止、終ノ七日目は初日の如し、唯一度浴、是此入湯一廻りとする也、蓋一廻の內、度數の增減如此ならざれば、湯治の驗なきのみならず、大に其人に害あり、可愼、凡此度を過すときは病にあたり、却て養生の妨をなす、湯治の日數は、豫圖すとも宜かるべし、但此數は湯峯湯、村老の示を述るのみ、能方、溫泉湯治の心得は、各又別に口授有べし、

房子湯峯道の記に、礦の湯はあつくして、內を發して病を愈す、積つかへ、常熱の病によし、鍋の湯も大方是に同じ、湯あつし少しはげし、治一切痔疾腰下の病をなをす、濱の湯は和らげ、諸病にきく、幾度入てものぼせる事なし、屏形の湯は膿をなをし、瘡をいやす、金瘡に殊によろし、愈すことの早をもて、靜の湯といひならはす、初のほどにはさまひかへてよしといふ、元の湯はぬるけれども、是を湯峯の根元とす、大病人ゆる〳〵入て養生すれば、諸病まつたふ愈ざるはなし、別して腫物に宜しきゆへ、藥の湯といふめり、粟の湯はのぼせに宜、足をひたせば上氣の病すべてなをる、六ところの湯の外に、眼病を治する湯あり、道にはなれたる石礙の岩間より細く流れ出る、眼を洗へ

美作國勝間田温泉

けるに、かたの如くの効驗ありて、おひ〱繁昌しいでけるよし、又そのかみ、此ところの家とては、今の湯本新左衛門が先祖と、わが家ばかりなりけるを、此温泉のわき出ける場所新左衛門が土地なりけるをもて、今にかれを湯本とし、年々元日にはわが家より入初をする作法に候を、かの證據と申傳侍る、わが家十三代このかたの事は、いさゝかの由緒も候が、以前の儀は、湯本にもわが家にも、その外にさだかなる書付も候はず、さて又この温泉の効驗のいちじるき事は、あげてかぞへがたきうちに、既に去年の事にて、是より四里ばかり奥なる福原と申在所に、次郎と申百姓十八九にも候はん、風毒をやみけるのち、足のすぢ攣急してのびざるに、同村の人あはれみ、牛にのせてわが家へつれ參り入湯せしむるに、四五日をへて足のび、杖にて温泉へ通ふほどになり、おひ〱全快して、つひに歩行にて山道を踏て歸り候が、ことしもその禮にとてまゐり候、その外まのあたり奇妙なる事ども、常々見るゆゑ、醫心も候はゞかきつけおき候はんに、短才不文くちおしくさふらふといへり、

〔類聚名物考 地理三十五〕かつまたのみゆ　美作 壬生忠見集

藻鹽草に美作と有、類字名所に出さず、勝間田池のみ有、その下に云、八雲之御抄、辨範兼卿五代集歌枕下總國云々、仍當國載之、清輔抄美作云々、彼國有勝間田郡、其所歟、可決之、　今案に、八雲御抄に此湯なし、

〔夫木和歌抄 温泉二十六〕家集 かつまたのみゆ、勝田、美温、○美温恐美作誤

とのやまや道のかぎりとおもへどもかつまたのみゆとはきなりけり　忠見

紀伊國牟婁温泉

〔釋日本紀 述義十四〕牟婁温湯　紀伊國牟婁郡歟

〔類聚名物考 地理三十五〕武漏温泉

むろのいでゆ、紀伊、武漏は、和名抄に、紀伊國牟婁郡牟呂と有り、又郷名の內にて、牟婁無呂と有り、

名曰海潮也、

海潮温泉

〔懐橘談 下〕海潮

海潮とは古老伝曰、宇能活比古命、祖父須義禰命を恨て、北の方出雲の海潮を押止て、御祖の神を漂す、此に海の潮至るゆへに得塩といふ、神亀三年に字を海潮と改む、郡東北須賀小川の湯渕村中川の温湯あり、同川上毛間林川中に温水出、得塩の社ありと記せり、今も海潮の湯ありて、世俗疵瘡瘍の類を患る人行て浴ぬ、

島根温泉

〔夫木和歌抄 二十六 温泉〕しまねのみゆ

よとゝもにたえにしにほひはなけれどもしまねのみゆはさむるよもなし　神祇伯顕仲卿

石見国温泉津温泉

〔温泉津日記〕文化十とせ癸酉といふとし二月二十二日、石見国温泉津におもむく、さるはおのれ、中略このむとせばかりさき、脚疾を発しておこなへふむことあたはざりしを、本に医薬効ありて、ひととせばかりをへて本復せしが、去年の冬又再発して歩行むつかしく、官途こゝろにまかせねば、かの温泉に入浴すべし、此事君に聞奉り、往来五十日の御暇たまはり、さて思ひたちけるなりけり、中略　廿六日、午前温泉津に着、旅館甲屋又左衛門奥なる一間をかりきりのすみどころと定む、温泉は前なる山手の湯屋[illegible]左衛門といふ者の家のうちにありて、御温泉、おとしゆ、入ごみとわかつ、おのれは御湯に浴す、かぎ湯といふは、ゆの門に錠をさして、入浴の度々鍵をもち行、錠を明て入事なり、おとしゆもそのこゝろなり、中略　廿七日、けふより浴度先日に四度と定む、すべて浴度のおほきはいむ事にて、強人五六度、弱人二三度に過べからずといふ掟書あり、されどはじめは度数すくなく、追々に増はよしといふ、中略

此家のあるじ又左衛門語に、此温泉の濫觴いつの事に侍るか、一疋の鳥来り、足をいためるやうすなるが、三七日が間此温泉に浴し、平愈せし跡にて飛去けるを、わが先祖見つけて、はじめて試

晝と夕に本膳を出す、又座敷を借るのみにて、食物を自調るもあり、室代一廻三匁にて、米、味噌、薪、其外の諸物、皆宿に出入する商人通ひにて入るなり、又焚出しと稱するあり、其は米を自と、のへて、宿に付して日に二次焚出さしむ、さすれば宿より一汁一菜をつけて出す、かくて一廻の代一匁五分、座敷代に合せて四匁五分なり、〇中略温泉すべて五所、一には新湯、下の町の入口にあり、清潔にして甚熱し、一の湯二の湯と二つに隔なせど、同じ泉なり、功能血を運し、胎毒瘡毒を追出し、創傷などは一旦うみてのち癒るなり、二つには中の湯、あしき匂あり、甚ぬるし、腫物切疵の類癒ること早き故に瘡湯といふ、されども毒氣を追込故に、程もなく再發するとぞ、三には常湯、四には御所湯、五には曼陀羅湯、此三つ大形あら湯に同じ、曼陀羅湯は此所の温泉の始めなりといへり、外に殿の湯は平人をいれず、非人湯は非人のみ浴なり、さて此地の名物として、賣物は、麥藁細工、柳行李、湯の花、海苔等なり、さて此所にも銀札通用す、十匁より一歩まであり、錢は九十八文を以て一匁とす、此地北海を隔る事僅に一里なり、されば魚類多くして價甚賤し、

出雲國玉造温泉

〔四方の硯花〕枕草紙に、温泉の名どころあつめたるところに、玉造の湯、春曙抄に、其地未詳とあり、家翁、出雲の太守より、彼國産玉造といふところの石を賜りぬ、かの國の門人いふ、其地山川清雅にして、温泉ありて、隣國よりも、病客あつまりゆあみしぬとなん、清少納言は博聞にて、國はしの名どころもくはしかりしぞとおぼゆ、

〔出雲風土記上意宇郡〕忌部神戸、郡家正西廿一里二百六十歩、國造神吉調望參向朝廷時、御沐之忌玉、故云忌部、即川邊出湯、出湯所在兼海陸、仍男女老少、或道路駱驛、或海中沼洲、日集成市、繽紛燕樂、一濯則形容端正、再浴則萬病悉除、自古至今無不得驗、故俗人曰神湯也、

漆仁川温泉

〔出雲風土記下仁多郡〕湯野小川、源出玉峯山、西流入斐伊河上、通道通飯石郡堺漆仁川邊廿八里、即川邊有藥湯、浴則身體穆平、再濯則萬病消除、男女老少、晝夜不息、駱驛往來、無不得驗、故俗人號云藥湯、

(言經卿記)慶長九年五月十日庚申、倉部令同道、大津迄、ガテキマデ被行候、下野殿、但州湯治ニ御出也云々、迎ニ罷向、今日ニタハ無之云々、

(秋山の記)秋の山見にとにはあらで、此三年が間、足痩のやまひに煩らひて、世のわたらひも何らはか〴〵しからの職るを、昔は但馬の城の崎の温泉に効驗見しかば、此度も本思し立るを、彼りに立て來る人も、年比語りそみし事あれば、ともにとては、そ事の仰せのまゝに召連る、なりけり、長月の十日あまり二日といふ日首途す、(中略)播磨國出で、七日と云に、志す所に來たる、なやと云所より輕き舟もとめて漕れ行く、此圓山も川も舊見した、すまひながら、昔は春山の霞こめたる空の氣色も、己が齡も最若かりし程なりき、今や二十年經し心には、朝立つ河霧の覺束なさ、へ惑ひて、古きを慕ふ涙ぞ、秋の時雨めきたる、江山昔遊と誦んじつゝ行く古へ雅の中納言の筆に寄すとて來られし時、夕月夜おぼつかなきをと詠みませし二見の浦は、此わたりと云を聞て、或人、

けふ幾日とりも見なくに玉くしげ二見の浦のあさあけの空

(筑紫紀行九)六月(享和元年)十日、城崎郡湯島(豐岡より是まで三里)御公領にて、久美濱の御代官所に屬せり、さて此所は一筋の町にて、町の中通に細き溝川あり、上の町、中の町、下の町、合せて人家二百五六十軒、溫屋大小合せて十軒あり、下の町井筒六郎兵衛を大家とき、て、尋ね入て湯治の宿と定む、家の入口より奧まで、樓上樓下合せて室の數三十に餘れり、さて一室に入て休み居るに、暑氣なうして冷然たり、土地北海に近く、其上山谷の間なればなり、　十一日、巳刻過より曇天になりて、未刻過より雨ふりいでぬ、此所に諸國より湯治のためにきたれる人多けれど、遠國僻地なれば、遊觀のために旣來るはまれにて、實病の人のみ多ければ、自らしめやかにして、華々しき遊び業もあらず、有馬などとは樣かはれり、湯治人旅宿飯燒の價一日二匁なり、朝と未刻頃に茶漬を出し、

也、又是より上の湯には、湯壺の底より沸もあり、

中の湯　二つあり、俗に瘡湯と云、これは一切の瘡瘍の類を早く愈すゆへなり、わきて楊梅瘡を煩ふ人のみを、此湯へ入るといふの名にはあらず、中比京都の醫師賀來道節、津田幸庵は、此湯に心をよせて、此湯瘡類ばかりにあらず、諸病によろしと稱美せられしゆへに、其比湯治に來る者は、多く此湯に入しと也、されど近世後藤氏の論には、瘡疹の類も、早く愈すは宜しからず、唯新湯のよく氣血を調和し、瘡瘍のをのづからいゆるにしく事なしといへるゆへに、新湯に入者多し、

上湯　一つなり、中の湯の上に並びてあり、これは所の者の洗足の湯に用るなり、總じて此所の者は、平常の浴にも温泉を汲でつかふゆへに、所に風呂居風呂の類希にもなし、此邊は皆下の町にて、上の町は、間に野道の民家を隔て、又一筋の町あり、下の町、温泉の左右皆客舍あり、大津屋、井筒屋、油屋、板屋など云能家十軒ばかり、その外は小家也、總じて湯島の町の能家といふは、皆下の町にあり、

〔古今和歌集九羇旅〕但馬國の湯へまかりける時に、ふたみの浦といふ所にとまりて、夕さりのかれいひたうべけるに、共にありける人々、歌よみけるついでによめる、　ふぢはらのかねすけ

夕づく夜おぼつかなきを玉くしげ二見の浦はあけてこそみめ

〔台記〕康治二年八月七日辛卯、參宇治、但馬湯御下向留了云々、

〔增鏡七北野の雪〕このおなじころ、安嘉門院、丹後のあまの橋立御らむじにとておはします、それより但馬のきのさきのいでゆめしにくだらせ給ふ、爲家の大納言、光成の三位など御供つかうまつらる、

〔當代記三〕慶長九年五月七日、清須下野主、但馬ェ湯治、

但馬國城崎溫泉

ル、ハ、温室ニ擧打チ、其人獨浴シ、外人ハ曾湯ヲ不入、疊代銭子一枚也、更ニタ曾湯ト云ガ如シ、
主治、中風、折傷、打身、疝氣、脚氣、痳、積聚、小瘡類、楊梅瘡、癜風、

（玉勝間八）但馬國の城の崎のいでゆ　増鏡に、安嘉門院丹後のあまのはし立御覧じにとておはします、それより但馬のきのさきのいで湯めしにくだらせ給ふとあり、此温泉そのほどより名高かりけむ、

（湯島温泉記）湯島　城崎郡湯島なり、昔は島にて有といひ傳ふ、今此邊新田多し、南より北へ流るゝ川の端に船着場有、町は少西へ引退きてあり、町中に西より東へながるゝ小川有り、此川上は、竹野といふ所の嶽の麓より落ると也、湯壺も町の家々も、昔此川を挾みて兩方にあり、此川末にては落あひて、津井山田井村の間より北海へ落る也、此川筋、昔は海にて有しにや、觀音瀧、僧の瀧、むすぶの瀧、二見の瀧などいふ所、皆此川上なり、中略

新湯　一の湯二の湯と分て二つ有、是下の町の入口にある湯なり、湯熱くして湯の勢つよし、隔日にして、今日は一の湯をとめ湯にして二の湯を入こみにし、又明日は二の湯をとめ湯にして一の湯を入こみとす、晝に湯は仕舞て、夜は一の湯二の湯男女をわけて入こみとす、夏の湯は有馬のごとく湯壺の底より湧にあらず、一の湯のわきに湯口といひて、岩の下より湧出る也、それをとひを仕かけて、一の湯二の湯へとるなり、此湯口のゆを汲取て所の者の朝夕つかふ湯とす、湯は甚あつくきれいなり、されど味はゆき故に、飲食には用ひがたし、近年夏の湯をもてはやす事、京都の醫師後藤左一郎、此湯の諸病に効有事を考て賞翫めしゆへに、畿内より初めて諸國に聞傳へて、入湯の者多し、後藤氏が說にも此新湯を第一に稱して、此湯は氣血をめぐらし、運動して鬱滯を解の功あるゆへに、諸病に効ありと云々、又日によりて湯のあつき時は、外より川の水を設て、といにて仕かけてぬるくし、又ぬるき時には、湯口の堰をぬきて、湯をまかけて熱くする

越後國關山温泉

〔越後名寄 九頸城郡〕關山

關山之驛ヨリシテ猶行程三里、山ニ入、妙光山之北之別峯ノ腰也、假令屋ノ旅宿也、万事艱難、遊與之品曾テ無之、調度器物等又無之、

温泉主治、中風、手足不遂、筋骨攣縮、頑痺、疥癬諸病、在皮膚骨節者、痔疾、

温室之有所、山ノ嶇嵜狹地ニシテ、余慶無之、凍(ユウダチ)等急雨洪水之日押流サルヽ事間有之、人ヲ損ス、雖有奇効、必不可行、難事不可、如何時、可愼怖、

大湯温泉

〔越後名寄 九魚沼郡〕大湯 上田鄕藪神庄

温泉、大湯村ニアリ、サナシ川ノ端也、凡居家十二軒、尾上ヲ町場(ナワバ)ト云、昔日白峯ノ銀山盛リシ時ニ、爰ハ邊邑(ヘンユウ)、銀山迄八里、人跡無之、万荷物付上、銀鉛ノ付下、驛舍ノ要所ニテ甚賑ヒケリ、 温湯ハ下町川ノ方ニテ、浴人ノ旅店有、湯守櫻井利兵衞、則村之長也、温泉ノ權與不定、 浴料留湯三百七拾五錢、日數ハ幾日ニテモ、總湯百銅、同幾日ニテモ、總湯ニテ油代毎夜一人一錢宛、座敷代一夜百銅、木錢共ニ定法也、然運上ヲ貢、又湯之谷ノ村里配分シテ割取也、 此當リ駒ガ嶽不遠、雪厚ク嚴寒耐ヘ兼ルニ、湯本ハ雪モサノミ不多、三多ノ日ニモ鈍寒暖也、此所モ賤地不自由ニテ、小出島ノ市場ニテ用事ヲ達ス、然レドモ松之山ニハ遙勝レリ、○中略

温室總長屋作リ、南ノ端一間圍テ、六尺方ノ壺有、深サ座シテ鳩尾ノ當リ、瀧有、是ヲ留湯ト云、出入ノ扉ノ鍵ニ札板ヲ付テ、姓名ヲ印シ、順番ニ入、留湯ニ入ル人、總湯ニ入コトヲ不禁、其次ニ總湯、槽方六七尺ナル三ツ有、一ツノ壺ニ瀧有、共ニ晝夜貴賤人籠ルナリ、北ノ端ニ三間構ヘテ、惡瘡ノ入所トス、又村ノ後サナシ川ノ崖岨ヘ、湯ヲ筧ニテ竈シ下シテ、瀧ヲ作リテウタルヽ也、凡温泉清潔ニテ、甚熱ク、水ヲ加ヘザレバ入難シ、水ヲ交テモ清シ、

羽州温海ノ温泉、嚴ク熱ク清シ、水ヲ加ヘケレバ濁リテ淡白シ、 有馬ノ温湯ニテ墓ノ湯ト稱ス

（東遊雜記七）湯温海といふ所は、海濱より十七八町も山分に入、此町は中々よき所にして、温泉ありて家ごとに湯つぼをして旅人を入る事也、則家數十軒、一家に三十人も四十人も賣女の居る事なり、いづれの所より此所へ遊びに來る人のある事にて、賣女の多き事にやと尋るに、功ある温泉にて、入湯せるものも數多にて國中よりも集る所といへり、町の上には巖々たる山計、古人湯温海と號、山の風俗宜てよし、

湯原温泉

（東遊雜記七）湯原と云る所は街道筋にして、百軒計のよき町にて、温泉十六ケ所、家々奇麗に湯壺をして、旅人を入らしむ、さして功ある湯にはあらず、上述の症痛氣によしと云々、

加賀國山中温泉

（覺書日記）慶長八年九月三日、二位殿〔[illegible]〕[illegible]女房衆、加州山中之湯ニ御越、御供モ可有同道之由候間、候置候、八日、金津宿〔[illegible]〕ヨリ加州之内、山中湯宿〔[illegible]〕へ付ス、其日ヨリ二七日ノ湯治也、十二日加州山中湯宿、發錦彼貴寺へ參詣、廿二日、二七日之湯治、日數相濟ニ依テ越前ノ北庄マデ上リ也、

（笈の細道）山中の温泉に行くほど白根が嶽跡にみなしてあゆむ、左の山際に觀音堂あり、花山の法皇三十三所の順禮とげさせ給ひて後、大慈大悲の像を安置し給ひて、那谷と名付け給ふとや、那智谷汲の二字をわかち侍りしとぞ、奇石さまざまに、古松植ならべて、萱ぶきの小堂岩の上に造りかけて、殊勝の土地なり、

　石山の石より白し秋の風

温泉に浴す、其功有馬に次ぐと云ふ、

　山中や菊はたをらぬ湯の匂

越中國山田温泉

（越中舊事記一）山田谷

温泉有、諸獸并打身を能く治す、

温海温泉

湯の濱村、海邊也、大山より一里に足らず、夏月湯治のもの少々有、小瘡に尤効あり、

〔出羽國風土略記 三〕温海嶽熊野權現

麓に温泉有、名湯にして、頭痛、眩暈、上氣、消渴、痰、打見、脫肛、下血、脚氣、淋病、小瘡、瘡毒、灸瘡、婦人血道を治す、血痰は血積内障外障風等には忌む、或いふ、嶽に祭る熊野權現は、延喜式神名帳に載る田川郡由豆佐の賣神社也と、故に去秋彼地に行て舊記等を乞求るに、寶永元年、領主の御尋有て、書上たる趣を開板したるもの有、其文にいふ、後堀河院御宇嘉祿二年、温海嶽鳴動し河水波立たるを、時の人しらひてと呼けるとぞ、其内に温泉湧出しに、小聖上人藥師如來を安置し給ひけるに、万の難病を助おわしまさんと誓有て、奇瑞さま〴〵なるよし云傳へけるに、今も違はずと云々、外に村肝煎等連名にて書上たる控有、夫には嘉祿二年四月二日、温海嶽鳴動し、河水波立たる時、白髮たる老人呻給ひける、其中に温泉湧出しと有、上人藥師安置の趣はいづれも同じ、連名の上に温海嶽は藥師と有、世人入湯の中、湯屋にて念佛を禁ず、又嶽參詣にも念佛を申さず、正面の湯と云より、四五間上に地藏湯といふ有、熱湯にして野菜茄を其湯の餘を石盤に溜て、村中洗濯湯とす、湯の上に石欄を設て禿倉あり、土人地藏堂といふ、同村東の山際に藥師堂有、本尊の左右に十二神將あり、享保元年に鑄たる鰐口あり、湯藏大權現堂主温泉山長德寺と彫刻、寺等禪寺に笒堂の左にあり、四月八日は講ありとて、古來は濱温海村永叔寺といふ寺家別當たりしとぞ、長德寺に緣記ありとはいへども、一覽を許さず、或言、近年鶴岡の家中にて出しと云湯藏權現と稱するを見れば、湯の守護神を祭、藥師を本地佛と寺家の稱したるより、檀上に佛像を立並べ、神號を鰐口に湯藏權現とばかり殘りしにや、又村老の話に、湯の邊に祭る所の地藏といふは、則湯藏權現にして、藥師を湯藏權現といふは、享保以來の事にして湯藏を地藏と轉訛せしにや、熊野權現には社家一員、修驗四家あり、

て快気を得る事其例多くあり、此事をおぼしめしけん、最上〔羽州最上郡〕の高湯へ湯治せよとの御内意下り、温書出し、御供のごとく三月二十一日の御暇にて湯治せしに、纔の日数ながら果して、旅中より気力すゝみ、全快を得て帰りし、〔[illegible]〕又安永四年の事なり、予懐て肚傷み生れながら、瘤癪に泥む事他に超たり、此事付がたくも御垂おぼしめし、山上白〔[illegible]〕峯の高湯の瘤癪にしるしある事、人々の唱ふる處、又其験もおはし、其方が不如意中々自力にてはじつかしからん、手傳ふてやる、湯治せよとの御事にて、小判などたまはり、湯治せし事あり、斯る有がたき湯治なれば、昼となく夜となく、ひた入にあまたゝび浴して、湯壺に泅をうたせしかども、其後折々はげしき瘤癪の發りしは、殊にはげしきやまひなるが、きくときかぬとの人にもよるか、又湯気に瘤気を醉たしめしゆへか、恐て恐るべき事になん、然ども今年天明九年迄、指を折て十五年なるに、三四年來は希に發る事ありながら、曾て深き泥もなし、おもへば湯治のしるしなるか、急には病の瘤々に療らぐか、鎮君の徳に帰せししるしなるべし、

今神温泉

〔惜陰日記〕今神の湯

出羽国最上郡新庄の戸澤侯の領内に、温泉五箇所ある中に、今神の湯には、熊野神社ありて、入湯の男女昼夜狭き所におしこり居る故に、密通する者あり、人の金銭を盗みかくしおく者あり、さる時は、いづくより来るらん、蛇出て、密通の男女へまとひつき、盗み隠したる上に纏り居て、忿に露顕する故に、人々あつまりてきるをこの者は、早くふちとへおひやらへりとなん、そしへ予なる諏訪先生が委しく志りてかたれり、

湯濱温泉

〔出羽国風土略記 四〕一湯濱温泉

て温泉有り、至ての熱湯にて、湯壺より流れ出る湯川々へ落て、湯氣の立上る事烟のごとし、すべて津輕の地には、温泉あまたにして、別て岩城山の麓に多く、何れも上方中國筋の如く、功能のある湯にはあらず、

出羽國上ノ山温泉

〔東遊雜記 六〕上ノ山、此所は御城主松平山城守侯三万石、市中大概の所なれども、皆々草葺板家根にて見苦敷、町の中に温泉あり、湯涌所は町の西にありて、夫を筧を以て家々へ取て、湯壺に入て入湯する事なり、熱湯にて臭氣もなく、さして功有湯にはあらず、疝癪によしと云、

〔東國旅行談 二〕上之山之温泉

同國〇出羽上の山宿の温泉は、後の御城山より涌いづるといふ、此所のはたごやの中村喜兵衛といふ内に湯治場と名づけて、石にて築たて、三間に貳間ばかりの湯溜あり、尤座敷奇麗にしてよき宿なり、諸病よきとて、湯に入る人多くあり、旅人は晝はたご錢を出し、滯留して湯治するも見ゆ、また表のかたに屋根をこつらひ、五間に貳間餘の湯ぶねありて、往來の人の勝手次第に入湯して行と見へたり、此宿の入口は、坂にて家作いづれもかけ造にして、茶屋五七軒もあり、風景よき所なり、東の方はるかに大山みゆる、

高湯温泉

〔東遊雜記 六〕吾妻が嶽の北方、羽州分に高湯と稱せる温泉あり、到ての熱湯なり、此湯中へ諸の木を入置ば、五六年の間には化して石となる、又熱海中に蟲を生ず、土人湯の蟲と稱す、湯上を走りめぐる、此蟲を取て服すれば、癪氣治せる妙藥なり、夏の内入湯のもの多し、湯に水を汲入て入る事と云々、

〔翹楚篇〕人のやまひをいたましみおぼしめし、御手當の下る事は擧てかぞへがたし、其二三事を擧て、其餘は推て知べし、何年の頃にや、御手水番坂二郎右衛門勤仕、かゝる程にはあらねども、何とか色さめ氣鬱して、虚勞の症にも成なんかとみへし程の事あり、是等の病は旅出に氣を慰め

在今栄田郡前川村温泉乃其地、東面湯舎傍下字之名取大倉山大倉館等人、居上来、居下設湯舎、東西六間、南北二間、有牛、牧其牛下、總湛湯之處也、其上凡可二間、有温泉、而湧出於山間、自是設木覓、長短四架、其二長覓直達舎東、而流岸左右、短覓亦令其落湯舎、又去湯舎二間許、有土樋、令木覓通于樋下、而至下流、又去此可三間、自樋別設長覓、横三架、而旋之及下、湯舎方四間、其覓流頭吐而落舎下、病頭風者受之、則忽得其験、自泉流下、此凡二十間、又自堂下設小窟、至湛湯舎、此處禁雜浴、而不許賤、其下乃衆人群集雜浴饒多、

遠刈田温泉

(奥羽観蹟聞老志四刈田郡)遠刈田 山北有温泉
山岳尤峻嶮、黄澤、大倉、大刈田、甘塚鍋山相並、其北有温泉、能治癈疾瘡瘍病等、仍謂之遠刈田、

鳴子温泉

(鹽竈名物考 遠田 十五)なるこの湯 陸奥
(奥羽観蹟聞老志玉造郡八)鳴兒温泉 鳴子或作啼子、鳴、号之事實、
在鳴兒村自岩間出、克治癈疾、其下亦有温泉、此地也、相傳、往昔義經奔北行、夫人開胎于此、啓發、仍鳴啼聲之宣中、來於此地始出呱々聲、故後人號鳴兒温泉、在其地神名帳所載、温泉神社是也、
(奥の細道)南部道遙にみやりて、岩手の里に泊る、小黒崎、みつの小島を過ぎて、なるこの湯より尿前の関にかゝりて、出羽の国に越えんとす、此路旅人稀なる所なれば、関守にあやしめられて、漸として関をこす、

大湯温泉

(東遊雑記二十)大湯は町にて、温泉四ヶ所に有り、湯の出る處は各違ひあり、二の湯は疝氣中風によし、殘る二ツは濕瘡によし、何れも功ありと見へて、入湯せる人も數人有しなり、〈中略〉大湯村より西北十和田山の山陰に方三十七八町の湖有、〈中略〉すべて此邊の山中には熱湯の湧所多しといふ、何れを聞ても硫黄湯なり、

浅虫温泉

(東遊雑記十九)浅虫、御表体になる、此所は青森より三里といへども、大に遠く、此地海濱にのぞみ

一村立のぼれるこそ、これなん温泉の出る所ならめと、いとうれしくて、とり〳〵道いそぐまゝに、ほどなく行つきぬ、以實、

かりぬべきやどりやそれと夕烟一むら見ゆる山もとのさと

佐波古温泉

〔類聚名物考地理三十五〕佐波古の御湯　さはこのみゆ

〔東遊雜記二十五〕平より南一里、湯本の町、大概の所なり、此地には温泉數多にて、家々に湯壺有り、入湯せる人も多く、瘡毒に功有る湯也、當國名所記に、大納言師氏、

夜とゝもになげかしき身を陸奥の三箱の御湯といはせてしがな

此名の事なるや、未詳といへども、外に名づくべき温泉の所なし、

〔拾遺和歌集七物名〕さはこのみゆ　　よみ人しらず

あかずしてわかるゝ人のすむ里はさはこのみゆる山のあなたか

〔夫木和歌抄二十六温泉〕　大納言師氏卿

よとゝもになけかじきみをみちのくのさはこのみゆといはせてしがな

玉造温泉

〔類聚名物考地理三十五〕今案に、玉造湯、抄にも地未考と有、おもふに玉造郷は、陸奥國にあり、玉造河は播磨國に有り、そのほとりのことにや、未詳、

〔續日本後紀六仁明〕承和四年四月戊申、陸奥國言、玉造塞温泉石神雷響振、晝夜不止、温泉流河、其色如漿、加以山燒谷塞、石崩折木、更作新沼、沸聲如雷、如此奇怪、不可勝計、仍仰國司、鎭謝災異、敎誘夷狄、

釜崎温泉

〔奥羽觀蹟聞老志名蹟四〕釜崎温泉

在八宮以西、覓取之山間、能治諸證、是以佗方久病癈疾者、不遠千里而輻輳、待驗而歸者亦多、封內之名湯也、湯舍上有善遊堂、

青根温泉

〔奥羽觀蹟聞老志名蹟四〕青根温泉　東北有古温泉、曰女御湯、

す、九軒の屋作り、客閣廣に構へたり、地形は大抵平坦にして三四町程も有べけれど、東寄の山際よりの温泉生するゆゑ、皆東の山寄に建住せり、西北の方に平坦續けども、少しく低く、古は泥濘ち一面の湯湖にて有し事ならん、今も葦蘆のみ生ひ茂れり、扨此所より上州沼田領への間道あり、

〔類聚名物考 地理三十五〕名取御湯　なとりのみゆ　陸奥

〔奥羽觀蹟聞老志 五名取郡〕名取御湯

在名取上郷秋保村、鄉人曰秋保温泉、相傳古昔勅封之地也、故以御湯稱之、

按御湯二文字、見諸本朝中務丞輔之古詩、所謂行到御湯携壽豐觀影、又是湖見戲馬看射句、

〔大和物語〕上をなじ兼盛、みちのくにゝて閑院の王のみこの女にありける人、くろつかといふ所に住けり、中略かくてなとりのみゆといふ事を、つねたゞのきみの女よみたりけるといふなむ、このくろづかのあるじなりける、

大空の雲のかよひ路みてしがなとりのみゆけばあとはかもなし

とよみたりけるを、兼盛のおほきみおなじところを、

塩がまの浦にはあまやたえにけんなどすなどりのみゆるときなき

となんよみける、

〔秋保日記〕寛延四年、公務のいとまあるころ、城西の秋保村にまかりて温泉に浴し侍らんとて、八月三日になんおもむき侍りけるに、中塚氏廣茂のぬしも同じくまからんとて、草庵に來りていざなひ出ぬ、朝のほどより空くもりて、やがて小雨ふり出ぬれば、雨つゝみなどとかく物して行くまゝに、ほどなく仙府を離れて、村落田畝に道をもとむ、中略申の時ばかりに雨こまかになりぬ、數客衆客衣をうるほして、よもをのぞむに、曖曃たる中烟り

鹽原溫泉

〔鹽原考〕鹽原の湯泉たるや、人皇五十一代平城天皇の御宇、大同元年臘月の比、獵師これを見出すといへども、千巖天に峙ち、万谷雲に埋み、荊棘を分ち難くして、空しく打過しに、其後小山氏何某と云し人、初て此道をひらき、民屋を立られしと也、按するに、古町湯泉大明神の鰐口に、謹奉寄附鰐口、下野州鹽谷郡下鹽原醫王山大權現御寶前、于時天文十二癸卯天三月日、鹽原城主小山越前守とあり、此人當地に住し屋形の跡、醫王院の北の方にあり、城跡といひさも有べし、山に添小社貳ケ所有りて、一社は宇都宮明神、一社は春日明神なりと、是屋形の鎮守成べし、引續古家數といふ有家士の住居といへり、何れも境地甚せまし、又旗下戸の上城跡有りて、前に帶川を帶、後に嶽堀貳重あり、昔は旗下戸を畑下戸と書しを、小山氏爰に出城を構へてより、旗下戸と出改めしよしなれば、此人の祖此湯泉を開らきしなるべし、

日光溫泉

〔日光山志四〕湯湖　是は湯元にあり、廣さ凡そ拾四五町に二十町許、

中禪寺溫泉　八湯、中禪寺別所より西北に當り、赤沼原を逕、湯元迄三里、日光神橋より六里なり、春も風雪寒威はげしく、三月末迄も餘寒あるゆゑ、四月八日を初として登山し、各湯室を開き初むれども、白根嶽はまだ殘雪多く、五月末より六月に至らざれば浴するものも少し、九月には前山に雪降ゆゑ、九月八日を終として湯室をとじて麓へ下る、日光町方のもの持とす、湯室を開き、日々日光町より米穀園蔬を初め、其餘の諸品を脊負ひ送れり、

河原湯甚熱なり、湖水溢る時は沒し、乾く時はぬるし、

藥師湯第一眼病によし　姥湯黒苦味

瀧湯甚冷なり　中湯熱なり　笹湯寒暑の邪をはらふ　御所湯第一金瘡に妙なり

荒湯熱湯なり　自在湯平濟なり、洪水の時、遣ひ水不自由なる時、此湯にて飯を炊きても匂ひなし、

湯平　溫泉の浴室九軒あり、毎年始と終とすることは前に記せり、此溫泉を開闢せし年代志ら

抄に、下野國は信濃也と作るは、ひが事といへども、夫木抄に信濃なるとよめれば、それをよしとせんか、實仲が名所補翼抄にも信濃と出せり、

〔松屋筆記八十八〕なすの湯

拾遺集九雜下大中臣能宣が長歌に、しほがまのうらさびしげに、なぞもかく、世をしもおもひ、なすの湯の、たぎるゆゑをも、かまへつゝ、わが身を人の、身になして、思ひくらべよ云々、能宣家集には、たぎるゆゑをも、かまへつゝ、をたぎる胸をも、さましつゝ、に作れり、世をわびしきもの、に思ひなすに、那須の湯をよせたり、那須は下野國那須郡にて、今も高名の温泉あり、平治物語三頼朝舉義兵條に、九郎御曹司云々、信夫に越給へば、佐藤三郎は公私取師ヲ奪ラントテ留リ、同四郎ハ御供ス、早白河ノ關固タクレバ、那須湯泉ノ料トテ通リ給フ云々、金秀京師本に、白河ノ關固ナクレバ、那須湯ト云山路ニカヽリテ通リ給フ云々なども見ゆ、さるを夫木抄雜部廿六温泉部に、題不知、なすの湯のたぎるよみ人しらず、

しなのなるなすのみゆをもあむさばや人をはぐゝみやまひやむべく、とあるより、物に信濃の名所とせるおほかり、和歌名所追考四國下野部に此歌を擧て、初句下野やに作り、異本信濃なるとありげに信濃なるは誤にて下野やの方を正しとすべし、たぎるゆゑをもかまへつゝには、たぎり湯湯壺を構るよしに、故といふ詞をよせたるなり、

〔夫木和歌抄二十六温泉〕題不知雜中なすの湯　よみびとしらず

しなのなるなすのみゆをもあむさばや人をはぐゝみやまひやむべく

〔東遊雜記一〕殺生石のある地より七八丁下に温泉あり、湯本と稱し、家二十四軒あり、夏月の間は入湯の人もあるよし、冬月には雪ふかき所ゆへに、入湯する人もなし、此湯至て熱湯にて、此邊藏員の無數く何地獄、かの地ごくと稱して、湯の沸上る所多く、さゐの河原といふ所もあり、

下野國那須温泉

土古來相傳之訣也吾儕不敢增損、謹錄所聞、以告四方來願君子、若夫山川勝概、自是游者之雅致、身已在廬山中、其復何言、壬寅仲夏一日、鄉人田村淸民撰、

〔漫遊文草 四〕遊四萬温泉記

余〈〇平澤元愷〉與伯經游四萬湯泉、雖曰烟霞亦爲疾已、地僻而山水不甚奇、其復何記、二人已試浴三四日、泉性頗慣、夏日無事、浴法切忌宰我氏好浴後駸々然將墮睡魔界者數四、遂相警勉强以記耳、蓋四萬之溪、在山田川上游、而距高崎治百里許、山田里以東、泉之成蹊十有八里、傍溪而家焉、家之房如水渦、屬于湯槽以待來者、湯泉之成業、亦皆爲然、獨四萬之泉、別有蒸室、而治驗亦在蒸浴、其法矮屋數間、架之屋下、其室三四相連、小於維摩之居、而病者默坐、定容四萬之衆而不狹、但坐下與焦熱地獄僅隔一箱、是以不能久坐、唯獦獠亦具佛性、故能堪久、如余爲理障所遂出耳、又入又出、心猿奚躁、余室中語伯經曰、嘗聞賊忠彌責問不扶、獄吏布靑竹於火上、踞坐其上、何太相似、吾曹果首何事、伯經胡盧不能答、遂出日々謔浪、猶恐睡魔窺隙耳、已而余二人與隨跟亦皆健、食日加、廼知妙智無量之方便、順逆不二也、余之足西履長崎、東北抵蝦夷之地、其際所經湯泉甚多、不能詳記、然如四萬蒸湯、未之有也、先余游者、或紀山川風土、或錄治驗所試、其言曰、香太冲以城崎爲稱首、未知有四萬也、然其稱四萬泉根于乳石者、乃阿好之說、不足據也、余與伯經一日登水晶山、尋所謂乳石所產、殊不如其言也、但山之石生水晶、閃々如鍼、如棘刺、一拳一塊、無石不然、纖微如毛、亦必圭頭六面、寔性也、疊巒重巘、亙乎百里外、簇々無見其際、澗水發流幽谷、淵渟彙濱、日夜不休、惟此深山、不出龍蛇、其氣鬱結、湯泉以涌、成蹊成村、其戶數十餘、其口數百餘、含哺鼓腹、各業其生者、豈復偶然哉、余與伯經游、雖曰爲疾、亦惟烟霞爲崇耳、伯經乃命石工、勒題名幷一小詩於溪石、因戲打之、石肌麻起、不成字、乃笑而措、其它作畫作字、吟咏以消閑、五月五日再膓滿、賖酒相賀、厭埜冒雨而發、〈前日宿田子學家、田書請歸路再過、五月初六又宿山田里、而續記未、〉

〔類聚名物考 地理三十五〕那須湯　なすのゆ　信濃、下野那須郡、神社有り、〇中略

開き并醫王の尊像を安置して、衆生の病苦を救ひ給はゞ、武功も益天下に揚らんと云おはつて不見、田村丸老翁の教にまかせて、山中を見れば、果して温泉あり、わき出る事四万所、名號曰四万、讀味在鹹味有、或は浴、或は飮、能百病ヲ治る事妙ニして、誠に無雙の名湯也、便於此所田村丸一字建立レ、傳教大師御作藥師如來之像安置し給ふ、しかりといへども、未だ時節至ざる歟、世に知る人すくなし、依て下同今新ニ縁記を書拔、世にあらわさば、病を惱ム人のため、又は當地の繁榮ともならんかし、愚ノハ本書有之、略シタ出之者也、下略

〔浚齋文草四〕浴泉記略代又

上毛之野、温泉甚多、草津伊香保最著、非其效不驗、然主治專于一病、是以醫者亦無常、獨四萬泉之良、百病具所不可、特宜腹病人、大抵腹病人、其腹有積聚結塊、由此泉能消化積聚、融和結塊、積聚結塊之變、其症無數、是其所以治百病也、且夫泉之成、醸、鼻暴露則鐵黃礬之氣、是以臭氣撲鼻、黷衣、飮之澀澁不利之也、唯此泉、澄白清徹、無有臭氣、其味鹹而甘、飮之多々益人、澆灌熱然、凝成花、可以烹肉淪卵、我嘗聞此地浴佐老醫某說、海內無雙、非妄誇我鄕奇也、如此不過他方之泉、皆是浴、獨此湯有養法、是其效所以殊異也、蓋浴之法、乃有訣而存、其要以漸爲要、始至之日、不欲遽浴、一日二日、唯浴于槽、二三次自從濃頂上數十遍、稍加至百餘遍、三日已後始入盡室、先戰以頭頂處、平心端坐、如對貴人、如叩頭狀、以爲頭頂上不得瞑、不得吸、久坐爲妙、若瞑則不利于腹、頭則血動搖、皆有害、其初坐室一伏、則一豪時强腕自鼓焉、出室而飮者、一兩口復浴于槽、灌頂如初、浴後遂更浴衣、切戒假寐、寐則冷入邪隨、非徒不能治病、除害且害其他、在浴時不飮冷水、不食冷物、凡生菓炙食、皆不宜、且禁房事、忌服藥、灸唯三里一穴不妨、若療諸瘡、則設小屋、以爲患所、大凡浴者、腸腹快舒、飮食固其宜也、五六日後、或下利、或腹痛、亦治驗也、服浴一二日自然而愈、若其全功、必待十餘日後而見矣、故靜息法、亦以一周爲限、以多將息亦如其日數、其際不宜浴常湯食、必待二周月後焉、是爲浴治之要略、如其小節、請待口授而已、蓋是我

伊香保温泉

たりても見分がたし、夜に入て燒る剋限には、四面皆火也と云、外國のもの、たま〲此事をきけば、身の毛もよだつてをのゝく事也、

○按ズルニ、此書草津ノ所在ヲ信濃トセシハ誤ナリ、蓋シ草津ハ殆ド上野ト信濃トノ境ニアレバ、當時或ハ信濃ノ草津トモ云ヒシカ、

〔宗祇終焉記〕おなじ國野〇上に伊香保といふ名所の湯あり、中風のためによしなど聞て、宗祇はそなたにおもむきて二かたになりぬ、此湯にてわづらひそめて、湯におるゝ事もなくて、五月のみじか夜をしもあかしわびぬるにや、

いかにせむ夕告鳥のしだりおに聲恨むよの老のねざめを

〔北國紀行〕山中をへて、いかほの出湯に移りぬ、〇中略一七日いかほに侍りしに、出湯の上なる千巖の道を遙々とよぢ上りて、大なる原あり、其一かたにそびえたる高峯あり、ぬの岳といふ、麓に流水あり、是をいかほの沼といへり、

〔日本洞上聯燈錄七〕上州青龍山茂林寺大林正道禪師、濃州人、俗姓源、土岐之族也、弱冠從二父宦一遊二相府一、一日抵二圓覺寺一、悵然發二出塵志一、遂薙染、徧扣二洛下相州諸尊宿一、復還レ鄕省レ親、因參二龍泰花叟和尙一、執侍三年、一日叟問曰、江南野水碧於レ天、中有二白鷗閑似一レ我、汝道是明二甚麼邊事一、師下語不レ契、後如二上州伊香保浴二温泉一次、忽爾有レ省、直赴二濃州一呈二所解一、叟可レ之、相隨既久、盡到二堂奧一矣、應仁改元年受レ請住二最乘一、乳香供二花叟之法恩一、

四萬温泉

〔類聚名物考地理三十五〕四万温泉之來由記

抑上野國吾妻郡四万の鄕の温泉は、昔日延曆年中、坂上田村丸爲二東征一に此郡に來り、此山巡狩し給ふ折節、御心不例おはします時、一人り老翁忽然として田村丸の前に來りて告テ曰、此所に名湯有り、將軍此湯にて浴し給ば、則病苦を治し給ふべし、又は諸人のため、願ば將軍此地江温泉を

得同病可偕、而余意先決、其人疑難不果、遂負游具於家僕、以七月望二日發江戸、自板橋至信之沓掛、直往二百許里、僻地有可厭、風景無可記、獨妙義山奇峻、未登而先知其靈境、爾廿一日、發沓掛驛、北折忽入山路、路與淺間巔咫尺、北風栗烈、寒氣徹骨、不可騎也、乃下馬而歩、聞之、淺間之高與富士相伯仲焉、或然、行十餘里、有關砦、曰狩宿、俗傳、鎌倉公獵淺間之所次也、又行可十里、淺間忽焉在後、又面白根而行、白根山又與淺間相伯仲焉、白根與草津相距六里、山皆硫黄、湯泉根于此云、得一小驛、曰羽尾、過此無有人居、山路阻陀、草樹不殖、爲硫黄故、已自沓掛至此迂曲登下六十餘里、始抵草津、連詹二百餘家、乃湯之成鎮也、民居如環、環中有湯池、流如大川、先得一快、日猶晡時、賃宿而休、濯足前槽、槽上引流作瀑、瀑小大十有五、高者二十許尺、最卑倘十許尺、浴者隨意搨患所、槽中常數十許人、自傍望之、恰類中魚、又似佛説所謂墮在焦熱地受苦者、余不敢沒入、輕々漬身而止、翌旦作畢、輒往遂不免爲魚爲受苦耳、自此日浴三四次爲度、兩三日後腹中微痛、下利二三行、但食日加、是以意益暢、三四日後心下痞痛、乃延鍼醫以療焉、五六日後傷風頭痛、故不浴、因散歩村中、登藥師堂、堂藏温泉奇功記、記陋拙、罕可取者、然含此何徵、亦惟在夷狄引之爾、

記曰、建久三年、鎌倉公始浴此湯、至今浴者輻湊、行李往來、秋夏之交、動輒至萬人云、今茲遠近有水災、以故浴者少於常也、然今留宿者不下千數百、槽凡七所、治功不同、然大抵諸惡瘡、頭痛、打撲、寒仙、積聚、五痔、癩風、諸癬爲主治、泉爲硫礬所蒸、其味酸苦、不可飲也、飛瀑之湯最酷、四十已上人不可專浴此槽、諸槽互浴爲妙云、若搨瀑者、自頭盧至下部、而後及患所、起下而及背、至頭亦不妨、直搨患所、動致瞑眩、瀑之小大強弱自擇、不必勉強、然小之多時、不如大之少時也、但禁搨胸腹及背面五六椎也、其在槽時、勿躁勿悶、先定氣而後漬身、稍就瀑、其出槽亦同、日飲湯一口、不多飲、多則動搖齒牙、下利生害、若便秘者、飲一盞、以取利、余試飲之、湯氣似有毒、不復口也、十四五日後、有兩股睾丸糜爛出汁、不治亦自愈、甚者以綿包裹、自然乾燥、蓋浴之治疾、以寛爲善、不必拘臘數、以愈爲度、浴次亦漸加、若虛羸過常者、初來

あたゝめ安養あらしむるにより、諸の湯とも名り、悪血邪濕をとろかし、痼疾癩瘡を治するに、唯此の湯を第一とせり、又靈の湯、神氣の湯といふも故あるそや、

(宗祇終焉記)此春より又わづらふ事さえかへりて、重さへくはゝり日數へぬ、きさらぎの末つかたをこたりぬれど、猶のあらましは行脚の、上野國草津と云湯に入て、駿河國に罷歸らんのよしおもひ立ぬるといへば、宗祇老人、我も此國にしてかぎりを待侍れど、命だにあやにくにつれなければ、こゝらの人々のあはれびもさのみはいとはつゝして、又都に歸りのぼらんも物うし、美濃國にまるべありて、のこるよはひのかげかくし所にもと、たび〳〵ふりはへたる文あり、且ともなひ侍れかし、富士をも今ひとたび見侍らんなどありしかば、うちすて國に歸らんもつみえがましくいなびがたくて、信濃路にかゝり、ちくま河の石ふみわたり、菅のあら野をしのぎて、廿六日といふに草津といふ所につきぬ、

(北國紀行)重陽の日、上州白井と云所にうつりぬ、(中略)是より棧路をつたひて、草津の温泉に二七日計入て、詞もつゞかぬ愚作などし、鎮守の明神に奉りし、(下略)

(東路の津登)きの川中川なといふ大河ども洪水のよしいへば、こゝにいつとなくやすらはんも益なし、草津湯治湯〻道のべし、さらば立歸りぬと定まる、(中略)新田の庄に、大澤下總守宿所にして、草津湯治のまかなひなどに六七日になりぬ、(中略)大戸といふ所、浦野三河守宿所に一宿して、九月十二日に草津へ着ぬ、同行あまたありしまで、馬人數多く、餞別の送りども成べし、廿一日、草津より大戸へ歸り出侍りぬ、契約にて一座興行、

時雨かは紅葉の中の山めぐり

(漫遊文草四)草津湯泉遊記

余久抱烟霞之疾、自謂非山水不可醫也、嘗聞毛之草津有湯泉、能起痼有奇驗、欲一浴此泉者久矣、偶

清少納言枕草紙に、湯は七くりの湯、有馬の湯、玉造湯云々、ありまのゆ天下にあらはる、玉造の湯、何處にあることを知らず、七くりのゆは、伊勢榊原にあり、今に至りて湯治のために往來するもの多し、奥田蘭汀生の物語なり、津の領內の由となり、

〔夫木和歌抄二十六温泉〕信濃なゝくりのゆ　橘俊綱朝臣

いちしなる岩ねにいづるなゝくりのけふはかひなきゆにも有哉

此歌は、ふしみにゆわかして大納言經信卿をよび侍けるにこざりければ、つかはしけると云云、

返事　大納言經信卿

いちしなるなゝくりのゆも君のためこひしやますときけば物うし

家集題不知　二條太皇太后宮肥後

よの人のこひのやまひの藥とやなゝくりのゆのわきかへるらん

上野國草津温泉

〔運歩色葉集久〕草津(クサツ)湯

〔草津温泉來由記〕上州吾妻郡草津の邑に温泉あり、〇中略此湯硫黃明礬の精氣流れ出て、除病の効いちじるしと、抑硫黃は性熱にして、病瘡を除き、陽精をさかんにし、寒冷を拂ふ、明礬は其味ひ酢くして、諸毒を解し、治症多能也と醫典に云侍り、しかはあれど、吾が所見のごときは山は山、水は水、自然の温泉にして、自然の功用を具せり、他の湯多くは此二氣によるといへば、此說も又宜べなり、〇中略建久三のとし秋八月の日、將軍源賴朝公、兼て此靈湯名を、荒草の際に沒し、歩を古徑の邊に絕し事を歎き、再び此湯を開き、試に浴せんとて、群臣を率し此所に來りて、一曲谷を臨給ふに、沸湯空を吐て、恰も鑊湯のごとくなるを見て、すなはち欣躍して開湯し給ひ、數ヶ日の湯霍をわかち其効驗品々あり、或は將軍初て浴を試み給へば、御座の湯と稱し、又冷暖相和ひて幼老を

犬飼温泉

と見て夢さめぬ、おどろきてよあけて、ひと〴〵につげまはしければ、人々きゝつぎて、その湯にあつまることかぎりなし、ゆをかへめぐりを掃除ししめを引、花香を奉りて、おあつまりてまちたてまつる、やう〳〵午時すぎ、ひつじになるほどに、たゞこの夢に見えつるに露たがはず見ゆる男の、かほよりはじめ、きたる物馬なにかにいたるまで、夢にみしにたがはず、よろづの人にはかに立てぬかをつく、このおとこ大におどろきて、心もえざりければ、よろづの人にとへども、ただおがみにおがみて、その事といふひとなし、○下略

(類聚名物考地理三十五)犬飼御湯　いぬかひのみゆ　信濃國筑摩郡

(和漢三才圖會六十八信濃)犬養山筑摩郡

犬養ノ温泉、　筑摩温泉同郡　靈須温泉　七久里湯、諏訪温泉等、處處有湯、

(拾遺和歌集七物名)いぬかひのみゆ

鳥のこはまだひな、がらたちていぬかひのみゆるはすもりなりけり　讀人志らず

七久里温泉

(書言字考節用集一乾坤)七久里湯信州伊那郡云々温泉、

(類聚名物考地理三十五)七久里湯　なゝくりのゆ　信濃一云伊勢○中略

今案に、信濃國人の云、今名田縣といふ村有、湯の所といふ、今は湯出ずといへり、伊奈郡の中なりといふ、猶可考、○中略

類字名所補翼抄に云、六帖に、かみつけやいちしの原とよめり、此二首いちしなると有れば、此湯もしそこに有にや、此湯は信濃とて出せり

或人云、伊勢國一志郡に出湯有り、今は榊原の湯と云ふ、此所歟、俊頼歌に、かひなきと讀たるは、榊原の湯の邊の山より、石貝とてさま〴〵介のかたなる石出れば、夫をよめる乎、

([illegible]軒小録)七くりの湯之事

泉タリ、猶其河水ニ近キ所ハ、甚熱湯也、然レドモ其河水ニ於テハ、曾テ温湯ノ氣味ナシ、又此地ニ温泉藥師ト稱スル靈像アリ、口碑ニ傳フル處、文永年中、温泉此地ニ涌出セシトキ、湯ノ島ノ樹下ニ於テ光アリ、村民アヤシミ、其光明ヲタヅチ行テ見ルニ、藥師ノ尊像ヲ得タリ、故ニ一宇ノ艸堂ニ安置シテ、温泉藥師ト稱セリ、然ルニ寛文年中、同郡萩原郷中呂村龍澤山禪昌禪寺第八世、剛山祖金和尙、此地ニ於テ一寺ヲ建立シテ、彼靈佛ヲ安置ス、醫王山温泉禪寺ト稱セリ、　羅山林先生詩集卷第三曰、（紀行三、西南行日録、元和辛酉孟夏二十五日之條下、）有馬山温湯、　温泉靈沸石磐間、病可除兮垢可删、還裏提醒長水子、本然淸淨忽生山、　我國諸州多有湯泉、其最著者、攝津之有馬、下野之草津、飛驒之湯島、是三處也、（下略）今有馬、草津ハ、廣ク世ノ知ル所也、湯島ハ古來ノ靈湯タルコト、遠ク知ルモノ少シト云ヘドモ、入湯スル人ハ、其驗ヲ得ザルコト無シトナリ、

〔類聚名物考 地理三十五〕つかまのゆ　筑摩湯　信濃筑摩郡

〔後拾遺和歌集 雜十八〕修理大夫惟正、信濃守に侍りける時、ともにまかり下りて、つ。か。ま。の。湯をみ侍りて、

源重之

出づる湯のわくに懸れる白糸はくる人絶ぬ物にぞ有ける

〔夫木和歌抄 二十六 温泉〕百首歌（御）　つかまのみゆ（信濃）

段富門院大輔

わきかへりもえてぞ思ふうき人はつかまのみゆかふじのけぶりか

〔宇治拾遺物語 六〕今はむかし、信濃國につくまの湯といふところに、よろづのひとのあみけるくすりゆあり、そのわたりなる人の夢にみるやう、あすのむまのときに、觀音湯あみ給ふべしといふ、いかやうにてかおはしまさんずるととふに、いらふるやう、とし卅ばかりのおとこのひげくろきが、あやい笠きて、ふしぐろなるやなぐひ、皮まきたるゆみもちて、こんのあをきたるが、夏げのむかばきはきて、あしげの馬にのりてなんくべき、それを觀音と志りたてまつるべしといふ

武藏國小河内溫泉

〔慶長見聞録案紙 上〕慶長九年五月七日、下野守殿ニハ相州底倉江御湯治、其後同州宮城野江御入湯、

〔大猷院殿御實紀 十六〕寛永七年十二月、大御所今年相模國底倉の湯治し給ふ思召にて、神奈川御旅館作事奉行を新庄宮内少輔直房に命ぜられ、目付仙石大和守久隆、底倉の御旅館構造の命蒙り、子右近久矩とともに檢點にまかる、されど夏の御病によて御事停廢せられき、

〔武藏演路 四〕多摩郡

小河内温泉　總名原と云　日本橋より青梅迄拾二里、青梅より原迄八里、

此出湯は、熊野權現夢想と云、打身、切きず、腫物立所に癒ゆ、但し腫氣あるものを入湯をゆるさず、

〔新編武藏風土記稿 百二十七 多摩郡〕原村

熊野社 除地一段七畝十八歩、小名湯場ニアリ、○中略 小温泉 [illegible] 湯壺 社ノ東石垣ノ下ニアリ、湯壺ハ廣サ四尺四方、内ニタヽエタル湯、平生ハ少シク温タレドモ、[illegible] 虫湯 社ノ東多摩川ノ際ニアリ、○中略 目湯 社ヨリ西五間ニテ、コレモ多摩川ノ際ニアリ、

常陸國袋田溫泉

〔常陸紀行 二〕袋田村の瀧布、其高さ四十有餘丈にして、本國中最第一の勝景たり、月居山下に在り、此山一名月折とも書けり、青時野内大膳なるもの、居城なりといへり、又温泉あり、本國中の名湯たり、京都香川氏の一本堂藥選にも見えて、其名高しといへども、近時人知るものまれなり、

飛驒國下呂溫泉

〔飛州志 土地 一〕下呂温泉

同郡同鄕湯島村ニアリ、本朝上古ノ温泉三處アリ、所謂攝州有馬、野州草津、飛州湯島是也、圖說ニ云ク、大野年中、此地ノ山中ニ初テ温泉湧出セリ、遂名ヲ湯峯ト云フ、然ルニ文永二年乙丑冬十月、湯峯ノ温泉出止テ、山下今ノ地ニ湧出セリ、是則益田川ノ河原ニシテ、常ニ温湯ノ湧出ルニテハナシ、人浴セントスルトキ、河原ノ砂石ヲ除キテ僅ニクボメヌレバ、其所ニ忽チ温湯出ル也、尤清

本を始め、數所にある湯の元は、伊豆國の神湯なりと云る義と通ゆ、然れば其間は隔たれど、大分逢見の湯を、下樋より伊豫國に渡し坐るに準へて思へば、此も地下には幾筋も下樋も通して、神湯を渡し給へるなり、斯て此嶺に、式外なるが大社あり、祭神を書等に、天忍穗耳尊とも、產火瓊々杵尊とも、產火々出見尊とも有れど、此國造に右の天皇命神だちの齋はれ給ふべき由なし、此由は古學に明ならむ人は自に辨へなむ、然れば決めて此段なる二柱神を祭れる社なるべし、

〔東海道名所記二〕湯本の橋より右の方川邊をゆけば、半里あまりに湯の澤といふ在所あり、温泉あり、人おほくあつまれり、湯本の地藏は海道の右にあり、總恩寺といふ寺有、

〔東海道名所圖會五〕箱根七温泉の中に塔澤は殊に山水の美景なり、風流なる房をまつらひ、內湯とて温泉を筧にとりて瀧湯にし、肩膝腰など病ある所をうたるゝ也、あるは湯槽に浴しても、晝夜流るゝゆへ清き事泉の如し、其間々は、絲竹の音、楊弓、軍書讀の席にて興を催すも、みな養生の一つなるべし、

〔集古文書三十六禁制狀〕天正十三年禁制狀所藏不ㇾ詳

禁制

一湯治之面々、薪炭等其外地下人役申付事、

一材木申付役も□ひと地下人に申付事

以上

右之兩條、縦如何樣之者有ㇾ之申縣共、地下人打合間敷候、但虎之御印判、又久野印判於ㇾ有ㇾ之、□無□沙汰可ㇾ勤之者也、任二先御證文一、爲二後日一如ㇾ件、

天正十三年乙酉十一月四日　花押

底倉百姓中

氣賀湯、底の湯よりこれまで一里なり、此國に明礬を製する所あり、氣賀の中に、岩湯、上湯、平の湯、大瀧等の四ヶ所あり、いづれも氣味鹹して明礬の香あり、中風疝氣を治す、

底倉湯、氣賀より半里、むかし地震ふて、名物石風爐も絶て、今纔に内湯二三ヶ所あり、此所の民家、箱根名物挽物細工を業とす、

宮下湯、底倉湯より二町ばかりにて、大路家續き也、内湯、瀧湯あり、内湯とは、溫泉の水脈より、樋にて家々にとり入湯す、瀧湯とは、樋より筧にとりて、家の内にて瀧のごとく溫泉を落し、これに打るゝ也、頭痛痃癖腰の痛を治す、打るゝに氣味快きものなり、

堂ヶ島湯、宮の下より五町ばかり山下なり、内湯、瀧湯あり、氣味鹹はゆくして、積聚疼痛を治すなり、

塔之澤湯、堂が島より一里半あり、七湯の中にて、地境廣くして風景の勝地なり、山を塔峯山と號し川を早瀬といふ、いさよひに記あづま路の湯坂をこえて見わたせばしほ木流るゝ早川の水、橋を玉簾橋といふ、水戸黄門光圀卿、明人舜水と共にこゝに遊覽し給ひ、此號をはじめて呼せらる、浴舍美麗にして廣く、書院、數寄屋庭中何れも佳景なり、江府より諸侯時々こゝに湯治し給ふ、元湯を秋山彌五兵衞、一之湯を小川澤右衞門、内湯は田村久兵衞、藤屋喜八、喜平治、小兵衞等なり、都て家數廿三軒あり、此溫泉は氣味輕くして養生湯なり、諸病を治す、

湯本湯、塔澤よりこゝまで十町あり、町の中に浴屋ありて、四國に仕切る、内湯も二三ヶ所あり、驛物、挽物、旅籠の類によし、これより三枚橋へ五町許あり、橋を渡て橋の東爪へ出る、これより本道東海道なり、

〔古史傳 十八 神代〕箱根は、桓武天皇紀には筥荷とも有て、相模と駿河との界なるが、相模に屬る足柄山の嶺續にて、万葉に、足柄乃箱根飛越行鶴乃云々、また安思我良能波姑禰乃夜麻爾云々など、足柄のと詠たれば、古より相模國に屬たり、中略 按箱根之元湯是也とは、箱根に、蘆湯、木賀、底倉、宮城野、湯

貫、

修善寺温泉

〔和漢三才圖會伊豆六十七〕桂谷山修善寺　在修善寺村〇中略寺前有川、名修善寺川、川中有温泉、自疊石爲方園、

小名温泉

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年四月八日甲午、將軍家〇藤原頼經依可有渡御于伊豆國小名温泉、以來十七日被定御進發日、而去一日若宮蟻怪異事、動搖不安之由占申之上、又宿曜師珍譽法印、可有御慎遠行之旨言上、陰陽師不快之由占申、仍今日有議定、遂思食止云云、

甲斐國湯島温泉

〔甲州奇談上〕甲斐國湯島村、此處に温泉有、東照神君此温泉に浴し給ふと云、其比名主久左衛門と申者に、御鐵炮壹挺被下置、今に是を所持す、これは天正三年三月五日の事也と云、御墨付あり、

相模國蘆刈温泉

〔類聚名物考地理三十五〕蘆刈湯　あしかりのゆ　相模　足柄郡

〔萬葉集十四東歌〕阿之我利能、刀比能可布知爾、伊豆流湯能、余爾母多欲良爾、故呂何伊波奈久爾、

箱根温泉

〔東海道名所圖會五〕箱根温泉、七ケ所にあり、七湯巡といふ、箱根權現坂を通て、街道に標石あり、これより左の方へ入、〇中略

〇〇〇蘆之湯、七湯の其一箇也、權現坂よりこれまで一里、浴屋は町の中にあり、一二三と仕切て入湯す、氣味澀く苦し、又硫黄の香強し、流れ湯みな黄色なり、功能は、癩病、黴病、五痔、一切の腫物に相應して早く治す、浴屋の前兩側に、一町許入湯の宿舍ありて、奇麗なり、

〇〇〇小地獄、蘆の湯より八町許にあり、山腹に湯氣盛んに立て、手を入るればはなはだ熱し、按ずるに、積陰鬱聚りて火氣を生じ、土精熱して硫黄となる、これ温泉の源なり、土人云、鍛冶屋の地獄、酒屋の地獄、紺屋の地獄ありといふ、地氣少しづゝ色變る也、又これより山奥五里許に、大に地獄立昇る所ありとぞ、里諺にこれを大地獄とよぶ、

の古知人をも尋ね見ばやのあらまし、折節痢病散々式、結句脚氣さへ發あひ、車におされたる犬
のごとくはいありきの體、不及旅行、
(當代記三)慶長九年三月朔日、將軍立江戸、御上、先一七日熱海ヘ湯治、
(伊達政宗記録事蹟考記十七)記録抜書五
一慶長九年三月朔日、權現樣爲御上洛江戸御發駕被遊候、此節伊豆熱海之湯ヘ御入被遊、御獨吟
連歌被遊、政宗家來猪苗代兼如、御合點被仰付、右御連歌、
春の夜の夢さへ波の枕哉
磯ちかくかすむ江の舟
一村の雲にわかるゝ雁鳴て
(後藤文章五)熱海温泉
余已讀由來記、室内記、及地圖、謂文獻不足徵、子野揭當湯碑、以示近時所建、其言但據由來記耳、其
說之怪誕姑置、相傳天平勝寶年間、少童名因呼、僧爲權現、然配某神名、未之聞也、熱海之稱、古書所不
載、萬葉集温泉歌最此耶、亦已久矣、由來記又云、慶長年神祖游焉、(事載當代記及伊達家記慶長九年)寬永十六年、獻廟將
遊此地、命將行殿、殿址尚存、今猶甲段八月、官命地方官、汲泉以致殿内、湧泉之側、新構警舍、有司監同、
實湯於桶以傳送、余來觀拜解湯桶、桶置檻下、相傳前此細川侯浴疾而驗、故有命云、其泉源出岩下、
湯有洞、晝夜各三次、湧時雷鳴煙發、望之如蒸釜噴沫、如火之燎原、湧既盡時、不可嚮邇、洞之土人、遠近
穿地、泉皆沸騰、海之濱瀬、邊沙亦小孔無數、如篩眼、湧沸是其所以名熱海耶、熱海村隷伊豆國加茂郡、
温泉爲業、其民二百餘家、街巷東西半里、南北少數、土地磽确、不可耕稼、實歡遊所盤旋、而郡人士輻湊
成錢、非人力也、走湯山祠在來路、距此可三里、晉聞、寺廣藏寶物、十有三日、飯後拉同舍客及温泉寺僧、而
謁、其地清潤、鋪下嶽蔽高數丈、蜿曲如龍蛇、祠司有事、不許遠客賞覽、徒空手而歸、事在子野紀行、不復

東濱のほとりにあり、

〔空華日工集〕應安七年甲寅二月十五日、赴管領甲第、領問政事之要、余曰、凡政事當先賞而後罰、不爲人憂、則可謂善政矣、仍乞湯醫之暇、入府、亦乞口七七日爲湯醫、往熱海、宿山崖家、適與九峯會于接待庵、十八日、九峯出示故梅州老人舊題、及自和者、余乃次其韻、題温泉廣濟接待庵云、温泉亂浴汗淋浪、接待知消幾杓湯、宿客毎分鶖店榻、詩人偏愛贊公房、陶成什器輕於土、煮出官鹽白奴霜、暫借僧窓同遠眺、東南目斷水茫々、三月十一日、自熱海歸、

永和元年二月十一日、余赴熱海、爲湯醫也、隨從者、高譚二子、行奴各人僦于山一涯舊館而宿矣、

康暦三年二月廿三日、過管領宅、告欲退寺赴湯醫之事、管領曰、退院必不可、湯醫即得云々、廿四日、島田遠州傳管領之命曰、府君免湯醫、但退院則不答、廿六日、大休寺年忌、淸谿拈香、府君管領入寺、點心罷、余揖歸歇處、君即問、湯治何日、余答、今月盡頭必定矣、君曰湯治則不妨、切勿告退、余曰老病交侵、尚居官寺、僭甚、伏望賜免放歸山林、隨意湯醫、君曰湯醫則隨意、不必論幾日、退則甚不可云々、廿八日、會茶首座維那都管等、囑以留守、又囑香衣二侍者以守方丈、既履板輿赴温泉、從者僧行僕數人而已、路上北望箕勝兩山木、能一遊、作詩以約回時、曰征途北望兩山青、隱々構臺插杳冥、寄謝雲間高臥客、回程有約叩岩扃、廿九日、抵于瀨波、忽見今管領令弟將作公、洎快古劍回自温泉、時行人爭渡、公命舟人渡余、余後作詩謝之曰、水生溪漲路難通、人馬爭舟急似風、逢著明公濟川手、小僧省得笠浮空、晡時達于温泉、以藥師堂律長老名圓印命、館于一御所者、乃迫第一湯者也、淸祖藏主及諸姪亦先來浴、是日余入浴一次、

〔宗長手記〕大將修理大夫氏親〇今川、同〇永正元年十月四日鎌倉まで歸陣、一兩日逗留、豆州熱海湯治一七日、韮山二三日陣、勞休られ歸國ありしなり、〇中略

大永六年七月〇中略興津左衞門の館、しほ風呂興行一七日湯治、此次熱海湯治隨體これより東邊

此事ありし時に、湯の涌ければ、里の名を湯河原と呼びしが、又海面もそゝろに熱かりければ、後改て熱海といふめる、東鑑に云、建暦三年十二月修理亮泰時、伊豆國阿多美郷の地頭職と云云見ゆれば、名に流れしもいとはるけくなんおぼゆる、慶長二年三月、恐くも大神君御湯治ましましぬ、其後寛永三年の頃、大猷君被為成御催しに付て、假御殿建しが、故有てや止ぬ、其御殿跡とて、今猶遺れり、

〔熱海温泉圖彙〕熱海七湯(大湯の外、湯を別にわかちしものなし、湯の噴しぬるのゝ、皆なり、)野中の湯、上の町より一町餘北のかた山の麓にあり、そのほとりの土丹のごとし、里人此土をもつて壁をぬる、又砂中に礦ありて金色あり、此湯わく事後し、ゆゑに湯升をもうけず、　清左衛門湯、下の町の北にあり、里說に云、むかし馬走清左衛門と云もの、馬をはせて此湯壺に陥て死せり、今においても湯壺にむかひ、清左衛門のゐるしと呼ば、聲にしたがつて湧いづる、大に呼ば大にわき、小しくよべば小にわくといふ、唐土豫州の喊泉の類なるべし、　平左衛門湯、法齋湯ともいふ、上町の北にありてその名を呼ば聲に應じて湧事、清左衛門湯に同じ、唐土華山の泉、手を打ばわき、又歙陽の泉人の聲を聞て湧き、南華の泉、人の足音に應じてわくの類、和漢同日の談なると、前にもものしりとひへりと、里人がものがたりぬ、　水湯、本町の北、坂町のほとりにあり、此湯にかぎりて鹹氣なく、水を沸したるごとくなるゆゑに水湯といふ、水湯の源より南の方五尺ばかりへだてたる所に湯の湧所あり、此湯は鹹氣あり、地中の脉絡はかりしるべからず、　風呂の湯、水湯の西在家の庭中にあり、そのかたはら三尺ほど東の方の石の間より、細流の湯を湧いだす、此湯鹽氣さらになし、まほけあるゆゑとまはけなき湯と相隔る事僅に三尺をさらず、もろこし江乘縣の泉、其鐘傍の湖水半は冷に半は熱しといふも、此湯に比すれば奇とするにたらず、　左次郎の湯、醫王寺の門前にあり、左次郎と云もの、庭中にあるゆゑに名づく、　河原の湯、下町の

現是なりとて、委く此湯の功能をも記せり、功能は然る言なれど、上件の趣に、二柱神の此所に湯を出し給ひけむ古鄕の遺にるに、例の佛風の說どもを打交へて妄說せる物と見えたり、二柱神を藥師と申せること、更に由らしからず、

〔東海道名所記 二〕社〇走湯權現より西のかた一里ばかりに温泉あり、熱海と名づく、うしほのみちひにしたがひて、岩のはざまより煙むしあがりて、ことの外にあつき湯出てはしるを、筧にて家々にとり、槽にたゝへて人々に入せ侍る、よろづの病によしといふ、

〔東海道名所圖會 五〕熱海温泉走湯山の西の方一里にあり、潮の干に隨ひ、岩のはざまより湯氣蒸上りて、殊の外熱き湯にはしり出る、これを筧にとりて、家々にて人入湯す、平左衛門、法齋湯、野中湯、風呂湯、川原湯、濱の湯等の名あり、土人云、湯の名を呼ば大に涌上るといふ、湯前權現は、上の町にあり、今宮權現七面祠木宮明神、天神祠、椿木貴船正の祠等新宮にあり、

〔類聚名物考 地理三十五〕伊豆國賀茂郡熱海温泉記
倩熱海なる出湯の年經りし由來を考へ侍るに、〇中略抑此里は、名にし負伊豆がねの尾にして、海邊より三丈餘り高き岡に、巖の底より自然靈湯の涌出て、立登る煙りは富士淺間にもたぐへやは見ん、晝夜六度宛、時に臨みては沸り出る響雷鳴かとあやしむ、溢れ流るゝは大河の如し、かゝる不測の靈湯ありつれど、上代は民屋も乏く、知人なくて徒に幾年月をふりにたり、かくて孝謙天皇の天平勝寶元年己丑睦月ばかり、里の小童に神託て云はく、此高き岡に温泉あり、汲取て浴せよ、病成愈べしと、頓に小童は醒てかゝりし事をも不知、默然として眠る、こゝに村民等恭畏て、神の敎のまに〳〵、湯槽を居置桶渡し、浴室を作由入ゆあみしけるに、衆病愈て妙なる事神の如し、よりて淸地を撰み、湯の上なる岩境に神籬を建、湯前神社を齋ひ、少彥名命を安鎭まつり敬ければ、里も榮へて、いや增に効驗なれば、千年の今、猶絕ずなん有ける、寛平四年、中納言紀長谷雄卿といひし博士、伊豆國の任なりしにや、來り給ひける時、温泉の源を探見んとて、數多の村民に命て堀穿けるに、滑石及閼之熱湯沸出る事猶前の如し、かゝりしかば、恐退て止ぬとかや、元來神德

可卜霊地、謂湯出州新礒濱二色浦片平郷、是有縁之地形也、我本自在西天、所好玩聒子波濤、以其種子、兼壽植于彼地、又兼令化出霊湯、已託宣事終、神鏡乘飛龍之背、翔虚空、到山頂、係松朶、愛仙童老巫、幷勅使等、瞻光雲之登、劾香郁之薫、尋入富山、凡青巖側立峨々、祥樹茂生森々、履蘿徑、跨谷澤、遂而攀登日金之嶺、夫為山之體、望離白浪之海蒼々、顧扶翠嶺之岫峨々、水石登湛、林花開結、乾坤虎蹲、震兌龍偃、霊湯沸涌、神嶋杳洞、奇仙異人、卜宅連々、天地之間無地于比之、

〔古史傳神代十八〕伊豆風土記に、走湯者不然、養老年中開基とあるは、箱根山なる湯どもは、伊豆國の神湯を元湯にして、此の二柱神の始給へるなれど、走湯は此二神の始給へる湯には非ず、元正天皇の養老年中に開基たる湯ぞと云るなり、行嚢抄に、舊記云、仁明天皇承和二年、豆州温泉出、謂之走湯と云へれど、其舊記の名も知られず、然れば風土記に、養老年中と云るに依るべし、箱根の湯をも、養老年中に万巻上人が開けるよし、彼山の縁起に見え、熱海の湯も、萬巻が開ける由なれば、此も彼が開けるならむも亦知べからず、こは伊豆山とも、走湯山とも云山にて、熱海の北に當りて、共に伊豆國加茂郡なり、箱根より南の山なるが、海にさし出て、山中に湯あり、謂ゆる走湯是なり、此山に座す神を走湯神と申す、

〔丙辰紀行〕走湯山

走湯山は、伊豆の山の事にて侍る、爰にましますをば走湯權現とぞ申しける、昔鎌倉右大將、伊豆箱根を信じ、常に蘋蘩の禮をいたし給ふ、二所參詣といへるは是なり、此ところに出湯あり、石はしる湯の如し、走湯の名も温湯によりての故にや、又一里許西に温泉あり、その所を熱海と名づく、人のよろづの病あるもの浴すればたゞ驗あり、先年余も人にさそはれて湯に入り侍りし、其湧く所を見るに、潮の進退によりて、岩の間より烟むしあがりて、人の近づくべくもあらぬほどあつきに、熱湯わき出て流れ走るを、筧をかけて家々にとり、槽に湛えて人々に入らせけり、

絶境霊蹤豆、古今尊名吾寵亦登臨、走湯權現救人處、便是驪山神女心、

〔集古文書三十七〕北條氏康定状伊豆國伊豆山般若院藏

伊勢國菰野温泉

〔詞花和歌集雜十〕有馬の湯にまかりたりけるによめる　宇治前太政大臣

いざや又つゞきもしらぬ高嶺にて先くる人に都をぞ問ふ

〔類聚名物考地理三十五〕菰野湯こものゝゆ伊勢

此湯いまだ物に見えず、伊勢新名所歌合可考、

〔鹽尻四十三〕後の文月初六日御いとま玄ばしなりて、勢州菰野山の温湯にまかりし、嶺の雲、谷の霧珍敷、かの造化のおしめる景勝を、たやすく見侍るも嬉しく空おそろし、其程の事、旅亭の徒然に、涼窓燈下筆に任せ、後の紀念にもと爰に記し侍る、

此温泉は、養老の比沙門淨薫、藥師善逝の靈告により神井を尋、神祠を建て、土地を起し、痾を療し、性を保する水源を開けり、川端神明、淨薫塚今に在り、

其后傳敎大師、小谷の靈地に精舍を營し、冠峯山三岳寺と號し給へり、覺信僧都をして住せしめ、本尊瑠璃光如來は、大師自彫刻の尊像也、星移り物換り、温泉も空しく絕、古寺廢亡、慶長中兵燒然るに貞享四年丁卯、官に請、舊地新たにし、温泉再びむかしにかへれり、實按、後世取立の温泉ゆへ、湯少しぬるきよし、

〔駒井日記〕文祿二年後九月九日　一三位法印樣、勢州こもの、湯江御湯治付而、人足割符、一十一日、京ゟ草津迄四十人、民法　一十二日、草津ゟ水口迄四十人、爲心　一十三日、水口ヨリ勢州こもの迄、廿五人藤玄蕃、十五人丹羽勘介、

十日　態令啓上候但早道遣○中略　一三位法印樣大かみ樣、幷御子樣達、彌御息災に御座候、三位法印樣、明日十一日より、勢州こものへ御湯治被成候、御氣色指當惡敷儀も無御座候、爲御養生被爲人候、則路次人足以下、念を入申付候、然者上樣御氣色御樣子、御報に可被仰下候、恐々謹言、

閏九月十日　駒井益庵

壽命庵

坊部紅顏嘆琵琶、上陽白髮向宜紗、長門花泣昆行涙、流作溫湯波浪花、

洗目湯〈[illegible]〉

湯在溫湯谷之側、其形如盆、湯昔伊弉諾神行浴業樁之小戸、以滌濯眼、夫湖水由地中行、故闊、地面何處不有水哉、然則以此洗眼湯、謂之橘小戸之支流、亦何害焉、夫眼有數種焉、有肉眼、有凡眼、有法眼、有道眼、有天眼、有仙眼、有佛眼、夫見而不見、不見而見者佛眼也、仙眼也、見三千刹界如見掌上菴摩果者天眼也、道眼也、觀心見性者法眼也、視而不知者凡眼也、一翳作障者肉眼也、今此湯洗何眼目耶、一洗了淨眼睛、又洗了明堅膜、金篦刮膜、要開汝眼、試飾開看奈何、若在我儒言之、則仰觀俯察者伏羲之眼也、達四目者有虞氏之眼也、不見龍圖者夏后氏之眼也、望道而未見者文王之眼也、視觀察者孔子之眼也、非禮勿視者顏子之眼也、十目所視者曾子之眼也、視其眸子者孟子之眼也、聖賢之眼目洗之以何哉、不以湯也、況外物乎、然則如何哉、唯道義宜以讀書一雙眼、

溫湯三年曾患眼、慧山洗盡滿湯功、細流不得一滴潤、唯月消風皺海中、

〔夫木和歌抄二十六温泉〕文治六年五社百首〈有馬温湯〉　皇太后宮大夫俊成卿

ありま山雲間もみえぬ五月雨にいで湯のすゑも水まさりけり

題不知　よみびとしらず

あひ思ふ人をおもはぬゝまひをばなにかありまのゆへも行べき

永久四年百首〈出湯〉　源兼昌

わたつうみははるけき物をいかにしてありまの山にしほゆいづらん

〔後拾遺和歌集夏〕四月ばかり、有馬の湯より歸り侍りて、郭公をなんきゝつると人のいひをこせて侍りければ、　大中臣能宣朝臣

聞き捨てゝ君がきにけむ郭公ねに我は山路こえみむ

路傍有尺許泉穴、人到傍詈之則忽熱湯湧溢爲又如叫喚、俗呼曰後妻湯、(詳于水部溫泉下)蓋能治金瘡、灌之佳、

洗眼湯　在右近處

泉穴狀似妬湯、能治眼病、洗之佳、

〔和漢三才圖會　五十七水〕妒女泉　(咄泉、俗云後妻湯、宇波奈利由)

陳眉公秘笈云、幷州有妒女泉、婦人靚粧綵服、至其地必興雲雨、

寰宇記云、安豐郡咄泉、在淨戒寺北、至泉旁大叫則大湧、小叫則小湧、若咄之其湧出彌甚、世人奇之、號曰咄泉、

按、有馬溫泉之傍有後妻湯、人向之罵詈急湧上、宛然怒恚貌、俗呼曰後妻湯、駿州有嫗之池、(江尻近邊)相傳、有一婦性頑妬、而文祿二年八月八日投于池死焉、人至池涯、呼曰嫗、則忽泡沫湧溢、若大叱之則彌湧甚、蓋爲彼靈所業者妄誕也、自然陰陽攻伐之氣令然也、但妒婦後妻名、和漢共附會耳、

〔羅山詩集　三紀行〕妬湯　(此湯昔治、今竭云)

湯泉之傍數十步、有一小湯、形如盆池、其沸少許、俗名曰妬湯、夫愚溪之愚、貪泉之貪、盜泉之盜之類、中華既有之、豈可枚數哉、吳隱之酌貪泉曰、試使夷齊飮、終不換此心、由是觀之、若文王在上、任姒在內、使天下無曠夫、無怨婦、則此妬湯縱至於瀰漫、何得使人爲娟妬乎、奈其不然何哉、彼長門宮未聞有妬湯也、而陳皇后頗妬忌、方今閭國適妾亂、而貴賤混、嫡姑物礙、而閨門褻塵、豈此妬湯云乎哉、崇替去來之甚者、其寵惑乎、掌上有蓮、眼裏有棘、以新間舊、故以色而事人者、色衰而愛弛、是嬖惑之害也、豈翅男女之欲而已哉、君子小人亦然、故書曰、人之有技、娟疾以惡之、不能保子孫黎民、亦曰殆哉、嗚呼不可不懼而戒矣、

天正八年三月　御判

太閤は御湯治之時、當所地下人湯さかな、以下なにてもかい候て、進上申候事、かたく御停止なされ候、其外之物も無用候、思食候へども、ばに上度候はゞ、大こんごばう、又もちなどのやうなる、手つくりのたぐひは、のし次第に可進上之由、被仰出候也、

文祿三年十二月八日　木下大膳大夫判

有馬總中

禁制　湯山中

一亂妨狼藉之事

一放火之事

右條々相そむくともがらにおゐては、くせ事たるべく候、

九月廿日　羽柴左衞門大夫判

羽柴三左衞門判

〔集古文書七十五書翰〕天正年間書所藏不詳

貴殿下御湯治御見舞一筆令啓候、仍扇子一折□輕微之至候、進獻之候、可然樣於披露者、可爲□悦候、大賢、

霜月九日　常觀

前田主水殿

〔武德編年集成五十〕慶長九年四月二十一日、尾陽候薩摩守忠吉、御下野守攝州有馬溫泉ニ入湯、是疥疾アルユヘ也、

〔和漢三才圖會七十四攝津〕名湯　在湯本之東名湯之町

右之外

一銀子貳拾四枚　御朱印　慶長三年分

一銀子貳拾四枚　只今迄　同貳年分

右皆濟也

右拂御朱印並小帳請取申候、此日付以前之拂、御朱印小帳等雖在之、重而御算用に相立間敷候也、

慶長三

十二月廿九日

長束大藏大輔判

石田治部少輔判

增田右衞門尉判

淺野彈正少弼判

德善院判

善福寺

池之坊

播部

禁制　攝州湯山

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一新儀課役事

一理不盡入譴責使事

右如先規今停止訖、若於違犯之輩者、速可被處嚴科者也、仍下知如件、

一六拾壹石九斗三升　文祿四年拂殘
一百五拾石　慶長元年納物成
一百五拾石　同貳年納物成
合三百六拾壹石九斗三升
右之はらひ
一拾石　大閤樣御湯殿の間のよかな、いに御下大御御前さし被有之、
一貳百拾四石貳斗六升　湯の山御うへ御殿、大ぶよんに、ゝれ中候なつくろい中候入用、そ
一三拾七石貳斗六升　同所御けふやうの同つくろいの入用
一拾九石貳斗三升　同所御湯殿のつくろい入用
一拾九石壹斗　同所御ちつらんつくろいの入用
一拾八石七升　同所御ゆやのつくろい入用
一拾四石壹斗六升　同所御すきやのつくろい入用
一六石三升　上段御湯殿御風呂候入用、かけの御殿之中候入用、
一八石三升　右材木入置申候小屋之入用
一拾石七升　御くみ湯の帳の入用、豊人足飯米小日記に在之、
一拾八石貳斗壹升　湯かりの中や入用、のわき候水ゆ之入用、
一貳拾五石六斗三升　同所御馬や貳間中、に五間中之入用
はらひ
合四百石五升
過上三拾八石壹斗貳升

門跡ヘ光臨、北ノ方御座敷ヘ請ジテ飯マイル、御盤二三イヅレヽ金ニタマルナリ、北ノ方モ御座敷ヘ御出アリ、石田治部少輔、増田仁右衛門、大谷紀伊伊御供也、拋筌齋、藥院、宗久、宗薫御供也、御亭ニテ飯マイル、侍五十二人、

〔駒井日記上〕文祿二年後九月十一日　一大閤様、有馬御湯治爲御見廻、從關白様熱海去六日之御書共到來、一有馬御湯治御相應候哉、承度候而言上候、就中我々事、先書如申入、彌得快氣之由宜申上候也、　閏九月六日、秀次御判、木下半介どのへ、　一ありま御たうぢのよし、みまひとして申〱、さだめてゆもふさひ申候はんとおぼえさせおはしまし候、わが身もたうぢゆへ、このほどは、なを〱心よく候まゝ、めでたくやがておやうらく申候て、くはしく申まいらせ候べく候、大かうの御かたへも文にて申候、なをかさねてめでたき御事ども申うけ給候べく候、此よし心え候て申べく候、かしく、　のちの九月六日、ひで次、北政所殿上らうのかたへ、　一みまひとして、おほせつかはされ候御ひろひ、いよいよ御そくさいにおはしまし候や、てんがたうぢゆへ心よく候まゝ、きづかひあるまじく候、さては大かうの御かた、ありま御たうぢ、さだめてゆふさひ候はんと、をしはかりまいらせられ候、このよし心え候て申候やにて候、かしく、　のちの九月六日、ひで次、大坂二丸殿つぼねかたへ、

〔太閤記十六〕秀吉公有馬御湯治之事
卯月廿九日、御湯治に付てれき〱の御伽衆十九人つれられ、御慰のかず〱云はんかたもなし、御逗留中方々より捧物其數を知らず、有馬中へ鳥目二百貫、湯女共に五十貫くだされ、谷中のにぎはひいと目出見えし、五月十二日御上りなされけり、

〔一話一言三十〕攝州有馬湯山町古文書〇中略

攝洲有馬山御藏米御算用狀

効驗をたのむといへども、更にいえん事かたし、苦痛しばらくもしのびがたし、たとへをとるに物なし、上人の慈悲にあらでは、誰か我をたすけん、ねがはくは上人我いたむ所のはだへをねぶり給へ、しからばおのづから苦痛たすかりなんといふ、其體燒爛して、その香ひはなはだくさくして、少もたへこらふべくもなし、しかれども慈悲いたりてふかきゆへに、あひ忍て病者のいふにしたがひて、其はだえをねぶり給に、昔の膚紫磨金色と成ぬ、其仁を見れば藥師如來の御身也、其時佛告云、我はこれ溫泉行者也、上人の慈悲をこゝろみんがために、病者の身にげんじつる也とて、忽然としてかくれ給ひぬ、其時上人願を發して、堂舎を建立して、藥師如來を安置せんと願し、其跡を撰と思ふ、必靜地をしめせとて、東にむかひて木葉をなげ給、(昆陽山の木)すなはち其木葉の落る所を其所とさだめて、今の昆陽寺を建給へる也、畿内に四十九院を立給へるその一也、

〔走衆故實〕一慈林院殿樣(足利義政)御代、有馬の湯へ御入候時、右京兆(細川)往古より加樣の御用心の時、又遠路などにて候へば、管領より廿人走衆被參候つる由候、御輿をもひかせ候はん間、被參候はん由被申候、

〔宗長手記〕有馬の湯治の次でに、昆陽寺にて、

まながどりゐな野をゆきのあした哉

有明やそらに霜がれのはなすゝき

〔嚴助往年記〕弘治二年四月日、勢州黃門入道侍從同道上洛、入道有馬湯治云々、

〔宇野主水記(同錄)〕天正十一年閏正月廿二日、御湯治ニ付、鷺森御發足、廿四日、有馬御著、二月十日湯山御アガリ、今夜神崎ヨリ夜舟ニテ榎本迄、夫ヨリ陸地、十一日京著、

〔宇野主水記〕天正十三年正月廿二日、秀吉有馬湯治、蜜柑二折、鳥目十疋、使河野、廿五日發足、二月三日大坂歸城、御ウヘニモ今度御湯治也、　九月十四日、今日關白殿有馬御湯治之便路ニツキテ、當

〔釋日本紀十四述義〕攝津國風土記曰、有馬郡又有鹽之原山、此近在鹽湯、此邊因以爲名、久牟知川、右因山爲名、山本名功地山、昔難波長樂豐前宮御宇天皇世、爲車駕幸温泉、作行宮於湯泉之、于時採材木於久牟知山、其材木美麗、於是勅云、此山有功之山、因號功地山、俗人彌誤曰久牟知山、又曰、始得見鹽湯等云々、土人云、不知時世之號名、但知嶋大臣時耳、

〔空穗物語藏開下〕かのおとゝ九の君おはします、こだちいとおほくさぶらふ、かくてゆきまさつのくにありまのゆがりいきて、おもしろき所々ありきて、おしき所々みるにも、物思いでられつゝ、哀とおぼゆるときに、

しほたるゝことこそまされ世中を思なかすのはまかはなくて

〔榮花物語二十七衣珠〕其のち兵衛督〇藤原公信ものゝみ心ぼそくおぼえて、こゝちもれいならず覺え給ければ、風などいひければ、ありまへといでたち給へど、此ひめぎみのうしろめたさに、えおはせでずぐし給ける、

〔古今著聞集二釋教〕行基菩薩、もろ〳〵の病人をたすけんがために、有馬の温泉にむかひ給ふに、武庫山の中に壹人の病者ふしたり、上人あはれみをたれてとひ給ふやう、汝なにゝよりてか此山の中にふしたる、病者答ていはく、病身をたすけんために温泉へむかひ侍る、筋力絶盡て前途達しがたくして、山中にとゞまる間、粮食あたふるものなくして、やう〳〵日數ををくれり、ねがはくは上人あはれみをたれて、身命をたすけて給へと申、上人此言葉を聞て、いよ〳〵悲歎の心ふかし、則我食をあたへて、つきそひてやしなひ給ふに、病者いはく、われあざやかなる魚肉にあらでは玄よくする事をえずと、是によりて長渕のはまに至りて、なましき魚を求てこれをすゝめ給ふに、同じくは味をとゝのえてあたへ給へと申せば、上人みづから鹽梅をして、其魚味をこゝろみて、あぢはひとゝのふる時すゝめ給ふに、病者是をぶくす、かくて日を送る、又云、我病温泉の

を二の湯とす、湯入の客の宿する家二十坊あり、寺にはあらずといへども、坊の名あり、其内一の湯に十坊、二の湯に十坊有、御所坊は秀吉公入湯し給ふときの御宿なるゆへ名付とかや、湯を守るものは皆女なり、湯女と云、湯浴の人をよび、湯の出入をつかさどる、一坊に老若二人あり、廿坊に凡四十人あり、

〔攝津名所圖會〕有馬郡 有馬温泉　湯山町の中間にあり、京師より十四里、大坂より九里、浴室一宇湯槽の深サ三尺八寸、横の廣サ壹丈貳尺五寸、竪の長サ貳丈壹尺、底は鍋石にして、其石の間々に竹筒を挿む、其中より湧泉す、味鹹して淸水の如し、室内を中分にして、南向を一之湯といひ、北向を二之湯といふ、○中略當山藥師佛の十二神將を表して、十二坊あり、後世温泉繁昌し、八坊を加て今廿坊となれり、みな二階三階造りにして入湯の旅客を泊る、これより以外の民屋旅客を止る家七十餘軒あり、これを小宿といふ、二十坊の家每に二婦あり、一人を大湯女と稱し、都てこれを嬶々と呼ぶ、一人は十三四才より十八九歳までの若婦、艶顏を粧んで紅粉を施し、容色を莊る、これを小湯女といふ、その家々に名を定て代々に傳ふ、これを通り名といふ、二婦共に入浴の旅客に隨從して、入湯の時節をしらせ、浴衣を肩にかけて案内し、衣服を預りなどして、侍女の如くす、あるひは酒宴の席に出て歌を唄ふ、これを有馬節といふ、鄙びたる調子うち上て謳ふさま、古雅にして殊勝に覺へ侍る、

〔萬葉集〕挽歌三七年乙亥、大伴坂上郎女、悲嘆尼理願死去作歌一首幷短歌、○歌略

右新羅國尼曰理願也、遠感王德、歸化聖朝、於時寄住大納言大將軍大伴卿家、既逕數紀焉、惟以天平七年乙亥、忽沈運病、既趣泉界、於是大家石川命婦、依餌藥事往有間温泉、而不會此喪、但郎女獨留葬送屍柩既訖、仍作此歌贈入温泉、

第一湯、同來四三人、竟日情話、讀書寫字、或體倦則行觀敏瀧、登藥師堂、或遊地獄谷、而對望中之山林綠樹、經日愈洽愈快、不亦可乎、聞說、夫華淸池罷、爲諸湯之甲、而有凝脂之風、傾國之汚、今余決不有之也、唯有吟風弄月、吾與點之氣象、亦庶幾哉、於是乎記、以告諸山靈、

元和七年辛酉之夏　　先生赴有馬作之

〔和漢三才圖會攝津七十四〕温泉　在山口庄

風土記云、有馬郡有鹽原山、山間有鹽湯、因爲名矣、欽明天皇三年温泉始涌出、同九月帝行幸、後孝德亦行幸、見于日本紀〇中略

當山以有三輪神社、歌亦及之矣、聖武天皇朝、昆陽寺行基大僧正自寫如法經、埋于泉底、作等身藥師石像、建一字安置之、號常喜山温泉寺是也、〇中略

堀川院承德元年、洪水崩山潰泉、以來九十五年滅亡、後鳥羽院建久二年、和州吉野僧仁西詣熊野而有瑞夢、隨神託、尋此山、浚温泉造十二坊舍、再興之、旣天正十七年、太閤秀吉公入湯以來、倍繁昌、今有二十坊、湯槽方一丈許、有二、南名一湯、北名二湯、大湯女、小湯女、各二十人、

〔有馬名所鑑一〕湯本坊舍

仁西上人温湯再興の時、十二坊舍をたて、諸國より集る湯入の次第を彼十二坊に奉行させられし也、かゝりければ、湯入のかたく跡先をあらそひ、或は湯壺より久しく出やらぬ者ありて、とく出よなどいひあがりて、鬪諍度々に及ければ、いづれの時よりか婢女をこしらへ、湯入の支配させつゝ、今に其わざ替事なし、されば湯壺よりをそくあがる者ありて、繊あらけなくいかり、わろ口いふにも、もとよりやさしきかたある女の事なれば、いらふ人もなくして、年々二六時中難波のよしあしに付ても、僅々としていとめでたし、

〔有馬山温泉記〕此地温泉は、たゞ一所あり、其間板をもつてへだて、二所とす、南を一の湯とし、北

くら、葦の湯、下野には日光山、中禪寺、鹽原那須の湯、信濃には、上の諏訪下の諏訪、越後に湯澤、おほちぶち、加賀にはおくそ山中や、出羽にはあつみてんねいじ、又はじげんじ、かみの山、奥州にい、でさ、あをね、たまざき田中の湯、拐東國にとつては、そもげにたま〳〵に玉鉾の、道ゆく人も結びおく、言の葉しげき草津の湯、まんざすがはにかわらはた、大師の加治のかわばの湯、其外諸國七道に、溫泉はてしも侍らはず、何れも寒熱相まじへ、ほしやとり〳〵に備はりて、皆それ〳〵の苦惱あり、中にも此伊香保の湯は、體を養ひせいきを增し、諸病を治する奇妙さは、神仙に異ならずと、詞の花の色深く、まなたをやかに語りしは、鄙に似合ぬ優しやとて、大將御感淺からず、上中下に至るまで、數盃を傾け給ひけり、

大和國十津川溫泉

〔和漢三才圖會大和七十三〕葛上郡

十津川　有溫泉、緣起詳、

〔大和名所圖會七〕湯原溫泉二所にあり、一所に十津河莊湯原村にあり、一所は國莊武藏村の東泉寺にあり、浴する時に則痼疾に治す、湯原は類字名所に大和國にもあり、十津川の溫泉にこそ侍らめ、

〔宇野主水記〕天正十四年四月三日、御門跡樣御養生ノタメニ、和州十津川ノ御湯治、今日發足、和州今井ニ御逗留、御門徒御禮ナドアリ、五日ニ下市マデ、六日下市御立、是ヨリ三日目ニ湯へ御著ナサルベキ由案內者候也、下市ニテモ、御門徒寺樣御禮アリ、則八日ニ湯へ御著アリ、御供利部卿、上樣ニハ下市ヨリ吉野山青葉御覽アリテ、夫ヨリ御歸寺ナリ、路次不及注之、御兒樣モ渡御、

攝津國有馬溫泉

〔運步色葉集〕有馬湯攝州

〔羅山文集記十五〕攝州有間溫湯記

本邦攝州有間郡山口莊之湯泉、未詳其始也、舒明天皇三年秋九月、行幸于此、十年冬行幸于此、孝德天皇三年冬十月朔行幸于此、十二月晦出溫泉宮、還于務古行宮、務古、後日武庫、今之兵庫也、然則此溫泉之所從

ハ、神女ノ始皇ノ爲ニ湯泉ヲ出シテ、始皇ノ瘡ヲ療ゼシムト云リ、日本有間ノ泉湯モ、行基菩薩ノ神變力ニテ始テ堀出セリト云傳ヘタル類ヒ、何レモ妄說ナリ、有間ノ泉湯ハ、舒明天皇三年ニ、津國有間ノ温湯湧出ス、則天皇有間ニ行幸アリ、舒明帝ハ、人王三十五代、行基法師ハ人王四十五代聖武帝ノ時ナリ、大ニ時代前後相違ス、況ヤ日本紀ニハ舒明帝三年九月朔、攝津國有間ノ温湯ニ幸ス、十二月朔還幸アリシ事而已有テ、湯泉始テ湧出ノ事ハ無之、如何サマ舒明以前ヨリ温泉ハアリテ、行幸ノ始ハ舒明ナルベシ、然レバイヨ〳〵行基法師ノ堀出セルト云ハ妄說ナリ、行基ハ泉湯ヲ修理再興ノ願主ナンドニテアリタルナラン、有間ノ湯ハ鹵水也、如何サマ地下ノ水脈海中ニ貫通シテ、其氣往來スルナラン、傳聞西戎國ノ海中ニ有一島、其地有疾病之人來住於此、則其疾愈、故諸邦有疾病之人多來云々、是其水土礬石硫黃ノ性氣厚キニ由テナラン歟、又奇怪ナルモノアリ、左ノ如シ、〇中略

已上ヲ按ニ、如斯ノ類、皆硫黃ノ所爲ナリ、井底ニ硫黃有テ、火氣常ニ有リ、井ノ中邊ニ湧泉ノ冷水有リ、下ニ又漏出ノ穴有テ、井底ノ沸湯ヲバ漏シ、中邊ノ冷水傍ヨリ湧出スル事甚ダ強ク、井底ノ温水ノ上ニ、且漏レ且湧キ加ハル故ニ、井底ニ火氣有ト云トモ、上ノ水ハ冷ナルモノ也、竹樋ヲ立テ井底ニ至ラシメ、上ノ口ヲ釜臍ニ當テ、鹵水ヲ釜ニ入レバ、烘々トシテ沸ルモノハ、井底ノ火氣、竹樋ノ虛中ヨリ直ニ上ニ升テ、鹵水ノ極陰ト奮擊シテ滾沸スルモノ也、井底ノ火氣ハ冷水ニ制セラレテ、伏鬱シテ上ニ達スル事ヲ不得、竹樋ヲ得テ上ニ達シタル也、水中ノ火氣未ダ物ニ不付故ニ、其體ヲ不見、水ノ冷寒ノ氣ニ克セラル、故ニ、竹樋ノ中無焦燒モノナリ、奇ニシテ又奇ニ非ズ、上ニ出ス一統志四川ノ火井ト、此ニ出ス所ノモノト相似タリ、上ノ地燃ノ處ト交ヘ考ベシ、一統志ノ說ノ如キハ、家火ヲ投ジテ火絶スト、其是非ヲ知ガタシ、此ニ言ル如クナレバ、火焰終ニ無フシテ、火ノ精神ノミアリト見ヘタリ、

し、

〔雅言集覽 四十八〕ゆ 温泉(古言)○但馬の國の湯へまかりける時に云々、

〔類聚名物考 地理三十五〕いでゆ 出湯 温泉 温湯 温水 湯泉

〔古史傳 神代十八〕温泉は、和名抄に、温泉一云湯泉、和名由とあれど、伊傳由と訓べし、泉は出水の義なるに對へて、出湯の義なり、(たゞに由と訓よりは湯の訓もよろし、殊には出湯と訓ならへり、)

〔和漢三才圖會 水五十七〕温泉

按日本温泉所在不勝計、亦多有硫黄氣、能治疥癬一切瘀毒痔瘻脫肛折傷金瘡癥瘕、但氣血有餘腫不順者宜、如氣血虛弱勞症者不可浴耳、攝州有馬温泉、爲天下第一、而鹹泉者不多、

有馬攝州 鹽竈奥州 熱海豆州 湯江作州 此等鹹泉也、道後豫州 山中賀州 湯峯本宮 龍神、湯崎、同上 二河、以上紀州 岩城、龜子、肯根、奥州 草須、湯野、淺間、信州 城崎、但州 大牧、山田、越中 塔澤、湯本、木賀、宮下、底倉、堂島、蘆野、相州 伊豆修禪寺豆州 伊香保、二宮、草上湯、下野 關山、越後

温井 溫故井者、豐後五處、肥前二處有之、

海泉 別府村豐後 臨濱洋之海邊也、有温泉、潮盈時爲海中、能登海中、信州諏訪湖中、亦有溫湯、

代醉編云、雲州府城東南五十里有温泉、其泉中時見赤魚遊泳、

肥前温泉山湯中、見赤魚浮游、凡温泉不浸波、人亦不浴者、夏月生孑孑、而其湯稍熱不可、理絶者也、

〇中略

草木子、邵康節曰、世在温泉、而無涼火、蓋陰能從陽、陽不從陰也、此說固然、乃常理也、然北方窟山則有涼火也、

〔怪異辨斷 六 地異〕沸湯泉 即温泉ナリ

温泉ハ、和漢トモニ多有之、皆地中ニ硫黄有ノ所則温泉アリ、博物志ノ說其理盡セリ、驪山ノ泉湯

名稱

給セシコトナドモ見エタリ、以テ當時頗ル浴湯ヲ重ンゼシコトヲ知ルベシ、後世浴湯ノ効能、及ビ浴法等ニ就キテ、之ガ研究ヲ試ミタルモノハ、實ニ後藤艮山、香川太仲等ニ始マル、又湯性ヲ考ヘテ假温泉ヲ造クルコトモ、太仲等ノ創始スル所ナリ、

古ク鹽湯ト稱スルモノアリ、思フニ海水ヲ煮テ温湯ヲ造リ、以テ浴療ヲ試ミシナラン、或ハ直ニ海水ニ浴シタルモノモアリシナルベシ、

〔倭名類聚抄 一河海〕温泉 附湯黄 宜都山川記云、俍山縣有温泉、百病久病入此水多愈矣、一云湯泉、和名由

〔箋注倭名類聚抄 一水土〕湯泉出文選東都賦、抱朴子暢玄篇、舒明紀、孝德紀、齊明紀温湯同訓、按温泉其煖如湯、故云由、或云以天由出湯也、○中略 初學記、太平御覽並云、袁山松宜都山川記、今無傳本、新唐書有李氏宜都山川記一卷、未知是否、初學記引作俍山縣有温泉、注大溪、夏纔煖、冬則大熱、上常有霧氣、百病久疾、入此水多愈、此節是文也、水經、夷水出巴郡魚復縣江、東南過俍山縣南、注云大溪南北、夾岸有温泉對注、夏煖多熱、上常有霧氣、瘍疾百病、浴者多愈、卽其事也、按説文、温水出犍爲涪、南入黔水、非此義、説文又有昷字、云仁也、轉爲昷煖字、後人從水作温也、與温水字自別、

〔伊呂波字類抄 由地儀〕温泉 ユ 上烏渾反 湯泉 同 硫黄 ユノアハ、ユワウ、

〔運歩色葉集 字〕温泉 セン

〔和爾雅 一地理〕温湯 イシユ 温泉 湯泉 沸泉 並同

〔倭訓栞 中編二 伊〕いでゆ 温泉をいふ、出湯の義也、神代より、大己貴命濟民のため、温泉に浴し病を療するの法を定めたまへり、よて本邦には温泉諸國に多し、又温泉の神は多く大己貴命也、

〔倭訓栞 前編三十五 由〕ゆ 倭名鈔に温泉をよめり、日本紀に湯と見えたり、

〔雅言集覽 三以〕いでゆ 出湯、温泉の事也、後拾遺、戀一、さがみ、 つきもせず戀に涙をわかす哉、季吟本、こやなくりの出湯なるらん、千載、賀、めづらしくき、季吟本、御幸をみわの神ならばしるし有馬の出湯なるべ

もちたりけるを、此男山の木草をとりて、其あたひをえて、父を養けり、此父朝夕あながちに酒をあいしほしがりければ、なりひさごといふものをこしにつけて、酒うる家に望て、つねにこれをこひて父を養、ある時山に入て、薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしにまろびたりけるに、酒の香のしければ、思はずにあやしくて、其あたりを見るに、石の中より水ながれ出る所有、その色酒に似たりければ、くみてなむるに、目出たき酒也、うれしく覺て、其後日々に是を汲て、あくまで父をやしなふ、時にみかど〈元正〉此事を聞召て、靈龜三年九月日、其所へ行幸ありて、叡覽ありけり、是則孝養の故に、天神地祇あはれび、其德をあらはすと感ぜさせ給て、美濃守になされにけり、家ゆたかに成て、いよいよ孝養の心ふかかりけり、其酒の出る所を養老の瀧と名付られけり、これによりて、同十一月に、年號を養老とあらためられけるとぞ、

温泉〈靈泉附入〉

温泉ハ、湯ノ天然ニ湧出スル所ノ鑛泉ニシテ、古クハ之ヲイデユト云ヒ、又音讀シテ、ウンセントモ稱セリ、我國元ト火山ニ富ム、故ニ温泉頗ル多シ、就中攝津ノ有馬、伊豆ノ熱海、相模ノ箱根、信濃ノ淺間、上野ノ草津、下野ノ那須、陸前ノ名取、羽前ノ温海、加賀ノ山中、但馬ノ城崎、紀伊ノ牟婁、伊豫ノ道後、筑前ノ武藏、豐後ノ速見等ハ、古來最モ有名ノ温泉ナリ、

我國人ガ温泉ニ浴シテ病疾ヲ療治セシコトハ、其起原遠ク神代ニ在リ、而シテ舒明、孝德、齊明、文武等ノ天皇ガ、有馬、牟婁、伊豫等ノ温泉ニ屢〻行幸シ給ヒシ事ハ、國史之ヲ載セ、聖德太子ガ伊豫ノ温泉ニ浴シテ碑ヲ湯岡ニ立タル事ハ、伊豫國風土記ノ記スル所ナリ、〈伊豫國風土記ニハ、景行仲哀ノ二帝、伊豫ノ温泉ニ行幸アリシコトヲ記セリ、〉又中古以後ニハ、官人ノ浴湯ニ公暇ヲ賜ヒ、其往還ニ官符ヲ

醴泉

日、勅開神泉苑西北門、聽諸人汲水、

〔三代實錄 二十七 淸和〕貞觀十七年三月廿八日辛亥、勅、○中略 五年三月十五日丁丑、宣詔五畿七道諸國云、迺者陰陽寮勘奏狀偁、撿于卜筮、今玆可有天行之災、無能修善可防將來者、加以春雨未遍、水泉尚乏、思民與識忘、寢興食、○下略

〔三代實錄 七 淸和〕貞觀五年六月十七日戊申、越中越後等國地大震、陵谷易處、水泉涌出、壞民廬舍、壓死者衆、○下略

○

〔日本書紀 三十 持統〕七年十一月己亥、遣沙門法員善往眞義等、試飮近江國益須郡醴泉、

〔續日本紀 七 元正〕養老元年八月甲戌、遣從五位下多治比眞人廣足於美濃國、造行宮、　九月丁未、天皇行幸美濃國、　丙辰、幸當耆郡多度山美泉、賜從駕五位已上物各有差、　十一月癸丑、天皇臨軒詔曰、朕以今年九月到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、在朕之躬、其驗、又就而飮浴之者、或白髮反黑、或頹髮更生、或闇目如明、自餘痼疾咸皆平愈、昔聞、後漢光武時醴泉出、飮之者痼疾平愈、符瑞書曰、醴泉者美泉、可以養老、蓋水之精也、寔惟美泉、卽合大瑞、朕雖痛庸、何違天貺、可大赦天下、改靈龜三年、爲養老元年、天下老人、年八十已上、授位一階、若至五位、不在授限、百歲已上者、賜絁三疋、綿三屯、布四端、粟二石、九十已上者、絁二疋、綿二屯、布三端、粟一斛五斗、八十已上者、絁一疋、綿一屯、布二端、粟一石、僧尼亦准此例、孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、終身勿事、鰥寡惸獨疾病之徒、不能自存者、量加賑恤、仍令長官親自慰問、加給湯藥、亡命山澤、藏禁兵器、百日不首、復罪如初、又美濃國司、及當耆郡司等加位一階、又復當耆郡來年調庸、餘郡庸、賜百官人物各有差、女官亦同、　十二月丁亥、令美濃國、立春曉、挹醴泉、而貢於京都、爲醴酒也、

〔古今著聞集 八 孝行 恩愛〕昔元正天皇の御時、美濃國にまづしくいやしきおのこ有けり、老たる父を

清水

ど違からねば、人みなまれる事也、されはあらましごとに、よめると思ふべし、

基俊が蓮不逢戀歌に、

いにしへのまみづくみにとたづぬれば野中ふる道まほりだにせず

これはたゞまたもえあはぬ心によせたるなり、まほりなどすべき事にはあらぬにこそ、

(歌林良材集下)野中の清水事〈略〇歌〉

右野中の清水は、播磨國いなみ野に有、昔はめでたき水にてありける、末の世にぬるくなりぬれど、昔をきゝつたへたる物は、これを尋てのみける心也、能因歌枕には、野中のまみづは、もとの妻をいふといへり、

(鳩巣先生文集五記)野中清水碑銘記

昔者王畿之盛、凡任國者三歳考績、黜陟幽明、歴七考、罷入爲参議、其参佐僚屬、亦皆遷轉、故當時搢紳之士東遷西徙、多歴郡縣、所至必述懐歌詠、感物之情形諸賦詠、其土之風俗氣候、山水之勝、物産之品、類以可觀、而傳至于今、凡經其品題者、今皆爲之名所、好古者猶焉、野中清水其一也、播之印南郡界有小池、東距明石郡城、以今里計二里所、其南半里許、西山陽往來之途在焉、其池南北五歩許、東西倍而稍潤、其水清徹紺寒、冬夏不涸、可以灌漑、今屬明石城主左兵衛佐源侯之管内、相傳所云野中清水者乃是也、明石治下有匠作櫻井氏者、以壽考名、恐其終蕪其地、浚池築堤、乞國府、使之建立、人犯除、又以持明院基時卿搢紳之望也、請其歌章以示後世、其好古也篤矣、(中略)正徳二年壬辰二月

(常陸國風土記)筑波郡〈略〇中〉

夫筑波岳、高秀于雲、最頂西峯崢嶸、謂之雄神、不令登臨、但東峯四方磐石、昇降決屹、其側流泉、冬夏不絶、〈略〇下〉

(三代實録六清和)貞觀四年九月十七日癸未、是日、京師人家井泉皆悉枯竭、所有水之處、人相借汲用、是

はいひならはしたるにこそ、後撰歌云

いにしへの野中の志水みるからにさしくむ物はなみだなりけり

又もとのめにかへりすむと聞て

わがためはいとゞあさくや成ぬらん野中の清水ふかさまされば

拾遺集に、ふかく物いひける人に、元輔がつかはしける、

草がくれかれにし水はぬるくともむすびし身にはいまもかはらず

同集に、けさうする女の、更に返事もせざりければ、實方中將、

わがためは玉井の志みづぬるけれどなをかきやらんとくもすむやと

此歌どもはみな古今のいにしへの野中の清水ぬれけれど、いふ歌を、ためしにてよめるなり、〇中略

和語抄には、野中の志水は河内國にも有といへり、

奥義抄云、野中の志みづとは、此志みづの事やうありげに申人も侍れど、させる見えたる事もなし、この水は、はりまのいなみ野にある也、始はめでたき水にて有けるが、すゑにはぬるく成て、人などもすさめぬを、むかしを聞つたへたるものゝ、これにはめでたき水ありとこそきけとて、尋てみるに、あさましくきたなげになりてありけれども、これはめでたかりける水也、いかでか、のまで過なんとて、のまれける事をよめるとぞ申める、それより本を志れる事にいひつたへたる也、いまははかたも侍らぬにや、是は人のかたりし事也、見たる心もなければ、たのみがたし、

私云、まことにたしかに見えたる事もなし、此歌につきていへるにこそ、中にもかの志水いまはかたもなしとかゝれたる、いかゞなをめでたき志水にてこそ侍なれ、はりまのいなみのほ

播磨国野中清水

れども、ことの次にしるしおきぬ、

〔伊勢参宮名所図会 一〕岩清水　岩清水　今八町の榊丸の社内にあれども、長明無名抄に、その時既に水かれたるよし見へたれば、今さだかにそれとも思はれず、されども八町明神前の町を、岩清水町といへば、此邊りとは見へたり、

古今六帖
君が代にあふ坂山の岩清水こがくれたりと思ひけるかな　忠岑

此歌にて見れば、嚴みたる水際にある岩間などより掘出たるなるべし、

〔類聚名物考 地理三十七〕逢坂清水　おはさかのしみづ　近江

関の清水関所なり、関川といふも此事をよめるなり、関の藤川とは異なり、

〔類聚名物考 地理三十七〕野中清水　のなかのしみづ　播磨国

印南野にあり、野中の水とのみもいふ、

〔古今和歌集 十七雑上〕
いにしへの野中の清水ぬるけれどもとの心をしる人ぞくむ　よみ人しらず

〔袖中抄 十〕のなかのしみづ　おほあのよみづ　ぬかいのよみづ
いにしへの野なかのしみづぬるけれどもとの心をしる人ぞくむ

顕昭云、野なかのし水とは、播磨の稲見野にあり、此歌にはぬるけれどゝよみたれど、件し水みたる人の申しは、めでたきし水也と云々、

但考能因歌枕云、野中のし水とは、もとのめを云といへり、今案云、其故もなくもとのめをのなかのし水といふべきにあらず、あらましごとに野中のし水はぬるく共、もとそのし水をしりたらむ人のくまんやうに、むかし心をつくし、いみじくおぼえし人のおとろへたらんをも、もとの有様しりたれば、なをむすぶよしをよめりけるを本として、もとのめをば、野中のし水と

へり、その時だに、水ははやうあせはてゝ、跡だにしられぬと見えたり、まして今千年にちかき時に至りては、いかでそこともしらるべき、しかしながら古歌にとりては、あふ坂の關の清水にかげ見えて今やひくらん望月のこま、とよめるを思へば、關のかたはらに清水は流れて、往來に影のうつりけん事たがひなし、しからばいづれ長明法師の云ひけん、山中なる事はいぶかしくこそ、たゞし今しばらくあたへて論はんには、その山中なりしは清水の源にて、流の末は關のわたりに出けるなるべし、又いまいへる所の清水は、いづれにもあれ、その流の末を認て、こゝこそ清水のあとよといひて、水上は尋ねぬにこそあらん、よりて此地形をよく／＼見はかるに、水はたとひ涌もいで、あせもすらめど、山のたゝすまひのかはれる事有るべからず、此地桑田の濤となるべきかたにもあらず、さらば關屋はたえて久しきことなりとも、關山は今も土俗の本關ごえともいへば、此所にたがひなし、よて思へば、今車道とて、牛車のかよふ路有り、（此所にては、車道は北の方に有り、）その所はいとひきく、道より見おろさるゝ所々もあれば、これらや古への小流のあとなどにやあらん、今の世と成て、牛車のしげくかよふにつけて、道行人のさまたげとなるをいとひて、その流を切落し、或はせきふたげて車の通路とせしにやあらんもまたしるべからず、蟬丸の居りたりし所も、まさしく關のわたり成べきに、是も今は蟬丸大明神といふ神にいはひこめて、社たゝし給ふ、是も二所有り、しかし京の方なるが關山にもちかく、山のさまも舊めかしく見ゆ、さだかなる事は、その人の由跡だにしれぬ事なれば、まして居けん庵の在る所も、千年の今にはしるべからず、是も此頃三井寺に在りし時、人の語りしは、志賀郡辛崎の西なる山の裾に、大井村とて、いささかなる里有り、今は穢多といふ乞食の住所なり、その村長を大江の某といへり、是は大江千里の後胤なりといふとかや、それさも有らん、（大江村を俗に誤て大井村と云ふ）たゞし延喜帝の皇子の蟬丸の御供とて、此所にくだり住付て有りしといふは、うけられぬことなるべし、此類ひ世に猶多き物語な

居所にはあらざりけるなめりとなんとぞかたり侍し、

〔類聚名物考地理三十七〕関の清水中略

関の清水の事に、今年京都にあそびて、三井寺のゆきかひに、逢坂の関山をいく度か越るにつきて、関の清水の跡ゆかしくて、尋ねたる事有りしに、まづ土俗の云ひ傳へし所二所あり、今うちまかせて人の覺えしは、大津宿〈此所を八町といふなり〉より京の方へよりて、道の北に〈京より下れば左の方になり〉関清水大明神といふ社あり石の鳥居立たり、その社の前に石を疊みて、清水の出る所有り、是を御香水と名付て、目を病人、此水にてあらふ事なり、その水溜の如く上を、かこひは一間四方ばかり、深さ三四尺も有るべし、甚だ清らにすみて、底に徹て見ゆ、是誰も知る所なり、さて又一所は此水より猶京の方にて、道の南傍に山のせまる所在り、〈今は片方に町家にて、北の方に山なり〉是古への関山なる事疑ひなし、實に凡營道とも云ふべくして、関おかれんには、此所にこそ有るべけれ、山の間わづかに十間に過ず、京より下るに、右の方に山の麓にそひて石垣有り、その盡るほどばかりに又家並有り、〈此か井関町といふ〉その北の山の下に〈京より左の方〉に南無阿彌陀佛の名號ゑりたる石塔あり、高さ八尺はかり、その前に石の井あり、二尺あまり四方にて、水もあさくた々へけり、是を俗には弘法大師の加持水とて、めぐりに垣ゆひ廻し、常には蓋うちきせたれば、かりそめの往來には見えず、〈京道のむかひ山のにらに有り〉此水も眼やむ人の藥とす、花香など手向る人ありと見ゆ、或老人の語りしは、五十年ばかりの昔、此石塔のかたはらに、二抱ほどなる櫻の大木有りしが、ある年の大風にたふれて、此塔のうへさまにかゝりし故、塔もこけたりしが、その塔の下に此清水ありて古井のさまなり、是ぞ古への関の清水にして、此事知人まれなりと語りぬ、今はその井筒を前にして、塔をばむかひさまへ居えたり、今思ふに、初の大津の宿よりは、十町ばかりも東に有るべし、此所関の舊跡と見ゆれば、有る所はよろしきに似たり、されども賀茂長明の無名抄に、関の清水の事を出して、山中に有るよしい

といふことは、むかし日本武のみこと、東夷征罰し給ひし比、當國伊吹の山に入給ひしに伊吹大明神大蛇と現じ、道の中にわだかまりしを、尊とびこへ給ふとて、御足すこし大蛇のひれにあたり、それよりいたはり給ひ、大ねつきさしけるを、道のほとりにありける清水に、御足をひたし給へば、そのまゝねつきさめけりとなん、さてこそ此名はありけるといへり、

汲て知人しもあらば醒井の清き心をあはれとやみん

關清水

〔書言字考節用集二乾坤〕關清水セキノシミヅ在相坂關、見鴨長明集

〔拾遺和歌集三秋〕延喜の御時、月次の御屏風に、　貫之

あふ坂の關の清水にかげみえていまや引くらむ望月の駒

〔長明無名抄〕一ある人のいはく、逢坂の關のしみづといふは、走井とおなじ水ぞと、なべては人しれり、しかにはあらず、清水は別所に有、今は水もなければ、そこと知れる人だになし、三井寺に圓實房の阿闍梨といふ老僧、たゞひとり其所を知れり、かゝれどさる事や知りたると尋る人もなし、我しゝて後は知る人もなくてやみぬべきこと、人に逢て語けるよし傳へきゝて、かのあざり知れる人の文をとりて、建暦のはじめのとし十月廿日あまりの比、三井寺へ行、あざりにたいめんしていひければ、かやうにふるきことをきかまほしくする人もかたく侍めるを、めづらしくなん、いかでか知るべつかまつらざらんとて、ともなひてゆく、關寺より西へ二三町ばかり行て、道より北のつらに少したちあがりたる所に、一丈ばかりなる石の塔有、そのたふの東へ三段ばかりくだりて、くぼなる所は、すなはちむかしのせきのしみづの跡なり、道よりも三段ばかりや入たらん、今は小家のしりへになりて、當時は水もなくて見どころもなけれど、昔のなごりおもかげにうかびて、いうになんおぼえ侍し、阿闍梨かたりていはく、この清水にむかひて、道より北に、うすひはだふきたる家ちかくまで侍けり、誰人のすみかとは知らねど、いかにもたゞ人の

武藏國子安淸水

近江國居醒泉

に、うなつけば、てにむすびてのます、さてゐてのぼりにけり、おとこはかなく成にければ、もとの所へかへりゆくに、かの水のみし所にて、

大原やせかいの水をむすびあげてあはやとひし人はいづらは

又神樂取物の中に約歌

大原やせかいの水をひさごもてとるはなくともあそびてゆかむ

これはいづこのほどにあるにか、大原におぼろのしみづ、せ。か。い。の。し。み。づ。あるにこそ、然者おぼろのしみづは、大原にあれども、もとのめにもよせてよむべきにこそ、野中のしみづは、いなみ野にあれども、さやかによみたらぬれば、水鏡などにはいともよます、おぼろのしみづはその心ならねど、みなよみ侍めり、

(江戸名所圖會十三)子安淸水　同所長光山妙典寺にある所の池をいふ、旱魃にも涸れずといふ、相傳ふ、日蓮大士、此池水をもつて安産の符を書給ひ、時光が妻に與へられし加持水なりといふ、

(古事記中景行)於是零大冰雨、打惑倭建命、〈中略〉故還下坐之、到玉倉部之淸泉、以息坐之時、御心稍寤、故號其淸泉謂居寤淸泉也、

(日本書紀七景行)四十年是歳〈中略〉日本武尊更還、於尾張、娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞近江膽吹山有荒神、卽解劍置於宮簀媛家、而徒行之、至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊不知主神化蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、旣得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之興雲零氷、峯霧谷曀、無復可行之路、乃捷遑不知其所跋渉、然凌霧强行、方僅得出、猶失意如醉、因居山下之泉側、乃飮其水而醒之、故號其泉曰居。醒。泉。也、

(日本鹿子八)同國〈江(一)郡〉名所之部

醒井　岩根よりわき出る水也、東より南へ流たり、石地藏水の中にたち給也、此井をさめが井

〔後拾遺和歌集雜十七〕良暹法師大原にこもりゐぬと聞て、つかはしける、

水草におぼろの淸水そこすみて心につきの影はうかぶや

〔金槐和歌集雜〕月をよめる

大原やおぼろの淸水里遠み人跡くまね月はすみけり

〔袖中抄十一〕のなかのしみづおぼろのしみづ、せかいのしみづ、〇中略

又古歌云

大原やおぼろの志みづよにすまば又もあひみんおもかはりすな

此歌を本にて、野中の志みづのやうに、おぼろの志みづと云事も、もとあひたらんなからひなどによむべし、能宣朝臣が伊勢よりのぼりけるに、京にてたづねんと思女の、あふさかのせきにあひたりけるをたづねければ、おとこにつきてあづまへまかりければ、よみてつかはしたりける、

ゆく末の命も志らぬわかれぢはけふあふさかや限なるらん

女の返事に、おぼろの志みづと申せとなんいひける、これは大原やおぼろの志みづの歌の心をとりていへりけるにこそと、六條修理大夫の給ひきとぞ、左京兆申されし、但考ニ能因歌枕云、おぼろの淸水は、山城國大原郷に有といへり、或人の申侍しは、江文のひんがしにあり、良暹が大原の山庄の邊云々、後拾遺に良暹法師大原に籠居ぬと聞てつかはしける、

素意

みくさゐしおぼろの志みづそこすみて心に月のかげはうかむや

かへし

程へてや月もうかばん大原やおぼろの志みづすむ名ばかりぞ

考、伊勢物語云、むかしおとこ、女をぬすみて行道に、水ある所にておとこのまむとや思ふといふ

名水　山城國　石清水

朧清水

りたるなり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、門前有一好井、井上有百枝杜樹、〈下略〉

〔日本書紀景行七〕十八年四月壬申、自海路泊於葦北小島而進食、時召山部阿弭古之祖小左、令進冷水、適是時島中無水、不知所為、則仰之祈于天神地祇、忽寒泉従崖傍涌出、乃酌以獻焉、故號其島曰水島、也、其泉猶今在水島崖也、

〔古事記下仁徳〕此之御世、免寸河之西有一高樹、〈中略〉故切是樹以作船、甚捷行之船也、時號其船謂枯野、故以是船旦夕酌淡道島之寒泉、獻大御水也、

〔古事記傳三十七〕寒泉は志美豆と訓べし、書紀景行巻にも寒泉とあり、

〔新古今和歌集夏三〕題しらず　西行法師

道の邊に清水ながるゝ柳陰しばしとてこそ立止まりつれ

〔類聚名物考地理三十七〕ましみづ　眞清水　寒水

清泉をましみづとよめり、まとはすべて貴美の詞にて、なにゝもつけていふ事にて、眞實の意なり、増水など書るは借字なり、増減の意にはあらず、和名抄に妙美井をよめり、

〔後拾遺和歌集雜十八〕河原院にてよみ侍ける　大江嘉言

里人のくむだに今はなかるべし板井のしみづみくさゐにけり

〔類聚名物考地理三十七〕石清水　いはしみづ　山城國

雄徳山、または男山とも、鳩峯ともいふ、そのもと石間の清水によりて、山の名にも名付たれども、今元によりて水の條に出す、

〔貫之集七〕いはしみづ松が枝ふかくかげみえてたゆべくもあらぬ万代のかせ

〔類聚名物考地理三十七〕朧清水　おぼろのしみづ　山城國大原

〔倭訓栞伊呂波前編三〕いづみ　泉をいふ、出水の義なり、

〔玉勝間五〕和泉の和字の事

國名のいづみを、和泉とかく、和の字は、いかなる故をもて、添られたるにか、としごろいぶかしかりつるを、つら〳〵思へば、まづいづみといふは、和泉(イヅミ)郡ありて、上泉(カミイヅミ)下泉(シモイヅミ)てふ郷もあれば、そこより出たる國の名なることは論なし、かくてその郷の內、府中村といふに、今も和泉の井とて、いとめでたき清水ありて、そこに泉井上神社、和泉神社なども有て、式にも見ゆ、然るに並河氏がかける、和泉志を見れば、此和泉ノ井を擧て、其水清且甘と記せるをもて思へば、此清水上つ代よりいと清くて、甘かりし故に、にぎいづみと號て、和泉(ニギイヅミ)と書たりしを、其里人などは、たゞ泉(イヅミ)とのみいひならへるが、ひろごりて、名高き水なれば、京人なども、泉とのみいひあへりしまゝにて、郡の名にも國の名にもなれるを、すべて國郡などの名、二字にかく事なる故に、文字にはかならず、本の名のごとく、和泉とは書なるべし、〇下略

清水

〔倭名類聚抄三水泉〕妙美井　日本紀云、妙美井(之三豆)　石清水

〔箋注倭名類聚抄一水土〕日本紀无妙美井字、神代紀下有好井、訓之三川、則妙美井恐好井之誤、然袖中抄引童蒙抄有妙美水字、似僞妙美井、今不徑改、昌平本有和名二字、非是、景行紀寒泉同訓、新井氏曰、之美豆、須美美豆之急呼、下總本下有石清水以波之三豆八字、與類聚名義抄合、然日本紀无石清水、恐非源君舊、廣本是條之次標石清水三字、无訓注、按伊呂波字類抄不載石清水、

〔類聚名義抄五水〕石清水(イハシミヅ)

〔書言字考節用集二乾坤〕清(シミヅ)　妙美井(同日本紀)

〔倭訓栞前編十一志〕しみづ　倭名鈔に清水をよめり、すみ反し也、神代紀に、好井、又妙美井をよめり

〔古事記傳二十八〕清水は、斯美豆(シミヅ)と訓べし、書紀には、好井、寒泉などをも然訓り、〇中略斯は須美の切

名稱

泉

泉ハ、イヅミト云フ、地下ヨリ湧出スル水ヲ謂フナリ、清水ハシミヅト云フ、澄ミタル水ヲ謂フナリ、或ハ清泉、寒泉等ノ文字ヲシミヅト訓ズルヲ見レバ、其間固ヨリ畫然タル區別ナキガ如シ、故ニ今之ヲ一篇ノ中ニ收ム、

〔倭名類聚抄一水泉〕泉

〔伊呂波字類抄伊地儀〕泉イヅミ 水部

〔運歩色葉集伊〕泉

〔書言字考節用集一乾坤〕泉源、泉、水本曰泉、

〔和漢三才圖會五十七水〕泉全 溫泉 沃泉 汎泉 和名以豆美〇中略

按泉和名出水之略言也、凡井泉湧而不涸者、水氣與地氣相持也、猶血與肉、故高峯亦有水、卑地泉水亦不涸、是自然理也、

〔東雅二地輿〕泉イヅミ 出水也、湧泉をタキといふはタキツ也、タキといふ、キの言に、ツの言を約めて呼びしなり、舊事紀、日本紀に見えし湍津姫命、古事記に多岐都比賣命としるせしが如き是也、タキツとは即立水也、萬葉集抄に、水にタチミヅ、フレミヅといふあり、伏水とは出て流るゝ事なき水をいふ、立水とは湧出て流るゝ水をいひけり、(タキといひ、ロをアといふは轉語にて、アとに、萬葉集抄に、アといふに水也といふ、語助なり、語助にあらず、)延喜式の祝詞にも、また中臣の祓の詞にも、高山の末、短山の末より、佐久奈谷に落多岐津、速川の瀬など云ふ事もあるは、タキツといふは、飛激の義にて、湧泉の義なる也、古に瀧の字讀てタキとせしは、飛湍の義によれるなり、後に湍の字をば讀てセといひ、瀧の字讀てタキといふ、倭名抄には唐韻に南人名湍曰瀧の説を引用ひたり、

ナラズ、故ニ必ラズ河泉ヲ汲運ビテ飲食ノ用トス〇中略
江戸モ亦海變ジテ陸トナル地多キヲ以テ、井水鹽氣アリテ市民患レ之トシ、遠所ニ求レ之モ□□テ
上水ヲ製スコト、上卷ニ詳カ也、

〔類聚名物考地理三十五〕井
井水の濁りて清淨からぬには底を入べし、利瑪竇が著せる泰西水法に井の底を作るには、木を下とす、磚これに次、鉛を敷を上とすと見えたり、又は金魚鯽魚を數多入置もよし、魚は水中の土垢を喰て清からしめ、水も又味美しといへり、今も蝦夷ソウヤなどいふわたりは、水あしくて濁る故に、井の底に蛤蜊の類ひをいれ置ば、水おのづから清しとかやいへり、

〔和漢三才圖會水五十七〕井〇中略
古井不レ可レ入、有レ毒殺レ人、夏月陰氣在レ下尤忌レ之、但以二雞毛一投レ之、盤旋而舞不レ下者必有レ毒、以二熱醋數斗一投レ之則可レ入、古塚亦然、又云、古井不レ可レ塞、令二人盲聾一、

〔塵塚談上〕古井には大毒あり、人ひざと入ものあれば即死す、故に熱酢數升をそゝぎ入、或は鷄羽を落し見て、入ものなりといふ、愚老願に毒あるにあらず、年を經る事久しきゆへ、井の底に滓濁積りて凝聚し、水土の氣のみになりて、天の風氣底まで通はざるにより人を殺す、人は天地の氣を得て保生するに、天氣とゞかず、水土ばかりの偏氣の中へ入るにより死す、海川にて沈溺するも、水氣のみ多くして、天氣陸地のごとくかよはぬがゆへなり、梳室穴倉にても、時により呼吸息迫する事あり、又金銀銅山にて、金掘共が穴中へ燈火をともし持入る、深く穿入て天氣通はざる所に至れば、其燈火たちまちに滅て人も死す、ゆへに燈火きゆると、急に逃出るとかや、是等もみな古井に入て死るも同じ理なり、

井神

井光

(和漢三才圖會水五十七)桔槹　桔槔　轆轤　和名加奈豆奈爲　鐵索井　今云波禰豆留倍

物原云、伊尹始作桔槔、以機汲水之具也、(下略)

(桃源遺事四)又御領内の民どもに、古井有之候には、めぐりに垣をいたし、人の落いらざるやうに仕候樣にと、役人を以御付られ候、

(古事記上)故此大國主神、(中略)故其八上比賣者、雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣而、其所生子者、刺挾木俣而返、故名其子云木俣神、亦名謂御井神也、

(日本書紀三神武)天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、

(源平盛衰記二十三)木曾洛中狼藉事

去程ニ源氏世ヲ取タリ、トクモ其ユカリナタラン者ハ、猶セル何ノ悦カ有ベキナレ共、人ノ心ノウタタサハ、平家ノ方ノ弱キト聞バ悦、源氏ノ軍ノ勝ト云ヲバ興ニ入テ悦合ケリ、サハアレ共、平家西國ヘ落下給テ後ハ、世ノ騒ニ引レテ資財雜具東西ニ運ビ隱、京白川ニモテ吟クレバ引失者モ多、深キ井中ニ入、穴ヲ堀テ埋ナドセシカバ、打破朽損ジテ失レバカリ也、

(先哲叢談四)伊藤維楨字原佐、號仁齋、又號古義堂、以講古學、平安人、(中略)左右比隣數戸淘井、仁齋聞之出欲共役、衆皆曰吾曹成之足矣、何役先生哉、仁齋曰敢不辭、義之所乎、雖然余汲此井既與衆不異、今豈有獨不與之理乎、遂執綆分其勞、

(守貞漫稿三家宅)井

京都ハ水性清涼万國ニ冠タリ、故ニ飲食ノ用皆必井水ヲ用モ然モ河水亦万邦ニ甲タリ、鴨河ノ水、衆人ノ所稱也、

大坂ハ井水鹽氣ヲ帶ブ、俗ニ是ヲカナケト云、鐵氣也、貯井水、鐵銹ニ似タル一物浮ビ、飲食ノ用ニ

某ト云フ者、至孝成者ニテ、老母ニ孝ヲ盡セリ、〇中略此邊スベテ水宜シカラズ、井戸ハ有テモ、飲水ニナラヌ濁水也、故ニ近隣ノ者ハ、皆遠方ヨリ清水ヲ汲セ、或ハ買水ヲ用キナドシケル、長瀨何ノ心モナク、門前ニ井ヲ堀リ、酒桶ノ底ヲトリ、ソレヲ二ツ伏セテカハトス、サレバサノミ深キ井ニモ有ネド、水ハ至テ清水ニシテ、遠方ヨリ汲スル水ヨリモ、買水ヨリモ、猶ヨキ水ニテ、是ヨリ近邊ノモノ皆此水ヲ用ル故、長瀨ガ門前ノ井、未明ヨリ群集セリ、

〔和漢三才圖會水五十七〕罐音貫　鑵同　瓶音平　和名都流閉、俗用鉤瓶字、　繘音聿　綆音梗　都留閉奈波

罐汲水器也　繘汲水索也、方言關東謂之綆、關西謂之繘、

〔日本書紀神代二〕一云、豐玉姬之侍者以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中、則倒映人笑之顏、因以仰觀、有一麗神、倚於杜樹、

〔明良洪範十八〕朝倉義景ノ家士ニ、松木内匠トイヘル武士、年來ノ仇アリシニ、彼ガ爲ニハカラレテ終ニ討レ、又ソレガ一子十才バカリナルヲ抱キテ、妻ハ山中ニ落行タリ、此子廿歳ホドニナリ、松木某トイヒテ、件ノ仇ヲ尋子モトムルニ、敵ハ己ガ領地ニ家作シ、四方ニ堀ヲ構ヘ、夜ハ橋ヲヒキテ用心キビシケレバ、〇中略乞食ト成テ敵ノ家ニ到リテ窺ガウニ、門戸ノ出入キビシクテ入ベキ便ナシ、臺所ノ上ニケブリヲ出ス引ヤドノ有テ、其外ハ井ニシテ車釣ルベヲ掛タリ、ヨク見オオセテ歸リ、深夜ニ及ビテ往テ見レバ、門前ノ橋ヲ引タレドモ、水ヲオヨギテ堀ヲ越シ、門内ニ入、夫ヨリ屋根ニ上リ引マドヨリ這入、釣ルベノ繩ヲツタヒテ下リントスルニ、繩切テ井中ニ落入リタリ、其音家内ニヒビキケレバ、家人ドモ驚キ起出テ、井中ニ何カオチタルトヒシメケバ、突ベシト井中ニ聞エシカバ、コハ叶ハジト思ヒ、人ノオチタル也引上玉ヘト呼ハル、盜人ナヲンタダ突キ殺セトイヒケレドモ、主人聞テ先引上テヨトイヘバ、サラバ繩ワ下スゾ、取付ヨト云テ、數人シテ引上タリ、〇下略

于天皇初生于淡路宮、生而齒如一骨、容姿美麗、於是有井曰瑞井、則汲之洗太子、時多遲花落有于井中、因爲太子名也、

產湯

〔雍州府志 八古蹟〕愛宕郡　產湯水　在紫竹村大德寺之末寺大部庵方丈之南庭、相傳、斯地源義朝之別宅、而義朝之愛妾常盤在此所、產源牛若、其時汲此井爲產湯也、倭俗兒產時則以溫湯洗浴之、是謂產湯、土人此地稱古御所、

肥前國米多井

〔肥前風土記 三養父郡〕米多郷 在郡南 此鄉之中有井、名曰米多井、水味鹹、鹹者海藻生於此井之底、纏向日代宮御宇天皇 景行○ 巡狩之時、御覽井底海藻、即勸賜名曰海藻生井、今訛米多井、以爲鄕名、

〔伊呂波字類抄 井雜物〕井幹 イヅヽ、井筒也、井桁

〔運歩色葉集 ヰ〕井筒　井欄

〔和漢三才圖會 五十七水〕井幹 井筒 韓 同 韓 同　俗云井筒。又云井桁。　轆轤　鹿盧　俗云車木 クルマキ　幹

井上木欄也、其形四角或八角、

轆轤　井上汲水圓轉木也、

按、幹其圍者俗曰井筒、方曰井桁、轆轤凡圓轉之器、皆稱轆轤用字、蓋在幹之上、受綱之物稱轆轤、用

和訓呼之名、物原云、史佚始作轆轤、

〔書言字考節用集 一乾坤〕井輪 ヰヅツ

〔守貞漫稿 三家宅〕井

京坂井 略圖○ 地上ニ出ル井筒、俗ニ井戸側ト云、豐島石ノ全石ヲ穿チ貫キテ製ス、

江戶井 略圖○ 地上ニ出ル井筒ヲ、化粧側ト云、

〔明良洪範 十一〕昔ノ諺ニ、孝行ニハ水ガ付クト云リ、或老人ノ物語リニ、堀美作守親常ノ家人長瀨

落婦女、夏月會集、浣布曝乾、○中略

久慈郡○中略

所謂高市、自此東北二里密筑里、村中淨泉、俗謂大井、夏冷冬温、湧流成川、夏暑之時、遠邇郷里、酒肴齎賚、男女集會、休遊飲樂、○下略

近江國三井

〔今昔物語 十一〕智證大師初門徒立三井寺語第廿八

今昔、智證大師比叡ノ山ノ傳トシテ、千光院ト云フ所ニナム住給ヒケル、○中略我ガ門徒ヲ別ニ立テムト思フ心有テ、我ガ門徒ノ佛法ヲ可傳置キ所カ有ルト、所々ニ求メ行キ給フニ、近江ノ國志賀ノ昔シ大伴ノ皇子ノ起タリケル寺有リ、○中略寺ノ邊ニ僧房有、寺ノ下ニ石筒ヲ立タル一ノ井アリ、一人ノ僧出來レリ、此ノ寺ノ住僧也ト名乘テ、大師ニ告テ云ク、是ノ井ハ一也ト云ヘドモ、名ハ三井ト云フ、大師其故ヲ問フ、僧答テ云ク、是ハ三代ノ天皇生レ給ヘル產湯水ヲ此ノ井ニ汲ミタレバ、三井トハ申ス也ト、○下略

陸奥國山ノ井

〔鹽尻 十一〕陸奥名所信夫摺石山ノ井、　陸奥へまかりし人々に、所々の事きゝし、○中略淺香山は、本宮と高倉との(下りには右のかた)にあり、山の井の水は、其右の方、山をへだてゝ侍るとなん、

越前國福井

〔越前國名蹟考 五足羽郡〕福井庄十村

福井、富久居、當社莊北之故、此謂曰北莊、(足羽社記)素良按するに、昔は北庄と稱す、寛永元年甲子七月十九日、宰相忠昌公御入部の砌より福井と改らる、福井はもと足羽神殿にまします所、五座の神の其一座にして、古訓はサクヰ、祝詞式などには榮井(サクヰ)とも書きたり、然れども俗間にて訓みやすきに從ひフクヰと唱ふ、今御本城天守臺の上に福井と云名水あり、是則神名に據て名付るなるべし、此井の在所、御本丸となれるより、地名も福井と改められし事ならむ、

淡路國瑞井

〔日本書紀 十二反正〕瑞齒別天皇、去來穗別天皇○中略同母弟也、去來穗別天皇二年、立爲○立爲恐衍立爲皇太

常陸國　玉淸井　勝井　大井

[illegible]太平記に、元弘三年五月十五日[illegible]武藏野[illegible]

〔平治物語〕二常盤註進幷信西子息各遠流事

中ニモ播磨中將成憲ハ、老タル母ト少キ子トヲ振捨テ、遠流ノ境ニ赴ケル、略中イツヲ限リトモ知ラヌ武藏野ヤ、ホリカネノ井モ、尋見テ行バ下野國府ニ著テ、我住ベカナル室ノ八島トテ見遣給ヘバ、略下

〔千載和歌集〕十九釋敎 法師品、漸見濕土泥決定知近水の心をよみ侍りける、

皇太后宮大夫俊成

武藏野の堀金の井もあるものをうれしくも水の近付きにけり

〔常陸國風土記〕行方郡略中

倭武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、卽頓幸槻野之淸泉、臨水洗手、以玉落井、今存行方里之中、謂玉淸井、略中

那賀郡略中

自郡東北挾粟河而置驛家、本近粟河、謂河内驛家、今隨本名之、當其以南、泉出坂中、水多流尤淸、謂之曝井、緣泉所居村

泉谷ハ英勝寺ノ東北ノ谷也、○中略路端ニ井アリ、泉井ト云、清水涌出ナリ、鎌倉十井ノ一ツナリ、

〔新編鎌倉志六〕星月夜井附虚空藏堂

星月夜井ハ、極樂寺ノ切通ヘ上ル坂ノ下右ノ方ニアリ、里老云、昔ハ此井ノ中ニ晝モ、星ノ影見ユル故ニ名ク、此邊ノ奴婢、此井ヲ汲ニ來リ、誤テ菜刀ヲ井中ヘ落シタリ、爾シヨリ來タ星影不見ト、○中略今按ズルニ、此谷ノ名ヲ星月夜ト云、アナガチ井ノ名ニハアラズ、千載ノ謌モ、明モヤスラン星月夜ト有、古歌ニモ井ハ不詠、

十六井

〔類聚名物考地理三十五〕十六井

鎌倉に十六の井と云ふ有り、岩窟の内に小池を十六並べ穿て水を相かよはせり、その水清冷にして、めづらしきものなり、黄檗木庵の題詠を石に鐫めり、後人の作れるなるべし、是は唐の封氏が聞見錄卷一に、道敎老子廟の條に引る郭緣生が述征記云、老子廟中有九井、汲一井八井皆動、即其地也、と見えしも、よく似たることなり、

武藏國堀兼井

〔江戶名所圖會十三〕堀兼井　河越の南二里餘りを隔て、堀兼村にあり、淺間の宮の傍にある、故に是を淺間堀兼と號せり、此社前は古へ鎌倉街道にして、上州信州への往還の行路なり、今の宮は慶安中、松平豆州侯建立なし給へり、別當を慈雲庵と號、河越高林院の持なり、淺間の祠の左に凹地有て、中に方六尺ばかりに石を以て井桁とし、半土中に埋れたるものあるを堀兼の井と稱せり、傍に往古川越秋元侯の家士岩田某建る所の碑あり、高さ五尺餘、其文左の如し、

此凹形之地、所謂堀兼井之蹟也、恐久而遂失其處、因石井欄置塲中、刱碑而建其傍、併以備後覽、里諺、掘而難得水、故云爾、遂爲地名、未知、只從俗耳、寶永戊子年三月朔、○中略

土人傳へ云、往古日本武尊東征の時、武藏野水乏しく、諸軍渴に及びければ、尊、民をして此所彼所に井を堀らしむるに、終に水を得ざれば、龍神に命じて流を引きたまふるとなり、今の不年越川、或は入間川の事なりと

大和國磐井

〔日本書紀十四雄略〕是月、〈安康三年十月〉御馬皇子以曾善三輪君身狹、故思欲遣慮而往、不意道逢邀軍於三輪磐井側逆戰、不久被捉、臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飮焉、王者獨不能飮矣、

攝津國入梅の井

〔本朝世事談綺四雜事〕入梅の井

攝州矢田郡丹生山田庄原野村栗花落理左衛門屋宅に井あり、渡り三尺、深さ一尺、常に水なし、梅雨に入てかならず涌出す、その水日の數を以、入梅の日を定む、終に姓と成りて、栗花落理左衛門といふ、五月栗の花の落る頃は、入梅の時節なるが故に、栗花落と書り、〈下略〉

伊勢國御井

〔神宮雜例集一〕第三御井社事

一始事〈中略〉

又云、〈本記〉其後豐受神宮乃坤方乃岡片岸〈爾〉、新堀御井〈氏〉、天忍井水〈乎〉入加〈氏〉、雷明之水〈爾〉和合〈氏〉、末之世〈乃〉御饌調備料〈爾〉、移置給水也、

一水干事

本紀云、其水大旱魃年〈毛〉不涸、其下二丈許下〈天〉底有水田、其田〈雖〉旱魃損〈亡爾成氏〉、此御井乃水〈者〉專不干、恒出異於之事不過於是、又他用更不可用之、

寬平八年三月之頃、件御井水俄干失之時〈爾〉、神宮司神主共上奏之日、且差勅使〈天〉令祈申給〈比〉、且大物忌父三人料上賜、淸被令供奉、

相模國鐵井　棟立井　甕井　甘露井　泉井　扇井　底脱井　星月夜井　石井　六角井

〔新編鎌倉志四〕鐵井〈附鎌倉十井〉

鐵井ハ、雪下西南ノ路傍ニアリ、里人云、此井ヨリ鐵觀音ヲ掘出シタル故ニ名クト、〈中略〉鎌倉ニ十井アリ、棟立井、甕井、甘露井、鐵井、泉井、扇井、底脱井、星月夜井、石井、六角井、此ヲ鎌倉ノ十井ト云フ、〈中略〉

泉谷〈附泉井〉

山城國
常盤井
軽井
石井
少將井
鳴井
松井
滋野井
牛井
醒ヶ井

（年ぬの水はかはられど　にそかげぞ年をへにける）つ　田中井戸（紀州　山吹）　堤井ゐ（すゞがれのはゆるうまやのつゝ　の水なたまつないしのたゝてよ）　みなか井（備中）

ながらの山の井（近江、入雲御集、　しづめるかげ、）山井（山城三條坊門北京極西、又奥州同名あり、あさか山也、又江州　に國名有、書ながらのむすぶ手のしづくににごるの歌是な）

り、山邊のみ井（伊勢、神のい　せの乙女ら）、増井（丹波　ぶ手）に（凉しさをますむの清水　先かよひくる万代の秋）、結眞間井（下總　のゐ）み（かつしかのまゝ　れば立ならし水）

（をくみけん、　跡な纏つゝ）松井（びつ中、成三丹波、とをはなる松井の水を　すぶてふぶづくごとにぞ千貴はみえける）む　飛鳥井（山城、みまくさがくれ、いく　よれぬらん、駒簽、みつれ、にく）

（む、在所は二　條、万里小路、）あさりのいは井（奥州）懸井戸（一條北東洞院西角、又號二井　殿、雌、山ぶき、こなき、杜若、藤、）戸　天橋立井（山城六條南室町　東綱親鄉宅是宗）

（武注　師注、）佐良玄井（きの國　みくるすのなかにむかへるさらしぬ　の總すか　よはんそこにつましる、雲、婦、このもと、）さめが井（あふみ、うき　書の夢、水、）　歪井（下總　東路に）

（さしてこんとは思はれどさ　づきのゐにかげなみるかな）か　さくら井（未勘）　埴科石井（信濃　てこ、）渇津留波御井（大和　いにしへここ　ふるとりかもゆづる）

（はの三井のうへより　ちまわたりつゝ、時鳥、）三吉野山井（同右、又云、吉野山井共云、つらゝ、むめ、　すべばや花の下ひしをそくとく、みや、）こ井（信濃）　三井（あふみ、園　城寺、心の）

（そこにすみ　ままる月、）滋野井（中御門北、　西洞院西、）芝付田井（常州、尾　花、瀬、）　榎葉井（大和、豊浦　寺にあり、）せか井（山しろ、大原、八雲　御說、是清和井、）せきのい

は井（あふみ、是わ　ふまか歟、）

〔雍州府志八古蹟〕愛宕郡（中略）常盤井　在大徳寺之南船岡山東田間、（中略）相傳北京有九井、所謂常盤井、縣井、石井、少將井、鳴井、松井、滋野井、飛鳥井等是也、

〔雍州府志八古蹟〕愛宕郡（中略）常盤井辻子　在西洞院一條北、古常盤井相國實氏公之第宅在斯處、井水今猶存、而水至清矣、凡常盤井在三處、第一斯處、第二飛鳥井殿町、第三船岡山東田間、各常盤井相國第宅之地也、未知孰是也、（中略）

牛井　在烏丸正親町北、相傳古施藥院之所在、而醫家和氣氏住之家内大井中間以板隔之、半充製藥之用、半爲雜用之水、自玆和氣氏有牛井之稱號、

醒井　在六條堀河佐目牛通西、此水至清、故茶人專用之、相傳、茶人珠光、元南都淨家稱名寺之僧也、還俗後來住此所、慈照相公專嗜茶、故時々有來臨、珠光以此水點茶而獻之、今井垣石、織田有樂齋改築之者也、建仁寺古澗長老作記以勒石、今猶存、按醒井誤佐目牛者乎、

成君の曰く、余が家を繼ぎて、領分のうち在々を巡見の時、金方村とかやいふ處の片隱に、うつくしき水湧き出づる井あり、余こゝに立ちよりて、その水を掬し見るに、其清き事いふ計なし、時に傍に六十餘の老婆うづくまりありけるを召して、此水は至りて清淨水なり、里には此水を遣ぶにやと尋ねたりければ、老婆の曰く、凡此あたりの民家二百軒許、皆此水を遣ひ候、それにつき物語の候、此村元來水あしき所にて、一向に用ひられず、我父ふかく是を歎き、壯年の時より大願心をはつし、藥師如來へ立願して、かなたこなたに井戸を掘りたる事、八十ヶ所に及ぶといへども、更によき水を求め得ず、最早勢力も勞れ、老年に及びて、漸く此所の井を掘りあて、終に其翌日果て申し候、其故に此井をば、五左衞門井戸と唱へて、今に親の名を唱へ來り候、是も最早四十年許にて候が、夫よりして一村うちより、此姥に扶持を與れ候ひて、此井の主になり、いと安樂に暮し申し候も、父のかげにて候、今日は殿樣御通と承り候ゆゑ、井戸守の事に候へば、此所に罷り出て候と申したり、余この話をきゝて、大に感心し、當座の褒美をつかはし、且近習の面々へ向ひ、申しきかせしは、皆只今の物語を聞きしか、かれが親、一村の自由を達せんとて、辛苦萬勞して、八十餘の井を掘りて、終によき水を掘りあて、其翌日果てたりとかや、人君たるもの、かれが精心の牢を以てせば、賢君名侯と稱すべし、かれは一村の助にせんとて、命を捨てゝ井を掘り、一國一家の主、此心を以て、家中始め、町在の者、末々まで、永久の爲を思はゞ、などか清水の井を掘りあてざらん、皆眞實に思ふ心なくして、只おのれが爲のみにして、人の事を思ひはからず彼親仁既に命終るといへども、今に其名を井に呼び、老婆を扶持し、一村の者ども、此水のあらん限り、五左衞門が所業の忝き事を思ひ、いつ迄もかれが功の廣大にて、深厚なる事をいひ出だすべし、名は末代まで傳はり、人は一代にて朽つることわり、我人しらぬはあらねど、行ふもの少し、五左衞門井戸の事を、めい／＼身に引きあてゝ、心得べしと仰せられき、

寅申年七月亥子 正月巳午 卯酉年八月丑子 二月未午
辰戌年九月未申 三月丑寅 巳亥年十月酉申 四月卯寅
取其方位年月日時、御名爾掘也、

〔拾芥抄 下末諸事吉日〕井
吉日 乙丑丁酉 辛未戊戌 己丑庚午 庚寅辛丑 甲午乙巳
又說 壬子壬申 壬午戊辰 庚子見月滿 癸丑月開、
又說 甲子甲辰 乙丑乙巳 乙未滿年、

〔常陸國風土記〕常陸國司解 申古老相傳舊聞事、
倭武天皇巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毘那良珠命、新令掘井、流泉淨澄、尤有好愛、時停乘輿、翫水洗手、御衣之袖、垂泉而沾、〇中略
信太郡〇中略
郡北十里碓井、古老曰、大足日子天皇、幸浮島之帳宮、無水供御、即遣卜者訪占、所々穿之、今存雄栗之村、〇中略
茨城郡〇中略
郡東十里桑原岳、昔倭武天皇停留岳上、進奉御膳、時令水部新掘清井、出泉淨香、飲喫尤好、勅曰、能淳水哉、俗云與久多麻禮流彌津可奈、由是里名今謂田餘、

〔雍州府志 八古蹟〕愛宕郡 梅雨穴 在烏丸正親町南西隅門之側、每年候梅雨節、此處水涌出、其邊人掘之爲井、梅雨節家々井水多溢、此水純清、故自處々來汲之、梅雨晴則此水亦枯、一說古此處有井、桓武天皇遷都日、傳教大師加咒而封之云、〇下略

〔南畝閑話〕一里塚始井五左衞門井戸の事〇中略

穿井

其側尋常ノ井水ノ如ク、桶側ヲ重ネ、根側ト云、最下ノ側底ニ一穴ヲ穿チ、是ニ節ヲ貫タル竿竹筒ヲ立テ、地中若干尋ニ及ビ、清水ヲ噴ブ也、

右ノホリヌキヲ製ス、始テ鐵竿長□丈ナルヲ以テ穿地、或ハ一年或ハ二三年ニシテ、岩ヲ貫ト稱シ、地中一圓ノ岩ヲ突貫テ後ニ鐵竿ヲ拔キ去ルニ、清泉是ニ騰揚シテ忽チ涌出ス、其鐵竿ノ穴ヘ竹筒ヲ下シ、其上ニ井側ヲ製ス也、是亦食飲ノ料ニ足リ、諸所ニ在之テ、大坂ヨリ甚ダ多シ、

又中水ノ井ト云アリ、堀拔ニ非ズ、上水ニ非ズ、前ニ云地中岩以上ノ水ヲ汲ムモノ也、雜水ニ用ヒ、夏月鮮魚等ヲ冷スニ良之トシ、魚店ニハ専ラ此井アリ、是ハ根側無底也、他同前、

〔類聚名物考 地理三十五〕走井 はしりゐ 近江 滋賀郡

井水の涌あがりて流る、をいふ、飛泉と西土の書に見えし是なり、はしり湯、はしり水の類、走馬みなはやきをたとへていふなり、

〔萬葉集 七雜歌〕詠井

隕田寸津、走井水之、清有者、度者、吾者、去不勝可聞、

〔續修東大寺正倉院文書 十四〕具注曆斷簡 年號不詳、蓋紙背有天平勝寶二年紀號、當年以前可以推也、

艮、〇中略 廿九日辛亥金成 歳後天恩、〇中略 治井、竈吉、

卅日壬子木收 歳前天恩、〇中略 井竈、〇中略 吉、

震、〇中略 五日〇三月 丁巳土滿 歳前小歳後、〇中略 治井、竈吉、〇下略

〇按ズルニ、右ハ天平十八年ノ具注曆ノ斷簡ナラン、

〔和漢三才圖會 五十七水〕井〇中略

蔵過云、穿井宜月日時、

子午年五月戊酉 十一月辰卯 丑未年六月戌寅 十二月辰巳

〔宗長手記〕駿川のむかひにうちいで射矢雨のごとし、敵真の軍兵やす〳〵とうちわたす、敵はすなはち引入ぬ、敵の城六ッ七ッめぐり五十餘町の内ゐひこめ、六月より八月まで攻らる、城中そこばくの軍兵、數日をへて、八月十〇永正三年十九日に幕府安部山の金堀をして、城中の筒井、こと〳〵くほりくづし、水一滴もなかりしなり、

〔和漢三才圖會水五十七〕井〇中略

掘井術。。掘抜井。。擇土地、淺深不定、五丈七丈而至如鐵、有盤石註略、以鐵錐急突穿鑿、大而透上、如經則所謂水愛損、入其水聲極早、不知雨雲者强致驗、不能深書也、

〔塵塚談下〕掘。貫。井。戸。の事、先年よりこれ有しが、武家には更になし、金子貳百兩ほどもかゝる事故、大商ならでは掘ざりしにより、諸所に一つ、爰に一つ有て、やう〳〵數るほどに有りしが、二三十年以前、大坂より井夫來り、おをりとかいふ奇器を以て、無造作に掘る事を覺へしより、價も至て下直なり、我等しれる極製水とうふや井戸かわ共、三兩貳分にて出來しよし、其向にみつまたといふ湯屋は、最早く掘抜せしによりて、貳拾兩程かゝりしよし、夫故にや近邊第一の井戸となれり、近頃は江戸中掘抜井多くなり、一町の内に三四ケ所もこれあり、室鳩巢翁江戸に水道の箇所へかゝりければ、已後火災多からんと患ふ、掘抜井の多くなりしも、水道に同じかるべきにや、

〔守貞漫稿三家宅〕井

又〈坂〉大坂掘抜ト號シタル製井アリ、普通ノ井ハ塩水ナルノミ、〇中略掘ヌキハ坤軸ヲ貫キ清水ヲ呼ブ者ヲ云、浚ズシテ常ニ涌出ス、此井嘗二井アリシニ、高津西坂鍋屋町ニ在シ一所ハ、文政ニ亡ビ、今ハ長堀東邊ノ豪民住友氏ノ前河岸一所ノミ存セリ、此水ハ食料ニ足リ、河水濁ク飲料ニ困ム時、衆人爭ヒ汲之、〇中略

又江戸モ掘抜井アリ、是ハ玉川及井ノ頭ノ水ニ非ズ、地軸ヲ貫キテ清水ヲ涌出セシムルモノ也、

丸きかわなるをいふ、四方なるをば、多く板井といふ、是この筒の丸きを筒御井といふ、御は眞に同じく稱美の詞なり

〔伊勢物語上〕むかしゐ中わたらひしける人の子共、井のもとにいでゝあそびけるを、おとなに成にければ、男も女もはぢかはして有ければ、男は此女をこそえめと思ふ、女は此男をと思ひつゝ、おやのあはすれどもきかでなん有ける、扨此となりの男のもとより、かくなん、

つゝ井づのゐづゝにかけしまろがたけすぎにけらしないもみざるまに○下略

〔袖中抄三〕つゝゐつの井づゝ

　つゝ井つのゐづゝにかけしまろがたけすぎにけらしも君見ざるまに

顯昭云、つゝ井つの井づゝとは、よのつねの本如此、しかるに或證本を見給しかば、つゝゐづゝ井づゝとなんかきて侍し、それこそ謂たれ、井づゝといはん料に、つゝ井づゝとをける也、つゝ井つのといへるは心得られず、此故に、登蓮法師はつゝゐつのとあるべきを、つ文字の文字相似る故に書違たる也、

あしべをさしてたづなきわたると云、赤人歌をも、あしつをさしてなど、心得ぬ女などは讀事あり、それも相似たる文字なれば書違たる也、其義いはれず、つゝ井の邊のゐづゝと云べからず、又或人は、つゝゐつと云事に、つもじをひとつ書そへたり、づと云文字をば、やすめ詞也、かみつ、なかつ、しもつ、おきつなど云がごとし、さてつゝ井つと云に、文字のたらねば、つゝゐつのと、文字をくはへたる也と云人侍り、それも心得侍らず、あまりに意まかせなる義也、

又或抄物云、まろがたけとは、水汲桶也と云へり、かみをかたにかくるは、かた〳〵と云也、されば皮桶によせて、かみをかたけと云也、此義心得られず、井づゝにかけしまろがたけと云也、桶をまろがたけといはゞ、又かみをかたにかくるを、かたけとのぶべからずよしなし〳〵、

〔古事記 上〕故爾各中置天安河而、宇氣布時、天照大御神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劒、打折三段而、奴那登母母由良爾(此八字以音、下效此、)振滌天之眞名井而、佐賀美邇迦美而、(自佐下六字以音、下效此、)於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、多紀理毘賣命、(此神名以音、)亦御名謂奧津島比賣命、次市寸島(上)比賣命、亦御名謂狹依毘賣命、次多岐都比賣命、(三柱、此神名以音、)速須佐之男命、乞度天照大御神所纒左御美豆良八尺勾璁之五百津之美須麻流珠而、奴那登母母由良爾、振滌天之眞名井而、佐賀美邇迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命、(下略)

〔古事記傳 七〕天之眞名井、書紀一書に、天渟名井ともあるを合せて思ふに、眞渟名井を約たる(ヌナヰと云ひ、ヌナヰとなる)名にて、眞は美稱、(渟は水のヌなども云るにて、河のいとうるはしき)渟は凡て水の溜たる所を云、(沼と同じ)名は借字にて之なり、(之を那と云る例多し)されば此はたゞ井を美て云る稱にて、一の井の名には非ず、故書紀に、天眞名井三處とも有ぞかし、又此井は彼安河瀬の中にて、井と云べき所を指て云るにて、別に尋常云井ありしには非ず、(書紀に、眞井を云る處に、眞井と云ずして、河々に云るし此顯にや、)始に中置天安河と云おきて、今此に如此言は、別に非ること明けし、凡て古は泉にまれ川にまれ、用る水に汲處を井と云り、さて丹波國丹波郡比沼麻奈爲神社、出雲國意宇郡眞名井神社あり、官帳に見ゆ、

〔類聚名物考 地理三十五〕板井。いたゐ

井筒を板にて作りし四方の井をいふ、筒井の丸きを對て知べし、石井は石のかわなり、

〔萬葉集 七 雜歌〕詠井

安志妣成、榮之君之、穿之井之、石井之水者、雖飮不飽鴨、

〔類聚名物考 地理三十五〕石井筒。いしゐづゝ

筒井の丸きかはを石にて作れるなり、今もこの物富貴の家には多く作れり

〔類聚名物考 地理三十五〕筒井。つゝゐ

〔東雅二地輿〕井ヰ　萬葉集抄に、井とはあつまるといふ詞也といふ、地を鑿て水を集さしむるの義なるべし、日本紀に、好井の字、讀てシミヅといふ、シミとはスミ也、シトいひ、スといふは轉音也、ツとはこれも萬葉集に、井をツといふ、ツとは水也といひし是也、井水は清ぬるを好とする事なれば、好井の字を借用ひられしなり、後に清水の字、讀てシミヅといふも、亦此義と見えたり、

〔倭訓栞前編四十三〕ゐ　井をよむは集の義、水のあつまるをいふと、萬葉集抄に見えたり、歌に、板井、石井、筒井、田井、山の井など、よめり、字書に伯益造之、因井爲市也と見ゆ、○中略堰をよむも井の義に同じ、せぎをして水を集る也、

〔守貞漫稿三家宅〕井　今世ノ俗ハ、諸國トモニ井。戶。ト云、

〔延喜式八祝詞〕祈年祭○中略座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久、生井。榮井。津長井。阿須波婆比支登、御名者白氐、辭竟奉者、○下略

〔八雲御抄三上地儀〕井　山井　山の井をもいふ　石井　いは井　いたゐ　さて井　はしり　玉ゐ　三井寺　あか

〔藻鹽草五水邊〕井

山井山のゐとの、字ありても、又山井は淺き事に云り、されば、あさくは人をおもふなど、云り、又むすぶ手のしづくにごる山のゐの水と云り、石井　岩井　いた井

はしり井　あか井あかのゐとの、字ありても、云、されどもこのましからず、御井　井づゝ　つく井　つゝ井づゝゐづゝ、といには、んれうに、つゝゐづゝといへる也、つゝゐづのゐづゝと云說有、不可用と云々、ふる井古也　たな井ま水などいへり　いな井　ふか井　玉井　のりの井　寺井　とを井　とこ井　かげのいは井　ましばのかげ井　板井の清水　井もとゐつ本也、あさましやまづがゐもとのとき衣ふみあらはれば、岩つぼにたゝふばかりの山の井　さくら井　庭井の水　岩にせくあか井の水　いさら井小也、源氏、

駒牽例

事はて、公卿以下次第に御馬を給はる、馬のさしづなをとりて、御前にすゝみて一拜す、取のこしの御馬をば、引分の使とて、次將をもて、院、東宮など然るべき所々へまいる、十七日には、又甲斐の國の穗坂御馬をひかる、二十日には武藏國小野の御馬四十疋ひかる、其外秩父御馬二十疋、立野の御馬十五疋、毎年にたてまつる、二十三日には信濃望月の御馬二十疋、二十八日には上野御馬五十疋ひかる、さしたる事なし、

〔藝備國郡志 上安藝〕牧場 ○中略 倭俗謂牧養之地曰牧、上古京師八月十六日有駒牽之儀式、甲斐穗坂、武藏小野、同立野、信濃望月、皆是諸國牧養御馬之地、而仲秋牽之以獻朝廷矣、今悉失其法、告朔之禮已絕、餼羊亦知其名者鮮矣、嗚呼哀哉、（牧倭訓麻岐）

〔三代實錄 十一 清和〕貞觀七年十二月十九日丙寅、是日制、信濃國勅使牧野馬、元八月廿九日貢之、今定十五日、冷然院諸牧、元八月廿五日貢之、今定十一日、

○按ズルニ、是レ勅旨牧ノ史册ニ見エタル始ナリ、

〔政事要略 二十三 年中行事〕廿三日 八月 ○信乃國望月御馬事（延喜五年五月九日、官符左牧字廿、元卅、）

吏部記、延長八年九月一日、引信乃勅旨御馬、○下略

〔本朝世紀〕天慶二年九月七日乙亥、今日、武藏國由比、小川、石河、立野等御牧御馬四十匹牽進、仍天皇御南殿、○朱雀 四年八月廿五日壬子、此日武藏國石川、立野御牧駒牽也、而不牽進、 九月十二日己亥、此日信濃國勅旨諸牧御馬可牽進之由、以先日被定已了、而遲留近江國之間、御馬廿疋裝束爲洪水流失、因之今日不堪牽進之由、言上於執當、○中略 十三日庚午、此日、去月十五日可牽進信濃國勅旨諸牧御馬六十疋牽進、 十一月十日丙寅、此日牽進武藏國石河、由比、小川三箇御牧御馬廿疋、立野御牧十疋也、是以去八月十三日可牽進而申延期、今日牽進也、○中略 先牽廻石河由比小川御馬、○中略 其後又立野御牧御馬合牽廻乘廻、

右馬頭進御馬二行中央、下臈居了、切継騎、先三度行廻、先左大将令取一疋、出自馬寮、向上卿申云、其郎其毛御馬進入、右又如此、十疋取訖、後上卿曰之、取歟大上卿以下在座、公卿近衛大将馬頭助等之在座者次第還給、式取、馬頭一拜令曳出之、後復座、大又取、後御馬訖、上卿召外記令取簡、大馬馬、人人相率参弓場殿、付近衛大将令奏、慶賀、公卿一列四位五位一列、大将歸來、仰閣食事、裏書云、上野九牧、延喜式、二十八日、又七日甲斐勅旨牧、十七日甲斐穗坂牧、二十三日信乃望月牧、廿九日武蔵勅旨牧、立野牧、又十五日信乃勅旨牧、廿八日上野九牧、以上六ヶ日見延喜式、此外承平官符、十三日武蔵秩父牧、廿日同小野牧御馬貢之云々、

〔建武年中行事 八月〕十六日、信濃の駒ひき、甲斐の穗坂巳下、あまたあれども、ちかごろはたえたり、かひの御馬、そこの一兩年をぐしいでられたる、望月ばかりは今まで絶ず、上卿陣のざに着て解文を奏す、宰相、弁、少納言、近衛づかさ、その〳〵建禮門の前にて床子につきて、御馬たまはる、近衛づかさ、弁、位大官す、おなじからざるおり論あり、本儀は別の床子なれば、あながちあらそひあるべからず、さと内裏にて、一列に床子たてたるおりあらそふなり、院春宮など、引わけの使にて、近衛司御馬ぐしてまいる、禄あり、うち〳〵御覽などありて、御馬をえらばる、

〔年中行事歌合〕二十四番　右　信濃勅旨駒引 八月十五日　宗久

引分てをかゝに立しあら駒のみなれの袖におどろきやせん

右八月十五日信濃勅旨牧の馬を奉る也、をかやの御牧も此中にて侍にや、六十疋の由見え侍き、大方昔はすべて月日なども定る事はなくて、國々の御馬百疋まいる事にて侍ば、何も何も取分注申がたし、

〔公事根源 八月〕駒牽　十六日

十六日駒牽の外は、近代みな退儀のよしなり、けふは信濃の勅旨牧の馬を奉る、六十疋なり、もとは十五日にて侍りしかども、朱雀院の御國忌にあたるによりて、十六日になさるゝ、天皇南殿に出御なりて御馬を御覽ず、上卿御馬の解文を奏す、

牽分使上卿不仰外記示藏人、一院攝政遣次將、春宮坊坊司、來取有遣次將云々、

王卿著左衛門陣、盃酒如常、召侍從、(三獻、上卿仰少納言若辨、少納言立出離東、仰召使、)外記覽解文、(令外記開之、)上卿奏解文、(上卿起座、外記執宮、立石階前西面、上卿就御所、付藏人奏聞、返賜、著大庭奏聞之次、奏牽分人賜由、勅使自殿上被召仰、)上卿歸著之後、相議著大庭、(自春花門出、辨少納言已下、近衛馬寮在床子、依位色著、或取手床子寮方道、南立、弁少納言床子、)置解文宮、(外記置之、)牽御馬、(始東方西迤、)三廻後、上卿仰令乘、(一御馬至御前之比、仰云騎廻、)騎廻七八廻、上卿仰云、下、(利)共下並立、(去座三丈、北面西上、二列、人立馬左、主當馬寮整立、)上卿召左右取手、(有牽分者、上卿仰口付、令奉出、次召飼云、近衛司馬司、左右近衛將、馬寮頭召唯、進立參議座巽二丈、坤上乾面、立定仰云、御馬取禮、同音稱唯、入馬中、將三度相逢之後、遞檢相取御馬、遞令奉出、將副御馬、出申牧郡名、八十疋、六十疋、五十二疋、)上卿仰、停王卿已下馬寮助以上、依例賜御馬、(一々拜、笏執綱、牽出、一拜了、退出歸著、)次取取遣、歸入奏御馬賜由、(經春花門入、列立射庭、二列、一人、令殿上近衛將奏聞、歸出帶劔笏退立、仰聞食由、王卿已下馬寮以上、拜舞退出、或立左近陣北壁下、申慶賀、)

〔江家次第　八八月〕里内駒牽儀(八月十六日信乃御馬)

東宿廊副北柱東西行引幔、(東第一間不引、爲陣座往反道也、)第二間砌立兀子三脚許、(第一兀子前立小床子一脚、)獨床子二脚、長床子一脚、(以上公卿料、以北面東上、)西北庭立長床子三行、

東第一、辨少納言近衛將馬頭助等座、

先例、辨少納言與近衛將別床子也、近例著同床子、如何、

第二行、外記史等座、

第三行、史生官掌座、

南行東面、去砌四丈許、東西行曳幔、當西北開幔門、

上卿以下著陣、外記入解文於宮覽上卿、上卿覽畢、令持外記就弓場殿奏聞、攝政坐里亭者藏人持參彼亭之後、歸來下之、

上卿即著兀子座、外記以宮置兀子前小床子、兼又仰可入御馬之由、兼又令告諸卿、人人著座、畢曳御馬入自西北幔門、御馬六十疋二行調立、(南北)先令曳分御馬、(院御料一疋、攝政料一疋、)左次將率左馬頭、右次將率

七日、十三、十七、廿、廿三、廿八等、諸國御馬亦同之、

當日早旦、上御格子、(諸卿前)

立母屋御障子、撤鉤御帳、上東廂西幔、南廂西第四間中央鋪廣筵、立大床子二脚、(近代第三間)敷二色綾毯代、四角置鎮子、其上立大床子、(或可用紫檀大床子、或説近代用平文、)其上敷高麗縁、其上敷菅圓座、副北障子立繧大宋御(座○二○間一行)屏風二帖、其中敷小筵一枚、其上立朱漆小倚子、爲御裝物所、兩倚子西第三間西邊鋪小筵一枚、爲上卿座、(依○)近代第二間敷之、今日不敷軾柄座、年年例如此、可尋、陸奥交易御馬御覽、又用此儀、

(年中行事秘抄八月)七日、御馬逗留解文事、(甲斐眞衣野牧、○中略)

十三日、御馬逗留事、(武藏秩父、○中略)

十六日、信濃駒牽事、

古事記云、百濟國主照古王、以牡馬壹疋、牝馬壹疋、付阿知吉師、以貢上之、

日本紀云、今案保食神死矣、其神之頂化爲牛馬、愛騅者云、使國無馬牛、事見事傳、故應神天皇世百濟進牛馬、自此而、被使國有牛馬、若本自有牛馬者、古先君臣事扶豈徒步乎、

本八月十五日也、而依朱雀院御國忌、改十六日、諒闇年猶有此云々、(天曆)

十七日、御馬逗留事、(甲斐穗坂)

廿日、武藏小野御馬逗留事、

廿三日、信濃望月御馬逗留事、

廿五日、武藏立野御馬逗留事、

廿八日、上野駒牽事、(諸國牧、近代御馬逗留、五十疋、)

(西宮記八月)大庭儀、

御里第時、右衛門陣有便儲饗、而稱無例不儲之、(康和元冷泉院)御物忌時、御馬解文付藏人、藏人留之、更以詞奏聞、即返給之、(寛弘日、或先取之家内遣止、)無一寮頭助時、左右共止、(天慶九八十七)後院御馬有左右、大將不參、令馬頭助令取之例、官牧無例、(天曆八九二十七)

重服大將取例(天德四年八七)

觸穢大將取例(同九十三)

不親事限奏解文、分給馬寮、令飼、過限分取、(康和四五二)

依御馬乘員少府生等乘例(天曆九年十二)

雨儀、於承明門東廊壇上取之、大將等北面西上列立、乘者跪壇上、

御里內時、以陣外為大庭、無饗膳事、而永保三年(上卿俊明)令立陣中、應德元年(上卿宗俊)亦依去年例令立陣中、車宿廊北副柱引幕、其前北西立兀子床子、其西南上東西立、辨以下床子、御馬以東為上、向南而立之、

件等儀、若依雨儀准於承明門廊、於陣外取之例歟、不可相叶晴日儀歟、

八月十五日、紫宸殿御覽信濃國勅旨御馬裝束、

當日早朝上殿御格子、(舊儲)上御帳東南西三面帷、(掃司)母屋北邊立御障子、殿東第三四間中柱外面打簾懸御簾、母屋南面東西六間同懸之、其內副東御簾南北行、立亘大宋御屏風、(西向)不及北障子七尺、(為內侍錄)御帳前三箇間立同御屏風、(南向)自件御屏風西妻南北行、又立同御屏風、其內敷廣筵、御帳東間敷二色綾毯代、四角置鎮子、其上並立平文大床子二脚、(東西妻)其上敷高麗縁、其上敷菅圓座一枚、御座東間屏風下南北敷南面端帖一枚、為執柄座、南廂東第一二三間、南邊去柱二許尺立兀子床子、(北向)(大臣兩面、納言錄、三位參議錦床子、四位參議長床子、並貴繝端敷物、)件兀子床子不及西御簾五許尺東廂南第一間立白木床子二脚、(西向、有菅、南大將座、北侍從座、)

〔江家次第(八月)〕上。野。御馬御覽裝束

親王公卿從左近陣座移着左衛門陣南屋饗、若有政者、公卿自侍從所可着此座、往年未着座之人、不着此陣、近例皆着云々、西上對座、上﨟南面、納言以下對座、但大臣坐中柱以西、辨少納言着南座、西面東上、

近衛次將、本府比府佐、馬頭助等着北屋座、西面南上、依位着、上外記着同座北横切座、西面上、召使着侍從座東簷下座、一獻、本府佐執之、若五位者於納言執之、四位於大臣亦取、參議下座、轉坏辨座、無參議者納言召少納言給坏、二獻、本府若比府執之、居粉熟、本府下役送、以箸下、三獻、無本府比府佐者、近衛次將執之、居飯汁物、箸下、上卿仰大辨令召侍從、大辨仰少納言、若少納言若辨、奉仰起座、立南簷東邊、召或上卿直召召使傳仰、侍從等出局門、副簷下北行、折而西行進、着陣北屋座、南上東面、與將佐相對、外記進御馬解文於上卿、入筥、

上卿令外記開函封、外記開封覽之、取空函退還、上卿見訖令持外記、上卿立座間、外記持筥立門外石階角、小野記着左仗見文云々、進御在所、附藏人奏覽、奏聞之次奏引分事、是可被奉一院春宮執柄也、遣有還宣、解文不更闕、面起左衛門陣歟、件使自殿上被定仰、奉御出有無仰、後退出於本所、更不着建春門座、備忘日奉可分取之仰、向大庭令取之、若仰詞中無依例二字者、引分事可令案內歟、又信濃上野馬者、可給上卿侍臣事、可候氣色、往年此間有隱座事、府官或獻、至近例無之、此事、上卿令持筥於外記、引王卿以下經春華門着大庭座、去春華門巽角七八許丈、公卿西上南面、納言以上兀子、參議長床子一脚、其東二丈立床子五脚列、西第一近衛次將、馬頭助、依位色、其南辨少納言、近代辨少納言着次將上、仍不立列立、第三外記、第四史生官掌、第五召使、

四巻抄曰、辨少納言以下近衛馬司在床子、依位色着云々、羽林抄曰、辨少納言座在其南、至于他日不必別設、仍着次將上、但五位不加四位上云々、

近例、辨少納言依位階、但共爲五位者少納言先着、次辨着、爲上﨟者着少納言上、次近衛次將着其次、不論左右依位階着、中將雖下﨟可着少將上歟、件次將雖四位着辨少納言之下、次馬寮着其次、不論左右依位階着、

外記置解文筥於上卿前案、引御馬、始自東方、北行西折、逆遞、左右番長以下引、但第一御馬御監引之、三廻、訖第一御馬至上卿前、上宣騎、乘、舍人等共跪、抜轡貫手騎之七八廻後上宣、於利、共下並立御馬於庭前、去上卿座南三許丈、並北面西上二列、但

（召馬寮、）

不視事間奏解文、及分給馬寮令飼例、（康和四年五月二日、藏人輔成、令奥侍藤原朝臣奏陸奥國進臨時交易御馬解文、仰右大將藤原朝臣、令分取左右馬寮、九日、藤原朝臣令申御馬可分取事、仰云、今日在不視事限內、明日可令分取之、）

大臣別給御馬、并奏慶例、（康和二年八月廿八日、秩父御馬奉進、又主當寮進遥留解文、於仁壽殿飼覽云々、左右各取一疋之後、被仰下下官可給之由、下殿給之事如常、即參上、左右取事、還御本殿、御馬解文給外記、遥留解文給弁、即參射場、令奏給御馬之慶云々、）

十三日、奉武藏秩父御馬事、（廿疋云々）

十五日、奉信濃勅旨御馬事、（今十六日、六十匹、）

尋常政畢、大臣以下、自侍從所著左衛門陣饗座、（或自左近陣座移就之、）親王又著此座、（若非式日、蒙召參著、親王北面、大臣南面、納言以下對座、依例用南面座等、）次弁、少納言、外記、史著座、（公卿座南庭設、弁少納言座門北、侍從等座末北横設外記史座、東縫下數召使座、）近衛次將馬頭助等著門北座、（西面、）本府佐同在此座西、獻盃、（次將又獻之、最末參議、自初獻轉盃弁座、）三巡後、上卿仰大弁令召侍從、（大弁仰少納言、若弁即以召使召遣、或上卿直仰少納言、）侍從等出局進著、（對次將座、東面、）外記奉御馬解文、上卿參內、著左仗座披見畢、（口傳如之、而近例或於陣北披見之、）就御所奏覽、如常、五六巡後、本府官人敷穩座於門闈外、（長筵之上敷圓座、置基居二具、）王卿起座、一々移著、（西上對座、）此間弁少納言降立南庭、（西面北上、）王卿座定、著侍從座、別儲肴物、更羞王卿、右衛門府奉碁手錢、（盛机立前、召使舁別置高坏、官人取立王卿前、依新制令停止之、）依例、或有圍碁之興、（此間或府督勸盃、）上卿著左近陣座、待候出御、（非式日者、此間仰外記令入御馬、）天皇御南殿、王卿相引參入、（上卿以近衛官人示之、）內侍召人、大臣（不兼大將者、次將參上、）參上、次王卿、次出居等參上、如相撲儀、上卿依召候簀子敷座、左將監取版位、次牽御馬騎覽如常、左右先取訖、（牽八十匹者、各取廿匹、六十匹十匹、五十匹六匹、減從此者准之、可取之、）上卿仰云、曾、（或預令外記仰其數、九條記也、）即示王卿共下殿、近衛次將馬頭助等、相引出自櫻樹東頭、列立御馬之後、（出居次將不下、上卿參上之時、相代下殿、）一々插笏、（或跪搢之、）取御馬綱進御前一拜、牽出日華門外、王卿入自敷政門、復本座、但上卿一人、自日華門內即參上、左右又進取殘馬之、（或置鞍牽出庭前、騎而馳、從日華門通月華門外、）訖、給馬王卿以下於庭中、拜舞、（西面北上、當殿東第三間、參議以上一列、大夫等在後、出居次將一人留階殿上、若早還御、就御所奏之、）退出、即還御、

期、他日牽進、當日早旦、遣使召親王等、兩儀、御馬不周庭中、又不令騎、傍立承明門東西南廊、牽者在壇上御馬南面、

天慶七年九月十四日、信濃駒牽、右大臣參議在衛侯宜陽殿、依季御讀經定、仍可給御馬由被仰、大納言師輔追十五日所被仰、但以右馬寮馬給右大臣、依御監左者給在衛、皆是取手內御馬也、右見故殿幷九條等記、○中略

十七日、牽甲斐國穗坂御馬事、

廿日、牽武藏國小野御馬事、

廿三日、牽信濃國望月御馬事、

廿五日、牽武藏國勅旨牧幷立野御馬事、

是日分取御馬、先取由比、石川、小川等牧御馬、畢更次取立野御馬、

廿八日、牽上野勅旨御馬事、

天皇御南殿、上卿經階下參上自西階、左右次將遞取各五六許疋、次上卿依仰示殿上侍臣王卿以下小舍人幷給信乃馬、日不參候公卿幷近衛次將、馬寮頭助等、可取御馬之由、仍殿上非殿上混雜依位階次第取之、殿上侍臣、隔年給之、但延喜七八年例、頻年給之、又殿上人出自殿西方、非殿上者、自東出、自日華門、事了還御之後、給馬之輩參射庭殿、令奏事由拜舞、非殿上者、在此內、小舍人不預、

〔北山抄八月二〕七日、牽甲斐勅旨御馬事、(廿匹)

外記申候御馬解文之由、仰令奉之、(以次人移南座、)卽令外記開函、見畢返給、(若有攝政關白、先奉其第、舊例、直奏差藏人進之、)外記取宮立小庭、上卿就御所、令藏人奏之、(件解文雖有不返却、加御覽聞、若遂期牽進者、先問延期遲留申否、)天皇御仁壽殿、(或御南殿、其儀見廿八日記、諸牧同之、)上卿依召參上、(取副解文於笏參上、非式日、及於中隔分取時、可令入御馬之由令仰陣云々、)次牽御馬、(將監牽第一御馬、近衛代騎之、)三匝後、第一御馬當御前之間、仰云、乘(或)騎又三匝、御馬行向御前之間、仰云、下(利、)卽列立御馬、(南上西面、)主當寮頭、若助進出、

給之、并殿所司亦取進馬了、給馬者下殿、立櫻樹下拜舞、(列西面北上、參議以上一列、大夫諸列在其後、若雨儀時、宣陽殿西庭拜舞、列西面北上、)但出居大將不拜、對候殿上、天皇還御本殿、

若不御出南殿時者、上卿奏解文返賜退出、到止宣陽門外建春門內、于時王卿起左衞門陣座列加著大庭、(中宮御物忌時、著外記廳、)外記人解文於高量上卿前床子、奉御馬并作法如御前、但所司不召名、又不奉左右、只召近衞府馬寮各稱唯、又召近衞府馬寮同稱唯、四人立定後、上卿仰云、御馬取事了、上卿進御所、付近衞將若藏人令奏覽、出居(［illegible］)若太政大臣執行時、如御前召名、

同日奏給諸司秋季祿、及皇親時服目錄文事、

十七日、奉甲斐穗坂御馬事、(［illegible］)

廿日、奉武藏小野御馬事、

廿三日、奉信濃望月御馬事、

若諸牧御馬、於南殿可有覽御出之後、召日上卿、從階下渡西、可昇自西階、御座在西第三間、日上座、在西第三柱下賀子敷、

廿五日、奉武藏立野御馬事、

廿八日、奉上野勅旨御馬事、

〔小野宮年中行事八月〕七日、奉甲斐國勅旨御馬事、

十三日、奉武藏國秩父御馬事、

十五日、奉信濃國勅旨御馬事、

天皇御覽解文之後、出御南殿、牽御馬、周庭中三匝、若日暮或一匝、不及三度、左右選取之、其數隨御馬多少取之、八十疋、左右各十五疋、六十疋、十疋、五十疋、六疋、卅疋、五疋、親王以下給了、左右又進取騎馬、或相加、先取御馬、置鞍於前庭、騎而馳之、從月華門下、馳日華門外、延喜九年例也、今日若申延

寮稱唯、入御馬中三度相過、先寮初取令奉出御馬、將立御馬後、奏牧郡名等、之、左右還擇取、左右奉出、上卿依仰取手併取、或上卿進仰之、或令參議仰云々、彼是只可依仰、上卿奉
勅示王卿、王卿已下降殿、近衞將馬寮、共自櫻樹東進出南庭、一々取之、出居不下云々、王卿已下次第取御馬、插鞭取綱、非參議可插、奉出御前、一拜、奉日華門立馬右、
上卿還昇、不出日華門、歸登、王卿歸昇、出自日華門、入自敷政門、歸入、取遣御馬、返留御馬取手進出中郎名、左右近衞已下奉入御馬、置鞍、入夜、
不聽、只有拜舞、先列立、北面、共騎馳、自日華門、上月華門、騎歸度、王卿拜舞、列立櫻樹西頭、西面北上、參議以上一列、非參議一列拜舞、拜兩時、於宜陽殿庭拜、或不取御馬之前拜、
出居不下、歸御時就射庭令奏聞、拜昇、北面西上、上卿召外記、下解文、取了、左右寮進立奏、不出御者、可奏解文、
〔九條年中行事 八月〕七日、奉甲斐勅旨御馬事、柏原、眞衣野、
十三日、奉武藏秩父御馬事、
十五日、奉信濃勅旨御馬事、
諸卿引著左衞門陣座、西上對座、若有務自侍從所著、若無自左仗座著、弁少納言在南廂、北面西上、左
右近衞中少將在北座、南上西面、史外記在其座末、南上對座、官掌喚使等在北座前庭、西面南上、座定
後本府佐候膝突勸盃、閑三巡後召若藏人若近衞中少將同勸盃、二獻後、粉熟三獻後、上卿仰少納言可召侍從之由、少納
言稱唯起座、於架外屏北妻之間、北面而立、微音召喚使、喚使起座、南趁立少納言後、少納言仰可召侍
從之由、卽復本座、侍從著座、北座東上南面、數巡之後、上卿令召外記、外記御馬解文持參、不開封奉之、上卿仰
可開封之由、外記取之、以腰刀開之、又奉之、上卿披見、若非式日、自此前返留之解文覽於上卿、失返留之解文、不覽時者尋問、相副御馬解文奏之、上
卿見畢給外記、外記取之立建春門乾邊壇下、南面、上卿起座、進御所付藏人奏聞、返給、著左仗座、諸卿
引著門陣座、天皇御出南殿、內侍喚人、親王公卿參上、先出居參上、次王卿參上、座定後內侍召上卿、蒙召候南簀子
敷、次左近將監取版位、奉御馬三廻之後、上卿仰云、乘禮、又三廻上卿仰云、下於利、立定御馬之間、主當
寮助趁渡、齊立御馬、今所行者、先取寮令立、立了後、上卿召左近將、四位名朝臣、五位名、稱唯、又召左馬寮頭若助、自取了、稱唯、
又召右府寮將頭助亦如此、上卿未昇殿之、先尋問取手官人等、昇殿乃召之、上卿仰云、御馬取奉入十匹各取二
十五匹、奉六十匹各取二十匹、奉五十匹各取六匹、于時上卿暫下殿、但上卿不出行、經宜陽殿前候本座、是爲早參上歟、出居相揖下殿

駒牽名稱

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年十二月九日丙辰、停ㇾ廢讃岐國三野郡託磨牧ㇾ、

○

〔倭訓栞中編八〕こまひき　駒牽の義、八月信濃、甲斐、武藏、常陸、上野等の國より、禁中に牧の馬を貢獻するをいふ、是勅使の駒牽也、

〔倭訓栞前編九〕こまむかへ　駒迎也、八月の儀式に、諸國の牧より牽來る馬を逢坂まで迎に出るをいふ也、十五日より廿日迄なり、

儀式四月駒牽

〔本朝月令四月〕廿八日駒牽事小月用廿七日

弘仁馬寮式云、四月廿七日御ㇾ覽駒ㇾ式、右當日早朝、調ㇾ列櫪飼御馬、車駕幸ㇾ於射殿、登時官人率ㇾ御馬ㇾ自ㇾ便門ㇾ出、至ㇾ於馬出埒下頭、御馬名奏ㇾ進於御監、御監即執奏而後、頭助左右陣立ㇾ於御馬之前、允一人執ㇾ馬簿ㇾ進立ㇾ殿前、乃從ㇾ埒西外御馬陣稍進、比ㇾ至ㇾ御前ㇾ奏ㇾ馬名、詞曰云々、貞觀馬寮式云、四月廿七日御ㇾ覽駒ㇾ式、前ㇾ式當日早朝、調ㇾ列櫪飼御馬、今案、櫪飼八十疋、國飼卅一疋、云々、頭助左右陣立今案左右寮頭云々、度畢退出、次右寮御馬、如ㇾ前度畢、今案、左右寮助亦左右陣立云々、

〔九條年中行事四月〕廿八日駒牽事小月廿七日〇又見ㇾ小野宮年中行事ㇾ

〔北山抄一四月〕廿八日駒牽事此日雅樂寮奏ㇾ蘇芳菲、駒形ㇾ、依ㇾ右近府奏ㇾ高麗犬ㇾ歟、[illegible]日并六日、或奏ㇾ狗犬ㇾ、[illegible]三年四月廿七日御記一本

〔年中行事秘抄四月〕廿八日駒引事小月廿七日、近代不ㇾ行、

〔公事根源四月〕駒牽　廿八日

これは四月に侍る事なり、八。月。の。も。名。は。お。な。じ。け。れ。ど、心。は。か。は。れ。り。天皇武德殿に幸す、王卿以下床子につく、左右の御監、御馬の奏をとる、馬頭庭にわたり御馬を引渡す、白馬の節會のごとし、近衞、兵衞、野射手南にわたり四府騎射の文を奏す、左右大將これを奏聞す、近衞少將以下、番長以上六人、あづま遊を奏す、右近衞、納蘇利、狗犬をそうす、雅樂寮、蘇芳菲、駒形を奏す、此駒牽は來月の

見其始涓々焉、而乃用太僕少卿張萬歲領群牧、自貞觀至麟德四十年間、馬息七十萬六千、可見其終洋々焉、故昔人有言、汧渭之間、未嘗無牧、而非子獨能善息於周、汧隴之間、未嘗無牧、而張萬歲獨能善息於唐、此得人之效也、今總馬群牧之地、比秦汧渺渺、則不足、較曾野區々、則有餘、大夫果有非子萬歲之才邪、倘賚什佰之息、肯有望於他日焉、若夫克史張說之頌、余雖無似、敢辭其責哉、

（奧羽觀蹟聞老志 二 陸奧土風）奧牧

夫牧之爲言養也、育也、飼也、畜也、周禮所謂牧人掌王馬之政、又牧師孟春焚牧地、以除陳生新草、卜式所謂牧羊者輒去、勿令敗群者是也、然我邦俗謂馬自然產于原野之地謂之牧、尾駮荒野奧牧等、威安太多良安達郡之地、昔古曾出馬焉、如今生馬之地絕無、唯相馬領原町驛西有間曠之地、稱世峯、古來畜馬、仍年々有騎牧之設、聞之鄉俗、國守相馬侯隔年閱之、以擬觀兵事、其例夏五月中旬以申日卜騎馳時、昔是所以閱武觀兵之遺法也、前日聚明臣家萬餘、服甲冑帶兵器、而建旗幟、擔弓銃、而步兵盡隊行前驅、屯時國守駿行出于原町驛、家臣扈從各立旗幟、建器械就營而宿、至申刻而國守出於驛亭巡閱、定原上之屯營、然後還館舍、明日與昧家臣改衣、各倖馬群乎營中、而待國守出駕、早旦國守經行復閱於營地、於是放並鼓、先是捐假屋于世峯、設柵幕于山嶺、俟國守憩息地、仍國守車騎卒而入於此、然後股兜鍪解鎧手、是乃欲單身而輕行也、旗立旗設衣、自山下至海濱、各隔一步列卒圍繞而畫之、自是諸士攀旗鼓、皆有節制、而入于林叢、分合進退、各驅牧馬於曠野、追隨隨行、漸大集並于妙見社前、明日早旦、各網騎圍之捕馬者六七十人、携鉤被而追之、其式各有差、是古例之大略也、唯牧馬之遺事、其存者此一舉而已、

（續日本紀 七 元正）靈龜二年二月己酉、令攝津國罷大隅媛島二牧、聽佰姓佃食之、

（日本後紀 八 桓武）延曆十八年七月庚午、停大和國宇陀肥伊牧、以擾民居損田園也、

（日本後紀 十七 平城）大同三年七月甲申、廢攝津國河邊郡畝野牧、爲牧馬逸出損害民稼、

錄大抵詳於戰伐、而略于制度、朔室町之時、幕府之令不行關東、則事實之欠詳、不獨牧馬一件矣、按宋史、咸平六年四月、令河北轉運副使攝群牧事、其後遣判官循行諸監、取孳生駒二歲以上點印之、歲約八千餘匹、凡馬群號十七左右字至退字、毛物九十一種、叱撥至騾駁、嘉祐八年群牧司言、孳生監每歲定牝馬二千牡馬四百、歲約孳生駒四百以爲定數、是其爲法、與令所載大同小異、周官曰、春祭馬祖執駒、此條令不見、義解亦不及之也、其候不可得而攷、雖然舊志載八月貢駒事、則執之當在六七月耳、而今總中之役亦與於七月、至九十月而畢、皆異乎周典矣、問之土人、曰馬陽物也、喜寒畏熱、如冬春之際強悍難制、至夏力衰、故本以六月始、至今遲一月者、蓋自官使監臨以來之例也、此言似有理焉、又按擬獨用者屬牧師、全生息者屬牧人、見詩疏、疏所謂牧人即令之牧子也、亦今不聞有此職、直任其自然、牧師時巡野檢毛齒而已、然孳生歲蕃息者、蓋以水草之善故也、則馬政所謂時出入游厩之節、以宜其性情、分厩棧牝牡之別、以一其種者、反不若任自然之靡勞歟、左氏凡馬日中而出、日中而入、正義云、春分百草始繁、則牧於坰野、秋分農功始藏、水寒草枯則還、概此周典之制也、此等之法不見於令、則蓋振古所不率循也、但南部仙臺里駒者、或有略似焉邪、宋王應麟曰、古者牧養之馬、有養之官、有藏之於民、官民通牧者周也、牧於民而用於官者漢也、牧於官而給於民者唐也、國朝始則牧之在官、後則蓄之民、又其後則市之戎狄、余竊以謂、本朝古制槩唐典焉、依南部之法、則蓋類於漢矣、總中又雖官牧而不置牧人任自然、是其所以異乎歷代也、寛政五年朝散大夫岩本君奉特命、以親信領群牧使、始來臨斯邦、先是執駒之役、牧師預錄毛色齒第呈之典牧、擇其應捕者牝牡幷執、大夫建議革法、不許取課馬、爾後歲計孳生倍故云、余就典牧質牧馬數、曰今年本藩所管三牧、捕馬賣民者百五十五匹、而留坰者千七百三十二匹、綿貫所司四牧、捕賣八十九匹、留坰千四百五十五匹、其他六牧、坰廣狹、馬多寡、皆未詳之、若以所聞則並狹於所管三牧、而馬亦寡矣、由是推之、群牧總數不浮五六千匹耳、較之漢唐盛時曾不及五十分之一矣、雖然唐之初起、得突厥馬二千匹、又得隋馬三千於赤岸、徙之隴右、監牧之制始於此、可

たるべきなどは燒おしでゝて、のこるふえうの駒とともにつぎのかこひへはなちやるなり、燒印は國郡所々によりて印のかたちかはれり、○中略五疋づゝかくすることあまた度にて事はてたり、其日はじめ追入たる駒の數六百餘にて、用にあたり引たて行しは、百七十あまりなるべし、かく此大野十所がほどをめぐりてとることなれば、數のあまたなる事おもひやりぬべし、いといさましくめづらしきみものなり、○下略

〔秉燭館文集成田參議記所引〕始觀執駒記

余初來江都、則聞南北總多曠野、而牧馬蕃庶、夏月執駒奇觀也、心竊馳焉、旋及觀佐倉學政、增得詳其說、曰城東十里有酒々井驛、遵路北轉、東折而行數里、設井字門、謂之木戶、踰則爲內野、一望可方十里、又東爲高野、方二十里、又南且西爲柳澤、方三十里、並處々突出、若懸疣然、謂之入野、幷是而計、則不知其幾許里、以上本藩所管、置奧牧二員、牧師數十人隸焉、曰小間子、曰取香、曰矢作、曰油田、地形皆縱長、並牧長總實司之、總稱之曰七牧、就中油田獨囲、餘皆接壤、東邁東金臺、西瀕大和田、殆乎二百里云、牧之四邊、率多雜樹松林、塲中延袤數里、築壘周之、處處中斷、謂之烏貫、烏貫處也、其內又匝壘減半、半減之內又半之、謂之溜袋、又極小之、謂之穀蔑、穀蔑者籠也、形如凹字、折右角中斷下畫、於內副二丨、左則達下而缺上、右則属上面缺下、是爲左右籠、各可容千匹、正面土階數級、踐以升壘、壘上作假亭、板隔之爲三階、前方數十步、是捕塲也、每歲六七月之間課役于數郡、蓋謂列卒也、先期二日、令傍近村民驅野馬之匿山林者、謂之山拂、翌日列卒數千、裹糧宿圍四邊、遂出于塲中、謂之內拂、及期奧牧駕長、黎明輕裝、與牧師數十騎、率騎縱橫馳騁、驅各處成群者、裒乎一處、既而或左或右、距數十步、並之而馳、又自後逐之、左右並馳者、蓋防其旁逸也、倏忽之際、自外壘驅入內壘、分卒扞衞斷處、相繼皆如前、次第驅之、先聚于左籠、又驅趣右籠、此間奧牧既下馬立階左、官使至則磬折迎之、官使一揖歷階、先升坐亭右間、奧牧繼升、易服坐中間、駕長及醫師坐左間、書手二人侍亭前左右、牧師數十人、或持竿頭繫索者、或剪小

どいへるもの、馭る騎法に熟せしかば、土岐大學頭朝澄、松下伊賀守當恒、御旨をうけて、牧卒を引つれ、小金の牧にいたり、駒をとらしめしに、馬にのりながら、むらがる駒のまん中に入、捕んとおもふ駒をよく見定めのりよせておのが馬よりかの駒の背に乗うつり、平首ねぢておしたふしとるありさま、目を驚かすはやわざなりしとぞ、後江戸に歸りしに、吹上の御庭にめして牧の者ども御覽ありしに、頂の上に永くおひたる毛を、女の髮のごとくむすび、身は筒衣に股引をつけしさま、わが國の人とも見えず、されど言語は伊豆の國人にたがはざりしとなむ、

〔續常日記〕こゝは下總小金が原のうちにて、上野原の牧といふ所也、其駒とりのさま大かたそいにんに、此野は上總下總にわたりて、横四十里におよぶとぞ、其野に十所ばかりもやわかちあらん、高さ一つゑあまりの土堤をつきて、一かこみのうちを又三つにかこひわけて、かりそめの木戸をひらき、牧使三人正使一人副使二人綾藺笠をいたゞきて、狩そうぞくして馬にまたがり、おほくの野駒をのりまはしきそひたてゝ、木戸より入ておくのかこひにのりいれば、それにつれて野駒どもきそひいる、いくたびかかく追入て、牧使は土堤のうへなるかりやに居て、駒の毛づけにやあらん、筆とりてしるしつけをり、さて五疋づゝ中のかこひへ入て、馭卒ども大づなをめぐらし居て、駒を中にとりこめ用にあたるべきをば、牧使それとさしをしふるを待て、かりこの中にそさだちたるもの一二人、駒のくびに引かくべきわなを、竹杖につけもちて、おひまはし打かくれば、一人はたゞちにいだきつきておしたふす、また一人やがて口縄はませて引たつ、四五人そひて引たて、かこひより十町ばかり西に、かりそめの厩めく處有につなぐなり、いとあらき駒は、かくひかれゆく道にて、傍に横入するも有とぞ、かこみの中にあるはども、くびづなかゝらじとて、土堤を越て逃出んとするを、土堤の上にかりこどもおほくむれゐて、しもとをもて追おろす也、かくて五疋がなかにえり残されたるにも、用にあたるべきが年わかく、又は來んとしには用にあ

牛牧

藁原庄〔○上總〕壹處　地四至〔東限清水野、西限巨堤峯原、〕〔南限綠野、北限小竹河、〕　東西壹仟貳拾丈　南北肆佰捌拾漆丈

○中略

右庄田等制圖券、公驗等書、奉入如件、就中藁原庄、曾祖父故從四位上黑麻呂朝臣之牧也、墾開爲治田也、○中略件兩箇庄、先君有命、可施入興福寺云、○中略

寬平二年歲次庚戌八月五日　　　　蔭子　藤原朝臣敏樹

〔延喜式 三十一 宮內〕凡典藥寮味原牛牧帳一通年終令進、其課欠乘幷斃死及用遣等、省共勘知、

〔延喜式 三十七 典藥〕凡味原牧爲寮牛牧、其生牸牡牛、便充耕作藥園幷爲父牛、

凡味原牛牧死牛皮者、賣用寮修理料、但所賣得數、附年終帳申送之、

○按ズルニ、此外諸國ノ牛牧ノ事ハ、官牧ノ條ニ引ケル延喜兵部式ノ文中ニ在ルヲ見テ知ルベシ、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

應復舊行味原牧乳牛課法年限事

右得宮內省解偁、典藥寮解偁、勘件牧乳牛課法、元來起自四歲、停十二歲、行來年久、而前頭源朝臣道偏稱令條、自去元慶五年勘發十九歲之課、申載勘解由使報符、下寮已畢、今案事情、乳牛院立飼牛總十四頭、就中母牛七頭、其息七頭、遞相輪轉、以宛供御、因茲蕃息之牛、不同餘牧、望請從勘發年被免件課、復舊將勘四歲已上十二歲已下之課、然則供御之備自備、逃散之輩更歸、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、

元慶八年九月一日

馬牧

〔有德院殿御實紀附錄 十二〕享保十四年の頃、向井將監貞員奉りて、伊豆國大島より、やつかひ四郎五郎同万五郎などいへる馬乘四人、その地に產せし馬四疋を進らせしに、彼四郎、五郎、万五郎な

駿牧

勘定奉行取扱向ノ儀ニ付勤方達書

覺〈○中略〉

一佐倉小金牧〈○中略〉

右之分、只今迄神尾若狹守一人ニて相勤候處、向後者御勘定奉行方之もの不殘掛りニ可相心得事、

(續富日記)眞葛やこがねの牧の駒えらみ心にのりてみるもいさまし

(小金野御狩記)御狩場の原は享保のむかしは、中の御牧とて、馬飼給ふところなりしを、寛政の御時とかや、この御牧を二ッにわかちて、土手作らせ給ひて、常に集めで給ふ南部の馬をこゝにわかち放ち飼しめ給ひたり、故にこゝを御囲の御牧と唱ふるよしなりけり、此度も中の御牧の馬は三百程も有しを、みな六芳野といふ處へ七里ばかり追やらせ給ひ、また此御牧のは五十程も有しを、皆牧士のものへ分ちあづけしめ給ひしになりけり、御立場のあたりは御囲の御牧なり、五助木戸と云より東は中の御牧なり、此木門より南へ土手ありしを、此度三百五十間崩して、御囲中野一つの牧とはせさせられしなり、土手は六十間二十間十間五間とたよりあしき處は、皆とりはらひたり、常は御囲木門といふところばかりなるを、そこもひろげたり、六十間切崩したれば、こゝを六十間の御狩の入口とぞいふ、

(和漢三才圖會〈六十五 陸奥〉)尾駮牧　奥牧　荒野牧　花牧

其在南部領、駒牧也、毎年出數万匹駒、於仙臺及出羽、新庄尾花澤立市賣之、但花牧今無、總多有遊女等、稱爲繫花焉、

(備後國郡志〈上 安那〉)牧場　一號情島、一號雪島、屬安南郡、兩島之間、相去海面九里餘、其島有山有溪、山下平曠、自春至秋百草繁茂、群馬畜養其間、生育蕃息、毎歳出良駒、國人實有賴焉、

(朝野群載〈十七 佛事〉)施入帳

十一月

享保十九寅年二月

當春ニ至リ峯岡牧青鹿毛栗毛之駒幷さび鴾毛年古之馬不レ相見レ候之間、正月より只今迄之内、二歳三歳ニ成候、右之通馬繫候者有レ之候はゞ、遂二吟味一、書付可レ被二差出一候、〇中略

二月

享保十九寅年二月

此度峯岡牧紛失馬之儀ニ付、村々江可レ相二建高札一文言寫遣レ之候、上總下總常陸三ヶ國之御料村々江、各御代官所切ニ、切支丹之高札有レ之際江、早々可レ被二相建一候、尤當分之高札ニ而候間、何板ニ成共認、早速相建候樣、手代村々江差遣、名主江申渡、建させ可レ被レ申候、右三ヶ國私領江は、地頭より右高札相建候筈ニ候、右之段本多伊豫守申二渡之一、

享保十九寅年四月

峯岡牧士江可二申聞一趣

今度峯岡牧之駒、父馬共五疋不二相見一候、段々御吟味も有レ之處に、今不二相見一候、右牧駒之儀ハ、其方共常々入念心附可レ申義候處、ケ樣ニ猥ニ失候儀、其方共不二心懸一故ニ候、其上右駒失候節、早速可二申出一處延引、旁不埒之至候、急度も可レ被二仰付一候得共、此度ハ御宥免之儀候間、向後隨分入念候樣ニ可レ致候、

右申渡而

右不埒ニ付、當年分被レ下金半分ハ、被二下置一間敷候段、可二申聞一候、

但八人共ニ同樣

〔德川禁令考勘定奉行十五〕延享三丙寅年七月闕日

高野牧之内知行所上小原村ニ附候松林野馬のために障候間、此度切すかし候様可被致候、尤御勘定奉行江委細可被承合候、

小普請組能勢出雲守支配
間宮三郎左衛門

右同文言

下小原村
寄合 大久保藤次郎

柱木牧之内知行所川谷村ニ附候雑木林野馬之ため障候間、此度切すかし候様に可被致候、尤御勘定奉行江委細可被承合候、

正月

〔撰要類集八〕小金中野牧御鹿狩之一件同絵図

一享保十一丙午年三月廿六日、将軍家下総国小金中野牧御遊覧之節、御定書御用掛供奉之面々并御場所絵図左之通、〇下略

〔享保集成糸綸録二十四〕享保十一午年十一月

小宮山杢之進

一総貫夏右衛門御預野馬立場土手普請、其方任差図申付候節、人足早速差出、手支無之様可致候、

一夏右衛門御預之牧、野馬怪我馬百姓取放馬有之節其村より近所之牧士江届、時明候而後、夏右衛門方江届候由、又馬等をも被遣候事ニ候間、此以後は、右之節早速夏右衛門方江相届候而、馬致見分取仕舞候様ニ可致候、若又夏右衛門方江届候而も、早速不罷見分、手間取候儀も候はゞ、

其段此方江可申聞候、

右之通可被申渡候

仰出、武州事行也、行光書下之、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕牧馬の事もとり〳〵沙汰し玉ひければ、南部仙臺等の馬政大にとゝのひ、年毎に貢する良馬、むかしにくらぶれば十倍せり、其頃下總國小金および佐倉に牧をひらかれ、野飼の馬多くはなたれしが、いくほどなく子を產して、年々に名駒多く牽來りしを、御みづから台覽あり、近習の人々に仰せて、乘こゝろみさせ玉ひ、または騎射つかふまつる番士等に賜はる事もありし、近臣にては土岐大學頭朝澄、馬役には齋藤三右衛門盛安、代官は小宮山杢之進昌世この事奉り、つねにかしこに往來して馬役を沙汰せり、また甲斐國にも牧場を開かれ、これをも引來れば、必らず御覽ありしなり、また蘭舶に托して、バルシャの馬をめしよせられ、かの地にも我國の馬をわたされしなり、

〔成田參詣記三〕下野牧　二總馬牧の權輿は、天正度御開府よりのことなるべけれど、明制を頒たれしは慶長十九年以來なり、享保中野付組合村々定リ、寬政四年牧正あり、上野、中野、下野を小金と稱へ、內野、高野、柳澤、小間子、取香、矢作、油田を佐倉と稱ふ、別に印西牧あり、都て十一牧あり、

〔享保集成絲綸錄二十四〕享保八卯年八月

小宮山杢之進

小金牧場之內、中野牧より下野牧迄野馬之儀、此度御預被成候間、諸事可及差圖候、牧士共之內、右牧附懸所々居候者共は、其方可致支配候、尤右牧ニ而捕候馬之內、二三疋ヅヽ陣屋之內ニ役人を差置飼付、乘入等も申付、御用次第江戶江差越可被申候、

八月

寄合　松平織部

享保十一午年正月

社の趾といふが殘れり、○中略いにしへの西宮記八月の部、駒牽の條、九條年中行事八月廿日の條、小野宮年中行事八月廿日の條、北山抄八月の部、中右記寛治八年八月廿日の條、政事要略廿三の卷、公事根源八月駒牽の條、拾芥抄中末卷牧名の部、禮儀類典百六十四の卷などに出たる小野牧もこのわたりにや、

〔政事要略年中行事二十三〕十三日、○八月牽武藏秩父御馬事

太政官符　武藏國司

應以朱雀院秩父牧、爲勅旨牧、以八月十三日定入京期事

秩父郡石田牧一處　兒玉郡阿久原牧一處　加御馬疋

右左大臣宣、奉勅、件牧宜爲勅旨牧、散位藤原朝臣惟條、充其別當、毎年令勞飼廿疋御馬、合期牽貢者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

承平三年四月二日

〔西宮記八月〕延喜十年十月、以馬形繪幣等、給秩父御牧、

〔政事要略年中行事二十三〕十五日、○八月牽信濃勅旨御馬事、□□此中有二十五牧、左官字諸牧六十疋、元八十疋、山鹿、

靈原　岡屋　宮處　平井弖　埴原　大室　猪鹿　大野　荻乃倉　笠原　高位

〔本朝世紀〕天慶八年九月九日壬寅、今日信濃諸牧、大室、新治、宮處、長倉、猪鹿、山鹿、

〔木曾路名所圖會四〕望月信濃

望月御牧望月の驛の上の山をいふ、今牧の原といふ、

むかしは御牧七郷とて、此近邊みな御牧ありしといふ、

〔望月舊地考〕信州佐久郡望月御牧七郷之内太玉郷滋野庄者、今の城ノ下高祖貞保親王より代々望月氏居住之地にて、古城跡有之、○中略

延喜九年十月一日

〔武藏志料 三〕馬牧

立野　都筑郡に有郷名也、和名抄に多知乃、

小野　多摩郡に有郷名也、和名抄に乎乃、今府中六所神社の所、小野といへり、小野神社也、即この所ならん、

秩父　秩父郡

立野牧　たちの、まき　都筑郡

〔類聚名物考 地理二十一〕立野牧　たちの、まき

武藏國　或書には都筑郡と云ふ、契沖の名所補翼抄にも、和名都筑郡立野多知乃と出せり、武藏地名考には、秩父郡の内なり、又都筑郡にも疑しき所あれば、闕疑のみと有れども、秩父はわろし、拾芥抄にも、武藏國馬牧五所出して、石川田比立野小野秩父と有るを思へば、秩父にあらず、都筑郡なる事明らけし、諸僕明が先に志るせる武藏志料馬牧の條に委しく考へ有れば、此に略きぬ、

〔政事要略 二十三 年中行事〕武藏小野御馬

太政官符　武藏國司

應小野牧爲勅旨幷以八月廿日定入京期事

右大納言正三位兼行右近衞大將陸奧出羽按察使藤原朝臣仲平宣、奉勅、件牧宜爲勅旨、即散位小野諸興充其別當、毎年令貢御馬四十疋、令期來貢者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

左少辨源朝臣　　左大史内藏朝臣

承平元年十一月七日

〔[illegible]書證據 四〕武藏國多摩郡府中宿の南のかた、分配河原につゞきたる所の小野宮村に、小野神

般ノ馬城ト見エタリ、

〔和漢三才圖會 甲斐六十九〕逸見御牧 在巨勢郡、穗坂小笠原等皆有牧出駒、

〔甲斐國志 古蹟四十七〕北巨摩郡逸見筋

一小笠原長淸館蹟 小笠原村屬芝組

按ニ小笠原ノ牧ハ古歌ニ詠ズレドモ、延喜式、拾芥抄等、及歷代國史ニハ穗坂、眞衣野、柏前、三牧ノ外所見ナシ、東鑑、承元五年五月十九日、小笠原御牧牧士與奉行人三浦平六兵衞尉義村代官有喧嘩事、今日被經沙汰、〇中略早可改義村奉行之由被仰出、被仰佐原太郎兵衞尉云云トアリ、古ハ小笠原、北上手村 小笠原ノ上方ト云義ナリ 淺尾神取、皆引續キタル原野ナリシ由、今茅ガ岳ノ麓入合場ニ馬城ノ遺形存セリ、茅岳、金岳、江草山等ニ所牧ハ、本穗坂同產ノ馬ナレバ、御取籠ノアリシ場所ニ因リテ其名ヲ稱シ、庄ノ名ニ取リテ穗坂ノ牧ト總稱セシナラン、〇中略註美豆ノ牧トハ穗坂小笠原逸見三所ヲ指シテ云ナルベシ、逸見ノ牧ハ卽柏前ノ牧ナランコトハ既ニ其條ニ記セリ、又夫木集ノ註ニ、逸見ノ牧或ハ伊豆トアルハ、彼州ノ西浦戶田ノ山ニ今モ散馬アリ、古ハ牧場ナリシト云リ、音近キ故ニ混ジ誤レルナラン、彼ハヘダナリ、ヘミニハ非ズ、

〔政事要略 年中行事二十三〕廿五日〇八月武藏勅旨牧幷立野御馬事 是日分取御馬、先取由比石川小川等牧御馬畢、更次取立野馬、

右官字五十十後加立野廿、元十五加五、

太政官符　武藏國司

應立野牧爲勅旨幷以八月廿五日定入京期事

右右大臣宣、奉勅、件牧宜爲勅旨、卽蔭孫藤原道行充其別當、每年令勞飼十五疋御馬、合期牽貢者、國宜承知、依宜行之、符到奉行、

左中辨藤原朝臣　　　　　　　　　　　　左少史酒井勝

近キ處ニ、古時、佐久郡河上路アリ、舟窪ト云所ニ關門、迹存セリ、後ニ今ノ路ヲ開キ、淺川ニ番所ヲ移シ、陸路驛馬ヲ得タリト云、村ノ東北鉛ガ川上ニ、柏前、牧ト云傳ル處アリ、野馬平、南牧ヨセ、北牧ヨセ、猪札ナド云地名存セリ、其北ハ信州川上ト一嶺ヲ隔タリ、小念トタ念場原ニ相次タル廣平ノ原アリ、歴史、所載本州年貢御馬六十匹（眞衣野、柏前牧三十匹、穗坂三十匹）三御牧以八月十七日爲期牽進トアリ、（牧ノ事ハ別記セリ）柏前ノ地後世詳ナラズ、山梨郡、柏尾ニ尾崎林ナド云地名存シ、岩崎山ニ相並ビ、黒駒山ヘモ續キ、牧馬ノ事ヲ傳フル旨モ多ケレバ、是ゾ柏前、牧ナラン乎ト云舊說ハアレドモ、此處ハ炳然タル古迹ナリ、小笠原、牧ハ穗坂、牧ニ屬シ、元來巨麻、郡ナランニハ、和歌ニ小笠原ヘミノ御牧ト詠メルハ、一牧ノ名トハ聞エガタレシ、六帖ニハ、逸見御牧ト題ニモ書カレタリ、小笠原逸見ノ二所ヲ指ストキハ、逸見、牧ハ御柏前ニテ此處ヲ云ナラン、美豆、御牧ト引直サレタルハ、穗坂、小笠原、柏前、三所ヲ云ナルベシ、穗坂、小笠原ニテ貢馬三十匹、柏前、眞衣野ニテ三十匹、每牧十五匹ニアタレリ、今柏山ト云モ柏ノ假名ニテ埼ト前トハ調ヲ通ジ、昔文字ノ換ルノミ、本、櫻山ノ尾埼ト云義ナレバ、柏尾ハ自然ノ同地名ト聞エタリ、此處ハ穗坂ノ山ニ連亙シ、金峯ノ山脈絶ザル地ナリ、牧駒ニ名アリシコト知ヌベシ、今モ馬見ヲ畜シテ駒產モノ少カラズ、

〔吾妻鏡十四〕建久五年三月十三日甲戌、甲斐國武河御牧駒入疋參着、被經御覽、可被進京都云云、

〔甲斐國志三十八古蹟〕山梨郡萬力筋

一武河牧　東鑑建久五年三月十三日、甲斐國武河御牧駒入疋參着、被經御覽、可被進京都云々、牧平村ニテ、諸河、赤芝川合シタ竹川ト名タ、即西保河ナリ、竹川橋ト云ハ、本、御普請所ナリ、石水寺ノ要害ヨリ切差ヲ歷テ、龍坂口ヘノ通路ナリ、金峯、御岳ノ方ヘモ路アリ、竹川監物ノ宅跡（竹川ノ本ハ士屋敷ニ由セリ）是ハ警固ヲ役セシ士ナリト云、東鑑ニ武河ト書タル故ニ、巨麻郡ノ武河ニ混ジタリ、此處ハ高岳ヨリ流下ル河ナレバ、猛烈ノ義ニテ、タケト調ズベシ、竹武二字トモニ假字ナリ、牧、莊ノ内一

笠原御牧(カサハラノミマキ)　宮所(ミヤドコロ)　平井弖(ヒライデ)　岡屋(オカノヤ)　平野　小野牧(オノマキ)　大鹽牧(オホシホノマキ)　鹽原(シホバラ)　南内

北內　大野牧　大室牧(オホムロノ)　常盤牧(トキハノ)　高井野牧(タカイノノ)　吉田牧(ヨシダノ)　笠原牧(カサハラ)南條　同

北條

荻金井(ハギカナイ)　望月牧(モチヅキノ)　新張牧(ニヒハリノ)　鹽河牧(シホカハノ)　菱野(ヒシノ)　長倉(ナガクラ)　鹽野(シホノ)　桂井(カツラヰ)

緒鹿牧(ヲシカ)　多々利牧(タタリ)　金倉井(カナクラヰ)

○按ズルニ、左馬寮領ノ諸牧ハ即チ勅旨牧ナルガ、鎌倉幕府ノ頃ニ在リテハ、朝廷ノ馬政衰ヘテ振ハズ、殆ド有名無實トナリシコト、下文吾妻鏡建久五年及ビ承元四年ノ文ヲ見テ知ルベシ、

〔小野宮年中行事〕八月廿八日、牽上野勅旨御馬事、○中略

太政官符　甲斐國司

應レ令レ任二式數一合期牽二進諸牧年貢御馬陸拾匹一事

眞衣野柏前兩牧參拾疋　穗坂御牧參拾疋

右諸牧年貢御馬、式數已存、入京之期、明在二格條一、違闕減數、可レ處二科責一之狀、嚴制相重、而頃年或注二生益微少一、空減二例貢一、或稱二遲送緩怠一、違二期遲留一、適所二牽進一之實、專非二本牧良駒一、牧司縱有二奸通之過一、國宰何無二撿察之勤一、懈緩之甚、責而有レ餘、左大臣宣、奉レ勅、宜下加二下知一、全滿二式數一、合期令レ貢、猶致二怠慢一、必處二罰責一、又路次國、不二早遞送一、同以科處、但毎牧母馬、國司交替之日、新載二不與狀一、具錄言上、若有二減少一、加二立其數一備レ之、申二請功過一之時、隨二彼勤惰一、將レ定二褒貶一者、國宜二承知一、依レ宣行レ之、符到奉行、

左大辨道方　左大史奉親

寛弘九年四月十三日

〔甲斐國志〕四十七古蹟　北巨摩郡逸見筋

一柏崎牧(カシハザキノ)櫪山村　淺川村ノ北瑞籬山(ミヅガキ)トテ高サ數十丈ノ斷崖アリ、下ニ深澤川ノ急流ヲ帶ブ、其絶頂ヘ

なづけたるす、のみまきのこまなれやかひしふるのをわすれざりける

題し　よみ人しらず

あはれにもこまかへりける心哉いかなるす、のみまきなるらん

〔西宮記 八月〕上野御馬

上卿着左仗、外記覽解文、（先申、上卿入覽、）上卿令聞、（覽國文解、令讀官牧在馬寮式、每年貢進是也、官牧在兵部式、諸國進駒是也、）

〔延喜式 四十八左右馬寮〕御牧

甲斐國（柏前牧　眞衣野牧　穗坂牧）　武藏國（石川牧　由比牧　小川牧　立野牧）　信濃國（山鹿牧　鹽原牧　岡屋牧　平井手牧　笠原牧　高位牧　宮處牧　埴原牧　大野牧　大室牧　猪鹿牧　萩倉牧　新治牧　長倉牧　塩野牧　望月牧）　上野國（利刈牧　有馬島牧　沼尾牧　久野牧　市代牧　大藍牧　拝志牧　塩山牧　新屋牧）〇中略

凡年貢御馬者、甲斐國六十疋、（眞衣野、柏前牧卅疋、穗坂牧卅疋、）武藏國五十疋、（諸牧卅疋、立野牧廿疋、）信濃國八十疋、（諸牧六十疋、望月牧廿疋、）上野國五十疋、

〔延喜式 四十八左右馬寮〕凡諸衞及行幸應用國飼御馬者、斟量須數奏聞、乃下官符令進、唯牧放飼馬者、寮家（?）當國國飼令牧子牽進、（但攝津國鳥養牧、豐島牧、不[illegible]）〇中略

攝津國鳥養牧（右寮）　豐島牧（右寮）　爲奈野牧（右寮）　近江國甲賀牧（左寮）　丹波國胡麻牧（左寮）　播磨國垂水牧（左寮）

右諸國所貢馬牛、各放件牧、隨事繫用、

〔西宮記 八月〕天曆三年十月廿三日、於仁壽殿、覽後院荊山（攝津）〇（山城）萩原御馬、近衞府分取、遣賜當時殿等、遣賜垂水（攝津）〇〇御牧、

〔吾妻鏡 六〕文治二年三月十二日庚寅、〇中略　又關東御知行國々內、乃貢未濟庄々、召下家司等注文、被下之、可加催促給之由云云、今日到來、〇中略

左馬寮領

〔新千載和歌集雜十八〕左近大將に侍りける頃、常陸のをの丶御牧より、草奉るを見てよみ侍りける、

大納言朝光

常陸なるをの丶御牧の露草のうへしは駒のおくにぞ有ける

〔日本後紀嵯峨二十一〕弘仁二年十月丙寅、上野國利根郡長野牧。賜三品葛原親王、

〔山槐記〕元暦元年九月十四日、大嘗會官符等請印有政、十五日、給紀史國通依辨命持來日時國通

古地。〇中略

近江國

注進　風土記事〇中略

胴見牧〇中略

右注進如件

元暦元年九月　日

〔愛媛面影三風速郡〕忽那島

北條の沖中に在り、俗に中島と云、〇中略此島古昔牛馬牧なりしを、村民の訴によりて、其事を止られたり。

〔筑前國續風土記十三〕遠賀郡

此郡所々に馬牧多くして、村井、熊村、波津浦抔に牧ありし其地あり、猶この外にも多かりしとかや、故に中頃より、此郡を御牧郡と稱せり、

〔夫木和歌抄二十二牧〕千五百番歌合戀歌あらの丶まき、國未勘之、

皇太后宮大夫俊成卿

みちのくのあらの丶まきのこまだにもとればとられてなれゆく物を

〔夫木和歌抄二十二牧〕家集人のもとへいひやりけるのとのくにす丶のみまき

祐擧

斐國牧庄云々、重修理貞治五年丙午十一月廿七日トアリ、抜隊法師ニ、牧庄寶珠寺ト見ユ、此寺ハ萬力筋中牧。ノ窪平村ニ在リ、廣ク唱ヘシ庄名ニテ、中牧、武河等モ之ニ屬セリ、

(甲斐國志古蹟三十八)山梨郡萬力筋

一中牧、一牧ノ庄ハ窪八幡以北加美、鄕一圓、謂之、笛吹川ノ東ハ今西保、德和等ノ山ニ入會ノ村々、慈林寺、河浦入リトモニ皆此庄ニ隸スト見ユ、蓋安田遠州ノ所領ナルベシ、中世笛吹ノ東、平川ノ北、岩手ノ南及ビ西保等ヲ除キ、中央ヲ中牧ト稱セリ、杣口、千野宮、城古寺、窪平倉科是ナリ、鹽山、抜隊語錄ニ、牧ノ庄寶珠寺トアリ、同ク東養軒、所藏、天正ノ御朱印ニ、中牧ニ作レリ、此寺ハ窪平村ニ在リ、永祿ノ番帳ニ、中牧ノ禰宜トアルハ、千野、宮村中牧大明神ノ神主ヲ云ヘルナリ、又此村ニ庄司屋敷、小手屋敷ト云處モアリ、古事傳ハラズ、

(甲斐國志古蹟四十)八代郡大石和筋

一黑駒牧。八雲御抄ハくろこま、甲斐トアリ、日本紀、雄略帝十三年、木工猪名部眞根有罪、仍付物部、刑于野、中略以赦使乘甲斐黑駒、詣刑所、止而赦之、解徽纆、復作歌曰、農播拕麼能、柯彼能矩盧古麼、矩羅枳制播、伊能致志儺磨志、柯彼能矩盧古麼、トアリテ、甲斐ノ黑駒ノ名由テ來ルコト久シ、地名ノ起ル所以是ナリ、續日本紀、聖武帝天平三年十二月、甲斐國獻神馬、黑身白髮尾、中略其進馬人進位三階、免甲斐國今年庸及出馬郡庸調、其國司史生以上、並進階人、賜物有差云々、是モ此牧ノ產ニヤ、聖德太子甲斐黑駒ノ事ハ、佛家、書ニ多ク見ユ、後ノ史傳ニハ穗坂、柏前、眞衣野三牧アリ、黑駒、牧ノ事ハ所見ナシト雖モ、今ニ藤木竃ノ枝村ニ駒木戸ト云處アリ、即黑駒、關アル所ナリ、黑駒山ノ西ヘ續キタル小石和筋ノ諸村ノ古ヘノ牧場ナランカ、大野寺ノ御朱印山、内ニモ牧馬ノ事ヲ云傳ヘタリ、中略○下

(類聚名物考地理二十一)小野御牧。をのゝみまき　常陸

南部御牧、飯野御牧ハ、弘安中日蓮法師ノ書中ニ見ユ、飯野ハ南部内ナリ、今作二大野一、共ニ河内領ニ在リ、

〔甲斐叢記二〕牧名

南部巨摩郡河内領 飯野は今大野と作(か)きて、大野、相又、波木井の三村は地勢も自ら異なれば、馬城(まき)の名をも別に立て、飯野の御牧と稱しなるべし、

〔甲斐國志二國法〕牧馬

八田(ハッタ)御牧ハ天福元年西郡北鷹尾神社舊記ニ見ユ、今上八田村存セリ、亦續日本後紀載スル馬相野空閑地トハ、今ノ有野村ニ相當ベシト云、

〔甲斐國志四十九古蹟〕巨摩郡西郡筋

一八田(ハッタ)御牧　高尾村御崎文殊社ニ掛鏡一面アリ、圓徑八寸六分、内ニ三體王子ノ像ヲ鑄レリ、銘ニ甲斐國八田御牧北鷹尾、天福元年大才癸巳十二月十五日、大勧進蓮幸房弁妻トアリ、加賀美、小笠原邊ヨリ北ヲ、里人ハ多ク八田ノ庄ト云傳ヘリ、今上(ウヘ)八田村存セリ、此所ニテハ西山ノ別名ヲ八田山トモ云ナリ、○中略續日本後紀、承和二年四月丙子、甲斐國巨摩郡馬相野空閑地五百町賜二一品式部卿葛原親王一トアリ、馬相野ノ地今不レ詳、按ニ鳳凰山、駒ガ岳ハ靈駒ヲ產スルニ名アリ、御勅使川ノ北ニ方駒場村相對シ、其續キニ有野村アリ、有野ハ卽相野ノ訛轉ナラン、相ノ言ハ合ナリ、草馬ノ相會集スル義ナルベシ、因有二八田御牧一、名ニ所ル曠原遼野ニ非ズンバ、空閑五百町ノ地、何ノ處ニカ索ムベケンヤ、承和ノ後百餘年ニシテ倭名鈔成リ、而テ此處ノ鄉名ヲ載セザレバ、馬相野ハ唯原野ノ名ナランノミ、馬アヒ野ト訓ジテ可ナルベシ、

〔甲斐國志三十九古蹟〕山梨郡栗原筋

一牧ノ庄　夢窻國師傳記ニ、元德二年云々、出二鎌倉一往二甲州牧莊一、創二慧林寺一居レ焉云々、法光寺ノ鐘銘ニ、甲

(山城名勝志十八久世郡)美豆里〈國人稱東北寺御牧入村是美豆野ノ里ナルベシ、〇下略〉

(堀河院御時百首和歌)春駒

なつくともいかゞとるべき草若みみづのみまきにあるゝ春駒

(兼盛集)みづのみまき

まこもかるみづの御牧の駒のあしのはやくたのしき世をもみる哉

(重之集下)むすめに男もたるといふところ

世にふれば心の外にあくがれて君が立名をよそにこそきけ

遅し

人なれぬみづのみまきの駒なれやたつなもさらにあらじとぞ思ふ

(内裏名所百首)美豆御牧

かりてはす美豆の御牧の夏草はしげりにけりな駒もすさめず

(夫木和歌抄二十三牧)洞院攝政家百首五月雨　隆祐朝臣

さみだれにからぬまこものすゑはのみみづのみまきにのこるうき草

(高遠雑書五)秋元御書

日本國ノ中ニハ七道アリ、七道ノ内東海道十五箇國、其内ニ甲州飯野御牧三箇郷之内、波木井ト申、此郷之内戌亥ノ方ニ入ク、二十餘里ノ深山アリ、

(甲斐國志五十一古蹟)巨摩郡西河内領

南部ノ御牧〈略〉註日遠、書ニ南部御牧、波木井ノ郷、又飯野御牧三箇郷之内、波木井トモ見エタ、波木井村ノ南貳拾村ハ凡テ南部ノ御牧ナリ、飯野ハ其内ニ在リ、是ヲ三箇郷ニ分タルナラン、

(甲斐國志二)牧馬

正五位下守右中弁藤原朝臣永保　従五位下行左大史大春日朝臣良辰

〔拾芥抄中本諸國郡部〕牧名

柏前　眞衣野　穗坂甲斐已上　石川　田比　立野　小野　秩父已上　山鹿　鹽原　岡屋　平井手　笠原　高位　宮處　埴原　大野　大屋　猪鹿　荻倉　新沼　長倉　鹽野　望月信濃已上　利嶋　有馬　沼尾　群志　久野　市代　大藍　鹽山　新屋上野已上

〔八雲御抄五名所〕牧

みつのみまき山城、後拾、相模　まこも　きりはらの信濃　もちづきの同　をふちの陸奥　くろこまの甲斐　たちのゝ同　おのゝ武蔵　はさかの同　とりかひ山城　おがさはらの甲斐　いろきまのみまき攝津　是昆陽牧也

〔藻鹽草三地儀〕牧

をのゝみまき（ひたち、霧草のうつればこまのつまぞありけれ）おふちのみ牧（奥州、おふちのこまさるれなつくものかには）いろきまのみ牧（これ黒代の牧、八雲御抄）くろこまの牧（八雲御抄）はさかの牧（八雲御抄）おゝの牧　もちづきの牧（八雲御抄）なの、みづのみ牧（山城、五月雨、まこも）あらのゝ牧（奥州、まこもなす）すゝのみ牧　たちのゝ牧　きりはらの牧　珠洲み牧（のふると。ここよ）嶋養御牧（つの国、おきつかひなみてたかせのふれなきし）へみのみ牧　小がさ原みづのみ牧（おまはらみづのみまきにあるむまはまもひとれば、古歌の歌也、おがさ原は、かひの國也、みづのくみこまのきは、山とれ、よ、ど云、これはた也、）かくのことくよみつゝくべからず、えかれば、歌にば、ながさ原へ、水のみまきと侍り、へみのは、ひの國のまきの名也、のうくわん歌ず云、へみのみまきとは、へみにたるいろあるまのおふるが、ゆへに云也と云り、まかるを、ほり河の院百首、前武藏顯仲が、春霜の歌にも、つゝ、みまきとよめり、付此ひが事か、又奥義抄にも此定にひけり、もつともつていがこさんはらみづの也と云々、

〔類聚名物考地理二十一〕みづ。の。み。ま。き。　美豆御牧　山城國

美豆は山城國乙訓郡なるよし、勝地一覽に見ゆ、然るに美豆御牧等を淀野によみ合せたり、その淀は東久世郡なるよしなれば、此所いぶかし、尋て知るべし、

牧使

賞赤駒勤、其忠准牧子賜之、

寛平五年三月十六日

(西宮記八月)延喜五八十四、於仁壽殿覽秩父御馬、綿御以貢絹一疋給牧司判官、

同十八年八月廿日、召武藏御牧司隨行、賜衾一領、

(吾妻鏡十九)承元五年(建暦元年)五月十九日庚午、小笠原御牧牧士、與奉行人三浦平六兵衛尉義村代官有喧嘩事、今日被經沙汰、於御牧地下職人、稱奉行命令違行之間、論及喧嘩、偏忘公平之所致也、早可改義村奉行之由被仰出、被付佐原太郎兵衛尉云云、

(武田勘略記三)下野牧(略)中牧子と稱する士凡四十餘名各地に散在す、その長を總頭といひ、木全郡に住せり、(是れ中世武田氏の臣なりしと云ふ)毎年春秋二度に官命ありて、二歳以上の駒を捕しむ、

(類聚符宣抄八)檢牧使事

太政官符　信濃上野兩國司

左馬權少允正六位上安倍朝臣以重　右馬大屬從七位上石城村主保衆

右中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣文範宣、奉勅、宜令檢校彼國諸牧御馬幷牧内雜事、差件等人、發遣者、國承知、一事以上、隨使檢校、符到奉行、

正五位下守右中弁藤原朝臣永保　從五位下行左大史大春日朝臣良辰

天延三年二月一日

太政官符　甲斐武藏兩國司

左馬權少允正六位上安倍朝臣以重　右馬大屬從七位上石城村主保衆

右中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣文範宣、奉勅、宜令檢校彼國諸牧御馬幷牧内雜事、差件等人、發遣者、諸國承知、一事已上、隨使檢校、符到奉行、

應賜信濃國監牧公廨田事

右被大納言從三位神王宣口奉勅、監牧之司、雖非正職、而遠家赴任、有同國司、宜以埴原牧田六町爲公廨田、自今以後永爲恒例、但以當土人任者不在賜限、○中略

延曆十六年六月七日

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應徵課欠駒價稻每疋二百束事

右檢案內、○中略信濃國牧主當伊那郡大領外從五位下勳六等金刺舍人八麻呂解偁、○中略

弘仁三年十二月八日

太政官符

定諸國貢上御馬騎士等數事

右得美濃國解偁、○中略須信濃上野兩國各牧監一人、甲斐武藏兩國各主當一人、馬醫每國一人、但騎士者牽馬六疋以宛一人、

天長三年二月十一日

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應令牧監填償欠失牧馬事

右得檢甲斐武藏信濃上野等國御牧使右馬助源悅解狀偁、牧失官馬牛者、可徵牧子長帳之文已明也、於國司及牧監其法未立、唯勘諸牧帳國司牧監相共署印、然則御馬欠失、何當不知、今檢實之日、若无實馬數多者、依令只徵牧子長帳哉、將依勘署帳責國司牧監哉、若可共責者、牧子長帳已有率分、國司牧監未見其數、使准何法將辨行之者、中納言兼右近衛大將從三位藤原朝臣時平宣、奉勅、凡於致欠失國司牧監共有其罪、然而國司雜務繁多、不遑專一、須責其怠不可徵物、但牧監專行牧事、無所兼

凡羣各置長一人、取殷戶內家口富幹事者爲之、一置以後、悉令長仕、(謂牧長牧尉帝選品也)

〔唐六典十七太僕寺〕諸牧監掌群牧孳課之事、○中略凡馬牛之群以百二十、駝騾驢之群以七十、羊之群以六百二十、群有牧長牧尉、

補長以六品已下子白丁雜色人等爲之、補尉以散官八品已下子爲之、品子八考、白丁十考、隨文武依出身資也、○中略

凡監牧孳生過分則賞、

諸馬駒一則賞絹一匹、駝騾之駒倍於馬、驢牛之駒三、白羊之駒七、羖羊之駒十、皆與馬同、其賞物二分入長、一分入牧子、牧子謂長上專當者、○中略

凡官畜在牧而亡失者、給程以訪、過日不獲、估而徵之、

謂給訪限百日、不獲、準失處當時估價徵納、牧子及長各知其半、若戶奴無財者、準銅依加杖例、如有闕及身死、唯徵見在人分、其在廄失者、主帥準牧長、飼丁準牧子、其非理死損、準本畜徵納也、

凡在牧之馬皆印、

印右髆(髆近衛本作膊)以小官字、右髀以年辰、尾側以監名、皆依左右廂、若形容端正、擬送尚乘、不用監名、二歲始春則量其力、又以飛字印印其左髀髆(髀髆近衛本作髀膊)細馬次馬以龍形印印其項左、送尚乘者、尾側依左右閑印以三花、其餘雜馬送尚乘者、以風字印印左髆、以飛字印印左髀、(髀近衛本作右髀)駝騾牛驢則官名誌其左髆、監名誌其右髀、羊則官名誌其頰、羊仍割耳、若經印之後簡入別所者、各以新入處監名印其左頰、官馬賜人者、以賜字印、配諸軍及充傳送驛者、以出字印、並印左右頰也、

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡官牧馬牛帳、甲斐國、信濃上野附牧監、武藏國附別當、進寮、寮勘損益、移主計寮、

〔類聚三代格十五〕太政官符

職員

凡春日祉春冬祭神馬四疋、〈並放本牧、○中略〉

凡大原野春冬祭神馬四疋、〈並放本牧、○下略〉

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

應禁斷乘用公私牧父馬事

右被右大臣宣偁、奉勅、凡牧馬遊牝任意、良駒可育、今聞、主當人等貪繫父馬、私事乘用、因此課欠多數、孳息減少、其良馬者國家之資、機急之要、宜自今以後、重仰國司、不論公私、嚴加禁斷、若慣恒尙犯、科違勅罪、郡司百姓見知不告、亦與同罪、

弘仁二年五月廿二日

〔令義解 八 廐牧〕凡牧馬長帳者、取庶人清幹堪檢校者爲之、其外六位〈謂初位以上、内位不合也、〉及勳位〈謂七等以下、〉亦聽通取、

凡牧毎牧置長一人、帳一人、〈謂牧馬牛不滿群、而須置長帳也、〉毎群牧子二人、〈謂若不滿群者、即准量而置也、〉其牧馬牛、皆以百爲群、〈謂凡駒犢至二歳、校印、即校印之年亦爲別群、其未別間、權從本群、○中略〉

凡牧馬牛、毎乘駒二疋、犢三頭、各賞牧子、稻廿束、〈謂依律、牧馬牛、但所除外死失、及課不充者、二牧子笞廿、三加一等、此律即不稱首、即知合爲首從也、凡賞罰之道、理當均一、准律科罪、即有首從、據令分賞、例無輕重、即以廿束爲十九分、十分給首、九分給從、若首從雖知者二人、各受十束、其長帳分法、亦准此例也、〉其牧長帳、各通計所管群賞之、〈謂假令管二群之乘四疋、及管三群之乘六疋、各賞稻廿束之類、即管一群之乘二疋者、管二群之一群乘一疋、一群乘三疋、亦依賞例、其有死闕者、全賞見在人也、○中略〉

凡在牧失官馬牛者、並給百日訪覓、限滿不獲、各准失處當時估價、十分論、七分徵牧子、三分徵長帳、〈謂皆據法徵之、若首從雖定者、即須均徵也、〉如有闕〈謂未失之前有闕者、若已失之後、去任者、不在此限也、〉及身死、唯徵見在人分、〈○中略〉

凡在牧駒犢、至二歳者、毎年九月、國司共牧長對、以官字印、印左髀上、〈謂股外爲髀、〉犢印右髀上、並印訖、具錄毛色齒歳、爲簿兩通、一通留國爲案、一通附朝集使、申太政官、〈○中略〉

凡須校印牧馬者、先盡牧子、不足、國司量須多少、取隨近者充、〈謂以雜徭折使、○中略〉

應令牧監等檢校牧格事

右得信濃國解偁、檢案内、被太政官去貞觀七年六月廿八日符偁、諸牧格停請料稻、以牧内役人充稱、隨破損令修造者、而牧長等不加勤守、或爲火燒損、或爲盜取、因茲常有造格之費、曾無固牧之益、今所在勅旨牧飼馬二千二百七十四疋、數數格外、不留牧中、非唯雖害民業、兼亦頻致亡失、國司須依格檢校不令損失、而國務繁多、不遑巡親、牧監所職專事撫飼、所獲長帳牧子飼丁等、偁牧數多、有違守衞、望請特蒙之後、預件等人、一向爲勤、令加檢校、若朽損之外、燒亡盜失者、拘以解由、並令造備、謹請官裁者、右大臣宣、依請立爲恒例、上野甲斐武藏等國亦宜准此、

貞觀十八年正月廿六日

(類聚三代格十二)太政官符

應禁制河内攝津兩國諸牧牧子等妨往還船事

右公私牧野多在河内國交野、茨田、讚良、若江、攝津國島上、島下、西成等郡河畔之地、諸國漕運雜物之從、貢牧繼途、牽引船舫、如聞牧子之輩、無知章程、寄事牧飼、好致掠奪、因之往來船客、河上受寃、驛旅行人、途中懷愁、若不懲肅、何絕姧來、權大納言正三位兼行右近衞大將民部卿中宮大夫菅原朝臣道眞宣、奉勅、宜下知國宰近河之地、五丈之内、嚴令禁制、慣常不悛、以强盜論、國司寬縱不糺、並以科處者、兩國承知、牓示緣河之地、普令諸人見知、

昌泰元年十一月十一日

(延喜式二十六主税)凡諸國牧馬不堪貢進者、申官賣却、混度直、每年出擧、用其息利、以充貢馬粮國之間、及牧秣馬料、但信濃國者、使用牧田地子、其度直送左右馬寮、

(延喜式四十八左右馬寮)凡諸國所貢繫飼馬牛者、二寮均分檢領、訖移兵部省、(中略)並放飼近都牧、

凡年中諸祭祓馬者、(中略)並覆奏、以放近都牧繫飼馬充、自餘所用、臨時聽處分、

省き、カヒの約キなり、原野に馬を放飼といふ義なるべし、楊子方言に牧は飤也とあり、注に謂放飤牛馬也、飤畜養也とあるを併せ見べし、又或說に馬城をトリコメとも訓めりと云ふ、茅岳の麓入會場にこの地名ありて馬城と作けり、小笠原御牧の接近なれば必ず牧なるべし、

〔令義解 八廐牧〕凡牧地、恒以正月以後、（謂二月以前、故律云、非時、謂三月一日以後也、）從一面以次漸燒、至草生使遍、其鄉土異宜、（謂、假令北地遲暖、南土早暖之類也、）及不須燒處、（謂山林及竹町之類、）不用此令、

〔續日本紀 一文武〕四年三月丙寅、令諸國定牧地放牛馬、

〔類聚三代格 十六〕太政官符

寺幷王臣百姓山野藪澤濱島盡收入公事

右被右大臣宣偁、〇中略墾田之地者未開之間、所有草木亦令共採、但元來相傳加功成林、非民要地者、量主貴賤、五町以下作差許之、墓地牧地不在制限、但牧无馬者亦從收還、〇中略

延曆十七年十二月八日

太政官符

合四箇條事

一氏々祖墓及百姓栽樹爲林等事

右件、〇中略又去延曆十七年十二月八日格偁、元來相傳加功成林、非民要地者、量主貴賤、五町巳下作差許之、墓地牧地不在制限、但牧无馬者亦從收還、若以島爲牧者、除草之外、勿妨民業、〇中略

大同元年八月廿五日

〔續日本後紀 十仁明〕承和八年十二月丁卯、攝津國地三百町爲後院牧、

〔三代實錄 九清和〕貞觀六年六月廿三日戊寅、勅改定信濃國牧貢御馬期、

〔事類本類聚三代格 十八〕太政官符

云、馬有圉、牛有牧、圉者養馬人、可知牧之養牛人也、轉爲養牛之地、爲牧、孟子、求牧與芻矣、注、牧牧地、

國語、國有郊牧、注、牧放牧之地、再轉養馬之地亦曰牧、故與圉馬埒也、

〔國語二周語中〕定王使單襄公聘於宋、〇中略 遂假道於陳、以聘於楚、單子歸告王曰、〇中略 周制有之曰、〇中略 國有郊牧、〈注、國外曰郊、牧放牧之地也、〇下略〉

〔類聚名義抄四〕牧〈音目、養也、マキ、ムマカフ、ウシカフ、〉

〔伊呂波字類抄末地儀〕牧〈マキ、有馬牧〉

〔運歩色葉集〕牧〈馬〉

〔易林本節用集末二〕牧〈馬〉

〔書言字考節用集一乾坤〕牧〈放、養牛馬之地〇中略〉 馬埒〈同〉

〔和漢三才圖會五十六山類〕牧〈音木〉 和名無萬岐

郊外國守養六畜處曰牧

〔東雅二地理〕牧マキ マキとはマは馬也、キは畜也、馬を放畜の義也、倭名抄には牧の字ムマキと讀り、

〔倭訓栞前編二十九〕まき 牧をよむは、うまきの略也、馬城の義也、或は馬飼也、かひ反きなりともいふ、牧の長を別當牧監といふ、延喜式云信濃甲斐上野三國は、任牧監、武藏國任別當、庭訓往來に牧士とも見えたり、

〔甲斐叢記二〕牧名

牧の字和名抄に無馬岐と訓めり、新井氏はマキのマは馬なり、キとは畜なり、馬を放ち畜の義なりといへり、或説に梅をムメといひ、馬をムマといへる類は正しき古言にはあらず、和名抄の頭既に訛りたるものなりといへり〇中略 按に牧はウマキの略なり、馬城或は馬飼なり、ウマのウを

注進風土記事〈〇中略〉

大松原〈志賀〇中略〉　千松原〈犬子〇中略〉　千草原〈〇中略〉　梅原〈坂田〇中略〉　小松原〈志賀〇中略〉

右注進如件

元暦元年九月　日

名稱

牧　駒牽〈併入〉

牧ハ、マキト訓ズ、ウマキノ略ニテ、馬城ノ意ナリ、牧ノ字ハ元ト支那ニテ養牛ノ人ヲ言ヘルガ、轉ジテ其地ヲ謂ヒ、再轉シテ養馬ノ地ヲモ謂フ、我邦亦牛馬放養ノ地ヲ汎ク牧ト稱セリ、凡ソ牧ニハ公設アリ、私設アリ、其公設ノ牧ニハ牧監、別當、主當、牧長、牧帳、牧子等アリテ、飼養幷ニ牧場ノ雜事ヲ掌ル、〈牧監別當ノ事ハ、官位部左右馬寮篇ニアリ、〉其私設ノモノニ至リテハ詳ナラズ、而シテ公設ノ中ニ勅旨牧アリ、延喜左右馬寮式ニ、甲斐、武藏、信濃、上野ノ四國、通計三十二牧ヲ揭ゲタリ、其飼養スル所ノ馬ハ、每年八月朝廷ニ致ス、之ヲ駒牽ト云フ、〈四月駒牽ノ事ハ武技部騎射篇ニ、八月駒牽ノ事ハ官位部左右馬寮篇ニ在リ、參看スベシ、〉故ニ其飼養スル所ノ數モ亦多カリシガ、式例漸ク行ハレザルニ及ビテ、其所在ノ不明ナルモノアルニ至レリ、又官牧ノ諸國ニ散在セルモノハ、延喜兵部式ニ載セタレドモ、當時馬政宜シキヲ得ザリシカバ、著名ナルモノ甚ダ少シ、是ニ於テ、鎌倉幕府ニ至リテ、諸國ノ牧ヲ興行セシムルコトアリ、德川幕府ニ至リテハ、小金原ノ牧場ヲ以テ公牧トセリ、又古昔ニ在リテハ、乳牛ヲ飼養スルニ牛牧アリシ事、延喜宮內式、典藥寮式ニ見エタリ、

〔倭名類聚抄一 林野〕牧　尙書云、萊夷爲牧、〈音目〉孔安國云、萊夷地名、可以放牧、〈無萬岐〉

〔箋注倭名類聚抄一 林野〕按、无万岐、蓋馬城之義、今俗急呼万岐、說文、牧養牛人也、是此字本義、故左傳

鶉
雲雀

十六部ノ經塚トタ、路ヨリ右ニ遊タアリ、此塚或ハ頸塚トモ云、又此野ニハ、鶉、雲雀多シ、

（甲陽軍鑑品第三十上十一）天文二十二年癸丑五月六日、信州桔梗原において、小笠原長時衆三千餘騎出て合戰あり、信玄公の侍大將衆に、甘利左衛門尉、飯富三郎兵衛、馬場民部、春日彈正、内藤修理、此五頭をもつて御旗本はいまだ鹽尻峠下を越給ふ時分、巳の刻に一戰をはじめ、然も勝利を得、敵をうつ取、其數六百七十九、雜兵ともに頸をとる、

陸奧國
三本木臺

（東遊記後編二）三。本。木。臺。

夫南部の地は廣大無邊にして、何れの國といへども、此地の廣きに比すべき所なし、誠に七の戸邊に三本木臺といふ野原あり、只平々たる芝原にて、四方目にさはるものなし、此原東西凡二日路、南北半日路程ありと云、其間に人家もなく、樹木も一本も見えず、實に無益の野原なり、雪中には此邊の人といへども、四方に目印なければ方角知れず、五七日も往來やむ事ありとかや、此外にも野邊地といふ所より、七の戸迄來るにも、五十丁餘四里半ありて、東西は渺漫し、此所も只一面の芝原也、此原は少し高ければ、四方の山々見ゆる、西ニ八ツ甲田山あり、西南には十三四里を隔て、三の戸邊見ゆ、東南は二十里許を隔だて、入ノ戸邊みゆ、又遙の南五十里隔て、盛岡の岩鷲山見ゆ、かくのごとく四方蕩然として數百里一望に歸し、廣遠なること大海を望が如し、

阿蘇

（日本書紀景行七）十八年六月丙子、到阿蘇國、其國郊。原。曠遠、不見人居、天皇曰、是國有人乎、時有二神、曰阿蘇都彥、阿蘇都媛、忽化人以遊詣之曰、吾二人在、何無人耶、故號其國曰阿蘇、

（日本書紀仁德十一）十四年、是歲、（中略）掘大溝於感玖、乃引石河水、而潤上鈴鹿、下鈴鹿、上豐浦、下豐浦四處郊原、以墾之、得四萬餘頃之田、故其處百姓寬饒之、無凶年之患、

（山槐記）元曆元年九月十五日辛丑、藤紀史國通、依勅命、持來日時四通占地英名注文一通、（中略）

近江國

桔梗原

〔信濃地名考中〕曾乃原異說

世に名所集といふもの、俚俗の言を記し傳へたる多し、まことの園原は、伊奈郡小野川の奥なる曾の原村正說也、宗祇のいはゆる美濃信濃のくに堺にありとは是也、一說曾の原は小縣郡そめやの上にありといふ、是をおい人に問へば、眞田のおくにありて、昔は十の原なるを、今はとをのはらとよべりとぞ、されば曾我物語に、淺間三原その原を狩くらすなど書たれば、文花にもせよ、此異說中代より見えたり、其地は根津より山の溫泉を過て、田代といふ所に出て、眞田の道に會ふ、其邊をいふよしなれば、世に根津近き所にありと出たるは此處なるべし、又一說曾の原は佐久郡にあり、世に小諸の山の手に有など書たり、按に布施村、布施を、伏屋など附會せり、右の方小諸澤といふより登れば、長者原といふ有、長者屋敷の跡とて、いな郡その原村にも同跡あり卯花ウツギの垣、埋れ水今にあり、これを曾の原などいふ、幽齋老の木曾路に、ちくま川と雲月の間にて、人やすむかきれなとめて山のおく卯の花さそふ谷の下水とあり、是も土人の長者原の名を聞給ひけんとおぼゆ、又木曾路の歌の次に曾の原のうたも見えたるは、宗祇の說、美濃信濃の國界にありといふによられたる事あきらかなり、又佐久郡沓掛驛の山上にも曾の原といふあり、又高井郡にもふせ屋の原などいふあり、皆間違を求るに出たる異說なるべし、據見えず、

〔新古今和歌集十羇旅〕ゑなの丶みさかのかたかきたる繪に、そのはらといふ所に、旅人やどりて立ちあかしたる所を、

藤原輔尹朝臣

立ながら今宵はあけぬそのはらやふせやといふもかひなかりけり

〔新古今和歌集戀十一〕平定文家歌合に

坂上是則

そのはらやふせやにおふるはゝきゞの有とは見えてあはぬ君哉

〔西遊行囊抄四上〕桔梗原或爲梗原書之

右ノ方松本ノ城邊ニツヾキ、行程五里ノ野ナリ、左ハ山不レ遠、前後ハ二里許ノ曠々タル芝野也、六

美濃國關ヶ原

信濃國關原

（和漢三才圖會七十一美濃）從美濃國、到近江、木曾路○中略

關ヶ原一里、南宮東、有關、名ニ不破關上宮一

（美濃明細記八十一附録）關ヶ原（不破郡にあり、慶長に合戰、敵陣に入たり、）

（關原始末記下）かくて石田治部少輔三成は、其夜中に大垣の城を出て、牧田通をへて不破關原へ出張し、小關の宮の北の山際に陣を取る、石田が家老島左近先手なり、其左の山ぎはに、織田小洞信高、并大阪黄母衣衆段々にひかへたり、島津兵庫頭、同又八郎は石田が後ろに陣をとる、其南は越前海道より關原の本道を限り、宇喜多中納言、小西攝津守、大谷刑部少輔、同大學、平塚因幡守、戸田武藏守等、段々に陣を張る、其西の方本道の南松尾山の下に、筑前中納言、并脇坂中務、朽木河内守、小河左馬助陣を取る、南宮山の後ろには、長束大藏少輔、安國寺、吉川、長宗我部等陣をとる、明ればに十五日寅の刻に、御先手福島左衞門大夫方より使者として、祖父江法齋御本陣へ參て、石田大垣出て、關原へ出陣の趣を注進す、依是則家康公御出馬有て、關原本道の南南宮山の北のはづれに御本陣をすへさせたまふ、御先手藤堂佐渡守、本多中務少輔、福島左衞門大夫等は、本道の南の方に陣をとる、松平下野守殿、井伊兵部少輔、田中兵部少輔、細川越中守、金森法印、加藤左馬助、黑田甲斐守、竹中丹後守等は、本道より北方に陣をとる、池田三左衞門、淺野左京大夫、三河遠州駿河勢は、御旗本の後陣として、本道より北方に陣をとる、是は南宮山の敵の御手充なるべきか、堀尾信濃守は大垣の押に仰付られ、其道筋に陣をとる、

（書言字考節用集一乾坤）信濃原、（信州與遠州界、伊那郡、）

（和漢三才圖會六十八信濃）關原　在小縣郡　伏屋在小諸之山邊、

（信濃奇勝錄四）關原

關原は、往古の官道にて、美濃國坂本より五里餘、惠奈嶽神御坂を越て關原に至る、

〔源平盛衰記三十四〕東國兵馬汰幷佐々木賜生唼附象王太子事

高綱略○中由井ノ濱ニ打出テ聞ケレバ、大勢ハ大底昨日夜部ニ鎌倉ヲ出タリト云、サテハ駿河國浮島原ノ邊ニテハ追付ナントト思テ、十七騎ニテ打テ、殿原殿原トテ、稲村、腰越、片瀬川、砥上原、八松原馳過テ、相模河ヲ打渡、大磯、小礒、逆和宿、湯本、足柄越過テ、引懸引懸打程ニ、其日ハ二日路ヲ一日路ニ著、河宿ニ著ニケリ、著レバ案ニ違ハズ、大勢駿河國浮島原ニ引タリト云、

〔曾我物語八〕うきしまがはらの事

さても御れうはうきしまがはらに、御ざのよし承る、そがきやうだいも、いそぎをつゝき奉りぬ、うきしまがはらとをりけるに、かのはらのむかしは海にてありけるに、大國よりあしたか山といふ山、ふじにたけくらべせんとて、きたりけるを、ごんげんけくづし給ひければ、その山海にうきて、今のうきしまがはらになりにけり、略○下

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向事

明バ霞ニ松見ヘテ、浮島ガ原ヲ過行バ、塩干ヤ淺キ、船浮テ、ヲリ立田子ノ自モ、浮世ヲ遶ル車返シ、竹ノ下道行ナヤム、略○下

〔東關紀行〕浮島が原は、いづくよりもまさりてみゆ、北はふじの麓にて、西東へはる〴〵とながき沼あり、布をひけるがごとし、山のみどり影を浸して、空も水もひとつ也、蘆かり小舟所々に棹さして、むれたる鳥おほくさはぎたり、南は海のおもて遠く見渡されて、雲の波煙の浪、いとふかきながめなり、すべて孤島の眼に遮るなし、わづかに遠帆の空につらなれるをのぞむこなたかなたの眺望、いづれもとり〴〵に心細し、

〔夫木和歌抄十二〕名所歌中　　　　爲實卿

ふじのねのすそのをかけてなくしかの聲もあらしにうき島が原

の同の万、いはに、たその、のな まの、はぎ大の、古万の人 衣太らにすすげる、ゆの同鶴 万はつせのひ同くら万くの かみわのひ

同さし万なか かまがみが同がみ万の雪、大無口家の所、よ也、あさゞは同わき万ゞは、神女な郎び花、の あしたの同たな古かの かまき

もくのひ同尺、大万かた霞によ小め松る原、たかの、同山の万すそ鹿な島りかすがの大道長後公拾をの、志の山古あら

れ松し撰、ぞ万れふする。よみつのまつ同濱也、万おほ三としつのの、つの、松同ざり万たくひいうちの、近、ま万のやたとかな

めしりとよわかの松伊た野る、ま万ほひ鶴のなかきた、わそれ信さか後ミ撰か歌きり同こまきとりいはへらりのはり上か野ほろ万のはいり

志のぶか陸ゆふ万なゆまめめまの、かや同にの万まの、みちかのやく あだちの同続拾、 いきのまつ気撰、前相後模、金

之佐多に字寄、 みがきが大の、みゝよ霧し盛、うきしまが駿のふすじそ也志の加藤、いるの、千同 顕はき紀やまだの

伊行外大宮神の宮御也在所西也ゐなのふし撰實全 仲あふの松撰奥義 陸みやぎが陸野の千はら、匡同房事ミなやり、ぎの、みやぎの

の同むさしの、武 志めちが下草多徳生さ云しゝ、もさの、松原泉あふちの万ふたいの山万 よさみの、

美万いは駿万がし万あはづの近馬 有ひなの松泉 こやの松摂 こひの松若狭 つゞきの山

〔藻鹽草三地儀〕原附名所

塵原するが○中略いそしの原伊勢中略○生松原ちくぜん○中略市師原わうしう○中略稲村原たんば○中略いるさの原未勘

はつせひ原大和中略○針原上野中略○母蘇原山しろ久世郡○中略いき原紀州、八雲御説、とはの松原やまと○中略千々まつ原

あふみ○中略千本松原するがおの田原あふみ○中略おかべ原むさし○中略小野篠原山しろ○中略小笠原かひ中略○小鹿原する

が中略○若松原伊勢中略○和射花原みこまの、霊、春日野やまと○中略狩符原未勘○陸野原あふみ高しまの郡○中略神なの、

原八雲御説也交野原河内中略○萱津原おはり○中略依網原○中略高野原やまと○中略玉野原近江中略○竹田原山城郡○紀伊中略

高天原やまと○中略その原しなの伊那郡○中略摂喜原山しろ○中略角松原つの国武庫郡○中略つゝきの原むさし○中略山榴原うわ

しう中略○むさしの、原○中略梅原山しろ○中略浮島の原するが○中略うき田の原山しろ○中略うたた原猪名摂津国○中略

百済原やまと上宮、大屋原むさし○中略大原山城乙訓郡○中略山田原いせわたらの郡○中略ひくり原わうしう○中略まがみが原○中

略真野萩原やまと城上ほり○中略こまの、かや原奥州中略○まの、茅原やまと○中略巻向檜原大和中略○原の松原がな

植松木

〔藻鹽草地儀三〕原
松原　楊原　檜原　すぎ原　木原　竹原　桑原　野原　えの原　さゝ原　柞原　あさぢ原
いし原　河原　國原　うな原　萩原　おぎ原　おぎのやけ原　くず原　まくず原　まく
すが原　あし原　えば原　かや原　をかや原　ち原　ふし原　のし原　道のべのいつしは
原略○註　こしのすが原　をのゝすが原　うつき原　あさぢが原

〔續獅遺事四〕一下總國葛飾郡小金の原常陸道なりへの渺々として旅人道に迷ふ事あり、況や雪のあし
た雨の夕はさら也、西山公此事を不便におぼしめし、道の並に松を數千本御植えさせ候、又同國
法華宗の談林香取郡飯高井中村への道に、印旛郡酒井原及び櫟木名原とて、香取郡東佐野村ま
でつゞき行程四五里ほどの曠野あり、一とせ西山公此所を御通り御覽被成、是又旅人の道にま
どはんことを思しめし、道の並松多御植させなされ候、又香取郡高萩の原行程三里へも右の覺しめ
しにて、松おほく御うえさせなされ候、

名原

〔枕草子一〕原は
たかはら　みかのはら　あしたのはら　うのはら　はぎはら　あはづのはら　なしはら
うなひこがはら　あべのはら　えのはら

〔異義抄上ノ下〕出万葉集所名　普通名所不注
原
まきもくのひはら　みわのひはら　たけたのはら　たかのはら　はつせのひはら　よさみ
のはら　ゆはら

〔八雲御抄五名所〕原
たけたのはら山城わたす万たけたのはら鶴林うちおほはらの同いちしば万こみかの原同べ、大宮所万ふたいのあれたりゝ　はゝそ

〔箋注倭名類聚抄一田野〕所引小雅、皇皇者華傳文、釋名原元也、如元氣廣大也、水經汾注、引春秋說題辭云、高平曰大原、原端也、平而有度也、按說文、逢高平之野、人所登、又云、𠪚水泉本也、原篆文、以泉二字不同、後人借原爲逢野字、故泉原字從水作源以避之、逢字逵應、新井氏曰、波良廣大之稱、開訓波留岐、遼遠訓波流加、皆同語、故有天原海原之稱、

〔伊呂波字類抄波地儀〕原ハラ、毛詩云、高平曰原、　平同

〔和漢三才圖會山五十六〕原音源　和名八良

說文云、高平曰原、人所登也、故从厂、厂者山石之岩、人可居者、

〔東雅二地輿〕原ハラ　ハラとは開也、古語にフラシといひしは、開く事をいひしかば、日本紀に開の字讀てハラシとは云ひし也、遼遠をハルカといふも、開け遠きの義也、今も筑紫の方言に、原をばハルといふなり、古に又讀てアラともいひけり、アラとはハラの轉語にして、卽是開也、又古語に天之原、海原、河原など云ひし類は、ハラとは遠也、日本紀に、川上の字をカハラと讀しが如きこれなり、また松原、檜原、杉原など云ひし類は、ハラとは林也、日本紀に竹林の字をタカハラと讀み、松林の字を讀てマツハラといひし、並にこれなり、

〔倭訓栞前編二十四波〕はら　原は、日本紀に開をはらくとよめる意也、筑紫人ははるといふともいへり、高天原、蒼海原、豐葦原など、皆廣平の義をいへる也、萬葉集に國原とも見ゆ、說文に、原高平曰原、人所登也と見ゆ、日本紀に林をもよめり、竹はら、松はら、檜はらなどいふ是也といへり、

〔八雲御抄三上地儀〕原

松　柳　檜　杉　木　竹　桑　野　しの　さゝ　はゝそ　あさぢ　石　河　國　うな　荻

葛まくずとも　すが　あし　かや　しば　ち　ふし　かし万　おきのやき原　みちのべの

いつしばはら万　こしのすが原万

〔古今和歌集　一〕題しらず　　よみ人しらず
かすがの、とぶひののもり出て見よいまいくか有て若なつみてん

野神

〔古事記　上〕次生野神、名鹿屋野比賣神、亦名謂野椎神、〈略〉○註 此大山津見神野椎神二神、因山野持別而生神名天之狹土神、〈訓土云豆知、下效此、〉

雜載

〔塵袋　九飲食〕一年始ニハ人ゴト餅ヲ賞翫スルハ何ノ心カアル、餅ハ福ノモノナレバ、祝ニ用フル歟、昔豊後ノ國球珠郡ニヒロキ野ノアル所ニ、大分郡ニスム人、ソノ野ニキタリテ、家ツクリ田ツクリテスミケリ、アリツキタ家トミ、タノシカリケリ、酒ノミアソビケルニ、トリアヘズ弓ヲイケルニ、マトノナカリケルニヤ、餅ヲクヽリテ的ニシテイケルホドニ、ソノ餅白鳥ニナリテトビサリニケリ、ソレヨリ後次第ニオトロヘテマドヒウセニケリ、アトハムナシキ野ニナリタリケルヲ、天平年中速見郡ニスミケル訓邇ト云ケル人、サシモヨクニギワヒタリシ所アセニケルヲ、アタラシトヤ思ヒケン、又コヽニワタリテ田ヲツクリタリケルホドニ、ソノ苗ミナカレウセケレバ、オドロキヲソレテ又モツクラズ、ステニケリト云ヘル事アリ、餅ハ福ノ源ナレバ、福神サリニケル故ニオトロヘケルニコソ、

〔慕景集〕藤元朝臣、短慮不成功といふ長歌の作し調など、消息のはしに書付て、このころはへを問ひ給ひしかば、
いそがずばぬれざらましを旅人の跡よりはるゝ野路の村雨

原

名稱

原ハ、ハラト云フ廣平ノ義、地形ノ曠遠ナル處ヲ謂フナリ、又常ニ野原ト連呼ス、宜シク野篇ヲ参照スベシ、

〔倭名類聚抄　一林野〕原　毛詩云、高平曰原、〈音源、和名八良、〉

播磨國印南野

野守

給へり、
みやぎの、つゆふきむすぶ風のをとに小萩がもとを思ひこそやれ
〔類聚名物考 地理十九〕印南野　いなみの　播磨國印南郡賀古郡
印南野　いなみの川　いなむ島　印南浦
續日本紀第二十六には、賀古郡印南野とあり、日本書紀、又萬葉集には稻日とも書り、又美作久米さら山に讀合せし歌有れば、美作にも同名有るか、
〔續日本紀 二十六 稱徳〕天平神護元年五月庚戌、播磨守從四位上日下部宿禰子麻呂等言、部下賀古郡人外從七位下馬養造人上款云、人上先祖吉備都彥之苗裔上道臣息長借鎌、於難波高津朝庭、家居播磨國賀古郡印南野焉、其六世之孫牟射志以能養馬、仕上宮太子、被任馬司、因斯庚午年造籍之日、誤編馬養造、伏願取居地之名、賜印南野臣之姓、國司覆審所申有實、許之、
〔太平記 四〕先帝遷幸事
湊川ヲ過サセ給時、福原ノ京ヲ被御覽テ、〇中略印南野ヲ末ニ御覽ジテ、須磨浦ヲ過サセ給ヘバ、〇下略
〔萬葉集 三 雜歌〕稻日野毛、去過勝爾、思有者、心戀敷、可古能島所見、一云湖見
〔萬葉集 七 雜歌〕羈旅作
南南野者、往過奴良之、天傳、日笠浦、波立見、
〔藻鹽草 三 地儀〕野
野もり
〔倭訓栞 中編 十八〕のもり　野を守ル人をいふ
〔萬葉集 一 雜歌〕天皇遊獵蒲生野時額田王作歌
茜草指、武良前野逝、標野行、野守者不見哉、君之袖布流、

野の原と稱せる所、南北凡二十四里、東西は五里七里もありし廣大の野原なりし由、今は田畑となし、南北やう〳〵十一里ばかり、東西のひろき所四里餘、或は二里一里、夫も所々は田畑も有て殺生石のある所へは、大田原の町より曲道七里、黒羽候の(大關伊豫守)知行所にて、那須山と稱せる山の半ふくにあり、

〔書言字考節用集 二乾坤〕宮城野(奥州宮城郡)

〔和漢三才圖會 六十五陸奥〕宮城野 在宮城郡、(俗書乃宮城郡也)其野有木萩、如灌木、而與尋常草萩異、如今處處傾種、

〔奥羽觀蹟聞老志 六上宮城郡〕宮城野

南目村有廣野、謂之宮城野、而天下古今所稱者是也、自木下鬱林以北至原市驛、自山櫻岡上以東至與館村平原渺渺、草野芊々、原上鶴萩古今專其名、女郎花、我宿香、萩葉藤袴刈萱、桔梗、及無名野草、無數秋花、以百數焉、又雲雀鶉鷸多、或巢或育、太守之於羽獵也、放鷹之多焉、故平日禁、雉兎猥斃者、而不得妄往來、鄉人呼曰借鳥原、東則海水渺々、有千家鹽釜、松濱島、末松山、浮島、壺碑、興井等之名區、而標帶于其中、南則有茂山、千貫松、笠島、武隈等之舊蹟、而參圍于其際、西則寺院森森、其木末則不忘山、東奥嶽、白石、大嶽屹然峙立、北則七疑峯、鰭多賀古城、利府村、案入吟詠、東史所謂國分原是也、此地古稱國分莊也、且夫國分寺號赤眥所以出于此莊內也、

〔古今和歌集 二十東歌〕みちのくうた
みさぶらひみかさと申せ宮ぎのゝ木の下露は雨にまされり

〔源氏物語 一桐壺〕ほどへばすこしうちまぎるゝこともやと、まちすぐす月日にそへて、いとゞしのびがたきはわりなきわざになん、いはけなき人もいかにと思ひやりつゝ、もろともにはぐゝまぬおぼつかなさを、いまはなをむかしのかたみになずらへてものし給へなど、こまやかにかゝせ

信濃國菅荒野

下野國那須野

〔萬葉集一雜歌〕天皇〇天智遊獵蒲生野時額田王作歌
茜草指、武良前野逝、標野行、野守者不見哉、君之袖布流、
皇太子答御歌　明日香宮御宇天皇〇天武
紫草能、爾保敝類妹乎、爾苦久有者、人嬬故爾、吾戀目八方、

〔古今和歌集二十大歌所御歌〕あふみぶり
あふみよりあさたちくればうねのゝにたづぞ鳴くなる明ぬこのよは

〔萬葉集十四東歌〕信濃奈流、須我能安良能爾、保登等藝須、奈久許惠伎氣婆、登伎須疑爾家里、

〔宗祇終焉記〕信濃路にかゝり、ちくま川の石ふみわたり、菅のあら野をしのぎて、廿六日といふに草津といふ所につきぬ、

〔書言字考節用集一乾坤〕那須野野州那須郡

〔諸州奇跡談乾〕下野國
那須野が原七里四方ありと云、昔は廻り百二十里有と、村老の語りつたひしと云、古しへの十里は、今の壹里ばかりに當ればかくいふなるべし、

〔奥の細道〕那須の黑ばねと云ふ所に知人あれば、是より野越にかゝりて、直道を行かんとす、遙かに一村を見かけて行くに、雨ふり日暮る、農夫の家に一夜をかりて、明くれば又野中をゆく、そこに野飼の馬あり、草刈をのこになげきよれば、野夫といへどもさすがに情しらぬにはあらず、いかゞすべきや、されども此の野は縱横にわかれて、うひ〳〵しき旅人の道ふみたよらん、あやしう侍れば、此馬の止まる所にて、馬を返し給へとかし侍りぬ、

〔東遊雜記〕那須野の原にて〇圖アレド略ス殺生石の事は、世に怪説數多あり、〇中略土人數人を近付、且大田原侯より出し給ふ役人の宅に至り、殺生石の事を委しく尋問しに、慶長元和の頃迄は、那須

近江國宇禰野

幸陸國海翁家日、廣々風烟似故郷、
春風にまたおひそふる若草の色や露にまがふむさし野
(萬葉集十四)武藏野爾宇良敝可多也伎麻左氐爾毛乃良奴伎美我名宇良爾低爾家里、
武藏野乃乎具奇我吉藝志多知和可禮伊爾之與比欲利世呂爾安波奈布與、
古非思家波素氐毛布良武乎牟射志野乃宇家良我波奈乃伊呂爾豆奈由米、
或本歌曰、伊可爾思氐古非波可伊毛爾武藏野乃宇家良我波奈乃伊呂爾低受安良牟、
武藏野乃久佐波母呂武吉可毛可久母伎美我麻爾末爾吾者余利爾思乎、
伊利麻治能於保屋我波良能伊波爲都良比可婆奴流奴流和爾奈多要曾禰、
和我世故乎安杼可母伊波武牟射志野乃宇家良我波奈乃登吉奈伎母能乎、
右九首武藏國歌
(古今和歌集十五戀)題しらず　よみ人しらず
秋風の吹とふきぬるむさし野はなべて草葉の色かはりけり
(續古今和歌集四秋)建保三年内裏の歌合に　大納言通方
むさし野は月の入べき嶺もなし尾花が末にかゝるしら雲
(藤景集)氷川社奉納の和歌す、められ侍りて、殘雪といふことをよめる、
おいらくの身をつみて社武藏野の草にいつまで殘る白雪
(淡海温故錄二)蒲生野　是ヲ宇禰野共、又布引山共云郡ノ名故ニ蒲生野ト云、又高低ノ谷峯ウネノ如クナル故、宇禰野トハ云カ、又昔蒲生ノ長者布ヲ織レタ干シタル故、布引ト云由也、
(日本書紀二十七天智)七年五月五日、天皇縱獵於蒲生野、于時大皇弟(天武)、諸王、內臣(鎌足)及群臣皆悉從焉、

しに、苔の衣をさへひきてかへりし、白波のあらかりしなごりに、いとゞ旅の床もものうくこそ侍りしか、

原はすゞかゝらましやは露の身の憂にも消ぬ武藏のゝ原

〔武藏野紀行〕比は八月十〇天文五年上旬、あさ露ふかくわけ入て行に山あり、いは山と云ふ、此山のうしろは甲斐の山、北はちゝぶなど申し侍る、それよりむさしのくに勝沼と云所につきぬ、〇中略それよりむさし野をかりゆくに、まことに行けども果のあらばこそ、はぎ、すゝき、女郎花の露にやどれるむしのこゑ〴〵、あはれを催すばかりなり、

むさし野といづくをさして分いらん行も歸るもはてしなければ、〇中略あくれば八月十三日あさ露いよ〳〵ふかくして、道もさだかに見え分ず、馬にまかせて行、長井の庄につきぬ、〇中略やうやうすみ田川にもつきぬ、河つらをみれば、まことにしろき鳥のはしとあしとあかき鳥のむれゐて、魚をくふありさま、むかしをおもひいでゝ、〇下略

〔丙辰紀行〕武藏野

名におふむさし野は、月の入べき山もなしといへば、まことにそくばくの蒼莽をすぎて、又蒼莽なり、此國の稲毛、葛西、越谷、岩筑、河越、鴻巣、忍なども、皆むさし野の内にて侍る、いづれも御獵場なれば、毎年愛にならせ給ふ、

國野同名稱武藏　尋常旅客宿春糧　雨餘草色連天地　郊外雲烟沒邑莊　富士雪遙花稍小
筑波陰茂薺猶長　殘星點々夜叢火　微月纖々照射光　共往鶻鷄多幾許　齊飛鳧雁百千行
豫遊兼習驅馳範　養放皆知鷹鶻方
雲夢靑丘倶芥蔕　子虛烏有本荒唐　斑鳩入網風前殻　白鶴罹黏泥上霜　暴虎何曾逢太叔
非能庶幾載師望　荻蔬任見宜應採　耕穡於時亦不妨　仁愛只今草物處　豈論五柞與長楊

(平治物語二)常盤註進并信西子息各被遠流事

中ニモ播磨中將成憲ハ、老タル母ト、少キ子トヲ振捨テ、遠國ノ境ニ赴ケル、(中略)富士ノ高峯ヲ打詠、足柄山ヲモ越ヌレバ、イブクカ限リトモ知ラヌ武藏野ヤ、ホリカネノ井モ尋見テ行バ、(下略)

(吾妻鏡十八)建永二年(承元元年)三月二十日壬辰、武藏國荒野等、可令開發之由、可相觸地頭等之趣、被仰武州云云、廣元朝臣奉行之云云、

(吾妻鏡三十四)仁治二年十月二十二日丙子、以武藏野可被開水田之由被定訖、就之可被堰上多摩河水之間、可爲犯土之儀歟、將又將軍家御沙汰歟、可爲私計歟、賢慮猶難被一決、仍今日前武州召陰陽師泰貞晴賢等朝臣、被示合、

(太平記三十一)武藏野合戰事

三浦ガ相圖相違シタルヲバ、新田武藏守夢ニモ不知、時刻ヨク成ヌト急ギ、明レバ閏二月二十日ノ辰剋ニ、武藏野ノ小手差原ヘ打臨給フ、(下略)

(北國紀行)武藏野の東の界忍岡に假遊し侍、鎭座社五條天神と申侍り、おりふし枯たる芽原を燒侍り、

實り籠て誰かは春のはつ草に忍びの岡の露の下もえ

遊びに湯島といふ所有、古松遙かにめぐりて、しめの内に武藏の、遠望かけたるに、寒村の道すがら野梅盛に薫ず、これは北野御神と聞えしかば、

忘れずば東風吹むすべ都まで遠くしめの、そでの梅がか

(都のつと)ひたちの國へ歸り侍りしに、むさしの、はてなき道に行くれて、その夜は道づれの僧などあまたありしも、みなかりそめの草の枕をむすびて、とゞまり侍りしほどに、此野はむかしもぬす人ありてこそ、けふはなやきそともよまれけるとき、をきしかど、さまでやはとおもひ

る類は、いづれもひろく此國の原野をさしたるにて、其所を定たるには非るなるべし、吾妻鏡、太平記等に、むさし野といへるを、又によりて考ふれば、多摩郡より入間郡に連たる地とおぼしく、一國にかゝりていひたる事とは聞えず、北國紀行に、むさし野の東のさかひ忍岡としるし、回國雜記には、むさし野の下に、野火留塚をしるしたるに據れば、豐島新座まさしくむさし野の內と見ゆれば、丙辰紀行、地名考等の說は、これによりたる事と覺ゆ、また今入間郡のうちに武藏野鄕と稱するもの、上下赤坂、上下松原、大井、藤窪、龜窪、竹間澤、鶴ヶ岡、大塚、同新田、片柳新田十二村あり、又むさし野十七ヶ新田といひて、久米新田、安松新田、所澤新田、岩岡新田、下田新田、堀金新田、中新田、堀の內新田、加佐志新田、三ヶ島新田、諸岡新田、猿新田、長窪新田等の村々いできて、四村の名いまだ詳ならず、猶も下留村のほとりに、栩林大野原など、むかしの武藏野の僅に存せるさへ、めぐり三里にあまるといひ、又今も多摩郡に野方領あり、又中野といへる村三所、小野といふ村二所、其餘日野、原野、入野、野津、野鹽、野口、野上、野邊などの村名あるを見れば、むかしは多摩入間の二郡ことに多く原野なりしと見えたり、續古今集下野の歌に、逢ふ人にとへどかはらぬおなじ名のいくかになりぬむさしのゝ原、又新後拾遺集源頼康の歌にも、草枕あまた旅寢をかぞへてもまだむさしのの末ぞ殘れるなどたとひみづから其地にいたらぬ人の遠想してよめるにもせよ、そのかみのありさま、おのづからおもひやるべし、今も土人むさし野八百里と、もろこしにいひ傳ふるなどの說を誇り說も、その廣きかたちはおしはかるべし、よてむさしの十郡に誇るともいふべきにや、

(更科日記)今は武藏の國になりぬ、ことにをかしき所も見えず、はまもすなごしろくなどもなく、こひぢのやうにて、むらさき生ときく野も、あし荻のみたかくおひて、馬にのりて、ゆみもたるすゑみえぬまで、高くおひしげり、中をわけゆくに、たけしばといふ寺あり、

〔駿河名物考 地理二十〕富士野 ふじの 駿河國
不二山、富士川、浮島沼、入江等同所なり、野はすなはち山の麓にて、裾野といふ是なり、そこに江も沼も有るなり、
〔吾妻鏡 十三〕建久四年五月八日癸酉、將軍家〇源賴朝爲覽富士野藍澤夏狩、令赴駿河國給、 十五日庚辰、藍澤御狩事終、入御富士野御旅館、 十六日辛巳、富士野御狩之間、將軍家督若君始令射鹿給、 廿八日癸巳、故伊東次郎祐親法師孫子、曾我十郎祐成、同五郎時致、推參于富士野神野御旅館、致殺工藤左衛門尉祐經、〇下略
〔曾我物語 八〕ふじの、かりばへの事
そのほかすそのゝいで立、花をおり、月をまねくよそいひ、ひろきふじ野も所なくみえし、〇下略
〔續古今和歌集 十雜上〕後嵯峨院御時、うへのをのこども、月前旅といふことをよみ侍けるに、 前大納言資季
都をば山のいくへにへだてきてふじのすその、月をみるらん
〔夫木和歌抄 二十雜〕建長七年顯朝卿家千首の野、ふじの、駿河、 源仲遠
春草はかりかふばかりなりにけりふじの、沼に駒やとめまし
〔笈埃隨記 二十二〕武藏野ハ、相模ノ境都築郡ヨリ、上野ノ境賀美郡ヘワタリ、延袤二三十里、高平曠遠ノ總名ト知ベシ、サレド別テ武藏野ト稱スルハ、多摩入間兩郡ニ跨ギタル府中川越ノ間ヲ限ルニ似タリ、今此左右六七里ヲ巡覽スルニ、圓壟ノ地頗多ク、百姓布野ノ勢アルハ、實ニ太平ノ美談也、
〔武藏名所考 一〕武藏野
按するに、古歌にむさし野のつゞきの郡、むさし野の堀兼の井、むさしの、をかべの原などよめ

遠江國引馬野

野有並木松十有餘町、稱安濃松原者是乎、相傳曰、昔參宮人到于此、倦松原長途、問向來里程、土人戯曰此當十日行、又長野並木七日行也、旅人忙然掛一貫錢於松枝、伏拜神宮方遙國、而他人見彼錢以爲蟠蛇、而無敢取之者、既而又知其欺、復參宮見之、錢所在如故、名其松曰錢掛松、

〔伊勢參宮名所圖會二〕豐久野（とよくの）○惠日堂記に云、雄略帝の御時、丹波國より豐受大明神を勢州へ遷し奉る時、鈴鹿の神戸よりして、此野に行宮を作り、休らはせ給ふ御跡なれば、等由氣野とはいふ也、トヨケ、トユケは通音、卽今の街道の二町ばかり右に其古道あり、往古は一里ばかりの松ばやしなりといへり、

〔伊勢紀行〕とよく野はるゝと、わけ侍るとて、

君が代を先こそあふげ廣きのべ末遠なる道に出ても

〔類聚名物考地理二十〕引馬野　ひくまの　遠江國敷智郡引馬野、万葉別記、

遠江國敷智郡濱松鄕の驛を、昔は引馬の宿といへりし事、阿佛尼の紀行にも見えたり、こゝにある城をも近比まで引馬の城といひ、そのかたはらの坂をも引馬坂といひ傳へたり、その坂をのぼりてしばらく行ば野に出る、この野を昔は引馬野といへり、今は三方が原といふ、東西三里半有り、西北は參河の國に交れり、

〔萬葉集一雜歌〕二年○大寶壬寅、太上天皇○持統幸參河國時歌、

引馬野爾、仁保布榛原、入亂、衣爾保波勢、多鼻能知師爾、

右一首、長忌寸奧麻呂

〔十六夜日記〕こよひはひくまのしゆくといふところにとゞまる、このところのおほかたの名は、はま松とぞいひし、したしといひしばかりの人々などもすむ所なり、

〔武德編年集成十〕永祿十二年五月七日、神君○德川家康引間ノ城ヘ歸リ玉ヒ、城ノ名ヲ濱松ト稱スベキ由命ゼラレ、近臣ノ外ハ暇賜リ、各食邑ニ歸リ休息ス、

攝津國夢野　遠里小野　伊勢國豐國野

レバ嬉ニ〈○下略〉

〔新古今和歌集　六冬〕內大臣に侍りける時、家の歌合に、　法性寺入道前關白太政大臣

みかりすと鳥だちの原をあさりつゝ、かたのゝ野邊にけふも暮しつ

〔和漢三才圖會　七十四攝津〕鬪鷄野。〈或夢野〉　在湊川之近處、

〔釋日本紀　十二述義〕攝津國風土記曰、雄伴郡有夢野、父老相傳云、昔者刀我野有牡鹿、其嫡牝鹿居此野、其妾牝鹿居淡路國野島、彼牡鹿屢往野島、與妾相愛無比、既而牡鹿來宿嫡所、明旦牡鹿語其嫡云、今夜夢吾背〈爾〉雪零〈於家利止〉見支、又〈曰須々紀〉草生〈多利止〉見支、此夢何祥、其嫡惡夫復向妾所、乃詐相之曰、背上生草者、矢射背上之祥、又雪零者、白鹽塗宍之祥、汝渡淡路野島者、必遇船人、射死海中、謹勿復往、其牡鹿不勝感戀、復渡野島、海中遇逢行船、終爲射死、故名此野曰夢野、俗說云、刀我野〈爾〉立留眞牡鹿母、夢相乃麻爾麻爾

〔和漢三才圖會　七十四攝津〕遠里小野　在住吉東〈遠里山、遠里小野、今云瓜生野、〉

〔擬名物考　十九地理〕遠里小野　とはさとをの　をりをの〈舊〉攝津

攝津國の名所なり、住吉の東方に有り、昔此所より瓜を始て出せりとぞ、よりて今も住吉のみあかしの油は此所より奉るとぞ、俗にはをりをのともいへり、住吉郡の内なり、又或記には、遠里小野をうりふのと訓り、それは瓜生野と思ひたがへしにや、

〔細川兩家記〕同〈○享祿〉五年壬辰閏五月十三日に、阿波衆堺より出張也、〈○中略〉三好筑前守元長衆は、住吉の淨の口、遠里小野に陣取給ふ、

〔新勅撰和歌集　一春〕春歌　覺延法師

住吉の松の嵐もかすむなり遠里小野の春の明ぼの

〔和漢三才圖會　七十一伊勢〕豐國野　在安濃郡〈□本與三宮田間〉

河内國交野

〔和漢三才圖會大和七十三〕秋津野　雄略天皇狩時、虻咬臂、蜻蛉飛來嚙虻去、天皇詠歌稱美蜻蛉、呼其地號秋津野、或曰加計呂布乃小野、蓋蜻蛉一物異名乎、

〔類聚名物考地理二十〕秋津野　あきつの　大和國類字紀伊

蜻蛉野と書るを、後世誤りてかけろふをのと訓しを、また轉てかたちのをのとさへ訓り、みな古へになき所なり、大和國吉野郡にて、秋津川同所なり、

〔袖中抄三〕かたちの小野

みよし野の蜻の小野にかるかやの思みだれてぬるよしもがな

顯昭云、蜻をばあきつと讀也、然而此歌をば、あきつの小野とよむべし、かたちの小野は、旁そのいはれなし、あきつとは蜻也、ゑむばなり、あきつはの袖なども讀り、

〔日本書紀雄略十四〕四年八月庚戌、幸于河上小野、命虞人駈獸、欲躬射而待、虻疾飛來、噆天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧虻將去、天皇嘉厥有心、詔群臣曰、爲朕讚蜻蛉歌賦之、群臣莫能敢賦者、天皇乃口號曰、○中略因讚蜻蛉、名此地爲蜻蛉野、

〔萬葉集雜歌六〕安見知之和期大王波、見吉野乃飽津之小野笑、野上者、跡見居置而、御山者、射固立渡、朝獵爾、十六履起之、夕狩爾、十里蹋立、馬並而、御獵曾立爲、春之茂野爾、

〔和漢三才圖會河內七十五〕交野　往古天子遊獵之地、稱交野御野、

〔續日本紀光仁三十一〕寶龜二年二月庚子、車駕幸交野、

〔續日本紀桓武三十七〕延曆二年十月戊午、行幸交野、放鷹遊獵、　壬戌、車駕至自交野、

〔續日本紀桓武三十八〕延曆四年十一月壬寅、祀天神於交野柏原、賽宿禱也、

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向事

落花ノ雪ニ踏迷フ、片野ノ春ノ櫻ガリ、紅葉ノ錦ヲ衣テ歸ル、嵐ノ山ノ秋ノ暮、一夜ヲ明ス程ダニモ、旅宿トナ

實に委し、また萬葉第六大納言旅人卿よみし杉のくるすの小野の萩が花ちらん時にし行てたむけんの歌は、大和忍海郡栗栖と和名に出たる所成べし、然るを世の名所集山城に入たるは誤也、本集にて辨べし、

〔續日本後紀二仁明〕天長十年九月戊寅、天皇幸栗栖野遊獵、右大臣淸原眞人夏野在御輿前、勅令差笠、

〔萬葉集六雜歌〕大納言大伴卿在寧樂家思故鄕歌二首〈○中略〉

指進乃、栗栖乃小野之、芽花、將落時爾之、行而手向六、

〔續古今和歌集一〕題しらず　權中納言長方

みわたせばわかなつむべく成にけりくるすのをのゝ萩の燒原

大和國春日野

〔萬葉集三〕娘子報佐伯宿禰赤麻呂贈歌一首

千磐破、神之社四、無有世伐、春日之野邊、粟種益乎、

佐伯宿禰赤麻呂更贈歌一首

春日野爾、粟種有世伐、待鹿爾、繼而行益乎、社師留烏、

〔伊勢物語上〕昔男うゐかうぶりして、ならの京かすがの里にしるよしして、かりにいにけり、〈○中略〉其男しのぶずりのかりぎぬをなんきたりける、

かすが野のわかむらさきのすりごろもしのぶのみだれかぎり知られず

〔奧義抄下ノ上〕春日野のとぶひのゝもり出て見よ今いくかありてわかなつみてん

これは、とぶ火の野守いでゝ見よとよむべし、此野をとぶひ野といふ事は、むかしは國々にはやくきかすべき事あれば、所々に大なる火を立ければ、次第に見つぎて是をたてゝ、とをき國にも一日のうちにしらせける也、その野をまもるものぞ、とぶ火の野守とはいふ也、

蜻蛉野

〔書言字考節用集二乾坤〕蜻蛉野アキツノ〈又作秋津、和州吉野郡、雄略帝遊獵事實見日本紀、〉

栗栖野

歌數ふるに違なし、涼順も此地に遊んで紫藤の賦を作り、樓臺空く僧侶の室となりぬるを歎きしは、文粹にのせけり、こゝは舊野山とも田獵の地にして、嵯峨帝始て御狩ありてより、文德清和陽成の三帝はおこたらせ給ひしが、光孝帝かさねて興し給ひ、御幸なりぬ、あるひは此野へ官人を遣されて、松虫鈴虫などをとらせ給ふに、其とき野に虫屋を造り、音よき虫を撰て奉りけり、

〔禁秘御抄下〕虫

松虫鈴虫類、人々進之、或被召賀茂社司、堀川院御時、頭以下向嵯峨野、誠有逍遙、是給虫屋向選虫奉之、

〔源平盛衰記二十五〕小督局事

仲國、明月ニ鞭ヲアゲテ、西ヲ指テ浮岩(アユマセ)行(ナガラ)(中略)内裏ヲバ亥剋計ニ出タレ共、通夜(スガラヨモ)嵯峨野ノ原ニ迷ツヽ、秋ノ夜長シトイヘ共、内裏ヘ歸リ參リタレバ、夜ハホノ〴〵ト明ニケリ、

〔風雅和歌集五秋〕後宇多院大覺寺におはしましける頃、七夕七百首歌の中に、野女郎花を、

前大納言實教

いくとせかさが野の秋の女郎花つかふる道になれてみつらむ

〔伊呂波字類抄久地儀〕栗栖野

〔閑田耕筆一〕栗栖野、山城に二所、人皆忘れり、契冲阿闍梨和名抄を引て、愛宕郡栗野、久留須、又宇治郡小栗、(乎久留須)所の名凡二字なれば、栗野は栖字を略してくるすと、野の字は加へながらよまざる也、たゞし假付の乃字落たるにや、小栗は小栗栖なるを、これも栖字を略(ハブ)てよみ付たる也、くる須の小野と歌によみゆるは、皆愛宕郡なるをよむ、唯新撰六帖に、光俊、ふる雨にくるすの小野の小鷹狩ぬれしぞ家の始也ける、とよめるは、宇治郡也、(蒿蹊云、是は故事によれば也、)三代實錄廿六、又四十二、延喜式第十四、主水司式氷室一所と見えたる、又源氏物語に見えたるも、俱に愛宕郡栗栖野也など勝地一

もあぢきなしとこそ定られためれといふ、猶名所歟、其所可尋、但又野宮歌合には、あだしのにはあらで、くらぶ山の事也、件歌合守文があだしのゝは、別詞云、あだしのはなたかゝらねばにやあらん、有所しる人すくなしといへり、なを不審なり、

〔藻塩草(二地儀)〕野

磐代野(紀州中略)○印南野(播州中略)○岩蔵小野(城州中略)○石田小野(城州中略)○入野(未勘中略)○岩田野(○註略)伊波世野(越中中略)○磐余野(やまと十市郡○中略)生野(丹州中略)○いはたの小野(東国しの、なすゝき)、生田小野(摂州中略)○石見野(いにみ中略)石瀬野(越中中略)○伊香保野(上野中略)○いか野(○中略)ほや野(しなの中略)○穂坂小野(かひ中略)○はな野(名所にあらず、秋はぎのはなの、すゝき、清すけ抄、名所に入たり、八雲御説、)はつせ野(やまと○中略)遠里小野(摂州住吉郡○中略)島屋野(未勘中略)○燧火野(大和添上郡○中略)鳥部野(城州中略)○旗野(万、未勘、○中略)千葉野(下総中略)○大我野(紀州中略)○押垂小野(○中略)大荒木野(山城、三雪、霜、)大香野(大和中略)○大原野(城州中略)○大河野べ(やまと吉野郡○中略)を野(○中略)小しほ野(山城、わかな、松、さか木、)小くら山ふもとの野べ(山しろ○中略)わさみ野(○中略)太奈久良野(やまと○中略)鏡野(○中略)萱野(ちくぜん○中略)春日野(やまと添上郡○中略)かた岡野(大和中略)○かりぢのを野(○中略)河口野(伊勢中略)、○かち野(あふみ○中略)かくれ野(伊勢中略)○かげろふのを野(大和中略)○かぐらのを野(山城、千草、うづら、)かつらの小野(山城中略)○かた野(河内中略)○蒲生野(近江中略)○のだちの小野(大和中略)○横野(上野○中略)芳野(やまと○中略)よど野(山城中略)○たまぐしの野(○中略)玉野(あふみ中略)瀧上あさ野(○註略)たかまど野(やまと○中略)たき野(みの中略)○たかきつ野(大和中略)○たこの入野(かうつけ○中略)たまくら野(やまと○中略)たち野(むさし○中略)たか野(やまと○中略)玉田よこ野(かはち○中略)玉よこ野(いづみ○中略)たつた裙野(やまと○中略)つくま野(あふみ坂田郡○中略)つげ野(つの国○中略)都留坂野(かひ中略)○その原(しなの○中略)なみしは野(○中略)なるみ野(おはり○中略)なす野(下つけ○中略)むさし野(○中略)むらさき野(山城中略)○内野(山城中略)○うちの打ほ野(大和中略)○うだ野(中略)山しろ、又やまとに同名あり、○中略)うね野(あふみ○中略)上野(山城中略)、瓜生野(山しろ○中略)ゐな野(つの国○中略)野かみ(みの中略)○栗栖小野(山しろ○中略)百済野(つの国○中略)くせ野(山しろ○中略)八田野(ぶぜん○中略)やす野(近江中略)○山のそき野(○中略)やたのひろ野(かうしう○中略)八はし野(三河中略)○

かすがのをの　しめじの　しめの、くだらの　よこのむらさきのればふ　すぎの野　お
ほの　かくれの　あたのおほの　はな野　とをざとをのすみよしの　いるの、あしきの
しきの、なみしばの、やたの、わさみの　いなび野　かりはのをの　おほあらきの
いはせの　つくまの　たなくらの、するのはらのあづさゆみ　やすの、あけのさ、
のいもかりに　あくちの、内のおほの　ひくまの　そほかの　いはたの　うだのおほの
あきづの　あはの、さがのあらの　き、つかの　あさくはそのすみよしの　あさはの
かたちのをの　みしまの　ひめの　まの

〔八雲御抄五名所〕野　平野　大原野、北野などもよめり、是は皆神社也、

さがの山[illegible]後拾　くるすきの同　くるす、さし有萬、ふたい也同、宮也、万ふたいのみかのはら、べ、いはくらのをの同なの　万
あきつといへり　おほあらきのゆき同　万　いはたのをの、同そは万ら　はかぐらのを草同　かるう万、茅づら、よどの後撰同
重之かすが大和、萩万葉　みかりの露、櫛の雨へ　梅とぶひ　とぶひの、のもりは、かすが松がのわかになり、業家歌雲におばな、とぶひなぎなられ、雲ど、雲
いへるは、大つきたたる名也のゆへ　こせ同　河こせかみの、はるの、つらのとよくつめばり万、きうだのおほの同とも、万　雪狩けによむ、衣なかた春の冬の
てまけ　たかまつの、かり同　草万　たかまどのぎ同、女郎花万、眞はみよしのたま同松万　うちのおほの五字同有万　上
まきはるうちのおほのむま、かはがいほり同　り万　しめわかなつむ同也、栖か　ふるからをのとかし同古に　もいはれ拾同　後
あたのおほ萩同　まくすかたかが河内り後拾によむ　たあさゝはをのし也、万かきつばた、すみよしとをざとをの住吉同　万
くだら也同、いふとも、万冬野　むらさきか近江れさす万　あしめ万同　つくま同　有萬葉やすの、さけ万　みをかへふ同
へ、たかおほしまみふみなれ、か　あはつ新勅同　後撰拾遺すくる　いなみのし同か　万　のあなかさのちし水はぎ　いはしろ紀む　す万
松びあきつに山の同万　あきつかのきとついばへたり人　くかはぐちに伊いほり万てのべ　かくれ有種同　万　みしま雲中狩中　雲万
雪たかやかなてかにたすなへのすきも同たおと万るすきゝふす、とめひす同、き万、雪、ひくまは雲ぎ　万　いはせぎ雲、こ中たか万ゝりは、すが
のあら信公　万　たこのいり上野草枕　万　さ同　万　よこのれは万ふ、武蔵むさしほりかれ万のうけ井らがはな

名野

觀三年下符、勿禁採樵牧馬、備前國兒島郡野、永爲百姓所賜野、承和之制、今猶不行、何禁爲荒、莫害農畝、然猶法禁、頒下諸國、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應禁占點林野內事

右林野之興、非妨民業、至於京樹、案不拘制、去寬平三年四月廿三日、今年正月廿一日下知已了、而今猶等假託威勢、獨行非法、或斷略牛馬、忽失放牧之便、或掠奪鎌斧、遂失樵蘇之利、百姓愁苦、莫大於斯、右大臣宣、奉勅、宜重下知勿令更然、若不改前轍、猶致侵擾者、必處違勅、曾不寬宥、國司許容、亦與同罪、

元慶七年十二月廿二日

〔扶桑略記二十三〕寬平元年十二月二日、甘南扶持還來云、去廿九日申時始到島下郡、〇中略 備問事由、郷人語云、太上天皇〇陽成 御此郷、備後守藤原氏助之宅御在所也、〇中略 此爲狩取安倍山猪鹿也、〇中略 今日以仲山爲院禁野、宇治郡維爲專當、時未略頭、

〔萬葉集一雜歌〕天皇遊獵蒲生野時額田王作歌

茜草指、武良前野逝、標野行、野守者不見哉、君之袖布流、

〔續古今和歌集五秋下〕文永二年九月十三代歌合に、野鹿を、　　太上天皇

ねられずや妻をこふらんしめのゆきむらさきのゆき鹿ぞ鳴なる

〔枕草子九〕野は

嵯峨野さらなり、いなみ野、かた野、こま野、あはづ野、飛火野、しめぢ野、そうけのこそすゞろにおかしけれなどさつけたるにかあらん、あべの、宮城野、かすが野、むらさき野、

〔奥義抄上ノ下〕出萬葉集所名　昔通名所不注

野

右件野、可禁制之狀、代々先帝降綸旨重疊下知已訖、右大臣宣、奉勅、如聞鷹鷂滿野、佃獵無度、州吏寛容、禁制漸絶、爲吏之道何其如此、宜加捉搦、不得重然、尙有乖越、科違勅罪、若有不憚此制輙以闌入者、五位已上取名奏聞、六位已下依例禁固、但無賴之輩、害事守野、奪取百姓鎌斧、以妨樵蘇之類、國司量意任以決罰、宜路頭條示、明令曉告、差擬已上一人令撿勾其事、

貞觀二年十月廿一日

太政官符

禁制國司幷諸人養鷹鷂及狩禁野事

右被右大臣宣偁、奉勅、頁御鷹鷂從停止、及不應下飼櫻網捕等鷹之狀、元年八月十三日下知既畢、誠欲好生之德、發惡殺之心、上下慈仁、中外禔福、今聞或國司等、多養鷹鷂、尙好殺生、放以獵從、縱橫部內、強取民馬、乘騎駈馳、疲極則弃、不歸其主、黎庶由其悲吟、農耕爲之闕怠、苟忘朝寄、豈當如斯、自今以後、此事有聞、則責以違勅、解却見任、又罷殺生之遊、故施禁野之制、而今或聞、輕狡無賴之輩、私自入狩以擅遏、爲窮民苦、更倍昔日、國司聞見、無心糺察、並非國家之宿懷、何其未思之甚矣、宜嚴加制莫令重然、有不聽從、五位以上錄名言上、六位以下登時決罰、但百姓樵蘇、任意莫禁、若有致乖違歸罪國司、

貞觀五年三月十五日

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年十二月廿一日己未、勅、山城國葛野郡嵯峨野、元既不制、今新加禁、樵夫牧豎之外、莫聽放鷹追兎、同郡北野、愛宕郡栗栖野、紀伊郡芹川野、木幡野、乙訓郡大原野、長岡村、久世郡栗前野、美豆野、奈良野、宇治郡下田野、綴喜郡田原野、天長年中既禁從禽、今重制斷、山川之利、藪澤之生、與民共之、莫妨農業、但至于北野、不在此限也、大和國山邊郡都介野、天長承和累代立制、今宜加禁莫令縱獵、制拂禽鳥、許採草木、美濃國不破安八兩郡野、本自禁制、永爲藏人所獵野、播磨國賀古郡野、印南郡今出原、印南野、神埼郡、北河添野、前河原、賀茂郡宮來河原、爾可支河原、先既有制、今重禁斷、嘉

〔伊呂波字類抄 地儀〕禁野

〔類聚名物考 地理 二十〕禁野 しめの 又標野 近江 蒲生 大和 又山城

今案に、しめ野とは人に狩する事をいましめて、御狩のためにすれば、やがてかくいへり、禁制の意なり、班固が西都賦に、命荊州使起鳥、詔梁野驅獸、毛群内闐、飛羽上覆、接翼側足、集禁林而屯聚云といへるこの禁林すなはち禁野の事也、卜地を、ところをしむると訓も、卜はしむるなり、又標野と書も、標はしるしのくひにて、澪標をみをつくしと訓むに同じ、

〔和漢三才圖會 河内 七十五〕禁野 天子遊獵地、停尋常殺生、故名禁野也、惟喬皇子狩于此、獲金色三足雉、以來成禁野、今乃爲民之畠、

〔貞丈雜記 鷹 十五〕一禁野と云ハ河内國交野に禁野と云所あり、天子の御狩の地也、よのつねの殺生を禁制せらるゝ、故禁野と云也、

〔西宮記 臨時 五〕一所々事

禁野 北野 有別當、少將 交野 別當、鷹飼 宇陀野

〔禁秘御抄 下〕一御厨事 略○中

供御六府御贄供先例等、並御厨御牧付御厨子所、近代只直付御厨子所、禁野交野等鳥同之、鷹飼人進之

〔嵯峨野物語〕一代々の御鷹場ハ數十ケ所なり、その所おほし、殊に宇多交野ノ御野と申すは、天皇の御鷹場のゆへなり、禁野と申ハ人をかよはせて、鳥をおほくふせをきて、雜人を禁せられし程に、禁野と申也、野の行幸あるべき野べハ、三年人を入られずなど傳承侍り、

〔日本紀略 嵯峨〕大同四年七月丁未勅、自今以後、不得遊獵於大原、栗前野、水生、日根等野、

〔類聚三代格 十二〕太政官符

應制狩諸國禁野事

一野におゐて草苅事、此以前より入組ニかゝる所に、屋敷さかへと號、或鍬目を付、或境を立、草苅を留る儀曲事より、所詮自今以後、無異儀可苅者也、

慶長十四己酉年八月四日

〔農政本論中編中〕野年貢、野役米、野手米永、草役永、

此ハ平原曠野ニ段別ヲ請テ、他村ヲモ入會ナドシテ、秣、柴、萱等ヲ苅採リ、年貢ヲ上納スルヲ云フ、或持主ヲ定メタルモアレドモ、野方ハ多分持主ナク、總村持ナル者也、總テ野原ニテモ野山ニテモ段別ヲ著ヶ、米永何程取ト定リタルヲ、野年貢ト云フ、草年貢ト唱ルモ即是也、又段別ノナキヲバ野手、米永、或野役米ト云、何レモ皆小物成ナリ、野手、米永ハ野原等總村持ニシテ、野手ヲ上納シテ、馬草、柴、萱等ヲ刈取リ、又廣キハ他村ニモ草札ヲ渡シ置キ、米永ヲ納サセテ入會ニスルモアリ、野役米ハ荒野他村ト境界ノ分明ナラザルヲ以テ、後ニ爭論起ランコトヲ慮リ、證據ノ爲ニ役米ヲ上納スル等ナリ、草役米ハ野役米同事ニテ、名目ノ變リタルノミナリ、又野高ト稱シテ、村方ノ内ニ入レテアル類ハ、田畑同樣ニテ、本途ノ物成ヲ納ムル也、若又新規ニ役米永ヲ申付ルコトアラバ、審ニ能廣狹ヲ量リ、且又其近隣ヲ見合セ、村方ト對談吟味ノ上ニテ申付ベシ、草代ト唱ルモ御此ト同事ニテ、或ハ他村ニ馬草柴萱ヲ刈セテ、代米永幾程ト極メ、他村ヨリ上納サセル類ヲ草役ト云ナリ、

〔地方落穗集五〕野山開發損益之事

一野〻、山〻等も納候場所、田畑に開發を相願候へ共、見分の上高入に可成場所は格別、左も無之見取場にて差置體の所は、縦野山〻と見取年貢と指引、見取の方格別御益有之とても、開發は不可然也、其詮は、知行渡の節、野山〻は貳石五斗五升を以高に直し渡す也、當分御益の樣にても、見取の分は、高外にて知行渡に成故、御爲に宜しからす、

寛喜三年四月廿七日

(御成敗式目追加)一用水山野草木事

法意ニハ、山林藪澤公私共ニ利スト云、自領他領ヲイハズ、先例アリテ、用水ヲモヒク、草木ノ樵蘇ヲモスル也、武家モ此儀ナリ、但地頭ノ立野在林ニハ寄付カズ、

(新編追加雜務)一山野河海事

右領家國司之方、地頭分以折中之法、各可致半分之知行、加之先例有限年貢物等守本法、不可亂違之、

(新御式目)條々○中略

止山野江海煩、可助浪人身命事

諸國飢饉之間、遠近侘傺之輩、或入山野取薯蕷野老、或臨江海求魚鱗海藻、以如此業支活計之處、在所之地頭、堅令禁遏云々、早止地頭制止、可助浪人身命也、但寄事於此制符、不可有過分之儀、於此旨可致沙汰之狀、依仰執達如件、

正嘉三年二月九日

武藏守

相模守

駿河守殿

(信玄家法上)一山野之地、就打越、四至榜示論、境者亂、明本跡可定之、若又依舊境不及分別者、可為中分、此上尚有御論之族者、可付別人、

(德川禁令考四十四)慶長十四酉年八月

草刈場高札

定

城側近高顯山野、常令衞府守、及行幸經過顯望山岡、依舊不改、莫令斫損、此等山野並具錄四至分明牓示、不得因此濫及遠處、仍國郡官司、專當糺察、如慣常不悛、違犯此制者、亦○亦字恐衍六位以下科違勅罪、五位已上及僧尼神主等、錄名申上、仍聽投彼使人、申送所司、登則示衆決罰、以懲將來、若所司阿縱、卽同違勅坐、要路牓示、普令知見、其入公幷聽許等地數、具錄申官、不得疎略、

延曆十七年十二月八日

(類聚三代格十六)太政官符

令四箇條事○中略

一原野事

右件依同前符、公私可共、案和銅四年十二月六日詔旨、親王已下及豪强之家、多占山野、妨百姓業、自今已後、嚴加禁制、但有應墾開空閑地者、宜經國司然後聽官處分者、然則除民要地之外、不要原野空地者、須聽官處分、偏不可拘无用之土、○中略以前得七道觀察使解偁、○中略伏請下符諸國、每事存限、務加敎喩、无數致憂煩、謹請處分者、右大臣宣、依請、

大同元年八月廿五日

(類聚三代格十六)太政官符

應禁制山野不失民利事

右被右大臣宣偁、山野之禁、元爲鷄雉、至於草木無所禁制、如聞、所由不熟事意、偏峻法禁、奪人鎌斧、執人馬牛、以絕往還之蹊、亦失樵蘇之業、爲人之患、莫此之甚、宜早下知莫令更然、又聞、或公或私、非有官符、妄占山野、多妨民利、如斯之類、並早禁制、□若猶不肯者、具狀言上、隨卽科處、其江河池沼之類同亦准此、莫致人愁者、宜牓示路頭、普令知見、

シスフヒなどの言葉、皆これ語助なり、古時野の字讀てナといひし如きは、ノといひ、ナといふは轉語なり、また古語にナと云ひしは無也、莫也、其義あるなり、さらば野をノといひし事は、其平遠曠濶の義なるに似たり、(凡屈めろものを伸しぬれば長し、また窪めろものを殺して平になすをもノスといふ、其義幷に同じ、)

〔倭訓栞前編二十三乃〕の　野をよむも彼此相通ふ意ありて、之字に通へり、えぞにぬぷといふ、

のはら　野原の義也、野は卑く、原は高くして、曠平なるをいふ也、

〔古事記傳三〕凡て野をば、古は怒と云り、能と云はやゝ後のことなり、師の云く、野(ノ)、角(ツノ)、篠(シノ)、忍(シノブ)、凌(シノグ)、樂(タノシ)などの能は、古はみな怒と云り、故古書に此等の假字には、能乃などをば用ること無くして、みな奴、怒、農、濃などを用ひたり、農濃などはヌの假字なり、ノに非ず、凡て右の言どもを能と云ことは、奈良の末つかたより、かつ〴〵始れりと云れたるがごとし、

〔雅言集覽乃三十一〕の野　萬葉には、大かた野(ヌ)ともよめり、まれにはのともよめり、其例十八廿九夏能(ナツノ)能之(ノノ)、同十七十七志乃備加禰都毛(シノヒカネツモ)、同八多流比賣野(タルヒメノ)うらをこぎつゝ、同十八廿五おほなむちすくなひこな野(ノ)神代より、同卷中外に四つあり、

〔類聚名物考地理二十〕のら。　野

野といふにラをそへて、語の助とせしなり、萬葉集に子をら妻をらとも、又家らともいへり、

〔夫木和歌抄若菜一〕家集戀歌中　俊賴朝臣

君をこそあささはのらにをはぎつむしづのをふさのしみ深く思へ

〔徒然草上〕心のまゝにしげれる秋の野らは、おきあまる露にうづもれて、むしのねかごとがましく、やり水の音のどやかなり、

〔八雲御抄三上地儀〕野　春野万　夏　冬　やけ　かれ　あづまの　すそ　かげ　のち　のはらだく　(らの冬のゝ也)　いきものと云　あさぢ　すゝの丕のやなどいひつれば、野はある也、　ふせやとは、の

古事類苑

地部四十五

野 原附

野ハ、ノト云ヒ、古ハ、ヌトモ云ヘリ、又野原ノハラト連呼ス、蓋シ我國ニテ野ト云ヒ、原ト云フ、其實兩者ニ確然タル區別アルニハアラズ、廣平ナル曠地ヲ、或ハ野ト云ヒ、或ハ原トモ云フノミ、尙ホ原篇ヲ參看スベシ、

〔倭名類聚抄 一林野〕野 四聲字苑云、郊牧外地、以者反、又作壄、和名乃

曠野 日本私記云、廣野乃良

〔箋注倭名類聚抄 一田野〕廣韻、野田野、羊者承與二切、壄田廬、承與切、按古無壄字、借野字爲之、後人加土旁、承與以別田野字也、然則得以野爲壄、不得以壄爲野、得以承與音野字、不得以羊者音野字也、增韻、野古壄字、後人借爲郊野字、遂加土以別之、非是、新井氏曰、乃平遠曠濶之義、伸謂乃之、乃須、延謂乃比、乃布、皆同語、略○中按爾雅、郊外謂之牧、牧外謂之野、說文、野郊外也、即此義、略○中曠野、見景行四十年紀、按曠野、出毛詩小雅、山田本、曲直瀨本、無下良字、伊呂波字類抄同、按曠野、荒野等、並見萬葉集、則有良字、無良字並通、顯宗紀又荒郊謂安良乃、然阿良乃良與、景行紀傍訓合、此有良字似是、

〔東雅 二地輿〕野ノ 義詳ならず、古語にノといひしには、伸るの義なるあり、古語拾遺に、巢の字を釋して、手を伸すの義也と云ひけり、ノシといひ、ノスともいひ、ノブとも、ノビともいふが如き、その

か、橘姫なりといへるは、例の附會のせつなるべし、

〔類聚名物考地理二十一〕萬木森　ゆるぎのもり又云よろぎのもり　近江國高島郡

よろぎ、ゆるぎ訓かよへり、小余綾磯をもこゆるぎのいそとも云ふが如し、動揺の意より出たる名なるべし、

〔枕草子三〕森は

さぎはいとみるめもみぐるし、まなこゐなどもうたてよろづになつかしからねど、ゆるぎのもりにひとりはねじと、あらそふらんこそおかしけれ、

〔新千載和歌集雑十八〕かくし題の歌よみ侍ける時、霧のけさを、　入道二品親王覺性

いかなればゆるぎの杜のむら雲のけさしもことに立さはぐらん

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思

不想乎、想常云者、眞鳥住、卯名手乃杜之、神思將御念、

神奈備乃、伊波瀨乃杜之、喚子鳥、痛莫鳴、吾戀益、

〔後撰和歌集 戀十四〕忍びてすみ侍りける人のもとより、か〻るけしき人にみずなといへりければ、

立田川たちなば君がなをおしみいはせの杜のいはじとぞ思ふ

元方

〔和泉式部集 二〕みちさださりてのち、帥の宮に參ぬとき〻て、

うつろはでしばししのだの森を見よかへりもぞするくずのうら風

赤染衛門

〔日本書紀 推古二十 二〕六年四月、難波吉士磐金至自新羅而獻鵲二隻、乃俾養於難波杜、因以巣枝而產之、

〔新古今和歌集 戀十 三〕宮つかへしける女をかたらひ侍けるに、やむごとなきおとこのいりたちて、いふけしきを見てうらみけるを、女あらがひければよみ侍りける、

僞をたゞすの森のゆふだすきかけつゝちかへわれをおもはゞ

平定文

〔後拾遺和歌集 戀十 三〕清家がちゝのもとに、あはの國にくだりて侍りけるとき、かの國の女に物いひわたり侍りけり、ちゝ津國になりうつりてまかりのぼりけたば、女たよりにつけてつかはしける、

よみ人しらず

心をばいくたのもりにかくれどもこひしきにこそしぬべかりけれ

〔わざめのすさび 三〕吾妻森

大江戶龜戶天神のうしろを四五町ゆきて、かしこの畑中にあり、この社を、やまとだけのみことの御妻橘姫の靈をまつれりと、物にしるせり、されどうけがたき說なりと、おもひをりしに、この頃、藤原茂睡入道のえらばれし鳥のあと〻いへる歌集をよめるに、くだんの森を題にて、鳥がなくあづまの森を見わたせば月に入江の波ぞしらめる、といふ歌ありて、自注に、吾妻森は東人といふ人の、住し所とぞ、本所橫堀三目の東にありとしるしたり、東人といへるは、いつの頃の人に

所名（なびの、いはせの、にしのいはせの、ふのいはせの、）又いはせのもり有云々、上かしはぎの（同 男編女）いくたの（家集 後拾）しのだの
（後撰 後拾）（増基）あはづの（後撰）おいその（後拾 公實）いはしろの（紀伊）（後拾）なぎさの
（同）こどり（万）（よふ）うなでの（家持、万）じすがの（東れあり）こゝゐの（伊豆）（元輔）いくりの（万）たかたの（拾）
くるせの（万）うつきの（清少納言草）たちきの（同）くるべきの（同）うたゝねの（同）たれその（伊賀）（同）
よひたての（同）ゆるぎの（千載）さきあるときはの（山家）たゞすの（同 貞文）なげきの（古今）古けしきの大
（同）（千載）（川）こからしの（新古）（定家）あはでの大しのぶの（後撰）（千載）わかまつの（千載）ころもでの
山かたをかの（新古）月よみの（伊勢）（四行）人つまの（山）いはでの（同）こひのたかまの大てくらの
杜をたの（夫木）やなぎの（井）うさかの（中）足ふち　たまりの（伊賀）萬まの

〔萬葉集 九 挽歌〕宇合卿歌三首〈略二首〉
山科乃、石田社爾、布麻越者、蓋吾妹爾、直相鴨、

〔詞花和歌集 九 雜上〕山城守になりて、なげき侍りけるころ、月のあかゝりける夜、まうできたりける人のいかゞ思ふととひ侍ければよめる、　藤原輔尹朝臣
山しろのいはたのもりのいはずとも心の中をてらせ月かげ

〔古今和歌集 十七 雜上〕題しらず　よみ人しらず
おほあらきのもりのした草おいぬればこまもすさめずかる人もなし

〔永久四年百首 雜〕杜　俊頼
はぐゝみし楠さびしく成ぬらん作のもりのちり行みれば

〔萬葉集 四 相聞〕太宰大監大伴宿禰百代戀歌四首〈略三首〉
不念乎、思常云者、大野有、三笠杜之、神思知三、

〔萬葉集 八 秋雜歌〕鏡王女歌

名稱

むべきにや、ひもろぎをいふなるべし、ろぎ〳〵反り、ひを略す、社地には必ず林叢あり、俗に森をよむは盛也と注し、木多貌と注せるをもて也、又史記に、畢在鎬東南杜中、注に、徐廣曰、杜一作社と見えたれば、杜と社を同意に用たるにや、委くいはんには、もりは樹をもて神體とこたるをいひ、やしろは神舍を構へたるをいふ成べし、六帖にも、人づまはもりかやしろかとならべよめり、

〔地方要集錄〕森といふは、寺社等の境内等に木を植立置、茂りて材木薪にも伐とらず、立置くをいふ、林といふは、何方にても山、河原か、原等に、木を立置候て、材木薪にも伐候、木立茂りたるを林と云也

〔枕草子六〕もりは

おほあらぎの森　こしのびのもり　こゝゐのもり　こがらしの森　こしのだのもり　いくたの森　うつきのもり　きくたのもり　いはせの森　立聞のもり　ときはのもり　くるべきのもり　神なびの森　うたゝねのもり　うきだのもり　うへ木のもり　いはたの森　かうたての森といふが、みゝとゞまるこそあやしけれ、もりなどいふべくもあらず、たゞひと木あるを何につけたるぞ、こひのもり、こはたのもり、

〔奥義抄上ノ下〕出萬葉集所名　普通名所不注

杜

いはせのもりかみなびの　いくりのもりいもがいへに　いはたのもりやましろの　うきたのもり　さくさいのもり　うなでのもりまとりすむ

〔八雲御抄五名所〕杜

うきたのもり山、万、ときめおほあらきの、おほあらきの同上品、古今いはたの同たむけ万はづかしの同　後ミつの同

後撰、こつのもりとも、證にありといへり、は、その同輔宗公後拾見かさのおほのなか大万神なびの同古　いはせの同、万、時

え、生國魂社樹、などみえて、また隼別王の舍人等の歌の詞にイツキと見えしを、私記に森也と釋せしが如きこれ也、また此事によりて、神社にしもあらねど、凡木多くしげき所をもモリなどいひしを、後人遂に木多貌也といふ義もあれば、森の字借用ひ、モリと讀む事にもなりし也、かゝるならはし、いづれの代にも多かる事なり、古の語に、神社をモリともイツキともいひし其義の如きは、既に闕けぬと見えしかど、素盞烏神新羅の曾尸茂梨の所にやどり給ひしと見えし、また神籬の字讀てヒモロギといふ、そのモリといひ、モロといふ幷にこれ古に神を齋祀するものを、さし云ひし所にて、また後にはハヤシなどいひしに同じき事にぞ見えたる、モリといふしの、事は、倭名鈔に見えず、其字日本紀にみえし所にて、世の人ふるく用ひ來りぬればこゝに附しぬ。

〔新野問答〕杜

杜字如貴示候、森の字之意に用申候、万葉集に杜字を森と用ひ候は、左樣に讀來候、但萬葉は上古之物に候故、其訓斷絶候て、延喜中知る人なく候か、天暦に至て、源順押て訓を加へ候、爾來古點新點さまざまに候へども、畢竟は先づ無理讀に候、因玆彼集は臆讀に讀候事も候、又うたがはしき事も候、杜字杜の訓に用ひ候は誤にて可有之候、但古今集に、

ねぎごとをさのみきゝけんやしろこそはてはなげきのもりとなるらめ

社字を杜と訓じ候事もやと、臆説ながら申試候、是非如何候半、大略社は木しげき所に候へば、森とも申べきや、韻會に周禮を引て、二十五家爲社、各樹其土所宜之木など候へば、社之字をもりと訓候は、さも有べきやとも存候、杜字を森の字意に訓候は、字書ニ説無所據よ、萬葉之社の字を誤て、杜の字に古來用ひ候誤も知るべからず、又別に子細も候歟、

〔倭訓栞前編三十三〕もり　林叢をいふ、盛の義なるべし、杜をよむは、日本紀、新撰字鏡に見えたり、杜はかつらとよみて、神道に殖るもの也、よて萬葉集に神社をよめり、神名式の神社の字もかよ

〔江談抄五詩事〕杣字事
又問云、杣字、誠本朝作字歟如何、被命云、杣字本朝山田福吉所作也、榊字又見日本紀云々、

〔註〕森

森ハ、モリト云フ、盛ノ義ニテ林叢ヲ謂フナリ、舊ク神社若シクハ社ノ字ヲモリト讀メルハ、蓋シ神社ハ林叢中ニ在リテ、社地即チ森ナレバナルベシ、

〔新撰字鏡木〕杜（徒古反、塞也、澁也、毛利、又佐加木、）
〔伊呂波字類抄毛地儀〕杜（モリ杜ムラ）森（同）
〔運歩色葉集毛〕森　杜
〔書言字考節用集二乾坤〕森（モリ、本朝所ニ林叢一云爾、說文、森木多貌、）杜（同、今案杜木名、赤棠也、又木根之皮也、本朝俗用爲ニ林叢之義一者未レ穩、）
〔和漢三才圖會五十六山〕森（音參）衆木貌也、按森林有少異、野外有草木、平平者林也、一處在衆木、集叢者森也、（古言毛利也）森林字形能合訓、今稱森者、多是神處也、如糺森生田森之類、而社（訓毛利）續日本紀社女爲毛理賣是也、（○後人誤社字作杜、訓毛里乎、）
〔東雅二地輿〕杜モリ　日本紀に見えし長柄杜、私記に讀てモリとす、（天武紀）世人此字を讀てモリといふ事、これによれりと見えけり、されど此杜の字の如きは、社の字をもて誤寫してモリと讀しか、舊事記に見えし湯津楓木（ユツカツラノキ）、古事記には湯津香木（ユツカツラノキ）としるし、日本紀には湯津杜木（カツラ）と見えて、此にカツラといふと註せられけり、私記には杜字は桂字を誤れりといひけり、長柄杜の如きも、もし初より杜字に作りたらむには、私記またこれをも其誤を正しつべし、然るに是等の說も見えず、讀てモリといひし事は、必これ後人の寫し誤りにして、私記の頃ほひにては、社の字たりし事疑ふべからず、萬葉集には、社また神社の字共讀てモリといひけり、古の時は、此國にしても社には樹を植て其主となされ、それをばモリとも、またイツキとも云ひし也、日本紀に石上振の神椙と見

〔倭訓栞 前編十三〕そま 杣は倭字也、〇中略 西土の書に木客又山伐とみゆ、是そまの義なりといへり、杣山、杣木、杣人などよめり、萬葉集に追馬喚犬をよめり、古へ馬を追にそといひ、犬を喚にまといひし成べし、

〔松屋叢話〕後草紙三の巻に、曾禰好忠三百六十首歌の中に、

なけやなけ蓬が杣のきり〴〵す過ゆく秋はげにぞかなしき

といふを、長能が、狂惑のやう也、蓬が杣といふ事やはあるとて、そしれるよし、いゝるされしに、夫木抄雜十に、家隆信實のしかよまれし歌も三首あり、今按に、古今著聞集飲食部に、道命阿闍梨修行しありきけるに、やまうどの物をくはせけるを、これはなにといふものぞと問ければ、かしこに、ひたはえて侍るそま蓼なん、これなるといふを聞て、よみ侍りける、

ひたはえて鳥だにすへぬ杣むぎにしらつきぬべきこゝちこそすれ〇中略

杣蓼は、しげりあひたるさまの事にて、もとしげり葉の約語しばといふをかよはしいひけるにや、しば山ともそま山ともいへるなどおもひあはすべし、さて木立の葉しげりたるさまを、杣といふよりうつりて、そこにいりて樵取わざするを杣人といひ、そこより伐出せしを杣木ともいへるなりけり、〇中略 もじも中國の新字なるに、从木从山しは、木立の義をとりてつくられたればなるべし、

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌〕寄物陳思

宮材引、泉之追馬喚犬二、立民乃、息時無、戀渡可聞、

〔皇大神宮儀式帳 一〕新宮造奉時行事幷用物事〇中略

次取吉日、爲正殿心柱造奉、率宇治大内人一人、諸内人等、戸人等、入杣木本祭用物注左、〇下略

〔大神宮儀式解 入〕入杣木本祭は、曾万伊利古乃毛登万豆流とよむべし、入杣は卽山入也、〇下略

侍眞妙〇下闕
維那曇樹〇下闕
芥禪院智□花押〇下略

○

杣

〔倭名類聚抄一山谷〕杣　功程式云、甲賀杣、田上杣、杣讀曾萬、所出未詳、但功程式者、修理算師山田福吉等、弘仁十四年所撰上也、

〔箋注倭名類聚抄一山石〕功程式、今無傳本、按甲賀近江國郡名、天武紀鹿深卽是、田上屬近江國栗本郡、萬葉集藤原宮役民歌所謂衣手田上山、卽是也、杣字皇國所造會意字、非漢字、然既見寶龜十一年西大寺資財帳、及延曆二十三年大神宮儀式帳、江談抄以爲山田福吉造是字者、蓋誤讀本書也、又按、曾万蓋山中殖樹木、爲採造屋材之處、萬葉集大伴家持歌所云和豆香蘇麻山、大神宮儀式帳、入杣木本祭、西大寺資財帳有杣圖皆是也、至是處採材者曰杣人、萬葉集寄木歌云、眞木柱作蘇麻人是也、今俗呼採材之人爲曾万、轉訛也、

〔伊呂波字類抄所地〕杣ソマ

〔運歩色葉集ソ〕杣

〔書言字考節用集一乾坤〕杣山ソマヤマ（江談、杣本朝俗字、）

〔同文通考四〕國字

杣ソマ　木在山也

〔東雅二地輿〕林〇中略　麥木の山にあるをソマといふ、義亦不詳、舊事紀、古語拾遺等に、手置帆負神、彥狹知神をして、大峽少峽之材を伐て瑞殿を造られしと見えしは、其事後に杣木を伐りて、宮材引などいふに同じければ、後にソマと云ひしは、上古に大峽少峽などいひしに同じかるべし、

(日本書紀神代一)一書曰、(中略)初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之內、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、

一書曰、素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、即成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟、此兩樹者、可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、柀可以爲顯見蒼生奧津棄戶將臥之具、夫須噉八十木種、皆能播生、于時素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次抓津姬命、凡此三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也、(下略)

(三代實錄二清和)貞觀元年四月廿一日丙午、河內和泉兩國、相爭燒陶伐薪之山、依朝使左衞門少尉紀今影等勘定、爲和泉國之境、

([illegible]源院文書)清瀧西全兩寺寺務條々(中略)

一寺僧坊中前後木事

凡山寺坊中殊更以竹木爲總別之莊嚴、然而近年往人之若輩成覽、私物或不辨當所制法、猥遂把本願已來代々規式、任雅意切坊中木餘、不可思議之振舞也、能々可有禁制、若不叙用寺僧、不擇老少、隨交名注進、可令追出、(中略)

應安六年三月十日　沙彌(花押)佐々木高氏(佐)

(佛通寺文書)御許山佛通寺制札(中略)

一□□爲寺家修造、代築山之木(幷)山中植木失墜致、其外於山林取材木已下、不可出寺外之事、(中略)

大永五年(乙酉)八月六日

當住持瑞(闕)(下略)

納所瑞(闕)(下略)

〔日本書紀皇極二十四〕三年六月、是月、○中略于時有謠歌三首、○中略其三曰、烏麻野始儞、倭例烏比鼓例底、制始比騰能、於謀提母始羅儒、伊弊母始羅儒母也、○也字恐衍

〔日本書紀通證皇極二十九〕葛上郡有小林邑、寄林原、

〔拾遺和歌集雜八〕清愼公月林寺にまかりけるに、をくれてまうできてよみ侍りける、　藤原後生

昔わがをりし桂のかひもなしつきの林のめしにいらねば

〔後撰和歌集秋七〕題しらず　讀人しらず

木のもとにをらぬ錦のつもれるは雲の林のもみぢなりけり

〔千載和歌集雜十七〕わづらふことありて、雲林院なる所にまかりけるに、人のとぶらへりければつかはしける、　良暹法師

此世をば雲のはやしにかどでして煙とならむ夕をぞまつ

〔夫木和歌抄林二十二〕ときはばやし　山城　前大納言實冬卿

さがのなるときはばやしのなのみしてうつろふいろに秋風ぞ吹

〔萬葉集相聞十四〕阿良多麻能、伎倍乃波也之爾、奈乎多氐天、由吉可都麻思自、移乎佐伎太多尼、

右二首○中略一首遠江國歌

〔太平記二〕師賢登山事附唐崎濱合戰事

已ニ唐崎ニ軍始タリト聞ヘケレバ、御門徒勢三千餘騎、白井ノ前ヲ今路ヘ向、本院ノ衆徒七千餘人、三ノ宮林ヲ下降、○下略

〔萬葉集旋頭歌七〕江林、次宍也、物、求吉、白栲、袖纏上、宍待我背、

亦アル者也、此等ハ定納物ニハ入ズシテ臨時ノ浮役物ノ内也、凡林ハ若シ新田新畑等ニ開發スル事ニナリテハ、假令定納ニ極リタル下。草。永。ト云トモ差免ス例ナリ、

〔佛源院文書〕清瀧西念佛寺寺務條々略○中

一寺領山木事付屋敷樹木

凡莊家散在之堂、雖爲一枝、輙不可切用、制法代々事舊畢、然而嚴密重加制法、輙者莊内之土民盜切之儀、希怪之次第也、將又或號手拾折生木之枝、或以抹鎌穿根條、無方之至極也、所詮十五歲已後付是非不可入山、又甲乙人屋敷内至往古之古木、輙不可切、若違背此禁制、領内重者、懸主人、隨所犯輕重、可處罪科、略○中

應安六年三月十日　　沙彌花押佐々木高氏○佐

〔地方凡例錄二〕盜林之事

付略○中御林木盜伐致したる者御仕置之事略○中

一御林木盜伐いたしたる者、古來は死罪、又は其仕形に寄、獄門にも被行たる處、享保の頃より一等輕く相成、申合盜伐致したる頭取は重追放、頭取に雇たる者中追放、同類過料に相成、近例有之なり、

〔八雲御抄五名所〕林

きべのはやし遠江、万、あらたまのきべのはやしゑはやし万七　つるの俊頼說所　くものはやし山城、雲林院紅葉

あふち古今　肥後

〔藻鹽草三地儀〕林同名所略○中

月林山まろ、かつらなおろ、　雲の林同上、むらさきのともつゞけたり、山城、あふち、わび人の里、木のしとにならぬにしきのつしれるに雲のはやしの紅葉なりけり、　伎倍林遠江、あらたまの林とみの、入よめり、きたらふすま、　江林雲御說

林稅

上を積廻し等之樣成儀有之時は、山之改方、筏組川下の船積等さまざまの手段有之、奉行人至て功者入る事也、然共是先大にては無之儀故、仕方長き儀に付略之、勿論御用木とも伐取たる株壹本づゝ極印打、伐株と材木員數引合改る事也、

〔地方凡例錄二〕森林之事

付林改方幷御林帳仕立方之事〔中略〕

一森と云は、寺社境内、又は居屋敷にも木を植立、繁茂いたすを森と云、林と云は、山河原野方平地等に木を植立茂りたるを林と唱へ、森は多分寺社免地か屋敷反別之内に籠り有之故、別段年貢等不出、古林は公儀御林、地頭林、幷根林、百姓林、所に寄品々有、御林幷地頭林は百姓方にて下草刈取、下草錢とて反當有之、年々相納、尤地頭林には其家々の仕來り、落葉下草は無年貢にて百姓にとらせ、本木は領主用木に遣、家中の諸士家作入用、或は林なき村方百姓家作等之節、願に依て持高に應じとらせる事有り、乍去箇樣之類は少く、井根林は、御用に付諸役人郷廻り等之節、枝葉薪に用ひ、眞木は堰川除の普請入用に伐渡事也、此井根林といふも、所によりては有ども、稀成義也、百姓林無年貢なれども、間には林錢納るも有、百姓林たりとも、持主の自由に良材伐遣ふ事ならず、要用にて伐採時は願出、差圖之上伐遣ふ也、又空地に新林仕立、百姓持になれば、林永等相應の年貢申付事也、林に不限、百姓四壁或は屋敷前通り抔、大木の類有之、格別の大木にて、村中は勿論隣村へも知れたる程の木は、御料私領ともに、持主自由に伐取事ならず、箇樣の木は御代官地頭等にて、帳面に記置事也、

〔農政本論中編中〕御林下草錢

此ハ覇府ノ領、藩ノ領共ニアル者ニテ、上ノ立林ノ下草ヲ村方ニ於テ刈採ル役永、前々ヨリ定納ト成タル小物成ノ内也、然ドモ或ハ其年ノ草生立ノ樣子ニ依テ棵買(ワクカイ)トナリ、年々不同ナル處モ

にして、多分は林下草等を此ものへ取すると有、扨御用木等に伐出有之節は、林守名主に案內爲致御林見分致し、御用木之寸尺に合ひたる木品を見立、壹本づゝ削り、極印を打、尤多分の伐出し有之、拔伐に難成程の木數ならば、斷通りより片付て切が吉也、山出しの勝手も宜、左樣に山片平も伐ことならば、可伐場處見立、鎌苅苗木等之不宜分苅除、足場を能くして可伐、苅除きたる雜朶、萱等は、束數を改、追て入札を取賣拂に可致、其伐跡は伐株を掘らせ、苗木可植付、尤も根を取すれば崩に擬取者有もの也、根伐の仕方杣共は功者之有事なれ共、下通りの人足等に伐する時は、役人功者無之ては、大木等難伐、先根伐をして何方へ可倒と、木の倒懸る所を考、峯あらば峯ある方へ返すべし、必谷間の方へ不可返、山出難成、又谷上之木抔伐ては、谷へ可落處は、留木迚外の木より横木を結び、伐たる木の持れ掛る樣にして伐ざれば、大木谷へ落ては上るに、惡人夫多く費る事あり、其木品に寄、根より六七尺殘、根伐して、下へ引落せば、立木の儘にて自然と返り、木に損も不附、右伐株は別に伐、御用木に可成は違ひ、又御用木にも不成ば、御拂にいたす、檜櫟等は榑木に成、入札直段も宜敷物也、至て大木本口にて差渡し壹尺も可有程之木は、一通にて根伐難成ければ、燒木と云にするなり、古木の根元を五六尺、八角十文字に貫穴の如く彫通し、廻りに柱の如く伐殘したる處にて持て居る、其穴へ燒草を入、火をかけ、燒切にすれば、一度に燒落、根の上にそろりと返るゆへ、木に損なし、怪我等の案事もなし、大木を四方より切ては、眞に至りて難伐、夫を木の下に行て伐る內に、風吹倒れば大怪我有もの也、根伐したる木、當坐に枝を伐れば、其木は格別重く成物也、これは枝々取可發勢の發すること不能、本木に勢籠る故成べし、根伐をして四五日も置、枝を取れば、格別輕く成、然て不急に材木は伐倒して、四五日にも差置、日柄立て末方枝葉を伐吉、是山師の秘事なり、且又一山御拂等に成か、又は江戶廻御用木等の爲に伐出に成、請負人等有之、杣山師共入て、總山の根伐をいたし、川下海

林守

申上候、尤竹木伐候跡、御林ハ勿論、百姓林たりとも、時節を不違、苗木植立候樣可仕候事、

寶暦九卯年

〔憲法部類 坤〕御料所村々御林之義は、場所に支配被仰付候上は、一通り見分致、木數等相改、取締方夫々可被申付は勿論之事ニ候處、檢見之席は一日をあらそひ廻村之事故、御林木延立入候事も難相調、發作等見分之節は可調事候得共、是迚も無其義ゆへ、御用木伐出、或は御林見分等被差出候得ば、御林帳木數ハ多分之增減有之、一體不取締に相聞候間、此度之義は別段之御趣旨を以、御林改方被仰出候條、往來之仕來ニ不拘、支配限手代差出爲相改、各江も麥作見分序、又は御用透相考相越見屆候上、御林帳相改候樣可致候、右見分致候義は、農障之砌、村入用不掛樣勘辨を加へ可被取計候、尤支配所一圓ニ見分相濟候ハ、早速ニて相調中間敷候間、最寄御林限リ、見分改取調相濟候分は、御林帳相改御勘定所江可被差出候、左候得バ御勘定方御普請役外御用序、又は別段ニも見屆として可被差出候間、此段兼而相心得、格別ニ入念可被申候、右本彈正大弼殿御差圖に付申渡候間、可被得其意候、以上、

丑〇寬政五年　三月

〇按ズルニ、林制ニ關スル事ハ、尙ホ政治部上編及ビ下編ノ水利篇養水源條ニ在リ、參看スベシ、

〔地方凡例錄 二〕森林之事

付〇中略　根伐仕立之事〇中略

一御林の儀大山なれば、御山守有之、御扶持方被下、致帶刀も有り、又一通りの御林にては守無之、其村の庄屋名主相守、これは扶持方等無之、又は居村より格別遠所にて、其御林の邊に百姓家等有之、枝鄕同然の處は、名主元より遠方、守も屆き兼候故、其枝鄕にて頭立たる百姓を御林守

覺（中略）

一山林野取之類、新規割合有之時ハ、是又高大節ニ入作百姓江も可割渡事、

右入作高二ケ條定りたる事たりといへ共、百姓相對を以極置候處其品々區々ニ而不宜候間、

自今書面之通ニ而急度可相守候、

但前々より入作相對にて極置候儀ハ只今迄之通たるべし、（中略）

享保七年寅十一月

〔憲法部類〕〇乾 各御代官所御領所之內、御林其外空地ノ場所有之候ハヽ、檢見廻村之節被致見分、御林其外空地之場所江、栗松苗木植付候樣、村々江可被申渡候、尤植付候に付而は、村方之內ニ而名主組頭へも被申渡、村方猥りに不入込樣心付、折々見廻り手入等いたし、右植付候木品成木致候樣可被申渡候、且又栗楾松苗右場所へ植付候樣は、何國付に而も出來可致事ニ候得共、若其村內に而出來兼候ハヽ、近村ゟ成共才覺いたし、以來無懈怠植付候樣被申渡、勿論、御林守有之分には、右苗木植付候樣にも申渡、無油斷手入致し、致成木候樣可心懸旨被申渡、追而栗成木之上、栗實成熟時節ニ相成候ハヽ、取計方之義、御勘定所へ可被相伺候、

一御林守無之所木立宜御林に候共、成木之ためには候間、平百姓等猥り不入込、名主組頭之內、折々見廻り手入等いたし、御林成木候樣、常々可心懸旨可被申渡候、

右之趣村々へ被申渡、栗松苗植付致候分、御勘定所へ可被相屆候、以上、

申〇明和元年七月

〔憲法部類〕〇乾 一村限御請申上候一札之事（中略）

一山林竹木猥りに伐取候義不仕義、且又古來御定ニ候處、近年村普請等之節、不相應之大木猥りに伐取候由被及御聞候、自今ハ縦御奉行御役人中御申付候共、難心得義ハ、早速御代官樣ゟ可

附前々竹木伐採り候跡にて、苗木等植立ざる所々有之由相聞え候、是又古來よりの定法に違ひたる事に候間、公儀の山林はいふに及はず、百姓所持之山林ニ候とも、其時節を違へず苗木等植付候樣にすべき事、〇中略

右條々、去年中被仰出候諸國御料巡見之面々、見及び聞及び候所に就て、急度御穿鑿を遂らるべき事共に候得ども、當御所始の時にも候故、別儀を以、先其事に及ばれず候、自今以後、御國目付巡見の御役人等、度々に可被差遣御事に候間、若其時に至ても、只今迄之樣子相改らざる所有之におゐてハ、重犯の罪科のがるべからず候、御料所諸百姓急度此旨を相心得候て、相愼み守るべき事に候、然る上は其村之名主庄屋等之事ハいふに及はず、たとひ御代官所手代役人等之事に候とも、公儀御制條ニ違犯之輩有之ニおゐてハ、其事の子細ありのまゝに御代官に訴申すべし、御代官中宜敷裁許之上、訴出候者のために、其怨を返し候輩無之樣、其沙汰可有之候、若又訴申出べき事有之をも隱し置て、御仕置之事、末々之所に至りてハ行屆かず、百姓どもの難儀も不相止候儀ニ仕なし候事於有之ハ、年月を經候後に相顯れ候といふ共、隱し置候輩も、是又違犯之罪科に同じかるべき也、

諸國御料所諸百姓

巳四月

〔德川禁令考四十三農家〕五人組帳前書之事

差上申一札之事〇中略

一自分之居山林、又は四壁之內にても、大木我儘に伐取申間敷候、自然伐取候ハで不叶儀有之候ハヾ、其品申上、御差圖を請、伐可申候、勿論小木ニ而も猥に荒シ申間敷候事、〇下略

〔德川禁令考四十四農家〕享保七寅年十一月

百姓新規家作并新規商賣停止其外之儀御書付

勅旨幷親王以下寺家占地除墾田地未開之外不可伐損事

右撿案内、太政官去年八月七日下諸國符偁、右大臣宣、奉勅、勅旨幷親王以下寺家所占墾田地、未開之間所有草木、公私共合採之者、今被同宣偁、官符所謂草木共合採之者、是則墾田地未開之間也、非謂自餘山林、而闇愚昭之徒不案符旨、任意伐損、元來相傳加功成林、幷墳山墓地等之類、〇此下恐有脫文此則國宰郡司不辨格意、亦不盡所部之所致、宜重下知莫令更然、

承和六年閏正月廿五日

〔長曾我部元親百箇條〕掟〇中略

一新林年荒開新開幷墾田之事、達上聞以下知可開之、爲内々開隱置事、堅停止之事、

〔賀古文書甲山城〕京都所司代板倉重宗條目

定　上賀茂〇中略

一山城國中山林、妄木の根を堀取候事、任先規例、堅令停止了、此上於堀取者、見相搦捕、奉行所へ可申來、若於見隱者、其在々庄屋肝煎可爲曲事事、〇中略

右所定置、聊不可有相違者也、

元和八年八月二十日　周防守〇花押

〔德川禁令考四十三農事〕正德三巳年

諸國御料所諸百姓江被仰渡候御書付〇中略

一公儀の山林はいふに及ばず、百姓所持之山林といふとも、竹木猥に伐採べからざる事、是又古來の定法有之處に、近年に及び村方の普請有之時、其普請の場所相應せざる大木、其入用之外のもの數等猥に伐採り候由相聞え候、自今以後たとひ其奉行役人以下申付候とも、心得がたき事有之においては、早速御代官に申屆くべき事、

合四箇條事

一氏々祖墓及百姓裁〈○裁恐栽誤、下亦同、〉樹爲林等事

右件案太政官今年閏六月八日下五畿内七道諸國符偁、氏々祖墓及百姓宅邊裁樹爲林等、所許步數具存明文、者、去慶雲三年三月十四日詔旨偁、氏々祖墓及百姓宅邊裁樹爲林、并周二三十許步不在禁限者、又去延曆十七年十二月八日格偁、元來相傳加功成林、非民要地者、量主貴賤、五町已下作差許之、〈○中略〉斯則官符所謂明文、更无有疑、〈○中略〉

大同元年八月廿五日

〔類聚三代格十二〕太政官符

一應禁制所損水邊山林事

右禁大和國解偁、產業之務、非只堰池、浸潤之本、水木相生、然則水邊山林必須鬱茂、何者大河之源、其山鬱然、小川之流、其岳童焉、爰知流之細太、隨山而生、夫山出雲雨、河潤九里、山童毛盡、谿流涸乾、謹案、太政官去大同元年閏六月八日下五畿内七道諸國符偁、右大臣宣、奉勅、山川海島、濱野林原等、一切收入公私共之、但山岳之體、或於國爲禮、事須蕃茂、勿令伐損、又山城國葛野郡大井山者、河水暴流、則堰堤淪沒、採材遠處、還失灌漑、因茲國司量便、禁制河邊、諸國若有此類者、不論公私、不在收限者、然則大堰之岳、專有禁制、小川之山、不在禁限、因茲百姓、憚遠貪近、川上山林、任意伐採、至有旱年、漑乏苗焦、動遭損害、職此之由也、望請、川谿泉源溝池等縱漑田水邊山林藪澤、不問公私、悉加禁制、並莫伐損、謹請處分者、依請、〈○中略〉

以前右大臣宣、奉勅如件、諸國宜准此、

弘仁十二年四月廿一日

太政官符

地有ば竹を可植、屋敷の西北吉、東北もよし、南には不可植、南を開き、北を閉ば夏すゞしく、冬に暖に、菓樹能實結、万事によろし、疫病等を不入と云、木は六月晦の内に不伐竹は八月、是も晦の内に吉、俗に木六月竹八月と云ふ性合格別違ふ、伐時惡き竹木共虫入、別て竹は八月晦に不伐ば虫入に成、沿川筋などに竹を植るに、若生壹尺許り、根一節づゝかけて可伐、揃て能付なり、總て菓實草木凡て民用を助る品々種を求め、其法に隨ひ作之、不用の地なき樣に心掛べし、四壁まばら竹木少く家居みへ透く樣成村方は、村役人百姓共心掛薄く見故、自ら貧村とみ得る、若し空地あらば雜木等を植置、用水川除普請等の用木の多足とすべし、又土目惡敷畑地何程も費入ても種丈も不取、或は山里の間違き處之畑、惡地の上にに猪鹿之防届兼、年々荒地に成地所は、杉檜等を植、又は萩畑萱畑或は檜椚林等、地相應之物を仕立て、年貢輕く可申付、地味を考へ右の類を仕立、山野に無益の費無之樣に致すべし、

(續日本紀三文武)慶雲三年三月丁巳、詔曰、○中略頃者王公諸臣、多占山澤、不事耕種、○中略自今以後、不得更然、但氏氏祖墓、及百姓宅邊、栽樹爲林、幷周二三十許歩、不在禁限、

(類聚三代格十六)太政官符

寺幷王臣百姓山野藪澤濱島盡收入公事

右被右大臣宣偁、奉勅、准令山川藪澤、公私共利、所以至有占點、先頒禁斷、如聞、寺幷王臣家及豪民等、不憚憲法、獨貪利潤、廣包山野、兼及藪澤、禁制蒭樵、奪取鎌斧、慢法蠹民、莫過斯甚、自今以後、○中略墾田地者、未開之間、所有草木、亦令共採、但元來相傳、加功成林、非民要地者、量主貴賤、五町以下、作差許之、○中略

延暦十七年十二月八日○中略

太政官符

糞に成、木太り早し、松林は別之木を不交、松許が吉、縦一ヶ年に貳町四方に、毎年植れば、十一ヶ年めには初年の林の内、筋宜く、大木に成べきを見立、少し殘し、其外は不殘伐拂、其跡に又小松を植立れば、薪不絶段々伐拂ひ、縦ば三尺に一本づゝ、植れば貳町四方に六万本程成、枝一束づゝ、落しても六万束也、三分一不用立、共大分の薪也、伐殘たる筋宜分、外之木伐採、小木に成故、格別盛、木も早く良材に成事也、

一松を植替る事、正月廿日頃より、二月社日前迄吉、諸木共栽替るとき、元生たるごとく、木振枝葉杯東西に目印して堀、元の如く植べし、穴を廣く掘、脇根を一通り並、土をかけ少々押付、又根を並べ土をかけ、根の窄まらぬ樣に、又東西の不違樣に植、大木は鳥居木を立、夫に釣上置、立根を不折よふにすべし、松は下にだる肥入、土を細かに碎き、大麥粒を一掴み入て植れば枯ることなし、夏木は春葉の不出前か、秋葉落て植替べし、冬木は夏葉茂りたる時、四五月比栽替て吉、菓樹は上之十五日に植れば菓多し、始て熟する時、兩手にて取べし、重ねて實を能結ぶ、必ず一箇二箇不可取、人取たる後鳥多く取物也、椿は六月十五日より廿日頃まで栽吉、根に牛房の樣なる處有、伐て燒て可植、枝を伐ことは惡し、杉は差木よし、是は若生を長七八寸許に切り、先をそぎ付割懸、大麥一粒挾み四月中旬差べし、併し今年芽許りは惡し、去年芽の境際より切たるが吉、皮のまくれざる樣に可差、實のなき杉吉、實の生るは生立遲し、檜も差木吉、尤大木に成ては差木は内にうろ出來安し、實生は盛生は遲けれ共、大木に成うろ以來ず、桑は地際の枝折かけ、土に埋め置、春に至りて一本より四五本宛芽を出し、實植よりよく生立物也、竹を植るは五月十五日頃吉、竹を中程より末をとめ植る事古より多し、然れ共關東の地面には、末を留ては枯ること多し、縦つきたりとも、竹の子の生る事遲し、末を切ざれば、能く付て竹の子多く早く茂る、一所より枝貳本付節の低きは雌竹也筍多く出る、人家に藪なきは用事かけること多し、空

〔地方凡例錄〕二森林之事

付木立見立之事〇中略　山林竹木仕立方之事〇中略

一總て御林を見立るに、峯通りは風強く、木の育方惡敷、延丈無甲斐、雜木に少く、松多して曲木勝成物也、然共峯通の松は、風雨にもまれて、小木の時より木筋ねぢれて堅く育上る故、梁引物に遣ふて格別に強し、水にも腐遲し、山の中腹は、木立茂るものなり、然て大木は少く木の延はよし、裾通りは別て育よし、大木も有り直成木多し、檜杉の類は濕氣水氣好故、裾通り谷間等吉、中腹より岸峯には育立惡く惡し、すべて海邊汐風強當る林は、木立不宜、適々大木有ても、節曲木而已なり、又北請之山は、木數へて育立惡敷、杉檜はよし、尤日請風當等之樣子に隨ひ、何れ一樣には云ひ難し〇中略

一山林竹木仕方、凡木を植る處は、深山幽谷土地厚き處吉、高岡は其次也、松は峯に宜、杉は谷に宜、平地にても杉檜松桐樫等之太り安き木、肥地に植れば、拾箇年之内外にて材木に成、又薪に用雜木は四五年之内也、四木の類、或栗柿桃梨は實植、又は接木にしても二三年の内に實を結地味を考へて植べし、田家に木を植るは、西北之方に吉し、竹は東北角に植、陽氣を包み、又盜賊之防ぎ、火難之防、枝葉薪に用、落葉はこやしに成る、旁吉、垣には枸杞五架蓋枳殼を植、其木栗枇杷桃之類を植べし、扨又新林仕立方を用木の爲ならば、松杉はよし、三四尺づゝ間を置植、次第に茂るとき木振惡敷は伐り、又は植替べし、實生三年目苗木を植るが吉、野地萱原地等其儘植るは育ち遲し、切開て何ぞ一作して、其跡を拵ひて植れば、よく附て早く成木す、養ひは下糞吉したる肥しにて植れば、千万本に一本も枯るゝ事なし、育立に隨ひ、追々枝を打薪にすべし、松の枝は本木際より伐、杉は枝を壹寸計殘して切、殘りたる所を本木之際より皮をむきて置ば、節入に不成、又薪の爲の林は櫟山楢椢杯取交植べし、小木の内落葉取れば育立遲し、不取ば朽て

古林　新林

は映すの義成べし、

〔出雲風土記 意宇郡〕拜志郷、郡家正西廿一里二百一十歩、所造天下大神命、將平越八口爲而幸時、此處樹林茂盛、爾時詔、吾御心之波夜志詔、故云林、神龜三年改字拜志、即有正倉、

〔日本書紀 十五 顯宗〕白髮天皇〇清寧二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、〇註略 適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、〇中略 天皇次起自整衣帶、爲室壽曰、〇中略 取擧棟梁者、此家長御心之林也、

〔八雲御抄 三上 地儀〕林　そまかたげ万、木のしげきなり、　竹林　鶴林　佛滅所也木之枯て似鶴

〔藻鹽草 三 地儀〕林　そまかたげ木のしげき也　竹の林　鶴林ぶつめつ所也、木の枯て似鶴之娑羅林也、此林はこと〳〵くにしはや、　松林　林はじめはやしをはじめてはやすな云也と云々　秋の林ぞにしきしく紅葉なり〇中略　かたやふ　林しかくれ　林しわかぬ草木のしげりたる也、竹にかぎらずわかぬと云に、所をわかぬ也、又何の木ともわかぬと云心も有べきか、但　日のひかりやぶしをわかぬなしなてなり　べ　やがくれ

〔地方要集錄〕新林。は地續に林無之一場立之地所に、木を植立候をいふ、有來古林。之地續に、木を植立候を立出といふ、

〔地方凡例錄 二〕一新林立出之事

百姓持反別ある林にても、又は無反別にても、年貢か役永林錢等相納め、又林續きの空地に、多分植出し致せば、反別有之分は立出の反別を相改め、無反別の場處は、廣狹を見計、年貢。林錢。等を相增す、勿論空地に新林を仕立るは、願の上年貢か林錢を相納、仕立候樣申付取計候事也、一體切添立出と言葉つゞきに候へば、同樣に唱共、切添は田畑、立出しは藪林之事、

〇按ズルニ、林ト森トノ差別、及ビ古林ニ、公儀御林、地頭林、井根林、百姓林等ノ種類アル事ハ、林税條引ク所ノ地方凡例錄ニ詳ナリ、

説文云、平地有叢木曰林、又云、野外曰林、又云、草曰叢〈叢訓二久佐一〉木曰林、〈月清〉紅葉ふく嵐に付て聞ゆ也林のおくのさほしかの聲、〈後京極〉

〔東雅地理二〕林ハヤシ　義詳ならず、出雲國風土記に、意宇郡拜志郷の事を記して、昔國造られし大神大穴持命、越の八口を平げむがために、此地樹林茂盛の所に至りまして、吾御心之波夜志との給ひし故に林といふ、神龜三年の詔に依りて、拜志としるすと見えたり、これ上古の時の事をしるせしには、ハヤシと云ひし語の聞えし始也、〈謂上古の時、古志國也、古事記によるに素盞烏神の時、八岐大蛇がすみし地、八口は、延喜式によるしに、大原郡に、八口神社あり、風土記に、矢口神社と見えし是なり、彼に古志之地なるを制て郡名な置れに及びて、大原郡に鎮せしなり、もと古志の名は、わづかに神門郡の郷名に遺れり、此國拜志郷の外、諸國郡の名に、ハヤシといふもの多かり、或は拜志とも、拜埜とも、拜師ともしるして、林字用ひしは、甲斐備中等國にたゞ三つありて、また其國にハヤシといふ地ある、皆林神社、彼志神社、鞍志神社など見えし、こゝかしこに多し、立賀美神社としるせしもすくなからず、かれこれ等倂見るに、古の時にはハヤシと謂ひしものは、もりなどいふもの、如く神社ある所の習木の地なりと云ひしと見えたり、或賤謂にして、すかハヤシといふは、御神林なり、外國の事にあはあれど、我國の人の語には、賤謂の古語と聞して、まづは今もあるなり、伊呂島記、官家子の郡とせし事にれば、是又一つの義なりともいふべし、〉また顯宗天皇紀に見えし室壽の詞に、築立柱者、此家長御心之鎮也、取擧棟梁者、此家長御心之林也といふ事見えけり、舊事、古事、日本紀等の書に、上世の事共しるせし所に見えし林の字、皆よむでハラといふ、〈顯の註に見えたり〉に讀てハヤシといふ事は、この天皇紀を始とす、その後また皇極天皇紀に、蘇我入鹿臣、また林臣といふと見えしは、林讀てハヤシといひけり、萬葉集の歌に、鯨魚形之林始しと見えしを、抄には柚山などの如くに、木をはやし初るなりと見えけり、いまも俗に凡物を生し立るを、ハヤスなどいふ是なり、されば林をハヤシといひしも、其初神社を守りぬべきために、樹を生し立ぬるをいひしを、また此事によりて、凡竹樹の類、生し立ぬる所をも呼びて、ハヤシといふ事になりしとぞ見えたる

〔倭訓栞前編二十四〕はやし　林をよめり、生すの義也、よて俗にはえともいへり、日本紀に、取擧棟梁者、此家長御心之林といひ、萬葉集に、吾角者御笠のはやし、吾宍者みなますはやしなどいへる

深川永代寺の山開などあり、抱朴子内篇二卷(三十九丁オ)仙藥卷に、欲求芝草入名山、必以三月九月、此山開出神藥之月也云々、呉越春秋にも、赤堇之山閉而出銅などあり、義は別なれど、字面の出處には引用すべし、

林　杣附入　森附

林ハ、生(ハヤ)シノ義、即チ樹木ヲシテ蕃殖セシムル地ヲ謂ヒテ、主トシテ平坦ノ處ヲ指セルモノノ如シ、太古素戔嗚尊父子ノ、意ヲ殖林ニ用ヰ給ヒシハ、蓋シ我國ニ於ケル林政ノ初見ナルベシ、德川幕府時代ニ至リテハ、此事漸ク盛ニシテ、學者ノ之ヲ論ズルモノモ亦多ク輩出セリ、

杣ハ、我國ノ製字、之ヲソマト訓ズ、ソマトハ、蓋シ山中ニ樹木ヲ殖エテ材ヲ採ル處ノ名ナリ、故ニ採材ノ人ヲソマビト、又單ニソマトモ云ヘリ、

名稱

〔倭名類聚抄 一林野〕林　説文云、平地有叢木曰林、力尋反、(和名八也之)

〔箋注倭名類聚抄 一田野〕所引林部文、廣書地作土、釋名、山中叢木曰林、林森也、森森然也、白虎通、林者衆也、萬物成熟種類衆多也、廣雅林衆也、按波夜之、令生之義、令樹木蕃殖之謂也、

〔風俗通 十〕林
謹按、詩云般商之旅、其會如林、傳曰、山林之士、往而不能反、禮記將至泰山、必先有事於配林、林樹木之所聚生也、

〔伊呂波字類抄 波地儀〕林(ハヤシ、説文云、平地有叢木曰林、)

〔和漢三才圖會 五十六山〕林(音臨)　林和名波也之(○中略)

山男　山姥　五嶽

んとゝめりとみ給ひ、心さはぎてみゝかしかましう御かへりといへば、きこえ給へとゆづらん
もうたておぼえて、さすがにかきにくゝ、おもひみだれ給ふ、

やまひめのそむるこゝろはわかねどもうつろふかたやふかきなるらん〈略〇下〉

〔千載和歌集〈五秋〉〕歌合し侍ける時、紅葉の歌とてよめる、　左京大夫顕輔

山姫にちへの錦を手向てもちるもみぢばをいかでとゞめん

〔塩尻〈一〉〕駿河富士足高の山間にも、山男と云もの有、林羅山ノ筆記にも見へ、所の物に逢ふ、くわしく語る、〈豊後、伊豆山中にも有レ之、山〇童ともいふとなり、〉

〔謡曲〕山姥

ツレ恐しや月もこぶかき山陰より、其さまけしたるかはばせは、其山姥にてましますか、シテ〈同〉逆はやほに出初しことの葉の、気色にもまろしめさるべし、我にな恐れ給ひそとよ、ツレ此上は恐ろしながらうば玉の、くらまぎれより顕れ出る、姿詞は人なれ共、シテ〈同〉髪にはおどろの雪を戴き、ツレ眼の光りは星のごとし、レヤ扨面の色は、ツレさにぬりの、シテ軒の瓦の鬼のかたちを、ツレこよひ始てみる事を、シテ何にたとへん、ツレいにしへの、〈上歌〉〈同〉鬼一口の雨の夜に〳〵、かみなりさはぎおそろしき、其よを思ひしら玉か、何ぞととひし人迄も、我身の上に成ぬべき、浮世語りも恥かしや〳〵、〈略〇下〉

〇按ズルニ、山男、山姥等ノ事ハ、動物部獣篇怪獣条ヲ参看スベシ、

〔大和豊秋津ト定記〕和州金剛山、城州愛宕山、同如意、江州日枝、向州高千穂、此日本五岳也、

〔日本書紀〈三十神功〉〕六年六月壬申、勅郡国長吏、各禱名山岳瀆、

〔松屋筆記〈八十三〉〕山開〈ヤマビラキ〉

世話に山開といふ事あり、富士、大峯、三嶽、大山などの高山に、はじめて登る日をいへり、江戸にて

き、里を行事霧のごとく、嵐のごとし、その通り行所々如斯のよしと云々、人物を愼むべし、數十年にたま〳〵あると、岩城の邊定めて山近き所なるべしといへり、

山神

〔倭名類聚抄 二神靈〕山神　内典云山神、和名夜萬乃加美　日本紀云山祇、

○山神ノ事ハ、神祇部神祇總載篇ニアリ、

山彥

〔伊呂波字類抄 也地儀〕山孫 ヤマヒコ

〔運歩色葉集 屋〕山彥 木玉ノ事也

〔倭訓栞 前編三十四 也〕やまびこ　菅家萬葉に山彥と見ゆ、もと山靈をいふ也、新撰字鏡に蟯をよめるは心得がたし、萬葉集に山響をよめり、びこはひゞきの急語也、或は榕(ヤウ)をよめり、谷中ノ響と注せり、俗にこたまといへり、新六帖に、

世中にむなしき谷のひゞくをばたれ山びこと名づけそめけん、新撰字鏡に龍膽を山びことよめり、

〔類聚名物考 地理十四〕山彥　やまびこ　谷響

山彥は、山神の名なり、海神を海童海若などいふが如し、それより轉りて、山谷の間にて物の聲に應へて、響の有るをも山彥といへり、

〔詞花和歌集 二夏〕だいしらず　能因法師

山彥のこたふる山の郭公ひとこゑなけばふたこゑぞきく

山姬

〔倭訓栞 中編二十七 也〕やまびめ　山姬の義、山彥に對へていへり、

〔源氏物語 四十七總角〕秋のけしきも知らずがほに、あをき枝の、かたえはいとこく紅葉したるを、

おなじえをわきてそめける山ひめにいづれかふかき色ととはゞや、さばかりうらみつるけしきもなく、ことずくなにことそぎて、をしつゝみ給へるを、そこはかとなくもてなして、やみな

〔怪異辨斷 五地異〕山鳴之事、古今多々事ナリ、皆地中蓄氣之所爲ナリ、地中ニ空穴有テ、蓄氣吹發スルニ因テ聲ヲナスモノアリ、又其地ノ總體ニ陽氣厚ク、鬱伏ノ氣常ニ有テ、陰氣ト擊シテ鳴コトアリ、日本諸國ノ中、山野又ハ古塚時有テ鳴事多有之、紀州ノ熊野、吉野ノ大峯、富士山、出羽ノ羽黑山ノ類、其外四國中國、或ハ九州ノ内ニモ、山鳴又ハ天狗倒シト號スル者多ク有之、皆地氣鬱伏ノ氣多々所ニシテ、其氣時有テ夜分ノ陰氣ニ感ジテ鳴動スル也、害ハ無之者ナリ、總テ和漢共ニ、大山ニハ奇怪ノ類多シト見得タリ、其怪皆山ノ勢氣ノ變動ニ因テ也、和州葛城大峯、九州彥山ノ類、其外古跡ノ高山ニ、奇怪ノ類多有之、此類ノ山、皆自平地直立、凡ソ七八町乃至十町ニハ不過、富士山ハ平地ヨリ凡二十町ノ山也、富士山絕頂ニ踏ダ、、夜ハ岩穴ニ宿シテ、數日ヲ歷タル者アリ、予ニ語テ曰、富士山ノ半腹以下ニハ、奇怪多有之ト云トモ、絕頂ニ於テハ、曾テ奇怪ノ事無之、唯風寒嚴キノミト云リ、是ヲ以テ按ニ、平地ノ上七八町十町ノ間ノ一筋ノ所、山精游氣ノ會スル處ニシテ、變怪有之ト云トモ、絕頂ニ至テハ、其部ヲ過テ、山精游氣ヲ拔出ル故ニ、都テ變怪無者ナリ、總テ地氣ノ變動ニハ、樣々ノ義有リ、怪ニシテ又怪ニハ非ズ、

〔百練抄 十後鳥羽〕文治三年四月九日庚辰、春日山鳴動云々、

〔當代記 三〕慶長九年七月二十二三日比、三川鳳來寺山夥動搖、衆徒彼山滅亡歟之由ヲ存、本堂ニ打寄居ス、

〔鹽尻 十〕享保九年甲辰五月十三日、奥州岩城領内藤丹後七万石巳の時より焔暑甚敷、人家煙缺にたへず、水を汲て頭を洗ひ、浴するに忽ち湯となる、年寄たるもの、幼き輩、及び病床に臥せる輩、一時に正氣を絕し、又即座に死せしもの數をしらず、川澤も蒸熱し、煎したるが如く、池魚林鳥ことごとく煩死せしとかや、か丶る事は聞も不及とぞ、信州木曾の奥山なる僧の曰、酷暑鍾りて雷發すれば、やがて暑氣散ず、雨なくして山嶽溫熱の毒氣發せざれば、拔出て山中陰烟ノ氣、昏々として野を衝

一家拾壹軒押埋
一同貳軒　大破
一湯坪四ヶ所押埋
一死人六十五人内 四十五人男 二十人女
右之通、爲御知、其御元樣江被仰遣度、各樣迄宜得貴意旨被仰付、如此御座候、以上、
壬八月十一日　　松田蔀
赤井兵庫樣ニ而　　戸城傳左衛門
蘆田長左衛門樣

〔視聽草二集十〕文政十一年戊子三月廿八日、伊豆國田方郡田代村江、新ニ山湧出之儀ニ付、本多修理小堀織部より御屆書之趣、
私知行所豆州八ヶ村之内、田方郡年川村地内、山之中央、字おそろまと申場所、同州天城山大見川より伊東江之往來道筋ニ御座候、去亥年六月中、右道上凡貳百間程崩掛り候處、當子三月廿八日晝八ツ時頃より、右場所俄に崩出、凡高壹丈程、奥行貳丁程、長サ六丁程之所、山下田面江崩落、右道上より山下迄、田畑幷杉林壹所ニ相成、右崩落山土大見川江押出し、流れ堰留水湛、村内麥作苗代共水腐仕候、右川向本多修理知行所、同州同郡田代村田面本瀬ニ相成申候、右山中道筋往來留ニ相成候ニ付、最寄御代官江川太郎左衛門方へも相屆候上、不取敢、右往來相付罷在候由、尤人馬怪我等ハ無御座候旨、委細之儀ハ家來差遣、見分吟味之上、追而可申上候へ共、先此段御屆申上候、以上、
五月六日　　小堀織部
右者火事場見廻小堀織部殿より、永田馬場村肥後守殿御屆候書之趣なるよし、

書四ヶ村、枝郷六ヶ處、家數二十七軒、田畑とも押埋申候、尤人馬怪我無御座候、變事之儀ニ付、此段御屆申上候、以上、

三月十九日　　　　　　　　　松平丹波守

在所の日附也

〔視聽草二集十〕文政七年陸奧國二本松山崩御屆書寫

私領內、陸奧國安達郡深堀小屋地所嶽山之內、溫泉有之、湯治人相越候小屋、幷湯小屋等有之候處、去月三日より大風雨ニ而、同十五日夜、溫泉之方ニ鐵山與相唱候山有之候處、山之中程より崩落、右小屋之殘少々打潰、土中ニ埋、湯治人幷ニ同所居付候者、怪我人卽死人も餘程有之趣ニ候得共、疾速ニ右員數取調出來兼候間、與得調之上、追而御屆可仕旨、去月御用番松平右京大夫殿へ御屆申上置候處、右埋候場所、追々取形付候ニ付、相調候次第、左之通ニ御座候、

一家數　十三軒　内拾壹軒押埋　貳軒大破

一湯坪　四ヶ所　押埋

一六拾五人　死失人　内四十五人男　貳十人女

一五拾壹人　怪我人

右之通、在所役人共ヨリ申來候ニ付、此段御屆申上候、以上、

申八月二十三日　　　　　　丹羽左京大夫

文政七申年八月十五日、赤井兵庫方へ丹羽家より爲知成候文通寫、

以手紙致啓上候、左京大夫樣御領分、陸奧國安達郡深堀小屋地所山嶽之內、溫泉場有之候處、去月十三日より大風雨ニ而、同十五日夜、溫泉登方山之中程より崩落、湯治人相越居候小屋、幷湯坪殘少ニ打潰、怪我人卽死人等、左之通御座候ニ付、今日御用番樣江御屆被成候、

土中鬱伏ノ陽氣、時ニ奮發シテ山崩ル、或ハ時節有テ、自然ニ崩ルモアリ、何レモ和漢ニ多キ事也、日本ノ金山、年久シク堀穿チタルモノ、崩レ陷リタルモノアリ、又自然ニ山崩ルヽモアリ、貞享元年四月八日、越前阿胡山鳴動シテ半崩ル、其廣一里ニ及デ湖水ト成、又世俗ノ說ニ、螺貝地中ヨリ出ル時、必ズ山崩ルト云リ、螺貝ノ出ルニ因テ、山崩ルヽ歟、山崩レタルニ因テ、螺貝出タル歟、不可知、

〔續日本紀十五聖武〕神龜四年十月庚午、上總國言、山崩壓死百姓七十人、並加賑恤、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜三年十月丁巳、太宰府言上、去年五月廿三日、豐後國速見郡敵見鄉山崩、塡澗、水爲不流、積十餘日、忽決漂沒百姓卌七人、被埋家卌三區、詔免其調庸、加之賑給、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年八月六日壬申、太宰府言、肥後國阿蘇郡正二位勳五等健磐龍神、正四位下健磐龍神所居山嶺、去五月十一日夜、奇光照耀、十二日朝震動乃崩、廣五十餘丈、長二百五十餘丈、　八日甲戌、下知太宰府、令肥後國鎭謝神山崩之恠焉、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年七月廿九日己卯、山城國言、綴喜郡山本鄉山頹裂陷、長二十二丈、廣五丈一尺、深八尺、底廣四丈八尺、相去七丈、小山堆起、草木無變動、時人疑陷地入地中、更堆起成山歟、

〔日本紀略一醍醐〕延長四年七月十九日癸酉、此日大和國長谷寺山崩、至于椿市、人烟悉流、

〔百練抄四一條〕永延二年五月十日、大和國添上郡橘山嶺三町餘許、去山脚四町許坤方移置、草木不動、嶺上有食、食中有佛像、又不動、

〔視聽草三集六〕文化六巳年三月廿五日、御用番牧野備前守樣御退出後差出ス
私在所、信州安曇郡中官村枝鄉大久保、土谷村持鄉吉尾、同宮中石垣村枝鄉堀地、同下澤原來馬村枝鄉、山ノ中央ニ人家有之候處、當二月二十一日より、右山中所々割動拔下り候樣子ニ付、人馬共ニ近邊村々江引退候、然ル所同廿四日暮合後ニ至、南北五百間東西九百間餘之場所、一時ニ拔崩、前

薩摩國開聞嶽

蝦夷內浦嶽

山崩

五疋、田畠六千二百四十町八反六畝拾九歩、合セテ損亡六万六千百八十二石餘、

〔西海紀游上〕一霧島山〈いざなみの命 いざなぎの命〉兩御神立給ふ、天のさかほこあり、高さ八尺程出る、四角也、かく四寸ほどあり、ゆるぐなり、青さびにて唐かねのやう也、うてば鳴る、かねのそとなり、山上へふもとより二里ほど登る、大難所なり、硫黄谷あり、年中火燃る、馬の背こへ、風あれば上られず、まはりの小石、參けいの者あがりてつむ、又山上に木なし、草原なり、外の草あらず、みなにんじんなり、

〔續日本紀三十九桓武〕延暦七年七月己酉、太宰府言、去三月四日戌時、當大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾、響如雷動、及亥時火光稍止、唯見黒烟、然後雨沙、峯下五六里、沙石委積可二尺、其色黒焉、

〔遊囊賸記十三〕開聞嶽ハ、薩摩ニアレバ、薩摩ガ嶽トモイフ、又鴨著島、空穗島、薩摩ノ富士ナドイフモ皆是ナリトゾ、實ニ枚聞ノ神鎭座シ玉フ、谷山喜入揖宿ヲ過テ、コノ頴娃ニ到ル、

○開聞嶽ノ事ハ、又神祇部枚聞神社篇ニ在リ、參看スベシ、

〔ゑぞ日記〕内浦山は、駒ケだけと云燒山なり、山半腹より赤くして草木なく、峯に大石あり、山の裾東西七八里渡り、衆山の内に巍然たりといふ、

〔東遊雜記十六〕蝦夷の地の内浦ケ嶽といふ山、平生大ひに燃る山にして、夥しき煙立上る事也、戸切知よりも能見へ、少し東の方へ行て、有川と云所より見れば、正面に見る山にて、行程三里と云とも、誠は僅に思わるゝ也、予見る所の、肥後の阿蘇ケ嶽、豐後の鶴見が嶽、薩摩の四まんが嶽、信州淺間が嶽、何れも燃る山にして、平生煙を見る事なれども、今見る内浦ケ嶽にくらぶれば、燃る勢ひ此内浦ケ嶽第一なり、仙臺の林子平、此内浦ケ嶽の燃る事も識し、内浦ケ嶽の所を取違へし事也、

〔怪異辨斷五地異〕山崩

辨斷、山崩モ、地裂地陷ト其理同ジ、土中ニ坎穴多クシテ、堅實ナラザル處有テ、分崩スル者ナリ、或ハ

日向國霧島山

石は赤色にて、他國の石とは異也、圖せる所の草木なき山は、ふすぼりしやふに見ゆる事也、山形も嶮にして、信州淺間山と違へり、麓に山伏等此家頭は座主と稱して、熊本侯より百六拾石御寄附地有り、坊中といふ僅の町有、宿屋も見え侍りし也、此山の開祖は元三大師にて、色々の寶物も有よし、常に參詣も有る所なり、燃る洞を上宮と稱して、山の靈を祭りて願望せりといふ、少し解せず、

〔三代實錄 二十六 清和〕貞觀十六年七月二十九日乙卯、太宰府言、去三月四日夜、雷霆發響、通宵震動、遲明天氣陰、晝晴如夜、于時雨沙、色如聚墨、終日不止、積地之厚、或處五寸、或處可一寸餘、比及昏暮、沙變成雨、禾稼得之者、皆致枯損、河水和沙、更爲盧濁、魚鼈死者無數、人民有得食死魚者、或死或病、

〔阿蘇家傳〕文永(龜山天皇)七年十一月十五日、靈池大ニ震動ス、一時ノ中ニ二十四度、　八年、震動同上、九年二月、後嵯峨上皇崩、蒙古襲來、

〔阿蘇家譜 二池邊〕建武二年五月五日鳴動、同六日辰剋鳴動、火石砂礫ヲ雨シ、烟中ニ物アリ、車輪ノ如シ、(輪ハ黒ク中ハ白シ)中北ノ池ヨリ出テ空ニ入、(故に中北の池とは、中北と北池との事を云へる歟、夫レにても少し聞えかねたり、猶考ふべし、)堂舍悉破ル、

〔阿蘇學頭坊文書 一〕建武二乙亥年二月二十三日、寶池火石砂上黑烟覆天、

〔和漢三才圖會 八十 日向〕霧島山　東西有二峯、而其間六里許最高山、其嶺常燃起、八町上有禪寺、夏月映山紅山石榴之花盛而、美景絕言語、呼此樹名霧島、多移栽于諸國、蓋當山日向地、隷薩摩領、故以爲薩摩霧島、自西霧島至大隅正八幡四里、

〔遊囊賸記 十三〕薩州舊傳記、享保元年中九月二十六日ノ夜半ニ、霧島西嶽震動シテ、神火燒出シ、三里趣程所々燒立、御材木名木ノ山、金胎兩部ノ池、東光坊權現ノ社、高原神德院、佐野權現ノ社マデ悉炎上、ソレヨリ打續、酉正月マデ、石沙入ノ外城十二ケ所、燒家六百四軒、怪我三十一人、死牛馬四

白川村

〔鼇山詩集 倍六十 西十六 十題 贈 院〕阿蘇山火

山有都媛與蒼男、阿蘇姫謂異邦嵐、前王昔自西巡後、火謂肥君是俗談、

〔國花萬葉記 肥後十四 下〕阿蘇宮

此國にあやしき神池有、此池より日毎のあしに、猛焔たちのぼる事おびたゞし、その立のぼる時は、山なり谷こたふるごとくして、常の人あたりへは立よりがたきよしかたれり、此御神は靈驗すぐれてあらたにおはします御事となり、

○按ズルニ、阿蘇山神靈池ノ事ハ、又神祇部阿蘇神社篇ニ在リ、參看スベシ、

〔西遊雜記 五〕阿蘇山は、さしもの高山にはあらざれども、古しへよりも燃る山にて、其名世に知る事也、すべて燃る山は硫黄山にして、臭氣甚し、數年燃るは大山にもせよ盡べきに、造物者のなす事にして、盡る事さらになし、かしこき人の辯にして、天地の事にいろ〳〵の理を付、理をうがちて大言をいふ事あり、何れを聞ても尤のやうにても、皆々此方より付し理にして、世に云私なるべし、坊中の町より休所の小屋迄、林道六十餘町といふ、休所に至りて見るに、煙りを吹出せる洞數百間餘、異國に見へて、けぶりを吹出せる勢ひおそろしげに見ゆる、春秋は絕て强く燃へ、夏少少よはしと云、闇夜に火のひかり有りて、晝は煙り計也、凡四五里の間は煙を見る事也、古人の物語りに、今年より四年以前地動きなりて、煙に交りて灰を吹出ス事おびたゞしく、地上五六寸もつもりて、山の內雷のごとくに鳴ひゞきて、阿蘇郡の村々、逃去らんや、いかにせんやと、愛かしこに群集して、日々いかゞせんと人心もなかりしが、さすがにすみなれし家宅を捨て、他方へも行がたく、死なば一所と忙とくらせしうちに、いつとなく山もしづまりし故、安堵のおもひ有しに、牛馬は山近き村々にては、みな〳〵死せしと也、是は灰のふりかゝりし草を喰し故と云、此邊の

肥後國阿蘇山

豐後國熊本御領、四月朔日津波上り、流家溺死夥敷事、是者熊本問屋より、大坂七軒問屋へ書付差越候よし、凡五万人程の流失と申沙汰にて、右書付未見不申候、

寛政四年壬子四月

〔筆のすさび〕一普賢嶽燒出　寛政四年亥歲、肥前雲仙岳の傍、普賢嶽火もえて、太谷は僅のうちに山となる、終に城に及ばんことをおそれ、人民其難をさけんとするうち、四月一日泥水湧き出でて、過半漂沒す、三郷はあともなくなり、其外、小き山いくつも出來たり、たま〳〵逃れ生きたる人も、其ときのことをおぼえず、あるひは湯の中をはしり通れたるやうに、覺えたるもあり、また水中泥中、また火中を通れたるやうに、覺えたるもありとなり、其禍淺間に十倍す、地の沒したるは、肥後の方かへりて多かりしといふ、

又寛政の初、長崎の南の海中に、一里許のうち、潮一方へながれて、瀨をなし、處あり、彼方へ通ふ船人、數年あやしみ語りしが、後に雲泉嶽の裂あり、山裂け崩れ、潮出で、邑里あまた蕩壞して、隔岸の肥後海濱まで漂盡す、此夜逃れ走りて、死をまぬかれし人、熱湯の中を走るごとくなりしといひし、崩壞せしは前山とて、雲泉の前なる山なり、はじめ火の燃え出でし時は、近傍の人こゝかしこに逃れ避けしが、數月なにごともなき故、漸々立ち歸り、後は酒肴などもてのぼりて、遊覽せし人もありしとなり、

〔和漢三才圖會〕五十六山阿蘇山（あそさん）（書安鎭國山、在肥後）

大明一統志云、日本國阿蘇山、石火起接天、俗異而禱之、有如意寶珠、大如雞卵、色青夜有光、（大明成宗帝永樂初年）封爲壽安鎭國山、

按、阿蘇山之祭神、詳于肥後國名所、豐後大利、（豐後肥後之堺、自此一里）笹倉、（二里）坂奈志、（二里）坊住（バウヂウ）（關阿蘇宮寺、僧行者三十七坊）自此（登山一里餘）本堂、（長十八間、横六間）上宮、中宮、下ノ宮、（有七十二社）絕頂光焰、青黃赤之三色而見、於方三里、（二里半下

城下町凡三千軒程有之、壹軒も不殘流失、新町屋三十六程殘り候へ共、人は一人も無之候、御座船壹艘、御召替壹艘、水主十人、

御要害人御船も無之、勿論商船など其數しれず、帆柱計海上所々に相見へ申候、御城下貳里隔り、濱手の方に萩原村と申在所有之候、此所に寺有、是は御城主樣御菩提所ニ而、此中に大石の石塔など多く有之候、右大名御城之裏手、御家中屋敷江流れ來り、右之寺者跡形も無之候、

肥後と肥前の間拾里、又は五六里隔り候、右之海中に新規に山壹ツ出來申候、

島原御城付五万石之內、過半流失之樣相見へ申候、

御城下町家之跡、一向砂原と成、死人山のごとく、首或は手足抔ちぎれ〳〵に成、目も當られぬ形勢に候、

御城は先無別條、御家中より御城之裏手の分者、水押左程にも無之相見へ申候、外曲輪家中共に不殘流失之體に相見へ申候、

御家老松平勘ヶ由樣御屋敷流失、仍而當時板倉八右衛門樣と申御家老、御城代御預りに御座候、

翌二日、同國佐賀より爲見廻人數、騎馬百騎被差向、米五千俵、銀子百貫目被遣之候、御同國大村よりも、御人數幷米錢共被遣、其外近領よりも、追々御寄物有之由承申候、大村よりは御寄物の外に、御醫師數十人被遣、錢を木綿大ノ袋に入、後に負せ、又者馬に付來り候へ共、所々者七八分は流死人故、藥用候者は纔にて御座候、御近國御近領に而、島原津波之節出、命助り候者と申候へば、所々領主樣より御養ひ被下、此度召歸候私共五人之者、夜中其泊々にて御養被下、誠に壹錢も貯無御座候處、御影にて大坂へ罷歸り申候、肥後肥前筑後津波之地、凡四拾里四方と申候、

島原にて、武家町家民家流失之男女、牛馬之員數千万人と申、其大數中々急には分り申間敷奉存候、

普賢嶽

予も島原の城下に一宿して、又ふねに乘り、天草に渡れり、

〔半日閑話 三〕一肥前國島原山海大變之一件

當二月大坂錦屋丁日雇頭、大和屋市右衞門悴惣治郎と申もの、肥前唐津之城主、水野左近將監樣御歸城ニ付、右の者御供致し、彼地へ罷下り、同四月五日島原之御城主、松平主殿頭樣御參府ニ付、右御道中人足御用承、手代壹人、人夫四拾人召れ、島原ニ逗留中、危キ命を助る一件、

島原當月十八日より度々震動致、普賢山と申山々、方六十間程の窪キ所より湯氣立上り、後には火烟に成、（此邊温泉有）に夫より段々山々燒ひろがり、大石大に燒落、蜂ケ谷と云所へ燒移り、二月九日頃、彌火強く、三月朔日二日一夜に幾度ともなく地震致し、此時島原の御城櫓二ケ所崩れ申候、右惣治郎、島原町方に旅宿を取、逗留致候所、四月朔日又々地震致候ニ付、旅宿を逃出んと騷ぎ候へば、例の地震に候間、鎭り居候樣にと、宿の者申に任せ、見合居候所、間違に成候、無程亦々地震鳴動致候ニ付、最早こらへかね逃出候處、家居諸木とも折倒れ、大地所々貳三尺程づゝ割、往來ニ水かさ腰より上越し、山々の火もむらさき色に燃上り、眞の闇にて、東西南北見へ不分、おそろしき事言語に難申、男女泣叫逃出候得共、津浪、山より吹出し、泥熱湯と一つに成、如何して可叶や、然るに惣治郎は漸逃延、御城内に不明門と申所迄、凡六尺餘の水を凌、石垣に取付、御曲輪の松明燈挑の火にて御城へ逃出、命助り候、此者手代は、追手御門外大溝の中へ打込、面部手足ともに打ぬき、半死半生ニ而上り、所々療治に預り候處、先命無別條候、右大坂より召れる日雇の者四十人之內、三人助り、殘り三拾七人は何れへ流行候哉、一向生死相知不申候、三人都合五人、四月十九日大坂へ歸着致し、見及候有樣、左之通、四月朔日酉ノ刻迄、地震數度而海ノ方ゟ水押上、山々よりは泥吹出し、山燒の火は紫色に相見へ申候、最初燒出、普賢山より城下には、貳里餘り有之候、段々山々燒計り、四月朔日頃御城下へ續、二十七丁程之火ニ間相見へ申候、津波半時計の內にて潮引申候、御

此千々輪より山に登る、道嶮岨、水なくして誠に難所の山なり、やう／＼登過るころに絶頂に登り付く絶頂は平地にて民家そこ〻に見へ、田畑も多く、折しも稲心よく實り、其中に幅三間ばかりの川ながれたり、天外の一小世界にして、實に地上の仙境ともいふべし、向ふをはるかにみれば、茅葺の佛院みへて、撞鐘の音幽に聞ゆ、此寺を一乗院といふ、むかし文武聖武兩朝の御歸依深く、其頃は殊に繁昌し、寂近きころ、天草の亂迄は、寺も多く、四拾八院までありしが、賊徒此山に據りしに依て、公よりこぼち捨られ、今は纔に此一乗いんばかりこそ、むかしの俤を殘せるとぞ、今の院主より六代前までは、京都より堂上家の公達を申下し、住持有けるよし、いかなる御家の公達にてかありけん、かゝる鄙のはてに來り給ふ、其名も聞まほし、一乗院を尋ねしに、院主迎へ入れていろ／＼物語し、風雅の人、筆の跡のこしたまはれといふ、予も拙しと辭せしかど、強て求るにいなみがたくて、七言絶句一首を作りて與ふ、院主よろこび、齋飯など出してもてなす、それより沙彌案内して、地獄めぐりす、しやう熱地ごくあり、きやうくわん地獄あり、藍屋地ごくあり、餅や地獄あり、鍛冶や地獄あり、酒屋ぢごくあり、其外かず／＼みなそれ／＼の模樣ありて、多くは皆熱湯の池なり、其湯氣よりもくろく、雷のごとき音して湧上り、或は石ほどばしり、煙雲、炎燃て、其おそろしきこと書つくすべきにあらず、東國にては越中立山津輕の燒山、皆地ごくありといふ、此類なるべし、もしあやまちて蹈入らば、たちまち爛れ死すべし、久敷みるべき所にもあらず、十ケ所計めぐりて、沙彌にわかれ下山す、眺望はいふもさらなり、此峯には瓔珞躑躅といふものあり、見事なるものにて、珍敷ものなり、又大なる池あり、池の傍草うるはしく、駒多し、此牧にても年ごとに駒多く育といふ、かく高き山の絶頂に、廣き牧あるも奇妙の地なり、下りには東へ向ひ、島原の方に道す、城下まで下り坂五里なり、其道より天の四郎が籠りし原の城など見ゆ、今の城下よりは南の方にて、やはり此山の續なり、東南の方に、海をへだて、程近く、天草の島な〻、

といふあり、浄破梨の鏡石は、あざやかに人影を寫し、業の秤石は、罪の輕重をしるべし、劒の峯は、鋒刃を植たる如く也、扨藍屋の地獄は、池水藍よりも靑く、酒屋地獄は、美酒の池水有、血の池は朱の錢の如し、中にも修羅道の恐しき樣はいふ計なし、猛烟立覆ひて、熱湯岩間より飛出るに、下より沼々と鳴ひゞきて、岩と岩とは寄擊て相戰ふは、誠に敵するに似たり、其外種々の地獄、世に言傳ふる所の如し、紅蓮、焦熱、無間、叫喚等、經に說處皆備ふ、爰に一所珍らしきおかしき地獄あり、名目も又滑稽也、號て團し餅の地獄といふ、立より見れば、水なくて泥計りなる池の、方十四五間計り也、暫く彳み見る內、底よりぶつ／＼と湯涌出て泡と成、其丸さに大小あり、或は盃の如く、又茶碗皿の程に、其數をしらず、池一面に並べ置たるに似たり、斯有てはた／＼と人音すれば、一時に消失ぬ、又聲をなさず息を詰て見てあれば、頓て初の如く泡沸出る也、幾度も同じ、物音なければ、いつまでも消ずしてあるにぞ、是には恐怖の心も打忘れ、頤を解て時を移しぬ、此奥の一の谷、大きなる原の如く、人力を以て平地とせるあり、予怪しみ問ふに、案內者の曰、此所は八萬地獄と言所にて、殊に大地獄なりしに、近き頃人有て、斯平地となし、打潰して明礬を作るなりと聞て、驚きながら、コハ悅しき事かな、斯の如く地獄を破壞する事、偏に佛法繁昌して、善者多く墮獄のもの少く、今は地獄も無用なりやとて、大に笑ひし、此一件を以て、立山、南部宇曾禮山、豐後湯岳等、皆同事なる事を推察すべし、

〔西遊記五〕地獄

肥前國雲仙が嶽は、西國の名山なり、山のふもと皆海にて、纔に北の方ばかり、褄のごとく陸に連れり、高さ三里、唯一峯に秀で、甚見事なる山也、唐船などの長崎へ渡るにも、大洋の中にて、此雲仙が嶽を目當とするとぞ、予も長崎より歸る時に、千々輪灘を船に乘り、此山の麓の千々輪といふ村に付て一宿す、此里は天草一揆の時、賊徒の中に名高かりし、千々輪五郎左衞門が在所なり、

越中立山、奧州宇曾利山、信州淺間嶽、豆州箱根、肥後阿蘇山、奧州外ケ濱等には、天道あり、地獄あれ共、禪定の行者ならずしては、目のあたり見る事なし、故に所說にも虛誕多し、又見て眞實を語るとも、人怪しみて信せず、又書に傳ふる處もなし、但今昔物語に曰、越中國立山といふ所に、昔しより地獄有といひ傳へたり、○中略此等の外、喉口邊のみなれば、あるなしの論區々也、猶委しくいはんにも、常に人の至らざる地は、必ず疑ひあやしむなれば記さず、適西州に一大地獄有、此地は行者ならざる者も容易く至る所なれば、形勢を筆して、其見ぬ人に便りとす、予肥前國に遊歷せし頃、肥前國溫泉山は、島原の領地也、海中に差出て、三方は海也、後に妙見山普賢山とて雙立り、地獄より至れば、其兩山の間の嶺を上り下り行、半途に島原侯の番所あり、入切手を取て行也、春夏は浴湯の人もまゝ有とかや、此地は彥火々出見尊を祭れり、往古は僧坊甍をならべ、巍々たる大伽藍なりしを、切支丹耶蘇宗門に歸依して、一旦破却せられ、今纔に一乘院と云一寺のみ、曠々として哀れ寂しき有樣なり、寺邊に少々平地なる所一村有て、浴室の人家あり、予は十月半に至りしかば、人跡稀に雪風烈しく、別して寂寞たり、一山皆赤土にして、栗つゝといふ樹木滿山せり、溫泉の湯氣にや、歸り花多く咲出たり、其平地に溫泉あり、人家の籔溝にも、道路の石間も、熱湯迸り出、湯氣立昇り、山間を覆ふ計り、靄々として晝は湯けぶりと見へしも、夜は皆火の如く燃上り、所所に石鳴ひゞきて喧物すさまじき體也、流出る溫湯は惡臭く鼻を突、土石皆赤く銹て、更に自餘の氣しきなし、翌日地獄廻りすべしとて、案內者に連て行しに、先三途川と名付る細き流れあり、其川向に奪衣婆有、又側に牛頭馬頭石有、何れも地上を出る事四五尺也、近寄見れば、左も尋常の岩なれ共、少し隔て見れば、姥石は川端に臨て、少し俯伏たる樣、實に　地獄の繪圖に見るが如し、髮打かぶりすさまじき形と見ゆ、牛鬼の角ある、馬鬼の蹲りたる、樣、罪人を待けしきに彷彿たり、六道の辻には地藏石ありて、傍に小石多く積たる、賽の河原とやいふ、胎內潛り岩針の穴通し坏

肥前國雲仙嶽

丈トモ知レヌ谷アリ、所謂石窟石室ナド、皆此中ニヤ、又山半ニ池アリ、池城ト名付ク、旱魃ニ雨ヲ乞ヘバ、必靈驗アリトゾ、此山遠望富士ニ似タリトテ、人皆是ヲ豐後富士ト稱ス、

〔遊囊賸記十二〕豐國紀行、鶴見山ノ西ニ湯嶽アリ、是柚布山ナリ、又木綿山トモイフ、古歌アリ、名所ナリ、俗ニ筑紫ノ富士トイフ、極テ高山ナリ、鶴見嶽ヨリ猶高シ、此山ノ下ニ柚布院トイフ村アリ、所々温泉アリ、

〔西遊雜記七〕雲仙ヶ嶽(俗に温泉が嶽といふ)は高山にして、昔八寺院三千坊ありて、今の高野山のごとく、食地も多、繁昌せし佛地也しに、元龜年中より、南蠻國より渡りし異僧此山に住して、彼のやうの法を延めて、一山こと〴〵くヤソの宗門に入て、大ひに信用し、當山より僧を九州にめぐらし、ヤソの法を弘む、肥前の國中過半、此法にかたむく、元和の頃、公儀より嚴敷禁じ給ひて、寺院を燒亡し、此法を改め、さる僧徒數百人、血の池と稱せる、熱海の涌出る池へ沈めて、一寺は殘らず破却し給ふ、是より以來異法を禁じ給ふ事、嚴重也といへども、今以九州の地は遺事殘りて、他國と違ひ御吟味つよく、繪踏(ヱフミ)といふ事ありて、異法の本尊を銅板に鑄付、夫を下民にふまする也、大勢の中には、踏事をいやがりて、彼本尊の上をふむまねをして、乘越るものありと風聞す、惡人を集め入には、色々怪異ある法といふ、扨此山においては、湯の涌出る所限りもなく、夫を地獄と稱して、さまざまの岩あり、一山硫黄の山にや、山に入ては硫黄の臭氣甚しく、今靈仙寺といふ小院一ケ寺ありて、此寺に止宿もし、茶にてものむ事なるに、茶にても水にても、硫黄の臭氣ありて呑がたく、谷々の流にも湯氣立あがりて、いかにもあやしき山也、麓に温泉ありて湯本と云、功もありとて入湯の人もある所也、此温泉計にあらず、谷々に温泉ありと土人の物がたり也、當山などへは心ある人は登らぬ事也、毒石草もあらんやと思ふ程なる、あやしき山なりき、

〔笈埃隨筆四〕地獄

越中國立山

〔今昔物語十四〕修行僧至越中國立山會小女語第七
今昔、越中ノ國□□ノ郡ニ、立山ト云フ所有リ、昔ヨリ彼ノ山ニ地獄有ト云ヒ傳ヘタリ、其ノ所ノ樣ハ、原ノ遙ニ廣キ野山也、其ノ谷ニ百千ノ出湯有リ、深キ穴ノ中ヨリ涌出ヅ、巖ヲ以テ穴ヲ覆ヘルニ、湯荒ク涌テ、巖ノ邊ヨリ涌出ルニ、大ナル巖動ク、熱氣滿テ人近付キ見ルニ極メテ恐シ、亦其ノ原ノ奧ノ方ニ、大ナル火ノ柱有リ、常ニ燒ケテ燃ユ、亦其ノ所ニ大ナル峯有リ、帝釋ノ嶽ト名付タリ、此レ天帝釋冥官ノ集會ヒ給テ、衆生ノ善惡ノ業ヲ勘ヘ定ムル所也ト云ヘリ、其ノ地獄ノ原ノ谷ニ大ナル瀧有リ、高サ十餘丈也、此レヲ勝妙ノ瀧ト名付タリ、白キ布ヲ張ルニ似タリ、而ルニ昔ヨリ傳ヘ云フ樣、日本國ノ人罪ヲ造テ、多ク此ノ立山ノ地獄ニ墮ツト云ヘリ、

〔廻國雜記〕かくて立山に禪定し侍りけるに、先三途川に到りて思ひつゞけける、
此身にて渡るも嬉しみつせ川さりとも後の世には沈まじ、翌日下山のついでに、もろ〳〵の地獄を廻りけるに、鐵湯の構、火炎など取々に淺ましかりければ、
しでの山其しな〴〵や隔かへる湯玉に罪の數をみすらん、禪定する〳〵ととけて、下向し侍る道にて、
都をばとをくこしおにかへる山ありとなぐさむ旅の空哉

豐後國鶴見山

〔豐後國志三速見郡〕鶴見山　在朝見郷鶴見村、峯巒嶙峋、東方鳳崎、西對由布、秀拔不相讓、兩山接裾之處曰迫途、由布西北茂林中、自十月至二三月、群鶴集栖數百、遠望之、則白日歸鶴如飛雪、或名取之、山上有神祠及三池、注于神祠下、故祠之址、老杉數株、凌霄矗立、其前山有巨石、大九尺許、名鶴石、其罅上數十丈、幾間一里餘、相謂爲風雨之兆、蓋零陵石燕之類也、多產硫黃礬石、山常有火、自古山崩泉溢之災、往々國史所紀、注于祥異之下、

由布山

〔遊豪雜記十二〕由布山ハ、俗ニ湯ノ嶽トイフ、其高サ三里許、絶頂東西ノ兩嶽向ヒ合テ、其間ニ幾千

いたれば、消て常のごとし、因て燒山といふ、山上みな石にして、諸の地獄をかたどれり、三途川あり、賽の河原は、小石をもつて塔をつみかさねたり、修羅道は石の面みな血に染たり、劒の山さながら鎗鋒のごとく尖ておそろしく、其外それ〳〵の地獄いろ〳〵あり、

出羽國鳥海山

〔三代實錄十九清和〕貞觀十三年五月十六日辛酉、先是出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社、在飽海郡山上、巖石壁立、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、去四月八日、山上有火、燒土石、又有聲如雷、自山所出之河、泥水泛溢、其色青黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、有兩大蛇、長十許丈、相流出入於海口、小蛇隨者不知其數、緣河苗稼流損者多、或染濁水臭氣、朽而猶不生、聞于古老、未嘗有如此之異、但弘仁年中見火、其後不幾有事兵仗、決之蓍龜、並云、彼國名神因所禱未賽、又冢墓骸骨汙其山水、由是發怒、燒山致此災異、若不鎭謝、可有兵役、是日下知國宰、賽宿禱、去舊骸汙、幷行鎭謝之法焉、

〔本朝世紀〕天慶二年四月十九日庚寅、諸卿參入、昨日被定官符等、請結政請印、給彼國使了、官符三通、皆給出羽國、〇中略一通鎭守正二位勳三等大物忌明神山燃、有御占事怪、〇此下文闕

加賀國白山

〔和漢三才圖會五十六山〕白山（しらやま）越乃白山、絶頂有池、名美止利池、云々、按、元正天皇養老年中、越大德泰澄後號泰澄大師初開當山、傳見越前平泉寺之下四時有雪、故呼曰越乃白山、又曰加賀白山、但在加越之堺、又跨於飛驒越中大山也、此山開闢百有餘年後、弘仁四年十分越前出加賀國、則加賀亦舊越路也、近頃加越有山論未決、

四條院延應元年白山自燒　後奈良院天文二十三年五月、亦自燒出、而舊地獄出云々、

每六月中旬以後迄七月中旬、候雪稍解登山、雖三伏日、著絮衣（ワタイレ）猶寒、最潔齋可登、有登於加賀道、自越前登道、記于左、〇下略

〔續史愚抄四十八後奈良院〕天文十六年二月二日乙酉、加賀白山燒出云、年代略記　二十三年五月□日、□加賀白山燒、皇年代略記、年代私記、

烈として、其煙雲とひとしく、天を焦す勢なり、傍に淵あり、水波灑々とし、時々なみさかだち、風を起し、邊をはらふ氣色、尋常の事にあらず、因て方俗こゝを地獄といふ、

〔和漢三才圖會六十五陸奥〕燒山　在南部領、自大畑登三里半許

此山不時有燒、故名之、　開基慈覺大師、作千體石地藏、中尊長五尺許、其他小佛、而人取去、今僅存、近頃有信園空者、僅補千體像、

商賈有竹内與兵衛者、用唐銅作彌陀大日藥師三像安之、

嶺上有三途川及塞河原、層小石爲塔形、又有一百三十六地獄、而名修羅者、地面皆石、而凡長二十五六丈、幅五六丈、其石面如血色者散染、亦一異也、名劍山者、滿山石悉有銹尖、而如刀鋒、然其餘酒造家、藍染家、鍛冶家等之地獄、皆現其色狀、凡有硫黄山、必火煙出、温泉湧、故自可謂地獄者有之、殊當山與肥前温泉嶽、見人莫不驚歎、

〔東遊雜記十九〕おそれ山の事は、燒山と記して、和漢三才圖會にも歌わせし、不時に燒る故に、もつて燒山と稱するとあるは、大虚說也、此山は、青森を出るよりは、日々面白く見る山にて、さしての高山といふにもあらず、諸々にて、此山の燒し事を見しものありやと、案内のものは云に及ばず、人人に尋ねし事なるに、老人の申傳へにも、恐れ山の燒しといふ事は承り不申、雲霧の常に峯にかかりしも見れば、煙りのごとく見へる事ゆへ、たま〳〵來し旅人の煙と見て、燒るといひし事なるらん、と皆々云ひし事也、日本僅の圖ながらも、其地に至らずして、人の物語を信じて書に記す故に、大に違ひし事の有と思われ侍る也、

〔東國旅行談五〕南部之燒山

奥州南部領八之戸へより程ちかき所に、大畑云村より登る山なり、峠までの道法三里半といふ、此山の絶頂は、時として一陽の火おこり、猛火焰々として燃あがり、煙雲を拂ふ有さまなるが、又時

下野國那須山

陸奥國磐梯山

流候事、前代未聞之由、右川通りより注進有之候、

一此間打續日照にて有之候所、俄に八日泥水三四尺相増し、右之通利根川流失有之候故歟、鯉どじよう鱣の類浮上り、河岸へ寄、千計り手取に相成候由、

一上州利根川達所により石砂大木も押埋メ、歩行渡りに相成申候、

一杢之橋御圖所流失之由

七月

〔神明鏡下〕應永十五年正月十八日、野州那須山燒崩、同日硫黃空ヨリ降、常州那珂河硫黃、(本マヽ)五六年也、○中略同十七年庚寅正月二十一日、又那須山燒崩、麓里打埋、人百八十餘打殺、牛馬其數ヲ知ラズ、同日天鳴事夥、雷ノ擊ノ如ク、空ニハ雲、(本マヽ)大島モ鳴、都狀ニハ天狗動ト云ヘリ、

〔和漢三才圖會六十五陸奥〕磐大山　在猪苗代湖東、大山嶮岨、嶺有炎氣、有洞蒼蒼、猛波泝起、俗謂之地獄、

〔奥羽觀蹟聞老志十一會津郡下〕會津山

在猪苗代湖東、蒼嶺亘南北、而白雲遶山腰、積翠聳青空、是所謂磐梯山也、嶺上見焦烟、泛湖水、碧鱗疊紋、山下有毒石、觸之者乃死、土人曰之殺人石、蓋殺生石之屬乎、

〔東遊雜記一〕磐大山、高山ナリト云ドモ、飯豊山トクラブレバ大ニ低シ、山ノ頂ニ磐大權現ヲ崇ル、麓ヨリ西道百十餘丁、夏月參詣の人多し、山ノ半ニ温泉アリ、此山硫黃ノ氣强シテ諸草木ナシ、石色モスヽフリテ悉ク赤シ、鳥獸モ住コトアタハズ、和漢三才圖會此外ノ板本ニ毒石アリト記シ有ハ妄說ナリ、若松ヨリ五里ト云、

〔東國旅行談二〕磐大山の炎

陸奥國何郡と聞しが忘たりや、筆記に書おとしたり、所は猪苗代といふ所に湖水あり、景色はなはだおもしろし、東に大山あり、磐大山となづく、嶮々たる高峯の嶺より炎火たちのぼる事は烈

一淺間が岳は、絶頂凹にして底深く、たとへば擂鉢の如し、是を釜と唱ふ、ふちめぐり凡一里餘有、中なる谷々より常に烟出る時は、硫黃解て器物より覆が如くにへ流れける、然る所、明和年中より以來、釜の中次第に砂石こぼれ積り、又底よりも土龍の起す如く、硫黃の氣にて砂石涌上り、數年大燒止ていよ〳〵埋り、四五年巳來わけて埋る事數十丈、深き大坑平地にひとし、去寅年望見るに、釜凸にして黃竈の如く、巖石積上げ大山となりぬ、近頃登山見る人毎に、間のあたり大やけあらむ、釜の中埋りたる事不審なりと口々に云傳ふ、是前表とや云はん、

一天明三癸卯年五月二十六日、巳刻半雷の如く鳴渡り、黑燒雲の手の如く吹上げ、たゞちに山より東の方へ折て鼻曲峠、瀨原村、六里が原、碓氷山つゞきへ横たへ、見渡し數十里、午の刻過て出口のけより半分へり、鳴も靜まる、然れども是より日夜烟ふとく絶へず出でたり、

〔一話一言二十八〕信州淺間山上州吾妻山一件○中略

原田清右衞門御代官所

高合千六百四十石餘　上州群馬郡

南牧村　北牧村　川島村

男二千百七十人

女千二百十人

合

牛馬百七十疋

家數三百六十軒

右村々近所上州吾妻山と中山有之、去月中旬より淺間山燒砂降候處、當八日、右吾妻山拔出夥敷、一度に大石砂押出、右三ヶ村民家悉く打潰、人馬共に利根川へ押流、翌九日利根川權現堂一川江戶川へ流出候樣子、大き成立木根付候儘、並家居諸道具悉くこま〳〵に碎ケ、溺死人馬共

慶長元丙申年四月四日より同八日迄、山鳴、大に燒上る、八日午刻、大石降落、人多く死す、數不知、
正保二年乙酉四月二十六日、大燒、閏五月にあり
同四年二月十九日、大燒、
慶安元戊子年閏正月二十六日、辰刻大燒、古老の曰、此時大雪四尺餘、雪解けて追分驛流失すと云、
同七月十一日、大燒、同二年己丑七月十日、大燒、
承應元壬辰年三月四日、大燒、
明暦二乙未十月二十五日、卯刻大燒、
萬治二己亥六月五日、卯刻大に鳴燒、
寛文元辛丑三月十五日、大燒、同二十八日、大燒、閏八月にあり
寶永元甲申正月朔日、大燒度々、同五年戊子十一月十八日の夜、江戸へ砂降、御撿使來る、閏正月にあり
享保三戊戌九月三日、前欠山より、火山南岳江飛び、大に鳴る、
同六年五月二十八日、大燒、人拾六人死、閏七月にあり
傳に曰、本庄のもの參詣のよし、
同八年癸卯正月朔日、大燒、同八月二十六日、大霜降、作毛皆無
同十八年癸丑六月二十日、夜四ッ時大燒、黒野皆火になる、
寶暦四甲戌七月二日、大鳴燒、近國灰降、中にも佐久小縣一日煙地を這ひ、闇にして時を知らず、作毛痛れ、秋過迄度々燒、
安永五丙申七月二十三日、卯刻大燒、同六年、燒事度々なり、
俗に曰、閏有年登山せすと云傳ふ、先代大やけ、閏年度々有、
右古代の記錄、委しくは他にあらんや、年をかくしるす、

まめ、とあるを始とす、此山つねに煙たちのぼるときは大焼なし、烟絶るときは、硫黄の氣、地中にみちて大焼あり、此穴を釜となづく、廻り一里といへり、天明の大焼より穴深き事底をしらず、日本紀に、白鳳十四年三月、信濃國灰降、草木枯とあるは、其時此山大焼ありし故なるべし、中右記云、〇中右記文在、前後略大焼の事、其後さだかに記せしものなし、或書曰、大永七年四月大焼、又享祿四年十一月二十二日大雪降つもる事六七尺、二十七日大焼にて、麓二里程の間、石の降事雨のごとし、灰の降こと三十里に及ぶ、二十九日大雨にて焼石を押出し、麓の村々多く流失すといへり、今鎌原に磊砢たる焼石は、其時の漂出なるべし、正德元年二月二十六日大焼、震動半日にして止む、灰の降事一寸、享保八年七月二十日大焼、何事なし、同十四年十月二十日、又大焼云々、此山煙絶、穴埋りて平地となる事年あり、天明三年の春より烟たちのぼる事度々なりしが、五月二十六日大に煙立、中空に綿を重るが如し、六月九日二十九日、又大に烟たつといへども、音はなし、七月朔日より次第につよく、五日六日に至ては、黒煙天を覆ひ、震響百里に及び、八日、山破れて泥水發せし事は、古今未曾有なり、

〔信濃國淺間嶽の記〕仁和三年七月三十日、大山頹崩、山河溢流、六郡之城廬拂地漂流、牛馬男女流死成丘、扶桑略記

按に、千曲川の變なるべし、佐久、小縣、埴科、更級、水内、高井、右六郡なり。　天明三癸卯年迄、凡八百九十八年、

應永三十四年丁未六月四日、富士と淺間山虹吹、四月より雨降つゞき、六月大洪水、川邊通大破、

永正十五戊寅七月、淺間山雪降、

大永七丁亥年四月、大焼砂石降、

歌も門人なるが來り、上州よりの書狀なりとて見せけるに、淺間の燒けはじめて騷然たり、亡兄家翁が推量の違はざるを感服せられき、家翁は享保七年の生れなれば、近き寶永の燒を、親たちの話しにも聞かれしならん、

〔遊囊賸記 五十〕淺間岳ハ、追分ヲ出テ遙拜スルニ、朝霧ノ間ヨリ焰氣立騰ル、遠近數里ノ沙石ヲ見テ、去ヌル癸卯〇天明三年ノ變ヲ追想スルノミ、〇中略

慶長日記、十四年、三月、信州淺間山、此春燒ル事夥シ、去慶長元年ノ頃、二三年打續如然事アリ、凶相タリシ間、此度モ下萬危之、

慶安三年、木曾路記、追分、家六十中ノ宿ナリ、右ニ追分アリ、北ノ道ハ北國道ナリ、此邊淺間ノフモトナリ、先年岳大燒セシ時ニ、飛ケル燒石、馬蹄ノナリアエヌ程多シ、登レバ右ニ淺間ノ岳ヲ見上ル、

岐蘇路記、淺間岳ハ極テ高シトイヘドモ、麓ノ地高キ故、甚高クハ見ヘズ、山上常ニ烟立事、飯ノ氣ノ上ルガ如ク、又雲ノ如シ、此山半ヨリ上ニ草木生ゼズ、一日ノ內シバシ烟ナキ時アリ、大燒スル時ハ、五里七里ノ間夥ク鳴動シテ、盃茶碗ノ類ヒヾキテ破ルヽコトアリ、燒石モ飛トイフ、燒石ノ如クナル石路旁ニ多シ、常ノ石ヨリ輕シ、大燒ハ希ナリ、小燒ハ時々アリ、江戸ノ邊ヘモ、大燒ノ時ハ灰ノ飛來ルコトアリトイフ、

癸卯ノ變ハ、天明三年七月ナリ、是ヲ希有ノ大燒トス、

古クハ、天武紀白鳳十四年三月、信濃國灰降、草木枯ト記セルハ、卽此山ノ燒ニヤ、其他天治已前、史籍見ナシ、

〔信濃奇勝錄 佐久郡 三〕淺間山

古歌に淺間の烟を詠るは、古今集に、雲はれぬ淺間の山のあさましや人のこゝろをみてこそや

江都をも砂灰を吹飛しぬる由、古老の物がたりを承り傳えぬ、今も信濃路の驛には、其時落たりし燒石にて石垣など積たる所有るよしなり、其後百餘年は、此例を聞かず、その時の荒は、いか程のなりしやいざ不知、こだいの噺しは、きくも怖しき事なめり、關所なども崩失せ、何の里、かの村跡方もなくなり、人馬の損亡、万を以て算へがたく、木曾路是が爲に久敷通行なし、たとへば淺間崩し平均して、地形を築たる程に、驛路高く成ぬれども、淺間は却て元よりも高く成たる樣に見ゆるとかや、燒出砂石にて、地形堆高くなれるを取捨んとしても、幾万の人足を掛ても之を爲さん事難し、其上取捨べき捨所もなし、せん方なく之を引平均して、立毛を植付試みるに、無土燒砂なれば、作毛一切立たず、亡所數限も無となん、

〔蜘蛛の糸巻〕市中灰降る

天明元年、田沼侯御老職御勝手、同三年關東飢饉、下に其略を記す

同年七月六日、夕七つ半比、西北の方鳴動、諸人肝を冷す、翌七日猶甚しく、江戸中に灰ふる、是淺間山の燒けたるなり、此時おのれ十五歳なり、六日は時ならぬ風吹き、北烈しかりしゆゑ、屋根などに灰のつもりしを、人々灰ともおもはず、風塵とのみ見すごしけるに、六日の夜中、積りし灰を、七日の朝、人々見て愕然せざるはなし、おのれも硯箱の塗ぶたを物干にしばし出だし置きたるを取りいれ、指頭にて字を書きて試みしに、霜の厚く降りたるが如し、家内うちよりて是を見て、いかなる天變にやと、いろ〳〵に評しけるに、家翁いひけるやう、寶永四年、不二山燒けたる時、江戸に灰のふりしことあり、昨日鳴動したるは西北の方なり、此方に當りて、江戸近き高山は淺間なり、常にも燒くる山なれば、おそらくは淺間の大燒ならんといはれけるに、人はまかりともおもはず、此日は一日往來もまれなり、八日は快晴無風、灰も降らず、諸人安堵しけるにや、往來常の如し、九日の夕方、亡兄の友なりし、伊勢町の米問屋丁子屋兵衛門が長男斐太郎とて、千蔭翁の書も

〔鹽尻 四十一〕信州淺間山は、昔より燒て、歌にもよめり、今多享保七壬寅十月十日比より、烟り立し、十三日より大きに燒侍る、神無月廿六日の夜より、東都灰砂ふる、〈是は山の灰なり、先年富士山燒し時の如し、但シ砂は白き方也、〉是より地震動する事夥しとなん、上州沼田城邊の人は、人心地もなく侍りしとかや、〈實按、其後又天明三卯七月燒出し、關東砂降申候、〉

〔天明集成絲綸錄 三十三〕天明三卯年十二月

當秋淺間山燒ニ付、中山道宿々之内砂降宿方、及困窮候ニ付、板橋より鴻巣迄、七ヶ宿、人馬賃錢二割增、熊ヶ谷ゟ輕井澤迄、拾壹ヶ宿者、三割增積、

右者當卯十二月十五日ゟ來ル戌十二月十五日迄、中年七ヶ年之間、增錢請取候樣、宿々江申渡候間、可被得其意候、

右之趣、向々可被相觸候、

十二月

〔好古日錄 末〕淺間山

天明三年癸卯七月、信濃國淺間山ノ火坑大ニ燒ク、烏雲天ニ覆ヒ、炎氣空ニ接ス、震響千里、京師ノ人家、窻戶此ガ爲ニ動搖ス、巨巖大石砂土ノ燒ル者、トモニ數里ノ外ニ飄散シ、田畠皆焦土ニ埋ル、火坑土泥ヲ湧出シ、吾妻河、及利根川壅塞シテ、水流絕エ、河邊ニ連ル村落土泥ニ埋ミ、死傷溺死之人類牛馬其數ヲシラズ、

〔翁草 百三〕信州淺間燒

嘗聞、天明三癸卯年七月、信州淺間嶽燒の事、六月末頃より其兆有て、七月上旬に至り、夥敷燒出、煙氣東北へ吹覆ひて、信濃路よりは上州の方特に甚し、仍て信濃兩國の荒川ゟの洪水、今古未曾有と沙汰せり、去ながら此事古來無きにしも非ず、延寶天和の頃にや、年曆は確と不考、浩る事有て、

も遣はされなどしつれど、とかく事きれずして、年月を經る程に、信濃なる訴訟人は、頗世才ある者にや有けむ、心きゝたる者を、京の畫師がりのぼせて、彼山の形狀を扇數千本に寫させ、信濃なる淺間が嶽にたつ煙をちこち人の見やはとがめぬ、といふ(伊勢物語及新古今集羇旅部にいづ)古歌を贊とし、それの日比に調ぜよと約して、偖其後は取にも得ゆかず、しらぬ顏して歸國せしかば、扇師はすみやかに折はて、月をへてまてどもたよりもなければ、止事を得ず賣弘めたりけん、程なく此扇都鄙に流布して、おのづから彼公事に關かりたりける司人(ツカサビト)の手にもいりたりしかば、誠や此古歌こそよき證なれとて、既て事きれて信濃人は勝ぬと、其國人に聞しことあり、今此上野國司の解狀に、「中有高山號淺間峯」とあるを見れば、彼古歌にこそは信濃なると見えたれ、それは上古のたしなるべし、(信濃の木曾も古代に美濃に屬り、古今地理の沿革に、此他にも屬多かり、)中頃より後は歸(ウツ)りて、上野國に屬りしなるべし、もし彼裁許せし公人(オホヤケビト)の、此解狀をみしられましかば、何れぞ勝とか決斷せられむ、

〔越國雜記〕大が松といへる所を過侍るとて、(中略)この所より信濃の淺間の嶽近々と見え侍るを、聞しにも過ぎて、其風情すぐれ侍りき、

今はよに烟をたえてまなのなる淺間の嶽は名のみ立けり

〔上野名跡志初篇下略〕越國雜記に、いまは世に煙をたえて信濃なる淺間が嶽は名のみ立けり、トヨメルヲ思ヘバ、文明ノ頃ハ煙ノタエシ事アリシニヤ、近キ大燒ハ、天明三年七月ナリキ、富士燒ノ事ハ、國史ニアマタ見ユレド、淺間燒ノ事ハ見アタラズ、日本書紀天武天皇白鳳十四年、灰零於信濃國、草木皆枯トアルモ、淺間ヨリ降シナルベシ、(此事ハ上信日記、信濃地名考等ニモイヘリ、)

〔當代記三〕慶長八年十二月三日、淺間山三四箇度鳴、此響三州美濃へ聞ケル、十年十一月下旬ヨリ、信州淺間山燒事多之、然シテ午ノ正月末ヨリ不燒、

此山は當國一の大山なり、おもては佐久小縣兩郡へ跨り、裏は上野國吾妻郡也、本朝に燒る山數多あれども、かくの如きはなし、年中一日も燒ざる日なし、大燒は三四年に一度ありて、其時は千雷万雷の如く、巨木をぬきて谷に横たへ、大石を飛して空にひるがへる、其煙幾万仞といふ事なく立のぼり、其煙崩れ倒るゝ時、半天より亂火を降していとすさまし、煙西へなびきかへるを凶とす、常は東へなびき倒るゝ、其下は燒たる砂石を降する事、盆をくつがへすが如し、四月八日巳の刻迄に、諸人精進して是に詣ず、午の時に及べば燒出る事あり、よつて詣る事あたはず、宿を宵に出て巳の刻に及て下山するなり、

〔伊勢物語上〕むかしをとこありけり、京やすみうかりけん、あづまのかたにゆきてすみ所もとむとて、友とする人ひとりふたりしてゆきけり、しなのゝくに、あさまのだけにけぶりのたつをみて、

しなのなるあさまのたけにたつ煙をちこち(一本作こちかた)びとの見やはとがめぬ

〔後撰和歌集十九離別〕しなのへまかりける人に、たきものつかはすとて、　するが

しなのなるあさまの山ももゆなればふじのけぶりのかひやなからん

〔中右記〕天仁元年九月五日、左中辨長忠、於陣頭談云、近日上野國司進解狀云、國中有高山、稱麻間峯、而從治曆間峯中細煙出來、其後微々也、從今年七月廿一日、猛火燒山嶺、其煙屬天、沙礫滿國、煨燼積庭、國內田畠依之已以滅亡、一國之災、未有如此事、依希有之恠、所記置也、　廿三日、今日午時許、有軒廊御卜、上卿源大納言、(俊)上野國言上麻間山峯事、

〔碩鼠漫筆一〕淺間山の火

抑此淺間山は、信濃國佐久郡と、上野國吾妻郡とに跨り、兩國の界にては、最第一の高山なり、されば先年(文化の頃か、猶尋ぬべし、)國人互に自國の山といふ諍ひ出來て、おほやけに訴へければ、實撿使を

の半腹に、彼塊山出來て瘤の如く、左計三ヶ國無雙の名山に、此時少き瑕の出來しこそ惜なれ、

〔徴古文書乙武藏〕富士山燒火覺書〇寶永四年

覺

富士山燒所之儀、昨廿三日同夜中、今朔日之朝迄、最前申上候通別條無御座候、少々宛山上ニ煙登リ候樣ニ相見江、震動之儀者最前ゟ減候由、右場所ニ附置候手代方ゟ申越候、駿府邊ゟ見分仕候而茂、煙之樣子別條無御座、東之方江煙立登申候、勿論駿府邊震動杯仕候儀無御座候、以上、

十二月朔日　能勢權兵衞

〔信濃地名考下〕淺間嶽

天武紀曰、白鳳十四年三月、信濃國灰降草木枯云々、今按、これ恐くは此山の異をあげたるべし、絶頂の大坑つねに煙立のぼり、硫黃の氣あり、(坑の廣さ大略三百間許)坑中に硫黃みつる時、地火突發し大石ほとばしり、砂石を降して麓をやく、其音數百里に聞ゆ、故に此山ひとり兀として四時すさまじ、貫之ぬしの詠じ給ふ千磐破あさまのだけ、煙のみ立つゝきて、いく千歲震動、雲を焦しつ、山のすがたも變るばかりぞあらん、(中略)〇淺間が嶽は國のみなかになり出て深からず、驛路其肩をめぐれば、路行人も高をおぼへず、(達はあさまに、火の燃ゆるといふに、うがてるにや、)されど遠く眺ば、富士に續く何がしのたけなる、明の中叔方海東諸國記に、此山四時白雪をつむといへるは、不盡の高根にまがへるとかや、今夏月の雪まれなれど、立秋の後百餘ヶ日、霜沍て雪のあしたの如し、又中秋より霜寒く、或は霜早く來て、毛作を剋、故に耕の日せまれり、傳聞、むかしは寒氣強く、鍋釜凍破たりと、今はかゝる事なし、されば秦の代に寒強く、漢に至て暖なりと、苛政は虎よりはげし、今雖有順化にあふて、年の寒熱もそれにしたがへるなるべし、

〔千曲之眞砂二〕淺間山

消して惑ふ處に、老人の申しけるは、此事八九年以前加樣の事有り、是は定て信州淺間の燒る灰ならむと云、仍テ諸人少心を取直しけるに、段々晩景に至、夜に入るに隨て彌强く降しきり、後には黑き砂大夕立の如く降來て、終夜震動し、戸障子抔も響き裂、恐しさたとへん方なし、總じて晝八つ過ゟは、空暗き事夜の如く、物の相色も見へ分ねば、悉家々に燈をとぼし、往來も絶々に、通行の人は、此砂に觸れて目くるめき、怪我抔をせしも有とかや、諸人に何の所以を不知ば、是なん世の滅するにやと、女ナ童は泣さけぶ處に、翌日富士山燒候由、注進有てこそ、扨は其砂を吹出して如此ならんと、始て人心地ぞ付たりける、砂降積る事凡七八寸、所に寄一尺餘も積しとぞ、事畢て、砂を掃除すといへども、板屋抔は七八年過候以後迄も、風立候折には、砂を屋根ゟ吹落し、雜儀いたしける由、亦翌日ゟ春に至、感冒咳嗽一般にはやり、家々一人も洩ず是に惱さる、其節狂歌に、是やこの行も歸も風ひきて知るもしらぬも大方は咳、前代未聞の事共也、右之刻駿州富士郡ゟ注進之趣、

昨廿二日、晝八時ゟ、今廿三日迄の間、地震間もなく、三十度程ゆり、民家夥敷潰れ申候、扨廿三日晝四時ゟ、富士山夥敷鳴出、富士郡一チ面響渡、男女絶入仕ル者多くとも、死人は無御座候、然處に山上ゟ煙夥く卷き出し、山大地共に鳴渡、富士郡中一面に烟渦卷候故、いか樣の譯共不相知、人々十方を失ひ罷在候、晝の内は煙計相見候處、夜に入候へば一遍に火炎に相成候、其以後如何樣に成候哉不存、先右燒出候節、不取敢爲御注意罷越候故、委細之義は跡ゟ追々可申上候由、

右注進の後、彌火氣熾に成、土砂石礫を吹飛し、遠國廿里四方へ砂石を降せ申候、伊豆、相模、駿河は所々寄て貳丈餘も降積、堂社民屋も埋レ、勿論田畑ノ荒レ夥しく、日を經て稍々燒鎭ぬ、其土砂を吹出せし所穴と成、其穴の口に大なる山を生ず、世俗呼で寶永山と號、本ニ海道の方ゟ眺レば、右流

炎となり、空に立のぼり、其内に鞠の如の白物と、火玉天を突抜ごとくにして上る事夥敷、而如晝顯、吹出る煙東へ押拂、雲の内にて鳴動する事如雷、天地に響、忽如落雨、火元より雲先迄如稻妻にて、夜は微塵も見へて、晝より闇晦○中須走村を始、みくりや領、廿三日晝五ッ時分より暗して、晝夜の分も不知、始には白灰をふらし、次には白色にして豐石のごとく大なる輕き石降、其内に火氣を含、落ては則火炎と燃上る、廿三日之晝七ッに、須走村禰宜大和家ニ火の玉落、忽炎燒、須走町之者、石のふるを凌ぎ立退處に、夜九ッに又町之内へ火石落、不殘須走村燒拂、廿三日ゟ廿七日、迄五日之内砂之ふる事壹丈三尺餘、下には御殿場仁杉村を切、東はみくりや領足柄迄、砂のふる事或は三尺或四尺計ツヽ降積、谷河は埋て平地となり、竹木は色を片て枯山となる、人の住べき樣なし、廿七日之夜中より、煙の出事日々薄して、月を越十二月九日之晩、又右之如くに夥敷燒上りて鳴動す、其夜半比、何やら二度火元ゟ東海面へはねるを嘗人聞、九日朝自煙消る、十日朝雪降、晝七ッに雲晴てあらはる、右之燒出し穴口より須走村之上へかゝり、富士山腹に大なる如寶珠の新山出る、誠に吉田之儀は、本より神職淺間之守護深き故、須走境か古坂を切、下は上の原境を切、郡内領之内少燒煙不顯、殊に少も砂のふる所なし、折々煙綱引といへども、西風起て吹拂、片時も暗事を不得して、且郡場へ出さる、御師は廿三日ゟ淺間之寶前に集り、日々御山御安全、天下泰平、國土安穩、就且郡長榮之御祈禱抽丹誠、煙鎭迄御宮ニ參籠而、國恩成就、村裏無難之御札進上仕候、何も御覽之ため、如斯ニ御座候、

(新草三)富士山燒之事

寶永四丁亥年十一月廿日頃ゟ江府中天氣曇、寒氣甚敷、朦朧たるに、同廿三日午刻時分、いづく共なく震動し、雷鳴頻にて、西ゟ南へ墨を塗たる如き黑雲たなびき、雲間ゟ夕陽移りて、物すさまじき氣色成るが、程なく黑雲一面に成り闇夜の如く、晝八時ゟ、鼠色成る灰を降す、江府の諸人魂を

したるにや、又元弘元年七月七日大地震に、此山數百丈崩し事、太平記南朝記事に載り、此御歌に據ば、與國の頃叉煙の立たりし事しるし、是より後の事は傳も致す、かくて近世の大じき荒びは、寶永四年と云年の神火にぞ有ける、此事種々の書に記せる中に、寺島良安が書に、寶永四年十一月二十三日夜、地震二度、鳴動不止、巳刻富士山燒崩、高煙漲、焦土降數十里、南至岡部、良栗播、翌日稍止、又自二十五六兩日、大燒、焦石碎飛、土砂焦散、灰埋原及吉原之地、高五六尺、至江戸之地、高五六寸、而所燒出爲大空穴、其旁貫生小山、呼稱寶永山と云るは、側にして稍き眼なり、(中略)玄道云、不盡嶽志に、承平長元永保の火の事をし云、元弘紀元七月岳崩數百丈後三百七十餘年有寶永之災と記せり、

〔日本紀略二朱雀〕承平七年十一月某日、甲斐國言、駿河國富士山神火埋水海、

〔本朝世紀〕長保元年三月七日庚申、午後左大臣、右大臣、内大臣、著左仗座、召神祇官幷陰陽寮仰云、駿河國言上解文云、日者不字御山燒由、何祟者、卽卜申云、若依所有兵卒疾疫事歟者、

〔日本紀略十四後一條〕長元六年二月十日丙午、駿河國言上、去年十二月十六日、富士山火起、自峯至山脚、

〔扶桑略記三十白河〕永保三年三月二十八日、有富士山燒燃佐焉、

〔太平記二十一〕天下怪異事

同年〇元弘元年七月三日、大地震有テ、紀伊國千里濱遠干潟、俄ニ陸地ナル事二十餘町也、又同七日酉刻ニ地震有テ富士ノ絕頂崩ル事數百丈也ト、卜部宿禰大龜ヲ燒テ占ヒ、陰陽博士占文ヲ啓テ見ニ、國王位ヲ易、大臣遭災トアリ、

〔徵古文書乙甲斐〕富士山噴火實況覺書寶永四年

寶永四丁□十月□□□□□富士山表口駿州大宮之民屋□□濱其後地震日々無止、而月を越十一月十日比ゟ、富士山麓一日之内に、三四度ヅヽ、鳴動する事甚し、同廿二日之夜、地震之する事三十度計、翌日之朝六ツに大地震、女人子ども周章顚倒者、其數夥敷、然どひ死者は壹人も無之候、同朝五ツに、又大地震、鳴動する事車輪如轟、而富士山麓、駿州印野村之上木山と砂山との境より、煙埋卷立登、其音如雷に而、民屋も忽潰ごとくに動く故に、壹人も家に居住難成、夜に入、右之煙火

中最頂飾造社宮、恒有一隅、以丹青石立其四面、石高一丈八尺許、廣三尺、厚一尺餘、立石之門相去一尺、中有一重高閣、以石構營、彩色美麗、不可勝言、望請齋祭兼預官社、從之、

〔古史傳 神代 三十一〕貞觀七年の大燒有し後、延喜以前までは、煙立しと見えて、伊勢家集に、人しれず思するが、富士のねは我がごとやかく〈一にかくやとあり〉絶ず燃らむ、はては身の富士の山とも成ぬるか燃るなげきの煙たえねば、など詠み、古今集の序にも、富士の煙によそへて人をこひ、〈玄道云、衡集に、人知ず思を常にするがなる富士の山こそわがみなりけれ、又君と云ばみまれ見ずまれ富士のねのめづらしげなく燃るわが思、又富士のねのならぬ思にもえばもえ神だにけたぬむなし烟を、能宣集に、草深みまだきつけたる蚊遣火と見ゆるは不盡の烟なりけり、重之集に、燒人も有じと思ふ富士の山雪の中より烟こそたて、拾遺集に、千早ぶる神も思の有ばこそ年經てふじの山も燃らめ、大和物語に、左大臣、ふじのねの絶ぬ思も有物をくゆるはつらき心なりけり、など數知ず多く、竹取物語の末條にも、其烟未雲の中へ立登とぞ云傳たると記せるをも思べし、さて此人は此物語なるかくや姫も、此山を主宰す、比賣神の御事より思寄けむともいへり、〉と書つれど、下文に、今は富士の山も煙立ずなりと有を思に、是頃既に煙絶たり、然るに日本紀略に、朱雀院天皇承平七年の所に、十一月某日、甲斐國言、駿河國富士山神火埋水海と云事有ば、是より復煙立けり、〈玄道云、道雄說に、此時に埋しは下吉田村の上方、富士の山腹に胎內と稱大穴有て、其邊より押出たる燒石夥く、下吉田と舟津村の間は、一面の燒石なる所有り、舟津より川口まで一里の舟渡有所なるが、此より東に此海口有しを埋たる故に、水の落方なし、地中より伏流して、相模國馬入川の水源山中より出る桂川に通出と云、又山中海、明日見海も、元川口と一なりしを埋みて、かく三と成し者ならむと、委く云り、外記日記に、一條天皇長保元年三月七日、駿河國言上せる解文を被て、日者不字御山燒由、何祟者卜中云、若性所有兵革疾疫事歟者とあり、此治安元年より二十三年許前の事なり、又紀略に、後一條天皇長元六年二月十日丙午、軒廊御卜、駿河國言上、去年十二月十六日富士山火、絶自峯至山脚、又扶桑略紀永保三年二月二十八日癸卯條に、有富士山燒條、[illegible]とし見ゆ、考合べし、〉其は更科日記に、其山の狀いと世に見えぬ狀なり、狀異なる山の姿の紺青をぬりたる樣なるに、雪の消る世もなく積りたれば、色濃絹に白きあこめ衣たらむやうに見えて、山の嶺の少平たるより、煙は立上る、夕暮は火の燃立も見ゆと云るにて知べし、〈更科日記は、菅原孝標朝臣女の記にて、治安元年父朝臣に從て、上總國より京に上られし時の道記なり、〉然るを十六夜日記に、富士の山を見れば煙も立ず、昔父の朝臣に誘れて、いかに鳴海の浦なればなど詠し頃、遠江の國までは見しかば、富士の煙の末も朝夕たしかに

〔續日本紀 三十六光仁〕天應元年七月癸亥、駿河國言、富士山下雨灰、灰之所及、木葉彫萎、

〔日本紀略 桓武〕延曆十九年六月戊辰朔、日有蝕、　癸酉、駿河國言、自去三月十四日迄四月十八日、富士山巓自燒、晝則烟氣暗瞑、夜則火光照天、其聲若雷、灰下如雨、山下川水皆紅色也、

〔日本紀略 桓武〕延曆二十一年正月朔、是日勅、駿河相模國言、駿河國富士山、晝夜恒燎、砂礫如霰者、求之卜筮、占曰、于疫、宜令兩國加鎭謝、及讀經以攘災殃、　五月甲戌、廢相模國足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也、

〔三代實錄 八清和〕貞觀六年五月廿五日庚戌、駿河國言、富士郡正三位淺間大神大山火、其勢甚熾、燒山方一二許里、光炎高二十許丈、有雷、地震三度、歷十餘日、火猶不滅、焦巖崩嶺、沙石如雨、煙雲鬱蒸、人不得近、大山西北有本栖水海、所燒巖石流埋海中、遠三十許里、廣三四許里、高二三許丈、火焰遂屬甲斐國堺、

〔三代實錄 九清和〕貞觀六年七月十七日辛丑、甲斐國言、駿河國富士大山、忽有暴火、燒碎崗巒、草木焦熱、土鑠石流、埋八代郡本栖幷剗兩水海、水熱如湯、魚鼈皆死、百姓居宅、與海共埋、或有宅無人、其數難記、兩海以東、亦有水海、名曰河口海、火焰赴向河口海、本栖剗等海、未燒埋之前、地大震動、雷電暴雨、雲霧晦冥、山野難辨、然後有此災異焉、

〔三代實錄 十一清和〕貞觀七年十二月九日丙辰、勅、甲斐國八代郡立淺間明神祠、列於官社、卽置祝禰宜、隨時致祭、先是彼國司言、往年八代郡暴風大雨、雷電地震、雲霧杳冥、難辨山野、駿河國富士大山西峯忽有熾火、燒碎巖谷、今年八代郡擬大領無位伴直眞貞託宣云、我淺間明神、欲得此國齋祭、頃年爲國吏成凶咎、爲百姓病死、然未曾覺悟、仍成此恠、須早定神社、兼任祝禰宜、潔奉祭、眞貞之身、或伸可八尺、或屈可二尺、變體長短、吐件等詞、求之卜筮、所告同於託宣、於是依明神願、以眞貞爲祝、同郡人伴秋吉爲禰宜、郡家以南作建神宮、且令鎭謝、雖然異火之變、于今未止、遣使者檢察、埋剗海千許町、仰而見之、正

駿河國富士山

ニ竅アリ、其中ヨリ火焔燃出ヅ、常ニ磨石ノ上石ヲ蓋トシ置タリ、火ヲ出サント欲スル時ハ、硫黄少シ許ヲ、蓋石ノ穴ヨリ捻リ入ルレバ、火焔即燃出ヅ、今マ其火竅ニ竈ヲ併テ圍置タリト也、先年領主其火所ヲ深ク堀セラレシカドモ、土中別ニ異ナル子細無リシトゾ、此等ハ皆火德神妙不測之自然也、又瑯琊代醉卷三、有蕭丘寒焔云々、火焔不熱シテ涼キ者也、

辨斷　地上火起リ燃ル事、漢土所々ニ有之、蜀中ニ最モ多シト云リ、西蕃ノ國ニモ火井トテ有之、其井中常ニ燃ルト云リ、是皆其土地ノ常ナレバ、災異ニ非ズ、日本ニ於テハ、富士、淺間、阿曾、溫泉、霧島ナリ、古ヘ盛ニ燃テ、今不燃モノアリ、古ヘ不燃ノ所、今燃ルモアリ、何モ其地下に硫黄有テ火ヲ生ジ、地上ニ發シテ燃ル者也、硫黄ハ土中燥熱ノ氣ヨリ生ジテ、純陽ノ體ナル故ニ、全ク火ト同氣也、此故ニ能火ヲ生ズ、此火氣上升シテ雷ト成リ、或ハ彗星ト成ト云リ、又附記ス、西戎ノ國ニ火池アリ、常ニ燃、其中ニ鼠居レリ、火鼠ト號ス、其毛甚ダ長シ、此毛ヲ以テ布ヲ織、是ヲ火浣布ト號ス、垢ケバ則火ニ入ルニ、不燒シテ清白ニナルト云、異物志博物志等ニ委シ、

〔こし地紀行〕夫山上炎燒者鬱火也、東海富士可以爲證、上古甚炎燒、煙無斷、故古歌多詠煙、近世無炎燒煙亦無見、其山巓直上炎關一竅、故無抑鬱氣、無火生、故知磐石相壓抑上騰氣、鬱生火、若山上有水、則一涌沸爲溫泉、離火在下、坎水在上、爲既濟衆、或象硫黄氣則治瘡疥、或象砒石氣則害物、若有丹石無火氣、則寒泉也、若無水惟有火、炎燒發煙而已、人身鬱火爲病、醫療亦其理可符合、

磐石幾重壓峻巓　復陽抑鬱叵超然　痴民妄說地中獄　坐燒捨磨起火烟

〔夫木和歌抄春五雜〕寬元三年結緣往生百首　民部卿爲家

燒山のけぶりの末はひとつにて霞むくもゐをかへる雁がね

〔走湯山緣起二〕清寧天皇三年壬戌三四月、富士淺間山燒崩、黑煙覆天、熱灰頻雨、三農營絕、五穀不熟、依之帝臣驚騷、人民愁歎、天子詔立官使、捧獻神寶、鈴鏡玉[illegible]、[illegible][illegible][illegible]鉾

薩摩のうんせんも、今に燒くるなり、中國にては聞くことなし、大明一統志を見るに、西北夷に火州と云ふ處、南北朝の比より唐までは、高昌國と云ふ地なり、其國に火焰山と云ふ山あり、山中常に烟氣ありて涌き上り、雲霧なし、夕に至りて、光烟炬火の如くかゝやき見ゆ、禽鼠皆赤しと云へり、亦其隣國に白山と云ふあり、山中常に火焰あり、磠砂を產す、此を取る者、木底の履を著けて取る、皮なるものは、即焦ぐる、穴有りて、青泥を出だす、外へ出づれば、磠砂石となる、只此二國のみ、山の燒け出づることを記す、是も火州は南于闐に至り、東南肅州に至ると有り、中國より遙に西北夷狄の地なり、

〔和漢三才圖會山五十六〕地獄

按地獄之所在不知何處、而獄字義入地獄、出名目耳、日本有地獄、皆高山嶺常燒、溫泉不絕、若肥前溫泉、豐後鶴見 肥後阿蘇 駿河富士 信濃淺間 出羽羽黑 越中立山 越乃白山 伊豆箱根 陸奧燒山 等之嶺凡凡燃起、熱湯汪汪涌出、宛然有焦熱修羅之形勢、豐後速見郡野田村有名赤江地獄者、方十餘丈、正赤湯如血流至谷川、未冷定處有魚常遊游、亦一異也、天竺中華高山皆有地獄、不枚擧、凡墮地獄者、不能浮出、

〔怪異辨斷五地異〕遙傳聞、世界ノ中、火山ノ國甚多シ、意大里亞國ノ內所所多シ、其中ニ羅馬國ノ火山、晝夜燃テ石ヲ百里ノ外ニ飛スト云リ、其山ニ岩洞一百アリ、其洞穴各病氣ヲ愈ス、何レノ病ハ何レノ洞、其病ハ其洞ニ入テ治スト、各功能有リ、或ハ格落蘭得ト云國ハ、地中火氣多シ、然レドモ其火氣甚シク燒穿ツ事無シ、故ニ人民地上ニ石ヲ敷テ、其上ニ家屋ヲ造テ居舍トス、家內ノ地ニ火焰到ル處ニ釜ヲ置テ食物ヲ熟ス、薪ヲ不用ト云リ、日本ニモ是ニ似タル事アリ、或行脚桑門ノ云ルハ、越後ノ國ニ戶澤氏ノ領地アリ、如法寺ト云處ナリ、民家六軒アリ、其中ノ一民家ニ、土產ノ傍

火山

世につけたるも知りがたければ、證としがたけれど、風土記にしも二上之峯とあり、凡て風土記は正しく、其國にして古き傳說を記せる物なるに、此曰杵郡なるをのみ記して、霧島の方をば記さぬを思へば、霧島は非るが如くなれども、古の風土記どもは、たゞ書紀釋と、仙覺が万葉抄などとに往々引るのみこそ遺りたれ、全きは傳はらざれば、其全書には霧島山の事も記したりけむを、彼書どもには、其をば引證せるも知りがたし、霧島山の方も正しく峯二ツ有て二上なり、凡て古に二上山と云るは、皆峯二ある山なり、又風土記には、稱穗の古事も、曰杵郡なる方に記せれど、是はた今の現に霧島山にのこれり、又神代の地名、多く大隅薩摩にあり、彼此を以て思へば、霧島山も、必ズ神代の御跡と聞え、又曰杵郡なるも、古書どもに見えて、今も正しく高千穗と云てまがひなく、信に直ならざる地と聞ゆれば、かにかくに、何れを其と一方には決めがたくなむ、いとまぎらはし、

〔春波樓筆記〕予考ふるに、此鉾何の爲に建て置きしと云ふ理もなく、天より降りしにや、國常立の尊の建て給ひしにせよ、何になると云ふいはれもなく、埒もなき事なり、全く自然天然と、鉾に似たる似象と云ふ者なるべし、吾國神代の事は傳記なし、神代以前は、何れの異國の人住居したるや、播州石の寶殿と云ふあり、四間四面に石を刳りて造る者人工なり、又因州に熊權現とてあり、皆柱石を以て疊む、是も人工の者にて、何の爲に造りたりと云ふ事を知らず、民俗の云ひ傳へには、古の神、此海へ橋を掛けたまはんとし給ひしとぞ、又蝦夷地にタサリチと云ふ處あり、是は六角の柱石の、數かぎりもなく、海岸皆此石なり、是は人工にはあらず、天然の者なり、近藤氏エトロフ島へ五度行かれし時、庄藏とて南部の者、畫をよく描きしに、蝦夷地を寫させ、其圖を予又寫せり、世界の中には、此類いか程もある事にて、蘭書中には、奇妙不思議の山水景色ある事なり、吾日本の人は、僅の天の逆鉾石を見て、奇妙なりとするは、世界の事を知らぬ故なり、

〔萬葉集二十〕喩族歌一首幷短歌

比左加多能(ヒサカタノ)、安麻能刀比良伎(アマノトビラキ)、多可知保乃(タカチホノ)、氣氣爾阿毛理之(タケニアモリシ)、須賣呂伎能可未能御代欲利(スメロギノカミノミヨヨリ)、○下略

〔輶軒小錄〕山火之事

山の燒くること、日本には處々にあり、富士山古へは常に燒け出づと云へり、富士の烟も、今は燒けすと、何の比よりか燒け止まりしことを知らず、淺間の岳は今も燒くるなり、此外肥後の阿蘇、

の書體にて、士を濁り布を清しと聞えて、上なる肥國の名も、豐久士比泥別とあるに同じ、此事、傳五の十四葉に云り、考へ合すべし、多氣の多も、古へは清てぞ唱へけむ、此山名、書紀に見えたるは、上に引るが如し、又一書には日向襲之高千穗添山峯ともあり、臨は姓氏錄序にも、天孫降臨とあり、此臨の事は、上熊曾國の下、傳五に委しくいへり、さて今皇孫命の、此山にしも降著坐りしことは、書紀に猿田彦神に、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗槵觸之峯云々、果如先期、皇孫則到筑紫日向高千穗槵觸之峯とあれば、元より然るべき所由ありしことなるべし、當到は、イタリマスベシと訓て、到り給へと數ふるには非ず、到坐むことを知れる故に告るなり、故下に果と云り、万葉二十丁五十に、比左加多能安麻能刀比良伎、多加知保乃、多氣爾阿毛理之云々、さて此山は、日向國風土記に、臼杵郡内知鋪郷、天津彦々火瓊々杵尊、離天磐座、排天八重雲、稜威之道別々而、天降於日向之高千穗二上之峯、時天暗冥、晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉏小鉏、二人奏言皇孫尊、以尊御手、拔稻千穗爲籾、投散四方、得開晴、于時如大鉏等所奏、搓千穗稻爲籾、投散、即天開晴、日月照光、因曰高千穗二上峯、後人改號知鋪と見へたり、鋪字、万葉抄に引たるには、餌とあり、いづれよけむ、後人改とは、文字を改めたるをいふ、名意高千穗は、此風土記に云るが如くなるべきか、或說に、皇孫命齋庭の穗を御す、故に、眞穗に供衆盛田ある故の名なり、今も其田の蹟ありて、里人不[illegible]稻と稱すとなりと云は、山名には由なく聞ゆ、久士布流は、靈異ぶるにて、書紀に槵日ともあると同じ、槵は皆借字なり、布流と備とは同言の活用けるなり、多氣は万葉に高とも書る意にて、竹も高く立伸る物なる故の名なり、物の立る高さを、長と云も此意なり、されば立たる物ならで、凡て物の長さを、多氣と云は誤なり、高き山を云り、さて此山の事、上にも云る如く、其とおぼしき二處に有て、いとまざらはし、其一ッは今も高千穗嶽と云て、かの風土記に見えたる、臼杵郡なる是なり、和名抄にも、日向國臼杵郡智保郷あり、續後紀十三に、日向國無位高智保皇神、奏授從五位下、この日向國三字、印本には誤りて皇神の下にあり、今は古本に依て引り、三代實錄一に、授日向國從五位上高智保神從四位上と見ゆ、又和名抄に、肥後國阿蘇郡にも知保郷あるは、日向の智保とつゞきたる地にて、一ッかはた別なるか知らず、かくて此山は、日向國の北の極にて、豐後國の堺に近し、肥後の宇土八代などより、日向の延岡に通ふ道の北方にあり、其あたりを今も高千穗莊と云とぞ、これ智保郷なるべし、今世延岡なる主の領地にて、其處に近し、延岡は舊名縣と云し處なり、今

行所もありて、十死の地に入がごとし、案内として伴ひし登人は、今一里計こなたよりおそれおどろきて氣絶す、漸是を介抱して、其人は其地に待せ、石見介一人險しき所を、木の根かつらに取付て、逆鉾の建し峯近く至りしに、夫よりは登るべき道なしいかにも巖石の上に、數丈の鉾と覺しき物あり、銘などの事は更に見え分ず、鐵なるや銅なるやそれとわからず、其所より是非なく元の道へ立歸り、夜ともなひし人と打連、命から〳〵麓の里へ下りしと記しあり、予も一見のこころざしにて、國を出し時より望には有しかども、霧島町に止宿し、里正の家に行て鉾の一事を聞しに、むかしより鉾のある事を人々云傳ふ事ながら、十里も人家をはなれ、深山幽谷の道もなき所を行事故に、誰一人も道筋を知るものもなく、生て歸らんとおもふ人の行べき所にあらざれば、此五六里の村里にゐて、我は行て逆鉾を見しといふ者は、聞傳へずとの事なり、予按るに、此鉾何の爲に建置しといふことはりもなく、天よりふりし國とこたちの尊の建置給ひしといふ計の事也、神代にもせよ、數丈の鉾を、人もかよはぬ岩上の上に建べき道もなく、關羽が青龍刀の鉾よりも大成鉾を、何人か用ひ、何人歟是を作らん、察る處假像石なるべし、造物者の作におひては、岩にても假像のもの、ある事也、夫に説を加へて、好事家の奇談と成て、世に傳へしものならんか、土人秘して語る事あり、他國よりやゝもすれば霧島山の鉾の事を尋ね問ひ來る人多し、何と答へんやうもなし、是によつて遠からぬ國の守、銅を以て數丈の鉾を、鍛冶數人集めて作らしめ、夫に銘を彫りて、此山奥の人もかよひがたき嶮山の峯に建給ひしもの也、是を一覽有にも、あやふき嶮山の峯に道も絶し難所を、七里計分入ざれば一覽なりがたし、穴かしこ、新に作り給ひしなど、いふ事を、我より聞しと人に語り給ふなと、口止めして物語りき、此一事は追々人も知る事と、土人の口どめながら爰に記せる物也、

〔古事記傳十五〕高千穗之久士布流多氣、(久士布流は、書紀に、槵觸と書き、又槵日ともあるに依らば、久志夫流とあるべきに、假字の清濁の違へるは、これ上代

主義久の頃後に金にて壹本外に添立給ふ、いとかうがうしく見ゆ、登山の輩是を拜し奉る、山上には社も何もなし間々又火大に燃出て、くろ煙天を覆ひ、磐石を數里に飛事あり、是を神火と稱し、諸州ことに恐れ拜すとかや、山嶽海岸に臨んで南をうく、霧島の明神は山下に鎭座まします、祠方三間計、鳥居物ふり、樹木しげり、尤神さびたる靈地なりとぞ、肥州長崎の人、太田東作談也、

貫按、當時延岡領に高千穗山あり、霧島とは方角違なり、不審、總體地理不案内の者の物語は、まま如此事あり、能々改見度事也、追而委鋪可尋、

〔西遊雜記三〕霧島山は九州第一の深山にて、幽谷嶮岨限りをしる人まれにて、山奥肥後の米良山につゞき、南大隅に跨り、數十里に連りし山也、高山とは稱しがたき山にて、布地廣大也、當山躑躅の木數多にして、花の頃は谷々峯々、猩々緋にて包しごとく、山一面に赤く、朝日夕日には其光りにゑいじて、詠め何とたとへん方なし、春の頃を盛りとし、それより殘花となりても、此山のつゝじは夏まで咲谷あり、上方筋にてきり島と稱せる躑躅の木も、此山の名を付しものにて、色赤しといへども、土地のよしあしによりてや、當山の躑躅の色は、誠に緋のごとく、類すべきものにあらず、東霧島村と西きりしま村とは、曲り道とは言ながらも、行程凡六里餘、西北は都て霧島山にて、谷々麓をめぐりて、小村多く、各山の稱名かはるといへども、總名はきりしまといふ、海内世の人の思ふとは案外にて、中華にもさして劣らぬ程なる廣大なる事にて、かゝる山も有事也、扨此山奥嶮岨の峯、神代に建給ひし天の逆鉾と稱せる數丈の鉾、巖石の上に逆しまにたて、神代の文字にて銘をほりてあるといふ事、昔しより云事にて、誰壹人其所に行て見しといふものなし、京都橘石見介といふ人、伊勢國久居人故ありて此地に下り、逆鉾の建有る峯に行見しといふ、九州の紀行あり、予是を一見せしに、人家を離るゝ事十餘里計、谷に下り峯を越へて行に、硫黃の燃る谷もあり、煙り爰かしこに立上りて、道を埋み行迷ふ所もあり、刃の上を傳ふやう成岩の上を腹這して

疾無狀、至于自彼刃斫位牌、因聞令於卜者、曰撰造神矛之價、自致招咎、全家審服、倉遽卸除、去備矛矣、

同庚戌之夏、識青東遊京師、會鵠明經博士伏原宣條公、公曰高千穗山上之靈矛者、實神代舊物、先皇寶器、夫天地之太古、今之遠其變會幾乎、面乾立以訖于今、誠可貴哉、靡公侯、理當不問輕重、況庶人乎、比屬如聞、有事一頁豎撰作靈矛、記立其上、有識、淸東揚然對曰、山中卒預、未之聞也、公曰有別敎之、必勿使聞供總建、倩越淸東還鄉、面府告于官、既而聞除去之、因使令晝其事、以報公、未幾公亦沒矣、可嘆夫、且遠歷曰、近世島津氏久記立新矛、是宜識之甚、未會有之矣、

(遊囊勝記十三)霧島山。。ハ、東ヲ日向國諸縣郡、西ヲ大隅國囎唹郡トス、兩社ノ別當日向ヲ東光坊、大隅ヲ華林寺トイフ、此山十餘アリ、一ハ韓獄島、二ハキリ島、三ハ高千穗、四ハ紫尾峯、五ハ栽峯、六ハ高原峯、七ハ最初峯、八ハ大波峯、九ハ生逸峯、十ハ見虛蓮峯ナリトイフ、

(遊囊勝記十三)霧島山ハ、古ノ昔乃峯ナリ、東西日隅ニ跨ケル故ニ、或ハ日向トイヒ、或ハ大隅トイフ、ナレバ神社ノ兩國ニ建ルコト、富士淺間ノ峽甲ニ鎭座シ玉フガ如シ、華林寺ニ宿シ、明早拜社畢ナ、遂ニ山上ニ登ル、世人此山ニ入レバ、逆矛ヲ見ルヲ以テ口實トス、是果シテ上世ノ物ニヤ、余ガ麓識ノ及ブ所ニアラズ、

(鹽尻三十五)我帝祖瓊々杵尊降臨の所は、日本紀に日向國襲の高千穗峯と云々、今の霧島山也、延喜神名式に、日向國諸縣郡霧島神社云々、今は薩摩國鹿兒島領にして、城下より二里餘、東北海邊の高山也、俗に登山の者多し、神代の故實とて登山の人々稻穗を持せていわく、霧來らば是にて打拂べしといふ、此山風霧一陣ヅヽ吹越、其色大風の如く、一時瞑々として路を別たず、やゝもすれば、人霧霧にまかれ一、他方へ戸を落す事度々有とかや、故に霧來らば、手々に稻穗にて拂事かまびすし、暫の間に天開晴す、(日向風土記に此事あり、昔より如此と見へたり、)山頂を御体といふ、瀧のごとく崔なる所(富士山のごとし、)數町四方有、其中に神代の御鉾とて、九尺計なる金鉾一柄建り、(實按、此もの石に非す、金に非す、神代のものゝよし、鐵

日向國霧島山

蘇山也、
〔扶桑略記二十九後三條〕治暦四年六月廿四日、肥後國阿蘇山雪降、深五六寸、
○阿蘇山ノ事ハ、又火山ノ條ニアリ、參看スベシ、
〔書言字考節用集一乾坤〕高千穂嶺(タカチホノミネ)日州宮崎郡、瓊々杵尊降臨之地、
〔和漢三才圖會八十日向〕高千穂嶽　延岡近處、總稱高千穂莊、
〔麑藩名勝考二〕囎唹郡(古作襲、曾、添、贈於、皆古之襲國也、和名鈔囎唹、曾於、臨襲峰之義、又曰、背宍之背之義、姓氏録序曰、天孫降襲西化之時、)
高千穂峯、日本紀、古事記序作高千嶺、按、高々山、千獨秀於千山之稱、穂者凡物拔出于上之稱、亦言是山之翹楚於衆峯也、一説、千穂祝稱也、猶水穂之穂、一説、穂即火也、火常炎山上、因名焉、一説、峯有稻生稻穂、故名焉、大隅日向之界在山半、東屬諸縣郡、西屬囎唹郡、故史多係諸縣郡者矣、然日本紀謂襲之高千穂、續紀亦謂贈於郡曾乃峯、則宜以收囎於郡、不可以繋諸縣郡、今據之、後皆倣之、
一名槵觸二上峯、言靈歷也、二ノ上者此山上二峯突峭、東號矛峯、絶頂建矛、是大己貴所以奉獻於皇孫之物、而皇孫降臨于茲、安置諸山、以鎭標天下萬世者也、西號火常峯、火常火上、後世終陷凹、今俗呼其火坑稱御鉢、臨之如千仭谷、　史註謂靈矛、長八尺許、今其鋒折て幹のみ立り、鋒鐔に近き所、長鼻大眼の面係を左右に記し成せり、其鐔は、昔時山頂炎たりし時移したりとて、今三里許の山麓に安置し奉りて、荒嶽權現と稱す(此所都城の内不動堂なり)鋒の長サ一尺五六寸、鐔の如キ所に雲氣の狀を鑄付して見えたり、或云、靈矛は純金なり、餘鋒幹ともに親密熟視せしが、其質材何金たること知がたし、山上にあるものは、其色縹緑なり、其鋒は黝黑色なり、蓋露處と密藏との異なるべし、日本紀通證などにいふ所は、甚的當せず、
天明初年、麑府下有黠商池田某、新鑄神矛、配立其傍、周圍形製稍倣之、噫名文之不正、何一到于此、孰知無不知林放之嘆、深可以疾矣、而某始立此僞矛于山上、時怪異百出、且某發異疾暴死、其子又爲顚

程遠からで、地震ひ山動く、世にある心地にはあらず、夜あけぬれば、きのふをもひしにはことなりて、山かづら引渡せる間に、朝日の影いと花やかなり、夜半のわびしさ引かへて、心いさめり、とく起出てもゆるところにいたる、大なる穴あり、是をみかど・いふ、中のみかど北のみかど、法性嶋と名付く、都合三が所なり、雷時さかんにもゆるは法性嶋なり、たとへばふいごの口のごとし、黒烟天を覆ひ、時々火出て、其音のおびたゞしき事、只今此山みぢんに砕る心地す、其勢ひは筆に書つくすべくもあらず、立ばし見居たれど、我身も山とともにくだけさるべき心地して、あくまでもみつくしがたし、少し下れば大なる堂あり、内に額あり、普安鎮國山と書り、是はもろこしの帝より、むかし此山の靈異なる事を傳へ聞給ひて、此五字をもて山を封じ給ひしなり、堂は傾き損じたり、人はもとより住べき所にあらず、むかしは是より下つかたに、寺院多くありしといふ、すべて絶頂は海濱のごとくにして、硫黄の氣にて白くみへ、石は骨食くその如くにして、土砂ある事なし、しばし下れば土見へ、草ありて、はじめて世界の景色あり、西の方に、はるかに雲仙がだけあり、北の方に、豐前の彦山を望ぞむ、其外の眺望は、四方の山にへだてたり、此阿蘇の山は、目入分の山四方を圍みて、堤を築きたるごとく連りめぐれる、其眞中に、此阿蘇山のみ基を別にして、一峯秀たり、奇妙の地形なり、此山の四方のふもとを阿蘇谷といふ、幅貳三里ほどづゝにして、平田あり、唯西の方のみ、少しばかり四方の圍の堤のごとき山きれて川流れ出たり、傳へ云、上古の世は、此地湖にて、阿蘇山はみづうみの中の島なりしが、阿蘇の明神、むかし此國の守なりし時、西の方の山を切り通して水を落し、湖を干て田地となせりと、誠に此地の様すをつら〳〵見るに、湖なりし事虚說にはあらじと思ふ、又人智の古今なき事を感ず、

〔日本書紀 景行七〕十八年七月甲午、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有僵樹、長九百七十丈焉、○中略爰天皇問之曰、是何樹也、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、覆阿。

肥後國阿蘇山

〔釋日本紀十 述義〕筑紫國風土記曰、肥後國閼宗縣、縣坤二十餘里有二一禿山一、曰二閼宗岳一、頂有二靈沼一、石壁爲レ垣、計可二縱五十丈、横百丈、深或二十丈、或十五丈一、清潭百尋、鋪二白緑一而爲レ質、彩浪五色、絙二黄金一以分レ間、天下靈奇出二茲峯一矣、時々水滿、從レ南溢流、入二于白川一、衆魚醉死、土人號曰二苦水一、其岳之爲レ勢也、中天而傑峙、包二四縣一而開レ基、觸レ石興レ雲、爲二五岳之最首一、濫レ觴分レ水、寔群川之巨源、大德巍々、諒人間之有一、奇形杳々、伊天下之无雙、居二在地心一、故曰二中岳一、所レ謂閼宗神宮是也、

〔壒囊鈔十一〕筑紫風土記、閼宗五岳、高岳 往生嶽 三御嶽 楢尾嶽 猫嶽

〔壒囊鈔三十九〕明ノ世宗、封二我肥後州阿蘇山一曰二壽安鎭國之山一ト、夫我富士山以下、各國名山多キ矣、獨リ封二阿蘇一者何乎、

按に、釋日本紀十、有下以二阿蘇一爲二我國中岳一云說上、故義滿、特ニ請レ之然ル乎、

○按ズルニ、阿蘇山ヲ壽安鎭國山ト稱シ、又山上ノ沼ヲ神靈地ト稱スル事ハ、神祇部阿蘇神社篇ニ在リ、宜シク參照スベシ、

〔西遊記四〕阿蘇山

今よひは阿蘇の大宮司のもとに一すくして、あすこそは峯にのぼらんと心ざせしに、晝過る頃より風の色少しあしうみゆれば、あすになりて雨ふり、登山の緣をうしなはん事もやと思ひめぐらすにぞ、心あはたゞしう成り來て、今よりもと思へど道なし、すぐさんもほいなければ、山の北の麓の的石(マト)といふ里に入りて、あないの人を賴みて、山の北おもてより登る、木こりのみ行かへば、道いと細くけはし、絕頂に至り付ば、日既にくれはてぬ、晝參詣多き時に、商ふためと、旅人などの行くれたるが、宿る爲に茅屋あり、唯むしろもてかこひたるばかりにて、床とてもなし、此內に入りて宿る、名高き峯に登りつめて、空もいと近う、星探るべき程なるに、夜あらしの吹わたる音も物すごくて、一山人倫たえ、四方寂ばくたるに、夜ふくるまで目もあはず、又もゆるあたりも

豐後國祖母嶽

山ニ留ル、彼彦山ニ飛來テセ玉フ時、其形八角ノ水精ニテ、徑長三尺餘ニ見ヘ玉フト云傳フ、

〔豐前國志 二 田川郡〕英彦山事記

抑是なる彦山と申は、西國第一の大山にして、豐前豐後筑前の三ケ國に跨り、朝(ニハ)夕(ニハ)雲立起りて、天上(ニ)聳へ、されば山上高千穗の嶺(ニ)は、二神降臨の地、なほ次第々々(ニ)高神等の止り賜ふ嶽にして、世(ニ)隱れなき名山なり、○中略修驗行の始は、人皇四十代、文武天皇慶雲二年、役行者此山に登り、神勅を請、金剛胎藏兩界三季の峯を踏開き、是より修驗行法傳燈相續し、今(ニ)至て一千百餘年、絶る事なし、行者の開峯、日本六峯の内、日子山第三の峯也、第一ハ紀伊の大峯、第二ハ大和の金の峯、第三ハ豐前の日子の峯、第四ハ讃岐の石鎚山、第五ハ出羽の羽黑山、第六ハ攝津の箕面山、是皆行者の開給ふ六峯とて、大寶より和銅に至り、異國本朝行道の間、神仙小角、此山ニ峯々踏事三十六度也と云々、

〔謠曲〕花月

シテ風にまかするうき雲の〳〵、泊りはいづく成らん、ワキ詞是は筑紫彦山の麓に住居する僧にて候、我俗にて候し時、子を一人もちて候を、七歳と申し春の比、いづく共なく失ひて候程に、是を出離の緣と思ひ、加樣の姿と成て諸國を修行仕候、○中略シテ扨も我筑紫彦山にのぼり、七つの年天狗に、上同とられてゆきし山々を、思ひやる社かなしけれ、○下略

〔豐後國志 六 直入郡〕祖母嶽 在入田郷南、一作鵜羽、又名祖母、嶽山記祀豐玉姫命、以神武帝爲皇祖母、故名、其山崔嵬巉巖、峙立雲表、上有小石祠、土俗所謂祖母嶽上宮是也、事辨于神原山下、其東南麓下、名御花園、有一怪石、兀然突立、奇樹異草、繁植鬱茂、蓋仙棲之境也、其足跨于豐日肥三國、三分之、則豐居其二、衆山如兒孫、環列麓陵、肥日二州諸峻、蹲其西南、祖原、倉木島嶽、尾平奧嶽、挾其東南、爭險競秀、擅美于大野郡、觀圖峯、離山、美女嶽、神原山、俟其東北、嵐嶺聳肩其西、由留木高城傾山接續映帶、實以豐之鎭護也、

豐前國彥山

懺悔なさしめ、精信にして登るときは、恙なしといふ、絕頂纔に坦なる岩頭に、藏王權現の小祠あり、此所より四邊を望むに、懸崖幾千丈なるを量べからず、澗底陰嶮として雲霧遮り、常に烈風あつて巔頭を衝故に、健實の者といへども、岩頭に立事能ず、匍匐して社前に至り、拜し卒て復鎖に縋り下山す、

〔書言字考節用集二乾坤〕彥山(ヒコサン)豐前田川郡、蓋蟠二根豐前、豐後、筑前三州一、

〔西遊雜記二〕彥山は九州第一の高山にて、豐州筑前に跨るといへ共、三所權現の御社諸堂豐前の地にあれば、豐前の彥山と稱する也、(至て大山故に、山の麓は筑後豐後の地へもかゝるといふ也、○中略)扨峯より遠見すれば、周防長門の海面、筑前の浦々、肥後阿蘇山、四國路の山々迄も見ゆるといふ、平生にても、峯には雲霧閉て、晴天の日は稀也、予が登りし日も、頂には白雲滿々て、遠見ならず、山の中途より上は、靈木生茂(シゲリ)て矢もいらぬ深林、獸類も數多にて、目(み)なれぬ諸鳥多しと衆徒の云ひぬ、僧雪舟歸朝の後、當山に六年住居せしといふ舊地あり、畫も殘り、又自ら造りし庭あり、僻地ゆへに岩一ツもとり直さずして、其儘に昔の形殘りてあり、卽一見せしに、今は植直し楓樹なども大木と成、自然石の石橋巍巍として、巔も苔むし、古雅成事いはんかたなし、雪舟の氣象迄も思ひ察風情あり、

〔遊囊賸記十二〕彥山ハ、當國第一ノ高嶽ナリ、三伏ニ山坊ニ宿シテ、終夜冷然、數日ノ苦熱ヲ忘ル、明レバ主僧先達シテ、岩石ヲ攀テ高頂ニ登ル、眺望殊絕ナリ、拜禮畢テ谷々ヲ巡行シ、草萊ノ路ヲ分テ、求菩提山ヘカヽリ、中津ノ方ヘ赴ク、

九州記、彥山ト申ハ、西國第一ノ大山ニテ、豐前豐後筑前三ケ國ニ跨ギ、山中坊數三千ニ餘レリ、彥山大權現、本地ハ西天竺ノ靈神タリ、人王十代崇神天皇ノ御宇ニアタリテ、天竺ヨリ五ノ劍ヲ東ヘ向テ擲玉ヒ、吾緣ノ有方ヘ留ルベシトチカヒ玉フ、一ハ紀伊國室郡ニ留リ、一ハ下野國日光山ニ留リ、一ハ出羽國羽黑ノ嶽ニ留リ、一ハ淡路國乙鶴羽ノ峯ニトヽマリ、一ハ豐前國彥

は土佐國長岡郡にて、神名帳に所謂長岡郡石土神社あり、此社石鎚山の東南の麓にて、俗に是を前神と云、山上の神を奥院と云、此神名は、古事記に次生石土毘古神、註訓、石云伊波、とあると同じ神にて、伊波都知なること、後世誤ていしつちといひけるなりと、土佐高明志といふものにみえたりと、玉井春枝かたりき、横峯寺にある正保五年本堂再建の棟札にも、石土山別當大願主權大僧都堯實敬白と見たり、古は石土と書し事しるし、山容嶮くして、太く神さびて、此國内に秀たる高山也、昔役小角始て此山に登り、其後石仙といふ道人、山路を開き、絶頂に神を祭りけるよし、雪は五六月の頃消て、八九月の頃より積れり、毎年六月、諸人登山するもの多し、大戸といふ所入口なり、麓より九里八町ありと云傳れども、さまではあらず、又大保木といふ所よりものぼる、萬葉集山邊赤人歌に、極此疑伊豫能高嶺とよめる是なり、

〔日本靈異記下〕智行並具禪師重得人身生國皇之子緣第卅九
伊與國神野郡郷內有山、名號石鎚山、是即彼山有石鎚神之名也、其山高峰、而凡夫不得登到、但淨行人耳登到而居住、○下略

〔年中行事大成四〕六月一日
石鎚山前神寺參　伊豫國新居郡にあり四國遍路の札所にして、麓より十二里、常に山上を許さず、諸人は里前神に札を納む、今日より三日の間登山を許す、
石鎚山は、四國の一高山にして、嶮難いふばかりなし、登山の者は三十日の間精進をなす、麓より二里半登れば、其上に壁を立たる如き岩あり、其岩の頂より、十五間ばかりの鐵鎖を下せり、諸人其鎖に取付、手繰にして登る所貳ヶ所、又其上へに二十間ばかりの鎖を下げ、壁立したる巖に登、あやまつて手を放てば、忽ち千仭の谷に陷つ、其危き事言語に絶たり、登山の行人此所までは競ひ登るといへども、此鎖に至て心臆し、間登得ざる者あり、然る時は先達其者を呵責して、罪障

として南向也、〇中略誠に中華にも又と有難き靈山なれば、清淨いふ計りなく、諸人の糞穢は悉く谷川に流れて少しも止らず、別しては女人魚肉を禁ずる事嚴也、

〔性靈集 九〕於紀伊國伊都郡高野峯被請乞入定處表、沙門空海言、

空海聞、山高則雲雨潤物、平水積則魚龍產化、他是故耆闍峻嶺、他能仁之迹不休、平孤岸奇峯、平觀世之蹤相續、他尋其所由、地勢自爾、又有臺嶺五寺禪客比肩、他天山一院定侶連袂、平是則國之寶、他民之梁平也、伏惟、我朝歷代皇帝、留心佛法、金刹銀臺、平櫛比朝野、他談義龍象、他毎寺成林、平法之興隆於是足矣、但恨高山深嶺乏四禪客、他幽藪窮巖希入定賓、平實是禪教未傳、住處不相應之所致也、今准禪經說、深山平地尤宜修禪、空海少年日、好涉覽山水、從吉野南行一日、更向西去兩日程、有平原幽地、名曰高野、計當紀伊國伊都郡南、四面高嶺、人蹤絶蹊、今思上奉為國家、下為諸修行者、芟夷荒藪、聊建立修禪一院、經中有誡、山河地水、悉是國王之有也、若比丘受用他不許物、即犯盜罪者、加以法之興廢、悉繫天心、若大若小、不敢自由、望請蒙賜彼空地、早遂小願、然則四時勤念、以答雨露之施、若天恩允許、請宜付所司、輕塵震扆、伏深悚越、沙門空海誠惶誠恐謹言、

弘仁七年六月十九日　沙門空海上表

阿波國劍山

〔阿波志 七 麻植郡〕山川　大劍山跨麻植美馬兩郡、山甚靈秀、闔國無比、諸郡山川自此而分、至冬積雪丈餘、季春纔消白、非長夏人不敢登、西距美馬郡管生名四里、南距那賀郡岩倉可六里、東距本郡實嶺名三里、此間無人家、登者飯屋而往、飯屋而還、實嶺名有大松樹、今枯、其上六百步、有澗曰卷澗、置小祠、距澗六百步、有瀑曰垢離取川、登踊者必浴、其上爲不動坂、不動石像在澗中、時復面不見、北有石鏡、前有花折嶺、殿臺有地、置祠一基、稱前堂、婦人登踊者、不敢過此、復行六百步、有池曰藤池、距平村松名平千二百步、古藤掩之、復登一里、有寺六間、五架、相傳、謂一犬櫓以造、登踊者宿此、其東南差低、稱鉢窟、有溪曰御瀧川、此間有石人石馬、其上平坦處、名曰神將、可百八十步、兩崖夾之、春時紅白成隊、其下畑篠整々、過之得絶頂、石曰寶藏亭、亭傑堅高五丈、西望廣澗、群峯在下、如培塿、西南有二石、方正而卓立、曰太郎笈、曰次郎笈、復行三百步、有石、如削成、曰不動、高二十五丈、其下有壑谷、是爲大小劍之交、

伊豫國石鎚山

〔愛媛面影 一 周敷郡〕伊。豫。高。嶺。

周敷郡に聳て、東は新居に渡り、西は浮名郡に及べり、今世に石鐵山(イシヅチ)といふ山是なり、此山の東南

八海山

〔越後名寄 二 魚沼郡〕八海山

高山、南信州上州ニ近ク、雪早ク降ル、頂ニ權現ノ万年堂有、〈石ニテ小ニ作リタル小社ナ、俗ニ万年堂ト云、〉往昔銀ノ出シ事モ有シニヤ、

彌彥山

〔越後名寄 二山〕彌彥山

伊夜彥、伊夜日子共ニ同ジ歌枕也、元來三鋤山ト云ヘリ、二十餘町上リテ、頂ニ神廟トテ石ノ小社有、此ヨリ國中ノ眺望最モヨシ、東面ニシテ大老ノ松樹生茂リ、麓ノ尾上ニ一宮伊夜日子大明神鎭座也、里ノ名モ彌彥ト云、神領ノ農家ニテ、北陸道ノ驛也、杉ノ木ノ名物良材有、藥種品々有、又南西ノ方ニハ槐護葉クロモジ等、其外雜木繁茂シ、年々山下ノ村里ニテ伐取故ニ、柴トナリテ大木ナシ、北ノ方ハ石瀨山、西ノ下(スソ)ハ海濱也、野積村ヨリ間瀨浦ヘ往來スルニ、礒山ノ嶮(タワゲ)ヲ行、大鳥越小鳥越ト云難所也、

〔萬葉集 十六 有由緣并雜歌〕越中國歌四首

伊夜彥(イヤヒコノ)、於能禮神佐備(オノレカミサビ)、青雲乃(アヲクモノ)、田名引日須良(タナビクヒスラ)、霂曾保零(コサメソボフル)、

丹後國大江山

〔書言字考節用集 一 乾坤〕大江山(オホエヤマ)〈丹波丹後境、事見二風土記一、〉

〔閑田耕筆 一〕大江山二所あり、山城丹波の界、樫原(カタギハラ)の西に、俗老の坂と稱ふるもの、大江山の坂を誤る也、和名抄乙訓郡大江とあり、慈鎭和尙の御歌にも、大江山かたぶく月の影さえて鳥羽田の西に落る雁がね、とあるは是也、此山つゞき小鹽良峯〈今作二善峯一〉と、南へかけて都の西に屛風を引たるごとし、又丹波丹後の界なるものは、酒呑童子といふ賊の籠りし所にて、今千丈が嶽といふ、大江山いくの、道の遠ければ、と小式部内侍のよみしは、其母和泉式部、保昌朝臣にたぐひて、丹後に有しほどなれば、そなたなること知べし、

〔萬葉集 十二 古今相聞往來歌〕寄物陳思

如し、人々手を拍、奇なりと呼び、妙なりと稱讚す、千勝万景、應接するに遑あらず、雲脚下に起るかとみれば、忽晴て日光眼を射る、身は天外に在が如し、是絶頂は周一里といふ、莽々たる平蕪高低の所を不見、山の名によぶ苗場といふ所こゝかしこにあり、そのさま人のつくりたる田の如き中に、人の植たるやうに、苗に似たる草生ひたり、苗代を半とりのこしたるやうなる所もあり、これを奇なりとおもふに、此田の中に蛙黽もありて、常の田にかはる事なし、又いかなる日でりにも田水枯ずとぞ、二里の嶺に此奇跡を觀ること、甚不思議の靈山なり、案内者いはく、御花圃より(まへにいひたる所)別に徑ありて、龍岩窟といふ所あり、窟の内に一條の清水ながれ、そのほとりに古錢多く、鰐口二ッ掛りありて、神を藏る、むかしより如斯といひつたふ、このみち今は草木に塞れてもとめがたしといへり、絶頂にも石に鐫して苗場大權現とあり、案内者は此石人作にあらず、天然の物といへり、俗傳なるべし、こゝかしこ見めぐるうち、日すでにくれて小屋に入り、内には挑燈をさげてあかりとし、外には火を焼てふたゝび食をとゝのへ、ものくひて酒を酌、六日の月皎皎として空もちかきやうにて、桂の枝もをるべきこゝちしつゝ、人々詩を賦し歌をよみ、俳句の吟興もありて、やゝ時をうつしたるに、寒氣次第に烈しく、用意の綿入にもしのぎかねて、終夜焼火にあたりて夢もむすばず、しのゝめのそらまちわびしに、はれわたりたれば、いざや御來迎を拜たまへと案内がいふにまかせ、拜所にいたり、日の昇を拜し、したくとゝのへて山をくだれり、(別に紀行あり、こゝには其略をいふのみ、)

百樹曰、余越遊したる時、牧之老人に此山の地勢を委しくきゝ、眞景の圖をも觀たるに、嶺の平坦なる、苗場の奇異、龍岩窟の古跡など、水にも自在の山なれば、おそらくは上古、人ありて此山をひらき、絶頂を平坦になし、馬の背の天險をたのみて、こゝに住居し耕作をもしたるが、亡びてのち、其靈魂こゝにとゞまりて、苗場の奇異をもなすにやと思へり、國史を捜究せば、其徴する端をも得べくや、博達の說を聞ん、

りに曲りてのぼる、奇木怪石、千態万狀、筆を以ていひがたし、已に半途にいたれば、鳥の聲をもきかず、殆東西を辨じがたく、道なきがごとし、案内者はよくしりてさきへすゝみ、山篠をおしわけ、幣をさゝげてみちを示す、藤蔓笠にまとひ、篠竹身を隱し、石高くして徑狹く、一歩も平坦のみちをふまず、やう〳〵午すぐる頃、山の半にいたり、僅の平地を得て、用意したる臥座を木蔭にしきて食をなし、暫く憩てまたのぼり〳〵て、神樂岡といふ所にいたれり、これより他木さらになく、俗に唐松といふもの、風にたけをのばさゞるが、梢は雪霜にや枯されけん、低き森をなして、こゝかしこにあり、またのぼり少しくだりて、御花圃といふ所、山櫻盛にひらき、百合、桔梗、石竹の花など、そのさま人の植やしなひしに似たり、名をしらざる異草もあまたあり、案内者に問へば藥草なりといへり、またのぼりゆき〳〵て、棧鯰（かけはしのやう）なる道にあたり、岩にとりつき、竹の根を力草とし、一歩に一聲を發しつゝ、氣を張り汗をながし、千辛万苦しのぼりつくして、馬の背といふ所にいたる、左右は千丈の谷なり、ふむ所僅に二三尺、一脚をあやまつ時は身を粉碎になすべし、おの〳〵忙怕あゆみて、竟に絶頂にいたりつきぬ、　偖同行十二人、まづ草に坐して憩ふ、時已に下晡なり、はじめ案内者のいひしは、登り二里の險道なれば、一日に往來することあたはず、絶頂に小屋在、こゝにのぼる人必その小屋に一宿する事なりといへり、今その小屋をみれば、木の枝、山さゝ、枯草など取りあつめ、ふぢかつらにし匍匐入るばかりに作りたるは、野非人のをるべきさまなり、こゝを今夜のやどりにさだめたるもはかなしとて、みな〳〵笑ふ、僕どもは枯枝をひろひ、石をあつめて假に灶（かまど）をなし、もたせたる食物を調せんとし、あるひは水をたづねて茶を烹れば、上戸は酒の爛をいそぐもをかし、さて眺望は、越後はさら也、淺間の烟をはじめ、信濃の連山みな眼下に波濤す、千隈川は白き糸をひき、佐渡は青き盆石をおく、能登の洲崎は蛾眉をなし、越前の遠山は青黛をのこせり、こゝに眼を拭て、扶桑第一の富士を視いだせり、そのさま雪の一握りを置が

可多加比能可波能瀬伎欲久、由久美豆能、多由流許登奈久、安里我欲比見牟、

四月二十七日、大伴宿禰家持作之、

敬和立山賦一首并二絶

阿佐比左之、曾我比爾見由流、可無奈我良、彌奈爾於婆勢流、之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻曾曾理、多可吉多知夜麻、布由奈都登、和久許等母奈久、之路多倍爾、遊吉波布里於吉底、伊爾之邊遊、阿里吉仁家禮婆、許其志可毛、伊波能可牟佐備、多末伎波流、伊久代經爾家牟、多知底爲底、見禮登毛安夜之、彌禰太可美、多爾乎布可美等、於知多藝都、吉欲伎可敷知爾、安佐左良受、綺利多知和多利、由布佐禮婆、久毛爲多奈妣吉、久毛爲奈須、己許呂毛之努爾、多都奇理能、於毛須比具佐受、由久美豆乃、於等母佐夜氣久、與呂豆余爾、伊比都藝由可牟、加波之多要受波、

多知夜麻爾、布里於家流由伎能、等許奈都爾、氣受底和多流、可無奈我良等曾、

於知多藝都、可多加比我波能、多延奴期等、伊麻見流比等母、夜麻受可欲波牟、

右掾大伴宿禰池主和之　四月廿八日

〔北越雪譜二編四〕苗場山

苗場山は、越後第一の高山なり、(魚沼郡にあり)登り二里といふ、絶頂に天然の苗田あり、依て昔より山の名に呼なり、嶮岳の巓に苗田ある事甚奇なり、余其奇跡を尋んとおもふ事年ありしに、文化八年七月偶おもひたちて、友人四人、(嘯齋、蘭齋、扇吉、僕九竹、)従僕等に食類其外用意の物をもたせ、同月五日未明にたちいで、其日は三ツ俣といふ驛に宿り、次日暁を侵して此山の神職にいたり、おの〳〵祓をなし、案内者を備ふ、案内は白衣に幣を捧げて先にすゝむ、清津川を渉り、やがて麓にいたれり、嶮道を踏、嶮路に登るに、喬樹森列して日を遮り、山篠生ひ茂りて径を塞ぐ、枯たる老樹折れて路に横りたるを越るは、臥龍を踏がごとし、一條の渓河を渉り、猶登る事半里許、右に折れてすゝみ、左

處より歸る、名を伏拜といふ也、諸人此處より拜して、歸るによつて其名あるにや、かの釣橋を越、だん〳〵難處の雪をふみわけて、五里ほどゆけば、又壁を建たるごとくなる處あり、それを一里計升、其上に立山權現の本社あり、九尺二間南向なり、中尊は寶藏ぼさつ、左り彌陀如來、右不動明王也、此處より東の方に日光見ゆる、南の方に信州淺間山、飛州乘鞍山見ゆる、富山開基の慈興上人、大寶元年より元文五申年迄、千四十有餘年に成といふ、此處の寶藏に寶物種々あり、山中に一里ほどの湖水有、此邊より温泉涌出る、これを立山の地獄といふ、參詣の人を迷はし錢を出さしむる、また山中に鵜と云鳥あり、雉子の雌鳥に似て、とさか有、美き鳥也、此山の名鳥なりと云、立山の險難なること、富士に十度登るよりは、立山江壹度のぼるかた甚だ辛勞すと云り、廻國の僧も、山上まで行とゞまる者、百人に一人もなしと云、六月十日より、同十四日迄、予此山中に居ること有、今年の時候例年と違ひ、暑熱よわきかたに覺ゆ、此節山上雪ふかきこと四五尺有、水を求るには雪を器に入、そを焚解して水とす、霧強くして甚だ水冷也、煮ものにへかぬる故、食物は糯團子やうのもの外用ひがたし、甚だ險難の地也、彼ふるき雪、例年酷暑の節は、一日のうちにも消ること有といへり、

〔萬葉集 十七〕立山賦一首幷短歌

安麻射可流、比奈爾名可加須、古思能奈可、久奴知許登其等、夜麻波之母、之自爾安禮登毛、加波波之母、佐波爾由氣等毛、須賣加未能、宇之波伎伊麻須、爾比可波能、曾能多知夜麻爾、等許奈都爾、由伎布理之伎底、於婆勢流、可多加比河波能、伎欲吉瀬爾、安佐欲比其等爾、多都奇利能、於毛比須疑米夜、安理我欲比、伊夜登之能播仁、余增能未母、布利佐氣見都々、余呂豆餘能、可多良比具佐等、伊未太見奴、比等爾母都氣牟、於登能未毛、名能未母伎吉底、登母之夫流我禰、多知夜麻爾、布里於家流由伎乎、登己奈都爾、見禮等母安可受、加武賀良奈良之、

旅ならぬ身も假初の世成けりうきもつらきもよしや吉岡、下白山といひて、本の白山の麓に、劒といへる所侍り、そのかみ劒飛來しより、此名を殘しけるとなん、

しら山の雪のうなる氷こそ麓の里のつるぎ成けれ

○白山ノ事ハ、火山條及ビ神祇部白山比咩神社篇ニ在リ、參看スベシ、

〔伊呂波字類抄 太 地儀〕諸寺 立山大菩薩 顯給本縁起、越中守佐伯有若之宿禰、仲春上旬之比、爲二鷹獵一、登二雪高山之間一、鷹飛空失畢、爲レ尋二求之一、深山之熊見射、熊中驚鳥郡五號、時有落轉萬想心、明弓箭發成沙門、往施悲興、其師案鈔瑞人、白大河南者、慈興之處、熊乍立登高山、實立雲金色阿彌陀如來也、號藤石之山、縁名二一號一、號二二號一、用字二三號一、顯名二四號一、立三所、上本宮、中光明山、下報恩寺、千手堂、下岩峅寺、立岩白天河北三所上寺、岩峅寺、根本中宮、横安隆寺、又高禪寺、又上品山之靈鷲光寺、千柿也、下岩峅禪寺、今泉也、靈殿、渡岐、靈鷲聖人建立、圓城寺、舘本院、人建立、件寺一千五百歳高僧現、仏之御元年建立二堂中宮、主水興二所初事、講堂人、相勝建立、島郡之峰方一有、聞、見、晒二入大地獄一、鐵一百三十六地獄、

〔書言字考節用集 一 乾坤〕立山 新川郡 越中

〔倭訓栞 中編 十三〕たてやま 人を禁じて、草木を伐採ざるの山をいへり、西土に封禪上山といへる是也といへり、越中に立山あり、同意なるにや、神は大寶三年に出現すといふ、一ノ宮也、萬葉集には、たちやまとみゆ、麓より本社まで十三里許、山中に一里ほどの湖あり、

〔越州奇跡談 下〕越中國

新川郡立山、社僧數ヶ所有、堂五間四面西向也、此[illegible]に[illegible]より、米五斗入百俵ヅヽ、年々寄附あると云、前に天の浮橋有、長サ二十五間、横二間餘、同所に大なる杉の名木あり、十三尋廻りと云、珍數大木なり、浮橋に歌有り、

浪たかく渡る瀬もなし船もなし昨日もけふも人はこへつゝ、詠人しらず、案内の者語にまかせて爰に記す、此所より立山本社權現まで、大難處九里八丁ありといへども、十三里程有、またり各此邊ゟ木の根にとり付、やう〳〵行處數ヶ所あり、其外所により腰たけ川に入渡る處所々にあり、又正明川と云に、長サ二十八間の藤の釣橋有、諸國より參詣の者、十人のうち八九人は此

曾丹集に、みわたせばこしの高根に雪つもりいさ白山のほどはいづれぞ、是はこしら山をこしの高根とよめる歟、

〔本朝續文粹 記十一〕白山上人緣記　　敦光朝臣

白山者、山嶽之神者也、介在美濃、飛驒、越前、越中、加賀、五箇國之境矣、其高不知幾千仭、其周迴亘數百里、天地積陰、冬夏有雪、譬如葱嶺、故曰白山、夏季秋初、氣暄雪消、四節之花、一時爭開、側聞養老中有一聖僧、泰澄大師是也、初占靈嶺、奉崇權現、以降、効驗被于遐邇、利益及于幽顯、參詣其場之者、百日斷葷腥、來至其砌之者、二里禁涕唾、依信心之清淨、有感應之掲焉、

〔白山之記〕加賀國石川郡味智鄕有一名山、號白山、其山頂名禪定、住有德大明神、卽號正一位白山妙理大𦬇、其本地十一面觀自在𦬇、〇中略南去數十里、有高山、其山頂住大明神、號別山大行事、是大山地神也、聖觀音垂迹也、〇中略凡山爲體、不能委記、其峯口雲漢、其谷近水際、靈草異樹、不似人間、草木奇巖佐石、誠爲神仙遊所、奇玄奇特迄載盡、御在所東谷有寶池、人跡不通、唯有日域聖人、汲其水云々、其味具八功德云傳、雖風不吹、很疊白浪、天晴靜者、忽放金光、或空中顯佛頭光、或谷現地獄相、是十界互顯、善惡並現歟、太男知麁盤石上、有泉水、上道人受其水助喉、若初參輩、不知望此汲之者、尺水忽立大浪、其水悉自石上振出、人見之大驚、發露口口者、忽水盈滿如元、

〔續後撰和歌集 八冬〕雪を　　安嘉門院甲斐

けぬが上にさこそは雪のつもるらめ名にふりにける越の白山

〔廻國雜記〕白山禪定し侍りて、三の室に至り侍るに、雪いと深く侍りければ、思ひつゞけ侍ける、

白山の名に顯はれてみこしぢや峯なる雪の消る日もなし、下山の折ふし、夕だちし侍りければ、

ゆふだちの雲はしらねの雪げかな、これより吉岡といへる所にしばらくやすみて、

加賀國
白山

涼しさやほの三日月の羽黑山

雲の峯幾つ崩て月の山

語られぬ湯殿にぬらす袂かな

湯殿山錢ふむ道の泪かな　曾良〇中略

〔東遊雜記〕六山形城下出立、三里餘中野、三里天童の驛止宿、〇中略

此邊より山々を遠見せしに、月山に及ぶ山なし、大朝山、常釋山、葉山、湯殿山、いづれも中國筋西國にはなき高山也、奧州の白坂より入て、飯鄒殘りなく遠見して、山々の勝劣、第一月山、第二飯豐山、第三吾妻ヶ嶽なり、何れも四季に雪あり、大山と志るべし、

〔運歩色葉集〕波白山ハクサン加賀國、元正女帝養老元丁巳十月十七日立、天文十六年丁未八百三十一年也、

〔書言字考節用集〕一乾坤越白嶺コシノシラネ所云賀州白山、云賀　〔同〕二乾坤白山ハクサン俗云越白嶺、飛驒、加賀、越前峰根之通、

〔和漢三才圖會〕七十加賀白山大權現又云妙理權現、在石川郡、社領二百石、〇中略

本山、西越前、北加賀、東越中、南飛驒、以跨於四箇國、四時有雪、委見于山類下、登于本山、則大正持之東少南隅至麻生、自此上九里八町也、

〔類聚名物考〕地理十三白山　志らやま　加賀國石川郡

越の白山とも、越の高嶺とも、越の白ねとも、

〔類聚名物考〕地理十一越白山こしのしらやま　加賀國

越白ね、越の高嶺とも、たゞ白山ともいへり、清原元輔集、雪ふかみこしの白山我なれやたがおしへしか春をしるらん、詞頤集、まつ人も見えぬは夏も白雪や猶ふりしけるこしの白山、

〔勝地吐懷篇〕下越山　治部卿通俊

千歲やをしなべて山の白雪つもれどもしるきはこしの高根成けり

もる、冥途への穴など、婦女の戲に落入處、此所にあまた是を置、此邊番休あり、(葉草の名なり)俗にぼんでん草と云、是より奥の方へ平十町計分入といへども、篠竹のみ多有て行事を得ず、爰より歸る、又山を段々分登り、本道寺口湯殿山月山衣類改所、羽黒山裝束場あり、何れも此邊大難所也、牛の首と云所に石地藏有、此邊直根上人墓、その外番休あり、羽黒山道荒澤常火堂あり、紀州熊野山と同く、高野山、此燒日本三ヶ所の火と云、如何成故にや、その由來を知らず、

〔奥の細道〕六月三日、羽黒山に登る、圖司左吉と云者を尋ねて、別當代會覺阿闍梨に謁す、南谷の別院に舍して、憐愍の情こまやかにあるじせらる、四日、於本坊俳諧興行、

ありがたや雪をかをらす南谷

五日、權現に詣づ、當山開闢能除大師は、いづれの代の人と云事をしらず、延喜式に、羽州里山の神社と有書寫黑の字を里山となせるにや、羽州黑山を中略して、羽黑山と云にや、出羽といへるも、鳥の毛羽を、此國の貢物に獻ると風土記に侍るとやらん、月山湯殿を合せて三山とす、當寺武江東叡に屬して、天台止觀の月明らかに、圓頓融通の法の灯かゝげそひて、僧坊棟を並べ、修驗行法を勵し、靈山靈地の驗效、人貴び且恐る、繁榮長にして、めでたき御山と謂つべし、八日、山に登る、木綿しめ身に引かけ、寶冠に頭を包み、强力といふ者に道引かれて、雲霧山氣の中に、氷雪を踏みて登る事八里、更に日月行道の雲關に入るかとあやしまれ、息絶え身こゞえて、頂上に臻れば、日沒して月あらはる、笹を鋪き、篠を枕として、臥て明くるをまち、日出でて雲消ゆれば、湯殿に下る、谷の傍に鍛冶小屋と云有、此國の鍛冶、靈水を撰びて、爰に潔齋して劍を打終り、月山と銘を切りて世に賞せらる、彼の龍泉に劒を淬とかや、○中略 總て此山中の微細、行者の法式として他言する事を禁ず、仍りて筆をとゞめて記さず、坊に歸れば、阿闍梨の需に依りて、三山順禮の句々短册に書く、

黒山湯殿山は低し、郷民是を三山と稱す、

寺領千五百石餘、觸僧三十一坊、山伏家四百餘坊、東叡山の末寺にして、學頭は寶珠院〈寺號玉寺〉名と稱す、觸度此寺よりして執行ふ事也、

〔和漢三才圖會 五十六 山〕羽黒山〈◯中略〉

羽黒山祭神倉稻魂神、推古天皇元年出現、

按、羽黒山自酒田七里東南高地也、麓修驗行者住家數十軒、二里餘登有神殿及小社、又少登有本堂、本尊十一面觀音、以爲羽黒權現本地、〈有三坊舍數十院〉前有池、傍小社數多有、二十町許登至荒澤、〈有三崎寺〉本堂前有瀧、乃此垢離場也、浴水潔齋而登梵字川馬留、〈自此六里〉到彌陀原、〈少有平地〉過暫之池普陀落山湯澤、至月山、〈月山三里〉少下有人家、名小屋、〈於是一宿〉〈刀鍛冶之舊跡有之〉〈自月山下〉到裝山、牛頸淨土口、〈赤石鳥居也〉〈裝束場〉改爲白衣、新杖鞋等、詣湯殿山權現、還往行三寶荒神堂、下不動瀧及御澤、見地獄行勢、而復歸淨土口、〈三里下り〉石剣、〈二里下り〉砂子關、〈一里下り〉本道寺、當寺乃三山行者南口之宿坊大寺也、

〔奧州採藥記抄錄〕出羽の國　月山の麓志津村に旅宿し、夫より湯殿山へ行、淨土〈江〉六十四里越と云、六町一里なり、此所を越て、裝束小屋、爰にて衣服を改め、金銀錢其外所持の品を此所に置、是より先の樣子人に語る事を堅く禁ず、道の傍に青錢沙の如しといへども、是を取人なし、參詣の輩一心に無量壽佛の寶號を唱るばかり也、然るにかの青錢、旅人の投置る金銀賽物等を、盜賊山越に來りて是を盜み取といへり、依之彼の賊を防人、此所に鎗の鞘をはづし、いかめしき番人あり、此入口裝束小屋より、湯殿山の奧の院まで、道法廿町計も下りて、此邊に衣服改め、又誓言場あり、道筋に鐵の鎖數ヶ所有、その所に諸の地獄有など、いへり、湯殿山奧を拜するに四五間廻り程に、地下にて取あつかふ、物語てする折から、行人などの持る世に梵天とやらん云物を、此所に立並べ、垣の如くにして、此内に彌陀一體〈長サ三尺ほど〉外に二體有、是を拜する所、左右青錢瓦石の如くつ

羽黑山
月山
湯殿山

休所とす、別當龍頭寺といふ、山伏三十家、山の谷々を開て田畑として、各々作り取にして食地とせり、此山は峯いくつともなく折重りて、山中に小なる湖多し、鳥海の湖、鶴巻の湖は大ひ也、遠見せる風景、和國の山と見へず、數十里の外より見ても、其雅なる所いわん方なし、予が思ふ所、當山は富士山につぐ名山なるべし、諸州高山多しといへども、度々參詣せしものに尋ね聞て、山上の事を記せり、昔酒田浦に算者ありて、山の高サを積、鳥海山の高サ拾七丁五拾八間五尺壹寸貳分、月山の高サ拾四丁五拾六間餘、是は御案内のものより御巡見使へ申上る所なり、壹寸貳分迄を知事及びがたし、予コンパツを以て計るに、是も齟齬せり、

〔出羽國風土記 六〕鳥海山
當郷の北に有て、飽海、由利二郡に跨る、土俗日本第四の高山といふ、丁にして十七丁五十八間五尺一分餘有とぞ、景行天皇御宇、大物忌神社當國へ來現、其後欽明天皇廿五年、この山に御鎮座、其後、平城天皇御宇、明浦村移坐之緣起有、跡に藥師の佛像井十二神跡有、堂長三間、輪二間半、長床四間、輪二間、飽海郡をこの山の表口とし、古は明浦蕨岡兩別當にて、由利を裏口とし、矢島小瀧北澤等に衆徒有、藥師修覆田高二十二石二斗一升八合九勺、蕨岡村に有、彼地黑印百四十石壹斗六升三合の由なり、明浦村寺家の記にいふ、鳥海山に有三跡、以兩所宮爲本、三道は、明浦、杉澤、由利なりと云々、

○鳥海山ノ事ハ、又火山ノ條ニアリ、參看スベシ、

〔書言字考節用集 一乾坤〕羽黑山（ハグロ）ニ羽州田河郡、推古帝元年、稻魂（ウカノミタマ）來現之地、

〔和漢三才圖會 六十五出羽〕羽黑山權現 在最上領○中略
羽黑、月山、湯殿、三山爲一、六七月中雪稍磷時、潔齋可登、稱地獄處多有之、詳于山類下、

〔東遊雜記 七〕出羽國田川郡羽黑山の略圖、月山湯殿山鼎のあしのごとくあり、月山大ひに高く、羽

岩鷲山

〔和漢三才圖會陸奧六十五〕岩鷲山　在南部盛岡之西、
富山與津輕領岩城山、二共形略彷彿駿河富士、故呼曰奧富士、

〔東遊雜記二十〕岩鷲山は盛岡より西南の間に見へて、行程四里、雲霧峯を隱す時は、駿州富士山に似たり、世に奧の富士と稱せるは此山の事にて、土人は南部の富士とて、津輕の岩城山よりくらべ見れば、此山餘程低し、兩山ともに富士に似たるとて、富士の名をいへども、駿州の富士より見れば、十にして其二ッならんか、予委しく他方の高山と稱せるを一覽して、ます〳〵駿州の富士山に感じぬ、地理に委しからぬ人の愚眼笑ふに絶たり、盛岡より東南に南昌山と稱せる山、南部第一の高山有、又姫ヶ嶽といふ山も高山にて、岩鷲山に相對せり、

出羽國鳥海山

〔和漢三才圖會出羽六十五〕鳥海山權現　祭神　未詳
慈覺大師始登山云云、最高山、常有雪、雖暑六七月可登、而山頂無寺社、唯見奇雲靈也、麓有社、傳曰、鳥海彌三郎三郎靈祠也、有川鎌倉權五郎景政與鳥海彌三郎戰、被射右眼、於答矢射殺敵、後拔鏃到此川洗眼云云、此川有黃顙魚、一眼眇也、

〔諸州採藥記抄錄〕出羽國　鳥海山は日本四の高山なり、麓の村より山上まで、道法六里餘有、四里半登、古來より四季共に雪消すといへり、實に雪にて築立たる山の如く見ゆる、享保六年丑年御用に依て予彼國に下り、閏七月朔日此山に登る、午の刻山の六七分に至る比、頻りに大風雨起り、山鳴谷響き、砂石を飛し、風雨面を撲、起居動靜心に任せず、雨巖を洗ひて、千尋の谷に落る水は瀧の如し、此山中に方一里程の湖水有、山の左右に異國までも續くといへり、限なき荒海なり、○下略

〔東遊雜記八〕鳥海山は世に云ふ大山、酒田より見れば卯辰に見ニ、青塚よりは巳寅に見へ、山の風俗異なり、酒田より麓まで三里、夫より頂まで九里、下向道は五里、土人の云、嶮しき道、寛かなる道幾筋もありて、行程一定ならず、山上に鳥海權現の社あり、二間三間、外に柴堂貳ヶ所、參詣の人の

形、故稱奥之富士、

ふじみずはふじとやいはん陸奥のいはきの嶽をそれと詠ん

〔東遊雜記十二〕岩城山は、弘前より麓まで二里半八丁、夫より頂に登る所曲道の坂、三里、四季に雪ありといへども、此節殘暑強くして雪なし、岩城山に權現と稱す、小社あり、祭神詳ならず、〇中略世に風景を好む人、まゝ多き中にそのよる所予が好む所と大ひに異なり、既に藝州嚴島を、日本の三景に撰びて絶景の地とす、いかにも潮、入江々々にさしいれし、風景いわむかたなく、月夜などの景色、婦人などの目には膽を消す所なり、然れども境内狹く、面前に地の御前といふ所、さてよき眺望更になし、たとへて云ば、一　ふの佛間のごとく、社塔を取除なば、何國にても數多ある風景の地なり、三景の其ひとつに撰びし事、世人誤るものか、岩城山は奇麗なる事も、美々敷所もあらざれども、山の形粗駿州の富士のごとく、白雲峯を包みし時は、其詠一ならず、眺望せる事日日にかわりて、風景のかぎりなし、嚴島などの及ぶ所にはあらず、かゝる勝景にても、所もあしく、好む所によりて、世に歌われざるも、人の世にしられざるがごとし、

〔東國旅行談五〕岩木山(いはきさん)

奥州津輕弘前の御城下より、五里西の方に見ゆる高山なり、四季ともに雪とけず、眺ある山なれば、詩歌連誹の遊人、これを賞美して津輕富士と、いふ、風景をもとめて、野邊に遊觀する人おほし、されども常には此山に登る事を許さず、八月朔日にのみ、山にのぼる事を許す、何人か讀ける歌に、

富士見ても富士とやいはん陸奥の岩木の山の雪の曙

此うたは餘ほど古き歌なるにや、國中にて賤き者までもよくおぼへて、我等が如き旅人に物がたるゆへ、こゝに書しるしぬ、

見ざる人聞かざる人にかたらばやえもいはざるの山のけしきを

よみ人しらず

陸奥國駒嶽

〔鹽尻十三〕一奥州駒嶽、人家有る事なし、面鏡(ヲモテカゞミ)に假鏡となり、

岩手山

〔運歩色葉集伊〕石提山(又岩手、千韻、)

〔和漢三才圖會陸奥六十五〕盤提山 在南部領古關所也、岡次有里有森、

飯豐山

〔東遊雜記一〕飯豐山、高山ニテ四季雪有、羽州置賜郡ニカヽリテ、南ノ方ハ奥州耆原郡、布山神ヲ祭ル、飯豐權現ト稱ス、夏月ハ登山スル人アリ、若松ヨリ麓マデ八里半、

〔陸奥國白川郡入檀村郷々古和氣神社別當大善院舊記〕陸奥國風土記曰、白川郡飯豐山、此山者豐岡姬命之忌庭也、又飯豐青尊使物部臣奉御幣也、故爲山名、古老曰、昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午秋、飢饉而人民多亡矣、故云宇惠々山、後改名云豐田、又云飯豐、

安積山

〔書言字考節用集二地理〕安積山(又作淺香、奥州安積郡、)

〔和漢三才圖會陸奥六十五〕安積山 同郡 在安積郡、

〔奥羽觀蹟聞老志安積郡十下〕安積山

日和田以北有高山、其山形如一圓丘、嶺上有一樹青松、臨山頭則近鄉入于吟詠、是乃安積山也、

〔萬葉集相聞十六〕安積香山、影副所見、山井之、淺心乎、吾念莫國、

右歌傳云、葛城王遣于陸奥國之時、國司祗承緩怠異甚、於時王意不悅、怒色顯面、雖設飲饌、不肯宴樂、於是有前采女風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊之王膝、而詠其歌、爾乃王意解脫、樂飲終日、

岩城山

〔和漢三才圖會陸奥六十五〕岩城山權現 在津輕弘前之南、(○中略)本社在百澤寺上山、登凡三里許、自八朔至重陽之中、七日潔齋可登、他日不許、而女人結界山也、俗云、津志王丸祭姉安壽之社、故於今丹後人不許登山、如推參者、必受神祟云云、元祿年中有修復、諸堂最花美、凡當山與南部岩鷲山、共似富士之

庚鐘の如し、また下ること數百歩にして石橋あり、其長さ凡十二三間許なり、丘より岑に跨りて、其下を見おろせば、谷深くして雲を生じ、幾千仭とも計りしられず、橋の形は恰も虹に似て雲の梯とも思ふばかりのけはひなり、さてまた種々の石ありて、或は鶴龜、或は釜、或は舟、或は屛風など〻、其形の似たるに依て名つけたる物、擧てかぞふるにいとまあらず、いづれも自然の大石にして、天造奇構の妙なり、また岩窟も數所ありて、上世穴居の址ともおぼゆるばかりなり、さて奥の院と唱ふるは、崢々たる三窟ありて、屹として高きこと三丈、嶸として近づくことあたはず、其形中はまろく、左なるはうろこのかたち、右なるはまどかなり、いづれも規矩を以て作るが如く、口おの〳〵八九尺許づ〻あり、其前に猿の形に似たる活石三ツ並べり、思ひなしにや、視ることなかれ、聽くことなかれ、言ふことなかれの態とも見ゆ、彼〻是〻を思ひあはせて庚申山とは名つけたるなるべし、さて其右の方に登ること數百歩にして、東のつまと云所あり、眺望いふばかりなし、夫より下ること四町餘りにして大石あり、平石と唱ふ、長さ三十間許、高さ一丈餘り、建屛の如し、此石のきれめの間より、下ること八町許にして、はじめの胎內竇の東の方に出るなり、是この神境は、人寰を避ること遠く、ことに絕險の地なれば、昔よりしる人も稀なりしを、元祿年中よりや〻登山するもの彼是ありといへども、容易に及ぶべき所にはあらざりしを、都賀郡三谷村の佐野一信といふ者、藥品を求めん爲に、この山の岩窟を探り、夫よりこの佳境を開かんと、いさ〻か道を造りて、人をみちびくこと〻はなりぬ、そのゆゑを文政三年の夏の頃、上總人三橋臣彥と云者にはかりて、山中の荒增をしるし、庚申山記と云ものを書たり、ついでに云、視ざる聽ざる言ざるのことは、傳敎大師、天台の不見不聽不言を以て、三諦に表して、三猿の形を作り、三猿堂を建るといへり、そは妄見妄聽妄言せざらんことを欲してなるべし、また猿と不と訓の通ひ、猿と申との字義通ふ、故に庚申の日を以て是を祀るなり、

三ツ、中禪寺ヨリ黒髪山ノ絶頂迄ハ三リヨアリ、嶮岨ナリ、毎歳七月七日、登山ノモノ群集ス、

〔下野國誌 二〕庚申山

安蘇郡足尾郷赤岩と云所にあり、二子山の峯つゞきなり、日光山より西の方にあたりて七里許あり、黒髪山の南の方にあたれり、さて足尾より凡十町餘り行て、二十町登り、たふげよりまた十町餘り下る、此所より鐵山まで、一里のあひだ澤つたひに行、それより登ること三里餘りにして、庚申山の胎内寳と云岩窟に至る、此所に休息して登るなり、奥の院と唱ふる所まで、其所より一里許、さて胎内寳といへる石室は、凡廣さ十坪許もあるべし、夫より二十間許登りて、左右に大石たてり、高さ五六丈もあるべし、其形恰二王の如し、是天工にして絶妙なり、また登ること一町餘りにして、臺石と呼ぶものあり、廣さ五坪許もあらん、自然にして砥の如し、起て四方を眺れば、此山中の風景坐ながらにして盡すなり、是より下ること二間餘りハ、甚しき險阻にして、鬼の髭鬚と呼る所なり、また下ること二町餘りにして、自然の石橋あり、其長さ二間餘り、廣さ凡五六尺許あり、此橋より少し登りて、自然の石門たてり、是を一の門と云なり、東向にて其大さ二十間餘りなり、中悉二間許、左右の小寳各々九尺許、門の形は鄂柱に似たり、是より二町餘り行て、左の幽谷より數十丈、峙たる大石あり、塔の如くにしてまた檜に似たり、靈樹頂に生ひ茂りたり、是また奇なり、また下ること二町餘りにして、裏見の瀧あり、水流の幅五六尺もありて、高きことは計難し、すべて日光山の裏見ノ瀧に似て、其奇は彼所に勝れり、是より五町餘り登りて、右の方に白き巖五ツたてり、文字石と名つく、其高きこと計難し、此石に庚申の文字ありと云傳へたれど、慥ならず、また登り下り、一町餘りにして石門あり、是を二の門と云、大さ三間許あり、中央の通り九尺許あり、其岩窟を凡一町餘りくゞり行て、燈籠の形なる石あり、凡高さ四五丈許とも覺ゆ、また登ること數百歩にして、鐘に似たる石はるかに見ゆ、凡高さ二三丈もあらんか、蘿生兎絲生ひて、眞に

男體山

ある橋侍り、委くは緣起にみえ侍る、又顯露に記し侍るべき事にあらず、
法の水みなかみふかく尋ずばかけてもしらじ山すげの橋、瀧の尾と申侍るは、無雙の靈神にてまし〳〵ける、飛瀧の姿、目を驚かし侍りき、
世々をへて結ぶ契の末なれや此瀧の尾の瀧のしら糸、此山の上三十里に、中禪寺とて權現ましましける、登山して通夜し侍り、今宵はことに十三夜にて、月もいづくより勝れ侍りき、渺漫たる湖水侍り、歌の濱といへる所に、紅葉色を爭ひて月に映じ侍れば、舟に乘りて、
敷島の歌の濱邊に舟よせて紅葉をかざし月をみる哉、翌日中禪寺を立出ける道に、散しける紅葉の、朝霜のひまに見えければ、先達しける衆徒、長門の竪者といへる者に、いひきかせ侍りける、
山深き谷の朝霜ふみ分てわがそめ出す下もみぢかな、かくしつゝ、下山し侍りけるに、黑髮山の麓を過侍るとて、われ人いひすてどもし侍けるに、
ふりにける身をこそよそに厭ふとも黑髮山も雪をまつ覽、同じ山の麓にて、迎ひとて馬どもの有けるを見て、
日數へてのる駒の毛もかはる也黑かみ山の岩のかげ道

〔木曾路名所圖會　六〕男體山又黑髮山ともいふ此山に登るに、道嶮々として積雪多く、寒風肌に徹る、三社權現、山頂に立せ給ふ、四十八日の行にて、毎年七月七日此峯に登る、此時七月朔日より、中禪寺別所に籠り、一七日があひだ、種々の行ありて登山し、三社を拜し奉る、信心厚き人、奇異の靈驗を得るなり、

〔下野掌覽〕黑髮山(くろかみやま)
都賀郡日光山ノ奥ニアリ、當國第一ノ高山ナリ、俗ニ男體山ト呼ビ來レリ、鉢石ヨリ中禪寺マデ

時之鳥、同響而異奏、白鶴舞汀、綠鳧戲水、振翼如鈴、吐音玉響、松風懸琴、堤浪調鼓、五音爭奏、天龍八部濃々自貯、岩帳雲幕、時々雜陀之羅層、星燈電炬、數々普香之把束、見池中圓月、知普賢之鏡智、仰空裏慧日、覺遍智之在我、託此勝地、聊建伽藍、名曰神宮寺、住此修道、在茲四祀、七年四月更移住北涯、四望無礙、沙場可愛、異華之色、雜名驚目、奇香之臭、已辞悦意、靈仙不知何去、神人髣髴如存、恐遂精之無記、慚玉侯之不遊、思猛虎而不遇、訪子喬而遠去、觀華嚴於心海、念實相於眉山、蘿衣遮寒、菜蔬養喉、茶喫水漿、在中年、行于出塵外、九皐鶴聲易達于天、去延暦中、柏原皇帝聞之、便任上野國講師、利他有時、虛心逐物、又建立華嚴精舍於都賀郡城山、就此往彼、利物弘道、去大同二年、國有陽九、州司令法師祈雨、師則上補陀洛山祈禱、應時甘雨霈霈、百穀豐登、所有佛業、不能縷說、吾日車難駐、人間易變、從心忽至、四蛇虛羸、恐勇是務、能事畢、前下野伊博士公、與法師善、秩滿入京、于時法師歎勝境之無記、要題文於余筆、伊公與余故舊、辭不免、課虛抽毫、乃爲銘曰、

鏡賈裂地、蘇氣升天、蛇鳥運轉、五類跡鬧、山海錯峙、幽明殊阡、俗波生滅、眞水道先、一塵構嶽、一滴深湖、峨峨岳麓、蛇飾神窟、嶺岑不褪、皚々雪嶺、鳥路難通、沙門勝道、竹操松柯、仰之正覺、誦之達磨、歸依觀音、忘身殉道、斗藪直入、嵯峨跋涉、絶巘凌巓、神明威護、歷覽山河、山也崢嶸、水也泓澄、綺華灼々、異鳥嚶々、地籟天籟、如筑如箏、異人乍浴、音樂時鳴、一覽消憂、百煩自休、人間莫比、天上寧儔、孫興瞻彼、郭詞豈陋、蟬脫同志、何不遊道、弘仁之年、敦牂之歲、月次壯朔、三十之癸酉也、人之相知、不必在對面久語、意通則傾蓋之遇也、余與道公、生年不相見、幸因伊博士公、聞其情素之雅致、兼蒙請洛山之記、余不才當仁、人不敢辭讓、輒抽拙詞、並書絹素、上詞輸供、深恐玄之猶白、寄以充襟、表其情于百年之下、莫忘相憶耳、西岳沙門遍照金剛題、

〔總國雜記〕日光山にのぼりてよめる、又昔は二荒山といふとなん、

雲霧もおよばで高き山のはにわきて照そふ日の光かな、此山にや、山菅の橋とて深秘の子細

心變、心垢則境濁、心逐境移、境閑則心朗、心境冥會、道德玄存、至如能寂常居以利見妙辭鎮住以接
引、提山垂迹、孤岸津梁、並皆勝不依仁山託智水、臺鏡瑩磨、俯應機水者也、有沙門勝道者、下野芳賀
人也、俗姓若田氏、神邀救蟻之齡、意清惜蠢之歯、桎梏四民之生事、調飢三諦之滅業、厭聚落之轟轟、
仰林泉之皓然、粤有同州補陀洛山、葱嶺插銀漢、白峯銜碧落、㵎雷腹而雷吼、翔鳳足而羊角、魑魅罕
通、人蹤也絶、借問振古未有攀躋者、法師願義成而興歎、仰勇猛以策意、遂以去神護景雲元年四月
上旬、跋上、雪深巖峻、雲霧雷迷、不能上也、還住半腹、三七日而却還、又天應元年四月上旬、更事攀陟、
亦上不得也、二年三月中、奉爲諸神祇寫經圖佛、裂裳裹足、棄命殉道、繦負經像、至于山麓、讀經禮佛、
一七日夜、堅發誓曰、若使神明有知、願察我心、我所圖寫經及像等、當至山頂爲神供養、以崇神威、饒
群生福、仰願善神加威、毒龍卷霧、山魅前導、助果我願、我若不到山頂、亦不至菩提、如是發願訖、跨白
雪皚々、攀緑葉之璀璨、脚踏一半、身疲力竭、憩息信宿、終見其頂、怳惚々々、似夢似寤、不因乘査、忽入
雲漢、不管妙藥、得見神窟、一喜一悲、心魂難持、山之爲狀也、東西龍臥、彌望無極、南北虎踞、接息有興、
指妙高以爲儔、引輪鐵而作帶、笑衡岱之猶卑、哂崑香之又劣、日出先明、月來晩入、不假天眼、萬里目
前、何更乘鵠、白雲足下、千般錦華、無機常織、百種靈物、誰人陶冶、北望則有湖、約計一百頃、東西狹、南
北長、西顧亦有一小湖、合有二十餘頃、俯坤更有一大湖、幕計一千餘町、東西不闊、南北長遠、四面高
岑倒影水中、百種異莊、木石自有、銀雪敷地、金華發枝、池鏡無私、萬色誰逃、山水相映、乍看絶腸、瞻佇
未飽、風雪迮人、我結蝸菴于其坤角、住之禮懺、勤經三七日、已遂斯願、便歸故居、去延曆三年三月下
旬、更上經五箇日、至彼南湖邊、四月上旬、造得一小船、長二丈、廣三尺、卽與二三子棹湖遊覽、遍眺四
壁、神麗夥多、東看西看、汎濫自逸、日暮興餘、强託南洲、其洲則去陸三十丈餘、方圓三十丈餘、諸洲之
中、美華富焉、復更遊西湖、去東湖十五許里、又覽北湖、去南湖三十許里、並皆盡美、總不如南、其南湖
則碧水澄鏡、深不可測、千年松栢、臨水而傾緑蓋、百圍檜杉、竦巖而構紺樓、五彩之華、一株而雜色、六

〔當官字考節用集一乾坤〕日光山(ニクワウ)〈下野州河内郡、始號二荒山、事見釋書、〉

〔南留別志二〕一二荒(フタラ)を補陀落(フダラク)とし、昔にてよみて、にくわうといふを、日光とかき替へたるを見れば、ふるき事は考へ得がたき事おほかるべし、

〔類聚名物考地理十一〕二荒山 ふたらやま 日光山

いにしへは二荒をふたらと訓しを、慶長の頃に、東照大權現の宮柱ふとしき立しづもりませしより、御神のいさをしにちなみて、やがて日光に音をかりて、文字を書改められしより、黒髮山にさしひかふ、日のひかりもいちしろく、照りまさり給ふことゝなりにけり、

〔羅山詩集紀行四十〕二荒、俗謂近補陀洛、故僧勝道以爲山號、推稱觀音堅坐之地、二荒音轉爲日光、故密宗者流以爲山名、推稱毘盧遮那之場、曾是密教別稱之新也、讀者奈何云々、

岩有叢灘猶有湖、我邦神跡占靈區、世圖西域賴胡鬼、來此山中作野狐、

〔和漢三才圖會六十六下野〕日光山社 在河内郡○中略

開山勝道上人 祭禮九月九日

勝道〈俗姓〉若田氏、當國芳賀郡人、早出塵累、濳仰勝境、州有二荒山、峯巒嶮峻、從古未有陟者、稱德帝時、〈神護景雲元年秋七月〉勝道始企跋涉、路險雪深、不能升、止山腹凡經三七日而還、今歲又與先志、漸達于頂、衆峯環峙、困湖碧深、奇花異木、殆非人境、乃結小庵於西南隅、居數載、遂就勝處建伽藍、號神宮寺、崇權現、安丈六千手觀音像、號二荒〈訓フ多良〉太今云補陀洛、以爲觀音之所坐、空海登山、改日光、以爲大日遍照之山、而後圓仁居住弘法事、遂爲天台叡山座主管領寺務、〈元和二年〉祭祀東照神君靈於當山以來、滿山莊嚴、其美言語絶、

〔性靈集二〕沙門勝道歷山水瑩玄珠碑并序、沙門遍照金剛文并書、

蘇巓鷲嶺、異人所都、達水龍坎、靈物斯在、所以異人卜宅、所以靈物化産、豈徒然乎、請試論之、夫境隨

赤城山

〔木曾路名所圖會四〕白雲山高顯院俗に妙義山と號す、松井田より入る、又横川よりの道あり、門前に旅舍多し、それ當山は、波古曾神社、往古よりの地主神なり、延喜帝の御宇、延暦寺第十三の座主法性坊尊意僧正、此御弟子菅丞相ゆくりなき左遷給ふをうき事におもひ、台岳を退き、此妙義山に閑居し給ふ、抑此御山は、青岩峭壁として、山都に幽人偏に愛すべき靈嶽なり、遷化の後、こゝに妙義權現と崇め、貴賤の尊信怠る事なし、特に今より百五十年前、奇特ありて、それより宮舍殿閣壯麗に再興ありて、日夜詣人絶る事なし、本坊を石塔院と稱して、天台宗東叡山に屬す、例祭九月九日、山中に大杉七本あり、何れも四尋五尋まはり有、奥院は本社より二十五町あり、岩角をつたひ登れば大日尊を安ず、門前の旅舍は、貳町許軒をならべて、山岸に書院を調ひ、詣する人の宿りとす、春の頃は一家に百餘人も泊りて賑はひいはん方なし、靈驗ありとて、關東の人民はなはだ尊敬渇仰なす、故に常にも詣人多し、まづ當國の靈地にして、此山のすがた、世に類ひなき奇異の分野なれば、神靈ある事むべ也、かゝる名山に、かならず靈あり、故に祈ればしるしありとぞしられける、

〔遊囊賸記二十二〕赤城山ハ、東上州無雙ノ靈嶽ナルベシ、拜畢テ、前橋大渡ヨリ水澤ヲ過テ、伊香保ニ到ル、〇中略

赤城山ハ、相傳ニ、履中天皇ノ御宇、初テ社ヲ建テ祭ル、栢原ノ帝ニ至テ、詔シテ今ノ地ニ遷サレ、舊地ヲバ三夜澤トテ、東ノ方一里許ニアリ、東ノ宮ハ日本武尊、左ハ大己貴命、右ハ少彦名命、西ノ方豐城入彥命、相殿二座、左ハ天照大神、右ハ大山祇命ヲ祭ルトイフ、

〔上野國志信〕赤城山　數峯群聚、總稱赤城、峯巒之名、一々記之、　黑檜山　赤城ノ最高峯也、神祠アリ、
此山ヲ千眼ト云、千手千眼ナリ、別當ハ荻原ノ眷應寺、天台宗ナリ、

〔吾妻鏡四十一〕建長三年四月廿六日丙辰、去十九日、上野國赤木嶽燒、爲先例兵革兆之由、今在廳等申之由云云、

上野國妙義山

（上野名跡志吾妻郡初篇下）鳥居峠　吾妻屋山、四阿山トモ書リ、大笹田代ノ奧、信州大日向ヘ越ル嶺ヲ鳥居峠ト云テ、石ノ鳥居アリ、石ノ祠ニ社アリ、日本武尊橘姫ヲ祀リテ、吾妻權現ト稱奉ル、此所ヲ日本武尊ノ越エ玉ヒシ道ノ眞跡也ト云、大古ハ此アタリ迄碓氷也シヲ、吾媽者耶ノ御言ヨリ、吾妻郡トナリシナルベケレバ、ゲニモイニシヘノ碓氷ノ峠ハ、コナタエタアリケン、

傳說雜記ニ、碓氷峠、鳥居峠ハ別々ノ峠ナレドモ、峯續ノ峠ナレバ、往昔鳥居ヲモ碓氷ト云シト見エタリト云、

（遊囊賸記二十二）妙義山ハ、夏雲多奇峯トイフベキ山ナリ、妙義法師ヲ祭タヨリ、波古曾ノ神ハ、余所ノ白雲トナル、山中ニ一宿シテ、明レバ貫前ノ宮ニ赴ク、中略

西上州記、妙義山ハ頂上マデ黑々巖ニテ、嶮岨ナリ、或說ニ、黑髮山トハ是ナリトイヘリ、常ニ白雲覆フ故ニ、白雲山トイフ、妙義トハ權現鎭座已後ノ名ナリ、此御神ハ天台座主法性坊ト申セシガ、我慢ニ支ラレテ天狗トナリ、此山ニ示現マシマシヽトナリ、

（諸國里人談三）妙義

上野國妙義山は、岩山にて、峯々殺に尖て嵬々とし、鉾を立たるごとく、樹木なく、たゞ繪にある唐の山に似たり、東の方版橋總社の邊より此山を見れば、峯ちかき所に眞丸なる穴あり、月輪を見るごとし、あなたの雲所たゞしく見ゆなり、土人の云く、百合若大臣の射拔たる箭の跡なりと云り、山の麓安中松井田より見れば、此穴なし、是は巖と〳〵の行合にて、ふりによつて山穴のやうに見ゆるなり、或云、人のうへに白といふ事は、水柄といふ事にて、かく峙たる嶮山の澗にて育つ人は其心極て嶮なり、又京奈良などの、寬なる山の水にて、養れたる人の心は柔和なり、江戶大坂などの曠野大河の流を飮人心は、至て廣しといふは、その理なきにしもあらず、

鳥居峠

〔千曲之眞砂二〕うすひ山

是は信濃上野の境にて、嶺より西は信州、嶺よりあなた東は上州也、さればうすひの坂といはゞ上野、うすひの山といはゞ信濃なるべしと、ある人申きたれど、山とも坂とも通用して讀來るなるべし、穿鑿に渉るべからず、此所十尾といへる谷合の紅葉、近國無雙の景なり、春秋の後は目を悦ばしめ、誠に錦繡の山とも謂べし、ひとゝせ中院大納言殿、此紅葉を賞し、詠歌あり、それより後は、領主より毎年紅葉の盛に人を遣はし、これを取紙に挾み、長櫃にをさめ、京師の堂上、東武の數奇人風雅好事の人々へ遣り給ふ、いまは是例となりて廢する事なく、名產となりぬ、享保の末、元文のはじめの頃なるべし、ある歌人、碓氷の紅葉の頃こゝを通りて、甚是を賞し讀るうた、里人聞とめて、書つけ置たるを見たり、惜い哉、其名をも所をも書とめず、讀人不知としてあり、堂上たるや、地下たるや、其名をしらぬこそかへすがへすも口をしけれ、

　山の名はうすひといへど幾ちしほ染て色こき峯のもみぢ葉、誠に歌がら唯人の詠ならじと、人々申あひぬ、

〔日本書紀景行〕四十年七月戊戌、天皇詔群卿曰、今東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂、群臣皆不知誰遣也、〇中略則自甲斐北轉、歷武藏上野、西逮于碓日坂、時日本武尊每有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶、嬬此云莬磨故因號山東諸國曰吾嬬國也、

〔信府統記一小縣郡〕鳥居峠四阿山ノ南ナリ御茶屋久保國境、上野國マデモ同名、大日向村ヨリ上野國田代村マデ二里半、但シとあひの橋長サ七間、幅二間、此川鳥居峠ノ方ヨリ出テ、大日向村ノ南ヲ流レテ、矢手澤川加賀川ノ水上ナリ、此とあひノ橋ハ、高井郡ヨリノ越口ナリ、此路三筋トモニ、埴科郡ノ界、白據峠ノ路ト共ニ出合所ノ橋ナリ、皆山中ノ路艱所ナリ、十一月ヨリ二月マデ、雪積レバ牛馬ノ通行ナシ、

尺以曰、觀上赤龍崎觀音、及び羽黒の觀音、みな馬の疾を祈るに、驗有といへるも、駒が岳の說に出るなり、〇中略往古は登る事稀なり、近來は其邊の里俗をり〳〵登山す、元文寶暦の一覽記あり、其大意、山中廻り九里餘、日數二日半にて歸る、宮田小出より登る事、二里程行て權現釣根と云所より、諸木野藪まげりて道なし、大木の側だたる上をまたがり下を俛て登る、まな板倉などいふ所嶮岨なり、這松芝の如くなる上を、枝に取つき登る事數十丁、是よりは霧氣なし、夜も物凄ず、此松の外には九輪草の如き草、又黑色の百合あり、常の百合よりは少し小なるばかりなり、紅白の五月躑躅花至て小し、右の草木里に植るといへども、暑氣に至て保たずといへり、のうが池と云有、都て山中に三所池あり、何れものうが池と云、此所の池、東は御所山、南は駒形ある山、西は岳つゞき、北は大澤なり、其中に西より見おろす所、長百間、幅六十間と云、水面靑き事藍の如し、中に赤き筋あり、其形龍のごとく、南よりうねりて、北の方細く、少し西へひねりたり、此池より三町ばかり登りて、本岳は雲を帶て南に高く、峻嶺重り、谷々を見下せば、數十丈漫々たる海上をみるが如く、白雲靉靆たり、是より峯まで皆巖石を疊み嶮岨いふばかりなし、小松希に生て、岩間白沙ばかりなり、巖にすがり、又は岩より岩へ飛移り、からうじて登る事十丁餘り、峯は鍋を伏たる如にして、少し南へ長く平也、萱草に似て重ねうすく、蔦の紅葉したる如き草所々にあり、夏の頃花咲ぬるや、希に實の結びたるあり、頂上より見渡せば、南はうつき岳の大山有て、飯田の方は見えず、西は尾州、伊勢浦、東北は富士、淺間、遠山をはじめ、近國の高山みな見ゆるといへども、村里は一面に平なるのみなり、

(信濃奇勝錄三佐久郡)碓氷紅葉

碓日嶺、熊野の神祠の邊、楓樹多くして、春秋の頃紅葉盛には、山々錦繡をまとふが如し、實に無雙の景色いはんかたなし、又散かふ頃は山路にみちて錦を織が如く、繡を布が如し、

を焚、夜と倶にあたり、糧は燒餅、又は煎物、飯を持者は、能燒て肌に付たり、火を通さゞる物は凍て食ひがたし、尤水なき場所にて渴飲すれば、其所を究、印を立置こと也、斯て夜明て下山し、午時過て麓ニ著ク、六十人の內、十九歲に成る血氣の若者、人に勝れて元氣健成しが、麓に於て氣分不勝、途中にて死、又四十歲計の男一人、山に酔て正體なかりしが、是は四五日惱みて快氣せりと云、按るに、此若男は血氣に任せて自ら根氣を失ひし也、都て斯る高山に登るに、必强氣なるは惡し、專ら元氣を丹田によく治て、平氣にして少も急がず登るがよし、是峻嶺に登るの一法也、山に酔ことは間あること也、それは元氣薄きによれり、兎に角に一氣臍下に凝然たれば、山に酔ことゝなく、又靈異あるも、よく正敷觀る事也、御嶽山權現(土人ハ御嶽ト云)は世に知る靈山也、麓に社家有、寺あり、六月十二日十三日祭禮也、近鄉の男女群參す、此日五穀成就の祈禱、大般若轉讀勤行也、御山禪定は百日精進せずしては上り得ず、其間は行場に入て修行をなす、晝夜光明眞言を誦し、水垢離をとる也、其料金三兩貳分、百日が間の行用とす、如斯なれば、輕賤の者は登り得ず、生涯大切の旨願ならねば爲らずと也、頂山に至る事一里半、大日如來を安置せりとかや、

社家は、御祭日神前にて祓祝辭を申、此兩日市をなして賑ひ夥しと也、

信州にては、此兩山登て目に立也、御嶽は北に在、駒が岳は南に在、又東南に惠那が嶽とて高山有り、土俗云、此山の神は、伊勢大神宮御母神なれば、二十一年每の御遷宮には、必御柱木は此山より出る也といふ、册尊を祭奉るにや、然らば惠那(エナ)が嶽は胞衣嶽成べし、

〔信濃奇勝錄 四 伊那郡〕駒岳(コマガタケ)

駒が岳は、木曾と伊那の間に秀、十餘里に連亘して、實に屛風を立たるが如し、俗に三十六峯八千谿と云、續日本紀曰、天平十年八月、信濃國獻神馬、黑身白髮尾云々、駒岳の名此に出るか、宮所小野牧、みな其下に有、今村に龍飼山あり、宮所に龍が崎あり、皆是山脉、因て龍を以て號るなるべし、(馬八)

と覺しき方に雲を帶て、兀々たる山參差たり、誠に層巒ならん、信州淺間にやあらんと問に、左には非ず、淺間は是よりは見えず、あれは駒ガ嶽なりと答ふ、是を見るに、士峯より目八分に見る程なれば、至て高嶽ならめと覺て思ひしに、寛政元年東行する折柄、其麓を過るまゝに、倩眺に、實も峻嶺也、されど富士に對すべき物かはと不審かしかりしが、能く考れば、都て信濃は土地至て高し、上州、越後、甲斐、美濃より入〻に、何方よりも登らずと云事なし、國中の川水皆四方へ落る、此を以其高さを知れり、故に雪深からねど、寒氣の烈しき北越に過たり、駒が嶽の事を、福島の土人に問へば、此山には拜すべき神仙もましまさねば、參詣すべき事もなし、唯旱魃する年、雩に登山する也、五年程前に大に旱して、近郷より登山す、我も其時登れり、福島と宮の腰の間に川有、大原川と云、此川の上に大原村と云有、是其麓也、此より二里あり、此所に權現宮有、宮官の寺も有、此時人數六十人、各壯年にて達者なるを撰て登る、麓より三里許は、樹木叢茂として更に登るべき道なし、大木共雪に押へられて、枝撓り伏して、網を張たる如き上を匍匐て登る、其下を覗き見れば、地形は一丈或は二丈許下に在り、各梢をつたひて宙を行也、其梢の下には雉の如くにて、尾は永からぬ鳥、幾等も群居る、土人は此鳥の名を不知、按るに是雷鳥成べし、加州白山に此鳥有て、雷を食ふ故に、此鳥を圖して家に掲置ば、雷の難を遁ると云習はして、今專ら世上に此事をなす、是に付て色々奇說有ども略之、都て甲州上州邊の山内には、此鳥甚多しと也、扨三里登れば、夫より上は樹木なく、峨々たる岩間を攀上る事二里にして、既に絕頂近き程に、駒石とて高、十八間、長十間餘の大石有、形馬の蹄たる如く、北を向て貳里、夫を過て頂上へ登る、嶺に御池と稱して、小き水を湛し處有、其水深さ僅に二寸許有、六十人之者手に〳〵是を汲干さんとするに、一時を經ても更に盡ず、兎角して下山に及ぶ、未明より上りて晝八頭也、初登山の時、是迄下りて宿すべきと思ふ所に、栞なんど目印をよくして置し場所へ立歸り臥す、元より寒氣堪がたければ、木の枝を折來て火

戸隱山　駒嶽

伊勢物語を編る人、前に書入にや、追分の驛より此麓まで三里あり、又麓より嶺まで三里半なり、嶺に巖窟ありて、虚空藏の石佛を案ず、絶頂の大坑より、常に煙立のぼる事は硫黃の氣あり硫黃滿る時は地火突發し、大石をとばしり、砂石を降して麓をやく、其おと數百里に聞ゆ、此山今夏月の雪まれなれど、立春の後百餘ケ日、霜冱て雪の晨の如し、又中秋より露寒く、あるひは霜早く來て毛作を傷す、又此山に落葉松生ず、富士松の如し、又紫草生ず、佳品とす、麓の追分より輕井澤まで、土地別して高き所也寒氣甚つよし、五穀不毛の地といひつべし、

〔北國紀行〕山中をへて、いかほの出湯に移りぬ、雲をふむかと覺る所より、淺間嶽の雪いたゞき白くつもり初て、それより下は、霞のうすく匂へるがごとし、

半ばよりにほふがうへの白雪をあさまの嶽の麓にぞみる

○淺間山ノ事ハ乃火山ノ條ニアリ、參看スベシ、

〔書言字考節用集一乾坤〕戸隱山(トガクシヤマ)信州水内郡

〔東遊記後篇四〕戸隱山(トガクシヤマ)

戸がくし山は、信濃國の北の方によりて、越後へ出る方にあり、信州は總體山國にて、連山波濤のごとくなるに、此戸隱山は基を別にして、京近邊にていはゞ、生駒山を望むがごとくなる山なり、手力雄命を祭れりといふ、

○戸隱山ノ事ハ、神祇部戸隱神社篇ニモアリ、參看スベシ、

〔木曾名所圖會三〕駒嶽 木曾東嶽なり、其高數千仭、數峯連續して、其一峯の嶺に石あり、形は馬のごとしといふ、

〔翁草百六十一〕信州駒ガ嶽

富士禪定の人の云るは、絶頂より近國の諸山を見渡すに、箱根檜澤、信州胞衣(エナ)嶽、御岳、飛驒、越後、上州邊高岳有といへども、其山と指て云べきは見えず、只眼下に一面の土堤を築きたる如し、但乾

と云、其外異草多し、藥品は黄連、人參、中にも柴胡は絶品なり、一年鐵尾村の醫生宮原某、採藥に登りて見出し、採歸りて試るに、功能他に勝れり、因之京都の物產家に鑒定を請に、海內第一品と賞す、往古より柴胡は遼渡なし、奥州の產を銀柴胡とて、最上とすといへども、得る事易からざる故にや、舶來の物なし、和產にも二種あり、沙柴胡は大に別なり、

〔書言字考節用集 二乾坤〕淺間嶽 信州小縣郡

〔和漢三才圖會 六十八信濃〕淺間嶽 在雪國之艮、頂上常燒烟起、

〔倭訓栞 中編 一〕あさま 口語にいふは淺間の義、あさばともいへり、〇中略 世に其名を專らにするは、信濃佐久郡也、天武紀に、灰零于信濃國と見ゆ、此嶽高峻といへども、麓路其肩をめぐり、路ゆき人も遠大をまらず、淺間にありて、深邃を見ざるよりの名にや、絶頂に大坑あり、徑十町ばかり、常に煙立のぼりて、硫黃の氣あり、大燒の時は、五七里が間鳴動し、茶碗皿鉢の類も、響きて破るゝ事ありといへり、

〔木曾路名所圖會 四〕淺間が嶽は、極て高しといへども、此邊の驛の地高きゆへ、甚高くは見え侍らず、峯に常に煙たつ事、甑のいきの上るが如く、又雲のごとし、朝より午時頃までは立ず、大略夕がたに煙たつ、この山は半より上に草木生せず、一日の中まばし煙なき時あり、大燒する時は、五里七里の間夥しく鳴動す、皿茶碗の類ひもひゞき破るゝ事あり、燒石も飛ぶ也、此燒石道のかたはらに多くあり、常の石よりは輕し、色は灰色にして少し黑く、耕作の妨なるゆへ、所々に集て積上たり、大燒はまれなり、小燒は時々あり、江戶のあたりへも、此山大燒の折ふしは、灰の飛來る事有といふ、此山は江戶の方へ近く、美濃尾張の方へは遠し、伊勢物語に、業平の道行の次第、伊勢尾張の邊よりあさまがたけを見て、歌をよみたる樣に書れしかども、伊勢尾張の方よりは道のほど遠く、山隔りて見えず、駒が嶽は能見ゆる、業平の武藏上野のほとりにて、淺間が嶽をよめる歌を、

佐久郡蓼科山は、三のこほりによこたはりて、（諏方小縣）登る事おの〳〵三十里、水のひゞきのあはれも過て、さえだをしをりぬすゞを分て山に入、いかづちの床なんどいふ所を經て、（西陽雜組所謂沼龍地乎）背向にいづ、是より仰ばまかべなす峯あり、磐石を踏たふみて登こと三百歩、姫子といへる松のばへわたりて、砠をつゝみ、霧もる日に映ずれば、衣はみどりにそみて、神彩たとへをとるにものなし、すべて頂に土なし、磐石は瓦を鋪たる如く、松は席をしくに似たり、鳥ありて其中に栖む、爰にあめをいたゞき、雲を踏て、蓼科の神祠をあがめまつる、又四時此峯に白雪あれば、飯盛の山ともよべり、（甲賀三郎廟、大獅子嶽、石井、無音川等の地名あり、）

〔信濃奇勝錄（三佐久郡）〕立科山（三代實錄ニ蓼科）

此山、八ケ嶽につゞきて、諏訪小縣佐久の三郡によこたはる、頂上に神祠あり、陽成天皇元慶二年敍位の事、三代實錄にみえたり、六月八日より二十八日まで登山す、就中十五日登山の人多し、何方より登るも五里程なり、故に山中に一夜をあかす、此山峯に雪の降積る事、外山よりも早く、春にいたり解るも又遲し、遠く望めば飯を盛りたる如くなれば、飯盛山ともよべり、巓は渾巖石にて、松一面に延回りて、根も末もなきが如し、葉は姫小松に似たり、俗に延松と云、此巖石の間に鳥ありて栖む、たま〳〵出て遊ぶを、登山の人見る事あり、加賀の白山の雷鳥と云に似たり、（中略）這松の中を踏わけ、南へたどる事五丁ばかりにして、櫻谷といふ所あり、此地おしなべて櫻のみにして異木なし、然ども吉野はつ瀬の風情にはあらで、高さ三尺にみたずしてみな叢木となる、是高寒に堪ざるがゆゑなり、花も浮世の春にはもれて、水無月半より發初め、下旬に至て稍盛なり、まことに花より外にしる人もなし、山中に甘露梅と云草あり、葉は黄楊の如くにて、大小あり、大なるは實白く、小なるは赤し、採て嘗れば、味ひ梅のごとし、不老草は、常世草ともいへり、諸毒を治し、瘟疫をはらふ、檳榔樹は、杖にして、中風痿癖の病を避け、小兒これを佩て、驚癇の煩をふせぐ

〔甲斐叢記七大門嶺口〕八嶽　又谷戸嶽と作く、長澤西井出谷戸小荒間、上笹尾、小淵澤等の諸村の北に峙立て、檜峯、（權現岳とも云）小岳、三頭岳、赤岳、箕冠岳、毛無岳、鳳三郎岳、編笠山等、八種に分る、ゆゑに此名あり、檜峯には石長姫、八雷神を配祀り、八嶽權現といふ、（西井出村に八嶽神社と云あり、建御名方命を配る、）三代實錄に載たる檜峯神社なりといへり、麓の諸村より三里餘、秋分の頃までは、參拜ことを禁む、岳の中腹に奥宮あり、（此處までは平日に參詣者多し、祭日は三月十一日なり、）其山足北に延て、信州蓼科山、大門嶺等に接けり、山の東面は佐久郡、西面は諏訪郡なり、其峯々は峻嶮くして、霄漢を衝が如し、僊俗の諺に、此山の高さは富士山と僅に馬の沓の文程の差なりと云ふ、これ其靈秀高大なる事推して知べし、良材、黄連、石耳、磁石等を産す、又泉源數多ありて、其利を受る地多し、

四阿山

〔信濃奇勝錄三小縣郡〕四阿山

四阿山は、上野の堺にして、此邊の高山なり、山頭は何方より見ても屋の棟の如し、故に四阿と名く、此山、東は上野、南は小縣、西は埴科、北は高井郡に多くかゝれり、眞田より登る、峯まで三里半、草深くして路なし、一丁毎に石祠を立て道のしをりとす、中央の岩室に圓形の銅版あり、長さ七寸ばかり、中に立像あり、大己貴命の神體として、地主神とす、此所より西を望めば屛風岩と云あり、徑六七間、高七八尺、褐色にして文理氷裂の如し、夫より絶頂に至る、二祠あり、東は菊理媛命にて、上州祠と云、西は伊弉册尊を祠て、信州祠と云、其國に岩石を積て風を除く、此兩祠の央を信上の堺とす、六月十三日諸人登山す、此山常に寒氣強き事富士よりも甚し、頂上より見渡せば、隣國の高山凡十二州にかゝりてみな見ゆる、中にも子の方に當りて、兩山開る所北海を見る、烟靄の中、佐渡の山脊にして黛のごとし、

山家集　かみな月時雨はるればあづまやの峯にぞ月はむねとすみける　西行

立科山

〔信濃地名考下〕立科山

ニ見エタリ、

〔甲斐名勝志四巨摩郡〕八嶽　此山西は信濃國諏訪郡、北は佐久郡なり、嶺分れて八有、故に八が嶽と云となん、麓の小荒間より絶頂まで四里許り有り、小荒間村に法性院と云禪院有、武田機山侯建立し給ふとぞ、村の東の方は、天文九年二月十八日、信濃の村上氏と武田勢合戰有し地なり、今に劒戟の折たる、或は鏃などありとなん、四間ばかりの大石あり、機山侯登りて遠見し給ひし石也とぞ又御座石と云あり、大サ六間四方、高サ一丈ばかりも有、遙東の方然場の原と云有、信濃佐久郡へ行道あり、此原は天文八年閏六月廿日、武田勢村上勢合戰有し地なり、

〔裏見寒話三山河〕八ケ嶽寅予カ峯八ッに分れて見ゆる、至て嶮岨なる山也、雪のつもりし時は、別てすさまじ、八ッケ嶽は、信州分のやうに覺へたり、予が覺違か、

〔甲斐國志二十九山川〕巨摩郡逸見筋

一八ガ嶽　長澤、西井出、谷戸、小荒間諸村ノ北ニ在リ、其南麓、西ハ小荒間村、北ハ花鳥屋ヨリ、東ハ界川ニ至ル、四五里ノ間、諸村入會ノ草場ナリ、峯巒岩嶂トシテ八葉ニ分ル、故ニ名トス、其一峯ヲ檜ガ嶽ト云、雷神或ハ石長姫ヲ祀ル、三代實錄ニ所謂檜峯ノ神ナリト云、谷戸村ヨリ三里許アリ、毎年八月十一日ヲ祭日トス、凡ソ八月ヲ登躋ノ候トス、本州ノ諸高山皆ナ然リ、權現ガ嶽、小嶽、赤嶽、麻姑嶽、風ノ三郎ガ嶽、編笠山、三ッ頭、其餘種々ノ稱呼アリト云、其山脈北へ延テ、信州蓼科山、大門嶺、和田嶺等ニ接ス、其中間ニ神池アリ、山ノ東面ハ佐久郡、西面ハ諏方郡ナリ、又山中ニ烽火台アリ、富嶽ノ絶頂ヨリ望ムニ、此山及ビ白峯、金峯ノ三山ハ、本州諸山ニ卓絶シテ雲表ニ見ハル、又上州武州ノ地ヨリモ、遠望シテ認ムベシト云リ、其靈秀高大ナル知ルベキナリ、良材、黄連、石耳、磁石等ヲ產ス、又泉源多クシテ、國ニ益アルコトハ、前後ニ錄スルガ如シ、

す、毎年六月十二日十三日諸人潔齋して登る、全く富士山に登るが如し、絶頂に小祠あり、且三ッの池ありて、其側巨巖磊々たり、四季に雪あり、靈境といふべし、山に登るに四里にして堂あり、夜中炬を照して峯に至る、祠あり、金剛童子といふ、こゝに憩ひて天明を待、此邊五粒松多し、枝を垂て臥龍の如し、これを名づけて御松といふ、盛夏といへども山間に積雪あり、草木生せず、又三里登れば絶頂に至、二祠あり、一を王權現といひ、一を日權現といふ、其西北の峯に三祠あり、一を倶利迦羅といひ、一を八王子といひ、一を土御權現といふ、其東の峯に三池あり、一ッの池は水溜てなし、一ッの池は水少し、一ッの池は水滿て西野に流る、其北を地獄谷といふ、硫黄多く、濁川ありて王賓にいたる、濁川といふ、是硫黄の氣にして、其水甚だ臭氣あり、又山上に鳥あり、形鳩の如し、毛色雌雉のごとし、人を見ても驚かず、山上に一草を生ず、葉鼹鼠に似たり、小花咲く、狀菫菜のごとし、色紅紫なり、名づけて駒草といふ、又一草あり蕗に似て大なり、葉軟にして、里人採て喰ふ、これを御蕗といふ、

〔信府統記〕四佐久郡 八ヶ嶽、峯通國境ニテ、中信國ニ甲國名、平澤村出口道ノ境川ヨリハ西ノ方ニ當リ、金峯山ヨリハ西戌ノ方ニ當ル、此八ヶ嶽、當國ノ方、北面峯ノ半ヨリ佐久郡、西ハ諏訪郡ナリ、右八ヶ岳、享保七年壬寅山見遣シノゴトクセラレシ所ナリ、此山ニテ鑓石ノ如キ諸方角見立メラレザル由、見分ノ者申ニ付、異ヒ公儀ヨリ被レ遣、鑓石山ニテモアルベキヤ見届ノベキ旨仰アリテ、正眞ノ鑓石ヲ渡サレルニ依テ、登テ鑓スノ所ニ、尋レテコレヲ見出シ、取リ來テ上レリ、彼レ木ノ石ヨリ其数少シ遣レトイヘドモ、鑓レナキモノナリレト、此山奉納テ入タアリ、中ニ權現嶽ト云嶺アリテ、此峯ニ持ノ石アリケルトナリ、

右甲州境八ヶ嶽ノ峯ヨリ、巡ニ亥子ノ方ニ當レル處ニモ、赤八ヶ嶽ト云フ山アリ、此峯モ赤八ツアルガ故ニ云フ、是マデノ間、山深クシテ嶮岨ナルガ故ニ、諏訪郡ヘ越スベキ線路一ケ所モナシ、何レモ山峯通ヲ堺トス、是ヨリ西戌ノ方、たてしな山ノ南、蓼草ト云フ所、諏訪ノ方にやしか峯ト云フ山アリ、此等ノ峯通郡界ナリ、此西ヨリ北ヘハ小縣郡ノ界、東ハ横笹山ノ西ニテ、境目越口道前

信濃國御嶽

方角ヲ郡中ニテ見レバ、違ヘル所ナキニシモアラズ、況ヤ村里ノ號ハ、名ト穀高トヲ專ラトシテ、其所在ハ方角ヲモ正スニ及バザルヲヤ、然ル所以ハ、一國ノ繪圖ニ於テハ、其大概ヲ載スルガ故ニ、土地ノ廣狹ニ於テ、悉ク校ヘ正サズ、故ニ此乘鞍嶽モ官庫ノ圖ニ任セテ命ゼラレシモノニテ、越後界ノ乘鞍トハ異ナリタレドモ、鹽島ノ山トアレバ、一向違ヘルニモアラズ、故ニ此山ニ登リ分見セシトナリ、繪圖ニ見エタルハ、福島村ノ西ニ載タレドモ、畢竟越後界ノ乘鞍ナルベシ、子細ハ繪圖遺書中ニ其意見ユ、然レバ今此見通ノ山トハ異ナレドモ、同奥ノ中近邊ニ同名アレバ、時トシテ紛レ誤ルマジキニモアラズ、官庫ノ大繪圖ハ、今復タ改ムベキニモアラザレバ、此斷リヲ委ク記シ置クモノナリ、

〔木曾の麻衣四〕往々て右に我鬼山在、○中略左に乘鞍ケ嶽幽に見ゆる、雲覆頂上、

白雨まだ大道に歩行からの脚　不角

〔飛州志一土地〕嶽

御嶽　高山國府ヨリ丑寅ニ當ル、益田郡阿多野鄉日和田村胡桃島村、同郡小坂鄉落合村ノ山々是ニ接ス、後ハ信州也、世俗木曾ノ御嶽ト稱ス、是也、

〔信濃奇勝錄一筑摩郡〕御嶽

御岳は、信濃一州の大山なり、嶽の形大抵淺間に類して、淸高これに過、每年六月、諸人潔齋して登る、福島より十里、全く富士山に登るが如し、黑澤より四里にして、堂あり、夜中炬を照して峯に至る、祠あり、金剛童子と云、こゝに憩ひて明るを待、此邊五粒松多し、名づけて御松といふ、盛夏といへども山間に積雪有、草木生せず、又三里登れば絕頂に至る、二祠あり、一を王の權現といひ、一を日の權現といふ、

〔木曾路名所圖會三〕御嶽は、信濃一州の大山なり、西野、黑澤、末川、王瀧等其麓に有、黑澤より獨峯祀

ド也、昔ハ俗魔所ト稱シテ、人ノ至ル事曾テ無カリシガ、僧圓空ト云フ人、此山中ニ籠リ居テ、若干ノ佛像ヲ造リ、池底ニ沈メテ供養セリ、自是以來池ノホトリマデ、人ノ登山スル事ヲ得タルト云ヘリ、其餘俗說甚多シ、略之、

〔信府統記 六安曇郡〕信越ノ界、ゑびらが峯の南ニアル乘鞍嶽ノコトハ、前ニ記シタリ、但シ横前鞍風吹ト云ヘルハ、此嶽ニ並ベル小名所ナルベシ、此乘鞍嶽ノ西面ハ、越後越中國界ナリ、又松本領鹽島新田ノ西ニアル乘鞍嶽ニ付キ、委細ノコトヲ重テ記スベシ、總テ松本領ニ乘鞍ト號スルモノ三ツアリ、内二ツハ隣國ニ界セルモノニテ、既ニ前ニ記シタリ、今爰ニ載スル所ハ、當與鹽島新田分ノ山ナリ、元祿年中、改メラレテ官庫ニ收マル所ノ、繪圖ニ載セタル乘鞍嶽ハ、國境ニアル所ノ二ツヲ記セルノミニテ、此鹽島新田ノ乘鞍ハ、他國他郡ニ交ハラザル故、略シテ載セザリシヲ、享保七年、公命アリテ山見通シノ爲メ、建部彥次郎ヨリ御指圖トシテ、官庫ノ繪圖ニ載スル所ノ乘鞍ヨリ、埴科郡妻女山ト、小縣郡根津領爲ノ丸山ヘ見通シノコト仰付ラレシ時、清水次郎右衞門木島仙右衞門長谷川繁右衞門中根又右衞門ノ四人ヲシテ、山々ヲ見分セシムル所ニ、越後界ノ乘鞍嶽ハ、當與石坂村ノ西ニアレドモ、極メテ高キ山ニモアラザレバ、前ノ高峯ニ支障セラレテ、右命ゼラレシ見通シノ山々少モ見エズ、然ルニ此鹽島新田村分ノ乘鞍嶽ハ峯モ極メテ高ク、鹽島村ヨリ凡ソ七里程登リテモ、絕頂マデハ岩壁嵯峨トシテ至ルコト叶ハズ、乃チ乘鞍ノ前輪後輪ト云ヘル峯ノ央居木ニ似タル平ヨリ之ヲ望ムニ、見通シ分明ナレバ、〔此乘鞍嶽ハ越後界ノ乘鞍ヨリ、遙ニ南ニアリテ、四貫モ隔候泥ノ地ニア、山々連ビ續ケリ、〕此旨公儀ニ達シタリシニ、鹽島千國ノ西ニ當レル乘鞍ヨリ、見分スベキ旨命ゼラル、ニ依リ、此山ニ登リテ右ノ山々ヲ見通シ、後チ委ク言上セシニ、見分ノ詳細ナルコト遠ク他ニ優レタリトテ、建部彥次郎ヨリ賞美アリシナリ、〔其節ノ事、續委シ、家山ニ見エタリ、〕今按ズルニ、元祿年中ノ國繪圖ハ、他國ニ隣レル所々ノ山川ニ至ルマデ、兩國ヨリ附ケ合セテ、國界ヲ定ムル故ニ、其

在二于本土一、騎鞍嶽、祭神未レ詳、　按ズルニ、當山ハ州内第一ノ高嶽ニシテ、益田、大野、吉城ノ三郡ニ跨リ、阿多野、小八賀、高原三郷ノ村里多ク其麓ニ連ル、後地ハ信州ニ續ケリ、此山ノ頂凹ノ如ク、鞍ニ前後ノ輪アルニ似タリ、故ニ此稱アルニヤ、嶺上ヲサシテ御前ト號ス、神祠等アリト云ヘドモ、何レノ時イヅレノ人、其所ニ至ツテ拜シタル事實モ無ク、絶頂ノ沙汰ニ於テハ、古人未二分明一、人倫不通ノ地ト聞エタリ、夏日ト云ヘドモ山上ノ雪盡ズ、麓ヨリ二三里バカリノ間ハ諸木アリ、夫ヨリ上ハ生木無シ、適高サ三四尺バカリノ椴ノ木アリ、嚴滑ラカニシテ、草栢植多ク生ジテ苔ノ如シ、又藤松ト云フモノ地ニ敷ケリ、是姫子ト云ヘル木也、凡テ深雪暴風ニ壓マサレテ、高ク延ルコトヲ得ザレバ、自然ト蔓ノ如クニ、地ヲ這フテ編タル如シ、其上ヲ踏ンデ歩ミ行所多シ、土石山水其色赤ク、信州淺間山ニ似タリ、半腹ヨリ上トヲボシキ所ニ廣原アリ、凡廿餘町ニ四五十町餘有ラン、此廣原ノカタハラニ亘リ、六七尺バカリノ穴二ツアリ、其故チ不レ知、此邊ニ至レバ、エナラズ臭氣甚シク、眼ニ入ツテ痛メリ、是ヨリ又遙ニ登レバ、土地ノ氣色變ジ、清淨ナルコト海濱ノ如シトモ謂ベシ、燒石ノ如キモノ砂石ニ交レリ、此所ノ石間ヨリ初メテ冷水涌出セリ、山中稀有ノ清泉也、然レドモ臭氣ノ眼裏ニ入ツテ痛ム事ハ增々甚シク、更ニ眼ヲ開キ難シ、故ニ是ヨリ嶺ニハ至リ得ザルト也、今世國人騎鞍禪定ト號シテ、夏日登山スルハ、南ノ方高原郷ヨリ登レバ、半腹ニ騎鞍權現ノ遙拜所アリ、是ニ詣フヅルヲ云ヘリ、嶺上ニ至ルニテハ無シ、又下民ノ口碑ニ傳フル處、此山上ニ沼池ノ數四十八アリト云フ、今其名目在所等分明ナラズト云ヘドモ、ニゴリ池、アヲタル池、アカ池、カミノ池、シモノ池、野ノ池、ヒウチ池、スナバチ池、マガリ池、ヒラ池、ツチトヨ池、雄池、雌池、ヲウニウガ池等、十三池ハ其名ヲ呼ベリ、中ニモ此ヲウニウガ池ハ、高原郷ノ村里旱魃ノトキ、請雨ノ術盡ヌレバ、郷民議シテ數百人一列シ、日沒ノ比ヨリ簑笠ヲ携ヘ、鉦ト太鼓ヲ打、松明ヲ燃シテ、此ヲウニウガ池マデ登山スルヲ、祈雨ノ例トセリ、池邊ニ至ラザルニ、必ズ大雨降ラズト云事無シ、其行程往來一夜半日ホ

美濃國惠那山

飛驒國乘鞍嶽

四面斗絶、人跡希至、昔日深草帝皇〈仁明〉、令就一精舍修藥師念佛、三修居止以降、歲月漸積、堂舍有數、誠非靈構邸、號靈山、欲請天皇賜額、定額、故從其所請、

〔帝王編年記 十元正〕養老七年癸亥下云、古老傳曰、〇中略 霜速比古命之男、多々美比古命是謂夷服岳神也、女須佐志比女命、是夷服岳神之姉、在久惠峯也、次淺井比咩命是夷服神之姪、在於淺井岡也、是夷服岳與淺井岳相競長高、淺井岡一夜增高、夷服岳怒拔刀劒、殺淺井比賣之頸、墮江中而成江島、名竹生島、其頸乎、

〔一宵話 二〕龍之雲 高山へ登り、風雨雲霧の變に逢ふも、此海上の事に似よりしものなり、昔年高元泰が、日向の霧島山〈高千穗峯〉に登り、彼逆鉾の邊に至りしかば、俄に山鳴り雲起り、前面眞黑になり、おそろしといふもおろか也、青木主計頭〈長崎の官也〉いつの間に用意しけん、袖より粟粒の類を取出し、疾風急雨に打向ひ、投かけ〳〵せしかば、やがて風靜まり、雲晴たり、これは彼天孫の昔を思ひよれるか、〈白石先生手記〉いづこの山も、高山はかゝる事有ものなり、心得すべし、此邊にても美濃國惠那郡惠那山は、國中第一の高山なり、此山の祭りに郡中の村々より馬を引て登る事也、其日には必大風雨する、是を土人の說に、大勢が登り、二便して御山を穢すから、神きたなくおぼして、洗ひ淨め給ふ雨なりと云ふ、是は神の御心とも覺へず、穢にしとおぼさば、祭うけ玉はぬがよし、客を請じて客の座敷よごせるを腹立るは、好主人にはあらず、まして終日山中に居て、二便せぬものやはある、おもふに深山窮谷中に、鬱蒸積充する雲霧濕氣、數萬人の聲にひゞき動かされて俄にさわぎ起るものならんかと、或人いへり、此說亦理あり、

〔飛州志 一土地〕嶽 騎鞍嶽、高山國府ヨリ辰ニ當ル、同郡阿多野郷、阿多野郷村、野麥村、大野郡小八賀郷、池俣村、岩井村、吉城郡高原郷、平湯村等ノ山々、此嶽ニ接ス、後ハ信州ノ界也、

〔飛州志 三神祠〕騎鞍權現

戔嗚命八岐ノ大蛇ノ尾ヨリ、其劒ヲ取出シ給フ、大蛇ハ伊吹大明神也ト云云、其後日本武尊、此山ノ麓ヲ通ラセ給フ時、天叢雲ノ劒ヲ帶セ給フ處、大蛇ノ祟リニ逢給ヒ、千々ノ松原ニ崩御也、嶺ニ池水有テ、風水龍王在ト云、是大明神ナルヤ、石ヲ積テ彌勒佛在ス、此峯〈○峯恐智誤〉證大師ノ開基共云、又飛行上人開基共云、故ニ飛行上人奏シテ、伊布貴大明神ニ正一位ヲ授ケ、額ヲ勅下也ト云、

〔日本書紀 七景行〕四十年十月、於是聞近江膽吹山有荒神、卽解劒置於宮簀媛家而徒行之、至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊、不知主神化蛇之謂是大蛇必荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之興雲零氷、峯霧谷曀、無復可行之路、乃捿遑不知其所跋渉、然凌霧強行、方僅得出、猶失意如醉、

〔古事記傳 二十八〕此山は、近江國と美濃國との堺に在て、〈西は近江の坂田郡、東は美濃の不破郡、池田郡なり、〉神名帳に、近江國坂田郡伊夫伎神社、美濃國不破郡伊富岐神社あり、〈今坂田郡にも、不破郡にも伊吹村と云あり、〉三代實錄三十三に、詔以近江國坂田郡伊吹山護國寺列定額、沙門三修申牒偁云々、此山卽是七高山之其一也云云、〈藤原武智麻呂公傳と云物に、從爲近江守云々、於是因按行至坂田郡、宮目山川曰、吾欲上伊福山頂、瞻望、土人曰、入此山、疾風雷雨、雲霧晦冥、群蜂飛螫、昔倭武皇子、撃伏東國、還悪鬼神、歸到此界、仍卽登也、登欲半、爲神所害、變爲白鳥、飛空而去也、公曰云々、率五六人、披蒙籠而登、行將至頂之間、忽有雨蜂、飛來欲螫、公揚袂而掃、隨手退歸、從者皆曰、德行感神、敢無敢害者、終日優遊、俳佪瞻望、風雨共靜、天氣清晴、此公勢力之所致也と云り、此は後の作れる書にて、例の信がたきこと多し、源平盛衰記に、寶劒の由來を云る處に云、素盞嗚尊、卽天照大神に奉る、大神大に悅びまし〱て、吾天岩戸に閉籠りしとき、近江國膽吹が嶽に落たりし劒なりとぞ仰せける、彼大蛇と云は、膽吹大明神の法體なり云々と云り、さて伊服伎と云名の義は、山の神毒氣を吹きしなりと谷川氏云り、さもあるべし、さて萬葉には此山の歌無し、又六帖などに、さしも草をよめる伊吹山は、下野國なりと、顯昭が袖中抄にも見え、契沖も、清少納言が草子に、まことや下野へ下ると云ける人に、思ひだにかゝらぬ山のさせも草たれかいぶきのさとは告しぞ、ともあれば、下野國なること必定なりと云り、〉曾禰好忠歌、冬深く野はなりにけり近江なる伊吹のとやま雪ふりぬらし、〈續古今集に入れり〉

〔三代實錄 三十三陽成〕元慶二年二月十三日己卯、詔以近江國坂田郡伊吹山護國寺列於定額、沙門三修申牒偁、少年之時、落髮入道、脚歷名山、莫不周覽、仁壽年中登到此山、卽是七高山之其一也、覩其形勢、

上、或は彦根、觀音寺山、野洲、横田川、大津、粟津、勢田迄幽に見へ、目の及ぶ限り、絶景極りなく、頂上少し下れば、小チヨンボの池あり、○中略此比良山の尾崎、湖水へ差出たる所に白髭明神の御社有、鳥居は街道に立り、故に此池を根處とも打處ともいふ、

〔類聚國史 七十九 禁制〕弘仁九年十二月辛亥、禁伐近江國滋賀郡比良山林木、以備官用也、

〔萬葉集 九 雜歌〕槐本歌一首
樂波之、平山風之、海吹者、釣爲海人之、袂變所見。

〔伊呂波字類抄 伊 國郡〕膽吹山 濃國不破郡、七高山之一也、

〔書言字考節用集 一 乾坤〕伊吹山 又作膽吹、文德實錄作伊富岐、江州與濃州之界、但屬江州坂田郡、

〔倭訓栞 前編 伊 三〕いぶき　近江坂田郡の膽吹山も、山神毒氣を吹しよりの名也、日本武尊の故事日本紀にくはし、十訓抄に、美濃ノ國伊吹の山とあり、延喜式に不破郡伊富伎神社あり、さしも草よめるいぶきは、下野國にあり、六帖になをざりにいぶきの山のさしも草とも、下野やしめぢが原のさしも草ともよめり、

〔類聚名物考 地理 十五〕伊吹嶽　いぶきのたけ　近江、美濃、下野、伊吹山に同じ、いぶき山は、近江と下野と兩國に在り、歌によりて辨へしるべし、朝妻などよみ合せたるへ、きはめたる近江なり、

〔遊囊賸記 二十五〕伊吹山ハ、七高山ニ列シテ、一名ヲ彌高山トイフ、此山江濃ニ跨ケル故ニ、神社モ亦兩國ニ立ルコト、譬バ富士ノ駿甲ニ於ルガ如シ、此夏ニ引替テ、寬ナル草野、姉川、藤川等何レモ水患ナク打過タ、玉ノ宿ニ憩シ、湖原ヘ出ル、

〔淡海溫故錄 三 坂田郡〕伊布貴　伊富貴共伊吹共、又膽吹共書ト云ヘリ、此山ハ、本朝七高山ノ中ノ一ツ也、往古神代ニ、當山ニハ天照大神御遊覽ノ時、大寶劍ヲ此山ニ落サセ給フ、然處出雲國ニテ、素

比叡山

念辰、紙閣燈前何所聽、老僧振錫似應眞、

〔大和物語 乾〕ゑしうといふ法師、○中略ふかき山にいりなんとすといひていにけり、ほどへて、いづくにかあらんといひて、ふかきやまにこもり給ひぬとありしは、いづくぞといひやり給ひたりければ、

なにばかりふかくもあらずよのつねのひえをとやまとみるばかりなり、となんいひたりける、よかはといふ所にあるなりけり、

〔伊呂波字類抄 比國郡〕比良山ヒラノヤマ

〔運歩色葉集 比〕比良山江家万

〔書言字考節用集 二乾坤〕比良嶺ヒラノミネ江州高島郡

〔近江名所圖會 三〕比良山、ヒラサン小松山ともいふ、俗に比叡がたけ、日本紀齊明天皇紀に、平山と書たるは、すなはち是なり、竪八町計あり、山上に樹木なし、本朝七高山の内、雪は常盤にあり、

新古今 花さそふひらの嵐やさむからんまの、浦人ころもうつなり

千載 櫻ばなひらの山風吹までに花に成行志賀のうらなみ　左近中將良經

比良山獅子谷八境 無露頂 佛座峯 紫雲峯 法華淵 櫻桃溪 瀑布泉 栗原村 龍華寺 右扶桑名勝集に見ゆ

〔笈埃隨筆 五〕比良嶽

近江國比叡の峯は、七高山の一也、往古は二月二十二日、叡山の衆僧登山して八講あり、今は此日一僧來りて讀經あるに、必海上風荒く、浦々よりも出舟せずして、水面に塵をだにも置じとの事也と俗にいひ傳ふ、○中略嘉栗子紀行に、比良嶽へ登り、山谷は皆紅葉して、ゑもいはれず、上り行く、頂上へは所の人とても不行といへり、押て上り見んと、路もなき笹原を十五六町も行ば、峯は殊に風烈しく、湖水は元より、山城國中、淀、男山も見へ渡り、北面は越前、若狹、丹波の山々、東は伊吹、三

の門より見る處、千門萬戸の上に高く聳へ、家々の庭の松の梢に、雪の高根の名殘なく見へ渡れるは、田子の浦半の眺めよとあやまたる、

〔懐風藻〕外從五位下石見守麻田連陽春一首年五十六

五言、和藤江守詠裨叡山先考之舊禪處柳樹之作、

近江惟帝里、裨叡寔神山、山靜俗塵寂、谷閑眞理專、於穆我先考、獨悟闡芳緣、寶殿臨空構、梵鐘入風傳、煙雲万古色、松柏九冬專、日月在荏苒、慈範獨依々、寂寞精禪處、俄爲積草墀、古樹三秋落、寒草九月衰、唯餘兩楊樹、孝鳥朝夕悲、

〔江吏部集上〕七言、冬日登天台、即事、應員外藤納言教書、入韻并序

天台奇秀甲天下山、名花異草非佛種不生、香象白手應法輪所轉、衆山屬其足、巖扃有道、大湖在其前、水鏡無私、閑霧則見青顏顯周文邁師父、沙海則聞浪、遊戲演武之求神仙、至如夫近白日而人難及、倚青天而鳥纔通、隔石雲興、早天作霖雨之用、含玉木獨任、土貢廊廟之材者也、若以此山比君子德、員外藤納言近之矣、是以同類相求登尋根山、一心不退、尋功德院、所率者虎牙蟬冕、策遲日而景從、所誠者鶯勤鳥戲、叩冰面而轄聲、數往來于此場、誠有以矣、時也十月餘閏、景物幽奇、納言奉閣命一傷生、吾有法門師友、已以道通交情、汝爲翰林主人、宜以詩作佛事、匡衡避席垂涙曰、多年未遇知己、徒老尼山之雲、今日幸引善緣、來攀台嶺之雲、不敢辭死、況於詩乎、若不記錄、洞洛無人云爾

相尋台嶺與雲登、來此有時遇指南、進退谷深魂易過、升降山峻力難堪、世途善惡經年見、隱士寒溫近日諳、常欲掛冠緣俗滯、未能斷迹向人慙、心爲止水唯觀月、身是微塵不怕嵐、偶遇攀雲龍管駕、幸聞披霧鷲臺談、言詩讃佛風流冷、感法禮僧露味甘、思應世間氛二世、安知珠繋醉猶酣、

〔本朝無題詩十〕春日遊天台山　藤原通憲

一辭京洛登台嶺、遥趁路深隔俗塵、巖冷風高多學雨、巖花雪閑未知春、琴詩酒興暫抛處、空假中觀閑

峯、吾立杣、杉の洞〈共〉云、小比叡は西塔横川の中間也、

〔近江國輿地志略〈志賀郡〉二十一〕比叡山

當郡の西極、長等山の北にある山なり、皇都の艮岳(こん)にして、皇城の鬼門を鎮護すといへり、慈鎮の拾玉集に、我山は花の都の丑寅に鬼いる門をふたぐとぞきく、此山西の山麓は、山城國にして、西塔も亦山城國に屬すといへども、比叡山といふ時は、近江の國内たる故に、西塔の事をも書記す、此山至て高し、春に及で尤雪あり、拾芥抄に、本邦の七高山を載たり、比叡其一なり、此山麓より峯跡する時は、五十町餘あり、坂本とより頂上大嶽まで、直立すれば六町餘なり、貞享年中、京都御所司代土屋相模守殿、京地より是を考撿し玉ふにも六町餘なり、自古此山を、專都の富士と云、徹書記物語に曰、愛宕山の一の鳥居より望ば、叡山は宛も駿河の富士山に似たりと云々、むべなり、〇中略拾遺集に、讀人しれず、我こひのあらはにみゆるものならば都の不二といはれなましを、近衞稙通公の蛭嶮記曰、比叡山を見やりて、降つもる雪のころなをさぞなとも都の富士の嶽の曙、其外、世々の歌仙多詠す、耆見記曰、叡山の雪、誠に可謂都富士也、如此都の富士といふを以、人或は山城の國なりと思へり、非なり、舊事本紀曰、近淡海國比叡山、古事記曰、近淡海國日枝山、是を以山城の國にあらざる事を知べし、〇臣按ずるに天地の物あるや、皆理に陰陽あり、形に前後あり、山の形平なるを前とし、險なるを後とす、此山東はなだらかにして前なり、西はするどにして後なり、近江は前なり、山城は後なり、〇中略亦此山に異名をよぶ、天台山、我立杣、鷲の山、台嶺、地嶺、山門、艮岳、是皆傳教大師延暦寺草創以來の名なり、

〔及埃隨筆五〕都の富士

比叡山は、江州を表として、京より見る所は後面也、されど洛中より見るけしき、駿河の名山に彷彿たれば、富士の名あり、其眺望いづくにもあれど、堀川の西、一條戻橋の南、假冶對馬樣といふ者

〔運歩色葉集 比〕比叡山叡日ニ日枝山

〔書言字考節用集 二乾坤〕比叡山 天台山、叡岳、台岳、北嶺、叡岡、江州志賀郡、本朝鎮師、鎮守山王、又畿内土俗、不ㇾ斥ニ其名ニ、直称ニ山門ニ、寺者、富山與ニ三井寺ニ而已、

〔倭訓栞 前編二十五比〕ひえ　日吉をひえともいふは、住吉をすみのえといふが如し、舊事紀に日枝、懷風藻に稗叡、山と見えて、麻田ノ連陽春が作を見れば、傳敎より前に、此山を開きしと見えたり、東鑑に金子山といふ、三代實錄に大比叡神小比叡神と見ゆ、大嶽を大ひえといひ、西塔と横川との間を小ひえといへり、扶桑明月集に、崇神天皇元年甲申、近江國滋賀郡小比叡東山金大巖、傍天降矣と見ゆ、今山王と呼は、天台山の地主の金毘羅神を、山王と稱せしをもて、傳敎大師延暦寺を建し後、七社を比して名くるなり、佛祖統紀道邃傳附錄に、日本國最澄、遠來求ㇾ法、泛ㇾ舸東還、指ニ一山ニ爲ニ天台ニ、創ニ一刹ニ爲ニ傳敎ニと見ゆ、日枝の坂下に、福成明神の社あり、是傳敎大師入唐の時の從者に、舟幅成といへる者ありし事、入唐の時、天台山拜還の路引の一紙に見ゆ、

〔類聚名物考 地理十三〕比叡山　ひえのやま　又日吉　又日枝　近江國

比叡、稗叡は假名なり、本は日吉と書り、是も假名の訓なり、日吉山の神を、今は日吉と訓て、山をば日吉の訓なるを忘れて、比叡を正字と心得て、俗にハ字のまゝにヒエイと云ふ、又は叡山なども云ふは、いよ〳〵誤りを重ねしなり、住吉も、古へすみのえにて、吉をエの假名に用ゐたり、今も吉方をエホウと訓は、音訓相變へたれども、吉の訓は、古へをうしなはざるを、俗には得方とさへ書たがへたり、この類甚多し、心を付ておろそかに見る事なかれ、大ひえ小ひえの山は、一山の中にて、嶺の大小によりて云ふなり、

〔國花萬葉記 二山城下〕比叡山　王城の丑寅也、行程三里半也、京極今出川小原口よりかはらへ出、松が崎の東に、山はなと云村へ出る、修學寺より雲母坂越に道あり、難所也、又直に高野と云所へ出、矢背の里より行道すなはなり、矢背より六十丁の坂道也、此山の名、大比叡、又日枝と書り大嶽、都の富士、鷲、

近江國 比叡山

右件歌者、高橋連蟲麻呂歌集中出、

〔古今和歌集二十東歌〕常陸

筑波根のこのもかのもに蔭はあれど君がみかげに增す蔭はなし

筑波根の嶺の紅葉おち積りしるもしらぬもなべて悲しも

〔新古今和歌集戀十一〕　源重之

筑波山はやましげ山しげゝれど思ひいるには障らざりけり

〔新勅撰和歌集雜十九〕ひたちにまかりてよみ侍ける　能因法師

よそにのみ思ひをこせしつくばねの峯のしら雪けふみつるかな

〔臥雲日件錄〕文安六年〇寶德元年七月四日、命城呂話平家者三句、最初話後白河法皇御宇之德、曰、仁流於秋津洲外、慶繁於筑波山陰云々、予問筑波山在何處、呂曰、在常陸州、蓋俗傳、自天竺飛來、故山中多異草珍木云々、平家語取于樹陰最繁、以爲喩耳、

〔廻國雜記〕翌日〇天明十八年九月二十四日筑波山に參詣し侍りけるに初雪ふりて紅葉ばうす紅に見えければ、

何れをか深し淺しとながめましもみぢの山のけさの初雪、神前にて詠じ奉りける、

さはりなくけふこそこゝにつくばねや神の惠のは山繁山、誠にこのもかのもと詠せしもことはりにて、山々の紅葉たとへん方もなく侍り、道すがらくちすさびける歌、

筑波山此面彼面のもみぢ葉に時雨も繁き程ぞしらるゝ、みなの川は、此山の陰に流れ侍り、戀ぞつもりてと詠せし歌を思ひいでゝ、

筑波ねのもみぢうつろふみなの川淵より深き秋の色かな

〔伊呂波字類抄比諸寺〕比叡山

絶、自阪以東諸國男女、春花開時、秋葉黃節、相携駢闐、飲食齎賷、騎步登臨、遊樂栖遲、其唱曰、都久波尼爾阿波牟等伊比志古波、多賀己等岐氣波加、彌尼阿波須氣牟也、都久波尼爾伊保利弖、都麻奈志爾、和我尼牟欲呂波、波夜母阿氣奴賀母也、詠歌甚多、不勝載車、俗諺曰、筑波峯之會、不得娉財者兒女不爲矣、

(萬葉集三雜歌)登筑波岳丹比眞人國人作歌一首并短歌

鷄之鳴、東國爾、高山者、左波爾雖有、明神之、貴山乃、儕立乃、見杲石山跡、神代從、人之言嗣、國見爲、筑羽之山矣、冬木成、時敷時跡、不見而往者、益而戀石見、雪消爲、山道尙矣、名積叙吾來前二、

反歌

筑羽根矣、四十耳見乍、有金手、雪消乃道矣、名積來有鴨、

(萬葉集九雜歌)檢稅使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌

衣手、常陸國、二並、筑波乃山乎、欲見、君來座登、熱爾、汗可伎奈氣、木根取、嘯鳴登、岑上乎、君爾令見者、男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而、時登無、雲居雨零、筑波嶺乎、淸照、言借石國之、眞保良乎、委曲爾、示賜者、歡登、紐之緒解而、家如、解而曾遊、打靡、春見麻之從者、夏草之、茂者雖在、今日之樂者、

反歌

今日爾、何如將及、筑波嶺、昔人之、將來其日毛、

(萬葉集九雜歌)登筑波嶺爲嬥歌會日作歌一首并短歌

鷲住、筑波乃山之、裳羽服津乃、其津乃上爾、率而、未通女壯士之、往集、加賀布嬥歌爾、他妻爾、吾毛交牟、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來、不禁行事叙、今日耳者、目串毛勿見、事毛咎莫、嬥歌者東俗語曰賀我比、

反歌

男神爾、雲立登、斯具禮零、沾通友、吾將反哉、

くら川と云、戀をよめるによれば、二尊を祭に近し、又さくら山に多し、櫻川の名によれば、木花開耶姫なるべくや、

〔木曾路名所圖會 五〕筑波山中禪寺

夫此山は、原本名筑坡と書す、いにしへ東海逆流して波たつ事多し、故に堤防を築てこれを避る、これによつて築坡と書す、後人誤りて筑波と名づく、二神登山し給ひて水波を鹿島の海に退け、こゝに鎭座し給ふ、○中略男體女體の峯よりおつる一流の瀧のながれを美那濃川と號す、これ女男の神の靈泉たれば、多く戀に詠じ、みたらしと名附、陰陽和合の流れなり、故に此山女人結界にあらず、坂東五番の靈山なり、特には東國官家の御歸依あれば、日々繁昌し、詣人道を遶る、こゝを東路の靈嶽、まだ敷島の道の御神と仰ぐも、恐れありとしられける、抑此筑波山は、漢土の五臺山の西南傍開けて、こゝに飛來したるといふ、故に山中に異草珍木多し、名を中禪寺といふ、江府の宿坊を護持院と號し、眞言宗にして、寺領貳千七百石、筑波の町長くして、奇麗なる旅房多く、亦商家も多し、先は當國の名嶽にして、みな此御神の惠みなるべし、一ノ鳥居町端れにあり、傍に仮殿あり、

雲はまうさすまづむらさきの筑波山　嵐雪

〔常陸國風土記 白壁郡〕古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲寓宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家內諱忌、今日之間、冀許不堪、於是祖神尊恨泣詈告曰、卽汝親何不欲宿、汝所居山、生涯之極、冬夏雪霜、冷寒重襲、人民不登、飮食勿奠者、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、不敢不奉尊旨、爰設飮食、敬拜祗承、於是祖神尊、歡然謌曰、愛乎我胤、巍哉神宮、天地竝齊、日月共同、人民集賀、飮食富豐、代代無絶、日日彌榮、千秋萬歲、遊樂不窮者、是以福慈岳常雪、不得登臨、其筑波岳、往集歌舞飮喫、至于今不絶也、

夫筑波岳、高秀于雲、最頂西峯崢嶸、謂之雄神、不令登臨、但東峯四方磐石、昇降決屹、其側流泉、冬夏不

常陸國 筑波山

から絶壁に似たり、閑巷を過ぐること十町ばかり、谿澤を下れば溪路斜にして棧あり、村落に流れ入れたり、ひなたの和田といふ、朝日にむかふ名なるべし、一顧すれば多摩川の流れをへだてて、山々水にそばだち、石にむせぶ流の音、谷にひゞきて人のあらそひわたるが如し、山河すべて紫糾して、數里の間に屈曲し、岑にかくれ谷にあらはれ、さらす調布さら〳〵にと詠じたる昔の歌の姿なり、山聳えては頂に壘臺のあとをとゞめ、岸崩れては石に橋澤の名を殘し、往古に戰場の樞要たるも、陰鬱たる叢澤となりて、僅に山がつの樵路をわかち、露深くして草舊壘の礎を埋め、月さびしうして尾花白刃のひかりをまじへ、荻蘆風にひるがへりて、松に白雲を宿し、翠挑枝をたれて、丘に弓銃の糸をたち、利鎌いたづらに田圃にくじけ、寶刀むなしく壤の中にうづめり、花鳥に時を賦すれば、歌舞の榮華もまのあたりにして、月にむかしをしのべるときは、錦繡にはこれる盛衰も、紅葉の色のうつろふに見えたり、殺氣長く昇平の日影に消えて、戰塵に似し雲もなく、人家軒をならべて、路に竈のにぎはひを列ね、ゆくかた〳〵に踏み分けし、數多の道も街となり、ありといふなる逃水も、俊成卿の比興とはなりぬ、

〔易林本節用集 地名 津〕筑波山

〔書言字考節用集 乾坤 一〕筑波嶺 常州 筑波郡

〔和漢三才圖會 六十六 常陸〕筑坡山 筑波郡　水名野川

筑坡山、麓有小川、名櫻川、山中櫻樹多有、故名、至末名水名野川、

〔倭訓栞 前編 十六〕つくば　常陸筑波山は、二尊を祭れりといふ、略中 常陸風土記の說に、筑波神社は、木花咲耶比賣を祭ると見ゆ、筑波山に、男體山女體山あり、其頂き相隔つ十八町也、女體山の下に潮呼の窟あり、此山より海に至る十五六里あり、然るに山に潮來などいひ傳ふ、まゝあらめなど石につけりと云也、海は鹿島を近しとす、男體山女體山の間より、みなの川流る下に至りてさ

武藏國御嶽山

又(七丁)安思我良乃、美佐可加思古美、(二十七丁)に、阿志加良能、美佐可多麻波理、又、(四十丁)安之我良乃、美佐可爾多志氐、又(四十四丁)安之我良乃、夜敝也麻故要氐などあり、十四には阿之我利とよめる歌もあり、後の歌には關を多くよめり、此山駿河と相模の堺なり、東國の道、今は筥根を越れど、古へは足柄を越るぞ大道なりける、此ハ甲斐國に幸す道なれば更なり、(此道は相模より此坂を越て、富士の東北方の麓を經て、甲斐に出る道なり、)坂本は相模の方より上る坂本なり、

〔萬葉集三譬喩〕造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首
鳥總立、足柄山爾、船木伐、樹爾伐歸都、安多良船材乎、

〔萬葉集十四東歌〕和我世古乎、夜麻登敝夜利底、麻都之太須、安思我良夜麻乃、須疑乃木能末可、
安思我良能、波姑禰乃夜麻爾、安波麻吉氐、實登波奈禮留乎、阿波奈久毛安夜思、○中略
安思我里乃、波故禰能禰呂乃、爾古具佐能、波奈都豆麻奈禮也、比母登可受禰牟、○中略

右十二首、相模國歌、

〔萬葉集二十雜歌〕和我由伎乃、伊伎都久之可婆、安之我良乃、美禰婆保久毛乎、美等登志怒波禰、

右一首、都筑郡上丁服部於田、

〔雲萍雜志三〕予江戸にありしころ、武甲山にまうで、日本武尊の舊地を拜せんと、雨降山かけて、人のまうづるにともなはれ、靑梅村より御嶽山に登れり、このあたり承平のころ、平の將門が舊壘多く、すべて古戰場とぞ、道しるべするもの江戸の人にして、もとこのあたりの產なりといへり、

武野古戰場記に云、武を崇め、嶽の高きに藏して、神威を承平の和にしめし、文を黎民の際にやはらげ、德を國家の仁政にしきぬる、むさしの國御嶽の山は、叔倉子義を違へぬ標有梅の、靑梅の里まで、江戸を去ること十有三里にして、行程に山河橋陵なし、靑梅村中金剛精舍、古樹の梅あり、四時實を結び、熟すれども、綠のいろをかへざるが故に、靑梅の名あり、連山西北をめぐりて、さな

たまくしげはこねのやまをいそげどもなほ明がたき横雲の空、あしがら山は道遠しとて、箱根路にかゝるなりけり、

ゆかしさよそなたの雲をそばだてゝよそになしぬる足柄の山、いとさかしき山をくだる人の、あしもとゞまりがたし、湯坂とぞいふなる、

〔運歩色葉集阿〕足柄山

〔國花萬葉記八相模〕足柄山同國　箱根山の北也、古への海道なり、今は箱根路を海道とせり、

〔倭訓栞中編一阿〕あしがらをぶね　足柄小船也、萬葉集に見えたり、又、とぶさたて足柄山に船木きりともいへる、此所より出るをもて名付くるにや、足柄山は相模にあり、又足輕の義を取て名とせるにや、新千載集に、足はや小舟と見えたり、

〔類歌林良材集上〕あしがら小船の事○中略

相模國風土記に云、足輕山は、此山の杉の木をとりて船につくるに、あしの輕き事、他の材にて作れる船にことなり、よりてあしがらの山と付たりと云々、とぶさたてあしがら山に船木切とよめるも、萬葉のうたなり、

〔古事記中景行〕自其入幸悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神等而還上幸時、到足柄之坂本、於食御粮處、其坂神化白鹿而來立、爾卽以其咋遺之蒜片端待打者、中其目乃打殺也、故登立其坂、三歎詔云、阿豆麻波夜、自阿下五字以音也故號其國謂阿豆麻也、

〔古事記傳二十七〕足柄之坂本、和名抄に、相模國足柄上足柄乃加美郡、足柄下准上郡とありて、古本には、上下郡共に柄ノ字なし、實正しかるべし、凡て諸國郡郷の名、必二字につゞめて書ことなる故に、字な書ける例多し、然るを書かず、三字にも書は、其國にての私わざなり、其も又例多し、下ノ郡に足柄阿之加美郷もあり、万葉三四十丁に、鳥總立、足柄山爾、船木伐、七十五丁に、足柄乃、箱根飛超、行鶴乃、九三十二丁に、逍足柄坂云々、十四五丁に、安思我良能乎氐毛許乃母爾、又十六丁安思我良能、波姑禰乃夜麻爾、

相模國箱根山

之山、其最遠最峻、而峯巒剡天者、金峯也、藏王宮之、皆黃金地、神所甚愛惜、以故人往者、還必棄其鞋山中、跣足出、不得拾其一塊石ト云ガ如シ、聽乘曰、古圖ニ金峯ヲ玉壘トス、多麻賀條ト訓ズベシ、今小尾、比志等ノ里人、此山ノ麓ヲ指テ瑞壘ト呼ブ、蓋シ古名ノ僅存シタルナランカ、地名箋曰金峯州之北鎭也云云、山神秀而產靈藥珠玉、古人比之玉壘、蜀都賦、包玉壘爲宇、坑峨盾之重阻、府城南面亦有峨嶽、則近蜀之稱、不豈信然乎、江賦、玉壘爲東別之標、川流之所歸湊、雲霧之所蒸液、珍怪之所化產、塊奇之所窟宅云云、又云、玉巖出瀨水、卽荒河者瀨水也、瀨與荒方言轉、蓋誤矣(荒川ハ後ニ記セリ)又殘篇風土記ニ、山梨郡西限玉緒(一作諸)川トアルモ、玉壘ノ名ニ於テ所由ナキニ非ズ、又州人金峯ヲ幾牟夫宇ト唱フルハ方言ナリ、信玄ノ文書ニモ、亦金鳳山ニ作レリ、方言ニ從テ書スルハ、當時ノ風習ナリ、別稱ニ非ズ(信州ノ人ハ、嶽牟凡字ト呼ブ)、又幾日峯ヲ、此山ノ別名ナリト云ハ、續千載集、順德院御製百首ノ中ニ、千隈川春行水ハ澄ニケリ消テ幾日ノ峯ノ白雪(風雅集ニモ載セタリ)トアリ、是ニ因テナルベシ、

〔信府統記(四佐久郡)〕金峯山(大山嶽ナリ)峯通國境(前後共ニ高山多シ、甲斐國ニテモ國名、大嶋峠ヨリ西ニ當ル、)是ヨリ原村出口道マデノ間、國境知レズ、原村ヨリ甲州小尾村ヘ越ス道(金峯山ノ西ナリ、道程三里一丁五十間餘)、此所峯通國境、此所ヨリ西川際ノ間、國境知レズ、此山中ヨリ澤川流ル、是ヨリ川ノ中央國境、

〔和漢三才圖會(六十七伊豆)〕箱根權現　在箱根山(上四里、下四里、)

當山、相州豆州兩國界、其山嶺有湖水、東西狹南北廣、凡五十町、晴天則富士山影寫、　山奥有地獄塞河原、

〔萬葉集(七雜歌)〕羈旅作

足柄乃、筥根飛超、行鶴乃、乏見者、日本之所念、

〔十六夜日記〕廿八日いづのこふをいでゝ、はこねぢにかゝる、いまだ夜ぶかゝりければ、

金峯山

なりとぞ、

〔裏見寒話三山河〕地藏ケ嶽西成方

此山上に、自然と地藏の形したる大磐石ありといふ、天氣快晴なれば、地藏の形したるもの、府下より見ゆる、麓の村よりは、繩目ありて半腹迄は上るといふ、駒がたけにならびて峻嶺なり、

〔裏見寒話三山河〕金峯山、北山筋芳野山のうつしといふ、

絶頂に御嶽權現の小社、勝手明神有といふ、御嶽より七里奥の院、荒川は是より流れ出る、此山より、淺間山、越中立山、加州白山、妙義山、榛名山、佐渡の國等、快晴の時は見ゆる、

〔甲斐名勝志四巨摩郡〕金峯山山梨郡絶頂に祠有、藏王權現を祭る、御嶽の社の本宮也と云、國民八九月の頃登る、水精磁石等を產す、荒川の源は此山より出る、又北へ流る丶水は、信濃の佐久郡へ出、千曲川となる、一說に、此山をいくかのみねと云は、風雅集に、順德院の御製、ちくま河春行水はすみにけりきえていくかの峯の白雪、といへる御歌より云なるべし、予按ルに、嘆きえていくかに成ぬる峯のしら雪と云意成べし、金峯山の名を、いくかのみねと云は、後人の堅說ならん、

〔甲斐國志二十山川〕巨摩郡北山筋

一金峯山　府北拾貳里、山頂ニ藏王權現ヲ祀レリ、州ノ北鎮ニシテ、享保中勅許、八景ノ一ナリ、背面ハ信濃、武藏、上野等ニテ、凡方貳拾里ニ跨ガルト云、山口九所アリ、所謂南口ハ、吉澤、塚原、龍澤、東口ハ、萬力、西保、柚口、西口ハ、穗坂、江草、小尾、各里宮、鳥居嶺、精進川、帶那川ナド云處アリ、〇中略山上ヨリ四方ヲ臨眺スレバ、信、越、二毛、武、相、豆、駿、遠、三、濃、飛、諸州ノ高山、一覽シテ盡スベシ、抑、金峯ノ爲山、土肥饒ハ壹ニシテ、御嶽ノ杉柏本州ニ冠タリ、其餘、良材、奇草、水晶、石英、磁石、玄石等ヲ產ス、又金礦多シ、號シテ神物ト稱シ、古ヨリ山ヲ鑿チ採ルコトヲ禁ズ、又水脈多ク、笛吹川、荒川、鹽川、信州ノ千曲川等、皆ナ此山ヨリ發源シ、古人所謂金生麗水ト云モノ不誣ナリ、峽中紀行ニ、北

七面山

〔裏見寒話 三山河〕七面山
高山にして、甲府、駿河、伊豆、安房など七面見ゆる、七の面有、蛇地中に住むといふは非なりといふ、十月會式には、近國の老若七面に詣づ、絕嶮岨にして、辛うじて上るといふ、

〔甲斐名勝志 四巨摩郡〕七面山 身延山の奥の院と云、身延山より三里餘有、七面明神の祠あり、山上に池有、七面明神の緣記あり、略之、一說に、七面明神は江州坂本の山王七社權現を遷し祭る、故に七面の名有と云、

〔甲斐國志 八十七佛寺〕巨摩郡西河內領
七面山 祀七面明神、爲護神、身延本院ヨリ西ノ方行程貳百八町ニ在リ、山峯連綿シテ、中間ニ赤澤村十万部ト云坊アリ、朝日ノ祖師ト云日蓮ノ像ヲ安ゼリ、自是拾八町下リ、春氣川ヲ濟ル、圖經ニ羽良橋ト名ヅケリ、小縄高住赤澤村ノ城ニテ三處ニ分レテ叢居アリ、是マデ三里、皆五十町積リナリ、川向ヒ一ノ鳥居ヨリ登リ五拾町、〇中略日孝ノ七面大明神ノ緣記見于圖經、寬文六年元政ガ深草山七面大明神緣起ニ曰、七面山在身延峯之西春氣川之上、乃吉祥大垂迹大明神示現之靈區也、山閉鬼門面開七面、故名焉、相傳、金輪際湧出而、黃金所成矣、絕頂有池、〇下略二書說奇瑞コト巧ニシテ、其趣ハ大氐同ジ、池水ハ春氣川ノ起源、池大神ハ雨畑村ノ所祀ナリ、身延鏡ニ、七面社ハ山ノ七分ニ在リ、此ヨリ貳拾町登リ、奥池トテ神靈ノ所鎭ナリト云々、北麓ト云路ハ、早川ノ方ヨリ登ル、是モ五拾町ナリ、一ノ鳥居ノ傍ニ僧坊一宇アリ、影向石ノ社ト云、此ニモ七面明神ヲ祀レリ、巨石アリテ名之、夫ヨリ本社マデハ八町ナリ、

鳳凰山

〔甲斐名勝志 四巨摩郡〕鳳凰山 地藏が嶽、藥師が嶽と云山有て、鳳凰山と峯つゞけり、是を三嶽と云、麓の柳澤と云所に宿りて登る、山中に一夜伏て、翌日又柳澤に歸る、諏訪の湖水見へて佳景なり、絕頂の岩の上に、黃金にて鑄たる、三寸許りの衣冠の像あり、鳳凰權現と云、是奈良の法皇の御影

數千仭の巖あり、そを廻りて絶頂にいたる、十歩許りの平地あり、石佛の觀音一躯有、此山の西に木賊川とて、高遠へ流る、川有、風土記に、巨麻郡西限「木賊川」と云は是也、又甲斐の方に流る、川は釜無川と云、

(裏見寒話三山河)駒ケ嶽〈或カ〉

聖德太子金蹄馬に召され、天より此絶頂へ降り給ふ、其跡山の形、馬に似たりと云、山形馬の面に似たり、大風吹んとしては、此嶺に綿の如くなる雲かゝる、間もなく、西北の大風落し來る、信州採なり、嶮嶺なれば、人跡絶るといふ、

(甲斐國志三十山川)巨摩郡武川筋

一駒ガ嶽　横手、臺ガ原、白須諸村ノ西ニ在リ、峻聳スル者、山租若干ヲ貢ス、山上ヲ甲信ノ界トス、大武川ニ沿テ、南ノ方山中ニ入ルコト若干里ニシテ、石室二所アリ、下ヲ勘五郎ノ石小屋ト呼ビ、上ヲ一條ノ石小屋ト呼ブ、此ヨリ上ハ絶壁數拾丈ニシテ攀躋シ難ク、樵夫獵丁ト雖モ至ラザル所ナリ、遠ク望メバ、山頂ノ巖窟ノ中ニ、駒形權現ヲ安置セル所アリ、尾白川山上ヨリ發シ、瀑布ト爲リ、巖ヲ拾ヒテ懸崖ヲ下リ、其下ハ潭トナル、是ヲ千鑑潭ト名ク、奇勝殊絶ナリト云、又釜無川、大武川モ、皆ナ此山ヨリ發源ス、

(風流使者記)福山宮駒嶽甚近、山之不毛者三歳、皆似焦石疊起者、岩稜歷々可數、形勢隆然、不似前此芙蓉峻容相逐者、候迎者云、上宮大手聖駒、乃呑此山谷所出泉流而生、山上無有祠宇、相傳山麓木客往々而在、故土人不敢登、昔有一人、憩面勇、賈糧攀絶頂、見一老翁、相責曰、此上仙靈地、非汝輩當詣處、言訖捽其髮、放岩下、則在已屋山後、二子有詩、

仙人曾此啓行厨、青鳥忽傳玉帝呼、鉢裏胡麻喫殘去、留爲雲際黑模糊、　茂卿

神仙蹤跡見須臾、十二玉樓忽有無、帝子朝天驚天馬、猶留紫氣繞屋樞、　省吾

甲斐國駒ヶ嶽

けるを足柄の明神けくづさせ給ひて、ふじよりひきしと云傳へり、

〔萬葉集抄 三〕駿河の國には富士山峯高山とて、高き山ふたつあり、ふじのやまは、いたゞきには葉の嶺あり、淺間大菩薩と申神まします、本地胎藏界大日也、峯高山は五の嶺あり、峯高大明神と申御神まします、本地金剛界の大日也、この富士峯高兩山の間、昔は東海道の驛路也けり、さてその中によこばしりの關なんど云所も有ける也、あしがら清見がよこばしりなんど云ことの侍るは是也、横ばしりの關は、富士あしたかのあはひ也、さて此みちをむかしの旅人とをりける間重服觸穢のものども、朝夕とをりけるを、あしがらの明神いとはせ給ひて、今のうきしまがはらと云は、南海の中に浪にゆられてありけるを、うちよせさせ給ひてけり、さて其後今の道はいできにけりとなむ申つたへて侍べる也、然ればうちよする駿河の國といへるは、この本緣にもや侍べるらん、

〔甲子夜話 五〕樂翁ノ話ラレシハ、世ニ一富士、二鷹、三茄子ト謂コトアリ、此起リハ神君駿城ニ御坐アリシトキ、初茄子ノ價貴クシテ、數錢ヲ以テ買得ルユヱ、其價ノ高キヲ云ハン迚、マヅ一ニ高キハ富士山ナリ、ソノ次ハ足高山ナリ、其次ハ初茄子ナリト云シコトナリ、彼土俗ハ足高山ヲタカトノミ略語ニ云ユヱナルヲ、今ニテハ鷹ト訛リ、其末ハ三物ハ目出度モノヲヨセタルナド心得書ニカキ掛テ祝ブニ至ルハ餘リナルコトナリ、

〔寢挨隨筆 二〕世の人、此山を夢見る時は吉瑞なりとて、一ふじ、二鷹、三茄子とて、同く吉兆とす、或人曰、此三事夢の判にはあらず、皆駿州の名產の次第をいふ事也、富士は更也、二鷹は富士より出る鷹は、唐種にて良也、こまがへりといふ、三茄子は、我國第一に早く出す處の名產なればなりといへり、

〔甲斐名勝志 四巨麻郡〕駒嶽　信濃高遠領の境なり、往昔名馬出しと云傳、高遠にては前嶽と云、峯に

足高山

甲午歲九月、台駕趨于勢州神廟之途中、海日新晴、陰雲四捲、縱觀富士山於千里之外、歸請諸老宿、各賦一偶、予亦預其數、輙以上呈、　西巖

千峰雲開海日晴、士峯雪照勢州城、神靈不欲煩台駕、縮得東遊數十程、○中略

御方原望富士（未到中途江之尻、由富士峯形、絶呼爲笠、）　萬里

天邊萬仭似看形、高呼奇々御笠行、猶秘士峯眞面目、亂雲迭處未分明、

船上見富士

雲霧遮眼雪高峯、始知富士爲吾容、未聞一覽亭前睇、二十里間船上逢、○中略

登富士山　虎關

太易未形占良宮、劫灰散後積塵雲、看來大地恰如粟、除却須彌別有峯、雪貫四時磨璧玉、嶮分八葉削芙蓉、至高本是無隣近、走獸飛禽自絶蹤、

虎關

二日行林少日穿、一朝寸草不生巓、帶雲來嶺同滄海、步月吾人上碧天、大賣當中燒列岸、小池徹底凍無邊、皆時欲遂登臨願、凜々寒風先發巓、

風面水底富士

水底一團雪、春風吹不消、料知士峯影、寫在碧波中、

富山千仭雪嶺嶺、幾度思登病未能、送汝錫飛三伏裏、歸來分我一盃冰、○中略　信義堂

富士　妙心寺雲居

突兀洛陽千里東、四時餘雪聳虛空、孤峯頭白衆山綠、恰似群兒圍老翁、

〔書言字考節用集二乾坤〕蘆高山（本字愛鷹、駿州駿東郡、）

〔國花萬葉記八駿河〕足高山　ふじより東にあり、此山唐よりふじと長くらべせんとて、日本へ來り

富士山（絶頂有神烟）　石川氏丈山

仙客游盤雲外巓、神龍栖老洞中淵、雪如紈素烟如柄、白扇倒懸東海天、

題富士山　菅玄同

峯下簾珠

峯池竹影染誰

峯頂烟籠千古青拾

峯雲直留繞蓬丘日紺得

峯秀山圓冠本州秋鈎遊

峯腰雪積萬今玉仙

峯外桂光垂見

峯天盛世

〔士峯錄四浮屠氏詩文〕行路富士山　虎關

數日行程長似隨、近無必大遠彌攙、山山雖皆作遮隔、過了顧看一翠微、

辛亥之秋余居駿州與富峯密邇偶作二偈　虎關

昔日仰望難及間、今朝廻顧屋頭山、不將遠近改吾眼、頂上雪花舊玉鬟、

蒼青色可異凡岑、砂礫爐餘丹腹深、新雪此秋未全覆、夕陽交射紫磨金、

讀宋景濂富士山詩　江西

士峯曾入景濂詞、其地至今多產奇、座上近公如白雪、大明國裏唯吟詩、○中略

船上看富士圖　瑞溪

富士飛來入碧波、波淘不散雪嵯峨、蘇翁一咲支桅立、舟自最高峯頂過、○中略

も、此高嶺をばよまじとせり、こは此高嶺におよぶべき言の葉のいひうまじければなり、ある人この高嶺の畫に歌よみてよとこひたりしかど、しか思ひかまへしことなれば、かくさへ聞えしを、強しひてといひしかば、そのとき、

神世より雪にみがける山なればいひけがすべき言の葉もなし、とかいつけてかへしやりき、

〔桂林漫錄〕琉人詠歌

明和癸未歳來聘セル中山王ノ使者讀谷山王子ガ詠歌若干首、予ガ撰スル所ノ琉球談ニ載セタリ、其後寛政己酉歳來聘セル儀灣王子ガ詠歌アリ、

蒲原ノ間ニテ富士ヲ見テ詠メル

カギリ無キ山ヲ幾重カナガメ來テソレゾトシルキ雪ノ富士ノ根、安ラカナル調ナリ、因ニ云、俗ニ富士ノ砂、晝ニ落ツレバ、其夜ノ中ニ嶺ヘ還ルト、事文類聚ニ載ス、陝西鳴砂山、砂州南、其砂或隨人足而墜、經宿復還於山上、同日ノ談ト云フベシ、又吳越春秋云、一夕自來曰怪山、富士山モ怪山ナル可シ、

〔士峯錄詩三文〕富士山　藤字斂夫

遠爲士峯故此遊、吟時處々幾回頭、青天忽見素羅笠、羅笠檐中十五州、

同　林道春

一山高出衆峯巓、炎夏雪氷當上煙、太古若同仁者樂、蓬萊何必覓神仙、

同　同

士峯左股是蓬丘、瀛海浸々弱水流、烟霞飛仙朋鶴駕、空中羽客築瓊樓、六花白盡萬餘里、一朶先寒十五州、風度陰山無九夏、寒含西嶺有千秋、宋濂新唱日東曲、徐福曾成物外遊、昔聽登高天下小、今看縮地眼邊收、群顔歎笑相迎送、不問前程消我憂、

ふる雪にうづもれながらたかき名の四方にかくれぬ山はふじのね

いづくよりむかふもおなじおもて〳〵空にそむかぬ山はふじのね

ひさかたの空に月日をみすまるの玉とうながせるふじの山姫

天地のあしけき氣をばしら雪のよけて世をふる山はふじのね

世の中の山てふ山をかさぬとも不盡のみたけにきそひあへんやは

枝直が歌に

天のはらてるひのちかき不盡のねに今も神代の雪はのこれり

芳宜園の歌に

はこねぢや神のみさかをこえきてもなほふじのねは雲井なりけり

などよきうたと、人もいひあへり、吾師の歌に、

こゝろあてに見し白雲はふもとにて思はぬ空にはるゝ不二のね

此うたさまでの秀逸ともおもはざりしに、いにし文化四年、おのれ伊豆の出湯あみがてら、熊坂の里なる竹村茂雄がもとへと、心ざして旅だてる頃、熱海の出湯をいでゝ、弦巻山の頂へかゝりしに、浮雲西の空にたちかさなりたりしかば、ともなへる人にむかひて、不二はいづくの雲のあなたにか、あたりて見ゆると問ひしに、はるかにゆびざして、あしこの雲のうちにこそといふほど、いつしか浮雲はれのきけるに、其指ざしをしへたる雲よりは、はるかに高く、空に聳えて、ふりあふぎ見るばかりなりしかば、さて其時ぞ師の歌をおもひ出でゝ、めで聞えたりき、近きころ東海道名所圖會といふ書の、不二のかたかける所に、大菅中養父の國歌八論斥非といふに、人の歌とて、むあての雪間は猶も麓にておもはぬ空に晴る、不二のね、とあるは、師の歌によく似たり、されどいささかのたがひにて、いみじく歌がらのなとりて、聞ゆるやうにこそ覺ゆれ、おのれは、かくいにしへ今によみ盡し來れるふじの山なれば、中々なる言葉にいひけがさんことゝ、いかゞとおもひて、名所山などいふ題にて、うたよむに

もろこしの人にとはゞやふじのねの外には山のありやなしやと

かたるにもよむにも盡きぬ言の葉の不二の山としよにつもるらん

西の海やもろこしさして行く船のうへにもふじはいくかみるらん

山をぬく人にはありともふじのねを見ては及ばぬものとしるらん

わすれてはそらにも雪のつもるかと見れば雲間にはるゝふじのね

積りしはきのふのもちに消えはてゝけさみなづきの不二のはつ雪

うつしゑを見るごとなれやふじのたけまた見るごとに寫繪もあり

これらにならへる契沖阿闍梨の百首、長流隱士の三十首、いづれもめづらしく巧によみかなへられたり、縣居翁の長歌、殊にたへにして、人麻呂赤人の長歌にも、をさ〳〵おとれりとはみえずぞあるあがたゐの長歌の反歌に、

するがなるふじのたかねはいかづちの音する雲のうへにこそ見れ

ふじのねのふもとをいでゝゆく雲は足柄山のみねにかゝれり

また紀行の中に

いつのよのちりひぢよりかなりいでゝ不二ははちすの花と見ゆらん

三首ともに秀逸ときこゆる中に、あしがら山のうたは、五條三位のうたに、〇歌闕とあるにむかへみるに、こゝろおなじくて、歌がらに縣居の歌、たちまさりてこそおぼゆれ、又荷田東高侶大人の歌に、

きゝしよりも思ひしよりもみしよりものぼりて高き山はふじの根

又平高保が富士二百首といふものあり、契沖阿闍梨百首に、ならへるなるべし、其中の一二をいはゞ

〔廻國雜記〕なか田といへる所にて、はじめてふじをながめて、

言のはの道も及はぬふじのねをいかで都の人に語らん、夕あけぼのに、ながめのかはれることを、

俤のかはるふじのね時しらぬ山とは誰かいふべあけぼの、かの嶽は、遠く行に隨ひて、空にも及ぶ計に侍ければ、

遠ざかりゆけばま近く見えて是外山を空に登るふじのね

〔士峯錄倭歌一〕道春駿河の國に侍し時、妙壽院藤斂夫のもとに文つかはすついでに、よみてたてまつれる歌、

いく千代といはふ心をするがなるふじのくすりをもとめまくほし

藤斂夫のかへし

ありてうき身のさがなさにおもふかなふじのくすりもやきすてし世を

ふじの雪におもひもいでよ見そめてし二十あまりの山の端の月

なれよ富士雲の上までいやたかき名のまことをもしかれとぞおもふ

〔泊洎筆話〕一不二の高嶺は、わが國のしづめともいひつたへて、こと山にすぐれたる事は、いひ出でんも今さらなることなりや、此山をよめる古歌、萬葉集よりはじめて、世々の勅撰私集に入りたる名歌ども、あげてかぞへつくしがたし、いにしへは置きていはじ、ちかく水無瀨中納言殿氏成卿の富士百首といふものあり、世にしる人なし、近き比もとめえたるに、よき歌ども多し、その一二をいはゞ、

ふじのねやのどかにわたる春風もたゞ世のなかのあらしなるらん

うつしゑの筆かぎりある不二のねをかぎりもあらぬ雲井にぞ見る

海跡、名付而有毛、彼山之堤有海曾、不盡河跡、人乃渡毛、其山之、水乃當焉、日本之、山跡國乃、鎭十方、座神可聞、寶十方、成有山可聞、駿河有、不盡能高峯者、雖見不飽香聞、

反歌

不盡嶺爾、零置雪者、六月、十五日消者、其夜布里家利、

右一首、高橋連蟲麻呂之歌中出焉、以類載之、

(萬葉集抄三)富士の山には、雪のふりつもりてあるが、六月十五日にその雪のきえて、子の時よりしもには、又ふりかはると、駿河風土記に見えたりといへり、

(萬葉集十四東歌)安麻乃波良、不自能之婆夜麻、己能久禮能、等伎由都利奈波、阿波受可母安良牟、

不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴、

可須美爲流、布時能夜麻備爾、和我伎奈婆、伊豆知武吉弖加、伊毛我奈氣可牟、

佐奴良久波、多麻乃緒婆可里、古布良久波、布自能多可禰乃、奈流佐波能其登、

或本歌曰、麻可奈思美、奴良久波思家良久、奈良久波、伊豆能多可禰能、奈流佐波奈須與、

一本歌曰、阿敝良久波、多麻能乎思家也、古布良久波、布自乃多可禰爾、布流由伎奈須毛、

右五首、駿河國歌、○一首略

(伊勢物語上)むかしをとこありけり、○中略あづまのかたにすむべきくにもとめにとてゆきけり、○中略ふじのやまを見れば、五月のつごもりに雪いとしろうふれり、

時しらぬ山はふじのねいつとてかかのこまだらに雪のふるらん、その山はこゝにたとへば、ひえの山をはたちばかりかさねあげたらんほどして、なりはしほじりのやうになんありける、

(金槐和歌集冬)歌

見渡せば雲ゐはるかに雪白し富士の高根の曙の空

不士山一の木戸迄下り、廿七日村山迄下山、同所宜休に相成り、無滯登山相濟申候間、此段不取敢御屆奉申上候、以上、

不士大宮不士本宮淺間大宮司不士亦八郎

寺社御奉行所

巷說、今度英人九人富士山測量、高サ四十二町、此後箱根山も測量、高さ廿八町と云、

〔日本風俗備考二十三附錄〕江都旅程記の二

第二十三日、木邦の二月一日吉原にて干飯を喫し、原驛に至り、一の豪家に憩ふ、○中略此日天氣妍晴にて、富士山朗然として其全體を露はせり、殊に其官道は、卽ち此大畫にして、地勢坦平、廓落として、美景云ふ許りなく、我等時々佇立して、覺へず激賞せり、實に其地位と云ひ、山容と云ひ、我豫て、相像せしよりは、遙に超絕したり、嗚呼日本人の常に繪畫に傳寫するも、亦た宜なりと云ふべし、又此山久く發熊の異なし、故に當時は豐の邊圍に、人家夥しく有りて、亦た多く田畝を開けり、此夜沼津に泊る、

〔萬葉集雜歌三〕山部宿禰赤人望不盡山歌一首并短歌

天地之、分時從、神左備手、高貴寸、駿河有、布士能高嶺乎、天原、振放見者、度日之、陰毛隱比、照月之、光毛不見、白雲母、伊去波伐加利、時自久曾、雪者落家留、語告、言繼將往、不盡能高嶺者、

反歌

田兒之浦從、打出而見者、眞白衣、不盡能高嶺爾、雪波零家留、

〔萬葉集雜歌三〕詠不盡山歌一首并短歌

奈麻余美乃、甲斐乃國、打縁流、駿河能國與、己知其智乃、國之三中從、出立有、不盡能高嶺者、天雲毛、伊去波伐加利、飛鳥母、翔毛不上、燎火乎、雪以滅、落雪乎、火用消通都、言不得、名不知、靈母、座神香聞、石花

にて富士山の圖を板行に彫りて、嶺もなく押してあるを、幽人往來する時、何枚も需むる事なり、さて此山は、神代の以前より焼出し、數千年を經て、四面に砂を吹きふらし、如此かたちとはなりぬ、我壯年の時までは、頂より煙立ちけるが、今は煙なし、山嶽は皆世界の不開闢の物にて、波濤の形あり、此富士のみ、出現の山なり、遠く望むべし、山には登るべからず、天の逆鉾の如き、塔もなき物よりは、此富士を稱歎すべし、夫故予も此山を摸寫し、其數多し、蘭法蠟油の具を以て彩色する故に、劈皴として山の谷々、雪の消え殘る處、或は雲を吐き、日輪雪を照し、鐵の如く少しく似たり、吾國畫家あり、土佐家、狩野家、近來唐畫家あり、此富士を寫す事をしらず、探幽富士の畫多し、少しも富士に似ず、唯筆意筆勢を以てするのみ、下略

〔老の長嘯〕三國に秀し富士の御山、拜せん事をとて、能登の七尾の俳士笑鶉といへる老人、夏比行脚なして、不二の根かたにいたる、其地のものども登山をすゝむれども、さらにきゝいれずして、たゞ富士の根方を、十餘日の日數をへつくしてめぐりおほせ、またその地へ來たりていへるには、あら嬉とや有がたや、その日〳〵の景色同じからずして、中々こと葉には述がたしと、なみだをこぼして語りしとかや、殊勝なる俳人なり、ゆへありてきくに、富士の大宮司は、千四百石の御朱印たり、此神主一度も登山せず、たゞ〳〵麓より拜し奉るとなん、かけまくもこの花さくやひめの御神にてましませば、はるかに拜し敬ひ奉るこそ有がたけれ、むかしよりことわざに、登りてよければ西行が登るといひしも、むべなりけらし、

〔嘉永明治年間録九〕萬延元申年八月廿二日　英人富士山ヲ測量スルニ就キ、大宮司ヨリ屆書、

此日寺社奉行松平伯耆守へ富士大宮司屆書寫

英國人不士山登山、去る七月十八日出立、廿三日大宮泊の先觸に候處、廿二日大雨にて、廿四日晝立、大宮小休、村山泊に相成り、廿五日快晴致し、不士山六合目へ泊り、廿六日快晴頂上いたし、其日

〔著作堂一夕話 一〕富士の農男幷淺間の辨

享和壬戌夏五月、嚢を擔、杖を曳、ゆき〳〵て駿河の府中にあそぶ、彼地の人の說に、四五月の頃、富山の雪や、消殘りたるが、寶永山の邊凹なる所に、人の形の如く雪の殘る事有、是を農男と名付、此殘雪の見ゆる年もあり、又見へざる年も有、田子の土人曰、農男見ゆる年は、必ず五穀熟すと、又見陽漫錄に載する處の、富士の根がた、水田中に麥熟と是を水入麥といふ、是雪水麴と成て麥みのるといふ、駿河の人に此事をとへば、然る事ありといへり、凡此山の眺望は、駿州有渡郡大野村(府中より三里)龍華寺の本堂より見るを第一とす、清見寺これに亞、原よし原の間又好景、三島沼津より見れば大にひきく、岩淵薩陀峠よりみれば、胸につかへる樣にて凄じ、蒹姑峯は、齋の川原より、壹の平らまで、ふじを右に見る、一の平最よし、西行法師の、山の上なる山は、ふじの根とよみたりしは、此所なるべし、予庚申年豆相二州を遊歷せし日、三島の客店に士峯を賞す、暫時百景目前に有、あした每に雲起て巓を覆ふ、土俗是を笠雲といふ、其雲西へ行時は、三日を出ずして雨あり、東へ行時は快時すと、これを試るに果してたがはず、○中略 天正十八年、小田原陣の時、細川幽齋ふじの歌よまんとて、歌書おほく携給ひしが、古人の名歌に耻て、終に歌なかりしとかや、近時俳諧師芭蕉、生涯富士の發句なく、丸山應擧富士を畫ずといふ、ばせをは佳句の得がたきを嘆じ、應擧は富士を見ざるをはづ、覩て句のなきと、見ずして畫せざると、うらみそれいづれか深き、共に道に心を用る人といふべし、

〔春波樓筆記〕吾國にて奇妙なるは富士山なり、此は冷際の中、少しく入りて、四時雪峯に絕えずして、夏は雪頂きにのみ消え殘りて、眺め薄し、初冬始めて雪の降りたる景、誠に奇觀とす、富士は駿河の國內より見たるはあしく、二十里三十里隔たりて、遠くより望む時は、山を高く見る、低き地より望みては景色なし、此山のかたちは、世界中になし、元市場と云ふ處は、白酒を賣る處なり、爰

異なる所なし、唯北面足長く、東北に八湖有、各廻り百餘町、あたりに村里有て、湖中に舟を出して漁りす、又山中の一奇也、表口は道嶮にして、砂走よし、吉田砂走は上下道を異にす、先中宮といふに至る、麓野三里也、駒留といふ、是迄は馬も往來す、是より上は木山貳里有り、夫より一合貳合として、合毎に石室をもふけて、風雨の防ぎ飲食の助とす、高さ六尺餘方丈計り、中央に地爐掘て木を焚也、氷を外面に置て、其溶りを湯にして飲しむ、五合以上にては一天瑠璃の如く、星の光り手に取計りに見ゆ、正午時より上り、八合の上に至らざれば、あくる曉天の來迎といふを見難し、其八合九合目は嶮岨いふ計りなし、岩角にすがり行に、いかなる剛力のものも、呼吸喘ぎ胸押が如く、一息に三足とは進み難し、絶頂を望むに、頭上に覆ふが如し、爰を胸突といふ、一足を過てば山下に轉んで再び顧る事なからんかし、扨來迎といふ事、或は小史に、唐土の峨眉山に佛現の事を證として、此山中の事跡も同じとせるは膠柱濃板潰也、彼國にいふ處は、其見る人の影、日暈の中に移る也、故に其人點頭けば其佛も點頭といふ、いぶかし、日に向ふ人影の、後に移らずして、日暈の中に移るべき理なし、笑ふに堪たり、世に來迎といふも、佛出現とするは論に及ばず、其事實は附錄に詳なれば爰に不載、唯一を遁て少き義を解す、先夜明なんとする前、東方の中奥に一筋の白雲、帶を引たる如く顯る、須臾にして地下より紅の日輪傘ばかりなるが、差上る事速也、此時彼白雲、靑朱紅紫の紛雲と變じて舂き動く、既に地上一端計りも離ると見れば、光明閃々として再び目を向ひ難し、斯て四方を眺望するに、世界の山岳唯一面の平地の如く見下して、曾て山有とはしれず、西北の方に尖なる山一ツ雲間にあり、山人にとへば信州駒ケ嶽なるよしいへり、絶頂の八峯嶇嶮と崎より中は、堅氷綴て餘物を見ず、頓て八葉を下山す、草鞋三足を重ねて履、其身を與直に立ながら砂礫と倶にすべり下るに、一息の間斷なく、僅に一時ならで本の中宮に歸り、此にて草鞋を脫すて、新に履替て、御師の元に歸りぬ、○下略

德ニ感ジ得道セシ者ト云フ、師弟一雙ノ骸骨、近世マデ存セルガ、大地震アリテ深谷ニ墮失タリ、此ヨリ少シク東ニ一骸骨アリ、六七十年前、或行者入寂ノ骨ナルヲ、今人安山ガ遺骨トスルハ非也ト云フ、(是モヨク聞ケバ、鎭走カ大宮カノ者、賽錢ヲ貪ランガ爲ニ、谷陰ニハ澤山ナル骸骨故ニ、審ニ此ニ持出シテ、名モナキ者ニ名ヲ付シナリト云フ、)此ヨリ下レバ井ノ如キ水アリ、金名水ト云フ、行者身祿此水ヲ汲テ御身貫(富士山ノ名號ノヤウナル者也、下ニ摸出ス、)ヲ書シト云フ、今行者共、吉田ヨリ竹筒或ハ德利ヲタヅサヘ、汲歸リテ御水ト稱スル者是ナリ、(今モ吉田ノ師職田邊十郎右衛門、此水ヲ以テ御身貫テ書行者ニ與フ、初穗ハ金百疋也、)內濱ヲ行ク者ハ釋迦ガ嶽ニ到ラズ、阿彌陀ケ窪ヲ左ニシテ此所ニ出ヅ、共ニ藥師ガ嶽ヨリ元ノ路ヲ下リテ八合目ニ到リ、スベリ道ト云フ所ヲ下ル、マヅ走草鞋ト云フ物(大サ平常ニ倍シ、形ハ平常ノ如シ、)三重バカリヲ著、一歩進ムレバ砂礫トトモニ走リ、下ルコト七八尺、(此時後ロヨリ巨石ノ轉ビ落ルコトアレバ、跡ヨリ下ル者聲ヲカケテ知ラスルナリ、モシ聞ツケザレバ巨石ノ爲ニ壓死セラルヽ者アリト云フ、)疲ヲ覺ユレバ、處ニ隨テ仰キ臥シ、或ハ杖ヲ石礫ニ擇フ、カクノ如クシテ下ル事一瞬數百歩、五合五勺目砂篩ヒト云フ所ニ下リテ止ム、小屋アリ、○中略此ヨリ左ニ下レバ小御嶽、右ハ中宮ニ下リ、初ノ道ヲ下向ス、

〔塵埃隨筆 二〕富士山

抑富士峯の秀麗たる、本朝に古今賞するのみにあらず、異國の史籍にも又詳也、謝肇淛曰、莫高於峨眉、莫秀於天都、莫險於大華、莫大於終南、莫奇於金山、莫巧於武夷、其他歴行而已と、富士皆是を兼たり、實に三國第一山といはんに耻べからず、其神秀なる面向不背にして、兒女といへども、其名をしり、見ずして其形を知るは此山のみ、西南駿州大宮口を表とし、東北は相州走口、北西は甲州吉田口、此三ケ所より登山す、甲駿豆相の四州に跨り、吉田口一の鳥居より頂上迄、直に登事三百五十七間と云、峯は八葉の花形に倣へ芙蓉峯といふ、祭神木花開耶姫命、則淺間大權現と稱す、華の三所各々(新宮あり、神職僧坊多し、)社頭嚴重也、役行者初て登山有しより、表口を大日とし、裏口を藥師とす、今登山のものには、淨衣の上に、牛王寶印を押て禪定の證とす、總じて山形關八州に望み、見るに

アリ、(空洞ナル内院ナ、仙元大菩薩ト謂ウテ拝スルナリト云フ、)夫ヨリ勢至ガ窪ニ出ヅ、(〇呼)中駒ガ嶽ヘ向ヘ下レバ、大日堂アリ、(是ヲ良人日ト云ヒ、薬師ケ嶽ノ薬師ヲ薬師ト云フ也、村山口大宮口ヨリ登ル者、此所ニ出ヅ、〇中略)焦石ノ間ニ川アリ、六七月ハ水涸レテ空濶ナリ、雨後或ハ雪消ノ時ハ、流レテ内院ニ入ル、此所ヲコノシロガ池ト云フ、其謂ヲ知ラズ、是ニ因テ郡内鰶魚ヲ不喰、此川ニ小橋ヲ架ス、梯子ヲ伏セタル如シ、是ヲ渡リテ剣ノ峯ノ麓ニ到レバ、銅像ノ大日アリ、寛永九年、伊勢ノ人ノ建立ナリ、(是等曾無主ノ姓名アレドモ、重タコヽニハ書キ留ルト可知、)又鐵像ノ大日アリ、(延建二年建立)剣ノ峯ノ阪路ニモ大日アリ、(天文十二年、遠州ノ人建立、)親不知子不知ト云フ所アリ、路内院ニ傾キ、半歩ヲ失ヘバ砂石トトモニ数千丈ノ内院ニ顚墜ス、(余此名義ヲ思フニ、上ニ親アルコトヲ知ラズ、下ニ子アルコトヲ知ラズ、不孝不慈ノ者バカリ登ル山ト見エタリ、谷村ノ豪農鳥子悪ケ、吾輩小前ノ百姓ナレドモ、無事ニ百姓相續サセヤウト思フ子ヲバ、富士山ヘハヤリマセヌト云シハ、勝謂ノ少年ナリ、又小沼村浅間ノ禰宜小佐野子延ダ、富士山ハ下カラ形バカリ見ルヲ興ニシロ、上ヘ登ルト雲ヶ嶽イ山ゴザル、夫故古歌ニモ上ヘ登ツタルヲ一首モゴザラヌト云シモ理也、郡内人説ニ鎖リ、況ヤ他郷ノ人ヲヤ、思フベシ、)剣ノ峯ハ八葉第一ノ高峯ニテ、遠ク望メバ剣ヲ立タル如シ、諸人險ヲ畏レテ多クハ此ニ登ラズ、此山嶺ヨリ臨メバ、豆駿ノ海洋脚下ニ在リ、此山海中ニ兀立スル歟ト疑フト云リ、此ヨリ西ノ齋ノ河原ニ到リテ、路燕尾ヲナス、馬背山ヲ右ニシテ行ヲ外濱ト云ヒ、左ニシテ行ヲ内濱ト云フ、此邊實窓滑澤ノ小石焦土ニ雜レリ、一奇ナリ、外濱ヲ行ク者ハ、雷石、(文化ノ初、雷岩ヨリ雷鳴轟シ、雷獣一顆、八合目ノ石室ニ走リ入シナ、投宿セシ者共、驚キテ手捕ニセシト云フ、)阿彌陀ガ窪ヲ歴テ、釋迦ガ嶽ニ到ル大石アリ、釋迦ノ割石ト云フ、高サ五丈許ニシテ行路ノ上ニ臨ミ、裂テ墜ントスルノ勢アリ、傍ニ一丈許ノ怪石兀立シテ路ヲ挾ム、其間僅ニ一人ヲ通ズ、此邊四時雪アリ、岩ニハ氷柱アリ、酷暑ノ節寒風堪ガタク、手亀ルトナリ、快晴ノ日ニ登ル者、險難ニ疲レテ寒ヲ覺エザレドモ、暫モ佇立スレバ、寒烈骨ニ透リ、大陽ノ力ハ其季候ノ如ク、頂上ノ暑キ事堪ガタシ、(余之ヲ聞テ思フニ、八寒熱ノ苦患一月ニ在、嗚呼富士山嗚呼地獄ナル哉、世間多少ノ尼道心、再生此山ニ登ラヌヤウニ、隨分後生ヲ願フベシ、)岩龕アリ、中ニ大日ノ懸鏡アリ、文龜三年所鑄ナリ、旁ノ石上ハ延寶五年五月、安山禪師入寂ノ地也、少シク下レバ、徒弟久圓師ニ隨テ入寂セシ地アリ、久圓ハ元駿州宇都山ノ賊也、禪師ノ

トナリ、大小屋ニ懸鏡アリ、天正十九年、駿州ノ人奉納ノ由彫付アリ、上ノ小屋ト云ルニ銅像ノ地藏アリ、雨天ニハ水氣ヲ含ム故、汗カキ地藏ト云フ、是ヨリ上ハ諂人雨具ヲ持ズ、行者ハ小室、或ハ中宮、或ハ七合目ヨリ不持、尊敬ノ至リナリト云フ、サレバ自像ノ諂人ハコレニ拘ラザルニ似タレドモ、實ハ七合目以上ハ下ヨリ雨ヲ吹上ゲ、裾ハ頭ニ覆ヒ、笠ハ飛テ烏有トナリ、共ニ用ニ足ラザル故也ト云リ、光淸派ノ行者ハ初ヨリ雨具ナシ、モシ雨ニ遇フトモ、行ノ德ニテ濡レズト云フ、可怪ノ甚シキ也、(余害中還ザル者二人ヲ知ル、一ハ旅商人長兵衞、一ハ谷村中町河口屋下代ノ者也、長兵衞ハ行者ナレバ虛實知ベカラズ、奇ヲ說ノ疑アリ、河口屋ノ下代ハ行者ト同道シタ計リデ濡マセナンダト、誇テ語レリ、)九合目、小屋一軒アリ、向フ藥師ト云フ、是ヨリ最險惡ノ所ニテ、少シク登レバ日ノ御子ト稱スル石アリ、諂人此ニ日出ヲ拜ス、此ヨリ上ヲ胸突ト云フ、其險難想フベシ、胸突ヲ經テ鳥居御橋ト云フ所ニ到ル、(役錢場也、)兩邊ニ攔ヲ立テ、石ヲ疊テ階ノ如クシ、左右ニ扶手アリ、之ニ傍テ升降ス、頂上、升リ得タル所ヲ藥師ガ嶽ト云フ、藥師ノ小堂アリ、(役錢場也、)別當富士郡大宮ノ大宮司ナリ、小屋八間アリ、團子牡丹餅ヲ賣ル、(團子ハ宇都山ノ十團子ヨリ少シ大ブリニテ、五ツ五文、牡丹餅ハ余ガ舊識ニ御勝ト稱シテ團進セシ大サニテ、一ツ五文、勿論砂糖ナシノ豆粉バカリ也、湯水茶イヅレモ一盌五文宛也、)スベテ五合目ヨリ上ハ薪ナク、水ナシ、薪ハ五合目ヨリ下ノ深谷ニ採テ負擔シ上リ、水ハ冰雪ヲ持來リ屋上ニ置キ、日陽ノ力ヲ得テ屋隙ヨリ漏ヲ桶中ニ貯フル故ニ、飲ムニ臭氣アリト云フ、(余コレヲ聞テ直ニ氣死セントス、モシ一飲セバ乍チ下半生ヲ結果スベシ、)絶頂周回一里ニシテ數峯兀立ス、コレヲ八葉ト云、皆佛號ヲ以テ喚ブ、(八葉トイヘドモ、數八ツハナシ、諂人ハ謬リテ御入リヤウチ遶ルト云フ也、妙法寺記ニハ、大永二年、武田殿富士參詣有レ之、八葉メサルナリト有、訛ナル事知ルベシ、)中央ニ空坎アリ、內院ト云フ、深サ十町餘此ヨリ忽チ雲ヲ生ジ、忽チ風ヲ生ズ、坎中南ヨリ差出タル岩アリ、虎石トモ獅子岩トモ云フ、都良香ノ記ニ、石體如蹲虎トアルハ、豈是ヲ謂フ歟、八合目ヨリ上ニ異鳥アリ、內院雀ト云フ、形鶉ノ如シ、高ク飛テ下ル事ナク、雲際ニ群飛スルヲ看レバ、檐端ノ蚊陣ノ如シト云リ、藥師ケ嶽ヨリ左ニ巡リテ、吉田須走ヨリ登ル者ノ拜所

法寺ノ舊記ニ、永正八年鎌岩燃ルト有バ、カンマンハ附會シタ云歟、煙ハ今モ立コト有ト云フ、
七合目、此邊路並險ナリ、此間小屋九軒アリ、駒ガ嶽ト云所ニ、聖徳太子幷ニ銅馬ヲ安ズ小屋アリ、
○中略
七合五勺、小屋三軒アリ、此所ヨリ遠望スル諸山ノ方位、大抵谷村ノ縣吏菊田叔徳測量ノ術アリ、
丙子七月、登臨スルトコロヲ手記シ歸ル、今モ記ニ從フ、
甲州八ツガ岳亥ノ二分信州淺間山寅ノ八分、此地ヨリ測量スルニ、違フコト三町計ト云フ、
上州三國峠子ノ七分野州日光山子ノ九分武州高尾山丑ノ六分相州大山寅ノ七分江ノ島卯ノ四分此等皆兒孫ノ如ク、堆雪ノ間ニ點綴ス、此地既ニカクノ如シ、快晴ノ日、絶頂ヨリ臨メバ、志州ノ鳥羽ノ湊マデ見ユルト云フ、
東ニ突出スル岩ヲ釜谷ト云フ、形狀ノ似タレバナリ、ワヅカニ上レバ烏帽子岩ト云フ岩アリ、行者六世身祿入滅ノ地ナリ、遺骨年久シク存セシヲ、彼ガ派ノ黨ナルヲ妬ム者アリテ打碎タルニヨリ、身祿ガ法弟田邊十郎右衛門吉田口師職拾ヒ收テ別地ニ埋ム、其地ハ一子相傳ニシテ、信心ノ行者モ知ルコトナシト云フ、烏帽子岩ヨリ上ハ急險甚ニシテ定マレル路ナシ、人々意ニ任セテ焦土ヲ行便ニ隨テ砂石ヲ踏ム、一歩進レバ半歩退キ、雲霧ハ跟底ヨリ生ジ、乍晴乍陰ル、
八合目、駿州須走口此ニ合シテ一路トナル故ニ大行合ト云フ、吉田ノ管スル小屋五軒、內大小屋ト云フ者一軒、須走ノ管スル小屋二軒アリ、渾テ此ヨリ上ハ一切駿河ノ持分ニテ、吉田ハ關ルコトナシ、登攀ノ者、早天ニ吉田ヲ發シ、日暮ニ此ニ到ル、須走口モ亦同ジ、故ニ此ニ投宿スル者、十ニ八九ナリ、打火料百六十四文、衾蒲團一ツノ料百文、薄キコト紙ノ如ク、冷ナルコト鐵ノ如シ、食ハ雜炊麥粥ノ類、飯ハ食糧ニシテ食シ難シ、スベテ麓ヨリ各人齎來ル、食モ梅干ノ外味變ゼザル物ナシト云リ、此地暮雲日色ヲ帶、亥ノ刻頃マデ散ゼザル故、夜甚暗カラズ、丑ノ刻ニハ東方既ニ白ム

シテ左旁ニ一堆邱アリ、大塚ト云フ、塚上ニ武尊ノ小祠アリ、遙拜ノ陣跡ト云フ、口碑ニ傳ル歌アリ、東路ノ蝦夷ヲ平シ此御子ノ稜威ニ開ク富士ノ北口、松林ヲ行ク事、十一町計ガ間ヲ諏訪森ト云フ、夫ヨリ十町計ニシテ小坂アリ、御茶屋ト云フ、其謂ヲ不知、○中略此邊眼ヲ遮シテ曠野ナリ、土人裾野ト云リ、一歩々々ヨリ高キ故ニ、地ヲ踏ム者ハ其高キヲ覺エザレドモ、遠ク望メバ山勢ヲナセリ、是ヨリ十町餘ニシテ、路初メテ高キヲ知ル、駿ガ馬場ト云フ、漸山足ニ迫リテ、鈴原トモ馬返シトモ云、○中略此地ヲ一合目ト云フ、○中略二目合、淺間ノ社アリ、社地五町、四方北室仙元堂ト云フ、小室淺間トモ云フ、上ノ淺間ト云フハ是ナリ、○中略社ノ西ニ役行者ノ堂アリ、役優婆塞也、上ニ記ス少シク西ニ登レバ、濶サ數十丈ノ一片石上ヲ行ク、滑ニシテ歩シ難シ、石面ニ空地アリ、徑二尺計、深七八尺、御釜ト云リ、是ヨリハ女人禁制ノ地ナリ、二町計行ケバ道祖神ヲ祭ル小屋アリ、此所ニテ金剛杖ヲ賣ル、料八文ハ師職ニ渡シ置タル故、無代ニテ杖ヲ受取ル、○中略

三合目、茶屋二軒アレドモ、三軒茶屋ト云處ナリ、小祠アリ、道了秋葉飯繩ヲ祭ル、三神ノ銅像アリ、元祿元年行者五世月行（月曾中曾從共ニ行者ノ曾孫也、曾孫、）富士備ト云者、告ヲ蒙リテ造立ス、

三合五勺、茶屋一軒アリ、大黑天ヲ安ズ、

四合目、大ナル巖石アリ、高サ五丈、堅廣サ六七間、上ニ淺間ノ小祠アリ、御座石淺間ト云フ、小山田信有ガ永祿七年ノ文書ニモ見エタリ、旁ニ武尊ノ小祠アリ、

四合五勺、昔ハ茶屋アリシ地ナリ、櫻屋地ト云フ、近世マデ櫻ノ大木アリテ、五月花盛ニシテ五六里ノ外迄雲ノ如ク見エシトナリ、

五合目、茶屋五軒アリ、○中略

六合目、此邊スベテカマ岩ト云フ、遠望スレバ岩形カンマンノ梵字ニ似タリト云フ、然レドモ妙

〔假名世説〕元祿寶永の比、相州にかしく坊といひし者あり、常に駿河に行きて、富士の風景をのみ樂しむ、臨終に一首の歌あり、

　ふじの雪とけて硯の墨衣かしくは筆のをはりなりけり、げにも生涯富士を愛したりと云られの、

〔附操錄〕富士山上略說

富士山ハ甲州都留郡ノ西南曠野ノ中ニ兀立孤絶ス、山ノ西南ハ駿州駿東郡、東北ハ都留郡ナリ、都留郡ヨリ登ル道ヲ北口ト云ヒ、駿州ヨリ登ル路ヲ南口ト云フ、山足ノ曠野十三里許、駿州ヲ合セバ周回三十八九里許ナルベシ、武田勝頼ノ願書ニ、三州ニ跨ルト書シカドモ、甲駿ノ外ニ跨レル國ナシ、(東曾[?]日、駿州四分ノ三、甲州其一ヲ有ス、ト、蛙子興[?]ガ言コレニ反ス、)北口ヲ吉田口ト云南口ヲ須走口村山口、(此二口駿東郡)大宮口(富士郡)ト云フ、四口各村名ヲ以テ呼ブ也、須走口ハ山上八合目ニ至リ、吉田口ト合シ、村山口ハ大宮口ト合ス、故ニ山上ニハ南北二口アルノミ、南ヲ表トシ、北ヲ裏トスレドモ、昔ヨリ北口ヲ登ル者多シ、(○中略)毎年六月朔日ヲ山開トシ、七月二十七日ヲ山仕舞トス、サレドモ強テスル者ハ、三月下旬ニ二合目(郭ハ下ニアリ)マデ登リ、九月上旬ニモ五合目マデノボル也、(○中略)マヅ吉田村仙元ニ詣ズ、(淺間ヲ仙元ト書事下ニ論ス、身祿派ノ行者吉田ノ師職等用之、川口ニハ不用、身祿派ノ檀家ナケレバ也、)吉田村淺間ノ社、(二合目小富ヲ上ノ淺間ト云ニ對シテ、當社ヲ下ノ淺間ト云ナリ、)巍然タル大社ナリ、祭神三座瓊々杵尊、大山祇命、木花開耶比賣命、(○中略)大鳥居高五丈八尺、柱間六間、是富士山ノ鳥居ニシテ當社ノ鳥居ニアラズ、額縱七尺五寸、橫四尺七寸、三國第一山ト書ス、寛永十三年二月、曼殊院宮無障金剛入道二品親王良恕書トアリ、(○中略)隨身門ヨリ御手洗川マデ二十間、御手洗川ヨリ大門前マデ三十五間アリ、大鳥居ヨリ富士山頂マデ三百五十七町七間半アリト、駿河大納言樣御改ニテ定タル由採藥小錄ニ載タリ、諸人ハ登山門ヲ出テ南行ス、三町計ニ

賦日東曲十首、問海上僧、僧多不能答、時辛酉冬十月也、〇中略 其三

絕入層霄富士岩、蟠根直壓三州間、六月雪花飜素毳、何處深林覓白鷴、（富士國中最高山、六月山上有雪、三州謂豆駿相也、）

〔士峯錄 六〕題富士山　朝鮮松雲大師（慶長十年歲在乙巳、來朝獻貢、）

是山耶又是雲耶、亘一由旬天一涯、老眼分明看不得、峯頭雪似霧中花、

題富士山（寬永元年歲在甲子冬十二月、朝鮮專正副三使來朝而往東武製之、）　通議大夫鄭山鄭岦立（霽潭）

瀛海東頭第一峯、亭々玉立鎭鴻濛、半天不霽千年雪、大地長鳴萬壑風、稜氣遙撑南斗外、寒光直射北溟中、若爲羽化凌高頂、故國山河眼底窮、

同　通議大夫姜弘重（道隆）

曾展輿圖認富山、此來天外見眞顏、根盤百里臨滄海、雪壓孤峯掩翠鬟、翔翥却疑群鶴舞、去來唯有白雲閑、遙將玉柱撑南極、千古長專宇宙間、

同　辛啓榮（石山）

融液專凝日域東、花峰突兀浮口空頂留晴雪天衢近、腰帶歸雲地勢崇、俯壓千山殊不讓、孤撑一氣獨爲雄、却疑玉柱撑南極、冷影玲瓏落照中、

富士山　淸楷

海國山王是此山、遠臨西洛近東關、群峯下列皆侯伯、萬古高名配淺間、

〔大猷院殿御實紀附錄 二〕あるとき富嶽のいとよく晴渡りたるを見玉ひ、酒井讚岐守忠勝にいかにとのたまふ、忠勝丸く白くいと面白き山なりといふ、松平伊豆守信綱は、三國一の山といひならはせし如く、げにたぐひなき様なりといふ、柳生但馬守宗矩をめしてとはせ玉ふに、宗矩劍法の心もて思ひはかるに、そのおもしろさ、何といふべき詞も侍らずと答奉れば、公さなり、わがおもふ所もおなじとのたまひて、ゑつぼにいらせ玉ひしとぞ、

るは査希世なり、富士耳聞身未遊、畫圖相對興悠々、東國千里吟鞍上、晴雪迢人三五州、といへるは澤天沅南江なり、五須彌外有須彌、呼作士峯吁是奇、六月雪飛寒徹骨、擘開芥子欲藏之、といへるは三稜川なり、眞言北闕隔東關、富士朝々如對顏、四海一家皆帝力、千秋白雪御前山、といへるは九萬里なり、士峯秀出海之東、名在扶桑詩句中、君把白陽論白雪、扶桑六十一難雄、といへるは天台四萬八千丈、看在吾邦立下風、といへるは蓬雪嶽なり、工揺は具眼の人の知る事なれば、審ならず、べて置き侍るなり、其外騒人墨客の詠じもらせるはあるまじきにや、此比人の作れるとて、青天忽見素羅笠猶中、といふ句を聞きはんべるぞ珍らしきにや、我輩の今更口をひらかむ事は、人の涎を舐て事あたらしきやうなれど、さりとていはざらんも懶惰のおそれあれば、聊申つゞけ侍る、かの不盡浮雲齊、といへるは此たかさにや、仄岳大始、雪とあるは此雪にや、衆山之山岧嶢なるを知るは、此山に登りての事にや、天下をすこしきに歩する人もあるべきにや、蓮花は早く嶮巇は蕩しといへるも、此山に對しての事にや、

一山高出衆峯巓、炎夏雪冰雲上烟、大古看同仁者覩、蓬萊何必覓神仙、

（羅山文集七十）我朝富士山之名、揚于異域者、義楚六帖云、日本國最高山號富士、一曰蓬萊、秦時徐福來此、又宋濂日東曲有富士山絶句、而我國沙門津絶海入大明、明太祖問徐福事、津賦絶句、則徐福祠在熊野、又南禪寺僧岩惟肖嗣、凡指蓬萊者三處、一曰富士、一曰熊野、一曰尾州熱田、

（義楚六帖二十一國城州市）日本國

東北千餘里、有山名富士、亦名蓬萊、其山峻、三面是海、一朶上聳、頂有火煙、日中上有諸寶流下、夜卽却上、常聞音樂、徐福止此、謂蓬萊、至今子孫皆曰秦氏、彼國古今無侵奪者、龍神報護、法不殺人、爲過者、配在犯人島、其他靈境名山、不及一二記之、

（異稱日本傳中三）宋景濂羅山集第四

(清正記二)此後藤と云者は、日本松前之者なり、獵船に乘、風に放され、せいゑうへ著、廿年彼所に居住するに依て、おらんかい口をも、日本口をも自由に遣ひよき通詞故、淸正重寶せられ、則二郞と名も付、あなたかなたの案内を申付られし、せいゑうより、天氣能時は日本の富士山殊之外近くみえ申候、彼所よりはひつじさるにあたり、松前より北なり、

(松屋筆記六十一)富士山異國より見ゆると云說并長白山

高麗陣日記上卷十七丁ウセルトウスヲ生捕事ノ條に、ヲランカイより、天快霽の時は、未申にあたり、日本ノ富士山近ク見ユル也とあり、淸人逢安ノ方象瑛泗仁が封長白山記に、登一山、升樹而望、遙見遠峰白光片々、長白山也云々、志稱、長白山橫亘千里、高二里、巓有潭、周八十里、南注鴨綠江、北流混同云々とあれば、此長白山を富士山と見まがへたるにやありけん、

(丙辰紀行)富士山

富士山の名、ひとり我朝に鳴るのみならず、遠く中華まできこゆ、赤人が歌は萬葉にのせ、都良香が記は文粹に見えたり、徐福藥を尋ねてこの山にとゞまり、是を蓬萊山と名づくる事は、義楚が帖にあらはし、六月雪花飄素巧、何所深林覓白鷴、といへるは、宋濂が曲にあらずや、加之羽客釋流の此山に跡を殘す事は、役處士がはじめて攀躋りしより以來、空海、圓珍、岩石をきざみて佛軀を彫るもの、山上に多かり、白衣天女の形をあらはし、淺間大神の跡を垂ましますも、誠に我朝無雙の名山なり、近代叢林の詩偈、この山を題せし中に、富士千仭雪嵯峨、幾度思登病未能、羨汝錫飛三伏裏、歸來分我一壺氷、といへるは信義堂なり、大地撮來無寸土、當空還見此山成、海潮幾浸宇邊影、多少漁舟載雪行、といへるは乾峯なり、絕頂雪殘春夏秋、暮烟一抹畫眉修、吾疑上有望夫石、不耐閑愁獨白頭、といへるは岩惟肖なり、六月雲間積雪新、東遊未踏玉嶙峋、畫師今有移山力、一洗京塵困暑人、といへるは惺瑞岩也、富士峯宇宙間、崔嵬豈獨冠東關、唯應白日靑天好、雪裏看山不識山、といへ

〔本朝世紀〕久安五年四月十六日丁卯、近日於一院、有如法大般若經一部書寫事、卿士大夫男女素緇多營之、此事是則駿河國有一上人、號富士上人、其名稱末代、攀登富士山、已及數百度、山頂構佛閣、號之大日寺、

○按ズルニ、富士行者ノ事ハ、神祇部神道篇富士講ノ條ニモ見エタリ、

〔更科日記〕是よりは駿河の國なり、○中略富士の山はこの國也、我生出し國にては、にしおもてにみえし山なりその山のさま、いと世に見えぬさまなり、さまことなる山のすがたの、紺青をぬりたるやうなるに雪のきゆる世もなくつもりたれば、色こき衣に、白きあこめきたらんやうに見えて、山のいたゞきのすこしたひらぎたるより、けぶりは立のぼる、ゆふぐれは火のもえたつもみゆ、

〔十六夜日記〕廿六日、暮かゝるほどきよみが關をすぐ、○中略富士の山を見れば煙もたゝず、むかし父の朝臣にさそはれて、いかになるみの浦なればなどよみしころ、とほつあふみの國まではみしかば、富士のけぶりのすゑも、あさゆふたしかにみえしものを、いつの年よりかたえしとゝへば、さだかにこたふる人だになし、

たが方になびきはてゝか富士のねの煙の末のみえずなるらん、古今の序のことばまでおもひ出られて、

いつの世のふもとの塵かふじの嶺を雪さへ高き山となしけん

〔空華日工集〕應安四年二月一日、大雪、午后霽、登一覽亭、與諸公同、時々雪晴、斜陽映遠岫、海水一帶碧色、通界皆白、獨富士山不與他山同、蓋他山無雪、則此山獨白、今則諸峯皆白、此山獨青、余感云、賢士之處世也、通斤不與俗同、此山類焉、乍見箱根山上、一點蒼烟如狗、須臾變白、杜陵之句不虛也、又來者楷朝與杭國皆東濛書現、恰是與廬山十禪客相似、

〔古史傳三十一神代〕福慈岳は即富士山なり、○中略さて古く此山の奇靈なる由を稱たるは、萬葉三卷、山部赤人望不盡山歌に、天地の分し時ゆ、神佐備て高く貴き、駿河なる布士の高嶺を、天原振放見れば、度日の陰も隱ろひ、照月の光も見えず、白雲も伊去はゞかり、時自久ぞ、雪は落ける、語つぎ、言繼ゆかむ、不盡の高嶺は、○中略此山を詠る歌、是らより古きは有事なし、然れど天地の分し時ゆ、神さびてと云る如く、神世より立たる事は云も更なり、和漢合運圖など、舊き年代記の類、又林道春の神社考に引る、富士緣起など、孝安天皇九十二年六月、富士山涌出と云、或は孝靈天皇の五年に、近江國に水海湛、駿河國に富士山涌出と云る說も有ど、舊き俗說にて取に足ず、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年五月五日甲寅、駿河國言、富士山上五色雲見、

〔帝王編年記十四清和〕貞觀十七年十一月五日、駿河國吏民仍舊致祭、日加午、天甚美淸、仰觀富士峯、有白衣美女二人、雙舞山巓上、去山巓一尺餘云々、

〔本朝文粹十二記〕富士山記　都良香

富士山者、在駿河國、峯如削成、直聳屬天、其高不可測、歷覽史籍所記、未有高於此山者也、其聳峯鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基所盤連、亘數千里間、行旅之人、經歷數日、乃過其下、去之顧望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也、承和年中、從山峯落來珠玉、玉有小孔、蓋是仙簾之貫珠也、又貞觀十七年十一月五日、吏民仍舊致祭、日加午天甚美晴、仰觀山峯、有白衣美女二人、雙舞山巓上、去巓一尺餘、土人共見、古老傳云、山名富士、取郡名也、山有神、名淺間大神、此山高極雲表、不知幾丈、頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、體如炊甑、甑底有神池、池中有大石、石體驚奇、宛如蹲虎、亦其甑中、常有氣蒸出、其色純青、窺其甑底、如湯沸騰、其在遠望者、常見煙火、亦其頂上匝池生竹、靑紺柔愞、宿雪春夏不消、山腰以下生小松、腹以上無復生木、白沙成山、其攀登者止腹下、不得達上、以白沙流下也、相傳昔有役居士、得登其頂、後攀登者、皆點額於腹下、有大泉、出自腹下、遂成大河、其流寒暑水旱、無有盈縮、山東脚下有小山、土俗謂之新山、本平地也、延曆廿一年三月、雲霧晦冥、十日而後成山、蓋神造也、

ごとくにわきあがる、とをくしてのぞめば常に煙火のごとし、宿雪はるなつきえず、山のこしよりしも麓のもとにとゞまり違することえず、白沙のながれくだる故也、實言がなるさの義は、このながれくだる白沙の心歟、ふじのなるるはといふべからず、

〈常陸國風土記〉古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲寓宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌、今日之間、冀許不堪、於是祖神尊恨泣詈告曰、即汝親、何不欲宿、汝所居山、生涯之極、冬夏雪霜、冷寒重襲、人民不登、飲食勿奠者、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、不敢不奉尊旨、爰設飲食、敬拜祗承、於是祖神尊歡然謌曰、愛乎我胤、巍哉神宮、天地並齊、日月共同、人民集賀、飲食富豐、代代無絶、日日彌榮、千秋萬歳、遊樂不窮者、是以福慈岳常雪不得登臨、其筑波岳往集歌舞飲喫、至于今不絶也、(已下略之)

〈和漢三才圖會五十六山〉富士山(○中略)

相傳、孝靈帝五年始見矣、蓋一夜地坼為大湖、是江州琵琶湖也、其土為大山、駿州之富士也、(國史等無其事、亦奇也)四時有雪、絶頂有烟、江州三上山自簣盛成、故形略似富士、秦徐福入蓬萊山者、即富山也、(富士略呼)而後役小角始入富山攀躋焉、(事見駿州鳥居本之圖甲州建也、○中略)平城天皇大同元年、山上本宮社建、凡毎年六月多登山、則百日潔水深齋也、唯江州人則七日深齋而登、亦所以有因縁矣、其山砂多、故隨人而砂流下、夜則却砂上如舊、一山多有樺木、○中略

按俗傳、謂琵琶湖土為富士山者妄也、蓋江相去百有餘里、何能運之乎、盡然山生、或海涌者、不可許、異國亦有、東國通鑑云、(高麗穆宗十年、宋眞宗景德四年)有山湧于耽羅海中、(朝鮮之南)其始出也、雲霧晦冥、地動如雷、七晝夜始開霽、山高可百餘丈、周圍可四十餘里、無草木、烟氣羃其上、望之如石硫黄、遣大學博士田拱之視之、至山下、圖其形以進、

〈皇代記〉孝靈五年、近江湖水始成、富士山始出、

不○可○測○、歷二覽史籍所一レ記、未レ有下高二於此山一者上也、（中略）（此文に其高不レ可レ測と有ど、諸書に或は直に立っれば、九十六町と云、或は二十五六町ありなども云れど、實は地平より二十二町許りの直徑なりとぞ、）

〔李花集 雜下〕うきしまが原をとをりて、車がへしといひし所より、甲斐國に入て、信濃へと心ざし侍しに、さながら富士の麓を行めぐり侍しかば、山○の○姿○いづかたよりもおなじやうに見えて、誠にたぐひなし、すその丶秋のけしき、まめやかに心こと葉もをよびがたくおぼえ侍て、

北になし南になしてけふいくかふじの麓をめぐりきぬらん

〔和漢三才圖會 山五十六〕富士山（隸土、南西駿州、東北相州、北西甲州、東南隣二豆州一、）

三國無雙名山、圍二八州一望レ之、其形不レ異、蓋其嶺如二八葉蓮花一、故所レ向三峯、而甚險也、嘗以二十本骨摺扇一、中折摺一間、爲二九本骨一倒レ之、形能彷彿焉、（自二箱根一見レ之五峯、自レ原見レ之四峯、自二江尻一見レ之三峯也、）

〔袖中抄 七〕ふじのなるさは

さぬらくはたまのをばかりこふらくはふじのたかねのなるさはのごと

顯昭云、ふじのなるさはとは、ふじのやまのみねに、いけのごとくにおほきなるさはあり、その水と火と相剋して、けぶりと水氣と相和してたちのぼる、火もえ水のわきかへるをと、つねにたえず、されば鳴澤（なるさは）とは申と云々、○中略

童蒙抄云、なるさはとは、ふじのやまのうへにあり、つねにながれてをとたえせぬなり、さぬらくはとは、すこしぬることはたまのをばかりにて、こふることはさはのごとくにたえずとよめるなり、○中略

古老傳云、山に神ます、淺間（アサマ）の大神となづく、いたゞきの上に、平地一里許、中央の外にして、體こしきをかしくがごとし、こしきのそこに神池あり、池のなかに大石あり、石體あやしくてうずくまれるとらのごとし、そのこしきのなかに、つねに氣あり、その色純青也、そこをみれば湯の

有しと也、今はすばしり口より登詣多しといふ、よつてこれを表口といふ由、

〔風流使者記〕其邇葉阪上、曠然可觀者芙蓉峯也、嶔崎以來、以山隸駿州者、蓋取諸海東贍仰之有在也、其實則山之在本州者六之三、駿爲二、豆爲一、古人歯弁之若可以痛恨、有詩、

美人徹映立雲端、向背誰言郡一般、欲識士峯眞面目、却從甲斐國中看、　茂卿

請聽甲人論富兵、全身在北面東傾、天下浪傳駿風語、未必山靈爲取心、　省吾

〔古史傳 三十一 篤胤〕此山の今の委き有状は、富士山内記と云書に、富士山は、甲斐國都留郡の西南、曠野の中に兀立孤絶す、山の東北は都留郡、西南は駿河國駿東郡富士郡なり、山足の曠野、甲斐駿河を合て周圍三十八九里許なるべし、（武圖跨相の國書に、三州に跨と書たれど、甲斐駿河の外に跨る處なし、東鑑駿河は四分の三、甲斐は其一を有と云ど、駿河は三分の二、甲斐は其一を有つ、是定説なり、玄遁云、富常陸に、富士之爲山也、其高總一由旬、面積跨豆駿相三州と云、物實續が峽中記行に、駿府以東、分山陸駿州者、富取諸湖東續傳之有在也、其實則山之在本州者六之三、駿爲二、豆爲一、古人由葬を見す、或は跨于四國と記る等は、更に論にも足す、又二國のみに跨て、相模にかゝらす、とは甲斐國志に見え、事誤にも國志には七分を甲斐の山也といへり、遠鐵薑驗記に、駿河富士の御岳を拝し給に、三國无雙の御山、峯は中天をさゝへて雲に入り、夏の衣なれども雪を戴へ、麓は群峯重疊せり、春の日ながらも錦を晒て、里は緑野に連り、日は遊産より由緒なれば、峨々たる峰、蒸たる峰嶮るに物なしとも見ゆ、）

〔世事百談〕富士山の高。

駿河の富士山は、三國にまたがりて、吾邦に無比の高山にして、その高さいくばくといふことはかるべからず、廬塚物語に、直に立つれば九十六町ありといひ、月刈藻集に直立して二十五町ともいへり、何れが正しきといふをしらず、近きころ享保十二年の夏、福田某といふ人測量せしに、駿河の吉原宿より、富士山の頂まで、二百十六町二分一六、（二十町四方の盤にてこれをはかる、盤一寸八分五厘、）里數にすれば六里〇〇六〇〇六となれり、山の高さは三十五町六分二一六三（高綱柱の間一丈一尺にて、一尺九寸七分三厘、）とある筆記に見えたり、こは町見の測法なるべければ、正しき據りなるべし、

〔古史傳 三十一 篤胤〕本朝文粹に、都良香朝臣の富士山記に、富士山者在駿河國、峯如削成、直聳屬天、其高。

〔鳳流使者記〕登右而農鳥、農牛二山、鳳凰、地藏、巨摩諸岳、次第環匝、以與金峯相接、〇中略巖、然乎二農之上者、白嶺也、望之㩻々乎可畏、似窮髮之地、毎多先雪、以其無草木、尤爲皎然無玷、故得名云、鳳人之咏、稱甚今古、

白嶺横連臥遠嶸、莊添月色口難分、歸鞭早曉雞鳴後、欲採國風報我君、　茂卿

謹鋒白嶺插雲漢、遙照仙人十二樓、不借餘輝映征袂、行過十里尚回頭、　省吾

〔甲陽軍鑑品第五十三十九〕黒駒開關之願狀

日本有山名富士、其山峻三面是海、一朶上聳頂有煙、日中上有諸寳流下、夜即郊上常聞音樂、古來六月上此山、不曾有女人得上、至今男子欲上、三月斷酒肉欲色、所求皆遂云、因玆關東關西之人、無不競望、古人云、雖跨三州、過半吾甲陽之山也、處今詔陽之一字、透得者希、自天正丁丑、拔却黒駒關鍵、而而不得往來、通車馬、是太平得路之謂乎、伏冀以還開關力、忠勇馳八極、武威傾九州、而掌上舞天下、量外致太平者、算日竢之、至祝至禱、稽首敬白、

奉納富士神前、　天正丁丑季夏六日　勝賴

〔諸州奇跡談上〕甲斐國

同國富士山、是は古歌にも駿河の不二と詠じ、又世俗にもするがのふじとのみ心得たるなれども、もと此山は甲州の山なるべし、其故いかんとなれば、甲州上吉田村表口に、三國第一山と勅額かゝり有也、鳥居の高サ四丈三尺也、駿河村山口より大刀三振、青指三貫文を、甲州郡内の御代官陣屋へ年ごとに上納せしと也、これは駿河のふじといわせまじき爲にや、其始をしらず、當御代吉宗將軍、彼大刀三振の代りに小刀三本、青指三貫文の代りに、青銅三百文上納すべきむねを命せらるゝ、有がたき御仁政なり、又駿河大納言様、富士山の道のりを改めさせられしに、其節も甲州吉田村大鳥居より、山上道法三百五拾七町十七間ありと云、古來は吉田より參詣のもの多く

後拾遺　何國ともかひの白ねはしらね共雪降毎に思ひ社やれ

〔後撰栞〈頭書増補〉大〕かひがね　古今集にみゆ、甲斐が嶺也、又かひのしら嶺ともいへり、後拾遺集にみゆ、

〔類聚名物考〈地理十五〉〕甲斐白嶺　かひのしらね

甲斐國　かひがねに同じ所なり、國府より北西の方に在り、

〔裏見寒話〈三山河〉〕白根が嶽〈西カ〉

富士につゞきての高山、初夏迄も白雪ありて、名のらずして見ゆる甲州一の大山、名所和歌多し、所跡の下に記す、名月過よりは嶺に雪見へ、四月末迄あり、

〔甲斐名勝志〈四巨摩郡〉〕白嶺　かひがねとも、かひのしらねとも云、名所なり、此山四時雪あり、駿河の國大井川の源は、此山中より出る、一説にかひがねは、一山の名にあらず、すべて甲斐の高山をいふといへり、〇下略

〔甲斐國志〈三十三山川〉〕巨摩郡西河內領

一白峯〈シラネ〉　此山本州第一ノ高山ニシテ、西方ノ鎮タリ、國風ニ所詠ノ甲斐ガ根是ニシテ、白根ノ夕照ハ八景ノ一ナリ、南北ヘ連ナリテ三峯アリ、其北ノ方最モ高キ者ヲ指シテ、今專ラ白峯ト稱ス、中間嶺ヲ隔テヽ、武川筋蘆倉村ニ屬セリ、本村ヨリ絕頂ニ至ル凡拾里許、正シク西ニ當レリ、若シ其絕巓ニ攀登セント欲スル者ハ、必ズ盛暑ノ時ヲ以テ候トス、再宿シテ纔カニ還ルベシ、相傳曰時ヲ記ル、〇中略中峯ヲ間ノ嶽〈アヒ〉、或ハ中ノ嶽ト稱ス、此峯下ニ、五月ニ至リテ雪漸ク融テ、鳥ノ形ヲナス所アリ、土人見テ農候トス、故ニ農鳥山〈ノウトリ〉トモ呼ブ、其南ヲ別當代〈ダイ〉ト云、皆一脈ノ別峯ニシテ、總テ白峯ナリ、奈良田、湯島諸村ノ西ヘ連亘シテ、信州伊奈郡ニ界セリ、又駿遠ノ間ニ出ル、大井川モ此山ノ西南ヨリ發スト云、

〔袖中抄十七〕ふじのなるさは〈中略〉

富士とは、郡の名をとれる也、

〔士峯錄序〕君子國有一卷石、象山艮之象也、號而名富士山、一曰柴山、一曰二井山、蓬萊山者其別號、吾邦之地鎭也、或曰取郡之名而名山也、或曰取山之名而名郡也、未知孰是、世俗殊其字義聲音、而附會其說、頗似有據、珠玉玲々瓏々而出、材木鬱々蔡々而饒、鑪澤以富士民、故曰富士、昔山麓有老翁老嫗養鶯卵、卵化而成女兒、容色驚人、而又得黃金於竹林而富家、故曰富兒、其女兒長而與帝王寵、而後其婦昇天去、故曰婦盡、比之他之積土、挺秀而不二、故曰不二、四序含六出、旦暮吐烟雲、而千古萬今使不盡、故曰不盡、禁戒殺生、慈育禽獸、庶而富、故曰富慈、有神僊而居、藏不死之藥、故曰不死、又曰山者仁者之象也、仁者壽、故曰不死、萬葉集用或布仕、或布士、或不自、或布時、或布自之字、皆假其音而已、〈下略〉

〔古史傳神代三十一〕福慈ノ岳は、即富士ノ山なり、和名抄郡鄕部に、富士浮志とあり、諸書に又不盡、布士、不自、富縵等、皆色々に書るは、福慈の省言なり、抑福慈と書る字は、常陸風土記に所見たるが、此は富久士とも布久士とも讀べくおぼゆ、其は既に出たる氏の伊福部を五百木部とも稱ひ、御吹玉を御富伎玉とも云を思に、此山の名はもと富久士なりしを、布久士と云ひ、省て富士と云りと通ればなり、〈福には福は布の假字にも用べき字なれば、福慈を乃チフロと讀べく思れど、猶に熟思ば、これは布久ロと讀べく書たるなり、宣長云、古人も、富は古事記に意富、富岐美、又意富富郡命、嶽富美、夜、又富耳、富耳等、皆保の假字に用られたりと云へりき、〉然らば富久士とは何なる意ならむと云に、富は穗なり、久士は彼高千穗之久士布流峯の久士と同く奇の義にて、此山の卓て高く、天進て穗の如く奇靈に立たる義なるべく、其郡名を富士と云は、此山の立たる故の名なるべし、〈下に引く都良香朝臣の富士山記に、古老傳云、山名富士、取郡名也と有は、本末を違し說なり、〈中略〉宣長云、〈中略〉取郡名とは、袖中抄神社考に引る縣も同說なれど、皆彼記の說を誤しなめり、さるを釋常庵集に、駿州富士之郡國也、蓋郡者七、富士其一也、蓋由山得名、譬會稽山之在會稽郡、金峯山之在金峯郡と云るは、顚倒說に符ていと珍たし、〉

〔和漢三才圖會甲斐六十九〕○甲斐白嶺　又云○甲斐之嶺

生駒山、東踰膽駒山、而入中洲、其嶺曰闇上峠、是乃境目也、

〔日本書紀 神武三〕戊午年四月甲辰、皇師勒兵、歩趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山、而入中洲、

〔萬葉集 秋雜十〕妹許跡、馬鞍置而、射駒山、擊越來者、紅葉散筒、

〔和漢三才圖會 大和七十三〕宇陀郡

國見山

國見山　在伊賀見村之 伊賀大和國界

〔大和名所圖會 七〕國見山 伯母谷村の西南にあり、國樔へ、林樹鬱茂にして、山路嶮しく、人跡絶たり、これより西南を續て峯中といふ、

〔日本書紀 神武三〕戊午年九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之巓、瞻望域中、時國見岳上則有八十梟師、十月癸巳朔、天皇嘗其嚴瓮之粮、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見丘、破斬之、是役也、天皇志存必克、乃爲御謠之曰、伽牟伽筮能、伊齊能于瀰能、於費異之珥夜、異波臂茂等倍屢、之多儴瀰能、之多儴瀰能、阿誤豫、阿誤豫、之多太瀰能、異波比茂等倍離、于智弖之夜莽、于智弖之夜莽、謠意、以大石喩其國見丘也、

駿河國富士山

〔運歩色葉集 地〕富士山 万葉之不盡山、此山甚高、嶺雪不盡故也、又四時雪不盡故也、今日此山體女體也、或富ニ野子ハ、竹取姫以テ名也、人皇第七代孝靈帝紀三年日庚三月十五日、一日夜變地湧出ス、其高一由旬也、或云天文十七年戊申二千二十五年也、

〔書言字考節用集 乾坤一〕富士山 不盡、不死、不二、並同、駿州富士郡、本朝文粹、古老傳云、山名富士、取郡名也、又宋景濂日東曲、峻嶺直雌三州間云々、今按三州謂駿豆甲也、

〔類聚名物考 地理十一〕富士山

桐葉集 名所二 五 富嶽 富士の異字同名種々有 万葉集歌集の題號出すしのなり

不二の高ね　不盡のたかね　時しらぬ山　消せぬ雪根　二つなきみね　不二の芝山　富士の小山　ふじの高山　不二の氷山　をそ見山　老せぬ山　よもぎふ山　不二の雪山　初雪やま　大やま　ちはやぶるおはね山

葛城山

〔懷風藻〕從三位中納言丹墀眞人廣成三首

五言、遊吉野山、

山水隨臨賞、巖谿逐望新、朝看度峯翼、夕翫躍潭鱗、放曠多幽趣、超然少俗塵、栖心佳野域、尋問美稻津、

七言、吉野之作、

高嶺嵯峨多奇勢、長河渺漫作廻流、鍾地超潭豈凡類、美稻逢仙同洛洲、

〔伊呂波字類抄〕加國郡葛木(カツラキ)大和國葛上郡、七高山之一也、

〔運歩色葉集〕多葛城山王吉野

〔書言字考節用集〕一乾坤葛城山(カツラキヤマ)和州、今按、跨二葛上葛下忍海三郡一者、　金剛山(コンガウセン)和州葛上郡

〔和漢三才圖會〕七十三大和葛上郡

金剛山　在和州河州界、○中略相傳曰、當山與金峯山同、金山而金剛砂亦出於此、凡生當山藥品皆佳、

〔和州巡覽記〕葛城山(カツラキ)　篠峯(シノミネ)の南にあり、篠峯より猶高き大山也、是金剛山也、山上に葛城の神社有、山上より一町西の方に、金剛山の寺あり、轉法輪寺と云、六坊有、山上は大和なり、寺は河内に屬せり、婦人は此山に上る事をゆるさず、大和の方のふもとより一里有、河内の方のふもと水分の社より六十六町あり、或説に、日本四番の高山なりと云、此山に登れば、大和、河内、攝津、其外諸國眼下に見ゆ、

〔源氏物語〕三十六柏木よひのまぎれに、かしこに參りぬ、おとゞはかしこきをこなひ人、かづらき山よりさうじ出たる待うけ給て、加持參らせんとし給、御修法讀經なども、いとおどろおどろしうさわぎたり、

生駒山

〔書言字考節用集〕一乾坤生駒山(イコマヤマ)和州平群郡

〔和漢三才圖會〕七十二大和平群郡

思乍叙來、其山道乎、

或本歌

三芳野之耳我山爾、時自久曾雪者落等言、無間曾雨者落等言、其雪不時如、其雨無間如、隈毛不堕、思乍叙來、其山道乎、

右、句々相換、因此重載焉、

〔萬葉集一雜歌〕幸于吉野宮之時、柿本朝臣人麿作、

八隅知之、吾大王之、所聞食、天下爾、國者思毛、澤二雖有、山川之、淸河內跡、御心乎、吉野乃國之、花散相、秋津乃野邊爾、宮柱、太敷座波、百磯城乃、大宮人者、船並弖、旦川渡、舟競、夕河渡、此川乃、絶事奈久、此山乃、彌高良之、珠水激、瀧之宮子波、見禮跡不飽可聞、

反歌

雖見飽奴、吉野乃河之、常滑乃、絶事無久、復還見牟、

〔萬葉集十三雜歌〕三吉野之、御金高爾、間無序、雨者落云、不時曾、雪者落云、其雨、無間如、彼雪、不時如、間不落、吾者曾戀、妹之正香爾、

〔古今和歌集十九雜體〕

左のおほいまうちぎみ

もろこしのよしのゝ山にこもるともをくれんと思われならなくに

〔奥義抄下ノ上〕もろこしのよしのゝ山にこもるともをくれんと思ふわれならなくに

此歌、ものしりたりとおぼしき人は、李部王の記に、吉野山は五臺山のかたはしの、雲に乘て飛きたるよし見えたり、されば、もろこしの吉野の山といふ也など申せども、今案とぞきこゆる、たゞ心ざしふかきよしをいはんとて、もろこしのよしのゝ山とは、いまいひいでたることなり、

或紀云、宣化天皇三年八月、勾大兄天皇(安閑天皇)現魂於金峯、告吉野國縣主物部吹荒子曰、我是勾大兄丸也、元在戸科外天内津宮明津宮、昔成天皇取國政焉、今成此山神、吾是權現神、護實祚守國、叶乎民之願、權現神名始於此時、

按、此事不載乎實錄、故未審、任他此神靈驗、古今所人識也、其山多有金、然無掘取、

〔令義解二僧尼〕凡僧尼有禪行(謂禪靜也)修道、意樂寂靜、不交於俗、欲求山居服餌者(謂服辟穀藥而靜居、靜行氣也、謂不服餌、亦願山居也、)三綱連署、在京者僧綱經玄蕃、在外者三綱經國郡、勘實並錄申官、判下、山居所隷國郡、(謂假如山居在金嶺者、判下吉野郡之類也、)每知在山、不得別向他處、

〔義楚六帖二十一國城州市〕日本國

亦名倭國、東海中、秦時徐福將五百童男、五百童女止此國也、今人物一如長安、又顯德五年、歲在戊午、有日本國傳瑜伽大教弘順大師賜紫寬輔、又云本國都城南五百餘里有金峯山、頂上有金剛藏王菩薩、第一靈異、山有松檜名花軟草、大小寺數百、節行高道者居之、不曾有女人得上、至今男子欲上、三月斷酒肉欲色、所求遂云、菩薩是彌勒化身、如五臺文殊、

〔續古事談四神社佛寺〕金峯山ノ御在所ニハ、九月九日ヨリ後三月三日マデ、人マキラズ、コレハタヾ寒氣ニヨリテノミニアラズ、天人タダリテ供養シ給トモイヒ、又邪魔ヒマヲウカヾヒテ充滿ストモイフナリ、

〔萬葉集一雜歌〕天皇(天武)〇幸于吉野宮時御製歌

淑人乃、良跡吉見而、好常言師、芳野吉見與、良人四來三、

紀曰、八年己卯五月庚辰朔甲申、幸于吉野宮、

〔萬葉集一雜歌〕天皇(天武)〇御製歌

三吉野之、耳我嶺爾、時無曾、雪者落家留、間無曾、雨者零計類、其雪乃、時無如、其雨乃、間無如、隈毛不落、

す、樵木を薪にせず、故に樵夫櫻を賣らず、若薪の内に櫻あれば、里人是をゑらびすつ、是里人の偏に櫻を愛するにもあらず、藏王權現の神木にて惜み給ふと云つたへて、神の祟を畏るゝ故なり、

〔拾芥抄　下本　十九〕本朝五奇異

金峯山　大和國、雖黄金由、世莫土石、可ㇾ爲ㇾ金、

〔壒嚢抄　六〕閻浮檀金(エンブダンゴンナンリヤウ)歟挺ナンド云ハ、何ナル金ゾ、

凡金ハ、三國ニ有共、昔ハ此國ニハ希也、サレバ聖武天皇東大寺御建立ノ時、大佛ノ薄(ハク)ノ爲ニ金ヲ求メ給フニ、无カリシカバ、和州金峯山ハ、金ノ山也ト申セバトテ、良弁僧正ニ仰テ、藏王權現ニ申請サセ給ヒケルニ、夢中ニ示シタノ曰、我山ノ金ハ、慈尊出現世ノ時、大地ニ布ン爲ナレバ、取事不ㇾ能、近江國志賀郡水海岸ノ南ニ一ノ山アリ、大聖垂迹ノ處也、彼ニ行テ可ㇾ申ト、仍僧正彼山ヲ尋給フ處ニ、老翁有テ釣ヲ垂ケルガ、良弁ニ語テ曰、此山之上ニ一之靈巌アリ、八葉之蓮花之如シ、宗靈常ニ雙(ナラビ)、遍光照耀、是觀音利生砌也、我ハ亦當山ノ地主、比良ノ明神也トテ、忽ニ隱給ヌ、

〔宇治拾遺物語　二〕今はむかし、七條に薄うちあり、みたけまうでしけり、まゐりてかなくづれをゆいてみれば、まことの金の樣にてありけり、うれしく思て、件の金を取て、そでにつゝみて、家にかへりぬ、おろしてみければ、きら〳〵として、まことの金なりければ、ふしぎの事也、此金とれば、神なりおしん雨ふりなどして、えとらざんなるに、これはさる事もなし、この後も、此金をとりて、世中をすぐべしと、うれしくて、はかりにかけてみれば、十八兩ぞ有ける、

〔和漢三才圖會　五十六　山〕金峯山(カンブサン)　吉野山　國軸山　和州在二吉野郡一、南北深遠東西止二一峯一、凡三里許、○中略

按、金剛藏王菩薩、出二于國覺經一、普賢觀經、役小角始入二當山一、後所ㇾ安二置佛像一、當山保神未ㇾ詳、延喜式所ㇾ載金峯神社、不ㇾ曰二神名一也、或云少彦名命、或云安閑天皇、

いふは神仙のあたりなり、千載集詞書にも、みたけより大峯にまかりはいりて、神仙といふ所にてとあり、

〔和州巡覽記〕凡此山は、六田の方の麓より、奥の院まで百餘町の間、民家なき所は、左右皆並木の櫻也、又左右の傍も、下の谷も、左右のかげなる所々の谷々にも、皆櫻多し、まれに杉有、二三月は花の世界と云つべし、櫻は谷底に多くして、山にはなし、春は麓より先花開初て、やうやく山に咲のぼりて、奥の院にておはる、麓の花盛過て、中の花盛になる、中の花盛過て、上の花盛に開く、其間大やう三十日許有、又晩櫻は麓にも所々に在て、春の季、奥の院の花盛の比、盛に開く有、初櫻は高き所にあるも早く咲也、凡此山の櫻は、皆一重なり、八重櫻は山中及民家僧坊に一株もなし、寒風はげしき年、或風雨久しく續けば、花の容色あしゝ、故に年に寄て好否あり、山僧の曰、此四十年以前は、今よりも此山に櫻多し、今は昔より少なし、山僧又曰、凡此山の花、上中下一時に不開といへども、大やう立春より六十五日に當る比を盛の最中とす、又里人數人に問にも、皆如此いへり、但年の寒温によりて遲速あり、是町より前の櫻多き所のさかりにあたる、吉野の町より少前東の方に山のさし出たる所有、櫻のさかり此あたりより、左の谷の内まへよりむかひ、左より右およそ方二十町ばかり、たゞ一目に見えて、皆花の林なり、おもしろき事たとへていはんかたなし、雪のあけぼのはたゞひたしろにて、わいだめなし、此所花のところ〴〵にさきほころびたるよそほひ、うき世の外の物にやとあやしまる、およそ櫻は雲すきに見えたるはあやなし、山のかたほとり、又谷そこにありて、むかひにすき間なき所にあるを見たるがよき也、此所の花は、四邊の山のかたはら、谷のそこにあるを、たかき所よりのぞみ見て、たとへば大なる盆などの内を見るやうにぞ侍る、がうやうのめでたき見ものは、やまとには云におよばず、おそらくは見ぬもろこしにもあらじとぞ思ふ、其外のあだし國はさら也、子守より上の花はおそし、此山にて櫻を切事を甚禁

〔赤染衛門集〕くらまにまうでしに、きよねにみてぐらたてまつらせしほどに、いとくろうなりしかば、

ともすらんかたゞにみえずくらま山きよねの宮にとまりぬべし

〔謡曲〕鞍馬天狗

シテ詞加様に候者は、鞍馬の奥僧正が谷に住居する客僧にて候、扨も當山にをひて、花見の由承及候間、立越よそながら梢をも詠ばやと存候、狂言是は鞍馬の御寺に仕へ申者にて候、扨も當山にをひて毎年花見の御座候、殊に當年は一段と見事にて候、去間東谷へ唯今ふみを持て參候、いかに案内申候、西谷より御使に參りて候、是に文の御座候御覽候へ、〇中略上歌同花さかば告んといひし山里の〳〵、使は來り馬に鞍、くらまのやまの雲珠櫻、手折枝折をしるべにて、奥も迷はじ咲つゞく、木陰になみゐていざ〳〵花をながめん、

〔書言字考節用集一乾坤〕吉野山又作芳野、和州吉野郡、

〔和漢三才圖會七十三大和〕吉野郡

吉野山　一名金峯山、又名金御嶽、〇中略本朝七高山之内、其土皆黄金也、因稱金御嶽、〇中略凡南北山深遠未知里程、東西不過三里、

〔書言字考節用集二乾坤〕金峯山和州吉野郡、義楚、日本國都城南五百餘里、有二金峯山一、

〔伊呂波字類抄見部〕金峯山大和國吉野郡、七高山其一也、

〔書言字考節用集二乾坤〕御嶽和州土俗、斥二金峯山一曰二御嶽一、

〔伊呂波字類抄加部神社〕金峯吉野郡十座內、名神大、月次、相嘗、新嘗、

〔本經樓漫筆二〕釋迦ケ嶽　金峯山より釋迦が嶽まで十三里、釋迦が嶽より神山まで六里半ありとなり、俗には金峯山を大峯とこゝろへたれど、それは誤なり、金峯山は御たけにて、大みねと

妙高山　筑波山　赤城山　白峯嶽　雲邊　膽吹山　脊振山　霧島　大山(相模)　妙義山

山城國愛宕山

〔伊呂波字類抄(安部)〕愛宕護山(アタコヤマ)(山城葛野郡、七高山之一也、)

〔書言字考節用集(乾坤二)〕愛宕山(アタゴ)(山城州葛野郡、號二手白山白雲寺一、祭神二坐、伊弉册尊、火產靈尊、本地勝軍地藏、)

〔國花萬葉記(二下山城)〕愛宕山　王城の正方西也、行程三里餘、京三條通より西へ出て、さいしやうがはら、帷子(カタビラ)の辻、太秦(ウヅマサ)、さが迄二里也、さが中の院より一の鳥居にかゝる、是より坂道五十町也、試(コヽロミ)の峠愛にくつかけの松有、清瀧(タキ)川橋有、火打權現清瀧より四丁、境の松迄五丁目、是より高雄栂尾(トガノヲ)みゆる、　杉の本は大なる杉有、是より月の輪觀音堂みゆる、日ぐらしの瀧あり、是より奥にかはらけを谷間へなぐるなり、大岩二十六丁目、是より丹波龜山の城みゆる、　下の茶屋上の茶や、此所ちまきの名物也、

〔倭訓栞(中編一阿)〕あたご　愛宕をよめり、神名式に、丹波國桑田郡阿多古神社とみゆ、○中略　登蓮必究にも、日本愛宕山と見えたり、今は山城に屬せり、一說に、神社もと洛北鷹峯の東に在しを、光仁帝の元年に、慶俊今の地に移して、愛宕護山と號すといふ、

〔山城名勝志(九上葛野郡)〕愛宕護山

諸社根元記云、西ニ八咫(ヤタ)ノ鏡アリ、日ノ神岩戸ヲ出サセ給フ、其御光ノサシムカフケシキ、八咫ノ鏡ニ顯レタルヲ、名付テヤタノ峯ト云フ、後世ノ人アタゴノ山ト云、　拾遺　なき名のみ高をの山といひ立る人はあたごの峯にや有らん、八條おほい君、　玉吟　我宿はそなたを見てぞなぐさむる誰かあたごの山といひけん、家隆、

鞍馬山

〔國花萬葉記(二下山城)〕鞍馬山　都の北に當りて行程三里也、寺町通北の頭くらま口より、御ぞろ池畑(ハタ)枝(エダ)と云在所へかゝり市原村へ出る、又室町通よりかもへ行すぐに、市原へ出る道有、鞍馬山下向に僧正が谷へ出、きぶねへ出ル道者、僧正が谷に義經の名跡數多有、

古事類苑

地部四十四

山下

〔二中歷 四名山歷〕七高山 比叡 比良 伊吹 神峯 愛宕 金峯 葛木幷七

今按、比叡(在近江國志賀郡) 比良(在同國高島郡) 伊吹(在美濃國不破郡) 神峯(在攝津國島上郡) 愛宕護(在山城國葛野郡) 金峯(在大和國吉野郡) 葛木(在同國葛木郡)

已上承和三三十三符、春秋二季各請九箇日修之、每寺給穀五十石、

〔塵添壒囊抄 十二〕七高山トハ何レゾ

比叡(ヒエ) 近江國志賀ノ郡ニアリ 比良(ヒラ) 同國高島郡ニアリ 伊吹(イブキ) 美濃國不破郡ニアリ、本ハ異吹(イブキ)ト書ク也、 愛宕護(アタゴ) 山城國葛野(カドノ)郡ニアリ 神峯 攝津國島上ノ郡ニアリ、 金峯(キンプ) 大和國吉野ノ郡ニアリ 高野(カウヤ) 紀伊國伊都(イト)ノ郡ニアリ

但異說アル歟、是一義ノ分也

〔和漢三才圖會 五十六山〕本朝富士山爲至高、其次則越之白山也、又有七高山、

比叡山(在江州志賀郡) 比良山(在江州高島郡) 伊吹山(在濃州不破郡) 愛宕(アタゴ)山(在城州葛野郡) 金峯(キンプ)山(在和州吉野郡) 神峯山(在攝州島上郡) 葛木山(在和州葛上郡)

〔諸國名物志〕日本高山

富士山 金峯山 白山 葛城山 大山(伯耆) 日光山 淺間山 御嶽 駒嶽 湯殿山 立山

〔萬葉集 五雜歌〕大伴佐提比古郎子、特被朝命、奉使蕃國、艤棹言歸、稍赴蒼波、妾也松浦〈佐用嬪面〉嗟此別易、歎彼會難、卽登高山之嶺、遙望離去之船、悵然斷肝、默然銷魂、遂脱領巾麾之、傍者莫不流涕、因號此山曰領巾麾之嶺也、乃作歌曰、

得保都必等、麻通良佐用比米、都麻胡非爾、比例布利之用利、於返流夜麻能奈、

後人追和

夜麻能奈等、伊賓都夏等可母、佐用比賣何、許能野麻能閉仁、必例遠布利家無、

最後人追和

余呂豆余爾、可多利都夏等之、許能多氣仁、比例布利家良之、麻通羅佐用嬪面、

最々後追和二首

宇奈波良能、意吉由久布禰遠、可弊禮等加、比禮布良斯家武、麻都良佐欲比賣、

由久布禰遠、布利等騰尾加禰、伊加婆加利、故保斯苦阿利家武、麻都良佐欲比賣、

肥前國　領巾麾山

我助無、便用御鏡實置此處、其鏡即化爲石、見在此山中、因名曰鏡山、又見河海抄玉鬘

〔萬葉集三挽歌〕河内王葬豐前國鏡山之時、手持女王作歌三首○一首略
王之、親魄相哉、豐國乃、鏡山乎、宮登定流、
豐國乃、鏡山之、石戸立、隱爾計良思、雖待不來座、

〔源氏物語二十二玉鬘〕おりていくきはに、うたよまゝほしかりければ、やゝひさしう思ひめぐらして、
君にもし心たがはゞ松浦なるかゞみの神をかけてちかはん略○下

〔源氏物語湖月抄二十二玉鬘〕君にもし　註　肥前國松浦郡鏡明神は太宰少貳藤原廣嗣が靈也、又かがみ山は神功皇后の御かゞみ化して石となれるを、鏡山といへり、これをも鏡の神と云べきにや、○下略

〔言字考節用集二乾坤〕領巾麾山肥前國松浦郡、佐用姫麾領巾處、見萬葉、

〔萬葉集抄五〕肥前國風土記云、松浦縣之東三十里、有領巾麾岑、領巾麾、此云比禮府離、最頂有沼、計可半町、俗傳云、昔者檜前天皇之世、遣大伴紗手比古領任那國、于時奉命經過此墟、於是篠原村篠謂資濃也有娘子、名曰乙等比賣、容貌端正、孤爲國色、紗手比古便娉成婚、離別之日、乙等比賣登此峯、擧領招、因以爲名、

〔西遊雜記七〕巾振山は、相傳ふ、松浦佐用姫夫宿禰狹手彦渡唐を戀み、此山に登り漕行く船をしたひて、終に石となりしといふ說を傳へて、今望夫石と號し、婦人の俯して伏たる形の、凡四尺計もあらんと覺しき石あり、昔は谷底にありしを、小堂を建其中に入れて、今有る所に移しあり、旅人此石を見んと思ふ時は、麓の寺に來れ行て、開帳代として三十銅にても五拾銅にても出して、鍵をかりて戸を開き見る、中華にも望夫石の事跡有、夫を聞傳て、此所にも似像石の有しを幸として、跡もなき說を傳へし者成べし、婦人の化して石となりしとは、あまり成異說を云傳しものなり、

以來、北自近江狹々波合坂山以來爲畿內國、

〔萬葉集一雜歌〕越勢能山時、阿閉皇女御作歌、
此也是能、倭爾四手者、我戀流、木路爾有云、名二負勢能山、

〔江吏部集上〕妹妖山下卜居、（翠田簾子十五首中其二）
一從山脚卜林泉、應事無復正濃然、羅張月前開鏡匣、松窓風度撫琴粧、臨臺曉夢雲相似、女兒春心水自傳、萬歲藤爲隨手杖、攜持乘興弄潺湲、

〔紀伊國名所圖會三編二伊都郡〕妹妖川（賴通公高野詣記）　十七日壬午、天晴、辰剋供御膳所之饗饌、了令立宿給之間、國司獻華船於河邊、令候氣色、殊有許容、忽以移御、爰解錦纜、而漸權、妹山妖山之紅葉浮沈、卷珠簾而閑望、斜岸遠岸之青苔展茵、或有碧潭之湛々、或有白沙之漠々、奇巖怪石繞之參差、古松老杉亦以雜插、凡每所无不驚眼、每物莫不發興、其西不經幾程、暫之止御船、

伊豫國天山

〔伊豫古蹟志三久米郡〕天山邑、山亦名焉、古曰天日子山、上古伊弉冊生日神於斯山、故名焉、山頂有三神廟、逮乎神武卽位之後、移祭於倭州、稱彼曰日子山、卽今稱香語山是也、此卽天神七世郊祀之神、伊弉諾駐蹕之地、而日神降生之墟也、因稱云天山、中古以山萩顯矣、後世衰爽焉、

〔釋日本紀七〕伊豫國風土記曰、伊豫郡自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭在天加具山、自天天降時、二分而以片端者、天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山本也、其御影敬禮奉久米寺、

〔神代紀口訣三〕風土記、天上有山、分而墮地、一片爲伊豫國之天山、一片爲大和國之香山、

〔萬葉集抄五〕阿波國の風土記のごとくば、そらよりふりくだりたる山のおほきなるは、阿波國にふりくだりたるを、あ。ま。の。か。と。や。ま。と云、その山のくだけて、大和國にふりつきたるを、あ。ま。の。か。く。山といふとなん申す、

豐前國鏡山

〔萬葉集抄三〕豐前國風土記云、河郡、鏡山、（在郡東）昔者氣長足姬尊在此山、遙覽國形、勅祈曰、天神地祇爲

みにて、いはゆる序枕詞のたぐひにぞ有ける、

〔類聚名物考 地理十二〕背山 せのやま

妹背山をも、いも山といへり、紀伊吉野の界に在りといへり、又増基の熊野紀行を見れば、之、のせ山といふを、せの山とのみよめり、是は別山歟、又妹背山のせ山にや、妹背山の所在たしかならず、貝原氏の大和めぐりにも、此山の事を書り、その外古書に合せて考ふるに、さだかならず、再考をまつのみ、増基熊野紀行、之、のせ山に寐たる夜、鹿の声を聞て、うかれけんつまのゆかりにせの山の名を尋ねてや鹿のなくらん、今案に、此紀行に、前に吹上の濱にとまり、その次此山に宿りて、この次に岩代野に宿りしを思へば、吹上と岩代の間に在りとしられたり、

〔紀伊国名所図会 三編二 伊都郡〕妹妋山 妹山は西国村にあり、今長者屋敷といふ、妹山は背山村にあり、今妹伏山といふ、紀川を隔て、相対せり、或説に、大和国に妹山あり、兄山ありといふ、誤なり、

兩山の際大に迫りて、たゞ一條の流れを通す、孝徳天皇詔して爰を邦畿の南限と定給ふ、兄山は狹き山の義にして、地形より起れる名なるべきを、史に兄山と書るは仮字なるべし、むかしは此山背を越るを南海道とし、牟婁津明光浦などに行幸の時々も、これを越え給ふ、其比狹を妋の義にとりなして、是に対せる川南の山を妹山と称し、とりどり風詠せしによりて、妹妋山の名高く天下に聞えたり、いづれの世にかあらん、此わたりに鷹子長者といへる富豪の者ありけり、妹山のかたちなだらかにして、風景よきを賞し、山上を平らして玉楼を構へ、糸竹管絃の遊びをなしければ、いつとなく長者屋敷とよびなして、遂に妹山の名を失ひ、妋山もまた山足をきり開きて、今の官道とせしより、妹妋の変大に移れりとぞ、或云、妹妋山といふ俗説に、鷹島といふ島、妹山に達道せしことあり、こは長者の名、鷹子といふに本つけるものならんとぞ、

〔日本書紀 二十五 孝徳〕大化二年正月、凡畿内、東自名墾横河以来、南自紀伊兄山以来、兄此云制、西自赤石櫛淵

までの間に、河をへだてゝ二ならべる山なし、妹脊山と稱しがたし、此道は龍門の谷にて、伊勢へも紀州へも通る大道也、行人多し、龍門の谷長し、凡二十一村ありと云、兩山高くして谷迫れり、妹脊山より宮瀧へ行道も有、河上なり、

〔玉勝間十二〕又妹背山

寛政十一年春、又紀ノ國に物しけるをり、妹背山の事、なほよくたづねむと思ひて、ゆくさには、きの川を船よりくだりけるを、しばし陸におりて、此山をこえ、かへるさにもこえて、くはしく尋ねける、そは紀ノ國の伊都ノ郡橋本ノ驛より四里ばかり西に背山村といふ有て、其村の山ぞ、すなはち背山なりける、いとしも高からぬ山にて、紀の川の北の邊に在て、南のかたの尾さきは、川の岸までせまれり、村は此山の東おもての腹にあり、大道は川岸のかの尾さきの、やゝ高きところを、村を北に見てこゆる、道のかたはらにもやどもある、それも背山村の民の屋也、此山までは伊都ノ郡なるを、その西は那賀郡にて、名手ノ驛にちかし、かくて花の雪ノ卷にも、既にいへるごとく、妹山といふ山はなし、此背ノ山の南のふもとの河中に、ほそく長き島ある、妹山とはそれをいふにやとも思へど、此島はたゞ岩のめぐりたてる中に、木の生しげりたるのみにて、いさゝかも山といふばかり高きところはなし、又此島を背ノ山なりといふもひがことなり、そは川の瀨にある故に瀨の山とはいふと心得誤りて、背山村といふも、此島によれる名と思ひためれど、然にはあらず、萬葉に、せの山をこゆとあれば、かの村の山なること明らけし、川中の島は、いかでかこゆることあらむ、さて又川の南にも、岸まで出たる山有て、背ノ山と相對ひたれば、これや妹山ならむともいふべけれど、其山は背ノ山よりやゝ高くて、山のさまも、背の山よりをゝしく見えて、妹山とはいふべくもあらず、そのうへ河のあなたにて、大道にあらず、こゆる山にあらざれば、妹の山せの山みえてといへるにも、かなはざるや、とにかくに妹山といへるは、たゞ背の山といふ名につきての詞のあやの

〔和漢三才圖會紀伊七十六〕妹背山　在吉野山之續、雖有川吉野川末流於山交落紀川、　又有弱浦妹背山、

〔袖中抄十四〕いもせの山

ながれてはいもせの山の中におつるよし野のかはのよしや世の中

顯昭云、いもせの山とは、紀伊國にあり、吉野川をへだて、いもの山せの山とて、ふたつの山ある也、昔いもと・せうと、河をへだて、中のさかひを論じけり、遂に妹かちて、せの山の方ちかく堀て、吉野川をばながしたりといへり、彼いもとせうと、この二の山の中に小山あり、それをいもせ山と云とぞ、彼國の土民申けり、おぼつかなし、

〔和州巡覽記〕上市　吉野河の北岸に在町也、飯貝のむかひにあり、船にて渡る、上市よりも大和の國なかにこゆる道ありて、山谷へ入、是は芋が嶺に行道也、右に行ば龍門の谷の内に入、此地の河邊の兩旁に、河を濟て妹背山とて兩山有、飯貝の方にあるを脊山と云、西也、古城の形見ゆる、龍門の方にあるを妹山と云、東也、是は茂山なり、妹山脊山二ともに高からず、同じ大さなる山也、川をへだて、兩山相むかへり、兩山の間を吉野河流る、古今集の歌に、流ては妹脊の山の中に落る吉野の河のよしや世中、とよめり、妹脊山は名所なり、古歌多し大伴首が詩有、然るに古歌に、吉野によめる歌も、紀伊によめる歌もあり、故に顯昭が袖中抄、大名寄等には、妹脊山は紀州にありと見えたり、吉野川の下にありと云、然れ共紀州にあるは、川中にある島なり、脊山と云、妹山といふべき山其あたりに見えず、日本紀孝徳帝紀にも、紀伊兄山とかけり、是妹脊山にはあらず、古人名所の有所の圖をとりちがへたる事おほし、吉野の妹脊山は、古今の歌によくかなへり、紀州の兄の山は、古今の歌にあはず續後拾遺行家の歌に、ながれてもうき瀬なみせそ吉野なるいもせの山の中河の水、とよみ侍れば、此所にある妹脊山を是とすべし、是より外には、吉野川の末紀伊の湊

〔奥羽觀蹟聞老志 九牡鹿郡〕陸奥山（ミチノクヤマ）　今曰之金華山

此地古小田郡稱陸奥山、今屬牡鹿郡、號金華山、去鮎川東十餘町、其山高峻突兀、高八十丈、島廻三十二里、山形五峯、峯谿六十八區、溪澗亦四十八谷、山頂立天女堂、有寺號曰金華山大金寺、自島汀到鮎川江濱、已二十三町四十間、或曰五里十町 自江畔至華表十町四十間、自華表至岩下六十四間、自山顛至岸下二十三町、

按、此地古所謂陸奥山、延喜式所載黃金山神社是也、然後世合其地于牡鹿郡、稱其山于金華山、改號島名、俾其地失名區、換舊稱、安佛像、立淫祠、永沒古往神社社號焉、皆是浮圖役徒之輩、所以逞其術固其難、而惑世誣民之久矣、此者也、然州人國俗、悃然無知之者矣、

末松山

〔運歩色葉集 目〕末松山

〔和漢三才圖會 六十五陸奥〕末松山　松島之次有海邊　又有本松山中松山

相傳、昔夫婦契曰、如有浪越此山、則二中可離矣、然遠望之、恰似海波越過松山、

〔東遊雜記 二十四〕案内の者の物語に、末の松山は、街道より少し山の頂き見へて、僅ばかりのよりなり、是も宮城郡のうちにて、本の松山、中の松山、末の松山と稱し、小山三ッ并て、中にも末の松山低し、此地を八幡村といふ、寺有り、末松山宗圖禪寺と號す、則此寺山末の松山なりと相傳ふ、

〔古今和歌集 二十東歌〕陸奥歌

君をおきてあだし心をわがもたば末の松山浪もこえなむ

紀伊國妹妖山

〔伊呂波字類抄 伊國郡〕妹妖山

〔書言字考節用集 一乾坤〕妹背（イモセ）山 紀州伊都郡

〔和漢三才圖會 七十三大和〕吉野郡

妹背山（ぐら）　在宮瀧之西上市村之東、

ば、其やまにはる〴〵といりて、たかきやまのみねの、をりくべくもあらぬにおきてにげてきぬ、や、といへどいらへもせで、にげて家にきておもひをるに、いひはらだてける折、はらたちてかくしつれど、としごろおやのごとくやしなひつゝ、あひそひにければ、いとかなしくおぼえけり、この山のかみより、月もいとかぎりなくあかくて、いでたるをながめて、夜ひとよいもねられず、かなしくおぼえければ、かくよみたりける、

わがこゝろなぐさめかねつさらしなやおばすてやまにてる月をみて

〔北國紀行〕をば捨山は、いづれの嶺を隔て侍るぞと尋ね侍るに、いたりて遠くは侍らねども、山川雲霧重なりて、此ごろいとあやしき事の侍る道にてなど聞えしかば、只堂前の峯の上より遙かにながめ侍りて、

よしさらばみやこも遠くすむ月を面影にせん姨捨の山

〔書言字考節用集二乾坤〕金花山(キンクワサン) 奥州牡鹿郡、本朝黄金始出二當山一、

〔國花萬葉記十一陸奥〕金花山 仙臺東 此島山の磯邊に砂金有、凡人とる事あたはず、聖武帝の御宇に、金銅盧舎那佛の御代(みよ)に、初て此國山の金を獻せしも、藏王權現の神勅によつてなり、又金(こん)海鼠(こ)とて、なまこの名物此島根より出る黄金色にして光有、故金鼠と名く、

皇の御代さかへんと東なる陸奥山に金花さく

〔和漢三才圖會六十五陸奥〕金花山 在仙臺卯辰方、陸十三里中海上十七里 海島也 小田嶋

辨才天 江州竹生島、相州江島、藝州嚴島、攝州三嶋、又加二富士山、金花山、爲五辨才天之號、出二和州大峯下一、 有二寺名二大金寺一、

聖武帝天平二十一年 自當山一始出二黄金一、國司名百濟王敬福 獻二之京師一、帝甚喜、以爲是造二大佛一之瑞、勅稱得二此寶一、仍寄二東大寺一封、 其島傍所レ出海鼠、背帶二金色一、故號二金海鼠一、亦奇也、

山上有二三社權現一、山奧有二水晶大石一、高五丈許、六稜面三抱許、白色如二水晶一、

信濃國 姨捨山

驒國のたがへる類ひは、右にもいへるごとくなれど、かくのごとく正しく國の眞中にあれば、六帖の歌も、おそらくは都人の聞たがひ成べし、むかしとても聞たがひ有べければ、一首のうたをもて、現在の地理には爭がたし、

〔北國紀行〕明る年の十八のさ月の末に、飛驒の山路をしのぎ、あづまの方へ赴き侍りぬ、位山をみるに、千峯万山重りて、いづこを限ともしらず、

こずゑ吹あらしも高き位やまひはらが下にかゝる白雲

〔運歩色葉集 達〕姨捨山(ヲバステヤマ) 信州

〔書言字考節用集 一乾坤〕姨捨山(ヲバステヤマ) 信州更級郡、初云冠山、事見大和物語並謠曲、

〔和漢三才圖會 六十八信濃〕姨捨山 在同處屋代宿與戸倉宿中間、向有筑摩川、姨捨石有山腰、

更科山 星 川 在更科郡、此邊無雙月名所、

〔圓珠庵雜記〕更科山を、またはをばすて山といふ、眞淵云、更科は郡の名なり、近江の蒲生郡の野にがまふ野、大和の宇治郡の野をうぢ野といふが如く、いづれにもいへど、同じ山に二つ名あるにはあらず、

〔類聚名物考 地理十二〕更級山 さらしなやま 信濃國 更級郡

此山、すなはち姨捨山なり、さらしなのをば捨山と歌にも讀て、更級郡の内に有るは、かねてかくいふなり、

〔大和物語 坤〕しなのゝくに、さらしなといふところに、男すみけり、わかき時に、おやはしにければ、おばなんおやのごとくに、わかくよりあひそひてあるに、略○中 このおばいといたうおいて、ふたへにてゐたり、略○中 月のいとあかき夜、おうなどもいざ給へ、寺にたうときわざすなる、みせたてまつらんといひければ、かぎりなくよろこびておはれにけり、たかきやまのふもとにすみけれ

美濃國 喪山

〔古事記 上〕故天若日子之妻下照比賣之哭聲、與風響到天、於是在天天若日子之父、天津國玉神、及其妻子、聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、〇中略於是阿遲志貴高日子根神大怒曰、我者愛友故弔來耳、何吾比穢死人云而、拔所御佩之十掬劒、切伏其喪屋、以足蹶離遣、此者在美濃國藍見河之河上喪山之者也、

〔古事記傳 十三〕喪山もさだかならず、或人の說に、藍見川は不破郡府中村の藍川是なり、喪山は其藍川の上に、遠猟山と云ある是なりと云り、なほよく國人に尋ぬべし、松下氏が、今の當郡山なり、或書に證れるなりと云るはいかゞ、但かの遠猟山と當郡山と當里ければ、一の山にや、又風雲丸に、喪山にたな引と云々とあるは、八雲御鈔に、美濃とあるに付て、出貫山にやあらむと契沖云り、此歌は、近江國にて、身より見てよめるなり、これば美濃は國國なれど、なほ遠く國ゆ、又美濃國武人云、武儀郡大矢田村に、天王山と云あり、これ喪山なりと云り、又飛驒國に荒城郡荒城郷荒城神社もあり、上代には國國なりしが、後に國國には、なれるたぐひ多かれば、是らにも心をつくべし、又信濃の岐蘇のあたりも、古は美濃國なりしかば、そのあたりにても尋ぬべし、

飛驒國 位山

〔書言字考節用集 一乾坤〕位山(クラヰヤマ)飛州大野郡、天智帝御陵、江州大津宮、宮山多出笏、故名矣、

〔信濃地名考 中〕位山八雲鈔、飛驒國に位山、又飛驒國に、信濃かと云、大水しなの、又美濃云々、

六帖
衣手の色まさりけり信濃なるくらゐのやまは君がまに〳〵　よみ人しらず

〔岡田將筆 一〕位山は、なべての名所集飛驒と記せるを、六帖に、衣手のいろまさりつゝ信濃なる位の山は君がまに〳〵、といふうたあり、契沖あざりの吐懷篇に、此歌によれば、飛驒にあらざること明けし、もしは伊勢物がたりの、かふちの國いこまを見ればといへるも、伊駒は大和勿論なれども、西の方は河內にもかゝれば、かうかけるやうに、信濃ながら飛驒にもわたるにや、さりとも大かたにつかば、猶信濃とぞ申べきと判せらる、然るに此ころ飛驒高山加藤氏の書書に、位山當國大野郡宮村にありて、東信濃境まで十二里、南美濃境まで十七里、西美濃境郡上(グジヤウ)、越前加賀境迄各十二里、北越中境まで十四里にして、國の中央にある山なり、あるひは信濃とも美濃とも記せる書あるはいかにやといへり、美濃といへる書は、予いまだ見ず、何を證に出せるにや、凡古今

木綿疊手向乃山乎、今日越而何野邊爾廬將爲子等、

鏡山

〔書言字考節用集一乾坤〕鏡山江州蒲生郡、事見二風土記一、

〔和漢三才圖會七十一近江〕鏡山　在二守山之東北一、其西麓有二野路篠原一、又西有二月出島一、

〔近江名所圖會四〕鏡山街道の右にあり、或人の說には、天日槍といへる者、日の鏡を收しより名付初し也、此者こゝにて陶人となり陶を作りける今に土中より出る、後志賀集にうつるといふ、

〔古今和歌集雜十七〕鏡山いざたちよりてみてゆかん年へぬる身はおいやしぬると

このうたは、ある人のいはく、大伴のくろぬしが也、

〔古今和歌集二十大歌所御歌〕かへしもの、歌

近江のや鏡の山をたてたればかねてぞみゆる君が千年は　大伴黑主

これは今上のおほむべの近江の歌

三上山

〔書言字考節用集二乾坤〕三上嶽歌枕作二三神一、江州野洲郡、土俗謂二之蜈蚣山一、又謂二之都富士一、

〔淡海温故錄一野洲郡〕

三上山　又御神山、御上山共カケリ、麓ヨリ峯迄十八町アリ、嶮岨ニ峙チ立テリ、四方ヨリ詠ルニ、形同ジ、富士ニ似タリト云、名山靈嶺也、

昔此山ニ大ナル蜈蚣アリテ、勢田ノ龍宮城ヲ妨シテ、田原藤太秀鄕此ヲ射殺タリト云俗談アリ、

〔近江名所圖會四〕三上山一名杉山ともいふ、神社の上にあり、登路十八町、廻り五十町、俗に蜈蚣山ともいふ、秀鄕の由緖よりいひならはしける、絕頂には大龍王の祠あり、每歲六月十八日龍王祭とて、遠近來て登山す、

〔日本靈異記下〕依レ妨二修行人一得二猴身一緣第廿四

近江國野洲郡部内御上嶺有二神社一、名曰二陀我大神一、奉レ依二封六戸一、○下略

に持て篠原に入て、篠茅を刈て行道を分る、篠竹都て五六尺ばかり生茂りて、中に蜒路所々にありて、漸く手を引れて歩み行、

〔伊勢物語 上〕むかし男有けり、その男身をえうなき物に思ひなして、京にはあらじ、あづまの方にすむべき國もとめにとて行けり、〈中略〉ゆき〳〵てするがの國にいたりぬ、うつの山にいたりて、わがいらんとする道は、いとくらふほそきに、つたかえでは茂り、物心ぼそく、すゞろなるめをみる事と思ふに、す行者あひたり、かゝる道は、いかでかいまするといふをみれば、見し人なりけり、京に其人の御許にとて、文かきてつく、

するがなるうつの山べのうつゝにも夢にも人にあはぬなりけり

〔和漢三才圖會 近江 七十一〕相坂山 在松本濱與關中間、有清水、名關清水、又名小川、自此東稱坂東、又名之關東、凡關東二十八州、關西三十八州、

〔古事記 中 崇神〕爾自頭髮中採出設弦、一名云宇佐由豆留、更張追擊、故逃退逢坂、對立亦戰、爾追迫敗、出沙沙那美、悉斬其軍、

〔古事記傳 二十一〕逢坂、名の由縁書紀に見えて、次に引り、孝德紀大化二年、詔に、凡畿內ハ東ハ云々、南ハ云々、西ハ云々、北ハ自近江狹々波合坂山以來、爲畿內國、とありて、山城と近江の堺にて、近江に屬り、今大津の西なる坂路是なり、万葉六〈十五丁〉に、大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時、便超相坂山、望見近江海云々、木綿疊手向乃山乎今日越而、〈手向山、即逢坂山なり、〉十五〈十五丁〉に、吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸、十三〈六丁〉に相坂乎、打出而見者淡海之海、白木綿花爾浪立渡、又未通女等爾相坂山丹、手向草麻取置而、十五〈三十五丁〉に、和伎毛故爾安布左可山乎、故要氐伎氐、

〔萬葉集 六 雜歌〕夏四月、大伴坂上郎女、奉拜賀茂神社之時、便超相坂山、望見近江海、而晩頭還來作歌一首、

遠江國佐夜中山

〔萬葉集〕海底奥津白浪、立田山、何時鹿越奈武、妹之當見武、

右二首、今案不似御井所作、若疑當時誦之古歌歟、

〔運歩色葉集佐〕佐夜中山

〔書言字考節用集二乾坤〕佐夜中山 遠州佐野郡

〔和漢三才圖會六十九遠江〕佐夜中山 在新坂與金谷之交、峯有觀音堂、

〔東海道名所圖會四〕佐夜中山 日坂の東北の方なり、東海道筋荒井、舞坂より東に北を兼たり、故に東北とす、佐夜中山は八雲御抄に、さやの中山とあり、宗祇の方角抄にはたゞ小夜の山、西の麓を新坂といふとぞ、宗久が都のつといふ書に、さやの中山にもなりぬ、こゝをさよの中山、さやの中山といふ兩説あり、中納言師長公、當國の任にて下り給ひける時、土民はさよの中山と申侍りけるとて、中古の先達などもさやうに讀れて侍る、又源三位頼政は、さよの長山とぞ申ける、此たび老翁に尋ね侍りしかば、さやの中山と答侍りきと云々、又或が云、夜のこゝろを讀ざるにはさやといふとかたりき、按るに、此山遠江國佐野郡也、さやとさよとは五音相通なり、此例まゝ多し、いにしへより名高き名所にて、勅撰に古詠多し、

古今 東路のさやの中山なか／＼に何しか人を思ひ初けん　紀友則

かひがねをさやかにもみしがけゝれなくよこほりふせるさやの中山〇下略

駿河國宇津山

〔和漢三才圖會六十九駿河〕宇津山 在岡部與丸子間、有蔦細道、

〔東海道名所圖會四〕宇津山 岡部より十石坂を歴て、蔦谷口より坂路也、これをうつの山といふ、

宇津谷嶺まで壹里、和名鈔内屋郷有度郡とあり、今は安倍郡に屬す、〇中略

蔦細道は宇津の山にあり、海邊より右の方に狹道あり、これ古の細道なり、予東路巡覽の時、此道を見んとて、所の者を二人案内者とし傭ひて、此狹道を見る、まづ案内者なる二人、鎌を手々

飛鳥山

〔日本書紀 三十 持統〕七年九月辛卯、幸多武嶺、

〔萬葉集 九 雜歌〕獻舍人皇子歌二首

捄手折、多武山霧、茂鴨、細川瀬、波驟祁留、

〔日本書紀 十二 履中〕八十七年正月、太子到河内國埴生坂而醒之、顧望難波、見火光而大驚、則急馳之、自大坂向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、問之曰、此山有人乎、對曰、執兵者多滿山中、宜廻自當摩徑踰之、

〔延喜式 八 祝詞〕祈年祭

山口坐皇神等能前爾白久、飛鳥、石村、忍坂、長谷、畝火、耳無登御名者白氐、遠山近山爾生立留大木小木乎、本末打切氐持參來氐、皇御孫命能瑞能御舍仕奉氐、天御蔭日御蔭登隱坐氐、四方國乎安國登平久知食須我故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、

龍田山

〔書言字考節用集 一 乾坤〕龍田山 又作立田、和州平群郡、

〔玉勝間 五〕立田山小ぐらの峯

いにしへ大和より難波へもいづくへも下るに越し、立田山は、今のくらがり峠也といふ說のあるは、その名万葉九の歌に、小鞍嶺とあるに違ひ、又かの道ぞ、今の世にむねとこゆる道なれば也、そのうへそのあたりに、小倉寺村といふさへあるなれば、さもあらんとは思はれながら、立田神社と、ほどのいと遠きは、心得ぬことにおぼえしに、ある人の、立田山をぐらのみねは、くらがり越にはあらず、今の立野越なりといひ、又此ごろ師のいせ物がたりの古意のしりに附たる、上田秋成といふ人の考へにも然いひて、そのよしをくはしくわきまへたるはまことにさることゝぞ思はる、

〔日本書紀 十二 履中〕八十七年○仁德正月、太子於是以爲、畏少女言而得免難、○中略更還之、發當縣兵令從身、自龍田山踰之時、有數十人執兵追來者、

多武峯

〔書言字考節用集 一乾坤〕多武嶺（タフノミネ）談山嶺ガ嶽談ノ嶺、皇同、和州十市郡、　〔同 一乾坤〕談嶺（カタラヒノミネ）今云多武峯、出太、

〔和漢三才圖會 七十三大和〕十市郡

多武峯　一名五臺山　又龍岳　又談山　又談峯　東伊勢高山　西金剛山　北大神山　中央多武峯有三路、東倉橋五十餘丁、西細川三十七町、北卽北山四十一町、但此通路今絕矣、

〔多武峯緣起〕中大兄皇子謂中臣鎌足連曰、鞍作（鞍作者入鹿也）暴逆、爲之如何、願陳奇策、中臣連將皇子登于城東倉橋山峯、於藤花下談撥亂反正之謀、皇子大悅曰、吾子房也、若至天位、改臣姓爲藤原矣、仍其談處、號曰談岑、後用多武二字耳、

〔和州巡覽記〕多武の峯　談山とも云、吉野より四里餘、細嶺より一里北に在、細嶺より北へ流る、谷は櫻井の方へ下る、又道の傍に西より流出る橫濱有、是多武の峯の入口なり、橋あり、それより西へ六町ゆけば、多武の峯大職冠鎌足公の神廟有、右の峯の下の傍高所に在、南面也、峯頭にはあらず、廟堂門廡皆美麗を極む、甚儼然たり、社領三千石附り、廟前に澗水流る、廟後は青山美景也、向ひにも青山有、兩山の間近し、神廟の西に十三重の小塔あり、名譽の塔也、此下に大職冠鎌足公の遺骨を、其長子定慧和向、攝津國阿威山よりこゝに改葬せらる、此事元亨釋書第九卷定慧傳に見えたり、右に出たる十三重の塔は、唐より取來りし材なり、此事又釋書に見えたり、定慧は淡海公の兄なり、廟の左右とむかひは、皆僧坊なり、叡山の末寺也、多武の峯を出て、本の道に付て北へ少下れば、町屋有、是より麓までの道は嶮しからず、兩山の間の谷岨を漸くに下る、道の傍に村里多し、多武の峯より五十町下れば、多武の峯の鳥居のあと有、今は鳥居なし、是より多武の峯まで、每町に石表を立て、町數を刻む、鳥居の跡より櫻井の宿迄十六町有、

〔日本書紀 二十六齊明〕二年九月、於田身嶺冠以周垣、（田身山名、此云大務、）復於嶺上兩槻樹邊起觀、號爲兩槻宮、亦曰天宮、

るも、山とはいはねど、この山の事と聞ゆ、

〔日本書紀神代一〕于時神光照海、忽然有浮來者、曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故卽營宮彼處、使就而居、此大三輪之

神岳

〔日本書紀雄略十四〕七年七月丙子、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形、或云、此山之神爲大物主神也、或云菟田墨坂神、汝膂力過人、自行捉來、蜾蠃答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺虺、目精赫々、天皇畏蔽目不見、却入殿中、使放於岳、仍改賜名爲雷、

〔萬葉集雜歌一〕額田王下近江國時作歌、井戸王卽和歌、

味酒、三輪乃山、靑丹吉、奈良能山乃、山際、伊隱萬代、道隈、伊積流萬代爾、委曲毛、見管行武雄、數々毛、見放武八萬雄、情無、雲乃、隱障倍之也、

反歌

三輪山乎、然毛隱賀、雲谷裳、情有南畝、可苦佐布倍思哉、

右二首歌、山上憶良大夫類聚歌林曰、遷都近江國時、御覽三輪山御歌焉、

〔萬葉集雜歌三〕登神岳、山部宿禰赤人作歌一首幷短歌、

三諸乃、神名備山爾、五百枝刺、繁生有、都賀乃樹乃、彌繼嗣爾、玉葛、絕事無、在管裳、不止將通、明日香能、舊京師者、山高三、河登保志呂之、春日者、山四見容之、秋夜者、河四淸之、旦雲二、多頭羽亂、夕霧丹、河津者騷、毎見、哭耳所泣、古思者、

反歌

明日香河、川余藤不去、立霧乃、念應過、孤悲爾不有國、

泊瀨の小野にて、山野のありさまを見そなはして、擧暮利矩能、播都制能野磨播、繼體紀にも 万葉卷一に、隱國乃、泊瀨乃川爾、また隱口乃、泊瀨之山、卷三に、隱久乃、始瀨乃山爾、卷十三に、隱來笑、長谷之河、また、己母理久乃、泊瀨之河之云々、猶多けれど、さま〴〵に書たるを、こゝには擧 こは右の隱國と書るぞ、正しき字ならむ、山ふところ弘くかこみたる所なれば、籠り國の長谷といふべきもの也、國を久といふは、吉野の久孺を國栖と書がごとし、且日本紀、万葉などに、初瀨の國、初瀨小國ともいひたり、難波の國、吉野の國といへる類なり、 又此處は左右に山ありて、内は長く廣くて、入べき口の狹かれば、隱り口のはつ瀨てふ意ともすべし、されど猶前なるぞ古き意なるべき、後の人、古きふみどもに、假字にて、右の如く書たるをもみず、隱口をかくらくとよみ、その口の字を江に誤りて、こもりえといひ、泊瀨の泊を、古へ波都瀨とよむ事をもおもはで、とませとよめるなどは、誤りてしれ人のわざなり、

〔和州巡覽記〕初瀨　 迫瀨とも書、又長谷とも云、此地三輪より先は、兩山澗水を夾んで、谷中長き故に長谷と書なるべし、隱口のはつせと云も、山の口かくれこもりて、おくふかければいへるなり、櫻井より是まで一里半有、麓の町民屋多し、長谷寺は、元正天皇養老五年に創立、又文武天皇の御時、德道上人これを造立すとも云、

〔萬葉集一雜歌〕輕皇子宿二于安騎野一時、柿本朝臣人麿作歌、
八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、神長柄、神佐備世須登、太敷爲、京乎置而、隱口乃、泊瀨山者、眞木立、荒山道乎、石根、禁樹押靡、坂鳥乃、朝越座而、玉限、夕去來者、三雪落、阿騎乃大野爾、旗須爲寸、四能乎押靡、草枕、多日夜取世須、古昔念而、

〔書言字考節用集二乾坤〕三諸山今作二三室一和州城上郡、　〔同二乾坤〕三輪山則三諸山也、所レ綰之綠三丸綰遺事迹、見二舊事紀一、

〔圓珠庵雜記〕みわ山をみむろ山ともよめり、この外にまたみむろ山あり、

(頭注)古事記云、此者座二御諸山上一神也云々、宣長云、三輪山を御諸山といへるは、こゝをはじめにて、中卷水垣ノ宮の段、書紀同御代の卷などに見え、又繼體卷の歌に、みもろがうへにのぼりたちとあ

三諸山

初瀬山

愛京城傍耳成山畝傍山、則到琴引坂、顧之曰、宇泥咩巴椰、彌彌巴椰、是未習風俗之言語、故訛畝傍山謂宇泥咩、訛耳成山謂瀰瀰耳、時倭飼部從新羅人、聞是辭而疑之、以爲新羅人通采女耳、乃返之、啓于大泊瀬皇子、皇子則悉禁固新羅使者而推問、

〔萬葉集 一雜歌〕過近江荒都時、柿本朝臣人麿作歌、

玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、(或云、自宮)阿禮座師、神之盡、樛木乃、彌繼嗣爾、天下、所知食之乎、(下略)

〔萬葉集 一雜歌〕藤原宮御井歌

八隅知之、和斯大王、高照、日之皇子、麁妙乃、藤井我原爾、大御門、始賜而、埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者、(中略)畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、(下略)

〔運歩色葉集 山草〕初瀬山　又泊瀬

〔書言字考節用集 一乾坤〕泊瀬山　又作初瀬、和州城上郡、

〔和漢三才圖會 七十三大和〕城上郡

泊瀬山　初瀬、又云長谷、〔上〕　海士小船隱口、隱口、皆泊瀬之枕詞也、

〔冠辭考 一阿〕あまをぶね　はつせの山

万葉卷十に、海小船、泊瀬乃山爾、落雪乃、消長戀師、君之音曾爲流、こは船の湊などに泊着たるを、船はつるといへば、はつせのはつに冠らせたり、さて泊瀬と書たるを、後の人のとませと訓しは、甚しきものなり、大和國城上郡の長谷は、古事記に、(允恭條)波都世能夜麻能、雄略紀に、播都制能、野麻、万葉に、波都世能夜麻など假字に書たれば、動かぬ訓也、

〔冠辭考 三古〕こもりくの　はつせ

古事記に、(允恭條、輕ノ皇女)許母理久能、波都世能夜麻能、また、許母理久能、波都勢能、賀波能、日本紀に、(雄略天皇)

池、皇極ノ卷に蘇我ノ大臣の畝傍家、此ノ畝ノ字た、釋紀にも今ノ本にも共に誤て、卜へと訓るはひがことなり、續紀に文武天皇四年八月に、此ノ山の樹木の故なくして、枯たりしことも見ゆ、万葉一十一丁には、雲根火、耳梨、香山と三山の妻競の近江ノ宮ノ天皇ノ大御歌、又二十三丁藤原ノ宮ノ御井ノ歌に畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、三十八丁に輕市爾、吾立聞者、玉手次、畝火乃山爾、鳴鳥之、音母不所聞、四十三丁に、天翔哉、輕路從、玉田次、畝火乎見管などよめり、書紀此ノ御卷に、畝傍山此云宇禰縻夜摩とあり、神名帳大和ノ國高市郡畝火山口坐神社大月次新嘗あり、さて今北山の東南の麓に、畦樋村と云あるなり、今土人は樋な淸て呼り、然れども古書には傍字などを用て、皆濁音なり、

〔和州巡覽記〕畝傍山　今井八木の南道の四五町西にあり、里人は持明寺山と云、山の巽にうねび村、橿原村あり、神武帝の橿原の都地此邊なり、一說、山の東大久保と云所、橿原の都のあとなりといへり、日本紀に、神武天皇長髓彥をうち、天下を定め給ひ、畝傍山の東南橿原の地國のもなかなる故、都を作り給ふと見えたり、神武の陵はうねび山の艮に在今はわづかに殘れり、田の中に有、里人は神武田と云、大久保村、四條村の邊なり、又うねび山の西の麓に、神武天皇の御社有、又安寧天皇の陵は、うねび山の南に有由、日本紀に見えたり、帝王編年には、片鹽の浮穴の宮、畝傍山の北に在、又曰、今の四條村の北、皇居の跡也、安寧天皇の都也、乾の方に島田の陵有、是綏靖天皇の御陵也、坤の方に御蔭の陵有、是安寧の御陵也、巽の方に小谷の陵有、是懿德帝の御陵也、凡郡山より此間、大和の國中也、平原の地にて、碁盤の表のごとし、

〔日本書紀三神武〕己未年三月丁卯、下令曰、○中略當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎭元々、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇不亦可乎、觀夫畝傍山畝傍山此云宇禰縻夜摩東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之、

〔日本書紀十三允恭〕四十二年正月戊子、天皇崩、○中略十一月、新羅弔使等、喪禮旣闋而還之、爰新羅人、恆

耳梨山

畝傍山

〔運歩色葉集　見〕耳梨山

〔和漢三才圖會　七十三大和〕十市郡

耳梨山　在八木村之東、俗云天神山、又名耳高山、或云青菅山、

推古天皇有行幸、立離宮、

登山詳地則有響貫、如中虛、耳梨、畝傍、香久山、各知名、

〔和州巡覽記〕耳無山　名所也、俗には天神山と云、八木の町より五町許東に在、天香山の北也、此邊に鏡見の池有、万葉十六卷に歌有、八木よりうねび山、久米の方にゆく、又此道に歸て、安部飛鳥の邊を通りて、吉野の方に行はまはりなれ共、名所古蹟を多く見んため也、此大道は耳無山の南に在、此道は八木より櫻井へゆき、長谷へ通る路也、横大路と云、妻の池も、耳無山のかたはらに在と云、

〔大和名所圖會　六〕耳成山　或あるひは耳、無、等に作る、木原村上方にあり、四圍田野にして、古事典故たり、山中に梔子多し、因て又梔子山とよぶ、

後撰集　うだの野は耳なし山か喚子鳥よぶ聲にだに谷へさがらん　讀人しらず

忍し耳なしの山ならずともよぶ子鳥なにかはきかん時ならぬ音を　女王のみこ

袖中抄　あだ人は耳無山の紅葉かなまててふとしそきかでちりぬる　よみ人しらず

梔子山　耳なし山の一名なり

歌枕名寄　大和なるくちなし山の山賤はいわでぞおもふ心ひとつに　よみ人しらず

〔和漢三才圖會　七十三大和〕高市郡

畝傍山　俗云慈明寺山　在八木村之南一里、

〔古事記傳　十九〕畝火は、大和國高市郡にある山の名なり、此下なる大后の御歌に、宇泥備夜麻と見え、書紀欽明卷の歌にも見え、允恭卷に新羅の客が、此山を愛て宇泥咩巴椰と云ること、又推古卷に畝傍の

國曾、蜻島、八間跡能國者、

〔萬葉集略解 一上〕天のかぐ山は、古事記の歌に、比佐加多能阿米能迦具夜麻とあれば、あめのかぐやまとよむべし、

〔萬葉集 一雜歌〕天皇御製歌

春過而、夏來良之、白妙能、衣乾有、天之香來山、

〔萬葉集 一雜歌〕中大兄　近江宮御宇天皇　三山歌一首

高山波、雲根火雄男志等、耳梨與、相諍競伎、神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許曾、虛蟬毛、嬬乎相格良思吉、

反歌

高山與、耳梨山與、相之時、立見爾來之、伊奈美國波良、

〔播磨風土記 揖保郡〕出雲國阿菩大神、聞大倭國畝火香山耳梨三山相闘、以此欲諫止、上來之時、到於此處、乃聞闘止、覆其所乘之船而坐之、故號神阜、阜形似覆、

〔萬葉集抄 一〕三山者、畝火、香山、耳梨山也、見風土記、〇中略其由緣は、むかしは山川も夫婦の契をむすびけり、かゝるに、かぐやまは女山也、畝火山と耳梨山とは男山なり、しかるにみゝなしやま、はじめにかぐやまをけしやうするに、なにとなくうけひくけしきなりけり、そののちに、うねびのやま又かぐ山をけしやうするに、うねびの山はすがたもおゝしくよかりければ、これに心うりつにけり、をゝしといふは、けだかくよきなり、さてみゝなしやま、さきのやくそくにまかせてあはんとするに、かぐやまうけひかず、うねびの山これを聞て、ともにたゝかふ、これをみつ山のたゝかひと云也、いまこのみうたに、彼本緣をよませ給として、神代よりかゝるにあらし、いにしへも、しかにありこそ、うつせみもつまをあひうつらしきとは令詠給也、

〔和州巡覽記〕天の香山　ひきゝ山也、膳夫村と云、吉備村より南に在、道は香山の東を行也、萬葉幷風土記に、うねび山、耳梨山、香山を大和の三山と云、國中には此三山の外に山なし、吉野の方より來れば、蘆原嶺より北に、三山一目に見ゆ、

〔大和名所圖會　大〕天香久山〈鎭座傳記曰〉此山あり所をしる人なし、〈[illegible]月歌[illegible]曰〉此山のあり所ならひ傳ふる事ありとかや、披露におよぶべからず、〈釋日本紀曰〉伊豫國風土記曰、天降の時二つにわかれて、片端は倭國にとゞまり、天香久山といへり、片端は伊豫國伊豫郡にとゞまり、天山といふ是なり、〈詞林採葉曰〉凡此山は、本朝の靈山として、在所陰陽家に沙汰せらるゝ山也、〈○中略〉〈或書二、古書の曰、多武峯の東にあたりて高山あり、俗これを香羽山といふ、此山の半腹に香羽村あり、古來の天香久山は、此香羽山の事也、今の香久山は、ひきく小山にして、いにしへより讀たる山のけしきもなし、天香來といひならはしたる高山の、いかなれば賤くなるべきやうなし、何れの名所にても、むかし高山とよみしは、今も高く、むかし端山とよみしは、今も端山なり、是をおもへば、天香久山は、今の香羽山の事なるべしと云々、〉

〔古事記　上〕故爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎、〈那邇二字以音、下效此、〉謂易子之一木乎、乃匍匐御枕方、匍匐御足方而哭時、於御淚所成神、坐香山之畝尾木本、名泣澤女神、

〔古事記傳　五〕香山は、神名式に、大和國十市郡天香山坐云々、書紀神武卷に、香山、此云介遇夜摩、とあり、〈過を濁れること、是も皆て古書皆同じ、○中略〉萬葉に天降付天之芳來山とある此意なり、なほ此山をよめる歌は萬葉にも後世にもいと多し、〈山の南の麓に、今香山村と云もあり、土人は山をも村をも具を濁て呼ぶなり、〉

〔日本書紀　三神武〕戊午年九月甲子、有兄磯城軍、布滿於磐余邑、〈磯此云志〉賊虜所據、皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神、訓之曰、宜取天香山社中土、〈香山、此云介遇夜摩、〉以造天平瓮八十枚、〈平瓮、此云毘邏介、〉幷造嚴瓮、〈嚴瓮、此云怡途背、〉而敬祭天神地祇、

〔萬葉集　一雜歌〕天皇〈○舒明〉登香具山望國之時御製歌

山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、騰立、國見乎爲者、國原波、煙立龍、海原波、加萬目立多都、怜何

天ノ香久山所在有異說、未決定、今興善寺之西、有名南浦處、其地有天磐戸、其前有神樹、其少南有湯篠、名之湯篠、祭禮時必用榊及湯篠云々、蓋以石凝姥命、取天香久山銅鑄日像之義、立名耳、天磐戸亦然矣、

〔鋸屑譚〕萬葉集、香具山歌云、天降付天之芳來山、又云天降就神之香山、風土記云、天上有山、分而墮地、一片爲伊豫之國之天山、一片爲大和國香山、晉西天僧惠理、登杭川飛來峯、嘆曰、此是中天竺國靈鷲山之小山嶺、不知何年飛來、因名之と、同日之談也、

〔冠辭考一阿〕あもりつく　あめのかぐ山　かせ山

万葉卷三に、（香具山の歌）天降付、天之芳來山、また天降就神の香山云々、（猶多かれど略きつ）これは風土記に、天上有山、分而墮地、一片爲伊與ノ國之天山、一片爲大和國之香山といへり、思ふに神代紀に、美濃國の喪山は天より墮たるてふ類ひに、是も上つ代より、しかいひ傳へしなるべし、しかればいづこはあれど、香山は初國しらしゝ御時より、皇宮の鎭めともいはひ給ふからに、ことにたふとみて、天降著てふ語を、いひ冠らせしなるべし、さて安毛利都久は、安麻久太利都久てふ語なるを、約め略きていふ也、（安麻久太利の麻久を反せば牟となるを、通らし通はして毛といひ、且太をば略きたるなり、）此語は卷二十に、（天孫の天くだらしゝ事を）多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、卷二に、（天武天皇吉野より美濃へ幸給ふ事を）和射見我原乃、行宮爾、安母理座而、天下、治賜などもあり、〇中略

天ノ香山は、大和國高市郡にあり、且此山は、古事記に、（倭建命の御歌）阿米能加具夜麻とあり、同じ記に、天を阿麻と訓べきをば、そのよし注し分て、他の天は、皆あめと訓ことを、知しめたるなどに依に、此山は、古へは阿米の加具山と唱へし也、又香山此云介遇夜摩と神武紀に注し、古事記に加具とかき、香土を訶遇突智とかけるなど、かくのくを濁ること明らけし、（集中には、訓にまかせて、香來山、香久山など書たるは、假字なるを、後世人香の來る事也といひ、且かくのくを清て訓などは、皆よしなし、）

那羅山

〔和漢三才圖會大和七十三〕添上郡

手向山　在若草山之邊、略中　素性法師於是詠歌、據此歌稱手向山、

〔日本書紀崇神五〕十年、復遣大彥與和珥臣遠祖彥國葺、向山背擊埴安彥、爰以忌瓮鎭坐於和珥武鐰坂上、則率精兵進登那羅山而軍之、時官軍屯聚、而蹢跙草木、因以號其山曰那羅山、蹢跙此云布瀰那羅須、

〔古事記仁德下〕卽自山代廻、到坐那良山口、歌曰、都藝泥布夜、夜麻志呂賀波袁、美夜能煩理、和賀能煩禮婆、阿袁邇余志、那良袁須疑、袁陀弖夜麻登袁須疑、和賀美賀本斯久邇波、迦豆良紀、多迦美夜、和藝幣能阿多理、

〔古事記傳三十六〕那良山口、那良は上に出、傳二十二二十五葉の山口は夜麻能久知と能を添へて訓べし、月次祭祝詞に、山能口坐皇神等乃云々とあればなり、さて此山は山城國相樂郡より大和國添上郡奈良を越る道にて、いはゆる奈良坂なり、略中　さて書紀には、時に皇后不泊于大津、更引之泝江、自山背廻而向倭云々、卽越那羅山、望葛城歌曰とありて、御歌は此記と全同じ、かくてこれに據那羅山云々とあるに依れば、此紀に山口とあるは、那良の方より上る山口なり、

〔萬葉集一雜歌〕過近江荒都時柿本朝臣人麿作歌

玉手次畝火之山乃、橿原乃日知之御世從、或云自宮阿禮座師、神之盡、樛木乃彌繼嗣爾、天下所知食之乎、或云食來天爾滿、倭乎置而、靑丹吉、平山乎越、或云、虛見、倭乎置、靑丹吉、平山越而、○下略

天香久山

〔運歩色葉集同〕天香久山又具

〔運歩色葉集伊〕岩戸山天香久山也

〔書言字考節用集二乾坤〕餘香久山万葉作天芳來、和州十市郡土俗呼謂神岳山、或云天龍山、

〔和漢三才圖會大和七十三〕十市郡

天香久山　在與願寺西、

大和國春日山

處、還失灌漑、因茲國司等量便、禁制河邊、無令他所、諸國若有斯類者、不論公私、不在收限、其語寄有要、標占無要者事覺之日、必處重科、

〔園珠庵雜記〕類聚國史に大堰山とあるは、今の嵐山にや、

〔國花萬葉記大和三〕春日山　仁明帝の御時、當國の郡司に仰て、狩獵材木を禁制し給ふと有、

〔萬葉集三雜歌〕山部宿禰赤人、登春日野作歌一首并短歌、

春日乎、春日山乃、高座之、御笠乃山爾、朝不離、雲居多奈引、容鳥能、間無數鳴、雲居奈須、心射左欲比、其鳥乃、片戀耳爾、晝者毛、日之盡、夜者毛、夜之盡、立而居而、念曾吾爲流、不相兒故荷、

反歌

高按之、三笠乃山爾、鳴鳥之、止者繼流、戀哭爲鴨、

〔運歩色葉集〕三笠山

〔書言字考節用集二乾坤〕三笠山和州添上郡、春日山是矣、

〔國花萬葉記大和三〕三笠山　かすが山は總名にて、三笠山は引くだりてちいさき山也、春日社御座、

〔和漢三才圖會七十三大和〕添上郡

三笠山　總名曰春日山、明神鎭座小山名三笠山、

〔萬葉集二相聞〕靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌〇長歌略

御笠山、野邊往道者、己伎大雲、繁荒有可、久爾有勿國、

右歌、笠朝臣金村歌集出、

〔書言字考節用集一乾坤〕手向山〇〇〇和州春日社以南有武藏塚、是頁峯ノ安世卿古墳也、此地曰手向山、見歌枕、或云江州合坂山一名、

〔國花萬葉記大和三〕手向山　又武藏塚と號ス

東大寺八幡宮の後の山をいふと也、又異說有、不決、今社ノ南ト云、

大井山

者の城跡、米廩用水の井、馬乘場など今に有、

〔山城名勝志 十葛野郡〕嵐山 在大井川南、法輪寺西、

五鳳集云、嵐山賞花詩 城西三里是嵐山、二十年來百往還、人已數莖新白髮、花猶一笑舊紅顏、　龜山の仙洞に、吉野山の櫻をあまたうつし植て侍りしが、花の咲けるを見て、　續古 春ごとに思ひやられし三吉野の花はけふこそ宿に咲けれ　太上天皇　龜山殿七百首 あらし山暮るよりふる五月雨に夏てぞ瀧の音はきこゆる　左大辨宰相公明　新千載 あらし山是もよし野やうつすらん櫻にかゝる瀧のしらいと　後宇多院　同 さしもこそいとふ憂名のあらし山花の所といかでなりけん　前關白 自嵐山觀音堂二町許西、道左、古蹟稱吉野時勸請スル藏王堂ノ跡今存、土人呼權現ノ垣、

〔都名所圖會 四〕嵐山は大井川を帶て、北に向ふたる山なり、龜山院、吉野の櫻をうつし植ひし所とす、
新千 あらし山是もよしのやうつすらん櫻にかゝる瀧の白糸　後宇多院
續古 思ひいづる人も嵐の山のはに獨ぞいりし有明の月　法印覺寬
續千 あらし山瀧の花の梢までひとへにかゝる峯の白雲　前大納言爲氏

〔閑田耕筆 一〕嵯峨の嵐山は、昔よしのをうつされて、藏王權現を勸請あり、千本の櫻を栽られし所なるを、貞享の年間に著せし山州名跡志には、土地にふさはぬにや、今はさくらなしと書り、さるを近世は櫻あまたにて、都下の壯觀となりぬ、是も二十年前迄は、唯好士のみ遊びて、大かたの人はおむろに聚り、帷幕數十百をもて算へしに、今かしこはおとろへ、大井の川邊煩らしきまで茶店軒を並べ、水上は舟運行絃歌かまびすしく、なべてこゝを花の藪とす、世界の變遷かくのごとし、

〔日本後紀 十三桓武〕大同元年三月丁亥、大井、比叡、小野、栗栖野等山共燒、

〔日本後紀 十四平城〕大同元年閏六月□□勅云々、山城國葛野郡大井山者、河水暴流、則灌堤淪沒、採材達

山城國大内山

て其名を失ふを愼むべし、白山は唯壹峯にて、根張も大に、殊に雪四時ありて白玉を削れるがごとく、見るより目覺る心地す、又山の姿のよきは、鳥海山、月山、岩城山、岩鷲山、斎山、海門嶽なり、皆甚富士に似て、一峯秀出畫がけるがごとし、又景色無雙なるは、薩摩の櫻島山也、蒼海の眞中に只一ツ離れて獨立し、最嶮峻なるに、日光映ずれば、山の色紫に見え、絶頂より白雲を蒸がごとく、烟り常に立登る、たとへば青疊の上に、香爐を置たるがごとし、大抵海内の名山是等に留るべし、其山内の奇絶は、又別に書あり、今此所には仰望む所を論ずるのみ、

〔國花萬葉記山城二下〕大内山　洛西仁和寺の上の山也、此つゞきに玉山とて有、

〔書言字考節用集乾坤一〕大内山（オホウチヤマ）城州葛野郡、仁明帝放鷹之地、故承和十四ノ十月、勅授二從五位下一封レ之、

〔山城名勝志葛野郡八下〕大内山（花鳥餘情云、大内山は仁和寺の名所也、）

花鳥餘情云、承平三四六、若狹國所レ獻之鷹、放於大内山一云々、

〔袋草紙前於雜四十五〕おほうち　大内をいふ、○中略大うち山も同じ、源氏に、諸共に大内山は出づれどとよめり、左大將の直廬、中の重にありといへり、兼輔のうたに、

白雲の九重にたつ嶺なれば大内山といふにぞありける、又仁和寺の山をもいへり、亭子院のおはしませし所也、よて御室ともいふなり、衣笠内府

遙かなる都のいぬゐわが宿は大内山のふもとなりけり

〔新勅撰和歌集雜十九〕亭子院大内山におはしましける時、勅使にて參て侍りけるに、麓より雲の立ちのぼりけるを見て、よみ侍りける、　中納言兼輔

しら雲の九重にたつ峯なれば大内山といふにぞありける

嵐山

〔書言字考節用集乾坤二〕嵐山（アラシヤマ）本字荒字、城州葛野郡、

〔國花萬葉記山城二下〕嵐山　西山松尾の北、法輪寺の後の山也、此山に難瀨（ナセ）の瀧（タキ）有、又鄕西又八郎と云

に有之寄仙洞詠之、　さがの山は（行平詠之、嵐山、只天皇御事を山といへり、）　わしの山は（靈山也）　ゆきのみ山は（雪山也）　おほうち山（在名所部、寄大内也、普通寄禁中源氏云、）　大和物語、寛平御座大内山時、愛輔参て詠之、只寄内裏歟、延喜御時、被申叙位闕事、於法皇御記曰、延長七年、英明朝臣申、参今御寺、昨日御大内山参入之時、常御湯殿之間祇候事仰、仍夜哀二絶云云、しでの山（冥土）又も、へ山なにくれとよめるは、只やまの意也、

〔東遊記後編五〕名山論

余幼より山水を好み、他邦の人に逢へば必名山大川を問ふに、皆各其國々の山川を自賛して天下第一といふ、甚信じ難し、既に天下をめぐり、公心を以て是を論ずるに、山の高きもの富士を第一とす、又餘論なし、其次は加賀の白山なるべし、其次は越中の立山、其次日向の霧島山、肥前の雲仙嶽、信濃の駒が嶽、出羽の鳥海山、月山、奥州の岩城山、岩鷲山也、是に次で豊前の彦山、肥後の阿蘇山、同國久住山、豊後の姥が嶽、薩摩の海門嶽、伊豫の高峯、美濃の恵那嶽、御嶽、近江の伊吹山、越後の妙高山、信濃の戸隠山、甲斐の地蔵嶽、常陸の筑波山、奥州の本田山、御駒が嶽等也、其餘は碌々論ずるに不足、伯耆の大山、上野の妙義山は、余いまだ是をみず、其高低を知らず、出羽の羽黒山のごとき、其名甚高けれども、其山は甚低し、都の鞍馬山程には及びがかし、湯殿山も、叡山よりは低かるべくみゆ、是は佛神霊跡の地ゆゑに、参詣の者多きによりて、其名高き也、山の姿峨々として、嶮岨畫のごとくなるは、越中立山の劍峯に勝れるものなし、立山は登る事十八里、彼國の人は富士よりも高しと云、然れども越中に入りて、初て立山を望むに、甚高きを覺えず、數月見て漸々に高きを知る、是は連峯參差たるゆゑ也、最高く聳え、たがいに相爭ふ程なる峯五ッあり、劍峯も其一也、其外にも峯々甚多く連り、波濤のごとく連り、皆立山なり、此ゆゑに、たとへば都の北山を望むがごとし、遠くより見るに、何れを鞍馬山とも、稱しがたきがごとし、是をみても、人多能なる者は、反

れいひ同金　いたくら同顯輔　みかみの同拾　しかの同千載公行　近藤　い
し同長能　もる同實業　たかの名同新古匡房　きませの同拾清正ひえの山也、ひえの山をなば、我
山ともいふ、　いなばの美濃の松、因幡之由、見清補抄、古行平　ふなぎの同後通俊　後拾　みのゝを同新古伊勢歌ひとつ松
くら井飛也、　いやたかの峯、六位努木使之山拾能宣遇信の國山歟　をばすて信古今月をばすてざりけるさきは、かぶり山といふ也、在使
類抄、　あさまの同古今中作　さらしなの同拾　月　貫之　かざこしの同　ふたこ下野後撰
あひつの陸奥後撰鐵幹女　するのまつ同古今松山とも　興風波こゆる　しのぶ同伊勢物語　かへる[illegible]
古今　業輔　躬恒　習　神なび丹波義忠　千載　ちとせ同拾在出羽國名所也、清輔抄　たかかた石拾
くめのさら美作　古今　きびの中山備中古今備後境をわかす山也、有細谷川まかれふくは、たゞきびの山とも
いやたか同拾兼盛　たかくら同家經　調　なかたの同為政　千載　みかみの紀伊拾あふみにも有
たかの、同千載寂蓮　みくまの、同　新古今　あはち島淡後忠　いるさの但後撰　ひ
ぐらしの筑紫後撰歟　まちかね攝津後　調　いはや千恒衡　いはでの千顯輔　みくら千後頼
ひくの、拾　元輔　かまど拾　はなのを近　拾　まきのを山城宇治也にまきの山とも源氏同
いへり　まつの讃松山後拾なも松定頼やまとは近云りすゑ　ちりふの拾　つゝみの　こだかみ金
ら顯綱よこのう風さえくて　いぶき美濃さしも草近江　むらくもの丹波　このはれ清輔抄清少納言　いり
たちの同上　わすれずの陸同上六帖云あふくま河のあなたにや、人わすれずの山は、さかしきと云り、　かたさり同　あさ
くら同　おほひれ同　たまさか同清輔抄攝津國之由　いつはた越前也　なかむら長元和
大嘗　たまゝつ同　いなふさ同　さゞれいしの同　とみつき同　うりふ山こまのわ
たり山　清輔抄　をときくの尾　はなぞの参　はなそめとも　しづはた駿をとづれ
上總　うらみの信の　しほたれ美作　わふか紀　をとなし同　かたをか清輔抄名所と
いへり若只かたなか山歟、可尋事當　たかさごは總て山の名なりともいへり、何不入之、　はこやの山は、万葉

平才氏　山城とば山鳥羽　しら鳥の　しらつき山志真　たながみ山田上山　きつ
山集　みよしの、　すがの山すか乃　ほそ河山保曾　いなぶちの　山城ふたば山
若狭のちせの山後瀬　山城かせの山加世乃　しま山志万　みふねの山みよしのたきのうへの
ふる山　石見高角山たかつの　うつたの山宇津田　きの山　あそがき山　なほり山
かくれの山　肥後いはくに山　いさみの山　しはつ山　とませ山　近江しほ
つ山　越後くさかの山　こしのおほ山白山か　・あはの山　おほは山　おも山
大和あまのかぐ山　大和まきもく山　近江あさづま山　いため山　かせの山
大和きさの中山東　なごしの山　はがひの山春日にあり　たかまどの山　たか山
まつの山　たゆらぎの山　あは山　ひとくに山　うの花山　おほきの山　こ
城さ山　はつせの山こもりなふれ江のあま　いかご山　井かるの山　屋のの神山くつまかす　たか
かりかの山　みなぶち山　うへかた山　まきての山いしがそで　ひら山　たか
山　ゆふ山木綿　くらゐ山　大和なみくら山さゝなみの　まつち山　なふせの
山　かるの山　ひとへ山　三輪山みむろなり　こちこせ山　にかみ山　安
[illegible]せの山　いもの山　なぐさ山　かみをか山　あきの山　たち山　ふたつ島
山　のとか山　こはだ山やましなの　いはへの山　しはを山　あづま山　な
すけ山　たかしま山　ひきての山ふすまてを　さみの山　かも山　とませの山
かくれぬの　いはむら山　おほの山　おはせの山　あしほの山　下野みかもの
山　秋な山　うすひの山　おひた山　ゆふま山　奥州こもち山　このもの山
よらの山　あかみ山　はこね山　あしくま山　わをかけ山　かまくら山
あそ山　せき山　くらはし山はしだての　きならの山　たむけの山ゆふだ、み

山守

〔倭訓栞中編二十七〕やまもり　山守なり、日本紀、萬葉集にみゆ、

〔日本書紀應神十〕四十年正月甲子、立菟道稚郎子爲嗣、即日任大山守命、令掌山川林野、以大鷦鷯尊爲太子輔之、令知國事、

○按ズルニ、古代山官ノ事ハ、官位部伴造篇ニ在リ、

〔續日本紀元明五〕和銅三年二月庚戌、初充守山戸、令禁伐諸山木、

〔萬葉集相聞二〕石川夫人歌一首

神樂浪乃、大山守者、爲誰可、山爾標結、君毛不有國、

〔後撰和歌集春二〕花山にて、道俗酒たうべける折に、　素性法師

山守はいはゞいはなむ高砂のをのへの櫻をりてかざゝむ

名山

〔枕草子一〕山は　をぐらやま　みかさ山　このくれやま　わすれ山　いりたちやま　かせやま　ひはのやま　かたさり山こそ、誰に所をきけるにかとをかしけれ、いつはたやま　のちせの山　かさとり山　ひらのやま　とこの山は、わが名もらすなと、みかどのよませ給ひけん、いとをかし、いぶき山　あさくらやまよそに見るらん、いとをかしき、いはた山　おほひれやまもをかし、りんじのまつりのつかひなど思ひ出でらるべし、たむけ山　みわのやまいとをかし　おとは山　待かね山　玉さか山　耳なし山　するのまつ山　かづらき山　みのゝおやまは、そやま　くらゐ山　きびのなかやま　あらし山　さらしな山　をばすて山　をしほ山　あさまやま　かたゝめ山　かへるやま　いもせやま

〔奥義抄上ノ末〕出萬葉集所名　普通名所不注

山

山城さゞさか山（しらとりの鷺坂山、又ほそのひれ共、）　同神山　大和みもろ山（見毛呂　味酒）　こせ山（古勢）　をすての山

等切拂候儀、可爲勝手次第候、

右之通、京都最寄御領私領寺社領共、不洩樣可相觸候、

正月

山高

〔地方凡例錄一下〕一山高之事

村中入會の山ありて、山稼をいたすに付、山高を請け、本途並の年貢を出して、村高に結び入、此山高の結びやうハ、檢地の節反別を改ることもなく、山稼の助成を見積り、納め來る役米、其村の免合等を見合せて高に直す、又村により新檢を請け、古檢の高に不足有之とき、古高ハ減じがたく、山稼も有之に付てハ、山高を請けて本高に合せおくこともあり、又ハ繩組繩竪等にて無之山ハ、反別を改め、田畑石盛の位に應じて、高に結ぶこともあり、是又下々畑山畑などいふ名目にて、實ハ畑にてハ無之、粗朶立木等の山あり、是等を山高とハ不申、畑高に入ることなり、

たて山

〔俚言集覽中編十三〕たてやま　人を禁じて、草木を伐採ざるの山をいへり、西土に封綿上山といへる是也といへり、

札山

〔[illegible]本文書三十〕以上

和氣之郡山之儀、從當年札山に被仰付候間、御札を取、山へ入可申候、斫斧伐堅停止に候、若拔札仕候者なた、かま、牛馬之儀ハ不申及、其主曲事可申付候、於樣子者、壺水半左衛門、多賀長九郎可申渡候也、

慶長九

三月廿七日

中村主殿助

正勝花押

備前和氣郡

總百姓中

覺

淀川大和川江落合候川上ハ、山々開畑山畑停止、向後林ニ被仰付候、領内又ハ其近邊御料私領共ニ、手寄次第一ヶ年二三度宛、家來差遣、無油斷林仕立候樣ニ可被申付候、山割并奉行人申付樣等ハ、御勘定頭中江可被相伺候、以上、

八月

寛保二戌年二月

川邊通り御林等之儀ニ付御書付

御勘定奉行江

一河邊通り之御林、其外百姓持山ともに、所々伐拂地新畑ニ開候儀ハ、堅仕間敷候、伐拂不申候而難成節ハ、右跡地ハ御林ニ相成候樣ニ、心掛ケ可申候、百姓も可爲同斷事、

一河邊通り之御林、彌立置、枝多キハ下枝をおろし、木込合候所ハ、剪透シ候樣可仕事、

一山中御林、大木ニ而御用可立分ハ、彌立置、其外ハ百姓願候ハヾ伐拂、跡地ハ開發申付可然事、

一山々より土砂押出候所々之川端通り江ハ、雜木を植付立、次第見合伐拂、其後元のごとくにしげり候ハヾ、又伐拂、追々右之通ニ仕候ハヾ、根入深相成、河端通り土砂押出シ候抱ニも可相成事、

右之通、御代官共江可被申渡候、

二月

〔吹塵錄 一〕文久三亥年正月

大目付江

今度帝都四方山嶽之立木、勝手ニ切拂候義、向後可爲停止候、併民間柴薪之要も可有之候間、下草

〔類聚國史 七十九 政理部〕弘仁九年十二月辛亥、禁伐近江國滋賀郡比良山林木、以備官用也、

〔律疏 賊盜〕凡山野之物、已加功力、刈伐積聚、而輙取者、各以盜論、（謂、草木藥石之類、有人已加功力、或刈伐、或積聚、而輙取者、各准積聚之處時價、計贓依盜法科罪、）

〔新編追加 雜事〕一山野河海事

右領家國司方地頭分、以折中之法、各可致半分之知行、加之先例有限年貢物等、守本法、不可違亂之、

〔德川禁令考 五十九 山川林木荒地〕寛文六午年二月二日

諸國山川掟

定

一近年ハ草木之根迄掘取候故、風雨之時ハ川筋江土砂流出、水行滯候之間、自今以後、草木之根掘取候儀可爲停止事、

一川上左右之山方、木立無之所ニハ、當春より木苗を植付、土砂不流落樣可仕事、

一從前々之川筋河原等ニ新規之田畑起候儀、或竹木葭萱を仕立、新規之致築出、迫川面申間敷事、

附山中燒畑、新規ニ仕間敷事、

右之條々、堅可相守之、來年御檢使被遣、從之趣違背無之哉、可爲見分之旨、御代官中江可相觸者也、

寛文六午年二月二日

久世大和守

稻葉美濃守

阿部豐後守

酒井雅樂頭

貞享元子年八月

川上之山々開畑山畑停止林仕立候事

自率迎之、諮言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、二曰白、〇中略天皇惡之、不得進行、卽留于來田見邑、權興宮室居之、仍與群臣議之曰、〇中略因備猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、〇下略

〇按ズルニ、豐後國風土記、石窟ヲ磐窟ニ作ル、

〔肥前風土記松浦郡〕大家島在郡西

昔者纏向日代宮御宇天皇〇景行巡行之時、此村有土蜘蛛、〇中略天皇勅命誅滅、自爾以來、白水郎等就於此島造宅居之、因曰大家島、島南有窟、有鍾乳及木蘭、〇下略

〇按ズルニ、穴居ノ事ハ、尙ホ人部土蜘蛛篇ニ詳ナリ、

〔萬葉集三雜歌〕博通法師往紀伊國見三穗石室作歌三首

皮爲酢寸、久米能若子我、伊座家留、三穗乃石室者、雖見不飽鴨、

常磐成、石室者今毛、安里家禮騰、住家類人曾、常無里家留、

石室戸爾、立在松樹、汝乎見者、昔人乎、相見如之、

〔日本書紀二十九天武〕五年五月、勅禁南淵山、細川山、並莫蒭薪、又畿內山野元所禁之限、莫妄燒折、

〔續日本紀五元明〕和銅三年二月庚戌、初充守山戸、令禁伐諸山木、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年十二月庚辰、詔曰、山川藪澤之利、公私共之、具有令文、如聞、比來或王臣家、及諸司寺家、包幷山林、獨專其利、是而不禁、百姓何濟、宜加禁斷、公私共之、如有違犯者、科違勅罪、所司阿縱、亦與同罪、其諸氏冢墓者、一依舊界、不得斫損、

〔類聚國史七十九禁制〕延曆十二年八月丙辰、禁葬埋京下諸山、及伐樹木、

〔日本後紀十三桓武〕延曆廿四年十二月丁巳、勅、大和國畝火香山耳梨等山、百姓任意伐損、國吏寬容、不加禁制、自今以後、莫令更然、

國に多し、上古穴居野處の遺なるものの成べし、いはや山は備中也、

〔藻鹽草山四〕窟

かさぎのいはや山しろ、歌なにしおはゞつれはゆるぎのもりにしもいかでかさぎのいはやすくぬる、みはの窟きの國、まのすゝきくめのわかごしいましけるみはのいはやはみれどあかぬかもいたてる松の木、あしづの窟おはなもちすくなひこなのおはしけるしづのいはやはいく世へぬらん　まやうの窟れまぐ　清見がたひとり窟　窟のとこ名所にあらず　神の窟　ゑぞが窟　よし野の窟やまと　みねの窟　おくの窟

こけの窟　露ふる窟　窟のはら

〔日本書紀一神代〕素戔嗚尊之爲行也甚無狀、略○中見天照大神方織神衣居齋服殿、則剝天斑駒穿殿甍而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、故六合之內、常闇而不知晝夜之相代、略○下

〔萬葉集三雜歌〕生石村主眞人歌一首

大汝、小彥名乃、將座、志都乃石室者、幾代將經、

〔閑田耕筆一〕萬葉集に、おほなむちすくな彥名の作けん靜の巖屋は見れどあかぬかも、とあるしづのいはや、いづかたともしられず、抄物にも、いはれず、あるひは播磨の石の寶殿をそれなりといふは、非なること論なし、然るに近年小篠道冲といふ人、石見國濱田侯の臣にて、京師逗留の日話せられし趣を傳きくに、其國邑知郡に靜窟といふもの有、ゆゑに其鄕を岩屋村と號す、鏡岩といふもの、下に小社ありて靜權現と稱す、略○下

○按ズルニ、石寶殿ノ事ハ、尙ホ神祇部社網篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

〔出雲風土記出雲郡〕宇賀鄕、略○中卽北海濱有磯、略○中自磯西方有窟戸、高廣各六尺許、窟內有穴、人不得入、不知深淺也、夢至此磯窟之邊者必死、故俗人自古至今、號云黃泉之坂黃泉之穴也、

〔日本書紀七景行〕十二年十月、到碩田國、略○中到速見邑、有女人、曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕而

所増、非許氏之舊、此所引恐有誤、○中略今本玉篇穴部云、窟室也、穴也、土部云、堀、堀地爲室也、則知、此所引土部文、按慧琳音義引云、堀堀地爲室也、是慧琳所見亦作爲室、此引爲窟恐誤、又按蓋窟本作堀、後變作窟、又或從土堀也、則堀古字、窟堀皆今字、廣本野王按以下八字、作一云堀地爲之六字非、

〔類聚名義抄 七穴〕窟増二正音イハヤ アナムロ スミカ ホラ ホル イハムロ 和タツ コウ

〔伊呂波字類抄 伊地儀〕窟イハヤ 石窟

〔運歩色葉集 伊〕窟イハヤ

〔書言字考節用集 一乾坤〕窟イハヤ石窟　窩同五車韻瑞、穴居也、増韻、窟也、　石龕同文選　石室同

〔和漢三才圖會 五十六山〕洞音嗣　洞和名保良　窟訓以波夜　巖和名以八保　岫和名久木

穴居曰窟、高同石窟曰巖、岩同其深通曰洞、山穴似袖處曰岫、○中略

窟俗云塚穴　穴居也、處處山麓有之、和州河州多有之、凡南面口狭奥濶、或書云　孝靈天皇三十六年六月火雨、帝先知之、詔令造塚隱栖、又云　武烈天皇二年火雨、民築石室居焉、按不悉然、古者未精柱壁之巧、時民多穴居之跡、和河二州本朝最初地也、日向亦有之乎、可尋、既有窟窩字、而異國亦然、○中略

洞空也幽也、保加夏加之訓略言和州葛木山有石洞、號洞籠之窟、口方五六尺、深二町餘奥有深濶、水緣而其奥無識者、洞中四圍皆石滑利、而流水可浸足踝、處處有佛像、其堆彫亦不凡、相傳役小角在住時、大蛇出於此、

伊豆伊東崎山中有洞、建仁三年六月朔日將軍頼家使和田平太胤長入之、自巳至酉出云、大蛇蟠盤而殺之、然不得見其奥而歸、

富士山有洞、俗號人穴、右同月三日使仁田四郎忠常入之、翌日出云、穴中狭闇、蝙蝠群飛、白蝙蝠亦有、徐至穴濶有鍾乳、有大河、有神人、容貌甚奇異、従者四人見之倒死、古老云、淺間大菩薩安坐也、

〔倭訓栞 中編二〕いはや　倭名抄に窟字をよめり、石室の義也、自然のものあり、人爲のものあり、諸

窟

〔東雅二地理〕岫クキといひ、洞ホラといふと、倭名鈔には見えたり、日本紀には、洞の字讀てクキといふと註せられけり、上古の語に、クキといひしは漏也、古事記に、殺神火神を斬給ひし、御刀之手上に集る血、手俣より漏出といふ事をしるして、漏讀て久岐といふと註し、又舊事紀に少彦名命、父神の指間より漏落しと見えしを、古事記には手俣より久岐落としるせし如きこれ也、されば隙ありて漏れ出べき所をも、クキといふ、間道讀てクキチといふが如きこれ也、（前に見えし書に讀てクグチといふ此也、クといひクといふは韓語なり、岫も洞も山穴なれば、クキとはいふなり、洞またホラといひしは、掘也、日本紀には掘の字讀てホルといふ、ホルといひ、ホラといふ、また韓語也、）

〔倭訓栞前編八久〕くき　日本紀に、洞ノ字岫ノ字をよみ、新撰字鏡に、嶮岫をもよめり、洞は岩穴ありて、道を通ずるをいひ、岫は岩穴ありて、袖に似たるをいふ也、又漏をよめり、古事記に自我手俣久岐斯子也と見ゆ、義相通ふ成べし、くゞりの義、くり反き也、長明が東紀行に、くきが崎といふなる荒磯のはさまを行と見えたり、

〔日本書紀七景行〕十八年七月丁酉、到八女縣、則越藤山、以南望粟岬、詔之曰、其山峯岫重疊、且美麗之甚、若神有其山乎、

〔日本書紀八仲哀〕八年、皇后別船自洞海洞此云久岐入之、潮涸不得進、

〔日本書紀十一仁徳〕六十七年、乃諸虬族滿淵底之岫穴、悉斬之、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕羈旅發思
玉釧、纏寢志妹乎、月毛不經、置而八將越、此山岫、

〔倭名類聚抄十居宅〕窟　說文云、窟音骨、和名伊波夜　土室也、一云堀地爲之、

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕昌平本、下總本、有和名二字、昌平本注末有又音屈三字、按二音並不與廣韻合、神代紀、景行紀、石窟同訓、万葉集用石室字、〇中略　原書无窟字、土部有堀字、云突也、段曰、突爲犬從穴中暫出、因謂穴中可居曰突、亦曰堀、俗作窟、俗字又土部有堀字、云兎堀也、段玉裁謂、說兎堀字、後人

岫

〔古語拾遺〕令手置帆負、彥狹知二神、以天御量〈大小斤雜器等之名也〉伐大峽小峽之材、而造瑞殿、〈古語美豆能美阿良可〉兼作御笠及矛盾、

〔古事記〕〈下雄略〉是以還上坐於宮之時、行立其山之坂上歌曰、久佐加辨能、許知能夜麻登、多多美許母、幣具理能夜麻能、許知基知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、〈下略〉

〔萬葉集〕〈十七〉紀朝臣男梶應詔歌一首

山乃可比、曾許登母見延受、乎登都日毛、昨日毛今日毛、由吉能布禮禮婆、

〔古今和歌集〕〈一春〉歌奉れとおほせられし時に、よみてたてまつれる、　貫之

櫻花さきにけらしなあしびきの山のかひよりみゆるしら雲

〔古今和歌集〕〈雜体十九〉法皇にしかはにおはしましたりける日、さる山のかひにさけぶといふことを題にてよませ給ふける、　みつね

わびしらにましらななきそ足引の山のかひあるけふにやはあらぬ

〔金葉和歌集〕〈二夏〉人々十首歌よみけるに、郭公をよめる、　源俊賴朝臣

まちかねてたづねざりせば子規たれとかやまのかひになかまし

〔倭名類聚抄〕〈一山谷〉岫　陸詞云、岫山穴似袖、〈似祐反、和名久木〉

〔箋注倭名類聚抄〕〈一山石〉景行紀、欽明紀同訓、新撰字鏡、嶂嶺訓久支、按久岐之言漏也、古事記云、自手俣漏出所成神、本注訓漏云久岐、古事記又云、自我手俣久岐斯子也、是也、萬葉集、伯勞之草具吉、保登等藝須、木際多知久吉、之氣美登姒久々鶯、又本書鵠訓加夜久岐、皆同語、後世云久具利久具流、久具利者、久岐之延語、久具流者、久々之延語也、久岐蓋謂山之有穴可潛行、然則訓岫字為允、〈中略〉按說文、岫山穴也、與此義同、山田本無也字、廣本同、

〔類聚名義抄〕〈五山〉岫〈音袖、山穴、窟古、クキ、ホラ、イハホ、〉

〔類聚名物考地理十四〕山峽　やまのかひ　峽和名抄、山のかひ、

かひはあひといふに同じ意なり、萬葉集に、背山を背加比と訓たるはせがみといふが如し、それとは似て心たがへり、間といふにちかし、○中略

かひ　峽　甲斐がね

〔南嶺遺稿第三〕かひがねといふは、山のするどく立て、諸山に勝れ目立たる峯を云ふ、山のかひよりみゆる白雪などよむも、絶頂に在る白雪なり、甲州はするどく高き山多き故、かひの國といへりとぞ、或人の仰られしにつきて、よく思へば、俗語に甲斐々々敷といふ詞有り、又かひなきといふ詞あり、甲斐々々しきは、しかとその物の見えたるを、山の高く見えたるに准らへ、甲斐なきは功も無しといふ心なるべし、○中略山のかひとは、峽字を訓て、字書に、山峭夾水曰峽と見えたり、蜀楚の交の山に、三峽といふ山有るも、峯谷の行交て、三所峽の在れば云ふ成べし、山の絶頂にはあらず、萬葉にこの詞多くあり、そかひとも云ひ、背向とも書り、そむきあひの略にて、山のそばだちたるを云ふ、そかひに見ゆる、山の白雪もそれにて聞えたり、又甲斐國も、山そばたちさかしければ、かく云ふなり、くだものゝ甲たる說は、跡もなき事なり、徂徠翁が、甲斐國の道記を、中峽紀行と名付しも、是を思ひて書るなり、そがひに立るそか菊とよめるも同じ詞なり、甲斐は假名書なり、義はあらず、

峽　かひ　を

この詞、和名抄に山のかひと訓り、古事記には谿八谷峽八尾と有るによれば、尾と同じく訓り、いづれにも時によるべきなり、

〔延喜式八祝詞〕大殿祭

今奧山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部乃齋斧乎以伐採氐、○下略

峽

其始、山陬の方言よりや出ぬらん、ヤといふは、ヤツといふに同じくして、ヤの語にツの音を納めしなるべし、セといふは、大和の國の狛瀬、一には長谷としるし、舊説にセとは狹之謂也といふなり、ウナといふは、信濃國更級郡には小谷郷あり、チウナといふなり、田畦の高低あるによりて、ウネといへば、山谷の高低あるをも、ウナといひしにや、ハザマといふは、日本紀に蘇我入鹿の家を、谷の宮門といふとしるされて、谷讀てハザマといふと註せられたり、今も陸奥國には、ハザマといふ地名多かり、これら其始め東山の方言に出たるにや、唯いづれにも、當時の方言同じからぬによれるに似たり、谿、倭名鈔に、讀て谷と同じく、爾雅、水出山入川曰谿の説を引たり、さらばこれは、我國に谷川といふ者、即此也、

〔倭訓栞前編十四多〕たに　谷、谿、渓をよめり、垂の義、山のなたりをいふ也、にとりと韻通ず、よて山城國乙訓郡の神谷を、神名帳に神足と書し、伊勢國度會郡の井谷を、類聚本源には、井足とみえたり、

〔鹽尻十〕鎌倉にて、谷をやつと呼、江都にては谷と云、一谷四谷等の如し

〔日本書紀二十四皇極〕三年十一月、蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣、雙起家於甘檮岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰谷宮門、谷此云波佐麻、

〔倭名類聚抄一山谷〕峽　考聲切韻云、峽山間陜處也、咸夾反、俗云山乃加比、

〔箋注倭名類聚抄一山石〕按、夜麻能賀比、見雄略天皇御歌、載在古事記、大殿祭祝詞、奥山乃大峽小峽、亦應訓加比、源君以爲俗語誤、加比、蓋阿比之轉、謂間也、○中略考聲切韻無攷、慧琳音義、引張戩考聲、當即是、淮南子原道訓注、兩山之間爲峽、按説文無峽字、古蓋即用陜字、

〔類聚名義抄五山〕峽音狹、堅山名、セハシ、山ノアヒ、ホラ　峽正

〔伊呂波字類抄也地儀〕峽ヤマノカヒ、亦ミ子　谿已上同　峽ヤマノカヒ

〔東雅二地輿〕峽、ヤマノカヒといふは、山の間也、カヒといひ、アヒといふは轉語なり、萬葉集の歌には、カヒとよみしを、抄に羽のゆきあひなりといふが如し、

〔倭訓栞前編六加〕かひ　山のかひは、倭名鈔に峽をよめり、間の義也、日本紀に谷ノ字をよむも同じ、熊ト谷榛谷など此訓を用う、國の甲斐も峽の義也、

音欲、見唐韻、又呼各反、謂谿谷也、

澗　釋名云、澗言在兩山間也、古晏反、

〔箋注倭名類聚抄水土一〕玉篇、谿與溪同、新撰字鏡同訓、○中略 廣本無注字、所引文、爾雅及郭璞注、皆無載、按春秋正義引李巡曰、水出於山入於川曰谿、公羊傳疏引、二於並作于、公羊傳疏又引李巡曰、水相屬曰谷、則知此所引釋山李注也、廣本無注字、非是、按釋水云、水注川曰谿、注谿曰谷、說文、谷泉出通川爲谷、谿山瀆無所通者、皆訓多邇賀波、注所引書類、與廣韻同、○中略 所引文、今本玉篇不載、慧琳音義引、與此全同、按玉篇古本每字載諸家訓詁、終以野王案解釋其義、如今本、清曾寅及張士俊重刊宋本、雖最善、而既爲宋人所刪節、野王案語、無一存者、至元明諸本、刪裂更改、去眞益遠、望之傳鈔零子古本玉篇五卷、每字有野王案語、然每卷首尾皆缺逸、所得僅若干部、雖得見眞本面目、不能取以校是書、誠可惋惜也、說文、敘溪也、讀若郗、豁、敘或从土、○中略 廣本無言字、與今本合、太平御覽引有言字、與此合、山田本山下有之字、與今本合、太平御覽引無之字、亦與此合、說文、澗山夾水也、

〔伊呂波字類抄多地儀〕谷タニ

〔東雅二地理〕谷タニ　義不詳、上古は丘をばヲと云て、谷に對し言ひけり、八岐大蛇、蔓延于八丘八谷(ヤヲヤタニ)之間、味耜高彦根神、映于二丘二谷之間といひしが如きこれなり、タカといひ、タニといふは、起(タツ)と絶(タツ)といふの謂にて、山起立ち、山隔絶つ義なるべし、(ヲヤといひ、ナカといふ轉語なり、ヲナといひ、ヲニといふ轉語なり、)丘讀てヲといひしを、また尾の字を假りて、ヲと讀む、古事記に見えし、八丘八谷の字、古事記には八谷八尾としるせしが如きこれなり、(後人尾上としるしてヲノヘとよむこと、これらによるなるべし、)其後丘陵岡岳等の字、讀て幷にヲカといふ事になりて、峯嶺の字、讀てヲといふ事にもなりたり、(日本紀萬葉集等に)又谷の字、よむでヤツといひ、ヤといひ、セといひ、ウナといふが如きは、方言の同じからぬによれるにや、又讀てハザマといふが如きは、山夾水曰澗など見えし義に同じかるべし、(谷讀てヤツといふ事は、常陸國風土記に見えたり、されば)

谷

〔風俗通十〕麓

謹按、尚書堯禪舜、納于大麓、麓林屬於山者也、春秋沙麓崩、傳曰、麓者山足也、詩云、瞻彼旱麓、易稱卽鹿無虞、以從禽也、

〔新撰字鏡木〕麓（力穀反、山足、不毛止、）

〔類聚名義抄木三〕麓（音祿、フモト、）　麓（正）　〔同山五〕峡（峰山足、フモト、）　崗（山ノフモト）　登（歎掃反、山ノフモト）

和キ　〔同土六〕趺（俗扶字、フモト、）　址（フモト）

〔伊呂波字類抄不地儀〕麓（フモト、山足也、古文作𪋻、）　趾　跗　址

〔東雅地輿二〕麓フモト　古語にはハヤマといふ、日本紀の註に、麓讀てハヤマといふこれ也、ハとは端也、舊說に、ハヤマとは、山の淺きといふなりといへり、（これ山に入る事の深からぬ義なり、ヤマのハナといふには異なり、ヤマノハは、山の末などしるせり、梢を木末といふ事の如し、）倭名鈔には、麓讀てフモトといふ、フモトとは踏初（フミモト）なり、山にのぼる初なるの義也、（初の字、古訓モトといふ、木初の義なるべし、）

〔倭訓栞中編二十七〕やまもと　麓をいへり、山本の義、中臣祓詞にも、高山の末、短山の末といふ、末は嶺末の義、山上をいふなり、

〔類聚名物考地理十四〕山端　やまのは　やまのはしなり、山端を、義訓にやまのまともよめり、はやまも端山にて、奥山にむかへていふなり、また物にはしたといふ詞あり、たらはぬ半分なるをも云へり、はやまもはした山の意にて、半山とも書くべき歟、延喜式の祝詞に、多く短山といふ詞有り、是も同意にて、はした山なるべし、或人は、短山をみじかやまとは訓ずして、はやまと訓べしとさへいへり、されどもかゝる詞、たやすくは定め難し、よく思ふべし、

〔倭名類聚抄一山谷〕谿谷　爾雅云、水出山入川曰谿、古奚反、又作溪、和名太爾、下同、水與谿相屬曰谷、音穀、一

(太平記十)鎌倉合戰事

一方ニハ堀口三郎貞滿ヲ上將軍トシ、大島讃岐守守之ヲ裨將軍トシテ、其勢都合十萬餘騎、巨福呂坂ヘ指向ラル、其ノ一方ニハ、新田義貞、義助、諸將ノ命ヲ司テ、略〇中 其勢五十萬七千餘騎、假粧坂ヨリゾ被寄ケル、略〇中

赤橋相模守自害事附本間自害事

懸リケル處ニ、略〇中 本間山城左衛門、若黨中間百餘人、是ヲ最後ト出立テ、極樂寺坂ヘゾ向ヒケル、略〇下

〇按ズルニ、巨福呂坂、假粧坂、極樂寺坂等ハ鎌倉七口ノ一ナリ、事ハ相模國鎌倉名邑條ニ在レバ、宜シク參看スベシ、

(躬恒集)坂の歌

なげきのみおほえの山は近けれどいま一さかを越ぞかねつる

(類聚名物考地理十七)一坂 ひとさか

今世にいふ所にも、かくまで來て今一坂越ればなにぞなどいふ類ひ、一ツとも、一山ともいふなり、むかしもいひしことなり、

(倭名類聚抄一山石)麓 說文云、麓山足也、音祿、和名不毛止

(箋注倭名類聚抄一山石)新撰字鏡同訓、坂上之蹈本、見萬葉集難波經宿明日還來時歌、伊夜麓乃神乃布本、見越中國歌、按布毛度、卽蹈基之義、略〇中 原書林部云、麓守山林吏也、一曰、林屬於山爲麓、春秋傳曰、沙麓崩、與此不同、按山足之訓、見詩毛傳、尙書馬融鄭玄注周禮禮記、尙書大傳注、左傳服虔注、穀梁傳注、馬虞翻王肅注、國語注風俗通、釋名、史記索隱、漢書注、此恐誤引、釋名又云、麓陸也、言水流順陸燥也、

〔源氏物語五若紫〕すこし立出つゝ、みわたし給へば、たかき所にて、こゝかしこ僧坊どもあらはにみおろさるゝ、たゞ此つゞらおりのしもに、おなじこしばなれど、うるはしうしわたして、きよげなるやらうなどつゞけて、こだちいとよしあるは、なに人のすむにかととひ給へば、〇下略

〔藻鹽草四山〕坂名所

こ坂　ちとせの坂これ名所にもありと云々、未勘、ちとせのさかには、卯づえをよめり、千代の坂あみだがみねにもよめり、又ちよのさか行と云は、さかゆるによせたり、よろづ世の坂これもさかゆるにそれへたる心か坂のふもと　いつはたの坂ゑちぜん、そでふれ、我なしおもはゞ、いなり坂山しろ、なそくとく宿を出つゝいなりざかのぼればくだるみやこ人かな、大坂ゑつ中、或やまと、大さかをわがこえくればふたかみにもみぢばながるしぐれふりつゝ、ふたかみとよめる時は、やまとかとおぼゆる也、いかゞ、たゞしゑつ中にも、二かみと云所あり、手子喚坂するが、こえかれて山にかれん、戀やどりはなし、長坂山しろ、君がへん、ひむろ、うすゐの坂上づけ、ひなぐもりうすのさかをこえしだにいもがこひしくわすられぬかも、くま坂あふみ、長明しるすと云々、久世鷺坂山しろ、神代より春はもえつゝ、秋はちり、白鳥のさぎさかともよめり、松かげ、白つゝじ、卯花、又久世のさぎさかとつゞけれども、只さぎ坂ともいへるか、八十須美坂きの國、手向もゝ、たらずやそすみさかと万に計り、まねき坂伊勢、まねきさかまねくなたれととひくればきりのはれまのを花盛けり、藤代御坂同、ころもで、松、ふきあげのはま、御屋坂あふみ、こまつなぎをく、あふ坂あふみ、人だのめ、夕つけ鳥、木の下露、さくら花、山人のちとせつけてきれるつえ、すぎむら、もちづきのこま、驚すきまの月、ほとゝぎす、なちこち人、せきもる神、しのすゝき、さゝれかづら、あしがらの御坂さがみ、ミへてそでふらば、家なるいもが、さやにみる神御さかとも、瓜生坂山しろ、顯昭說、しかへ鹿きゝす、木曾御坂しなの、たさゝ、凬、花、雪、夕立、こま、ぬさたてまつる、なら坂やまと、このてがしは、ほとゝぎす、行あひ坂きの國、さくら花、ゆ坂さがみつゞらおりくらまの七まがりのさか也、源氏、

〔日本書紀神代一〕一書曰、〇中略伊弉諾尊已到泉津平坂、一云伊弉諾尊乃向大樹放𡱝、此卽化成巨川、泉津日狹女將渡其水之間、伊弉諾尊已至泉津平坂、故便以千人所引磐石塞其坂路、與伊弉冊尊相向而立、遂建絶妻之誓、〇下略

〔日本書紀三神武〕戊午年四月甲辰、皇師勒兵、步趣龍田、〇中略時長髓彥聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衞坂、與之會戰、〇下略

〔古事記中景行〕亦平和山河荒神等而、還上幸時、到足柄之坂本、於食御粮處、其坂神化白鹿而來立、〇下略

之壁管說會也、謂不從其說、翦从之曰、讀爲峰、从土皮聲、滂禾切十七部、〔同十四下〕陂 阪也、陂與坡音義同、○中略 阪 坡者曰阪、陂地毛傳曰、陂者曰阪、从𨸏反聲、○中略 一曰山脅也、山脅山肝也、呂覽阪險原隰、高注、阪險傾危也、小雅阪田箋曰、許曰坡者曰阪、然則坡陂異部同字也、說非傳其於險也、爲反坐、陂讀反、爲說也、嶮崿陂角之處也、

〔類聚名義抄 六阜〕阪 甫板反 サカ 𨺅 音嶝 サカ 〔同 六土〕坂 音反、正 サカ 阪、

〔伊呂波字類抄 佐地儀〕墢 サカ 嶝 サカ 又云阪 隴 サカ 水大阪也、在天王寺 坡 サカ 陂、阪、 坂 サカ 亦作阪 嶝 サカ

〔和漢三才圖會 五十六山〕坂 音反 坡 音波 和名左加 嶝 音登 磴 同 阪 古。左。加。

坂 唐韻云、坂陰也、小坂曰陂、及登山之道曰嶝、嶝山白作磴、海石磴七百級、如登天梯、

九折 阪曰豆々良 凡山之盤紆如羊腸曰九折

〔日本釋名 上地理〕坂 さかしき也、下を略す、一說さかさまの意か、不順なる道なればなり、

〔倭訓栞 前編十〕さか 坂は逆ふなり、登降順路ならざる意也、

〔倭訓栞 前編十六〕つゞ。ら。を。り。 馬を御するに、何遍も馬もかへしつゝ引廻す式あり、是を葛折といふ、名目抄にもしか書せり、葛を折が如くに折返し折返しする意也、○中略 九折坂をつゞらをりの道といふも義同じ、吉野郡の村名に、九尾をつゞらをりとよめり、枕草紙に、遠くて近き物、くらまのつゞらをりと見えたり、文選の道五折、又盤折をもよめり、新六帖に、

　背つゞらつゞらをるてふしげき野はとほりがたくぞ駒もやすらふ

前大膳大夫藤原政宗、山家雪を、

　中々につゞらをりなる路たえてゆきにとなりのちかきやまざと、伊達彈正少弼宗遠男、應永二年九月卒、

〔類聚名物考 地理十七〕九折坂 つゞらおり 盤坂

九折坂を今つゞらおりといふ、馬の騎方など習はせることなり、つらつらおりの略語なるべし、

坂

よらば、我國の俗に、高き山の踰て、上下しつべきを、タウゲといひて、峠の字創造りて、其字とするは御嶺也、タウケとは、タは高也、(萬葉集抄にみゆ)ウケは穿也、高山を穿ち過ぬる道なれば、タウケといふ、古事記に、神倭伊波禮毘古命(カンヤマトイハレヒコ)、吉野山より踏穿越て、宇陀に幸ますといふが如きこれ也、

〔倭訓栞 前編十四 多〕たふけ　嶺をいふ、峠字は倭の俗字也、手向の神、多く坂の嶺にまして、越行人は必ずこれを祭れば、たむけを轉じて、たふげといふ也といへり、万葉集に、

かしこみとのらずありしをみこしぢのたむけに立て妹がなのりつ

〔類聚名物考 地理十四〕山の手向　やまのたむけ

たむけは、今俗に云ふたふけにて、峠を俗字に書り、たとへば此國より出て、他國へ行には、その堺の山の頂にて、恙なく歸り來らんことを神に祈る、是を手向の祭と云ふ、祖餞などいへり、よて相かよひていふならん、

〔新撰字鏡 土〕坡陂(同作、普何反、平、坂也、以土壅水也、佐加、)　坻(眞買、之爾二反、坂也、佐加、)

〔倭名類聚抄 一 山谷〕坂隥　唐韻云、坂、地險也、(和名佐加)隥小坂也、都鄧反、

〔箋注倭名類聚抄 一 山石〕廣本脫音反二字、新撰字鏡、坡坻幷訓佐加、按佐加、蓋志奈加之急呼、謂土地崎嶇不平、爲志奈、階級科等字訓志奈是也、加謂處也、謂住處爲須美加、謂在處爲阿利加是也、〇中略廣韻云、阪大陂不平、坂上同、與此不同、玉篇阪險也、呂氏阪險原溼注、阪險傾危也、即此義、按說文又作阪、云坡者曰阪、則知从土作坂俗字、王念孫曰、阪之言反側也、又曰、陂阪聲相近、〇中略昌平本鄧作登、伊勢廣本同、按都鄧與廣韻合、即去聲四十八嶝字、登即平聲十七登字、作登誤、〇中略廣韻同、玄應音義引蒼頡云、隥小坂也、孫氏蓋依之、集韻云、隥或作嶝、說文隥仰也、則知訓小阪者轉注也、王念孫曰、隥之言登也、閣道謂之隥道、義亦同也、

〔段注說文解字 十三下 土〕坡阪也(𨸏部曰、坡者曰阪、此二篆轉注也、又曰陂阪也、是坡陂二字音義皆同也、坡謂其陂陀、毛詩隰則有泮、傳曰、泮坡也、此釋叚借之法、謂泮即坡)

峠

よしの岡(つの岡、松かさしつれば岡にはふる共、)人見の岡(八雲御抄)ゑみのかた岡(夫木)(するがなるをこなる、)いなむら岡(たむに、君が代)

(はいつれの里しなしなべていな、むらのおかとなりにけるかな、)いはての岡(しわうぶう、みちむくらなし、れ木、)とも岡(八雲御抄)杜鹿岡(するがの夕霧、秋とこ)

なりの岡(八雲御抄)ほしあひの岡(ふしかたらひの岡)(八雲御抄)よごもりのねがひの岡(万名所か、)

〔日本書紀 二十九天武〕七年十二月、是月筑紫國大地動之、(中略)是時百姓一家有岡上、當于地動夕、以岡崩處遷、然家既全、而無破壞、家人不知岡崩家避、但會明後知以大驚焉、

〔萬葉集 二相聞〕藤原夫人奉和歌一首

吾岡之於可美爾言而、令落雪之摧之彼所爾塵家武、

〔萬葉集 三雜歌〕山部宿禰赤人歌六首(中略)

秋風乃寒朝開乎、佐農能岡將越公爾、衣借益矣、

〔書言字考節用集 一乾坤〕峠(本朝俗字、山路最高所曰峠、峠字亦从所見、制用焉、)嶺下(太平記作當下)

〔倭名類聚抄 一山石〕峯 又用下二字、峯音鋒、嶺音領、山尖高處也、

〔箋注倭名類聚抄 一山石〕嶺宜訓多牟計、今俗訓呼多宇偈、是也、以嶺爲美禰非是、景行紀、嶺訓多計、亦非、

〔和漢三才圖會 五十六山類〕嶺 峠和字、俗云太宇介、

嶺山坂也、山路也、中華有五嶺、(中略)

按、嶺山坂上登當下行之界也、與峯不同、峯如鋒尖處、嶺如領頸背之界也、故如高山、峯一面嶺不一、

箱根(相州) 湯原(奥州) 竿吹(上州) 摺針(江州) 湯尾(越前) 鳥居(信州) 栗殻(越中) 闇上(和州) 藤代(紀州) 大山(攝州)

此等嶺得名者也、藤代嶺美景絶言、畫工亦擱筆、

〔東雅 二地理〕嶺字を按ずるに、嶺高山之可踰而過者嶺也、如首之有領頂也、といふ事あり、(品字箋)此説に

〔伊呂波字類抄地儀〕岳（ヲカ、正作嶽）　堆　丘（古文作北、或說俗呼小山曰丘、丘訓未詳）　嶽　岡（俗作崗、亦作堽）　阜（無石曰阜、又古曰阜）　墟
大丘　陵（已上同）　岫（ヲカ、小山圓貌也）

〔運歩色葉集言〕崗　岡　岳　嶽　丘　壑

〔書言字考節用集一乾坤〕岳（山高者名、小山者名丘、詳于風俗通）　岡（說文、山脊也）　丘（見上、爾雅注、土高曰丘、阜山曰阜、大阜曰陵、小阜曰丘）

〔東雅二地輿〕丘ヲカ　義詳ならず、（中略）上古は丘をばヲと云て、谷に對し言ひけり、八岐大蛇、蔓延于八丘八谷之間、味耜高彦根神、映于二丘二谷之間といひしが如きこれなり、ヲカといひ、タニといふは、起と絶といふの語にて、山起立ち、山隔絶つ義なるべし、（タキといひ、ナキといひ、ヲカといひ、タニといふ、轉語なり、）丘讀てヲといひしを、また尾の字を假りてヲと讀む、舊事紀に見えし八丘八谷の字、古事記には八谷八尾と志るせしが如きこれなり、（後人尾上としるしてヲノヘとよむこと、これらによるなるべし、）其後丘陵岡岳等の字、讀てヲカといふ事になりて、峯嶺の字、讀てヲといふ事にもなりたり、

〔倭訓栞前編五〕をか　岡をいふ、小高の義にや、新撰字鏡に岻も陵もよめり、岳も同じ、倭名抄に讀奥丘岡と見ゆ、俗に陸ををかといへり、安藝に其上といふを、其をかといへり、

〔枕草子十〕をかは　ふなをか、かたをか、ともをかは、さゝのおひたるがをかしき也、かたらひのをか、人見のをか、

〔奥義抄上ノ末〕出萬葉集所名　普通名所不注

岳

むかひのをか　なゝしのをか　ゆきゝのをか　さゝのをか　たけをか　いはしろのをか

わがひのをか　きたのをか　まゆみのをか　あとみのをか

〔藻鹽草四山〕岡（名所）

おかひべ（おかおか也）　おかべ　かた岡　かの岡（草かはたゝおかのこのおか、又かのおか也）　岡こえ　卯花のさきちる岡　む

〔古事記傳 四十二〕山尾、凡て山に袁と云るに二あり、一には高き處を云、上卷に、谿八谷峽八尾(タニヤタニヲヤヲ)これ谷に對へて云へれば、峽は高き處なること知べし、古書に、高處を云袁に、多く峽字を用ひたり、山岡を云意には非ず、尾は借字なり、さて此峽八尾の袁を、書紀には、丘と書れたり、此字し宜と云に多く用ひたり、高山尾上、坂之御尾、此尾の事、傳十卷に云るは違へり、中卷水垣宮段に、坂之御尾ノ神とあるは、必坂の上に坐ス神と聞えたればなり、萬葉に向(ムカツ)峯(ヲ)八(ヤツ)峯(ヲ)、峯(ヲ)之(ノ)上(ヘ)峯ノ字を書るは、高處なるを以てなり、然れども袁は必しも峯には限らず、袁(ヲ)能(ノ)閉(ヘ)といへば、峯のことゝ思ふは、くはしからず、など、又岡の袁加袁加は、高處を袁と云に、加を添たる名にて、加は、すみか、ありかなどの加と同く、處と云意なり、坂の加も同じ、されば丘字など、袁にも加にも通用ひたり、萬葉七に、岡處とも書り、これら皆高き處を指て云るなり、尾と書るはみな借字なり、さて今一は、尾頭(ヲカシラ)の尾にて、鳥獸などの尾も同く、山の脊(スヂ)の引延たる處を云り、山には、麓とも足とも常に云、記中に御富登などもある類にて、尾とも云なり、此は其なり、山ノ上に對へて云るにて知べし、中卷白檮原宮段に、畝火山之北方白檮尾上、また古今集上春歌に、山櫻わが見に來れば春霞峯にも尾にも立かくしつゝ、これらは尾なり、然るにかの高處を云袁にも、多く尾字を借て書るから、右の二つまぎらはしくして、詳ならざるがごとし、よく〳〵辨ふべし、

〔新撰字鏡 土〕坵 居有虚欽二反、小陵曰岳、乎加、又豆牟禮、〔同 阝〕陵 陵同、力承反、俠也、秦也、[illegible]也、大阜曰陵、乎加、又豆不禮、又[illegible]佐々木、

〔倭名類聚抄 山一 谷〕丘 周禮注云、土高曰丘、音鳩、和名乎加

岡 丘也、正作崗、

〔箋注倭名類聚抄 山一 石〕所引、大司徒注文、說文、丘土之高也、與此同義、按四方高曰丘、見淮南子墬形訓注、四方高中央下曰丘、見說文一說、及風俗通、釋名丘聚也、又山脊曰岡、見爾雅、詩毛傳、說文、釋名皆同、釋名又云、岡亢也、在上之言也、王念孫曰、岡之言綱也、是丘岡和名雖同、其實不同也、新撰字鏡、坵字陵字同訓、按乎指言高處、神代紀峽八尾、懿德紀曲峽、神功紀淳中倉之長峽、峽字訓乎、萬葉集向峯、八峯、峯字訓乎是也、加、處也、與坂訓佐加之加同、山田本岡作崗、崗作岡、按玉篇岡俗作崗、則從山非正字、山田本云、又用崗字、正作岡爲是、然諸本皆與舊同、其云、正作崗者、疑後人所校改、非源君之舊、

〔古事記上〕於御涙所成神、坐香山之畝尾木本、名泣澤女神、

〔日本書紀一神代〕至期果有大蛇、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬、赤酸醬此云阿箇箇鵝知、松栢生於背上、而蔓延於八丘八谷之間、

〔古事記上〕於是須佐之男命、以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在而、童女置中而泣、○中略問汝哭由者何、答白言、我之女者、自本在八稚女、是高志之八俣遠呂智、此三字以音、毎年來喫、○中略彼目如赤加賀智而、身一有八頭八尾、亦其身生蘿及檜椙、其長度谿八谷峽八尾而、見其腹者、悉常血爛也、

〔古事記傳九〕峽は袁と訓べきこと、谿八谷の例にて明し、尾に此字を書る例は、書紀懿德卷に曲峽宮、神功卷に活田長峽國などあり、峽は、和名抄に、峽、山間陝處也、俗云山乃加比とある如くなれば、尾には非ず、但し肥州記に、三峽七百里中、兩岸連山無闕處など云る、彼山の長く連なれるさまを取て、尾に用ひたるにや、書紀には、蔓延於八丘八谷之間と書れたり、此餘も、尾には、畝丘、嶺丘、丘など、書紀には多く丘字をかけり、

〔日本書紀四懿德〕二年正月戊寅、遷都於輕地、是謂曲峽宮、

〔古事記上〕爾八十神、謂其兔云、汝將爲者、浴此海鹽、當風吹而、伏高山尾上、

〔古事記下允恭〕故其輕太子者、流於伊余湯也、○中略故追到之時、待懷而歌曰、許母理久能、波都世能夜麻能、意富袁爾波、波多波理陀氏、佐袁袁爾波、波多波理陀氏、意富袁爾斯、那加佐陀賣流、淤母比豆麻阿波禮、○下略

〔古事記傳三十九〕意富袁爾波は、爾沖云、大峽者なり、山口祭祝詞に、奧山乃大峽小峽爾立留木乎云々、日本紀に、峽を乎とよめりと云り、書紀に、峽を乎と訓るは、神功卷に、長峽などある是なり、又万葉に、岡峯、又丘をも乎と訓り、畝丘、嶺丘など是なり、八峯などもあり、但此字はさま〴〵に書れども、袁と云名は一ツなり、波多波理陀氏は、幡張建か、佐袁々爾波は、其小峽になり、意富袁爾斯は、於大峽にて、斯は助辭なり、

〔古事記下雄略〕一時天皇登幸葛城山之時、○中略有其自所向之山尾登山上人、

尾

も名づくる成べし、

〔倭訓栞前編三十四〕やまを　山の岑なるべし、又古事記に、山尾と見ゆ、顯昭說に、山垂下處を、尾といふといへり、兼好集に、

うごきなく絕ぬためしときぶねなる山を河をに世を祈かな

〔類聚名物考地理十四〕尾上　をのへ

山の岑の長く岬のさし出たる所を尾といふ、その又上を尾上といへり、尾は獸尾の如く、長きにたとへたり、山のみにあらず、水にもいへり、水尾は水の深き所の長くあるをいふ、そこにしるしの柱をして、舟の行來のしるしとするを、標澪と書て、みをつくしといふ、又はみをぐひとも云ふ、水尾串の意なるを、つを助字にいひ入しなり、草にも尾花は長く細く、獸尾に似たればいふなり、車の長く出たる所を、もとひのをと云ふ、鳶尾の意なり、家にも有り、みな長く出たる所をいふなり、山とのみ思ふべからず、岡岳ををかと訓も、尾所なり、かは所の古言なり、奧か、ありか、床の類のごとし、　百人一首古說四篇尾上は、萬葉集に、岑峯丘ともに、をと訓り、日本紀にも、頓丘を毘陀烏と句注あり、雷岳を、かみをかと訓せり、今の世にをかといふは、さのみ高き所をばいはねど、古へは岑も岳も、通はしてをかともいへる成べし、されど古今集、みねにもをにもとよみたれば、をは峯の前なる岑を專らいふべし、故に萬葉集に、岑の字を多く此詞に用ゐたり、さてその岑の上つかたを、をのへといへば、卽ちみねのあたりの事と成なり、すべていはゞ、山腰以下の高き程を、山尾といふ、その上なる所をさす故に、をのへは峯なりといふにたがはず、古事記下雄略天皇かつらき山にのぼり給ふ所に、一言主の神、同じさまにて登り給ふ事をいふ所に云く、彼時有下其自二所ㇾ向之山尾一、登二山上一人上云々、是に此上の歌に、和賀爾宜能頃理斯阿理袁能波理能延陀と有るを、參考して知るべし、

巓

つかさ

附、長、万、露、 ふかむのね同、万、 やまとしまね新古寄歌事 ひらのたかね近古嫁盛 いよのたかね伊與、万、

〔倭名類聚抄一山石〕巓 揚愃曰、巓山頂也、都年反、和名以太太岐

〔箋注倭名類聚抄一山石〕神武紀同訓、新撰字鏡、嵯峨訓伊太々支、按顚訓伊太々岐、山巓與人顚同、故亦云伊太々岐、中略廣韻同、按說文無巓字、古只作顚、說文、顚頂也、轉謂山頂、爲顚、後人從山、以別人顚字也、

〔伊呂波字類抄伊地儀〕巓イタヽキ山頂也 椒同イ 嶺 㟧同

〔東雅二地輿〕巓イタヽキといふは、人の頂にかたどり云ひし也、

〔倭訓栞前編三伊〕いたゞき 新撰字鏡に顚頂をよめり、至高の義成べし、巓をよむも、山頂也と注せり、倭名鈔に見ゆ、字鏡に嵯峨もよめり、天武紀に峯をもよめり、

〔類聚名物考地理十四〕山頂 やまのいたゞき 是を絕頂と云ふ、夫木抄二十 日よし山嶺の小松のいたゞきにいや高からん千世のはつ春、

〔塵袋二地儀〕一山桝トハ何木ゾ

文選ノ注云、山桝ハ山頂ナリト云ヘリ、山ノイタヾキナルベシ、山巓オナジコト歟、巓ノ字ヲバ左傳ニハタフルト云ヘリ、僵巓トカキテ、イフハリナタフルヽマチストヨメリ、字ノ下ヨクリニヨリテカヨヘル歟、

〔萬葉集十秋雜歌〕里異霜者置良之、高松野、山司之色付見者、

〔萬葉集略解十下〕山の司は、野司、岸の司などいふ如く、山のことさらに高き所をいふ、

〔倭訓栞前編十六〕つかさ 萬葉集に、山のつかさ、野づかさ、岸のつかさ、屋づかさ、市のつかさなどいふは、高き所をいふなれば、もとは積重るの義にて、そこを目當とし、本處とするより、官司

かくいふなり、直言にあらず、

〔半日閑話五〕山の根と云は、頂上の事也、富士の根も同じ、麓の根に、古歌など詠たるはいかゞ、

〔枕草子一〕峯は　ゆづるはのみね　あみだのみね　いやたかのみね

〔奥義抄上ノ末〕出萬葉集所名　普通名所不注

峯付嶺

あをねがみねみよしの、　いまきのみね　ゆつきがだけ　ふじのたかねしろたへの　よしのゝたけ　いこまのたけ

〔八雲御抄三上枝葉〕峯　つくはね又在名所　あまそき　やたけ万葉　たけとも詠　たかね峯なれど、山のたかきところ也、　さいわいのみね後抄

〔八雲御抄五名所〕嶺　おほゑまみね大和、万、　あをねが同、万、みよしの、、[illegible]　たかまとの同　をぐらの大、万、　いまきの紀、万、　いぶきのみの家房編　新古今　よしの、大　たつたの同　つくはねの常、陽成御歌、一説て岑名云　かさこしの信綱家經　をぐらの豊前ひしかたのなぐら、是はうさのみや御事なり、　たかちほのくしぶるみね日本紀云、是にあまつひこのいたり給し所也、○中略

根

いこまたかね大、万、雲かゝる　神さぶる　こしのしらね越前後撰、通俊之こしのたかれは、其所不定也、たゞ大方の山なり、　ふじのたかね駿、万、飛鳥もとびものぼらず、白妙雪煙、甲斐駿河二ヶ国の中より出たりといへり、其神は石花榛と名付て、我国を守神也、　さがみね相模、万、さがみれのなみれとみより、　めつくはね常陸、峯の名也、有水紅葉　さゆはりの花　いかほね上野　万、いかほれろとも、　たこのね同　かひがね甲古今、かひのしられとも、後撰、　あひつね奥　万、三ヶ国の際也、　あたゝらね同　つしまのね

峯、山尖高處也、小而高曰岑、大而高曰嶺、山頂曰巓、

〔東雅 二地輿〕古語にネといひしには、止るの義ありしかば、峯をネといひしは、其止る如く、聳かざるの義なるべし、又高きを神にし、尊むでミネといふ事、たとへば後世の俗、みつの御山、伊豆の御山などいふ如く、道をも始は、チといひしを、後にミチなどいふ事にもなりけり、

〔倭訓栞 前編 三十〕みね　倭名抄に、嶺、峯、岑をよめり、大根の義成べし、刀のみねも、峯の義成よし、古今著聞集に見えたり、俗にむねといへり、刀背也、異朝に山背を峯といひ、屋脊を棟といへる、其義同じ、倭名鈔に梁をよめり、鼻梁をはなみね、脊をせみねといふ類也、

〔類聚名物考 地理十四〕ね　みね　嶺

富士のね、甲斐がねは、皆岑也、嶺は、ねに眞字をそへていふなり、み吉野のみ山、み熊野といふが如し、太山をみやまといふ、俗には深山とも書り、水の深き所を、みそといふ、山の高き所も尾上共いへるが如し、家の棟を屋根といふも同じ、根とて山の麓にはあらず、又岑をみの一言にいひし事、たま〳〵萬葉集第三に見ゆ、

〔類聚名物考 地理十五〕嶺　ね　嶽

不二のね、甲斐がね、筑波ねの類ひは、みねの略言なり、假字に根と書しによりて、心得違へて、山の裾の事と思ふは僻事なり、今俗に、富士の根方などいひて、裾の山口のわたりを云はその意にて、木草の根は下に有り、枝葉は上に在るより、轉りて心得しものなり、みは眞と同じく、ほむる事にいふ詞なり、俗に家の上を、屋根と云ふにてしるべし、家棟なり、むねみね相通へり、劒太刀をもみれともむれとも云ふなり、

〔類聚名物考 地理十四〕山のたかね　山高嶺

山の高峯なり、甲斐がね、富士のねの如きは、みな峯なるを、猶山の中にも、谷有り、尾あり、岑あれば

峯

ミといふは、ミネのミの字に同じ、舊事紀、日本紀には、共に峯の字を用ひて、タケと讀まれし也、

〔倭訓栞前編十四〕たけ　神代紀に峯をよめり、高き義、よて万葉集に高とも多氣とも書り、たをにごりてよみならへるは、いつの比よりの事なりしにや、伊勢神宮の邊に、朝熊がだけを略して、常にたけと稱し、濁く唱ふ、契冲も元亨釋書を引て、嶽と竹とを聞あやまりし事をいへり、

〔八雲御抄五名所〕いこまのたけ大神さふるしたにはより雲みゆ　よしの、同新古　ゆつきか同万　あさまの信　新　集平

〔倭名類聚抄一山谷〕峯　祝尙丘曰、峯敷容反、和名三禰又用二下二字一、岑音尋、嶺音領、山尖高處也、

〔箋注倭名類聚抄一山石〕新撰字鏡、嶢訓二彌禰一、按美者褒稱、禰謂二高峻一、所謂高禰、筑波根、富士乃禰、甲斐加禰是也、按峯山耑也、見二說文新修字義一、山高而小岑、見二爾雅一、說文亦云、岑山小而高、釋名、岑嶃也、嶃嶃然也、峯岑雖二不同一、然並可レ訓二美禰一、嶺山道也、見二說文新附一、古無二嶺字一、皆用二領字一、列子湯問篇、終北國中有レ山、曰二壺領一、漢書嚴助傳、輿レ轎而隃レ領、注項昭曰、領山嶺也、蓋山可レ道之處、其狀如二人領一、後人從レ山、以別二領頸字一、則嶺宜レ訓二多牟計一、今俗謂呼二多宇偈一是也、以レ嶺爲二美禰一非レ是、景行紀嶺訓二多計一、亦非、山田本、岑音尋、嶺音領、作二音尋領三字一、○中略　祝尙丘增加切韻字、見二廣韻卷首一、見在書目錄云、切韻五卷、祝尙丘撰、今無二傳本一、按玉篇云、峯高尖山、即此義、

〔段注說文解字九下山〕岑、山小而高、釋山曰、山小而高曰レ岑、釋名曰、岑嶃也、嶃然也、从レ山今聲、鉏箴切

〔新撰字鏡山〕嶢牛消反、山高危峻之皃、太加志、又佐加志、又彌禰、　嶮因輿反、上山豐皃、山乃彌禰、太平利、又井太平利、又志万、〔同連字〕岌峩山頭也、山高之皃、美禰、又伊太太支、崱屴山峻嶮之皃、佐加志、又彌禰、　嶢峴山木安之皃、又作二加志、峩也、嶮也、彌禰、　岝峉山高之皃、又不レ齊也、參差也、美禰、　岑崟岑居陰岐、彌禰、

〔類聚名義抄五山〕岑ミ子音尋、仁食反、　峯音蜂フウミ子・タケホラ

〔伊呂波字類抄見地儀〕峯ミ子山也　巘　嶺山頂嶽也、山尖高處、　岑已上同山尖而高也

〔和漢三才圖會五十六山〕峯音風　岑音尋　崧音嵩　和名三禰　嶺音領　和名以太々木

本、漢語抄云下有嶽字、按美與眞訓万同、美稱也、峯訓美禰、岬訓美佐木、道訓美知、宮訓美也、皆同、多介、高也、與長竹間語、然則謂直上者、可云多介何、仍不得謂凡物長爲多介也、○中略　廣本、蘇訪下有切韻二字、見在書目錄云、切韻五卷、蘇訪撰、今無傳本、按說文、嶽東岱、南霍、西華、北恒、中泰室、王者之所以巡狩所至、是嶽五嶽字、謂凡高山爲嶽者轉注也、白虎通、嶽之爲言捔也、捔功德也、風俗通、嶽者埆、功考德黜陟幽明也、廣雅、嶽确也、王念孫曰、确謂堅确也、廣本無標目山字、

〔段注說文解字〕九下山　嶽、東岱、見下南靃、靃者衡山也、在今湖南衡州府衡山縣西北、風俗通曰、衡山一名霍山、爾雅曰、霍山爲南嶽、尙書大傳、白虎通、皆曰霍山、毛傳、劉曰、南嶽衡山也、許家云者也、曰南霍正嶽、今湖南之衡山、漢地理志、長沙國湘南縣東南之禹貢衡山也、封禪書、漢武帝元封五年、巡南郡、至江陵而東、登禮灊之天柱山、號曰南嶽、此郭景純所謂武實帝以衡山遼曠、移其神於天柱、天柱者霍山也、自是天柱始有霍山之名、而衡山不曰霍山、衡許謂霍者、從其神於此也、天柱山者、今安徽六安州霍山縣之南之霍山是也、西華、下見北恒、爾雅曰、恒山爲北嶽、毛傳曰、北嶽恒、禹貢覽方之恒山也、在今直隸定州曲陽縣西北、中大室、大各本作泰、今正、古書大字、俗讀皆改爲太、又改爲泰、不可讀、正義爾雅曰、嵩高爲中嶽、封禪書、郊祀志、皆曰中嶽、嵩高也、按禹貢曰外方、左傳曰大室、國語曰崇山、嶽之字亦作嵩、亦作崇、故嶽山亦曰嵩高、山亦曰崇高、高山、地理志、潁川郡崇高、武帝置、以奉大室山、是爲中嶽、古文以爲外方山也、大室嵩高山、學、河見一山嶽名、今河南河南府登封縣北之嵩山也、王者之所以巡狩所至、自用也、王者所用、巡此而巡狩也、巡狩者、巡所守也、天子適諸侯曰巡狩、按堯典、二月至于岱宗、五月至于南嶽、八月至于西嶽、十有一月至于北嶽、不言中嶽也、而封禪書、郊祀志、述堯典、皆云中嶽嵩高也、何氏注公羊則謂堯典西嶽下、有文曰、還至嵩、如初禮、風俗通則曰、中嶽嵩高也、王者所居、故不獨嵩耳、設祭與、从山獄聲、五角切三部〓、古文象高形、今字作岳、古文之變、

〔說文解字通釋〕十七山　臣鍇按、白虎通、嶽确也、王者巡狩、确功德也、尙書曰、王乃時巡守、考制度于四嶽、

逆捉反、

〔類聚名義抄〕五山　嶽ヤマタケ　音嶽　ミタケ　岳古　タカ山ノミネ　サカシ　嶽俗

〔伊呂波字類抄〕太地儀　嶽タケ　嵩山大曰嵩　〔同〕見地儀　嶽ミタケ亦作岳　山岳同

〔和漢三才圖會〕五十六山　嶽音樂　岳　音樂、以同音俗爲五嶽之嶽、　和名太介

嶽衆山之宗、高而尊者曰嶽、唐虞有四嶽、至周始有五嶽、

〔東雅〕二地理　嶽タケといふ、タケは高なり、倭名鈔には、漢語抄を引て、嶽の字ミタケと讀むと註せり、

嶽

むら中　よも　ひむろ　いは　島本　御熊野　を　楢　松見　さとを　たる　おほしは　重る　中狭衣　万、あしびきのあらしふくよともいへり、山のおのへ　山のすその　山のとかげ常影と書、又陰山のかげなり、山かたつきて山のかたそばの也　たきゞとる山をば、ふみる山と云、一説也日本紀、やまをばむれといへり、山のたうげをば、こやのふるみちと云、一説未詳之　いはたゝみは畳石書　いはねふみは石根書　いはかねは石金と書り　皆しげき山也、はしたかのとぶ山は、きはめてふるき山也、しゐは紅葉すと云、總てもみぢせぬ山なり、狭衣歌にも、せめて紅葉せぬよしによめり、古今如此多

川　井　岸　水　道　はた　田　里　寺　鳳　嵐　おろし　こしかせ　下つゆ　下風　櫻

柿　梨　あゐ　橘　ゆり　鳥　郭公　姫　人　伏　鳥　すけ　かつ　もり　きは　もと

口　加氣形　廻　かた　かつら　すみ　こもり　こえ　かへり　わけ衣　ひこ　へ　中

〔和漢三才圖會山五十六〕羽黒山〇中略

按、大峯和州　温泉嶽ウンセン肥前　金毘羅讃州　立山越中　比叡江州　比良同　金剛山セン和州　愛宕アタゴ等之高山、不出圖詳于其國下、凡深山幽冥之處、則有陰鬼、俗云、天狗山神之類是也、而有硫黃之山、則火燃煙起、湧出温泉、其音甚者如泣如叫、或有似闘爭音者、猶浮圖所謂八大地獄、即稱之地獄、往昔小角泰澄行基之輩、好蹊山徑、栞叢林、且使山鬼、爲神社佛閣靈場、勸善懲惡之器也、齋戒可登、而秘山内之分野、禁漫語之、

〔倭名類聚抄山谷一〕嶽　蒋魴切韻曰、嶽高山名也、五角反、又作岳、訓與丘同未詳、漢語抄云、美太介

〔箋注倭名類聚抄山石一〕玉篇、嶽岳同上、按、説文、嶽古文作𡴳、云象高形、然則岳上非从丘也、按、丘訓乎加、見下文、則岳不可與丘同訓、而古人誤訓岳爲乎加、神武紀國見丘、或作國見岳、萬葉集、此岳爾、菜摘須兒、又神岳、皆訓乎加、其他尙多、故云訓與丘同、然丘岳徑庭、故源君云未詳、疑之也、山田本、昌平

腰手、足おの〳〵それにつけたる高山、短山、奥山、葉山となれるが中に、足は麓山祇となりぬといへり、此説は借字にて、繁木山てふ意也、然れば安志毗木の志毗木は、繁木の謂也、さて山はさまざまあれど、木繁きをめづれば、総て山の冠辞とはせしならん、(志美と志毗と、清濁の通ふは例也、)且その繁木の上の阿てふ語には、あまたの説あり、其一つには、本このしぎ山は、天にての事也、それがうへに、上つ代に物をほめては香山を天香山、平瓮を天平瓮など様にいひつるなれば、こをもあめの繁木の山といふ意なる歟、天をばあはれ(天晴)、あをむく(天向)など、あとのみいふ事多しことに語をつゞめいひて冠辞とせる例なれば也、二つには、山をば紀にも集にも、青山、青垣山、青菅山などいふが中に、巻二に、青香具山者、略春山跡、之美佐備立有とよみて、之美は即繁也、これらに依ときは、青繁木の山てふ意なる乎、あをのを、略きしにや、青をあとのみいへる例は、猶おもひ定めぬこと有て兼ねども、語は略きて冠辞とするは、右にいふが如くなれば、是も強ごとにはあらじかし、三つには、かの足ゆなりつるしぎ山なれば、足繁木之山といふか、かゝる上つ代の歌ことばは、専ら神代のふることを乎もてよみたりけるをおもへば也、足をあとのみいふは、胸のあおと(足音)、あがき(足搔)てふ類ひ数へがたし、これらいかゞあらんや、人たゞし給へ、思ひ泥みてみづから辞へがたし、

巻三に、(家持)足日木能石根許其思美、こは奈良の朝となりて、いといひなれて、あしびきを、やがて山のことにいひすゑて、石につゞけたる也、巻八に、足引乃、許乃間立八十一、霍公鳥、巻十一に、足檜乃下風吹夜者、巻十七に、安之比奇能乎底母許乃毛爾等奈美波里などつゞけしも、皆今少し後のこと也、(菅原贈太政大臣も、あし引の此方彼方と詠給へり、)

〔八雲御抄三上地儀〕山　あしひき　たかさこ(又在所名一)　山のかひ(山間也)　春山　夏　秋　冬　夕　このえひの山也　ね　の　奥　と　は　しけ　やへ　もゝへ　我山(ひえの山也)　かた　おか　西　北　ひら

爲青山、

〔松屋筆記八十一〕雄山雌山

山に、雄山あり、雌山あり、福山あり、貧山あり、盛山あり、衰山あり、佛祖統紀四十二の卷、法運通塞志八之二丁、唐代宗大暦三年、詔慧忠國師入内、引太白山人見之、師曰汝藴何能、山人曰、識山、識地、識字、善算、師曰山人所居、是雄山雌山、茫然不知、對云々、與清曰、富士山は雄山也、物を産せず、伊豆の天城山は雌山也、物を産する事おほし、近江の三上山は貧山なり、孤立して草木繁茂せず、金石を出さず、福山は形疊に張起して、金銀玉を出すをいふ、盛山は日光比叡山などをいふ、草木榮えて山形富饒也、衰山は焰火たえず、草木生せず、國に害ありて、山形かじけたるをいふ、

三藏法數十六ノ廿六丁オに、四山ノ事アリ、老山、病山、死山、衰耗山也、大藏法數十九ノ十三丁、祖庭事苑七ノ十丁にも、

〔奥義抄中ノ中〕山をあしびきといふ、それは日本紀に見えたり、推古天皇かりし給ふとき、あしにてくゐをふみて、なえきてひきけるより、山をば足引と云也、

〔冠辭考一〕あしびきの　やま　あらし　いは

古事記に、允恭の御卷阿志比紀能夜麻袁豆久理、顯宗紀に、室壽の御詞脚日木此傍山、万葉卷二に、大津皇子足日木乃山之四付二云々、集中に此冠辭いと多く、字もさま〴〵に書たれど、皆借字にて、且山に冠らせし意の異なる事なければ、略てかつ〴〵あぐ、こはいとおもひ定めかねて、さま〴〵の意をいふ也、先私記には、山行之時引足歩也といひたれど、何のよしもなく、一わたりおもひていへる說と聞ゆれば、とるにたらず、此冠辭は、ことに上つ代よりいひ傳へこし物なれば、大かたにて意得べくもあらず、既いへる如く、足を引の、足いたむのと樣に、用の語より之の辭をいふは、上つ代にはなし、然れば此あしびきのきは、必體の語にして、木てふ事ならん、こを以て思ふに、神代紀に軻遇突智命を、五きだに斬給へば、その首、身中、

たり、

〔塵袋地儀二〕一ハ。山。ト云フハ、イカナル山ヲ云フベキゾ、叢山ノ正字如何、

木ノシゲキ山ハ、叢ノイロヲ面ニタタヽ、ハヤマト云フ歟トオボユルヲ、日本紀ニハ叢山トカキタハヤマトヨメリ、麓ハフモトヽヨム字ナレバ、山ノハシノカタヲハヤマト云フベキ歟トオボユ、ハヤマシゲ山シゲクレドナド云ヘルニハ、叢ノ心歟トキコユレバ、兩端ニワタルベキニヤ、

〔圓珠庵雜記〕繁シゲ山　神代紀に繁山祇しげやまつみ、これは麓山祇はやまつみにのぞむるに、常にもはやましげ山とよみて、深くしげれるをしげ山といふ、それにかくかりてかゝれたればしげとしぎと通へることとしるべし、

眞淵云、しぎの語は、繁をつゞめいふは、さることながら、鳥のしぎはさる意にはあらじ、飾り思ひよせ違し、且繁山をしぎ山といふは古語なり、それを違へしめじとて、こと様の字をわざと借りたる物なり、然れば却りて鳥のしぎは同じ意ならぬなり、

〔古今和歌集一春〕題しらず　よみ人しらず

み。山。には松の雪だにきえなくに都はのべのわかなつみけり

〔古今和歌集二十大歌所御歌〕神あそびのうた　とりもの、うた

み山には霰ふるらし。と山。なるまさきのかつら色付にけり

〔詞花和歌集四冬〕題しらず　曾禰好忠

と山なるしばの立枝にふく風の音きくおりぞ冬はものうき

〔日本書紀一神代〕次生素戔嗚尊、一書云、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊、此神有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行、故令國内人民多以夭折、復使靑。山。變枯、

〔日本書紀二十四皇極〕四年四月戊戌朔、高麗學問僧等言、同學鞍作得志、以虎爲友、學取其術、或使枯。山。變

山多大石曰嶨(音學)山多小石曰磝(同上)土山戴石者曰砠(同上)石戴土者曰崔嵬、山有草木曰屺(音記)無草木曰岵(音胡)曰峐(音該)

〔東雅二地輿〕山ヤマ　義詳ならず、萬葉集抄に、昔は山をいひてネといひし也、ヤマといふは、ヤは高き義也、マは圓なるをいふなり、其形の高く圓なるをいふ也といへり、されど古語に八俣(ヤマタ)といひ、八田間(ヤタマ)などいひし例によらば、ヤマとは、唯その高く隔りぬるをいふに似たり、古語にヤと云ひしには、重り積れるをいひ、マと云ひしには、限り隔りぬるをいひしあり、凡そ物かさなり積りぬれば、其形自ら高し、限り隔りぬれば、その勢自ら間あり、されば後に漢字を傳へ得て、彌の字を讀てヤといひ、間の字讀てマといひ、ヤマなどいひける也、(古にネといひしは、即嶺也、屋をヤといひしが如きは、高き義なり、玉をタマといふが如きは、圓かなる義也、されど山の如きは、其形必圓なりともいふべからず、古語にイヤといひしが如きは、イは發語の音なりといひ傳へたり、今も俗にいやが上に重れりといふが如きは、古語の違れるなり、彌の字を讀て、ヤともイヤともいふに至て、其字義によりて、此語の增すといふ義になりし程に、我國太古の時に、重り積れるをいひて、ヤといひし義は、隱れて見えずなりぬ、入の字讀て、ヤといふが如きは、此義ありとも見えけり、凡は古語の義を失ひし、是等の類多かるべし、先達の言に、あながちに漢字に執すまじき事なりといはれしは、是等の事のためにやあるべき、すべてかゝる事の如きは、よく我國の古書を讀む法知らん人は、其義自ら明か成べければ、多く言を費すにも及ぶべからず、)山の字讀て、ムレといひし如きは、百濟の方言也と見えたり、釋日本紀に、峯嶺幷に讀てミネといふ、上古にはネとのみいひし也、万葉集抄に、昔は山をネといひしといふはこれ也、筑波根、富士根などいふ類也、

〔倭訓栞前編三十四〕やま　山をいふ、止の義、動かざるを稱すといへり、古今集にも、ひらの山をかくしてかくてのみ我おもひらのやまざればとよめり、一說に、彌間の義、彌高く間隔せるをいふなりともいへり、山陵をも山といへり、神祇式に到山作所といひ、三代實錄に山作司も見ゆ、神代紀にも、斬仆喪屋、此即落而爲山と見えたり、源氏にも陵墓をさして山といへり、塵積りて山となるといふ諺は、古今集の序に、高き山も麓のちりひぢよりなると見えたり、說苑、土積成山と見え

古事類苑

地部四十三

山上

我國ハ到ル處山巒蟠結シ、名山高山各地ニ隆起シ、火山亦東西ニ排布シタリ、而シテ高山ハ、古來富士山ヲ以テ第一ニ推セリ、蓋シ此山ハ、啻ニ高峻ヲ以テ、海內ニ雄タルノミナラズ、實ニ山形ノ端正ナルト、位地ノ優秀ナルトハ、他ニ其比ヲ見ザル所ナリ、臺灣島ノ我版圖ニ入リシヨリ、高山第一ノ名ハ、遂ニ新高山ニ讓レリト雖モ、其名山タル價値ハ、之ガ爲ニ減ズルコト無シ、

〔類聚名義抄 五山〕山 所姦反 ヤマ ワム コワム 和セン 屾 音詵 嵐 ヤマ 嶽 ヤマ 〔同 五山〕巋 丘追反 二小山而衆 コヤマ、巒 音鸞 山小而高 ミネ、ヲヤマ、 岨 七余反 イシノ山、

〔段注說文解字 九下山〕山、宣也、謂能宣散气生萬物也、九字依[illegible]補、[illegible]散當作㪔、有石而高象形、所閒切、十四部、凡山之屬皆从山、

〔說文解字通釋 十七山〕臣鍇曰、山出雲雨、所以宣地气、山海經曰、積石之山、萬物無不有、博物志曰、山有水、有石、有金、木、火、故名山、含吐五行具也、象山峰竝起之形、色閒反、

〔伊呂波字類抄 也地儀〕山 ヤマ 七高山 比叡 比良 伊吹 神峯 愛宕 金峯 葛木

〔南留別志 二〕山はやむ、川はかはるといふは、理學者の說なり、

〔和漢三才圖會 五十六山〕山 音刪

廣雅云、山產也、能產萬物也、廣大有石曰山、銳而高山曰嶠、音驕 小山而銳者曰巒、音鸞 狹而長山曰嶞、音墮

先例可加下知之由有返報、八月十九日癸未、播州故直冬子孫僧、先日被誅之僧舍兄之僧事也號伊原御所、赤松取立之還俗、其名義尊、以彼判形諸方廻文之間、寫彼判相觸諸關、於帶件判之人者、可召捕之由、管領加下知云々、

播州廻文判

義尊○花押

〔類聚名物考 地理五〕關迎 せきむかへ

やがて來らんとする人を、程をかんがへて、その道の關所まで迎ひに出るをいふ、人を送るも多くはせきまでおくり、舟には湊津まで迎送が如し、唐の人もかゝる事おなじ習ひにや、王維の作れる詩を、今の世迄もひとを送るには、かならず主客たがひにとなへて、別れををしむ事あり、これを陽關三疊といふなり、その結句に、西出陽關無故人といふにこそ、八月の駒引に關迎とて、相坂關まで迎に出る事あり、

し、○又見江談抄、袋草子、

〔千載和歌集二春下〕みちの國に、まかりける時、なこその關にて、花のちりければよめる、

源義家朝臣

吹風をなこその關とおもへども道もせにちる山櫻かな

〔平治物語中〕義朝青墓落着事

不破關ハ敵堅メタリトテ、小關ニ懸テ、小野ノ宿ヨリ海道ヲバ妻手ニナシテ落給ヘバ、雪ハ次第ニ深クナル、○中略義朝ハ兎角シテ美濃國青墓ノ宿ニ着給フ、

〔平治物語下〕頼朝舉義兵平家退治事

九郎御曹司ハ秀衡ガ許ニ御座ケルガ、佐殿○頼朝既ニ義兵ヲ舉給フト聞ヘシカバ打立給ニ、○中略續テ信夫ニ越給ヘバ、○中略早白河ノ關堅メテケレバ、那須ノ湯詣ノ料トテ通給フ、

〔袋草紙三〕竹田大夫國行ト云者、陸奥ニ下向之時、白川ノ關スグル日ハ、殊ニ裝束ヒキツクロヒムカフト云々、人問云、何等故哉、答云、古曾部入道ノ秋風ゾフク白河關ト讀レタル所ヲバ、イカデカケナリニテハ過云々、殊勝事歟、

能因實ニハ不下向奧州、爲詠此歌、竊ニ籠居シテ下向奧州之由ヲ風聞云々、二度下向ノ由アリ、於一度者實歟、書八十島記、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年五月十九日壬寅、晩鐘之程、於右京兆館、相州、武州、前大膳大夫入道、駿河前司城介入道等、凝評議、意見區分、所詮固關足柄筥根兩方道路可相待之由云云、大官令覺阿云、群議之趣、一旦可然、但東士不一揆者、守關渉日之條、還可爲敗北之因歟、任運於天道、早可被發遣軍兵於京都者、○下略

〔建内記〕嘉吉元年三月十二日己酉、伊勢國衙内關跡事、任報面可避給之由、先日以狀示長野之處、任

斷の越度甚し、去れば此者を捕て出す時は、御仕置尤御制法礙の掟なり、然る時は關所の役人も淺深なし咎にて、番頭を始多くの人の落命無疑、〇下略

〔西遊雜記九〕薩摩の米津より肥後の水股迄三里半、此間國境の標木雙方ゟたつ、鹿兒島札の辻より三十六丁道にて二十六里三十丁、熊本札の辻迄二十五里二十九間、肥後侯の番所は袋村といふにあり、往來の人をさしてあらためず、薩摩の番所にて旅人の改めむつかし、然れども同道に拔道幾筋もあれば、肥後水股佐鋪の商人薩州への往來は、皆ぬけ道を入るといへり、

〔嘉永明治年間錄十三〕常野兩州騷亂之記

元治元年、賊徒中仙道福島ノ關ヲ越ユ、

從夫賊徒追々打越し、十一月廿九日、中仙道木曾路の內、福島の御關所へ賊徒相懸り候、口上の大意、拙者共一橋卿へ兼て申合せし事も有之候に付、今般上京致し候、右に付御關所罷通ると演說して、悠々と相通り候由、右に付、關守山村甚兵衛より、斯々の次第にて支る事相叶はず、無據御關所を相通し候段、京都へ注進致し候由、

〔日本書紀持統三十〕十年八月甲午、以直廣壹授多臣品治、並賜物、褒美元從之功與堅守關事、

〔續日本紀元明四〕和銅二年九月己卯、遣從五位下藤原朝臣房前于東海東山二道、撿察關剗、巡省風俗、

〔續日本紀元明五〕和銅五年九月乙未、禁取三關人、爲帳內資人、

〔十訓抄十二〕淸原滋藤は、其身征夷使軍監の武藝にいたりしかども、文の方たくみなりけり、〇中略此人は忠文民部卿、將軍の宣旨を蒙りて、將門追討のためにあづまへ下りける時、伴へりける、駿河國淸見が關について、海のはたにやどりたりけるに、

漁船火影寒燒浪　驛路鈴聲夜過山と云古き詩を詠じたりければ、折ふし心すみて將軍淚落しけり、この詩は杜荀鶴が臨江驛に宿りて作りけり、旅宿の夜のおもひ同心通ひけんと心すご

此ろく儀、被勾引何宿に候哉、旅籠屋に四五日罷在、夫より不見知男差添、山駕籠に錠を掛け、往来道筋不見様いたし、所々連歩行、坂本宿にて、損いたし候間、二三年も可賣由申候、何宿に候哉、ろくを差置、右附添候男は歸候間、夜中逃出し、上州水沼村又兵衛方へ駈込候旨申之、御關所の外、山越いたし候哉も一向不存事にの得ば御構無之、親達八へ可相渡哉と相伺、其通被仰渡候事、

〔時秋物語〕相模のくに足柄山にきにけり、こゝにてよしみつ馬をひかへていはく、とゞめ申せどももちひたまはで、これまでともなひたまへる事、そのこゝろざし、ふかし、さりながらこのやまのせき、たやすくとはす事もあらじ、よしみつは所職を三拜申て、みやこをいでしより、命をなきものになしてまかりむかへば、いかなるせきにてもはゞかるまじ、かけやぶりてとほるべし、それにはそのやうなし、是よりかへりたまへといふを、時秋なほうけひかず、またいふ事もなし、〇下略

〔近代公實嚴秘録　十〕不破兵左衛門箱根の關破の事

爰に不破兵左衛門と云浪人者有、江戸青山邊に住居しけるが子細有之、一族の事に付、播州へ赴かずしては不叶用事有、急用と見えたり、去かれば夜を日に繼ても可急所なれども、身貧にして萬事ふつゝか、其上に女子一人十一才、男子一人九才に成るを持けり、〇中略不依不敵の者にて、二人の子どもを召連、上方へ赴く、然るに女子は箱根の通り手形六ケ敷、御留守居の判なくては難通ければ面倒なりとて、彼女の子を頭を剃て野郎あたまにして、男子の風俗にかへ、つれておもむきけり、あつはれ不敵の事なりかくて兵左衛門は子ども召連て箱根へ掛り關所にて申ことわり、男子二人無相違御通しと申ければ、何事なく欺きおほせて通りけり、〇中略關所破りと云は、關の外關道抔を忍び通るをいふなり、關所を欺き僞り通るは關所破りとはいわれず、關守も油

從前々之例
一關所難通類山越等致候者　於其所磔
　但男に被誘引山越致候女ハ奴、
同
一同致案內候者　於其所磔
同
一同忍通候者　重追放
　但女ハ奴
同
一口留番所を女を連忍通候者　中追放
　但女ハ領主江可引渡〇中略
一人相書を以御尋に可成者之事〇中略　獄門
寬保二年極
一關所破〇中略
　但乍存請に立候もの同罪、吟味之上不存に決候共、主人請人共に過料、〇中略
拷問可申付品之事〇中略
元文五年極
一關所破
　右之分惡事いたし候證據慥ニ候得共、不致白狀もの、幷同類之內致白狀候得共、當人不致白狀
　もの之事、〇中略
重科人死骸鹽詰之事〇中略
寬保二年極
一關所破〇中略
享保六年極
　右之分死骸鹽詰之上御仕置、此外ハ不及鹽詰事、
〔舊幕府御定書例書〕被勾引御關所の外共不存山越いたし候女之事
寶曆三酉年十月御仕置の例
　信州上ヶ谷村百姓彥久娘　ろく

度私度越度事由家長處分、家長雖不行亦關坐家長、此是家人共犯止坐尊長之例、主司及關司知情者與同罪、不知情者不坐、主司謂給過所官司及關司、知冒度之情、各同度人之罪、不知冒情、主司及關司俱不坐、即將馬牛越度冒度及私度各減度人二等、家畜相冒者不坐、謂毛色類似、不同相冒、坐不得罪、

凡關津度人、無故留難者、一日主司笞廿、一日加一等、罪止杖一百、謂依令行人出入關津者、各依先後而度、無故留難不度者、主司即合此罪、此謂非公事之人、若軍務急速、而留難不度致有廢闕者、自從所闕重論、

凡私度者、有他罪重、主司知情、以重者論、不知情者依常律、謂無過所、從關門私度、止徒一年、或有避死罪逃亡、則犯徒以上罪、是名有他罪重、關司知情者、以故縱罪論、各得所度之人重罪、若不知罪人別犯之情者、依常律不覺故縱之法、

凡領人兵度關、而別人妄隨度者、將領主司以關司論、謂有別人妄隨度者、罪在領兵官司、故云將領主司以關司論、知情與同罪、不覺減二等、若知別有重罪、亦依關司之法、關司不覺、減將領者罪一等、謂關司承將領者文書、不覺別人隨度者、減將領者一等、謂減度者罪三等、知情者各依故縱法、謂所知情者、將領主司及關司、俱得度人之罪、

〔事類本類聚三代格十八〕太政官符

應准長門國關勘過白河菊多兩剗事

右得陸奥國解偁、検舊記、置剗以來、于今四百餘歳矣、至有越度、重以決罰、謹検格律、無見件剗、然則雖有所犯、不可勘當、而此國俘囚多數、出入任意、若不勘過、何用為固、加以進官雜物、觸色有數、商旅之輩竊買將去、望請勘過之事、一同長門、謹請官裁者、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉勅依請、

承和二年十二月三日

〔享保度法律類寄〕從背

一關所破當人は磔、手引詞合候者獄門、女ハ品によるべし、

〔御定書百箇條〕關所を除、山越致候者并關所を忍通候もの御仕置之事、

三十五貫文　同關料一圓無沙汰

十貫文　同〇三ヶ浦新關一圓無沙汰

十一月十六日、攝州兵庫關事、每年二千餘貫關料也、然而七百貫計致其沙汰、大船共號細川方船、不及關料沙汰通故云々、此子細度々爲寺門就訴申入、無裁許之儀、仍昨日學侶大集會、於于今者無力可取向次第大訴、則當季春日祭若宮祭禮等令押留之旨、令牒送社家之間、今日卯刻南曹辨弁傳奏方ニ申上了、云御房中云寺門押留一決了、

以關稅充內裏修理料

〔宣胤卿記〕文明十二年十月十日丙辰、爲新關停廢、土一揆蜂起塞通路、北白川邊集會燒拂關所云々、號內裏修理料、亂後七口所被立新關也、武家自用之外於修理者不及沙汰、諸人之所歎也、

私度　越度　冒度

〔律疏衛禁〕凡私度關者徒一年、謂三關者、攝津長門減一等、餘關又減二等、越度者各加一等、不由門爲越、謂公使有給符、軍防丁夫有總歷、自餘各請過所而度、若無給符公文、私從關門過者、已至越所未度者減五等、謂已到官司應禁約之處、餘條未度准此、謂越度之人已至官司防禁之所、未得度者減越度五等、餘條未度准此者、謂城及垣籬等有禁約之處、已至越所而未度者、皆減已越罪五等、若越度未過者、准上條減一等之例、即被枉徒罪以上、抑屈不申、及使人覆訖不與理者、聽於近關國郡具狀申訴、所在官司即准狀申太政官、仍遞送至京、若無徒以上罪而妄陳者、即以其罪罪之、官司抑而不送者、減所訴之罪二等、謂關外有人、被官司枉斷徒罪以上、其除免之罪本坐雖不合徒、亦同徒罪之法、抑屈不申、及使人覆訖不與理者、文稱及者使人以上未覆、亦聽於近關國郡具狀申訴、所在官司謂近關之國郡即准狀申太政官、仍遞送至京、若勘無徒以上罪而妄訴者、妄訴徒流、還得徒流、妄訴死罪、還得死罪、妄訴除免、皆准比徒之法、謂元無本罪而妄訴者、若實有犯、斷有出入、而訴不平者、不當此坐、其應禁及散送、並依所訴之罪准令遞之、若官司抑而不送者、減所訴之罪二等、謂枉得死罪官司不送、合徒三年之類、

凡不應度關而給過所、取而度者亦同、若冒名請過所而度者、各徒一年、謂有征役番期及罪譴之類、皆不合輙給過所、而官司輙給及身不合度關而取過所度者、若冒他人名請過所而度者、各徒一年、攝津長門減一等、餘關又減二等、即以過所與人、及受而度者亦准此、謂以所請得過所而轉與人、及受他過所而承度者亦徒一年、但律文皆云、度者得徒一年、明知未度者不合徒坐、若關司未判過所、以前准越關未度各減五等之例、若已判過所、未出關門、同未過各減一等、其與過所人、既因度成罪、前人未度、亦同減科、不應給過所而給者、不在減例、若家內人相冒杖八十、謂家人不限良賤、但一家之人相冒而度者杖八十、既無名字被冒名者無罪、若冒

停滯者、事、寛五所明神、及滿徒三千之大訴、之由、群議如斯、

〔師鄉記〕享德三年六月十一日辛卯、法性寺大路爲東福寺沙汰立新關、是關塔婆造立云々、而醍醐山科已下近邊土民令同心、昨今寄手法性寺大路、可燒東福寺之由企之云々、仍自寺家相防之間及合戰云々、寺官修造司一人討死、長不可立關之由寺家申之、仍土民等退散無爲云々、

〔東寺執行日記〕享德三年六月十二日、東福寺三重塔婆爲勸進、於法成寺大路關所立之、仍土一揆寄破之出官僧打死、寺方ニ手負七八十人有之、

○按ズルニ、此書師鄉記ト日一日ヲ違ヘタリ、蓋シ其一ハ傳聞ノ誤ニ出デシナルベシ、

〔大乘院寺社雜事記〕長祿四年（寛正元年）正月五日、兵庫關訴訟事、不謂權門高家、於關料者可出旨、被成奉書多大略日御判之間、元日定淸五師令下向了、於好嚴五師者、二十八日下向云々、寺訴無爲條珍重者也、傳奏每事申沙汰令無沙汰故歟、今度一向見所云々、是又希代事也、　三月十二日、宗秀五師來、爲寺官來十四日可上洛云々、兵庫關務、篇舟備前小島與兵庫當取事、自去年冬初致訴訟、于今無一途、仍及訴訟云々、

寛正二年九月五日、春日社幷興福寺造營料、攝津國兵庫關所事、所停止新過書關料也、早守先例、全關務、可令專寺社營作之狀如件、

長祿三年十二月廿六日

內大臣兼右近衞大將源朝臣御判

寛正四年七月廿三日、今度大館兵庫頭教氏與相論條々成下事、

寛正二年巳分

三十五貫文　細呂宜關料一向無沙汰

同三年午分

條々

一兵庫河關事、永代爲南都領、不可被成其煩之由、被成御敎書、

〔釋迦院案文〕寶德三年未御動座之時之事書光胤已講草案沙汰

興福寺學侶衆徒群議曰

攝津國兵庫關者、等持寺殿御代御寄附于當寺當社造營用脚、其濫觴事舊畢、子細非他、深貴春日五所之誓約、歸法相一宗之佛法給御懸志也、〇中略當寺之再興在于彼御代、勝定院殿預當關直務之御下知、普廣院殿重被成下御判物、累代御願添其色、滿寺之眉目、何事如之乎、今般蔑如代々尊崇御願、被成關所停廢下知之條、鬱陶之甚、叵覃翰墨、厥後如元可全關務之由御下知云々、雖然明日定反掌歟、大訴不容易、爭獲已哉、就中白鹽船勘過之由來、非八幡宮敬神之儀、奉行人得商人之語、願私之利潤、構無盡矯飾申沙汰之條令露顯歟、早彼逆類等爲傍輩向後、可被加非常刑罰、〇下略

〔大乘院日記目錄〕寶德三年九月一日、春日神木遷座于別殿、今度關務、惡行德本入道所行也、隨而大明神種々御託宣在之、三ヶ年內畠山一家可滅亡云々、希代不思儀事共在之、近日畠山權勢無雙也、何事可有之哉、如案一家物忩三ヶ年內出來、一向如無成下了、

〔釋迦院案文〕春日社衆興福寺領、攝津國兵庫關事、先度被除並八ヶ所者、不能左右、其外雖神社佛寺幷白鹽船、公武權門勢家至過書關料、永代被停止之訖、此段宜令下知寺門給之由被仰下也、仍執達如件、

寶德三年九月六日　　改陳在判

〔釋迦院案文〕興福寺學侶衆徒群議曰、光胤已講草案〇中略所詮彼一郡智〇字事、被返付于寺社者、彌三千一味之精勤、天長地久之懇祈矣、次河上五箇本關者、爲大伽藍造營用脚之處、近年依新關增倍、本關料逐年減少之條、歎而有餘者乎、急被停廢新關、爲全本關務之由、可被成嚴密之御下知、兩條御沙汰若令

以關役充佛寺修理料

十八日到來、則祭主下知ヲ相副、神宮ニ被告云々、於關屋者、祭主被壞取、　關　人　津　殿之親判
可被尋仰之子細在之、不日可被召進山田關代官等之由被仰出候也、仍執達如件、
寬正三
五月十六日　之種判
　之親判
祭主二位殿

〔內宮寬正年中記(續群書類從所引)〕寬正四年三月十日、內宮禰宜注進狀云、右仲ノ關等事、小田御關者爲外宮造營料上者、不及是非、但最初御成敗者、可立置二俣邊之由被仰下歟、然被立小田之條、神慮不相應之、喧嘩出來既被破却畢、然又被立置神領之關之條、神慮難測者哉、如最初御成敗、被立二俣中野邊者、神慮可相應云云、

〔長者補任(山城名勝志所引)〕文永七年四月廿一日、寅刻東寺塔燒失、(中略)被付定關所急速遂成風功、及永仁元年造畢、

〔圓覺寺文書(新編相模國風土記稿所引)〕圓覺寺造營要脚關所事、(中略)早於箱根山葦河宿邊構在所、限年紀三箇年、嚴密可致其沙汰之狀如件、　康曆二年六月日、當寺長老、左兵衞督氏滿、花押、

〔圓覺寺文書(新編相模國風土記稿所引)〕箱根山水飲關所之事、任被仰下之旨、渡附圓覺寺雜掌候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、　應永十三年六月十六日進上、御奉行所、左衞門尉憲清花押、

〔康富記〕寶德三年九月二日丁酉、後承、是日晚春日社御神木、有御動坐于移殿云々、是南都領攝州河關以下新訴事、依御裁許遲々、可有入洛之由、兼日所聞也、社官等就便宜此由告申處々云々、　七日壬寅、是日自武家被遣使節於南都、依神木入洛之有聞也、管領畠山左衞門督入道御敎書數通被成之、同被成遣綸旨者、可然之由、武家就御中沙汰、被成下綸旨於寺門社家等云々、(中略)

修理、並相州湯本關所事、如元當社關務之趣、可有御成敗候、十月廿二日、修理亮殿、兵庫允、濟方、按ニ文中ニ如元當社關務云々トアレバ、是ヨリ以前ニ修理料ニ宛ラレシコト知ベシ、濟方ハ永享十一年管領トナレリ、

〔新編相模國風土記稿〕二十四足柄下郡禁制

鶴岡八幡宮兩界一切經以下修理料所、相模國小田原宿關所事、右甲乙人等、不可致違亂狼藉、若有違犯輩者、可被處罪科之狀、依仰下知如件、

寶德四年四月廿一日、前下野守花押、

〔碧山日錄〕長祿三年三月八日庚寅、春公明日與中書令勝秀公詣伊勢神宮、余之與余徒有此行、往告途中相從也、　九日辛卯、寅而飯、與鷲幸俊龍偕發足、三里而抵松本津、掉湖舟而到山淅村、一里而歷草津、與春公飯於旅亭、勝公過勢多橋而至、家臣之相從者十五騎、而稱其屬者五千餘人、蓋大人貴公詣神祠、則關譏而不征、庶首借其餘勢透關也、自草津東折七里、而投暮宿於菅口驛、　九月七日丙戌、近歲諸州路、國俗之强豪者、置關以征之、往來悉難焉、相公命諸吏而破之、因爲改造伊勢之大廟、於安城都〇京之七路自諸州入京之路、其數七也、前月廿一日各置一關、征之而已、往來咸喜此也、俗子眞信來語之、

〔雍州府志〕一形勝凡自四方入京師有七道、是謂七口、是自古所定之也、於今京師繁華、日增月盛、故七口之外、入京師之道有數箇所、入馬之往來不絕跡、所謂七口者、東三條口、伏見口、鳥羽口、七條丹波口、長坂口、鞍馬口、大原口是也、

〔長祿四年記〕九月二日、治部河內守飯尾新左衞門尉兩人、爲東海道關破却、去月廿四日下向、仍昨日上洛、兩人御太刀進上、太神宮御造營關、依被立置、其外被破却者也、

〇按ズルニ、諸關ヲ撤シ、入京七路ノ關ヲ存シ、大神宮造營費ニ充テシナリ、

〔寬正記〕寬正三年

造營料山田關事、不日可被停廢之由、期仰出進候、執達如件、

寬正三五月十六日　開闔飯尾左衞門大夫之種判

はなしといふ仰かうぶり候ぬ、かた〳〵もつてよろこび入て候へ共、此二三日少人〇義經ノ妻、女ノ久我大臣ノ側室に物参らせ候はず候へば、心ぐるしく候、關屋の兵らうまいすこし給候て、少人に参らせてとほり候ばや、かつうは御きたう、かつうは御情にてこそ候へと云、〇下略

以關錢充神社修理料

〔吾妻鏡二十二〕建保三年二月十八日丁未、仰諸國關渡地頭、可被止旅人之煩、但如船賃用途者、立料田可塞其妨云云、

〔信長公記二〕永祿十二年十月四日、田丸之城初トシテ國中城々破却之、御奉行萬方へ被仰付、其上當國〇伊勢之諸關取分往還旅人之爲惱之間、於末代御免除之上、向後關錢不可召置之旨堅被仰付、

〔昨日波今日能物語〕峨峨の大かく寺殿へ、そんごくの玄ゆんれいが参り、これはなにと申所ぞといふ、これは御もんせきとこたへければ、三文にまけてけんぶつはなるまいかとて、いろ〳〵申た、五文のせきとおもひしこと、口をしき次第なり、

〇按ズルニ、當時關錢ノ多寡ニ依リテ其關所ノ呼名トシ、三文ヲ納ムルモノヲバ三文關ト云ヒ、四文ヲ出スモノヲバ四文關ナド稱ヘシヲ以テ、如此御門跡ヲ五文關ト思ヒ誤レルモノアリシナルベシ、

〔實本續々要記二〕康永三年十一月十八日夜、神木御遷坐金堂前、當社〇春日ノ中社以下造替料所攝津國ヲ收成、一切經ノカタギ料所、衆徒訴訟也、

〔鶴岡文書〇新編相模國風土記稿所引〕鶴岡八幡宮御修理要脚事、所寄相模國小田原關所也、早三ヶ年ノ間宛取關賃、可令終修造功之狀如件、

永享四年十月十四日　信濃守殿持氏花押、

〔新編相模國風土記稿二十七足柄下郡〕早川庄

湯本村由毛度牟頁〇中略古ハ東海道中ノ宿驛ニテ、湯本宿ト唱ヘシ由、古書等ハ多ク湯本宿ト記セリ、〇中略永享ノ頃ハ當所ニ關門アリ、其征錢ヲ鎌倉大藏稻荷社修理ノ料ニ宛ラル、鶴岡神主大伴氏藏文書曰、大藏稻荷社

く志づまり給へ、判官ならぬ山ぶしころして、後の大事なり、せき手をこうてみよ、昔より今にいたるまてはぐろ山ぶしのわたしちんせき手なす事はなきぞ、判官ならば志さいを志らずして、せき手をなしてとほらんといそぐべし、げんの山伏ならば、よもせきてをばなさじと、これをもつて志るべきとて、さか〳〵志げなる男すゝみいでゝ申けるは、所せん山ぶしなりとても、五人三人こそあらめ、十六七人の人々にいかでか關手をとらでは有べき、せき手なしてとほり給へ、かまくら殿のみげう志よにも、かうげをつけきらはず、せ。き。手。を。と。つ。て。關。守。共。の。兵。粮。米。に。せ。よ。と候間、關手を給候はんとぞ申ける、辨慶いひけるは、事あたらしき事を承候ものかな、いつのならひにはぐろ山ぶしのせき手なすほうや有、れいなき事はかなふまじきといひければ、せきもり共是を聞て、判官にてはおはせぬと云も有、あるひは判官なれども、世にこえたる人にておはしませば、むさし坊などゝいふものこそかやうにはちんずらめなど申、又あるもの出て申けるは、さ候はゞ、くわんとうへ人を參らせて左右を承り候はんほど、是にとゞめおき候はんと申ければ、辨慶これはこんからどうじの御はからひにてこそ、關東の御つかひ上下の程、せきやのひやうらうまいにて、道せんくはで御きたう申て、心やすく志ばらくやすみて下るべしとて、ちつともさわがず、十ちやうのおひをばせきやの内にとり入て、十よ人の人々むら〳〵と内に入てつゝとしてぞゐたる、酒も關守あやしく思ひけり、辨慶關守にむかつて、○中略是にて志ばらく日數をへ候はん事こそうれしく候へと物語などして、わらんづをぬぎてせんそくし、思ひ〳〵にねぬおきぬなど、したりがほにふるまひければ、關守共是は判官にてはおはせぬげなり、たゞとほせやとて、せきの戸をひらきたれ共、いそがぬ體にて、一どには出ずして一人づゝ二人づゝ志づかに立やすらひ〳〵てぞ出給ふ、ひたち坊は人よりさきに出たりけるが、跡をかへりみければ、判官とむさし坊といまだ關のえんにぞゐ給へり、辨慶申けるは、關手御めん候上は、判官にて

ま井、かめ井、するがきさんだ、御ともにて、其あひ五町ばかりへだてける、さきのせいは木戸口に行むかひたりければ、關守是を見て、すはやといふこそ久しけれ、百人ばかり七人を中にとりこめて、是こそ判官殿よと申ければ、つなぎおかれたるものども、ゆくへもしらぬ我等に、うきめを見せ給ふ、これこそ判官の正しんよとおめきければ、身の毛もよだつばかりなり、判官すゝみ出て仰られけるは、そも〳〵はぐろ山ぶしのなに事をして候へば、これほどにさうどうせられ候やらんとの給へば、なんでうはぐろ山ぶし、九郎判官殿にてこそおはしませと申ければ、此關屋の大將軍はたれ殿と申ぞととひ給へば、當國の住人つるがのひやうゑ、かゞの國の井上左衞門と申人にて候へ、兵衞はけさ下り候ぬ、井上は金津におはすると申ければ、しうもおはせざらん所にて、はぐろ山ぶしに手かけて、主にわざわひかくな、そのぎならば此おひの中にはぐろのごんげんの御正體、くわんをんのおはしますに、此關屋を御むろ殿とさだめて、八重のしめをひきて御るかきをふれとぞ仰られける、せき守ども申けるは、げにも判官にておはしまさずば、そのやうをこそ仰らるべく候に、主にわざわひをかくべからんやうはいかにぞとがめける、べんけいこれを聞て、かたのごとくせんだち候はんずる上は、山ぼうし原が申事を御とがめ候てはせんなし、やあやまと坊そこのき候へとぞ申ける、いはれてせきやのえんにゐ給へる、是こそ判官にておはしましけれ、辨慶申けるは、是ははぐろ山のさぬき坊と申山伏にて候が、くま野に參りて年ごもりして下向申候、九郎判官殿とかやをば、みのゝ國とやらんをはりの國とやらんより、いけどりてみやこへ上るとやらん承候しか、はぐろ山ぶしが判官といはるべきやうこそなけれと言けれ共、なにとちんじ給へ共、弓に矢をはげ太刀長刀のさやをはづしてぞゐたりける、あとの人々も七人つれてぞきたりける、いとゞせき守共さればこそとて、大せいの中に取こめて、たゞ打ころせとおめきければ、北のかたきえ入心ちし給けり、あるせきもり申けるは、しばら

關役

爲二九州御對治一御在關之時、渡海御勢之事、爲二赤間關役一可レ立二仕舟一、今日於二當關一被レ經二御評定一、任二先例一被レ立二御定法一畢、自今以後、可レ爲二此分一之由、儀定訖、則所レ被二殿中日々記一壁書如レ件、

文明十五年八月一日

〔甲陽軍鑑全集 九〕天文十六丁未二月二十四日、板垣淺利兩侍大將に、旗本より原美濃を警固にて村上方へ働、〇中略板垣衆六十騎返して勝負をはじめんとするを、敵見取、早々引揚る、板垣衆跡をしたはんとせし處に、原敵味方の間へのりわり、さいはいにて打廻し、如何にも手早に連て戻る、是は美濃五十歳の時也、敵の馬迄此方へ取來、此手柄に因て甲州笹子峠關役所を千貫に被り下さるゝなり、

〔織田信長譜〕永祿十二年、勢州國司北畠具教擯二信長之威一議レ和、〇中略具教家人柘植三郎左衞門受二信長之密旨一、與二木造下總守一後號二羽柴下總守一相謀叛二具教一、具教多力殺二數十人一而死、柘植等卽納二信長兵一、故勢州諸城皆陷、信長誅二柘植一以徇焉、停二止勢州關役一、使二信雄居一大河內城一、

〔義經記 七〕三の口の關とほり給ふ事

夜もすでにあけたれば、あらちの山を出で、ゑちせんの國へいり給ふ、あらちの山の北のこしにわかさへかよふ道有、のらみ山に行みちも有、そこを三の口とぞ申ける、ゑちせん國のちう人つるがの兵衞、かゞの國の住人井上さゑもん兩人承て、あらちの山の關屋をこしらへて、夜三百人ひる二百人の關もりをすへて、せきやのまへにらんぐひを打て、色もしろく、むかばのそりなどしたる者をば、みちをもすぐにやらず、判官殿とてからめおきて、きうもんしてぞひしめきける、〇中略扨十よ人の人々、とてもかくてもと、うちふてゝ、せきやをさしてぞおはしける、十町ばかりちかづきて、せいを二手にわけたりけり、はうぐわん殿の御供には、むさし坊、かたをかゝいせの三郞、ひたち坊、是をはじめとして七人、今一手には北のかたの御供して、十郎ごんのかみ、ねのをゝく

院僧正奉使令、申子細間、法隆寺清水寺不閉門云々、所詮珍事出來、　十一日、前筒井順弘令引率立野衆以下、夜前金堂ニ引籠、相違子細在之間、則標議用閉寺可責光宣之坊彌勒院支度云々、○中略五ヶ關事、順弘與光宣相論故云々、寺門云々、六親不和出來、所詮順弘大未練、不足取也、　廿七日、七大寺以下閉門、關務事、如元光宣知行也、執中數人六方以下七人處重科、進發被官人所了、　十二月十五日、去月十三日御教書到來、及閉門之間、五ヶ關所務爲相尋之、飯尾山城守、同豐前守被指下云々、　三年九月十六日、實憲以下筒井衆來、三條邊兩方合戰、實憲引退、光宣ハ下向筒井館云々、就五ヶ關務事、總衆寺門方發本堂七人在之、爲光宣方之寺門加罪科、下人住屋遣發了、彼七人重令沒落、相憑豐田賴英之故歟、一命了、後日六方學侶以下蜂起、光宣以下加罪科了、

文安二年九月十九日、光宣奉大勢發上、爲用心鬼薗山城又構之、筒井順永官符如元、五ヶ關所光宣知行事如元、靜免綸旨後之日到來、前方悉以罪科、彼七人衆以下楯籠古市、以後十餘年之間、日々夜々古市與鬼薗山及合戰了、南都在々所々放火、

(六波羅蜜寺古文書)俊信院御影堂寄衆等謹言上

右當院領、讚岐國北山本新庄、年貢運送關料、給(兵庫三箇江丸)事、海河上諸關無其煩、勘過之處、限今春兵庫兩關號新關料、過分之關役中懸、剩以前無爲之役錢其ニ責執之條、言語道斷之次第也、所詮應永八年以來之任御教書等旨、被役錢等被糺返、於關料者、無其煩可有勘過旨、嚴密之被成下御成敗者、可爲御祈禱之專一者也、仍粗言上如件、

長祿四年卯月日

(大乘院寺社雜事記)文明十一年七月六日、御臺○足利義政室御料所、江州舟木關(每月六十貫云々)自守護方押給之、四五日以前事也、如此間每事無法量云々、

(大內家壁書)兵船渡海關役事御定法

御神役畢、如先例被免御倉役、全關務、彌致御祈禱精誠事、

副進　一卷　長者宣、幷京都御推擧、關東御敎書、同御使山名安富狀、千葉介渡狀等、

一通　物忌代押書等

右於被關務者、被閣長日護摩、同神前御燈油料所處、近年一向號御倉役、不辨關務之間、令退轉御祈禱畢、此之段欲言上剋、物忌代石神入道久阿、准新關雖申掠、旣誤登存、任公家關東御判、如新關不可破之由出押書畢、其上去應永二年乍、先御管領御時、如此依致直訴、令一社同心、背本所御成敗、獨立致濫訴之條、無謂之旨就歎申、爲難儀之間、無本所御擧幷社家推擧者、不可致訴訟之由、押書狀分明也、此上者無本所御擧、同社家推擧者、訴訟者不可被入聞召、然者如先例被破御倉役、專關務、奉成御神事、彌爲致武運長久御祈禱精誠、恐々言上、如件、

應永十四年卯月　日

〔香取志下〕祠職

武藏國猿股(サルカマタ)の關を掌し事有り

〔春日神社文書六〕御判

河上往反舟、幷商買船等事、假權門勢家名、押而令運送云々、太不可然、仍當時關役失墜之由被聞召訖、如然之類、於向後者所停止也、猶以違犯者、爲處罪科可注進之旨、可被相觸學侶官符等之狀如件、

應永十四年十二月十七日　衆徒

興福寺別當僧正御房

〔大乘院日記目錄〕嘉吉二年十一月朔日、河上五ヶ關務代官職事、年貢無沙汰之間、召放光宣之手、寺門可直務事、申入京都、三面僧坊以下爲修理云々、先度寺門直務之奉書、任申入旨被成之了、然而光宣引汲族引分、號一寺之儀、七大寺幷御社等閉門了、此上者無力如元被返付于光宣畢云々、但佛地

應安五年十一月十八日　　左中辨在判

大禰宜長房館

香取社大禰宜長房申條々

一戸崎關務事

一大堺關務事

一行德關務事

以前條々、自關白家被執申、所有吹噓也、申訴異其他歟、早嚴密可被遵行之狀、依仰執達如件、

應安五年十二月十四日　　武藏守花押

上椙兵部少輔入道殿

香取社大禰宜長房申、燈油料所下總國風早庄内戸崎、大堺關務事、實持并實秋跡輩、致違亂云々、甚無謂、所詮止彼妨、全關務、專神用之樣、可被加扶持由候也、仍執達如件、

應安七年十月十四日　　智象花押

道稱花押

千葉介殿

香取社大禰宜長房申、武藏國猿俣關務事、申狀副具書如此、子細見狀候歟、可令計成敗給之由、關白殿御氣色所候也、仍執達如件、

十一月九日　　左中辨宜方

謹上　安房守殿

香取社大禰宜幸房謹言上

欲早當社領下總國風早庄内、戸崎關務、任公家關東御判、被令知行、號御倉役、不辨關務間、盡關如

密ニ建議有シニ、寛政四年十一月十七日總宰ノ命ヲ蒙リ、明年癸丑三月巡見ナシ玉フ、○中略歸路根府川ノ關門ニ至リ、此邊親ク見玉ハン爲ニヤ、步行ニテ關前ヲ通行ノ時、塗笠ヲ用キ玉キシニ、關吏馳出、供奉ノ輩ニ就テ、關前ハ笠冠ル間敷法也ト告奉リケレバ、實ニ心得タリトテ脫セ玉ヒヌ、此夜小田原ニ止宿有セラレ、城主ノ老臣ニ關守ノ事語リ玉ヒ、云々ノ事ニテ我モ過ヲ免レタリ、其者ヘ謝詞宜ク執成アルベシト懇語有ケレバ、老臣畏リテ退キ、程ナク侯加賀守大久保忠顯ヨリ賞トシテ、席ヲ進メ俸ヲ增與ヘラレシトゾ、此人大木多治馬トテ、甚篤實ニシテ、平常同輩ノ中サヘ謙遜ナルガ、此關門ニ勤番スルニ付テハ、關ノ法ヲ能ク心得ベシトテ、繰返シ記臆セシ故斯有シト聞玉ヒ、忠篤ノ志ヲ感ジ玉ヒシトナリ、

〔萬葉集四相聞〕神龜元年甲子冬十月、幸紀伊國之時、○聖武爲贈從駕人所誂娘子笠朝臣金村作歌一首并短歌、○中略

反歌

吾背子之跡履求追去者、木乃關守伊將留鴨、

〔本朝無題詩七〕過門司關述四韻　釋蓮禪

西鎮古關經過程、兩三守者欲拘情、門司名關因例雖加警、社牒有威不憚行、香椎宮行牒、威權滿日域、拘關者不能拘留、故云、山瀉二嶠秋月色、江傳三峽曉波聲、嶺松沙草朝猶暮、唯似畫圖後素成、

〔運步色葉集〕關役

〔香取神宮古文書纂四〕香取大禰宜神主兩職、常陸下總兩國海夫、并戶崎、大堺、行德等關務、可令知行者、長者宣如此、悉之以狀、

應安五年十一月九日　左中辨花押

香取長房館

香取社燈油料所長島關事、任先例可被管領者、長者宣如此、悉之以狀、

關役

一相州　箱根根府川　足柄上方道熱海道　小田原城主 大久保出羽守

一上州　碓氷横川　北國越後信濃等ヘ之道筋　安中城主 内藤山城守

一上州　川股　上野下野館林足利佐野ヘ之道筋　舘林城主 阿部豐後守

一上州　五料大渡關政　上州道　厩橋城主 酒井雅樂頭

一上州　松之橋　越後信濃道　高崎城主 松平右京大夫

一總州　關宿　常陸下總下野筑ヶ國結城　關宿城主 久世隱岐守

一總州　松戸關川市川　常陸下總結城筋、上野下野奥州日光越後筋、上總安房筋、　御代官 伊奈半左衛門

一武州　駒木野　但小佛共云　甲斐江之海道也　支配 上坂安左衛門

甲州ヨリ出ニ女手形ハ、證據在番支配ヨリ出之、鶴瀬ト云所ニ毘支納戸鶴瀬之關守ヨリ小佛ニ番替之證文出之、

一信州　勢内路　堀美濃守

一信州　福島　飛驒美濃越路丹波ヘ之道路　山村甚兵衛

一信州　木曾　千村平右衛門

一信州　小川猿合　雪川石川奥州海道　知久監物

一野州　栗橋　奥州海道　御代官 伊奈半左衛門

一相州　西浦賀　諸國ヨリ船ニ武具其外諸道具幷木等品々改之、　一色宮内

一遠州　荒井　上方筋道鐵炮改之　吉田城主 松平豐後守

一遠州　本坂　荒井渡留之諸大名往來御停止之所、頭有之時ハ爾ニ而通之、　近藤乙藏

一江州　柳ヶ瀬　井伊掃部頭

一江州　山中　朽木彌三郎

〔守國公御傳記　五〕江戸ノ藩屏緊要ノ地、伊豆安房ノ海岸備禦ノ設無ンバ有可ラザルニ因リ、業ナ

〔大日本史 禮樂九〕按、先是藤原仲麻呂作逆、僞造乾政官符發兵、蓋此後慮飛驛有僞、令關司開視、至此復禁之乎、附以備考、

〔日本後紀 十四 平城〕大同元年七月乙未、勅、關津之制、爲察姦違、苟有阿容、何設朝憲、今聞長門國司、勘過失理、乘賂嗷嗷、自今以後、不得更然、若有違犯、特寘重科、

〔文德實錄 九〕天安元年四月庚寅、始置近江國相坂大石龍花等三處之關剗、分配國司健兒等鎭守之、

〔吾妻鏡 二十一〕建曆三年十月十八日甲寅、以宗監物孝尙、爲武藏國新開實檢使、遣圖書允清定奉行、

〔武德編年集成 四十九〕慶長七年八月二十九日、頃日結城少將秀康卿中仙道ヲ歷テ、上州碓氷ノ峠ヲ越玉フ、此關所ヲバ廳下ノ隊長等交替シテ勤仕セシガ、秀康卿ノ鳥銃ヲ抑ヘ、貴戚ト雖、公命默止ガタキ由ヲ述ル、秀康卿怒テ曰、列國ノ諸侯ニ至ラバ此事可也、汝等吾ヲ知ズヤ、强テ止ムルニ於テハ、忽其命ヲ斷ント、衛兵驚テ江府ニ注進ス、台德公〈〇德川秀忠〉鈞命ニ、是汝等ガ人ヲ知ラザル也、其斬殺セラレザルモ幸ナリト宣フ、

〔元和日記〕元祿十五年閏八月十九日、遠州荒井關所守禦之事、命三州吉田城主久世出雲守重之停奉行兩人、

〔新編相模國風土記稿 二十一 足柄上郡〕御關所

小名關場ニアリ、〈構二十間許〉領主大久保加賀守忠眞預リテ番。士。ヲ置ク、〈番頭一人、常番二人、先手足輕一人、中間一人、總テ五人ヲ置テ守ラシム、往來繁キ時ハ、番頭一人、先手足輕一人ヲ加フ、〉建置ノ始詳ナラザレド、土人ノ傳ニ據レバ、〈大庭又五郎ト云モノ、天正小田原落去ノ後、始テ常番人トナルト云、村内江月院ノ鬼簿ニ、又五郎ノ法名ヲ錄シテ、慶長十五年八月死スト見ユ、其子又五郎、慶長十九年、小田原城番近藤石見守秀用ノ手ニ屬シ、實曆ノ頃ニ至リ、子孫大久保氏ノ番士トナリシトゾ、〉全ク御入國ノ時、始テ置レシ所ト見ユ、小名本村西方ノ山道ニ裏。番。所。アリ、〈常番一人ヲ置ク、又足輕一人、本番所ヨリ兼勤ス、〉

〔柳營秘鑑 四〕諸國關所支配〈幷〉御條目

關吏

符官符進上、卿(於官符本部鑰給少納言獻、鑰不見、)復座、次上卿進御所、被奏勅符木契、(內記持之相從、木契加入一筥也、)予奏之、(卽返給之、木契不被開、只返給也、)上卿復座、召少納言賜勅符、召內記賜木契、(木契開、緘紙各別裹三片、加入勅符筥也、勅符入函、并本裹、以緘結之、以松脂固緘口、又上卿付緘事等、一同固關時、)各封緘了少納言進之、(入一筥、)次少納言內記等退、此間少納言召內舍人賜官符、(於中門外給也、)之、次上卿召內豎、召左右馬允、各一人參進、仰曰、關關使ニ御馬給ヘ、允稱唯退、次上卿令內豎召關使、(內舍人三人、各賜驛鈴、使、允進例也、可賜馬也、)卽參進召賦賜兩、(入鑑賜也、)之、被仰可開關之由、三人給了同時退出、次上卿令內豎召三寮使、(大五位也、)各參進、被仰開關之由、(但其關儀不開、)

〔運步色葉集 鈔〕關守

〔日本書紀 二十八 天武〕元年六月甲申、(中略)會明、(中略)是夜半鈴鹿關司遣使奏言、山部王石川王並來歸之、(下略)

〔令義解 四 考課〕最條(中略)

○按ズルニ、是レ關吏ノ史籍ニ見エタル初ナリ、

譏察有方、行人无擁、爲關司之最、(謂、關者固也、關司依軍防令、國司分當守固、是也、)

〔令義解 五 軍防〕凡置關應守固者、(謂、緣境界之上、臨時置關應守固、皆是也、)並置配兵士、分番上下、其三關者、(謂伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等是也、)設鼓吹軍器、國司分當守固、(謂目以上也、言三關者、國司別當守固、其餘差配兵士、)所配兵士之數依別式、

〔續日本紀 四 元明〕和銅元年三月乙卯、勅太宰府帥大貳并三關及尾張守等、始給傔仗、其員(中略)三關國守二人、其考選事力及公廨田、並准史生、

〔續日本紀 十 聖武〕天平元年五月庚戌、太政官處分、准令、諸國史生及傔仗等、式部判補赴任之日、例下省符、符內仍偁關司勘過、自非辨官不合此語、自今以後、補任已訖、具注交名、申送辨官、更造符乃下諸國、

〔續日本紀 四十 桓武〕延曆八年四月乙酉、先是伊勢美濃等關例、上下飛驛函、關司必開見、至是勅、自今以後、不得輙開見、

〔三代實錄三十八陽成〕元慶四年十二月十一日庚寅、○中略解三關之警固、内舍人正七位下藤原朝臣有蔭向伊勢、内舍人正七位下藤原朝臣良生向近江、内舍人正八位下藤原朝臣清範向美濃、並賚勅符木契、馳到開門合符解固、並給左右馬寮馬、

〔本朝世紀〕久安元年八月廿二日酉剋、待賢門院崩御、　廿九日壬寅、召外記仰廢朝事、(五ケ日)召辨被下固關宣旨、次被行警固、　九月三日丙午、今日須有解陣開關事、而依欠日延引、外記勘申例、　四日丁未、權中納言重通卿被行解陣事、(五府)召辨被下開關宣旨、

〔三長記〕建久九年正月十一日、今日有御讓位事、○中略　十九日丁巳、召外記可有開關解陣被仰條事諸司可催具之由、此間中宮權大夫新宰相等著參議座、次召内記、大内記宗業參進被仰勅符事、次召外記令覽内舍人差文、即返給、次内記覽勅符草、即令内記内覽、次召辨、右中辨資實朝臣參進(不取笏、殿上辨故也、)被仰官符事、(此次第順前後相違歟、召内記被仰勅符事、次即召辨可被仰官符事歟、)次内記内覽持參勅符草、被仰清書之由、次少外記覽官符、(三通插文杖)次内記覽勅符清書、次上卿進御所被奏勅符清書并官符、(勅符入筥、大内記持之相從、官符插杖、外記相從、)予六位一人奏之、(予取勅符筥、六位一人取官符杖、五位六位相交奏之、不可然事也、須六位二人奏之、而一萬重輔丞、二萬以下少男各不知東西、仍予奏之、召少侍中加教訓、令取官符之時、)參殿下御直廬覽之、上卿被申云、應德無勅符御畫日、而内記申云、固關之時有御畫、開關何無御畫哉之由存之、此條又非無其謂、可在御定、即此趣任應德例無御畫、次返給上卿、復仗座、内記進勅符、外記進官符退、(持空杖外記退之)次外記仰掃部寮令敷座、(如固關時)次立案、次上卿召内豎仰曰、司々召せ、内豎退出、次少納言宗信、中務少輔成家、大内記宗業、少内記等著座、(如固關時)次少納言被仰可取出木契之由、(召内豎被仰歟、憶不覺、)内豎取出木契、(固關之時、大臣所書名一字之木契也、)置案上、少納言取之進上卿、(先是少納言宗信立請印案下之、不知其要、亦插笏欲取木契、而内豎稱外記說可取副笏之由教訓之、仍便亦拔笏取副之進上卿、毎事迷惑不能左右、)次上卿召將監被仰印事、(中次第憶不覺歟)次召少納言、被仰可問時之由、少納言立案下召内豎問之、内豎申時剋、少納言進膝突申之、次上卿召内記賜勅符令注時、即注了進之、次召少納言賜勅符官符、(入一筥)少納言就案下、次中務輔起座進案下、次令捺印、(先勅符次官符)次少納言取勅

開關

〔踐祚部類抄〕太上法皇〈光嚴〉
元弘元年九月廿日丁亥踐祚〈○中略〉
固關〈付警固之由被仰事○中略〉
〔師鄉記〕康正二年九月廿九日丙申、今日後崇光院遺詔奏也、上卿三條大納言奉行、頭右中將敎國朝臣、權大外記康富御使、四條中將隆言朝臣、固關警固事被行之云々、
〔名目抄臨時〕開關〈固關有日數、開關之儀也〉
〔北山抄〈四拾遺雜抄〉〕開關
仰外記、誡所司、召內記、仰可作勅符之由、召辨、仰可作官符之由、外記覽內舍人差文、奏勅符草、奏清書、〈外記奉官符、見參加入勅符、令持內記奏之、天慶三年例也、飛驛時又如此使、无木契歟、〉敷座立案生火、召內豎令召少納言、率所司著座、召近衞府仰印、召少納言仰印出、印立案下、召少納言仰同時、召內豎仰之、少納言申畢、召內記給勅符、仰記、記奏畢、召少納言給勅符官符、〈入一箱〉中務輔進、令捺印、畢復座、令主鈴印官符、畢少納言奉勅符、取官符著座、目內記覆奏勅符、加入木契下給、〈還位時、上卿加入奏之、延長八年例也、准天慶九年固關例、未加召所司之前、可令出歟、但出印之次、出事可宜、〉目少納言、給勅符、〈入箱〉目內記給木契、各封書鎰、畢少納言奉之、少納言納印取鈴、率所司退出、所司撤雜具、〈皆同固關〉次召內豎、仰云、召左右馬寮、允等參入、上宣、遣開關使等給御馬、又召內豎仰云、喚令候使內舍人等、使等入、自日華門、立軒廊前、仰云、參來、一人參候、給勅符木契、仰云、讀伊勢國解、給鹿關警固、一々如之、〈依國次第〉召內豎仰云、召內豎等、內豎三人入自日華門、候小庭、上宣召左右馬寮兵庫寮使、三寮允各一人參入、令候實否、〈內豎申實〉上宣、早令參入、〈依例、官入不參入〉勅使等參候陣頭、先左右馬寮使入自敷政門、候小庭、上宣解警固、次々如之、訖仰六衞府解陣、如常、固關使等參時、外記申事由、即召之、使等入自日華門、〈內舍人不具者、入自敷政門、〉奉木契奏文返抄等退出、〈給署陣後〉上卿召外記、令開封、見畢參上奏之、木契留御所、返給奏文等、上卿復座、給外記、令續納、〈遣木契國返給、說爲破卻云々、〉

符進上卿復本座、次上卿進御所、被奏勅符官符、入筥大内記捧持之相從、宗藏人勘解次官清長奏之返給、上卿復座召少納言賜之、少納言著本座、次上卿召大内記賜木契石片宗業、賜之復座、令少内記封之、以木契三片裹之一紙、兩端チ捻ニハ以紙捻結之也、紙之捻等、少内記自本陣身著座、封了宗業進之、上卿書名一字、被直書一字也、敷被置座前、次上卿召内記賜木契左片、内記復座、少納言令主鈴封勅符、主鈴兩三人、此期相具函革囊裹之、松脂等寄之少納言座下歟、以勅符入函、以紙二重ヶ所結之、固結了少内記座、掌書函上給賜其國、右注驛傳宇、左注年月日也、大内記令少内記封木契左片、以紙裹之、兩端チ捻紙結之、其中央各書國名、三片各別裹之、主鈴封勅符、内記封木契、同時歟、勅符木契等書銘了相具納之革囊、以上囊右別納之、凡以一國木契并勅符函入一囊歟、各納了以緘結口、緘口ニ付松脂堅之也、其上又結付短冊、少内記書之、已上納筥事等、主鈴等役之也、次少納言進之、進所納革囊之勅符等也、入筥、此次上卿賜所封之木契、以紙令封之木契也、隆經賜之、率主鈴納印取鈴納木契、納鈴櫃也、自日華門代退出、播部寮撤雜具案等、次上卿召内豎、内豎參入候小庭、上卿宣、左右ノ馬寮召セ、内豎稱唯退出、使等仁御馬給、馬允稱唯退出、左右馬寮各六疋可引之、相尋外記之處、左右各三疋引之云々、次上卿召内豎仰云、使仁令候大夫等召セ、稱唯退出、次三關使伊勢散位三善宗基、近江散位藤原能貫、美濃散位藤原康久等也、此外每一關驛鈴一口、并內舍人左右近看督使各一人相副之、但臨召ノ時、不引卒、下向之時可相具也、實下向之儀久絕了、入自日華門代、列立小庭、依位階、不依國次、上宣參來、使稱唯就膝突、上卿授勅符木契、入一革囊、仰云、伊勢ノ國仁罷天鈴鹿ノ關固ク衞禮、使稱唯還立本所、近江合坂美濃不破關之三人賜了各退出、次少納言ハ於日華門代外召內舍人給官符驛鈴、次上卿召內豎、內豎參入、上宣左右馬ノ寮兵庫ノ寮等使召セ、內豎出召使等、又三寮使左馬寮散位三善盛季、右馬陸奧權守惟宗時賢、兵庫隼人正橘清俊等也、入自日華門代、列立小庭、上宣左右馬司兵庫ノ可罷天固衞禮、使等稱唯退出

〔愚管抄二〕今上○後堀河諱茂仁　承久三年辛巳七月九日辛卯受禪、十歲同年十二月一日庚辰於官廳即位、○中略受禪當日無節會、無宣命、無警固、無固關云々、世以爲奇歟、及八九月、先帝之攝政詔を施行すべき由を有沙汰、外記仰之云々、花山院殿罷の夜にぞさる不思儀にてありけれど、翌日に攝政の詔は大入道殿に下されにけり、節會はなかりけれど固關の事などは行はれけり、今度の事無下のこと哉とも世には申ける、

御物忌事、如寛平九年例歟、只闕不聞、任先規記之、上卿召大内記宗業、被仰宣命趣歟、此間事不見及、下日々次、先仰宣命趣、依次仰固關等、是又先規相尋頭中將之處、今度次第如此云々、是又非無其謂也、次外記令内舍人著符入筥、上卿見了返給、外記退、次大内記覽勅符草、入筥、即令内記内覽、宗業參殿下奉令奏給也、暫頃之内記歸參、次上卿召頭中將於陣、被奏勅符草、上卿進御所可被奏、宿老之作法歟、次返給、次召内記、被仰可清書之由、次進清書、黄紙三枚、伊勢、近江、美濃也、入筥、内記退、次仰内記、令進木契并硯筥、大内記宗業取硯筥、少内記康業取木契筥相從、宗業書試、返硯筥之後、又取木契筥退之、寄山試、少内記退、次右府搦墨染筆、取木契書銘、伊勢關、近江關、美濃關、如此書之、書了入筥賜大内記令刪之、宗業磨墨給之、歸於試刪之、自懷中取出小刀石、刀筥木契只石打刀削字中、先伊勢、次近江、次美濃、次刪之也、刪次持木契取立筥中、以内記刪了、如本推合還上卿云々、取鎰符、三鑰加入木契筥賜内記、内記賜之、卽立軒廊北庭、南面次外記覽官符、三通納文杖也、上卿見了返給之、外記如元插文於杖持之、列立内記傍、列内記東、次上卿進弓場、被奏勅符官符、藏人二人奏之、藏人奏官符、經取鎰符、鈴筥、藏人仲清取官符杖、御畫了、勅符令書日、一日三字也、十返給、上卿還仗座、内記進勅符木契等、外記進官符持文杖退出、此間入夜、主殿寮小庭燈松明、陣座史二人舉燈、次掃部寮敷座於小庭、南北行、當陣間敷之、以西爲少納言中務輔主鈴座、以東爲内記二人座也、次主殿寮生炭例也、而上卿命曰、只便可用松明火、件火自本座中央燒之、仍有其儀之歟、次掃部寮立案於前庭、東西行也、次上卿令官人召内豎、内豎入宣仁門代、謂東方也、候小庭、上卿仰云、所司召、不聞人閣、内豎稱唯退出、次少納言高階朝臣隆經、中務權少輔源時賢、各取筥鈎入月華門代、謂西方也、著座、座主鈴二人可著座也、但主鈴不著座、大内記宗業、少内記中原康業、入自宜仁門代、謂東方也、著座、次上卿召近衞將監、仰印事、召少納言仰鈴事、各召試、被仰之、次少納言將監主鈴等就案下、印畢置案上、次少納言就案下、將監其北、次主鈴置印於案上退立、將監傍、次上卿召少納言仰云、時問ヽヽ、稱唯、至案北立召内豎、二音内豎稱唯立、少納言復、少納言仰曰、時問ヽヽ、内豎稱唯退出、卽還入申戌三剋之由、不申四剋之由、被責也、少納言申上卿、還立本所、次上卿召大内記宗業、參進膝突、上卿賜勅符云、注セ、内記稱唯、賜符復座、同下注時剋、少内記守相共硯筆著座之、進之、次上卿召少納言隆經、給勅符官符、入筥、少納言賜之就案上、中務輔時賢起座就案下、展勅符令捺印、次中務可還著本座、而不復座、卽退出了、次少納言展官符、主鈴捺印、次少納言取勅符官

大伴宿禰織人於美濃、兵部少輔從五位下藤原朝臣菅繼於越前、以固關焉、以天皇不豫也、辛卯、是日、皇太子〈○桓武〉受禪卽位、

〔日本後紀 十三桓武〕大同元年三月辛巳、天皇崩於正寢、〈○中略〉遣使固守伊勢美濃越前三國故關、

〔日本後紀 二十嵯峨〕弘仁元年九月丁未、緣遷都事人心騷動、仍遣使鎭固伊勢近江美濃等三國府幷故關、

〔貞信公記〕承平元年七月廿七日、伊勢美濃國固關使復奏、左金吾令奏陣頭關樻令奏可、問前例、廿八日、解關事左衞門督行之、可勤事別當例、八月三日、右大臣奏伊勢近江解關解文木契等、外記公鑒申云、近江使晦參著、伊勢使今日到來、昨日以前依御物忌不奏、

〔本朝世紀〕正曆元年七月十三日丙戌、午後中納言源保光卿、參議源時中卿、參著左仗座、時中卿起陣座、移座結政座、停三關固關使、固可警固之由官符令請印了、〈時中三刻〉事訖退出、八月五日丁未、朝間降雨、前攝政太政大臣以去月二日薨、其後停止尋常之政、〈○中略〉十一日癸丑、參議源時中卿著左衞門陣座、而上卿遲參、仍無政、午後、大納言源重信、藤原濟時卿、中納言源伊涉卿、參議藤原懷忠卿、著左仗座、伊勢國固關使〈木〉□□□開關使內舍人□近江國固關使縫殿頭從五位下平朝臣清忠、開關使內舍人正六位上藤原朝臣延慶、美濃國固關使散位從五位下橘朝臣惟憲、開關使內舍人正六位上藤原明利等參入、外記大藏高行候小庭、執申上卿可召者、高行退出、仰可參之由、以參入進木契國解返抄等如常儀、上卿召外記高行參入、以小刀開木契國解返抄、次召宮、納件木契等、以高行令奉攝政里第、高行令持使部參入、令奉覽返給、還參左近陣、進上卿給外記破却木契、續納文書等了、

〔日本紀略 十一條〕長保元年十二月一日庚戌、巳時、太皇太后宮昌子內親王崩、五日甲寅、依太后崩諸陣警固、近江美濃伊勢等固關、〈○下略〉

〔三長記〕建久九年正月十一日己酉、今日有御讓位事、〈○中略〉次上卿召大內記宗業、被仰固關勅符事、召左中辨被仰官符事歟、次頭中將又出陣仰宣命趣、〈以爲仁皇子爲皇太子、卽讓位、以關白藤原朝臣爲攝行政事、一如忠仁公故事、兼可止太上皇尊號幷服〉

其一人齎革囊、齎短籍、畢少納言進之、上觸召少納言給紙封之木契、少納言給之、即率主鈴、納印取鈴納木契、(納於鈴櫃)自日華門退出、中務輔內記等退出、擣部主殿擣寮具、大臣召內豎、內豎參入候小庭、大臣宣、左右乃馬乃寮召(世)、內豎稱唯出召之、

左右馬寮允各一人候小庭、(入自日華門)大臣宣、進固關使等給御馬、

如式可仰、其員面例不必仰、

允等稱唯退出、大臣又召內豎、內豎參入候小庭、

大臣宣、使(留)介候(留)大夫等召(世)、內豎出召之、大夫等入自日華門、列立於軒廊前、(使等帶仗、不帶仗時、使固關大夫)大臣宣、參來鄰一人稱唯進候、賜契、(使授鈴大夫)大臣授勅符木契、仰云、其乃關(留)警(天)其乃固衞(牟)、使稱唯、退立本所、次大夫使亦同此、訖乃退出、

延長八年、承平元年例同、皆稱唯、一一進給、面式及天慶三年九年等例如之、

少納言於日華門外召內舍人、給官符驛鈴、次大臣召內豎、內豎參入、大臣宣、左右乃馬乃司兵庫乃司等乃使召(世)、內豎出召之、使等入自日華門外、立軒廊南、

延長八年、一一自敷政門率宣、

大臣仰云、左右乃馬乃寮兵庫乃寮警(天)固衞(牟)、

天曆三年十月二日、高明卿一一召歸喚仰之、又始六府召仰之、次仰之、者有先例歟、

使稱唯退　內敍撤宮

〔北山抄〕(四拾遺雜抄)固關事(天皇崩御、及讓位、太上天皇崩、攝政關白薨時、井上皇后崩事等、)

〔續日本紀〕(八元正)養老五年十二月己卯、崩于平城宮中安殿、時春秋六十一、遣使固守三關、

〔續日本紀〕(二十五淳仁)天平寶字八年九月乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄、○中略遣使固守三關、

〔續日本紀〕(三十六光仁)天應元年四月己丑朔、遣散位從五位下多治比眞人三上於伊勢、伯耆守從五位下

言一人率中務輔一人(若無輔者以少丞代)內記二人(一人硯筥)持主鈴二人、(一人持印盤立宜陽殿南、一人持函并鑰封具、)
以上入自日華門著座、(或內記出自敷政門)少納言輔主鈴在西、內記在東、
大臣召近衛司、(若大將者、或人不召左右)召將監、稱唯、進候小庭、大臣仰云、印、(或記印令取與)次召少納言、(延長八年、貞信公不召少納言、唯仰將監、)
少納言起座令出、稱唯候膝突、大臣仰云、印、(或取硯印)次少納言起座引主鈴出印、將監入自日華門相從、此間少
納言立長樂門前橋西頭、將監立東頭、並北面、(雨日立廊內)立少納言就案下、將監留立軒廊南三許丈、主鈴置
印板於案上、取官符授少納言、而退立將監之傍、大臣召少納言、少納言進候如前、大臣仰云、開時(尸)、少
納言稱唯、還案南、召內豎、(二音)內豎稱唯、越立少納言後、少納言仰云、開時、內豎稱唯退去、次內豎參申其
剋、少納言進申大臣、還立本所、大臣召內記、(ウチノシルスツカサ)或云可召名、依有二人歟、(貞信公時例)
內記進膝突、大臣取勅符授之、宣云記(音)、內記稱唯、取符復座、年月日下記時剋進之、(若有御畫日者、其左記之)大臣
召少納言、(或傳云、目少納言云參來)少納言著膝突、大臣授勅符及官符、(入筥給之)少納言給之、就案踏印、中務輔進執
勅符一通、令主鈴踏印、訖少納言進勅符、更取官符著座、
天慶三年五月廿三日固關、清愼公召中務、給勅符捺印、畢返上時召少納言、給官符、飛驛時亦如此、
九條大臣召中務給勅符、輔就案下時召少納言給官符、而式文如之、
天慶九年讓位時、申大閤任式所行也、
延長八年、貞信公給少納言、
大臣召內記、(目之見九條記)復奏勅符、(先可內豎歟、令豎內記、執御所木契留座、)天覽畢返給、大臣復座、召少納言給之、(少納言著座)次召
內記給木契、(右片也、直給之、)內記封於一紙進之、大臣書名字、(皆豎座前)又給契於內記、(左片也)內記著座、次少納言令
主鈴封勅符、(納木函、以鎖鎖、以松脂封之、)內記同封之、(以紙裹之、束結兩端、其中央各注國名、)訖內記一人書函上題、函上頭書賜其國
字押鑰之處、書封字其鑰、
下右注驛傳字、左注年月日、

使官位姓名（位五）
內舍人位姓名
賚勅符一通、
驛鈴二口（一口五剋 一口三剋）
近衞二人從各一人
右爲固守彼國〻差件等人、給實發遣、國宜承知准國國使依例施行、符到奉行、
辨位姓名　　　　史位姓名
年月日
太政官符　近江國司
太政官符　美濃國司
以上同上
上卿見了返給、（或卿入勅符筥、令〻藏人內記云々）外記執之立、內記北使、大臣參上於弓場殿、（內記在外記前相從）令藏人奏聞、了返給、
讓國時、木契六片皆返給、自餘時各一片留御所、（右片也、關宮留右也、）
上卿還著陣座、內記奉勅符筥退出、（木契一片納候御所之時、先奏、內記取副還出、）外記奉官符、
上卿取官符入勅符筥、外記持文杖退出、即令外記仰掃部寮、小庭敷座、敷疊二枚、東西對座云々、而天慶三年五月廿三日九記、敷三枚、西二枚、一枚少納言座、一枚者主鈴云々、東一枚、內記並北上云々、
兩儀敷軒廊東第二間、
軒廊立案、仰主殿寮生炭、（兩座間南當生之、東記當主鈴前云云、）
次大臣令召內豎、（令陣官召外記召之）內豎入自敷政門候小庭、大臣仰云、召少納言、（內豎曰少納言召、或云召所司非也、）次少納

應警備事

使官位姓名（五位）

內舍人位姓名

右今日可傳位皇太子、當此際會疑慮物聽、仍爲警固彼國、差件人等齎木契發遣、國宜承知依例勤行、

勅到奉行、

年月日

上卿見畢、令內記內覽之、次令持內記、參弓場殿付藏人令奏、（此次或令奏御畫有無由、依令并儀式不可有、年中行事清涼記有之、）

次返給復座　次內記淸書奉之

合三枚（書黄紙由見延長八年記）

伊勢一枚　近江一枚　美濃一枚

件勅符依令不可有御畫日、仍內記可書歟、

上卿見畢覽置前、次仰內記令奉木契、

次內記取硯筥、進置大臣前、（加入木契、或入別筥、內記二人進之云々、然而入充具筥之由見式、）

次大臣執筆、各書木契一面云々、

賜伊勢國　賜近江國　賜美濃國

書畢卽給內記令割之、內記（預插書小刀并拳石於懷中）各自字中央割之、總六片、如故相合進之於上卿、

上卿加入勅符筥給內記、內記退立小庭、

外記插官符於文刺候小庭、上卿目之、

外記稱唯進覽之（三枚）

太政官符　伊勢國司

〔儀式十〕固關使儀

當日、大臣以下在紫宸殿、預點使一人、仰左右馬寮、令設人馬、（左右御馬若干疋、並候於建禮門外、）又仰木工寮、令作木契、（長三寸方一寸、）送於內記、（內記便加檢校、納於筥、具笏而候之、）即召內記、令作勅符、又仰官史、令作官符、大臣手書木契一面云、賜某國（書例書之以大臣名字、承和七年右大臣藤原朝臣、改書如上、）訖賜內記、令中務析、（當字中央析而割之、）析畢各相合如故、大臣即令持勅符木契及官符等、（勅符木契納於筥、內記持之、官符插符於書杖、外記持之、）詣於御所、執奏、木契右片便留於御所、（依讀國記文、大臣封之、授少納言、令共於鈴櫃、）訖大臣還於本座、外記等各以所持置大臣座前、差却而候、大臣即仰掃部寮、令立踏印案、（立於前殿東廊東第二間北邊、）及敷疊二枚、（去大臣座南一丈五尺許北上東面、）又仰主殿寮、令生炭、訖召內豎、令喚少納言、少納言率中務輔一人內記二人主鈴二人、（內記持勅符具官、主鈴持函、并封緘調度、）參入就前敷、大臣召近衛將監、宣令取印、又喚少納言、少納言稱唯、進跪於大臣之前、大臣宣取印、少納言率主鈴取印還來、大臣喚少納言宣問時、少納言稱唯、還本所喚內豎、內豎稱唯、來少納言之後、少納言告云問時、內豎稱唯、出問時刻、還申云某刻、少納言轉申於大臣、大臣亦如之、大臣召內記名、以勅符授之、宣記之、內記稱唯、受還本座、於年月日下記時刻、訖進於大臣、大臣喚少納言、授勅符及官符、少納言受之踏印、中務輔相執勅符一通、（若勅符二紙以上者、踏印縫背、）訖輔復座、少納言執官符一通、令主鈴踏印、訖少納言執勅符進於大臣、大臣覆奏如常、訖喚少納言、賜勅符、少納言令主鈴封之、（納於木函、以緋緘、以松脂封之、）又召內記、賜木契、令封之、（以紙裹之、東三鑷兩端、其中央各注國名字、）訖內記一人書函上題、（函上題書賜某國字、其緘下右注勅符字、左注月日、）內記一人書革嚢短籍題、（書賜國勅符函字及年月日時刻、）訖主鈴納函於革嚢、著短籍、訖少納言進於大臣、即引主鈴就櫃納印、取鈴、輔內記等退出、大臣召內豎、宣喚左右馬寮、稱唯退出、二寮判官已上各一人參入、跪於大臣前、大臣宣、遣固關使等給御馬若干、稱唯退出、大臣又召內豎宣喚令候使大夫等、稱唯喚之、使人等入自日華門、北進列立、大臣宣參來、第一之人稱唯進跪、大臣自授勅符木契宣云々、如此一一召授、少納言各一一授官符鈴等、訖退出、到宮城便門騎馬、鈴發去、

〔江家次第十四〕固關事

關關

万石以下の面々、追々土着にも可被仰付、就ては當節家族共近國の知所等へ差遣し候儀御差許相成候、依ては關所通行方の儀、御留守居手形を以て相通し候儀に候へ共、此節柄俄に發足等の節、手數も相懸り、自然不都合も可生候間、主人印紙へ人數高相認め、小女髮切尼鐵漿附等の無差別、自分斷りを以て通行候樣可被致候、尤も此度限りの事に候條、可被得其意候、

右之通、万石以下の面々へ可被達候事、

十九日　兵器ノ運搬、陪臣ノ印紙ヲ以テ關門ヲ通行セシム、

河内守殿渡　兼て相達し候通り、方今の形勢万一非常の儀も難計候に付、御警衞等被仰付候面々、其外共都て武器運送の節、關所通行の儀、是迄の振合にては手數相掛り、自然不都合も可有之間、重立候家來の印紙へ員數相認め、直に御關所へ被差出通行可被致候、尤も此度限りと可被心得候事、

右之通、万石以上以下の面々へ可被相達候事、

〔嘉永明治年間録十三〕元治元年五月二十一日、關門前規ノ如クス可キノ達、

諸國關所、并江戸出口留々、其外番所に於ても、印鑑を以て改受候儀、追て相達候迄、前同樣可相心得候、

〔飛州志二關法〕要關名數

本土今所在之關數三十一ケ所、〈通稱口留番所〉國界或ハ往來ノ要路ニ建テ、土着ノ役人各交代シテ守之、是自他國ノ僧俗男女ノ出入ヲ改メ、商賣ノ諸品ハ悉ク其員數ヲ正シ、運上ヲ納メリ、〈通稱口役銀、口留運上〉是古來定法ノ儀書アツテ沙汰セリ、故ニ州内ヨリ出ルモノハ、高山國府ニ集メ、治所ニ訴エ、各運上ヲ納メ、印證ヲ得テ通行セリ、〈通稱切手○或ハ號○手形ト云○下略〉

〔名目抄雜時〕固關〈ケイコ、有天下吉凶之事時、固三關、謂之固關、不虞此時又有警固事、有賞蔵錢但同儀也、〉

當地江呼出候處、吟味相濟、此度右在所江差戻申候、若此女ニ付、以來出入之儀出來候ハヽ、拙者方江可被仰聞候、爲後日證文仍如件、

天保十四癸卯年十一月　　鳥井甲斐守印

駒木根大內記殿
石河美濃守殿
牧丹波守殿
土屋紀伊守殿
初鹿野備後守殿

鳥井甲斐守殿斷
女手形　　壹枚

女壹人從江戸上總國山邊郡小關新田迄、小岩市川關所無相違可被通候、勝田次郎御代官所小關新開百姓五郎左衞門女房ニ而候、吟味之儀有之、先達而御當地江呼出候處、吟味相濟、此度右在所江差戻候由、鳥井甲斐守殿斷付如此候、以上、

天保十四年十一月廿日
內記印
備後印
紀伊印
丹波印
美濃印

小岩市川　人改中

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年三月十四日、諸關門婦女通行手形、其主人ノ印紙ヲ用キシム、

ゆだん不

〔東海道名所記二〕

ふた子山

成、御月渡之御手判者、翌正月廿日限ニ而廿一日ニ而者、御關所不通御定法之由、其心得を以て可取計事、

但都而御關所通行方者、右之通ノ取計ニ候哉、御手形中受候節々、其筋糺し之上、月數等勘辨可致事、

〔德川禁令考 關所井渡船場 三十五〕天保十四卯年十一月

御關所通手形相願候ニ付取計方

乍恐以書付奉願上候

勝田次郎御代官所
上總國山邊郡
小關新開百姓
五郎左衛門妻
さの

一 懐胎附女壹人

但

前髮不揃中剃少々有之

前髮切髮

懐妊ニ而ハ無之

右者先達而御吟味ニ付、被召出罷在候處、今般御吟味相濟、歸村被仰付途中、小岩市川御關所通手形奉頂戴度奉存候間、何卒以御慈悲右願之通、御聞濟被成下置候樣奉願候、以上、

卯十一月八日

右 さの 爪印

百姓代 茂助 印

御奉行所樣

女壹人從江戸上總國山邊郡小關新開迄差遣申候、小岩市川御關所無相違罷通候樣、御手判可被下候、右ハ勝田次郎御代官所小關新開百姓五郎左衛門女房ニ而御座候、吟味之儀有之、先達而御

候、右御尋ニ付申上候、○中略

一御關所手形。月。限。之事

文政八酉四月廿九日附之御關所手形請取、御代官荒井平兵衛手附百々彥市、信州御影陣屋江家内引越候之處病氣ニ而延引いたし、四月廿九日附之手形ヲ以、三ケ月越ニ碓氷御關所江懸リ候處相通不申、依之御留守居添狀之儀、平兵衛ゟ御勘定所江相願候處、早速添狀相渡候間、彥市江爲持遣、通行いたし候由、右添狀手形寫し、

女貳人、内小女壹人、乘物壹挺、御勘定奉行衆斷付、從江戶信州佐久郡御影新田村陣屋迄、碓氷關所無相違可被通旨、四月廿九日附ニ而手形差遣候處、病氣ニ而相滯、三箇月越相成候得共、無紛候間無相違可被通候、依而添手形如斯候、以上、

文政八年酉六月十八日　甲斐印

碓氷人改中

碓氷御關所手形御添狀ノ義奉願候書付

私手附百々彥市、信州御影陣屋江家内一同引越申付候ニ付、同人妻幷娘壹人、碓氷御關所通手形、先達而申上、四月廿九日御手判相添、早速出立可仕處、其後病氣ニ付、此節迄出立見合罷在候處、快相成候間出立爲仕、御關所江罷越候得共、御手判三箇月越ニ相成候間相通し不申、道中止宿仕罷在候間、何卒御留守居衆御添狀被遣候樣仕度、此段奉願候、以上、

六月十七日　荒井平兵衛

御勘定所○中略

一御關所月限手形之事

出入等ニ而關外之女呼出し、吟味相濟、歸村之節、御關所手形、平日者翌月晦日限、三箇月越者不相

右程村紙堅、上包みの紙、
御裏書左之通
表書鐵炮貳拾挺、關所無相違可相通候、斷者本文有之候、以上、
下野 印
大炊 印
備前 印
伊豆 印
房川渡
中田
關所番中

口上覺

一私在所別紙證文之通、鐵炮貳拾挺差下申度奉存候、依之房川渡中田御關所無相違罷通候樣御裏印申請度奉存候、以上、

九月十六日　松平山城守

右御裏印御渡ニ付、其御禮御連印之四軒樣江使者口上勤候事、

〔代官例要四御關所〕一金町松戸御關所女通方ノ事

文政六未九月、松平伯耆守殿寺社奉行御勤役中、石川主水正江問合ニ付、中村八太夫江相尋答書左之通、

一私當分御預所松戸金町御關所ノ義、御當地ゟ罷出候女者、御留守居手形ニ而罷通候ハ勿論ニ候得共、御當地江罷越候節之通方御尋ニ御座候、此段御當地江罷越候女之儀、手形無之相通申

文化六巳八月　　酒井大學頭内　加藤曾平

房川渡中田

御關所

御番人中

右程村堅紙、上包美の紙折掛ケ、

〔氏家叢書七關所〕文化六巳年九月十六日、御用番青山下野守樣へ、左之證文并口上書差出候處、同十八日夕御呼出、御裏印相濟、公用人山室文作方を以被成御渡候、

但最初證文案、美濃紙ニ認入御内覽候處、勝手次第差出候樣、公用人服部源左衞門を以御差圖有之、本證文者御表ニ而御用人呼出、同人を以差出候、

覺

鐵炮　　貳拾挺

内

玉目貳拾目　　貳挺

同　拾匁　　十挺

同三匁五分　　六挺

同　壹匁　　壹挺

同　八分　　壹挺

右者此度在所羽州上山江差下候ニ付、房川渡中田御關所無相違罷通候樣、御裏印被成可被下候、以上、

文化六巳年九月　　松平山城守印判

一具足九領、鑓拾九筋、長刀九挺迄者御持主又者御家來證文ニ而相通、右員數より上者御留守居
衆證文無之而者相通不申候、尤出入改方差別無御座候、
右之品、御定之員數ゟ少々、御持主又者御家來御證文ニ而、及度々罷通候得者留置、取計方御關
所番人伺出申候、

一鹽硝鉛硫黄銅、右四品、一品五拾貫目以下者、御持主又者御家來證文相通、以上ニ相成候得者勿
論、度々相通候得者留置、是又取計者右同斷伺出申候、
右箇條之外ニ相通候品有之候ハヽ、御書分可被遣候、陣中相用候品々數多之儀ニ候得者、品分
無之候而者難及御挨拶候、

五月

〔氏家叢書七所〕文化六巳年八月十五日、在所表江鐵炮差下候ニ付、房川渡中田御關所江差出候通
り手形案左之通、

鐵炮通手形

酒井大學頭内
加藤曾平

一札之事

一鐵砲五目三匁五分　八挺

右者酒井大學頭、江戸屋敷ゟ在所羽州庄内松山迄差下候、御關所無相違御通可被下候、爲後日
依而證文如件、

御富番衆中

〔氏家叢書關所七〕文化五辰年五月十一日、御代官伊奈友之助樣、小岩市川御關所持ニ付問合候、付札ニ而御挨拶、

小岩市川御關所

一弓

出入共何張位迄者、家來證文ニ而相通候哉、

一鐵炮

出入共何挺位迄者、家來證文ニ而被相通候哉、

但玉目幷出入之差別者御座候哉、何挺以上御老中樣方御證文ニ而、御通候與申儀ニ而も御座候哉、

一玉藥其外都而陣中相用候武器出入とも、家來證文ニ而相通候哉、

右之通方之儀、兼而心得罷在度、御問合置候、以上、

五月十一日　板倉伊豫守家來　植栗新左衛門

御付札

鐵炮玉目九匁貳分九挺迄ハ、御持主又者御家來證文ニ而相通、拾挺以上ニ及び、御老中方御證文歟、又者御留守居衆證文無之而者相通不申候、尤出入共改方差別無御座候、

但行列爲持候分者改不申候、御家來中者、其分限ニ應じ爲持候分改不申候得共、若多分ニ候得者、其子細承糺候上相通候、

一弓拾挺九張、矢拾九手迄者、御持主又者御家來證文ニ而相通、右員數ゟ以上ニ及候得者、御老中方證文歟、御留守居衆證文ニ無之候而者相通不申候、尤出入共改方差別無御座候、

立、中挾之髮延立髮至而薄く短く後レ毛等、

右之分、以來御認等ニ不及候、

但一體髮切其儘延し候もの、其譯御認出候事、

〔氏家叢書七關所〕文化四卯年十月、左之印鑑中田御關所江差出置、其後左之斷證文ニ而相通候、尤印鑑者御勘定所江差出候由候得共、差掛り候事故、御類之御關所江向ケ被遣、無相違相通候由、

印鑑

松平山城守内留守居役
船橋清右衞門

⑪

右之通、印鑑差出置申候、轉役改名有之節者引替可申候、尤一件ニ而實御通可被下候、以上、

文化四丁卯年十月

房川渡

中田御關所

御番衆中

覺

一長持

但小納戸厩役所詰合長持才領之者江、鍵相渡置候、

右者松平山城守小納戸厩役所詰合長持、從江戸出羽國上山迄差下申候、無相違御通可被下候、

爲其依而如件、

松平山城守内留守居
船橋清右衞門

文化四丁卯年十月十三日

房川渡

中田御關所

差出罷通可ㇾ申哉、尤亂心致候而も、人ニ而疵付不ㇾ申、其身も怪我等不ㇾ致候ハヽ、病氣其儘罷通り可ㇾ申哉、其身怪我いたし候計ニ候ハヽ、其儘ニ而證文取ㇾ之、今切御關所江差出罷通不ㇾ苦候哉之事、

御付札

關所前ニ而亂心いたし候儀、是者御留守居江早々被ㇾ申聞、添狀差遣申候、尤箱根前ニ而亂心之節者、江戸表へ被差戻ㇾ候共、又者添狀之儀被ㇾ申聞ㇾ候共、勝手次第之事、

一途中ニ而俄ニ面部其外見渡ニ出來物致候ハヽ、其儘口上ニ而御關所江御斷之上、膏藥等付罷通候而も不ㇾ苦候哉、

御付札

途中俄ニ出來物之儀者、關所ニ而改無ㇾ之候、出來物認ニ而者改申候、

但此度關所改方伺濟ニ而相減、別紙箇條改書不ㇾ及候、

一箱根罷通候後、川支又者病氣ニ而數日滯留仕候內、三ヶ月ニ而掛り、今切通行ニ相成候者、如何相心得可ㇾ然哉之事、

御付札

箱根罷通候後川支病氣等ニ而滯、三ヶ月ニ而掛候節者、早々御留守居江申聞、添狀差遣申候事、

右何レ而御手判女中之儀、爲ㇾ心得ㇾ承知仕度御伺申上候、以上、

三月廿三日　　相良志摩守家來
片桐五郎兵衛

別紙爲ㇾ心得ㇾ被ㇾ成ㇾ御渡ㇾ候書付

面體襟咽手足之內、都而見へ渡り候處出來物、疵灸之跡、鈎はげ鈎ぬけ、小枕摺左右之鬢切延

被成候ニ不及、皆中備候御座候之間、御問合之趣委細承知仕候、右者何レ之御關所与申差別無御座候、御留守居持之御關所不残江拘り候儀ニ御座候間、箱根今切ニ而も同様之儀ニ御座候、

左様思召可被下候、

(氏家叢書七關所)享和三亥年三月廿二日、御留守居駒木根大内記様江差出候處、同廿四日御附札相濟、

箱根御關所ニ而不慮之儀有之、致死去候得者、御手判ニ人數合不申候付、江戸江立歸御手判請直し可申哉、又者泊驛ニ而本陣又者宿屋ゟ證文取之御手判ニ添、御關所江差出罷通り可申哉之事、

御付札

箱根關所前ニ而死去人數不足之儀者、其斷承屆相通申候、宿屋ゟ證文等差出候儀無之様差添之趣、其趣申聞候得者相通申候、

一眉有之候而御關所罷通候節者、振袖著用不致候而は、罷通候儀不相成候哉、又者留袖ニ而茂不苦候哉之事、

書面之儀、一體振袖著用之儀ニ候得共、小給之者抔行屆兼候儀も有之候之間、留袖ニ而も不苦候事、

一箱根御關所罷通候節、不慮之儀有之致死去候ハヽ、其所之寺院江相頼取置にいたし、其寺院并宿屋より證文取之御手判ニ添、今切御關所江差出罷通候而不苦候哉、

御付札

今切關所人數減之儀、箱根關所同様之事、

一途中ニ而致氣心候者は、箱根御關所越候而病氣付候ハヽ、本陣又者宿屋ゟ證文取之、御關所江

御付札

御書面、拾人以上ニ候得者、御證文二通ニ御認被成候儀ニ御座候、尤手判モ貳通ニ而御座候、

〔氏家叢書七關所〕享和三亥年閏正月六日、御留守居酒井因幡守樣江下書を以、堀田大藏大輔樣衆ゟ問合有之候處、以御付札左之通被仰達候、御證文御直し被差出相濟候段、柿内十兵衛殿ゟ借寫之、

女七人、内小女四人髪之内乘物三挺、從江戸下總國佐倉迄差遣申候、小岩市川御關所無相違罷通候樣、御手判可被下置候、右者堀田大藏大輔家來城左次右衛門與申者之母同妻同娘共、松浦圖之進與申者之妻同娘ニ而御座候、若此女共ニ付、以來出入之儀出來仕候者、私罷出申披可仕候、爲後日證文差上申候、如件、

享和三亥年閏正月　堀田大藏大輔内　倉次勘解由　印判

酒井因幡守樣
駒木根大内記樣
松浦越前守樣
龜井壹岐守樣

下ケ札

面體襟咽乳より上、幷手足之內、都而見江渡候處之出來物疵灸之跡、髪之中出來物疵灸之跡、釣拔はげ小枕摺、櫛摺、左右之鬢切延立、中挾之髪延立、髪至而薄く短く後レ毛等、右之分已來御認出不及候、

就右酒井因幡守樣御用人佐々木要人方迄、猶又外御關所ニ而も、御同樣之御事與奉存候得共、問合中遣候處、返書差越候要文書拔左之通、

然者去月六日、堀田大藏大輔樣ゟ小岩市川御關所女通證文出候節、下ゲ札ニ、右之分以來御認

れニも其女之身分引受候者、幷其主人頭支配より證文差出べく候、

但他國之女、江戸表江奉公等ニ出居、身分引受候者、幷其頭支配ハ、彼地ニ罷在候類ハ、江戸身寄之者、或ハ住居之者、又者旅宿之者より證文可差出候、若し難相分儀ハ、其時々御留守居江可承合候、

右之趣、心得違無之樣可相心得候、

五月

右之通可被相觸候

(德川禁令考三十五關所並女通船等)寬政八辰年二月

關所々々女通手形之儀ニ付書付

對馬守殿御渡

關所々々女通手形之儀、万石以上、其外布衣以上、御役人寄合迄ハ直斷之手形ニ、女之身分不認、女何人誰斷と被認候由、以來右直斷之分も、誰母誰妻或ハ召遣等、其女之身分をバ手形ニ認之、總而斷人之貴賤ニ不拘樣ニ可被致候、

右之通御留守居江相達、且亦國々より出候女手形差出候面々、幷關所有之領主江致通達候樣、大目付江も相達候間、可被得其意候、尤御料所關所之向々江可被申渡候、

(氏家叢書七關所)享和元酉年四月四日、酒井因幡守樣江、

諸國御關所、御手判を以罷通候女十人以上御座候得者、御手判貳通被成下候儀ニ御座候哉、左候ハヾ御願被申候證文も貳通ニ仕差出候方可然哉奉存候、十人以上ニ而も、壹通之御手判ニ而罷通候御關所も有之候哉、兼而相心得罷在度、此段奉伺候、以上、

四月四日

水野左近將監家來
丸山九八郎

松平和泉守家來
今井數馬印
山川分左衞門印

判鑑
延享三丙寅年四月

女上下九百三十九人、内尼三人、髮切百七人、煩ニ而髮拔生不揃髮切ニ紛敷女三人、小女三百十壹人、煩ニ而髮拔生不揃、髮切ニ紛敷小女三人、乘物貳百五十二挺、帳面之通リ、此度松平和泉守殿羽州山形江所替被仰付候、家來之母共、同妻共、同娘共、同祖母共、同姉共、同姉共、同姪共、幷下女共、從下總國佐倉羽州山形迄引越申候、右之女共大勢之事故、名々手形差遣帳面一冊井和泉守殿家來今井數馬、山川分左衞門印鑑壹枚差越之候、追々可相通候間、右印鑑引合、房川渡中田御關所無相違可被通候、和泉守殿斷ニ付如此候、尤引越相濟候はゞ、右帳面印鑑可被相返候、三宅周防守仍願御役御免ニ付加印無之候、以上、

延享三寅年四月七日

播磨印
兵部印
越中印
越前印

安永四乙未年五月
房川渡中田 人改中

諸國關所女手形之儀、貴賤之無差別、其女之身分引受候者、幷其筋々之主人頭支配より證文差出、御留守居之手判可申受儀ニ候處、近來ハ其女之身分ニ不拘、他ノ者より自分之親類ニ相認、其女之身分引受候者よりハ、證文不差出類も有之趣ニ相聞候、左候得者、其女實之身分難相分候間、何

住居無之者、職人ニ成可申哉、縦ハ數二三日手間取候共、とくと人主幷女親類之內、無紛旨委細遂ニ吟味、女手形願出可被申事、

閏七月

松平和泉守從下總國佐倉出羽國山形江所替之節、御關所通證文幷御手判、

栗橋 房川 渡 中田

御關所證文帳

松平和泉守

拙者儀今度山形江所替被仰付候、家來之母共、同妻共、同娘共、同祖母共、同姉共、同妹共、同姪共、幷下女共、都合女上下九百三十九人、內尼三人、髮切百七人、頌ニて髮拔生不揃髮切紛敷女三人、小女三百十一人、頌ニて髮拔生不揃髮切紛敷小女三人、乘物二百五十二挺、從下總國佐倉羽州山形迄引越申候、拙者家來今井數馬、山川分左衛門印鑑ニ而引合、房川渡、中田御關所無相違、追々罷通候樣被仰渡可被下候、若此女共ニ付、以來出入之儀出來候ハヽ、拙者方へ可被仰聞候、爲後日證文仍而如件、

延享三丙寅年四月三日

松平和泉守 居判 印判

瀧川播磨守殿

內藤越前守殿

酒井越前守殿

土屋兵部少輔殿

丹羽遠江守殿

河内守印
玄蕃頭印
御關所
人改中

〔柳營秘鑑四〕關所手形之内相改覺

一髮切　是者髮之長短ニよらず、不ㇾ殘そろひ切候ハ髮切也、傾ぬけ髮はへ揃はず、少切候樣ニ相見、又者中はさみ、出來物之上などはさみ候ハ、髮切ニてハ無ㇾ之候間、向後不ㇾ及ㇾ改ㇾ之、

右之通、髮切之一ヶ條今度相改候條、來月朔日之日附手形ゟ、此書面を用可ㇾ改ㇾ之、其外ハ先規之趣たるべく候、以上、

元祿十四巳年十月廿三日

伊豫守印
長門守印
主計頭印
丹波守印
玄蕃頭印
御關所
人改中

〔敎令類纂百二十一〕享保六辛丑年閏七月

申渡覺

近頃町方より、御關所女手形願候者、日々數多有ㇾ之候、畢竟願人物入等も無ㇾ之、末々輕き者迄も無ㇾ紛者ニ候ハヾ、相願候樣ニとの御事、最前被ニ仰出ㇾ候處、名主中之内、若心得違も有ㇾ之、急ニ願出候得ハ宜事故、吟味不ㇾ致、諸親類ニても無ㇾ之者、又ハ旅人抔不斗頼れ、紛敷儀モ可ㇾ有ㇾ之哉、町内ニ在かと

假令　女上下何人之内

一乗物何挺

一禪尼　是者貴人之後室又ハ縁者抔之髪剃たるをいふ

一尼　是者後家之女髪剃たるをいふ

一比丘尼　是者伊勢上人、善光寺上人抔之弟子、又者貴人之召仕有之、其外熊野比丘尼等也、

一髪切　是者髪之長短ニよらず、少し切候事ハ中にはさみ、出来揃之上などはさみ候共、何れも髪切也、但ぬけはへ不揃ハ髪切ニて無之、併少し髪を切候と相見え候ハヽ髪切也、

一小女　是者當歳より振袖の内ハ小女たるべし、但振袖のてい、不審有之ハ可改之、
　但小女之内、尼かぶろ髪などハ不及改之、

一亂心　男女共

一手負　男女共

一囚人　男女共

一首　男女共

一死骸　男女共

右之通、手形ニ可書載之、若不審之儀少も有之ハ可改、此外ハ不及改之、但欠落等之者有之節者、此方ゟ書付可遣之間、随其意ニ可改之、且當月之日附ニて来月晦日迄ハ可通之、其日限ゟ及延引者不可相通、女路次ニて煩、又ハ相果、手形より數不足之分ハ、其断聞届可通之、勿論多ハ不可通之者也、

元祿十丑年九月七日

長門守印

主計頭印

丹波守印

此候、以上、

年號月日

碓氷人改衆中

〔柳營秘鑑 四〕諸國ゟ出ル女之御關所通手形差出候所々

一伊勢　桑名城主　　一西三河　岡崎城主
一東三河　信濃松本城主　　一駿河　同所町奉行
一丹波近江　伏見奉行　　一美濃　大垣城主
一越後　高田城主　　一攝津河内　大阪町奉行
一大和　奈良奉行　　一山城　京都所司代

但シ西國筋ゟ女通手形其地頭代官ゟ斷次第手形出之

一甲州筋　甲府在番支配ゟ

右所々より女切手差出之

〔教令類纂 九十七〕萬治二亥年六月

一町中より所々御關所女手形申請度者有之候ハヽ、自今以後者、兩御番所江可申上候、兩御番所之御裏判可被成由、被仰出候間、向後左樣ニ相心得可申事、

六月

〔柳營秘鑑 四〕關所手形可書載覺

碓氷人改衆中

女上下拾五人之内、禪尼壹人、髮切壹人、小女壹人、乘物十挺、從江戸上野國草津まで、大戸關所無相違可被通候、誰殿御母儀并下女之由、誰殿斷ニ付如此候、以上、

年號月日

――判

――判

――判

――印判

大戸人改衆中

氣心女壹人、乘物壹挺、從江戸常陸國何所まで、金町松戸御關所無相違可被通候、――殿家來之由――殿斷に付證如件、

年號月日

金町
松戸　人改衆中

女何人從江戸越後國高田迄、碓氷關川關所無相違可被通候、本町三丁メ、平野源六娘之由致受狀候、并奈良屋市右衛門、北村彌左衛門、樽屋藤兵衛致書物、其上村越長門守、渡邊大隅守殿斷に付如

年號月日

宛所樣

同斷

同斷

同斷

苗氏官 書判

人々御中

私曰、文言輕重ハ、此方人に依るべし、

〔武家嚴制錄 三十七〕一町中女手形證文案

女壹人從江戶美濃國何郡何村迄差遣之候間、碓氷小佛御關所罷通候御手形可被下候、右之女ハ傳馬町壹丁目家主八左衛門店、源八與申者之何にて御座候、此女に付、已來出入出來仕候はゞ、人主之義者不及申上、此連判之者共罷出申譯可仕、爲後日受狀差上候處、依而如件、

年號

人主

五人組

名主

町年寄三人

私曰、右之證文に町奉行衆裏判出る、

〔武家嚴制錄 三十七〕一女手形之案

女上下三人之內、乘物壹挺、從江戶信州植田村迄、碓氷關所無相違可被通候、誰殿家來何某與申者之姉之由、誰殿斷に付如此候、以上、

年號月日

誰 判

證文　　　　壹通

私曰、右之證文程村紙に調之、上包同紙又ハ美濃紙也、御留守居衆月番之方へ持參之時、手形出也、月番之方ヲ先に書べし、

一私曰、御在國之衆ハ、書狀にて御留守居衆迄被相達之、其家之留守居之輩へ證文遣歟、其趣たとへバ、

女上下何人之内、髮切何人、小女乘物何挺、寄江戶何國何所まで差遣之候、箱根今切兩御關所無相違罷通候御手形可被下候、是ハ何某家來何と申者之母妹、幷下女にて御座候、若此女共に付、已來申分候ハヾ、私罷出斷可申候、何某在所に罷在候に付、證文差上候、爲後日仍而如件、

年號月日　　　　　　　　　　苗氏假名 印判 書判

宛所樣

同斷

同斷

同斷

右之節、在所ゟ書狀之案、

一筆致啓上候、然者我等家來何某與申者之母妹、幷下女、今度江戶より何國何所迄差遣之候、留守居之者證文之通箱根今切御關所無異義罷通候御手形可被下候、就此女共已來申分候ハヾ、從此方斷可申候、恐惶謹言、

手形

〈親元日記〉文明五年七月十二日壬寅、關所印被遣之、

丹後前司平朝臣 花押

關所へ被遣一通、如此調之、厚紙一枚ニ書之、端ニ印アリ、伊勢守陣中往還人數幷荷物輿馬以下、每度以此印可有勘過之由、

七月十二日

御關所

此内當持何人 人何人 輿何丁馬何疋 年號 月日 印

如此以厚紙切紙可遣云々、此條以三上大藏丞奉之、

〈武家嚴制錄三十七〉一諸家直判。女。手。形。證。文。案、

女中上下三十人之内、髮切壹人、小女壹人、乘物壹挺、寄江戶和州郡山まで差遣し候、箱根今切御關所無相違罷通し御手形可被下候、是ハ私家來何某と申者之母にて御座候、若此女に付、巳來申分候ハヽ、此方へ斷可申候、爲後日依如件、

年號月日

苗氏官 印判書判

苗氏官殿

同斷

同斷

同斷

私曰、右宛所、江戶御留守居衆へ之趣也、餘ハ准之、上包、

前右兵衛佐源朝臣

〔吾妻鏡二十七〕寛喜元年十月九日、長尾寺院主圓海門弟僧、爲受戒上洛之間、賜路次過書、相州（〇北條時房）武州（〇北條泰時）連署狀也、雖非指高僧事、歸依佛法之御志如此云云、

〔伊豆國三島古證文〕禁制　海道路次幷宿々狼藉事、或號早馬御持、或稱方々使者、奪取旅人幷在地人牛馬、於宿々寃凌雜事、寄事於左右、致種々狼藉之旨有其聞、所詮雖號早馬、不帶過書者不可許容、若不拘制法者、可召捕其身之狀如件、

元弘三年八月九日　判

〔太平記十八〕瓜生舉旗事

諸國ノ軍勢共暇ヲモ不乞、己ガ所領へ披々ニ歸リケルヲ押留メン爲ニ、高越後守（〇師泰）四方ノ口口ニ、堅ク兵士ヲ居テ人ヲ不通、若ハ所用アリテ此道ヲ通ル人ハ、師泰ガ判形ヲ取テゾ通リケル、瓜生判官サラバ此關ヲ謀テ通ラント思テ、越後守ノ許ニ行テ、御馬ノ大豆ヲ召進セン爲メニ、杣山ニ人夫ヲ百五十人可通候、關所ノ御札ヲ給リ候ヘト云ケレバ、師泰ガ執事山口入道杉板ヲ札ニ作テ、此人夫百五十可通ト書テ判ヲ居テゾ出シケル、瓜生此札ヲ請取テ、下ナル判形計ヲ殘シ置テ、上ナル文字ヲ揩押削テ、上下三百人可通ト書直シ、宇都宮天野相共ニ、深山寺ノ關所（〇越前國）ヲ無事故通テケリ、

〔集古文書四十九過書〕寛正四年過書（歷代弘實藏）

白川修理大夫連々道上、御馬貳拾匹、人百人（荷持在之）海河之諸關渡、每度以彼印無其煩上下可勘過了、若有異儀之族者、可被處罪科候、云在所云交名可被注申之由所被仰下也、仍下知如件、

寛正四年九月廿八日

散位三善朝臣（花押）

和泉守清原眞人（花押）

可勘過某隨身雜物事

右差某國發向、仍可勘過之狀、牒送如件、故牒、

年月日　　　　　　　目

守

介　　　　　　　　　掾

〔續日本紀六元明〕靈龜元年五月辛巳、始今諸國百姓往來過所用當國印焉

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應以過所度足柄碓氷等關事

右得相模國解偁、依太政官去年九月十九日符旨、始置件關、爾來部內清靜、姧濫稍絕、而勘過往還之人物、已無本司之過所、因斯無文勘擦、更致稽擁、望請下知諸司諸國、令請過所、將以勘過、其當國以東諸國過所、先令進國、國司判署、下關令勘、然則姧濫永遏、人心自肅、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、宜仰諸司幷東海東山道等諸國、依件令行、

昌泰三年八月五日

〔吾妻鏡四〕元曆二年〇文治元年三月十三日丙申、對馬守親光者、武衞御外戚也、在任之間爲平氏被襲之由、依有其聞、可迎取之旨、今日被仰送參河守之許、剩作過書所被遣也、

下　西海山陽道諸國御家人

可令早無事煩勘過對馬前司上道事

右彼對馬前司自任國所被上道也、諸國路次之間、無事煩無狼藉、可令勘過之狀、所仰如件、

以下

元曆二年三月十三日

〔令義解七公式〕過所式

其事云々、度其關往其國、

其官位姓、略、註三位以上稱卿、資人位姓名、略○註年若干、庶人稱本屬、從人、其國其郡其里人、姓名、年、奴名年、婢名年、其物若干、其毛牡牝馬牛若干疋頭、

　　年月日主典位姓名

次官位姓名

　右過所式、並令依式具錄二通、申送所司、所司勘同、即依式署、一通留爲案、一通判給、

〔令義解九關市〕凡欲度關者、皆經本部本司、謂本部、本貫也、假有大舍人是京人、而欲度關者、依式造過所、先申本寮、寮勘許送於京職、職更判給之類、其外國者、先經本郡、本郡亦申國、若有本司者、亦經本司也、請過所、官司檢勘、然後判給、還者連來文、謂連來文者、假有行人更欲還京國者、皆將來時過所、而請還時過所、被云連來文也、凡依下文、即知本去之國、當所仍得還來、申牒勘給、若於來文外、更須附者、驗實聽之、日別總連爲案、若已得過所、有故卅日不去者、謂縱以卅日爲限、即不滿限者、不可更改給、其關司准計行程、不滿卅日、亦聽通過也、將舊過所、申牒改給、若在路有故者、謂亦滯日不去者、其雖非卅在一途、經停日數通計乃滿限者、亦當國官司具狀送關也、申隨近國司、具狀送關、雖非所部、有來文者亦給、謂假有行人取本部過所來、更亦欲向他國者、而經當所請過所者、即是所既雖其有來文、亦例給之類也、若給復經關過者、謂具門及濟津、其餘不請過所者、不在此限、亦請過所、○中略

凡行人度關津者、皆依過所所載關名勘過、若不依所詣、別向餘關者、關司不得隨便聽其入出、

凡行人齎過所、及乘驛傳馬出入關者、謂驛使傳子、並無歷名、直計人數、驗過、即關有冒度、關司不坐也、關司勘過、錄白案記、謂凡行人及乘驛傳度關者、關司皆寫其過所、若官符以立案記、直於白紙錄之、不點朱印、故云錄白也、其正過所、及驛鈴傳符、並付行人自隨、仍驛鈴傳符、年終錄目、申太政官、謂附朝集使申送、總勘、

〔延喜式雜式五十〕凡京職諸國造過所者、具錄馬毛尺寸齒、依實勘過、以糺奸欺、

〔朝野群載二十二諸國雜事上〕過所牒

某國牒　　國路次國々

過所

及三關門鑰亦同、(中略)凡內外百司及諸關坊市門等、官有二門禁一、皆是、亦謂食二利之一、非二施行一者上、

〔易林本節用集〔言辭〕〕過書

〔武家名目抄〔職名十四〕〕宿次過書奉行

按宿次は驛路の意にして、過書は古の過所なり、所と書と音同じきが故に、俗訛て過書に作りしと見ゆ、此奉行はすべて、路次往還の事をつかさどり、過書を下せる有司なり、〇下略

〔南留別志〔一〕〕過所とは關の切手なり、關の切手持ちたる船を過所船といふより、今は其名ばかり殘れり、

〔倭訓栞〔前編八〕〕くわそ　過所の音也、續日本紀、關市令、万葉集等に見えたり、釋名に、過所至二關津一以示也、或云、傳過也、移二所在一識以爲レ信と見えたり、今いふきつて也、東鑑には過書とも見えたり、朝野群載に過所牒見ゆ、〇中略宗白曰、古書二之帛一爲レ繻、剡レ木爲レ契、二物通謂二過所一也、其所を過るは、官の處分なる故に過所といふ、

〔令義解〔一職員〕〕左京職〔右京職准レ此〕

大夫一人、掌二〇中略左京過所事一、

攝津職〔帶二津國一〕

大夫一人、掌二〇中略津濟、過所事一、

大宰府〔帶二筑前國一〕

帥一人、掌二〇中略過所事一、大貳一人、掌レ同レ帥、少貳二人、掌レ同二大貳一、

大國

守一人、掌二〇中略過所事一、〔餘守准レ此、〕三關國又掌二關剗、〔謂依レ律關者、檢判之處、剗者塹柵之處是、〕及關契事一、介一人、掌レ同レ守、〔餘介准レ此、〕〇下略

關契

召ニ而者迷惑いたし候、万一何か行違之義有之節、江戸屋舗ニ而御問合有之候旨、御答被成度思召ニ而之御問合ニ御坐候ハヽ、表立被仰込候樣いたし度、別段者極内々問合候振合に御坐候事、

〔日本書紀孝德二十五〕大化二年正月甲子朔、宣改新之詔、〇中略其二曰、初脩京師、置畿内國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬、及造鈴契、〇中略凡諸國及關給鈴契並長官執、無次官執、

〔令義解軍防五〕凡差兵廿人以上者、須契勅、謂有關國須契、給國符待勅符、始合差發、

〔唐六典兵部五〕凡親王總戎、則曰元帥、文武官總統者、則曰總管、以奉使言之、則曰節度使、有大使焉、有副大使焉、有副使焉、有判官焉、若大使加旌節、以統軍、置木契以行動、

〇按ズルニ、我朝關契ノ製作詳ナラズ、其發兵ニ用キルコト、唐六典ニ云フ所ノ木契ニ似タルモノナレバ、蓋シ赤木ニテ造リシナルベシ、但シ後世臨時ニ作ル所ノ木契トハ異ニシテ、卽チ常ニハ半ヲ國ニ付ケ、半ヲ御所ニ置テ、天下事アル時、之ヲ合セテ以テ信僞ヲ判ズル用ニ供セシモノナリ、

〔令義解公式七〕三關國各給關契、謂其作契之形制者、須有別式、依下條隨身符亦准此也、二枚、並長官執、无次官執、謂有鈴與契、是以關其長官次官並不在者、以上不得執也、

〔令抄〕關契　賊盜律神璽條釋云、問、關契者在御所、隨身符有別以不、答、无別、並同類、後宮職員令云、藏司尙藏一人、掌神璽關契、問、神璽者此司所收歟、譏答、神璽關契此司所收掌、但給三關之斤。契。此司掌收、詐僞律云、以僞印鈴契符節修物□契、

〔律疏賊盜〕凡盜神璽者絞、謂踐祚日寶璽、關契、內印、驛鈴者遠流、謂食料之而非行用者、〇下略

〔律疏職制〕凡用關契、事訖應輸納、而稽留者一日杖一百、一日加一等、十日遠流、

〔律疏賊盜〕凡盜節刀者徒三年、宮殿門、庫藏及倉廩筑紫城等鑰、徒一年、國郡倉庫、陸奧、越後、出羽等柵、

此箇條口達可致候

一改ノ老婆江謝禮與して目錄等遣候儀も有之哉、左候ハヽ御目見以上之分何程、御目見以下之分ハ何程、下女者何程宛遣候事ニ候哉、

通行之節、本陣又ハ宿役人等ヲ以、案內爲致候筋者有之間敷、通行前家來差出候ヘバ、差支も有之間敷事與存候、

此箇條、本陣又者宿役人等ヲ以、案內ニ不及、御家來ヲ以御差出被成候而も宜筋ニ御坐候、

右之趣承知仕候、以上、

卯十月

右挨拶下ゲ札ノ外、內々書狀ニ申越候趣左之通、勿論表面之挨拶ニ而者決而無之候得共、

心得之爲寫置候、○右以下四十四字朱書

御關所前ニ而髮ヲ解、能流結び置候而爲改候事ノ由、

眉無之女振袖ニ不及、鐵漿附ニ而も眉有之候得バ、小女同樣之扱ニ而、振袖之御定ニ候由、併袖脇さへ明居候ヘバ、振袖ノ扱ニ相成、差支無之候由、改之老婆心附ノ義者、御關所ニ而者、一向存不申事ニ御坐候得者、差留筋合ニ付、此義者何とも御噂出來兼候よし、

私ニ承り候處、內々者髮改方等、故障筋申立如何樣ニ心付いたし候哉、但平人貳百文、其上者

一朱南一位、心付候哉ノ噂ニ候事、

一通行ノ節、本陣宿役人等頼候義、決而夫ニ不及、直ニ被差出候而宜しく、鎗ヲ爲持候身分者、伴頭ノ詰所江、證文被差出候而宜候得共、其以下之ものを被差出候得ば、定番人ノ前江被差出候事ノ由、御關所者何も六ケ敷儀者決而無之候得共、兎角右之本陣宿役人等、彼是六ケ敷申成、取扱振ヲ働候哉之由、右御問合之趣、內々心得罷在候處ヲ御答申上候事ニ而、表立御問合御座候思

碓氷福島御關所

右御關所支配所へ引越ニ付、家內之もの通行ノ節、鐵附小女とも振袖ヲ着用いたし候事ノ由、既ニ新居御關所通行之砌、御關所同心內藤正平江、家來ゟ女通行心得方問合候之節、都而鐵附小女とも振袖着用爲致候由申聞候、依之私家內之もの共ハ、手當も爲致可申候得共、手附手代又者足輕杯、至而身輕之もの迄、振袖着用不致候而者、通行難相成御規定ニ御座候哉、一體手代已下など、振袖着用可致身分にも御座有間鋪哉ニ候得共、於御關所ハ、如何樣身輕きもニ而も、着用不爲致候而者難相成儀ニ御座候哉、此段心得方伺置度奉存候、以上、

辰二月

御書面、關所之小女幷鐵漿附小女共通行之節、振袖着用之義、御問合之趣致承知候、手附手代幷身輕ノ者、百姓町人之娘ニ而も、於關所振袖着用爲致可請事、

但新居与御認有之候得共、今切關所与相認可申事、

天保二卯十月、箱根御關所女通行心得方ノ儀、水野出羽守殿家來ヲ以て、大久保加賀守殿家來江問合いたし候處、左之通、

箱根御關所御用ニ付、遠國江家內引越等之節、通行心得方御問合申候、

一御目見以上ノ乘物幷下女之分とも、御關所御門際江駕籠之儘留置、尤通行前家來江、御關所手形爲持通達いたし候心得ニ候、

此箇條本文之通ニ而宜御座候

一改与して老婆罷出候由、御手制ニ者無之候共、悉ク髮ヲ解改候御規定ニ候哉、承知いたし度候、

此箇條本文之通ニ而宜御座候

一鐵漿附小女とも、振袖ヲ着用不致候而者、通行方不相成御規定ニ候哉、

娘　金貳朱

下女貳人ニ而金壹朱

今切御關所ニ而者

妻　金貳朱

娘　金壹朱

下女兩人ニ而錢四百文遣ス

是者改方一ト通ニ付、箱根同樣祝儀遣候而も宜し、

右朱書之通、拙者家內引越候節、爲取計申候、不案內ノ方ハ錢金ニ多分ノ目錄遣、且案內ニ出候、本陣宿役人江も、夫々祝義遣候向も有之由ニ付、見合ニ記し置候、然ル上者、御關所ニ而定法之通、老婆立出、悉ク髮抔改、下女抔も同樣嚴重ニ改候ハヾ、目錄聊ニ而も不違心得ニ有之候、一ト通改候計ニ候ハヾ、朱書之通、祝義心入ヲ以遣ひ候事與存候、

一下女兩人ノ內、壹人者引戶駕籠、壹人者乘物駕籠ニ乘セ候處、箱根今切ニ而下女之分者、駕籠ゟおろし可申哉之段、附添ノものゟ、御關所番人江問合候處、勝手次第ニ可致旨挨拶有之候間、兩御關所とも、駕籠ニ乘候儘罷通り申候、

附錄

天保三辰年十二月、御留守居石川左近將監江青山九八郎ゟ問合挨拶、

御問答書

青山九八郎

東海道

箱根新居　御關所

中山道

罷出、案内可致由申立候者、以ノ外心得違ニ而、本陣ハ旅宿等之世話引受可致者勿論ノ事ニ候處、前宿又ハ途中へ出、御關所案内可致身分ニ無之宿役人迄も、同樣ノ旨嚴鋪叱り、以來御關所通行方江、決而携申間鋪旨申聞差歸申候、兎角旅行ノ役人不案内江附込、夫丈之謝禮可請与、心得違之取計いたし候儀ニ而、旅行之面々ニ而御關所通り方、手重ニ心得懸念ヲ遣ひ、本陣宿役人等相賴候者、是又心得違之事ニ候、依之拙者儀、天保二卯年九月四日、御關所通行方左之通り、

一今切御關所通之節、御關所番江家來差遣し姓名申述、其身者駕籠之儘、左右之戸ヲ五寸程宛明ケ、會釋もなく致通行候、尤長持其外御關所前へ擔置、鍵ヲ家來ニ爲持、番人江鍵ヲ爲見、改請度旨申込候得者、一ト通及見候迄ニ而相通申候、其節附添ニ召連候手附田中八十次郎ヲ以て、御關所詰合ノ同心内藤正平江、家内引請之節、通行心得方問合候處、左之通挨拶有之候、

一御關所通行ノ節、前廣川役人、又ハ宿役人、或者本陣抔ゟ沙汰有之候得バ宜よし、内藤正平相答候へ共、拙者通行之時者、家來遣し相斷、宿役人本陣等へハ決而相賴不申候、

一家内御關所通行之砌、御門際江駕籠ヲ留置候へバ、婆々壹人罷出、戸ヲ明ケ髮ヲ少しとき、又ハ笄抔拔、髮ノ長短ヲ改め候仕來ニ而、御手判文面ニ者無之とも、右之通取計候由相答候、

一髮剃附小女共、都而振袖ヲ着用いたし候事相答候、

一改候婆々江目録等請取候由ノ義者、一向ニ及承不申旨相答候、

右之通ノ心得之由、内藤正平相答候、

見合ノため錄之(朱書)

朱書
天保三辰二月、拙者家内、和州五條陣屋江引越ノ節、

箱根御關所ニ而者改候婆々江

妻　金百疋

分、荷造りたるも、是迄の通り可被心得候、

右之通、万石以上以下の面々へ可被達候事、

〔德川禁令考 三十五 關所幷渡船場〕慶應三卯年七月二十日、關所通シ方改正ニ付御書付、

美濃守殿御渡　　　大目付江

關所通し方之儀、前々より御規定之趣も有之候處、今度御變革被仰出候、來ル八月朔日より別紙之通ニ可相心得候、尤是迄御留守居ニ而取扱候廉も、以來都而關所懸り御目付取扱候筈ニ候、

七月

條々

一婦人通し方之儀、別段之改無之、總而男子同樣之振合を以相通レ、小女も振袖留袖勝手たるべき事、

一剃髪、總髪、かぶろ等、總而別段之改無之候事、

一首、死骸、亂心、手負、囚人等手形無之候共、差添之者より證書差出通行可致事、

一諸役人急御用之節、上下共夜中も通行不苦候事、

一鐵炮武器ハ御品ニ差添之者より、證書差出通行可致事、

一是迄印鑑引合通行之分、以來其儀ニ不及候事、

右之通可相心得候、以上、

〔代官例要 四 心得方〕一今切御關所通行心得之事

御關所通行之節、前日泊り又ハ前宿抔江本陣宿役人共罷出、御關所通行方案内可致旨申立候儀有之、既ニ拙者通行之砌茂前夜罷出、案内之儀申込候ニ付、御用ニ付御關所通行いたし候迚、本陣

但出府之節者、江戸屋敷江罷越候旨、

下ゲ札

御書面之通ニ而宜御座候、但鑓持有之上下三人ニ候得者、改相通申候、上下弐人ニ而鑓通不申候、

一鑓不持者ニ而、前同断之口上断ニ而、宜御座候哉、

下ゲ札

御書面之通ニ而宜御座候、但鑓不持者は通り掛り通候旨、船頭断ニ而も相済申候、

一右両様、駕籠ニ而罷通候節者、駕籠ヲ船中江舁出、駕籠之戸左右江明ケ置候心得ニ而御座候、

下ゲ札

御書面之通ニ而宜御座候

一跡付有之候得者、其段相断候心得ニ而御座候事、

下ゲ札

御書面之通ニ而宜御座候、但鑓弐本等無之跡付計ニ候得者、跡付持場跡付之よし断罷候而已宜御座候、

右之通、御内々御問合申候、乍御面倒御付札可被下候、以上、

四月五日　　水野石右衛門

〔嘉永明治年間録十五〕慶應二年四月、此月鐵炮ヲ齎シ關所通行規則、

周防守殿渡書付　諸家領分、其外へ鐵炮相廻し候節、關所通行方の儀、重立候家來の印紙へ員數相認め、直に關所々々へ差出し、通行可致旨、先年相觸候處、向後ハ其筋より斷無之てハ不相通筈に付、萬石以上以下とも、前以て砲數玉目等取調べ、相屆候樣可被致候、且供連の内、持せ候

覺

一面體樣咽乳ゟ上、幷手足之內見へ渡候處、

疵　灸之跡

一髮之中

出來物　疵　灸之跡　釣ぬけ　釣はげ　小枕摺　櫛摺　左右之髮切延立　中挾之髮延
立

生れ付又は煩ニ而　髮至而薄

同斷ニ而　髮先を不揃

同斷ニ而　髮至而短　但是は箇成ニたぼ出し候上、箇成ニ女まげニ出來候髮之心得、

同斷ニ而髮短く　髮ニ紛敷女　但是は箇成ニたぼ出し候上、箇成ニ女まげニ不相成候程之
髮之心得、　前髮切　小枕下タ中剃　前髮下タ中剃

右は御關所、女御手判相願候節、書載ニ不及候品、幷書載候品、兼而心得罷在度、御問合申上候、以
上、

內藤帶刀家來

六月六日　直井三右衛門

文化十三子年四月、中川御番坪內玄蕃樣御用人江、左之問合差出附札濟、尤別段之間柄、殿之書面
也、

甲斐守樣御家來、上總國山邊郡東金御領分江往來共、中川御關所前船ニ而罷通候節、鎗爲持候
者は、御關所前江船漕寄候得共、下番之者被出候節、船中より口上ニ而左之通、

板倉周防守家來何之誰、上總國山邊郡東金領分江罷越申候旨、

一下リ鐵炮、御老中御證文ニ而通候事、

一弓長柄等數多飾者、其家之家老手形ニ而相通候事、

〔代官例要 四御關所〕一房川渡中田御關所改方ノ事

寛政十午年、菅沼下野守ゟ中川飛驒守江、右御關所囚人通方問合候處、囚人江戶表江呼出しノ節、目籠ニ而手鎖腰繩ニ而、尤、囚人ニ差添罷越候もの、印形書付ニ而相通候事ニ候、則振合左之通、

覺

一囚人何人　　何國何方 百姓歟 無宿歟 たれ とし

右之もの共、目籠か手鎖腰繩ニ而、何國何郡何村ゟ江戶表何方迄差出申候、其御關所無相違御通可被下候、以上、

年號月　　何ノ何役 何之誰組 何之誰家來 何ノ誰

房川 中田 御關所

御番衆中

房川渡中田御關所女通方ノ儀

文政八申閏八月、太田攝津守ゟ曾我豐後守江問合ニ付、右支配山田茂左衞門江御尋、答書左之通、

〇中略

一江戶入鐵附女通方ノ事

此儀、男囚人同樣、縣リ之役人、諸家之家來、又ハ村役人等ノ手形ニ而相通申候、

〔氏家叢書 七關所〕享和四子六月、松浦越前守樣御用人迄問合、

預リ御代官、井御目見以下之御支配向江御達可有之候、依之御達申候、以上、

五月　　坂部十郎右衞門

〔代官例要御關所四〕一御關所御目見以下之もの通行ノ節、致下乘罷通候樣、兵部少輔殿被仰渡候、諸家中ノ義も御目見不仕家來者、下乘仕候樣被仰渡候、尤右家來之內、御目見實仕候者ハ、是迄之通、駕籠ニ而罷通候樣被仰渡候、依之申達候、以上、

寬政三亥年(朱書)

七月　　坂部十郎右衞門

別紙御書取○中略之趣意、不殘御組御支配向江御達有之候筋ニハ無之、御文言之內、御達可然義計、御組御支配江御達可有之事、

御關所通行之儀ニ付、兵部少輔殿江猶又御趣意相伺候處、御目見仕候家來者、一同駕籠ニ而罷通候樣相達候譯ニ者無之、只今迄御目見仕候陪身ノ內ニ者、駕籠ニ而通來ことも有之候間、右之分者、是迄之通りニ而相替儀無之事ニ候旨被仰聞候、依之尙又爲御心得申達候、以上、

寬政三亥年(朱書)

七月　　坂部十郎右衞門

〔青標紙〕諸御關所通行的例

寬政四子年、井伊兵部少輔殿被仰達候、

一諸國御關所、御目見以下者、通行之節、致下乘罷通可申旨、但御目見以上ハ、諸御關所、駕籠ニ乘通り候事、如先規可被相心得候事、

〔青標紙〕諸御關所通行的例

福島御關所之事

鐵炮數筒者、御老中御證文ニ而通候事、

候ハヾ可通之、但他所ニ而出產證據等不分明ニ候ハヾ、奉行中へ伺可申事、

一登女手形帳ニ仕、二月八月御留守居衆江可返事、

以上

(柳營秘鑑四)諸關所御條目

一此關所を通る事、番所之前にて笠頭巾ぬぐべき事、

一乘物ニて通る面々ハ、乘物之戶を開くべし、但女乘物者、番之輩差圖ニて見せ可通事、

一公家門跡方諸大名參向之節ハ、前廉々其沙汰可有之候間不及改之、自然不審之儀あらば、可爲格別事、

右可相守此旨者也、仍執達如件、

貞享三年四月日　奉行

(初心階梯集)道中筋往來心得之事

一御關所ハ、馬駕籠共下乘し笠を取、番人詰居候所に罷越、元〆之手形可差出、通り候樣申聞候ハバ可相通事、中略

一御料私領口留番所ハ、多分乘打いたし候へども、加賀の國の口留番所ハ、領主之番所にて大造にいたし置、女にても下乘爲致候仕來之由、彼是相拒候、然れども女ハ强而申張候へバ、乘物之まゝ通し候、右體之所え差懸り候ハヾ、病人ハ格別、無左ハ何となく步行にて通るべし、男ハ勿論なり、彼是論じ候て益なし、耻辱にも外聞にもなるまじき事、

(德川禁令考三十五關所幷渡船場)寛政三亥年五月

御目見以下之者、御關所通行之節下乘可致旨達、

諸國御關所御目見以下之者通行之節、下乘致罷通候樣可仕旨、兵部少輔殿被仰渡候、此段御關所

一公家門跡諸大名參向之時者、前廉より其沙汰可有之間不可及改之、自然不審之儀於有之者、可爲格別事、

一鐵炮之儀、以相定證文可通之事、

右此旨可相守者也、仍下知如件、

寛文六年十月五日　　奉行

寛文七丁未年五月、今切御關所改次第、

一與力貳人、同心六人宛、五月代勤之、從先規勤來候奉。行。家。來。之者貳人、與力、番所江差加候事、

一女幷鐵炮を第一改可申候、欠落者等者、先規より構無之、但品ニ寄候事、

一關東西國渡海之船、今切ニ掛候分者可改事、

一登下之者、脇々より船之出入いたさせ間敷事、

一渡船之儀、一日ニ水主頭壹人、同組頭四人、水主百貳拾人ヅヽ、三番ニ可相勤事、

一夜中一切不通之、但御定之面々者格別之事、

一下り之鐵炮ハ、總而御老中御證文ニ而通し申候、登り者ハ構無之事、

一長三尺以上之下り荷物計改、長持類ハ登りをも改之事、

一鐵炮置手形幷夜通之事、兩鑑板之面之通可改之事、

一女者上下共改之、坊主幷前髮有之者、比丘尼小女に紛候故、見明候而改通候事、

一御番所長屋之內ニ妻子有之者兩人差置、乘物ニ而參り候女をバ、右之女房出之見せ改申候、町人之妻女等者、御番所前ニ而乘物之戸開之、同心共改見候而通べく之事、

一歷々之女中者、宿改と申候而、町屋ニ而改候事、

一登下之女、新居舞坂邊に而出產、依之證文ニ者、出生之女子載不申候共、右之產仕候宿、請人ニ立

慶安四辛卯年十二月廿日

覺

一箱根　今切　氣賀

右之所々、上使幷飛脚之外者、夜通し一切通し申間敷事、

一桑名　熱田渡海

右は不限晝夜往還之者不苦、但不審成者、夜通し渡海可相留事、

明暦三丁酉年二月廿三日

一從鎌倉大山つく井小佛筋

一從葛西本手はとがひ鴻巣筋

一從八王子山のね筋關所之内

右之通り三組ニいたし、關宿、岩附、忍、川越、高崎、安中、小田原城下を除、手ニ合候様ニ可相廻事、

以上

酉二月廿三日

武州相州　左原三郎兵衛　山本九兵衛

武州總州　內藤加兵衛　久保寺小左衛門

武州　野呂一郎右衛門　下枝忠兵衛

寛文六丙午年十月

定

一此關所番所ノ前ニ而、往還之輩頭巾をぬぐべき事

一乘物ニ而通る面々、乘物之戸をひらくべし、但女乘物者、番之輩差圖に而女に見せ可通事、

異儀之條不可然候、所詮於向後不可有其煩之旨、所々江堅可被相觸之由候、恐々謹言、

六月（寶曆三年）廿一日　政元在判

高俊在判

矢部遠江守殿

〔敎令類纂九十七〕寛永二乙丑年八月廿七日

定

一往還之輩、番所之前ニ而笠頭巾ヲぬがせ相通べき事、

一乘物ニて通候者、乘物之戶をひらかせ相通すべし、女乘物ハ女ニ見せ通すべき事、

一公家御門跡、其外大名衆、前廉より其沙汰可有之候、改るニ及べからず、但不審之事あらば格別たるべき事、

右此旨ヲ相守るべき者也、仍而執達如件、

寛永二年八月廿七日　奉行

寛永十五戊寅年

京都又者從江戶、以人馬御朱印急相通輩者不及沙汰、大坂御定番衆兩町奉行證文次第急可相通、子細於歟文言者、夜中可被通之、其外所々守護人所之奉行人慥成證文有之者、不寄夜中可通之候、注進之旨趣於分明者、穿鑿之上可被通之候、此外夜中一切不可通之もの也、

月日　美濃

豐後

三宅半七郞殿

土屋忠次郞殿

煩擾吏民、雖加嚴制、習俗難革、或諸官錢內外官人、及諸司諸家雜色等、非就公事、犯法濫入者、禁固其身、卽時言上、但每月結番、差一分一人、令守關門、若致脫漏者、解却見任、以懲將來者、從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣、奉勅依請、

元慶四年九月五日

〔建武以來追加〕諸國新關并津料事

或諸人往來上下之煩之條、太以不可然、早本新共、可被停廢之歟、○中略

同守護人非法條々

一大犯三箇條付刈田狼藉使節遵行外、相綺所務以下、成地頭御家人煩事、○中略

一構新關號津料、取山。手。河手、成旅人煩事、

以前條々非法張行之由、近年普風聞、兼又一事有違犯之儀者、忽可改易守護職、若正員不存知爲代官結構之條、蹤跡分明者、則可召上代官所領、無所帶者、可處遠流之刑矣、○中略

新關事

近年御免分、且可有其沙汰、其外自由之新關者、嚴密可停廢之由、可被仰下歟、

〔上杉古文書〕關東進物事、度々雖被仰之、於諸關尙及違亂之條太無謂、就中細々上下等、以料留壹岐入道印、不可有相違候趣、同被仰之處不承引云々、招其咎歟、所詮向後有異儀族者、可處罪科旨、可被相觸尾張遠江兩國中關所由也、仍執達如件、

寶德三六月十八日

永存在判

性通在判

守護代

〔上杉古文書〕關東進物并上下等事、以料留壹岐入道方印、國中諸關渡不可有相違候之處、背其旨致

但是迄被建置候諸道關門、廢止被仰出候事、

今般大政更始、四海一家之御宏謨被爲立候ニ付、箱根始諸道關門廢止被仰出候事、

己巳(明治二年)正月廿日御布告

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔、○中略其二曰、初脩京師、置畿內國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬、及造鈴契、定山河、○中略凡諸國及關、給鈴契、並長官執、無次官執、

〔令義解九關市〕凡行人出入關津者、謂行人者公私皆是也、津者濟津、其要路津濟置船運度、自依雜令、不關此條、皆以人到爲先後、不得停擁、○中略

凡丁匠上役、及庸調脚度關者、皆據本國歷名、謂此令歷名與律歷名同也、共所送使勘度、其役納畢、謂丁匠役畢、庸調納畢也、還者、勘元來姓名年紀、謂丁匠初度、皆有歷名、關司寫錄、以立注記、當其還時、據此勘放、同放還、○中略

凡蕃客初入關日、所有一物以上、關司共當客官人具錄申所司、謂關者、初所經之關、若無關處者國司檢挍、當客官人者、領客使也、所司者治部省也、入一關以後、更不須撿、若無關處、初經國司亦准此、○中略

凡關門並日出開、日入閉、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁制孫王任意出入畿外事

右得美濃國解偁、此國停關之後、不制往來、由茲東海道諸國牧宰五位已上任意枉道、亦孫王擅以出入、人民騷動、郡內不靜、雖加禁止、積習不遵、望請特下嚴制、令愼將來、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅、宜五位已上依法禁制、但至于孫王、未施此制、自今以後、須以禁止、自餘諸國亦宜准此、若有違犯、錄名言上、

仁壽三年四月廿六日

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應禁斷諸人濫入關門事

右得陸奧守從五位上小野朝臣俊生解狀偁、撿案內、關門有禁、其來久矣、而頃年遊蕩之輩、往還任情、

(徳川禁令考三十五 關所并渡船場)元治元子年九月二日

長崎表新關取建ニ付御書付　三奉行江

和泉守殿御渡

此度、長崎表出入之口々、日見、西山、浦上、茂木、四ヶ所江新關取建候ニ付而ハ、諸家家來所用ニ而通行候ハ勿論、假令主人用向たりとも、家而主人又ハ其役方之者より、長崎奉行所江判鑑差出置、右可引合判鑑持参不致者ハ、右關所おゐて出入共差留候筈ニ候、且百姓町人職人之類、商賣又ハ稼之ため、或ハ所用有之通行之者ハ、其所之村役人町役人之印紙持参出入可致旨、御料ハ御代官、私領ハ領主、地頭より不洩樣可被相觸候、

右之趣可相觸候

九月

(嘉永明治年間錄十六)慶應三年十二月、關ヲ江戸四方ニ置ク、

爲市中在取締、當分の内、御府内出口所々へ關門御取建相成、諸士の分ハ主人又ハ重役より何方へ家來幾人差遣旨斷書、百姓町人ハ所役人の證書持参無之に於てハ、出入共一切通行差留置、斷書證書其關門にて相改め、疑敷子細も無之候へハ、於同所切手相渡候間、右切手所持不致旅人は、御府内ハ勿論、道中筋在々にても、決て旅宿爲致間敷候、右改不受押て通行可致と仕り、又ハ旅行切手所持不致旅人ハ、無用捨召捕、若及手向候ハヽ切捨候筈に候、尤當時出府途中にて、關門通行方不相辨者共ハ、於關門篤と相糺し、疑敷筋無之候へハ相通候筈に候、

右之趣、御料私領寺社領とも、不洩樣可相觸候、

(憲法類編十一)諸道關門廢止等ノ事

戊辰明治元年五月十七日御布告

一諸國街道筋ニ於テ、私ニ關門或番所等取建候儀、被停止候事、

〔新編相模國風土記稿〈二十七足柄下郡〉〕箱根御關所〈〇箱根宿〉ノ東方ニアリ、〈〇中略〉建置ノ始ヲ詳ニセズ、或ハ元和四年箱根新驛開ケシ頃ノ事ナルベシトイヘリ、〈安國殿御家譜ニハ、慶長十五年頃ノ事トナス、〉抑箱根山中ニ關隘ヲ置シハ尙シキ事ナレド、其地ハ變遷アリシトミユ、承久ノ亂ニ鎌倉ノ評定ニ、足柄箱根兩道ニ關ヲ固メ、官軍ノ下向ヲ待ベキノ議アリ、〈〇註略〉此頃既ニ關アリシ事知ルベシ、其地ハ何レノ所ナリヤ考フベカラズ、康曆二年六月、箱根蘆川宿ノ邊ニ關ヲ置、其征錢ヲ鎌倉圓覺寺修理ノ料ニ宛シ事見ユ、〈〇註略〉コレ當今關所ノ邊ナルニヤ、サレド蘆川宿ヲ元箱根ノ邊ト云說アレバ、彼所ノ事ナルモ知ルベカラズ、〈現ニ元箱根ニモ古關ノ蹟アリ、〉應永十三年六月ノ文書ニ、箱根山水飮關所ノ事ヲ載ス、〈〇註略〉水飮トイヘルハ箱根山中ニテ、豆州君澤郡山中村ノ屬ナリ、天正十年十二月、朝比奈彌太郎、小田原ヨリ日金越ニ駿河ニ歸リシニ、箱根山中ニテ異形ノ女ニ出會、山ノ麓玉澤ト云所〈豆州ノ屬〉ニ至リ、山中ノ關守宇田ト云ル人ノ女ヲ荼毘セルヲ見テ、先ノ女ハコノ幽魂ナラント思ヒ誤リシ事アリ、〈小田原記所載〉此頃ハ尙豆州山中ニ關アリシナラン、同十七年十月、豐大閤、小田原出陣ノ用意トシテ、北條氏ヨリ山中城ヲ增廣メ修營セシ時、前ノ岱崎ヲ城構ニ取入ル、是ハ昔ノ關所ノ蹟ナリトミユ、〈同書〉然レバ此頃山中ノ關ハ既ニ廢蹟トナリシ事知ラル、又箱根社傳ニハ、箱根ノ古關ハ檜大門鳥居ノ邊ニアリシヲ、後ニ今ノ地ニ移サレシトナリ、

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年十二月五日、關門ヲ江戶武家小路各所ニ置ク、

今度御上洛御留守中、武家屋敷爲取締所々關門新規御取建に付、番人ハ士分一人、足輕一人、中間一人、辻番組合より差出し、朝正六ッ時より開き、夜ハ五ッ時ゟ〆切可ㇾ申、御用筋、又ハ病人有ㇾ之醫師呼寄、或ハ用辨手間取、時刻後れ、無ㇾ據子細有ㇾ之分ハ、往先場所を尋ね、何時にても潛りより相通し可ㇾ申候、但木戶門開閉の儀ハ、辻番所有ㇾ之場所ハ番人相心得可ㇾ申、自然番所無ㇾ之場所ハ、新規假番所取建可ㇾ申事、

ラザリシト見エタリ、○註略雅經ハ承久三年五十二歳ニシテ薨ゼシ人ナリ、全ク廢蹟トナリシ年暦ハ傳ヘズ、關東御打入ノ後ハ、今ノ處ニ關所ヲ建ラレシナリ、

〔太平記　一〕關所停止事

夫四境七道ノ關所ハ、國ノ大禁ヲ知シメ、時ノ非常ヲ誡メンガ爲也、然ルニ今壟斷ノ利ニ依テ、商賈往來ノ弊、年貢運送ノ煩アリトテ、大津葛葉ノ外ハ悉ク所々ノ新關ヲ止ラル、

〔大乘院寺社雜事記〕長祿三年九月二日、自大閤○藤原教房御返事到來、爲室町殿○足利義政所々關共被破之、神社關一所可被殘之云々、殿下御關同被破之云々、

文明十三年正月十一日、七口關所事、自御臺○足利義尚室又可被立之云々、仍近所之土民共、申合可破由支度之間、不被立之云々、

〔織田軍記　七〕新公方御興陣將軍宣下幷御能附關所停止事

同月○永祿十一年十月廿四日、○中略今日諸國ノ軍兵等各御イトマ被下、皆己ガ國ヘ歸ル、又諸國關所ノ儀、天下旅人ノ煩ナリ、亂世ニテハ加樣ノ事モ被相止、諸人ノ煩ナキ樣ニト、信長樣々執シ申シ上ラレケレバ、今日諸國關所ノ儀一向可停止由、只警要ノ地バカリヲ可相守旨被定ケリ、

〔信長記　二〕關役所停止之事

角テ勢州平均ニ打シタガヘ給ヒシカバ、且政道可取行トテ、宗徒ノ人々ヲ召集メテ仰セケルハ、當國關役所悉ク可停止ト思フハイカニ、往還ノ費ノミナラズ、殊更參宮ノ輩モ過半セリ、萬人ヲ安ンズル事ハ、國家ヲ保ツ者ノ業トスル所也、○中略是ヲ傳聞人々、イカサマ天下ヲ能治メン人ハ、一定信長殿ニテオハスベシト呼カヌ者モナカリケリ、○中略十一月○永祿十二年十日、千種越ニ懸リ急ガセ給フ程ニ、翌日上京有テ、今度於勢州凶徒等悉攻亡シ、萬民撫育ノ功ヲ立、諸關令停止、往還ノ累無キ樣ニ致沙汰ツル趣、被申上ケレバ、義昭公不斜御感有テ、國光ノ御脇指マイラセ給ヒケリ、

淸平、有何疑貳、喪服加甲、非所以枕伏草士攀慕哀號者也、又固絕關津、令人擁滯、頗民害農、無深於此、宜下所司咸以開通、

〔文德實錄九〕天安元年四月庚寅、始置近江國相坂、大石、龍花等三處之關剗、分配國司健兒等鎭守之、唯相坂是古昔之舊關也、時属聖運、相閉門鍵、出入無禁、年代久矣、而今國守正五位下紀朝臣今守、上請加二處關而更始置之也、

〔類聚三代格十八〕太政官符

應相模國足柄坂、上野國碓氷坂、置關勘過事、

右得上野國解偁、此國頃年、强盜蜂起、侵害尤甚、靜尋由緖、皆出僦馬之黨也、何者坂東諸國、富豪之輩、啻以駄運物、其駄之所出、皆緣掠奪、盜山道之駄、以就海道、掠海道之馬、以赴山道、爰依一疋之駑、害百姓之命、遂結群黨、既成凶賊、因當國隣國共以追討、解散之類、赴件等堺、仍碓氷坂本、權置追邏、令加勘過、兼移送相模國、既畢、然而非蒙官符、難可據行、望請官裁、件兩箇處、特置關門、詳勘公驗、慥加勘過者、左大臣宣、奉勅、宜依件令置、唯詳拘奸類、勿妨行旅、

昌泰二年九月十九日

〔吾妻鏡九〕文治五年九月廿七日甲申、二品歷覽安倍賴時本名賴義也衣河遺跡給、郭土空殘、秋草鎖兮數十町、礎石何在、舊苔埋兮百餘年、賴時掠領國郡之昔、點此所構家屋、〇中略八人男女子宅並簇、郎從等屋閭門、〇閭門恐對門誤西界於白河關、爲十餘日行程、東據於外濱乎、又十餘日、當其中央遙開關門、名曰衣關、宛如函谷、左隣高山、右顧長途、南北同連峯嶺、〇下略

〔明日香井集〕あづまのみちにて讀ける歌中に　雅經

足がらの山の關守いにしへはありもやしけんあとだにもなし

〔新編相模國風土記稿二十一足柄上郡〕飛鳥井參議雅經ノ歌ニヨレバ、承元建保ノ頃ハ、定マル關ハア

重郡家、焚屋一間而令煖寒者、是夜半、鈴鹿關司遣使奏言、山部王、石川王、並來歸之、故置關焉、天皇便使路直益人徵、丙戌、○中略益人到之奏曰、所置關者、非山部王石川王、是大津皇子也、便隨益人參來矣、○下略

(帝王編年記天武十)二年七月、始立不破關、不破郡美濃國

(日本書紀天武二十八)元年六月壬午、○中略差發諸軍、急塞不破道、○中略男依○村國連乘驛來奏曰、發美濃師三千人、得塞不破道、

(日本書紀天武二十九)八年十一月、是月、初置關於龍田山、大江山、仍難波築羅城、

(續日本紀孝謙二十)天平寶字元年七月庚戌、勅使又問奈良麻呂、○中略款云、○中略置剗奈羅、爲己大憂、

(續日本紀淳仁二十二)天平寶字三年十月戊申、去天平勝寶五年、遣左大辨從四位上紀朝臣飯麻呂、限伊勢大神宮之界樹標已畢、而伊勢志摩兩國相爭、於是遣尾張判於葦淵、

(出雲風土記飯石郡)通備後國惠宗郡堺荒鹿坂、卅九里二百歩、徑常有剗、通道○通道置出也並通備後國之三次郡三坂八十一里、徑常有剗、波多徑須佐徑志志都美徑以上三徑常無剗、○剗恐志衍但當有政時權置耳、

並通備後國也、

(續日本紀桓武四十)延暦八年七月甲寅、勅伊勢美濃越前等國曰、置關之設、本備非常、今正朔所施、區宇無外、徒設關險、勿用防禦、遂使中外隔絶、既失通利之便、公私往來、每致稽留之苦、無益時務、有切民憂、思革前弊、以適變通、宜其三國之關、一切停廢、所有兵器粮糒、運收於國府、自外館舍、移建於便郡矣、

(日本紀略桓武)延暦十四年八月己卯、廢近江國相坂剗、

(日本後紀平城十三)大同元年三月丙戌、日赤無光、兵庫夜鳴、是夜月蝕之、上謂公卿曰、奄丁諒疚、若寘湯火、今災眚頻見、責深在予、但崇德消災、著在前修、內外群官、勤匡治道、以補不逮、其近仗之甲、壹從脫却、其諸國關津、宜停其守、公卿言、近仗著甲、及固守關津、往古恆制、不唯今日、報曰、大行天皇、聖德弘茂、海內

極ク深キ山ヲ通ル也、

〔源平盛衰記〕二十三平氏清見關下事
平家ハ東路ニ日數ヲ經ツヽ、路次ノ兵召具シテ五萬餘騎ニテ、駿河國淸見ガ關マデ攻下レリ、旅ノ空ノ習ハ、哀ヲ催事多ケレ共、此關コトニ面白シ、實ニ傳聞シヨリモ猶興ヲ催ス、南ト西トヲ見渡セバ、天ト海ト一ニテ、高低眼ヲ迷ハセリ、東ト北トニ行向バ、礒ト山ト境テ、喩難足ヲツマダテタリ、岩根ニ寄ル白浪ハ時サダメナキ花ナレヤ、尾上ニ渡ル靑嵐モ、折シリガホニイト冷、汀ニ遊鷗島群居テ水ニ戲レ、叢ニ住蟲ノ音トリ〴〵心ヲ痛シム、

〔北條分限帳郡村略考〕武州關戶　永五拾貫文
武州多摩郡ノ内玉川涯、古しへ山田の關と云所なり、古しへ鎌倉の驛路なり、府中明神近所、下略

〔新編相模國風土記稿〕二十七足柄下郡箱根御關所宿根○箱ノ東方ニアリ、世々小田原領主ノ預リ警衞スル所ニシテ、寛永譜曰、稻葉丹後守正勝、寛永九年相州小田原ノ城ヲ賜ハリ、八万五千石ヲ領ス、日鈞命ヲ受テ箱根ノ關ヲ守ル、是要地タルニヨリテナリト云々、按ズルニ、此時到テ小田原城主ノ預レル所トナリシナルベシ、此以前ハ御番城、或ハ小諸侯ヲ以テ、官家ノ遽退ナリシナラン、今大久保加賀守忠眞奉リ、家士若干ヲ置テ守ラシム、此地ハ西面ノ要害ニシテ譏察尤嚴ナリ、

〔新編相模國風土記稿〕二十八足柄下郡箱根三社權現社上、關所跡二、一ハ末社護法神ノ社地、其舊跡ナリト云、此關後ニ今ノ仙石原村足柄上郡ノ屬ヘ移サレシト傳フ、一ハ舊跡横大門鳥居ノ邊ナリト、寺傳ニ古ヘ箱根水呑ノ關ト唱ヘシハ是ナルベシト云、此地平常水湧出シテ、イカナル旱魃ニモ枯ルヽ事ナシ、サレド今相豆堺木ノ四、豆州ノ屬ニ水呑ト唱フル所ニ其舊蹟アレバ、此地ト云ハ信用シガタシ、
此關今ノ箱根御關所ニ移サレシト云、

〔日本書紀〕二十八天武元年六月甲申、中略至伊勢鈴鹿、爰國司守三宅連石床、介三輪君子首、及湯沐令田中臣足麻呂、高田首新家等、參遇于鈴鹿郡、則且發五百軍、塞鈴鹿山道、到川曲坂下而日暮也、以皇后疲之、暫留輿而息、然夜曀欲雨、不得淹息而進行、於是寒之雷雨已甚、從駕者衣裳濕、以不堪寒、及到三

〔枕草子六〕せきは

あふさかのせき、すまの關、すゞかのせき、くきだの關、しら川のせき、衣の關、たゞこえのせき、はゞかりのせきとたとしへなくこそおぼゆれ、よこばしりの關、きよみがせき、見るめの關よしなしのせきこそ、いかにおもひ返したるならんと、いとしらまほしけれ、それをなこその關とはいふにやあらん、あふ坂などをまで思ひ返したらば、わびしからんかし、あしがらのせき、

〔八雲御抄五名所〕關中略○ あふさかの關(近江、いはし水、古今、万、範、) 見るめ關 よし〱の關 ふはの(美乃、後撰、)

清正 きの(紀伊、万、) となみの(越中、万、やきたちな關) なこその(陸奧、後拾、) ころもの關 後 あしがら

の(相模、後、) しらかはの(陸奧、後拾、) はゞかりの關 後拾 清みが(駿河、)せき也、(海道、國花、)ふじのす(平貞半) すまの(攝津、播磨、)

(鈴鹿、古今、見、海道、) もじの(豊前、金葉、)(海道、新撰、) またひもの(東國、甲斐、歌、)關 すゞかの(伊勢) くきだの(同、玄氏)か

すみの(東國、武藏、) たゞこえの(清少納言) よこばしりの(同、又在天龍河、記、駿河也、) みるめの關 うるまの(美乃)

ども(關とはなけれ、在陸奧之歌、) いはでの關 いなむやの(出羽、むや〱のさき同名也、) てまの(出雲)

異說、とや〱とりのむや〱の關歟をいふ、せきはすゞかといふ不用也、いはとのせきとよむはそらなり、非關、あくと云は夜のあくる也、

〔出雲風土記神門郡〕通石見國安農郡堺多枳々山、卅三里、(路常有剗、) 通同安農郡川相鄕、卅六里、(徑常不有剗、但當有政時權置耳、)

〔出雲風土記仁多郡〕通伯耆國日野郡堺阿志毘縁山、(緣○緣?) 卅五里一百五十步、(常有剗、) 通備後國惠宗郡堺遊託山、卅七里、(常有剗、) 通同惠宗郡堺比市山、五十三里、(常無剗、但當有政時權置耳、)

〔今昔物語二十七〕近衞舍人於常陸國山中詠歌死語第卅五

今昔〔　〕ノ比〔　〕ノ〔　〕ト云近衞舍人有ケリ、神樂舍人ナドニテ有ルニヤ、歌ヲゾ微妙ク詠ケル、其レガ相撲ノ使ニテ東國ニ下タリケルニ、陸奧國ヨリ常陸ノ國ヘ超ル山ヲバ、燒山ノ關トテ、

橋に橋姫の神を祭るがごとし、東鑑第八に、越の白川關の明神に奉幣と有も、關守神にして、今も關戸明神とて、所々殘りたるも有也、

〔新千載和歌集 戀十三〕題しらず　二條院さぬき

こえて後物思ひけるあふ坂は關もる神やゆるさゞるらん

〔更科日記〕霜月の廿よ日いしやまにまいる、雪うち降つゝみちのほどさへをかしきに、あふ坂の關を見るにも、むかし越えしも多ぞかしと思ひいでらるゝに、そのほどしもいとあらうふいたり、

あふ坂の關の山風吹聲は昔聞しにかはらざりけり、

關寺

關寺のいかめしうつくられたるをみるにもその折あらつくりの御かほばかりみられし折、思ひいでられて、年月の過にけるもいとあはれなり、

所在

〔令義解 五 軍防〕凡置關應守固者、〇中略 其三關者、謂伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等是也、

〔令抄〕三關國　愚謂、伊勢鈴鹿關、美濃不破關、越前愛發關、謂之三關國也、

〔二中歷 六 關路〕三關

勢多　鈴鹿　不破關

今案、勢多 在近江國栗太郡 鈴鹿 在伊勢國鈴鹿郡 不破 在美濃國不破郡 義解令云、三關者、鈴香、不破、愛發也、愛發者在越前國敦賀郡、而今以勢多爲關者、

〔拾芥抄 下本 三關〕三關

勢多 在近江國栗太郡 鈴鹿 在伊勢國鈴鹿郡 不破 在美濃國不破郡

〔名目抄 公事〕三關 會坂、鈴鹿、不破、固關之時、此三關也、

〔增補下學集 上一 天地〕文司關　奈古曾關　不破關 信州　徒越關 在枕草紙　霞關 武藏　刈萱關 筑前

關明神

遠見番所一　箱根、箱根御關所山上ニアリ、ノ是モ加賀守忠眞進退ス、

時鐘所　小田原町ノ東屋背ニアリ、鐘ハ寛保三年七月新鑄スル所ナリ、小田原領主ノ置所ニテ、

(新編相模國風土記稿二十七足柄下郡)箱根御關所〇中略

關門開閉ノ爲、時ヲ報ズル所ナリ、

(源平盛衰記十四)三井寺僉議附淨見原天皇事

宮名乘ヲ避マントオボシテ、丸ハ淨見原ノ宮也、深ク汝ヲ憑ト宣ヘバ、長者畏テ甕ニ取奉テ隱シ置奉ル、年月ヲ經テ、王子二三人出キ給ヘリ、其後長者東夷ヲ催テ、白鳳元年壬午、始テ不破關ヲ置テ、美濃國ニテ軍構シ給ヘリ、〇中略宮都ニ上給ヒ御位給ニケリ、天武天皇トハ是也、淨見原天皇共申、天皇崩御ノ後、關ノ長者ノ恩ヲ思召ケルニヤ、神ト被祝給ヘリ、關明神ト申ハ是也、關所ノ殿原ト云ハ、彼長者ノ女ニ儲給ヘル末葉也、

(吾妻鏡九)文治五年七月廿九日丁亥、越白河關給、關明神御奉幣、此間召景季、當時初秋也、能因法師古風不思出歟之由被仰出、景季扣馬詠一首、

秋風ニ草木ノ露ヲ拂セテ君ガ越レバ關守モ無シ

(長明無名抄)一會坂に關の明神と申は、昔の蟬丸なり、かのわらやの跡を失はずして、そこに神となりてすみ給なるべし、いまもうち過るたよりにみれば、昔深草のみかどの御使にて、和琴ならひに良峯宗貞良少將とて、かよはれけんほどの事までも、おもかげにうかびて、いみじくこそ侍れ、

(伊勢參宮名所圖會一)關守神〇中略

今山〇逢坂山上に蟬丸宮二座東西にあり、〇中略これを關守神といふ、蟬丸と名付しは近來の所爲なるべし、尤上下に有し事は、秀吉連歌の績書に見へたり、昔關所ごとに神祠を置り、市に市姫の神、

〔十六夜日記〕不破の關やのいたびさしは、いまもかはらざりけり、

ひまおほきふはの關屋はこの程の時雨も月もいかにもるらん

〔底倉之記〕元中四年二月、伊達信夫南部下山田村庄司岩城刑部大輔忠門、相馬下野守以下、靈山ニ會合シテ、著到ノ勢二万七千餘騎、義隆貞方兩大將トシテ白河ヘ發向ス、親朝是ヲ聞、今度ハ宮方目ニアマル大軍ナレバ、平場ノ掛合ハカナフマジ、難所ニ引籠リ討出フセグベシト、白河ノ關ヲサシ固メ、渡リ、櫓、高矢倉、三十餘ケ所ニカキナラベ、強弓ノ精兵ヲスグリ上セ置キ、塀ウラニ大木大石ヲツミタクワヘ、用心嚴シク待カケタリ、味方ノ勢ハ三月一日白河近ク寄、〇中略關近クナリケル時、木戸ヲ押開キ、眞先ニ結城ノ一族佐原備前守ト名乘テ、〇中略大勢ノ中ヘ打テ入〇下略

〔小島のくちずさみ〕不破の關屋はむかしだにあれにければ、かたのやうなる板びさし、竹のあみど、ばかりぞのこりける、げにあき風もたまるまじうみえたり、

昔だにあれにしふはの關なれば今はさながら名のみ成けり

〔覽富士記〕不破の關すぎ侍りしに、もるとしもなきのとぼそ昔のみふかくて、中々見どころ有、

戸ざしをばいく世忘れてかくばかりこけのみとづるふはの關やぞ

將軍普廣院義教

〔美濃明細記十〕永享四年富士見に下向の時に、餞に關屋をふきかへければ、

ふきかへて月こそもらね板びさしとくすみあらせ不破の關守

〔伊勢參宮名所圖會二〕關（今驛宿の名とはなりたれども、いにしへ鈴鹿の關と云は此所なり、）關屋の事、關の驛西の入口より二三町東を中木戸町といふ、此所人家の間に細き小路を南へ通る所、昔の關屋の跡なるよしいひ傳ふ、

〔新編相模國風土記稿二十二足柄下郡〕關所二　箱根、（箱根宿箱根ノ關）根府川、（根府川村ノ關）幷大久保加賀守忠眞預レリ、〇中略

書ニ可仕樣ニ持成ケレバ、人皆此人コソ一ノ人也ケレト思テ、下衆共モ數付ニケリ、然テ守國ヘ具シテ下ルニ、京出ヨリ始テ、此人ヨリ外ニ物云ヒ不合ケレバ、道ノ程從者多ク被仕テ媚メクモ理也、然レバ肩ヲ並ブル人无クテ下ル程ニ、既ニ國ニ下着ヌ、其ニ古ハ白河ノ關ト云所ニテ、守ノ其國ヲ入ニ供ノ人ヲ皆立テ、次第ニ關ヲ入テ、入レ畢テ後ニゾ木戸ヲ閉ケル、然レバ此守共ノ書立ヲ、目代ニ預ケテ守ハ入ヌレバ、此樣ノ事ノ沙汰モ我ニゾ行ハセンズラムト思ケルニ、然モ无テ異人ノ沙汰ニテ、國ノ者共並ビ立テ、何主ノ人入レ、彼主ノ人入レト呼テ、主從者次第ニ入ルニ、先我ヲ呼立ンズラムト聞ニ、四五人マデ不呼上ケレバ、吾ヲ尻簿ニ入ンズルナメリト思テ、從者共引將テ待立ル程ニ、皆人入畢テ後、我入ンズラムト思フニ、木戸ヲ急ト閉テ棄テ入ザレバ、奇異ク云甲斐无テ返ランズルニモ、關ニ立テ秋風吹際ニ成ニタリ、皆无タトモ國ニ暫モ可有ニハ非ズ、出ニタリ、

〔更科日記〕曉より足柄山をこゆ、○中略からうじて越はて、關山にとゞまりぬ、是よりは駿河なり、よこばしりの關のかたはらに、いはつぼといふところ有、○中略清見が關はかたつかたは海なるに、關屋どもあまたありて、海までくぎぬきしたり、けぶりあふにやあらん、清見が關の波もたかくなりぬべし、○中略美濃の國なる○中略不破の關、あつみの山などこえて、近江の國おきながといふ人の家にやどりて、四五日あり、○中略たはすの二日京にいる、○中略關ちかく成りて山つらにかりそめなるきりかけといふものしたるかみより、丈六のほとけのいまゝであらづくりにおはするが、かほばかりみやられたり、○中略こゝらの國々を過ぎぬるに、駿河の清見が關と、相坂のせきとばかりはなかりけり、

〔堀河院御時百首和歌雜〕關　隆源

もる人もまたたえなくに川口の關のくぎぬきはや朽にけり

(源氏物語十六關屋)伊豫のすけといひしは、こ院かくれさせ給て又のとし、ひたちになりてくだりしかば、かのはゝきゞもいざなはれにけり、○中略又のとしの秋ぞ、ひたちはのぼりける、關いる日しも、この殿○源氏君石山に御願はたしにまうで給けり、京よりかのきのかみなどいひしこどもむかへにきたる人々、この殿かくまうで給べしとつげゝれば、みちのほどさはがしかりなんものぞとて、まだあかつきよりいそぎけるを、女車おほく所せうゆるぎくるに日たけぬ、うちいでのはまくるほどに、殿はあはだ山こえ給ぬとて、御せんの人々みちもさりあへずきこみぬれば、せき山にみなおりゐて、こゝかしこの杉のしたに、車どもかきおろし、木がくれにゐかしこまりてすぐし奉る、○中略九月つごもりなれば、紅葉の色々こきまぜ、霜がれの草むら／＼をかしうみえわたるに、せきやよりざとはづれ出たる旅すがた共の、色々のあをのつき／＼しきぬひ物、くゝりぞめのさまもさるかたにをかしうみゆ、御車はすだれおろし給て、かのむかしのこ君、いまは右衛門のすけなるをめしよせて、けふの御關むかへはえ思ひすて給はじなどの給、御こゝろのうちいとあわれにおぼし出ることおほかれど、おほぞうにてかひなし、女も人しれずむかしのことわすれねば、とり返してものあはれなり、

ゆくとくとせきとめがたきなみだをやたえぬし水と人はみるらん、えしり給はじかしとおもふに、いとかひなし、

(今昔物語二十六)付陸奥守人見付金得富語第十四

今昔、陸奥ノ守□ト云人有ケリ、亦其時ニ□ト云者有ケリ、互ニ若カリケル時ニ、守心ヨリ外ニ煩ル妬シト思ヒ置タル事ノ有ケルヲ、不知シテ□守ニ付タリケルヲ、守艶ス饗應シケレバ、喜ト思テ有ケルニ、陸奥ノ國ニハ厩ノ別當ヲ以テ一願ニ爲ニゾ、京ニシテハ然様ノ事共ヲモ未ダ定メ子ドモ、自然ラ出來ケル馬ノ事共ヲバ、此人ニ沙汰セサセナドシテ、厩ノ別

初見

〔後撰和歌集十九離別〕おなじ家にひさしう侍りける女の、美濃國におやの侍ける、とぶらひにまかりけるに、　藤原きよたゞ

今はとて立かへりゆくふるさとのふはのせきぢにみやこわするな

〔新撰姓氏錄右京皇別〕和氣朝臣

神功皇后、征伐新羅、凱旋歸、明年、車駕還都、于時忍熊別皇子等、竊構逆謀、於明石堺備兵待之、皇后遣弟彦王於針間吉備堺、造關防之、所謂和氣關是也、○下略

○按ズルニ、是レ關ノ史書ニ見エタル初ナリ、

〔和漢三才圖會六十五陸奧〕白川關　在白川郡城下

地名鈔、耕川赤川、兩山狹間也、孝德天皇朝所立、是諸國關之最初也、

○按ズルニ、享祿本類聚三代格ニ載スル所ノ承和二年十二月ノ官符ニ、應准長門國關勘過白河菊多兩剗事ト題シテ、其文ニ、右得陸奧國解偁、檢舊記、置剗以來、于今四百餘歲矣ト見エタリ、今之ヲ逆算スルニ、凡ソ允恭天皇ノ朝ニ當レリ、果シテ此ノ如クナラバ、三才圖會ノ說ク所、恐クハ誤アルベシ、

關屋

〔運步色葉集〕關屋 關氏之名

〔類聚名物考地理五〕關屋　せきや

關所有る所のその屋かたをいふ、下總國に關宿といふ所有り、是もせきやどりの所なるべし、源氏物語に關屋の卷あり、

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年六月辛酉、伊勢國言、今月十六日己酉巳時、鈴鹿關西內城、大鼓一鳴、

天應元年三月乙酉、伊勢國言、今月十六日午時、鈴鹿關西中城門大鼓、自鳴三聲、　五月甲戌、伊勢國言、鈴鹿關城門、幷守屋四間、始十四日、至十五日、自響不止、其聲如以木衝之、

〔倭訓栞前編十三〕せき　關をよめり、倭名鈔にせきと、よめり、關門の義也、眞名伊勢物語に塞もよめり、人を防き留むるの義、剗も訓同じ、伊呂波字類抄に見ゆ、日本紀略に相坂剗と書せり、史記に、蜀剗道、正字通に剗俗作棧といふ是也、〇中略諸國關多しといへども、專ら關といふは、相坂を指といへり、關所は關寺のあたりといふ、〇下略

〔類聚名物考地理五〕關戸　せきのと　關扉

關のとざしとも、關のとぼそともいへり、連歌の家には、關の岩かどをも、門と角との兩意有るよしに定めたり、

〔伊勢參宮名所圖會一〕逢坂關舊跡（中略）昔の關はかならず國境に置て、是を關戸關津といへり、

〔源公忠朝臣集〕近江守にてくだるに、貫之が許よりおこせたりける歌ふたつ、かへし、

關の戸ぞおどろかれける君がため心とゞめぬ時のなければ

〔續千載和歌集秋四〕關月を　權中納言爲藤

秋の夜は關の戸ざしもゆるさなむ行とまるべき月の影かは

〔類聚名物考地理五〕關山　せきやま　非名所

關門の有る所のほとりの往來の道を、いづかたにてもいふなり、相坂にも足柄にもよめるにて知るべし、關路せきの戸など云ふ、みなこの類ひなり、

〔馬内侍集〕返しはせでたばし有て、いし山へまうづときゝて、

逢坂のせき山こゆるけふさへやなをやなみだの盡せざるらん

〔類聚名物考地理五〕關路　せきぢ　せきみち、

冷泉爲久卿、古本の假名せきのみちなり、當時はせきじといふと、の給ひつれども、後撰集に、不破のせきじと訓り、

市川ノ七關ヲ嚴ニシテ、以テ江戸ノ守衞ニ當テタリ、元祿ノ頃奉行ヲ廢シテ、所在ノ領主ヲシテ之ヲ預ラシム、領主ハ更ニ與力同心、又ハ番頭、常番、足輕、中間等ヲ遣リテ、之ヲ守ラシメタリ、此時ニ當リテ古ノ通所ハ既ニ其名ヲ失ヒ、新ニ通手形ノ稱起レリ、

通手形トハ、關所通行人ノ身分容體所用物品等ヲ明記シ、之ニ身元引請人、又ハ主人頭支配等ノ直判ヲ押セル證文ニシテ、大抵二箇月ヲ以テ通用期限トシ、之ヲ過レバ必ズ勘定所ヲ經テ、留守居ノ添狀ヲ請ハシメタリ、武器ノ運搬、婦女ノ通行ハ殊ニ嚴察スル所ニシテ、鐵砲、弓、長柄等、領主行列ニ用キルモノヽ外ハ、必ズ老中(稀ニハ留守居ノ裏印ヲ用キルコトアリ)ノ裏書ヲ請ハシメ、女手形ニハ留守居ノ證文ヲ添ヘ、且ツ檢關ノ女ヲシテ子細ニ其容貌ヲ査嚴セシメタリ、是故ニ若シ私ニ關ヲ通行スルモノアレバ、縛シテ之ヲ主殺、親殺、師匠殺ノ三罪ニ準ジ、以テ磔刑ニ處セリ、慶應三年大ニ改革ヲ行ヒ、從來ノ制ヲ弛メテ印鑑引合ヲ廢シ、鐵砲手形女手形ト雖モ、別ニ裏書ヲ要セザルコトヽナリシガ、明治維新ノ初ニ悉ク天下ノ諸關ヲ除キ、今ハ全ク其跡ヲ止メザルニ至レリ、

〔倭名類聚抄 十居處〕關　蔡邕月令章句云、關(古還反、字亦作𨵝、日本紀私記云、關門也、世岐度、)在境所以察出入也、

〔類聚名義抄 七門〕關(音官セキ)　𨵝(二正)　関(俗)　開(俗又弁飯二音、門構、)　關門(セキト)　一

〔伊呂波字類抄 世地儀〕關(セキ、俗作𨵝、亦作閞、天武天皇八年己卯十一月、始置關、閞門之由見弘仁格、說文云、以木横持門戸也、)　剗(セキ)

〔運歩色葉集 勢〕關所　關戸　關鎻　塞　關

〔書言字考節用集 二乾坤〕關(月令章句、關在境、所以察出入也、韻會、要會也、又城塞門也、)

○按ズルニ、職員令大國守ノ條、關剗ノ義解ニ、關者檢判之處、剗者塹柵之所トアリ、

〔東雅 三地輿〕關セキ　セキとは塞也、トとは所也、要路を塞て非常に備るをいふ、孝德天皇大寶二年、初て關塞、斥候、防人を置れしと見えしは、是等の事の始なり、〇下略

却スト云フ、後ニハ其儀ヲ行フニ止マリテ、使ノ下向スルコトモ久シク絶エシガ、後堀河天皇ノ頃トナリテハ、其儀ヲモ併セテ行ハザルコトアリテ、漸ク弛廢スルニ至レリ、當時關ヲ通行セントスルモノハ、皆本司本貫ヲ經テ過所ヲ請ハシム、

過所トハ、關所通行ノ免狀ニシテ、後ノ謂ユル關切手ナリ凡ソ三十日ヲ以テ一限ト爲シ、限ヲ過レバ復ビ之ヲ請ハシメタリ、人ノ名ヲ冒シテ、過所ヲ請ヒテ關ヲ度ルヲ冒度トシ、過所ヲ請ハズシテ度ルヲ私度トシ、關門ニ由ラザルヲ越度トス、皆律ノ禁ズル所ナリ、後世過所ヲ過書ト書スルハ、蓋シ字音ノ相同ジキガ故ニ誤レルナルベシ、源頼朝府ヲ鎌倉ニ建ツルニ及テ、關ヲ通行セントスルモノハ、僧侶山伏ノ外、必ズ關手ヲ出サシメタリ、

關手ハ、一ニ之ヲ山手ト云フ、テハ價直(アタヒ)ノ義ニシテ、萬葉集ノ加利氏ノ氏、今日ノ言ノ酒手ノ手ノ如シ、故ニ又稱シテ關錢、關賃ナドモイヘリ、初ハ關吏ノ糧食ニ當ツルガ爲ニ之ヲ徵セシト雖モ、旅人ノ困難トナルヲ以テ、建保ノ頃之ヲ廢シテ、別ニ料田ヲ置キ、其代トナサシム、然レドモ猶ホ商賈往來ノ苦ヲ致シ、年貢運送ノ煩ヲナスヲ以テ、後醍醐天皇即位ノ始、大津葛葉ノ二關ヲ除ク外、悉ク諸國ノ新關ヲ廢セラル、足利氏ノ末葉ニ至リテハ、爭亂相繼ギ、國用漸ク足ラズ、爲ニ復タ新ニ關ヲ設テ關錢ヲ取リ、之ヲ以テ或ハ社寺ノ營繕料トナシ、或ハ內裏ノ修理料トナスモノアルニ至レリ、加之當時又別ニ關役ト稱シテ、關吏ヲシテ公用ヲ務メシメ、關錢ノ幾分ヲ納メシムルコトアリシガ、動モスレバ之ヲ通行ノ船舶ニ課シ、役錢ヲ合セテ責メ取ルコトナド起リテ、其弊ノ臻ル所、甚シクナレリ、織田氏大ニ茲ニ鑑ミ、天下漸ク定ルニ及テ、已ムヲ得ザルモノヽ外、盡ク諸國ノ關ヲ除キ、以テ豐臣氏ノ時ニ至ル、德川氏豐臣氏ノ後ヲ承テ、天下ニ令スルニ及テ、新ニ制ヲ立テ、諸國緊要ノ地ニハ必ズ關ヲ設ケ、奉行ヲ置テ之ヲ司ラシメ、特ニ相模ノ箱根、浦賀、武藏ノ小佛、栗橋、上野ノ碓氷、下總ノ松戶、

古事類苑

地部四十二

關

關トハ國境、若シクハ要害ノ地ニシテ、出入與ニ之ニ由ラザル可ラザル道路ニ設置シ、往來ノ人ヲ譏察シテ、以テ不虞ヲ警戒スル門ナリ、是ヲセキト云フハ、塞キ止ムル義ニテ、又セキトト稱ス、トハ門ノ意ナリ、抑、關ノ濫觴ハ未ダ詳ナラズト雖モ、神功皇后攝政ノ時、針間ト吉備トノ界ニ、和氣關ヲ置キタルコトノ新撰姓氏錄ニアルハ、蓋シ史籍ニ見エタル始ナルベシ、大化改新ノ時、始テ關塞ヲ立テ、凡ソ諸國ノ關塞ニハ必ズ鈴契ヲ給シ、國司ヲシテ之ヲ掌ラシム、大寶ノ令成ルニ及テハ、其制漸ク備ハリ、伊勢ノ鈴鹿、美濃ノ不破、越前ノ愛發〈後近江ノ勢多ニ代ヘ、復タ逢坂ニ改ム〉ヲ以テ三關ト稱シ、武器ヲ備ヘ兵士ヲ配シ、以テ京師ノ守衛ニ備ヘタリ、桓武天皇ノ朝、中外隔絶シ、公私ノ往來稽留ヲ致スノ故ヲ以テ、一旦並ニ之ヲ停廢セシガ、後久シカラズシテ舊ニ復シヌ、此三關ハ天下事アレバ必ズ先ヅ之ヲ鎖サシム、之ヲ固關ト云フ、

固關トハ、天皇ノ讓位崩御、若シクハ上皇皇后ノ崩御、攝政關白ノ薨去等、凡テ非常ノ事有ルニ臨テ、不時ニ行フモノニシテ、固關使ヲシテ、木契及ビ勅官ノ二符ヲ携ヘシメ、馬ニ騎リ鈴ヲ振リテ赴カシムル儀アリ、固關數日ニシテ、再ビ使ヲ發シテ關ヲ開カシム、之ヲ開關ト云フ、

開關ノ儀ハ、大概固關ノ時ニ同ジ、開關使歸リ來レバ契ヲ御所ニ納レ、或ハ局ニ就テ之ヲ破

ベシ、西風ニ覆溺ノ虞アリ、然ルニ越前敦賀及ビ長崎、大坂等ヘ通ズルコト便ニシテ、仙臺、南部、津輕等ノ及ブ所ニ非ズト、

(北海道志七港)後志國

小樽港　小樽郡ニ在リ、北緯四十三度十一分三十五秒、東經百四十一度五十五秒、東西十五町、南北十町、深三十六尺、港口東北ニ向フ、舊名手宮灣、明治五年六月改稱ス、但小樽ハ港ノ總稱ニシテ、手宮灣ハ其西北端ニ在リ、小樽ヲ距ルコト一里餘、

ス、故ニ八風虞ナシ、昔貞享、元祿ノ間ヨリ、此港ノ松前、江差ニ勝ルヲ知リ、海船漸ク輻湊シ、又漁利多ヲ以テ龜田ノ民居ヲ此ニ移シ、又他邦ヨリ來ル者アリテ、遂ニ繁華ノ地トナレリ、然ルニ此港南部佐井トノ間ニ亦急潮アリテ北ニ瀉グ、和船ハ横絶尤難シ、寛政以來漸ク航路ヲ辨知シ、多ク此ヲ渡ル、但秋冬ハ風濤壯猛、故ニ松前ニ渡ルト云、

松前港

〔北海道志二國郡〕渡島國、○中略蓋聞ク、此地松前、江差、函館ヲ三港ト稱ス、而テ松前ハ昔時ノ首府ニシテ人烟稠密、西十八里ニ江差アリ、地狹ク俗樸ナリ、民吏ヲ畏レ敢テ法ヲ犯サズ、山ニ盜賊ナク、市ニ乞丐ナシ、倉庫ヲ山ニ造リ、監守ヲ置カズ、其風俗ノ美、松前地方ノ及ブ能ハザル所ナリト、唯其風氣日ニ開ルニ至テ、其俗或ハ古謂フ所ノ如クナラザルヲ知ンヤ、松前ノ東二十五里ニ函館アリ、山圍ミ水深ク、泊船風波ノ患ナシ、此三港ヤ、三陸、二羽、加賀、能登、越後、佐渡、大坂、肥前等海船輻湊、大賈富商有無交通、各北地ノ一都會トス、故ニ其民多ク奢侈ヲ好ミ遊宴ニ耽リ、小利ヲ規セズ、生計ニ疎ナリト、此其習慣然ラシムル所ナリ、幕府再ビ奉行ヲ箱館ニ置クニ及テヤ、五稜郭ヲ建テ、砲臺ヲ築キ、守備ヲ嚴ニシ、開港互市ノ所ト爲ス、今ヤ歐米諸洲ノ船舶日夜入口、貨物麕至シ、○中略其繁盛獨三港ノ第一ニ居ルノミナラズ、我邦ノ都會亦指ヲ此ニ屈スベシ、

〔北海道志七海〕渡島國

福山港　一ニ松前港ト云、松前郡ニ在リ、北緯四十一度廿五分四十一秒、東經百四十度八分三十二秒、東西二十九町十間、南北十五町十八町四尺、深八十七尺、港口北東ニ向フ、此港寒氣峻烈、海風強暴、泊船ニ便ナラズ、

江指港

〔北海道志七海〕渡島國

江差港　檜山郡ニ在リ、北緯四十一度五十二分十秒、東經百四十度八分三十秒、東西二十町十一間四尺、南北十三町三十六間四尺、深四十七尺、港口南西ニ向フ、此港ハ鷗島ニ傍フテ舟ヲ泊ス

ヲ、當所ハ舶戸商賈多クシテ、人煙繁茂セリ、且支那及朝鮮等ノ漂船近地ニ來着セシ時ハ、此湊ニ引入レ、後長崎ニ護送ス、此地海門ノ要衝ナルガ故ニ、往古島津久豐命ジテ、城下ヨリ鎌田清只兒玉某ヲ此地ニ移シ、非常ニ備ヘシトイフ、

〔西遊雜記 四〕山川の津は、海深く舟入も能湊にて、町も大概にて、風景も有所也、土人云、むかしは此浦より大守船に乘らせられ、日向洋を渡り、伊與地に沿ふて御參勤ありし事也しに、日向灘に至てあしき海上にて、いつの御代にや危き事有し故に、今は其沙汰なし、然共御館船藏御覽の通といひき、いかにも能き御旅館あり、又云、此浦よりぬり舟の飛船に、艫も十挺もたて、眞一文字に南海を押切りて、伊豆の下田浦へ渡海すれば、十日のうちには必着せる事にて、日和さへあしからねば五六日に至るといへり、信じがたき事ながら、さもある事にや、經過の舟路は遠からぬやふにも思はるゝ也、

〔東遊雜記 十六〕龜田は大概の町にして、此所ゟ箱館へは圖略のごとく三十丁計の所にて、近しといへども、御遠見所にあらざれば至らず、有川の海濱より見るに、賣船數多入津して、白壁なども見へて、よき所とおもひしゆへ、案內のもの其外の人々にも委しく尋問しに、市中は家千軒餘、松前より東の方の產物は、みな〳〵此所へ出るゆへに、諸州の商船多く入津して交易するゆへ、賣女杯もあまたにて、大きに繁昌せる所なりと言へり、中略松前の御城下を第一として、西の方にて江指浦、東の方にては箱館とて、松前の三ケの津と稱す、何れも聞しに違ひて甚よき所なり、

〔北海道志 七 海〕渡島國

函館港　龜田郡ニ在リ、北緯四十一度四十六分十秒、東經百四十度四十四分三十八秒、東西一里二十町五十八間、南北一里二十四町三十三間、深凡八十九尺、港口西南ニ向フ、安政六年六月、開港シテ互市場ト爲ス、地勢海ニ斗入スルコト凡三十町、臺頭ニ山アリ、屈曲シテ巴字形ヲ爲

山川港

坊津港(バウノツ) 往古唐湊トイヘリ、方角集ニ即チ唐湊トアリ、武備志登壇必究、幷ニ坊津ニ作ル、海東諸國記房津ニ作ル、偖坊ノ津ノ名ハ、當郷一乗院往古大寺ニテ、上ノ坊、中ノ坊、下ノ坊等ト數坊アリシガ、遂ニ地名トハナリシナリ、抑此ノ湊ハ、皇國三津ノ一ツニテ、(筑前博多津、伊勢安濃津、薩摩坊津、)武備志ニ津要有三津、皆商船所聚、通海之口也、西海道有坊津、(薩摩州所屬)惟坊津爲總路云々トアリ、當津ハ皇國西海ノ邊隆ニシテ絶域ニ對望ス、因テ昔時支那西洋ノ通商、互市スル者、此ノ津ニ輻輳テ自由ヲ得タリ、因テ唐湊ト號ク、當時此ノ所ハ市店櫛ヲ連チ、樓屋甍ヲ並ベ、人煙富庶ナリシヲ、慶長年中、肥前國長崎ノ湊ヲ以テ、諸蕃來朝ノ湊ト定リシヨリ、自然ト繁華地ヲ拂ヒテ、遂ニ一漁村トナリニタリ、然レド良港ナレバ旅船數艘碇泊常ニ絶エズ、且漁獵餘多ナレバ、自然ニ其潤澤アリテ、豪富ナルモ少カラズ、偖此ノ地層岡疊山三面ニ環リ、其内ニ海灣アリテ、湊口西ニ向ヒタルヲ東ニ入ル、更ニ南ニ轉ル、湊口ノ濶キ三町四十間、湊ノ奥マデ十二町餘、周廻三十餘町、深サ三十六尋ヨリ四十餘尋ニテ、高岳三方ニ圍リ、只西ノ一方ノミ大瀛ニ接スレド、猶湊口ノ左右ヨリ、其ノ觜、奥ノ碕、ナドイヘル、山岳餘多海中ニ遠ク突出シテ、其嘴喰違タレバ、イカナル大風トイヘドモ更ニ難アル事ナシ、又良港ナルノミナラズ、四面怪嵓奇石連リ、其風景ノ奇絶ナル、唐畫ノ山水ニ似タリ、

○按ズルニ、唐港ノ事ハ、津篇坊津條ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔地理纂考(十四給黎郡)〕山川港 山川鳴川ノ兩村ニ亘レリ、天然ノ海灣ニシテ、其周廻凡一里、港口東ニ射シ、濶凡八町、港底深數十尋ナリ、港ノ形狀瓢ニ似タリ、港ノ口瓢ノ頭ニテ、港内ハ其腹ノ如シ、又鶴ノ兩翼ヲ伸タル形チニ似タリトテ、里人ハ鶴ノ港トモ稱ヘリ、此湊ニ泊繫スル大小船、如何ナル大風トイヘドモ更ニ難アル事ナシ、殊ニ薩摩大隅二國ノ間ノ海水、南ヨリ北ニ入ル事數十里ノ裏海ナルニ、此湊其海口ニアリテ、舟船ノ出入停泊便リヨシ、故ニ琉球諸島、及四方ニ往來スル大船巨舶、風候ヲ待ノ所トス、固ヨリ當縣ノ舟舶ハ言モ更ナリ、四方ノ商船賈舶常ニ輻湊スルヲ以

日向國 縣河港 細島港

薩摩國 唐港

元和四午年八月　右五人衆 五巻四 之談

松浦肥前守殿

長谷川左兵衛殿

追而唐船之儀ハ、何方江着候共、船主次第於其所可賣買旨被仰出候、

〔日向經緯略記〕日向州〇中略西ヨリ流レ來ルヲ阿加河ト云ヒ、東ヨリ來ルヲ小出河ト云フ、此二ツノ河南ニ流レテ、八戸村ノ西邊ニ來テ、合シテ一河トナリ、南流シテ粟野名村ト河島村ノ間ヲ流レテ、遂ニ此ノ灣內ニ注グ、此ヲ以テノ故ニ、此海灣ハ頗ル運送便利ノ港ナリ、此ヲ縣河ノ港ト名ク、亦東海港トモ云フ、又此ノ縣河港ノ南ミ五里許ニシテ、細島ト云フ處アリ、此處モ又一箇ノ海灣ニシテ、天然ニ成レル海港ナリ、凡ソ此ノ隣國ニ、細島ヨリ便要ナル港ハアルコトナシ、故ニ日向一國ノ諸侯、關東ヘ交代ノ砌リハ、上ルモ下ルモ皆此ノ處ヨリ船ヲ出入ス、飫肥ノ伊東侯ナドハ、自國ニモ港ハ數ケ處アレドモ、此處マデ四日路來リテ船ニ駕ルコト常例ナリ、是ノミニテモ此ノ處ノ便要ナルヲ知ルベシ、故ニ此ノ細島ハ、諸國ノ海船輻湊シ、日州第一ノ都會ナリ、

〔麑藩名勝考 一〕唐湊 即坊津、方角集、〇中略

凡港口の廣三町四十間餘、直に西に向ひ、東に入て、更に南に曲り、下濱深浦の曲に至り、凡十有二町、其中に突出する嶌を鶴嘴と云、大坊より港中に出る事二町餘、森々たる樹間に朱の玉墻あり、素箋鳥尊を祀て祇園宮と稱す、此港の山形鶴の翔るに依稀するをもて、舞鶴の浦とも、嘴の浦とも云、因て其長く南出るもの御鶴崎とは稱る也、又鶴嘴の東灣は下濱、南灣をば大坊と云、凡港中海の深サ四十有餘尋より三十六尋に至る、故に口狹くして入遠く、底深して中廣し、回岸連り抱き唯西一方を欠く耳、大灑に接すといへども、別に一の瀦海となる、〇下略

〔地理纂考 十一 薩摩〕川邊郡坊津村

御朱印　元和二年八月廿日

〔德川禁令考 六十二 貿易九〕元和三巳年八月十六日

阿蘭陀人江御朱印幷松浦肥前守江奉書 原註、阿蘭陀人ニ再御朱印被下賜文、松浦肥前守江御奉書被成下之、台德院樣御朱印之寫

阿蘭陀商船到本邦渡海之節、縱遭風波之難、雖令著岸、日本國裏執地聊以不可有相違也、

元和三年八月十六日

ケンレイカホロワル

奉書之寫

尙以京都堺商人も、其他へ可罷下候間、相對商賣致候樣尤候、

急度申入候、阿蘭陀船於平戶前々之如くかぴたん次第ニ商致候樣ニ可被成候、不及申候得共、伴天連之法ひろめざる樣ニ可被仰付候、恐惶謹言、

八月廿三日

土井大炊頭

安藤對馬守

板倉伊賀守

本多上野介

松浦肥前守殿

人々御中

元和四午年八月

黑船いぎりす船之儀ニ付奉書

急度令啓候、仍黑船いぎりす船之儀、於長崎平戶令商賣之旨、至于諸國諸湊被仰出罷上候、寄事於商賣密々にも不可弘其法樣可申付旨上意候、恐々、

平戶港

七艘、又は十艘來らぬ年はなかりし、此故に漸く人の住家も數そひ、町も多く成て、今の榮へとはなりしなり、○下略

〔長崎港草三〕紅毛來長崎　黑船御禁止トナリテ、此津ノ民世渡リスベキ生業ナキコトヲ憐ミ玉ヒ、多年平戶ヘ來リシ紅毛商船、此港ニ亞ラシムベキ旨、江府ヨリノ命アリテ、寛永十八年巳ノ年ヨリ、長崎ノ港ヘ入來レル事トナリヌ、元ヨリ町家ノ住居ハ狹ハシケレバ、蠻夷ノ爲ニ建置タル出島ノ空タルニ籠メ置レケル、夫ヨリ以來渡海每年絕ルコトナシ、サテ又平戶ヘ紅毛ノ來レル始ハ、慶長十三年ニテ、寛永十八年マデ凡三十餘年ノ間ナリシ、○下略

〔本朝世事談綺五雜事〕長崎港
異國の商船、上古は筑前の博多に着、二百年以來は、周防或は豐後の府、薩摩の防津、肥前の平戶につきたり、元龜年中、肥前の長崎一ケ所に極る也、始は深江の湊といひし也、大坂より海上凡百四十八里、

〔諸國湊附〕肥前
一同國長崎津湊、口之廣サ貳町計、沖に島有、○中略大船何程も懸る、沖之掛り場吉、間之內、しけに不構、○下略

〔德川禁令考六十二貿易丸龜〕元和二辰年八月廿日

伊祇利須船頭諸御法度

條々

一自伊祇利須到日本商船、於平戶口賣買、他所不許之、縱雖遭風濤之難到本邦之地、不可有異儀幷諸役免除之事、○中略

右可相守此旨者也

約束イタシ、則元龜二年ニ町割ヲナシ、國々所々ヨリ集候モノ同國一所ニ置其國ノ名ヲツケ豐後町、大村町、平戸町、五島町ナド・名ヅケ、町ノ頭人定、今ノ町年寄ノ先祖是也、

〔長崎港草自序〕夫長崎舊名深江浦、其爲地也、在極西偏陬、而民僅耕山田漁海濱、以爲生計、爾元弘三年長崎勘解由左衛門、辟兵亂而來、僭領此地、其十二世裔甚左衛門額純之時、因氏更名長崎焉、而永祿元年明船來、舟最鉅大、多載貨財、以求交易、事以聞于京、將軍源義輝卿、命小島備前守、監其事、小島氏振威無憚、於是乎長崎氏狽之、夜襲殺之、奔于筑後、當斯之時、長崎無邑主、元龜元年蕃舶初來、斯定交易場、同二年有馬修理大輔、大村理專、與長崎之邑長等議、建六街以便交易、然後蕃舶歲來、四方商賈群集、日作廛鋪、爲廿三街、聿開繁華之區、於是蕃人邪徒自建寺觀居之、敎以左道熒惑、以長崎爲己之有、而天正十五年太閤豐臣公聞之、逐邪徒、鍋島氏、寺澤氏相繼兼攝、文祿元年村山東安承豐臣公之命、更建數十街、共爲八十街矣、慶長八年、東照神君改置鎭府、寬永十八年置東西兵衛、以制邊寇、從是以來、庶民就安、物各得其所、疏朗之化、至今益盛也矣、○下略

〔采覽異言一〕ポルトガル　波爾杜瓦爾○中略西蕃之來、自此國始、○中略元龜元年庚午春、至肥前國、求以互市、置場於彼杵海口、兼濱其敎法、今長崎港卽此、

〔長崎夜話草一〕黑船入津始之事

元龜元年庚午の歲にや、南蠻の黑船一艘、津の外の西浦福田といふ所に漂ひ來りて、荷物など賣買ぬる次手に、深江の湊を見て、是こそ世界一の湊よと悅び、來年よりは此津に來るべしと約束してかへりぬ、是に依て元龜二年三月に、大村領主の家臣、友長氏なる者に仰せて、諸國商人の旅宿なくてはとて、地割ありて、高來、大村、平戸所々の商人、家宅を營み建つる事五六町なりし、案のごとく其年の夏、亞媽港より黑船二三艘、數千貫目の商物とり積來りぬ、是より年ごとに絕ず、五

浦トモ云、又ハ深江浦ト云、後領主ノ氏ニ因テ長崎ト名ヅク、

〔長崎記 上〕長崎ト名付由來之事

一長崎昔ハ深江浦トテ、片田舍ニテ世上ニ知ルモノ稀也、然ルトコロニ文治ノ比、頼朝公ヨリ長崎小太郎ト云者、此深江浦ヲ給住居ス、彼小太郎深江浦ヲ興立スルニ隨テ、商船等近郷江住來ス、シカレバ於所長崎モノト申、終ニハ深江ノ名ヲ失フ、小太郎末葉於于今大村因幡守家中ニ有リ、

〔長崎港草 一〕長崎輿地 長崎ハ西海道肥前國彼杵郡ノ屬邑ナリ、其地東ハ抵佐嘉郡廿四里、南海上野母ニ至テ七里、西ハ松浦郡五島ニ到テ四十八里、北ハ藤津郡大村ニ抵テ拾里、至太宰府五十里、到京畿二百拾里、到江府三百三十二里、

形勝 四面ハ皆山ニシテ、襟ニ滄海ヲ帶ビ、東ハ控温泉、西ハ松浦括リ、左ハ睨天草、右ハ接高城、疊嶂重巒嶸々トシテ環拱シ、崇岡峻嶺蜿蜒ノ伏タル如ク、煙雲竹樹上下交、映ズ、風帆月浦變態無窮ナリ、秀麗明鮮ナル甲於天下、鎭台其中間、上縮下綫、宛鶴翼沖、天ノ勢ノ如シ、其地磽确不平、重阻險絶ニシテ群山コレガ郭郛トナリ、長江コレガ濠池トナル、マコトニ九州ノ喉ヲ扼ユルノ區ニシテ、富饒ノ地也、

〔長崎記 上〕長崎町開基幷南蠻船初長崎ニ來事

一南蠻船、天文ノ比ヨリ永祿十二年マデハ、大隅ノ內種子島、豐後、又ハ福田、横瀨浦ナド、イフ所ニ著船シテ、其所々ニテ商賣ヲス、シカレドモ蠻夷コヽロニ應ズル湊ナシ、然ルトコロニ長崎ノ湊海底深ク、三方山高有テ難風凌ヨク、第一ノ湊ナリト見立、元龜元年ニ初テ長崎江著船ス、因玆上方諸國ノ商人假屋ヲ立商賣ス、其比今ノ內町ハ、大村ノ領主大村民部入道理專領知ナリ、彼夫理專家來友永對馬ト云者ヲ差越、蠻夷共末々マデモ此地江於著岸ハ、町ヲ可取立ヨシ

新宮港

海は蘆屋洋とて、旅客の甚だおそるゝ所なり、○中略永祿元年、秀吉公朝鮮に軍勢を渡し給ひける時、此湊に船をあつめて渡海させらる、池田備中守長吉其事をつかさどれり、此湊近き世まで、三頭の上堵限の遙迄入海ふかくして、大船滯なく上下せしといふ、今は然らず、

〔日本書紀 三神武〕甲寅十一月甲午、天皇至筑紫國崗水門、

〔日本書紀 八仲哀〕八年正月壬午、幸筑紫、時崗縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、○中略參迎于周芳沙磨之浦、而獻魚鹽地、○中略既而導海路、自山鹿岬廻之入崗浦、到水門、御船不得進、

〔萬葉集抄 八〕崗水門は、筑前の國にあり、風土記云、塢舸縣之東側、近有大江口、名曰塢舸水門、堪容大船焉、從彼通島鳥旗湊名曰軸門、鳥旗、等波多也、軸門、久岐也、堪容小船焉、海中有兩小島、其一曰河斗島、島生支子、海中出鮑魚、其一曰資波島、資波、葉摩也、兩島俱生烏葛冬薑、烏葛黑葛也、冬薑迁荼也、

〔筑前國續風土記 十八糟屋郡〕新宮湊

昔は此所に入海有て、船入し故湊といへり、無題詩集の注に、此所に住吉の神の勸請せし故に、新宮と號といへり、湊の有し、近き世に田となり、今田の底を深く堀ば、蛤蠣の殼多くいづ、此所出崎に神社あり、礒崎大明神と號す、是則住吉の神なり、○下略

〔本朝無題詩 七〕乘舟到新宮湊　釋蓮禪

渡口宿時望地形、崗奇旁似畫圖屛、沙塘岸遠漁村白、松樾山高鳥路青、歸洛老年抛劇霧、有注行舟曉燭插殘星、一留一去春天旅、霞色潮聲入視聽、

藤原周光

征途天曙不透形、海渚風流展翠屛、漁戶傍汀春柳暗、靈祠移岸古松青、傳聞、住吉靈社移此地、號新宮、故云暫妨解纜千顆浪、渺告歸程一點星、謂明星也路遠自今唯算日、波卸宜問檝師聽、

肥前國長崎港

〔長崎港草 一〕名義　長崎ノ古名數々アリ、昔ハ瓊杵田津トイヒ、又深津江ト云、或ハ瓊浪浦トシ、瓊

長門國下關港

筑前國博多港

岡港

直指難波、

〔西遊雜記 一〕長門國豐浦郡赤間ヶ關下ノ關トモ唱、又赤馬關ト稱、西國第一の湊にして、浪華より、及中國に及び、九州北國船路往來の咽くびにて、諸國の廻船よらざるはなし、市町及び〇及び字恐脱二萬に及ぶ、言語あしからず、諸への便も至てよく、繁昌富饒の地といふべし、

〔諸國湊附〕長門

一下關津湊、口之廣拾町程、深サ五丈計、東詰、豐前國田浦之前瀨有、西件に豐、南にまけに墓し、下關之内に竹崎いさきと云湊有、何れも船懸り有、いさきヶ北前江乘るに小瀨戸有、潮時を考乘、豐前長門の關に大瀨戸と云有、潮早、〇下略

〔西遊雜記 七〕博多の地、古き湊にて、むかしは豐船著岸し、九州第一の湊なりしゆへに、古跡の所も數多にして、名所の古歌も多し、ぬれ衣の森地、等しに詳ならず、漁家も見え、諸國の通路もよき所也、海は深からずして、大船今は入津ならず、〇下略

〔筑前國續風土記 十三 遠賀郡〕岡湊

蘆屋のみなとなり、或岡の津岡の湊とも稱す、仙覺萬葉の抄には、岡の水門は、筑前國にあり、風土記には、塢舸縣の東の側に近く大なる江口あり、名て塢舸水門といふ、大船を容るに堪たりといへり、日本紀に、神武天皇、日向國より東征し給ふ時、先筑紫の岡の水門にいたり給ふよし見えつる、然ば人皇のはじめより、すでに此跡の名はいちじるく見えつれば、いと久しき名所なり、或の日、内浦と吉木村の間、むかしは入海にて、是を岡の湊ならんかといふ、此説非なり、右の仙覺が引ける風土記の説を以て見れば、蘆屋なる事疑なし、いはんや又蘆屋の里民も、むかしより此跡を岡の湊と云傳へてより語り傳ける、歌には、水くきの岡の湊とも讀り、〇中略此所北面に海有て、其東は崖際なくはるかに、唐土の海に通ずれば、つねの風波あらくして、船客の魂を驚す、されば此

バ西ヘ吹キモドス、サテコソ主上ハ虎口ノ難ヲ御遁有テ、御船ハ時ノ間ニ伯耆ノ國名和湊ニ著ニケリ、

出雲國大濱湊

〔吾妻鏡二十五〕承久三年七月廿七日庚戌、上皇著御于出雲國大濱湊、於此所遷坐御船、〇下略

隱岐國千波湊

〔類聚名物考地理二十八〕千波湊　ちぶりのみなと　隱岐國

〔太平記七〕先帝船上臨幸事

判官〇佐々木義綱、中略、潜ニ後官女ヲ以テ申入ケルハ、〇中略義綱ガ當番ノ間ニ、忍ヤカニ御出候テ、千波(チブリ)ノ湊ヨリ御舟ニ被召、出雲伯耆ノ間、何レノ浦ヘモ、風ニ任テ御船ヲ被寄、サリヌベカランズル武士ヲ御憑候テ、暫ク御待候ヘ、義綱乍恐責進セン爲ニ罷向體ニテ、軈テ御方參候ベシトゾ奏シ申ケル、〇中略忠顯朝臣戒家ノ門ヲ扣キ、千波湊ヘハ、何方ヘ行ゾト問ケレバ、内ヨリ怪ゲナル男一人出向テ、〇中略千波湊ヘハ、是ヨリ纔五十町計候ヘ共、道南北ヘ分レテ、如何樣御迷候ヌト存候ヘバ、御道シルベ仕候ハント申テ、主上〇後醍醐ヲ輕々ト負進セ、程ナク千波湊ヘゾ著ニケル、

紀伊國雄水門

〔日本書紀三神武〕戊午年五月癸酉、軍至茅渟山城水門、亦名山井水門、茅渟此云智怒、時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劒而雄誥之曰、撫劒、此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢、慨哉大丈夫、慨哉、此云宇黎多棄伽夜、被傷於虜手、將不報而死耶、時人因號其處曰雄水門、

〔古事記中神武〕於是與登美毘古戰之時、五瀨命、於御手負登美毘古之痛矢串、〇中略從其地廻幸、到紀國男之水門而詔、負賤奴之手乎死、爲男建而崩、故號其水門謂男水門也、

〔古事記傳十八〕男之水門、神名帳に、和泉國日根郡男神社二座、和名抄に、同郡呼唹(乎)郷あり、〇註略是なり、日根郡は、和泉郡の南なれば、此も路次よく合り、但紀國とあるは傳の誤ならむか、〇註略又は古は紀國との堺まで男郷にて、猶古は此郷紀國に屬りしも知がたし、

紀伊水門

〔日本書紀九神功〕時皇后、聞忍熊王起師以待之、命武内宿禰懷皇子、横出南海、泊于紀伊水門、皇后之船

〔東遊記後編二〕新潟

越後國新潟は、信濃川其外の川に落合て海に入る所なり、海口近くの一二里の所は、川幅廣き事一里二里ばかり、渺々として湖の如く入り海の如し、岸より岸まで水甚深く淺瀨といふものなし、千石二千石の大船といへどもいづくまでも自由に出入りす、誠に川湊にては日本第一ともいふべし、○中略四面打開きたる地にて、北海の廻船出入の大湊なれば、越後第一の繁華の地にて、青樓多くしてにぎやかに、又越後一國の米不殘此湊に出るゆゑ、諸大名藏多く建つ、只北方雪國の事ゆゑ、冬に成ぬれば河水氷閉て、舟の通行絶へ、陸地も雪深く、海上は十月より三四月頃までは、廻船も出る事あたはざれば、夏一季住べき國といふべし、

〔新潟繁昌記〕越之爲州、東南皆山、西帶海面北走、所謂沃土千里、自二之國、米山嶺自海崛起、横絶州之中央、嶺北附十數驛、彌彥、角田兩岳、屹立聳空、阿賀川自奥來、信濃川自信至、聞信濃川合八千八水、到新潟而入海、新潟原一沙嘴、舊稱船江、桑海之變、沙漸陸、地漸拓、明曆年間、民棄原村徙焉、原村今不詳其所、當時開拓者三氏、曰齋藤、曰宮川、曰伊藤、伊藤氏今絶、太平之澤被及海隅、人戶漸密、生齒漸滋、萬治年中開渠控信濃川、竪三横五、以界坊、船隻之便、四方往還坐而達、街南爲頭、北爲尾、五道分達、西一道曰寺坊、以佛刹鱗比也、其東一道、曰古坊、此爲驛路、又東二道曰片原、曰新坊、或曰本坊極東一道曰他門、坊凡三十餘、他門東北附渠得二洲、曰榛林、曰毘沙門、人戶通計一萬、寺坊之西瀕海有村、曰寄居、負龍推出推卽海、佐渡島可撫矣、是此港之策略也、

〔書言字考節用集一乾坤〕那和湊伯州汗入郡

〔太平記七〕先帝船上臨幸事

主上船底ヨリ御出有テ、膚ノ御護ヨリ佛舍利ヲ一粒取出サセ給テ、御疊紙ニ乘セテ、波ノ上ニゾ浮ラレケル、龍神此ニ納受ヤシタリケン、海上俄ニ風替リテ、御座船ヲバ東ヘ吹送リ、追手ノ船ヲ

し、米、大豆、材木など多し、かやうのものを、是より京都の方へ人馬にてはこび、近江の貝津へ出し、貝津より舟に積て大津のかたへつかはす、又京都より諸の賣物を大津へ出し、大津より船にのせて貝津へつかはし、貝津より爰にくだすゆへ、往來の人馬甚多してやむことなし、凡諸國より爰に舟の來る事、三月の末より四五六月の間多く來る、又北國は寒きゆへ茶なし、畿內、近江、美濃、尾張より茶を多く持來て此地にてうり、北の諸國へつかはす、我國へ歸る時はあきなひもの多く買て行、茶町有て大なる商家多く、其町長し、茶の問屋多し、此入海東西の横二里ばかりにみゆる、引田よりながるゝ川有て、其川に舟入る、町の東に氣比の大明神有、これ仲哀天皇の御廟なり、〇下略

〔敦賀志稿〕此郡は上つ御代には、氣比浦といひしを、吾大神譽田別皇太子と大御名かへまし、おほん時よりぞ、世の人皆つのがとはいひならしけむ、ところのさま、群山たちへだてゝ、いさゝかも他境をまじへず、東は南條郡に隣り、東南は近江國伊香、淺井の兩郡にとなり、西は若狹三方郡にとなり、北は海をいだきて、蝦夷まかつにつゞきたる大洋也、〇中略入海の間東西のわたり或は一里或は二里、南北五里餘有、山海の眺望さながら畫にもかよひていとおもしろく、目とゞまる處ぞ多かる、此處より松前に至る船路三百餘里が間には、越後國の新潟と、此敦賀と只二所ぞすぐれてよき湊也といふ、濱は白砂にていと奇麗に、海は底ふかくて、大さのかぎりといふ船も、いそぎはちかくよせ來ていかりおろす也、かゝる處外にはなしといふ、さればにや常に出入舟多くして、いと賑はへり、〇下略

〔諸國湊附〕越前

一敦賀津湊、口之廣サ拾五町、深サ四丈計、はへなし、西請、間之內まけニ不構、大船何程も掛る、沖の懸り場、丹後蒲入より是迄酉申の風眞艫、

陸奥國石卷港

〔奥羽觀蹟聞老志九〕石卷海門

斯地也、市店連屋、漁家比隣、商賈群集、農工雜居、繁華輻輳、殆若江都海濱、商舶之出入、漁艇之來往、日夜泛々、朝夕嘈々、賣買不乏、交易不匱、生財之有便、貨殖之有利、通奥、攝州大坂、越前敦賀、筑紫博多、出羽酒田同、膏腴、土產豐饒之富、天下第一之津也、

〔東遊雜記二十〕石の卷は、奥州第一の津湊にて、南部仙臺の產物此地へ出て、江戶に積、大坂へ廻る、故に諸國よりの入船數多にて、繁昌のみなとなり、案內のものより申上しは、市中千四百四十七軒、寺院十八ケ寺、社十壹といひし事ながら、湊村蛇田村といふ所にては、予がつもるところ三千軒餘もあるべし、娼家も數家見へて、人物言語も大がいよき所なり、

〔日本書紀十一仁德〕五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、

○按ズルニ、伊寺水門ハ、卽チ石卷港ナルベシ、

出羽國酒田港

〔東遊雜記八〕廿八日〇天明八年六月大山村出立五里廿四丁酒田の浦に止宿、此所羽州第一の津湊、市中三千餘軒商家にて、人物言語大概にて、諸色乏しからず、九州中國及び大坂より廻船交易の爲に往來して、此津に泊して國中の產物を積事也、大船は宮の浦の川口に寄せ、酒田までやう〳〵三百石積の船ならでは入らず、酒田より川口まで三十五丁有、鶴が岡直道僅に七里、

野代港

〔東遊雜記十〕野代といふ所は、湊にて千四百軒の地にて、大概のよき町なり、野代川流れ、川上は奥州南部より流れ出て、十九里の間は川舟往來して、此邊の產物皆々此湊に出て、北國九州および大坂の廻船も數多入津して、交易の業あるゆへに、商人多く豪家に見へ、娼家もありて、言語も外より見れば大ひに勝れたり、羽州の內にては最上川第一にて、第二は此所を流るゝ野代川なり、

越前國敦賀港

〔續諸州めぐり六〕敦賀　北海の邊に有町也、奥州、出羽、山陰道、すべて日本の北の海邊にある諸國より船のつく湊なり、中について秋田、坂田、津輕、高田などの舟多し、故に民家多く富る商人おほ

安房國淡水門

レヲ承知セザレバ、漸ヲ以進ムノ考ニシテ、失策トハ云ガタカランカ、而シテ神奈川ヲ强テ請求シ、幕府之レヲ開屈タルニ及ビ、彼レハ神奈川驛ノ方ヘ居留地ヲ開ク見込ナリ、然ルヲ此方ニテハ、横濵ヘ一時被理、上陸調印ノ場ナルヲ以、是非此處ト推付ケ談判ス、彼レハ神奈川トアルヲ押ヘテ、街道ニアラザレバ肯ゼズ、我レハ街道ニテハ諸人通行多ク、取締ニ不便ナレバ横濵ト主張ス、彼レハ神奈川驛ハ大名ノ參勤交代通行多ク、隨テ物品賣捌キ方宜カルベケレバ、是非トモ驛ノ方ヲ望ムト主張ス、外國奉行等大ニ困究ス、水野筑後守英斷シ、横濵ノ方ヘ土木ヲ起工シ、我商民ヲ誘ヒ移住セシメ、其勢ヲ以各國人ヲモ承伏セシメ、遂ニ横濵ヘ决ス、然レドモハルリスハ前約ヲ堅ク執テ承知セズ、遂ニ領事丈ケハ各國其國ノ旗ヲ建驛ノ寺院ヲ借テ寓ス、夫レガタメ此取締等ニ、外國奉行ノ方ニテハ甚ダ手數ト費用トヲカケシナリ、此領事ノ宿守ハ、萬延元治ノ頃迄打續キ居リ、屢々賊徒ノ忍入ル等ノ事アリシガ、横濵隆盛ナルニ隨ヒ、南北ノ相隔リ不便ナレバ、彼モ我慢ヲ折リテ、横濵ノ方ニ段々ト移ル、移ル度每ニ外務掛ニテハ大ニ安心シテ、一ケ所ヅヽ厄介ノ減ズル心持セリ、

〔日本書紀七景行〕五十三年十月、至上總國、從海路渡淡。水。門。、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、

〔古事記中景行〕此之御世定田部、又定東。之。淡。水。門。、

〔古事記傳二十六〕淡は安房國なり、（東之と云は、四國の阿波と分むためなり、○中略）そも〳〵此時淡は、いまだ一國の名には非ず、上總國の内にて、其水門と云は、安房と、相模國御浦郡の御崎（今も御崎と云）との間を、大海より入海に入る海門なり、（此入海は、東は上總、西は武藏、北は下總にて包めり、淡水門は、其南方の口なり、さて今天皇の、此水門を渡坐しとあるは、還り上坐道にて、上總より相模へ渡り賜ふなり、）さて此に定と云は、天皇の渡坐しにつきて、始めて此名を定賜へりとにや、又始めて此海路の開けしを云にもあるべし、

横濱港

ケルトカヤ云々、按ズルニ、西浦賀分郷、小名久比里ノ地ニ元浦賀ノ名アリ、蓋古ノ湊ニシテ、後年此地ニ移リシナランカ、正保ノ改メニハ、今ノ地則湊トナレリ、享保五年、豆州下田ノ番所ヲ此ニ移サレ、諸國ノ廻船江戸ニ入津スルモノ皆此湊ニ懸リ、番所ノ改ヲ請ク、故ニ日夜乗船輻湊ス、(凡大數月毎ニ三百餘艘、或ハ四百餘艘ニ至レリト云フ、)又常ニ此湊ニ大小ノ船若干ヲ(五大力船十一艘、小船五十艘、傳馬船百五十)艘、繫留テ運漕ニ便ス、港中ニ渡船場アリ、(幅百間餘)西浦賀ニ達ス、

〔諸國湊附〕相模

一相州浦賀津湊、口之廣サ三町程、深サ五丈計、東續沖の難場、潮早き所ニ而不自由、口ニはへ有、此はへをあしか島と云、登船ニ者構なし、下り舟ニは面掛に置内に入、品川ゟ浦賀迄海上拾三里、北風貝(マヽ)鏡、

〔横濱開港見聞誌一〕四方の波しづかにして、士農工商其業をまたくして、民のかまどは煙り高く立登り、南は長崎、北は蝦夷、唐太、千島に至るまで、人心異る事なく、然もつよし、是を異州へも聞へありて、我日本の勢能をしたひ來る、亞墨利加國一騎ペルリといふ者の願ひに御免ありて、江府の南海中、横濱てふ所に新に港御開ありて、中央に運上所を建玉ひ、西の方に我國の商家をつらね、これを本町と云、東の方につゞきて異人商館を立させ玉ひ、万里の波上を越へ、積來る產物を又我國の產に交易のにぎはひ、數段の賣上げ、數百万の商ひ、おのづから民の幸、民のよろこびとは成ぬべし、○下略

〔横濱沿革誌〕抑モ安政六巳年六月、横濱ヲ開キ互市場トナセシヨリ、内外人陸續來テ開店シ、專ラ貿易ニ從事セリ、爾來今日ノ隆盛ニ赴キシヨリ、當初ノ形跡ヲ尋子ント欲スルモ、今ハ容易ク之レヲ知ル能ハザルニ至レリ、現時横濱市ハ、舊横濱村、同新田、太田屋新田、野毛浦、戸部村、吉田新田、太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷村ノ拾貳ケ村ニ跨リ、猶ホ其幾分ハ郡部ニ屬セリト雖ドモ、數年ナラズシテ市内ニ編入スベキヤ必セリ、豈ナリト謂ベシ、○中略

志摩國鳥羽湊

遠江國白菅湊

相模國浦賀港

一同國大湊川湊口之廣サ平町餘、深サ潮滿ニ六七尺、大船六七拾艘繫ル、沖之懸リ場吉、北東、間の内之けニ不構、沖より戌亥之風悪敷、

〔伊勢路のしるべ〕鳥羽　鳥羽侯の居城あり、加茂より一り、山に倚、海に臨て、町屋千軒餘、東南海第一の湊にて、繁昌之所也、山田へ行程三り、○下略

〔諸國海附〕志摩

一鳥羽津湊、前ニ島有、三方ゟ入ル、深サ五丈計、東風、沖之懸り場悪し、大船何程も繫ル能湊也、○中略

伊豆の下田ゟ鳥羽迄海上五十五里、箕の風異邪、勢州之伊呂子崎ゟ鳥羽江十三里、

〔類聚名物考〕地理二十八 白菅湊　しらすげのみなと　遠江國

東海道の遠江國に白菅の湊と、俗に云ひ傳ふる所なり、或人云ふ、汐見坂を下りて、本白須賀といふ里あり、此を白菅の湊といへど、いかにぞやと思ふ、是も後の世の事好む者のわざにや、一里程入ゆきて、荒居の方、右の濱邊にまらか松山といふ里あり、そこの道の間に、所の大海よりさし入濱有り、昔は此海もと白須賀の里の東にて、横に入て有りしが、寶永の比、大地震に山をゆり崩せし時埋れて、今は岡と成たるとぞ、里の翁のいへり、白須賀の里のうつろひしも、その年に有るべし、思ひ合せ見れば、白須賀の湊といふ名も有りぬべしといへり、今案に、白須賀しらすげ、その調の近ければ、訛てかくも云ひぬべし、白須賀はいにしへのしかすがの渡りを、よこなまれるなり、さらば異所なるべきか、白菅湊といへるは、この白菅湊同所にや、

〔新編相模國風土記稿〕百十二 三浦郡 東浦賀。○比賀之字貫　江戸ヨリ行程十七里、○中略

湊。東西浦賀の中間ニ斗入セリ、南ヲ首トシ、北ヲ尾トス、長二十町餘、幅二町餘、湊口ニテハ五丈餘、海路江戸マデ十二里、三崎へ四里アリ、房總ノ出崎ト海ヲ隔タ相對ス、其間四里餘、道興准后ノ記ニ據ニ、鎌倉右大將家ノ頃ヨリ開ケシ湊ナリト見ユ、（回國雜記曰、浦河ノ湊トイヘル所ニ至ル、コヽハ當國相模ニスマヘル時、金澤、瀬戸、浦賀トテ、三ツノ湊ナリ）

伊勢國大湊

大海爾、荒莫吹、四長鳥、居名之湖爾、舟泊左右手、

〔神樂歌〕大前張　階香取

本 しながどりゐなの湊に、あいぞいる船の、かぢよくまかせ、舟かたぶくな、舟かたぶくな、○下略

〔伊勢參宮名所圖會〕六 大湊〔高城濱海を隔てゝ向にあり、今一色村より船わたしにて渡る、人家多く廻船つどひて、稍繁昌なり、運漕の埋洲さきに繋事、凡百二十間計也、入江あり、なあこ川といふ、○下略〕

〔勢陽五鈴遺響〕度會郡十五 大湊　小林村ノ東ニアリ、小林東口ヨリ大湊西口ニ至リ十五町三十一間半、此間ニ豐宮河ノ下流ノ分流アリ、中小河ト稱ス、○中略 湊船掛リ、本邑ノ前洲崎ヨリ南北ノ間湊口ノ内ナリ、干汐ノトキ深四五尺ノ處二町アリ、深七尺ヨリ一丈ニ至ル處、長二町、幅一町二十間アリ、潮干ノトキ五百石ヨリ千石ニ至ル船二十艘餘繫グニヨシ、百石二百石ノ船ハ百艘許繫グベシ、大風暴浪トイヘドモ如是ニシテ其患ナシ、又滿潮ノトキハ深一丈三四尺、五百石ヨリ千石ニイタリ、海船百艘モ繫グベシ、百石或ハ二百石ノ舟ハ三百餘艘モ繫グベシ、七八月暴風ノトキハ船ヲ繫グニ惡シ、南北ノ風ニ不佳、東西ノ風ハ妨ナシ、又湊口ヨリ八町半濱ニ標木アリ、即水尾木ト云フ、潮干ノトキハ深二尺、或一尺、或ハ一尺五寸、滿潮トキハ深八尺餘アリ、此八丁半ノ間ハ舟ヲ繫グニ宜シカラズ、此湊口ニ海船ヲ繫グニ干滿ニ隨テイタル、滿潮ニ非ルトキハ標木ノ際ニ至リテ、此湊口ニ入ルコト能ハズ、總テ諸州ヨリ關東ニ至ル海船ハ、此湊口ヨリ洋中三里ニアリテ泊スルナリ、其地ヨリ小船ニ運漕シテ此湊ニ入ル、故ニ巨船ハ多ク此湊口ニ維グナシ、○中略 本邑ハ諸州海船ノ湊集スル處ニシテ、常ニ造舟ノ工匠修補ノ巧ヲ盡シ、船材帆檣等ヲ買スル家多シ、猶粉黛ノ女肆アリ、故ニ民屋近邑ニ勝テ最繁富ナリ、往昔豐臣將軍朝鮮ノ役ニ、軍船ヲ此地ニシテ、九鬼長門守嘉隆ニ命ジテ造リ役ス、○下略

〔諸國湊附〕伊勢

猪名港

つちや屋東を神戸と申て、三所相つゞく、此所より諸國の國船、ふなもちおほし、和名類聚に、神戸村と見えあり、

〔太平記十六〕經島合戰事

四國ノ兵共、大船七百餘艘、紺部ノ濱ヨリ上ラントタ、磯ニ傍テゾ上リケル、兵庫島三箇所ニ控ヘタル官軍五萬餘騎、船ノ敵ヲアゲ立ジト、渚行船ニ隨テ、打ヲ東ヘ打ケル間、〔下略〕

〔神戸開港三十年史乾〕慶應三年十二月七日、兵庫開港の式は行はれたれども、未だ曾て神戸開港の事なし、中略抑も安政條約は獨立國對等の條約にあらずして、彼は治外法權を有し、我は內地雜居を許さず、此に於て外人居留の神戸村地內に設定さるゝや、神戸、二ツ茶屋、走水の三村を以て互市場と爲せり、而して此時未だ神戸港なる名稱は生せざるなり、明治元年夏始の新政を施行さるゝに及び、神戸、二ツ茶屋、走水の三村を合して神戸町と命名し、其際創めて公文上に神戸港なる文字を見るに至る、故に兵庫開港と云へるは、單に其名のみにして、兵庫港は最初より內外互市に關係する所なし、

〔神戸開港三十年史一〕小野濱より正南大約六千九十尺、和田岬より東北約七千百四十尺を神戸港港界線とし、其以內を神戸港と爲す、湊川其中央に注ぎて、神戸及兵庫の兩部に區分す、和田岬は直徑相距ること大約一萬二千二百尺にして、明治二十八年、海軍水路部の實測に據れば、湊川の流末は、此和田生田兩岬を連結せる直線より距ること千六百九十尺とす、湊川より北方生田岬に至る直徑五千九百七十尺、沿岸大約一萬尺の地は、卽ち神戸港本部にして、南方和田岬に至る直徑六千百三十尺、沿岸一萬六百尺の地は、卽ち兵庫部にして、明治二十五年十月、始めて神戸港區域內に編入されし所なり、

〔攝津名所圖會六雪島部〕猪名むかし大輪田の浦より、今の伊丹島田の邊、或は吹田江口の江とりまで入江にして通船あり、又所々に島ありて猪名の名あり、

〔萬葉集七雜歌〕羈旅作

壹岐守殿書付　來る十二月七日より兵庫開港、江戸並大坂市中へも、貿易のため外國人居留致し候筈に付、諸國の產物手廣に拵造、勝手に可ㇾ遂₂商賣₁もの也、

右之趣、御領、私領、寺社領とも不ㇾ洩樣可ㇾ爲₂觸知₁候、

(德川禁令考十三國事)慶應三丁卯年六月四日

兵庫開港之儀、御所被₂仰出₁旨達書、

大目付江

兵庫開港之儀ニ付、別紙之通御所より被₂仰出₁候旨、京地より申越候間、此段萬石以下之面々江可ㇾ被ㇾ達候、

六月

別紙

一兵庫被ㇾ停候事

一條約結改之事

右取消之事

兵庫開港之事

元來不ㇾ容ㇾ易、殊ニ先帝〇孝明被ㇾ爲₂止置₁候得共、大樹〇德川慶喜無₂餘儀₁時勢言上、且諸藩建白之趣も有ㇾ之、當節上京之四藩も同樣申上候間、誠ニ不ㇾ被ㇾ爲ㇾ得ㇾ止、御差許ニ相成候、就ㇾ而者諸事盛度取締相立可ㇾ申事、

六月

右周防守殿御渡

(兵庫名所記上)一神戸村　宇治川のつゞき住還の村、太平記に紺部。とあり、西の口を走水、次を二

〔日本書紀十應神〕三十一年八月、諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、當是時、新羅調使共宿武庫、爰於新羅停忽失火、即引之及于聚船、而多船見焚、

〔嘉永明治年間錄七〕安政五年二月廿五日、堀田正睦亞國事件各條ノ勅ニ答フ、

二月廿五日、傳奏衆、議奏衆堀田備中守旅宿へ行向はれ、亞國一件勅書各條を以て御問合に付、堀田備中守答書、

一墨夷應接假條約の趣、無餘儀次第にて開港候共、凡多十二月廿日被仰進候通、畿內及び皇居近國を相除候樣に被思召候間、攝津兵庫は除候樣に相成間敷哉の事、

答、右は應接筆記中にも細密御座候通、反復辨論を盡し、可相成丈け取縮爲致談判候得共、諸外夷人共素京、大坂、江戸の大都會深く見込、眼目に致し願立候儀にて、古來泉州堺、外國人渡來交易仕、京都南禪寺に有之候趣は傳へ聞居、何分承引不仕候得共、種々手段を盡し、追々談判の上、京師十里四方の地へは、アメリカ人不立入儀に取極候、其代り兵庫を開き、且山城國の方、尼ヶ崎領內猪名川を限り不立越候樣、漸承伏候儀に付、只今兵庫相除候樣申談方無御座候、

右の場合迄押付候儀は、容易の事に無之段は、深く御賢察被爲在度事に御座候、

一當時皇居定以て御手薄の儀思召候間、可然大藩の大名堅固警衞出來候樣被遊度思召に候事、

答、右ハ兵庫開港に相成候得ハ、猶更の儀、當時關東にては專ら取調にて、叡慮を安じ奉る御存意に御座候、猶御沙汰の趣も有之、別て厚評議仕、夫々取計可申心得に御座候事、

〔嘉永明治年間錄十四〕慶應元年十一月十四日、攝津兵庫開港ヲ止ム、

兵庫表御開港の處御廢止に付、兵庫奉行池野山城守、堺奉行へ轉役被仰付、その以下役々の者、夫々轉役被仰付、

〔嘉永明治年間錄十六〕慶應三年六月、兵庫開港ニ付達、

商人之爲に廢絶され、西洋商人の爲に、東洋おゐて貿殖之地を與る儀に而、實ニ歎息之次第ニ御座候、就而は外國人と取引いたし候には、何れにも外國交易の商社(同名コンパニー)之法ニ基き不申候半而は、迚も盛大之貿易と、御國之利益ニは相成申間敷と奉存候、(中略)

卯(〇慶應三年)四月

塚原但馬守
小栗上野介
服部筑前守
星野豐後守

同(〇慶應三年)六月壹岐守(〇小笠原)相渡

來十二月七日より、兵庫開港、江戸并大坂市中へも、貿易之ため、外國人居留致し候筈ニ付、諸國之産物手廣ニ輸運、勝手に可遂商賣もの也、

右之趣、御料私領寺社領共、不洩樣可爲觸知候、(中略)

同年(〇慶應三年)十月兩國人(勘定奉行)相渡

今度兵庫御開港ニ付而は、交易筋彌盛大ニ可相成ため、商社御取立相成候處、商社之外は、直ニ取引難出來樣、存誤候者も有之哉ニ相聞候、右は心得違之事ニ候間、商賣を遂候者は、神奈川、長崎、箱館同樣勝手次第取引可致候、

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より、不洩樣可被相觸候、

〇按ズルニ、開港ノ事ハ、外交部外交總載篇ニ詳ナリ、

〔八雲御抄五名所〕湊

やそのみなと(近江)万(鶴有たつきはになくといへり、鶴て證江湖やそのみなとの有なり、是には又湊とよめり、)ひらの(同)万　みづくきのをかの(同)万　かけのいかし(石万)ゑ　ゆらの(紀伊)万(新古)　ゐなの(攝)(千載)

〔開國起原 慶應年間邦内之形勢四〕兵庫御開港ニ付、商社取建方、幷御用途金見込之儀申上候書付、

此度兵庫港御開可相成ニ付而は、是迄長崎横濱兩港之仕來ニ而は、開港に相成候度毎ニ御損失ニ相成、西洋各國おゐて、港を開き政府之利益を得候方法とは相反し、實以奉恐入候次第、右は全く商人組合之仕法無之、薄元手之商人共、一己々々之利慾に而已耽り候故之儀と奉存候、將又兵庫幷大坂え外國人居留地御取設相成候ニ付而は、兩所地平均築立等ニ而、凡貳拾万兩程は相掛り可申、其餘運上所、波戸場、常夜燈掃除方、役々御役宅、西國往還、西之宮ゟ兵庫迄之間道附替、其外に而總計いたし、八九拾万兩は、當年之御出方ニ相成可申、尤地平均築立等は、居留地御貸渡ニ相成候へば、御入費元高は相返り可申候得共、借受人急速無之節は、一時ニ繰戻し候譯ニは參り不申、運上所以下御用途金は、年々税銀ニ而御仕埋之積りニは候得共、是等も一時ニ繰戻兼可申、兎も角も差向候處、當年丈ニ而八九十万兩之御出高に有之可申候處、近來御多端之折柄、御用途も相嵩、當年中ニ而八九拾万兩之臨時御出高不容易義ニ而、假令御差繰相成候共、當節之形勢少も御貯蓄ニ相成置、非常之急需ニ御差向置之方可然、就而は右御開港ニ付、商社取建方、幷御用途金出方之儀勘辨仕、存付候儀、左ニ申上候、

一大坂町人共之内、身元宜敷者廿人程人撰仕、兵庫開港場、交易商人頭取申渡、右之者組合諸商買取引いたし、其餘望之者は、右廿人之組合に入、取引致候積、一體交易筋は、商人共一己之利益のみを貪り、薄元手之者共、互に競ひ取引いたし候樣に而は、元手厚之外國人之爲に利權を得られ、當時橫濱表商人之如く、今日僅に千金之益あり候共、明日直ニ壹万之損失出來候義は、全くは商人組合不申、一己々々ニ而取引致候より、右樣之次第ニ陷り候儀、右は商人一己之損失計之樣ニ相見候へ共、一商人其利を得ざるは、一夫其所を得ざると同じ理ニ而、卽御國內おゐて夫丈之損失ニ相成、十商人之損失も、百商人之損失も、其商丈御國之損失ニ相成、遂ニ全國之利權を失し、外國

神奈川。 午三月より凡十五ヶ月の後より　西洋紀元千八百五十九年七月四日
長崎。 同斷　同斷
新潟。 同斷凡二十ヶ月の後より　千八百六十年一月一日
兵庫。 同斷凡五十六ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日
若新潟港を開き難き事あらば、其代りとして同所前後に於て一港を別に撰ぶべし、
神奈川港を開く後、六ヶ月にして下田港は鎖すべし、此箇條の内に載たる各地は、亞墨利加人に居留を許すべし、〇中略

第七條

日本開港の場所において、亞墨利加人遊歩の規定左の如し、
神奈川　六郷川筋を限とし、其他は各方へ凡十里、
箱館　各方へ凡十里
兵庫　京都を距る事十里の地へは、亞墨利加人立入ざる筈に付、其方角を除き各方へ十里、且兵庫に來る船々の乘組人は、猪名川より海灣迄の川筋を越べからず、
都て里數は、各港の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、一里は亞墨利加の四千二百五十五ヤールト、日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分に當る、
長崎　其周圍にある御料所を限とす
新潟は治定の上、境界を定むべし、〇中略
本條約は、〇中略此取極のため、安政五年午六月十九日、即千八百五十八年、亞墨利加合衆國獨立の八十三年七月廿九日、江戸府において、前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

井上信濃守　花押
岩瀨肥後守　同

頭注

和名抄には、湊和名三奈止とあり、俗にも此字を用ふ、

〔古事記上〕於是大穴牟遲神、敎告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、卽取其水門之蒲黃、敷散而、輾轉其上者、汝身如本膚必差、〇下略

〔古事記傳十〕上に云る如く、水門は河の海に落る戸口にて、河と海との交際なるが、此は眞水を用ひむ爲に、水門と云るなれば、河ノ方へよりて、潮の交らぬ所とすべし、然らばたゞに河とこそ云べきを、まぎらはしく水門と云るは、いかにと云に、此處は海邊なれば河卽水門なればぞかし、

〔萬葉集三雜歌〕高市連黑人覊旅歌八首〇七首略

吾船者、枚乃湖爾、榜將泊、奧部莫避、左夜深去來、

若湯座王歌一首

葦邊波、鶴之哭鳴而、湖風、寒吹良武、津乎能埼羽毛、

〔萬葉集抄二下〕阿波國にみなとあり、中湖といふは牟夜戸與咲湖中あるが故に中湖を名とす、阿波國の風土記にみえたり、

〔亞墨利加國條約并稅則〕帝國大日本大君と、亞墨利加合衆國大統領と親睦の意を堅くし、且永續せしめんために、兩國の人民貿易を通する事を處置し、且交際の厚からん事を欲するがために、懇親及び貿易の條約を取結ぶ事を決し、日本大君は其事を井上信濃守、岩瀨肥後守に命じ、合衆國大統領は、日本に差越たる、亞墨利加合衆國のコンシユルゼネラール官名トウンセントハルリス人名に命じ、雙方委任の書を照應して、下文の條々を合議決定す、〇中略

第三條

〇〇〇下田箱館の港の外、次にいふ所の場所を左の期限より開くべし、

〔書言字考節用集二乾坤〕湊（説文、水上人所會也、）港口（同）水門（同、日本紀）

〔東雅三地理〕津ツ（中略）ミナトといふは水門なり、舟船の出入る所なれば然いふなり、（ミナトといふナ、またノといふに同じなり、）阿波國風土記には、湖の字讀てミナトといひ、倭名鈔には、説文の水上人所會なりといふ説を引て、湊の字讀てミナトといふなり、

〔倭訓栞前編二十九美〕みなと　常に湊をよめり、水上人所會也と注すれば、水人の義にや、或は港をよめり、日本紀に、水門をよめれば、みとゝ意同じ、古事記には水戸と書り、紀の歌、萬葉集にも、みなととよめり、又萬葉集に湖もよめり、

〔類聚名物考地理二十八〕水門（古事記）　みなと　湊　湖（萬葉）
水のあつまる門戸故に、水のかどゝいふなり、乃加の約は奈となれば、すなはちみなとゝいふ、みは水の約なり、湊は唐の文字にて、萬葉集には湖を訓せるは、これも水のあつまる所故なるべし、（中略）

湊　みなと　水門　湖（萬葉集九）
湊は輻湊などつゞけば、物のあつまることをいふなり、萬葉集延喜式には湖字を書り、水海とは異なり、日本紀（神代卷下）（略）にもみな水門と書り、水のせまれる所なり、迫門せとゝいふも、せまる戸なり、是は海門をいふ門戸にたとへたるなり、（略）（下）

〔古事記傳五〕水。戸。は（水門と書るも同じことなり）美那斗と訓べし、（古く美斗と云訓し有て、今はたさる地名もあるなれば、然訓じし處きにはあらず、土左日記に、あはのみとを渡るとあり、）書紀武烈卷の大御歌の之寛世を、一本に彌儺斗と有と分注あり、又齊明卷の大御歌にも、彌儺斗と云ことあり、萬葉歌にも多し、（湊斗とよめるは見えず）御水之門の意にて、門は海の出入る戸口なり、（島門、海門、など云、）書紀神代卷に、乃往見粟門及速吸名門、然此二門云々、仲哀卷に、自穴門至向津野大濟、爲東門、以名籠屋大濟、爲西門、などあり、那は之に通辭なり、（古の通稱名門の名を、神武紀には之と作るにて知べし、猶例多し、和

の舟來りあつまりしが、このところも今津とその浦めぐりつらなりて近きゆへ、韓人の宿する亭を置れしによりて、韓亭といへるにや、亦能古島と唐泊は、そのあいだ二里餘の海をへだてたれども、むかひに相對してちかく見ゆ、いにしへ人、から泊のこの浦波とつゞけてよめる歌より、境趣に叶へり、東の山側に大岩多し、このところを牛の谷といふ、この山の上に青石といふ丸き岩あり、

〔萬葉集十五〕到筑前國志麻郡之韓亭、舶泊經三日、於時夜月之光、皎皎流照、奄對此華、旅情悽噎、各陳心緒、聊以裁歌六首、〇四首略

可良等麻里、能許乃宇良奈美、多々奴日者、安禮杼母伊敝爾、古非奴日者奈之、

可是布氣婆、於古都思良奈美、可之故美等、能許能等麻里爾、安麻多欲曾奴流、

港

港ハ、湊トモ書シ、ミナト、ト訓ズ、原ト水門ノ義ニシテ、河水ノ海ニ入ル處ヲ謂フナリ、後世ハ、専ラ船舶ノ會集止泊スル地ヲ稱シ、以テ古ノ津ト混ズルニ至レリ、蓋シ河水ノ海ニ入ル處ハ、船舶ノ會集止泊スルニ便ナレバナルベシ、

〔倭類聚名抄一涯岸〕湊　説文云、湊水上人所會也、音奏、和名三奈止、

〔箋注倭名類聚抄一水土〕按、淵鑑度、見武烈紀、齊明紀御歌、蓋水之門之義、〇中略所引水部文、按、美奈度、水之門也、謂河水入海之處、居處部水門條詳辨之、湊謂非因河水入海、而海船止泊之處、則宜訓都、都爲物止住之義、附訓都久、積訓都牟、集訓都度布、皆是也、雖古人用津爲都、然津水度之處、宜訓和多利、非都也、

輪田泊

墨吉乃、得名津爾立而、見渡者、六兒乃泊從、出流船人、

〔土佐日記〕九日〇承平五年二月こゝろもとなさにあけぬから、船をひきつゝのぼれども、河の水なければ、ゐざりにのみぞゐざる、此間にわだの泊のあかれのところといふ所あり、〇下略

播磨國高砂泊

〔高倉院嚴島御幸記〕さるのとき〇治承四年三月二十一日に、高砂のとまりにつかせたまふ、よもの舟ども碇おろしつゝ、浦々につきたり、御舟のあし深くて、湊へかゝりしかば、はしふね三そうをあみて、御輿かきすへて、上達部ばかりにて、御舟に奉りし、

室泊

〔播磨風土記揖保郡〕室原泊、所以號室者、此泊防風如室、故因爲名、

〇按ズルニ、室原泊ハ、三善清行ノ封事ニ檉生泊トアリ、卽チ室泊ニ同ジ、

〔源平盛衰記七〕成親卿流罪事

大納言ハ死罪ヲ宥ラレテ、流罪ニ定リヌト聞エケレバ、相見事ハ堅カリケレ共、是ハ小松内府ノ、ヨク〳〵入道〇平清盛ニ申給タルニコソ、〇中略月名ニシオフ明石ノ浦、エイ崎、林崎、小松原、高砂ヤ尾上ノ松モ過ケレバ、室ノ泊ニ著給フ、〇下略

〔山槐記〕治承三年六月廿二日己酉、今夕前太政大臣殿〇平清盛自伊都伎島令還向給云々、〇中略御共侍民部大夫政淸曰、〇中略十一日未明出御船、〇高倉巳剋過室、

〔高倉院嚴島御幸記〕むまのとき〇治承四年三月二十二日かたぶきし程に、むろのとまりにつき給、山まはりて、そのなかに、いけなどのやうにぞみゆる、ふねどもおほくつきたる、そのむかひに、いゑじまといふとまりあり、つくしへときこゆる舟どもは、かぜにしたがひて、あれにつくよし申、むろのとまりに、御所つくりたり、御舟よせておりさせ給、御ゆなどめして、このとまりのあそびものども、ふるきつかのきつねの、ゆふぐれにばけたらんやうに、我も〳〵と御所ちかくさしよす、もてなす人もなければまかり出ぬ、

造泊所

坂入船の要津也、官通に岡方、北濱、南濱等の名あり、一名武庫水門、武庫の泊、或は輪田泊ともいふ、諸國の商船こゝに泊りて、風波の平難を窺ひ、諸品を交易す、町小路の賑ひ晝夜のわいだめなく、繁花の地也、出帆の時は東南の風宜しからず、汀南百歩許にて海底に洲あり、長き事苑原郡深江浦に達る、毎年三月汐干の時は必ず見ゆる也、天長八年三月、大輪田泊を造ッて、使の遷替を定とは即こゝ也、又承和三年、入唐使の船を此湊に泊るなど、古記に見へたり、平相國の時より築島成就して、今の如く水門となれり、むかしの兵庫津は、これより西北の山手にして、凡て其地までも海濱なり、町小路もなくして、多くは漁村梶取の家のみ也、諸船入津の賣買は天正以後の事なり、

〔類聚三代格 十六〕太政官符

應南海山陽兩道公私船水脚停身役令輸役料事

右得讚岐國解偁、諸郡司解偁、進官雜物綱丁等申云、舟檝之行、本自無期、占雲而發、瞻風而泊、若失一時、違以千里、而造大輪田船瀬使舊立長例、以來役三日、風潮引船之便、盡於役所、貢進雜物之期、違於式例、望請言上由緒、被免此役者、謹請官裁者、右大臣宣、永免件役、船瀬修理、仍須二道諸國公私舟船水脚共停身役、令輸役料、其輸法、一人日米一升五合、至有造作屋役當土、若取料乖法、并強役水脚者、罪以重科、曾不寬宥、

嘉祥二年九月三日

造泊使

〔續日本紀 三十六光仁〕天應元年正月庚辰、授播磨國人大初位下佐伯直諸成外從五位下、以進於造船瀬所也、

〔類聚三代格 十六〕太政官符

應言上向京公私船數及勝載事

右得元興寺僧傳燈法師位賢和牒偁、件泊、故律師靜安法師、去承和年中所造也、而沙石之構、逐年漸頽、風波之難、隨日彌甚、往還舟船、屢遭没溺、公私運遭、常致漂失、賢和自去年春、企心興復、纔修造數月之間、通得成功、但恐累年之後、所在少破、无人繕修、徒以頽毀、望請、令國司撿挍兼修理破損者、右大臣宣、宜自今以後、永付國司、相續令作、若不存撿挍、有致損壞者、遷替之日拘其解由、

貞觀九年四月十七日

〔源平盛衰記二十六〕入道非直人、附慈心坊得閻魔請事

福原ノ經島築レタリシ事、直人ノワザトハ覺ヘズ、彼島ヲバ阿波民部大輔成良ガ承テ、承安二年癸巳年築始タリシヲ、次年南風烈ニ起テ、白浪頻ニ扣カバ、打破レタリケルヲ、入道〇平清盛此事ヲ歎タテ、人力及難レ、龍王ヲ可宥トテ、白馬ニ白鞍ヲ置、童ヲ一人乘テ、人柱ヲゾ被入ケル、其上又法藏ヲ手向可奉トテ、石面ニ一切經ヲ書寫シテ、其石ヲ以テ築タリケリ、誠ニ龍神納受有ケルニヤ、其後ハ恙ナシ、サテコソ此島ヲバ經島トハ名附タレ、上下往來ノ船ノ恐レナク、國家ノ御寶、末代ノ規模也、唐國ノ帝王マデ聞ヘ給ツヽ、日本輪田ノ平親王ト呼テ、諸ノ珍寶ヲ被送、帝皇ヘダニモ不參ニ、誠ニ有面目ナリキ、

〔平家物語六〕經の島の事

何よりも又ふく原の經の島つゐて、上下往來の船の、今のよにいたるまで、わづらひなきこそめでたけれ、かの島は、去ぬる應保元年二月上旬につき始られたりけるが、同八月二日の日、俄に大風吹、大なみ立て、みなゆりうしなひてき、同三年三月下旬に、あはの民部しげよしを奉行にてつかれけるに、人ばしら立らるべきなんど、公卿せんぎ有しか共、それは中々ざいごうなるべしとて、石のおもてに一切經をかいてつかれたりけるゆゑに、經の島とは名づけゝれ、

〔攝津名所圖會八矢田部郡〕兵庫津　福原莊、海陸都會の地也、町數四十四名、西海道の驛にして、大

專一檢校、若有破路非理斂損、遷替之時拘其解由、

寬平九年九月十五日

太政官符

應早造魚住船瀨事

右太政官今月十日下播磨國符偁、大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原眞人夏野奏狀偁、魚住地在明石郡濱崖、播磨國舟船入京要路、而東西无島、南海圍遶、微風動吹、波濤山起、經過之輩、能存者鮮、因茲私以封物、草創舟泊、加功稍半、頑免甄築、而事非緣公、成功難究、伏望賴公力、以終其成者、被中納言從三位兼行中務卿直世王宣偁、奉勅、益國利民、其要當然、宜使國司次官已上一人專當彼事、早勤造作者、但其料物用正稅、每年季進功帳、

天長九年五月十一日

太政官符

應令播磨國修造魚住船瀨事

右得元興寺僧傳燈法師位賢和牒偁、夫起長途者、次客舍而得息、渡巨海者、入隈泊而免危、則知海路之有船瀨、猶陸道之有逆旅、伏見明石郡魚住船瀨、損壞已久、未能作治、往還舟船、動多漂沒、匪唯物損於公私、深悲人隨於非命、繕修之可、務尤急於道橋者也、望請、與講師賢養共同心戮力、試加營造、以遂宿情者、右大臣宣、件泊頹壞之後、年紀稍積、將造之議、公家不忘、而今二僧慷慨、一向輸誠、念彼志慮、何不助嘉、宜下知國司、令得成功、

貞觀九年三月廿七日

〔類聚三代格十六〕太政官符

應令近江國司檢領和邇船瀨事

民謀沒不可勝計、官物損失亦累巨萬、伏望差諸司判官幹了有巧思者、令修造件泊、其料物充給播磨、備前兩國正税、實是早降聖朝援手之仁、令脫天民爲魚之歎、凡厥便宜、具載去延喜元年所獻意見之中、不更重陳、

延喜十四年四月廿八日　從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔類聚三代格十六〕太政官符

應令修作大輪田船瀨事

右得造船瀨使兵部少丞正六位上菅野朝臣牛足等解偁、前件船瀨造作略訖、仍申送者、右大臣宣、宜令彼國司永預交替相續令作、若致損壞、拘以解由、其收官私船米、及役水脚等事、隨損多少、勘錄支度、先申後行、

弘仁七年十月廿一日

太政官符

應修造大輪田船瀨石椋幷官舍等小破事

右得攝津國解偁、件石椋、每起風波、頻致破損、其功稈廿人以下、須支度申官修造、而申官之後、待報之間、少破之物、彌致大損、望請每年以船瀨庄田稻二百束已下、國司加檢校、永修造、但非常之損、申官修造、謹請官裁者、右大臣宣、依請、

仁壽三年十月十一日

〔類聚三代格十六〕太政官符

應令攝津國司檢校大輪田船瀨事

右件船瀨修營既畢、如聞彼處、每有風波、動致損害、少破所漸積成大破、加以土人愚昧、不顧公損、從盜材木、至令頽壞、不加檢校、何絕損費、大納言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣、宜下知國司令、

造泊

雖聞見齋將去、餘四能無者、大夫之情者梨荷、手弱女乃、念多和美手、徘徊、吾者衣戀流、船梶雄名三、
往回、雖見將飽八、名寸隅乃、船瀬之濱爾、四寸流思良名美、

反歌二首略○一

〔延喜式 八祝詞〕遣唐使時奉幣

皇御孫尊乃御命以氐、住吉爾辭竟奉留皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無氐、播磨國與理船乘止爲氐、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以氐、船居波吾作牟止教悟給比支、○下略

〔延喜式 三臨時祭〕開遣唐船居祭 住吉社

幣料絹四丈、五色薄絁各四尺、絲四絇、綿四屯、木綿八兩、麻一斤四兩、

○按ズルニ、船居ハ船居ト同ジクフナスヱト訓ムベシ、卽チ船舶ヲ泊止スル處ニシテ、船瀬ニ同ジカラン、因テ思フニ、フナセハ蓋シ、フナズヱノ約言ナルベシ、

〔本朝文粹 二意見封事〕意見十二箇條　善相公清行

中略○

一重請修復播磨國魚住泊事

右臣伏見、山陽、西海、南海三道、舟船海行之程、自檉生泊至韓泊一日行、自韓泊至魚住泊一日行、自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻一日行、此皆行基菩薩計程所建置也、而今公家唯修造輪田泊、長廢魚住泊、由是公私舟船、一日一夜之內、爭行、自韓泊指輪田泊、至于冬月風急暗夜星稀、不知舳艫之前後、無辨濱岸之遠近、落帆棄檝、居然漂沒、由是每年舟之蕩覆者、漸過百艘、人之沒死者、非唯千人、昔者夏禹之仁、罪人獨泣、況此等百姓、皆赴王役乎、伏惟、聖念必應降哀矜者也、臣伏勘舊議、此泊、天平年中所建立也、其後至于延曆之末五十餘年、人得其便、弘仁之代、風浪侵齧、石頹沙漂、天長年中、右大臣淸原眞人、奏議起請、遂以修復、承和之末、復已毀壞、至于貞觀初、東大寺僧賢和、修菩薩行、起利他心、負石荷鍤、盡力底功、單獨之誠、雖未畢其業、年紀之間、莫不蒙其利、賢和入滅、稍及三十年、人

詩歌

〔日本書紀通證 十四 神功〕和珥津（在對馬上縣郡）

〔懷風藻〕文武天皇三首（年廿五）

五言詠月一首

月舟移霧渚、楓楫泛霞濱、臺上澄流耀、酒中沈去輪、水下（○水一作冰）斜陰碎、樹除（○除一作落）秋光新、獨以星間鏡、還浮雲漢津、

泊

名稱

泊ハ、トマリト云ヒ、一ニ船瀨トモ云フ、並ニ船舶ノ泊止スル處ヲ謂フナリ、河尻、大輪田、魚住、韓、檉生ノ五泊ハ、西海ニ通ズル舟行ノ要路ニシテ、傳ヘテ釋行基ノ建置スル所ナリト云ヘリ、

〔倭名類聚抄 十 舟具〕泊　唐韻云、泊（傍各反、和名止萬利）止也、坤元錄云、蘇州有百口泊、越州有青溪泊（今案、攝津國大輪田泊此類也、）

〔類聚名義抄 五 水〕泊（音博 トマリ）

〔伊呂波字類抄 止 地儀〕泊（トマリ）

〔書言字考節用集 一 乾坤〕泊（舶舟、附舟於岸、泊止也）

〔倭訓栞 前編十八 止〕とまり　倭名抄に泊字をよめり、宿るを通にいふ也、日本紀に、浦津二字をもよめり、泊は海路に就ていへり、

〔萬葉集 六 雜歌〕三年（○神龜）丙寅秋九月十五日、幸於播磨國印南野時、笠朝臣金村作歌一首并短歌、

名寸隅乃、船瀨從所見、淡路島、松帆乃浦爾、朝名藝爾、玉藻苅管、暮菜寸二、藻鹽燒乍、海未通女、有跡者

當津は本邦西海の邊陲にして、直に絶域に對望す、昔は支那西洋の通商互市するもの、皆此津に輻湊して自由を得たればとて、唐之湊とは云へり、後に肥の長崎安鼎をもて、諸蕃來朝の權場となりしかば、おのづから此湊の繁華の地をかへて、終に蕭然たる一漁村とはなりしなり、賴めども蠻の子さへもみえぬ哉いかゞはすべきからのみなとは、是唐山の客船も入來らず、此浦のさび渡りける比にやよみけらし、昔は市店軒を連ね、樓屋甍を並べ、人煙富庶なりしといふ礎砌など、今は茅のみ巷を塞ぎ、昔むしたる蹟のみぞ殘りける、

〔海東諸國記〕薩摩州

戊子年、遣使來朝、書稱薩摩州房泊代官只吉、以宗貞國請接待、

〔宗長手記〕大永三年、(○中略)薩摩の坊の津の商人、京にて興行に、

礒の上のちしほもあさのゆふべ哉

〔日本敎育史資料 十二 鹿兒島縣〕四書新註和訓、達洛陽之說、　我如竹老師嘗、甲斐信玄公之鴻儒、惺窩先生者、天下之英才也、甲斐亡國(手安按、惺窩集、播州赤松廣通書通惺窩(中略)甲斐信玄則其爲播州赤松廣通明矣、)之後、牢落于洛陽、而欲四書新註無和訓、自到于中華之地、欲傳新註之奥儀點和訓、故西欲下房津(薩摩州房津也)赴中華、隔風泊船于山川津、

○按ズルニ、惺窩文集載スル所ノ惺窩先生行狀ニハ、欲入大明國、直到筑陽、泛溟渤、逢風濤、漂著鬼海島、トアリテ、房津ニ下ルノ事ナシ、

〔鹽尻八〕豐臣姓　秀次の謀叛顯はれし時、近衞殿は薩摩方防の津、菊亭殿は信濃國へ配流ありし、其上御女一臺殿、大路を渡され玉ひしこそ、ためしなき御事也、建仁寺十如院にて永雄和尙、

道すがら車にあらで大臣をのするかごしまになふ棒の津と狂歌せしも、此時の事とぞ、

〔日本書紀 九神功〕九年(○中略)九月己卯、令諸國、集船舶練兵甲、　十月辛丑、從和珥津發之、

肥後國葦北津

薩摩國坊津

追々長崎にて唐通事役人出來、且又元和六年南京寺、寛永五年漳州、(漳州下、疑脱寺字、)同六年福州寺、唐三ヶ寺、皆長崎在津の唐船主共、貨財を寄附して創建せり、

〔日本書紀 推古 二十二〕十七年四月庚子、筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣惠彌爲首一十人、俗人七十五人、泊于肥後國葦北津、

〔和漢名數 地理〕日本三津

坊津 薩摩

〔南留別志 四〕一薩摩の坊の津は、防人の守りし所なるべし、

〔地理纂考 薩摩 十一〕川邊郡坊津村

坊津港 往古唐湊トイヘリ、方角集ニ、即チ唐湊トアリ、○中略僧坊ノ津ノ名ハ、當郷(泊○坊)一乘院往古大寺ニテ、上ノ坊、中ノ坊、下ノ坊等ノ數坊アリシガ、遂ニ地名トハナリシナリ、

〔和漢三才圖會 薩摩 八十〕房津

在鹿島之坤、海濱也、

〔登壇必究 南海 二十二〕日本國圖

薩摩州 坊津

〔麑藩名勝考 一〕同郡○川邊 坊泊鄕坊津村

唐湊(即坊津、方角集、)今云坊津、武備志、登壇必究等、並作坊津、海東諸國記、作房津、和漢三才圖會同之、本朝三津之一也、筑前博多、伊勢洞津、薩摩坊津、是より西北、即同鄕の内泊村と云、(登壇必究、作泊馬里、)久志秋日鄕接比す、(武備志、久志秋日港ニ作る、)並に小き湊あり、大船は繫泊しがたし、昔は皆加世田鄕に屬せり、

府西南十五里

津○、豐後國國埼、坂門等津、任意往還、擅漕國物、自今以後、嚴加禁斷、○中略

自豐前豐後三津往來、○中略奉勅、自今以後、公私之船、宜聽

延曆十五年十一月廿一日

肥前國藤津

〔肥前風土記藤津郡〕昔者日本武尊巡幸之時、到於此津、日沒西山、御船泊之、明旦遊覽、(○船)覽於大藤、因曰藤津郡、

長崎津

〔書言字考節用集一乾坤〕長崎津(ナガサキノツ)肥前彼杵郡外市之地、(ソノキノ)

〔長崎志一〕阿蘭陀著津、平戶より長崎へ被移事、

一寬永十八辛巳年、爲上意、向後阿蘭陀船、長崎湊に可令著船旨被仰付之、但去る慶長十三年より寬永十七年迄、三十三ケ年、平戶に著船し、去冬如例、阿蘭陀人江府爲拜禮、平戶より令出達之處、今度右之通被仰出に付、拜禮相濟、歸路直ニ長崎に令來著、出島屋鋪に被令住館、○中略

同年入津の阿蘭陀船九艘、直に長崎湊に著船せしむ、則寬永十五年、御制禁になりし南蠻人、其節迄住せし出島の地、明屋鋪となりしを、此時より阿蘭陀人住館に被仰付之、

江戶拜禮之事

一正保四丁亥年六月、南蠻船二艘、當津に入津す、

〔長崎志二〕唐船長崎湊來著之事

一唐船渡海始之事、明の嘉靖隆慶の頃、日本永祿元龜に當る、船に小船より絲、端物、藥種等積渡り、逐交易の處、萬曆崇禎に至て、日本天正慶長に當る、明朝と淸朝の兵亂大に起て、人民甚困厄に逼り、其難を遁れん爲に、商賣を營むもの而已にも不限、數輩の唐人、家貲財物を携へ來りて、長崎に住居を願ふもの多かりしとなり、船數も漸々多く成り、九州、薩摩阿久根、筑前博多、豐後府內、肥州にては五島、平戶、大村、長崎、諸處に著岸すと云共、就中長崎湊に著船多く、諸司繁多成るゆへ、慶長九年以來、

引津

異國商船、往昔皆入筑前博多、所謂花旭塔也二百有餘年以來、或周防、或豐後之豐府、或薩摩、或肥前平戸也、自寛永年中一以肥前長崎一爲湊、而後不改、

〔筑前國續風土記博多三〕一博多　天文廿一年より、博多に大明西蕃の諸國より、商船の來る事やみぬ、其後は博多に異國の船絶て來らず、此時より袖の湊も漸埋りつらん、天文廿一年より今元祿十四年迄は、凡百五十年に成ぬ、其後に大友義鎭威力を振ひし時、豐後府内に異國船を着せたり、又其後紅夷の船は、肥前の平戸に著、長崎に大明諸夷の舶の來るは又其後なり、

〔筑前國續風土記志摩郡二十一〕引津津の字すむべし

引津は、芥屋村より六七町西南に當り、芥屋と岐志との間に在し入海なり、むかしはこの入海に芥屋岐志兩方より潮相通じて、大船も内海に入しといひ傳ふ、いつの時よりか入海はあせて、みな田となり、今は田地凡五六十町も有とかや、○中略この田地、むかし入海なりしゆゑに、今も田の底をほれば、貝のから出づと云、○中略かやうに四方に陸地めぐりて、その中に入海ある所は、諸州に希なる奇境なり、引津と名附けしは、岐志芥屋兩方に潮引し故にや、また船入て潮干ぬれば、外海へ出がたかりしを、船を引出したるゆゑに、名づけしにや、

〔萬葉集雜歌七〕旋頭歌

梓弓引津邊在、莫謂花、及採、不相有目八方、勿謂花、

〔萬葉集略解七〕引津は筑前也、卷十五引津亭舶泊之作とあれば、海邊なる事しるし、

〔萬葉集春相聞十〕問答

梓弓引津野邊有、莫告藻之、花咲及二、不會君毳、

〔萬葉集古挽歌十五〕引津亭舶泊之作歌七首○五首略

久左麻久良、多婢乎久流之美、故非乎禮婆、可也能山邊爾、草乎思香奈久毛、

向、飛帆一日、到壹岐島、

〔朝野群載 二十 大宰府〕警固所解申請申文事

言上　新來唐船一隻子細狀

右件唐船、今日酉時、筑前國那珂郡博多津志賀島前海到來者、任先例子細言上如件、以解、

長治二年八月廿日　　錄取田口吉任

本司兼監代百濟惟助

〔永久四年百首 雜〕唐人　　俊頼

唐人はちかのそじまに舟出してはかたのおきに時つくる也　　兼昌

うなばらやはかたの沖にかゝりたる唐舟にときつくるなり

〔梅松論 下〕建武三年四月三日、太宰府を立て、御進發ありし程に、太宰少貳幷九國の輩、博多の津より纜を解て、兩將は長門の府中にしばらく御逗留にて、當所より御出舟有、(下略)

〔南海治亂記 五〕豫州能島氏侵大明國記

大明ノ使節蔣洲卜云者、博多津ニ入來ル時ニ、豐後ノ大友義鎭、西州ヲ統領スルユヘニ、日本國王ナリトシテ、其書ヲ義鎭ニタテマツル、

〔海東諸國記〕筑前州

貞成

辛巳年、遣使來朝、書稱筑前州冷泉津尉兼内州大守田原藤原貞成、受圖書約歲遣三船、大友殿族親、博多代官、

〔和漢三才圖會 五十七 水〕湊　津

博多是隣國輻輳之津、警固武衞之要、而郡與鴻臚相去二驛、若兵出不意、倉卒難備、請移置統領一人、選士四十人、甲冑四十具於鴻臚、〇中略詔並從之、

〔三代實錄 二十九 清和〕貞觀十八年八月三日丁未、太宰府言、去月十四日、大唐商人楊淸等三十一人、駕一隻船著荒津岸、

〔延喜式 二十六 主税〕諸國運漕雜物功賃

南海道

太宰府海路自博多津漕難波津船賃、石別五束、挾杪六十束、水手卌束、自餘准攝津國、

〔扶桑略記 二十五 朱雀〕天慶三年十一月廿一日、純友追討記云、伊豫掾藤原純友、居住彼國、爲海賊首、〇中略官使好古、引率武勇、自陸地行向、慶幸春實等、鼓棹自海上赴、向筑前國博多津、賊卽待戰、一擧欲決死生、

〔小右記〕寬仁三年四月二十五日壬子、酉時許惟圓持帥〇藤原隆家書來、去十六日書示異國人來九日來著合戰等子細在府解、又示可辭退哉否事、惟圓云、使者乘隼船參上、但異國八日俄來著能古島、同九日亂登博多津、府兵忽然不能徵發、先平爲忠、同爲方等、爲師首馳向合戰、異國軍多被射殺、〇下略

〔雲州消息 下 末〕某謹言、去月某日、著博多津、某日著鎭守府、此間無風雨之難、神道祐之歟、宋朝商客、其船以來、貨物數多、倍於前々云々、麝臍之香、鳳文之綾、可謂奇珍、以通天之犀、説明月之珠、勢州蚌胎、產件珠者也、早付便脚、可兆給也、紺青蘇枋、且以奉之、心事雖多、併期後信耳、謹言、

月日　　大宰大貮

伊勢守殿

〔朝野群載 三 文筆〕對馬貢銀記

對馬島者、在本朝之西極、屬於太宰府、孤立海中、四面絕壁、其名彙見於隋唐史籍、自筑前國博多津西

及壹岐對馬等要害之處、可置船一百艘以上以備不虞、而今無船可用、交關機要、不安一也、

〔續日本紀考證 七〕博多大津(在筑前國那珂郡、七年八月紀、及寶龜七年閏八月紀、作博多津、即靑明紀所謂那大津也、)

○按ズルニ、續日本紀天平寶字七年八月ノ條ニ、太宰博多津ノ事ナシ、恐ラクハ次下引ク所ノ八年七月紀ヲ誤リシナラン、

〔續日本紀 二十五 淳仁〕天平寶字八年七月甲寅、新羅使大奈麻金才伯等九十一人、到着太宰博多津、

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁五年十月庚午、太宰府言、新羅人辛波古知等二十六人、漂着筑前國博多津、

〔續日本後紀 八 仁明〕承和六年十月丁巳、遣唐使錄事正六位上山代宿禰氏益所駕新羅船一隻、歸着筑前國博多津、

〔續日本後紀 十一 仁明〕承和九年正月乙巳、新羅人李少貞等卅人、到着筑紫大津、太宰府遣使問來由、

〔三代實錄 十六 淸和〕貞觀十一年六月十五日辛丑、太宰府言、去月廿二日夜、新羅海賊、乘艦二艘、來博多津、掠奪豐前國年貢絹綿、卽時逃竄、發兵追、遂不獲賊、　十二月十四日丁酉、遣使者於伊勢太神宮奉幣、告文曰、(中略)去六月以來、太宰府度々言上(多利、)新羅賊舟二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利、(下略)

〔筑前國續風土記 三 博多〕今案に、前に博多とあり、後に荒津と有は、博多荒津一所なりしと見えたり、然れば博多は町をさして云、大津荒津とは、博多の船の著岸をさして云なるべし、

〔萬葉集 十七〕天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿、被任大納言、(兼帥如舊、)上京之時、傔從人等、別取海路入京、於是悲傷羇旅、各陳所心作歌十首、(中略)

荒津乃海、之保悲思保美知、時波安禮登、伊頭禮乃時加、吾孤悲射良牟、

〔三代實錄 十六 淸和〕貞觀十一年十二月廿八日辛亥、遣從五位上守右近衞少將兼行太宰權少貳坂上大宿禰瀧守於太宰府、鎭護警固、(中略)是日瀧守奏言、所以置選士設甲冑者、本爲備警急、遮不虞也、謹撿、

(新拾遺和歌集十二羇旅)文保百首歌奉りけるに　前大納言爲定

いかにせんもろこし船のよるかたもしらぬにさはぐ袖のみなとを

(海東諸國記)筑前州

州有博多、或稱覇家臺、或稱石城府、或稱冷泉津、或稱筥崎津、居民萬餘戶、○中略居人業行商、琉球南蠻商舶所集之地、○中略往來我國者、於九州中博多最多、

(日本書紀十八宣化)元年五月辛丑朔、詔曰、○中略夫筑紫國者、遐邇之所朝屆、去來之所關門、○中略阿倍臣宜遣伊賀臣運伊賀國屯倉之穀、脩造官家那津之口、

(日本書紀二十六齊明)五年七月戊寅、遣小錦下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥、使於唐國、(中略)伊吉連博德書曰、(中略)以己未年七月三日、發自難波三津之浦、八月十一日、發自筑紫大津之浦、九月十三日、行到百濟南畔之島、

(日本書紀通證三十一齊明)筑紫大津下文所謂娜大津、蓋此、

(書紀集解二十六齊明)按筑前國那珂郡博多津

(日本書紀二十六齊明)七年三月庚申、御船還至于娜大津、居于磐瀨行宮、天皇改此名曰長津、

(日本書紀二十七天智)皇祖母尊○齊明天皇位七年七月、○中略皇太子○天智遷居于長津宮、

(日本書紀通證三十一齊明)至于娜大津娜作儺誤、儺當謂那可、即筑前國那珂郡、神功紀引儺河水、儺亦謂那可、宣化紀所謂那津蓋同、釋曰、于娜者伊豫國宇麻郡也、長津宮在伊豫、

(釋日本紀十四述義)皇太子遷居于長津宮、

齊明天皇紀曰、七年三月、御船還至于娜大津、居于磐瀨行宮、天皇改此名曰長津、　兼方案之、于娜者伊豫國宇麻郡也、長津宮者伊豫國也、

○按ズルニ、釋日本紀ニ記スル所、實ニ此ノ如シ、姑ク附載シテ參考ニ備フ、

(續日本紀二十二淳仁)天平寶字三年三月庚寅、太宰府言、府官所見、方有不安者四、據警固式、於博多大津

〔土佐日記〕廿七日〈承平四年十二月〉大津より浦戸をさしてこぎいづ、〈○中略〉廿八日うら戸よりこぎ出て大みなとをおふ、〈○中略〉十一日〈○承平五年正月〉あかつきに舟を出して、室津をおふ、

〔和漢名數〈地理〉〕日本三津〈三ケノツ〉

博多津〈筑前〉

〔和漢三才圖會〈八十筑前〉〕博多

在那珂郡、往古唐船著岸湊也、

袖湊〈ソデノミナト〉 在博多中、昔此處有入海、唐船出入、中古入于平戶、今入長崎、故唯有名耳

〔筑前國續風土記〈三博多〉〕一博多〈屬那珂郡〉 日本後紀曰、〈○中略〉新羅人辛波古智等二十六人、漂著筑前國博多津、〈○中略〉是博多の名、國史に見えたる始なり、其時すでに博多津の號あり、其初は、いつの頃より立けん不知、今案に博多は、古來唐土船の著し所にて、太宰府に近ければ、〈文圖四見あり〉上代太宰府を置れしより、博多町も立けるならん、續日本後紀には、仁明天皇の御宇、新羅の人、筑前大津に來るといへり、大津は博多をさしていへり、〈○中略〉僧眞里が梅庵集、送趙公然叟歸省詩序曰、趙公然叟、石城人、其境有島津、有十里松、註曰、石城、即筑前博多なり、有島津、又號冷泉津といへり、唐土の書には、博多を覇家臺、或八角島など書り、是は別に名付たるにあらず、博多の音を聞て如斯書るなり、海東諸國記にも、博多或冷泉津と稱し、又石城府とも云よし見えたり、日本に上世より異國船の來りつどひし所にて、太宰府に近ければ、往古より繁榮の地なる事むべなり、〈○中略〉げにも此博多津は、往古唐土船のつどひし所にて、我日本の國々よりも、各其土物を載て爰に聚り、民軒を並て富人門をつらね、肆には萬の財多く、民生日用の食貨乏しからず、且古寺名刹又多し、誠に四方輻湊の地にして、大府の邑といひつべし、此所南北の中程に、古は東西に通れる入海有て、袖の湊と號せり、是唐船の入し湊なり、

天文八年己亥、細川晴元、阿讃ノ諸將ニ命ジテ、豫州河野ヲ追討セシム、〇中略防州〇大内義隆ノ兵船ハ、西伊豫松山口御津ノ濱ニ渉テ、國中ノ諸將ヲ細川方ニ誘引ス、

〔愛媛面影三和氣郡〕三津濱

書籍考に、三津の三は例の假字にて、古大御船の泊し所なれば、御津とはいふなるべしといへり、南海治亂記に、河野通直、豐前國根津浦より出船して、豫州御津濱に渡りなど見たれば、舊は御津と書るなるべし、

按、日本書紀に、御船泊于熟田津石湯行宮、又萬葉集に、熟田津爾、船乘世武登、月待者、などある熟田津は此處なるべし、そは溫泉に行幸し時、御船泊玉ひけん所、外にあらざればなり、里人云、昔は潟のあたり迄入海なりしを、築留て今の如くなりぬと、實にさもありけんかし、されど御津と云名は、御船泊玉ひしによりての名なるべければ、古の熟田津也といはんも、誣事にはあらじ、

土佐國室戸津

〔土佐國考安藝郡〕室津津呂　在羽根村東、或稱室戸、

〔土佐名所記安喜郡〕室戸ムロト　東寺也又云東寺ハ西寺の國都にて室戸崎と號す、私云室津、

〔今昔物語十七〕地藏菩薩値火難自出堂語第六

今昔、土佐ノ國ニ室戸津ト云所有リ、其所ニ一ノ草堂有リ、津寺ト云フ、其堂ノ檐キノ木尻皆焦レタリ、其所ニハ海ノ岸ニシテ人里遠ニ去テ難通シ、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年三月丙寅、大僧都傳灯大法師位空海終于紀伊國禪居、庚午、〇中略法師者、〇中略勤念土左國室戸之崎、幽谷應聲、明星來影、自此專解日新、下筆成文、

〔新勅撰和歌集十釋教〕土左國室戸といふ所にて　弘法大師

法性の室戸といへどわがすめば有爲の浪風よせぬ日ぞなき

顯昭通の說に、にぎたづともいひ、みぎたづとも云とえらばれたり、みとにとは、殊にかよはしていはる丶字と聞えたり、いはゆるなみはやのくにを、なにはとはいふに、を丶みをといへり、澪をみなと云がごとし、それにとりて、この集に、にぎたづのことばをよめる歌に、第一卷には、熟田津爾船乘世武登月待者とかけり、熟田津これをにぎたづと云事、日本紀にみえたり、又或は和多豆ともかき、或は柔田津ともかけるは、皆にぎたづと和すべきことはりなれば、いまの點には、みなにぎたづと和する也、

〔萬葉集三雜歌〕山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌一首幷短歌○中略

反歌

百式紀乃、大宮人之、飽田津爾、船乘將爲、年之不知久、

〔松葉名所和歌集十一〕飽田津　伊豫萬葉抄ニ見エタリ

〔萬葉集略解三上〕飽は熟の誤なるべし、にぎたづは伊豫風土記にも出、久老云、或人其地のさまよくしれるに問しは、飽田津といふ地も、熟田津といふ地も、今猶有とぞ、猶考べし、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕悲別歌

柔田津爾、舟乘將爲跡、聞之苗、如何毛君之、所見不來將有、

〔豫章記〕三島大明神御天下以前、和氣郡神島下給、故母居島ト號ス、更三子產給、御子船游上故、此島住給フ、○中略御三王子御舟、當國○中略和氣郡三津浦着給フ、國主乘船、小千御子ト稱ス、此時事ヲ以萬葉集歌有云、堀江渡得無小船、コギカヘリ、思フ人ヲヤ、難波ルラント讀メリ、古文ナドニ難波堀江ト云ヘリ、不知人故也、是ハ和分ノ堀江ナルベシ、

〔豫陽俚諺抄郡名部〕三津　是は伊與王子第三ノ御子ノ御船著シ所故、三津ト號ス、

〔南海治亂記五〕細川晴元討豫州記

通はしかければ、昔は温泉、かの柔田津ちかき邊に在しか、又はかの山間の迫門などより、潮の滿來て入江なりしか、古歌古書などの今世の地理にあひがたきも、國々にこれかれおほかれば、猶考ふべし、

〔日本書紀齊明二十六〕七年正月壬寅、御船西征、始就于海路、庚戌、御船泊于伊豫熟田津石湯行宮、熟田津、此云儞枳柁豆、

〔釋日本紀述義十四〕伊豫國風土記曰、湯郡、〇中略天皇等於湯幸行、降坐五度也、〇中略以後岡本天皇、〇齊明近江大津宮御宇天皇、〇天智淨御原宮御宇天皇、〇天武三軀爲一度、

〔萬葉集一雜歌〕後崗本宮御宇天皇代天豐財重日足姬天皇位後卽位後崗本宮

額田王歌

熟田津爾、船乘世武登、月待者、潮毛可奈比沼、今者許藝乞菜、

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午、天皇大后幸于伊豫湯宮、後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就于海路、庚戌御船泊于伊豫熟田津石湯行宮、天皇御覽昔日猶存之物、當時忽起感愛之情、所以因製歌詠、爲之哀傷也、卽此歌者、天皇御製焉、但額田王歌者、別有四首、

〔袖中抄十三〕なりたづ

なりたづにふなのりせんと月まてばしほもかなひぬいまはこぎこな

顯昭云、なりたづとは熟田津とかけり、但考日本紀に、熟田津此云儞枳柁豆、然ば萬葉にても、にぎたづと可讀歟、なりたづは伊與にある所なり、いまはこぎこなは許藝歟菜とかけり、こげこなともよめり、同事也、又柔田津ともかけり、又熟田津をむまたづともよめり、同心歟、

〔萬葉集抄三〕伊豫國風土記には、後岡本天皇御歌曰、美枳多頭爾、波氐丁美禮婆云々、にとみと同

長門國豐浦津

紀伊國德勒津

伊豫國熟田津

見者若國之崎乎、因曰國崎郡、

〔日本書紀八仲哀〕二年六月庚寅、天皇泊于豐浦津、長門國 七月乙卯、皇后（○神功）泊豐浦津、

〔日本書紀通證十三仲哀〕豐浦津（今在府、長門國豐浦郡、）

〔日本書紀八仲哀〕二年三月丁卯、天皇巡狩南國、（中略）至紀伊國、而居于德勒津宮、是時熊襲叛之不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則自德勒津發之、

〔日本書紀通證十三仲哀〕德勒津宮（或曰、日高郡江名村、今宮之故地是也、）

〔夫木和歌抄二十六津〕にぎたづ 伊與

〔松葉名所和歌集二〕熟田津 伊豫（熟田（萬葉集抄ト文同）ニ見ユ）

〔愛媛面影三温泉郡〕熟田津

書證考曰、土俗の傳說に、昔は溫泉の地名をなりたづといひ、あき田津ともいひ、又にぎ田津とも云、潟の邊近海にて船つきなりしが、今は地形變じて二里ばかり西に隔りぬ、なり田津、あき田津、にぎ田津を合せて三津といふなりなど或書にいへり、大成經に、古は熟田津といへるのみにて、なりたづ、あきたづといふ名、古書にも其外の書にもいまだ見あたらず、さるをかの反歌に熟田津とあるは、千蔭が萬葉略解に、飽は餉の誤なるべし、又久老云、或人其地の樣よくしれるに聞しに、餉田津といふも、飽田津といふも、今猶ありとぞ、猶考ふべしといへり、飽は餉と字形似たれば、寫誤りたるものなり、或人の說は非也、飽田津と云地名あるにあらず、又なり田津といふも誤りなき事也、そはかの熟田津の熟を然とも書誤れるを見て、字を訂さずしてナリとは訓誤りたる者なるべし、三津濱人のいへらく、かの山際まで昔は海にて、此邊は築地なりと、實にさる事なるべし、さて三津の三は、例の假字にて、古天皇等の行事の時、御船の泊し所なれば御津といひしを、築地と成ても猶海際なれば、今も御津とはいふなるべし、又熟田津石湯とある石は、古書に礒と

香島津

〔萬葉集十七〕能登郡（○能登）從香島津發船、行於射能來村往時作歌二首

登夫佐多底船木伎流等伊布、能登乃島山、今日見者、許太知之氣思物、伊久代神備曾、

香島欲里、久麻吉乎左之底、許具布禰能、可治等流間奈久、京師之於母保由、（○中略）

右大伴宿禰家持作之

播磨國宇須伎津

〔播磨風土記揖保郡〕宇須伎津、右所以名宇須伎者、大帶日賣命、（○神功皇后）將平韓國度行之時、御船宿於宇須伎（○伎字恐衍）頭川之泊、自此泊度行於伊都之時、忽遭逆風、不得進行、而從船越越御船、御船猶亦不得進、乃追發百姓令引御船、於是有一女人、爲資上己之負子而墮於江、故號宇須伎、（新辭伊波須久）

室津

〔夫木和歌抄津二十六〕むろつ　播磨

〔書言字考節用集一乾坤〕室津（播磨揖保郡、土佐安藝郡、）

〔散木弃謌集六悲歎〕むろにまかりて、日のあれければ、日來ありてよめる、

あさましやむろはうきつときゝしかどしづみぬる身の泊也けり

むろにはひごろとゞまりて、たま〳〵いで、こぎ行程に、なごろなをたかしとて、こぎもどるを見て、

なごろにはこぎもどりけりあはれわがわかれの道にこちもふかなん

〔玄與日記〕文祿五年七月十日、薩州鹿兒島より近衛前左大臣信輔公御歸洛也、（○中略）十日（○八月）備後ともの浦へ著給ふ、夫よりは順風も心のまゝにて、播磨の室の津に御著也、

○按ズルニ、室津ハ又室泊トモ稱ス、泊篇ヲ參看スベシ、

周防國佐婆津

〔豐後風土記速見郡〕昔者纏向日代宮御宇天皇、（○景行）欲誅玖磨噌唹行幸於筑紫、從周防國佐婆津發船、而渡泊於海部郡宮浦、

〔豐後風土記國崎郡〕昔者纏向日代宮御宇天皇、御船從周防國佐婆津發而度之、遙覽此國勅曰、彼所

能登國福良津

獸止、賜官符令安置矣、

〔扶桑略記 二十 白河〕承曆四年閏八月卅日、大宋國商人孫吉忠、賚明州牒、參著越前國敦賀津、先是去八月、著大宰府、隨例府司言上不待報、忠文寄小舟乘帆參入也、仍今日差遣官使、所召件牒也、

〔源平盛衰記 二十八〕源氏追討使事

六人ノ大將軍各一色ニ發東シテ打出給ヘリ、(中略)近江ノ湖ヲ隔テ、東西ヨリ下ル、(中略)西路ニハ、大津、三井寺、片田浦、比良、高島、木津ノ宿、今津、海津ヲ打過テ、荒乳ノ中山ニ懸テ、天熊國境匹壇、三口行越テ、敦賀津ニ著ニケリ、

〔太平記 二〕長崎新左衞門尉意見事附阿新殿事

資朝子息國光中納言、其比ハ阿新殿トテ、歲十三ニテヲハシケルガ、父ノ歸召人ニ成給シヨリ、仁和寺邊ニ隱テ居タリケルガ、父誅セラレ給ベキ由ヲ聞テ、今ハ何事ニカ命ヲ惜ムベキ、父ト共ニ斬レテ冥途ノ旅ノ伴ヲモシ、又最後ノ御有樣ヲモ見奉ルベシトテ、(中略)都ヲ出テ十日餘ト申ニ、越前ノ敦賀ノ津ニ著ニケリ、是ヨリ商人船ニ乘テ、程ナク佐渡國ヘゾ著ニケル、

〔太平記 十七〕北國下向勢凍死事

同(延元元年十月)十三日、義貞朝臣、敦賀津ニ著キ給ヘバ、氣比彌三郎大夫、三百餘騎ニテ御迎ニ參ジ、春宮一宮總大將父子兄弟ヲ、先ブ金崎ノ城ヘ入レ奉リ、自餘ノ軍勢ヲバ、津ノ在家ニ宿ヲ點シテ、長途ノ窮屈ヲ相助ク、(中略)

瓜生判官心替事附義鑑房藏義治事

同(延元元年十月)十四日、義助義顯、三千餘騎ニテ敦賀ノ津ヲ立テ、杣山ヘ打越給フ、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜三年九月戊戌、送渤海客使武生鳥守等、解纜入海、忽遭暴風、漂著能登國、客主僅得免死、便於福良津安置、

義仲寺に翁を葬りて

なきがらを笠にかくすや枯尾花　其角

はせを翁のかくれし翌年墳に詣て

志賀の花湖の水それながら　素堂

越前國敦賀津

〔書言字考節用集 一乾坤〕敦賀津(ツルガノツ) 本字角鹿、越前敦賀郡、

〔倭名類聚抄 五國郡〕越前國敦賀 都留賀

〔日本書紀 六垂仁〕一云、御間城天皇〈崇神〉之世、額有角人、乘一船、泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿(ツヌガ)也、

〔日本書紀 八仲哀〕二年三月丁卯、將討熊襲國、則自德勒津發之、浮海而幸穴門、卽日使遣角鹿、勅皇后〈神功〉曰、便從其津發之、逢於穴門、

〔日本靈異記 中〕閻羅王使鬼得所召人之賂以免緣第廿四

楢磐嶋者、諾樂左京六條五坊人也、居住于大安寺之西里、聖武天皇世、借其大安寺修多羅分錢卅貫、以往於越前之都怒鹿津而交易、

〔延喜式 二十六主税上〕諸國運漕雜物功賃 略〇中

北陸道

越前國 略〇中 海路〈自比樂湊漕敦賀津、船賃、石別稻七把、挾杪卌束、水手廿束、但挾杪一人、水手四人、漕米五十石、加賀、能登、越中等國亦同、自敦賀津運鹽津駄賃、米一斗六升、自鹽津漕大津、船賃、石別米二升、屋賃石別一升、挾杪六斗、水手四斗、自大津運京駄賃、別米八升、自餘雜物斤兩准米、〉 能登國 略〇中 海路〈自加島津漕敦賀津、船賃、石別二束六把、挾杪七十束、水手卌束、自餘准越前國、〉 越中國 略〇中 海路〈自亘理湊漕敦賀津、船賃、石別二束二把、挾杪七十束、水手卌束、自餘准越前國、〉 越後國 略〇中 海路〈自蒲原津湊漕敦賀津、船賃、石別二束六把、挾杪七十五束、水手卌五束、但水手人別漕八石、自餘准越前國、〉 佐渡國 略〇中 海路〈自國津漕敦賀津、船賃、石別一束四把、挾杪八十五束、水手五十束、自餘准越前國、〉

〔扶桑略記 二十九後冷泉〕康平三年七月、越前國解狀云、大宋商客林表、俊改等、參著敦賀津、卽有朝議、從廻却、而林表等上奏曰、逆旅之間、日月多移、粮食將竭、加之天寒風烈、海路多怖、委命聖朝、而已者、所奏不能、

れて、わたりわづらふ、あはづにとゞまりて、またはすの二日京にいる、

(夫木和歌抄二十六津)あはづ近江

水海のあはづにやどをきみゆゑにはかなくしほをたれてける哉　重之

(左經記)寬仁四年五月廿六日丙子、上野前司定輔上道之間、於粟津邊備前前司維衡郎等之闘亂、維衡郎等六人之中、官人被疵死去、　六月四日甲申、參內、頭中將被談云、右衛門尉平時通、上野守定輔之迎、於粟津射前々司維衡郎等之由有聞、仍被尋實否之間、時通進無實之由申文、

(吾妻鏡三)壽永三年(元暦元年)正月廿日庚戌、蒲冠者範賴、源九郎義經等、爲武衛(賴朝)御使、率數萬騎入洛、是爲追罰義仲也、今日範賴自勢多參洛、義經入自宇治路、木曾以三郎先生義廣、今井四郎兼平已下軍士等、於彼兩道防戰、皆以敗北、(中略)遂於近江國粟津邊、令相摸國住人石田次郎誅戮義仲、

(源平盛衰記三十五)粟津合戰事

甲斐源氏ニ一條次郎忠賴、板垣三郎兼信、七千餘騎ニテ先陣ニ進、粟津濱ニ打出タリ、

(玄與日記)慶長二年二月十四日、伊勢へ參宮中(略)相坂を越大津粟津を過て、みかみ山、鏡山など見て、水口といふ所に著侍りぬ、

(東海道名所圖會一)粟津松原

雲拂ふあらしにつれて百船も千ふねも波のあはづにぞよる　近衞關白時熙公

粟津晴嵐

嵐度粟津春興長、吹香吹雨似相狂、山花片々一蘆渡、湖上關鷗夢也香、　相國寺林長老

義仲寺馬場村にあり、此所木曾義仲戰死の地なり、佛堂に朝日將軍の畫像を安す、(中略)

芭蕉翁墳義仲寺境内、義仲塚に隣る、又草堂には翁の木像を安す、(中略)什寶に翁の掛の杖、笠の碑、かず〳〵あり、これを藏むるところを粟津文庫といふ、近年此に蕉翁の集、印板にして世に行ふ、

〔新撰六帖　一〕むつき
さゝ波や大津の宮はあれぬれど春はふるさず立かはる哉　　家良

〔義經記　一〕しやなわう殿くらま出の事
あふ坂の關を打越て、大津の濱をも通りつゝ、せたのからはしうちわたり、かゝ見のしゆくに付給ふ、

〔玄與日記〕文祿五年十一月十三日、紹巴幽齋三井寺へ行侍りぬ、〇中略笠取山、日野、山科、音羽里など通り、相坂を越、大津え出申候、志賀の山、ひらの高ねのえぐれ、かゞみ山もかきくもり、水うみの船のゆきかひ、たぐひなき有樣也、
慶長二年二月十四日、伊勢へ參宮申、〇中略十九日大津に着ぬ、〇中略廿日伏見へ歸りぬ、〇中略あうさかの走井に、大津のかた也、大津を打出の濱と申侍る也、

鹽津

〔萬葉集　十一古今相聞往來歌〕寄物陳思歌
味鎌之、鹽津乎射而、水手船之、名者謂手師乎、不相將有八方、
〔萬葉集略解　十一下〕あぢかまは、〇中略讃岐寒川郡に、庵治の浦、鎌の浦といふ所有と其國人いへり、鹽津は近江に今も有地名也こゝによみたるはいづこにか、

〔太平記　十七〕北國下向勢凍死事
同〇延元元年十月十一日ニ、義貞朝臣、七千餘騎ニテ鹽津海津ニ著給フ、

粟津

〔伊呂波字類抄　安國郡〕粟津アハツ
〔日本書紀　二十八天武〕元年七月辛亥、男依等到瀨田、〇中略大友皇子、〇中弘文左右大臣等、僅身免以逃之、男依等卽軍于粟津岡下、壬子、男依等斬近江將犬養連五十君、及谷直鹽手於粟津市、
〔更科日記〕近江のくに、おきながといふ人の家にやどりて、四五日あり、〇中略せたのはし、みなくづ

常陸國榎浦津

近江國志賀大津

津になすらへしよし、將門記や今昔物語に見えたれば、こゝがその跡なるべし、後世おもうつりて、豐田郡につきたり、

〔常陸風土記信太郡〕榎浦之津、便置驛家、東海大道、常陸路頭、所以傳驛使等、初將臨國、先洗口手、東面拜香島之大神、然後得入也、

〔東海道名所圖會近江一〕大津

志賀津今さだかならず

〔萬葉集相聞二〕吉備津采女死時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌略中

短歌二首

樂浪之、志我津子等何(一云、志我能津之子我)罷道之川瀨道、見者不怜毛、

天數、凡津子之、相日於保爾見敷者、今叙悔、

〔萬葉集雜歌三〕幸志賀時穗積朝臣老歌一首

吾命之、眞幸有者、亦毛將見、志賀乃大津爾、縁流白浪、

右今案不審幸行年月

〔萬葉集問答七〕

神樂浪之、思我津乃白水郎者、吾無二潛者莫爲、浪雖不立、

〔萬葉集譬喩歌七〕寄船

神樂聲浪乃、四賀津之浦能、船乘爾、乘西意、常不所忘、

〔日本紀略桓武〕延曆十三年十一月丁丑詔云々、略中近江國滋賀郡古津者、先帝舊都、今接輦下、可追昔號、改稱大津云々、　廿年三月、幸近江大津、國司奏歌儛、近江行宮諸寺施綿、

〔日本後紀十七平城〕大同三年十月乙亥、行幸近江國大津、修禊、以御大嘗也、

伊豆國妻郞津

武藏國埼玉津

下總國大井津

みづからにかはりて信昌首座、これも詩にて心ばへあはれに、旅のこゝろばへうつしやりぬ、見わたす景色、そのかみみしにもはるかにまさりたり、

藻鹽やく煙もたえてたび人の袖ふきかへす沖つうら風

〔宗長手記〕中御門殿御在國折ふし、奥津しほゆ湯治、旅宿へ文にあそばしそへて、

さむき夜はむかふうちにも埋火のをきつのことぞ思ひやらるゝ

御かへし

暁はいけるばかりのおきゐつゝおもふことゝは老のさむけき

〔扶桑拾葉集三十〕國東海道記　源通村

おきつをすぐるとて

見ても猶あかず過ゆく名殘をぞおもひおきつの跡のしら波

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年三月十二日乙未、爲征罰平氏、兵船三十二艘、日來浮于伊豆國鯉名奥、幷妻郞津、被納兵粮米、

〔夫木和歌抄津二十六〕

さきたまのつ　武藏

〔萬葉集十四〕東歌

佐吉多萬能津爾乎流布禰乃、可是乎伊多美都奈波多由登毛、許登奈多延曾禰、

〔萬葉集略解十四上〕埼玉郡は海によらず、利禰の大川の船津をいふなるべし、

〔將門記〕新皇〇平將門、中略、成可建王城議、其記文云、王城可建下總國之亭南、兼以檥橋號爲京山埼、以相馬郡大井津號爲京大津、

〔相馬日記一〕豐田郡水海道の里の、鈴木頂行が家につきしは、たそがれ時ばかりなり、〇中略そもそも水海道といふは、むかし平將門が、相馬の僞内裏つくりしをり、相馬郡大井の津をもて、京の大

到相武國之時、其國造詐白、於此野中有大沼、住是沼中之神、甚道速振神也、於是看行其神、入坐其野、爾其國造火著其野、故知見欺而、解開其姨倭比賣命之所給囊口而見者、火打有其裏、於是先以其御刀苅撥草、以其火打而打出火、著向火而燒退還出、皆切滅其國造等、卽著火燒、故於今謂燒遣、

○遣一本作津也、

(古事記傳二十七)燒遣、遣字、眞福寺本、又一本には遣と作り、今は舊印本、又一本などに依れり、五百 [illegible] 此字とも甚心得がたし、書紀萬葉神名式などに依に、津字を誤れるか、又は遣を誤れるか、[illegible] かにかくに燒遣などにては、如何とも訓がたけれど、字は姑書の隨にて、訓は津に從ひぬ、なほ後人よく考て定めてよ、萬葉三に、燒津邊吾去しかば、駿河なる阿倍の市道に逢し兒等はも、神名式に、駿河國益頭郡燒津神社、今も燒津村と云あり、又 [illegible] いふ、和名抄に、同國益頭郡益頭郷と見え、かの風土記にも益頭、益など書れど、益頭は音を取れる字にて、卽燒津なり、[illegible]

(萬葉集三雜歌)春日藏首老歌一首

燒津邊、吾去鹿齒、駿河奈流、阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳、

(夫木和歌抄二十六)おきつ　駿河

(倭名類聚抄六)駿河國廬原郡息津

(吾妻鏡一)治承四年十月一日庚辰、甲斐國源氏等相具精兵、競來之由、風聞于駿河國、仍當國目代橘遠茂催遠江駿河兩國之軍士、儲于興津之邊、

(平安紀行)沖津の宿に至りぬ、庵原民部入道禪道、駕をまげて、からうたふたつつくりこされしに、

駿河國益津

彼是一萬人計も流死也、(明應七年戊午八月廿二日ノ事也)

〔後法興院記〕明應七年八月廿五日己丑、辰時大地震、去六月十一日地震一倍事也、　九月二十五日、傳聞、去月大地震之日、伊勢、參河、駿河、伊豆、大浪打寄、海邊二三十町之民屋悉溺水、數千人沒命、其外牛馬類不知其數云々、前代未聞事也、

〔異本年代記拔萃〕明應七年八月廿五日、辰剋大地震、其程良久、從其相續、日々地搖、此時伊勢國大湊悉滅却、其外三川紀伊、諸國之浦津、高鹽充滿而滅亡云々、

〔宗長手記〕大永二年、〇中略伊勢大湊へわたり、山田につき侍り、則參宮す、〇中略雲津川阿野の津のあなに、當國牟楯の堺にて、里のかよひも絶たるやうなり、〇中略此津十餘年以來荒野となりて、四五千軒の家堂塔跡のみ、淺茅蓬が杣、誠に鷄犬はみえず、鳴鴉だに稀なり、

〔伊勢紀行〕あの、つ近く成て、そこともわかぬ遠山、霞の隙々よりみゆ、

いせの海の浦にはしほや滿ぬらん霞引たるあのゝ遠山

〔玄與日記〕慶長二年二月十四日、伊勢へ參宮申、〇中略十五日鈴鹿山を越て、あのゝ津に着ぬ、〇中略十七日阿のゝ津へ歸り侍りぬ、

〔日本書紀(七景行)〕四十年、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、〇註略放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之、向燒而得免、〇註略王曰、殆被欺、則悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津、

〔日本書紀通證(十二景行)〕燒津(今云燒野、神名式駿河國益頭郡燒津神社、風土記曰、所祭市杵島比咩也、中略倭名鈔益頭郡、萬之郡、風土記作麻睦、疑益頭、本燒津之音、後轉爲萬之郡也、)

〔倭名類聚抄(六國郡)〕駿河國益頭郡益頭(萬之)

〔古事記(中景行)〕爾天皇、亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神、及摩都樓波奴人等、〇中略故爾

結城入道堕地獄事

中ニモ結城上野入道ガ乗タル船、悪風ニ放サレテ、渺々タル海上ニユラレタヾヨフ事七日七夜也、既ニ大海ノ底ニ沈カ、羅刹國ニ堕カト覚シガ、風少シ静リタ、是モ伊勢ノ安野津ヘゾ吹著ラレケル、

〔安東郡専当沙汰文〕元徳〈後醍醐〉元年己巳十一月注之〇中略

一毎年五月五日御供料、御田平之丁部西々方ヨリ千名吉一隻宛上之間、専当使部令入部、五月一日、安乃津市ニテ大略取集之候、

〔大神宮参詣記〕康永元年十月十日あまりのころ、大神宮参詣のこゝろざしありて、伊勢のくに安濃津と申ところに著て侍りし程に、故郷にて聊見侍りし人のとゞめ申しかば、旅の心をもたすけむとて、両三日逗留し侍りぬ、この津は江めぐり浦はるかにして、ゆきゝの船人の月に漕ところ、旅泊の蹤の枕にきこえて、あらき浪風の音しのびがたく侍りしかば、

かせ寒き磯やのまくら夢さめてよそなる浪にぬるゝ袖哉

〔日本書紀通證 一〕三津

安濃津、明應中地震後、津遷江淺、因大船難泊矣、

〔伊勢参宮名所圖會 三〕津

明應三年五月七日、同七年六月十一日、両度の大地震に、安濃津十八九丁沈沒せるによつて、今の地へ移さる、

〇按ズルニ、明應三年五月七日ノ地震ノ事ハ、後法興院記、和長卿記、大乘院寺社雜事記等ニ見エ、同七年六月十一日ノ地震ノ事ハ、御湯殿上の日記、後法興院記等ニ見エタリ、

〔内宮子良館記〕今度大地震ノ高塩ニ、大湊ニハ千間餘、人五千人計流死ト云々、其外伊勢島間ニ、

どいふがごとし、

〔伊勢參宮名所圖會三〕津つ　七十二町と云、工商軒をならべ、繁花富饒の地也、こゝを津と云は、古船著海濱の湊にてありし故なり、舊名安濃の津といふを、いつとなく津とのみいひならひたるなるべし、

〔日本書紀通證一十一〕三津

伊勢風土記曰、安濃津、仁德三年乙亥、定三津、其一也、異方之蠻船、本邦公私之著船湊入之船、各來于此、待其風雲、華國之名湊也、

〔平家物語一〕すゞきの事

抑平家、かやうにはんじやうせられける事は、ひとへにくまのごんげんの御利生とぞ聞えし、其故は淸盛いまだあきの守たりし時、いせの國あのゝつより、舟にてくまのへ參られけるに、大きなるすゞきの舟へおどり入たりければ、せん達申けるは、昔しうのぶわうの舟にこそ、白魚はおどり入たるなれ、いかさまにも是は權現の御利生と覺え候、まいるべしと申ければ、さしも十かいをたもつて、しやうじんけつさいの道なれども、自てうびして我身くひ、家の子郎等共にもくはせらる、

〔一代要記後宇多〕弘安二年十月ロ日、熊野神輿一基、依訴訟有入洛之企、依寄伊勢國阿野津、

〔太平記二十〕奧州下向勢逢難風事

九月十二日ノ宵ヨリ、風ヤミ雲收テ、海上殊ニ靜リタリケレバ、舟人纜ヲトイテ、萬里ノ雲ニ帆ヲ飛ス、兵船五百餘艘、宮〇後村上御座船ヲ中ニ立テ、遠江ノ天龍ナダヲ過ケル時ニ、海風俄ニ吹アレテ、逆浪忽ニ天ヲ卷翻ス、或ハ檣ヲ吹折ラレテ、彌帆ニテ馳ル船モアリ、或ハ梶ヲカキ折テ、廻流ニ漂船モアリ、暗〇中

伊勢國阿濃津

住吉の津の事と見ゆれば、御津は大津のいひ也けり、

〔萬葉集五雜歌〕山上憶良朝臣歌上

好去好來歌一首　反歌二首

唐能遠境爾、都加播佐禮、麻加利伊麻勢、中略事了還日者、中略大伴御津濱備爾、多太泊爾、美船播將泊、都都美無久、佐伎久伊麻志弖、速歸坐勢、

反歌

大伴御津松原可吉掃弖、和禮立待、速歸坐勢、中略

天平五年三月一日、良宅對面、獻三日、　山上憶良

謹上大唐大使卿記室

〔萬葉集七雜歌〕攝津作

大伴之三津之濱邊乎、打曝、因來浪之、逝方不知毛、

〔萬葉集十五〕遣新羅使人等、悲別贈答、及海路慟情陳思、幷當所誦詠之古歌、

大伴能美津爾、布奈能里、許藝出而者、伊都禮乃思麻爾、伊保里世武和禮、

〔和名類聚抄郷里〕日本三津

阿濃津伊勢

〔倭訓栞前編二〕あの〇中略　萬葉集に、さかげの安努とかけるも、あのとよめり、延暦儀式帳に草蔭の安濃と書り、伊勢の安濃郡をいへり、〇中略安乃津市は、安東郡專當沙汰文に見えたり、〇中略あのゝつを武備志に洞津と書せるは、あなのつの義なり、のは同音也、よて又伊勢穴津とも書せり、織田信包、あのゝ津の城主たりし時、穴津少將と呼し事、大閤記に見えたれば、武備志も我邦の人のいひしによる成べし、されど草かげの枕詞によれば、青野の義なるべし、草の蔭野な

〔古今和歌集十七雜〕題しらず　よみ人しらず

おしてるやなにはのみつに燒鹽のからくも我は老にける哉、又はおほとものみつのはまべに、

〔顯注密勘七〕おしてるや難波のみつとは、所の名也、喜撰式には、しほうみをば、おしてるやと云と書り、但おしてるやなにはとつゞくる事はよし有べし、なにはのみつとは、難波の浦にみつのうらも有といへり、またおほとものみつの濱ともいへり、

〔古今和歌六帖三水〕鶴

ひとりのみみつの堀江にすむ鶴の底はたえすも戀渡る哉

〔萬葉集一雜歌〕山上臣憶良在大唐時憶本鄕歌

去來子等、早日本邊、大伴乃、御津乃濱松、待戀奴良武、

〔萬葉集一雜歌〕太上天皇(持統)幸于難波宮時歌

大伴乃、美津能濱爾有、忘貝、家爾有妹乎、忘而念哉、

右一首身人部王

〔冠辭考十於〕おほともの　みつの濱　高しの濱

萬葉卷一に、(太上天皇幸于難波宮時の歌、此太上は持統なり、)大伴乃、美津能濱爾有忘貝云云、(此つゞけ集中に多し、)こはとかくすれど意を得ねば、くさ〲擧つ、先いにしへ大伴宿禰の遠つおや道臣命は、久米部を主どりて、名高きこと、古き史共に見ゆれば、更にもいはず、卷十八に、家持ぬしの歌に、大伴能、遠津神祖乃、其名乎婆、大久目主登、於比母知氏、都加倍之官とよめり、さて神武紀に、(大御歌)瀰都瀰都志、倶梅能固邏餓てふ御ことば多きは、大久米部のみならず、それつかさどる道臣命をもかね給へり、然ればこゝは大伴の瀰都々々志てふ意にて、御津の濱に冠らせたるにや、(中略)○御津は、紀に難波御津、萬葉に住吉の御津といへるも同じ所にて、神功紀に、大津渟中倉之長峽てふも即同じ

（日本書紀齊明二十六）五年七月戊寅、遣小錦下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥、使於唐國、（中略）伊吉連博德書曰、（中略）以己未年七月三日、發自難波三津之浦、

（日本書紀通證齊明三十一）難波三津（續紀攝津國御津村、萬葉集云、齊之御津、大伴乃御津、又云、大伴乃御津乃濱邊、西成郡、）

（書紀集解齊明二十六）攝津志曰、西成郡三津神祠、在島内三津寺町、

（萬葉集雜歌三）柿本朝臣人麻呂羇旅歌

三津埼、浪矣恐、隱江乃、舟公宣奴島爾、

（萬葉集略解三上）舟公宣奴島爾の六字、今の訓よしなし、字の誤れるならん、試にいはゞ、舟令寄、敏馬崎爾なども有けん、さらば、ふねはよせなん、みぬめのさきにと訓べし、宣長は、舟八毛何時、寄奴島爾と有けん、八毛を丞一字に誤、何時を脱し、寄を宣に誤れるならんとて、ふねはもいつか、よせんぬじまにと訓り、いづれにても有べし、

（萬葉集雜歌三）角麻呂歌

鹽干乃、三津之海女乃、久具都持、玉藻將苅、率行見、

（伊勢物語下）むかしをとこ、津のくにゝ、しるところありけるに、あに弟友だちひきゐて、難波のかたに往きけり、なぎさを見れば、船どものあるを見て、

なにはづをけふこそみつの浦ごとにこれやこの世をうみわたるふね、これをあはれがりて、人々かへりにけり、○又見續古今和歌集、

（古今和歌集戀十三）よみ人しらず

君が名もわが名もたてじ難波なるみつともいひな逢ひきともいはじ

（顯註密勘五）みつとないひそとは、なにはに、みつといふ所のあれば、なにはなるみつに、人をみつとそへたり、

延久之年春二月、太上皇母儀、仙院長公主、暫出皇城、遥詣住吉靈社、傅陸前大相國以下、卿士大夫、濟濟扈從矣、言其歷覽、尋其由緒、始向石淸水之神祠、殊致如在之禮、後入難波津之佛閣、偏凝隨喜之心、喜鳥葦爽之靜謐、恣山水之登臨也、(下略)

〔夫木和歌抄雜二十三〕難御歌中　後九條内大臣

難波津はいまもこと葉の海の月さぞあし原の道まもるらん

〔松葉名所和歌集十三〕三津(攝津國生玉、伊勢近江ニ有ニ同名、)

〔攝陽群談大津〕御津(ミツ)

右○高津ニ同ジ、仁德帝都ヲ祝シテ御津ト稱ス、一說、難波津、敷津ノ三(ミツ)ヲ以テ、三津ト號ルノ俗語アリ、

〔古事記中仁德〕自此後時、大后(○石之日賣命)爲將豐樂而、於採御綱柏、幸行木國之間、天皇婚八田若郞女、於是大后御綱柏積盈御船、還幸之時、所駈使於水取司吉備國兒島之仕丁、是退己國、於難波之大渡、遇所後倉人女之船、乃語云、天皇者、比日婚八田若郞女而、晝夜戲遊、(中略)爾其倉人女、聞此語言、卽追近御船、白之狀、具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之御綱柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也、卽不入坐宮而、引避其御船、泝於堀江、隨河而上幸山代、

〔日本書紀十五仁賢〕六年九月壬子、遣日鷹吉士、使高麗召巧手者、是秋、日鷹吉士被遣後、有女人居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫河怜矣、(註略)哭聲甚哀、

〔日本書紀通證二十仁賢〕難波御津(古事記仁德紀曰、御綱柏悉投棄於海、故號其地謂御津前也、又作三津、東生郡西成郡並有此名、)

〔書紀集解十五仁賢〕古事記大雀命紀曰、皇后御綱柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也、攝津志曰、東成郡四天王寺、一名三津寺、又西成郡三津神祠、在島内三津寺町、天平勝寶五年九月、攝津國御津村、潮水暴溢、壞損廬舍百餘、卽此、

〔日本後紀 十四平城〕大同元年九月壬子、遣使封左右京及山崎津難波津酒家甕、以水旱成災、穀米騰躍也、

〔延喜式 二十一玄蕃〕凡蕃客從海路來朝、攝津國遣迎船、(中略)其蕃客船將到難波津之日、國使著朝服、乘一裝船、候於海上、

〔延喜式 二十六主税〕諸國運漕雜物功賃

南海道

太宰府海路(自博多津漕難波津船賃、石別五束、挾杪六十束、水手卌束、自餘准此、)

〔延喜式 五齋宮〕凡難波津頭、海中立澪標、若有舊標朽折者、搜求拔去、

〔延喜式 三臨時祭〕東宮八十島祭(中略)

右八十島祭、御巫生島巫、并史一人、御琴彈一人、神部二人、及内侍一人、内藏屬一人、舍人二人、赴難波津祭之、

〔江家次第 十五〕八十島祭

於淀乘船、車在別船、公卿以下殿上人、有奉餘者皆相共下向、祭日到難波津、宮主作壇、(四面作之)陳祭物、(中略)祭了以祭物投海、夫歸京、於江口遊女參入、纏頭例綿、如何、

〔日本紀略 二朱雀〕承平三年六月廿五日庚午、典侍滋野朝臣、於難波津行八十島祭、

〔土佐日記〕六日、(○承平五年二月)みをづくしのもとよりいでゝ、なにはの津につきて、かはじりにいる、みな人々をんなおきなひたひにてをあてゝ、よろこぶことふたつなし、

〔拾遺和歌集 七物名〕つばくらめ　貼見

難波つはくらめにのみぞ舟はつく暢の風のさだめなければ

〔本朝續文粹 十和歌序〕春日住吉行旅遊覽、應太上皇(○後三條)製、和歌一首并序(延久五年二月廿一日)

參議從二位大藏卿兼左大辨中宮權大夫播磨權守源朝臣經信上

神祠、取劔裹袈裟逃去、伊勢國一宿之間、神劔脫袈裟、還著本社、道行更還到、棟礒崎請、又裹袈裟逃到攝津國、自難波津解纜歸國、海中失度、更亦漂著難波津、〈○下略〉

〔萬葉集五雜歌〕山上憶良頓首謹上

好去好來歌一首〈反歌二首〉〈○中略〉

反歌〈○中略〉

難波津爾、美船泊農等、吉許延許婆、紐解佐氣氐、多知婆志利勢武、

天平五年三月一日〈良宅對面獻三日〉　山上憶良

謹上大唐大使卿記室

〔日本靈異記中〕智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦緣第七

有沙彌行基、俗姓越史也、〈○中略〉以天平十六年甲申冬十一月任大僧正、於是智光法師、發嫉妬之心、而非之曰、吾是智人、行基是沙彌、何故天皇不齒吾智、唯譽沙彌而用焉、恨時罷鋤田寺而住、儵得痢病、經一月許、臨命終時、誡弟子曰、我死莫燒、九日一日置而待、〈○中略〉時行基菩薩、有難波令渡椅、堀江造船津、光身漸息、往菩薩所、

〔萬葉集二十〕天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌、

奈爾波都爾、余曾比余曾比氐、氣布能日夜、伊田氐麻可良武、美流波波奈之爾、

右一首、鎌倉郡〈○相模〉上丁丸子連多麻呂、

奈爾波都爾、美布禰於呂須惠、夜蘇加奴伎、伊麻波許伎奴等、伊母爾都氣許曾、

右〈○中略〉茨城郡〈○常陸〉若舍人部廣足

於之氐流夜、奈爾波能津與利、布奈與曾比、阿例波許藝奴等、伊母爾都岐許曾、

右〈○中略〉信太郡〈○常陸〉物部道足

なにはづにさくやこの花冬ごもり今は春べとさくやこの花

(日本書紀十一仁徳)三十年九月乙丑、皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女而大恨之、〈中略〉爰天皇不知皇后忿不着岸、親幸大津、待皇后之船、〈中略〉時皇后不泊大津、更引之泝江、自山背廻而向倭、

(書紀集解十一仁徳)按大津謂難波津也、註詳于應神天皇二十二年紀、

(日本書紀十一仁徳)六十二年五月、遠江國司表上言、有大樹、自大井河流之停于河曲、其大十圍、本一以末兩、時遣倭直吾子籠、令造船、而自南海運之、將來于難波津、以充御船也、

(日本書紀十三允恭)四十二年正月戊子、天皇崩、〈中略〉新羅王聞天皇既崩、而驚愁之、貢上調船八十艘、及種々樂人八十、是泊對馬而大哭、到筑紫亦大哭、泊于難波津、則皆素服之、悉捧御調、且張種々樂器、

(日本書紀十九欽明)三十一年七月壬子朔、高麗使到于近江、是月遣許勢臣猿與吉士赤鳩、發自難波津、控引船於狹々波山、而裝飾船、乃往迎於近江北山、

(日本書紀二十二推古)十六年四月、大唐使人裴世清、下客十二人、從妹子臣至於筑紫、　六月丙辰、客等泊于難波津、

(日本書紀二十三舒明)四年十月甲寅、唐國使人高表仁等、到于難波津、則遣大伴連馬養迎於江口、船卅二艘、及鼓吹旗幟、皆具整飾、

(日本書紀二十四皇極)元年二月壬辰、高麗使人泊難波津、　五月庚午、百濟國使船、與吉士船俱泊于難波津、

(日本書紀二十五孝德)白雉二年、是歲新羅貢調使知萬沙飡等、著唐國服泊于筑紫、朝庭惡恣移俗、訶嘖追還、于時巨勢大臣奏請之曰、方今不伐新羅、於後必當有悔、其伐之狀、不須舉力、自難波津至于筑紫海裏、相接浮盈艫舳、召新羅問其罪者、可易得焉、

(尾張國熱田大神宮緣起)天命開別天皇〈天智〉七年戊辰、新羅沙門道行、盜此神劍、將移本國、竊薪入于

難波津

久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳(ヒサカタノアマノサグメガイハフネノハテシタカツハアセニケルカモ)

(萬葉代匠記三上)此さぐめがいはふねは、津の國風土記云、難波高津は、天稚彦天降りし時、天稚彦に屬して下られける神天探女、磐舟に乘てこゝに至る、天の磐舟の泊る故に高津と號云々、此集一本に、あまのさぐめが鳥舟とよめりとかや、むかしさる本ありけるにこそ、

(萬葉集略解三上)古き難波わたりの圖を見るに、高津は西の入江によりて、今高津といふは、古の跡には非ず。

(書言字考節用集十數量)攝州三津(敷津○高津○難波津○)

(攝陽群談六津)難波津

東生郡東高津小橋等ハ、仁徳帝都タルヲ以テ東生ニ屬ス、○中略今ノ難波津ハ、總テ大坂ノ市中ヲ云ヘリ、

(日本書紀三神武)戊午年二月丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華(ナミハナ)、今謂難波訛也、(訛此云與許奈磨盧、)

(日本書紀十應神)二十二年四月、兄媛自大津發船而往之、天皇居高臺望兄媛之船、

(日本書紀通證十五仁徳)大津(在和泉國和泉郡、)

(古事記中神武)神倭伊波禮毘古命、○中略經浪速之渡而、泊靑雲之白肩津、

(書紀集解十應神)按古謂都會之地爲大津、舟所會謂津、此謂大津、蓋指難波津也、

(古今和歌集序)なにはづの歌は、みかどのおほんはじめなり、

大さゞきのみかど○仁徳の、なにはづにて、みこときこえける時、東宮をたがひにゆづりて、くらゐにつきたまはで、三年になりにければ、王仁といふ人のいぶかり思ひて、よみてたてまつりける歌なり、この花は梅の花をいふなるべし、○中略

従千沼回、雨曾零來、四八津之白水郎、網手綱乾有、沾將堪香聞、

右一首、遊覽住吉濱還宮之時、道上守部王應詔作歌、

〔萬葉集略解六〕ちぬは、古事記、五瀨命云々、到血沼海洗其御手之血、故謂血沼海也云々、紀に、河内國泉郡茅渟海と有、續紀靈龜二年三月、割河内國和泉日根兩郡、令供珍努宮云々と有て、今は和泉也、さては既に出、住吉の東方也、

猪甘津

〔日本書紀仁德十一年〕十四年十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋也、

〔攝陽群談七橋〕猪甘津橋

東生郡猪飼野村ニアリ、此所平野川筋ニシテ、小橋村ノ南、木村ノ上ノ堤ヨリ東ニ渉リ、猪飼野村ニ至ル所也、

〔古事記傳三十五〕小椅江、〇中略今も東生郡に猪飼野村、小橋村近くてあり、猪飼野村は、大坂城の東南にあたれり、其西に小橋村あり、天王寺より十町ばかり東方なり、さて猪飼野に、今も鶴橋とて、平野川に渡せる橋あり、難波古圖にも、此につるが橋とてあり、

敷津

〔書言字考節用集十數量〕攝州三津、敷津、高津、難波津、

〔攝陽群談六津〕敷津

住吉郡住吉ニ屬ス

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思歌

住吉乃、敷津之浦乃、名告藻之、名者告之而乎、不相毛怪、

〔新古今和歌集十羇旅〕しきつの浦にまかりて、あそびけるに、舟にとまりてよみはべりける、

藤原實方朝臣

舟ながら今夜ばかりはたびねせむしきつの浪に夢はさむとも

〔續詞花和歌集十五旅〕すみよしのへにやどりてよめる

源俊頼朝臣

朴津

〔夫木和歌抄 雜二十六〕えなつ　攝津

〔松葉名所和歌集 十二〕得名津　攝津

〔書言字考節用集 乾坤 二〕朴津(エナツ)〈又作二榎津一、攝州住吉郡、〉

〔倭名類聚抄 六 郡郷〕攝津國住吉郡榎津〈以奈豆〉

〔攝陽群談 六 津〕朴津

住吉郡住吉ニ屬ス

〔東鑑 中 吉記〕朴津(エナツ)郷

此所ハ北ノ橋東ノ野邊也ト云傳リ、又天神記録ニハ、北莊住吉郡朴津郷トアリ、

〔萬葉集 三 雜歌〕高市連黑人歌一首

墨吉乃(スミノエノ)、得名津爾立而(エナツニタチテ)、見渡者(ミワタセバ)、六兒乃泊從(ムコノトマリユ)、出流船人(イヅルフナビト)、

磯齒津

〔攝陽群談 六 津〕四入津

方角未考、蓋磯齒津國ニ比ス、

〔攝津志 二 山川〕住吉浦〈住吉村、[illegible]有二古歌一〉

〔日本書紀 十四 雄略〕十四年正月、是月爲二吳客道一、通二磯齒津路一、名二吳坂一、

〔萬葉集 三 雜歌〕高市連黑人羈旅歌

四極山(シハツヤマ)、打越見者(ウチコエミレバ)、笠縫之(カサヌヒノ)、島榜隱(シマコギカクル)、棚無小舟(タナナシヲブネ)、

〔萬葉集略解 三 上〕卷六難波宮幸の時、千沼囘より雨ぞ降くる四入津のあまとよめり、此ちぬは和泉にして、又はつは攝津也、〈○中略〉此又はつの坂路を越て見やらるゝ海に、笠縫の島といふ有しなるべし、

〔萬葉集 六〕春三月〈○天平六年〉幸二于難波宮一之時歌六首〈○中略〉

津なり、郡名も移されての後なり、又住吉に近き地に、西生郡に津守郷あるも、かの菟原郡より共に移されたるなり、書紀雄略卷に、十四年春正月、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎、漢織吳織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、是月、爲吳客道通磯齒津路、名吳坂、是を菟原郡なるに非す、今の住吉の地なりとする故は、倭京へ入料に磯齒津路を開かれたるを以てなり、さて磯齒津は、萬葉六の歌に、和泉國の千沼とよみ合せたる千沼に、住吉の南にて樋近き處なり、さて或人の云く、住吉の京に、一里許に喜連村と云あり、河內の堺なり、昔は河內に屬て、萬葉に、河內國伎人鄕とある處なるを、久禮を訛て喜連とは云なり、雄略紀、三代實錄などに、伎人鄕とあるも此處のことなり、さて住吉より喜連に行間に、ひきゝ岡山の横たはりてある、是ぞ萬葉三の歌に、四極山打越見者とある山にて、吳坂は此なるべし、今も住吉より河內へ通りたる此道なり、古に吳國人の通りし道なりと云傳へたり、喜連村に吳羽明神と云社などもあるなり、〇中略其說なほ委きを今は省きて擧つ、抑吳國ノ使は、異國の中にも希見しき客なる故に、難波津には泊すしてことさらに此住吉津に泊べく、豫ておきて賜へるなるべし、凡て異國の事は、此大神〇住吉の所知看すが故なり、萬葉十九に、贈入唐使長歌に、忍照難波爾久太里、住吉乃、三津爾船能利、直渡云々、〇中略是又遣唐使なるを以て、ことさらに此津より發船するなるべし、

〔日本書紀雄略十四〕十四年正月戊寅、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎漢織吳織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、

〔萬葉集十九〕天平五年贈入唐使歌一首并短歌作主未詳

虛見都、山跡乃國、青丹與之、平城京師由、忍照、難波爾久太里、住吉乃、三津爾船能利、直渡、日入國爾、所遣、和我勢能君乎、懸麻久乃、由由志恐伎、墨吉乃、吾大御神、船乃倍爾、宇之波伎座、船騰毛爾、御立座而、佐之與良牟、礒乃崎々、許藝波底牟、泊々爾、荒風、浪爾安波世受、平久、率而可敝里麻世、毛等能國家爾、

反歌一首

奧浪、邊波莫越、君之船、許藝可敝里來而、津爾泊麻泥、

〔古事記傳三十五〕三津は、住吉津を美稱て御津と云るなり、難波の三津、大伴の三津など云る處には非す、

〔倭名類聚抄 五國郡〕攝津國住吉〈須美乃叡〉

〔古今和歌集 十七雜〕おひ知れりける人の住吉に詣でけるに、よみてつかはしける、

壬生忠岑

すみよしと海人はつぐともながゐすな人わすれ草おふといふなり

〔日本書紀 九神功〕爰伐新羅之明年春二月、（中略）表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、

〔釋日本紀 十一述義〕宜居大津渟中倉之峽〈住吉郡地〉

神名帳曰、攝津國住吉郡住吉坐神社四座、〈並名神大、月次相嘗新嘗、〉攝津國風土記曰、住吉大神、現出而巡行天下、覓可住國、時到於沼名椋之長岡之前、〈前者、今神宮南邊、是其地、〉仍定神社、

〔攝津志 十四住吉郡〕

住吉岡〈在住吉村、住吉神社西、即風土記所謂沼名椋長岡是也、地勢高爽、古謂之岸、一名岸野、又名現出岸、又田蓑岡、〉

〔古事記 仁徳〕此天皇之御世、（中略）定墨江之津、

〔古事記傳 三十五〕墨江之津、まづ息長帶比賣命〈神功皇后〉の御世に、住吉大神を鎭祭らる、地は（中略）菟原郡の住吉にして、今の地には非るを、今地に移されし事は、傳なければ、何の御世なりけむ知がたきを、今此御世に、此津を定賜ふとあるに就て、つらつら思へば、彼大神を今の地に遷奉賜へりしも、此同時にぞありけむ、〈神功皇后の御靈を合せ祭給へるも、此時などにやあらむ、〉書紀雄略卷に見えたる趣は、既に今地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は知られたり、〈住吉と云地名も、彼菟原郡のより移れる名なり、〉（中略）かくて津の事は、書紀神功卷に、此大神の御誨言に、宜居大津渟中倉之長峽、看往來船、とある如く、彼菟原郡に坐しほどより、其地大津にてありしを、〈和名抄に、同郡に津守郷もあるは、其津を守れりし人等の居住なるべし、〉此時に、大神を遷奉賜ふまにまに、其津をも共に移し定め賜へるなるべし、是今の住吉郡の住吉

攝津國
住吉津

同元年(○元龜)四月朔日、和泉國堺浦ニテ、富メル者共ガ求置タル名物ノ道具共御覽有ベシトテ、友閑法印、丹羽五郎左衛門尉長秀ニ被仰付ケリ、兩人承テ堺ノ南北觸シカバ、所持ノ者共、此度奉ラデハトテ持參ル程ニ、イクラトモナク集ケリ、

〔信長記 下一〕九鬼右馬允大坂表大船推廻事

同年(○天正六年)九月廿七日、九鬼右馬允(○嘉隆)大船共御覽有べキトテ、信長公住吉へ著津シ玉フテ、同廿九日、安部野於テ御鷹狩シ給ヒヌ、(○中略)十月朔日、天氣ヲダヤカニ風靜ナレバ、彼大船共ヲ旗指物幕ナドニテ彩クカザリ立、浦々湊々ノ兵船ドモマデモ、其手々々ノ船ジルシ、我ヲトラジト美麗盡シケリ、御座船二艘金襴緞子ヲ以カザリ立、堺南北ノ津ヨリ捧ゲ奉ル、尤御氣色ヨカリケリ、(○下略)

〔堺鑑 上〕戎宮(附島)　芝居　水茶屋

延寶八年庚申ノ中秋ノ比、刺史水野氏ノ御時ニ、茶屋五軒御免ヲ請、誠ニ水ノ流ヲ戀茶屋、行末富サカイノ浦ノ鹽茶ヲタテ、、世ヲ渡舟人モ泊ノ津トナレリ、

〔攝陽群談 六津〕住吉津(スミノエノツ)

住吉郡住吉ニ屬ス

〔釋日本紀 六述義〕攝津國風土記曰、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、覓可住國時、到於沼名椋之長岡之前、(前者、今神宮南邊、是其地、)乃謂、斯實可住之國、遂讃稱之云、眞住吉住吉國、仍是定神社、今俗略之直稱須美乃叡、

〔古事記 上〕底筒之男命、中筒男命、上筒之男命三柱神者、墨江之三前大神也、

〔古事記傳 六〕住吉を須美與志と唱るは、後世のことにて、那良のころまでは、須美能延とのみ云り、まづ此記には墨江とかき、書紀萬葉には、住吉と書ても須美乃延とよみ、又萬葉に、墨之江、清江、須美乃延など有て、須美與志と云ることは一もなし、

〔書言字考節用集〕二 乾坤 堺津〈又云泉南、泉州大鳥郡、蓋以泉州與攝州之界、云爾、〉

〔和漢三才圖會〕七十六 和泉 堺津 按和泉之堺也、大小路東有三國境目、〈東河州、北攝州、南泉州、〉自古波唐商人居住、西國海船ノ大湊也、總二庄五村、向井領村、中筋村、原村、〈謂之北庄、屬攝州、〉開口村、木戸村、〈謂之南庄、屬泉州、〉山名氏淸、大內義弘等從護城於此津、專爲繁花之地也、後三好修理大夫長慶使三好存保司泉河兩國政道、世稱堺殿、今亦當地町奉行、司和泉一國事、稱政所、

〔攝陽群談〕八 津 堺之津

住吉郡ニ屬ス、大坂ヨリ行程凡三里ヲ隔タリ、此津天武天皇御宇白鳳十二年諸國ノ堺ヲ定ルノ所、攝泉ノ堺、今モ市中ニアリ、

〔攝津志〕二 山川 堺津〈屬兩國府中、沙淺水涉、不宜泊舟、今纔容小舟出入之而已、寬永中、築港作一島、仍舊名、爲民居於泊舟、名曰新島、〉

〔應仁後記〕一 阿波御所御上洛御官位事

同〈○大永七年〉三月二十二日、阿波御所ハ十七歲、細川聰明丸ハ十四歲ニテ阿州ヨリ御渡海有リ、今日泉州堺ノ津ヘ著セ給ヘバ、皆人渴仰シ奉リ、此旨京師ヘ執奏ス、

〔足利季世記〕三 高國記 三好筑前堺ヘ歸事附天王寺崩高國最後事

高國利ヲ失ヒ、天王寺、今宮、木津、難波ニ陣取リケル、常桓ハ中島之內ウライ江ニ陣ヲ取ル、浦上ハ野田福島ニ陣ヲ取ル、其勢二萬餘騎ト風聞ス、堺ノ町人ギヤウテンシ、門々ニ垣ヲシタリケレバ、誠ニ御敵ノ日トミヘシ、同〈○享祿四年〉三月廿五日、細川讚岐守殿堺ヘ著津アル、其勢八千餘騎、〈○下略〉

〔堺鑑〕中 古事戰場 三好海雲

享祿五壬辰歲六月廿日、三好筑前守長基、泉州堺津ニ至テ、畠山高政ト戰テ敗績シ、入顯本寺、手自臟腑ヲ繰出、天井ニ投生害ス、

〔信長記〕三 泉州堺津名物器被召寄事

〔夫木和歌抄津二十六〕いしつ　和泉

〔倭名類聚抄國郡部六〕和泉國大島郡石津以之

〔土佐日記〕五日、〇承平五年二月けふからくして、いづみのなだより小津のとまりをおふ、〇中略石津といふ所の松原、おもしろくてはまべとほし、

〔更科日記〕さるべきやうありて、秋頃和泉にくだるに、よどといふよりして、道のほどのおかしうあはれなる事、いひつくすべうもあらず、〇中略冬になりてのぼるに、おほえと云うらに船にのりたるに、その夜雨風、いはもうごくばかりふりふゞきて、神さへなりてとゞろくに、浪の立くるをとなひ、風の吹まどひたるさま、おそろしげなること、いのちかぎりつと思ひまどはる、をかのうへに舟をひきあげて夜をあかす、雨はやみたれど、風なをふきて船いださず、ゆくゑもなきをかのうへに五六日をすぐす、からうじて風いさゝかやみたるほど、〇中略くにの人々あつまりきて、その夜この浦をいでさせたまひて、いしづにつかせ給へらましかば、やがて此御舟、なごりなくなりなましなどいふ、心ぼそうきこゆ、

　あるゝ海に風よりさきに船出していしづの浪と消なましかば

〔平範國朝臣記〕高野山御參詣記

永承三年十月十一日口子、〇此間文闕順令參紀伊國金剛峯寺給、〇原註略　十二日丁丑、於和泉國石津濱令用御馬給、西風尙不止、前途依有憚也、

〔白山本神皇正統記後醍醐〕又のとし戊寅の春二月、〇延元三年鎭守府大將軍顯家卿、また親王〇後村上をさきだて申し、重ねて打のぼる、〇中略同五月、和泉の國石津といふ所にての戰に、時やいたらざりけん、忠孝の道こゝに極り侍りにき、苔の下にうづもれぬものとては、たゞいたづらに名をのみぞ留めし、心うき世にも侍るかな、

海路自國漕與等津船賃、石別六束三把、挾杪廿束、水手十六束、但挾杪水手各漕米十斛、自餘准播磨國一、 伊豫國略 中 海路自國漕與等津船賃、石別一束二把、挾杪廿束、水手廿五束、挾杪、水手、各漕米十斛、自餘准播磨國、 土佐國略 中 海路自國漕與等津船賃、石別二束、挾杪五十束、水手卅束、挾杪、水手、各漕米八斛、自餘准播磨國、

〔雲州消息中末〕謹針來事

右伊與國所進來、到來淀津云々、解文下文、一日史生秦親光所持來也、早可下行之由、可被示綱丁所、

某謹言、

極月日　　　　　　　　　　　　皇后宮權大進

謹上　伊與守殿

高橋津

〔朝野群載三文筆〕遊女記

自山城國與渡津、浮巨川西行一日、謂之河陽、下略

〔山城名勝志乙訓郡六〕高橋津

〔類聚國史帝王十三〕延暦十一年閏十一月己亥、幸高橋津、便遊獵于石作丘、十三年四月庚午、遷覽新京、還御右大臣從二位藤原朝臣繼繩高橋津莊宴飲、賜五位已上衣、

大和國櫟津

〔夫木和歌抄津二十六〕いちいつ櫟　武藏

〔松葉名所和歌集伊一〕櫟津　伊豫風俗、或歌枕ニ常陸、

〔萬葉集十六有由縁并雜歌〕長忌寸意吉麻呂歌八首

刺名倍爾、湯和可世子等、櫟津乃檜橋從來許武狐爾安牟佐武、

右一首傳云、一時衆集宴飲也、於時夜漏三更、所聞狐聲、爾乃衆諸、誘興麻呂曰、關此饌具雜器狐聲河橋等物、但作歌者、即應聲作此歌也、

〔萬葉集略解十六〕櫟津は、允恭紀に、到倭春日、食于櫟井上、是也、檜橋もそこに有なるべし、

〇按ズルニ、櫟津ノ所在詳ナラズ、姑ク略解ノ說ニ隨テ此ニ收ム、

與渡津

（本朝無題詩六別業）夏日遊河陽別業　藤原明衡

晨辭東洛更南轅、適至河陽漸及昏、列岫傍江雲色映、奔流激石雨聲喧、孤輪夜月明遙漢、一片暮煙出遠村、伴老友朋松偃蓋、忘憂媒介桂盈樽、長堤放馬居巖畔、古渡呼舟立浪痕、臨瀨柴藤花自倒、籠洲綠草葉初繁、略○下

（日本後紀十二桓武）延曆廿三年七月丙申、幸與等津、

（日本後紀二十嵯峨）弘仁元年九月戊申、置宇治山埼兩橋與渡市津頓兵、

（三代實錄二十六淸和）貞觀十六年十二月廿六日庚辰、撿非違使起請二條、略○中闕須慶彈之事、多在山崎與渡大井等津頭、略○中望請津頭及近京之地、在（○在上恐脫所字）非法、使等有所看、卽便糺彈、

（延喜式三十九內膳）川船一艘、（長三丈）在與等津、

右漕奈良奈癸等園供御雜菜、

（延喜式二十六主稅）諸國運漕雜物功賃、略○中

山陽道

播磨國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別稻一束、挾杪十八束、水手十二束、自與等津運京車賃、石別米五升、但挾杪一人、水手二人漕米五十石、美作、備前亦同、）○中略備前國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束、挾杪廿束、水手十五束、自餘准播磨國、）備中國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束二把、挾杪廿三束、水手廿束、自餘准播磨國、但挾杪、水手、各漕米十石、）備後國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束三把、挾杪廿四束、□水手一人漕米十斛、自餘准播磨國、）安藝國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束三把、挾杪廿束、水手廿五束、但水手一人漕米十五石、自餘准播磨國、）周防國略○中路海（自國漕與等津船賃、石別一束三把、挾杪廿束、水手廿束、自餘准播磨國、但挾杪一人、水手二人漕米五十石、長門國亦同、）長門國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束五把、挾杪卌束、水手卌束、自餘准播磨國、）

南海道

紀伊國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束、挾杪十二束、水手十束、自餘准播磨國、）淡路國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束、挾杪十二束、水手十束、但挾杪、水手、各漕米八斛二斗、自餘准播磨國、）阿波國略○中海路（自國漕與等津船賃、石別一束一把、挾杪十四束、水手十二束、但挾杪、水手、各漕米十一斛、自餘准播磨國、）讚岐國略○中

れ、山ざきまでに、

つくしづまでに、抄曰、筑紫舟のつく津也、考曰、筑紫舟のつく津の有ていふなるべし、

〔土佐日記〕十一日、(承平五年二月)中略、山崎のはしみゆ、うれしきこと限なし、中略十二日、山崎にとまれり、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁止強雇往還人幷車馬事

右撿案内、中略近者山崎大津兩津頭邊、諸司諸家人、寄假威勢、強雇車馬、因玆行旅之人、多煩往還、僅賃之費、已失活計、中略

貞觀九年十二月廿日

〔日本紀略六平城〕大同三年閏二月廿一日辛亥、山崎津頭亂事出來、放火在家、燔餘煙、中矢之者三人、

〔本朝文粹九序〕見遊女　江以言

二年三月、餞州綱太守藤員外左典厩、春行南海、路次河陽、河陽則介山河攝三州之間、而天下之要津也、自西自東、自南自北、往反之者、莫不由此路矣、

〔朝野群載三文筆〕遊女記

自山城國與渡津、浮巨川西行一日、謂之河陽、往返於山陽南海西海三道之者、莫不遵此路、〇下略

〔山城名勝志六乙訓郡〕河陽或云山崎同所歟

〔經國集一賦〕春江賦　太上天皇

仲月春氣滿江郷、新年物色變河陽、中略是以羽族翩翾、鱗群鼓鬣、繽紛雜沓、載來載行、咀嚼初蕤、呑茹新荇、各々吟呼、處々相覓、渉人鼓棹、與漁客而爲倫、漁童棹子、接鮫室而同織、隨波瀾之渺瀰、轉柚艫而尋津、叢歌於是頻沿沂、客子於是不厭春、並可謂江村春而感於情人也、

〔武備志二百三十一日本考〕津要
國有三津、皆商船所聚、通海之江也、西海道有坊津、(ハウノツ)薩摩州所屬花旭塔津、(ハカタノツ)筑前州所屬洞津、(アノツ)伊勢州所屬三津惟坊津爲總路、客船往返必由、花旭塔津爲中津、地方廣濶、人煙湊集、中國海商無不聚此、地有松林、方長十里、(名十里作百里)松土名法哥煞機、(ハコザキ)乃廂先也、有一街、名大唐街、人留彼、相傳今壹爲倭也、洞津爲末津、地方又遠、與山城相近、貨物或備或缺、惟中津無不有貿易、

〔日本書紀通證一叢書〕三津
按坊津在鹿島坤方、博多在那珂郡、洞津在安濃郡、三代實錄曰、博多是隣國輻湊之津、警固武備之要、蓋往昔海船皆入博多、二百年來用薩摩、周防、或豐後豐府、或肥前平戶、寛永以來、一以肥前長崎爲湊、而無復改之、

〔倭訓栞前編三十〕みつのつ〇中略 世に京、大坂、江戶の三都を三箇の津といふは、此三津〇薩摩坊津、筑前博多、伊勢安濃津、を謬りたる成べし、

〔攝陽群談六津〕堺之津〇中略
世俗、京、大坂、堺ヲ指テ三箇津ト稱ス、

山城國山崎津

〔山城名勝志六乙訓郡〕山崎津

〔日本後紀十四平城〕大同元年九月壬子、遣使封左右京及山埼津、難波津酒家甕、以水旱成災、穀米騰躍也、

〔日本書紀通證八神武〕日本後紀、山崎津、凌雲集、林宿禰娑婆詩題、自山崎乘江赴讚岐、在難波江口述懷、催馬樂云、難波乃海、難波乃海、濟以上、小舟大舟、筑紫津迄爾、今少上禮、山崎迄爾、筑紫津在島上郡津江村、土佐日記亦言、泊山崎、然則中古猶巨船沿海豎于山崎、非若今高瀨舟也、

〔催馬樂入文下〕難波潟
なんばのうみ、なんばの海、こぎもてのぼる、をぶねおほぶね、つくしづまでに、いますこしのぼ

津島

〔伊勢物語塗籠本〕昔男、津のくにむばらのこほりにすみける女にかよひける、此たびかへりなば又はよもこじと思へるけしきをみて、女のうらみければ、〇下略

〔古今和歌集十二戀〕題しらず　貫之
津のくにの難波の蘆のめもはるにしげきわがこひ人しるらめや

〔後撰和歌集十一戀〕題しらず　紀內親王
津の國のなにはたゝまく惜みこそすくもたく火の下にこがるれ

〔古事記上〕伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱神、〇中略御合、生子淡道之穗之狹別島、〇中略次生津島、亦名謂天之狹手依比賣、

〔古事記傳五〕津島、名義は、萬葉十五二十六丁に、毛母布禰乃、波都流對馬とよめる如く、韓國の往還の舟の泊る津なる島なり、

〔日本書紀欽明二十二年〕十二年、是歲、〇中略百濟遣恩率參官〇中略使人罷歸國時、〇中略恩率之船、被風沒海、參官之船、漂泊津島、乃始得歸、

〔日本書紀纂疏上〕對馬和訓豆言津島也、海津之中、所有之島也、

〔萬葉集十五挽歌〕到對馬島淺茅浦碇泊之時、不得順風、經停五箇日、於是瞻望物華、各陳慟心作歌、
毛母布禰乃、波都流對馬能、安佐治山、志具禮能安米爾、毛美多比爾家里、

〔萬葉集略解十五〕舟泊る津とかけたり、此國を續紀津島と書り、

〔津守國基集〕つしまにまかりたりしに、我國のかたは、はるかになりて、新羅のやまのみえしか
ふなでせしはかたやいづらつしまには知ぬしらぎの山はみえつる

名津

〔奧義抄上ノ末〕津付泊
すみよしのえなづ　なりたづ　あらつ　まかのおほつ　ひきつあづさゆみ

津圖

行方郡内

宮木崎津　　島崎津　　尾宇津
江崎津　　侶方津　　横門津
西連ヶ船津　　鎌谷津　　高須津
鴨田津　　水原津　　船子津
山田津　　平濱津　　土古津
逢賀津

〔令義解 一職員〕攝津職〈帶津國〉

〔令義解 九關市〕凡行人出入關津者、〈中略〉

〔令義解 五軍防〕凡防人向防、各賫私糧、自津發日、隨給公糧、

〔日本書紀 十履中〕四十一年二月、是月阿知使主等、自呉至筑紫、〈中略〉既而率其三婦女〈以下略〉以至津國、及于武庫、

〔倭訓栞 前編十六 都〕つ　津濟のつは、人のあつまるよりいひ、〈中略〉つの國も、西州の船舶輻湊の地なるをもて名くるなり、

〔州名紀原〕攝津、〈中略〉津、湊津也、言此國難波堀江、天下著船津也、〈中略〉予曰、攝津、不讀攝字而曰津國、古言也、圖書編〈日本國序〉作津州、

〔諸國名義考 上〕攝津

和名抄に訓法なし、たゞ津とのみよむべきか、名義は御津なり、

〔釋日本紀 六述義〕伊豫國風土記曰、宇知郡御島坐神、御名大山積神、一名和多志大神也、是神者、所顯難波高津宮御宇天皇御世、此神自百濟國度來坐、而津國御島坐云々、謂御島者、津國御島名也、

かけさき（懸崎）の津　つか知行分
ならけ（奈[illegible]毛）の津　中むら知行分
たうま（當麻）の津　みやがさきの知行分
ふなこ（舟子）の津　おだか知行分
ひらはま（平濱）の津　てが知行分
ゑまさきの津　島崎知行分
いたく（潮來）の津　ゑまさきの知行分
とみだ（富田）の津　かめおか知行分
さいれんじ（西蓮寺）ふなつ　おだか知行分
はねう（羽生）ふなつ　はれう知行分
ぬまりの津　つか知行分
ゑろとりふなつ（白鳥舟津）　ゑろとり知行分
なるた（鳴田）の津　たけだ知行分
やまだ（山田）の津　同人
水はらの津　小栗えちご知行　ふなつ當知行
ふなかた（舟方）の津　同人
うしぼり（牛堀）の津　鹿島知行分
はしかど（橋門）の津　おたか知行分
たかす（高須）の津　玉つくり
大ゑたの津　大ぜう知行分

鹿島郡内

島崎津　河向津　荒野津
猿小河津　新河津　谷田邊津
鼻崎津　柴崎津　荻原津
息栖津　加村津　高濱津
波田木津　大船津　榛賀津
奈羅毛津　白鳥津　牛堀津

東條庄内一方

阿波崎津　馬渡津　鵜戸津
飯手津　大壺津

汰之由候也、仍執達如件、

應安七年九月廿七日　　智覺 花押
　　　　　　　　　　　道曉 花押

地頭殿

大掾殿　麻生殿　宮崎殿　小高殿　鹿島殿　東條殿　小栗殿　小田殿　同兵部少輔入道殿　吉原殿　■波殿　山河殿　鹿島大禰宜殿（以上十三通、名所所付之外者、同文章、）

（香取神宮古文書纂四）海夫注文（舊大禰宜家）

（阿波崎）あはざきの津　一方東■■■知行分　一方■■■入道
（古戸）ふつとの津　一方小田知行分　一方宍戸知行分
ふつとの津　一方東條■■入道
（廣戸）ひろとの津　同人
（安中）あんちうの津　小田知行分
（宮木崎）みやきさきの津　玉造知行分
（向）川むかひの津　同人
（猿十河）さるをがはの津　同人
（谷田部）やたべの津　あかし知行分
（柴崎）しばさきの津　嶋崎知行分
（息栖）おきすの津　鹿島知行分
（高濱）たかはまの津　石神知行分
（舟津）大ふなつ　同人
（馬渡）むまわたしの津　東條■■■■
（柏崎）かしわざきの津　小田兵部少輔入道知行分
（舟子）ふなこの津　同人
（麻生）あさうの津　麻生知行分
（島崎）しまさきの津　嶋崎知行分
（廣野）くわうやの津　同人
（日川）につかはの津　同人
（■崎）はながさきの津　■崎知行分
（萩原）はぎはらの津　はぎはら知行分
（■村）かむらの津　鹿島知行分
（■木）はたきの津　鹿島知行分
（額賀）ぬかゞの津　ならやま知行分

ゑちごうちの津大藏知行分　　すくゐの津中村三郎左□□知行分
堀川ほつかわの津中村三郎左衛門内山中務中今第八知行分　　横須賀よこすかの津内山中務□□知行分
宮津つのみやの津中村式部知行分　　篠原しの原津たつさわ知行分
井戸庭いとにわの津　　佐原さわらの津中村
関戸せきどの津國分興一知行分　　岩崎いわさきの津木内知行分
中洲なかすの津國分三川知行一方御料所　　神崎かうさきの津神崎四□□知行分

海夫注文

い丶ぬまの津　　かきねの津
のじりの津　　もりとの津
さ丶もとの津　　しをかはの津

以下の知行分浦々

海夫注文

いしでの津　　いまいづみの津

以下の知行分浦々

海夫注文

たとかうやの津　　そばたかの津
ゑちごうちの津

以下の知行分浦々

〔香取神宮古文書纂四〕下總國香取社大禰宜長房申、常陸國大枝津、高揩津以下浦々海夫事、度々被仰之處、不事行云々、甚不可然、所詮云知行分、云庶子分、嚴密可被致其沙汰、若尙及異儀者、可有殊沙

分、所々地頭依申子細、今日如元可致沙汰之由、面々被仰下云云、

〔新編追加雜部〕一河手事　弘長二七一

承久以後、於所々致新儀之煩之由有風聞、可停止之、

文永元年四月廿六日　　武藏守判

相模守判

因幡前司殿

一津料河手事

先年被留畢、而近年所々地頭等押領之間、爲諸人之煩云々、於帯御下知者、不及子細、其外至押取之輩者可令停止、若違犯者、可有其科之由、可令相觸其國中、猶以不承引者、可令注進交名之狀、依仰執達如件、

弘安四年四月廿四日　　相模守判

某殿守護人事也

一條々諸國一同被仰下畢

一河手事

一津泊市津料事

一沽酒事

一押買事

右四箇條所被禁制也、於河手者、帯御下知之輩者、不及子細之由、雖被仰下、同停止之畢、守此旨、可被相觸國中、若令違犯者、可被注申之狀、依仰執達如件、

弘安七年六月三日　　駿河守判

津料

〔倭名類聚抄六國郡〕攝津國西成郡津守

東成郡津守　住吉

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

住吉乃、津守網引之、浮笑緒乃、得干蚊將去、戀管不有者、

〔日本書紀二十敏達〕三年十月戊戌、詔船史王辰爾弟牛、賜姓爲津史、

〔日本書紀二十九天武〕六年十月癸卯、內大錦下丹比公麻呂爲攝津職大夫、

〔大日本史食貨十四〕津濟船舶

天武帝置攝津職、日本書紀以管難波津務、

〔令義解一職員〕攝津職帶津國、

大夫一人、掌祠社、謂、祠者、祭神也、社者、祭地祇也、凡祠社者、皆准此、戶口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、市廛、度量輕重、倉廩、租調、雜徭、兵士、器仗、道橋、津濟、過所、上下公使、郵驛、傳馬、闌遺雜物、檢校舟具、及寺、僧尼名籍事、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、史生三人、使部卅人、直丁二人、

〔續日本紀八元正〕養老四年正月丙子、遣渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國、觀其風俗、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、〈○中略〉罷市司、要路津濟、渡子之調賦、給與田地、

〔大日本史食貨十四〕津濟船舶

按津濟渡子調、不詳所起、本書〈○日本書紀〉敏達帝三年、辰爾弟牛、賜姓津史、而不言其賜姓之故、然據其兄掌船賦、賜姓船史考之、則牛亦或掌津濟賦、因賜此姓、然則津濟賦、始于此也、〈○中略〉書于此以俟後考、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年九月廿一日甲子、諸國津料、河手等事、可被止由、日來及御沙汰之處、其事爲得

以₂踐立₁爲₃祭₂荒魂₁之主₁、仍祠₂立於穴門山田邑₁、

〔日本書紀通證十四神功〕津守連（中略）古事記仁德紀曰、定₂墨江之津₁、今和泉國大鳥郡堺南莊有₂津守₁、續後撰集云、津守國平、我君乎、松乃千歳登、所留哉、世世爾津守乃神乃美夜部古、神名式、攝津國住吉郡大海神社二座、元津守氏人神、在₂住吉境域₁、

〔先代舊事本紀一陰陽〕底筒男命　中筒男命　表筒男命

此三神者、津守連等齋祠住吉三前神、

〔古事記上〕此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神、以伊都久神也、（伊以下三字以音、下效此、）故阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金拆命之子孫也、（宇都志三字以音、）

〔古事記傳六〕舊事紀には、此に津守連齋祠住吉云々とあり、是は右の阿曇連に准て、書添たるなり、津守連は、火明命の後なりと姓氏錄に見ゆ、さて此記に墨江之津と云、右に引る書紀ノ文にも、大津云々とあれば、住吉は本より津にて、津守は此津を守し由なるべし、西生郡（〇攝津）に津守郷もあるは、其人の住し里ならむ、萬葉十一に、住吉乃、津守網引之云々、さて此氏の、此神を以伊都久由は、書紀神功卷に、三神誨₂皇后₁曰、我荒魂令₃祭₂於穴門山田邑₁也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓₂于皇后₁曰云々とありて、荒魂を穴門に祠たまふ時に、踐立をその神主と爲たまふ由見えたれば、其後に、和魂を津守に祠給ふ時、かの田裳見をば、その神主と爲たまひしなるべし、さて此人にもあれ、子孫にもあれ、兼て津を守りしよりぞ、津守連とは負けむ、

〔廻國雜記〕安房國、〇中略那古の觀音にまうで、ぬかづきをはりて、夕の海づらをながめやるに、寺僧のいで來て、あれ見給へ、入日をあらふ沖津白浪とよめるは、此景也といへり、されどそれは、津の國住吉郡なごの浦をよめるとかや、そのなごの浦に、難波津をまもれる人の住しによりて、其浦を津守の浦といひ、又其子孫の氏によびて、津守氏有とかや、今はなごの浦の所に、さだかにしれる人なしとなむ、

津吏

以前自宇治津迄泉津、於津上材木并所請雜用等、如前、以解、

天平寶字六年九月十七日領勝屋主

(享保集成絲綸錄一)寛永十二亥年六月

武家諸法度

一私之關所、新法之津留、制禁之事、○中略

右條々、准當家先制之旨、今度潤色而定之訖、堅可相守者也、

寛永十二年六月二十一日　御朱印

(武家嚴制錄二)家綱公御代武家諸法度

一私之關所、新法之津留、制禁之事、○中略

右條々、准當家先制之旨、今度潤色重定之畢、堅可相守者也、

寛文三年五月廿三日

(新撰姓氏錄攝津國神別)天孫

津守宿禰　尾張宿禰同祖、火明命八世孫、大御日足尼之後也、

津守　火明命之後也、

(新撰姓氏錄和泉國神別)天孫

丹比連　同神○火明命男、天香山命之後也、

津守連　同上

○同上恐脱佐字　津守連　同上

(日本書紀神功九)九年○仲哀十二月辛亥、從軍○註略神、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則

以前三月中作物、幷雜工等散役、及官人上日具件如前、謹解、

天平寶字六年四月一日　　　　主典從六位上阿刀連酒主

長官正四位上愛勇士伯坂上忌寸犬養（○下略）

〔續修東大寺正倉院文書四十一〕自高島山漕運榑事

合榲榑六百材、漕功錢四貫八百文、

（自小川津於宇治津漕榑六百材、功三貫文、（三百材々別三文、三百材々別二文、）自宇治津於泉津漕六百材、功一貫八百文、（材別三文））

泉津沽直錢十四貫四百文（漕功充四貫八百文、可残九貫六百文、）

天平寶字六年九月九日

〔續修東大寺正倉院文書二十七〕宇治使解　申漕上步廊柱榑幷用功錢事

合柱貳拾根　功錢參貫漆佰捌拾文（二根門料、根別二百七十文、十八根步廊、根別百八十文、）

榑陸佰材　功參貫參佰文（三百材別六文、三百材別五文、）

用錢漆貫捌拾文（六貫受作物所、一貫八十文石山院可來則當所入貫內）

右自勢多津迄泉津漕上材木如件、以解、

天平寶字六年九月十日領勝屋主

〔續修東大寺正倉院文書二十七〕高島山使解　申請錢用幷進上雜材等事

合錢捌貫（八月廿日受政所）

用肆貫七佰玖拾四文（漕材五百卌物）

一百廿文買米一斗二升直、（升別十文）給使舍人十人食料、日別一升二合、

五十四文給錢運雇夫二人功料、（廿四文功料、日別十二文、卅文食米三升直、升別十文、）

四貫六百廿文、雜材四百卌物漕上桴工等功料、（○中略）

凡山城國大井津豫材木直幷車賃錢者、五六寸歩板、一丈四尺柱、直各卅五文、榑一材、直九文、簀子、一丈二尺柱、直各廿六文、自同津至寺、車一兩賃五十文、

(續修東大寺正倉院文書三十二)造佛所作物帳斷簡(年紀不詳、按成豐文書四十五卷所載、天平六年造佛所作物帳中斷簡、蓋與此同物歟、〇中略)

買檜久禮一千二百八十枚、(七百卅枚各十一文、五百卅枚各十文、)

直錢十三貫五百卅文

自泉津運車六十四兩、賃錢二貫卅八文、(兩別卅二文)

買波多板十枚、(各長八尺、廣二尺、厚一寸半、)

直錢三百文(枚別卅文)

自泉津運車一兩賃錢卅二文、

波多板卅八枚、倉代壁板卅四枚、床子料板卅枚、佛座等料板卅一枚、香印料板二枚、合一百卅五枚、

自泉津運車廿九兩、賃錢九百七十八文、(廿一兩各卅四文、八兩各卅三文、)

買楊杜一百五枚、直錢六百五十三文、(廿三枚各七文、八十二枚各六文、)

自泉津運車五兩、賃錢一百六十五文、(兩別卅三文〇中略)

岡田燒炭八百十八斛(自泉津運車五十四兩)

賃錢一貫七百六十七文、(卅九兩各卅三文、十五兩各卅二文、)

(續修東大寺正倉院文書三十五)作物雜工散役及官人上日解文

木工所(判官正六位上葛井連根道、主典正六位上[illegible]呂)

單口貳仟壹佰壹拾貳人〇中略

作物〇中略

引治泉。津。材并覓作　功八十六人〇中略

〔日本紀略桓武〕延曆廿年五月甲戌、詔、諸國調庸入貢、而或川無橋、或津乏船、民憂不少、令路次諸國貢調之時、津濟之處、設舟橋浮橋等、長爲恒例、

〔日本後紀平城十四〕大同元年七月乙未、勅、關津之制、爲察姦違、苟有阿容、何設朝憲、今聞長門國司、勘過失理、姦詭啾啾、自今以後、不得更然、若有違犯、特寘重科、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁止强雇往還人并車馬事

右撿案内、○中略近者山崎大津、兩津頭邊、諸司諸家人、妄假威勢、强雇車馬、因玆行旅之人、多煩往還、傭賃之輩、已失活計、人民之間、愁苦不少、此而不糺、何謂皇憲、中納言從三位兼行左近衛大將藤原朝臣基經宣、自今而後、一切禁斷、若有强雇者、重禁其身、具狀言上、

貞觀九年十二月廿日

〔三代實錄清和二十六〕貞觀十六年十二月廿六日庚辰、撿非違使起請二條、其一應糺彈近京之地非違事、謹案、使等依舊宣旨、唯撿京中之非違、由是奸猾之輩、好識邊之地、遁使等撿察、亦觸類應彈之事、多在山埼、與渡、大井等津頭、使等卽事經過郡邊、目有所見、口不能言、望請津頭、及近京之地、在○在上恐脫所字非法使等有所著卽便糺彈、

〔延喜式木工三十四〕凡山城國宇治津、雜材直并運賃錢者、五六寸步板、一丈四尺柱、直各卅六文、簀子、一丈二尺柱、直各廿一文、榑一材、直七文、自同津至前瀧津、榑一材功一文半、

凡近江國大津雜材直并桴功錢者、五六寸步板、一丈四尺柱、直各卅文、簀子、一丈二尺柱、直各十七文、榑一材、七文、自同津至宇治津、榑一榑桴功一文半、

凡丹波國瀧額津雜材直并桴功錢者、五六寸步板、一丈四尺柱、直各卅七文、簀子、一丈二尺柱、直各廿二文、榑一材、直七文、自同津至大井津、榑一材桴功一文半、

〔倭名類聚抄十居處〕津　唐令云、諸度關津、及乘船筏上下經津者、皆當有過所、

〔令義解九關市〕凡行人出入關津者、(謂行人者、公私皆是也、津者、濟渡處也、其要津、亦關之類、故令不論遠近、)皆以人到為先後、不得停擁、中○略

凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易、為人糺獲者、二分其物、一分賞糺人、一分沒官、若官司於其所部捉獲者、皆沒官、(謂不限蕃人外人、唯為當所官司捉獲者是、若部人於他界交易、而本部官人捉獲者、合賞一分、又關津糺獲、及里長坊長、於其坊里糺獲者、亦皆沒官、)

〔令義解六捕亡〕凡官私奴婢逃亡、經一月以上捉獲者、廿分賞一、略○中一年以上十分賞一、其年七十以上、及癈疾、略○中不合役者、幷奴婢走從前主、(謂奴婢逃亡、走從前主之所、其前主捉送、既異他人捉獲、故不得賞、又年七十以上、及癈疾、並捉得前主、若關津官司捉獲者、)及關津捉獲者、賞各減半、(謂減上項中半也、)

〔令義解十雜〕凡要路津濟、(謂不必大路、當人往還、要處有船者是也、)不堪渉渡之處、皆置船運渡、依至津先後為次、國郡官司檢校、及差人夫充其度子、(謂以丁充之、准雜徭也、)二人以上、十人以下、每二人、船各一艘、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應禁自草野國埼坂門等津往還公私之船事

右得太宰府解偁、檢案內、太政官去天平十八年七月廿一日符偁、官人百姓商旅之徒、從豐前國草野津、豐後國國埼坂門等津、任意往還、擅漕國物、自今以後、嚴加禁斷、但豐後日向等國兵衞采女資物漕送人物船、取國埼之津、有往來者、不在禁限、除此以外、咸皆禁斷者、府依符旨、重令禁制、上件三津、自多奸徒、舊來越度不得禁斷、又雖有過所、而不經豐前門司、如此之徒、咸集難波、望請便令攝津國司勘檢過所、若无過所幷門司勘過者、依法科斷、然則奸源自清、越度亦息、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣偁、奉勅、自今以後、公私之船、宜聽自豐前豐後三津往來、其過所者、依舊府給、當所勘過、不可更經門司、但承前所禁、不在此限、長門伊豫等國、亦宜承知、

延曆十五年十一月廿一日

〔雲葉和歌集九羇〕修行し侍りし時　僧正行意

七度のよしの、川のみそづくし君が八千代のしるしともなれ

〔夫木和歌抄八夏〕家集五月雨　西行上人

ひろせがはわたりのせきのみをじるしみかさそふらしさみだれのころ

〔千載和歌集三夏〕崇德院に百首の歌奉りける時よめる　前參議親隆

さみだれに水のみかさやまさるらしみおのしるしもみえずなりゆく

制度

〔令義解一職員〕民部省

卿一人（掌諸國戸口名籍、〇中略家人奴婢、謂既非平民、故別顯、其道橋以下、藪澤以上、唯據地圖知其形界、至於檢勘、不更關涉、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國田事、）

攝津職（帶津國、）

大夫一人（掌祠社、〇中略道橋、津濟、過所、上下公使、郵驛、傳馬、闌遺雜物、檢校舟具、及寺、僧尼名籍事、）

〔令義解六營繕〕凡津橋道路、毎年起九月半、當界修理、十月使訖、其要路陷壞停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理、非當司能辨者申請、（謂當司者、當國之司也、辨者、具也、治也、）

〔令集解二十營繕〕穴云、津謂泊船處、令无妨障也、朱云、津謂廣諸船津者、（未明、）當界修理、謂當部也、凡此條只爲外國歟、若於京内道何、上條只稱橋故、答上條不云道者、略文耳、額同、上條道亦放橋、可役京内人夫也、此條只爲外國者、案說者志然也、但先云、此條可依也、京國不別故者、非也、額亦不同者、或云、額云、九月農時、但近國十月起調庸進、仍爲早作立限耳者、在跡、

〔令義解九關市〕凡欲度關者、皆經本部本司（謂本部、本貫也、假有大舍人、是京人、而欲度關者、依式造過所、先申本寮、寮修牒、送於京職、職更判給之類、其外國者、先經本部、部亦申國、若有本司者、亦經本司也、）請過所、官司撿勘、然後判給、〇中略若船筏經關過者、（謂長門及攝津、其餘不請過所者、不在此限、）亦請過所、

〔本朝世事談綺五器用〕澪杭

澪標の事也、澪は水のふかみ、標はしるしの木なり、〈中略〉難波に立所始也、類聚國史に云、難波江に始て澪標を建ると云々、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕羈旅發思

水咫衝石、心盡而念鴨、此間毛本名、夢西所見、

〔萬葉集十四東歌〕譬喩歌

等保都安布美、伊奈佐保曾江乃、水乎都久思、安我乎多能米氐、安佐麻之物能乎、

右一首遠江國歌

〔古今和歌集十二戀二〕寛平御時、きさいの宮の歌合の歌、　藤原興風

君こふる涙のとこにみちぬればみをつくしとぞわれはなりける

〔後撰和歌集十三戀五〕事いできて後に京極御息所につかはしける　もとよしのみこ

わびぬれば今はたおなじ難波なるみをつくしても逢んとぞおもふ

〔忠見集〕身をづくし

吹かせにまかすることもみをつくしまつと知てやさしてきつらん

〔古今和歌六帖三水〕みをづくし

かは波もうしはもかゝるみをづくしよするかたなき戀もするかな

〔新撰六帖三〕みをづくし　家良

すみの江の波に朽行みをづくしふかき瀬のまるしあゝはせ

右大辨入道光俊

人をみなわたすまるしのみをつくしふかき江にこそ思ひたてつれ

舟とかきては、みをひきの舟とよめり、又萬葉云、水咫衝石こゝろつくして思かもこのまももとな夢にしみゆる、私云、このまはこぬまとよめる、又土佐日記云、みをづくしのほどよりいでゝなにはづにつきて、河尻にいるといへり、國史には、難波津に始立澪標之由あり、其年可考、○中略つの國に、みをづくしをもたてられ、又みをづくしと云所もあれば、外にはよまん、はゞからしきに、萬葉云、

とをたあふみいなさほそ江のみをづくしあれをたのめてあさまし物を

又つの國にとりても、ほかによめり、相模歌、

住よしのほそ江にさせるみをづくしふかきにまけぬ人にあらじな

河によめる歌

河波もうしをもかゝるみをづくしよるかたもなき戀もするかな

能因歌枕云、みをづくしとは、水のふかき所にたつる木をいふ也、

〔倭訓栞前編三十美〕みをつくし　澪標をよめり、萬葉集に、水咫衝石と書り、咫ををとよめるは心得がたし、水脈の齎の義なるべし、尺寸を記したる木を立置て、水の淺深を量る物也といへり、○中略澪は水零二合をもて、水尾の義に取なるべし、字書の正義にあらず荀子に、水行者表深、表不明則陷、注に、表標準也と見えたり、

〔雅言集覽美四十九〕みをづくし○中略　信友云、みをは、水脈ノ字ヲアテタルガ本義ニテ、其水脈ノ標ヲ、みをつくしト云フニ、澪標トカクモ合ヘリ、サテつくしノツハ助辭、くしハ籤ノ義ナルベシ、みを木、みを杭ナドイフヲモオモフベシ、シカルニ萬葉ニ、水咫衝石ト書ルハ、コノみをつくしニテ、オノヅカラ汐ノ滿干ヲモ量ラルヽ意ヲ用キテ、書ナセルモノナルベシ、サテ又澪字今ノ字書ドモニ、水ノ名トノミアリテ義詳ナラズ、澪標ハモト漢語ナルベシ、出處考フベシ、

今モ鍋関往還ノ時ハ、此澪ニ茂木ヲ運漕スト云フ、

〔東国紀行〕かくしつゝ、あかしくらすほどに、つれ〴〵もなぐさむやとて、和賀江のつき島、三浦のみさきなどいふ浦々を行てみれば、海上の眺望哀を催して、こしかたに名高く面白き所々にもをとらずおぼゆ、

澪標

〔伊呂波字類抄 見雑物〕澪標(ミヲツクシ、難波津圖道中在、)

〔伊呂波字類抄 見地儀〕沱(ミヲ) 澪 澱 溜 瀲 已上同

〔書言字考節用集 二乾坤〕澪標(ミヲツクシ、海中立木也、攝津國難波中、出文、澪標見三代實錄、)水尾衝石(萬葉集)

〔藻鹽草 五水邊〕澪標(國史、難波江に始立澪標云々、其所をばみをつくしと云と土佐日記に見たり、)

みをつくし(身をつくすかたにこそてよしなり、なにはいなき難江によめり、○中略)みをじるし(江河水のふかき所をみをといふ、そのしるしに物を立る木也、又は竹なしすれど、なべては木なり、河海江、いづれにもあるべし、大略は難なり、多は江なり、○中略)わたすしるしのみをづくし、

〔顕註密勘 四〕身をづくしとは、みをしるしなり、江河のふかき所に木をたて、これぞみをとしらすれば、それをみをとしりて、船をのぼりくだすなり、澪ともかき、澪ともかき、萬葉には水尾ともかけり、又水尾衝石とかけり、國史には、難波江に始立澪標之由しるせり、其所をばみをづくしといふと、土佐日記にみえたり、世俗にはみをしるしといひ、和歌には身をづくしとよむを、歌にみをしるしとよむ人侍り、くちおしき事也、

江水のふかきしるしにたてたる木と許心得たる、たがひ侍らざりけり、

君こふる涙のとこにふちぬればみをつくしとぞわれは成ぬる

〔袖中抄 十九〕みをづくし

顕昭云、みをづくしとは、河口などに、水のふかき所をば澪といふ、或は澱ともかけり、そのみをのしるしにたつる木を云也、世俗には、みをじるしといふを、和歌にはみをづくしとよむ也、又水脈

造津

〔懷風藻〕正五位下中宮少輔葛井連廣成二首

五言奉和藤太政〔○藤原不比等〕佳野之作一首〔仍用前韻四字〕

物外囂塵遠、山中幽隱親、笛浦棲丹鳳、琴淵躍錦鱗、月後楓香〔○香字恐脱一字〕落、風前松響陳、開仁對山路、獵智賞河津、

〔日本靈異記中〕智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦緣第七

沙彌行基、俗姓越史也、越後國頸城郡人也、〔○中略〕以天平十六年甲申冬十一月任大僧正、〔○中略〕時行基菩薩、有難波令渡椅、堀江造船津、

行基大德携子女人視過去怨令投淵示異表緣第卅

行基大德、令堀開於難波之江而造船津、說法化人、

〔吾妻鏡二十八〕貞永元年七月十二日、今日勸進聖人往阿彌陀佛、就申請、爲無舟船著岸煩、可築和賀江島之由云云、武州〔○北條泰時〕殊御歡喜、令合力給、諸人又助成云云、十五日、今日築始和賀江島、平三郎左衛門尉、尾藤左近入道、平三郎左衛門尉、諏方兵衛尉、爲御使巡檢云云、八月九日、和賀江島終其功、仍尾藤左近入道、平三郎左衛門尉盛綱行向云云、

〔新編相模國風土記九十五鎌倉郡〕材木座村〔佐伊久左衛門〕

小坂鄕ニ屬ス、〔○中略〕當村ハ沿海ニアリ、東鑑ニ和賀ト見エタルハ、卽此地ノ古名ナリ、同書ニ西濱、小坪、和賀〔曰、承元三年五月廿八日、西濱(謂之飯島)邊騷動、是梶原太郎家茂、遊于小坪浦、歸去之處、土屋三郎宗遠、依兼有宿意、相逢于和賀邊、殺害家茂之故也、〕ト列書スルヲモテ、其地理ノサマ推テ識ルベシ、其後貞永元年ニ至リ、海濱ニ一島ヲ築キ、〔東鑑ニ見エシ島、下ノ和賀江島條、併セ見ルベシ、〕和賀江島ト名ヅクルモ、爰ノ地名ニ因レルナリ、又同書ニ其和賀ノ津口ニ材木ヲ置キ、奉行人シテ、其寸法ヲ點定セシメシ事見エタリ、〔建長五年十月、江津材木事、近年不法之間、依用遣作、被定其寸法、所謂榑長分八尺、若七尺、令不足者、令點定之、奉行人可申子細之由云々、〕是ニ據レバ當時木料ノ港タリ、故ニ行年、材木座ノ名ハ負ハセシナ〔ラ〕、

〔日本靈異記 中〕力女示強力緣第廿七
尾張宿禰久玖利者、尾張國中島郡大領也、聖武天皇食國之時人也、久玖利之妻、有同國愛知郡片蘆里之女人、是昔有元興寺道場法師之孫也、隨夫柔儒、略○中此孃至草津川之河津、而衣洗時、商人大船載荷乘過、
〔袖中抄 十九〕は、ゝ木
今按國史云、仁明天皇承和二年六月、勅如聞東海東山兩道河津之處、或渡舟數少、或橋梁不備、略○中造浮橋、令得通行及建布施屋、備予儲、寄其造作料、其用救急稻云々、
〔更科日記〕下つふさのくにとむさしのさかひにて有ひと井がはといふ、かゝみのせ、まつざとのわたりのつに。とまりて、夜ひとよ舟にてかつ〴〵などわたす、
〔宗長手記〕大永四年、略○中伏見津田備前入道、かねて約あり、大よりて鞍の山材木、この津より紫野へ車力の事、車屋中間へ、いまだ日も高く、いそぐに付て、宇治の川舟さしのぼらんといふに、發句所望に、
くれたけのなつ多いづれよゝのかげ
〔東路のつと〕江戸のたてのふもとに一宿して、すみだ川の河舟にて下總國葛西の庄の河内を半日計、よしあしをしのぐをりしも、霜枯は難波の浦にかよひて、かくれて住し里々見えたり、おしかも、鴛鳥、堀江こぐこゝちして、今井といふ津よりおりて、淨土門の寺淨興寺にて、むかへ馬人待ほど、住持出て、ものがたりの序に、發句所望有しに、とかくすれば程ふるに、立ながら、
ふじのねは遠からぬ雪の千里かな
〔萬葉集 十秋雜歌〕七夕
自古、擧而之服、不顧、天河津爾、年序經去來、
久方之、天河津爾、舟泛而、君待夜等者、不明毛有寐鹿、

詣焉、(雄誥、此云烏多鷄廬、)因改號其津曰盾津、今云蓼津訛也、　六月丁巳、天皇獨與皇子手研耳命、帥軍而進、至熊野荒坂津、(亦名丹敷浦、)因誅丹敷戸畔者、

種類船津

〔令集解 三十雜令〕朱云、津謂廣謂船津者、未明、

〔倭名類聚抄 七國郡〕越前國今立郡船津(布奈都)

〔日本靈異記 中〕行基大德攜子女人視過去怨令投淵示異表緣第卅

行基大德、令堀開於難波之江而造船津、

〔長門本平家物語 五〕少將(成經○藤原)も判官入道も(康賴○平)なほ風のさたにも及ばず、今一日もといそぎて、硫黄津といふ所にうつりにけり、僧都(俊寛○)あまりのかなしさに、船津まできたりて、二人の人人にすこしもめをはなたず、少將の袖に取つきても涙をながし、判官入道の袂をひかへてもさけびけり、

〔名所方角抄 壹岐〕風本　呼子の松原より海上十里北なり、北は海なり、船津なり、是より對馬へ渡るなり、

〔萬葉集 十秋雜歌〕七夕

秋風吹、河浪起、暫八十舟津、三舟停、

〔肥前風土記 神埼郡〕船帆鄉(在郡西)

同天皇(景行○)巡狩之時、諸氏人等、擧落葉船擧帆、參集於三根川津、供奉天皇、因曰船帆鄉、又御船沈石四顆、存其津邊、

川津

〔倭名類聚抄 六國郡〕駿河國安部郡川津(加波都)

伊豆國賀茂郡川津

〔倭名類聚抄 九國郡〕讃岐國鵜足郡川津(加波都)

初見

（日本書紀通證三十二天武）大津〈在和泉國和泉郡、〉丹比〈郡名、舊作丹比郡、〉

（書紀集解天武二十八）大津〈按、和泉國泉北郡有大津邑、〉丹比〈河內國丹比郡南〉

○按ズルニ、日本書紀天武天皇元年ノ下ニ見エタル大津ヲ、通證、集解ノ二書並ニ、和泉國ニ在リトシタレド、延喜神名式ニ據ルニ、河內國丹比郡ニ丹比神社、大津神社アレバ、大津モ亦蓋シ河內ナルベシ、

（延喜式二十六主税）諸國運漕雜物功賃

北陸道

若狹國〈中略〉海路〈自勝野津至大津船賃、石別一升、挾杪功四斗、水手三斗、引挾杪一人、水手四人、漕米五十石、〉越前國〈中略〉海路〈自比樂湊至大津船賃、石別米二升、挾杪功六斗、水手四斗、自大津至京駄賃、米八升、自餘隨物斤兩准此、〉

（大日本史食貨十四）津濟舟船

設津濟以便水路、備舟船以通漕運、實富國要務也、〈中略〉太祖〈神武〉東征、實藉舟楫、〈中略〉其所經由、有速吸之門、筑紫國水門、河內白肩津、茅渟山城水門、熊野荒坂津等、蓋皆當時通津也、崇神帝詔、使沿海諸國多造船舶、以省人民歩運之勞、此後海路益開、其舟船所往來、西毛筑紫有難波津、務古水門、播磨鹿子水門、宇須伎津、周防佐婆津、穴門豐浦津、東達蝦夷境、有渟水門、竹水門、南海有紀伊徳勒津、北海有高志和那美之水門、角鹿津、〈註略〉淡路水門、卽帝所定也、〈註略〉其他沿海之國、多定津濟、以便行旅、

（古事記神武中）從浪速之渡而、泊青雲之白肩津、此時登美能那賀須泥毘古〈自登下九字以音〉興軍、待向以戰、爾取所入御船之楯而下立、故號其地謂楯津、於今者云日下之蓼津也、

（日本書紀三神武）戊午年三月丙子、遡流而上、徑至河內國草香邑青雲白肩之津、四月甲辰、皇師勒兵、〈中略〉欲東踰膽駒山而入中洲、時長髓彥聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衞坂、與之會戰、有流矢中五瀨命肱脛、皇師不能進戰、天皇憂之、〈中略〉却至草香津、植盾而爲雄

予〔○瀧澤解〕が雜に著したる燕石雜志に、例の倉卒の間に草したりければ、誤れる事少からず、〔○中略〕同卷物の名の段〔津に船の湊する所なれば、高麗策に川をつとよみたり、〕通〈ツウ〉歟、解再案するに、阮籍莊論云、通調之川、回鮪之源、本邦にて川字を通と訓せしこと、これに本づけり、津の訓もその義おなじ、〔又爾雅の川の下を案ずるに、通回のことは、注疏にもなし、但說文云、川貫通流水也、是より出たり、〕

〔播磨風土記〔揖保郡〕〕御津、息長帶日賣命宿御船之泊、故號御津、

〔倭名類聚抄〔六國郡〕〕參河國寶飫郡御津〔美都〕

〔倭名類聚抄〔九國郡〕〕阿波國三好郡三津〔美都〕

〔相馬日記〔一〕〕御津〈みつ〉とは官津の名にて、難波の御津などもおなじ、

〔延喜式〔八祝詞〕〕六月晦大祓〔十二月准之〕

皇御孫之命乃朝廷乎始氐、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、〔○中略〕大津邊爾居大船乎舳解放艫解放氐、大海原爾甲放事之如久、〔○下略〕

〔倭名類聚抄〔六國郡〕〕駿河國志太郡大津

常陸國茨城郡大津

〔倭名類聚抄〔七國郡〕〕出羽國雄勝郡大津

○按ズルニ、大津ト稱スル地諸國ニ多シ、蓋シ大津トハ、原ト津ノ美稱ニシテ、猶ホ近江國志賀津ヲ稱シテ志賀大津ト云ヒ、筑前國博多津ヲ稱シテ博多大津ト云ヒ、後並ニ略稱シテ大津ト云フガ如クナルベシ、

〔日本書紀〔二十六齊明〕〕七年三月庚申、御船還至于娜大津、居于磐瀨行宮、

〔日本書紀〔二十八天武〕〕元年七月壬子、是日坂本臣財等、次于平石野、〔○中略〕會明臨見西方、自大津丹比兩道、軍衆多至、

(韻會作津)𦨡、古文津、从舟淮、(按韻會从水、舟淮聲、)

〔爾雅注疏序一〕大爾雅者、(中略)誠九流之津涉、六藝之鈐鍵、(中略)疏、津涉者、濟渡之處、

〔段注說文解字十一上水〕津、水渡也、(渡之小者也、大渡謂之所、水一作水渡、)从水𦨡聲、(將鄰切、按玉篇、戶部、古音在十二部、)一曰、呂船渡也、(方言曰、方舟謂之澌、郭云、揚州人呼渡津舫為杭、荊州人呼樹、音横、)

〔日本書紀十九欽明〕三十一年四月乙酉、越人江淳臣裙代、詣京奏曰、高麗使人、辛苦風浪、迷失浦津、任水漂流、忽到著岸、

〔釋日本紀十八秘訓〕浦津

〔令集解四十職員〕津濟、古記云、上子鄰反、論語使子路問津焉、鄭玄曰、津濟渡處也、(中略)凡泊處謂津、

〔令集解二十七營繕〕次云、津濟泊船處、令无妨障也、

〔東雅三地理〕津ツ　義不詳、古語にツといひしは、あつまるの義なり、されば集の字讀て、ツとも、ツムとも、ツメとも、アツム、アツマルなどいふなり、津とは舟船の集る所なれば、ツといひしなるべし、(アツムといふアは、發語の詞なり、集の字讀て、アツマルといひ、ふし、また津濱の濱にて、專らはツといふ詞によれるなり、)日本紀に、津の字トマリと讀しは、舟船の止る所なるが故也、

〔俚言集覽十六〕つ　津濱のつは、人のあつまるよりいひ、口津のつは、唾のあつまるよりいへり、集字をつとも、つめとも、よめる是也、

〔古史傳十七〕津字も、都と云言も、もと船の泊る所の名なれば、それより轉じて、津濱の津をも都とは云か、

〔無石雜志一〕物の名
津は船の通ずる處なれば通歟、萬葉集に、川をもつとよめり、今人の書く假字のつは川の草なり、

〔玄雜の記前集下〕先板の說幷

ヲ日本三津ト稱シ、其名海外ニ聞ユ、鎌倉室町兩幕府ノ頃、諸國ノ守護等、私ニ新關ヲ構ヘ、或ハ津料、河手ヲ收メ、以テ行人ノ患ヲ爲スモノアリ、德川幕府興ルニ及ビテモ、其弊未ダ絶エザリシカバ、屢、令ヲ發シテ之ヲ禁ゼリ、此時代ニ在リテハ、古ニ謂ユル三津ハ、殆ド其跡ヲ絶チ、肥前長崎、和泉堺等ノ津、大ニ著ル、ニ至レリ、

名稱

〔倭名類聚抄十道路〕津 四聲字苑云、津(將鄰反、和名豆)渡水處也、

〔箋注倭名類聚抄三道路〕按尙書禹貢東至于孟津、正義、津是渡處、微子、若涉大水其無津涯、正義、無津濟涯岸、論語、使子路問津焉、鄭注、濟渡處也、見於史傳者、如延平津、靈昌津、黎陽津、小平津、白馬津、棘津、蕢津、君子津、皆呼可渡處謂之津、則津卽與下條之湊同、當訓和多利、其豆、宜以湊充之、於天地部湊條證之、然史記天官書索隱引春秋元命包宋均注云、津、湊也、然則津或有湊聚之義、又神功紀引百濟記云、壬午年、新羅不奉貴國、貴國遣沙至比跪令討之、新羅莊飾美女二人、迎誘於津者、似海舶止泊之處、

〔箋注倭名類聚抄一水土〕湊謂非因河水入海、而海舶止泊之處、則宜訓都、都爲物止住之義、附訓都久、積訓都牟、集訓都度布、皆是也、蓋古人用津爲都、然津水渡之處、宜訓和多利、非都也、

〔類聚名義抄五水〕津(將鄰反 ツ ウルホス ワタル)

〔字鏡集三水〕津(津同、濜同、ツ ウツル アツマル ワタル)

〔撮壤集中海〕津(ツ)

〔和漢三才圖會五十七水〕湊(みなと、音奏) 湊、和名三奈止、 津、音晉、今云豆、

說文云、水上人所會曰湊、水會處曰津、

按津湊、並市舶出入交易繁華之濱也、津字以爲津液之字、蓋津液之津本作𧖴、从血𦘔聲、

〔段注說文解字十一上水〕𣲽、水渡也、(商書微子曰、若涉大水、其無津、俗本妄增涯字、按、經傳多假借津爲𧖴潤字、周禮、其民黑而津、是、)从水𦘔聲、(將鄰切、十二部、)

古事類苑

地部四十一

津

津ハツト云フ、船舶ノ來泊スル處ニシテ、則チ之ヲ言ヘバ、港灣ニ在ルモノヲ船津ト云ヒ、河ニ在ルモノヲ川津ト云フ、

上古神武天皇東征ノ時、御船河内ノ草香津ニ泊シ、次デ熊野荒坂津ニ至リ給フ、事ハ載セテ記紀二典ニ在リ、是レ實ニ津ノ史籍ニ見エタル始ナルベシ、神功皇后三韓征服以降、彼我ノ交通漸ク頻ニシテ、沿海ノ諸津著名ノモノモ亦尠カラズ、仁德天皇ノ朝ニ至リ、初テ攝津墨江津ヲ定メ給フ、此津ハ難波津ト並稱セラレタ、御津若シクハ大津ト云フ、二津ノ名實ニ天下ニ冠タリ、是時ニ當リテ船舶ノ海外ニ往來スルモノ、皆之ニ由ラザルハナシ、而シテ進メバ必ズ對馬ニ泊ス、其一ヲ稱シテ津國ト云ヒ、其一ヲ呼ビテ津島ト云フハ、全ク之ニ由ルト云フ、

大寶ノ制、凡ソ津橋道路ハ民部省ノ管スル所ニシテ、國郡官司ヲシテ各之ヲ分轄セシメ、行旅ノ妨障ナカラシム、而シテ攝津國ハ船舶輻湊ノ地ナルヲ以テ、特ニ職ヲシテ過所ヲ勘檢セシム、爾來過所ノ事史上ニ累見シ、其制時ニ隨ヒテ寬嚴アリ、尙ホ過所ノ事ハ、關篇ニ詳ナレバ參看スベシ、

相門世々政權ヲ握ルニ及ビテハ、薩摩ノ坊津、筑前ノ博多津、伊勢ノ阿濃津最モ要津タリ、之

かしとねがふ詞也、卷十三、眞福在與具とあるも、往乞其の誤なることしるければ、共に誤れる也、

〔萬葉集〕十雜歌七夕

天漢、渡瀨深彌、泛船而、棹來君之、檝之音所聞、

雜載

〔萬葉集一〕三野連名闕入唐時、春日藏首老作歌
在根良、對馬乃渡、渡中爾、幣取向而、早還許年、
〔萬葉集略解一〕在根良は、布根盡の誤にて、ふねはつるか、又は百船の誤歟、卷十五、毛母布禰乃、波都流對馬云々、または百都舟の誤か、是も津とつゞくべしと、翁〇賀茂眞淵いはれき、宣長は布根竟の誤とせり、何にもせよ、ありねらとては解べきやうなければ、必誤字也、
〔夫木和歌抄渡二十六〕建長八年百首歌合　従二位行家卿
こゝぞこのつしまのわたり浪あらしいかにかぢとり心ゆるすな
題不知　藤原基綱
こぎいづるつしまのわたりほど、とをみ跡こそかすめゆきの島松
〔夫木和歌抄渡二十六〕古渡　中務卿のみこ
ふな人のつしまのわたり波たかみすぎわづらふやこの世なるらん
〔夫木和歌抄渡三十三〕六帖題御歌　中務卿みこ
今日の日はいかりそへよと舟人のつしまのわたり風もこそたて
〔日本書紀繼體十七〕二十四年十月、調吉士至自任那、奏言、毛野臣、爲人傲很、不閑治體、〇中略故遣目頰子徵召、〇中略目頰子、初到任那時、在彼鄕家等、贈歌曰、柯羅屢儞嗚、以柯儞輔居等所、梅豆羅古枳駄樓、武架左屢樓、以祇能和駄唎嗚、梅豆羅古枳駄樓、
〔萬葉集十秋雜歌〕七夕
天漢、安渡丹、船浮而、秋立待等、妹告與具、
〔萬葉集略解十上〕やすの渡、則天河の一名也、神代紀、八十萬神、會合於天安河邊云々と有、宣長云、秋は我の誤也、わがたちまつとなりといへるぞよき、與具は乞其の誤なるべし、告こそは告よ

ニス、トム大將軍ヲバ誰トカ見ル、宇多天皇ノ王子、一品式部卿敦實親王ヨリ九代ノ孫、近江國住人、佐々木源三秀義ガ三男ニ、三郎盛綱也、平家ノ方ニ我ト思ハン者ハ、大將モ侍モ寄合テ、組ヤ組ヤト喚テ蒐入、散々ニ蒐ル間、平家ノ兵是ヲ見テ、海ハ淺カリケリ、佐々木討スナ、渡セ者共トテ、土肥、梶原、千葉、畠山、我先々々ト打入々々、五千餘騎向ノ岸ヘサト上ル、

〔遊囊賸記十〕藤戸渡ハ、潮時係打ノ昔、盛綱渡波濤トイヘルニ引替テ、ワヅカニ細流ノ橋ヲ渡行ク、乘船ノ變トハ是等ノコトナルベシ、

備後國穴濟

〔日本書紀景行七〕二十七年十二月、日本武尊、中略到吉備以渡穴海、其處有惡神、則殺之、　二十八年二月乙丑朔、日本武尊奏平熊襲之狀曰、中略吉備穴濟神、及難波柏濟神、皆有害心、以放毒氣、令苦路人、並爲禍害之藪、故悉殺其惡神、並開水陸之徑、天皇於是美日本武之功而異愛焉、

〔萬葉集略解十一上〕續紀養老五年、分備後國安那郡、置深津郡、これより先景行紀、日本武尊到吉備、以渡穴海と有、かゝれば穴海は安那郡にて、此みちのまりは備後也、

紀伊國岩田川渡

〔名所方角抄紀伊〕岩田川　熊野海道也

思ひやる袖もぬれけり岩田川渡りなれにし瀬々の白浪

〔熊野略記下〕後白河院

熊野ヘ參ラセ玉ヒケル時、岩田河ニテ讀マセ玉ヒケル、

岩田川渡ル心ノフカケレバ神モアハレト思ハザラメヤ

〔後鳥羽院熊野御幸記〕建仁元年十月十三日、入萱養宿所、爲自此所停設儲、歸自是步、指渡石田河、先參一瀬王子、候之、

對馬國對馬渡

〔和爾雅一地理〕對馬島　對馬渡

〔名所方角抄對馬〕對馬　嶺、わたり、あさち山など寄合なり、

クシテ叶ベキナラネバ、是ヲ以扇招合フ、源平遙ニ見渡テ、其日モ徒ニ暁ニケリ、爰ニ佐々木三郎盛綱、夜ニ入テ案ジケルハ、渡スベキ便ノアレバコソ、平家モ招ラメ、遠サハ遠シ、渕瀬ハシラズ、如何ハセント思ケルガ、其邊ヲ走廻テ、浦人ヲ一人語ヒ寄テ、白鞘卷ヲ取セテ、ヤ殿、向ノ島ヘ渡ス瀬ハ無カ教給ヘ、悦ハ猶モ申サント云ヘバ、浦人答テ云、瀬ハ二ツ候、月頭ニハ東ガ瀬ニナリ候、是ヲバ大根ノ渡ト申、月尻ニハ西ガ瀬ニ成候、是ヲバ藤戸ノ渡ト申、當時ハ西コソ瀬ニテ候ヘ、東西ノ瀬ノ間ハ二町計、其瀬ノ廣ハ二段ハ侍ラン、其内一所ハ深ク候ト云ケレバ、佐々木重テ、淺サ深サヲバ爭カ知ルベキト問ヘバ、浦人淺キ所ハ浪ノ音高ク侍ルト申ス、サラバ和殿ヲ深ク憑ム也、盛綱ヲ具シテ、瀬踏シテ見セ給ヘト懇ニ語ヒケレバ、彼男裸ニナリ先ニ立テ、佐々木ヲ具シテ渡リケリ、膝ニ立所モアリ、腰ニ立所モアリ、脇ニ立所モアリ、深所ト覺ユルハ、鬢鬚ヲヌラス、誠ニ中二段計ゾ深カリケル、向ノ島ヘハ淺ク候也ト申テ、夫ヨリ返ル、佐々木陸ニ上テ申ケルハ、ヤ殿暗サハ暗シ、海ノ中ニテハアリ、明日先陣ヲ懸バヤト思フニ、如何シテ只今ノトヲリヲバ知ベキ、然ベクハ和殿、人ニアヤメラレヌ程ニ、澪注ヲ立テ得サセヨトテ、又直垂ヲ一具タビタリケレバ、浦人斯ル幸ニアハズト悦テ、小竹ヲ切集テ、水ノ面ヨリチト引入テ立テ歸テ角ト申、佐々木悦テ、明ルヲ遅ト待、平家是ヲバ爭カ可知ナレバ、二十六日ノ辰刻ニ、平家ノ陣ヨリ又扇ヲ擧テゾ招タル、佐佐木三郎盛綱ハ、黄生衣ノ直垂ニ、緋威ノ胄、白星ノ甲、連錢葦毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、家子ニ和比八郎、小林三郎、郎等ニ黑田源太ヲ始トシテ、十五騎轡ヲナラベテ、海ニ颯ト打入テゾ渡ケル、三川守、馬ニテ海ヲ渡ス事ヤハアル、佐々木制セヨト宣ヒケレバ、土肥、梶原、千葉、畠山承リ、讎テ候シ給ナ、返セ返セト聲々ニ制シケレ共、兼テ瀬踏シテ、澪注ヲ立タレバ、耳ニモ聞入ズ渡シケリ、馬ノ島頭、草脇、胷帶盡シニ立所モアリ、深所ヲバ手綱ヲクレ游セテ、淺クナレバ、物具ノ水ハシラカシ、弓取直シ、向ヒノ岸ヘサト上ル、鐙踏張、弓杖ニスガリテ名乘ケルハ、今日海ヲ渡シ、敵

〔令義解 七公式〕凡朝集使、〈中略〉北陸道神濟以北、〈謂越中與二越後一界河也、〇中略〉皆乘驛馬、

〔越後國記 二十四〕境川ハ、即古ノ神濟ナリ、神度トイヒ、神原トイフ、皆此地ト知ベシ、

〔備中名勝考 下〕瀬戸渡〈考は上の瀬戸島の所にいへり〉

〔備中名勝考 上〕瀬戸島

都宇郡有木村の山つゞきなる地名なりけん、今は島にあらず、此地名、本州には今は絶て、備前國兒島郡にあり、〈中略〉有木村の山つゞきなる、備前國の天城よりは、今兒島に、瀬戸といふ所には、わづかに海ひとつかゝりたる、近き所なる故に、本州の地名の、かしこにうつりしこと云るべし、

〔大嘗會和歌集〕村上天皇天慶九年主基備中國風俗神歌

ふなと

たひらけくあまつひつぎにのぼる舟ふなとよりこそ出わたりけれ

後冷泉院永承元年十一月十五日主基方備中國

木工頭兼文章博士讃岐權介藤原朝臣家經

乙帖三首 暮春瀬戸有乘船見之客

はなさけば立しら浪も紫にみゆるふなとのわたりなりけり

〔源平盛衰記 四十一〕盛綱渡瀬戸兒島合戰附海佐介渡海事

同〈元曆元年九月〉十八日ニ、平家ハ讃岐屋島ニ作、有山陽道ヲ打靡シテ、左馬頭行盛ヲ大將軍トシテ、飛驒守景家以下ノ侍ヲ相具シテ、二千餘騎ニテ備前國兒島ニ著、三川守範賴モ、室ノ泊ニ有ケルガ、舟ヨリ上リ、同國西河尻藤戸ノ渡ニ押寄テ陣取、源平海ヲ隔テ陣ヘタリ、海上四五町ニハ過ザリケリ、同廿五日ニ、平家海ヲ隔テ、扇ヲアゲテ源氏ヲ招ク、源氏是ヲ見テ海ヲ渡セト云ニコソ、船ナ

日ハ、風殊ニ強ク吹テ浪高カリシマヽ、日和惡カルベシト言ニ、船子ノ言ニ、此渡リニ潮道三處アリ、潮急ニシテ濟ルコト難シ、日和ナレバ船潮ノ爲ニ流漂テ渡ルコトヲ得ズ、因テコノ如キ風力ニテ濟ト言シガ、イカニモ沖ヘ出、カノ急潮ノ所ニ至リテハ、サシモ大ナル船ノサカシマニ溯カヘリ、流行ク巨浪ニ堪カヌベクアリシガ、強風ニ吹ヌカレ、ソノ浪ヲ凌、三處ノ難行ヲ濟リ著タリ、舟中ノ苦ハ云計ナシト、カノ急潮ノ所ハ、タツピ、中ノ汐、白上トイフナリ、又松前ノ白上山ニ登リ、海面ヲ臨見ルニ、三ノ潮道、海面ニ分リ見エテ、ソノ潮行ノトコロ、海ヨリ隆クアガリテ見ユ、イカニモ海底ニ危石嶮巖ノアルユヘ、海潮モコノ如キヤト云リ、西ノ國ノ海路ニハ見聞セザル事ナリ、

越中國有礒渡

〔夫木和歌抄渡二十六〕ありその渡　越中

〔萬葉集古今相聞往來歌十二〕寄物陳思歌

大埼之、有礒乃渡、延久受乃、往方無哉、戀渡南、

〔萬葉集十七〕哀傷長逝之弟歌一首幷短歌（中略）

可加良牟等、可禰底思理世婆、古之能宇美乃、安里蘇乃奈美母、見世麻之物能乎、

右天平十八年秋九月二十五日、越中守大伴宿禰家持遙聞弟喪、感傷作之也、

〔松葉名所和歌集阿十一〕有礒渡越中

吹風のありその渡り波越て葛の若葉にむすぶ白露　後九條

水橋渡

〔善光寺紀行〕明ぬれば、ほどなく水橋といふわたりにうつりぬ、

徒に人だのめなる水はしや舟より外に行かたもなし

〔遊囊賸記二十四〕水橋ハ、岩瀬富山ノ兩路、皆此渡ニ合ス、往古ハ橋アリケルニヤ、今ハ名ノミシテ、舟ヨリ外ニ行方ナシ、

上野國
利根川渡
木野崎渡

るまで語ひゐぬ、ことばかりありて、里の子せりかなにか、かたみにつみもちたる三四人、おきなの老かゞまりたるなどぞ乘ぐして來る、童部の船よりおりかね侍るを、こにや、むまごにや、たすけおろしなどして、我もいみじうくるしげなるも、何となく哀にぞ見侍りし、水鳥どもの河洲にむらがりゐたる、いとおもしろし、

船人も親子を思ふ水鳥のすのまた川は渡こゝろせよ

(覽富士記)すのまた川は、舟おほかる處のさまなりけり、河のおもて、いとひろくて、海づらなどのこゝろし侍り、○中略

おもひ出るむかしも遠きわたり哉その面かげのうかぶ小船に

(萬葉集十四)相聞

刀禰河泊乃可波世毛思良受、多々和多里、奈美爾安布能須、安敝流伎美可母、○中略

右二十二首上野國歌

(藻鹽草五水邊)川

利根川上野

(東路のつと)明る船、利根川の舟渡りをして、上野の國新田の庄に、禮部尚純隱遁ありて、今は靜喜かの閑居に五六日、連歌たび／＼におよべり、

(相馬日記一)廿一日、○文化十四年八月、中略野田の里を過て、木野崎のわたしをわたる、これぞ名にきこえし利根川にて、坂東にならびなき大河なれば、世には坂東太郎ともよぶなる、

陸奧國
三馬屋渡

(甲子夜話三)津輕領三馬屋渡ノ事

鳥越邸○松浦氏ノ與家川口久助ハ、當御代替ノトキ、陸奧國ノ巡見ニ赴シ人ナリ、一日予陸奧ヨリ蝦夷ニ渡ル海岸ノサカシサヲ問ケレバ、答ニ津輕領ノ三馬屋ヨリ船出シ、松前ニ著トキ、船出セシ

應造浮橋布施屋幷置渡船事

一加增渡船十六艘

尾張美濃兩國堺墨俣河四艘〈元二艘、今加二艘、〇中略〉

右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船、〇中略

承和二年六月廿九日

〔いほぬし〕すのまたのわたりにて、あめにあひて、そのよ、やがてそこにとまりて侍に、こまどもあまたみゆ、

澤にすむこまほしからぬ道にいでゝ日ぐらし袖をぬらしつるかな

〔更科日記〕美濃の國なるさかひに、すのまたといふわたりして、野がみといふ所につきぬ、

〔玉海〕治承五年〈〇養和元年〉二月十一日戊子、申剋藏人左少辨行隆來、依疾不出客亭、呼簾外、〇中略謂之、〇中略此間廻伊勢國舟、可着須万多渡、其後官軍可寄攻尾張國之由所聞也云々、小時退出了、

〔承久軍物語二〕さらば方々へ、くはんぐんをさしつかはし、これをふせがるべしとて、〇中略すのまたへは、かはちのはんぐはんひでずみ、山田の二郎しげたゞ、一千よき、〇下略

〔うたゝねの記〕道のほど、めとゞまる所々おほかれど、こゝはいづく〳〵とも、けぢかくとふべき人もなければ、いづくの野も山も、はる〳〵とゆくを、とまりもしらず、人のゆくにまかせて、ゆめぢをたどるやうにて、日數ふるまゝに、さすがならはぬひなのながぢに、おとろへはつる身もわれかのこゝちのみして、みのおはりのさかひにもなりぬ、すのまたとかや、ひろ〳〵とおびたゞしき河あり、ゆきゝのひとあつまりて、舟をやすめずさしかへるほど、いとゞこゝろせうかしがましく、おそろしきまでのゝしりあひたり、

〔なぐさめ草〕墨股河は、美濃尾張の境とかや、岸に打望たれば、船はむかひにあるほどにて、時うつ

美濃國驛馬、〈中略〉大井、各十疋、

(慶安三年木曾路記)大井、家百五六十、上ノ宿ナリ、大井川ト云川ニ繩々橋カヽル、大井ノ驛ヲ過テ、右ニ根津甚平ト云シ人ノ石塔アリシ也、

(承久軍物語)〈三〉六月〈承久三年〉五日のくれがたには、東山道のせい、うんかのごとく大井のわたりへつきにけり、〈中略〉こゝにたけ田の五郎のぶみつは、あまたの子どもの中に、小五郎をまねきて、いくさのならひは、おや子をもかへりみねば、ましてたにんは申にやをよぶ、一人ぬけ出てさきをかけ、かうみやうせんと思ふがはんいなり、汝をがき原の人どもにとられずしてぬけ出、大井のわたりの先陣を、つとめよかしといはれければ、小五郎、それがしもさこそ存候へとて、一二町ぬけ出て、河のはたにすゝみけり、そのせい廿騎とぞみえし、其中にむとう新五郎といふらうどうあり、實名はあらむしやとぞ申ける、すぐれたるすいれんのたつしやなりけるをよび出して、大井のわたりのせぶみして參れとて、さしつかはす、新五郎やがてさしかへり、せぶみをこそしおはせて候へ、但川のにしのきしたかふして、馬をあつかはん事かたし、むかひのわたりせ七八段がほどひしをうへながし、河中にはらんぐいをうち、つなをはへ、さかも木を引て、ながしかけたりしを、四五たんほどひきぬきすて、ながし、つなをきり、さかもぎを切て、馬のあげ所には、あるしを立てかへり參りぬ、それをまもらせ給ひて、わたさせ給へとぞ申ける、小五郎きゝもあへず、川に馬をうち入ける所に、〈下略〉

(遊嚢賸記)〈二十五〉大井川ハ、驛家ノ西ヲ流ル、石ヲ疊ミ橋ヲ架ナ、承久ノ舊渡ニ同ジカラズ、

(西遊行囊抄)〈六上〉洲俣河ハ舟渡也、川ノ廣サ前ノサワタリ川ノ如シ、此水上ハ飛驒山ヨリ流レ出ル、

(類聚三代格)〈十六〉太政官符

〔風雅和歌集 九羈旅〕あづまへまかりけるに、やす川を渡るとて、　前大納言爲兼
やす川といかでか名にはながれけんくるしきせのみ有世と思ふに

〔夫木和歌抄 二十四河〕名所歌中に八洲河舟　參議爲相卿
雨ふれば船よりぞ行やす川のやすく渡りし瀬をばたどりて

朝妻渡

〔書言字考節用集 二乾坤〕朝妻渡（アサヅマノワタシ）江州坂田郡

〔松葉名所和歌集 十一阿〕淺妻渡　近江

〔山家和歌集 下雜〕題しらず
おぼつかな伊吹おろしの風さきに朝妻船はあひやしぬらん
くれ舟よあさづま渡り今朝なよせそいぶきのたけに雪しまくなり

〔夫木和歌抄 三十三船〕日吉社にたてまつりける五十首初春歌　家長朝臣
にほのうみやあさづま舟も出にけりつなぐこほりを風やとくらん

〔あづまの道の記〕朝妻の浦にとまりて、その朝おき侍りて、
みし夢のあさづま舟の立かへる淚ばかりを袖に殘して

〔藤河の記〕よるの四時に、はつさかといふ里に舟をよせてしばらく休息す、これより夜舟をいだして、五日のほの〴〵にあさ妻につきぬ、
ほの〴〵とあさづまにこそつきにけれまだ夜をこめて舟出せしみち

美濃國大井戸渡

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年六月三日丙辰、關東大將軍著遠江國府之由、飛脚昨日入洛之間、有公卿僉議、爲防戰被遣官軍於方々、仍今曉各進發、〇中略東山道大井戸渡、大夫判官惟信、〇中略五日戊午、及晚山道討手武田五郎、同小五郎、渡大井戸、與官軍挑戰、

〔延喜式 二十八兵部〕諸國驛傳馬

者也ト答、名ヲバ誰ト云ゾト問ヘバ、男怪氣ニ思テ、左右ナク明サズ、兎角誘ヘ問ケレバ、紀介トゾ名乘タル、高綱ハ、ヤヽ紀介殿、此河渡ン程、御邊ノ馬借給ヘカシ、紀介、叶候ハジ、遙ノ市ヨリ重荷ヲ負セテ歸ランズレバ、我モ劣テ不乘馬也、又今朝ノ水ノツメタキ事モナシ、唯渡リ給ヘト云、紀介殿、タヾ借給ヘカシ、悦ハ思當ラント云ケレバ、紀介思樣、此人ノ馬ノカリヤウ心得ズ、歩徒跣ニテ誰共知ズ、我身ダニモ合期セヌ人ノ、何事ノ悦ヲカシ給ベキ、去共借サズシテ惡キ事モヤト思ケレバ借トケリ、高綱馬ニ打乘、此馬コソ畢我物ヨト思ツヽ、空悦シテ野洲川原ヲ渡ツヽ、鞭ヲ打テゾ馳セタル、

〔十六夜日記〕いまだ月のひかりは、かすかに殘りたるあけぼのに、もり山をいでゝゆく、やす河わたるほど、さきだちてゆくたび人の駒のあしのおとばかりさやかにて、きりいとふかし、

たび人はみなもろともに朝立てこまうちわたすやすの川霧〇又見玉葉和歌集

〔海道記〕貞應二年卯月の上旬、五更に都を出て、〇中略四日〇中略三上の嶽をのぞみて野洲河をわたる、

いかにしてすむやす川の水ならんよわたるばかりくるしきやある

〔木島のくちすさみ〕やす川とかやを渡るとて

いつまでと猶うちぬらしやす河の安げなきよを渡りかねらん

〔富士紀行〕やす川にて

我君の御代にあふみぢけふもはや渡る心ややす河の水

〔新勅撰和歌集雜十九〕伊勢の勅使にて、甲賀のむまやにつき侍ける日、

後京極攝政前太政大臣

はるかなるみかみの嶽をめにかけていくせ渡りぬやすの川浪

となかよりはやこぎかへせ山田舟ひらのたかねに雲かゝりたり

〔雅筵醉狂集 附錄〕淡海八景

瀨田夕照

春の空おもひの外に暮がたき日あしや勢多のおほまはりする

日脚といふ熟字あり、矢橋の舟は、時として風波あらく、あやうきゆへ、勢田の方へまはりて行を、俗に大廻りといふ、

滋賀大輪田渡

〔藻鹽草 五水邊〕渡

滋賀大輪田 近江 らしわたかち人の汀のこほりふみなれどぬれぬぬまがの大輪田

〔萬葉集 一雜歌〕過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌

左散難彌乃志我能 一云、比良乃、大和太與杼六友、昔人二亦母相目八毛 一云、將會跡母戸八

野洲渡

〔松葉名所和歌集 九〕野洲渡　近江 和名類聚抄、近江ニ野洲郡

〔藻鹽草 五水邊〕川

野洲川 近江、（中略）三上のすそなり、又やすの河とも、又やす河とも云り、のゝ字は有ても無ても、

〔名所方角抄 近江〕夜須川　此山上〇三の麓を北へ流れたり

〔西遊行囊抄 九上〕野洲川ハ、歩渡也、川原ノ間廣シ、四五町、

〔源平盛衰記 十九〕佐々木取馬下向事

四郎高綱ハ都ニアリ、〇中略佐殿〇源賴朝謀叛ヲ起給ト聞テ、〇中略偸ニ田舍ニ下ケリ、〇中略知タル者ニ馬ヲモ乞、乘バヤトハ思ヘドモ、都近程也、世中ツヽマシク思ケレバ、サモナクテ、曉ハ守山ヲ立、野洲ノ河原ニ出ヌ、如法曉ノ事ナレバ、旅人モ未見ケルニ、草鞍置タル馬追テ、男一人見ヘ來ル、高綱、和殿ハイヅクノ人ゾ、何ヘ渡ルゾト問ヘバ、是ハ栗太ノ者ニテ候ガ、蒲生郡小脇ノ八日市ヘ行ク

〔源平盛衰記二十八〕源氏追討使事
六人ノ大將軍、各一色ニ裝束シテ打出給ヘリ、〈〇中略〉近江ノ湖ヲ隔テ東西ヨリ下ル、粟津原、勢多ノ橋、野路ノ宿、野洲ノ河原、鏡山ニ打向、駒ヲ早ムル人モアリ、山田矢走ノ渡シ、志那今濱ヲ浦傳ヒ、船ニ竿サス者モアリ、

〔梅松論下〕去程に、正月〈〇建武二年〉十三日より三ケ日の間、山田矢橋の渡舟にて、宮〈〇後醍醐上皇〉并北畠禪門、出羽陸奥兩國の勢ども、雲霞の如く東坂本に參著しければ、頓て大宮の彼岸所を皇居として、三塔の衆徒殘らず隨奉る、

〔太平記三十一〕八幡合戰事附官軍夜討事
宰相中將殿〈義詮〇足利〉ハ、〈〇中略〉三月〈〇文和元年〉十一日、四十九院ヲ立テ、三萬餘騎、先伊祇寸三大寺ニシテ手ヲ分ツ、或ハ漫々タル湖上ニ、山田矢早瀬ノ渡舟ノ棹サス人モアリ、或ハ渺々タル沙頭ニ、堅田高島ヲ經テ駒ニ鞭ウツ勢モアリ、

〔謠曲〕竹生島
ワキ詞いかに是成舟に便船申さうなふ、シテ詞是は山田矢橋の渡し船にてもなし、御覽候へ海士の釣舟にて候程に、便船は叶ひ候まじ、

〔信長公記十一〕天正六年五月廿七日、信長、安土大水之樣子可被成御覽爲御下、松本より矢橋へ御舟にめされ、御小姓衆計にて御渡海、　資六月十日、信長御上洛、又矢橋より御舟にて松本へ御上り、

〔夫木和歌抄雜二十六〕永久四年百首船〈やばせの渡近江〉　源兼昌
にほてるややばせの渡する舟をいくたびみつゝせたのはしもり

〔夫木和歌抄雜三十三〕十題三十首旅　權僧正公朝

山田矢橋渡

扨モ頼朝ハ伊豆國ヘ流サレケレバ、〈略〉〇中永暦元年三月廿日〈略〉〇中ノ暁、池殿〈〇平清盛継母池禪尼〉ヲ出テ東路遥ニ被下ケリ、〈略〉〇中盛安〈〇源五〉兵衛モ大津マデト申タリシガ、人々留リヌル上、熱田ニハ橋モナクテ、舟ニテ向ノ地ヘ渡給ヘバ、傍心苦テ打送奉ル、

〔夫木和歌抄　二十六渡〕関居百首御歌〈せたの渡、勢多、近江、〉　中務卿親王

たなかみの山の木のはにしぐれしてせたのわたりは秋風ぞふく

〔東國紀行　宗牧〕廿九日、〇天文十三年九月又舟にて、せたの渡り、さかまく水につなでうちはへ、陸地よりひきのぼるほど、笛尺八の聲、敵地のおそれもわすられたり、

〔夫木和歌抄　二十六渡〕やばせの渡　近江

〔和爾雅　一下地理〕近江國　矢橋〈ヤバセ〉渡

〔増補地名便覧　近江名所〕山田ノ渡

〔國花萬葉記　十近江〕山田の渡り　矢橋の渡　二所の舟間ちかし、東近江也、栗津の向ひ也、打出より乗船して渡れば、山田の渡りはちかし、矢橋は五十町計也、兩所の間は十町計也、〈山田やばせのわたし舟と云、山田は、のぢより北に當る所也、〉

〔伊勢參宮名所圖會　二〕山田矢橋の船場、〈何れも草津より西北の濱なり〉石場より船にて渡れば、五十町の海上也、山田の渡は、過半荷物を渡す、

〔東海道名所圖會　二〕矢橋〈ヤバセ〉

勢多より北壹里にあり、大津松本へ壹里の渡口なり、初ノは年歴久遠にしてしれず、勢多橋、軍陣の時、此渡口に關所ありし事、舊記に見へたり、今芝田氏渡船の支配す、

〔東海道名所圖會　一〕松本渡口

此所矢橋の舟わたしにて、湖上壹里なり、

近江國 勢多渡

〔東路のつと〕翌日市川といふわたりの折ふし、雪風ふきてしばし休らふ間に、むかひの里にいひおはする人有て、馬どものりもてきて、やがて舟渡りして、おしの枯葉の雪うちはらひ、善養寺といふに落つきぬ、

〔官中秘策 二十九〕關東關所之制令
松戸 市。川。略○中
一相定船場之外、脇々にて猥に往還のもの不可渡之事 略○中
元和二年八月日 奉行

〔相馬日記 四〕廿八日、文化十四年八月、略○中市川の渡は、吾妻鏡や、仙覺りしが万葉庭訓に、太井川としるせし河なり、俗には江戸川とよぶ、春鷲小竹茂仲のをぢが説に、江戸河といふは、舟人の詞よりあやまれる名なり、そは下總の境、關宿わたりより此川筋を經て江戸へ通ふがゆゑに、舟人のわたくしに、さはよびけるを、近頃は正しき名ぞとおもへるものもすくなからずといへり、舟をあがれば武藏國の葛西領なり、市川の關を過るころは雨もやみぬ、

〔日本書紀 神功九〕爰伐新羅之明年、略○中 命武內宿禰和珥臣祖武振熊、率數萬衆、令擊忍熊王、略○中 忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰而歌之曰、伊裝阿藝、伊佐智須區禰、多摩枳波屢、于知能阿曾餓、勾夫菟智能、伊多氐於破孺破、珥倍廼利能、介豆岐齊奈、則共沈瀬田濟而死之、于時武內宿禰歌之曰、阿布瀰能瀰、齊多能和多利珥、伽豆區苔利、梅珥志彌曳泥麼、異枳廼倍呂之茂、於是探其屍而不得也、然後數日之、出於菟道阿、一本作河 武內宿禰亦歌曰、阿布瀰能瀰、齊多能和多利珥、介豆區苔利、多那伽瀰須疑氐、于泥珥等邏倍菟。

〔釋日本紀 和歌二十四〕齊多能和多利珥 勢多渡也

〔平治物語 三〕賴朝遠流事附盛安夢合事

〔武藏國隅田川考〕按に此太井を、東鑑に大井とかきて、おほゐと點を下せしは誤ならん、ふとゐとよむべし、更級日記にも、しもつふさの國と、武藏の國の境ひなる、ふとゐ川と見えたり、是も亦川の名をかきたがへたりと見ゆ、ふるくより武藏下總の境なる川は、隅田川なること勿論なり、太井川は全く下總の國と見ゆ、さればこゝにいふ太井川は、隅田川の誤りなるべし、是によりておもふに、かの孝標が女の、みちのくよりこなたに來る路すがら、案内の者のいふにまかせて、隅田川を太井川とおもひ、多磨川を隅田川としるせしなるべし、友人凸凹居〇三島政幸の說に、更級日記に載る所をおもふに、太井川はもとより、たがふにあらずして、この比その隅田川は、海のごとく川はゞも廣かりしかば、品川の入海なりと思ひうちすぎ、隅田川の沙汰におよばざりしならんと、さもありしにや、義經にも、ふとゐ隅田(すんだ)だうち渡りしよし見えたり、古へ隅田川の東に、太井川といふありて、世に名高き川ときこゆれど、今はその名をしる人もまれなり、葛飾名所記に、利根川の末を葛飾の郡にて、かつしか川といふ、又太井川とも文巻川ともいへり、眞間の岸の邊をからめき川ともいふ、則今の市川なり、俗に坂東太郎といふ是なりと、是によれば、隅田川とは大にへだゝりて、全く下總の國のうちなり、

〔義經記三〕よりともむほんの事
ぢせう四年九月十一日、むさしとしもつさのさかいなる、まつどのしやう、いち河といふ所に付給ふ、〇下略、全文出二武藏國隅田川渡條一

〔武藏國隅田川考〕按に、市川を武藏下總の境とするは誤れるなるべし、近き世にこそかく定りぬれど、古くより隅田川を兩國の境とせしことは、論ずべくもなし、

〇按ズルニ、義經記ニ謂ユルいち河ハ、卽チ吾妻鏡ニ見エタル太井河ナルベシ、猶ホ前後引ク所ノ江戸名所圖會、相馬日記等ヲ參看スベシ、

太井渡
市川渡

ひらさめにうすくもかけて行舟のこがのわたりの夕暮のそら

渡霧

からろをすをともほのかにゆくふねのこがのわたりの秋の夕霧　西行上人

霧ふかきこがのわたりのわたしもりきしのふなつき思ひさだめよ

此歌は、むさしの國と下つけのくにとの中にある、こがの渡りすとて、きりふかゝりければよめりと云々、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應造浮橋布施屋并置渡船事〔○中略〕

一加增渡船十六艘〔○中略〕

下總國太日河四艘〔元二艘、今加二艘、○中略〕

右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船、〔○中略〕

承和二年六月廿九日

〔江戸名所圖會二十〕新利根川〔万葉集、刀禰に作り、鎌字[illegible]源平盛衰記利根に作れり、〕舊名を太井河といふ、〔更科日記、および東鑑等の書に見えたり、又總鹿島紀行云、下總國かつしかの郡の中に大河あり、ふと井といふ、河の東なれば葛東の郡といひ、河の西なれば葛西の郡といふとあり、是とすべし、○中略〕

市川渡口（いちかはのわたしぐち）

〔更科日記〕つとめてそこをたちて、下つさのくにとむさしのさかひにて有、ひと井がはといふかかみのせ、まつさとのわたりのつにとまりて、夜ひとよ舟にてかつ〲物などわたす、

〔吾妻鏡一〕治承四年十月二日辛巳、武衞〔頼朝〕相‐乘于常胤廣常等之舟楫、濟大井隅田兩河、精兵及三

賴朝赴武藏國

いふ、予答て云、吾妻橋は、吾嬬神社のかたへわたる橋なればこの名あり、例せば麻布こふがへ橋は、國府のかたへ渡るといふ義をとりて、國府方と唱たるが如し、かゝる類、穿鑿せばいくばくもあるべし、

鎧渡

〔紫の一本下渡〕鎧の渡

八丁堀牧野因幡守殿の屋鋪の東河岸より、小網町への渡しをいふ、今は一文渡しともいふ、

〔江戸砂子一日本橋南〕鎧渡(よろひのわたし)　かやば町より小あみ町二丁目へわたす所

里諺に云、往古は此所入江にして大わたり也、源頼義公奥州責のとき、俄に風おちて、浪はげしかりければ、鎧をしづめ、龍神に祈り給ふと云つたへたり、又平將門の事につけて、おなじやうなる云つたへあり、

下總國古河渡

〔書言字考節用集一乾坤〕許我渡(コガノワタリ)下總猿島郡

〔榻鴫曉筆二十一名所〕和國名所

久我　渡　下總

〔廻國雜記〕古河といふ所にて、ふねにのりて、

こがくれにうかべる秋の一葉舟さそふ嵐を川おさにして

川ふねをこがのわたりの夕なみにさしてむかひの里やとはまし

〔萬葉集十四東歌〕相聞

麻久良我乃、許我能和多利乃、可良加治乃、於登太可思母奈、宿莫敝兒由惠爾、

安波受之氐、由加婆乎思家牟、麻久良我能、許賀己具布禰爾、伎美毛安波奴可毛、

〔萬葉集抄十六〕こがのわたり　下總國

〔夫木和歌抄二十六渡〕百首歌　從二位家隆卿

〔江戸砂子 二〕花方渡　竹町 本所○ 今のわたしをいふ

〔紫の一本 下〕竹町渡

駒がたの渡しとも、本所の渡しともいふ、

〔御府内備考 十三〕竹町渡

材木町東○北より本所竹町への船渡なり、此渡は古く始りしにや、正保改定の武藏國圖、當所と覺しき處、舟渡九十二間と注せり、江戸志等の書には、花方の渡とあり、その名付しゆへを詳にせず、又業平渡とも書り、こは對岸中の郷に業平塚あるゆへの呼名ならん、此渡船請負は、山城屋次右衞門と稱し、本所竹町に住居す、

〔大和名所記 上〕こゝにあさくさ川のきしをかゝげ、げだうをたてゝあり、こまかけだうといへり、まつち山、いはさき、こまかけ、皆名所なり、本たいは馬頭觀音なり、むかし此あさくさ川のわたし守、逸手の風に帆をかけてはしる、船中より此だうをみれば、だうのかけるやうに見ゆるさるによつて、うまかけだうと名付と稱、あさくさくわんをんへ、さんけいのかへりさ、あしをやすめんために、この所よりふねにのりて、江戸橋そのほか方々へ舟付、

〔燕石雜志 三〕淺草の事實

駒掛堂略○中按するに、竹町の渡を昔は花方の渡。といへり、これは並樹の裡あるかたへ渡るといふ義をとりて、花方の渡。と唱しごとく、駒掛堂の方へ渡るといふ義をとりて、駒方の渡。と唱し程に、やがてその堂を駒方堂とも唱へたるにや、略○中

或云、予が說のごときは、駒形堂の古名駒掛堂なりしに、其方へ參る渡といふ義をとりて、駒方の渡。と唱しかば、やがて彼堂の名に負し、竹町の渡を當初花方の渡と唱たるを、並樹の裡あるかたへわたるの義とす、みな是推量の說にして、信用しがたし、かゝる例なはありやと

ごとく、今もその流のなごりなりとて、古川あれど、わづかなる川にて、むかしのさま見るべくもなし、このみな上に、ふる隅田川といふ所あれど、その間を新綾瀬川さへぎりて、いとおぼつかなき川なり、

〔東國紀行宗牧〕角田川もみえわたるに〇中略清閑多田こゝまで數日のをくりも懇切なれば〇中略袖ぬれがほなる氣色なきにしもあらねば、涙もろなる心よわさをまぎらはさむとて、

角田川舟こぞりはの長刀にあひしらひてぞふりはなれつる、といひつゝ、みやこのかたのみおもひやられて、岸ちかきなるもおぼえず、わたし守におどろかされておりたり、昔藏主とて、常陸國法雲寺より潟本の長老へ使に參られし僧、小田原にても參會のことなれば、このわたりをも、もろともにしつゝかたらひ行ば、馬上より宮内卿にいひかけられし、

濵々武野水雲邊、不意逢君棹小船、無限愁情難話盡、客中送客落花天、と聞もなをもよほされたり、

〔夫木和歌抄河二十四〕寶治二年百首、渡月、　正三位知家卿

角田川あなかまふねのかぢかくせよわたる月をとゞむばかりに

〔夫木和歌抄渡二十六〕喜多院入道二品親王家五十首すだの渡下總　正三位季經卿

はる〳〵とすだのかはらをあさゆけばかすめるほどや渡なるらん

永久四年八月雲居寺歌合霧　源兼經朝臣

夕霧にすだのわたりはみえねどもふな人よばふ聲きこゆなり

此判者基俊云、左歌すがたはあしうも侍らぬに、すだのわたりとよみたるぞなさけなき心ちするにや、これは業平朝臣のいざこととはんとよみて、かれこれかれいひになみだおとす所なり、すみだ川の程におりゐてとぞかけるよし、それに思ひそめて覺るにやあらんと云々、

の西の方二三里を隔たる事と見ゆ、然らば戰場より淺草の石濱までは、十四五里も有べし、坂東道にして、八十里の内外の事なり、其道を義宗、人馬の息をも休めず是を追ひ、春の夜の短き頃、夜間に又小手指原へ引返され、三十里に及べる道をうたれし事、人力とは思はれず、もし此道筋に淵瀬をはかられぬ程の川ありし事とせば、明今下練馬と白子との間のながれぞ指けるものか、此邊までは戰場より六七里に及もすべし、しからば坂東道四十六七里といふも近かるべし、しかりといへども、石濱迄は此水よりしては、甚大ひに隔たりたりと見ゆ、公興按するに、いかにも君美の說の如く、武藏野合戰の跡は、今の川越街道成べし、しかれども川越よりは、はるかに江戸にちかく、練馬村、白子村の邊にもや有らん、今も練馬村に、今上しつけみといふ地名あり、其處に小手さし渡戸などいふ古名存し、古老はこの所こそ、いにしへの小手さし原の合戰の跡なりと云、もし練馬村にある所の小手さしを以て、武藏野合戰の跡なりとせば、石濱まで五六里に及び、太平記にいふ坂東道四十六里といふにも、やゝ符合せり、參考の爲に誌くこゝにしるせり、

〔北國紀行〕二月の初、(文明十八年)鳥越のおきな、誘して角田川に逍びぬ、東岸は下總、西岸はむさしのにつゝけり、利根入間の二河おちあへる所に、彼古き渡りあり、東の渚に漁村あり、西渚に孤村あり、水面悠悠として兩岸にひとしく、暁霞曲江に漲れ、歸帆野草をはしるかとおぼゆ、筑波蒼穹の東にあたり、富士碧落の西に有て、絶頂はたへにきえ、すそ野に夕日を帶、朧月空にかゝり、暮雲行盡て四域にやまなし、

浪の上のむかしをとへばすみだ川霞やまろき鳥の涙に

〔武藏國隅田川考〕按に鳥越は、いまもその名のこりて、明神のたてる所なり、(中略)こゝより隅田川に出るといへば、古隅田川にあらざることしるべし、(中略)此利根川といふは、初にものする

はあらざるなり、されど古より、この一派もありしことは勿論なり、是世にいふ古隅田川なるべし、今はいさゝかの流なれど、此頃はよほど廣き川なりしと見えし、義經記にいふ所は、陸奥の方より下總の國を經て、この隅田川に來りしなれば、荒川の方のは、おもひもおよばず、かくかきしならん、北國紀行にも、利根入間の二川落あへる所に、かのふるき渡りも有といふ、

〔異本曾我物語五〕さる程に、鎌倉殿〇源賴朝は、諸國の武士共を召具して、建久四年癸丑四月下旬、鎌倉を出給ひ、〇中略七ケ日と申に、三原長倉の御狩も過ければ、上野國へ御越あり、大戸、岩永、三倉、室田、長野も狩くらし給ひつゝ、角田川をも打過、大渡に著せ給ひぬ、鎌倉殿遙に眺望ましく〳〵て、是やこれ在五中將の都鳥に事問給ひし名所ぞかしと打詠給ふ、折ふし梶原、

角田川わたる瀨ごとにことゝはん昔の人もかくや有けん

〔太平記三十一〕武藏野合戰事

閏二月二十日、〇文和元年、中略新田武藏守義宗、旗ヨリ先ニ進デ、天下ノ爲ニハ朝敵也、我爲ニハ親ノ敵也、只今尊氏ガ頸ヲ取テ軍門ニ不レ懸、何ノ時ヲカ可レ期トテ、自餘ノ敵共ノ、南北へ分レテ引ヲバ少モ目ニ懸ズ、只二引兩ノ大旗ノ引クニ付テ、何クマデモト追蒐給フ、引モ策ヲ擧ゲ、追モ逸足ヲ出セバ、小手差原ヨリ石濱マデ、坂東道已ニ四十六里ヲ、片時ガ間ニゾ追付タル、將軍〇足利尊氏石濱〇天正本作二隅田川一ヲ打渡リ給ヒケル時ハ、已ニ腹ヲ切ラントテ、鎧ノ上帶切テ投捨テ、高紐ヲ放サントシ給ヒケルヲ、近習ノ侍共二十餘騎、返合テ追蒐ル敵ノ河中マデ渡懸タルト、引組々々討死シケル、其間ニ將軍急ヲ遁レテ、向ノ岸ヘカケ上リ給フ、

〔南山巡狩錄八〕このたゝかひの事を、新井源君美うたがひて曰、今地理によるに、小手差原より石濱にいたるの間、左程の川とては見えず、陵谷變遷よのつねなれども、心得られず、尊氏久米川に二日障せられ、官軍其日の朝、小手さし原に打のぞむとあるうへは、合戰の場は、今の川越

もはど遠かりぬべし、よりて異本に、武藏下總の國とあるも、得たりともおもはれず、いかさまそのころむなひせしもの、多摩川をさして、是なん隅田川なりと、みだりにおしへしならん、すべて此記を見るに、道すがらの名だゝる所は、こと〴〵く沙汰あれど、多摩川のことにおよばず、是らにてもおもひ合するに、多摩川と隅田川のあやまりより、武藏と相模の中とは、かきしなるべし、さもあらんには、誰鵬が原へ出しもむべなり、ことに女のことなれば、おしへしまゝをしるせしなるべし、駿下の大井川にも辨せり、

〔吾妻鏡　一〕治承四年十月二日辛巳、武衛○源頼朝相乘于常胤廣常等之舟楫、濟大井隅田兩河、精兵及三萬餘騎、赴武藏國、

〔義經記　三〕よりともむほんの事
ぢせう四年九月十一日、むさしとしもつけのさかいなる、まつどのしやう、いち河といふ所に付給ふ、御せい八萬九千とぞ聞えける、こゝにばんどうに名をえたる大河一つ有、此河のみなかみは、上野國とねの庄、藤はらといふ所よりおちて、みなかみとをし、すゑにくだりては、ざいご中將のすみた河とぞ名付たる、うみよりしほさしあげて、みなかみには雨ふり、こうずいきしをひたしてながれたり、ひとへにうみを見るごとく水にせかれて、五日とうりうし給ひ、すむだのわたりりやうしよにちん取て、やぐらをかき、やぐらのはしらには、馬をつないで、げんじを待かけたり、○中略すけ殿○源頼朝仰られけるは、江戸の太郎、八かこくの大ふく長者ときくに、よりともがたせい、此二三日、水にせかれて、わたしかねたるに、みづのわたりに、うきはしをくんで、よりともにかせいを、むさしのくに、わうじ、いたばしにつけよとぞの給ける、○中略さてこそ、ふとひ、すんだ、うちこえて、いたばしにつき給ひけり、

〔武藏國隅田川考〕按に、此記○義經記によれば、利根川より流れ來るといへど、是は隅田川の本流に

川。といふ、在五中將集○在原業平のいざこととはんとよみけるわたり也、中將の集には、すみだ川とあり、舟にてわたりぬれば、相模の國になりぬ、

〔鹽尻九〕一更科の日記に、武藏と相模との中に有て、あすだ川と云は、在中將の、いざこととはんとよみ侍りけるわたりなり、中將の集には、すみだ川と有、船にて渡りければ、相模國になりぬと書り、伊勢物語には、武藏國と下總の國との中に、いと大なる川あり、それをすみだ川といふとこそ記せし、など相武のさかひとは云にや、實按に、こには相總音近きゆへそうと國違いま又武藏の西、相模の堺にさる川なし、今の海道しなの坂は兩國境なり、其西吉田といふ里の東に小川あり、夫をいふ歟、海道昔の道に非ざれば、若初の道に、すみだ川といふも侍るにや、知がたし、

〔武藏國隅田川考〕更級日記云、むさしとさがみとの中にゐて、あすだ川といふ、按に、あすだ川は、すなはちすだ川なるべし、すだ川、隅田川おなじ、里人のかくなまつて傳へしなるべし、○中略此日記は、常陸介菅原孝標が女のしるせしなり、孝標が父は資忠といひて、天延九年五月卒しぬれば、かの女も大やうその比の人なることしるべし、物茂卿云、武藏相模の境なるすみだ川といふ事は、女のかゝれたるものなれば、國の名を書ちがへしなるべしと、山岡明阿云、異本に武藏と下總とのあひだにこの條あり、さらば今の世のいひ傳へによくかなへども、或は後人のことさらに入ちがへたることにや、多本皆武藏相模のさかいとあり、もしはこの作者、まだ幼稚の童女の條に、十三歳のときなり、書きたるものなれば、きゝたがへしにもあるべし、いづれ定めがたくなんと、此二說のごとき、いまだまさしきを得たりともおもはれず、茂卿の說のごとく、たゞ國の名かきたがへたりといはんには、前後の文を見るに、武藏野を分てこの隅田川に來れり、是より相模の國にいたり、もろこしの原など見しことをかけり、諸越の原は相模の國なり、國の名あやまりたらんには、下總國とかくべきか、それよりもろこしが原にいたらんは、いかに

〔江戸名所圖會十七〕隅田河渡

橋場より須田堤のもとへの古き渡なり、今は橋場の渡と唱ふ、

〔淺草志三〕隅田川渡　橋場の渡しともいふ、橋場より隅田村へ渡す、むかしの奥州街道なり、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應造浮橋布施屋幷置渡船事

一加增渡船十六艘略○中

武藏下總兩國堺住田河四艘元二艘、今加二艘、

右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船略○中

承和二年六月廿九日

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、その男、身をえうなき物に思ひなして、京にはあらじ、あづまの方に、すむべき國もとめにとて行けり、もとより友とする人、ひとりふたりしていきけり、略○中ゆきゆきて、むさしの國と、しもつふさの國とのなかに、いとおほきなる河あり、それをすみだ川といふ、その川のほとりにむれゐて思ひやれば、かぎりなく遠くもきにけるかなとわびあへるに、わたし守、はや舟にのれ、日もくれぬといふに、のりてわたらんとするに、みな人物わびしくて、京に思ふ人なきにしもあらず、さる折しも、白き鳥の、はしと足のあかき、しぎの大きさなる、水の上にあそびつゝ魚をくふ、京には見えぬ鳥なれば、みな人みしらず、わたしもりにとひければ、これなん都鳥といふをきゝて、

名にしおはゞいざこととはんみやこ鳥わがおもふ人は有やなしやと、とよめりければ、舟こぞりてなきにけり、○今又見古今和歌集、

〔更科日記〕野山あしをぎのなかをわくるよりほかの事なくて、武藏と相模との中に有て、あすだ。

をしれるにはあらず、

〔紫の一本 下〕橋場渡し

隅田川の渡しとも云、江戸禪宗三箇寺總泉寺といふ寺、又淺茅が原、鏡が池も皆此近所なり、昔新田義宗武藏野合戰の時、足利打まけ、石濵迄引れたりと、太平記に見へたるも、此所なりといふ、

〔見聞漫錄 五〕石濵

橋場の法源寺に、〇註略古き石碑どもあり、(土人の云く、先年地中よりほり出だせり、)〇中略その内の大同元年の碑に、砂尾石濵道場とあり、〇中略按するに、今砂尾山不動院橋場寺と云ふ寺、橋場にあれば、古の砂尾石濵は、橋場なること疑なし、今橋場の土人、橋場を宿と云ふものあれば、古の奥州道にて、こゝより隅田川を渡り、石濵を宿としたるべし、〇中略さて今を以て見れば、砂利場の近くなるゆゑ、古は隅田川石川にて、橋場は石濵とみゆ、橋場の川向の北の牛田(本は丑田と書くと云ふ)と云ところの悪水おとしの廣さ十間餘の川を、土人古隅田川と云へば、地變じて川の流、古と異なること明なり、〇註略凡そ川の廣狹深淺緩急、變地によりてかはり、高岸爲谷、深谷爲陸なれば、古の石川、今は泥川となり、向ふ岸くづれて卑くなりたるべし、古は橋場より渡りて、川甚だ大きなるにや、又橋場は石濵ゆゑ、餘程石濵を往きて渡るにや、今は地變によりて、橋場より直に渡るにや、しるべからず、

〔江戸砂子 二〕隅田川の渡　橋場の渡し共云、すだ村木母寺へわたる所、此わたし、むかしの奥州街道と云、伊勢物語の、日もくれぬ、はや舟にのれと云しも此所なりとぞ、

〔御府内備考 十三〕橋場渡

橋場より葛西領寺島村へ達する船渡なり、是古歌に詠せし隅田渡なりと云、正保改定國圖には、舟渡六十八間と注す、

此川水増ば、志村まで川ひらきて渡りがたし、依て其頃は、堤傳ひに千住へ廻りて江戸へ入る、昔は堤村にて馬をつぐとなり、今も出水の時は此村にてつげり、

（遊嚢賸記二十二）戸田渡ハ、荒川ノ下流ナリ、両岸ノ村ニ拠テ名ヲ得タリ、此渡ハ、探草ノ為ニ一過セシコト、前ヲ閲スレバ巳ニ廿年ニ及ビヌ、

（東山日記）戸田渡

入鮎割、抵戸田渡、俄則武雄喉反顧、驚見川流増漫汲、嘉明渓奥過時雨、

（和爾雅一地理）下総国　須田渡、

（松葉名所和歌集十五）須田渡　下総〈大水ニ富国〉

（松屋叢話）萬葉三の巻弁基が歌に、亦打山暮越行而、廬前乃、角太河原爾、独可毛将宿、と見えたる角太を、都奴太とよみて、いにしへ角の字をすみとよめりし例なし、すみには必隅の字を書たりといへる本居宣長が説をたすけ、近江の備彦豊が、今も紀伊国に廬前庄、角田庄といふがあるよしものがたれるをも、後のあやまり也とて、荒木田久老が萬葉槻の落葉にいひけちぬるはいかにぞや、まづ大殿祭の祝詞に、四方四角と見え、遊仙窟にも、四角をよすみとよみたるがうへに、元亨釈書十五の巻越知山泰澄が傳に、釈泰澄、姓三神氏、越之前州麻生津人、父安角云々、大寶二年、文武帝勅伴安以澄為鎮護国家法師、養老之法効、擢為供奉、賜神融禅師、授以禅師位、天平之効、授大和尚位、改號泰澄、澄奏曰、願以澄作澄、蓋不忘父諱也、自註に澄角和訓隣ともあれば、これかれをもひめぐらすに、なほすみだとよむべき證ぞさだかなる、花營三代記、康暦二年八月廿三日の條に、紀州凶徒高野政所、並隅田一族等没落之由、雲月九月二日注進到来とあるも、紀伊国の姓氏なれば、角田とも隅田とも、字をかよはして書りと見ゆ、橘千蔭が萬葉略解に、その議論はなくして、たゞにすみだとよみたるは、古調によれりしのみにて、宣長がひがこと

戸田渡

守、混物ノ具ニテ三百餘騎、木ノ陰、岩ノ下ニ隱テ、餘ル所アラバ討止メント用意シタリ、跡ニハ竹澤右京亮、究竟ノ射手百五十人勝テ、取テ歸サレバ、遠矢ニ射殺サント巧タリ、大勢ニテ御通リ候ハバ、人ノ見尤メ奉ル事モコソ候ヘトテ、兵衞佐ノ郎從共ヲバ、皆抜々ニ鎌倉ヘ遣シタリ、世良田右馬助、井彈正忠、大島周防守、土肥三郎左衞門、市河五郎、由良兵庫助、同新左衞門尉、南瀬口六郎、僅ニ十三人ヲ打連テ、更ニ他人ヲバ不雜、ノミヲ差タル船ニコミ乘テ、矢口渡ニ押出ス、是ヲ三途ノ大河トハ思寄ヌゾ哀ナル、○中略此矢口ノ渡ト申ハ、面四町ニ餘リテ、浪嶮ク底深シ、渡シ守リ已ニ櫓ヲ押テ、河ノ半バヲ渡ル時、取ハヅシタル由ニテ、櫓カイヲ河ニ落シ入レ、二ツノミヲ同時ニ拔テ、二人ノ水手同ジ樣ニ河ニガハ〳〵ト飛入テ、ウブニ入テゾ逃去ケル、是ヲ見テ、向ノ岸ヨリ兵四五百騎懸出テ、時ヲドツト作レバ、跡ヨリ時ヲ合セテ、愚ナル人々哉、付ルトハ知ヌカ、アレヲ見ヨト欺テ、箙ヲ扣テゾ笑ケル、去程ニ水船ニ涌入テ、腰中計ニ成ケル時、井彈正、兵衞佐殿ヲ抱奉テ中ニ差揚タレバ、佐殿安カラヌ者哉、日本一ノ不道人共ニ付ラレツル事ヨ、七生マデ汝等ガ爲ニ恨ヲ可報者ヲト、大ニ怒テ、腰ノ刀ヲ拔テ、左ノ脇ヨリ右ノアバラ骨マデ掻回々々、二刀マデ切給フ、井彈正腸ヲ引切テ、河中ヘガハト投入レ、己ガ喉笛二所サシ切テ、自ラカウブカヲ掴ミ、己ガ首ヲ後ロヘ折リ付ル音、二町計ゾ聞エケル、世良田右馬助ト、大島周防守トハ、二人刀ヲ柄口マデ突違テ、引組テ河ヘ飛入ル、由良兵庫助、同新左衞門ハ、舟ノ舳ニ立アガリ、刀ヲ逆手ニ取直シテ、互ニ己ガ首ヲ掻落ス、土肥三郎左衞門、南瀬口六郎、市河五郎三人ハ、各袴ノ腰引チギリテ裸ニ成、太刀ヲ口ニクハヘ、河中ヘ飛入ケルガ、水ノ底ヲ潜テ向ノ岸ヘカケアガリ、敵三百騎ノ中ヘ走入リ、半時計切合ケルガ、敵五人打取リ十三人ニ手負セテ、同枕ニ討レニケリ、

〔江戸名所圖會十三〕戸田川渡口

水源は入間川にして、秩父より發生し、下流は荒川ともいひ、隅田川とも號く、常に舟わたしあり、

六郷渡

〔夫木和歌抄二十六〕石瀬渡 いはせの渡 武蔵　よみ人しらす

風さむみ多はいはせのわたりにてをちの舟まつを〇〇とぞわりなき

〔遊歴雑記初編四〕六郷渡ハ、多摩川ノ下流、荏原橘樹両郡ノ境ナリ、川ノ北方ニ六郷村アリ、ヨツテ川ノ名トス、

〔江戸名所図会一〕六郷渡

八幡塚の南にあり、此川は多摩川の下流にして、八幡塚より河崎の駅への渡しなり、昔は橋を架せしが、享保年間、田中丘隅といへる人の工夫により、洪水の患を除ん為に、橋を止めて船渡にせしとなり、

〔元禄十五年走湯行記〕六郷の渡に著く、過し貞享甲子の秋、相模の洛に行しころは橋の有けるが、数度の満水に流れて、今は渡船になりぬ、

〔元禄三年戸田他石記〕六郷川

隠々水流通海濶、旅人来往奈無橋、雨晴昨夜滂沱後、水漲郷船両岸遥、

〔遊歴雑記四編〕六郷渡ハ、橋ノ興廃詳ナラズ、永禄ニ其名見ユレバ、北條家ノ盛時ニ掛初ケルニヤ、海道四大橋ノ一ト聞ユレモ、貞享ニ流亡シタヨリ、永ク此渡トナリ、今ハ橋柱サヘ朽果ヌ、濱名長柄ト同日ノ譚ナルベシ、

矢口渡

〔東海道名所図会六〕矢口渡口

六郷の河上にあり、矢口村の農作のわたし也、

〔太平記三十三〕新田左兵衛佐義興自害事

十月延文三〇年十日ノ暁ニ、兵衛佐殿ハ、忍テ先鎌倉ヘトゾ被急ケル、江戸竹沢ハ、兼テ支度シタル事ナレバ、矢口ノ渡リノ船ノ底ヲ二所エリ貫テ、ノミヲ差シ、渡ノ向ニハ、宵ヨリ江戸遠江守、同下野

固瀬川渡

は土橋かゝる、近年水高く、往くわんなん義の所なり、

〔海道記〕固瀬川をわたりて、江尻の海汀をすぐれば、江の中に一峯の孤山あり、

〔源平盛衰記十九〕義朝首出獄事

左馬頭義朝ニハ贈官アリ、補太政大臣、首ヲバ蒔繪ノ手箱ニ入テ、錦袋ニ裹、文覺上人頸ニ懸タリ、〇中略文覺下ルト聞エケレバ、御迎ニトテ御使片瀬川マデ參タリ、既鎌倉ニ下著有ケレバ、〇下略

〔吾妻鏡八〕文治四年正月廿日丙辰、二品〇源賴朝立鎌倉、令參詣伊豆宮根三島社等給、　廿六日壬戌、若公〇賴家爲御迎、參固瀬河邊給、自二所依可有還御也、

〔太平記十〕稻村崎成干潟事

去程ニ極樂寺ノ切通ヘ被向タル大館次郞宗氏、本間ニ被討テ、兵共片瀬腰越マデ引退ヌト聞ヘケレバ、新田義貞逞兵二萬餘騎ヲ卒シテ、廿一日ノ夜半計ニ片瀬腰越ヲ打廻リ、極樂寺坂ヘ打莅給フ、

〔夫木和歌抄二十四〕海道宿次百首かたせ河相模　參議爲相卿

うちわたすいまやしほひのかたせ河おもひしよりも淺き水哉

武藏國石瀬渡

〔類聚三代格十六〕太政官符

　應造浮橋布施屋幷置渡船事

一加增渡船十六艘〇中略

武藏國石瀬河三艘元一艘、今加二艘、〇中略

右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船、〇中略

承和二年六月廿九日

れば、今日水さへ増て、渡る瀬も見えざる事かと云ければ、五郎是を聞、いまだしろめさずや、罪人河を渡れば三途の水増ると承る、我等が為には鞠子川こそ三途の大河、箱根の御山こそ死出の山よ、鎌倉殿は閻魔王、敵に逢ん所こそ閻魔の庁よ、数千人の武士共こそ、牛頭馬頭阿防羅刹にてあれとて打渡しける、十郎向の岸に打上りて、

五月雨に浅瀬も見えぬ鞠子川渡にあらそふ我なみだ哉、五郎も同じく、

渡るより深くぞ頼む鞠子川親の敵に逢瀬とおもへば

〔十六夜日記〕まりこ河といふ河をいとくらくてたどりわたる、こよひはさかはといふ所にとゞまる、明日は鎌倉へいるべしといふなり、

〔梅花無尽蔵二〕出国府本宿、精屋、是日渡鞠子河、相州

最乗寺時出良来、鳥促騎鞍小雨斜、鞠子長河軽鞍渡、水煙如霧浪如花、

〔廻国雑記〕まりこ川にて誹諧、○中略小田原につき侍れば、○中略さきのたび渡りける鞠子川を、又とをるとて誹諧、

まりこ川またわたる瀬やかへり足

〔扶桑拾葉集二十八〕あづまの道の記　藤原光広

廿八日、小田原を立、まりこ川といふ有、するがにも同名有、さかは川といふをわたる、是を菊川といへり、北より南へながれて海に入、

〔人見雑記〕小田原の東、まりこ河あり、駿河にも同名あり、さかは河を渡る、是を菊川といふ、

〔東海道名所記一〕酒匂川、富士のすそより流る、常には歩渡り、多は土橋をかけらる、此川左のかた一町ばかりにして海に入なり、道はぎおほし、夜ぶかに出べからず、

〔諸国道中袖鏡〕まりこ川、近年洪水にて、酒匂川と一流になりて、今はなし、さかは川、かちわたり、多

酒勾川渡

うそぶく、

いとはじなこれぞうき世のさがみ河わたりかねつゝ袖はぬるとも、とかうして、むかふのきしにつきぬ、舟よりあがり行あしをとゞめて立かへり、ふねにむかひて謝辭をのぶ、

幾世誤傳馬入名、假橋時見彩虹横、若無一葦浮遊助、率土兆民奈旅行、

〔東遊行嚢抄十四上〕酒勾川、一名鞠子川共云、是ハ古ノ名也、此川上ハ御厨領トテ、駿州堺、足柄ノ邊ヨリ流出テ、此渡ノ右方五六町ニテ海ニ入也、

〔東海道名所圖會五〕酒勾川

小田原の北にあり、酒勾は相模川の略訓といふ、又一名鞠子川とも云、

○按ズルニ、酒勾ヲ相模川ノ略訓ナリト云ヘルハ、上文引ク所本書馬入川條ニ、馬入川ヲ相模川ト云ヘルニハ合ハズ、誤ナラン、

〔源平盛衰記二十一〕大沼遇三浦事

八月○治承四年廿三日ニハ、石橋ノ合戰ト兼テ被觸タレバ、三浦ハ可參ヨシ申シタレバ、其日衣笠ガ城ヨリ門出シ、船ニ乘テ三百騎沖懸リニ漕セケルニ、浪風荒クシテ叶ハズ、廿四日ニ、陸ヨリ可參ニテ出立ケルガ、丸子川ノ洪水ニ、馬モ人モ難叶ト聞テ、其日モ延引ス、廿五日ニ、和田小太郎義盛三百餘騎ニテ、軍ハ日定アリ、サノミ延引心元ナシ、打ヤ〳〵トテ、鎌倉通ニ腰越、稻村、八松原、大礒、小礒打過テ、二日路ヲ一日ニ酒勾ノ宿ニ著、丸子河ノ洪水イマダヘラザレバ、渡ス事不叶シテ、宿ノ西ノハヅレ、八木下ト云所ニ陣取、洪水ノヘルヲ待、曉渡サントテ引ヘタリ、

〔異本曾我物語七〕建久四年癸亥五月下旬の比、十郎助成、五郎時致、兄弟打つれ、曾我の屋形を出て、○中略二人打つれ箱根路へとぞかゝりける、鞠子川を打渡るとて、十郎申けるは、和殿三歳、助成五歳より、曾我の里に住初て、廿有餘まで、此川を渡らぬ日はあれど、渡らぬ月はよもあらじ、如何な

れば、懐島に入、

〔金槐和歌集 雜〕相模川といふかはあり、月さし出て後、船にのりてわたるとてよめる、

夕月夜さすや川瀬のみなれ棹なれてもうとき波の音哉

〔太平記 十三〕足利殿東國下向事附時行滅亡事

路次數箇度ノ合戰ニ打負タ平家〈〇北條氏〉ヤタケニ思ヘ共不叶、相模河ヲ引越テ、水ヲ阻テ支ヘタリ、時節秋ノ急雨一通リシテ、河水岸ヲ浸シケレバ、源氏〈〇足利氏〉定メテ渡シテハ懸ラジト、平家少シ由斷シテ、手負ヲ扶ケ馬ヲ休メテ、敗軍ノ士ヲ集ントシケル處ニ、夜ニ入テ高越後守二千餘騎ニテ上ノ瀬ヲ渡レ、赤松筑前守貞範ハ中ノ瀬ヲ渡シ、佐々木佐渡判官入道道譽ト長井治部少輔ハ下ノ瀬ヲ渡シテ、平家ノ陣ノ後ヘ廻リ、東西ニ分レテ同時ニ時ヲドツト作ル、

〔難太平記〕一 式部大輔入道殿事、〈範國〇中略〉相模川にて、又大水の時分にて、敵さゝへけるを、上下の渡は佐々木判官入道以下渡しけり、中の手難更こわかりしを渡されしかば、河中にて人馬ともに射ころされて、うたれ給ひき、今川三郎と云しも、河ばたといひし人も、一所にてうたれき、

〔雲加草 下〕遠遊紀行

相模川〈馬入〉之、

客路迢々眞葉參差、到處此時聞、水深流急亦橋絶、馬入相模河上舟、

〔東行別記〕相模河

馬入とはいへど馬はわたらず、橋るへぞむかしよりわたしがたき河なりける、けふしも春水いやまさり、ふねもかよひがたかりけれど、いつかぎりならんなれば、河邊にとゞこほるべきにしもあらず、しひて棹さゝせて出にたるに、さかまく浪の舟に打いり、袖もひづるばかりにあやうき事おほかり、ふねこぞりて、いたくいとふ氣色なりければ、友人をいさめんとて、天にあふひで

相模國馬入川渡

のみ、なんぞ舟をくつがへさんや、

〔十六夜日記〕廿七日、明はなれて後、ふじ河わたる、朝川いとさむし、かぞふれば十五瀬をぞわたりぬる、

　さえわびぬ雪よりおろす富士河の川風こほる多の衣手

〔丙辰紀行〕富士川

我國に名を得たる大河はあまたあれど、ことに富士川は海道第一の急流なり、舟に乘て渡るに、わたし守ちからをいだして、竿をさし櫓をおしいだすとき、岸より見るものは、あはやとあやうくおもひ、船中の人は、目まひ魂の消るこゝちぞしける、

往來停馬此淘嗣、天下滔々豈獨吾、河畔爲通名利路、活陵羞愧一樵夫、

〔東海道名所記 二〕富士川は、吉原と蒲原との眞中なり、大河にして水ははなはだはやし、〇中略 されども往來の人は、利分にはせてこりもせず、いくたびもわたりて、かせぐからに、たゞ山中にすみて、木をこりしばをかりたるが、心の樂しびはましぢやと、山家のものはおもひぬらん、おとこ、

　富士川のながれわたりやよの中の人の身過のためしなるらん

〔諸國道中袖鏡〕ふじ川、〇中略 舟わたしなり、船ちん十六文、

〔東海道名所記 一〕藤澤より平塚へ三里十六町

ばにうの渡し、御上洛には舟橋かゝる也、

〔東海道名所圖會 五〕馬入川

　馬入村にあり、むかしは相模川といふ

〔海道記〕大磯のうら小磯のうらをはる〲とくれば、雲のかけはしなみのうへにうかみて、かささぎのわたしもり、あまつ空にあそぶ、あはれさびしきたびの空かな、〇中略 さがみ川をわたりぬ

安部川渡

〔東海道名所記三〕鞠子より岡部まで二里
まりこ川を渡るとて、ある人かくぞよみける、
駄賃馬のくつをもたかく跋あぐるはまりこの川の水のしらなみ
〔東海道名所圖會四〕安部川
此河大井川に雙びて、歩渡りの大河也、満水の時は、河止ありて旅人の難とす、
〔萬葉集三雜歌〕春日蔵首老歌一首
焼津邊吾去鹿齒、駿河奈流阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳、
〔萬葉集略解十四下〕駿河內屋ノ坂ノ東ニ阿部川有、寄三阿部の市道とよめるは此河の東なり、
〔類聚三代格十六〕太政官符
應造浮橋布施屋并置渡船事
一加増渡船十六艘〇中略
駿河國阿倍河三艘二艘、元一艘、今加二〇中略
右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍増件船、〇中略
承和二年六月廿九日
〔東海道名所記三〕府中より鞠子まで一里半
あべ川　河は歩渡り也

富士川渡

〔東海道名所圖會四〕富士川
駿河富士郡にあり、〇中略道中第一の急流なり、河の幅、水の増減によつて際限極らず、常流には船わたし、満水には船とまるなり、
〔海道記〕十四日〇貞應二年四月蒲原を立て、〇中略富士川をわたりぬ、此河中にこそ石をながす、巫峡の水

駿河國丸子川渡

取は、人を雇はず、自ら丸裸に成て、土俵入の如くわたるもあり、水勢ちからにや劣りけん、波は左右へ別れける、卿相の雲客、列國の諸侯は、駕を臺に居て、多くの役夫をもつて舁渡す、水堰(みづせき)の傭夫は、前後に圍ひ、急流に足を揃へ、聲を合て渉す、紅葉ちり時雨する頃は、水落て多川の淑しきに、渡丁は弱り、みかさます夏河を質に入ゝかしかりの沙汰、羅山子いへる如く、己が草の戸は流るれども、首だけの借錢を納して、五月雨の水に威をまし、下り酒の菰を解て、所々に宴す、島田金谷の渡丁、都て七百人なり、霖雨降止ずして、みかさましぬれば、河止(かはどめ)とて、東西の驛中、所せくまでふたがり、一驛二宿も跡へ戻りて、水の落るを待もあり、又色尾より渉りて、藤枝へ出るもあり、なを此行先に安部川、富士川、酒匂、馬入、六郷などいふ川々あり、みなこれに准べし、○中略

乙卯仲夏、從東關歸路、憩島田驛長大久保氏家、主人指麾大井川渡丁、其芳志殆厚矣、

光らして水の上行儀かな　羅島

(人見雜記)世のかはり行くさまをかし、光廣卿の記に、大井川をかちにて渡て見んとてわたる、大なる石限りなく流れて、足の踏どころなし、河越しといふもの、つかすしては、一歩も成がたしと書けり、今の公家衆、かゝる文かく人あるべからず、徒歩する衆はあるまじ、古は氣體ともに柔弱ならず、容體ぶりなき事知るべし、此頃武家には徒渡り多かるべし、當時は徒渡の人万石以上にて絕てなかるべし、紀州公、今も徒渡りし玉ふを、至て紛らしき事にいふなり、

(都紀行 一)廿九日、○文久三年十二月駿河遠江の堺といふ大井川の河原にいたり、名に聞へたる流れもたへだへにて、わづかに二せ三瀬なるを橋にて渡り、中に少しく廣き流れを、河越さす者にたすけられ渡り得て、八間家、一ヶ島、しみづばし渡りて、○下略

(東武紀行)十二日の朝、○中略阿部川とやらんもすぎ、まりこ川にのぞめば、夕日やにしきの波、水島や鴨履けあげて渡るなり、葛袴のすそぬれて、うらやみながらに、うつの山にかゝる、

も、廿疋三十疋の錢をとる、まして水のふかき時は、其賃かぎりなし、水のある時分ならば、島田かなやに宿をとり川ごしのねだんをきはむべし川ばたにゆきかゝりては、殊の外に賃高し、いはんや出家町人伊勢まいりをば、なをも直段たかくとる也、此川にては功者あるべし、まことゝ大水ならば、宿に逗留すべし、然るに此ほど打續きて雨ふらず、水はさだめてすくなかるべし、今夜島田にとまりて、大河を前にかゝへん事しかるべからず、もし川上に雨ふり、夜の間に水まさらばくやしからん、道はたゞ一里なり、かなやにこえてとまり給へ、草臥給はゞ馬にめせとて、島田にて馬をかり、男をばうちのせ、藥阿彌はかちにて行、○中略川ばたにゆきてみれば、思ひの外に水おほし、されども馬かた心得たるものにて、瀬を尋ねてわたす、藥阿彌も、からしりの馬はあぶなきものぞや、わきひらをみれば目のまふものぞ、目をふさぎ、よく鞍つぼにとりつき給へと、男にちからをそへて、步急々々といふて渡るうちに、○下略

〔東行日記〕大井川
淺瀨騎當巨石險、毛寒渡口一時秋、水村老屋路如席、恍若神明又鬼幽、

〔諸國道中袖鏡〕大井川の下にいろと云所あり川越の肩へまたがりて越すより川越大勢かゝりてれん臺にて越もあり、水の多少によるゆゑ川越のちんせん定らず、人壹人に付九十文以上に至れば留り川となる、御用の御狀箱を渡して川あく也、

〔東海道名所圖會四〕大井河此は大堰川、又は大猪河とも書す、島田金谷の驛の北にあり、○中略
此大堰川は、東海道第一の急流の大河にして、霖雨にはみかさをまし、大師西北風吹ぬれば水落るいにしへより、舟なく橋無うして、ゆきゝの人は、島田金谷の川越所に立寄て、何文川の定めを聞て、其賃をわたし、制符を取て、渡丁に越さしむ、蓮臺、肩車などの兩品ありて、交易の買人、京登り、吾妻下り、伊勢まいり、富士詣など、八人乘の臺に乘られ、又は肩車にて渉すもあり、相撲の關

瀬は淵と思ひかはさば大井川人の心のそこもたのまじ

〔扶桑拾葉集二十八〕あづまの道の記　藤原光廣

廿五日、かなやをたつ、みな人、日のかさなるまゝにつかれつゝ、朝居してたつことおそし、大井河をかちにて渡りて見んとてわたる、大なる石かぎりなく流て、足の踏どなし、河ごしといふ者つかずしては、一歩も成がたし瀬は三有、是も時によりてかはる也、歌枕などにも入て名所なれば、目もとまりぬ、河原遙に行て思ひよりけり、

君が代の數に取とも大井河河原におほき石はつきめや

〔丙辰紀行〕大井川

大堰河は、駿河と遠江との境なり、明日香川ならねど、霖雨ふれば淵瀬かはる事たび〳〵なれば、東の山の岸を流れて、島田の驛、河原の中にある事もあり、西のかたに流れて、金谷の山にそふ事もあり、一すぢの大河となりて、大木沙石をながす事もあり、わきたの枝流となりて、一里ばかりが間にわかるゝ事もあり、されば、いにしへより、徒杠輿梁もなりがたきゆへに、往來の人馬、川の瀬をしらざれば、金谷に侍もあり、島田にとゞまるもあり、わたりかゝりておぼるゝ者もあり、幸ふじてむかひの岸にいたるもあり、島田の民、そのが家はたゞよひ流るれども、旅客の嚢をむさぼるゆへに、洪水をよろこぶ、賣炭翁が單衣にして、年の寒きを待がごとし、○中略

尋常掲厲必過層、叱馬呼奴魂欲銷、來往就中何處苦、無舟無筏復無橋、

〔東海道名所記三〕島田より金谷へ一里

男申けるは、いざやこゝにとまり侍べらんといふ、樂阿彌申すやう、旅なれぬといふは此事なるべし、此さきに大堰川あり、駿河と遠江の境なり、○中略近比は島田と金谷の馬かた川ごしと一味して、あさき瀬をかくし、ふかき所をとをり、わざとふしまろびなんどして、腰につくほどの水に

え島をへだて、瀬々かた〴〵にわかれたり、

〔東關紀行〕菊川をわたりて、いくほどもなく一村の里あり、こはまとぞいふなる、此里のひがしのはてに、すこしうちのぼるやうなる奧より、大井川を見渡したれば、遙々とひろき河原の中に、一すぢならず流わかれたる川瀬ども、とかく入ちがひたる樣にて、すながしといふ物をしたるにたり、中々わたりてみんよりも、よそめおもしろくおぼゆれば、かの紅葉みだれてながれけん龍田川ならねども、しばしやすらはる、

日數ふる旅のあはれは大井河わたらぬ水も深き色かな

〔十六夜日記〕廿五日、きく河をいでゝ、けふは大井河といふ河をわたる、水いとあせて聞しにはたがひてわづらひなし、河原いくりとかやいとはるかなり、水のいでたらんおもかげ、おしはかららる、

思ひ出る都のことはおほゐ河いくせの石の數も及ばじ

〔吾妻道記〕天文二の年神無月後の四日に、あづまのかたへ、ことのようありて下り侍るに、○中略大井川をわたるに、都のあたりにおなじ名あれば、それさへゆかしくて、

都にしかよふこゝろの大井川名にたつ波はかへりもやする

〔東關紀行宗牧〕こよひすぐさず大井川をわたるべしとて、あなたの宿にて駒かはせたる、いくせしらなみとか見わたされしにかはりて水もあさし、數日雨にもあはぬまるし成べし、

〔信長公記十五〕天正十年四月十五日、田中未明に出させられ、○中略大井川乘こさせられ、川の面に人數多立渡り、かち人馬無難に渡し申候也、

〔東武紀行〕旅人には、心をかべの郷ながら、晝のやすらひして、さらず思ふ藤枝の花波かゝる大井川をわたる、

東海道十五箇國〇中略

駿河國　大堰川、爲遠江駿河之境、時々毎逢風雨、淵瀬不定、渡則石嘴足、河東畔驛曰島田、屢爲水被漂、而居亦不定、然行旅逢水漲、以賃卑土人以渡、民得其利、

(東遊行囊抄九)大堰川遠駿ノ堺也、川原ノ間、凡廿餘町、北ヨリ南ヘ流テ大洋ニ入、海ニ近シ水上ハ甲信ノ山々ヨリ流出ル、水常ニ濁テ水底ニ石ヲ流ス、其速キコト普通ニ超タリ、日夜瀬替リテ常ニ不定、故ニ昔ヨリ船ナシ、南風ニ水增シ、北風ニ水減ズ、東海道第一ノ難所也、〇中略常ニハ川越(カハゴシ)ト云者アリテ、交易ノ人ヲ扶助シ、渡シテ價ヲトル、

(元亨釋書二十八寺像)遠州鶴田寺藥師像者、寶字二年三月、一沙門渡大井川、水底有聲曰、取我取我、沙門穿聚所而得像、高六尺五寸、左右耳朽闕、命工補之、其後時々像放光、

(類聚三代格十六)太政官符

應造浮橋布施屋并置渡船事

一加增渡船十六艘〇中略

遠江駿河兩國堺大井河四艘元二艘、今加二艘、〇中略

右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船、〇中略

承和二年六月廿九日

(更科日記)田籠(タゴ)の浦は波たかくて、船にて漕めぐる、大井川といふ渡あり、水の世のつねならず、すりこなどを、こくてながしたらんやうに、白き水はやくながれたり、

(源平盛衰記四十五)内大臣關東下向附池田宿遊君事

菊川宿打過テ、大井河ヲ渡リツヽ、宇津ノ山ニモ成リヌ、

(海道記)播豆藏の宿をすぎて大堰河をわたる、此川は川中に渡りおほく、又水さかし、ながれをこ

大井川渡

發句

水無月はかち人ならぬ瀨々もなし、今おもへば、みなかち人のわたりかなと申べかりけり、敵川のむかひにうちいで、射矢雨のごとし、數万の軍兵やすく〳〵とうちわたす、敵はすなはち引入ぬ、

〔東國紀行 宗牧〕今日は掛川のわたりまでと急ぎ侍りしを、天龍の舟渡河風ふきて、池田の宿ゆやが跡まで事とふほどに、見つけのこうの傳馬いひつくるあひだに暮たり、

〔東海道名所記 三〕小天龍　大天龍　舟渡しの川あり、武士には船賃なし、商人百姓には錢六文をとる、ことさら物まうでのともがらには、三疋五疋をかきましてとるなり、

〔諸國道中袖鏡〕天りう川、信州すはの湖水より流來る、東の瀨を大天龍、西を小天りうと云、舟わたし也、船ちん十六文、大水にはこやすの鎮守の前より舟に乘る、

〔梅花無盡藏 二〕渡天龍河観題塚〈十六日、文明十七年九月、午時、謹上嵐渡題上勝尉、宿見附小島館、〉
急流近海神知瀨、先路一縁繫解纜、明夜定霜小河川、信舟五貫大如鯨、

〔東行日記〕天龍河

龍河流淺南餘天、濟度色難湖與泗、通力氣加舟機利、渦盧何索羽衣仙、

〔名所方角抄 遠江〕菊川より東へ絢場原など、云所を過て、大井河と云大河、北より流たり、末は海へ流入、近し、底は石などながれ、水はにごりて瀨早く、舟渡りもなきなん河なり、かちにてわたるなり、さよの中山のかたに、かなやと云宿在、川の間一里あり、河の西は遠江なり、東向は駿河島田と云宿あり、

〔倭名類聚抄 六 國郡〕駿河國富士郡大井〈於保井〉

〔蘿山文集 雜著 六十一〕本朝地理志略

〔十六夜日記〕廿三日、○建治三年十月てんりうのわたりといふ、舟にのるに、西行がむかしもおもひ出られて、いと心ぼそし、くみあはせたる舟たゞひとつにて、おほくの人のゆきゝに、さしかへるひまもなし、

水のあわのうき世に渡るほどをみよ早瀬の小舟竿もやすめず

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向ノ事

旅館ノ燈幽ニシテ、鷄鳴曉ヲ催セバ、匹馬風ニ嘶テ、天龍川ヲ打渡、小夜ノ中山越行ケバ、白雲路ヲ埋來テ、ソコトモ知ラヌ夕暮ニ、家郷ノ天ヲ望テモ、昔西行法師ガ、命也ケリト詠ツヽ、二度越シ路マデモ、浦山敷ゾ思ハレケル、

〔梅松論上〕今年建武二年には、御所尊氏直義○中略御入洛、○中略海道は山河の間に、足がゝりの難所に付、合戰治定有べしと覺えし處に、天龍川の橋をつよくかけて、渡守を以て警固す、○中略橋をば誰か沙汰して渡したりけるぞと尋ねられしかば、渡守共云、此間の亂に、我々は山林に隱忍候て、舟どもをば所々に置て候ひしに、新田殿○義貞當所に御著有て、河には瀨なし、敗軍なれ共大勢なり、馬にて渡すべきにあらず、又舟を以渡さばをそくして、味方を一人成ともうしなはん事不便なるべし、いそぎ浮橋をかくべし、難澁せしめば、汝等を誅すべしと御成敗候しほどに、三日の間に橋をかけ出して候なり、

〔太平記十四〕官軍引退箱根事

十二月○建武二年十四日ノ暮程ニ、天龍河ノ東ノ宿ニ著給ニケリ、時節河上ニ雨降テ、河ノ水岸ヲ浸セリ、長途ニ疲レタル人馬ナレバ、渡ス事叶マジトテ、俄ニ在家ヲコボチテ、浮橋ヲゾ渡サレケル、

〔宗長手記〕明る夏五月十○永正三年下旬、かの城○遠江國源徹城にうちむかはる、○今川氏親折節洪水○天龍川大海のごとし、舟橋をかけ、舟數三百餘艘、竹の大繩十重廿重、只陸地ににたり、此橋の祝として千句あり、

言右納史、朝承恩暮賜死、行路難不在水不在山、只在人情反覆間、

〔松葉名所和歌集十一〕天中河 遠江

天津空中なる川の名のみしていつかはやすの渡り成けん　長明

右記云、天中河にいたりぬ、これはえなの〻すはの海の末となんいへる、わたり船をみれば、棹もさしやらぬなるべしとなん、

〔西行物語中〕すでにあづまのかたへ下るに、日数つもれば、遠江國天中のわたりといふ處にて、武士の乗たりける舟に便船をしたりけるほどに、人おほくのりて舟あやうかりけん、あの法師おりよおりよといひけれ共、わたりのならひとおもひて、きゝ入ぬさまにてありけるに、なさけなくむちをもつて西行をうちけり、血なんど頭より出て、よにあえなく見えけれ共、西行すこしもうらみたる色なくして、手をあはせ舟よりおりにけり、これを見て供なりける入道なきかなしみければ、西行つく〴〵とまぼり、都を出し時、みちの間にていかにも心ぐるしき事あるべしといひしは是ぞかし、○中略自今以後も、かゝる事はあるべし、したがひに心ぐるしかるべければ、なんぢは都へ歸れとて、東西へぞわかれける、

〔源平盛衰記四十五〕内大臣關東下向附池田宿遊君事

天龍河ヲ渡リ給ニ、水増ヌレバ船ヲ渡ト聞給ニモ、西海ノ波上被思出ケリ、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年五月廿八日辛亥、雨降、武州○北條時房到遠江國天龍河、連日洪水之際、可有舟楫之處、此河頗無水、皆徒渉畢、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年○暦仁元年二月六日壬午、今曉諸人乗替以下、御出○頼經上洛以前進發、是王覇之止、不及舟筏、欲渡天龍河之間、浮橋可破損歟、頗加制止不拘之由、奉行人横地太郎兵衛尉長直等馳申、○中略此河水頗落、供奉人所從等者、不能渡浮橋、又無乗船沙汰、大半渡河、水僅及馬下腹云云、

〔更科日記〕ましもと云所も、する〳〵とすぎて、いみじくわづらひ出て遠江にかゝる、さやの中山など越けんほどもおぼえず、いみじくくるしければ、天りうといふ川のつらに、かりやつくりまうけたりければ、そこにて日ごろすぐるほどにぞ、やう〳〵をこたる、冬深くなりたれば、河風はげしく吹上て、たへがたくおぼえけり、そのわたりしつゝ、はまなの橋についたり、

〔海道記〕十二日、(貞應二年四月、中略、)天中川をわたれば、大河にて、水面三町ばかりあれば、舟にて渡る、はやく波さかしくて、さほもさしえねば、大なる杭をもちて、よこざまに水をかきてわたる、かの王覇が忠にあらざれば、浮沱河瀬むすぶべきにあらず、張博望が牛漢浪にさかのぼりけん、浮木のふねのかくやとおぼえて、

よしさらば身をうきゝにて渡りなんあまつみそらの中川の水

〔東關紀行〕天龍と名付たるわたりあり、川ふかく流れはげしくみゆ、秋の水みなぎり來て、舟のさること速なれば、往還の旅人、たやすくむかひの岸につきがたし、此河みづまされる時、ふねなども、そのづからくつがへりて、底のみくづとなるたぐひ多かりと聞こそ、彼巫峽の水の流、おもひよせられて、いと危き心ちすれ、しかはあれども、人の心にくらぶれば、しづかなる流ぞかしとおもふにも、たとふべきかたなきは、世にふる道のけはしき習ひ也、

此河のはやき流も世中の人の心のたぐひとは見ず

〔白氏文集三諷諭〕太行路

太行之路能摧車、若比人心是坦途、巫峽之水能覆舟、若比人心是安流、人心好惡苦不常、好生毛羽、惡生瘡痍、與君結髮未五載、忽從牛女爲參商、古稱色衰相棄背、當時美人猶怨悔、何況如今鸞鏡中、妾顏未改君心改、爲君薫衣裳、君聞蘭麝不馨香、爲君盛容飾、君看金翠無顏色、行路難難重陳、人生莫作婦人身、百年苦樂由他人、行路難難於山、險於水、不獨人間夫與婦、近代君臣亦如此、君不見左納

天龍川渡

ならねばわたりぬ、思ひしよりはあやふげもなかりき、
浪風のあらゐの海をうれしくも心やすくぞわたりはてぬる

〔藻鹽草五水邊〕川
天中川 遠州、中すのわたり、つき衣、鳥 河はイにの國の東也と云々、

〔拾塵自語下〕西行法師が發心記といふものに、東の方へくだるに、遠江の國天中の渡り云々とあるは、今遠江濱松の驛と見附驛のあはひにある天龍川の事なり、天龍を天中河(アマノナカ)といふは、龍の梵語なりといふよし、ある人の語れり、されば天龍河とかきて、則あめなか河とよまる、なり又海道記に、あまみつそらの中川の水とよめるはあしく、あめなか河といふべし、十六夜日記には、天龍の渡りともあれば、むかしより天龍ともいひしなり、

〔十六夜日記殘月抄三〕天りうのわたり　遠江國圖に、長下郡天龍寺村有、江戸砂子四下に、護本山天龍寺、もと遠州天龍川の邊にあり、江府へうつりて牛込淨るり坂下の邊にあり、かの所を元天龍寺前といふなり、そののちまた四谷へうつるとみえたれば、この天龍寺より河の名に呼しなり、いにしへは麁玉河とも、天の中川ともいへり、

〔羅山文集六十一雜著〕本朝地理志略
東海道十五箇國略〇中
遠江國　天龍河、其支流曰小天龍、河面廣而無橋、土人操舩渡旅客、官家往還時架浮梁、

〔東遊行囊抄八〕天龍川、或ハ天中川共云、船渡ノ大河也、或時ハ二瀬トナリテ大天龍、小天龍ト號、或時ハ一瀬共ナリ、又或時ハ三瀬トモナル、水底砂石ヲ流レテ瀬常ニ不定、此川ノ水上ハ、信州諏方ノ湖也、北ヨリ南ニ流テ海ニ入所ハ、懸塚貝塚ナド云湊也、此川ノ海ニ入所ノ沖ヲ天龍灘トイフナリ、

ひとつにうみに成たる故に、今切と申すなり、

〔東行別記〕荒井舟中

あら井より小船に帆をあげ舞坂へわたる、なみのうへ一里にはたらず、むかしは此所陸地にして、南に茫々たる海濤有、北に渺々たる湖水有、遠江といへるは、此湖によりての名なり、ちかき代いつの頃にか有けん、颶風高く起て、此道をおしきり、南海北湖一片の潮となる、これによりて、今。ぎれのわたりといふとなん、人のかたるを聞て、東海桑田の事などおもひあはせ、古今の世變をかんず、感極りて別に天遊の境にいる、

揚帆荒井船、飛過海中天、心裏觀風月、自疑道世仙、

〔遠江國風土記傳濱名郡〕新井略〇中

荒之崎略〇中

寶永四年關司政愈書曰、略〇中寶永四年十月四日地震、海波三度、各高壹丈計、崩關、潰家三百四拾八戸、溺死二十一人、亡船四拾八艘、渡海絶五日、吉田城主牧野祭酒之臣富永政愈爲關戍、當難所誌畫也、寶永四年十二月筆記、

今切海關

與前驛中間、海路壹里、政愈曰、渡海二十七町計、

〔東海道名所圖會三〕今切

元祿年中、地震津濤ありて、海上あらく、風強くして波高く、渡船の災となれば、寶永年中、官家より有司來り、今切の波頭に數萬の杭を打て逆流をとゞめ、又舞坂の方より左へ、海中半道の間、波戸を築きて、渡船の風波を穩にし、ゆきゝをとゞめず自由ならしむ、

〔遊京漫錄上〕荒井の海をわたらんとするに、風いたくふきたちて浪あらし、されどためらふべき

濱名へは四里ばかりとなん、今ぎれの左にあたりて、北にみゆる山のあなたなりといふ、此渡りは百年ばかり以前、地震の時より家など皆にひかれて、かくかはれりといへり、日よく晴ぬれば、水底に屋形のかたちみゆといへり、此間一里船にて渡る、あら井の南外の海なり、詠めやれば天と海とひとしく見わたされて、波の立あがるは、白雲の風に飛て忽消かへるにたり、まへ坂にあがりて、蜑など塵火にててうせさせつゝ、かはらけとるもいそがはし、

〔丙辰紀行〕今切

遠州荒井の渡より、奥の山五里ばかり海となりて、大舟も出入事、むかしは山につゞきたる陸地なりしが、中比山よりはらの貝おびたゞしくぬけ出て海へ入ける、其跡かくのごとく海となりて、今切と名づくるよし、古老いひつたへたり、

一葉扁舟寄旅身、潮波遙信遠州濱、海山何借巨靈手、我國元來造化神、

〔豐加草四〕遠遊紀行

荒。堺。

橫斷濱名路、舟過荒堺中、世間皆一瞬、臨睡水邊風、

〔東海道名所記三〕舞坂より荒井まで舟の上、廿三町、略○中

舞阪驛中すやう、舞坂より舟にのるに、七つ時分よりまへには渡しあり七つ時分過れば、舟をいだささずといふ、早くのり給へとて、男と共にいそぎふねにとびのる、舩のかたひろくて、ゆるりとのりけり、船頭は舟に棹さし、帆をたて、ゝをす、男たづねけるは、いかに船頭殿、このうみを今切と名付たるよしうけたまはりたし、さだめて子細の侍べるやらんといふ、せんどうこたへていはく、むかしは山につゞきたる陸地なりしが、百餘年ばかり以前に、山の中より螺の貝おびたゞしくぬけ出て海へとび入侍べり、その跡ことの外にくづれて、荒井の濱よりおくの山五里ばかり

タヲレケリ、其地震七十餘日不止シテ、アマツサヘ八月廿七日廿八日兩日ノ間ニ、遠江國ヱ大浪オビタヾシク來リ、陸地忽ニ海トナル、今ノ今切ノ渡ト申ハ是也、カヤウノ天地ノ變、如何樣天下治リアラジト、心有ル人ハナゲキ合ケリ、

〔高代寺日記〕永正七年八月廿七日、遠州今切崩ル、

〔遠江國風土記傳濱名郡〕新井○中略

荒之崎○中略

寶永四年關司政意書曰、○中略永正七年八月廿七日、波濤中斷於驛路、又破橋矣、從是以來、湖水變爲潮海、橋本驛家沒、置新井宿也、

〔宗長手記〕大永六年、○中略ひくまの野遠、名所なり、こゝを立て濱名橋、ひとゝせの高汐より、あら海おそろしきわたりすとて、此たびの旅行までと、なにとなく心ぼそく物悲くて、

たび〳〵のはま名の橋も哀也けふこそ渡りはてぬと思へば

〔東武紀行〕あら井の渡して、白須香の海にのぞみ

しら菅のねざしもしらでよる浪の岩にくだけて引ぞわづらふ

〔信長公記十五〕天正十年四月十七日、濱松拂曉に出させられ、今切之渡り御座船飾、御舟之内に而一獻進上申さるゝ、其外御伴衆舟數餘多寄させ、前後に舟奉行被付置、無由斷こさせらる、御舟御上りなされ、七八町御出候て、右手に、はまなの橋とて、卒度したる所なれ共、名にしおふ名所也、家康卿御家來渡邊彌一郞と申仁、さかしく濱名之橋、今切の由來、舟かた之子細、條々申上に付て、神妙に思食れて、黃金被下、手前之才覺面目也、

〔扶桑拾葉集二十八〕あづまの道の記　藤原光廣

白洲加に至る、是は白菅を俗にしらすかと云なるべし、一里ばかり行て海少入たり、○中略是より

荒之崎〇中略

寶永四年關司政家書曰、應永十二年、大波破此崎、或曰、文明七年八月八日、明應八年六月十日、甚雨大風、潮海與湖水之間、頽路沒、日曾崎千戸水沒、在關東南十町許、白洲往昔、人家千之處、尾崎孫兵衞者之祖、賢柑樹抄、存命矣、

其孫今在橋本、

〔東海道名所圖會 三〕今切

後土御門院御宇、明應八年六月十日、大地震して潮と湖とのあいだきれて、海とひとつに成て入海となる、これを今切といふ、

〔後法興院記〕明應七年八月廿五日己丑、辰時大地震、　九月二十五日、傳聞、去月大地震之日、伊勢、參河、駿河、伊豆、大浪打寄、海邊二三十町之民屋悉漂、水、數千人沒命、其外牛馬類不知其數云々、前代未聞事也、

〇按ズルニ、實隆公記、親長卿記、御湯殿上の日記、妙法寺記等ノ書ニ據ルニ、遠江ノ海ノ溢レテ荒井崎ヲ破リ濱名湖ト通ゼシハ、實ニ明應七年八月廿五日ノ事ナルベシ、然ルニ前條ニ載スル所ノ遠江國風土記傳、及ビ東海道名所圖會ニ、之ヲ以テ明應八年六月十日ノ事ト爲セルハ誤レリ、サルハ茲歳地震アリシコト、右二書ノ外ニ一モ所見ナキノミナラズ、當時此地ニ遊ビシ飛鳥井雅康ノ手記ニ係レル富士歴覽記ヲ檢スルニ、絶テ地震ノ事ヲ言ハザレバナリ、

〔富士歴覽記〕二日、〇明應八年六月入寺〇本興寺をいで、うふみ〇うふみ、有誤脱のわたりをし侍らんとて、舟まつほど、ひだりかたに、いなさはそえをみやりて、

いづくにかいなさはそえのわたし守我身をつくし侍とまらすや

〔足利季世記 二舟岡記〕義晴御誕生之事

同年〇永正七年ノ八月七日ノ夜、大地震ヲビタヾシクシテ、國々堂舍佛閣顛倒シ、天王寺ノ石鳥居モ

豐河渡

遠江國荒井渡

〔名所方角抄 三河〕矢矧里　河有り、八橋より五里なり、此川に橋あり、渡れば岡崎と云宿有、非名所、

〔梅花無盡藏 二〕憩矢作宿十日、(文明十七年九月)矢作在三河、豐水野所住、刈屋城東二里、出刈屋城三里餘、宿云矢作記、其初、傳聞長者婿源氏、秋水瘦邊開渡蹟、

〔宗長手記〕大永七年、○中略安城一夜、松平與一、尾州よりこゝもとにて一夜、それよりやはぎのわたりして、妙大寺、むかしの淨瑠璃御前跡、松のみ殘て東海道の名殘、いのちこそながめ侍つれ、今は岡崎といふ、

〔海道記〕九日、○貞應二年四月曉をはやめて豐河の宿にとまりぬ、深夜に立出てみれば、此川はながれひろく水ふかくして、まことにゆたかなる渡也、河の石瀬に落る浪の音は、月の光にこえたり、川邊に過る風の響は、夜の色白し、又みぎは、ひなのすみかには、月よりほかにながめなれたるものなし、

去る人もなぎさに浪のよるのみぞなれにし月の影はさしくる

〔名所方角抄 三河〕豐河　世俗に今橋といふ、宿よりも北なり、星野など云所に近し、三河の北は山つゞきなり、今橋の宿より高師原へ行なり、北に大山あり、其麓に豐河あり、矢はぎの里讀合せり、

狩人の矢はぎに今宵やどりなば明日やわたらん豐河のなみ

〔富士紀行〕十四日、○永享四年九月こゝの御とまりを立侍しに、河あり、これや豐川と申わたりならむとおぼえて、

かり枕いまいく夜有て十よ川やあさたつ浪の末をいそがむ

〔遠江國風土記傳 濱名郡〕新井○中略

情むともなきものゆゑにしかすがの渡りときけば猶ならぬかな

〔いはねし〕しかすがのわたりにて、わたしもりのいみじうぬれたるに、

旅人のとしも見えねどしかすがにみなれてみゆるわたし守哉

〔能宣朝臣集〕しかすがのわたり、宮より侍り船にのりて侍る、

宮によりかへりやせましかすがに故郷こひしいざ渡なん

〔更科日記〕三河と尾張となるしかすがのわたり、げにおもひわづらひぬべくおかし、

〔後拾遺和歌集羇旅九〕しかすがの渡にてよみ侍りける　能因法師

思ふ人ありとなければ故郷はしかすがにこそ戀しかりけれ

〔新勅撰和歌集羇旅十九〕しかすがのわたりにてよみ侍ける　中務

ゆけばありゆかねばくるししかすがのわたりにきてぞ思たゆたふ

〔近衛羈記二十〕志賀須香渡ハ、當國三河ニ名ヲ得シ所ナレドモ、今ハ跡ナクナリテ語モ傳ヘズ、只國府ノアナタニ、御津渡津ノ名アルヲ其一證トスベキカ、又伊勢ノ國府ヨリ此國府ヘ贈レル歌ニ、志賀須香ノ渡邊ニ海ヲ隔テトヨメルモ、此邊ヲ歌ニ似タリ、吉田ニ宿スル夜、古老ト此事ヲ論ズ、

矢作川渡

〔類聚三代格十六〕太政官符

應造浮橋布施屋并置渡船事

一加增渡船十六艘

參河國飽海矢作兩河各四艘、元各二艘、今加二艘、(中略)

右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船、(中略)

承和二年六月廿九日

尾張國津島渡

〔和爾雅 地理 一下〕尾張國　津島渡シマノワタリ

〔東海道名所圖會 二〕津島渡尾州津島門眞かどま庄

〔尾張名所圖會 七〕津島渡いにしへ伊勢より當國に渡る船路なり、(中略)眞野時綱が津島祭記に、昔津の南を經て長太村に上り、伊勢の鈴鹿郡甲斐河泉野を經し趣也、長太村は、桑名と四日市の間に長生といふ所也、尾津の渡より此長太に至る迄の船路を津島のわたりとはいふなり、京より東へ下るには、長太村より出船し、今の市瀬イチノセ島にかゝり、萱津に著し趣、是をも津島の渡りといへり、伊勢名所拾遺集に、泉野とは、尾張の津島より京へのぼるもの、舟にのり長太村へあがり、それより[illegible]川をこし、弓劍泉村をへて、往還の本道へ出るとみえたり、

〔伊勢參宮名所圖會 三〕長太ナガフ　此浦津島の渡りと云古渡なり昔は尾州津島への渡海ありしが、難所なる故に、今はやみゆるにや、苦

〔海道記〕七日、○貞應二年四月二市腋を立て、津島の渡と云所を舟にて下れば、蘆の若葉あをみわたりて、つながぬ駒も立はなれず、菱の浮葉に浪はかくれども、難面かはづは、さばぐけもなし、とりこすさほの雫、袖にかゝりたれば、

さして物をおもふとなしにみなれざほみなれぬ浪に袖はぬらしつ、渡はつれば、おはりの國にうつりぬ、

〔東國紀行 宗牧〕宗丹伊勢までむかひにきたれば、桑名より川舟にて津島に著たり、

〔松葉名所和歌集 津六〕津島渡

伊勢人はひがことしけり津島よりかひ川行ば泉野の原　長明

三河國志賀須香渡

〔枕草子 一〕わたりは

しかすがの渡り

〔枕草子春曙抄 一〕志賀須香渡、三河なり、

〔名所方角抄 三河〕然菅しかすが渡

行人も立にわづらふ然菅のわたりや旅の泊なるらん　藤原家經朝臣

〔拾遺和歌集 別六〕大江爲基あづまへまかり下りけるに、扇をつかはすとて、　赤染衛門

〔東國紀行 宗牧〕又桑名に渡海、此間あたり宣足軒一運など出むかひたり、實泉坊あつたまできて、宿坊の事申はべればつきたり、〇中略伊勢尾張のあはひの海づらとは、おほくは此所成べし、

〔扶桑拾葉集 二十八〕春の曙　藤原光廣

桑名につきぬ、城のあるじ、やかたうちたるあけのそは舟、よそひたてられて、やがてめしうつりぬ、伊勢尾張のあはひの海づら、ほの〴〵と霞める月のえんなるに、波は所々しろくたちて、かこのよび聲もいかめしく、舟くらべしてうたふ、月もやう〴〵入かたちかくなれば、人をしづめて、はる〴〵と遠にしかたの人やあらぬ浪はむかしの伊勢の海づら、かゝる程に鐘のこゑ、波の枕にひゞきぬれば、

舟中歎枕一聲近、知是熱田宮裏鐘、舟はつきぬ、

〔東武紀行〕桑名の城主、其身は幕府に在ながら、家臣に仰て、さきだつて三日迎舟給はる、舟事に宮の前をいだす、七里の渡なり、

過熱田前初月塞、三更閒遠不心安、征帆遥遶風前息、渡是最險七里灘、十六日の明がたに桑名につく、此渡をこえて、人皆東路の難をのがれたる心地しぬ、

〔丙辰紀行〕桑名

熱田より海路七里渡りて、伊勢國桑名にいたる、

〔東海道名所記 四〕宮より桑名まで七里舟渡し

樂阿彌申すやう、このわたしは、木曾川のすそ也、水出ぬれば上りがたく、汐さしぬれば又心易し、されども風はげしければ乘にくし、佐屋へまはりてよし、又そのかみは、何時にても舟を出しけれ共、ちかき比、由井正雪が事よりこのかた、暮の七つ過ぬれば舟を出さず、今日は日も暮ぬ、明朝早く舟にのるべしとて、男ともろともに宿をとりぬ、

船標的ノ爲ニ燈籠ヲ挑ゲ置リ、又看監所アリ、乘船ノ料ヲ看板ニ書シテ揭グ、人馬及行李ニ其直ノ貴賤アリ、定則トス、又諸侯公卿東國往還スルハ、城主ヨリ官船ヲ裝テ饗セラル、勢陽雜記云、天武天皇舟裝シテ尾州熱田ヘ渡御ナリ、是ホドノ渡海モ、今ヲ始メナレバ、著岸ヲ待ワビナセ玉ヒ、間遠ノ渡リ哉ト宣ヒシヨリ、此處ヲ間遠ノ渉ヲト申スナリ、○中略雜記所載、

有明の月に間遠の渡りして里にいそがぬ夜半の舟人、後世方輿ヲ誌スモノ、、常言トス、然レドモ其集及作者ヲ不知、伊勢名所拾遺等ニモ不載處也、今詳ニスルニ、雜記ノ間遠ノ渉ト稱シ、○此間有脫文然レドモ日本書紀等ノ國史ニ不載俗名ナリ、又古屋草紙、及拾遺、宵書國誌、勢陽俚諺等、各間遠ノ渡ノ名ヲ載クカ、コノ渉リハ春明記ニ據ルナルベシ、

(佐野のわたり)予は尾張のくにへ、船のたよりをまち侍るに、明る十七日、夜をこめて出る船あるよし、つげきたれば、すこし夜になりて、大湊といふ所に行つきぬ、○中略つとめて船出すべきよしかまへ侍るに、曉がたより風かはりて、村雨のやうにふり出ぬ、○中略今ぞ船出もいよ〱のび侍れかしと、○中略廿三日、○中略夜もはやあけなんとする程に、おもふかたの風になりぬと、船子どもこゑ〲もよほして乘侍りぬ、こゝろのぬさとりあへぬまではしりゆく、かの伊勢おはりのうみづらなどいひし古ごともいひ出て、過にしかたの人々もこひしながら、心はさきにいそぎ侍るまゝに、おなじ國の桑名といふみなとにつきぬ、

(伊勢物語上)むかし男ありけり、京に有わびて、あづまにいきけるに、いせおはりのあひの海づらをゆくに、なみのいとしろくたつをみて、

いとゞしく過ゆくかたのこひしきにうら山しくもかへるなみかな○又見後撰和歌集

(紹巴富士見道記)桑名は近鄕喧嘩有て、むかひをまちて、月に道喜の宿に入つるには、舟。あ。ま。た。し。て。尾。州。へ。渡。り。ぬ。

桑名渡

りとは云なりと云々、

〔大神宮参詣記〕康永元年十月十日あまりのころ、大神宮参詣のこゝろざしありて、中略松風いとさむき三渡の濱にもつきぬ、はるかなる入海にむかひゐて、旅行の人のやすらふにことゝへば、とをき道をめぐらじとて、汐のひるまをまち侍るなりとこたへしかば、ときうつる程、かしこに休み侍りて、心にうかむことを口にまかせて申すてぬ、

渡口無船望樹陰、　漁村煙暗日沈々、　寒潮歸去途程近、　又有松濤驚客心、

〔雲葉和歌集秋六〕百首歌たてまつりし時、古渡月、　前内大臣家

いせの海の汐いひかたの見渡にいそがすやどる秋夜の月

〔松葉名所和歌集十三〕三渡　伊勢

みわたりの月は秋なる波の上にまだほに出ぬ伊勢の濱荻　寂蓮

いせの海のみわたりかくる浪間より數もかくれぬあの、松原　西園寺

〔伊勢参宮名所圖會三〕七里渡　舊名は間遠の渡といふ、天武天皇尾州熱田還幸の時、此渡海長きによりて、間遠丸と仰ありて、海岸を待兼給ひしより、

古歌

有明の月に間遠のわたりして里に急がぬ夜半の舟人　不知讀人

此渡りに伊勢尾張の境、木曾川の落合此に入る、風あしき時は尾州佐谷に渡るべし、行程三里、渡し有、又佐谷よりの陸道は、神守鳥飼をへて熱田へ出る也、

〔東海道名所圖會二〕間遠渡口舊名七里の渡口をいふ

〔東海道名所圖會三〕尾張宮　熱田宮の略稱なり、中略濱邊は桑名渡口の船着にして、領主の豐船所あり、中略熱田宮の濱鳥居、高櫓の神燈は、海上渡船の極とす、

〔勢陽五鈴遺響桑名郡四〕桑名渉　同府〇桑名ノ東北ヨリ尾州愛智郡熱田驛ニイタル、海路七里餘、東街道ノ宮道ナリ、俗桑名ノ渉ト云、中略船ノ岸ニ繋ク處ヲ船場ト稱シ、大鳥居一基ヲ建、及

三渡

〔伊勢紀行〕宮川渡り侍るに、明方の月さやかに、いと神さびけり、
　わすれめや殘る廿日の月かげをほのみや川の春の曙
〔氏神まうでの記〕渡會の大川に至れり、渡し守めしてわたる、○中略此ほどは、此わだりより、大和人、紀人、大御神にまうづとて、引もきらず行ちがふ、また東のもさの伊勢にまうでゝ、ついでに大和の國のふりにし所々、紀の高野山などかけてめぐりなどするが、おの〳〵船にのりおくれじとあらそひのゝしる、
〔伊勢路の記〕十六日、雨かぞふるばかりふる、宮川をわたるとて、
　またも見ん葵をぞおもふ神路山かへりみや川うちわたるにも
〔和爾雅地理一下〕伊勢國壹志郡　三渡(いつわたり)
〔伊勢參宮名所圖會三〕三渡濱(曾原村の左の濱、今六軒なみだ川の端の、海にて有し時の名也、是はいにしへ磯づたひの道にて、波の引し時を見合て往來せし也、)
三渡川(今は、なみだ川といふ、)　涙川は、後世の名也、昔此ほとり海中にてありし時、其磯の波の退く間を見て往來せしなり、
〔いほぬし〕伊勢國にて、しほのひたる程に、見わたりといふはまをすぎむとて、夜なかにおきてくるに、道も見えねば、松ばらの中にとまりぬ、さて夜のあけにければ、
　よをこめていそぎつれども松の根に枕をしてもあかしつる哉
〔夫木和歌抄二十六渡〕みわたり伊勢　鴨長明
　みわたりのいそわのうつぢなをふかしあさみつしほのからきけふかな
此歌伊勢記云、みわたりと云所あり、鹽干ぬれば、こなたのさきより、かなたのすさきへ、なかばみちぬる時は、めぐりて松崎と云所をわたる、しほみちてゐれば、これらをばえわたらで猶遠くめぐりて、いはぶちといふ所をわたる也、しほひにしたがひて、渡の三所にかはれば、みわた

見揚渡

歌萬葉にも、家持家集にもなければ、おぼつかなけれど、柏はかれつれば、まろくなれば、白妙の
かしはとつゞくべし、白妙の香椎とは、葉に付ても、實に付ても、つゞくべき理なき故に、しばら
く現本にしたがへり、猶正本を考べし、

〔松葉名所和歌集十六〕見揚渡　攝津見揚字、攝津、和名ニ武庫郡、

〔後拾遺和歌集四秋〕津の國へまかる道にて　能因法師
あしのやのこやの渡に日は暮ぬいづち行らん駒にまかせて

〔夫木和歌抄雜三〕六百番歌合遊絲　正三位季經卿
津の國のこやのわたりのながめにはあそぶいとゐへひまなかりけり

武庫渡

〔夫木和歌抄雜二十六〕武庫渡　攝津

〔萬葉集十七〕天平二年庚午冬十一月、大宰帥大伴卿、被任大納言兼帥如舊上京之時、陪從人等、別取海路入京、於是悲傷羈旅、各陳所心作歌、
多麻波夜須、武庫能和多里爾、天傳、日能久禮由氣婆、家乎之曾於毛布、

〔松葉名所和歌集七〕武庫渡　攝津曾丹抄ニ雲國
武庫の浦や朝みつ鹽の追風にあはしまかけて渡る舟人　知家

伊勢國宮川渡

〔伊勢參宮名所圖會四〕宮川いにしへは山田の入口なり、是より外宮北御門迄廿町、一名度會川、豐宮川、齋宮川、禊川と云、○中略渡し船は晝夜を分たず、滿水の時も、兩宮の神官より人を出し、參詣人を渡さしむ、御遷宮の御時は舟橋をかくる、是上古齋宮勅使參向の時の例なりとぞ、

〔大神宮參詣記〕宮川をわたりて、は山しげやまの陰にいたりて見れば、このもかのもの里道をひらきて、まことにひとみやこなり、爰を山田の原と申せば、○下略

細川常桓殿、殺敵數人、而挾二士、投此而死、水產鬼面蟹、俗呼島村蟹、

〔足利季世記（三高國記）〕三好筑前堺エ歸事附天王寺崩高國最後事

享祿四年六月四日、三好方ノ諸勢打出、天王寺木津今宮エ取カケヽル、高國衆モ爰ヲ先途ト防ケルニ、一番勢浦上、小勢故カケマケ、浦上播部助打死ス、同手ノ島村彈正ハ、無念ナリトテ、敵ト引組テ、野。里。川。ニ飛入テ死ケルガ、其淵ヨリ武者ノ顏、甲ニアル蟹（○細川兩家記作蠏）出來テ今有リ、所ノモノハ島村蟹ト是ヲ云、

〔攝津名所圖會（三）〕柏渡

今の野里のわたしに當る

〔日本書紀（七景行）〕二十七年十二月、日本武尊、（○中略）比至難波、殺柏濟之惡神、（濟、此云和多利、）

〔日本書紀（十一仁德）〕三十年九月乙丑、皇后（○磐之媛）遊行紀國、到熊野岬、即取其處之御綱葉、（葉、此云箇始婆、）而還、於是日天皇伺皇后不在、而娶八田皇女、納於宮中、時皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女、而大恨之、則其所採御綱葉、投於海而不著岸、故時人號散葉之海、曰葉濟也、

〔勝地吐懷篇（二加）〕柏濟　攝津

仁德紀によれば、かしはのわたりといふ事は後なるぞ、景行紀に見えたるは、日本紀を記し給ふ舍人親王、よくことを得て、後をもてはじめにめぐらし給ふなり、日向とは景行天皇の御代よりいふ名なれど、神代紀にも此國の名有がごとし、

〔續古今和歌集（十羇旅）〕旅の心を　中納言家持

ふなでするおきつゑはさゐ白妙のか。し。は。の。渡り波たかくみゆ

〔勝地吐懷篇（二加）〕右の歌、流布の本は大小二本ともに、かしはのわたりと有、故に爰に別に立之、類字にはかしゐのわたりとて、香椎の歌とす、夫木抄にも雲葉と注して、おなじくいへり、今案、此

者中島より江口通御鵜島、彼江口と中川は、淀宇治川の流にて、大河漲下り、瀬鳴つて、冷じき樣體也、鵜飼昔年より舟渡しにて候也、

(攝津名所圖會 三)江口渡口 ○中略

江口村の郷保田中氏に、元龜年中の古牒あり、其文曰、

渡舟之儀、晝夜令馳走之儀、當村之事、亂妨狼藉、一切非分除之、若猥儀在之ば、可成敗之狀如件、

元龜元年九月　信長判

江口村

船頭中

長柄渡
三國渡

(攝津志 四西成郡)關梁

名柄川渡

有五、長柄濟、長柄村中濟、一名横關濟、在南方村、本庄濟、本庄村、十三濟、在成小路村、柏濟、在野里村、

(攝津名所圖會 三)長柄川渡口 長柄北にあり

(攝津志 七豐島郡)關梁

三國渡

西長島三國邑

(文德實錄 五)仁壽三年十月戊辰、攝津國奏言、長柄三國兩河、頃年橋梁斷絶、人馬不通、請准堀江川置二隻船、以通濟賓、許之、

柏渡

(攝津志 四西成郡)關梁

名柄川渡 ○中略

柏濟在野里村、景行天皇二十七年、日本武尊、至難波、殺惡神、卽此 ○中略 享祿四年六月、島村彈正、等

攝津國 江口神崎渡

行末ノ河瀬モミエズシゲリアヒテ草葉ニ渡スナノヽ舟橋　冷泉黄門

神崎川渡

〔攝津志 四 西成郡〕關梁

有四、一在江口村、船主家藏、織田侯元龜元年渡舟牒、一在稗島村、一在三津屋村、一在佃村、

〔攝陽群談 七 濟〕江口濟　同所島上郡

〔攝津名所圖會 三〕江口渡口

淀川の支流、神崎川のわたし也、

〔攝津名所圖會 六〕神崎渡口

神崎村にあり、大坂よりの西國海道にして、西成郡香島より神崎村へのわたし也、晝夜行人絶す、

〔榮花物語 三十八 松の下枝〕二月はつか、〇延久五年天王寺に詣させ給、この院をば一院とぞ人々申ける、後三條院とも申めり、〇中略廿一日、〇中略橋もとのつといふ所に、くだらせ給て御覽ずれば、くに〳〵の船ども、御ふね共も、めもはるかによせわたしたる、みな御ふねどもにたてまつりぬ、〇中略廿二日のたつのときばかりに、御船いだしてくだらせ給ふ程に、江口のあそび、ふたふねばかりまゐり、蓋などをぞたまはせける、

〔西行物語 下〕天王寺へまうでけるに、道にていと雨ふりければ、江口の君がもとに宿をかれ共、ききいれぬさまにて、さやうの人をば、こゝにはとゞめずと申ければ、西行かくぞ書付て出ける、

世の中をいとふまでこそかたからめかりのやどりをおしむ君かな、遊君ども是を見て、よび返して返事、

世をいとふ人としきけばかりの宿にこゝろとむなとおもふばかりぞ

〔信長公記 三〕元龜元年九月廿三日、野田福島御引拂、和田伊賀守、柴田修理亮兩人、殿に被仰付、路次

大和國狹野渡

泉河渡瀨深見吾世古我、旅行衣蒙沾鴨、

〔新撰六帖 二〕もり　宗良

いづみ川夕わたりして山城のはゝその森に宿やからまし

〔夫木和歌抄 河二十四〕題不知　よみ人不知

山しろのやまとにかよふいづみ河これやみくにのわたりなるらん

〔松葉名所和歌集 十七〕木津渡　光俊

桃の花咲や三月のみかの原こづの渡も今盛なり

〔言字考節用集 乾坤二〕狹野渡 又云、三輪崎、紀州、三輪上郡、

〔榻鴫曉筆 二十國名〕和國名所

佐野 紀、大和、

〔萬葉集 三雜歌〕長忌寸奧麻呂歌一首

苦毛零來雨可、神之埼、狹野乃渡爾、家裳不有國、

〔井蛙抄 四〕一國名之名所

さの渡 中略〇 大和國也

〔詞林采葉抄 五〕佐野舟橋　此橋在所、先達歌枕處々ニカハレリ、然而當集〇萬葉集、中略、同四(十歌云、

タルシクモフリクル雨カミツガサキサノヽワタリニ家モアラナクニ

此歌ハ近江國ノ佐野ニヤ、又大和歟、此歌ヲトリタル雨ヲ雪ニトリナシテヨミ玉ヘル、

駒トメテ袖ウチハラフカゲモナシサノヽワタリノ雪ノ夕暮　京極黄門

月ニ行サノヽ渡ノ秋ノ夜ハ宿アリトテモトマリヤハセン　津守國助

アマノ原月ニコギ出シ心チシテシバシヤスラフサノヽ舟バシ　家隆

配浪人、守護寺家及船橋、而國吏稱非永例、比年無支、望請重被下知、永配浪人、親護寺家及船橋、太政官處分、依請裁、○又見類聚三代格、

〔京羽二重 四〕渡

木津渡　同郡相樂○木津庄ニ有、上古ハ泉橋寺ノ南一町ニ橋有り、此水源は今の橋より二里計巽、飛鳥路有市、南村其源也、是やましろ伊賀の界なり、

〔夫木和歌抄 二十四 河〕題不知　よみ人不知

泉河こまのわたりのとまりにもまだみぬ人の戀しきやなぞ

〔催馬樂〕呂　山城 三段、拍子各十、合拍子三十、空拍子、

山しろの、こまのわたりの、うりつくり、なよやらいしなや、さいしなや、うりつくり、うりつくりはれ 略○下

〔催馬樂入文 中〕山しろのこまのわたりのうりつくり、今按に、和名抄に、山城國大狛下狛、之毛都古末、行嚢抄南遊下に、椿井村、林村、上狛村とついで、云、狛村は自路左方、行程十餘町ニ在、或ハ狛ノ大里村トモ云、此邊狛郷也、木津ノ渡ニ近シ、名所也、昔熟瓜ノ名物ヲ出シタル所ナリ云々、或紀行云、狛の里は、木津川のわたりのこなたなり、東の山際にあるを見やりて、歌略とはいひけれど、行道遠し、日もたけぬといへば、木津川をわたる、萬葉に、狛山になくほとゝぎす泉川わたりをちかみこゝにかよはず、已上行嚢抄かゝれば古歌に、狛の渡とよめるも、此木津川の舟渡しの事也、今此にわたりと云は、あたりの轉語也、混ずべからず、

〔蜻蛉日記 上〕いづみがはもわたりて、はしでらといふところにとまりぬ、略○中あくればかはわたりていくに、略○下

〔萬葉集 十三〕問答歌

木、此川ニ著ヲ以テ所號也、上古ニハ泉里、或ハ高瀬里ト云々、

〔源氏物語宿木三十二〕いづみ河の舟わたりも、まことにけふは、いとおそろしうこそありつれ、この二月には、水のすくなかりしかば、よかりしなりけり、いでやありきは、あづまぢをおもへば、いづこかおそろしからむなど、ふたりしてくるしとも思ひたらずいひゐたるに、主う〈○浮舟〉はをともせでひれふしたり、

〔河海抄十八宿木〕いづみ川のふなわたり　泉河

木津河をいふなり、日本紀には挑川とあり、ど津五音通ずるなり、崇神天皇發兵、此川を中にして挑戰ありし故なり、

〔倭漢抄伊〕いづみ川　木津川也、元はいどみ川ト云、

〔日本書紀崇神五紀〕十年九月壬子、武埴安彥與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、〈○中略〉時官軍〈○中略〉進到輪韓河、埴安彥挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河、曰挑河、今謂泉河、訛也、

〔中右記〕長承四年〈○保延元年〉二月廿七日辛未、院〈○鳥羽〉春日御幸也、〈○中略〉申時著泉、生津、〈今度有二浮橋〉

〔名所方角抄山城〕京邊土名所　辰巳分

木津川渡　此河は駒野と木津の里との間にながれたる河なり、木津といふは河のみなみ也、

泉川　木津に近し、鹿瀬山、瓶原、此等一所なり、

〔京羽二重四〕渡

椿井ノ渡　同郡〈○[illegible]〉水主村に有、或は泉川ノ渡とも云、

〔三代實錄清和二十八〕貞觀十八年三月三日辛巳、是日山城國泉橋寺申牒曰、故僧正行基、五畿境内、建立四十九院、泉橋寺是其一也、泉河渡口、正當寺門、河水流急、橋梁易破、毎遭洪水、行路不通、當在道俗、合力買得大船二艘、小船一艘、施入寺家、以備人馬之濟渡、太政官天長六年、承和六年、兩度下符國宰、充

泉河樺井渡
木津渡

參上御在所云々　廿四日己未、北の方、前侍、少姬君乘車、參上御在所、女房徒歩又云々、山。崎。河。渡。船。裝束、播磨守廣業一向奉仕、漏船四艘、造屋、葺檜皮、又造廊、〇中略今日渡間、遊女數艘參來、大殿、攝政、〇攝政頼通原及卿相、舞人、殿上人、諸大夫悉脱衣給之、多無著一衣之者、女人脱衣、從簾中取出、主人執給云云、〇又見左經記

〔吾妻鏡二〕壽永三年〇元暦元年正月廿一日辛亥、今日及晩、九郎主〇源義經獨進木曾〇源義仲專一者、樋口次郎兼光、是爲木曾使、爲征石川判官代、日來在河内國、而石河逃亡之間、空以歸京、於八幡大。渡。邊、難明主人滅亡事、押以入洛之處、源九郎家人數輩馳向、相戰之後、生虜之云云、

〔拾芥抄下本〕大橋
　山崎今大渡歟

〔承久軍物語四〕大。わ。た。り。にむかはれしむさしのせんじよしうち、ざいけをこぼち、いかだをくみて、大せいをとりのせ、わたしつゝ、たゝかひけるゆへに、くはんぐんことごとくはいぼくしたりけり、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事
大渡ニハ、新田左兵衛督義貞ヲ總大將トシテ、里見、鳥山、山名、桃井、額田、田中、籠澤、千葉、宇都宮、菊池、結城、池尻、小國、河内ノ兵共一萬餘騎ニテ堅メタリ、〇中略明レバ正月〇建武三年九日ノ辰刻ニ、將軍〇足利尊氏八十萬騎ノ勢ニテ、大渡ノ西ノ橋爪ニ推寄、橋桁ヲヤ渡ラマシ、川ヲヤ渡サマシト見給ニ、橋ノ上モ川ノ中モ敵ノ構ヘキビシクレバ、如何スベシト思案シテ、時移ルマデゾ引ヘタル

〔延喜式五十雜〕凡山城國泉。河。樺。井。渡。瀨者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、

〔山州名跡志十六相樂郡〕泉川渡　云樺井渡、出延喜式、〇中略
木津、所名右船渡、〇泉川南村是也、號木津者、南都東大寺大佛殿建立ノトキ、諸國ヨリ所運送ノ材

山崎渡

(日本書紀十一仁徳)大山守皇子、毎恨先帝〈應神〉○中略 廢之非立、而重有是怨、則謀之曰、我殺太子、〈菟道稚郎子〉遂登帝位、爰大鷦鷯尊、預聞其謀、密告太子、備兵令守、時太子設兵待之、大山守皇子、不知其備兵、獨領數百兵士、夜半發而行之、會明詣菟道、將渡河、時太子服布袍、取楫櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟、至于河中、誂度子、蹈船而傾、於是大山守皇子、墮河而沒、更浮流之、歌曰、知破揶臂苔、于旎能和多利珥、佐烏刀利珥、破揶雞務臂苔辭、和餓毛胡珥虛務、然伏兵多起、不得著岸、遂沈而死焉、

(玉葉)治承四年三月五日丁巳、巳刻參殿、〈攝政〉○中略 被向宇縣、〈具書之後物庭也〉○中略 宇治川渡之間、依無尋常船、只居事於無類形之船渡之、於平等院北面大門下車、

文治五年八月廿二日己酉、此日下向南都、爲奉見南圓堂佛〈不被開扉〉也、又爲見知足寺也、○中略 丑刻出京、宇治渡了、

(勘仲記)弘安二年二月三日庚辰、仁和寺宮、於東大寺可有御受戒、今日御下向、○中略 今日宇治御渡事、自殿下〈鷹司兼平〉被相儲于所中沙汰、其御船八艘被設行淸法印儲之、但船寺家儲之、下船御供等儲之、長吏御房一艘、泉田庄一艘、眞木島雜船少々、又雜人料被用宜、當日所儲沙汰也、且代々例云々、後聞被用脇云々、

(萬葉集十一寄物陳思)千早人、宇治度、速瀨、不相有、後我孀、

(萬葉集十三雜歌)空見津、倭國、青丹吉、寧〈下恐脱樂字〉山越而、山代之、管木之原、血速舊、于遲乃渡、瀧屋之、阿後尼之原尾、千歳爾、闕事無、萬歳爾、有通將得、山科之、石田之森之、須馬神爾、奴左取向而、吾者越往、相坂山遠、

(山州名跡志十乙訓郡)山崎橋　斷絶ス、○中略 此所今ハ舟渡也、

(小右記)寬仁元年九月廿二日丁巳、今日大殿〈道長〉○中略 引率北方、尚侍、最弟女等、被參石淸水、明日可被

宇治渡

〔土佐日記〕夜るになして京には入らんとおもへば、いそぎしもせぬほどに月いでぬ、〇承平五年二月十六日かつら河月のあかきにぞわたる、ひと〴〵のいはく、この川あすかゞはにあらねば、ふち瀨さらにかはらざりけりといひて、或人のよめるうた、

久かたのつきにおひたるかつら川そこなるかげもかはらざりけり

〔玉海〕文治五年十一月十五日辛未、早旦姬君參詣大原野社、爲新入內事也、密々事也、〇中略日出之程出京、申刻歸宅、路之間無殊事、桂河頗增、水出不及舫渡云々、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

江田兵部大輔行義ヲ大將トシテ、三千餘騎ヲ丹波路へ差向ラル、此勢正月〇建武三年八日ノ曉、桂河ヲ打渡テ、朝霞ノ紛レニ大江山へ推寄セ、〇下略

〔西北紀行〕元祿二年、我〇貝原益軒が年すでに下壽に及べり、かねてより丹後若狹近江に遊觀の志あり、閏正月廿五日、餘寒猶はげしけれど、つとめて京都東洞院の旅館を出て、〇中略桂川、舟にて渡る、

此河水いといさぎよし

〔夫木和歌抄二十六〕かつらの渡山城　　　　安法法師

もち月のこま引たてゝひやしけるこゝやかつらの渡なるらん

〔古事記中應神〕於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子〇菟道稚郎子之情、竊設兵將攻、爾大雀命、聞其兄備兵、卽遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚以兵伏河邊、〇中略彼廂此廂、一時共興、矢刺而流、故到訶和羅之前而沈入、〇中略爾掛出其骨〇大山守命之時、弟王歌曰、知波夜比登、宇遲能和多理邇、和多理是邇、多氐流阿豆佐由美、麻由美、伊岐良牟登、許々呂波母閉杼、伊斗良牟登、許々呂波母閉杼、母登幣波、岐美袁淤母比傳、須惠幣波、伊毛袁淤母比傳、伊良那祁久、曾許爾淤母比傳、加那志祁久、許許爾淤母比傳、伊岐良受曾久流、阿豆佐由美、麻由美、

へ遁レ入給ヘト、各伏拜給ヘドモ、神慮難ニシリ難シ、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月七日庚申、相州〈○北條時房〉武州〈○北條泰時〉以下東士、東海道軍士、陣于野上垂井兩宿、有合戰僉議、義村計申云、北陸道大將軍上洛以前、可遣軍兵於京路歟、然者勢多、相州、手上、城介入道、武田五郎等、宇治、武州、芋洗、毛利入道、淀。渡。結城左衛門尉、并義村可向之由云云、武州承諾、各不及異議、駿河次郎泰村從父義村雖可向淀手、爲相具武州加彼陣云云、

〔立川寺年代記〇中略〕應永廿七年庚子、天下大旱魃、〈○中略〉近江湖水三町乾枯、淀。河。無。船。渡。

〔源順集〕五月あめよる日、東宮にさぶらひて、雨の心の歌を奉るとて、もじひとつをさぐりて、おもじを給はれり、

雨ふれば蘆葉の露もまさりけりよどのわたりを思ひ社やれ

〔玉葉和歌集十羈旅〕別のこゝろを　土御門院御製

朝霧に淀のわたりを行舟のしらぬ別も袖ぬらしけり

〔夫木和歌抄二十六雜〕よどの渡　山城　祿主稽親卿

あやめ草たづねてぞ引まこもかるよどのわたりのふかきぬまゝで

和泉式部

よどわたりあめにはいとゞまこもぐさまことにそれをねになかれにし

〔永久四年百首雜〕石清水臨時祭　俊頼

たつほどのかさねかはらけなかりせばおぼえて淀の渡せましや

〔松葉名所和歌集四〕桂渡　山城

〔京羽二重四〕渡

桂ノ渡　同郡〈○葛野〉下桂村ノ東ニ有

反事發覺、略○中仰左右京職、警固街巷、亦令固山城國五道、略○中大藏少輔從五位下藤原朝臣勢多雄守淀渡、

〔三代實錄 二十六 清和〕貞觀十六年八月廿四日庚辰、大風雨、略○中與度渡口四邊三十餘家、山埼橋南四十餘家流、

〔枕草子 六〕卯月の晦日に、はせ寺にまうづとて、淀のわたりといふものをせしかば、舟に車をかきすへてゆくに、下略○

〔枕草子春曙抄 六〕淀のわたり　古は橋なくて、舟渡りせしなり、

〔範國朝臣記〕高野山御參詣記

永承三年十月十一日口子、○此間文闕廟○空海令參紀伊國金剛峯寺給、略○中曉更出御、此差御車藤原賴通○上達部已下著布衣、前驅、遲明於淀渡遷御御船、宇治殿○中略卯剋著御山埼南岸、

〔十訓抄 一〕後賴朝臣語云、白川院、淀に御方違の行幸ありけるに、五月ばかりの事にや有けん、女房殿上人の舟あまた有けるに、晩に成ほどに、向かたに郭公一こゑほのかに鳴てすぐ、後賴一首詠せまほしくおぼえしに、女房の舟中に忍びたるこゑにて、淀の渡のまだよぶかきにとながめられたりし、時に望てめでたかりき、人々感歎していまにわすれず、あたらしくよみたらんには、まされりとなんいはれける、

〔拾遺和歌集 三 夏〕天暦御時、御屛風に淀のわたりする人かける所に、　壬生忠見

いづかたになきて行らんほとゝぎすよどのわたりのまだ夜ぶかきに

〔源平盛衰記 三十二〕落行人々歌附忠度自淀歸謁俊成事

落行平家ノ人々、略○中相傳譜代ノ好ミ不淺、年來日比ノ重恩モ爭カ忘ベキナレバ、人ナミ〳〵ニ涙ヲ押テ出タレ共、心ハ都ニ通ツヽ、行モ行レヌ心地、淀。。。ノ大渡ニテハ、南無八幡三所大菩薩、再都

山城國 淀渡

の歟 もりその まがのおはわだ 入沢也○是下同略歟

〔藻塩草 五水〕渡 ○同名略附

いはせの渡(大和國、みやまよ、水無月)稲葉渡(奥州、そよぐ)猪名渡(攝州、小篠、やま)井手渡(山城、山吹、いはし、玉島、下かげ、みら、)小田渡(備中、中略)香椎渡(筑前、中略)○かごの渡(上下略、同國、八重、とよの中と云々、伊勢)野渡(加賀、ふし、)山淀渡(山城、中略)○輪渡(奥州、中略)○對馬渡(尾張、中略)○中鞭渡(よめる事、上、同)なるとの渡(淡路、八重)奈良渡(中、月あかし)中河渡(上野、つゞけのたゝり、中略)武庫渡(攝州、中略)○宇治渡(山城、中略)○宇留馬渡(美濃、中略)○宮渡(備州、あし)久我渡(下總、中略)○國府渡(同右、中略)○山邊渡(大和、中略)○八橋渡 三河ふたいの渡 山城 こやの渡(攝州、今日)鮎渡(同、おりく、下略)こりすまの渡(淡路、八重)朝妻渡(近江、よめる事、同山)鏡戸渡紀州(中略)○有磯渡(越中、已上中略)明石渡(播磨、八重)佐野渡(大和、中略)○さはの渡(同上、中略)○木津渡(山城、中略)○ゆらのと渡(八重)美豆渡(山城、中略)○三島渡(伊豆、三)三渡(伊勢、中略)○みづはしの渡(上つ總、中、八)志賀須香渡(三河、中略)○滋賀大輪田(近江、中略)信夫渡(奥州)勢多渡(近江、かつらとくり)諏方渡(信濃、つもかたりの、月にはり、)

〔弁蒙抄 四〕一國名之名所

よど(中略)○中

よどのわたり、淀川よど野、皆山城國同所也、

〔山州名跡志 十三久世郡〕大渡 出古書、或淀ノ渡トモ、今此名亡シ、言ハ渡口廣莫ナル謂也、古橋舟渡トモニアリ、橋出平家物語卷之九、樋口次郎、都ニ軍アリト聞テ、取テ返シタ上ル程ニ、淀ノ大渡ノ橋ニテ、今井ガ下人ニ行合タリト云々、右此所云大渡明シ、太平記云山崎渡、

〔都名所圖會 五〕淀の大渡(いにしへは木津川御牧の西より北に流れ、宇治川に合し、舟渡しありしこれをいふ、今のごとく木津川を南へ遷せしは、秀吉公の御製作なり、)

〔拾遺都名所圖會 上〕淀渡 秀吉公の御時、大橋小橋殊橋を架す、いにしへは一流の大河にして舟渡しなり、大渡ともいふ、

〔續日本後紀 十二仁明〕承和九年七月己酉、是日春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等、謀

右申渡趣證文申付ル、

右之通申渡ス間、其旨可ν存、

亥九月

右　町役人

〔東海道名所記三〕見付より濱松へ三里七町

小天龍　大天龍　舟渡の川あり　武。士。に。は。船。賃。な。し。、商人百姓には錢六文をとる、ことさら物まうでのともがらには、三疋五疋をかきましてとるなり、

〔五元集元〕二月十五日上京餞足

渡し舟武。士。は。嘩。のる彼岸かな

〔枕草子一〕わたりは

しかすがの渡り　みづはしのわたり　こりずまのわたり

〔枕草子春曙抄一〕こりずまのわたり

未詳、八雲御抄にも國見えず、

〔奥義抄上ノ末〕雜

ありそのわたり　こがのわたり

〔八雲御抄五名所〕渡只そのわたりといへる物なり

うちのわたり山万　よど同拾、郭公、○中略　さの、大万のさき、家なし、みは

さの、わたりは家なしと、万葉にも云り、○中略

なるとの同なるとゝも、万、たゞ、　うるまの美の後撰わたるとはよまず　こがの下野万　しかすがの三河拾、赤染、

つしまの對馬よしつしまの、万、あかれ　かごの伊勢與二尾張一の中也　こりずまの清少納言　みづはしの越中○中略　いはせ

〔紫の一本 下〕鎧の渡し

八丁堀牧野因幡守殿の屋舗の東河岸より、小網町への渡しをいふ、今は一。文。渡。し。とも云ふ、

〔江戸砂子 一〕日本橋南

鎧渡　かやば町より小あみ町貳町目へわたす所

〔御厩河岸渡船増賃錢願取調書留〕

右之もの共儀、小網町貳丁目ゟ南茅場町江相渡候鎧渡守いたし来候處、渡。錢。壹。錢。ツ、受取候而は、諸入用等引足不レ申候ニ付、猶又三ヶ年之間、貳錢取之儀、年延願出候間、相糺候處、實ニ難儀之趣無二相違一相聞候ニ付、先例ニ見合、願之通申付候樣、相伺可レ申と存候、依レ之右伺出書并願出札之上差出候書付相添、此段及二御相談一候、

寅五月（文久三〇年）

鎧渡守
小網町貳丁目壹七店
七右衛門
同町兵右衛門店
太左衛門

井上信濃守
阿部越前守
〇中略

申渡

鎧渡守
小網町貳丁目壹七店
七右衛門
同町兵右衛門店
太左衛門

其方共儀、小網町貳丁目ゟ南茅場町江渡ル鎧渡賃錢之儀、壹人ニ付壹錢ツ、受取来ル處、近来別而往来之もの無數ニ相成、渡船修復并水主給金其外諸入用不二引足一、難儀いたすニ付、三ヶ年之間、貳錢取ニいたし度旨相願ふ間、遂二吟味一處、實ニ難儀之趣、無二相違一相聞候間、願之通引續三ヶ年之間、貳。錢。取申付之、

一淺草大川通御厩河岸渡船場請負人淺草寺地中金剛院地借清吉店由藏、幷相仕南本所外手町家持藤吉兩人奉申上候、私共渡船賃之儀、御武家樣方相除、往來之もの壹人ニ付壹錢宛受取、從來相續仕、難有仕合可奉存候、其後船數相增、打替修復等、幷水主之もの給分多分相懸候ニ付、延享三寅年中、往來之もの壹人ニ付貳錢宛受取渡船仕度段、年限書を以、能勢肥後守樣江奉願候處、願之通被仰付、難有仕合可奉存候、然ル處近來別而諸品高直ニ相成、御用船差出候節、水主之者手當等近々入用相嵩、實ニ難澁至極仕候間、當丑年ゟ來ル亥年迄、中拾ヶ年之間、御武家樣方相除、往來之もの壹人ニ付、貳錢相增四錢ヅヽ、右年限中受取之、渡船差支無之樣、前々被仰渡之趣、深く相心得、業體永續仕度候間、何卒格別之以御慈悲、願之通被下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

淺草寺地中
金剛院地借
清吉店
御厩河岸渡船受負人

慶應元丑年五月廿八日　訴訟人　由藏印

家主　清吉印

南本所外手町
相仕家持
訴訟人　藤吉印

五人組　治助印

御奉行所樣○中略

(朱書)
丑十二月廿八日、和泉守殿阿久澤丑輔を以御渡、

覺

書面、武家を除、當丑年ゟ中拾ヶ年之間、壹人ニ付三文宛受取、尤年限中ニ候共、諸色下直相成候はば、復古いたし候樣、可被取計候事、

（東海道中膝栗毛三編上）爰にかの彌次郎兵衛、喜多八は、大井川の川支にて、岡部の宿に滯留せしが、今朝御状箱わたり、一番ごしもすみたるよし聞とひとしく、そこ〳〵に支度して、略○中大井川の手前なる島田の驛にいたりけるに、川越ども出むかひて、だんなしゆ川ァたのんます、彌二さるま川ごしか、川ごし ハイ今朝がけにあいた川だんで、かたぐるまじやあぶんない、蓮臺でやらずに、おふたりで八百下さいませ、彌二とほうもねへ、越後新潟じやァあんめへし、八百よこせもすさまじい、略○中問屋へかゝつて、おこしなさるはトばゝ、すてゝ、あしばいにゆかすが、彌二ナント北八、あいつらにかゝらかうがめんだうだから、いつそのこと、とい屋へかゝつて越そふ、手めへの腕證を借しやれ、北八なせどふする、彌二侍になるはゝ、きたへがわきざしをとつてさし、おのれがわきざしのばきはただみ、あとのほうへつばし、是くしてれ大小ましたようふにかけて見せ、彌二ナント出來合のお侍、よく似合たろふ、此ふろしき包を手めへいつ太よに持て供になつてきや、北八こいつは大わらひだ、ハ、、、、ト彌次郎兵衛がにもつをいつしよにして、ふたへかたにひつかけ、やがて川問屋にいたり、彌次郎兵衛、おくにこいばのこにはいろにて、彌コンリヤとん屋ども、身どもも大切な主用で罷通る川ごし人足を頼むぞ、といふハイかしこまりました、御關勢はおいくたり、略○中上下あはせてたつた貳人じや、臺ごしにいたそう、なんぼじや、といやハイおふたりなら、蓮臺で四百八拾文でござります、彌二それは高直じや、ちとまけやれ、といやエ、此川の賃錢に、まけるといふはないヤァ、ばかァいはずとはやく行がよからずに、略○下

（栞の一本下）三文渡し。

靈巖島より向島への渡なり

（淺草志〔一〕）御厩川岸渡し　本所中の郷へ渡る

古へ此處に御厩有し故の名也、淺草三好町、渡錢壹人二文づゝ、渡舟は人數十人に限ると云、

（御厩河岸渡船増賃錢願取調書留）乍恐以書付御訴訟奉申上候

是ヲ橋ニシテ渡ンヨト思テ、堀ノ上ニ末ナビキタル呉竹ノ梢ヘサラ〳〵ト登タレバ、竹ノ末堀ノ向ヘナビキ伏テ、ヤス〳〵ト堀ヲバ越テケリ、夜ハ未深シ、湊ノ方ヘ行テ、舟ニ乘テコソ陸ヘハ着メト思テ、タドル〳〵浦ノ方ハ行程ニ、○中略孝行ノ志ヲ感ジテ、佛神擁護ノ眸ヲヤ回ラサレケン、年老タタ山臥一人行合タリ、此兒ノ有樣ヲ見テ、痛シタヤ思ケン、是ハ何クヨリ何クヲサシテ、御渡リ候ゾト問ケレバ、阿新事ノ樣ヲアリノ儘ニゾ語リケル、山臥是ヲ聞テ、我此人ヲ助ケズハ、只今ノ程ニ、カハユキ目ヲ見ルベシト思ケレバ、御心安ク思食レ候ヘ、湊ニ商人船共多ク候ヘバ、乘セ奉テ越後越中ノ方マデ送付マイラスベシト云テ、足タユメバ、此兒ヲ肩ニ乘セ背ニ負テ、程ナク湊ニゾ行着ケル、夜明テ便船ヤアルト尋ケルニ、折節湊ノ内ニ、船一艘モ無リケリ、如何セント求ル處ニ、遙ノ澳ニ乘ウカベタル大船、順風ニ成ヌト悅テ、檣ヲ立テ篷ヲマク、山臥手ヲ上テ、其船是ヘ寄テタビ給ヘ、便船申サント呼リケレドモ、曾テ耳ニモ聞入ズ、船人聲ヲ帆ニ上テ、湊ノ外ニ漕出ス、山臥大ニ腹ヲ立テ、柿ノ衣ノ裾ヲ結テ肩ニカケ、澳行船ニ立向テ、イラタカ誦珠ヲサラ〳〵ト押揉テ、一持秘密呪、生々而加護、奉仕修行者、猶如薄伽梵ト云ヘリ、況多年ノ勤行ニ於テヲヤ、明王ノ本誓アヤマラズハ、權現、金剛童子、天龍夜叉、八大龍王、其船此方ヘ漕返テタバセ給ヘト、跳上々々、肝膽ヲ碎テゾ祈リケル、行者ノ祈リ神ニ通ジテ、明王擁護ヤシタマヒケン、澳ノ方ヨリ俄ニ强風吹來テ、此船忽覆ヲントシケル間、船人共アハテヽ、山臥ノ御房、先我等ヲ御助ケ候ヘト、手ヲ合セ膝ヲカヾメ、手々ニ船ヲ漕モドス、汀近ク成ケレバ、船頭船ヨリ飛下テ、兒ヲ肩ニノセ、山臥ノ手ヲ引テ、屋形ノ内ニ入タレバ、風ハ又元ノ如クニ直リテ、船ハ湊ヲ出ニケル、其後追手共、百四五十騎馳來リ、遠淺ニ馬ヲ叩ヘテ、アノ船止レト招共、舟人是ヲ見ヌ由ニテ、順風ニ帆ヲ揚タレバ、船ハ其日ノ暮程ニ、越後ノ府ニゾ著ニケル、阿新山臥ニ助ラレテ、鰐口ノ死ヲ遁シモ、明王加護ノ御誓、掲焉ナリケル驗也、

んは、ひが事ぞと仰付られて候、すでに十七八人御わたり候へば、あやしく思ひ参らせ候、守護へ其やうを申候て、わたし参らせんと申ければ、ひさしばう是を聞て、ねたげに思ひて、やゝ殿さりとも、北陸道に、はぐろのさぬき房を見しらぬ者やあるべき、と申ければ、[illegible]是にめし候へとて、舟をさしよする、梶取のせ奉りて申けるは、さらばはや舟ちんなして、こし給へといへば、いつのならひに、はぐろ山臥の舟ちんなしけるぞ、といひければ、日頭取たる事はなけれども、御坊のあまりに、ばういつにおはすれば、とりてこそわたさんずれ、とく舟ちんなし給へとて、舟をわたさず、弁慶わどのがやうに、我らにあたらば、出羽の國へ、一年二年の内に来らぬ事はよもあらじ、さかたのみなとは、此少人のちゝ、さかた次郎殿の領なり、たゞ今あたりかへさんずるものとぞおどしけれども、権のかみ、なにともの給へ、舟ちんとらでは、えこそわたすまじけれとてわたさず、弁慶いにしへとられたるれいはなけれ共、此ひが事したるによつて、とらるゝなりとて、さらばそれたび候へとて、北のかた[illegible]のき給へる、かたびらの尋常なるをぬがせ奉りて、わたしもりにとらせけり、権のかみ是を取て申けるは、法にまかせて取ては候へ共、あの御ばうのいとおしければ、参らせんとて、判官殿[illegible]にこそ奉りけれ、むさし房これを見て、かたをかゝ袖をひかへて、をこがましや、たゞあれもそれも、おなじ事ぞとさゝやきける、かくて六だうじをこえて、なごのはやしをさしてあゆみ給ひける、

〔太平記 二〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

阿新ハ竹原ノ中ニ隠レナガラ、今ハ何クヘカ遁ルベキ、人手ニ懸ランヨリハ、自害ヲセバヤト思ハレケルガ、讎レト思フ親ノ敵ヲバ討ツ、今ハ何モシタ命ヲ全シタ、君ノ御用ニモ立、父ノ素意ヲモ達レタランコソ、忠臣孝子ノ儀ニテモ、アランズレ、若ヤト一マド落テ見バヤト思返シテ、堀ヲ飛越ントシケルガ、口二丈、深サ一丈ニ餘リタル堀ナレバ、越べキ様モ無リケリ、サラバ

のかぶらきのわたりに行てわたらんとするに、渡りせんとするもの雲霞のごとし、おの〳〵物をとりてわたす、このけいたう房、わたせといふに、わたし守きゝもいれでこざいづ、そのときにこの山ぶし、いかにかくは無下にはあるぞといへども、大かたみゝにもいれずしてこぎ出す、そのときにけいたう房、はをくひあはせて、念珠をもみちぎる、このわたし守見かへりて、をこの事と思たるけしきにて、三四町ばかりゆくを、けいたう房見やりて、あしをすなごに、はぎのなからばかりふみ入て、目もあかくにらみなして、すゞをくだけぬと、もみちぎりて、めし返せ〳〵とさけぶ、なを行すぐるときに、けいたう房けさと念珠とをとりあはせて、汀ちかくあゆみよりて、護法、めし返せ、めしかへさずは、ながく三寶に別たてまつらんとさけびて、このけさをうみになげいれんとす、それを見て此つどひゐたるものども、色をうしなひてたてり、かくいふほどに、風もふかぬに、このゆく舟のこなたへよりく、それを見てけいたう房、よりめるは〳〵、はやういでおはせ〳〵と、すはなちをして、みるものいろをたがへり、かくいふほどに、一町がうちによりきたり、そのときけいたう房、さていまはうち返せ〳〵とさけぶ、その時につどひて見るものども一こゑに、むさうの申やうかな、ゆゝしき罪にも候、さておはしませ〳〵といふとき、けいたう房今すこしけしきかはりて、はやうち返し給へとさけぶときに、このわたし舟に、廿餘人のわたるもの、つぶりとなげ返しぬ、そのときけいたう房、あせをを、しのごひて、あないたのやつばらや、まだしらぬかといひてたちかへりにけり、世のすゑなれども、三寶おはしましけりとなん、

〔義經記 七〕如意の渡りにて義經を辨慶うち奉る事

夜も明ければ、如意の城を舟にめして、わたりをせんとし給ふに、わたしもりをば平ごんのかみとぞ申ける、かれが申けるはしばらく申べき事候、是は越中の守護近き所にて候へば、兼て仰かうぶりて候し間、山臥五人三人はいふにおよばず、十人にならば、所へ仔細を申さでわたしたら

風靜ならば、上り下りともに佐やへまはるべし、

〔播磨風土記 賀古郡〕昔大帶日子命、○中略誂印南別孃之時、御佩刀之八咫劒之上結爾八尺勾玉、下結爾麻布都鏡繫、賀毛郡山直等始祖息長命、一名伊志治、爲媒而誂下行之時、到攝津國高瀨之濟、請欲度此河、度子紀伊國人小玉申曰、我爲天皇贄人否、爾時勅云、朕公、雖然猶度、度子對曰、遂欲度者、宜賜度賃、於是卽取爲道行儲之弟縵、投入舟中、則縵光明炳然滿舟、度子得賃乃度之、故云朕君濟、

〔古事談 三僧行〕玄賓僧都者、南都第一之碩德、天下無雙之智者也、然而遁世之志深シテ、不好山科寺之交、○中略而閉居、人ニモ不被知、只一人出離シテ、弟子等尋求、不知行方、南都ノミナラズ、天下貴賤惜歎之、爰年序之後、門弟一人、有事之縁下向北陸道之間、或渡ニ乘船渡之間、渡守ヲ見レバ、首ヲフタモト云程ニ、オヒタル法師ノ不可説ノ布衣一着タル、アヤシゲノ者ノサマヤト見顯、ナスガ又見明タル心地ス、○中略彼モ乍見知氣色、彼不合顏色、寄テ取モ付バヤト思ケレド、人繁ナニ中々上道之比、此渡ニ留テ、夜陰ナドニヲハセン所ヘモ尋向テ、閑ニ申承ト思テ過了、上洛之時着此渡、先見渡守之處、他人也、驚恠テ相尋子細ハ、アル法師侍キ、年來此渡守ヲトメテ侍シガ、イカナル事カ侍ケン、去比逐電、不知行方也、如然之下臈ト乍申モ、如數舟チンナドモトラズ、唯當時ノ口分許ヲ取テ、晝夜不斷念佛ヲノミ申侍レカバ、此里人モアハレミ侍シニ、失侍ハ每人ニ惜忍侍也ト云、聞ニ哀ニ悲事無限、失タル月日ヲ聞ニ、我來見合タリシ比也、アリサマヲミエヌトテ、被去隱ニケルナルベシ、

道顯僧都此事ヲ聞テ、渡守コソゲニ無罪世ヲ渡道ナリケレトテ、湖ニ船一艘儲テ被置タリケレドモ、アラマシ許ニテ徒石山ノ川岸ニテ朽ニケリ、サレド其心ザシハ尤有事也、

〔宇治拾遺物語 三〕これもいまはむかし、ゑちせんの國かぶらきのわたりといふところに、わたりせんとて、ものどもあつまりたるに、やまぶしありけいとう房といふ僧なりけり、○中略それにこ

乘下一駄　六十文　本馬駄荷一駄　百九文
駕籠一挺九棒　百三十九文　三人前也
のり物一丁　四人前五人前見合　長持一棹　五人前六人前大小見合
通馬一疋　貳百七十八文、六人前也　增水主　三百五十一文
三人水主一艘　壹貫五百九十文三十四人乘
四人水主一艘　壹貫八百七十二文四十人乘
どうの間　壹貫二百十八文　同半分　六百九文
同三分一　四百六文　同三分二　八百十二文
同四分一　三百四文　ともの間　六百五十四文
同半分　三百廿七文
五人水主一艘　貳貫二百三文　四十七人乘
どうの間　壹貫四百六文　同半分　七百三文
同三分一　四百六十六文　同三分二　九百三十六文
同四分一　四百八十七文　ともの間　壹貫百十文
同半分　五百五十壹文
六人水主一艘　三貫四百七十三文
どうの間　貳貫二百廿六文　同半分　壹貫百十文
同三分一　七百四十二文　同三分二　壹貫四百八十四文
同四分一　五百五十壹文　ともの間　壹貫二百四十二文
同半分　六百二十文

一役船如前々無懈怠出之、晝夜可相勤事、

一往還人多、々時はよせ船を出し、人馬等無滯入精可渡之、事公人之外、船賃出す輩より、人壹人拾文、荷物壹駄貳拾貳文、乘掛荷は十六文可取之、此定之外、賃錢多取べからざる事、

一荷物附ながら、馬を船にのすべからざる事、

右條々於令違背者、縱日相聞といふとも、穿鑿之上可被處嚴科者也、

寛永四卯年七月　奉行

(船組合定帳)寛延二年巳八月、神田川大水ニ而所々橋落候節、和泉橋之儀、假橋懸り候迄、船渡被爲仰付候ニ付、壹人壹錢之舟渡仕、往來之人難儀ニ不相成候樣ニ、組合ニ而相勤申候、

(船組合定帳)寶曆十年辰二月六日、出火之節、和泉橋燒失致候ニ付、依田和泉守樣より被爲仰付、壹人壹錢ヅヽ、船渡、組合ニ而相勤申候、

(木曾路東海兩道中懷寶圖鑑)宮　桑名へ海上七り

七里渡、入海也、木曾川落合、風の順道ならば、鍋田へ乘るべし、是は北へ引あげて、木曾川蘆荻の中を下へ漕ぎ、長島の前より桑名へ出る也、又暴風ならば佐屋へ廻るべし、又上りの時ならば、かるりより佐やへ行かず、津島へ行て川舟にのるべし、陸地にて半里近し、舟路は半里遠けれど、下り舟ゆゑ早し、略

宮より桑名迄渡海七里

船賃附

乘合壹人前　四十五文　ひしろ一枚　貳百七十八文　六人前也

荷ひ物何に而も一荷　四十五文　一人前也　挾箱一荷　四十五文　同

具足一荷　四十五文　同　あふ付一荷　四十五文　同

一常水
壹人　壹錢
乘掛人　三錢
駄荷壹疋　同
駕壹挺駕舁共　同

一中水
壹人　三錢
乘掛人共　九錢
駄荷一疋　同
駕壹挺駕舁共　同

一大水
壹人　六錢
乘掛人共　十八錢
駄荷壹疋　同
駕壹挺駕舁共　同

常に渡渉不取來者には、自今も取まじきもの、
右之旨、堅相守之、若令違背者、可為曲事者也、
元祿十五年正月
〔大成令四高札〕馬入川高札
條々

彦次郎
伊賀守
美濃守
伊勢守

遠州荒井今切
　船頭中

○按ズルニ、本書寛永四年七月條ニモ渡賃ノ法令アリ、其文之ト同ジキヲ以テ略ス、

〔大成令四十五札〕寛永五子年五月
舞坂町此度相建候證高札

覺

荒井町此度就所替、從舞坂荒井迄船路十八町相延候間荒井迄之渡船賃、荷物壹駄十貳文、馬壹疋口附共拾文、人足賃は壹人ニ付四文、向後増之者也、

子
五月　　奉行

荒井町所替ニ付此度相立候證高札

覺

荒井町此度就所替、荒井より舞坂迄之船路、十八町相延候間、荒井より舞坂江渡船賃、荷物壹駄ニ付十貳文、馬壹疋口附共ニ十文、人足賃は壹人ニ付四文、荒井より白須賀へ、道法十四町相延候ニ付、本荷壹駄十八文、荷なしは拾貳文、人足賃は九文、向後増之者也、

子
五月　　奉行

〔駿川船賃制札神部名勝記所引〕船賃定

江無滯可濟渡事、

附川之渡舟、乘合大勢込乘由候故、船危儀共有之段、內々令承知候、如前條乘合之人數、少可乘之事、

右之條々、宿々問屋年寄令承知、此紙面寫留メ、問屋場に張置、堅可相守候、若於致違背は、後日ニ相聞といふとも、可爲曲事者也、

十一月

〔德川禁令考 五十一 慶長〕京師

新式目

一川船渡守之事、每年役目相定者、公儀之使者、飛脚、傳馬之外者、雖爲武士、渡賃可取之、或從公儀急用之時、緩ニ仕候歟、或は以見懸渡賃多取候者、曲事可申付、雖面斗藪、行脚、乞食體之者には、從往古不及渡賃歟、其心得肝要也、亦洪水之節、不叶用所有之輩、達急用之乘者、對渡守相當之心持尤之事、

〔東海道名所記 三〕舞坂より荒井まで舟の上廿三町

舟賃は、一艘の借切百卅文、尾州紀州の乘には、一艘のかり切百文、乘あひは一人は四錢、のりかけは人ともに十五錢、

一駄荷は廿二錢なり、

〔享保集成絲綸錄 二十二〕元祿三年年六月

覺

一荒井今切渡借切船之義は、只今迄百四拾文取來候、此上江此度四拾貳文增之、百八拾貳文可取之、若右之外增錢取もの於有之は、雖後日相聞、急度可爲曲事者也、

元祿三庚午年六月三日　傳左衛門

〔德川禁令考 五十二 高札〕元和二辰年

覺

一商人荷物壹駄四拾貫目、船賃びた錢拾八文之事、

一乘掛荷物も人共ニ同前、壹人ハ六文之事、

　如斯船賃相定上者、往還之者、無遲滯樣可致事、

右之條々於相背者可爲曲事、

　元和二年

清右衛門

石見守

對馬守

大炊守

備後守

上野守

伊賀守

〔享保集成絲綸錄 二十二〕貞享二丑年十一月

覺

一從先規御法度之趣、無斷絕可相守事、○中略

一舟渡又は歩行渡之川々におゐて、舟賃幷川越人足賃錢に多取之候由相聞候、水之淺深ニまたがひ、問屋方ニ而吟味之上、賃錢員數相定、如何樣之輕旅人たりといふ共、高下なく、其場所ニ役人を出し置、賃錢可取之候、且又船渡之場所におゐて、往還之旅人、滯致迷惑之由、令承知候、乘合之者之內、急用有之體通り候者、數多可有之候、小勢たりといふとも待せ不置、差當り旅人先々

沙彌（同）宗首
彈正忠（同）弘規
大藏少輔（同）弘胤

〔舟橋方古書寫〕神通川ニ付、古來之書物之寫、左之品々町吟味所ニ有之候事、○中略

富山舟渡之事

一出入之在所者代官ニといの事申付之事、

一商人ニは壹錢宛可取之事、

一奉公人ニは、一切不可取之事、

右相定所如件

天正十六十二月九日印

五郎兵衛殿

〔德川禁令考三十五渡船〕慶長十七子年五月廿七日

荷物船賃之定

定

一割印なき船に、商賣の荷物積べからざる事、

一渡船之事、商人荷壹駄ニ四拾貫目付、京錢拾文可取之、乘掛ケも馬人共ニ拾文也、

附富士路肴之船賃、可為右同前、但魚鳥之分は五文可取之、

一船賃相定上は、往還は無恙樣、舟越可渡事、

右條々於相背族は、可為曲事者也、

慶長十七年五月廿七日　伊賀守

條々

赤間關 小倉 門司 赤坂のわたりちんの事

一せきと小倉との間 三文

一せきともじとの間 壹文

一せきと赤坂との間 貳文

一よろひからびつ 十五文

一長からびつ 十五文

一馬一疋 十五文

一こし一ちやう 十五文

一犬一匹 十文

以上八箇條

右わたりちんの事、前々より定をかるゝといへども、舟かたども御法をやぶり、ふちよくをかまへ、上下往來の人にわづらひをなすと云々、所詮關舟は、こくらにて一人別、二人あつる事あるべからず、先年色々御尋之時、此あげせんの事は申出さぬ事や、只今關の町、太郎右衞門、次郎三郎、阿彌陀寺調次郎右衞門、河面申上者也、彼是に付、かたく御法を定をかるゝ所也、風波之時いひえるまゝに、舟かたどもちんを取によりて、每度御法やぶるゝなり、たとひ風波之時も、此御法たるべきなり、若此御定をそむき、わたるゝ人をなやます事あらば、其舟かたを關小倉之代官の所へ可引渡、代官之所より、山口へ致注進たらんとき、子細をたづねきはめ、切せらるべき也、仍下知如件、

文明十九年四月廿日

大炊助 弘一

近江守 房行

一河手事　一津泊市津料事
一沽酒事　一押買事
右四箇條所被禁制也、於河手者、帯御下知之輩者、不及子細之由、雖被仰下、同停止之畢、守此旨可被相觸國中、若令違犯者、可被注申之狀、依仰執達如件、
弘安七年六月三日　駿河守判
信濃判官入道殿

〔大内家壁書〕佐波郡○周防鯖川之渡御定法事
定
周防國鯖川渡舟賃二瀬之事
一往來人者壹文　壹瀬分
一荷一人持者貳文　壹瀬分
一至鐙唐櫃幷長唐櫃者、貳人持五文、　壹瀬分
一馬者五文　壹瀬分
一輿者三文　壹瀬分
右船賃之事、洪水之時如此、若出錢ぞうげむについて、御定法をそむくやからあらば、行人と云、わたしもりと云、兩篇の右にしたがひて可被處罪科、縱風雨幷夜中たりといふとも、舟賃相違なくば、卽時に舟をわたすべし、彼賃錢之事、修理をくはへ、或渡もり受用をとぐべきよし所被仰出、諸人可存知之狀如件、
應仁元年五月廿日
定

〔夫木和歌抄 雜十三 三十〕石淸水歌合河上霧

わたりふね　　從二位家隆卿

わたり舟それとも見えず朝ぼらけみつのを本○な一作せかけてかすむ河浪

寛元三年結緣經百首　　民部卿爲家

紀伊のうみのゆらのとわる、わたり舟我身るきよりいてかひもなし

寛元二年百首渡月　　信實朝臣

漕まばしよどの河せの月をみんわたしをふねはこぎなつけそも

〔運歩色葉集 世〕船賃

〔帝王編年記 後鳥羽 二十三〕建保三年二月十八日、仰諸國國渡地頭、可停止旅人之煩、但如船賃用途者、立料田可募其替之由、關東下知云々、○又見吾妻鏡

〔新編追加 雜事〕守護行事條三

一河手事 弘長二 七 一

承久以後、於所々致新儀之煩之由有其聞、可停止之、

一津料河手事

先年被仰畢、而近年所々地頭等押領之間、爲諸人之煩云々、於帶御下知者、不及子細、其外至押取之輩者、可令停止、若違犯者可有其科之由、可令相觸其國中、猶以不承引者、可令注進交名之狀、依仰執達如件、

弘安四年四月廿四日　　相模守判

某殿 守護人事也

一依々諸國一向被仰下畢

可ㇾ申旨被ㇾ仰付ㇾ候、
一嘉永元申年十一月廿六日、今井渡場江貳艘、市川渡場江貳艘、都合四艘、川船御役所ゟ御用船差出可ㇾ申旨被ㇾ仰付ㇾ候、
一嘉永二酉年九月廿八日、戸田渡場江壹艘、川船御役所ゟ御用船差出可ㇾ申旨被ㇾ仰付ㇾ候、
一嘉永三戌年三月廿八日、日光道中栗橋宿渡場江貳艘、川船御役所ゟ御用船差出可ㇾ申旨被ㇾ仰付ㇾ候、〇中略
一文久元酉年九月廿一日、日光御宮様御下向ニ付、川口渡場江貳艘、川船御役所ゟ御用船差出可ㇾ申旨被ㇾ仰付ㇾ候、〇中略
右之通御座候、以上

慶應元丑年十月

御用船河岸渡船　淺草寺中金剛院地借清吉店
願人　南本所外手町家持　由藏印
藤吉印
五人組　治助印
名主　喜一郎印

〔筑前國續風土記一〕國中船數〇中略
國中川々わたし舟十九艘十九ヶ所也

〔本朝無題詩七河邊〕暮秋遊覽大井河　三宮〇輔仁親王
長河形勝在何處、見取茫々大井流、閑座沙邊初染ㇾ筆、華來渡口漫呼ㇾ舟、

〔夫木和歌抄二十六渡〕祐子内親王家草闘歌合　よみ人不ㇾ知
わたし舟ゆたのたゆたにしかすがはたび人わたす渡なりけり

試高麗山、爲梶山、造儲船濟渡人物、因曰曰理郷、

〔續日本紀 一 文武〕四年三月己未、道照和尚物化、天皇甚悼惜之、遣使弔賻之、和尚河内國丹比郡人也、俗姓船連、父惠釋少錦下、（中略）於後周遊天下、路傍穿井、諸津濟處、儲船造橋、

〔左經記〕寛仁元年九月廿二日丁巳、入道殿（道長）、（中略）北方相共、令詣石清水給、廿四日早旦令歸京給、渡間遊女數船追從、餘興未盡、（中略）渡船幷御儲事等、播磨守（藤原廣業）一向奉仕、過差無極、及申剋歸京、又（見今在記）

〔藤河の記〕泉川を舟にてわたりて

渡し舟棹さす道に泉川けふより旅の衣かせ山

〔信長公記 十五〕天正十年四月廿一日、濃州岐阜より安土へ御歸陣之處ニ、ろくの渡りにて御座船飾、稻葉伊豫、一獻進上也、

〔芭蕉文集〕十八樓記

美濃の國ながら川に臨みて水樓あり、（中略）右に渡し船浮ぶ、里人行かひしげく、漁村軒をならべて、網をひき釣を垂る、

〔半日閑話 十二〕明和六年二月四日、佃島のわたし船くつがへつて、死する者三拾餘人と云、（本所網向陵に、六艘の船したる所、その内の一人と云、）

〔御府内備考 十三〕御厩河岸渡

御米藏の北より本所石原へ達する大川の船渡なり、（中略）此渡船の事は、對岸南本所外手町に住ける與左衞門、その餘壹人組合にて、請負ひて遣退すと云、

〔御厩河岸渡船增賃錢取調書留〕御用船差出候處々御尋ニ付、左ニ奉申上候、

一嘉永元申年三月十六日、今井渡場（江）貳艘、逆井渡場（江）貳艘、都合四艘、川船御役所ゟ御用船差出

充行、无人監護、屢致流失、寺家之煩、无甚於斯、望請給件浪人、永免雜役、一向令守寺幷船橋等、謹請官裁者、中納言從三位兼行春宮大夫南淵朝臣年名宣、宜下知山城國依件令充、

貞觀十八年三月一日（○又見三代實錄）

（尾張國解文）尾張國郡司百姓等解、申請官裁事、請被裁斷、當國守藤原朝臣元命三箇年內責取非法官物、幷濫行横法卅一箇條愁狀、（○中略）

一請被裁定、依無馬津渡船、以所部小船幷津邊人、令渡煩事、

右從船放以死者、其員誰有、溺水以泥者、其數何錄、國內之事危、當任刺吏猶難通、因之近則泥途、遠亦津邊、可直渡船等也、就中馬津渡、是海道第一之難處、官使上下之留連處也、爰大勢之船、設買渡者、爲郡司百姓、何有事煩哉、而作立用於官帳、都無其心、兼不蒙官裁者、若致不意之恐歟、其由何者、編小船以渡官使之間、摂綱梶以滑海路之日、或黑風吹枝、或白浪忽起、任身於鯨鯢之唇、懸骸於鮮鮮之腮者歟、而當任守元命朝臣、不知其浮沈、何以謂國吏哉、望請官裁、且渡舟航、且越江海矣、

（德川禁令考 高札五十二）元祿四未年八月

六郷玉川、向後定船渡ニ相成候高札條々、

一役船如相定、無懈怠晝夜可相勤事、

一往還人多時者、よせ船を出し、人馬荷物等、無滯入精可相渡之、奉公人之外、船賃出す輩より、人壹人三文、荷物壹駄貳文、乘懸荷も可取之、此定之外、賃錢多く取べからざる事、

右條々於違背者、後日相聞といふ共、穿鑿之上可處嚴科者也、

元祿四年八月　奉行

（肥前風土記 養父郡）曰理郷（在郡南）

昔者筑後國御井川渡瀨甚廣、人畜難渡、於玆纒向日代宮御宇天皇（○景行）巡狩之時、就生葉山爲船山、

今按に、信濃國その原と云所に、ふせやと云所の翔にあるかとおもふに、布施屋とて所々につくれるにこそ、されば信濃國そのはらにも、この布施屋をたてたりけるにや、又俊頼朝臣田家秋興歌、

山田もるきそのふせやに風吹ばあせづたひしてうつゝをとなふ

是は谷のふせや、まづのふせやなどいふ體歟と存すれど、信濃の棧道にも、かの布施やあるにや、又きそ、そのはら細近といへり、又信濃國には、あなをほりて、ふきいたのかた〳〵をば、土にうづみて、かた〳〵に口をあけてぞおりのぼる、多雪のふかきそりの道といへり、それをもふせやとぞ申なる、○又見河海抄

〔文德實錄五〕仁壽三年十月戊辰、攝津國奏言、長柄三國兩河、頃年橋梁斷絶、人馬不通、請准堀江川、置二隻船、以通濟渡、許之、　己卯、遠江國奏言、廣瀨河、舊有渡船二艘、而今水闊流急、不由利渉、公私行人、逆滯岸上、請更加置二艘、以濟羈旅之艱、許之、

〔三代實錄二十三〕貞觀十五年五月十五日戊寅、先是大宰府言、筑前國司偁、天長元年六月二十九日格曰、諸國渡船、二十年已上爲朽損買替、而嶋門渡船二艘、不知始置之時、今既朽損、利渉失便、況復河岸艱峻、渡口闊遠、公私往還、累日淹留、望請以正税稻万束買充、依請許之、

〔延喜式二十六主税〕凡渡船經廿年以上者、聽買替、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應依舊充渡人二人、令屬泉橋寺幷渡船假橋等事

右得彼寺牒偁、件寺故大僧正行基建立、卌九院之其一也、總爲本意、爲泉河假橋所建立也、而河之爲體、流沙交水、橋梁難留、停遇洪水、往還擁滯、仍爲渡人馬、相語道俗、買置馬船二艘、少船一艘、付屬件寺、因須依太政官去天長六年十二月八日、承和六年四月四日兩度符、置充渡夫二人、而稱非永例、不肯

承和二年六月廿九日（〇又見類聚國史、袖中抄、河海抄、）

〔萬葉集三挽歌〕過勝鹿眞間娘子墓時、山部宿禰赤人作歌一首并短歌、
古昔、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、廬屋立、妻問爲家武、勝牡鹿乃、眞間之手兒名之、奥槨乎、此間登波聞杼、眞木葉哉、茂有良武、松之根也、遠久寸、言耳毛、名耳母、吾者、不所忘、

〔萬葉集略解三下〕廬屋立は、翁（〇眞淵）は、ふせやたつとよみて枕詞とせり、おもふに是は、古調のまゝに、ふせやたてとよむべし、ふせやは、集中に田ぶせとも、ふせいほともこめり、たては、妻どひせん料に廬を建るなり、古しへ、つまどひするには、先其廬をたてし事、すさのをの尊の、つまごみにやへがきつくる、とよみ給へるをもおもへ、宣長說もしかり、

〔萬葉集五雜歌〕貧窮問答歌一首并短歌
和久良婆爾、比等々波安流乎、比等奈美爾、安禮母作乎、（〇中略）布勢伊保能、麻宜伊保乃内爾、直土爾、藁解敷而、（〇下略）

〔萬葉集略解五〕ふせいほは、卷十六かるうすは田廬のもとに云々の歌の註に、田廬者多夫世とあり、ふせやともいふ也、まげいほは、曲りよろぼひたるを云、

〔萬葉集十六有由緣并雜歌〕可流羽須波、田廬乃毛等爾、吾兄子者、布夫爾咲而、立麻爲所見、（田廬者、多夫世反、）〇（反一本作也）

右歌、（〇中略）河村王宴居之時、彈琴而即先誦此歌、以爲常行也、

〔袖中抄十九〕はゝき木
そのはらやふせ屋におふるはゝき木のありとはみれどあはぬ君かな（〇中略）
陽成天皇元慶四年云、弘仁十三年國分寺尼法光爲救百姓濟度之難、於越後國古志郡渉戸濱、建布施屋、施墾田四十餘町、渡船二隻、令往還之人、得其穩便、（〇中略）

〔倭訓栞中編二十九〕わたしぶね　野飯をよめり、仁明紀に渡舟とみゆ、三才圖會に、田家小渡舟といへり、人をわたす船なり、武備志に、往來津口者、謂之渡船とも見えたり、

〔令義解十雜〕凡要路津濟、謂不得大艘當人徒、要有船者是也、不堪渉渡之處、皆置船運渡、依至津先後爲次、國郡官司檢校、及差人夫充其度子、謂以三渡送也、二人已上、十人以下、毎二人船各一艘、

〔日本紀略桓武〕延暦廿年五月甲戌、勅、諸國調庸入貢、而或川無橋、或津乏船、民憂不少、令路次諸國貢調之時、津濟之處、設舟楫浮橋等、長爲恒例、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應造浮橋布施屋并置渡船事(中略)

一加增渡船十六艘

尾張美濃兩國堺墨俣河四艘、元二艘今加二艘、尾張國草津渡三艘、元一艘今加二艘、參河國飽海矢作兩河各四艘、元各二艘今加二艘、遠江駿河兩國堺大井河四艘、元二艘今加二艘、駿河國阿倍河三艘、元一艘今加二艘、下總國太日河四艘、元二艘今加二艘、武藏國石瀨河三艘、元一艘今加二艘、武藏下總兩國堺住田河四艘、元二艘今加二艘、

右河等崖岸廣遠、不得造橋、仍增件船、

一布施屋二處

右造立美濃尾張兩國堺墨俣河左右邊、

以前、被從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣偁、奉勅、如聞、件等河、東海東山兩道之要路也、或渡船少數、或橋梁不備、因玆貢調擔夫等、來集河邊、累日經旬、不得渡達、彼此相爭、常事鬪亂、身命破害、官物流失、宜下知諸國、預大安寺僧傳燈住位僧忠一依件令修造、講讀師國司相共檢校、但渡船者以正稅買備之、浮橋并布施屋料、以救急稻充之、一作之後、講讀師國司、以同色稻相續修理、不得令損失、

寶暦十二年午十二月廿九日

右渡船增賃年延願、五年目毎に願出、其時に帳付、前書之通ニ付略之、

〔中ノ鄕厩河岸船渡一件〕午、恐以書付御訴申上候

一中之鄕竹町船渡受負人次郎左衞門申上候、當廿四日、奈良屋御役所江私被召呼、御受負仕罷在候舟渡之儀、御忠節申上、せり御願之者罷出候ニ付、否御尋ニ付、別紙之通返答書〔○返答書略〕指上申候、依之乍恐此段御訴申上候、以上、

中之鄕竹町舟渡

明和九〔○安永元〕辰年八月廿七日　受負人　次郎左衞門印

中之鄕竹町吉右衞門店　次郎左衞門

〔本所深川御用留〕本所掛請負場所

一中之鄕竹町船渡受負○○○

右船渡仕候助成ヲ以、同所御上リ場入口矢來、自分入用ニ而仕、常ニ御上リ場掃除、見守等相勤申候、

〔朱書〕但安永年中大川橋新規出來後ハ追々渡世薄く、永續無覺束候段相歎願出候ニ付、文化年中ゟ龜澤町御用屋敷地代、壹ヶ年仕切金九十六兩ヅヽ上納之積ニ而、右地代取立役被仰付候事

渡船
布施屋

〔伊呂波字類抄〕和雜物〕艤ワタシフネ、兩州人、呼渡津舫爲艤、　方舟　渡船已上同

〔續字彙補〕未集〕艖又荊人、呼渡津舫爲艖、升庵[illegible]寶錄

〔爾雅註疏〕釋水七〕大夫方舟、註、併兩船、士特舟、註、單船、

〔八雲御抄〕三下雜物〕船

わたし　わたり

段、石河土佐守殿御勤役之節、御願申上候處、先づ五年之内、武士方を除、往來より貳錢取、舟渡仕候樣被仰付候、當九月迄、定之年數相立候ニ付、年延の御願申上、只今迄の通、貳錢取に仕、舟渡退轉無御座候得者、往來之諸人の爲めにも難成候段申上候處、御伺の上、今日肥後守殿御番所御内寄合江被召出、願之通被仰付、御高札年號書替被下、難有奉存候、來る申之九月迄、定之年數相立候者、又々年延之御願可申上候、此段兩御番所言上帳に記置候樣に被仰付候、爲後日申上候由、右之次郎左衛門印、五人組庄次郎印、同半兵衛印、同伊右衛門印、同三郎兵衛印、名主庄八郎印申來候、右竹町舟渡請負人、次郎左衛門、貳錢取之年數五ケ年相立候ニ付、又々來ル丑九月迄、五ケ年之年延之御願申上候處、申十月二十九日、肥後守殿御番所江被召出、願之通被仰付、難有奉存候、五ケ年相立候ハヽ、又々年延之御願可申上旨言上、御帳末に記置候樣に被仰渡候、爲後日申上候由、右之次郎左衛門印、五人組三郎兵衛印、同半兵衛印、同孫兵衛印、同伊右衛門印、名主庄八印、同意申來候、

寶暦二年申十月廿九日

右次郎左衛門申上候、右舟渡年々物入等相掛、困窮仕候ニ付、五年之間、武士方を相除、往來より貳錢取に給渡仕度旨、十六年以前戌年、石河土佐守殿御勤役中御願申上、願之通被仰付候、定之年數相立候ニ付、拾壹年以前卯年、六年以前申年兩度、能勢肥後守殿御勤役之節御願申上、願之通被仰付候處、當年迄に而、定之年數相立候得共、諸色物入等相掛、難儀仕候ニ付、又候當午年より來ル亥年迄、五ケ年之內、貳錢取仕度旨、當九月十日、豐前守殿江御訴訟申上候得共、段々御吟味之上、今日被召出、願之通被仰付、難有奉存候、爲後日、此段言上、御帳末に記置申度旨、御願申上候得者、是又願之通被仰付候、爲後日申上候由、右之次郎左衛門印、五人組半兵衛印、五郎兵衛印、三郎兵衛印、伊右衛門印、名主庄八煩ニ付代書處印、同意ニ申來候、

船渡請負人

〔夫木和歌抄 船三十三〕弘長元年百首、釋教、

ちかひのふね　信實朝臣

わたしもりちかひの舟は心せよのりかたぶくる人もこそあれ

〔三十二番職人歌合〕十番　左　渡守

櫻川花にゆるさぬふなどこをそしてはいかゞわたるはる風

〔藤河の記〕くゐせ川といふ所を、舟にてわたりて、

渡し守ゆきゝにまもるくゐせ川月の皃もよるや待らん

〔平安紀行〕岩淵にて

をちかへりみなはさかまく岩ぶちのみどりを分て渡す舟人

〔落書露顯〕つくしに侍しころ、人の京連歌とてかたりし句に、

わたし守舟つなぐまでくれはてゝ、といふ句を口て侍し、おもしろくきゝて侍しを、後に唱侍れば、四條時衆あみだ佛句にて侍りける、

〔己未紀行〕廿四日〇寛政十一年二月若山をたちて、岩手といふ所より、紀の川をあなたにわたる、〇大平本居ここはのぼりくだるふねにつみたる物かむがふる司のあるが出來て、事おこなへば、船どもこゝら川岸にさしよせて、らうがはし、

ふねのうちにつむは何ぞとわたし守いはではたゞにすぐさゞりけり

〔拾要抄 五〕延享四年卯九月十八日

一本所中之郷竹町舟渡請負人、次郎左衞門申上候、私儀、八拾壹年以來、寛文七未年より、竹町舟渡受負仕候處、船數拾艘、船頭番人共貳拾貳人抱置、中之郷御上り場をも奉レ預、矢來等自分入用に而仕候處、近年給金相增、井船修復入用等年々相掛、損金仕候ニ付、古來之通、舟賃貳錢宛ニ仕度

（萬葉集十八）七夕歌一首并短歌

安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加爾敝太氐々、牟可比太知、蘇泥布利可波之、伊吉能乎爾、奈氣加須古良、和多理母理、布禰毛麻宇氣受、波之太爾母、和多之氐安良波、竹能倍由母、伊由伎和多良之、○中略

右七月七日仰見天漢、大伴宿禰家持作之、

（古今和歌集秋四）題しらす　讀人しらす

久方のあまのかはらのわたし守君渡りなばかぢかくしてよ

（古今和歌集九羈旅）むさしの國としもつふさの國との中にある、角田川のほとりにいたりて、都のいと戀しうおぼえければ、しばし川のほとりにおりゐて思ひやれば、かぎりなくとをくもきにけるかなと、思わびてながめをるに、わたしもりはや舟にのれ、日くれぬといひければ、舟にのりてわたらんとするに、みな人物わびしくて、京に思ふ人なきにしもあらず、さるおりにしろき鳥のはしとあしとあかき川のほとりにあそびけり、京には見えぬ鳥成ければ、みな人みしらず、わたしもりに、これは何鳥ぞととひければ、これなん宮こどりといひけるをきゝて、よめる、○歌略

（内裏名所百首雜）志香須香渡

うしとても猶しかすがの渡守しるべもなみのよるべしらせよ○よるべしらせよ、夫木和歌抄作ニゆくゑなしへよ、

（拾玉集六）百首句題

水郷朝雲

朝まだきよどのわたりのわたし守雲のそこに船よばふなり

（夫木和歌抄二十六）永久元年、内裏御歌合、渡紅葉、攝津みつのわたり　前大納言伊平卿

もみぢ葉のうつろふみつの渡もり風はゆきゝにいとふのみかは

野州五箇村本町
名主　安左衛門
組頭　與右衛門
同國借宿村
名主　又右衛門
組頭　忠右衛門

此もの共、渡瀬川渡船兩村にて入用取集、船仕立置候得共、市日等往來多節は、渡場へ心を附可申處無其儀、其上船損候はゞ、早速可致修復處及遲滯、旁不念に付、中追放可申付哉と相伺、

御差圖

船損候はゞ早速修復いたし、二艘揃置可申處不埓に候、此儀第一に申聞、弁船場世話不仕、旁不調法の至に付、名主は所拂、組頭は重過料、

〔播磨風土記賀古郡〕昔大帶日子命、○景行○中略誂印南別孃之、○中略下行之時、到攝津國高瀨之濟、請欲度此河、度子紀伊國人小玉申曰、我爲天皇贄人否、爾時勅云、朕公雖然猶度、

〔日本書紀十一仁德〕大山守皇子、○中略會明詣菟道、將渡河、時太子○菟道稚郎子服布袍、取檝櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟、至于河中、誂度子蹈船而傾、於是大山守皇子墮河而沒、

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年八月辛巳、淡路國明石濱、始置船并渡子、以備往還、

〔萬葉集十秋雜歌〕七夕

渡守、船度世乎跡、呼音之、不至者疑、梶之聲不爲、

〔萬葉集略解十上〕和名抄云、渉人云々、日本紀云、渡子和太之毛利、一云和太利毛利、とあり、卷十八長歌に、和多理母理とあれば、わたりもりのかた古訓也、

を乘、其船かへりて人を殺候類は、あやまちより出來候事にて、故ありて殺し候とは同じからず候につきて、只今迄は罪科にも行はれず候、然に近來、此等の類度々に及び候事は、下賤の輩、其つゝしみなき故と相見え候、然らばすべて其罪なしともいふべからず、自今以後は、此等の類、たとひあやまちより出來候て、人を殺し候とも、一切に流罪に行はれ、事の體によりて、猶又重科にも行はるべきもの也、

四月〇正德六年

右之趣支配之町々へ急度可被相觸候、

(御定書例書)渡船乘沈、溺死の者有之節、水主御仕置輕き事、

寬保二戌年九月御仕置の例

野州五ヶ村本町　船頭　萬右衞門

同國曾宮村　船頭　茂右衞門

此者共儀、同國渡良瀨川渡船、市日等人込の節は、前々より渡船貳艘にて渡來候得共、壹艘破船いたすに付、壹艘にて渡船いたし候處、其節市日にて人大勢乘り、其上馬をも乘せ候故、川中にて馬騷ぎ、船傾き、溺死の者有之、不屆に候得共、兼て貨米出置候近村のものゆへ、無體に乘込、力に難及、賃錢多く可取ため、大勢乘候と申には無之に付、兩人共に輕追放可申付候哉と相伺、其通御仕置致御渡候事、

(御定書例書)渡船乘沈、溺死有之節、村役人咎の事、

寬保二戌年九月御仕置の例

馬入川

一十人扶持　渡船役之者

右は馬入今宿松尾下町屋萩園五个村にて、晝夜十六人宛罷り出相勤候に付、寛文六午年より右御扶持米被下之、

〔大内家舊書〕就右御定法〇赤間關、小倉、門司、赤坂渡賃、赤間關地下人押書案文

赤間關わたしもりの事、御せいさつより外に、くわんたい仕もの候はゞ、聞たて候て、則可申上候、少も無沙汰申候はゞ、やがて御ざいくわに相可申候、恐惶謹言、

文明十九四月廿日　太左衛門　次郎左衛門　次郎三郎

〔御定書百箇條〕享保元年極一渡船乘沈、溺死有之〆、其船之水主、　遠島

〔寛政刑典〕人殺幷疵付等御仕置之事

一渡舟ニ乘沈、溺死有之候はゞ、其船之水主死罪、

〔享保度法律類寄〕不念

一渡舟にて溺死のもの有之節、不念の船頭は流罪、右請負人も品により同罪、馬士車引馬車にて人に疵付候はゞ宰領共流罪、右主人へは療治代分限に應じ可爲出、疵付候者於相果は、馬士車引宰領共に死罪、右の主人は分限に應じ過料、〇中略

右者百姓町人の御仕置の筋、大概相認、書面の通御座候、此外洩れ候義も可有御座哉、此段は追々書加へ候樣に可仕候、地方へ相懸り候御仕置筋は相除き申候、以上、

享保九年辰六月十五日、有馬兵庫頭殿へ、評定所一座御上扣、

〔公事方御定書〕馬車を引掛、幷渡船乘沈、人を殺候者之儀に付町觸、

一車を引、馬を追ひ、重き物を持ち候ものの共、馬車を引かけ、持ち候ものを取落し、又は渡し船に人

船頭とひの事、先年對馬守殿如被申付候、可致沙汰二、御代官所、并私領、諸々之給人、於如在者、催促可遣者也、

午六月九日

神尾圖書 三直書判

淺井左馬助 孝子書判

越中國中在々百姓中

船橋小島町船頭共居屋敷之事、如前々進止令赦許者也、

慶長拾一年三月五日

右[illegible] 御判

小島民部

〔幕府制度〕度々被下米并御扶持米の事

天龍川

一二十人扶持　船頭扶持方

右は天龍川渡船役相勤候ものへ、御扶持米被下之、

一米五十五俵　天龍川渡場

但三斗五升入　肝煎

右は元祿十四巳年、池田村のもの共被下候、御直御判の御書付を以て相願、吟味の上御救米被下之、

富士川

一二十人扶持　船頭扶持方

右は元祿四午年より十人扶持被下候處、其後十人扶持相増、都合二十人扶持被下之、

弘仁十三年閏九月廿日

〔三代實錄 十六清和〕貞觀十一年二月廿三日辛亥、詔、加賀國比樂河、置牛䑧渡子二十五人、

〔醍醐寺緣起〕同寺○延喜六年、○中略於金峯山建立堂、幷造居高六尺金色如意輪觀音、○中略金峯山要路吉野川邊船、申置渡子徭丁六人、

○按ズルニ、大寶ノ制、度子ハ雜徭ヲ以テ之ニ充テシガ、後改メテ牛䑧トス、牛䑧トハ庸ト雜徭トヲ免ズルヲ云フ、而ルニ本書ニ、申置渡子徭丁六人ト云ヘルハ、蓋シ當時ハ令制ニ復セシニヤ、抑モ亦タ此地ニノミ特ニ此法ヲ設ケタリシニヤ、姑ク錄シテ疑ヲ存ス、

〔延喜式 二十五主計〕凡勘大帳者、皆據去年帳、勘其出入、○中略能勘申省、其依符所免、爲符損、（中略）初位、位子、學生、典藥生、侍長、坊令、牧長帳、驛長、驛子、烽長、渡子、兵士、爲牛馬之類、其遷散畿內不復、

〔延喜式 二十二民部〕凡飛驒國金山河渡子二人、免徭役、

〔舟橋方古書寫〕神通川ニ付古來之書物之寫、左之品々、可吟味所ニ有之候事、

富山渡守爲御扶持方、當國中○越御領分御藏所入、幷諸給人之知行方、高千俵ニ付而、米貳斗宛可出之旨被仰出候、若如在仕候在所ハ、催促可遣者也、

極月十六日天正十六年五日

前田對馬守長種書判

婦負郡諸百姓中

中　郡諸百姓中

先年申付如定、船頭といの義、早々可相渡候、御代官所、幷諸々之給人地よりといふとも、於如在者、催促まで可遣之者也、

慶長五十二月廿五日

つしま長種書判

越中國中在々百姓中

〔新撰六帖三〕あじろ

ひをのぼる瀬々のあじろにことよせてわたりすゝむる宇治の川長　行家

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、○中略罷市司要路津濟渡子之調賦、給與田地、

〔令義解雜令〕凡要路津濟、謂不得徒渉大路、當人往來之處也、不堪渉渡之處、皆置船運渡、○中略國郡官司檢校、及差人夫、充其度子、○謂運渡人也、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年十二月癸酉、勅、山城國葛野川近在都下、毎有洪水、不得徒渉、大寒之節、人馬共凍、來往之徒、公私同苦、宜須佐比二渡、各置度子、以省民苦、

〔雍州府志三神社〕葛野郡　松尾神社　弘仁六年二月、勅、大井川渡口、准先例、渡船二艘、以可通松尾神用、同九月五日、神官告官、移松尾土人等于神野里、爲貫屬郷、渡人令無執舟銭、其衣食料、分與神税給之、

〔前漢書九十三佞幸傳〕鄧通、蜀郡南安人也、以濯船爲黃頭郎、師古曰、濯船、能持濯行船也、土勝水、其色黃、故刺船之郎皆著黃帽、因號曰黃頭郎也、濯、音直孝反、

〔類聚三代格六〕太政官符

應給食徭丁事

國度使雜掌隨丁、○中略傳使厨人、幷驛子、及傳馬丁、渡子等、○中略

右可役之丁、或本自有給、或臨事可食、仍不載人數、宜商量行之、

以前、得伊賀近江等諸國解偁、案太政官去七月廿九日下五畿内七道諸國符偁、案今月廿八日詔旨、免天下百姓徭事、不得已可從公役者給食者、仍可給糧法、人別日米一升、其料宛用正税者、謹依符旨、可役色目、勘定言上者、檢其解文、或不可役而濫言、或可役而漏不言、彼此參差、多言人數、事乖公平、理不可然、被右大臣宣偁、宜諸國一同依件下知、若有除此之外不得止必可役者、宜言上聽裁、

廣本作和名和多之毛利、一云和太利毛利、按、和多之毛利、見古今集、伊勢物語、空物語、和多理母理、見萬葉集、則二語雖可通、然本書居處部、濟訓和多利、則和多利毛利爲古、廣本互誤、今本仁德紀無傍訓、孝德紀傍訓和多之毛利、亦非、常據此所引私記改正、

〔類聚名義抄 五水〕渡子 ワタリモリ、

〔伊呂波字類抄 和人倫〕渡子 ワタリモリ、 渡 ワタリモリ、已上同、

〔運歩色葉集 和〕渡守 ワタシモリ

〔書言字考節用集 四人倫〕津吏 ワタシモリ 渉人 同 渡守 同字

〔倭訓栞 前編四十二〕わたしもり 源氏、伊勢物語に見ゆ、渉人をいふ、日本紀、倭名抄に渡子をよめり、萬葉集にわたりもりと見ゆ、

〔藻鹽草 五水〕渉、渡

ひろせ河わたりのおさ。。。。。。

〔源氏物語 四十五總角〕あやしき舟どもに柴かりつみ、をの〳〵なにとなき世のいとなみどもに行かふさまどもの、はかなき水のうへにうかびたる、たれも思へばおなじことなるよのつねなさなり、われ(薫)は、うかばず、たまのうてなに、おづけき身と思ふべき世かはと、思つゞけらる、硯めしてあなたにきこえ給、

はし姫の心をくみてたかせさすさほのおづくに袖ぞぬれぬる、ながめ給らんかしとて、殿ゐ人にもたせたまへり、さむげにいらゝぎたるかほしてもて參る、御返かみのかなど、おぼろげならんははづかしげなるをときをこそはかゝるをりはとて、

さしかへる宇治の川おさあさ夕の雫や袖をくだしはつらん、身さへうきてといとおかしげにかき給へり、

人ニ拾文、本荷物壹駄口附共ニ拾五文、輕尻馬壹疋口附共ニ拾貳文可取之、此定之外、賃錢おほく取べからざる事、

一荷物附ながら、馬を船に乘すべからざる事、

右之條々於令違背者、後日相聞といふとも、穿鑿之上可被處嚴科者也、

寛永六年巳三月　奉行

〔德川禁令考五十二第四十九章〕享和三亥年三月

川越之儀ニ付御書付

大炊頭殿御渡　御勘定奉行江

道中川筋出水ニ付、川會有之候節、前後宿々逗留之面々川明候得バ、一統落合、越立方差急候故、及混雜、品ニより候而、不束之儀等も有之間敷とも難申、左候而ハ、各不安心之事ニ有之、混雜ニ及候得バ、却而越立方も延引ニ及び候、畢竟先を爭候故之儀と、如何の事ニ候、既享保年中相觸候通、參勤交替之面々、一日三人程ヅヽ、不落合樣、越行可致事ニ候得ば、川場之儀ハ、別而其心得可有之樣ニ候條、以來御用道中之外ハ、前宿泊調等順を以川役人取計、順々越立有之候樣申渡候間、其旨相心得、銘々家來下々ニ至まで、心得違無之樣、堅く可申付候、尤爲改其所之支配々々より、出役之者差出相改ニ而可有之候、右心得方之儀ハ、道中奉行可相談候、

三月

右之通相觸候間、可被得其意候、

〔倭名類聚抄二舟〕篙人　文選江賦云、篙人於是擬櫂、櫂、正也、和名佐乎、日本紀云、渡子、和名和太之毛利、一云、和太毛利、

〔箋注倭名類聚抄一舟〕謂佐乎者、以船櫂之義、則和名上恐脫櫂字、○中略度子見仁德即位前紀、渡子見孝德大化二年紀、按渡子出釋氏稽古略、按說文、渡濟也、度法制也、二字不同、作渡正字、作度假借

元祿三午五月　奉行

〔大成令四高札〕富士川高札

條々

一役船如前々彌無懈怠出之、晝夜可相勤事、

一往還人多キ時は、よせ船を出し、人馬荷物等無滯入精可渡之、奉公人之外、船賃出ス輩より、人壹人十六文、荷物壹駄三十文、乘掛荷は拾九文可取之、此定之外、賃錢多取べからざる事、

一荷物附ながら馬を船にのすべからざる事、

右條々於令違背者、後日相聞といふとも、穿鑿之上可被處嚴科者也、

寶永四亥年七月　奉行

〔大成令四高札〕天龍川高札

條々

一役船如前々彌無懈怠出之、晝夜可相勤事、

一往還人多キ時は、よせ船を出し、人馬荷物等無滯入精可渡之、奉公人之外、船賃出ス輩より、人壹人拾貳文、荷物壹駄三十文、乘掛荷は十九文可取之、此定之外、賃錢おほく取べからざる事、

一荷物附ながら馬を船に乘すべからざる事

右條々於令違背者、後日に相聞といふとも、穿鑿之上可被處嚴科者也、

寶永四亥年七月　奉行

〔大成令四高札〕六鄕渡場之高札

一役船如相定、無懈怠出之、晝夜可相勤事、

一往還人多キ時は、よせ船を出し、人馬荷物等無滯入精可渡之、奉公人之外、船賃出ス輩より、人壹

一當町の外、他所より罷出る川越のもの、同所相定川越之もの入時ハ川ばたに番之者を付可相改之事、

右條々、於令違背者、爲後日相聞、穿鑿之上可被處嚴科候也、

寛文五年九月日

〔德川禁令考三十五〕寛文六丙午年六月廿二日

船渡場高札

定

一從前々有來渡船無怠慢出之、晝夜不滯相渡様ニ可勤之事、

一往還之輩繁多之時は、不遲船を出し、人馬荷物等入情可渡之、奉公人之外、船賃を出す輩江役ニ中懸、御定之外、賃錢多く取べからざる事、

一荷物付ながら、馬を船へのすべからざる事、

右條々、於令違犯は、後日ニ相聞といふとも、御穿鑿之上、可被處嚴科者也、

寛文六年六月廿二日　奉行

〔大成令四十〕馬入川高札

條々

一役船如前々無怠慢出之、晝夜可相勤事、

一往還人多時はよせ船を出し、人馬荷物等無滯入情可渡之、奉公人之外、船賃出ス輩ハ、人壹人十文、荷物壹駄貳拾貳文、乘掛荷は十六文可取之、此定之外賃錢多不可取事、

一荷物附ながら、馬を船にのすべからざる事、

右之條々、於令違背は、後日相聞といふとも、穿鑿之上、可被處嚴科者也、

一總別江戶江相越もの、あらたむべからざる事、

右條々於相背族は、可被處嚴科者也、

元和二年八月日

對馬守
大炊守
備後守
上野介
雅樂頭

〔德川禁令考三十五渡船場〕寛永八未年四月廿一日

渡船場法度

覺

一手負幷女、其外不審なる者を、手形なくして、一切越べからず、若猥ニ相渡るニおゐてハ、縱後日ニ聞候共、其番之者之事ハ不及沙汰、（麻注令條ニハ、船頭船宿之事ハ、不及沙汰ニ作ル、）一在所之者迄可為曲事、欠落之者を捕差上候ハヾ、其人により御褒美之高下有之而、急度可被下之、自然禮物を出し可渡と申族有之バ、捕置可申上、金銀米錢何にても、其約束之一倍可被下者也、

寛永八未年九月廿一日

〔德川禁令考五十二高札〕寛文五巳年九月

阿部川大井川之高札

條々

一洪水之節、水之瀬深にしたがひ、其時々問屋方にて、川越錢を定可取之、みだりに申かけ、多く取べからざる事、

御黒印

〔享保集成絲綸錄 一〕寛文三卯年五月

武家諸法度

一道路驛馬舟梁等無斷絕、不可令致往還之停滯事、〇中略

一萬事應江戸之法度、於國々所々可遵行之事、

右條々、准當家〇略先制之旨、今度潤色而定之訖、堅可相守者也、

寛文三卯年五月廿三日　御朱印

〔大成令 五〕元和二辰年八月

定船場之事

白井渡　廐橋　五料　一本木
葛和田　河俣　古川　房川渡
栗橋　七里ヶ渡　關宿之内大船渡境
根府川　神崎　小見川　松戸
市川

一定船場之外、わきわきにて、みだりに往還之者渡べからざる事、

一女人、手負、其外不審成もの、いづれ之船場にても留置、早々至江戸可申上、但酒井備後守手形於有之は、無異儀可通事、

一隣郷里かよひのものは、前々之船渡をも可渡、其外女人手負之外不苦者は、其所之給人又は代官之手判を以可相渡事、

一酒井備後守手形雖有之、本船場之外は、女人手負、又不審成者は、一切不可通事、

山室之内
江口村
參百拾俵者
貳百貳拾六俵壹斗六升者
合五百參拾六俵壹斗六升
右之分宛行者也
天正拾三酉八月十三日　佐々内藏之助印
神通川
舟頭中

〔武家嚴制錄三〕關原御陣中御條目○中略
一舟渡之義、他之備ニ不レ交、一手越たるべし、夫馬以下同前之事、○中略
右條々、若違背之輩於レ有レ之者、忽可レ處二罪科一者也、仍如レ件、
慶長五年七月日

御上洛之時御條目之部
條々○中略
一舟渡山坂において、不二混雜一樣に先次第相越べし、小荷駄は右之方を通すべし、但山坂にては、山之方江つけて可レ通レ之、其所之番の者任二差圖一、不レ致二混雜一可二相通一之、狼藉之輩可レ爲二曲事一事、○中略
右條々可二相守一之、萬一違犯之輩有レ之者、六人の内、番頭幷目付之當番、可二言上一之、隨二科之輕重一、或死罪流罪改易、或可レ爲二過怠一者也、
寬永十一年六月十八日

一河上河下、爲何之知行、地形於可然地、船可通用之事、
一棟別參拾五間、寺方共に此屋敷分扶持之出置、並拾二座ニ付役等、竹木不可伐取之事、
一於分國中、夏秋兩度、升を入、致勸進之、市上之間可爲先規事、
右條々有河原、晝夜令奉公之條、停止諸役、永爲不入免許畢、然者彼拾人之者共、爲雜色進上者、聊不可有非分、於背此旨輩者、急度申出之上可加下知者也、仍如件、

天正元癸酉年
十一月十一日　家康御直判
船守中

〔舟橋方古書寫〕神通川中〇略ニ付、古來之書物之寫、左之品々町吟味所ニ有之候事、

掟　富山渡

一渡賃諸百姓、諸被官、商人以下、不謂權門、如先規可取事、
一船ニ不可大乘事
付夜舟ヲ聊爾ニ不可越事
一爲出船ヲ不可返事
右之趣於相背輩者、速可處嚴科者也、仍掟如件、

天正八年十一月日　佐々内藏之助書判
知行方
山室之内
中市村

あづまぢやとづなの橋もうちはへていくへの雪の下にくつらし

〔新拾遺和歌集雜十九〕寄橋述懐を　藤原宗遠

東路のとづなのはしのくるしとも思ひしらでや世を渡るらん

○按ズルニ、綱橋ハ即チ籠渡ナリ、猶ホ綱橋ノ事ハ橋梁篇ニ詳ナレバ參看スベシ、

制度

〔令義解一職員〕民部省

卿一人、掌諸國戸口名籍、○中略家人奴婢、謂、非平民、故別顯、其道橋以下、藪澤以上、唯據地圖、知其形界、至於檢勘、不更關違、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國田事、

攝津職管津國、

大夫一人、掌祠社、○中略道橋、津濟、過所、上下公使、郵驛、傳馬、闌遺雜物、檢校舟具、及寺、僧尼名籍事、

〔延喜式雜五十〕凡山城國泉河樺井渡瀨者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、來年三月下旬壞收、其用度以除帳得度田地子稻一百束充之、

〔孟子四〕歲十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未病渉也、杠音江、杠方橋也、徒杠可通徒行者、梁亦橋也、輿梁可通車輿者、周十一月、夏九月也、周十二月、夏十月也、夏令曰、十月成梁、蓋農功已畢、可用民力、又時將寒冱、水有橋梁、則民不患於徒渉、亦王政之一事也、

〔吾妻鏡二十二〕建保三年二月十八日丁未、仰諸國關渡地頭、可被止旅人之煩、但如船賃用途者、五料田可募其替云云、

〔新熊野文書〕若王子領、攝津國兵庫下莊年貢米二百石、幷雜具運送云々、海河上諸關渡、無其煩、如先先、可勘過之由、所被仰下也、仍下知如件、

永享十年十月廿九日

大和守三善朝臣判

加賀守三善朝臣判

〔朝野舊聞裒藁〕遠州天龍池田渡舟之事

籠の渡シ六ケ所在、凡此川中島村邊より中宮村まで、道程七八里の間、西岸不殘巖石屛風を立たることくにて川幅僅に依て四五十間に過ざれども、四時不案内の者、歩渡成ざる川なり、

〔增補地名便覽加賀石川郡〕籠渡

白山の中宮にあり

〔撰集抄七〕數有男山伏窟中入助事

おなじころ、(越)こしの方へ修行し侍りしに、(越中)かごの渡りに、今すこしゆきつかで、山のきはに僧一人、おとこ一人侍り、(越中)此山伏の窟の中に、此人(一人男)をかくし入て、ふたりうちともなひて道を過侍るに、太刀はき弓持たるおのこども、十餘人あつまりて、過つるかたに、またふく〳〵の男や侍りつるとたづね侍りしに、此山伏いさゝかもさはがず、さる人はんべりき、此わたりをせんとありつるが、敵の侍とかや、つぐる人侍りとて、又越後へとてこそ、おもむき侍りしかといふ事を聞て、こは打にがしけるぞや、又いざおはんとて、馬にのり、ふちをうつて、はせ過にけり、扨かれはからくして命をたすかりて、越中國につき侍りぬ、

〔夫木和歌抄雜二十六〕かごのわたり

いたづらにやすく過きぬ山よしのかごのわたりもあればあるよに　衣笠内大臣

〔金槐和歌集戀〕戀のうた

戀はかごのわたりの綱手なはたゆたふ心やむ時もなし

〔國花萬葉記越中十一〕とづなの橋　名所は、つなばしのよしよめり、

〔千載和歌集戀十二〕百首歌奉りける時、戀の歌とてよめる、

みちのくのとづなのはしにくるつなのたえずも人にいひ渡るかな　前參議親隆

〔夫木和歌集雜二十一〕家集とづなのはし陸奧　從二位家隆卿

綫に往來の便とす、去かれども絶壁高くして、藤綱は數十丈の上に有故に、此大綱より梯子を河端に釣さげ、河を渡らんとする人は、先此梯子を逆上るに、大綱たはみ梯子ゆらめき、川風山颪などに吹漂され、西に東に打なびきたるは、誠に蜘の糸をのぼるがごとく、危き事限りなし、辛ふじて上なる大綱に取付て、彼籠の中へ身を納め、扨登りし梯子を離るゝや否や、身の重みに大綱たはみ、矢を射ごとく三四十間落下りて、大綱の眞中に鎭(しづ)と成り、動揺震ふ事尤甚し、此時眼くるめき魂消へ、殆ど人事を忘却す、實に天下第一の行路難、蜀の棧道、木曾の掛橋はいふにも足らず、人傳の物語りに聞さへ冷敷に、此所に生立し土人は、常の事に習ひて、さは恐しからぬにや、米などを脊に負ながら、此藤梯子をのぼり、難なく向ふの岸へ通ふよし、都の人の夢にだに爲すべき業にはあらず、扨それより手藤(てふぢ)といふ細き藤綱を大綱へ打かけ、ひたすらたぐり登るに、やゝもすれば氣勞れ腕弱りて、此手藤を大綱へ掛損じ、忽ち後さまに舊の眞中へ戻る事多しとかや、此川筋に籠の渡り十一ヶ所有といへども、此五箇山のわたりなん、河幅八十間に餘り、大綱も高く半空にかゝり、渡り難所なり、〇下略

〔和爾雅地理一下〕加賀國　籠渡(カゴノワタリ)

〔松葉名所和歌集加賀四〕籠渡　加賀

〔名所方角抄加賀〕白山　嶺　籠の渡〇〇　白山の中宮に有と云々、此山越前にかゝりたる大山也、

〔國花萬葉記加賀十二〕籠の渡　是白山の中宮に有といへり、徒にやすくも過ぬ山伏のかごの渡もあればあるよに、

〔加越能山川記加賀〕手取川

手取川は、能美郡石川郡の間にあり、〇中略此川〇中略白山の頂より西海までは凡廿五里程あり、大河故所々渡舟あり、湊、粟生、燈臺、笹、和佐吉、廣瀨、上野、六ヶ所なり、植橋、山内、吉野、佐良、濁澄、中宮、尾添

（閑田耕筆　二）

し、底は藤をもてめぐらし、縦こと蜘のあみを結ぶがごとし、三の大索、月毎に一筋を更るといふ、其往來のしげきこと知るべし、飛驒より越中に行道あまたあれど、此道便なればとかや、此餘椿原萩町、共に此國大野郡にして、此籠もて渡ること同じ萩町は其地ことに險隘、其河渡殊、しかも東岸高く、西卑ければ、所緒をたて、、登りて籠に就、椿原は是よりも猶危しとぞ、記者中山を賦せる古詩の歌體長篇あれど、事繁ければ漏しぬ、いにしへ衣笠内府の御詠とて、其所につたふるは、往にやすく還來ぬ山籠のかごのわたりもあれば行物を、おのれにも歌をこはれて、とみに口ずさむ、

渡分しまなし堅國のふることも要太にありてふ渡りにぞ思ふ

〔新葉集下〕同じ國同じ郡同じ郷(飛驒國益田郡中原郷)中山村より越中國籠寺村にこゆる所の神通川といふに綱引はへて、籠にて引わたすを、かごのわたりといふとぞ、

神の代の目なしかたまの小船すら水なき空をわたりやはせし

見るだにもあやふきものをのるかごのめもくるめかす渡る里人

〔加越能山川記中略〕庄川

庄川は礪波郡に在、中略凡この庄川は、飛越兩國にて二十瀨計谷々落る、又五ヶ山東西の間、大川筋籠の渡し七ヶ所あり、皆山村、與津島村、猪谷村、田向村、細島村、中田村渡るもの、籠の外渡る事ならず島ならで渡がたし、

〔二十四輩順拜圖會越中〕此所(五ヶ山へ入)美濃飛驒越中三ヶ國の境にして、嶮山並び聳、いふばかりなき難所也、其中にいとも高く秀たる峻嶺を五箇山といふ、此嶮山の中に大河あり、雄神川といへり、(中略)不通の大河にして、しかも兩方の岸高く雙屛風を立たるがごとし、渡りの橋を設くる便なし、藤蔓を以て其太さ二尺廻りの大綱を作り、川の兩岸に引渡し、ひとつの籠を彼大綱にかけて、

云、

〔視聽草五集六〕飛驒國白河籠之渡

此河廣さ六七十間も有べし、其傍の岩の鼻より、獼猴藤を一筋、向の岸まで引渡し、一ッの輪を造りて其中に人を乘せ、能とりつかせ置、綱き縄にて川の向へ引渡すなり、此河淵高く、渦卷く水靑く、詞に盡しがたき危難の所なり、此渡籠を引寄するに二ッの名あり、上。人。引。といふは、そろ〳〵と引、代。官。引。と云は强く引なり、引やうにより、殊の外ゆれて危く覺ふ、偖引渡しを藤の中程にてたはみたる所より水際まで、十間ほどもあるべし、輪の中にて、ふと手を放す時は、底も知らぬ淵へ落て死す、越中へ行に此所を渡れば甚近し、廻り道をすれば七日路のちがひなりといふ、籠のわたしの詠はあまた有ながら、句々の始末をわすれしに、今その耳に殘りたるを志るす、

汗こほる籠のわたしや夢ごゝろ　いせ　八菊

蜘蛛の振舞するや籠わたし　金澤や　素心

籠のわたし汗は我乳のあたりにも　富山　麻父

若葉にも千尋のかげや籠渉　東武　主芳

かごのわたし右左から笑ふ山　高山　滄淵

〔閑田耕筆一〕飛驒の人田中記文といふが訪來て、其國の藤ばし、かごのわたりのことをかたり、且記せるものを示さる、〇中略籃のわたりは、古城郡中山村に在て神通川に架す、〇中略籃渡とは橋にあらず、西域傳にいへる度索といふもの歟、其地兩厓絶壁にして、河の流れいちはやく、水に航すべからず、岸に橋すべからず、故に大索三筋を張て岸に架し、懸るに小籃をもてし、人其中にうづくまるを、籃に兩索ありて、前岸曳之、後岸送之、南北より相助、からうじて渡る、土人は男女をいはず、手をもてみづから索をたぐりて、たやすく行かひすること神のごとし、籃は木を採めて幹と

（笈埃隨筆十一）錦帶橋〈中略〉御庄川ノ末、錦川ニカヽル、〈中略〉下流ニ船渡アリ、綱ヲ兩岸ニ曳渡シテ、是ヲ縛リテ渡ル、

（俳諧類船集知中綱二十九）わたしぶね　野航をよめり、〈中略〉人をわたす船なり、

（和漢三才圖會三十四船橋）野航

三才圖會云、野航、田家小渡船也、如村野之間無橋處、此以便往來、可載人一二、但於渡水兩傍以竹索之末繫索、卽抵彼岸、

（杜律七言集解上、南鄰）〈中略〉

秋水纔深四五尺、野航恰受兩三人、

（鹽尻十七）一縣度出漢書九十六西域傳上、師古註曰、縣、繩而度也、我邦山中亦有之、綱ノ渡リ也、或作懸、見前漢書ニ在リ、

（漢書九十六西域傳上）烏秅國〈中略〉去長安九千九百五十里、〈中略〉有縣度、〈師古曰、縣、繩而度也、〉去陽關五千八百八十八里、去都護治所五千二十里、縣度者石山也、谿谷不通、以繩索相引而度云、

（夫木和歌抄二十六）久安百首〈かごのわたり伊勢尾張と申也〉　前大納言隆季卿

うちはへてかごのわたりにひくつなの行るはきみにまかせたらなん

○按ズルニ、上野圖書館ニ藏スル所ノ、故榊原芳野納本夫木和歌抄ノ注ニ、歸說、〈○清水濱臣〉是は越と飛驒との境の蟹寺川の籠の渡り成べし、次の歌の左注にも、こしの方に修行しありきてとありトアリ、

（夫木和歌抄二十六）　大僧正快修

身をすてゝかごの渡をせしときも君ばかりこそわすれざりしか

此歌はこしのかたに修行しありきて、歸てのち、ふとあそびけるわらはのもとへ遣けると云

綱渡

梅津川　一里　渡、〔中略〕松の尾よりは東なり、此川舟渡し、

〔萬葉集十秋雜歌〕七夕

天漢、水左閉而照、舟竟、舟人、妹等所見寸哉、

〔夫木和歌抄二十六〕渡

霧ふかきこがのわたりのわたしもりきしのふなつき思ひさだめよ　西行上人

〔新撰六帖三〕河

はや河のせぎりあやうき舟わたりそがひにむかへ道とほくとも　行家

〔倭訓栞中編十五〕つなわたし　兩岸に綱を亘し船を通はすを云、駿州富士川、播州西の川などの如し、楊升菴も立兩岸中、以縄組之、循縄而渡といへり、

〔松葉名所和歌集十一〕船岡渡

舟岡のとほき渡に子日してつなでに野べの松や引らん　二條院

〔梅花無盡藏三上〕戊申〔中略〕十一日、出柿崎、大牢濱路、黒井中濱之間有河、兩岸插杙張大綱、渡者皆轉手而遣舟、號曰轉舟、

兩岸立株張大綱、大綱轉手遣舟忙、便於用楫誰資始、時有歸鴉笑假裝、

〔伊勢參宮名所圖會五〕三津浦〔又三津の入江、三津の濱とも云、〕三舟わたし有、是を引舟のわたしといふ、〔俗にくり舟といふ、二見郷三津村の南の方にあり、〕

〔尾張名所圖會後編六〕入鹿拷船

つる〳〵と秋のいそぎやたぐり船　五條坊

〔播州名所巡覽圖會五〕龍野川〔龍城の東にあり、〕

川上は宍粟郡に流を合せて、龍野を經て海に達す、綱渡あり、

維皮人乘、渡、謂、桴、本以渡、桴、皆渡、此水上浮而行、但編有多少、爲浮渡耳、以下、

〔段注說文解字〕水十一上 泭、編木以渡也、（周南、江之永矣、不可方思、傳曰、方、泭也、邶風傳曰、方、泭也、釋言曰、舫、泭也、……字多假借、作桴、又作䑸、……方言曰、方舟、士特舟、庶人乘泭、方言曰、泭謂之𥱼、𥱼謂之筏、……論語、乘桴浮于海、……竹木之編、……今江南四川之語曰𥱼、）从水付聲、（芳無切、古音在四部、）

〔玉篇〕舟十八 舫（甫望切、並兩船、爾雅、舫、舟也、郭璞曰、并兩船、又曰、舫、泭也、……水中簰筏也、說文、舫、方舟之舫、爲方字、在方部、）〔同〕八十 方（……說文、方、併船也、……）航（何唐切、說文方舟也、天子造舟、諸侯維舟、大夫方舟、士特舟、……）

〔續日本後紀〕仁明十 承和八年四月庚申、從四位下百濟王慶仲卒、○中略 曾自東國入都、路到渡頭、爭船處、有一無賴人、擬當前來、强遮諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一搦捉打之、頓皮剝璧面覆面、惡面仆伏、其黨奔逃、諸人大悅、爭舟競渡、

〔藤河の記〕笠縫川をば舟にてわたる、ならよりむかへのもの、きたるによりて、いがのをくりそば、これより返しぬ、

〔覽富士記〕くゐせ川わたるとて

夕されば霧たどたどし河の名のくゐせもとめて舟やつながん

〔正廣日記〕十五日（文明五年八月）大江といふ所より舟にのり、いちごのわたりとて、すさまじき所をこし侍るに、こよひは十五夜なりけり、

〔北國紀行〕初秋の比（文明十九年）よよかき道をくるに、入間の舟渡りまで見送る人、あまた侍りしに、角田川の朝ぎり、いづこをはとりともえらず、

〔信長公記〕首五月○永禄十三日、木曾川飛騨川之大河、舟渡し三つこさせられ、西美濃へ御働、其日はかち村に御陣取、

〔名所方角抄〕山城 京邊土名所　西分

船渡

〔夫木和歌抄河二十四〕馬

かちわたりやすの河よど行こまになみもせごしの五月雨の比　信實朝臣

〔松葉名所和歌集八於〕大井河　山城〈葛野郡、遠江ニ有ニ同名一〉

大ゐ川おりゐる鷺の立跡をあさせと見つゝ渡るかち人　隆祐

〔書言字考節用集乾坤二〕船步（フナワタリ）〈揺法、後漢南蠻傳ニ水津一爲ㇾ步、船步則渡ㇾ船之處、又出ニ代醉編一、〉

〔柳文記二十八〕永州鐵爐步志

江之滸、凡舟可ニ縻而上下一者曰ㇾ步、永州北郭有ㇾ步、曰ニ鐵爐步一、余乘ㇾ舟來居九年、往來求ニ其所ニ以爲ニ鐵爐一者ㇾ無ㇾ有、問ニ之人一曰、蓋嘗有ニ鍛鐵者一居、其人去而爐毀者、不ㇾ知ㇾ年矣、獨有ニ其號一冒而存、余曰、嘻世固有ニ事去名存、而冒焉若ㇾ是耶、

〔源氏物語四十六椎本〕宰相〇薫は、かゝるたよりをすぐさず、かの宮にまうでばやとおぼせど、あまたの人めをよぎて、ひとり漕出給はん舟わたりの程も、かろらかにやと思ひやすらひ給ふ程に、かれ〇八宮より御ふみあり、

〔源氏物語四十七總角〕廿六日、ひがむのはてにてよき日なりければ、人しれず心づかひして、いみじくしのびてゐて奉る、きさいの宮〇明石中宮などきこしめしいでゝは、かゝる御ありきいみじくせいし聞え給へば、いとわづらはしきを、せちにおぼしたることなれば、さりげなくともてあつかふもわりなくなん、舟渡りなども所せければ、こと〴〵しき御やどりなどもかり給はず、そのわたりいとちかきみさうの人の家に、いと忍びて宮〇匂をばおろしたてまつり給ておはしぬ、

〔源氏物語四十九寄生〕いづみ河の舟わたりも、まことにけふは、いとおそろしうこそありつれ、

〔河海抄十八宿木〕造舟（フナワタシ）　文選第二

〔爾雅注疏七釋水〕天子造舟、注、比ㇾ船爲ㇾ橋、〈造、七到切、〉諸侯維舟、注、維ニ連四船一、大夫方舟、注、併ニ兩船一、士特舟、注、單

又あふさかの關はこへなん、とてあくれば、おはりの國へこえにけり、

(藤河の記)廿六日〈○文明五年五月〉北川といふ川ばた水落す、法印、伊賀の住人におほせつけたるにより
て、雜長などいふ者どもきたりて、こしをかたにかけてわたす、

いかゞせん此五月雨に北川のあさ瀨ふみ渡る人なかりせば、〈○中略〉廿八日、菩提寺をたちて、上
野小田寺など云所をとをる、たやまごえは川の水いまだわたりがたかるべしとて、かさぎどを
りにおもむく、鳥の原川といふ河をわたりて、

たまの原川せの浪のかちわたりたやまごえをばよそになしつゝ

(續能山川記〈鹿島〉)近江川　尻川

近江川尻川は、能州羽咋郡にあり、常に歩渡なり、出水には必ず例の入川にて違あり、濱際の砂川
は、何方にても例の入物なり、〈○中略〉此川少にても水出る時は、往來人の渉るを見て渉るべし、不案
内成者度々過有、

(播州名所巡覽圖繪 二)明石川〈〓門、明石城の外にあり、川中二町餘、かち渡り、有、西に三木郷に出て、上に在川二〓の名あり、〉

(萬葉集 十秋雜歌)七夕

天河、足沾渡、君之手毛、未枕者、夜之深去良久、

(萬葉集略解 十上)牽牛の歩渡せし意也、

(後撰和歌集 十七雜)人のもとに文遣はしける男、人に見せけりとき〻てつかはしける、

昔人にふふみせけりなみなせ川其わたりこそまづは淺けれ　讀人しらず

(散木弃謌集 九雜)假名恥運雜歌百首

しみこはる諏訪のとなかのかちわたりうちとけられぬ世にもふるかな　沙彌能貪上

初見
徒渉
歩渡

川渡といふ、〈川幅凡三百間許、中里に准す、〉

〔古事記〈中神武〉〕神倭伊波禮毘古命、〈○中略〉從其國上行之時、經浪速之渡而、泊青雲之白肩津、

〔日本書紀〈七景行〉〕二十七年十二月、日本武尊、〈○中略〉比至難波、殺柏濟之惡神、

〔藻鹽草〈五水邊〉〕渡

かち渡　かち人のわたれどぬれぬ　あさきわたりせ

〔倭訓栞〈中編四加〉〕かちわたり　渉字をよめり、歩渡の字も、西土の書に見えたり、

〔段注說文解字〈十一下林〉〕𣻎徒行濿水也、〈濿各本作厲、誤、濿字也、許本履石渡水之所、引申爲凡渡水之稱、水曰、䧝以上爲涉、毛傳同、許云、徒行者、以別於以車及方之舟之也、許書所言、渉也、故字从步、風曾徒行也、曾濿也、故字从步、〉从林步、〈時攝切、八部、〉𣵀篆文从水、

〔論語〈四述而〉〕子曰、暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也、〈暴虎徒搏、馮河徒涉、〉（中略）馮、皮冰反、（中略）

〔爾雅註疏〈七釋水〉〕濟有深涉、〈○中略〉註深則厲、淺則揭、揭者揭衣也、〈○中略〉註以衣涉水爲厲、〈○中略〉註繇膝以下爲揭、繇膝以上爲涉、繇帶以上爲厲、

〔段注說文解字〈十一上水〉〕馮無舟渡河也、〈小雅傳曰、徒涉曰馮河、徒搏曰暴虎、論語孔注同、馮正字、馮假借字、〉从水朋聲、〈皮冰切、六部、〉

〔伊勢物語〈下〉〕昔男ありけり、その男伊勢の國に、かりのつかひにいきけるに、かの伊勢の齋宮なりける人のおや、つねの使よりは、此人よくいたはれといひやれりければ、親の事なりければ、いとねんごろにいたはりけり、〈○中略〉國のかみいつきの宮のかみかけたる、かりのつかひ有ときゝて、夜ひとよ酒のみしければ、もはらあひごともえせで、あけばおはりの國へ立なんとすれば、男も人しれずちの泪をながせども、えあはず、夜やう〳〵あけなんとするほどに、女かたよりいだす盃のさらに、歌を書て出したり、取て見れば、

かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、とかきて、すへはなし、その盃のさらに、つゐ松のすみして歌のすゑを書つく、

〔新撰字鏡 水〕𣸪 作早反、平、渡也、大也、

〔倭訓栞 前編 三十二〕わたせ　渡り瀬の義也、歌にもよめり、新撰字鏡に𣸪をよめり、又かはらぐせともよめり、

〔延喜式 五十雜式〕凡山城國泉河樺井渡瀬者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、

〔堀河院御時百首和歌 雜〕
阿闍梨傳燈大法師隆源
川ぎりにわたせもみえず遠近の岸に舟よぶ聲ばかりして

〔夫木和歌抄 雜二十 岸〕弘安百首
常盤井入道太政大臣
かち人のわたせの渡も道たえてにふのかはらの五月雨の比

〔秋の寢覺 下〕夫木わたせ わたりなり

〔藻鹽草 水邊〕渡
わたるせ

〔萬葉集 十七〕婦負郡○中略渡鸕坂河邊時作歌一首
宇佐可河泊、和多流瀬於保美、許乃安我馬乃、安我枳乃美豆爾、伎奴奴禮爾家里、

〔拾遺和歌集 十九 雜賀〕ある人いやしき名とりて、遠江國へまかるとて、はつせ川を渡るとてよみ侍りける、
讀人しらず
はつせ川渡る瀬さへや濁るらんよにすみ難き我身と思へば

〔萬葉集 十 秋雜歌〕七夕
天漢去歳渡代、遷閑者、河瀬於踏、夜深去來、

〔萬葉集略解 十上〕わたりばのは、場の意也、

〔利根川圖志 二〕利根川の全流、凡七十餘里、○中略武藏國葛飾郡栗橋御關所の前に至て、官渡あり房

乃渡々中爾云々、六十四丁五に泉川渡乎遠見云々、此外も多し、凡て某渡と云は、皆此意なり、景行紀に、柏濟、吉備穴濟、向津野大濟、名籠屋大濟見え、又川には、仁德紀に考羅濟などあり、又難波之大濟とも此紀に見ゆ(高津宮段)何れも海路に就ていふ名なり、

〔日本書紀 景行七〕二十七年十二月、日本武尊、○中略比至難波、殺柏濟之惡神、濟、此云和多利、

〔日本書紀 神功九〕四十六年三月乙亥朔、○中略卓淳王、○中略謂久氐等曰、本聞東有貴國、○中略、日本、若雖有路津、何以得達耶、

〔日本書紀 仁德十一〕於是大山守皇子墮河而沒、○中略時太子(菟道稚郎子)視其屍、歌之曰、智破揶臂等、于泥能和多利珥、和多利涅珥、多氐屢、阿豆瑳由瀰、摩由瀰、○下略

〔釋日本紀 和歌二十五〕和多利涅珥也讀得

〔古事記 應神中〕弟王(菟道稚郎子)○歌曰、知波夜比登、宇遲能和多理邇、和多理是邇、

〔古事記傳 三十三〕和多理是邇は渡瀬になり、河にて彼方へ渡る處を云、万葉十二三十丁に、倭路度瀬別、十七四十九丁に、波比都奇能可波能和多理瀬などあり、渡る瀬ともよめり、(わたると云は用言なるを、わたり瀬と云は體言なり、)是、書紀には涅とあり、(涅は、万葉に、走出の堤、出立の清きなぎさ、などある、出の意なるべし、奧津、渡出とは岸際を云べしと云り、)

〔萬葉集 七譬喩歌〕寄川

従此川、船可行、雖在、渡瀬別、守人有、

〔萬葉集 十秋雜歌〕七夕

天漢、渡瀬深彌、泛船而、棹來君之、檝之音所聞、

〔萬葉集 十七〕新河郡○中略渡延槻河時作歌一首

多知夜麻乃、由吉之久良之毛、波比都奇能、可波能和多理瀬、安夫美都加須毛、

右大伴宿禰家持作之

考證、渡、讀、萬葉集有狹野乃渡、古今集有淀渡、今俗呼渡場、○中略 按說文、濟水出常山房子贊皇山、以爲濟渡字、蓋假借、

〔爾雅注疏 釋水七〕濟有深涉、注、謂濟渡之處、濟子細切、深則厲、淺則揭、揭者揭衣也、注、謂褰衣也、揭上二字音器、下丘竭切、以衣涉水爲厲、注、衣謂褌、繇膝以下爲揭、繇膝以上爲涉、繇帶以上爲厲、注、繇自也、繇音由、上略、

〔類聚名義抄 水五〕濟 渡 (ワタル、ワタス)　濟 (ワタル、)　渡 (ワタル、ワタリ)

〔伊呂波字類抄 和地儀〕濟 (ワタス、ワタリ)　渡　泊已上同

〔字鏡集 水三〕濟 (ワタル、ワタス、ワタリ、ワタセ、ワタシ、ワタヘ、)　渡 (ワタル)

〔易林本節用集 和乾坤〕渡 (ワタシ)舟

〔書言字考節用集 一乾坤〕渡 (ワタシ)說文、濟也、小路津 日本紀

〔段注說文解字 十一上〕渡 濟也、上文濟篆下無此義、此篆見於二篆之下曰、渡濟也、方言曰、過度謂之涉濟、凡過其處皆曰渡、假借多作度、天體三百六十五度、謂所過者三百六十五、从水度聲、徒故切、五部、

〔令集解 職員〕民部省

津濟 古記云、上下船津頭、謂使者津所在也、下子細反、舍者、子往來人渡也、孔安國曰、濟渡也、凡渡處謂之津、之津濟是也、諸記可求、

〔東雅 地理三〕津 河にもあれ海にもあれ、水を渡るべき、皆わたりといふ、即渡なり、其義のごときは不詳、

〔倭訓栞 前編四十二〕わたり 濟をよめり、渡す所なり、○中略 そのわたり、難波わたりなどいふは、あたりに同じ、

〔倭訓栞 中編二十九〕わたる 渡をよめり、回到の義なるべし、亘も彌も同じ、わたすは彼よりいふ訓なり、

〔古事記傳 十八〕渡(ワタリ)とは、海にまれ川にまれ、渡行處(ワタリユクトコロ)を云、後世の歌などに、難波わたりといふとは異なり、万葉一二十六丁に、對馬(ツシマ)

税ヲ割キテ之ニ充テシメ、往還ノ人ノ渡錢ヲ要セザルコトヽ爲シヽハ、大化ノ例ヲ摸セシモノカ、次デ仁明天皇ノ朝、東海東山兩道ノ諸川、崖岸廣遠ニシテ、浮橋ヲ架スルコト能ハザルモノハ、渡船ヲ增置シ、又布施屋ヲ河畔ニ作リテ休憩停留ニ供セシム、爾來文德天皇以後數朝ノ間、常ニ叡慮ヲ此ニ用キテ、或ハ度子ヲ配置シ、或ハ渡船ヲ增設セシメ給ヒシコト、累見錯出シテ載スルニ勝ヘザルナリ、

權門威ヲ肆ニシ權ヲ弄スルニ至リテハ、諸國ノ守護地頭等、私ニ津料、河手ト稱シテ船賃ヲ强取シ、旅人ノ障害ヲ爲スモノ多シ、順德天皇建保三年以降、幕府屢、令ヲ發シテ之ヲ嚴禁シ、其用途ハ別ニ料田ヲ置キテ之ニ充テシム、然レドモ隨テ令スレバ隨テ弛ミ、足利幕府ノ世ヲ終フルマデ、遂ニ其功ヲ奏スルコト能ハズ、織田豐臣二氏相繼ギテ興ルニ及ビテハ、諸國津濟ノ制、較、見ルベキモノ無キニアラズ、之ヲ前ニシテハ大内家壁書ニ載スル所ノ錦川渡、赤間關渡等ノ船場定ノ如キ、之ヲ後ニシテハ朝野舊聞裒稿、及ヒ舟橋方古書寫ニ記スル所ノ遠江天龍川、越中神通川等ノ渡場定ノ如キ、亦以テ其一端ヲ窺フニ足ルベシ、德川氏府ヲ江戸ニ開キ、天下ノ諸侯ヲシテ參勤交代セシムル頃ニ至リテハ、諸道ノ交通最モ頻繁ニシテ、復タ舊貫ニ因ルベキニ非ズ、是ニ於テカ特ニ意ヲ道路舟梁ニ用キ、凡ソ管内ノ渡場ニハ、高札ヲ建テヽ、其制ヲ掲示シ、諸國ヲシテ之ニ遵行セシメ、且ツ要路津濟ニハ、各、關ヲ設ケ吏ヲ置キテ行旅ヲ檢察セシム、而シテ其渡錢ハ一定ノ額アリテ、渡子ノ增收ヲ禁ジ優スルニ扶持米ヲ以テシタリ、若シ渡子ニシテ誤リテ渡船ヲ沈沒セシメ、溺死セシムルトキハ、多クハ之ヲ遠島ニ處シ、時ニ或ハ死罪ニ行ハシムルコトアリキ、

名稱

〔倭名類聚抄十道路〕濟　爾雅注云、濟、〈子禮反、和名和太利、〉渡處也、

〔箋注倭名類聚抄三道路〕濟此言和多利、仲哀紀有向津野大濟、龍野大濟、神功紀有瀬田濟、仁德紀有、

古事類苑

地部四十

渡

渡ハ、ワタリト云ヒ、又ワタシト云フ、蓋シ自他ヲ以テ其稱ヲ異ニスルモノニシテ、總稱河海等、凡テ水ヲ渡ルベキ處ヲ云フナリ、而シテ徒歩シテ渉ルモノヲ歩渡ト云ヒ、舟行スルモノヲ船渡ト云ヒ、兩岸ニ亘セル綱ヲ繰リ、棹櫓ヲ用ヰズシテ船ヲ行ルモノヲ綱渡ト云フ、又臨岸絶壁ニ在リテハ綱ヲ亘シ籠ヲ釣リ、身ヲ其中ニ投ジ、牽キテ渡ルモノアリ、之ヲ籠渡ト云ヒ、又綱橋トモ云フ、綱渡ノ事ハ、橋篇ニ詳ナリ、

上古津濟ノ事、得テ詳ニスベカラズ、神武天皇東征ノ時、御船攝津國浪速渡ヲ經テ、河内ノ白肩津ニ泊リ給ヒシコト古事記ニ見エ、景行天皇ノ朝、岡國高瀬ニ行幸シテ、渡子ニ渡賃ヲ賜ヒシコト播磨風土記ニ見エ、是レ蓋シ渡ノ史籍ニ見エタル始ニシテ、渡子渡賃等ヲ記セルモ、是ヨリ前ニハ未ダ所見ナシ、孝徳天皇大化改新ニ至リ、詔シテ要路津濟渡子ノ調賦ヲ罷メ、田地ヲ給與シ給フ、蓋シ從前ハ、津濟ヲ設ケ、渡子ヲ置クガ爲ニ調賦ヲ收メシガ、是ニ至リ官ヨリ田地ヲ給シテ費用ニ充テ、別ニ調賦ヲ課セザリシナラン、文武天皇大寶ノ制、凡ソ諸國ノ道橋津濟ハ、民部省ノ管スル所ニシテ、國郡官司等ヲシテ各、之ヲ分轄セシメ、其要路ニシテ徒渉ニ堪ヘザル處アレバ、船ヲ備ヘ渡子ヲ置キテ之ガ難儀ヲ免ズ、而シテ其人ヲ濟シ物ヲ運ブノ次序ハ、其津ニ至レル先後ニ從フ、嵯峨淳和二天皇ノ頃、勅シテ度子ノ用度ハ正

此卷を夢浮橋と題する事、詞にも見えず、歌にもなし、古來の不審也、凡夢のうきはしとつゞけたる事、是よりはじまれり、夢のわたりのうきはしとあり、歌につきていへる歟、略○中浮橋は生死のおこり、煩惱の根元也、夢とは世間出世の法、皆如レ幻如レ夢なりと云心歟、

〔源氏物語湖月抄五十四夢浮橋〕終卷を夢浮橋と號す、此卷の別名のみにあらず、一部の總名なるべし、略○中案之、眞實之義は夢の一字の外は別の心なし、浮橋は夢にひかれて出來たる詞也、略○中されば本歌の、世の中は夢のわたりのうきはしかうちわたしつゝ、物をこそおもへ、といへるも、うき橋に別の儀なし、定家卿の、春の夜の夢のうき橋とだえしての歌もおなじ心也、

〔書言字考節用集二乾坤〕御廟橋(ゴベウノハシ)。。本朝俗、斥二靈廟前面所レ架橋一云、宵、卑賤誤謂二之無明橋一、

〔國花萬葉記二下山城〕御廟橋(ゴビヤウヌシ)　泉涌寺入口の橋也、古へよりの御陵墓この山にましますゆへかく名付、○又見二京羽二重一、

〔孝亮日次記〕寬延三年四月廿三日、仙洞御所崩御、御寶算三十一、奉レ稱二櫻町院一、略○中一御車、山田氏獲也、今度入札而他人作之、雖レ然山田モ立加云々、其後塗萬仕立者寺町妙滿寺寺中而仕例也云々、　五月十五日丙辰、五條橋。。試之車、重目相量之、常車、牛而鞭令レ牽之云々、橋板者横板厚一寸餘而一面打付、敷古疊令レ蒔砂、

〔大和物語上〕泉の大將(故左のおほいどの〇藤原時平)にまうでたまへりけり、ほかにて酒などまいりゑひて、夜いたくふけてゆくりなくものし給へり、おとゞおどろき給て、いづくにものし給へるたよりにかあらんなど聞え給て、みかうしあげさはぐに、みぶのたゞみね御ともにあり、みはしのもとにまつともしながら、ひざまづきて御せうそこ申す、

かさゝぎのわたせるはしのしものうへをよはにふみわけことさらにこそ、となんのたまふと申す、あるじのおとゞいと哀におかしとおぼして、そのよひとよおほみきまいりあそび給ひて、大將に物かづき、たゞみねもろくたまはりなどしけり、

〔順集〕七月七日女房にをりゐて七夕まつる男来てますい垣のもとにたてり、

名にしおひはかさゝぎの橋わたす星別る、袖は露やぬるらん

〔新古今和歌集十八雜〕

彦星の行あひをまつかさゝぎの渡せる橋をわれにかさなん　菅贈太政大臣

〔八雲御抄三枝葉上〕橋

紅葉のはし(鵲にわたるにはあらず、たとへなり、)

〔書言字考節用集二乾坤〕紅葉橋(二星渡、木字紅葉、本朝見女乙巧艶所言、)

〔古今和歌集四秋〕題しらず

天野川もみぢをはしに渡せばやたなばたつめの秋をしもまつ　讀人しらず

〔新古今和歌集十七雜〕題しらず

天の川かよふうき木にこと問ん紅葉の橋はちるやちらずや　藤原實方朝臣

〔源氏物語五十四〕夢浮橋。

〔河海抄二十〕夢浮橋(中略)

鵲橋

〔山州名跡志 五〕萱穗橋橋板 在御所北、名義不詳、此橋紀州高野山御廟橋、奥州松島五臺堂透橋ニ等ク、造惡不善ノ輩ハ渡ルコトヲ不得也、俗說一二人アリ、土人皆見ルナリ

〔遊囊賸記 八〕御廟ノ橋、古ヨリ橋板ノ數三十七枚ノ裏ニ、三十七尊ヲ書付ルコト、是兩界曼陀羅ノ口傳アリ、板ノ厚サ、橋ノ長サ、橋幅マデ學侶ノ秘密ナリトイフ、近頃ツタリカヘアリケレバ、河中ニ下立テ仰見ルニ梵文鮮明ナリ、

〔八雲御抄 三上 地儀部〕橋

雲のかけはし 集中 又かさゝぎのわたせるもあり

〔新拾遺和歌集 六 冬〕冬の歌の中に　前大納言爲家

夜さむなる豐のあかりを霜の上に月さえわたる雲のかけはし

〔夫木和歌抄 二十一 橋〕長承三年九月顯季卿家歌合　藤原顯方

あまのがは雲のかけはしこえゆかむいかでか月のすみわたるらん

此歌判者 基俊 云、天河に無雲梯、只有鵲橋詩ども、鳥鵲橋とつくれり

〔八雲御抄 五 名所〕橋

かさゝぎの 天河也

〔八雲御抄 三上 時節部〕七月

七夕 中略 ○ あまのがはに、そのよ二のかさゝぎきたりてはしとなるを、又たまはし、ふなばし、うちはしといふ、うちはしはたものふみきにてわたすといへり、中略 ○ 又もみぢのはしは、まことにあるにはあらず、たとへばあらましにいふなり、

〔書言字考節用集 一 乾坤〕鳥鵲橋 カサヽギノハシ 七月七日烏鵲塡天漢成橋、度織女見風俗通、淮南子、又忠州南門有烏鵲橋見白文集、

〔家持集〕多歌

かさゝぎのわたせるはしにおく霜の白きをみれば夜ぞ深にける 又見新古今和歌集 ○

る人は有へ出すべき事なり、

〔西遊旅譚 二〕九月(天明三〇年)廿日、防州岩國に至る、此國山中にして、海は三里を隔つ、北の方は石見の國なり、岩國城下錦川流て橋五つを架たり、總長さ百廿間有、錦帶橋(キンタイバシ)と名く、

〔遊囊賸記 十一〕周防戸坂ヲ越テ關戸ノ入口ヨリ左ヘ山ノ尾ヲ川ニ付テ廿六町入レバ錦帶橋ナリ、錦帶橋俗ニ算盤橋トイフ、御庄川ノ末、錦川ニカヽル故ニカク稱スルナリ、其長サ百廿間計、川中ニ石ヲ疊テ四ツノ臺ヲ築テ橋ヲ五段ニカケタル、橋裏ヲ仰見レバ雙方ヨリ木ヲ組違テ橋杭ナシ、

〔東遊記 二〕九十九橋

橋の巧をつくして奇妙なるは、周防の岩國の錦帶橋也、

〔本朝俗諺志 一〕錦帶橋

防州岩國の城下に錦帶橋といふあり、川幅凡百七十間、山川にして常は深からず、洪水の時は兩岸に溢る、橋は五橋にかけ、四箇所の橋臺石垣を甃のかたちに築き、その角を水上水下にあてゝ、水を遣、鐵石を以千切鎹とし、何ほどの高水にも破るゝ事なし、岸の兩端二橋は橋杭あり、中の三橋ははし杭なし、行桁を橋臺より段々持出して樋のごとし、板橋羽様に合、横はだ込み、そのうへを漆喰を以かためければ、雨もる事なし、五橋ともに大きに反りて風景不斜、山は富士、瀧は那智、橋は錦帶、是日本三ツの矩模なり、

〔遊囊賸記 十一〕岩國山ハ寬々莫莫ト詠ゼレモ、今ハ周錠ノ爽行ニ等シ、錦帶橋ヲ世人此地ノ奕談トス、其奇巧實ニ壯賞スルニ足レリ、錦川ノ渡ヲ過テ山路ヲ踰行ク、

〔夫木和歌抄 二十一〕たかの、はし　紀伊

〔和爾雅 一地理〕紀伊國　高野(カウヤノ)橋

〔增補地名便覽 紀伊名所〕御(ミ)廟橋(中略)昔高野山の名所なり

周防國錦帶橋

シ玉フ、寛永元年、愛本ノ橋ヲ架ラレテヨリ以後ハ、行旅ノ患ナシ、

〔東遊記二〕九十九橋

高くして奇なるは、越中の相本の橋なり、

〔千種日記〕磯傳の道を經て片貝川を渉り、三日市浦山などいふ所を過て、相本といふ所に到て、黒部川の橋を渡る、長きこと三十三間、高きこと七八間あるべし、川岸の岩より組出したる刎橋なり、昔此橋を掛ざりし程は、愛より下を渉る、其所を四十八瀬といふ、

〔遊囊賸記二十四〕黒部川ハ立山群谷ノ衆水ナリトイフ、四十八瀬ノ路洪水トテ浦山通愛本ノ橋ヘカヽリ、亂流逆潮ノ勢ヲ大觀シ、明日舟見、泊川泊ナド打過テ宮崎ニ至ル、

〔増補地名便覽周防名所〕錦帶(キンタイ)橋

〔倭訓栞前編二十四はし〕○中略 防州岩國に錦帶橋あり、錦山より流るゝ川にかゝる故に名く、日本第一の風景其結構比すべきなし、俗にそろばんばしといふ、よて俗に山は富士、瀧は那智、橋は錦帶といへり、

〔西遊雜記一〕錦帶橋は世に名高き橋にて、能たくみし懸やう也、相傳ふ、吉川監物殿といひし人(今の城主より四代以前まで、此橋かゝりて百二三十年計と土人物語也、)の工夫にて懸はじめ給ふといふ、川の流れ強き故に、橋杭はれ流れてもたゞず、此故に水底を切石を以て三重にたゝみ、橋臺も切石にて劍先につみあげ、敷石も橋臺も石の枝杵にて、こと〴〵くとぢて一石の如くにつぎ合て、橋臺に深き穴をほりて、其穴へ鐵のはしらを入、かくの如くさしこみ、左右より其鐵の端と端とへ木を渡して取立しもの也、下に行て見るに、鐵をば木にてつゝみてあれば、上のかたへは少しも見えず、尤橋掛替の時は、幕を引廻して、人の見ぬやうにしてかけかへる故に、所の者にても委しくはしらず、予は故ありて此町に知れる人の方に止宿して、能々聞正したる事也、秘し給ふべき事にあらず、是程の工風は、智あ

限本橋

之名矣、

(加越能山川記)越中　常願寺川

常願寺川ハ新川郡に在、(中略)此川山内にて大谷二川有、左正妙川と云、此水は立山御前井眞砂ク嶽の流水又地獄谷の水也、(中略)南鑑谷より北盧崎へ藤橋二箇所あり、

(越路草(五巻　六))藤橋之記

越中正明川、藤の釣橋は、立山へ行く道に渡せり、長さ凡廿七八間、唯藤蔓にて造り掛けたるなれば、其危き事いふばかりなし、諸州より立山禪定するもの十人に九人は、此橋を過る事を恐れて、爰より歸る人多し、因て此所を伏拜と言よし、彼釣橋を越へ、段々難所あり、雪を踏分て五里許行、又鑵を立たる如き所を二里登りて、其上に立山權現の社有、(中略)

藤橋の花や命の綱ちゞみ　　露馬

(易林本節用集(乾坤　略))限本橋

(和漢三才圖會(六十八　越中))當國神社佛閣名所(中略)

相本橋　在滑山舟見之中間、

此川乃立山麓地獄所涌出熱水、與雪解流、其水速也如箭、至末則分爲四十八瀬、(名二黒部川)有橋、(名二相本橋)長二十五六丈、幅二丈許、以大木組出棧橋也、木曾棧亦不如之、

(加越能山川記)越中　黒部川

黒部川は(中略)荒瀬にて渡舟なし、古ゟ黒部は四十八ヶ瀬といふ大河也、すこしにても出水の時は、往來人日泊して難儀におよぶ故、万治年中三日市村ゟ泊之間、浦山村、舟見村二箇所に新宿を立て、愛ふにはね橋を懸る、長三十三間あり、此橋は日本無雙の大棧也、

(遊歴雜記(二十　四))黒部川ハ濱路ヨリ四十八瀬ヲ渉ルヲ古今ノ正路トス、サレバ國守ハ是ヲ通行

立山藤橋

りて、例年他方の洪水のごとく、常に南風に水增り、北風に水減ず、是は南より北の海へ落る川ゆゑなり、かくのごとく每度洪水あり、其上に急流なれば、常體の橋を懸る事叶ひがたき川なり、さればこそ舟橋を懸渡すこととなり、先東西の岸に大なる柱を建て、その柱より柱へ、大なる鎖を二筋引渡し、其鎖に舟を繋ぎ、舟より舟に板を渡せり、其舟の數甚多くして百餘艘に及べり、川幅の廣き事おもひやるべし、其鎖のふとく丈夫なること誠に目を驚せり、鎖の眞中二所程繋ぎ合せし所ありて、其所に大なる錠をおろせり、洪水の時切る所なりと云、兩岸の柱のふときこと大佛殿の柱よりも大なり、追々にひかへの柱ありて丈夫に構へたり、鎖につなぎて舟を浮めたることゆゑに、水かさ增るといへども、其舟次第に浮上りて危き事なく、橋杭なきゆゑ橋の損ずることなし、然れども誠に格別の大洪水の時は、此舟の足にせかれて、兩方の町家へ川水溢れのぼるゆゑに、やむことなくて此鎖の中程を切ることなり、其舟左右に分れて水落るゆゑ、水かさ減ずるとなり、然れども此鎖を切る時は、跡にてまた鎖を繼事、莫大の費用あるゆゑに格別の洪水にて、町家の潰るゝ程の時ならでは切る事なし、此舟橋も亦一奇觀なり、もろこし黃河などにも昔の時分、舟橋を懸られしといふ事聞及べり、いかなる大河急流なりとも用ゐらるべき橋なり、越前福井の舟橋略○中又奥州南部の城下にも舟橋あり、是も大なれども、越中の船橋に不及、舟橋のある所天下に右三箇所なり、其內越中を第一とすべし、

〔遊囊賸記二十四〕婦負川ハ鵜坂川ト同ダ今ノ神通川ナリ、但一ハ郡名、一ハ地名ニ因テ稱ス、造舟ノ數、水勢ノ急、何レモ越前ニ倍セリ、

〔和漢三才圖會三十四越中〕橋略○中

同中○略國立山麓岩倉川上有大橋、長凡百三十丈、無柱用藤蔓爲桁、布板於其上、他邦人輙不得渡、俗呼、其川曰三塗大河、川東有山、名死出山、蓋立山麓有火氣、俗以爲地獄、故好事者稱三塗川、死出山等

〔千種日記〕舟橋の所に到る、此川に舟橋あり、小舟四十八艘を以ていとなむ、川の兩岸に掘出たる岩あり、其岩に鎖をかけて舟を係て橋とす、此舟橋の長きこと百十二間あり、

〔加越能山川記〕越中　神通川

神通川は、越中新川郡、婦負郡の間に有り、北陸第二の大河なり、第一は越後の新保川也、○中略香山の北舟橋有り、舟數六拾六艘程入、下東岩瀨の湊に舟渡貳艘在、其上下には舟橋也、舟數百三十四艘、水高時は百五拾より百七八拾艘入、

〔和漢三才圖會〕越中三十四 ○略中

越中富山神通川、其幅凡二百丈、比舟五十二艘爲橋、舟與舟之間二丈許、用大鐵鏁繋合、布板於上、

〔遊覽記〕二十四 神通川ハ富山ノ廓外ヲ流ル、鐵鎖ヲ用テ船六十二艘ヲ係グ、

〔舟橋方古書寫〕承應三年之御書物左之通

今月廿六日之書札到來、仍神通川水出候樣子、別紙書付入御披見候處、舊權ニ舟橋切、殊ニ水主死、眠舟四五艘流候由、何も油斷故と被思召候、

一舟流候程之儀ハ、前廣ゟ水之樣子これ可申候處ニ、ぜうをもあけ置不申候、何も前日ゟ相詰被申間敷と被思召候、

一かこ流候儀、第一人之命たいせつ成處、舊權之仕合、沙汰之限曽御意候、可被得其意候、恐々謹言、

八月廿一日　奧村因幡　澤田玄蕃

角尾五衣衞門殿　富田三郎左衞門殿　田邊作五左衞門殿　山崎早左衞門殿

〔東遊記〕三九十九 橋○中略

越中の神通川は富山の城下の町の眞中を流る、是又甚大河にして、東海道の富士川杯に似たり、水上遠くして然も山深く、北國のことなれば、毎春三四月の頃に至れば、雪解の水殊の外に增來

會合ス、是亦加越四大河ノ一ナリ、此川中古マデ舟渡ナリシヲ、柴田家ノ時、橋ヲ掛初タリトイフ、半ハ板、半ハ石ニテ造ナセリ、九十九橋トモ、米橋トモ又木□□□□ナルガ故ニ掛合橋トモ稱ス、

〔東遊記二〕九十九(つくも)橋

越前國福井の町の眞中に大なる川流る、此川にかけ渡せる橋をつくも橋といふ、九十九橋と書り、其大さ三條の橋程もありて、半までは石橋なり、石橋の大なるもの天下是に勝るものなし、半より木の橋なり、是は常なみの橋なり、石と木を續合せたる橋は珍敷橋也、いかなる故と尋るに、昔石橋となす時は大洪水の時、全體ともに崩れて、其再興大かたならず、半を木の橋にせる事は、大洪水の時、木の所ばかり落て、水淀まざるゆゑに石の所は恙なくして、橋の全體損することなし、故に跡の造作心易しと也、大なる橋は何方の橋もかくなしたきもの也、橋の普請の時も石の所は千歳不朽なれば、只木の所半分の手間にて濟事なれば、別而心やすかるべし、

〔遊囊賸記二十三〕足羽ハ中古北庄トイヒケルガ、國初ヨリ□□□□□改メラル城外一番ノ大河ヲ足羽川トイフ、九十九橋トテ百間許ノ長橋ヲカケテ、前後に高門ヲ建タリ、海内無双トスベシ、

福井舟橋

〔和漢三才圖會船橋三十四〕艁(ふなはし)〇中略

越前福井北有川、其幅凡百四十丈、用八十餘艘、但舟數多少、任水增減耳、其地名舟橋、

〔遊囊賸記二十三〕黒龍川南ヲ船橋ノ宿北ヲ森田ノ宿トス、此川モ又加越四大河ノ一ナリ、

〔遊囊賸記二十三〕坂野說、船橋ハ吉田郡ナリ、柴田家ノ時、初テ舟橋ヲ掛ラ

〔東遊記二〕九十九橋

福井の東に舟橋あり、越前にては名高けれども、是は越中の神通川に渡せるものに不及、〇中略越前福井の舟橋の鎖は、柴田勝家の造り置れし鎖なりといへり、誠に此鎖容易の事にあらじ、

て今も存在せり、和名抄に越前國丹生郡朝津阿左布豆とある是也、此に朝津と書て阿左布豆と訓たるも、本朝生津なりしを、生の字を省る事上の如し、宗祇方角抄鯖江條に、淺水橋、黒戸橋、名所也云々、世俗のあさうづと云處に江河あり、是を玉江と云といへるは委しからず、其俗に淺生津といへる處川にかゝれるが、あさふづの橋也、行嚢抄に、上鯖江淺生津とついで、淺生津は自淺水二里、町中ニ深キ淺川アリ、橋有、長十二間、此橋名所ナリ、アサフヅノ橋トヨメル是也、とあるぞ正しき、昔は此橋いと長かりけんとぞおぼしき、

〔夫木和歌抄 雜二十一〕題不知 雜中

あさみづのはしはしのびてわたれ共ところ〳〵になるぞわびしき　よみ人しらず

〔拾遺愚草 上〕はし

ことづてん人の心もあやうきにふみだにも見ぬあさむづの橋

〔太平記 二十〕義貞首懸獄門事附勾當内侍事

中將〇新田義貞中略、秋〇延元二年ノ始ニ、今ハ道ノ程モ暫ノ間ニ成ヌレバトテ、迎ノ人ヲ上セラレタリケレバ、内侍ハ此三年ガ間、暗キ夜ノヤミニ迷ヘルガ俄ニ夜ノ明タル心地シテ、頓テ先杣山マデ下著キ給ヒヌ、折節中將ハ足羽ト云所ヘ向ヒ給タリトテ、此ニハ人モ無リケレバ、杣山ヨリ奧ノ鯖ヲ過レテ淺津ノ橋ヲ渡リ給フ處ニ、瓜生彈正左衞門尉百騎バカリニテ行合奉リタルガ、馬ヨリ飛デオリ、輿ノ前ニヒレ伏テ、是ハイヅクヘトテ御渡リ候ラン、新田殿ハ昨日ノ暮ニ足羽ト申所ニテ討レサセ給テ候ト申モハテズ、涙ヲハラ〳〵トコボセバ、〇下略

〔奧の細道〕福井は三里計なれば、夕飯したゝめて出つるに、たそがれの路たど〳〵し、〇中略漸白根が嶽かくれて比那が嵩あらはる、あさむづの橋を渡りて玉江の蘆は穗に出にけり、

〔遊嚢賸記 二十三〕足羽川、其源今立ノ池田郷ヨリ出、此大橋ヲ下ヲ流テ、下ハ漆淵ニ至テ日野川ニ

越前國淺水橋

呼二其名一矣、

〔書言字考節用集二乾坤〕淺水橋アサムヅノハシ越前丹生郡

〔和爾雅一下地理〕越前國　○黑戸○濱○橋

〔名所方角抄越前〕淺水橋　黑戸の橋　細々不レ用之名所なり、世俗にあさうづといふ所か、○中略

たれぞこのね覺て聞ばあさむづの黑戸の橋をふみとどろかす

〔國花萬葉記十二越前〕淺水の橋　黑戸の橋　世俗にあさうづと云所也、此所より福井へ二里有、

景物　朝水のくろどのはし共　戀をよめり、

〔和漢三才圖會七十越前〕當國神社佛閣名所○中略

麻生津アサフツ橋　又名二黑戸橋一、在二府中、福井之間一、此處有レ江、名二玉江一、攝州有二同名一

〔遊囊賸記二十三〕朝津橋ハ一名ヲ黑戸ノ橋トイフ川上ハ今立ノ片上郷ヨリ出テ、下ハ江端川ニ入ル、

〔催馬樂〕律　淺水一段、拍子二十一、

あさンづのはしの、とゞろとゞろと、ふりしあめの、ふりにしわれを、たれぞこの、なかびとたてゝ、みもとのかたち、せうそこし、とぶらひにくるや、さきんだちや、ニやの知く略

〔催馬樂入文中〕あさンづのはしの、抄催馬樂抄曰、あさむづのはしは、飛驒國と云、或は越前ともいへり、考○催馬樂考書入云、標に淺水とかければ、本淺水の橋なりけるを、あさンづの橋とうたひしより、音便のンを慥にむとすみて、あさむつのはしとはなりしなるべし、今按に此橋の名は、もと淺生津アサフツなりけるを、さては此曲の此句の節の間に餘りける故に、音便にあさンづとはうたひし也、標に淺水と書たるは、かの淺生津を淺生水とも書し、生を省きたる也、すべて諸國の名、郡名鄕名を二字にせよと云和銅の詔より後々は、此類甞に多かり、さて此橋は越前の鯖江に

宮遺、雨落白鶴飛來、時倚雲林經妙閣、

又龍洲詩

路絶登高東峽間、飛仙於此赤洞顏、直令島鶴部無賓、可具紋蛇化、并貢、陶素綿挽通利濟、衡山絶頂有、碑變、由來萬嶺羅鬼輪、天下名區見得怪、

〔遠碧軒記二十四〕山官橋ハ今ノ朱ノ御橋是ナリトイフ、此ニ並タルヲ假橋トタ、貴賤ノ通路トス、橋ノ向方ニ深沙大王ヲ祀ルコトハ、此橋ニフキタ古キ因縁アル故ニヤ、

〔夫木和歌抄雜二十一〕をだえのはし　結斷　陸奥

〔名所方角抄陸奥〕結絶　とだえの橋とも、丸木橋とも、

〔奥羽觀蹟聞老志八本吉郡〕結絶橋

古川驛中小板橋是也、其水源乃玉造河流分而入稻葉村、是古謂結絶橋也、

〔後拾遺和歌集雜十三〕伊勢の齋宮わたりよりまかり上りて侍りける人に、忍びて通ひける事を、おほやけもきこしめして、まもりめなどつけさせ給ひて、忍びにも通はずなりにければ、○中略

左京大夫道雅

おなじ所にむすびつけさせ侍りける、

みちのくの結絶の橋や是ならんふみゝふまやみ心まどはす

〔奥の細道〕十二日○元祿二年五月十二日平和泉と心ざし、あねはの松、緒だえの橋など聞き傳へて、人跡稀に雉兎芻蕘の往きかふ道、そこともわかず、終に路ふみたがへて石の巻といふ湊に出づ、

〔夫木和歌抄雜二十一〕とだえの橋　陸奥

〔國花萬葉記陸奥十一〕とだえの橋　をだえの橋なり、とだへと云によりて、あやうきよしをよめり、

〔奥羽觀蹟聞老志宮城郡六下〕途絶圯

在今市河橋入岩切農家所有小圯、鄉俗曰之轟行圯、是古之所謂途絶圯也、土橋之極面短狭者也、誤

渡たまふゆゑ名づけたり、中頭より神橋と呼ぶ、橋の行桁三通あり、これを乳の木といふ、西の端一の乳の木引僞し所を、龍宮へ通じけるよしいひ傳ふ、此橋の內に明神を勸請あるゆへ、常に凡人あるは不淨の者をわたさず、橋かけかへの時は神事法樂の規式あり、

〔遊藝順記二十四〕山菅橋一名ヲ神橋トイフ、大谷川ニカヽル川ノ此方、ニヨリテ高坐石アリ、勝道上人勤行ノ處ト言傳フ、

〔夫木和歌抄雜二十一〕題不知雜中○中略

おいのよにとしをわたりてこぼれなばねづよかりける山すげのはし　よみびとしらず

〔廻國雜記〕日光山に○中略山すげの橋とて深秘の子細ある橋侍り、くはしくは緣起に見え侍る、又顯露にしるし侍るべきことにあらず、

法の水みなかみふかくたづねずばかけてもしらじ山すげのはし

〔東路のつと〕日光山、○中略坂本の人家は數をわかず續きて遙なる地とみゆ、坂本より京鎌倉の町有て市の如し、こゝよりつゞらをりなる岩にも傳ひてよぢのぼれば、寺のさまあはれに松杉雲霧まじはり、檜原の峯巒重ともなし、左右の谷より大なる川流出たり、おち合ふ所の岩のさきより橋あり、長四十丈にも餘りたらん、中を反らして、柱もたてず見えたり、山菅の橋と昔よりいひわたりたるとなむ、此山に小菅生ると万葉にありゆへある名と見えたり、

〔日光山堂社建立舊記上〕山菅橋

寬永十三年、東照宮二十一回御忌、公卿御門跡御登山、　三條實條卿

山菅のかけてあやうき古橋を石を柱にわたる御代かな

朝鮮國津濱齋詩

偶入壺中一破顏、塢來板上倚晴灣、蒼龍倒飲千層浪、玉竦斜連兩岸山、秋後客疑銅渚過、夜深人似月

〔夫木和歌抄 日録〕橋 山菅ハ下野

〔日光山志 一〕神橋

上使當國の國司櫻井連が、勅を奉じて板橋に造立せしは大同三年の事にて、夫より星霜を經ることも凡八百有餘歲にして、大神廟營御鎭座以後、寛永六己巳年御修造を加へ給ふ、同十三丙子年新規に御造立の絵橋は、長拾四間幅三間、左右前後の欄干ともに總朱塗、擬寶珠鍍金、其餘手摺かなもの皆同じ、橋の裏板行桁は黑塗兩方の入口に欄柵を設け、金鎖して通行を禁じ給ふ、兩岸に大石を削て柱となす、萬代不易の石柱なり、同年四月東照宮二十一回御忌、京都より御奉家門跡方、其餘月卿雲客下向の時、三條實條卿下向ありて、

山菅のかけて危き古橋を石を柱にわたる御代かな〇中略

神橋御造初御供養の御導師、ともに天海老大僧正なり、此度美麗に御造立有しゆゑ、諸人の通行には假橋を其傍に架しおかれて常の往來とせられ、神橋は將軍家御登山の砌のみ渡御なし給ふとぞ、

假橋 神橋より二十間程東の方に架す、兩岸より材木を組出し、柱なく、欄干附板橋長十四五間、幅二間餘、牛馬通行の患なし、

〔下野國志 二本所都賀郡〕山菅橋

日光山の入口にあり、今は神橋と唱ふるなり、其下の流れは大谷川といふ、中禪寺の湖より落て、東はきぬ川に入なり、〇中略さて橋長さ十四間許にて朱塗なり、

〔木曾路名所圖會 六〕神橋、御山〇日光の入口にあり、欄干擬寶珠あり、いづれも朱塗なり、此橋はいにしへ山菅の蛇の橋となづけて、開基勝道上人はじめて登山し給ふとき、此川に至りて橋なし、深砂大王忽然として現じ、青赤の二蛇を放て橋となし給ふ、上人傍なる山菅を刈て蛇の脊に覆ひ、

ちすぎて、佐野にてよめる、
　いにしへのあとをばとをくへだてきてかすみかゝれるさ野のふなばし
〔蒲生氏郷紀行〕天津正しき二十の年、前關白おほいまうちぎみ〇豊臣秀吉入唐ましたまひ侍らんとものしたまふに、日のもとの武士のこりなく御供しはべるに、陸奥よりも立侍りけるに、〇中略佐野の舟橋につきぬ、里人の出侍りしにて、たづねとひければ、此はしにて昔人を戀ける人のむなしく成し有樣、かうやうの事とかたるをきゝて、あはれにおもほえぬれば、
　これや此さのゝ舟橋わたるにぞいにしへ人のことあはれなる
〔北國紀行〕佐野の舟橋に至りぬ、〇中略舟橋は昔の東西の岸と覺しき間田面遙に平々たり、兩岸に二所の長者有しとなり、此邊の老人出て昔の跡を敎るに、水もなく細き江の形ありて、二三尺許なる石を打渡せり、枯れたる原に見わたされてそこと思へる所なし、
　跡もなく昔をつなぐ舟橋はたゞ言の葉の佐野のふゆ原
〔岐蘇路記上〕高崎ゟ廿町前に、佐野へ行く道あり、高崎の東にあり、道より西に佐野村あり、佐野舟橋を渡せし川あり、名所なり、古歌多し、舟橋をつなぎし木なりとて、近き頃まで在しといふ、今はなし、
〔正德元年記〕倉賀野上の一里山の後に正六といふ村あり、それより東南の間、山の北の方へ引たる松山あり、定家杜といふ、其杜の下にある村を下佐野といふ、杜の上の方にあるを上佐野といふ、〇中略往古舟橋のかゝりたる佐野川に石臺の殘あり、今は舟渡なり、
〔蘇浪記〕綱手を行くに南の方に佐野の舟橋の跡ありといふ、烏川の上なり、〇中略佐野源左衞經世が住し跡も山際に在といへり、同じ邊に定家の杜などいへる所侍りと馬引けるをのこ語りぬ、
〔遊囊賸記二十二〕佐野舟橋ハ、烏川ノ上流佐野村ニアリケル故ノ名ナリ、今ハ舟渡トナル、

〔夫木和歌抄雜二十一〕さの、ふなばし　近江又上野。

〔名所方角抄上野〕佐野　月よめり

　道遠きさの、舟橋よをかけて月にぞわたる秋の旅人

あぢきなくかけては過じ中川の瀬たえはつらしさの、舟橋

〔増補鏡草二十同名〕和國名所

佐野　舟橋、上野、

〔國花萬葉記上野十一〕さの、舟橋　近江に同名あり　大嘗會の名所とも云々　當國の名歟　寡花

旅人　駒の手綱じより　あづまぢのさの、舟橋　かみつけのさの、舟橋

〔萬葉集十四〕東歌

可美都氣努、佐野乃布奈波之、登利波奈之、於也波左久禮騰、和波左可禮〔○一本作〕波賀倍〔○中略〕

右二十二首〔○二十一首略〕上野國歌

〔萬葉集略解十四上〕船ばしは川に船を並べ綱もて杭につなぐ故、とり放つ事もあれば、かくいひて、男とわが中をはなたる、にたとへたり。

〔詞林采葉抄五〕佐野舟橋　此橋在所先達歌枕區々ニカハレリ、然而當集第〔○略〕十四卷東歌〔○略〕歌トリハナレトハ、此橋ヲ河ニハ渡サヤルニヤ、路ノ南方水田ニタ板ヲウチ渡、ウチ渡スルトカヤ、然者水ナキ時ハトリハナレタ證ト申、

〔拾遺愚草上〕内裏百首

　戀二十首〔○中略〕佐野布奈橋　　參議藤原定家

ことづてよさの、舟橋はるかなるよその思ひにこがれわたると

〔廻國雜記上〕三月〔○長享元年〕二日とね川、あをやぎ、さぬきの庄、たてばやし、ちづか、うへ野の宿などう

〔松葉名所和歌集七久〕久米路橋　信濃部字

〔楊鳴曉筆二十同名〕和國名所

久米　備、大和、信濃。。

〔信濃地名考下〕久米路の橋

愛に水内(ミノウチ)ばしあり、更級郡八幡西北二十里土人、撞木橋ともよべり、むかし神仙あまくだりて掛そめたりといふ、其奇巧言葉に絶たり、此地兩山はなはだせまり、犀河の水たぎりて落、かの北崖の半腹をうがちて、梯西より卯の方へ行事五丈四尺、それより曲りて南へ大橋をわたす、長さ十丈五尺、廣サ一丈四尺、欄基の高さ三尺、橋と水とのあひだ、尋常の水にて五丈餘にいたる、碧潭盤渦見るに肝すさまし、巧匠相つたへて七とせに一たび改造る所なり、按、いはゆるくめぢの橋は是なるべし、地理に據に、東に氷熊(ヒクマ)てふ村みゆ、熊は隈の借字、隈と久米は同じ、倭名抄、大和國檜前、和名比乃久米、又ヒノクマ、ヒノサキトモ、此地いにしへひのくまぢに出たる名にや、日本紀、姫蹈鞴(ヒメタタラ)、万葉乃久麻尾とよめり、いづれにも路のくまべの橋なれば、來目路の名むなしからず、雄略紀、久目河に作る、來目久米通用なり、

〔袖中抄六〕くめぢのはしいはゞし

むもれ木はなかむしばむといふめればくめぢのはしは心してゆけ

顯昭云、くめぢのはしとはかつらぎのはしをこそいへ、而かつらぎのはしはいはゞしをわたしさしたれば、埋木なかむしばむともよむべからず、又心してゆけともよみがたし、されど能因歌枕に信乃に久米路の橋あり、此歌を出せり、されはこれは別の橋也、

又かつらぎのくめぢのはしとよむは、久米石橋なり、

〔信濃地名考下〕久米路乃橋

大和葛城同名の説あり、大和は中絶る事によみ、こなのは中たえざるによめりとぞ、

天明三年己卯六月二十九日、雨砂霾不晝、以扇受之盡灰也、(中略)至七月二日、又雨灰如雪、(中略)明則八日、所雨之砂、爲黄爲黒、(中略)居二日、有往河原湯(地名)而還者語曰、淺間北岡崩、突出一移火、輪如百千雷、(中略)時笠原侯、將歸國、宿野之松井田、牧野侯宿安中、皆滯留累日、碓氷之坂、砂埋始絶、命僕夫治途、而馬足不通、皆徒行劣得過云、夫岐蘇之棧、古稱艱險、而治平百年、人無覆轍之患、而今如斯、蓋自日本武尊開此路、而未有如今日也、

〔遊囊賸記 二十五〕木曾棧ハ岡岐爽行ノ盛ニ關シ、蜀道吃艱ノ患ナク、今ハ只上松福島ノ間ナルヲソレト指ノミ、(中略)

山村勢州識、上松ヨリ西ニ棧澤トイフ處アリ、往古ハ棧ヲ往還トシタ、福島ノ一里程東ヘ出タル由、古歌ニヨメル棧ハ是ナルベシ、今ノ棧道ハ九十間程ノ棧ナリシニ、慶安元年戊子ト、享保元年丙申ト兩度ノ普請ニ、皆石垣ヲ造タ今ノ姿トナル、芭蕉ノ句塚ハ近世ノ造立、證佐トスベカラズ、

〔新雜尻 一〕木曾の棧は山谷の間にかゝりて、河流にそむきはべれば、いかなる洪水といへども橋をそこなふ事なし、然るにいつの比にか有けん、旅人かりそめに煙草の火をわすれしが、草野にもえかゝりて、棧やけにけり、其後は棧邊火を禁せしかば、又炎燃の難なかるべきに、一年山崩れ岩石まろびかゝりて、橋あへなく落にきと、其所の人かたりはべり、嗚呼時ありて災害のがれがたき事如此か、水あふれて落べきはしの火にやけ、火をいましむれば、更に岩にくづされはべるにや、凡人の世の有樣これにことならず、榮えおとろふるを、あるはうらやみあるはなげく、みなおろかなり、禍福時にいたりときにきる、人力の如何ともすべきにあらず、何をかうれへ、何をか喜び侍らん、

〔運歩色葉集 久〕久米橋(信州)

〔岐蘇路記　上〕是〈○根敷野〉より七八町下りて木曾の棧あり、木曾川に掛たる橋にはあらず、山の岨道の絕たる所に掛たる橋なり、右の方は木曾川の際なり、橫二間、長十間ある板橋なり、欄干あり、兩旁は石垣を築く、昔は危き所なりけらし、今は尾州君より此橋を堅固に掛玉て、聊危きことなし、

〔芭蕉文集　雜〕更科記
懸橋幾變など過て、猿がはしたち峠などは、四十八曲りとかや、九折重りて雲路にたどる心地せらる、步行よりゆくものさへ眼くるめき、たましゐしぼみて足定らざりけるに、かのつれたる奴僕いともおそるゝ氣色みえず、馬の上にて只ねぶりにねぶりて、落ぬべき事あまたゝびなりけるを、跡より見あげてあやうき事限りなし、佛の御心に衆生の浮世を見給ふもかゝる事にやと、無常迅速のいそがはしさも、我身にかへりみられて、〈○中略〉

かけはしやいのちをからむ蔦かづら

かけはしやまづおもひいづ駒むかへ

霧晴てかけはしは目もふさがれず　越人

〔木曾路名所圖會　三〕木曾棧舊跡〈驛路の中にあり、いにしへは山路嶮難にして、旅人大に苦む、慶安元年尾州敬君より有司に命じて棧道を架す、長五十六間、橫幅三間四尺、又寬保年中國邦君また有司に命じて、左右より石垣を數十丈築上、棧道を除き、今往來安穩なり、これを波許橋といふ、長纔三間許、聊危き事なく橋下の石に銘あり、〉

此石垣、慶安元戊子年六月良辰、成就焉畢、

又寬保元年辛酉十月吉辰

〔胡蝶庵隨筆〕余〈○南畝老人〉往年關東の諸國を遊歷せし時、木曾路を通りけるに、棧といふ所を見れば、道の傍に大なる芭蕉が石碑あり、

〔北窻文草　四〕譯、一紅上野大變記

〔慶安三年木曾路記〕木曾棧二ヶ所あらんともいふ、長四十間、内十四五ほど欄干あり、尾州黄門〈○德川義直〉の修造なり、その巧なることは、魯般の雲梯ともいふべし、見上れば万丈石山、万木枝を並べ、見下せば千仭の岩流、碧藍の八入の色に染めり、

〔藤浪記〕めぐり〳〵て棧に到る、此橋高き山の腰に傍て、家の壁に棚を釣れるやうに渡して、川をば右になせり、其谷川の深さは千仭もあらんと見ゆるに、水上遙に眺やれば、岩の上に走りかゝる水、千々の糸を亂せるやうに最白く濺れり、其樣實に妙にして、水なる瀧ともいはまほし、橋より下を指覗ば、左右に大なる岩の白きが幾らともなく重り出て、中は千尋の淵深く、さながら藍の色なるは、誰が家にか染出せると見るも怪くおかしきに、川の向に聳る山の木立茂りて嚴嶮きは何れの工が削なせると又興ありて覺ゆ、昔は此棧山に傍て棧を渡ること一町許なりしを、今は山際を石垣に築て道となし、棧は僅に十間許もやあらん、川の方には欄干あり、橋の爪に高さ三十丈許なる岩の嶮しきを、少削て鐫れる文あり、此石垣、慶安元戊子六月良辰成就焉畢ト云云、此所は尾張亞相義直卿知召所なり、旅人の患を勞はらせ玉ひ、かく營築せ玉ふは、いみじき國の御政にこそ、いと目出たし、

〔千種日記〕上松を出る一里計行て棧あり、長きこと廿間許、欄干などありて木曾川の入江の道の絶間に掛たり、是なん木曾の棧なりといふ、思ふに木曾の棧は此所に限るべからず、落合より此方爰かしこに棧多し、

〔寶暦二年木曾道記〕木曾掛橋、右は高山峯を並べ、左は岩石嶮にして木曾の大河漲る、谷數十丈の中間に大木をより入れ、角木を並べ、掛橋とす、誠に危き難所なり、上代は今の所より上に道あり、其後新に修復有て、七十五間の掛橋なり、川の方に欄干あり、慶安三年九月廿六日に成就すといへり、

和ゲテアマタノ文ヲ讀テクレバ、人ノ和讒也ケリト思テ止ヌ、此繼母アマリニ嬉ク思テ、イタヒケシタルモテアソビ物取具シテ文ヲ遣ケル、

シナノナルキソヂニカタルマロキ橋フミ見シトキハアヤウカリシヲ、此兒返事、

シナノナルソノハラニコソ宿ヲネド皆母キヽト思フバカリゾ、彼閔子騫ニ似タリ、梵網ノ文ニモ逢テ哀ナリ、一切ノ男子ハ皆我父、一切ノ女人ハ皆我母也ト、説ケルニタガハヌ心ナルベシ、アハレ成ケル心ロナルベシ、

〔夫木和歌抄 雜 二十一〕建仁二年五十首歌橋下花 ○註略　後鳥羽院宮内卿

まなのぢや谷のこずゑをくもでにてちらぬ花ふむきそのかけはし

〔家忠日記追加〕慶長五年三月九日、去々年ヨリ信州木曾ノ棧朽損シテ、往來ノ通路自由ナラズ、同ク伊奈ノ川橋モ破損ニ及ブ間、所所ノ橋、此春奉行ニ命ジテ補繕セラル、

〔東國陣道記〕この明がたに、木曾のかけはしを渡りてのぼりけるに、月の河上にうつりてすさまじきに、霧わたりて夜のさまいへばさら也、

世中のあやうきみちもくも水のなかばにいづる木そのかけはし

〔老乃木曾越〕聞渡る梯を見て

吹風に峯の白雲橋たはり立渡りぬる木曾の棧、雲も脚下に立けると聞え侍れば、昔は上の山にかゝりたるにや、

〔十三朝紀聞 後光明 二〕慶安元年三月五日、岩野井溪建橋、長七十五間、世謂木曾掛橋、

〔鹽尻 十〕木曾ノ掛橋、ハヾカリノ橋　木曾の掛橋は波計(ハバカリ)の橋などそれと指ていふ、東は湯舩澤にあり洪水には岸崩れ橋流れて、往來の障多かりしに、我尾州敬公 ○徳川義直 慶安元年に大石をたゝみ水の障なきやうになし給へり、誠に千歲の賜物なりけり、

底ニ被見遣ルレバ、下ノ遠サハ自然被知ヌ、其レニ守此ク落入ヌレバ、身聊モ全クテ可有キ者トモ不思エ、然レバ多ノ郎等共ハ皆馬ヨリ下テ、懸橋ノ鉉ニ居並テ底ヲ見下ロセドモ、可為キ方无ケレバ、更ニ甲斐无シ、可下キ所ノ有ラバコソハ下テ、守ノ御有様ヲモ見奉ラセメ、今一日ナド行テコソハ浅キ方ヨリ廻リモ尋ネメ、只今ハ底へ可下キ様モ敢テ无ケレバ、何ガセムト騒ルナド、口々ニ云ツメク程ニ、遥ノ底ニ叫ブ音髴ニ聞ユ、守ノ殿ハ御マシケリナド云テ、待叫ビ喤ルニ、守ノ叫テ物云フ音遥ニ遠ク聞ユレバ、其ノ物ハ宣フナルハ、尖ニ何事ヲ宣フゾ、聞ケト云ヘバ、旅籠ニ縄ヲ長ク付テ下セト宣フナリ、然レバ守ハ生テ物ニ留リテ御スルナリケリト知テ、旅籠ニ多ノ人ノ差縄共ヲ取リ集メテ、結テ結継テツレ〳〵ト下シツ、縄ノ尻モ无ク下シタル程ニ、縄留リテ不引キバ、今ハ下着ニタルナメリト思テ有ルニ、底ニ今ハ引上ヨト云フ音聞ユレバ、其ハ引タト有ケルハト云テ絡上。〇下略

〔撰集抄 三上〕同じ比、〇中略こしの方へ修行し侍りしに、木曾のかけはしふみみしは、生て此世の思ひでにし、死て後世のかたつけとせんとまで覺え侍りき、

〔千載和歌集 十八雜〕山寺にこもりて侍りける時、心ある文を女のたび〳〵つかはし侍ければ、よみてつかはしける

空人法師

おそろしやきそのかけぢの丸木橋ふみみるたびに落ぬべきかな

〔沙石集 三〕小兒之忠言事

信州ニ中昔或人京ヨリ人ヲ思ヒ具シテ下リケル、京ニ物中人アマタ有ケルガ、便ニ文ヲ下シオコセケルヲ、アマタ有ケルヲ隠シオキタルヲ、カヽル事ナンアリト告知スル者有ケレバ、夫是ヲ尋出シテ我レハ物モエ書カズ、讀マザリケルマヽ、ニ子息ノ兒戸隠ノ山寺ニ有ケルヲ呼テ、母ノ前ニテ讀セケリ、母色ヲ失テ肝心モ身ニ勁ヌ體也、此兒心有ル者ニテ、只ヨノツネノ文ノヤウニ

掛橋　ゑなの成木その掛橋　よぶこ鳥　雪　駒なづむ　あやふきよしをよめり

〔和漢三才圖會信濃六十八〕木曾棧　木曾路山川自兩岨掛渡之、昔棧用藤蔓縛板、以大鐵鏈爲桁、近頃如尋常橋、而無橋杭耳、在上松與福島中間、

〔笈埃隨筆四〕木曾棧

木曾棧は上松宿より福島へ越る間なり、かけ橋といふ里あり、木曾川に懸し橋にはあらず、山の岨道の絶たるにかけたるなり、右方は木曾川の際なり、横二間、長十間、今は板橋にして欄干あり、

〔倭訓栞前編六〕かけはし〇中略　一書に吉蘇棧長八十二丈と見ゆ、頭尻に伊奈川の橋二十三間餘、木曾第一の長橋也、柱なく三重のはね木を兩岸より出し、中の水尾桁九間持はなし懸れり、水際に至り、五間三四尺ありと云へり、又昔は荻原澤といふ谷あひに、大木を鎖にてほり渡したり、八九十年前まで其鐵鎖きれ殘りてありと古き者語りし、今のかけ橋にはあらずともいへり、元明紀に、昔信濃、美濃二國の間、嶮岨にして通路なかりしかば、かけ橋をかけて通路ありし事見ゆ、一書にいふ、岩井野村のかけ橋、長さ七十五間、欄干つきし所五十一間、石垣十四間、是慶安中造る所也と見え、宇治物語に、守の乘たる馬、ゑもの橋の鈕の木、あとあしもて踏折てと見えたるは、昔は藤蔓をもて板を縛し、大鐵鏈もて桁とす、近世は尋常の橋の如くにて、橋杭なきのみといへり、

〔續日本紀九元正〕養老七年十月己酉、造危村橋、

〔今昔物語二十八〕信濃守藤原陳忠落入御坂語第卅八

今昔、信濃ノ守藤原ノ陳忠ト云フ人有リケリ、任國ニ下テ國ヲ治テ任畢ニケレバ上ケルニ、御坂ヲ越ル間ニ、多ノ馬共ニ、荷ヲ懸ケ、人ノ乘タル馬員不知レ次ギテ行キケル程ニ、多ノ人ノ乘タル中ニ、守ノ乘タリケル馬シモ懸橋ノ鉉ノ木後足ヲ以テ踏折テ、守逆様ニ馬ニ乘乍ラ落入ヌ、底何ラ計トモ不知ラ深ケレバ、守生テ可有クモ无シ、廿尋ノ檜椙ノ木ノ下ヨリ生出タル木末遙ナル

信濃國木曾掛橋

工みを盡て佳景となるもの、其品多き中に、わきて賞歎すべきは其只橋なるべし、爰に飛驒國高原なる舟津の流れは、北海より十六里の水上にして、廣ひろければ橋をわたさん方便もなく、巖聳へぬれば杭ふねをよすべき岸根もあらず、かくこえがたき處なるに、そも藤橋を掛そめし昔を思ひわたるに、彼虹を見て橋を造りし願ひにして、縷網にならふて藤かづらを縷立、目なれぬはしをいとなみ、千里往來の便とはなしぬ、實にはじめてわたる人は、その勢を見てはその危きを思ひ行て、目まい股おのゝきて、這ふて渡るも多しとぞ、處の人は重きを擔ひあるは戴き、男も女も手を懷にして、大路を過るにひとし、是なん自然馴たる風情なるべし、夫橋の興あるや、花見の貴賤は士橋に戯れ、納涼の老若は欄干橋に吟ふ、紅葉は石ばしに增く、霰は反ばしにまろびて四時の風流を調へ、駟馬の車に乗らずんば再び過じと、相如が筆をとりしも橋柱にして、鵲は星の貳にわたせる橋となり、舟橋は大河に鳴り、その種々の橋あるや些からず、かゝる風致をあやつるにもあらず、來るをむかへ去るを送る消魂橋の眞似もせず、只山賤のすさびにして、世上に等類なからむを明らかすも一喚ならんか、昔時大化の年僧道登、謀して掛たまひし長柄のはしも限りありて朽ぬればむなしく名のみ殘りたるに、藤ばしの常盤なるは、藤三千貫目、あまたのちからして縷なし、一とせに一度づゝ替え〔コ〇見え上た〕せしときなく、通路に自在を得るのみならず、志かもまた鄙里の一壯觀とはいふなるべし、予もまた此地に杖を曳、月日をふる程に、此はしの來由をかいつけぬるは、異なる風姿を四方のかしこき人々に告てんものをといふ事しかり、

寶曆甲申の春、蒲公英の主滄洲みだりに記す、

藤橋や花ぬすむ氣は流れ行　滄洲

〔國花萬葉記〕十一ノ信濃　木曾の掛橋　あげ松と云宿より福島宿へ越る間也、則掛橋と云里有、山の岨に渡したる橋也、名景　きそぢのはし　きそのかけぢのまる木ばし共よめり　東路の木その

舊ノアサムヅノ橋跡ハ同郡〇大野上呂郷尾崎村ニアリ、圖說ニ云ク、古昔ノアサムヅノ橋跡ハ今ノ尾崎ノ濟ニテ、益田川ヲ橫ワタシスル所也、是ヲ濟テ往來スルヲ今モ位山通リト云、古ノ本道也、今ノ本道小坂通リハ、天正ノ頃山溪ヲ切開キ、小坂ノ谷川ニ橋ヲカケテ舊號ヲ稱シテ、ア、サムヅノ橋トモ云ヒ小坂ノ橋トモ唱ヘリ、按ズルニアサムヅノ跡ト稱スル尾崎ノ濟モ、里民ノ口碑ニ傳フルノミニテ、サダカ無ラザリシ處ニ、ハカラザルニ元文庚申ノ秋八月、益田川洪水シテ此船ワタシスル岸深ク破レタル其地中ヨリ、古ノ臺木二本顯レ出タリ、故ニ全ク古橋ノ跡タルコトヲ知リヌ、臺木性ハ檜ノ大木也、周リハ朽ヌレドモ中眞ハ損セズ、則元ノ如ク土中ニ埋メ置リ、又鶚崖ノ紀行ニ位山細江ハ在テ、アサムヅ無シ、既ニ其頃麁セシモノカ、〇中略今所在之アサムヅノ橋、益田郡小坂鄉小坂町村ニアリ、圖說ニ云ク、是ヲ小坂通ト號シテ今ノ本道タリ、棧道ニ作ル、凡長十三丈、幅一丈四尺、

〔夫木和歌抄 雜二十一〕文治三年百首忍戀〇註略　　前中納言定家卿

ことづてん人の心もあやふきにふみだにもみぬあさむづの橋

〔東遊記 二〕九十九橋

遠國山中に懸渡せる所の小橋には、朝六ッの橋、かつら橋など奇妙の橋少からず、朝六ッの橋は、飛驒の國の山中にかけ渡せる石橋にて、いかなる暗夜といへども、其橋の上に至れば少し明らかになりて、人顏も朧に見え、たとへば朝六ッ比のあかりのごとし、故に土俗むかしより朝六ッの橋と名付くとかや、物知れる人のいひしは、此橋の下には名玉あるゆゑなるべしと、誠にさもありぬべく覺ゆ、

〔飛州志 二 國誌〕私呼橋

高原大橋 同國上、(吉城郡船津町村)往古此地江馬家領ノトキ棧道ニ作リ、凡二十間餘アリ、今ハ藤橋ニ造ル也

〔親聽草 五集 六〕藤橋之記

高原大橋

參河國
矢作川浮橋

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年〇曆仁元年正月廿八日乙亥、將軍家〇藤原賴經御上洛、二月九日乙酉、矢作宿、入御于足利左馬頭亭、依去夜風雨洲俣足近兩河浮橋流損云云、十一日丁亥、今日御逗留于萱津宿、依去夜御不例餘氣也、其後修理兩河浮橋云云、

〔十六夜日記〕すのまたとかやいふ河には舟をならべて、まさきのつなにやあらん、かけとゞめたるうきはしあり、いとあやうけれどわたる、此川つゝみのかたはいとふかくて、かた〳〵は淺ければ、

かたふちの深き心はありながら人目づゝみにさぞせかるらん

かりの世のゆきゝとみるもはかなしや身をうき舟の浮橋にして、とぞおもひつゞけゝる、

〔覽富士記〕すのまたの川は興おほかる處のさまなりけり河のおもていとひろくて、葦づらなどのこゝちし侍り、舟ばしはるかにつゞきて、行人征馬ひまもなし、あるは木々のもとたちゆへびて庭のおもむきおぼゆるかたもあり、御舟からめいてかざりうかべたり、又かたはらに鵜飼舟などもみえ侍り、一とせ北山殿に行幸のとき、御池に鵜ふねをおろされ、かつら人をめして氣色ばかりつかふまつらせられ侍し事さへに、夢のやうに思ひ出され侍る、それよりほかにかけても見及侍らぬわざになむ、

島津とりつかふうきすのまだみねばしらぬ手なはに心ひく也

おもひ出るむかしも遠きわたり哉その面かげのうかぶ小舟に

飛驒國
淺水橋

〔夫木和歌抄雜二十一〕あさむづのはし　みづとも、三條本、淺水、大和、又山城、或飛驒、

〔飛州志土地一〕名所位山細江アサムヅノ橋爾布川

或云、アサムヅノ橋ハ、飛驒ニモ越前ニモアル名所也、

〔飛州志土地一〕名所位山細江アサムヅノ橋爾布川

勢多橋（勢多又作瀬田、瀬田和訓與勢多音、假、故通用、）

望指長橋到瀬田、青龍臥浪素蜺天、秀郷用力異周處、却爲蛟蛇射馬蚿、

〔近世畸人傳〕四池大雅附妻玉瀾

大雅池氏（〇中略）漢法の山水を畫はじめたるころ、扇に圖して自携へ、近江、美濃尾張の國々に售んとす、人多怪て買者なし、於是むなしく京へ歸らんとて、瀬田の橋をわたる時、其扇を出しことごとく湖水に投じて曰、是をもて龍王を祭ると、後いくほどなく書畫の名海内に擅なり、

〔東行別記〕瀬田橋

此橋をわたれば、いまだなかばならぬに、こしかたもわするばかりなり、かの魯班が雲のかけはしこゝにうつりけるかとあやしむ、

わすれては雲ゐにのぼる心地して波はかすみの瀬田の長はし

出洞末、上空、龍臥急流中、無數通人馬、何慚雲雨功、

〔伊勢路の記〕勢田の橋にて

たび人のゆきゝをしげみひく駒のあの音しきるせたの長はし

〔都紀行〕一六日（〇文久四年正月、中略、）瀬田に至れば、建部明神の鳥居の邊りに、龍神の社、俵藤太秀郷のやしろといふあり、瀬田の橋は長九十六間、また小橋は三十六間といふ、左りには石山寺の眺望、うしろには三上山、右に比良の峯、前には比叡山、膳所の城の見へ渡す景色は、言葉に盡しがたし、

〔夫木和歌抄〕二十一橋 永久四年九月、雲居寺後番歌合、（とゞろきの橋 近江）

旅人も立河霧にをとばかりきゝわたる哉とゞろきの橋　覺盛法師

同年百首不見書　源兼昌

わぎも子にあふみなりせばさりとももとふみもみてましとゞろきのはし

〔信長公記十五〕天正十年六月二日、○二日、太閤記作三日、恐非、明智日向○中略、光秀、其日京より、直に勢田へ打越、山岡美作、山岡對馬、兄弟人質出し、明智と同心仕候へと申候之處、信長公之御厚恩不淺忝之間、中々同心申間敷之由候て、勢田の橋を燒落、山岡兄弟居城に火を懸、山中へ引退候、爰に而手を失ひ、勢田之橋づめに足がゝりを拵、人數入置、明智日向坂本へ打歸候、○又見太閤記

〔遊嚢賸記十九〕勢多橋織田軍記ニ據レバ、天正三年掛ラレシハ、廣四間、長百八十間ナリ、國初ノ諸記ニ據レバ、何レモ小橋三十六間、大橋九十六間、今ノ間數ト符合ス、昔ハ今ノ處ヨリ南ノ方ニカヽリタ、一條ノ長橋ナリケリトイフ、中島十五間ヲカタドリタ、大小二條トナルコトハ、天正以後ト知ベシ、○中略此橋ハ志賀、栗田兩郡ノ界ナリ、

〔丙辰紀行〕勢田

勢田は古戰場なり、承久の役には泉興の敗績して、外に叢塵ありしことをかなしみ、孝謙の御宇には内相が傾らんとするに橋絶て、高島にて亡し事をよろこぶ、是のみならず、日本紀を見れば、天智帝崩御○中略大弟○天武、吉野より濃に出て、○中略皇子○弘文の兵と戰爭て、近江の瀨田まで責のぼり給ふ、皇子みづから此橋の邊に陣をとつて合戰ありしが、大弟の兵かつにのりて、皇子敗北して、竹中に入て、伯林媛經の跡をふめり、大弟は淸見原天皇是なり、壬申の亂とは此時の事をいふなり、○中略

勝敗興亡要更憂、千年人事幾悠悠、積骸爲塚血爲水、落入勢多橋下流

〔東海道名所記五〕勢田の大橋九十六けんに、小橋のながさ三十六間なり、○中略古しへより東國の軍兵の都にせめのぼるをふせぐには、かならず宇治と勢田との橋を引て相まつとは申せど、前陣して渡しける事もたび〳〵なりとかや、

〔嚢加草四〕再遊紀行

勢を卒して三千餘騎、東山道より近江國へ打出て、瀬田近くすゝむ所に、山徒等橋を引間、野路邊へ陣をとりたりけるに、新田脇屋を大將として、湖水を渡して散々に合戰いたしけれども貞宗打勝たり、

〔祇園執行日記〕貞和六年十二月五日、江州御敵儀、賊高山寄來勢多邊御方陣（守護佐々木判官舎弟五郎右衞門）之間、一合戰之後守護畢、退散之間、自敵方勢田橋燒落云々、

〔室町殿伊勢御參宮記〕應永卅一の年極月の十日あまりよつと申に、室町殿（○足利義量）伊勢御參宮あり、（○中略）勢田の橋はほどなく雲はれて、さだかに見えわたさるゝほどなり、

風わたる跡よりやがて雲はれて浪に横ぎる瀬田の長橋

〔伊勢紀行〕勢田のはし渡り侍るとて

あふみ路や勢田の長橋日もながしいそがでわたれ春の旅人

〔立川寺年代記（後花園）〕文安三年丙寅夏、江州大水出、瀬田橋落、　五年戊辰五月九日、大雨長降、天下大水、損破多、此年又瀬田橋落、

〔宇和郡舊記（下）〕板島殿之事

一板島丸串城主は、西園寺公廣卿御違枝、宣久公なり、（○中略）伊勢參詣の時、海陸の記あり、口は切て輙（○前後闕）より有、（○中略）於勢田橋、

世の中をわたる心は近江なる勢田の橋さへかぎりもぞある

〔信長公記（八）〕天正三年十月十二日、勢田の橋出來申に付て、可被成御一見爲、陸を御上京事も、生便數橋の次第也、各被驚耳目候、

〔信長公記（十二）〕天正七年十一月三日、信長公御上洛、其日瀬田橋御茶屋に御泊、御番衆御祗候之御衆へ、しろの御鷹見せさせられ、次日御出京、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十三日丙寅、相州〈○中略北條〉先向勢多之處、曳橋之中二箇間、並楯調鏃、官軍并叡岳惡僧、列立招東士、仍各挑戰云云、

〔類聚大補任七鎌倉〕承久三年〈辛巳〉
冷宮賜子內親王〈○中略八月廿一日御歸京、以力者御輿、以下御輿、於勢多橋東爪、乞御輿、〉

〔海道記〕四月〈○貞應二年〉四日の曉、都出し朝よりも雨にあひて、勢田の橋のこなたにまばらくとまりて、あまたくしてゆく、けふあすともしらぬ老人をひとり思ひ置てゆけば、

おもひをく人にあふみのちぎりあらば今かへりこん勢田のなが橋

〔東關紀行〕曙の空になりて、せたの長橋うち渡すほどに、湖はるかにあらはれて、かの滿誓沙彌が比叡山にて、此湖を望つゝよめりけん歌おもひ出られて、漕行舟のあとの白浪にはかなく心ぼそし、

世中を漕行舟によそへつゝながめし跡を又ぞながむる

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向事
駒モトヾロト踏ミ鳴ス、勢多ノ長橋打チ渡リ、行キカフ人ニ近江路ヤ、世ノウネノ野ニ鳴ク鶴モ、子ヲ思フカト哀ナリ、

〔太平記二十二〕佐々木信胤成宮方事
土佐守伊勢國ノ守護ニ成テ下向シケルガ、〈○中略〉勢多ノ橋ヲ打渡レバ、衣手ノ田上河ノ朝風ニ、比良ノ峯ワタシ吹來テ、輿ノ簾ヲ吹揚タリ、出綱ノ中ヲ見入タレバ、年ノ程八十計ナル古尼ノ、頭ニハ髪ノミヨリテ、口ニハ齒一モナキガ、腰二重ニ曲テゾ立タリケル、土佐守驚テ、〈○中略〉尼ヲバ勢多ノ橋爪ニ打捨テ、空輿ヲ舁返シテ、又京ヘゾ上リケル、

〔梅松論下〕山上の敵退せざる間、九月中旬〈○建武三年〉に小笠原信濃守貞宗、甲斐信濃兩國の一族并軍

聞、爲佐々木定綱奉行、以船奉渡湖海之處、延暦寺所司等、相交雜人之中、依現狼籍、定綱郎從、相從相咎間、不圖起鬪亂、及殺害、○下略

(吾妻鏡十五)建久六年三月四日己丑、將軍家○賴朝出江州鏡驛、前瀨路被馬給、爰台嶺衆徒等、降于勢多橋邊、奉見之、頗可謂橋前途歟、將軍家安御駕橋東、可有禮否思召煩、頃之召小鹿島橋次公業、遣衆徒中、被仰子細矣、公業跪衆徒前申云、鎌倉將軍、爲東大寺供養結緣、上洛之處、各群集依何事哉、尤恐思給侍、但武將之法、於如此所無下馬之禮、仍乍乘可罷通、敢莫被咎之者、不聞食返答之以前、令打過給、至衆徒前取直弓、聊氣色、于時各平伏云々、

(承久軍物語四)六月三○承久年十二日、海道の大將さがみのかみ時房、せたのはしちかくをしよせ、野路にぢんをとりたまふ、はやりをの兵ども河ばたにをしよせみれば、橋いた二けん引おとし、かいだてかきて山田次郎を大將として、山法し少々ぢんをとりたり、さがみのかみの手のもの、はしみの太郎、さゝめの二郎、はや川三郎以下、はしづめにをしよせてたゝかひけるが、かたきにてしげくいしらまされて引しりぞく、二ばんに江戸の八郎、あだちの三郎、さぬきの太郎三人、けたをわたりてむかひにつかんとしけるが、あまりにつゞくいられて二人は引しりぞく、あだち三郎はよろひよかりければ、しばしさゝへてゐたりしかども、てしげくいるほどに、これもこらへかねて引しりぞく、三ばんにむら山とう八人、けたをわたりけるが、それもいしらまされて引しりぞく、四ばんに廿人つれたる兵、はしげたをわたりて、かいだてのきはまでせめよせたり、かたきさしづめ引つめいけれども物ともせず、その中にくまがへ平内左衞門、くめのさこん、いはせのさこん、同五郎兵へ、こえづかの平太郎、よしみの十郎、しそくの小次郎、ひろた小次郎、たちをぬひて三のかいだてをきりやぶつて、しごろをかたぶけせめよするを見て、山法し一たゞかひもせず、さつと引てのきにける、

（江家次第十二）公卿勅使發遣幷路次儀

使歸宿所改裝束（或束帶）騎馬、到白河修禊、（中略）△其事了騎馬、（御幣使公卿使共人騎馬）使出會坂關、近江國司承到勢多驛、（給分中臣使部、下馬）國司進供給、

（宗信卿記）承暦元年六月廿八日甲午、今日有伊勢臨時奉幣事、（○中略）良刻著勢多驛、（中略）今日途中、雨雖分中臣勢多驛事、不下、是先例也、

（堀河院御時百首和歌橋）　權中納言匡房

まきの板も苔むすばかり成にけり幾代か經ぬる瀨田の長橋（○又見新古今和歌集）

（治承元年公卿勅使記）安元三年（○治承元年）九月六日壬子、今日（○中略）使請遣示驛家（近江）幷勢多橋事等於左少辨了、則有返事、

（源平盛衰記三十九）重衡關下向附長光寺事

十日（○元暦元年三月）本三位中將重衡卿ハ、兵衞佐（○源頼朝）依申請、梶原平三景時ニ相具シテ關東ヘ下向、（○中略）勢多唐橋、野路宿、篠原等、鳴鏡ニ陸ル鏡山、鏡ノ宿ニゾ著給フ、

（源平盛衰記四十五）內大臣關東下向附池田宿遊君事

關山園城寺打過ギテ、大津ノ打出ノ濱ニ出タヌレバ、粟津原トゾ聞キ給フ、（○中略）湖水遙ニ見渡セバ、踏定ナキ蜑小舟、波ニ漂キ我身ニタグヒツヽ、勢多ノ長橋轟々ト打渡シ、野路ノ野原ヲ分行キテ、野洲ノ河原ニ出デニケリ、

（玉葉）文治三年四月廿四日乙未、左少辨親雅申齋宮群行之間事、勢多橋於今者不可叶、先例自前年有沙汰猶難叶、況國土凋弊之時、更不可叶、天治例以御船有渡御、今度如何、可渡浮橋歟、仰云、天治例於此條者強不可被急遂歟、但浮橋事、無煩無危者、又何事之有哉、

（吾妻鏡七）文治三年十月七日甲戌、右武衞（○藤原能保）飛脚參着、去月十九日、齋宮群行也、而勢多橋破損之

レ魂消テ、則地ニモ倒ツベシ、サレドモ秀郷天下第一ノ大剛ノ者也ケレバ、更ニ一念モ不レ動ゼシテ、彼大蛇ノ背ノ上ヲ荒カニ踏テ、閑ニ上ヲゾ越タリケル、然レ共大蛇モ敢テ不レ驚、秀郷モ後ロヲ不レ顧シテ遙ニ行隔タリケル處ニ、怪ゲナル小男一人、忽然トシテ秀郷ガ前ニ來テ云ケルハ、我此橋ノ下ニ住事、已ニ二千餘年也、貴賤往來ノ人ヲ量リ見ルニ、今御邊程ニ剛ナル人未見、我ニ年來地ヲ爭フ敵有テ、動バ彼ガ爲ニ被レ悩、可レ然バ御邊我敵ヲ討テタビ候ヘト、懇ニコソ語ヒケレ、○下略

〔風雅和歌集 賀二十〕天祿元年、大嘗會悠紀方屏風の歌、近江國勢多の橋をよめる、　兼盛

みつぎものたえずそなふる東路のせたの長はし音もとゞろに

〔夫木和歌抄 雜二十一〕家集　兼盛

あはづの、あはですぐるはせたのはしこひてわたれと思ふなるべし

此歌はするがのかみに成て下けるに、あはづといふ所にやどりたるに、惠慶法師とひて侍返事と云々、

〔更科日記〕我ゐていきてみせよ、いふやうありとおほせられければ、かしこくおそろしく思ひけれど、さるべきにや有けむ、おひ奉りてくだるに、びんなく人をひてくらんとおもひて、その夜せたのはしのもとに、此宮をすへたてまつり、せたのはしを、ひとまばかりこぼちて、それをとびこして、このみやをかきおひ奉りて、七日七夜といふに、むさしの國にいきつきけり、○中略みつ海のおもてはる〲としてなでしま、竹生島などいふ所のみえたる、いとおもしろし、せたのはしみなくづれて、わたりわづらふ、

〔續古事談 五諸道〕晴明、大舍人ニテ、笠ヲキテ勢多橋ヲユクニ、慈光コレヲミテ、一道ノ達者ナラムズル事ヲシリテ、ソノヨシヲイヒケレバ、○下略

〔日本紀略 十三後一條〕萬壽元年十一月廿三日丁未、是日、近江國勢田橋燒亡、

〔日本書紀天武二十八〕元年七月辛亥、男依等到瀨田、時大友皇子及群臣等、共營於橋西、而大成陣、不見其後、旗旘蔽野、埃塵連天、鉦鼓之聲聞數十里、列弩亂發、矢下如雨、其將智尊率精兵、以先鋒距之、仍切斷橋中、須容三丈、置一長板、設有踏板度者、乃引板將墮、是以不得進襲、於是有勇敢士、曰大分君稚臣、則棄長矛、以重擐甲、拔刀急踏板度之、便斷著板綱、以被矢入陣、衆悉亂而散走之、不可禁、時將軍智尊、拔刀斬退者、而不能止、因以斬智尊於橋邊、則大友皇子、左右大臣等、僅身免以逃之、

〔續日本紀淳仁二十五〕天平寶字八年九月壬子、軍士石村村主石楯斬押勝、傳首京師、○中略時道鏡常侍禁掖、甚被寵愛、押勝患之、懷不自安、○中略遂起兵反、其夜相招黨與、遁自宇治奔據近江、山背守日下部子麻呂、衞門少尉佐伯伊多智等、直取田原道、先至近江、燒勢多橋、押勝見之失色、即便走高島郡、而宿前少領角家足之宅、

〔續日本紀桓武三十八〕延曆四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海眞人三船卒、○中略時惠美仲麻呂、途自宇治走據近江、先遣使者、調發兵馬、三船在勢多、與使判官佐伯宿禰三野、共捉縛賊使及同惡之徒、尋將軍日下部宿禰子麻呂、佐伯宿禰伊達等、率數百騎而至、燒斷勢多橋、以故賊不得渡江、奔高島郡、以功授正五位上勳三等、叙近江介、

〔三代實錄清和十六〕貞觀十一年十二月四日丁亥、近江國勢多橋火、

〔三代實錄清和十九〕貞觀十三年四月四日庚辰、近江國勢多橋火、

〔三代實錄清和二十九〕貞觀十八年十一月三日丙子、近江國勢多橋三間破絶、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事

承平ノ比、俵藤太秀郷ト云者有ケリ、或時此秀郷只一人勢多ノ橋ヲ渡ケルニ、長二十丈許ナル大蛇、橋ノ上ニ横テ伏タリ、兩ノ眼ハ耀テ天ニ二ツノ日ヲ掛タルガ如シ、雙ベル角尖ニシテ冬枯ノ森ノ梢ニ不異、鐵ノ牙上下ニ生チガフタ、紅ノ舌炎ヲ吐カト怪マル、若尋常ノ人是ヲ見バ、目モタ

〔和爾雅一下地理〕近江國　勢田長橋渡

〔和漢名數地理〕東路大橋　勢多江州

〔京羽二重四〕三大橋略○中　勢田橋　江州湖水ニ渡ス

〔書言字考節用集二乾坤〕勢多韓橋又作辛橋、又作瀬田、江州栗太郡、俗云、往古架橋之處、在石山麓身投石傳、今按、土俗霊孤手、其地則新拾遺所謂夢浮橋遺跡也、

〔名所方角抄近江〕西近江分

勢多　長橋とも、唐橋とも、粟津の南也、橋は西へかけたり、

〔國花萬葉記十近江〕勢多長橋　せたの唐橋共　あはづの南也、橋は東西へかゝれり、長百九十六間橋上より南に石山寺みゆる、是より湖上の浦々を見渡す景無雙也、

〔東海道名所圖會二〕勢田橋

志賀郡粟太郡の堺なり、小橋長サ二十三間、大橋長サ九十六間、中島あり、高欄擬寶珠は造替毎の年號を鐫す、略○中一名青柳橋、和歌には勢田長橋、或はから橋、とゞろきの橋とも詠り、略○中抑此橋は帝城の要害にして、古來騒擾の時、引事たび〳〵なり、略○中或記に曰、唐人此橋を通る時、外國にも又比類なし、小國には過分なりと賞して、廣輿記に書記しけるといひ傳ふ、

勢田夕照

沙島風帆帶夕曛、夕陽人影與橋長、勢田懸綱東山月、一色江天雨景光、

〔伊勢參宮名所圖會二〕勢田橋　大橋長九十七間、幅七間、小橋長廿七間、幅四間、中島の間十五間、合長百九十六間、志賀栗太の境に跨る、長橋、唐橋、又とゞろきのはしともいふ、大和に同名あり、近江國中の水こと〳〵く湖に入て、其末流爰に聚り、宇治川を經て淀川に入る、橋の濫觴未詳、

〔玉露叢三十六〕一所々橋料ノ事

五千石　江州瀬田ノ橋料　瀬田ノ大橋ハ長九十六間、小橋ハ長三十六間、

眞間繼橋

近江國勢多橋

〔和爾雅 一下 地理〕下總國　眞間繼橋(マヽノツギハシ、在葛飾郡一)

〔南留別志 二〕眞間の橋を繼橋といふ、繼をまゝとよむゆゑなるべし、

〔江戸砂子 六〕下總國葛飾郡の內
眞間の繼橋　大門の松並木を入て少の川にかゝる、わたり四五間ばかり、かたはらに鈴木何某が立る碑あり、

〔國花萬葉記 十下 總〕眞間の入江　繼橋あり、國府よりちかし、

〔江戸名所圖會 二十〕眞間繼橋　弘法寺の大門石階の下、南の方の小川に架す所の、ふたつの橋の中なる小橋をさしていへり、或人いふ、古へは國府より眞なして中間にて、打かけたる故に、繼にしとにいふなりと、さもあるべきにや、

〔萬葉集 十四 東歌〕安能於登世受、由可牟古馬母我、可都思加乃、麻末乃都藝波思、夜麻受可欲波牟、
　右四首 ○略五首 下總國歌

〔東路のつと〕まゝの繼橋のわたり、中山の法華堂の本妙寺に一宿して、翌日一折などありしかど、發句計を所望にまかせて、
　杉の葉やあらしの後の夜はの雪

〔遊囊賸記 三〕眞間入江ハ行德ヨリ船橋カケタ、或ハ葦蘆ノ沼トナリ、或ハ水耕ノ田トナリナ、イツシカ滄桑遠ザカリ行ク、眞間ノ井、繼橋、手見名ノ墓モ形バカリゾ殘リケル、

〔今昔物語 二十五〕平將門發謀反被誅語第一
今昔、朱雀院ノ御時ニ、東國ニ平將門ト云兵有ケリ、○中略 王城ヲ下總ノ國ノ南ノ亭ニ可建キ議ヲ成ス、亦礒津ノ橋ヲ京ノ山崎ノ橋トシ、相馬ノ郡ノ大井津ヲ京ノ大津トス、

〔伊呂波字類抄 世 國郡〕勢田橋セタノハシ

〔拾芥抄 下本 大橋〕大橋　近江勢多

てはめけるが、其名をいふ人なかりしを、今年まで四十年、其人をしらざりしに、今年の晩春、幽篁庵の席上、話此事におよび、おのれが見たる所を語りしに、(見たるとへ、はしのおちし時、かけ行きて見たるはなし、)御主人(松久五十之助)日、一刀をふりしは南町奉行組同心渡邊小右衞門と云ひし半老の人なりと聞きて、其時にあひて四十年しらざりしを發明して耳を新にせり、此人なくんば、なほいく人か溺死せん、無量の善根といふべし、

下總國眞間繼橋

〔花月草紙六〕深川の八幡のやしろのまつりある日、おほくの人みにいきけり、二つ三つばかりの子をいだきて、母の行きたるが、大なるはしあり、わたらんとすれば、その子のひたなきになきてやまず、橋をわたらじとかへればなきやみつ、いかにしつることよとて、さまざまにすれどはじめにかはらず、まづさらばこゝらにいこふべしとて、はしのかたはらにゐたるが、しばしゝてはしのうへのひとさわぎたちて、聲のかぎりによびつゝ、あわてふためきにげまどふ、いかなることゝもわかずよくきけば、そのはしの半よりおちて、わたりかゝりし人千人許もおちしとなり、それをきくよりかの母も、おぼえずなみだおちてけり、いかにしてこの子のしりつらん、神佛のたすけ給ひしなりとて、ふしをがみつゝ、いそぎかへりにけり、その子のみかはその母もしりたれども、たゞ私の心におほはれててらし得ぬなりけり、もとよりそのわざはひにあふものは、おもてにもあふれて、そのあしき色をあらはすべければ、心のかゞみははやてらしけんをしらざりしなり、

〔武江年表十〕安政三年八月廿三日、微雨、廿四日廿五日續て微雨、廿五日暮て次第に降しきり、南風烈しく戌の下刻より殊に甚しく、近來稀なる大風雨にて、○中略永代橋大船流當りて、半ば崩れたり、

〔夫木和歌抄雜二十一〕まゝのつぎはし　下。總。又近江、上總、

女　　百五人　　子供男女　七十六人
半死半生之者　　二百人
死骸引取手無之者　　拾壹人
懸物取戻し　　二百三十六腰
〆九百四十七人　　外凡百三十人程死骸無之分
一八月廿日貴町奉行之御届をみしといふ書付には、　　三百九十一人
一八月十九日より六日目之御届五百貳人
一一說に即死二百十九人　內百三十八人、八月廿日御檢使請候分、八十九人、八月十九日引取候分、
此外佃島にて引上しも少からず、二日三日過て羽田沖、また角田川油堀邊よりも死骸浮上り候由、

〔蜘蛛の糸巻〕永代橋崩る
文化四年丁卯八月廿九日、深川八幡祭禮の日、朝四つ時比、貴重の御船永代橋の下を通るとて、空船なれども橋番人、繩を橋のきはに引き張りて人を留めけるに、珍らしき祭禮ゆゑ、千家萬戸見ざるはなく、時刻は四つ時、人の出盛りなりしに、大方は皆此永代橋にかゝるゆゑ、一統のなは數百人を止めし事半時あまり、まちくたびれたる時、それ通れとて繩を引くを見て、數百人の驅け通る足の力、橋の重み、數萬斤の物をまろばすが如くなりし故、細き長橋いかでかたまるべき、橋の眞中より深川の方へ十間計りの所を、三間あまり、踏み崩しければ、いかでか落ちざらん、跡の者はかくとはしらず、おしゆくゆゑ、おされて跡へすさる事ならず、横へひらく道なき橋の上なれば、蟻のやうに入水したるもの多かるべし、此時一人の武士刀を抜きて高くひらめかしければ、是を見て跡へ逃げ歸りて道を開きたり、○中略此一刀にて多くの人を助けしとぞ、此事世上に

同怪我　　　　拾人

右之通ニ候

一永代橋損落候節水死いたし引取人江引渡候物の幷引受歸り候後相果候者姓名、

松平薩摩守中間　余八卯三十五才〇以下人名略

右人數高百三十人

町内江引取候後相果候者

靈岸島銀町又右衛店佐七娘　いく卯六才　かう卯三才〇以下人名略

右人數高拾四人

右之人數は町方撿使を請候分也、十九日夜八時迄は撿使なくして、番付に引取候者にわたし候よし、夜に入りて盗賊共僞名を以て引取、衣類を奪ひ候樣なる風說有之、無據撿使にて姓名を改候由、依之人數之風說まちまちにして一同ならず、傳聞の儘記す所左の如し、

一十九日夕、永代橋際にて死骸に札付候番付をみしに、百九十四と有之、

一一說に

存命　三百四十人　　溺死　四百四拾人

助船　百四拾四艘　　助人數　七百四十五人

右町奉行より御老中江御屆之寫と有之、未詳、

一一說根岸家ニ而寫せしと云書付　是異說也

永代橋水死人　　七百三拾二人

内

武士　八十六人　　町人　四百二十四人

當月（卯八月／文化四）十九日深川八幡祭禮之節、永代橋損所出來墜り踏り候者、多人數水中江落入、怪我人又は相果候者多有之由、右ニ付怪々町家之者共引受、又は取片付ニも致難儀、存命にて引取候分も、療治手當不行屆難儀之者有之候はゝ町役人共無油斷相糺、町會所へ可申出候、糺之上相當之御手當可被下候、右之趣御沙汰ニ而、早々可相觸候、以上、

卯八月

一可稼當人水死いたし候へは　鳥目五貫文

家族之内水死いたし候へは（當人付）　鳥目三貫文

但二人以上は、壹人ニ付壹貫五百文宛相增候積、

一可稼當人怪我いたし候へは　鳥目三貫文

家族之内怪我いたし候へは（當人ニ付）　鳥目壹貫文

但二人以上、壹人ニ付五百文ツヽ相增候積り、

一八月十九日、永代橋損所出來、落入水死又は怪我いたし候者之內、困窮難儀の者共江、町會所より御手當被下候分、左之通、

人數五拾六人　口數三十六口

但三百六拾四貫五百文

此金五拾四兩貳分、銀貳匁三分壹厘九毛、但（金壹兩ニ付錢六貫八百八十文替）

內

可稼當人水死　拾八人

同怪我　五人

家族之內水死　二十三人

の難有所なりと、人々感涙せしとぞ、○又見二甲子夜話一

〔永代橋危難〕川岸に出しばしがほどやすらひて、橋を見わたしたるに、人のこみ合真黒く、其中に幟、あげごし、かさぼこのかず〳〵、はやしたて、わたる、何も見事の祭にて、見物のぐんしゆ左こそと思はるれ、やがて小船を呼かけて乗つ漕出て見るに橋の杭のことにゆがみたるあり、其ひずみかうらんに見えたる、あやふき事よと見あげたるに、ねりゆくも此祭ばかりにて、橋の左右に立居たるぐんじゆ、一同にこの跡につきて、深川の方へわたらんとすなれば、西の方は人すくなく、まばらに見えし、既に川の中ばにも乗たらんと思ふほど、跡の方にて大せいの人聲すさまじく聞えければ、驚ふりかへり見るに、めり〳〵とひゞきて、さしも大きなる橋げた、たわみくぼむと見しが、中九尺ばかり板のあきたる處より落入る人々、千石どほうしへ米の落入がごとく、あまたのぐん、じゆ左右より落かさなり、しばしはくがちの如く、人のうへに人かさなりて、水に落入さま見るもいたましく、其聲耳もつぶるゝ計也、岸に有つる舟はみな漕出て、引上げ〳〵、又板子をなげ出し〳〵、是に取つき流るゝを引上げ助るもあり、○中略さてはじめの程引上し男女、死に及ぶべきも見えず浮出たるを、皆引上しは、四ッ半頃なりしが、其後追々に浮出しは、皆氣絶してありしを、引上々々おびたゞしき事ゆゑ、男女をわかち、老人小兒をも所をかへならべ置しを、ゆかりの人々尋あたりしは、さま〳〵に介抱し、又は連行も多かりし、其日は大橋もゆきゝをとゞめ、両國橋のみ渡る事なれば、夜に入ても挑灯のゆきゝ、夜半ともしられず、翌廿日には橋近き佐賀町に、假の役所御しつらひ、月番與力衆御詰、御撿使もとく濟て御引渡被成候趣を、町中御觸も有し程也、當日より其夜に至ても尋あたりて連行しは數しらず、訴て引取し分は、其名處もとゞめし事とて、其分男女小兒とも四百廿餘人と聞えし、○下略

〔永代橋凶事實記〕一御觸書之寫

享保六巳(四十〇大正二一年)三月

深川

諸町人共

御奉行所樣

〔夢の浮橋 上〕八月(四年〇文化)十五日、深川八幡三十四年目祭禮ニ而、殊に今年は身延山靈像開帳所淨心寺ニ而開帳有之、依て其賑ひいはんかたなし、〇中略 しかるに十五日は雨降り、十九日に相成、當朝神輿三社、第一は八幡宮、第二は大神宮、第三は春日宮となり、外之祭禮は跡より神行なり、深川は諸々の往來群集につき、早朝より神輿渡候古例のよしにて、既に當朝輿昇百人ほどづゝにて揚候處、いか成事にや、三神とも動かず、輿より水のたるゝ事汗の如しとかや、〇中略 四ツ時過群集をなし、やれ橋が落る、それ橋が落るといへども、人々更に不入聞、折節本所よりゆもく橋邊にて、十七八歳の女首を切落され候由にて、是へ參る人に、供の人一ぱいに相成、折から橋向へ一番のだしを引出せしを、それ供が來ると云程こそあれ、エイ〱聲にて、又向にはかさなる人にて、鐵棒をふり廻し打はらへば、橋の上へ逃上り、此方からは押かゝり候、折ふし東の橋詰より一ト間殘し、竪十二間ほど二ツ折て落けるにぞ、又跡より押落し候人夥しくの由、やれ橋が落た〱と呼はれども、嘘とのみ心得しにや、却て押もあり、又中程が落しとこゝろへ、東をさしてにぐるもあり、又此騷動にそこばくの怪我ありとかや、然るに或士橋桁にとりつき、刀をぬき振回しけるを見て、夫喧嘩じや、やれ拔たはと云程こそあれ、人々西をさして逃歸る、此仁に助られし人いくばくか知れずとなり、誠に御智の働き、萬人の命にありとぞ聞へし、〇中略

人數大積り橋竪十二間、巾四間程、此坪數四十八坪、但一坪老若二十人詰、凡九百六十人、此目方九千六百貫目程、但壹人十貫目平均、外ニ落され候人不知と也、

早速川中の船御用船に御引上げ、流るゝ人御助ありて、怪我人は十が一にも及ばずと、是御威光

ばし往來障り候節、自由よろしく可有御座候、永代ばしは新大はしよりも往來多く相見へ候得共、御取はらひに罷成候て、新大はしの方往來可仕間、差障は御座なくと奉存候、以上、

亥ノ四月

中山出雲守
大岡越前守
丸毛美濃守
鈴木伊兵衛

諸役人の評議右のごとく、然らばとて永代橋御取はらひの趣決定仰出されけるにぞ、深川筋の町人どもは申に及ばず、江戸にても彼も是も最寄の者共大きに驚き、愁訴の告文を月番の町奉行所へ捧しかば、兩町奉行も尤左こそと聞取て、頓て御老中方へ言上に及ける、○中略御老中方にもいろ／＼評議有之、同十日詰番大岡越前守を召て、山城守殿、佐渡守殿御列座にて、町人共願之通り、永代橋被下置段を、佐渡守殿被仰渡けるに依て、翌十一日、越前守役所へ町人共呼出し、出雲守一座にて、其旨申渡しける、町人共先達而差上候願書左のごとし、

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一深川町々總町人共申上候、永代橋大損仕候ニ付、御修復之義奉願上候處、右はし近々御取はらひに被遊候旨被仰渡奉畏入候、當所の義ハ、御當地湊にて、江戸諸國商人日々入込、往來仕候處、右橋御取はらひ被遊、はし斷絶仕、船渡ニ罷成候得ハ、深川中は不及申ニ、江戸町々之者ども平生往來、殊に風雨満水の節は難義ニ罷成、其上急火の節ハ、立退候男女諸人ひしと難義仕候ニ付、乍恐私ども奉願候ハ、御慈悲を以て只今迄の有來候古橋、其儘被爲差置被下候ハヾ、右橋之義、永々深川町々、幷江戸町中合、斷絶無之樣可仕候間、御慈悲を以て被聞召分、諸人の御救ひに、奉願候通り、其儘被差置被下候ハヾ、難有奉存候、以上、

り、葛西の猿ヶ俣等あふれて、千葉葛西領かけて、この川に四萬石餘皆無したりし也、

〔江戸會議秘鑑四〕永代橋新大橋之内、御取拂被仰出候事、并永代橋町人共願ひに付、町預りになる事。

新大橋掛直し御普請被仰付たる同年、（享保四年）永代橋も同く大破に及びければ、町奉行見分の上、書付を以て言上其文面にいはく、

一永代橋、新大橋見分仕候處、大破ニ而御普請無御座候ては相成難く御修覆には難成事存候、

一永代ばし新大橋、總じて橋杭は水際よりくさり、其外諸道具共打損じ、往來危き躰に相見へ申候、

一永代橋は新大橋よりも高く、木道具も丈夫に御座候間、御普請被仰付候節、新大橋よりは御入用も過半相增可申と存候、以上

亥ノ三月

中山出雲守
大岡越前守
丸毛美濃守
鈴木伊兵衛

右之上書、御老中方御一覽之上、再三御評議をこらされける、御上如何ニ決斷御座候にや、永代橋新大橋の内、壹箇所取拂に被仰付候由、町奉行、御勘定奉行、御勘定吟味役等打寄評議これあり候て、猶亦上書を捧ぐ、

覺

一永代ばし新大はし兩橋の内、壹箇所取はらひに被成候義、見分之上了簡仕候處、永代ばし御取はらひ、新大はしは差置可然と奉存候、新大はしは本所中ほどにて御座候、火事等之節兩國

一新大橋古板之所、飛々朽損百五拾ヶ所、差板切込致、繕可然旨、戌八月十八日御内寄合ニ而申上、御入用爲積、金六兩貳歩、銀拾貳匁三分掛リ候段申上候所、窺之通可申付旨被仰渡、同日道役江申付候事、

〔武江年表 八〕文政六年五月十九日より近在出水、大川筋大水、○中略兩國橋危く、新大橋は半くぼみたり、

〔武江年表 十一〕文久二年十二月廿四日、新大橋御修覆始る、

永代橋

〔江戸砂子 一〕永代橋　長凡百十間餘　幅三間一尺五寸

元祿九年はじめてかゝる、其以前は深川の大わたしと云て船わたし也、此橋すぐれて高し、富士筑波をはじめ、伊豆、箱根、安房、上總隈なく眺望斜ならず、江府第一の大橋也、此所大湊にて鐵炮洲までの間、數百の廻船かゝる、此所にて川幅凡百二十間餘あり、

〔遊歷雜記 三〕永代橋ハ、永代島ヘ掛レルガ故ノ名ナリ、○中略元祿九年、將軍家綱吉○德川五十ノ御賀ニ掛シメ玉フトイフ、其後享保四年大破ニ付、取捨ラルベキヲ、同六年三月、願ニ依テ深川町人共ヘ賜ハリ、爾來永ク斷絶ナシ、

〔三王外記 憲王〕元祿中、王詔、於兩國橋下流、更造二橋、一曰新大橋、在兩國橋南里餘、二曰永代橋、在新大橋南里餘港口橋之東南、曰永代洲、故名也、舊以舟渡行人、二橋成而民甚便之、

〔事蹟合考 四〕新大橋永代橋之事

元祿十一年中、永代橋かけらるゝ、この時老中阿部豐後守正武、河村瑞軒に申さるゝは、ありがたき御仁政にてはなきか、萬民通路のため公儀御失却夥敷をも御厭ひなく、大橋二箇所までかけられ候、何と大水の時分などいたみはあるまじきやと被申時、瑞軒答へ候は、されば大水の時は川上田地四萬石ばかりは痛ていたみ申べしと答へしが、果して寶永元年利根川筋洪水のみぎ

右衛門、下役として同心に安房守組より中田平右衛門、長谷川半兵衛、和田金助、野村彌兵衛、大久保喜兵衛、大久保喜右衛門差出ス、

但出雲守組より出役の名前同心之方書記切候て相みへす、中略

一享保四亥年、新大橋掛直し新規御普請被仰付、此時も町奉行懸りにて、中山出雲守組與力松浦彌次右衛門、山上八太夫、大岡越前守組與力萩野左大夫、飯島仁兵衛、奉行下役同心出雲守組青柳儀右衛門、鈴木萩右衛門、吉田猶兵衛、越前守組より曾根喜右衛門、町田喜助、岡田彌五郎出役せり、此時御老中御懸りには戸田山城守殿也、町奉行兩人ヱ山城守殿より御沙汰有之しは二月の事也、同年三月十八日、出雲守方内寄合に、右與力共呼出し出役之儀申渡し、同六月八日に釿始して、同九月廿五日皆出来也、凡晴天八十二日に而御普請成就せり、此時御入用高合て金六千貳拾七兩、大工は喜兵衛、清兵衛、請取可出来す、本橋無掛らざるよし、明れば享保五子年二月六日、町奉行を御城へ召され、戸田山城守殿被仰渡候には、去年中新大橋掛直し御普請之節、出役の者共骨折出精ニ付、早速出来、一段に思召候、依之御褒美被下候段、御達には先例之通り、與力四人へ白銀五枚ヅヽ、同心六人へ同二枚ヅヽ、被下候、

〔本所深川橋々書留〕享保四亥年

一本所橋數　三拾四ケ所内

新大橋　長百八間、幅三間貳尺、

〔一話一言　三〕鹽入日記抄杉田八兵衛なり、伯父八郎右衛門覺

一同年十〇享保三年九月朔日二日、大風雨にて所々破損あり、築地牛込揚場大水出る、橋々落る、兩國橋、永代橋、新大橋、何れも九月十二日に落候由、近年不覺水之由、人々申候、

〔本所深川橋々書留〕享保十五戌年

江戸御繁栄に就て、下つさの本所迄も、年に増月を重ねて賑ひはびこり、士農工商爰に住し、江戸本所の通路今に於ては差別なく、偏に江戸と一所の如し、しかるに両国橋一ツにては、常の通行だに廻り道多くして、諸用差閊る由也、増て非常の折柄には、世人の難義、事に寄ては生死の境にも成なん、今一ツ中央に大橋興立あらば、大ヒ成る世の扶け、是もろ〳〵の御祈にも増りて能き善根ならめ、庶幾は尼が願の一筋聞召聞かせ給へとかきくどき仰ければ綱吉公尤感伏し給ひ、此御願は国土の為、広大の御功徳、後世不易の御善根なり、いかでいなみ申さんやと、即時に御催有て、其筋の役人へ仰付られ、忽橋成就す、即今の新大橋是也、実に此功徳万世に徹りて、桂昌公の寛徳を仰ぎ崇みける、

〔江戸名所図会 二〕風羅袖日記 元禄五申年の冬、深川大橋なかばかゝりけるとき、

初雪やかけかゝりたるはしのうへ　芭蕉

同じく橋成就せし時

ありがたやいたゞいて踏はしの霜　芭蕉

〔江都管鑰秘鑑 四〕新大橋開基従来之説之事

抑新大橋の濫觴は、憲廟〇徳川綱吉の御時にや、元禄六酉年五月六日、御城にて町奉行の詰番能勢出雲守を中の間へ御呼なされ、御老中列座にて、被仰渡は、濱町水戸殿揚地ゟ深川元町へ新規に大橋可被仰付候、小普請方懸りに申達置候得共、猶又御評義の上、各懸りに被仰付候場所に有之候、御材木百七拾本受取て早速御普請申付べく候と也、出雲守御受申上られ、尚又いろ〳〵伺筋の義など申のべらる、其内に水戸殿上地の内に、乙ヶ淵といふ有、其外に池も有之候間、是をば如何可仕候哉と伺はれけるに、何も埋させて地面は平均いたさせ然るべきよし御差圖也、此節普請方懸りには、北條安房守組與力、安藤小左衛門、蜂屋斎大夫、能勢出雲守組與力深澤十大夫、福岡藤

大江戸より本所へわたしたる橋を、兩國の橋とぞよぶ、いにしへこの川よりをちはまるつふさの國なりければ、まかなづけたりとあるひといひき、在五中將〈○在原業平〉のとほくもきにけるかなとわび給ひしすみだ川は、此かみつ瀬にして、淺草なる大ひざも、このながれよりとりわけ侍りけるとぞ、ふじのねはさらなり、ますかげはなしとよめるつくばの山も、手にとるばかり見ゆ、そこらゆきかふ舟のおほかるは、たゞ柳の葉をこきちらしたるがごとし、夏のころはことに舟あまたつどひて、いと竹の音川波にひゞきあひて、おそろしきまで聞ゆ、げにひろき都の中にもなぞらふべき所だになく、こゝなうにぎはしきわたりになむ、

〔江戸砂子 一〕新大橋　兩國の川下　長凡百間餘

元祿六年始てかゝる

〔江戸名所圖會 二〕新大橋　兩國橋より川下の方、濱町より深川六間堀へ架す、長凡百八間あり、此橋は元祿六年癸酉始て是をかけ給ふ、兩國橋の舊名を大橋と云、故に其名によつて新大橋と號らるゝとなり、

〔泰平年表 憲廟 同〕新大橋は、元祿六年〈○中略〉に架る、

〔事蹟合考 四〕新大橋永代橋之事

元祿十〈○十、恐六誤〉年の頃、新大橋懸らるゝ、

〔翁草 五〕江府新大橋之事

桂昌院殿〈○將軍德川綱吉母本庄氏〉は、元來賤より出給ふといへども、其操正敷御善行勝て計へがたし、〈○中略〉

將軍家〈○綱吉〉御厄年の事とかや、諸寺諸山の御祈りなどいと個成けるに、右ニ仍桂昌公より御願の一筋有、御聞届有て給ひてんやとの御事なりしに、素より綱吉公には御至孝の御志なれば、如何樣の御願成とも仰玉へ、叶へ參らせ侍らんとの御答也、時に桂昌公の宣く、餘の願ニハ侍らず、

えしが、見を引つかんで水に打入る、妻これはとおどろくを、又足をかきて倶に投入、つゞきてみづからも飛込たり、見る人驚といへども救べきよしなく、忽溺れ死たりとなん、大志ある人にはあらねど、其廉恥賞すべし、憐むべし、

〔甲子夜話二十九〕今年〔癸未○文政六年〕梅雨ノ頃、日和續テ炎氣堪ガタキホドナリシガ、土用ニ入リテヨリ雨霖ヲナシ、晝夜陰霽一ナラズ、六月廿一日、増上ノ惠照院普門律師ノモトニ往シニ、大川ノ邊ニ到レバ、川水溢レテ往還ノ道モ殆ンド川中ニ異ナラズ、兩國橋ヲ渡ルニ、川水赤ク、橋下ニ漲落ルサマ急流眼ヲ射ル如シ、橋欄ノ側ニ二人持、或ハ四人持ホドナル石ヲ多ク並ベテ、橋ヲ鎭ムルノ計ヲナス、夫ヨリ増上寺ヘ往タレドモ、歸路心モトナク、八時ノ頃辭シ去リテ又兩國橋ヲ渡ルニ、鎭石ノ外ニ四斗樋ヲ多ク並ベ水ヲタヽヘタリ、是モ鎭ヲ増サン爲ナリ、水勢ハ彌々マサリ川シモナル大橋ノ中ホド凹ミ傾キタリ、兩國橋モ橋杭ヤヽ動搖スレバ、橋ニ乘テ行クニ昇夫ハ地震ニ歩スルガ如シ、

〔繪本江戸土產〕兩國橋納涼

九夏三伏の暑さ凌がたき日、夕暮より友どち誘引して、名にしあふ隅田川の下流、淺草川に渡したる兩國橋のもとに至れば、東西の岸、茶店のともし火、水に映じて白晝のごとく、打わたす橋の上には、老若男女うち交りて、袖をつらねて行かふ風情、洛陽の四條河原の凉も、これには過じと覺へし、橋の下には屋形船の歌舞遊宴をなし、踊、物眞似、役者聲音、淨瑠璃、世界とは是なるべし、或は花火を上ゲ、流星の空に飛は、さながら螢火のごとく凉しく、やんや〳〵の譽聲は河波に響きておびたゞし、此橋は往昔万治年中初めて懸させたまひ、武藏下總の境なるよし、俗にしたがひ給ひて兩國橋と號たまふとかや、

〔都の手ぶり〕兩國の橋

候、其餘は小橋の事故、書付には乘られず候得ども、同樣に心得られ候へと有ければ、越前守かしこまつて既に本所は一圓私ども支配仕べきの段被仰渡候上は、橋の儀見り候所也と、御請申されけるとぞ、

(本所深川橋々書留)享保四亥年

一本所橋數　三拾四ケ所內

　兩國橋長九拾四間、幅三間半、

(本所深川橋々書留)享保十五戌年

一兩國橋古板通り損々防損候所、四拾壹ケ所、切込繕致直板可爲留、戌正月廿七日御內寄合ニ而申上、御入用金壹兩貳歩、銀六匁八分掛り候段申上候處ニ、窺之通可申付旨被仰渡、翌日道役江申付候事、

(泰平年表惇信院)寶暦十年二月六日、神田旅籠町より出火、淺草、兩國橋、馬喰町、本町通り、日本橋、江戸橋邊一圓、深川一圓燒失、

(岡田雜筆二)江戸兩國橋を、いかにも淺ましき浪人、妻子を具して通りかゝりしが、薩摩芋をうるを見て、小兒あれはしといひてうごかず、さまざまにすかしこしらふれどもきかず、止ことを得ずして芋賣者に乞らく、見らるゝごとくなり、されども今錢なし、しばし貸給はれ、其うち錢とゝのはゞ、たがはず返すべしといへどもうけがはず、あてもなき人に錢かすべきものかはとゝりあはねば、せんかたなく泣兒をつれて行過る時、饗餅取、さきよりのやうすを見しかば、ひそかに其人をまねきて、あまりにいたはしければ、今有所の錢十字を參らせん、芋をとゝのへ給へ、いつにてもかへし給はんことは御心のまゝなりといふに、浪人とりて押いたゞき、思はぬ情をうくる事なり、されどもこれはかり受たる錢なり、用べからずと返す、餅取吾かゝるものなれば、るのたまふに理なれども、事によるぞかし、たゞたゞと勸れどもうけず、橋の欄干によると見

(赤穗義人錄上)堀部金丸嘗僦舍、居兩國橋西矢藏巷、去本莊〇吉良義央居所爲近、以故約衆來過與俱、〇中略於是良雄等四十七人、〇中略畢亦會兩國橋上、衆皆衷甲以韋、夾璧在頭、韡韋短服、各杖短槍代棍、如往救火者狀、〇下略

(三王外記憲王)元祿十六年十一月辛未、邏公邸失火、延燒方二十里、兩國橋焚、避火者不得過、墮水而死者七八百人、

(泰平年表常憲院)元祿十六年十一月廿二日、丑刻江戸大地震、(中略)兩國橋其外橋々落、人多死、

(江都督納秘鑑四)兩國橋新大橋町奉行支配ニ成事〇中略

夫子產鄭國の政をとり、其乘輿を以て人を溱洧に渡す、人々を得て盡難き事を難ず、去ば巨川に橋して民人渡る事を得る、正に是仁政之宥なり、我大都會の内にも橋水長なるものをあげて、その由來を尋るに、記すべき事多くあり、先兩國を始、新大橋の事は、享保之頃、御老中大久保佐渡守殿、町奉行坪内能登守を呼給ひ、仰渡れけるが、程なく向後本所奉行支配たるべきよし申付ける、程なく亥年〇享保四年に至て本所奉行の持を止られ、町奉行の持となりたるは、亥の四月四日の事なりとぞ、此月御用番井上河內守殿なり、月番之町奉行大岡越前守を召て、中の間にて左之通り御書付御渡被成候とぞ、

兩國橋

新大橋

向後町奉行支配ニ成候條、可得其意候、

亥 四月四日

右御書付、越前守拜見有時、猶亦河內守殿仰られけるは、此度本所奉行之役さし止られ候ニ付、本所處々橋々町方へ附候分は各支配たるべし、兩國橋、新大橋之義は、目立候橋故、御書付にて申達

へ、其の橋に新大橋の名あり、此川元来武藏下總の堺といふによりて、両國橋と號しよし、今は本所葛西の邊のこらず武藏國葛飾郡のうちにて、既に利根川を限る也、

〔泰平年表 嚴有院〕万治二年、此年両國橋を懸らる、新大橋ハ元禄六年、永代橋ハ同十二年ニ架る、

〔後見草 上〕酉年(明暦三年)大火事に、諸人退場無之故支、數百人燒死申候ニ付、退場のため、横山町の道筋に、本所への橋一箇所被仰付、両國橋と名附申候、

〔事蹟合考 四〕両國橋幷御米藏之事

御入國後御城下東港荒川筋は、大橋一箇所もこれなき事なり、明暦大火後、万治二年はじめて大橋並置所かけられたるもの、今の両國橋なり、延寶九年(天和元年)十二月廿四日、類燒したる時この橋燒落たり、元禄十一戊寅年九月六日、山下町より出火して三谷邊まで類燒したり、これ東叡山勅額御到着の日にして、被額通り過る跡より出火したり、(中略)両國橋は元の所に返しかけらるるもの、今の両國橋なり、

〔武江年表 三〕天和元年、今年両國橋御掛替あり、矢の倉南脇より、本所一ツ目の橋際へ渡る假橋を設く、今實を元両橋といふ、十五年の後、元禄九年に今の所へ移し替あり、

〔元禄謾話〕元禄元年九月廿四日、今度出來候両國橋、明後廿六日より往還可仕之事、

一只今迄有之候假橋、明後廿六日より往還無用之事、

九月廿四日

両國橋寛文元丑年迄ニ初而出來、天和元酉年、右之橋掛直御普請ニ付、谷御藏脇より本所竪川入口江假橋相掛候處、御普請御材木出來申候ニ付、御普請相止、右假橋ニ而當年迄十六年致往來候處、當三月ゟ元場所江御普請御取掛り、橋出來當月より往來有之、右假橋は御取拂ニ相成候、

て四方眺望すればゑならぬ風景記にいとまあらず、ちかく見わたせば、廻向院念佛のこゑいつもたえせず、それより見やれば、北のかたに駒形堂、淺草觀音堂、又は牛の御前、隅田川まのあたりに見え、遠くは房州、筑波山、ほのかにのぞみ、かぎりなき絶景也、或は諸國の商船多く入船有、出る船あり、三月の比よりして、秋のすゑまでは、遊船群數此ほとりにあつまり、夏月の炎天にはひたすら川面船になりて、流星玉火を帆にあげ、笛太鼓を楫になして、うたひどよめき、一葦の行所をほしひまゝにして、廻向院、駒形堂に上るも有、万頃の茫然たるを凌て、龜井戸、木母寺などに行も有、誠にかくれなき江城の歌吹海也、

〔國花萬葉記 武藏七下〕兩國大橋 三大橋之内 淺草川に有、明暦年中に草創の橋也、武藏國と下總國に渡されたる橋なれば、兩國橋と稱す、是關東第一の大橋なり、眞中に番所をすへて夜陰の非常をいましむ、此大橋の上より四方の眺望なゝめならず、景興一々ゑるしがたし、

〔遊囊賸記 三〕兩國橋ハ永代、大橋、京橋ヲ併テ大川ノ四大橋ト稱スベシ、春夏ノ頃扁舟ヲ泛テ、三股ヲ過テ竪川ニ入テ、天神羅漢ヲ巡詣シ、或ハ隅田牛島ノ邊ニ溯洄スルモ亦一快ナラズヤ、

玉露叢、明暦三年、中略武藏ト下總トノ境、淺草川ノ末、無縁寺ノ前ニ、新ニ長橋ヲ掛ラル、長サ九十六間、兩國橋トイフ、年月ヲ經テ万治三年ニ成就ス、中略

一說、兩國橋ハ寛文元年初テ掛ラル、奉行ハ芝山權左衞門、坪内藤右衞門、其後天和元年掛替御手傳眞田伊賀守、奉行松平采女、舟越左門、矢ノ倉脇ニ假橋ヲ設ク、今爰ヲ元兩國トイフ、然ルニ掛替續用ナラザリシカバ、各其罰ヲ行ハル、十五年ノ間假橋ヲ用ヒラル、元祿九年三月、町奉行川口攝津守、能勢出雲守、承テ經營シ、九月落成セリトイフ、

〔江戸砂子 一〕兩國橋　淺草川にわたす　長凡九十六間

萬治年中にはじめてかゝる、はじめ大橋といひ、後兩國橋といふよし、此橋古名大橋といひしゆ

兩國橋

(甲子夜話二十九)今年(文政六年、中略)六月二十一日(中略)兩國橋ヲ渡ルニ、川水赤ク橋下ニ激落ルサマ急流箭ヲ射ルガ如シ、(中略)是ニツキ先年ノコト憶ヒ出シタレバ書ツク、予(松浦清)ガ幼年ノ頃ハ大川橋ハナシ、因テ江東ニ往ニハ、上ハ竹町ノ渡リ、下ハ御厩ノ渡舟ヲ用ヒタリ、然ニ予十歳バカリノ頃ダ、橋出来タリ、其初ハ至テ輕ク架シタリシガ、修改スル度毎ニ丈夫ニナリヌ、初架ノ橋ナリシヤ、一年大水出タルトキニ、江東ニ寓居シタ在シカバ、川邊ニ出テ見タルガ、川水大ニ溢レテ川上ヨリアカマキ下ル、ソノ中ニハ種々ノモノ流レ來リ、溺死ノ人ナドモアリキ、ヤヽスル中、遙ニ長ク橫タワリタルモノ見ユ、人々アレハ何ナルヤト云キタルニ、間モナク近ヨルヲ見レバ、四五間モアラン筏ノ如キモノニ、竿ナド結付ケタルモノト見エシニ、夫ヲ見カケ助ケ船多ク出テ、來寄セント爲セシガ、川水勢剛クシテ手ニ及バズ、然テ大川橋ノ橋杭ニ流レカヽルト、漸ワタ橋ヲ堅タル如クナリタリ、水ソノ物ニ礙ヘラレ、大瀧ノ如クナルト、人ミナ壯觀カナト云ツヽ見キタル中ニ、メリ〳〵ト云音シタルガ、ヤガテ橋ハ中ホドヨリ破レ傾キタリ、コノ筏ノ如キモノハ、出水ニテ千住大橋ノヤ崩テ流レ來ルガ、コノ橋杭ノ間ヲ通リガタク、杭ニセカレテ水ヲ遮リ停メ、水勢マス〳〵强クナリタ、カクナリシナリ、過去ノコト今知人モ稀ナレバ、其アリサマヲ書貽スニゾ、

(武江年表十)安政三年八月廿五日南風烈しく(中略)大川橋勾欄吹損じたり、

(書言字考節用集十器財)東武三大橋(兩國)

(三王外記憲廟)淺草川舊有二橋、各長數十丈、(中略)二曰、兩國橋、言跨武總二州也、

(江戸鹿子五)三大橋　兩國橋　武藏下總堺にかけたる橋也

(江戸鹿子一)橋

兩國大橋　是關東第一の大橋也、(中略)其中に番所を居て夜陰の非常を禁ずるなり、此橋の上に

あひける、其中へ屋敷より追放の馬も來りしにより、怪我も有しなり、此橋のかゝれるは、出火の節の大なる裨益也、

〔名家略傳 四〕吉田爾岡

名は桃樹、字は甲夫、通稱忠兵衛、鴬岐と號せり、江戸の人、その人となり明敏、吏務に精錬して其功勳甚多し、明和の末年、淺草花川戸のわたりに橋を造るの議あり、議者いへらく、水底に巨石ありて橋柱を植るによしなし、かゝれば空しく費の多からんのみといひて遂に果さゞりき、かくて安永のはじめ、爾岡、善潜の者に水底を搜らしめて、柱を植つるの法を得たり、建議して橋を造れり、往來の農商人ごとに二。錢。を。税。とす、されば後來修造の用費尤鉅といへども、いさゝかも公帑をつひやすことなし、公私その便利を得ること少からず、その功大なりといふべし、名づけて大川橋といへり、天明丙午の歳、關東洪水の時、河水怒漲、大川橋やゝ壞損するに至らんとす、事急なり、爾岡以聞をへず、意を決して橋の中間、水勢の最衝突する所の數丈を斷しめければ、よりて橋の壞損せざることを得たり、人みなその敏捷機警を嘆美せずといふことなし、

〔御府内備考 十三〕大川橋

享和二戌年七月二日、掛初以來初而橋中程四十間餘流失致候事、

橋長高欄通八拾四間

同幅 板木口より木口迄 三間半

右橋掛渡し棟梁名前、京橋南ぬし町大工金兵衛、

安永四未年正月十三日公方樣初て渡御被爲遊候事、

安永七亥五月十三日、大納言樣渡御被爲遊候事、

寛政九巳年二月十三日、公方樣渡御被爲遊候事、

[illegible]

鬪諍に及びしゆゑ、兩村ともあはせて此事なしけるとぞ、

青藤山人路志引、大明一統志曰、拔河之戲、湖廣歸州俗、以麻絙巨竹分朗兩段、以定勝負、

〔[illegible]〕拔河の事、五雜組にも見えたり、

綱曳や左の利し大男　宇月

〔淺草志二〕大川橋　竹町渡しより北の方、雷神門前通り、本所中郷より渡る、橋長八十間餘、或は七十八間共いふ、安永三年午年初而かゝる也、

〔御府内備考十三〕大川橋

淺草志云、大川橋は花川戸町より本所中の郷へわたす、長八十四間、幅三間半、行桁二十三、橋杭八十四、橋渡しの發起は花川戸町伊右衛門といふもの也、其子五郎右衛門相續て請負人と定む、五郎右衛門が記したる覺書左のごとし、

橋新規掛渡之儀、初て明和六丑年四月九日、依田豐前守樣御番所江御願申上置候、同八年八月中御役替ニ付、曲淵甲斐守樣御番所江御願申上、追々御糺之上、安永三午年五月五日、橋新規掛渡し、松平右近將監樣御懸圖に而被仰付、同年十月十七日皆出來、御見分相濟、同日往來渡り初之事、

但大和國老人渡り初候と申事、一向無之候、

大川橋と中御高札被下置候

但東橋と申候は、世上にて掛渡し迄之間之風說いたし候事、

〔塵塚談下〕淺草大川橋、俗に云吾妻橋、明和九辰年二月晦日、目黒行人坂より出火し、江戸三分一も燒亡す、其節は此橋なし、一筋道にして眞崎千住をさして逃たり、故に老人小兒は歩行思ひもよらず押

千住橋

○中略註そも〳〵すみだ川の橋は、源平盛衰記、○中略一遍ひじりの繪(中略)畫に長橋一條あり、板橋にて左右に欄干あり、これは正安元年八月、觀誠行人の撰圖にて、畫は法眼圓伊の筆、十二卷也、また同書のみな刊本とせしも三卷あり、などにうき橋、またはなべてのさまなる板橋をもわたせるよしあり、○中略里人のつたへ言にも、今より三百年ばかりむかしに、所の長者がつちはしをつくり、○中略註享保年間おはやけより船橋をまうけられしこともありといへり、よしやこの文臺にせしは、いづれの時の橋ばしらの名ごりにもあれ、それはそれとして、たゞにうもれ木とのみいひてんとて、もてはやさるゝ、翁のみやびごゝろのかうばしきこそ、かへす〳〵もゆかしけれ、文化十三年といふとしの文月のついたちの日、あづまのみやこの神田川邊なる松かげの家ゐにて、高田與淸筆をそむ、

(書言字考節用集十數量)東武三大橋(中略)千住

(三王外記憲王)淺草川舊有二二橋一、各長數十丈、一曰二仙壽橋一、在二仙壽驛一、○下略

(國花萬葉記七下武藏)千壽橋三大橋ノ内 淺草川上

(江戸鹿子五)三大橋○中略 千手橋 淺草川上に渡

(江戸砂子二)千住大橋 長六十間ほど 荒川に渡

(江戸名所圖會十七)千住大橋 荒川の流に架す、奥州海道の咽喉なり、橋上の人馬絡繹として間斷なし、橋の北壹貳町を經て驛舍あり、此橋は其始文祿三年甲午九月、伊奈備前守奉行として普請ありしより今に連綿たり、

(武江年表一)文祿三年九月、千住大橋を始て掛らる、此地の鎭守、同所熊野權現別當圓藏院の記錄に、伊奈備前守殿これを奉行す、中流急灘にして橋柱支ゆる事あたはず、橋柱倒れて船を壓し、船中の人水に溺ふ、伊名侯、熊野權現に祈りて成就すといふ、

(增補江戸年中行事)六月九日 千住大橋綱引、南北にて引台、其年の吉凶を知る、

(東都歳事記二夏)六月九日 千住大橋綱曳今になし、小柄原天王の祭禮によつて、橋の南北にて大綱をひきあひ、其年の吉凶を占ひけるが、やゝもすれば

或人云、享保年中、大久保伊勢守殿のうけたまはりにて、隅田川に舟ばしかけられし事もあり、

〔觀藤草五集六〕埋木の記

このむもれ木は、この國に名高き角田川のはし柱なり、いでや此かはに橋有しことをたづぬるに、かまくらの右大將〈頼朝〉の平家の人々をおはれんとて、治承四年にうきはしわたせるをはじめにて、光俊朝臣の康元二年のうたに、身をうきはしのとよまれしは、八十年ばかりのちのことなればむかしのまゝにてありしにはあらで、そのころわたせしこともや有けん、ほどへて文明十年、太田道灌入道の千葉をせめしとき、長橋をかまふ、その所を橋場と名づくといふこと、物にみえたれど、九とせばかりのちに、道興准后の通らせ給ひし時も、天文の中ごろ氏康朝臣の道の記にも、橋有とも見えざれば、はやく絶しなるべし、又ところの人のいひつたへしは、三百とせばかりさきに、農民のわたくしに土ばしかけて、往來せしことありけり、又享保の頃、舟ばしまうけられしこともありといへば、いにしへよりちかきころにいたるまで、いくたびかはしわたてしこと有しならん、さればさだめていつの頃ぞといはんよしなければ、むもれ木といひて有なれど、橋柱のありしはいちじるけれ、この木とり得しところは、水神のもりと、いまのわたし場とのあはひにて、水の深さ八尋あまり有しを、つなをからみて土舟二艘をうかべ、またやちといふものにてまきつゝ、ぬきとりしといふ、ころは文化十とせあまり一とせ、ふみ月ついたちの日にてぞ有ける、

源弘賢

〔松屋棟梁集一〕隅田河埋木文臺記

むさしの國と、下總のくにとの中にある河を、すみだ河といふ、〇中略この河の橋場のわたりに、ふるき柱ののこれるが、水底によもと五本にたてりとなん、そのふる木もて文臺つくれるを、輪池屋代翁ひめもたれたり、これやこのながらのはし柱の文臺のあとをまたはれしわざなるべし

そわたしたりければと云々、

〔梅花無盡藏上〕江上春望　道灌招扇鹿雨山諸尊宿幷少年、浮畫船數艘於隅田河、詩歌鼓吹、一時壯觀

十里行舟浪自花、春遊不覺在天涯、隅田鷗亦應都鳥、鼓吹曉來聲入霞、〇中略

道灌公爲攻下總之千葉、橋長橋三條、其所號橋場、

〔親聽草五集六〕埋木の記〇中略　考證

弘賢按、鎌倉大雙紙ニヨルニ、千葉ヲ攻シハ文明十年事ナリ、長橋三條ノ三ノ字疑ハシ、

〔江戸名所圖會十七〕橋場　今神明宮の邊より南の方今戸を限り橋場と稱す、舊名は石濵なり、〇中略按ニ、(中略)橋場の號おそらくは道灌下総の千葉家を攻る頃より営るならん、南向事云く、隅田川の渡場より一町ばかり川上に、むかしの橋の古杭水底にのこりて、舟筏のゆきゝにさはり侍るよし、されど其橋いづれの頃のものにやと云々、依て考ふれば、今のわたし場より一町ばかり川上、神明宮の大門の邊り、其舊跡なるべき歟、また里老傳へいふ、此地法源寺大門の邊りおよび今のわたし場より南の方、監船所のあたり、共にむかしの橋場の舊跡なりといへり、然る時は三所共に橋なかくるに似たり、これによつて考ふれば、梅花無盡藏に所謂長橋三條なる橋ふとある意に論へるならん、

〔南向茶話〕此所に橋あり候故に、橋場と號しけると云、〇中略今の隅田川の渡舟ある所より川上一町程に、古の橋杭殘り、折節往來の船筏にかゝり候由なり、神明社あり、石濵神明といふ、古來の名は石濵といふ、

〔江戸砂子六〕七橋の跡　昔此邊の大河〇隅田川に七橋あり、里民の云、往古武藏、下總の内に大將七人あり、面々に橋をわたして往還すとなり、所々の水底に其橋杭の名殘今にありと云、橋場の古名もこれによれるにや、

〔親聽草五集六〕埋木の記〇中略　考證

土人の口碑云、三百年ばかりさきに、農家豪富なる者、私に土橋をかけて往來せし事あり、

り東國のすゑまで、諸國の人の上下往來する日本橋なれば、まことにせきあふもことわり也、橋のまもなる市の聲、橋の上なる人の聲、さらに物のわけもきこえず、只わや〱とどよみわたるばかり也、

あめがしたなびきわたりて君が世のさかゆく江戸をしる日本橋

〔江戸鹿子 一〕橋

日本橋 南北にわたされて、橋の上にて見れば、旭日東雲に出るをまのあたりにのぞみ、又西山にいり、富嶽に相する有さま、眼前に見つくしてならぶ橋なし、よつて日本橋と名付とかや、○中略橋の下には魚船、薪船、あるは乘合の船どよみになりて、駒形、兩國、金龍山まで乘合よと、呼こゑごゑによぶも、目さむるこゝちして、すべて物のわけもきこへず、

〔江戸名所記 一〕日本橋より北の町

十間棚屋けろまちを、三町行ば日本橋南北にかゝりつゝ、長さ壹町あまりあり、下は魚船薪船、數百艘こぎつどひ、日毎に市をたちにける、

〔源平盛衰記 二十三〕源氏隅田河原取陣事

兵衞佐頼朝ハ、平家ノ軍兵東國ヘ下向ノ由聞給テ、武藏下總ノ境ナル隅。田。川。原。ニ陣ヲ取テ、國々ノ兵ヲ被召ケリ、○中略江戸、葛西ニ仰テ浮。橋。ヲ渡スベシト下知セラル、江戸、葛西ハ、石橋ニシテ佐殿ヲ奉射シ事恐思ケルニ、此仰ヲ蒙テ悦ヲナシテ、在家ヲコボチテ浮橋尋常ニ渡タリ、軍兵是ヨリ打渡シテ、武藏國豐島ノ上、瀧野河松橋○長門本平家物語作板橋、ト云所ニ陣ヲ取、○又見義經記

〔夫木和歌抄 二十一〕名所歌中

すみだがはむかしはきかずいまこそは身をうきはしのあるよなりけれ　光俊朝臣

此歌は康元元年、鹿島社に詣でけるに、すみだ川のわたりをみれば、かのわたり今はうきはし

し、

〔北條五代記 二〕關東永樂錢すたる事

今は天下一統の世となり、東西南北にて此二錢びた○永樂、をつかふ、され共永樂一錢のかはりにびた四錢五錢つかふ、是により善惡をえらび、萬民やすからず、此よし公方に聞召、びた一錢を用ゆべし、永樂禁制と慶長十三年の年極月八日、武州江戸日本橋に高札たつ、それより天下の永樂すたる、

〔武江年表 一〕元和四年四月、日本橋御再興、

〔むさしあぶみ 下〕明れば十九日○明曆三年正月、中略巳の刻ばかりに、小石川傳通院表門之下、新鷹匠町大番衆與力の宿所より燒亡出來れり、○中略日本橋をはじめとして、江戸ありとあらゆる橋々六十ケ所○中略燒のこる、

〔江戸名所記 一〕日本橋

橋の長さ百餘間、此みなみにわたされし橋の下には、魚舟、槇舟數百艘こぎつどひて、日毎に市をたつる、橋のうへよりみれば、四方晴て景面白し、北に淺草寺、東えい山みゆ、南にふじの山峨々とそびえ、嶺は雲まにさし入て、鹿の子まだらに降つむ雪までのこりなくみゆ、西のかたは御城なり、東には海づらちかく行かふ舟もさだかにみえわたれり、されども橋のうへは、貴賤上下のぼる人くだる人、ゆく人歸る人、馬、のり物、人の行通ふ事、蟻の熊野まいりのごとし、あしたよりゆふべまで橋の兩わき一面にふさがり、をし合もみあひせき合て、しばしも足をためて立とまる事あたはず、うか／＼とかまへたるものは、ふみたをされ、蹴たをされ、あるひは帶をきられて、刀わきざしをうしなひ、あるひは又きんちやくをきられ、又は手にもちたる物をもぎとられ、たまたま見つけてそれといはんとするに、人だまひの中に立まぎれて跡を見うしなふ、すべて西國よ

江府の中央と云、諸方への道法、此はしを元とす、

(江戸名所圖會一)日本橋(にほんばし) 南北へ架す、長凡二十八間、南の橋詰西の方に御高札を建らる、欄檻擬寶珠の銘に、萬治元年戊戌九月造立と鐫す、此橋を日本橋といふは、旭日東海を出るを親見る故に、或か說るといへり、(本朝會書に云、日本橋のかゝりしは慶長十七年の橋歟とありて、其一書へな記せり、されど北條五代記、永樂錢制禁の事を記せし條下に、慶長十一年のとし臘月八日、武州江戸日本橋に高札を建るとあるときは、慶長十七年より以前なりと知るべし、)此地は江戸の中央にして、諸方への行程も此所より定めしむ、橋上の往來は、貴となく、賤となく、絡繹として間斷なし、又橋下を漕つたふ魚船の出入旦より暮に至る迄喧々として囂し、

(武江年表一)慶長八年、今年江戸町割を命じ給ふ、○中略この時日本橋をはじめて掛らる、

(慶長見聞集二)一里塚つき給ふ事

日本橋は慶長八癸卯の年江戸町わりの時節、新敷出來たる橋也、此橋の名を人間は、かつて以て名付ず、天よりやふりけん、地よりや出けん、諸人一同に日本橋とよびぬる事、きたひの不思議と沙汰せり、然るに武州は、凡日本東西の中國にあたれりと御諚有て、江城日本橋を一里塚のもとと定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて、西のはて、五畿七道のこる所なく一里塚をつかせ給ふ、

(慶長見聞集五)日本橋市をなす事

見しは今、江戸町東西南北に堀川ありて橋も多し、其數をしらず、扨又御城大手の堀を流れて落る大河一筋有、此川町中を流れて南の海へ落る、此川に日本橋只一筋懸る、見は往來をせり、○中略件の日本橋は慶長八癸卯の年、江戸町割の時分新規に出來たり、其後此橋御再興は、元和四年戊午の年也、大川なればとて川中へ兩方より石垣をつき出し懸給ふ、敷板の上三十七間四尺五寸、廣さ四間貳尺五寸也、此橋に於て晝夜二六時中諸人群をなし、くびすをついで往還たゆる事な

日本橋

は冬春のみなり、○中略誰袖の海寛永元年印本に、六郷の渡り、又も三月より九月頃までは、土橋か丶ると
あるは、九月頃より三月までといふを書誤りしなり、筑波紀行櫻の實享保五年

蜀黍や思ひのたけを葉にさかれ　五株

六郷とれてかきゝぎの橋　撰者貞佐

六郷の橋はとれて、鵜の橋はか丶れりといひしなり、前にも記す如く、酒匂も此所も、秋は橋のな
ければなり、されば享保の頃までも、冬春は土橋のか丶りし歟、又元祿十四年不角が紀行、笠の蝿
六郷の條、此橋先年元祿元年○中略大水に落て、今は長柄の橋の影ぼしとなりぬ、此渡りの船賃、武家の外
は二文とあり、土橋の掛りしは、當時元祿の末ないふなれど、標題にも知らる丶如く、五月の紀行なれば、
土橋のなきなるべし、

〔江戸名所圖會四〕六郷渡、○中略昔は橋を架せしが、享保年間田中丘隅といへる人の工夫により洪
水の災を除ん爲に橋を止めて、船渡にせしとなり、

〔遊囊賸記四〕六郷渡ハ橋ノ權輿詳ナラズ、永祿ニ其名見ユレバ、北條家ノ盛時ニ掛初ケルニヤ、海
道四大橋ノ一ト聞エシモ、貞享ニ流亡シテヨリ永ク此渡トナリ、今ハ橋柱サヘ朽果ヌ、濱名長柄
ト同日ノ譚ナルベシ、○中略

六郷渡ハ多摩川ノ下流、荏原、橘樹兩郡ノ境ナリ、川ノ北方ニ六郷村アリ、ヨッテ川ノ名トス、橋
ノ長サ元祿前後ノ書ヲ歷徵スルニ、玉露叢ヲハジメトシテ、多クハ百九間ニ作ル、其或ハ百八
間百廿間ニツクルハ、傳聞ノ誤ナルベシ、

〔皇都午睡三編上〕江戸で日本橋(にほんばし)と走り、大坂にて日本橋(につぽんばし)と町噂にいふ、

〔國花萬葉記七下武藏〕日本橋　南北にか丶れり、○中略海道の宿次をさるすには、日本橋より始る、

〔江戸砂子一〕日本橋　南北にか丶る　長凡二十八間

江戸より京までの間に大橋四あり、武藏の六郷、三河の吉田、矢矧、近江の勢多なり、

〔[illegible]加草 四〕遠碧紀行

六郷橋

橋下水漲々、橋上人儘々、橋邊周首見郷關雲路遙、

〔十三朝紀聞 三元〕寛文十一年八月二十九日、東海大水、流六郷川橋九十餘間、

〔貞享二年東海記〕河崎の川に大橋あり、北を六郷といふ、南に川崎なり、

〔一話一言 十六〕六郷橋

貞享元年甲子、六郷橋破損御修復、

長百拾壹間　但川幅[illegible]

横四間貳尺

同三寅年、六郷大橋、當六月四日同十二日、兩度之出水ニ付川崎方橋臺欠込、石垣かづら石共崩落、敷板所々朽損、

〔貞享四年東山牧眷記〕六郷の橋はこちたく歯みて、危ぶみながら渡る、

〔武江年表 三〕此年聞事○貞記事

貞享中洪水あり、六郷橋流る、夫より掛る事なしといへり、

〔千種日記〕六郷の橋を通る、此河は武藏の多摩川なり、源は秩父の山より出て、稲毛の庄の東を經て、此所に流來て海に入る、

〔身延行記〕六郷の橋の下にて、馬に水飼はせけるに、昔の都鳥來れり、

〔用捨箱 上〕六郷百句之土橋

六郷の橋絶て後、土橋のかゝりし事のあり、○中略 非秋甚水にげしきときは、妨になるが故、橋ある

日中最重之儀也、自別當坊至赤橋、供奉人騎馬、

〔成氏年中行事正月〕一同廿三日、鶴岡御社參、日限雖不相定、依爲廿日比、廿餘日ニ如此記之、○中略御幣ノ役ハ置石チカクニテ馬ヨリヲリテ、馬ヲバアカ橋ヨリ石ノキワ、山ノ内ノカタヘニヒカヘサセテ、御輿ノチカクナル時、赤橋ノツメニ畏テ、御輿赤橋ヲコユル時御供イタシ、御幣ノ役モ被參也、公方様御馬ヲバ赤橋ノ左ノカタ、置石ノキワ、西ムキニヒカヘ申也、

〔快元僧都記〕天文三年十一月廿二日、橋本九郎五郎七日被參、今日爲結願、亡父宮内丞赤橋修造、今日赤其儀思可被掛、赤橋、御圖於御寶前被取之、於小別當、如形祝儀有之、　七年六月十七日、芹澤紺掻男左衞門夢云、當社赤橋可懸、然者福山之上、杉三俣可有之、尋而見之、果而如夢中、　八年十一月一、○中略赤橋材木橋際引付、本願入道以土車引之、　十年七月、孫左衞門尉、赤橋可懸義、以下知相定畢、八月、材木前濱引付、赤橋ニ積之、　十一壬子年、赤橋小屋入等有之、五月十四日、大平柱等立之、

〔東海道名所記一〕鶴が岡に行いたれば、濱べよりそりはし○中略まで八幡の鳥井三重あり、橋を渡りて門に入、右のかたに大塔あり、

武藏國六郷橋

〔和漢名數地理〕東路大橋○中略六郷武州

〔書言字考節用集十數量〕東武三大橋〔中略〕六郷

〔江戸鹿子五〕三大橋○中略六郷橋　川崎村

〔國花萬葉記七武藏下〕六郷橋ノ内三大橋

〔玉露叢三十六〕一武州六郷ノ橋ハ、長百九間アリ、

〔東海道名所記一〕六郷の橋、ながさ百廿間なり、

〔武江年表一〕慶長五年、六郷橋再掛る、長百廿間と云

〔丙辰紀行〕吉田

崎ニテ海上ニ十歳計ナル童子ノ現ジ給テ、汝ヲ此程隨分尋ヒツルニ、今コソ見付タレ、我ヲバ誰トカ見ル、西海ニ沈シ安德天皇也トテ失給ヌ、其後鎌倉ヘ入給テ、則病付給ケル、次年ノ正月正治元年正月十三日、終ニハ失給ヌ、五十三ニゾ成給フ、是ヲ老死ト云ベカラズ、偏ニ平家ノ怨靈也、多クノ人ヲ失ヒ給ヒシ故トゾ申ケル、

〔寒松稿〕慶長十五年庚戌四月寒松叟赴駿府行紀

十四日、〇五月出小田原過酒匂驛、〇中略渡相模河、俗謂鎌倉將軍頼朝公、建久九年十二月、於相模河有橋供養、二品將軍頼朝公歸路墮馬、[illegible]不豫、翌年己未正月十三日薨御、行年五十三、至于今慶長十五年庚戌四百十二年也、

先代橋設供養日、將軍儀軌定如何、還時沙路金鞍墮、喪御靈魂在此河、

〔遊嚢賸記〕四馬入川ハ即所謂相模川ナリ、建久ニ架タル橋ヲ建暦ニ修理シ、其後何レノ時亡ビケルニヤ、正慶ニ五大院ガ殘黨、建武ニ名越ガ敗走並ニ此川ノ口實トスベシ、

〔新編鎌倉志〕一鶴岡八幡宮

赤橋　本社ヘ行反橋ナリ、五間ニ三間アリ、昔ヨリ是ヲ赤橋ト云、東鑑ニ往々見ヘタリ、

〔新編相模國風土記稿〕七十四鎌倉郡赤橋　前ノ池ニ架ス、石ノ反橋ナリ、長五間、幅三間、昔時板橋ニシテ、朱ヲ以テ塗抹ス、故ニ名ク、

〔東海道名所圖會〕六赤橋

本社へ行石の反橋をいふ、長サ五間に巾三間なり、

〔吾妻鏡〕五十二文永三年七月四日甲午、戌剋、將軍家〇宗尊親王入御越後入道勝圓佐介亭、被用女房輿、可有御歸洛之御出門云云、〇中略次出御自北門、赤橋西行、經武藏大路、於彼橋前、奉向御輿於若宮方、暫有御祈念、及御詠歌云云、

〔鶴岡八幡宮寺社務職次第〕道瑜〇中略乾元二年癸卯六月十一日、補社務職、同七月廿三日己卯拜社、

相模國相模川橋

皺不許、遂受厥狀閲之、則殆如聽者所聞、因作爲碑文、繫之以銘、銘曰、
二儀之判、天地定位、成山成河、不隔人爲、蓋此斷崖、途殚難濟、神矣猨王、跳緣葛藟、智人範之、危橋是始
千載興利、工也何奇、斯之險阨、万水所歸、留碴注澗、神爽俱飛、一橋既成、萬類承職、寶暦五年、乙亥之冬、
十月十五日、東都錦江鳴鳳卿撰、鳳岡關思恭篆額、東川平茂喬書、甲陽筠齋寅庚立、
石由之立峽中猿橋碑、請錦江子勒銘、已成、輙作疊帖、因賦猿橋行、贈之由之、
白猿橋高跨青澗、橋勢如龍雲不斷、天際峽樹北風寒、吹落盤渦百尺湍、上望層巖聽猿嘯、下窺空潭見
龍蟠、危哉危過蜀棧道、絕澗無底眩欲倒、翠屏赤壁千仭起、雲霾木落急峽水、憶昔英雄割據時、一夫荷
戟萬夫止、後主懸軍倚雲高、如此天險終難恃、軍中力盡一朝空、山河之固今已矣、臨流試倚古梵臺、橋
下奔流逝不回、今爾能諳峽中事、新碑更於招提開、不朽只借張載筆、萬古長見勒銘才、蘭亭高惟馨、

〔遊囊賸記二十一〕猿橋ハ往古猿ノ架初ケル故ノ名ナリトイフ、其說久シ、桂川此下ヲ流テ、島津ニ
至テ平流トナル、橋上ヨリ下覗スレバ、兩崖ノ峻絕ノ底、碧潭藍ノ如シ、

〔東海道名所記一〕藤澤より平塚へ三里十六町、〇中略馬入の渡し、御上洛には舟橋かゝる也、

〔東海道名所圖會五〕馬入川
馬入村にあり、むかしは相模川といふ、

〔吾妻鏡八〕文治四年正月廿日丙辰、二品〇源賴朝立鎌倉、令參詣伊豆、筥根、三島社等給、武州〇平賀義信參州
〇源範賴駿州〇源廣綱源藏人大夫、上總介、新田藏人、奈胡藏人、里見冠者、徳河三郎等扈從、伊澤五郎、加々美
次郎小山七郎已下隨兵、及三百騎、爲三浦介義澄沙汰、構浮橋於相模河云云、

〔保暦間記〕同〇建久九年冬、大將殿〇源賴朝相模河ノ橋供養ニ出テ歸セ給ヒケルニ、八的ガ原ト云所ニテ、
被亡シ源氏義廣、義經、行家以下ノ人々現ジテ、賴朝ニ目ヲ見合セケリ、是ヲバ打過給ケルニ、稻村

とありけるにや、信用しがたし、此橋の朽損の時は、いづれに國中の猿かひどもあつまりて、勸進などして渡し侍となん、しかあらば、その由緒も侍る。ことあり、所がら奇妙なる境地なり、名のみしてきけどもきかぬさる橋のまたにことふるやまがはのをと、おなじこゝろをあまた詠じ侍りけるに、

たにふかきそはのいはほの猿橋は人もこずゑをわたるとぞ見る

水の月なを手にうときはしやたにには千尋のかげのかは瀬に、此所の風景さらに凡景にあらず、すこぶる神仙逍遙の地とおぼえ侍る、

雲霞漠々渡長橋、四顧山川眼易遙、吟歩渓谷疑入峽、溪陰殘月斷猿嗁、

〔妙法寺記上〕永正十七庚辰　當郡猿橋、三月中ニ、小山田殿引立テカケ玉フ也、

大永四年甲申　此年正月ヨリ陣立、初而二月十一日、國中勢一萬八千人立テ、猿橋御陣ニ而日々ニ御働、其三方ヘ御働、備軍アリ、此時分乘房ハ、八十里御陣崎ト承リ申候、此年萬事共有之、小猿橋ト云處ニ而度々ノ合戰アリ

享祿三庚寅　此年正月七日、越中守同國中ノ一家人、猿橋ニ御陣ナサレ候、

〔妙法寺記下〕天文二癸巳　此年二月、猿橋燒申候、

〔徂徠集十五〕峽中紀行上

寶永丙戌秋、余（○物茂卿）與省吾奉使適峽、（國語、頭峽、甲斐二地皆峽、故得名、○中略）至鳥澤驛、實山路也、日暮僕從疲甚、民家遠、無炬火前導、轎夫摸探艱稜以進、時或踏虛而顚、轎輙跳其肩上不已、杌隉欲墜者數、遂下轎冥行、以及所謂猿橋者處、前行者還報、橋版穿、且梁朽、如不支、不可行、躊躇久之、會一僕探店者、操炬來、店主人亦來迓相語、是猿王所架、長十一丈、逆水際三十三尋、而水深三十三尋、則命僕跳身欄外、而左手據欄、右手垂炬倒照、從旁下瞰黑深、火力短不及、僕益俛伸其臂、遂致火燄逆上欲燒手、輙遽棄、墜至水際適滅、

納地ニ移リタ此地ヲ往來セリ、時ニ猿アリ、斷岸ノ藤蔓ヲ傳ヒ向ノ岸ニ到ルヲ見テ、擬テ橋ヲ作レリト云、大嵐村蓮華寺佛像ノ銘ニ、嘉緑二年九月、佛所加賀守猿橋住人也トアレハ、地名ヲ猿橋ト稱スルモ、已ニ久シキ事ナルベシ、○中略此橋修理ノ時ハ、猿必ズ來テ橋下ノ樹杪ニ遊ブト云、橋南ノ傍ニ猿橋山王權現ノ小祠アリ、

(遊嚢賸記二十二)猿橋長十六間、橋杭ナシ、水際マデ凡三尋、桂川ノ源流、岩岸ニ迫カクタリ、桂川ハ花咲川葛野川合流シ、末ハ鶴川、鶴島等ノ衆水ヲ合セタ相模川トナル、大月ノ橋ヲ渡ル時ハ、此橋爪ヨリ下和田ヘカヽリ、花咲川ヲ渉タ花咲ノ宿ニ出ルトイフ、又猿橋驛ノ人家ヨリ、近年石塔ヲ堀出セシニ、一ハ貞治六年三月日、一ハ應安七年五月日ト刻メリ、昔此處ニ光明院トイフ寺アリケルトゾ、

(甲斐國志古蹟五十四)一駒橋○中略遊行他阿、此橋ヲ過ル時ノ歌ニ

甲斐の猿橋を渡り、駒橋といふ處に至りてよみ侍りける、　他阿

猿橋をわたりてみれは駒橋やおどりはねつゝかけておくらん

此具跡飯倉村知來寺ニ所藏セリ、相傳テ遊行三世ノ筆跡ト云、此寺古ハ時宗ナリキ、

(鎌倉大草子)應永三十年、一色刑部大輔持家を爲大將、一千餘騎發向す、去かれば甲州は要害能國にて人の心も不敵なれば、鎌倉勢を事ともせず、度々の戰に持氏方打負しかば、持氏御旗をむけらるゝ、同六月廿六日、武州横山口より發向ありて武田を攻らるゝ、信長もさる者へ馳むかひ責戰といへども、同八月一日、武州の七黨、秩父口より亂入しかば、八月廿五日、不許信長甲をぬぎて降參しける、御免後成鎌倉へ召れけり、

(廻國雜記)かくて甲州にいたりぬ○中略猿橋とて川のそこ千尋におよび侍るうへに、三十餘丈の橋をわたし侍りけり、此橋に種々の說有、むかし猿のわたしけるなど、さと人の申侍りき、さるこ

甲斐國猿橋

負給ヒヌル、ウタテサヨト云ハヌ人コソナカリケレ、其後浮橋ヲ切テツキ流サレタレバ、敵縫と寄來ル共、左右ナク渡スベキ樣モナカリケル二、〇下略

〔信長公記 十五〕天正十年四月十六日、池田の宿より天龍川へ着せられ、爰舟橋懸被置、奉行人小栗二右衛門、淺井六介、大橋以上兩三人被申付候、抑此天龍川者、甲州、信州大河集而流出たる大河、瀧下瀧鳴而、川之面塞渺々として、誠輒舟橋懸るべき所に非ず、上古よりの初也、國中之人數を以て、大綱數百筋引はへて、舟數を寄させられ、御馬を爲可被渡なれば、生便敷丈夫に、殊に結構に懸られたり、川之面前後に堅番を居置、奉行人粉骨無申計、此橋計之造作成共、幾何之事候、國々遠國迄道を作らせ、江川には舟橋を被仰付、路邊に御警固を被申付、御泊々々之御屋形々々々立被置、又路道之辻々に無透間御茶屋御厩、夫々生便敷結構に被相構、〇中略家康卿萬方之御心賦一方ならぬ御苦勞、無盡期次第也、〇中略信長公之御感悦不及申、大天龍舟橋被成御通、小天龍乘こさせられ、濱松ニ至而御泊、

〔東遊記 二〕九十九橋

危きは甲州の猿橋

〔甲斐國志 五十四古蹟〕都留郡郡内領

一猿橋　驛ノ北ニテ桂川ニ架ス、長拾七間、幅一丈壹尺、高欄アリ、一刎木六間四尺、二刎木七間二尺、三刎木八間、四刎木八間四尺、地中ニ入コト又同ジ、行梁ハ九間四尺、次梁ハ六間、橋上ヨリ水際マデ拾七間餘、世ニ之ヲ三拾三尋ト云、大概ヲ云ナリ、舊事大成經ニ曰、推古帝二十年、百濟國歸化人、有白癩、巧掛長橋、令造遣諸國、三河國八脛橋、信濃國水內曲橋、木曾棧、遠江國濱名橋、陸奧國會津闇川橋、兜岩猿橋等、其外一百八十橋云々、按ニ兜岩ハアトイハト訓ベシ、甲斐ノ假名ニハ違ガメシ、此書後人ノ妄作ニシテ、採用ニ足ラズト雖モ、一時世ニ行ハレシ書ナレバ、姑ク此ニ記スノミ、古人云、此地末架橋以前ハ、ヒク島ト云キ、鳥澤ヨリ渡船ニテ藤

にれしをあはてふためきけるといはれん事、末代に至まで口おしかるべしとて、橋を警固仕れとて、既に御渡り候しなり、此故に御勢を待事て、橋を守候なりと申ければ、是を聞入皆々涙を流し、弓矢の家に生れては、誰もかくぞ有べければ、難なき名所にて御座ありけるとて、義貞を感じ申さぬ人ぞなかりける。

(太平記十四)官軍引退箭矧事

十二月〔建武二年〕二十四日ノ暮程ニ、天竜河ノ東ノ宿ニ著給ニケリ、時節河上ニ雨降テ、河ノ水岸ヲ浸セリ、長途ニ疲レタル人馬ナレバ、渡ス事叶マジトテ、僅ニ在家ヲコボチテ浮橋ヲゾ渡サレケル、此時モシ将軍〔尊氏〕ノ大勢後ヨリ追懸タベシ言タリシカバ、京勢ハ一人モナク亡ブベカリシヲ、吉良、上杉ノ人々、長僉議ニ三四日逗留有ケレバ、川ノ浮橋程ナク渡シスマシテ、武蔵ノ軍勢残ル所ナク、一日ガ中ニ渡タリケリ、旗本ヲ皆渡シハテヽ後、舟田入道ト大将義貞朝臣ト二人、橋ヲ渡リ給ヒケルニ、如何ナル野心ノ者カシタリケン、浮橋ヲ一間、ハリブナヲ切テゾ捨タリケル、舎人馬ヲ引テ渡リケルガ、馬ト共ニ倒ニ落入テ、浮ヌ沈ヌ流ケルヲ、舟田入道誰カアル、アノ御馬引上ゲヨト申ケレバ、後ニ渡ケル栗生左衛門、鎧著ナガラ川中へ飛ヲカリ、二町計游付テ、馬ト舎人トヲ左右ノ手ニ差擧テ、肩ヲ越ケル水ノ底ヲ閑ニ歩テ、向ノ岸ヘゾ著タリケル、此馬ノ落入ケル時、橋二間計落テ渡ルベキ様モナカリケルヲ、舟田入道ト大将ト二人手ニ手ヲ取組デ、ユラリト飛渡リ給フ、其跡ニ続ケル兵二十餘人飛カネテ、且シ徘徊シケルヲ、伊賀国住人ニ名張八郎トテ名譽ノ大力ノ有ケルガ、イデ渡シテ取セントテ、鎧武者ノ上巻ヲ取テ中ニ提ゲ、二十人マデコソ投越ケレ、今二人残タリケルヲ、左右ノ脇ニ軽々ト挟テ、一丈餘リ落タル橋ヲユラリト飛テ、向ノ橋桁ヲ踏ケルニ、踏所少モ働カズ、誠ニ軽ゲニ見ヘケレバ、諸軍勢遥ニ是ヲ見テ、アナイカメシ、何レモ凡夫ノ態ニ非ズ、大将ト云、手ノ者共ト云、何レヲ捨ベシ共覚ネ共、時ノ運ニ引レテ此軍サニ打

遠江國　天龍河、其支流曰小天龍、河面廣而無橋、土人桴艇渡旅客、官家往還時架浮橋、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年〇暦仁元年正月廿八日乙亥、將軍家〇藤原頼經御上洛、　二月六日壬午、今晩諸人乘替以下、御出以前進發、插王覇之忠、不及狐疑、欲競渡天龍河之間、浮橋可破損歟、雖加制敢不拘之由、奉行人横地太郎、兵衛尉長直等馳申、仍左京兆〇北條泰時鷄鳴之程、於懸河宿、到于河邊、著座敷皮、雖不令發一言給、諸人成遵猶餘、自然令靜謐訖、將軍家御通之後、乘馬供奉云云、此河水減落、供奉人所從等者、不能渡浮橋、又無乘船沙汰、大半渡河、水僅及馬下腹云云、

〔梅松論上〕むかしより東士西に向ふ事、壽永三年には範頼、義經、承久には泰時、時房、今年建武二年には御所高氏、直義、第三箇度なり、御入洛何のうたがひかあらんとぞ勇悦あいける、去ながら海道は山河の間に足がゝりの難所に付、合戰治定有べしと覺えし處に、天龍川の橋をつよくかけて渡守を以て警固す、此河は流はやく水ふかき間、ゆゝしき大事なるべきに、橋をば誰か沙汰して渡したりけるぞと尋ねられしかば、渡守どもが云、此間の亂に我等は山林〇林一本作奥に隱れ忍びて、舟どもをば所々に置て候ひしに、新田殿當所に御著有て河には瀨なし、敗軍なれども大勢なり、馬にて渡すべきにあらず、また舟を以てわたさばおそくして、味方を一人なりとも失はん事不便なるべし、いそぎうき橋をかくべし、難澀せしめば汝等を誅すべしと、御成敗候ひしほどに、三日の間に橋をかけ出して候なり、新田殿は御勢を夜晝五日渡させ給ひて、一人も殘らずと見えし時、新田殿御渡り候しなり、其後軍兵此橋を頓て切落すべきよし下知せし時、義貞橋の中より立歸て、大に御腹を立られて、我等を近く召れて仰含られ候しは、敗軍の我等だにも掛て渡る橋、いかに切おとしたりとも、跡に乘たる東士、橋を掛ん事、時日をめぐらすべからず、凡敵の大勢に相向ふ時に、御方小勢にて川を後にあてゝ戰ふ時にこそ、退くまじき謀に舟をやき、橋をきるこそ武略の一の手だてなれ、義貞が身として、敵とてもかけて渡るべき橋を切落して、急におそ

〔覽富士記〕橋もとの宿とまり、今橋より五里ちかくなり侍り、濱名のはしも此あたりにこそと申をきゝて、

暮わたる濱名のはしは霧こめて跡すゑとをし秋の河なみ

〔遠江國風土記傳〕敷知郡一 濱名郡 濱名橋二所

一所橋本東福寺門前女坂下、一所猪鼻東、大崎與吳松中間、今亡焉、〇中略 按永正七年八月廿七日、舊濱名橋、浮土寨濱口、自是以來無造營、古老曰、正保年間見橋柱、其跡爲田、〇中略 鄕人曰、吳松與大崎中間渡瀬凡一里、今不知橋處、

〔宗長手記〕こゝ〇中略を立て濱名の橋一宿の高汐より荒海恐ろしきわたりすとて、此度の旅行まこと何となく心細く物悲くて、

度々の濱名のはしもあはれなり今こそわたりはてぬと思へば

〔東行別記〕濱名橋舊跡

荒井より西はしもと、いふ所にはまなの橋の舊跡有、いまはひかたとなりてまれる人まれなり、

おもひやる心やながくかよふらんはまなのはしは跡たゆれども

〔遊囊賸記二十〕濱名橋ハ濱口ヲ出ル濱名川ニ掛タリシ橋ナリトイフ、明應永正ノ湖變ヨリ跡ナクナリタ、今ハ濱名パタリツ開渡ルノミ、

〔東紀行一〕臘月朔日、〇文久四年中略今切の渡しの河邊にいたる、〇中略程なく船漕寄せて荒井の岸に上り、關門を越て宿に出行に、濱名橋の舊跡を尋しに、今は橋本の名のみして絶たりと、里人のをしへに過行、

〔嵩山文集緝前六十一〕本朝地理志略　東海道十五箇國

るみのかたにきゐらんと、かなしき中にも、忠信卿は、〇中略いもうとの禪尼とかく申ゆるされにければ、濱名の橋よりぞ歸りにし、

〔十六夜日記〕濱名の橋よりみわたせば、かもめといふとりいとおほくとびちがひて、水のそこへもいる、いはのうへにもゐたり、

かもめ居る洲崎のいはもよそならず浪のかげこす袖にみなれて

〔夫木和歌抄雜二十一〕家集はまなのはしにて　前民部卿雅有

松かげのはまなのはしをうちすぎてとのうみあらきいそなみのこゑ

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向ノ事

傾ク月ニ道見ヘテ、明ケヌ暮レヌト行ク道ノ、末ハイヅクト遠江、濱名ノ橋ノ夕塩ニ引ク人モナキ捨小船、沈ミハテヌル身ニシアレバ、誰カ哀ト夕暮ノ、晩鐘鳴レバ今ハトテ、池田ノ宿ニ着キ給フ、

〔李花集〕延元四年の春頃、遠江國井伊城に住侍りしに、濱名の橋かすみわたりて、橋本の松ばら湊の波かけて、はる〲と見渡さるゝ、あした夕べのけしき面白く覺侍りしかば、

夕暮は湊もそことしらすげの入海かけて霞む松原

はる〲と朝みつ汐のみなと船こぎ出るかたは霞つゝ

〔新後拾遺和歌集夏三〕夏歌中に　津守國道

いとゞ猶入海とをくなりにけりはまなのはしの五月雨の比

〔富士紀行〕十六日、〇永享四年九月橋もとの御とまりを、夜をこめて立侍しかば、濱名橋をうちわたして、

忘めやはまなのはしもほの〲と明わたる夜のすゑの川なみ

はまな河よるみつしほの歸なれやなぎさにみゆる海士の小舟は

かくれて、旅立人の袖はみえ、餘所なる聲によばれて、しらぬ友にうちつれて出づ、しばらく橋に立とゞまりて、めづらしきわたり、見すれば、橋の下にさしのぼるうしほ、かへらぬ水をかへし、上ざまにながれ杜をはらふ風のあしは、かしらをこえてとがむれどもきかず、○中略

橋本やあらぬ渡りと聞しにも猶過かねつまつのひら立

浪まくらよるしく宿のなごりには殘してたちぬ杜のうら風

十一日に橋本をたつ、橋のわたりより行々たちかへりみれば、跡にしらなみのこゑはすぐるなごりをよびかへし、路に青松の枝は、おゆむもすそを引とゞむ、北にかへりみれば、湖上はるかにうかんで、なみのしわは水の顔に老たり、南にのぞめば、潮海ひろくはびこりて、雲のうきはし、風のたくみにわたす、水郷のけしきは、かれもこれもおなじけれども、潮海の淡鹹は、氣味これことなり、逆のうへには、波に畳みさこすゞしき水をあふぎ、舟の中には、唐櫓おすこゑ秋のかりをながめて夏の空にゆく、本より興宴は、旅中にあれば、感腸しきりに催りて、おもひやみがたし、

〔東關紀行〕橋本と云所に行つきぬれば、きゝわたりしかひありて、けしきいと心すごし、南には潮海あり、漁舟波にうかぶ、北には湖水有、人家岸につらなれり、其間に洲崎遠くさし出て、松きびしく生つゞき、嵐しきりにむせぶ、松のひゞき波のをと、いづれときゝわきがたし、行人心をいたましめとまるたぐひ夢をさまさずといふ事なし、みづうみにわたせる橋を濱名となづく、ふるき名所也、朝たつ雲の名殘、いづくよりも心ぼそし、

行とまる旅ねはいつもかはらねどわきて濱名の橋ぞ過うき

〔六代勝事記中卷〕同十五日〇承久三年六月に、百萬のいくさ入洛して、畿内畿外にみちみてり、○中略近習寵臣の違功をたつる、ことごとくとらへられぬ、大納言忠信、○中略宰相中將信能朝臣等、心ならぬ旅の空、をくれさきだつあづまぢのゆくすゑに、なをあしがらのせきあへぬ涙をかけて、いかにな

あづまちの濱名のはしのはし柱なみはおれどもまだたてりけり

いまはみなはし柱さへ朽はてゝ、濱名ばかりをきゝわたるかな　　永緣

〔詞花和歌集〕雜十藤原實宗常陸の介に侍りける時、大藏省のつかひども嚴しくせめければ、匡房に
いひて侍りければ、遠江にきりかへて侍りければ、いひ遣しける、

太皇太后宮肥後

つくば山ふかくうれしとおもふかなはまなのはしにわたすこゝろを

〔夫木和歌抄〕雜二十一遠江守になりてくだり侍りけるに　　大藏卿爲房

都にてきゝわたりしにかはらぬははまなのはしの松のむら立

〔源平盛衰記〕三十九重衡關東下向附長光寺事

十日〇元暦元年三月本三位中將重衡卿ハ、兵衞佐〇源賴朝依申請、梶原平三景時ニ相具シテ關東ヘ下向、〇中略濱名ノ橋ヲ過行ケバ、又越ベシト思ハネド、小夜中山モ打過テ、宇津山邊ノ蔦ノ道、淸見ガ關ヲ過ヌレバ、富士ノスソ野ニモ著ニケリ、

〔源平盛衰記〕四十五内大臣關東下向附池田宿遊君事

高師山ヲモ過ギヌレバ、遠江國橋本ノ宿ニ著キ給フ、眺望殊ニ勝レタリ、〇中略濱名ノ橋ノアサボラケ、駒ニ任セテ打渡リ、池田ノ宿ノ長庚ニ、今夜ハ是ニ宿ヲ取、

〔續後拾遺和歌集〕九羇旅都よりあづまへかへり下て後、前大僧正慈鎭のもとへよみてつかはしける歌の中に、

前右大將賴朝

かへる波君にとのみぞことづてしはまなのはしの夕ぐれの空

〔海道記〕十日〇貞應二年四月夕陽の影の中に、橋本の宿にとまる、〇中略夜も既に明ゆけば、星のひかりは

やく橋はやけにけり、
水の上への濱名の橋も燒にけり打橋渡やよりこざりけん
(いはぬし)はまなのはしのもとにて
人まれやはまなのはしのうちわたし數ぞわたるいくよなきよを
はしのこぼれたるを
中絶てむたしもはてぬ物ゆへになに、はまなの橋をみせけん○中略
なをいで、、十一日はまなのはしのもとにとまりて、月のいとおもしろきを見侍て、
うつしもて心まづかにみるべきをうたても浪のうちさはぐかな
(枕草子十二)ある女房の遠江守の子なる人をかたらひてあるが、おなじ宮人をかたらふとき、
て恨みければ、親などもかけてちかはせ給ふ、いみじきそらごと也、夢にだに見ずとなんいふ、い
かゞいふべきといふときゝて、
ちかへきみとをつあふみのかみかけてむげにはまなのはし見ざりきや
(更科日記)天りうといふ川の○中略わたりしつゝ、はまなの橋についたり、はまなのはしくだりし
時は、くろぎをわたしたりし、このたびはあとだにみえねば舟にてわたる入江にわたりし橋也
(遠江國風土記傳一敷知郡)長暦年間、菅原孝標女更科日記曰、濱名橋下りし時は、黒木をわたした
[illegible]なり
(後拾遺和歌集九羈旅)父のともに遠江の國にくだりて、年經て後下野の守にてくだり侍りけるに、
濱名の橋のもとにてよみ侍りける、　大江廣經朝臣
あづまぢの濱名の橋をきて見れば昔こひしきわたりなりけり
(堀川院御時百首和歌雜)橋　師頼

ヲ過テ橋本ニ到ル、然レバ名所方角抄ノ趣不審、

〔國花萬葉記遠江八〕濱名の橋　入海より北の山際也、橋もとより三里餘北也、古へは濱名を海道とせられたる也、本坂越とて高し、山の北に今もあり、はしもとは今の海道なり、

〔和漢三才圖會遠江六十九〕當國神社佛閣名所〇中略

濱名橋　在湖水北山際、古街道也、今通橋本也、

〔東海道名所圖會三〕濱名橋

今廢す、橋本村はむかしの濱名の橋本也、又橋向ひに小松茶屋といふあり、これも廢す、橋跡は今纔に橋爪の石垣など殘る、〇中略濱名の橋の絕たる事は、いつのとしといふ事さだかにしる人なし、むかしより度々の波濤に松原を打崩したるゆへ、橋もおのづから損はれ落たり、有時ははづかに黒木をもつてわたし、圯橋などかけて、しばらくとし月へたる事もありしと見へたり、又隣國の驛遷に橋を落し、ゆきゝの自在ならざるを好む時代もありしにや、只古詠のみ多く殘りて、その蹟だにもさだかにしる人なし、むかし行基菩薩のかけ初給ひし山城の山崎橋も孝德天皇の御代に架し給ひし津の國の長柄の橋も、こゝの類ひにやありけん、朽て久しき古歌のみ多し、

〔三代實錄陽成四十六〕元慶八年九月戊午朔、遠江國濱名橋長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺、貞觀四年修造、歷二十餘年、既以破壞、勅給彼國正稅稻一萬二千六百三十束改作焉、

〔古今和歌六帖三〕はし

戀しくば濱名の橋を出てみよ下行水に影やみゆると　〇又見新勅撰和歌集　兼盛

〔拾遺和歌集別六〕恒德公家の障子に

汐みてるほどに行かふ旅人やはまなの橋と名づけそめけん

〔重之家集〕さねかたの君のもとに、みちの國に下るに、いつしかはまなの橋わたらんと思ふに、は

〔[illegible]上〕とよ川の橋をわたるとて
かぞふれば家路を立ちてとよ川やいまいくよへて都なるらん

〔[illegible]記二十〕今橋ハ渡津ノ今道ヘカケタル故ノ名ナルベシ、永祿ノ後、宿ヲ吉田ト稱スルニヨリテ、橋ヲモ吉田ノ橋トイフ、寛永ニ一旦渡トナリクルガ、タチマチ其舊ニ復セラレタ、永ク三大橋ノ名ヲ失ハズ、

〔[illegible]紀行一〕睦月朔日、〇文久四年、中略、吉田の宿にいたるに、吉田大口開ふ家居あり、三河國三川の一といへる豐川に掛ける橋數、百二十間といへる吉田橋を渡りて、小橋三つ四つ越て、〇中略御油の宿にたどりて、三升屋某の家に宿りぬ、

〔和爾雅一地理〕遠江國 濱名橋(ハマナノハシ)

〔書言字考節用集一乾坤〕濱名橋(ハマナノハシ)遠州濱名郡、元慶八年修造之、長五十六丈、廣二丈三尺、高一丈六尺、

〔名所方角抄遠江〕濱名橋 水海より北の山ぎはなり、橋もとより三里餘北なり、昔は汐海かと歌にみえたり、夕汐、松原、釋士、小松原などよめり、三河と遠江の北の山つゞきなり、古は濱名を海道にせられけり、本坂とて高師山の北に今もあり、はしもとは今の海道なり、昔係に引間と云宿あり、橋よりは五里なり、〇下略

〔遠江國風土記傳一濱名郡〕大崎
大崎與館山相對之海中一里、古老曰、昔稱江之橋是也、本坂通[illegible]濱名郡之[illegible]橋是也、故濱名橋有二所、橋本與大崎也、猪鼻岩與下尾奈相對、迫戸渡凡三十歩、自迫戸北猪鼻湖也、東號細江也、〇中略
橋本郷 村三箇、山四十五町、湖水與海潮之間、有洲崎、昔濱名湖東、湖水入海所、故曰橋本、

〔東遊行囊抄七〕濱名橋 橋本ノ里ヲ出テ右ノ方ニ、昔ノ橋ノ迹ト里俗ノ教ル所アリ、〇中略明應以前ノ紀行ヲ考ルニ、都ヨリ東ニ下ル者ハ橋本ヲ過、濱名ノ橋ヲ渡リ、東ヨリ上ル人ハ、濱名

吉田橋

〔都紀行 一〕二日〇文久四年正月空もよく晴し朝に立出て、〇中略三川の一つといへる橋矧川にいたれば、海道第一といふ二百八間の橋も、度々補理あるといへど水難ありて破れ、今は半ばなくして、先と後とのみ少しく殘れるのみ、此地はむかし日本武尊矢を作らしめ給ふより、矢はぎの名を得たりといふ川を船にて渡り越へて行、

〔和漢名數 地理〕東路大橋　吉田參州

〔東海道名所記 三〕吉田の橋、長さ百二十間なり、〇中略およそ江戸より京までの間に大橋四あり、武藏に六鄕、三川に吉田、矢矧、近江に勢田也、

〔東海道名所圖會 三〕豐川城下西入口にあり、〇中略三州三大河の其一也、橋の長サ百二十間餘、吉田の舊名を今橋といふ、此橋によりての名なるべし、

〔宗長手記〕大永六年、三河國今橋牧野田三、かの父祖父より知人にて、國の境わづらはしきに、人多く物具などして、迎にとて事々しくぞ覺えし、

〔永祿元年海道宿次〕今橋、五里、橋本、

〔遊嚢賸記 二十〕吉田橋長九十七間、 袖共幅四間、皆京間ナリ、此川源ハ設樂郡神田山ノ麓ヨリ出テ長篠村ヲ過、寶飯郡前芝ニイタリテ海ニ入ル、舊記寶永五年三月、船渡ニナリケルガ、往還居民トモ難澁ニ付、翌六年八月、又如先規橋ヲ掛ラルトイフ、

〔覽富士記〕いまはしの御とまりにて、やはぎより入里あかず明行月をみて、
　夜とともに月すみ渡る今橋や明過るまで立ぞやすらふ

〔あづまの道の記〕今橋といへる所にとまりて、うき世の事どもおもひつらねて、
　人なみにたゆたふことはいにしへもうき世渡のかゝるいま橋

(丙辰紀行)吉田
江戸より京までの間に大橋四あり、武藏の六郷、三河の吉田、矢矧、近江の勢多なり、ひとり矢矧のみ土橋なれば、洪水によりて絶る事もあり、此比新に板ばしとなりけるにや、更にしも誰か岡崎が三書をやめて、曾侯が一編を傷むや、○下略

(大猷院殿御實紀附錄六)寛永十一年七月三日、矢作の橋を渡らせ玉ひ、このあたりにいにしへの八橋の跡やあると問はせ玉ふに、○下略

(寳加草四)再建紀行

矢作橋

因有、男豐矢作河、便呼、是國號三河、大橋天下莫過此、清世人無憂渡河、

(東海道名所記四)矢矧橋、長さ二百八間あり、此橋いにしへは土橋にて侍べりしかば、洪水の時はおしながされて、往來の人渡りかねたる故に、ちかき比より板ばしに成けり、

(驛路の鈴四)矢作川、是も水上信州、橋百九拾六間、鳳亀、江戸より京までの間に大橋四つ有、六郷、吉田、矢矧、岡田亀、此矢作の橋、昔は土橋にて有しときく、建武の御時、足利治部大輔尊氏鎌倉に在て、天子の命にしたがひしかば、新田左兵衛督義貞節刀使を奉りて東征し、此所にて鎌倉の軍兵と戰ひ、敗て豐坂まで逃るを追討て、官軍利を得し所也、古歌に、

狩人の矢橋に今夜やどりせばおすや渡覽豐川の水

(十三朝紀聞七仁孝)文政十一年七月朔、東海大水、天龍川溢合成湖、流矢矧橋三十許間、

(遊囊賸記六)矢作橋ハ古來土橋ナルヲ神祖ノ御時新ニ板橋トナサシメ玉ヒ、永ク行旅危懼ノ患ナシ、今日ハ太平ノ橋ヲ渡リ、又此橋ヲ過グ、當國ノ三分ノ二ヲ橋メタリトイフベシ、岡崎ニ時刻ヲ移シケレバ、日暮ク大雨ニ止ル、

去程ニ十一月〇建武二年二十五日ノ卯ノ剋ニ、新田左兵衞督義貞、脇屋右衞門佐義助、六萬餘騎ニテ、矢矧河ニ推寄、敵ノ陣ヲ見渡セバ、其勢二三十萬騎モアルラント思シクテ、河ヨリ東橋〇矢矧ノ上下三十餘町ニ打チ圍デ、雲霞ノ如クニ充滿タリ、〇中略高武藏守師直、越後守師泰、二萬餘騎ニテ橋ヨリ下ノ瀨ヲ渡シテ、義貞ノ右將軍大島、額田、龍澤、岩松ガ勢ニ打チカヽル、官軍七千餘騎喚イテ眞中ニカク入リテ、東西南北ヘカケ散シ、半時バカリゾ揉ミ合ヒケル、

〔信長公記十五〕天正十年四月十八日、正田之町より大比良川こさせられ、岡崎城之腰むつ田川、矢はぎ川には是又矢作にて橋を懸させ、かち人渡し被申、御馬共は乘こさせられ、矢はぎの宿を打過て池鯉鮒に至て御泊、

〔岩淵夜話別集一〕或時、岡崎の御城下矢矧橋の洪水にてながれければ、さつそく掛渡すべき旨、家康公被仰付候、夫各家老中上られけるは、爰々何れも存寄罷在候へども、かやうの時節を以て可申上と存じ差扣候、此橋の義は世間にまれなる大橋にて候得ば、夥敷御物入にて御座候、其上當時戰國の儀にも候へば、御城下にかやうなる大河有之候は第一御要害にも候へば、旁以て今度流捨り候を幸に被遊、向後の義は船渡しに仰付られ可然と奉存候と一同に申上る、家康公仰られけるは、抑此矢矧の橋の事は、代々の記錄にも出るし、其外舞にも平家にも語り傳て、日本の國中に誰しらぬものもなし、定めて異國へも聞へぬ事は有まじ、然るに物入多ければとて、今更橋を停止して船渡しに申付、往還旅人になんぎをかけんことは、國持の本意にあらず、たとひ何ほどの入用たりともすこしも不苦、早々掛渡し候やうに被申付べし、さて又要害に賴むと云ふは、人にもより、時にも可寄もの也、當時家康が心入のほどは、一向左樣の趣にあらず、そのだんは何れもの心入にあるべきものなり、然れば要害を求むるには不及義なり、唯片時もはやく橋を掛渡し、往還の煩なきやうに可被申付旨被仰出けるなり、

ふ寺院有て、藥師如來、觀世音を安置し、在五中將の像、八橋の橋杭など寶物と聞ゆを見なし立戻りて行、

〔遊囊賸記 六〕八橋ハ杜若ト共ニ早ク跡ナクナリケレドモ、好事ノ人ノ昔ヲシノブ便ニ、杜若ヲ在原寺ニ引植テ、昔々ニ傳ルコソ殊勝ナレ、

〔和漢名數 增續〕東海大橋 矢矧參州

〔東遊記 二〕九十九橋

橋の長きものは、世人のよく知る所の、東海道の岡崎の矢矧の橋なり、其長貳百八間ありと云、是を天下第一とす、

〔名所方角抄 三河〕矢矧里 岡有、八橋より五里なり、此川に橋あり、

〔國花萬葉記 參河八〕矢矧の里 岡崎の西の出はなれに矢はぎの川橋有、此橋を西へ越て矢作の里也、

〔遊囊賸記 六〕矢作橋、長サ四十八間、海道第一ノ長橋ナリ、大平橋長サ四十三間、此川ハ御男川ナリ、大平村ニ因テナベテハ大平川トイフ、海道宿次百首、藤相郷ノ大矢川トヨミ玉フモ此川ノコトナリト云フ、末ハ矢作川ニ作合シテ海ニ入、

〔平家物語 六〕墨俣合戰の事

同じき十日、○養和元年三月の日、美濃の國の目代早馬を以て都へ申しけるは、源氏既に尾張國まで、攻め上り、道をふさいで人を一向通さぬよし申したりければ、平家やがて討手をさし向けらる、○中略十郎藏人行家は引き退き、三河の國に打ち越えて、矢矧川の橋を引き、搔楯かいて待ちかけたり、平家やがて續いて攻め給へば、そこをも遂に攻め落されぬ、○下略

〔太平記 十四〕矢矧鷺坂手越河原鬪ノ事

なんいひて、雲手に渡せる橋の名所ありと聞えしを尋させ給ひ、今は跡ばかりにて、その澤

に杜若のみありと聞しめして、

八橋やむかしにおもひ出されて殘せるさはのかきつばたかな

○按ズルニ、此歌、德川氏御實紀附錄ニ引ク所ノ上洛記ニハ、八橋やはしはむかしに成ぬれど殘るは澤のかきつばた哉トアリ、

〔衛奉紀行〕牛田村を過る時、路傍の右なる田の中に八橋の舊跡あり、杜若もなく、橋もなし、僅に其名の存せるのみ、

〔所歷日記 一〕昔は沼なりつるに依て、淺き處に橋柱を立てゝ、深みを避けて淺きにうつりて掛たる橋なれば、八ッ曲りたるになむ有ける、されば八橋と云傳へたると語る、橋邊に由ある墓あり、其上に古びたる石塔あり、此塚の主は業平なり、過にし比大納言光廣卿、四方さらじ苔の下には唐衣著つゝ馴にし跡墓ふとはとよみて手向け玉ふと語る、予が云、在五中將は爰にて身まかりたる人にあらず、いかでさるしの塚のあるべきやと問へば、さればにや僞墓といふと答ふ、

〔東行別記〕八橋

名におふ三河の八橋は、こゝぞその古跡なりと人のをしへけれど、名ばかりにて今はそのさるべだに殘らず、かの業平のむかしがたりのみぞまのあたり見るやうに覺え侍る、

ふりにたるあとだに消ぬかきつばた言葉の花を千代にのこして

〔壺加草 四〕遠遊紀行

八橋

自羽林題杜若情、千年不朽八橋名、我來却讀聖門訓、禮樂爲邦放鄭聲、

〔都紀行 一〕二日〈○文久四年正月、中略、〉八ッ橋へ行道のあるに、車おりたちて立寄侍れば、八橋山無量寺とい

寺ハ八橋山無量寿寺トテ、庭池ニ杜若ヲ植タリ、寺ヨリ少西ヘ行ケバ、松ノ下ニ小サキ五輪アリ、土俗業平ノ塚トイフ、証拠ハ論ズルニタロハズ、

〔紹巴富士見道記〕廿九日、〇永禄十年五月 岡崎へとおもひ立に、八橋の杜若跡絶の遺恨を歎きけるを、代官鈴木喜十郎聞傳へて、八橋の西馬場と云ふ在所へも、使に検断、郷人の古老の名主に下知して可掘置よし有けるに、諸國の旅人根を引て行く故、跡もなき由と云々、實もと思へるは、橋柱さへ削りとれる事と見えてあり、西に下馬堂と云跡には松一むら、其の中に時雨の松といふ一本有、飲食ひける木陰可成、東に少し岡あるに石塔あるは、業平の印といへり、在所の人に杜若になはせて植けるに、田になせる地を業平と答たる田を、則今よりして杜若寺にあてをこなふよし、無仁齋永代の折紙書て、草苗を引すてゝ、手づから植渡して、石塔の許へ上り、〇下略

〔水無瀬殿紀行〕三河國に至りぬ、愛なん八橋の跡なりと云ふを見れば、名のみ殘て橋の跡さへなく、小さき川一筋昔忘れず流れたり、

〔丙辰紀行〕八橋

三河國八橋は杜若の名所なる事、在五中將〇在原業平 の歌にてかくれなし、今岡崎より池鯉鮒にいたる道より北の方一里ばかりに、それなんむかしの八橋なりとて所の人はるかに指をさしてをしへ侍る、久敷田となりて今は杜若なし、三四年前余〇林道春 が作りける詩にも、古人遺跡鐵鞋歩、又有三河杜若名となん、

六々歌中第幾仙、風流千歳暮玄豐、一時陣迹杜若爲誰作田、

〔宗甫紀行〕八橋と云ふ所に至りぬ、杜若の名所なれば多くあらんと思ひて見れどもなし、近き頃事好める者の、一本二本植たるが、小さき池に生出たり、是なん昔思ふ便ともなすべし、

〔大猷公御上洛中の詠歌〕四日〇寛永十一年七月 おか崎出御有、やはぎ過させ給ひ、ちかきほとりに八橋と

られてあはれなれ、

〔富士紀行〕十三日、〇永享四年九月、中略、参河國八橋にて、

八橋のくもでに渡るひまもなし君がためにといそぐたび人

〔覽富士記〕参河國八はしにいたり侍て、はる〴〵きぬるとながめ侍し往事もおもひ出されて、そぞろに過がてにぞおぼえ侍し、

聞わたるくもでゆかしき八橋をけふはみかはす旅にきにけり

〔富士歴覽記〕十九日、〇明應八年五月八はしを見に、人々さそひまかりてみ侍れば、きゝをよびしより、かたちもなくあれはてゝ、かきつばたなども、心うつくしくみえ侍らず、あはれなることゝちしてよめる、

かつらぎの神はわたさぬ八はしもたえてかずなきくもでなりけり

かぎりあれば思ひわたりしやつ橋を七十ちかき齢にぞみる

杜若みながらたえてむらさきの一もとのこる花だにもなし

〔東國紀行〕八橋のわたりはいづかたぞなど事どひ過るに、はるかなる野あり、京の雲まに雲かあらぬかなどおもふほどに、富士成けりといふ人あり、おどろきあへり、

八橋や思ひわたりし富士のねを雲のはつかにけふみつる哉、といひつゝ、わしづかの寺内一見してわかれたり、

〔宗長手記〕此國〇参河折節俄に矛盾すること有て、矢作八橋をばえ渡らず、舟にて同國水野和泉守館苅屋に一宿、

〔永祿元年海道宿次〕鳴海、沓掛、八橋、矢波木、

〔遊囊賸記〕六八橋ハ永祿ノ初、古驛尚存セリ、其後何レノ時ヨリ今ノ道ヲ開カレケルニヤ、在原

も、思ひよらるれど、つましあればにや、さればさらんと、すこしおかしくなりぬ、

(十六夜日記)二村山をこえてゆくに、山も野もいと遠くて、日もくれはてぬ、

　はる〲と二村山を行過てなほこえたどる野べの夕やみ、やつはしにとゞまらんといふ、くらさに橋もみえずなりぬ、

　さゝがにのくもで危き八橋を夕ぐれかけて渡りぬるかな〇又見玉葉和歌集、ぬるかな作かれぬる、

(井蛙抄三)順德院御百首

駒とめてまばしはゆかじ八橋のくもでにまろきけさの淡雪

　京極黄門云、八橋のくもで說々おほく候へども、古歌にも詠じ來候、

(海道記)八日〇貞應二年四月、中旬、三河國にいたりぬ、雉鯉鮒が馬場を過て、數里の野原に、一兩のはしを名づけて八橋といふ、砂に眠る鴛鴦は夏を辭去り、水にたてる杜若は時をむかへて開たり、花にむかしの色かはらず咲ぬらむ、橋もおなじ橋なれども、幾度つくりかへつらん、相如が世をうらみしは、肥馬に乘て昇仙にかへり、幽子身を捨る窮鳥に羈で雲橋を渡る、八橋よ、八橋よ、くもでに物おもふ人は昔も過ぎや、橋柱よ、はしばしらよ、をのれも朽ぬるが、むなしく朽ぬるものは今もまたすぐ、

(東關紀行)ゆき〲て三河國八橋のわたりをみれば、在原業平かきつばたの歌よみたりけるに、みな人かれいゐのうへに、なみだおとしける所よとおもひ出られて、そのあたりをみれども、かの草とおぼしき物はなくて、いねのみぞおほくみゆる、

　花ゆへにおちし淚のかたみとや稻葉の露を殘しおくらん、源義種が此國のかみにてくだりける時、とまりける女のもとにつかはしける歌に、

　もろともにゆかぬ三河の八はしを戀しとのみや思ひわたらん、とよめりけるこそおもひ出

〔新續古今和歌集羇旅十〕いときなく侍し時、親にぐしてあづまに下けるに、三河の八橋といふ所に
てよみ侍ける、　堀河院中宮上總
八橋を行人ごとにとひ見ばやくもでに誰を戀わたるぞと

〔平治物語三〕經宗惟方被處遠流事同被召返事
去程ニ彼人々ノ隱謀次第ニ顯レテ、○中略師仲卿モ終遁ル丶所ナクシテ、播磨中將盛憲ノ配所、室
ノ八島ヘゾ被遣ケル、伏見源中納言三河ノ八橋ヲ渡ルトテ、
夢ニダニ角テ三河ノ八橋ヲ渡ルベシトハ思ハザリシヲ、ト讀レタリシヲ、上皇聞召テ、哀ニ被
思召ケレバ、召返セトゾ仰ナリケル、誠ニ詠歌ノ德ナルベシ、

〔義經記二〕しやなわう殿げんぷくの事
きのふまではしやなわう殿、けふはさまの九郎よしつねと名をかへて、あつたの宮をすぎ、なに
となるみのしほひがた、三河の國八はしを打こえて、遠江の國はまなのはしをうちながめてと
ほらせ給ひけり、

〔源平盛衰記三十九〕重衡關東下向附長光寺事
十日○元曆元年三月、本三位中將重衡卿ハ、兵衞佐○源賴朝依レ被二申請一、梶原平三景時ニ相具シテ關東ヘ下向、
○中略在原業平ガキツ丶駒ツ丶ト詠ケル、三川國八橋ニモ著シカバ、蜘手ニ物ヲヤ思ラン、

〔千載和歌集羇旅八〕あづまのかたにまかりけるに八はしにてよめる、　道因法師
八橋の渡りに今日もとまるかな爰に住べき身かはと思へど

〔うた丶ねの記〕みかはの國八はしといふところをみれば、これも昔にはあらずなりぬるにや、は
しのたゞひとつぞみゆる、かきつばたおほかる所と聞しかども、あたりの草もみなかれたるこ
ろなればにや、それかとみゆる草木もなし、なりひらのあそんの、はる〴〵きぬるとなげきけん

なくおきちらしゝるさまの、くもでに似たればよそえてよめるにや、

〔和歌童蒙抄五〕クモデトハ、柱ニチガヘテユルガナサジト、ウチタル木ヲ云也、ナレド此八橋ヘ、タメ板ヲ打タルヤウニタアルナレバ、蜘蛛ノ手ハヤツアレバ、ヤツトイヘル心ニツキテヨメルナリ、

〔倭訓栞前編八久〕くもで　蜘手と書り、伊勢物語に三河の國八橋の事に、水ゆく河のくもでなればといへるは、水の蜘手のやうに流れ行なり、されば眞名本には水蜘河とあれば、みづせくかはとよむべし、ゐせき川なるをもて蜘手にわかれたるなるべし、後撰集に、

打渡し長き心は八橋の蜘手におもふことは絶せじ、橋にいふは棧の如き物の上に橋かくるをいふ、其組ちがへたる形の蜘の手に似たるなり、俊頼家集に、

並立る柱のまづえをくもでにて高渡れる天のはし立、一説に八橋の蜘手とつゞくるは、蜘の手は數八あるによりてなりといへり、

〔蜻蛉日記下之上〕まつりの日、いかゞは見ざらんとていでたれば、（[illegible]、中略）さてすけにかくてやなどさかしらがる人のありて、ものいひつゞく人あり、やつはしの程にやありけん、はじめて、

かつらぎやかみよのしるしふかゝらばたゞひとことにうちもとけなん、かへりごとたゞひはなめり、

かへるさのくもではいづこやつはしのふみ見てけんとたのむかひなく、こたびぞかへりごと、

かよふべきみちにもあらぬやつはしのふみ見てきとてなにたのむらん

〔更科日記〕井のはなといふさかの、えもいはれすわびしきをのぼりぬれば、三河の國の高師の山といふ、八はしはなのみして、橋のかたもなく、なにの見所もなし、

かくよむなりと、或物にはかゝれて侍れども、伊勢物語には、みかはの國やつはしといふ所にいたりぬ、そこをやつはしといふことは、水のくもでにて、橋をやつわたせるによりていふ也とかけり、されば、くもでといふもの、橋にあるゆへにいふにはあらずときこえぬ、そのゆゑならば、まことにいづれのはしにもよみてむ、やつはしにしもよむ、これにかなへり、水のくもでなるとあるは、とかくながれたるにこそ、さてものをとかくおもふによせて、くもでにおもふとはよめる也、

〔拾遺和歌集六別〕源のよしたねが參河の介にて侍けるむすめのもとに、ば、ゝのよみてつかはしける、

もろともにゆかぬみかはのやつはしは戀しとのみやおもひわたらん

〔俊頼口傳集上〕戀せんとなれるみかはのやつはしのくもでにものをおもふころかな

もろともにゆかぬみかはのやつはしをこひしとのみやおもひわたらん

これをもかれをもよそへてくもでといふも、くものてのやつあればなんと申なんめり、されどこのやつはしをたづぬれば、川などにわたしたるはしなどにあらず、あしをぎ生たるうきの道のあしければ、たゞ板をさだめたる事なく、所々にわたしたるなり、それがあまた所にわたしたれば、八つはしといひならはしたるなり、もの、かずはかならず八つとしもなけれども、いひよきにつけてやつとはいふにや、くもでといふは、はしの下によはくてよろぼひたはれもするとて、はしらをたよりにして、木をすぢかへてうちたるをいふなり、それははしにのみうつものにはあらず、たゞなゝどのあしのゆはくてたわれぬべきにもうつめれば、くもでといふ物はさだめなし、かのやつはしにくもでうつべしとも見えねども、はしいふにひかされてよめるにや、ふるき歌にはさやうにこそはよめれ、又いたをさだめも

ほとりの木のかげにおりゐて、かれいひくひけり、そのさわにかきつばたいとおもしろく咲たり、それをみてある人のいはく、かきつばたといふ五もじを句のかみにすゑて、たびの心をよめといひければよめる。

から衣きつゝなれにしつましあればはる〴〵きぬる旅をしぞおもふ、とよめりければ、みな人かれいひのうへに、涙おとしてほとびにけり、（又見古今和歌集）

〔扶桑残葉集十七〕八橋のことば　賀茂眞淵

言のかたりぶみに、三河なる八橋のことをいへらく、水せく川の蜘手なれば、橋を八つわたせりと、そも〳〵里囲の川つらをせくは何ぞ、とはし廣くよつに水まかせんとなり、くもでとは何ぞ川の左によつ右に四つの溝して、水まかせるものは、蜘が手のひだりみぎりもて、八つあるがさまぞとや、八橋とは何ぞ、川のひだりみぎりに川そひ路のありて、さとの子のかよへらんにはかのやつの溝に、八つのはしをわたせりとなり、凡田居には、よついつゝらのはしをあふさきるさにわたせる多かれどな、はしきやけり、かゝるわらべのもたるふみをし見れば、水ゆく川とあり、此古きには水緑川とし書つればいへるか、ことことわりあらはに、まことにさなりけるとおもほゆ、

〔後撰和歌集九〕つらかりける男に　讀人しらず

たえはつる物とはみつゝさゝがにの糸を頼める心ぼそさよ

かへし

うちわたし長き心はやつ橋のくもでに思ふことはたえせじ

〔奥義抄中ノ中〕うちわたしながき心はやつはしのくもでに思ふことはたえせじ

やつはしのくもでとよむ事は、はしにはくもでといひて、柱にちがへて打たるもの、あれば、

り、是ヨリ左八橋ノ道也、八橋ハ自追分到于此、十町許云々、などいへるにて知べし、さて伊勢古今のは、今の矢作川の川上などにやあらん、そは伊勢物語に、○中略やつはしといひけるは、水ゆくかはのくもでなれば、橋やをつわたせるによりてなんやつはしといひけるとあり、古今羇旅の詞書は、これをとりて略し書る也、伊勢物語の眞名本に、水ゆく川のくもでを、水遙河之蜘手と書て、ミヅヰテカハノタモデとよめり、蜘手は借字にて隈處(クマデ)の義也、伊勢の雲津も川の隈處より出し名也、又隈津(クマツ)の義としてもきこゆ、さて川曲(カハワ)の處に堰かれし上つかたは、水湛てひろびろと瀬もはやからず、橋などわたすにもたよりよきことわり也、その廣き川中へ杭打かまへて、つぎ〳〵橋を架わたし、此方彼方に通はせたれば、八橋とはいへるなるべし、和名抄八に、伯耆國八橋郡八橋、也八之、とあるも同義とみゆ、○中略か丶れば伊勢、古今にいへる八橋は、今の所のごと、わづかなるせゞらぎ水にはあるまじくぞおもはる丶、更級日記に、八橋は名のみして橋のかたもなく、何の見所もなしとあるは、今の所のさまに聞ゆれば、更級より後の書なるは、今の八橋の所とは定むる也、さて伊物の朱雀院塗籠御本に、水のくもでにながれわかれて、木やつわたせるによりてなん八橋とはいへると有は、やゝ後に書かへて詞を改められしなるべし、舊本今昔物語廿四には、河ノ水出テ蜘手也ケレバ、橋ヲ八ツ渡ケルニ依テ、八橋トハ云ケル也とあり、是もさる本によりて書出せしとみゆ、志かはあれど、水が蜘手のさまにながるるべきことわりなければうけがたし、

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、その男身をようなき物に思ひなして、京にはあらじ、あづまの方にすむべき所、もとめにとて行けり、もとより友とする人、ひとりふたりして、もろともにいきけり、道志れる人もなくてまどひいきけり、みかはの國八はしといふ所にいたりぬ、そこを八橋といひけるは、水ゆく川のくもでなれば、橋を八わたせるによりてなん八はしといひける、其さわの

三河國八橋

の舟を橋にならべて、大綱を張りて繋ぎ、其上に板を渡して陸地をあゆむが如くす、其大造なる事、しかしながら佐野の舟橋もおよばず、今の世に名を得たる諸國の境川の船橋にはまさるかにまされり、誠に海道第一の壯觀といふべし、慶長年中、時慶卿記曰、大樹御上洛之時、舟橋於此川也、綱橋人足舟、又船有此、舟二百五十艘、舟間三尺餘、川大概舟橋聞合、右板於其上云々、

〔慶安三年木曾路記〕小熊　渡なり、木曾川の末なり、御上洛の時、又は朝鮮人來朝の時は舟橋かゝる、尾濃兩州より沙汰す、舟千五百艘にて懸るなり、川より向は美濃國なり、

〔運歩色葉集〕〈黒〉八橋〈三州〉

〔和爾雅〕〈地理一〉參河國　八橋〈在二碧海郡一〉

〔書言字考節用集〕〈一地理〉八橋〈三州碧海郡、見伊勢物語、〉

〔名所方角抄〕〈三河〉八橋川花の露より八橋の宿三町計西也、北より南へ流れたる小川也、橋も壹丈計なり、四角なる木のちいさきを八つわたしたり、

〔羅山文集〕〈六十一雜著〉本朝地理志略　東海道十五箇國

參河國　杜若澤有八橋、在原中將業平、來此處詠倭歌、

〔國花萬葉記〕〈八參河〉八橋　〈碧海郡〉　名所の八橋　古跡　時鳥　杜若　蜘手〈業平によめり〉　岡崎の宿よりちりふの宿へ越る中間より、半道計北の方八橋と云村の中に有、南より北へ流る、小川にわたしたる壹丈計なる橋也、

〔倭訓栞〕〈前編八〉くもで〇中略　昔し八橋のかゝりし川は、今の逢妻川也とぞ、更級日記に八橋は名のみにして橋のかたもなしと見ゆ、

〔十六夜日記殘月抄〕〈一〉八橋　眞清按に、八橋に二所あり、そは伊物、古今、古今六帖に見えたる八橋と、更級日記、蜜本今昔物語より後のものにみえしは、所異也、更級、今昔より後にいふは參河國圖を考に、碧海郡池鯉鮒宿の東なる里村のつゞきに有、〇中略　東海道名所記四に、今村、西田云、海道より北のかた一里ばかりに八橋の舊跡あり云々、東遊行嚢抄六に、追分、池鯉鮒野ニア

竹川橋
笛川橋

フ、豊嶮シテ神路山ニ入ル、○中略、

宇治橋ハ長五十一間半、幅四間半、両端ニ鳥居アリ、高五間餘、廣三間餘ナリ、

〔和爾雅 一下 地理〕伊勢國度會郡 御祓橋（ミソギバシ）

〔神都名勝志 一〕祓川橋 飯野郡清代村大字稲木と、多氣郡齋宮村大字竹川との間なる、郡堺を流るゝ祓川に架せり、
中世までは齋宮群行、及勅使、例幣使參入等の時、大神宮司の卜部、此の川にて修祓したりき、故に祓川の名あり、又多氣川、竹川、稲木川なども稱せり、○中略案ずるに此の川は、即古の櫛田川なり、

〔催馬樂〕呂 竹河 二段、拍子各七、合十四空拍子、

たけがはの、はしのつめなるや、はしのつめなるや、
二段
花そのに、はれ、花そのに、われをばはなてや、われをばはなてや、めざしたぐへて、

〔催馬樂入文 下〕今按に、○中略竹川橋は伊勢國多氣郡齋宮にて、今に其所に笛川も、竹川も、花園村と云もありて、各其名のこりたり、

〔倭訓栞 中編十三 多〕たけかはうたふ うたひ物に竹川あり、伊勢國多氣郡の川なり、橋の爪なる花園といへるも、齋宮の邊にあり、其川大神宮式に所謂多氣川、今云處の稲置川是也飯野郡多氣郡の境にて、西を稲木川といふ、東を竹川といへり、

〔神風小名寄 下〕笛川 齋宮の里に在、むかしは志らず、今は川といふべき程にもあらぬ細き流なり、繪馬のある所より半町許東の町中に侍る、小さき橋を今も笛川の橋といふなり、

〔遊囊賸記 七〕齋宮ハ與竹ノ世々ノ都ト詠ゼシモ、今ハ只村ニ其名ヲ傳ルノミ、笛川ノ橋ハ音絶テ、御溝ノ池アヤメモ知レズ、

尾張國
起川舟橋

〔尾張名所圖會 後編 中島 二〕起川 村(富田)の西なる木曾川をいふ、(中略)船渡りハ晝夜絶間なく、公私の旅人往來、將軍家御上洛の節と、朝鮮人來聘の時ハ、舟橋をわたす、數百艘

宇治橋

鶴髮子經南樓山寺恐況又水驛濱千壁一度洛人耳、月素欄干三十間、

(天夏靈零記)明應四年八月八日、五十鈴御裳濯之瀬橋并人家五十餘宇流失、

(内宮物忌年代記)明應四乙卯(八月八日、大風洪水、宅代象聞事也、中略宇宮橋并大橋落ル、)

(神廷紀年 後奈良)天文十四年、此年宇治大橋成、

(神廷紀年 正親町)永祿二年二月十九日辛酉、宇治岡田火、燒大橋無、

(松木氏年代記)天正十九辛卯關白殿秀吉(豐臣)ヨリ内宮宇治橋、并不動堂建、

(伊勢大神宮神異記 上)慶安年中の事なるに、内宮の御裳濯川の大橋を渡得ぬ道者ありて、歸らんとすれば平生のごとくにして、又渡らんとすれば心みだれ目くらみける間、宮中へは不參して其より下向しけるとぞ、いかなる故か侍けん、人こそしり侍らね、心中にかくす罪ありて、神明御納受なき人なるべし、か樣の事はむかしより度々も有しと、所の人は物がたりき、

(十三朝紀聞 後西院)萬治三年五月、天下大水、流伊勢宇治橋、

(文政雜錄日記拔書 三)口上

一昨十九日夜市中ヨリ出火仕、宮中江燒移候ニ付、早速一禰宜禰宜中、其外追々馳著相勤候へ共、風烈數段々燒廣ガリ、左ノ通燒失仕候、中略

一宇治大橋、同水除杭、同大鳥居二基、并橋姫社、

右之通ニ御座候

文政十三寅年後三月廿一日　禰宜中

内宮一禰宜

(遊音錄記 七)五十鈴川ハ御裳濯川ト共ニ宇治川ノ異名ナリ、サレバ此川ニ掛タルヲ宇治橋トイ

シノ釘三百六十本、代輪附鈑三百六十本、西ノ鳥居ヨリ東鳥居迄五十二間二尺ト載ス、今詳ニスルニ永享六年普廣院將軍始テ架ラルノ言ニ據テ寛正記享徳元年修補ヲ僧徒ニ託スルノ説ヲ閲ルニ、永享六年ヨリ享徳元年ニ至リ、稍タ十八年ヲ歴タリ、然ルニ修補ヲ加フベキニイタリ其業不遂ニ至リ、六七年ヲ歴テ長祿二年、十穀法師架シテ、万部法華經供養ス由、物忌年代記ニ載セ、又寛正六年、同十穀法師架スルトモ云、長祿二年ヨリ寛正六年ニイタリ九年ヲ歴タリ、是纔ノ年紀ニシテ朽損スベキナシ、異記トスベシ、又永正二年慶光院第二世守悦上人本願トシテ架ス、寛正六ヨリ四十一年ノ後ニシテ其廢絶スルニ至、又天文十四年、尼本願ト載ルトキハ、或云同第三世清順上人ナルベシ、永正二年ヨリ天文十四年ニ至リ、又四十一年ヲ歴テ修架ニ至レリ、其後天正八年、同十九年、慶長十一年、元和、寛永十九年、正徳五年、其餘近世連綿シテ官營也、飛季ドイヘドモ、足利將軍ヨリ僧徒メ修造ヲ受テ、織田、豐臣ノ二公ノ嗣テ營セラルニ及テ、今昇平ノ經營ニ及テ存スル處ハ、嘉賞スベキト云ベシ、

(大神宮參詣記)康永元年十月十日あまりの頃、太神宮參詣、略○中五十鈴川は大宮と風の宮とのたにあひより流れて、深山木のこだかき陰におちくる水の音、まことに心ぼそし、略○中瀧祭の神とて、河の洲崎、松杉などの一むらたてるばかりにて、御社もましまさず、略○中きたを望ば長橋のながれをきるあり、緑松たれて行人の道をさゝへ、南を顧みれば高巖なみをくだくあり、紅葉のこりて遊客の心をそむ所にふれて感をうごかし、ものごとに興をもよほさずと云ふ事なし、

(神廷紀年五後花園)長祿二年、此年宇治大橋成、

(河崎氏年代記)一文明九丁酉内宮大橋斷

(翰林胡蘆集六)丁未元年○長享五月、有事太神宮、自二十六日出洛、至二十九日入伊、而宿於横地館、六月五日、略○中賦内、外宮、宇治橋者三篇、略○中書以贈館主大夫云、略○中

教公之時〈○永享元年任將軍〉被渡御于此處、自爾以降將軍家被經營之、數百年于今不中絕者乎、寔因准天
擇撰天下無雙之神橋、其造營之工功亦同於宮殿、而嚴重之規則哉、又橋之東町稱館爲而禁忌之
法大宰數于宮中、故建鳥居於前後、彫神號於義稀子、以神主執行之御祓大麻、奉納其內、也仍往還
此橋之時、至件義稀子之前、則有致拜禮之□實、何則人民往來之橋而已、苟不辨故實、信口流言之
徒、豈知有其所以哉、橋水榮色、新木露臠、架於水上、濟不逞以利天下之人也、

〔勢陽五鈴遺響〈度會郡十一〉〕宇治橋〈及鳥居附〉
宇治鄉今在家ト館町ノ間五十鈴川ニ架スル處ナリ、方俗大橋ト稱ス、橋ノ前後ニ鳥居ヲ建リ、本
據舊記未考、慶長九年宮域ニイタル踏ナレバ、鳥居ノアルベキト思ヲ、何據モナク建タルナルベ
シ、鳥居柱太サ東口三尺、長一丈七尺、土入六尺、二丈三尺五寸ナリ、笠木三尺ナリ、西ノ鳥居ヨリ東
鳥居ニイタルノ間五十七間半、橋ノ長五十一間半、濶四間半、高欄高三間、內ノ間三間一尺二寸、反
リ一尺一寸、各處寶珠ヲ置、其造營ノ年月及奉行ノ位署鑄工ノ名ヲ彫ス、其新ニ造ル處ハ內宮遷
宮ノ時ニ不限、朽損スルニ從テ造替ス、工匠ハ神宮ノ職小工職ノ掌ル處ニ非ズ、別ニ其主宰スル
處ノ橋大工ト稱スルアリ、今ニ至リ橋及ビ鳥居ニ至リ官營ナリ、此地ニ架スル處ハ、舊記云、永□
六年、內宮大橋自普光院有御渡供養一万部御經、其作法如北野御經奉行御炊大夫元秀也云々、是
永享六年、足利將軍普廣院義敎公ノ二宮參向ノトキニ架セラルヲ權輿トス、神皇年曆、及普廣院
殿二度參向ノ事蹟ハ、神宮年代記ニ載タリ、或云、古昔宇治橋ト稱シテ架スル處ハ此地ニアラズ、
五十鈴河ノ下流十餘町、字ハ曾祢町原ト云、中村與玉森ノ西ノ處ニ、老杉樹二株今モ存ス、是橋及
橋姬祠ノ舊地トス、古昔ノ驛路ニシテ此處ニ架セシナリ、甚少ニシテ五十鈴河ノ下流ヲ渉ル假
橋ニ同ジ、〈○中略〉今ノ官營ノ橋ハ其古昔トハ少ク濶大ニ造ラルニ似タリ、舊據ノ處在ニ據ルトキ
ハ、大永年中記云、橋長四十三間、幅四間、柱數四十二本、御代柱三丈六尺、板數三百六十枚、厚七寸、落

宇治橋

有明の月西都出、遙東成神路山於越ルコト、ヲモヘバトヲクモ行南物哉、限モナク豊風ヤ船出仁任、悠々浦浦過、蕩々波瀾ヲシノギ、千里ノ岑ヲ越、野仁臥山仁留、老體ヲ相助ケ、今日トイヘバ伊勢山田仁参着、爰仁大川有リ、尋ヌレバ豊宮河ト云、古老傳ニ阿部川原ト云、万葉集ニ度會川斎宮川領、是成ベシ、然者下樋小川竹川小俣田、板田橋、大淀、小野、古江等ノ名所モ可近、かしこに舟橋於渡シ、竹綱エタリ、是モ自他國参ラヌト見エテ、河水ニ望、身體太麻等持しめて、御禊する人もありけり、

〔伊勢参宮名所圖會四〕宇治橋　宇治郷にあればかく號けり、川は五十鈴川也、(舊道の橋より反あつて長さ六十間、廣さ四間半、正中の高さ三丈、)前後に鳥居あり、(柱の太さ末口三尺、高さ二丈三尺、土入六尺、冠木長さ三丈なり、俗に渡鳥居といふ、)宮彰神主曰、いにしへ此橋は、是より十餘町下流の中村曾波河原に有て、板橋の類なりしを、永享三年普廣院將軍義教公御參宮の時、今の如き大橋を架られたり、

〔神民須知〕今ノ大橋ノ邊ハ、昔ハ川ノ洲ニテ人家モ無ク、神官家モ大半中村ニ居住セリ、其後川ノ洲平地トナリ、人家モ立チ續キ神官家モ宇治ニ移住シ、ヨキニツキテ大橋ヲ今ノ處ニ架セシナリ、昔大橋ノソバ川原ニ在リシ證據ハ、先年今ノソバ川原ノ橋ノ處ニテ大ナル橋杭等ヲ堀リ出シキト言ヘリ、然ルニ士佛參詣記ニ、又瀧祭神トテ河ノ洲崎ニ松杉ナンドノ一村立テル計ニテ御社モマシマサズ、(略)中北ヲ望メバ長橋ノ流ヲキル有リト云フ、思フニ夫ノ瀧祭ヨリ今ノ大橋ノ方、即北ニ當レバ、假令大橋今ノ處ニアラズトモ、見エワタリタル川下、岡田郷ノ内ニ在リシナルベシ、

〔神拜次第秘抄上〕一御裳濯川橋

此橋壹基、渡于東西、長五十間五尺二寸、廣四間三尺二寸、高欄高四尺八寸、儀帽子柱長八尺、立鳥居於前後、各高二丈三尺三寸、廣壹丈七尺八寸也、此橋元在川原田村(今云中村)之南川、(今云曾波川原)將軍義

宮川全圖

〔神名秘書〕垂仁天皇纏向珠城宮御宇御位〈略〉〇中 廿二年癸丑、遷飯野高宮、四箇年奉齋、〈于時遷幸飯高神戸〉然後倭姫命向飯野下樋小河際、乃乙若子命、以麻績神衣服部、進倭姫命、

〔範信卿記〕承暦元年七月二日戊戌、巳剋出登志驛、〈略〉〇中 伊勢離宮官人所例、自下見橋退出、午剋至宮田川、

〔江家次第十二〕公卿勅使發遣幷路次儀
十二日
供給沐浴裝束畢、伊勢離宮承、於下見橋退去、〈渡宮田川、大神宮使可致、〉多氣川驛〈大神宮鐵物〉、下樋小川、或云、停給驛、〈神宮驛、之所也〉

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕〈雑〉橋
昔ニ聞下樋小川ノ橋朽タ引渡シケン御代ノ遠ケナ

〔伊勢紀行〕うへ川の橋と中所にて、
旅人のかげさへみゆるわたりかな奉行水の上川のはし

〔名所方角抄〕〈伊勢〉宮川 山田の入口なり、世俗には、やうだとも云り、〈略〉〇中 宮川にて參詣の人は、祓をする也、此川に舟橋をかけたり、

〔大神宮諸雜事記〈一〉〕天平寶字二年九月、御祭使祭主清麻呂卿參宮之間、度會川之浮橋船亂解天、忌部隨身之上馬一疋自船放流、實亡已畢、爰上下向之間者、路次國司差、離承、迎送調備供給、道大夫馬、介參迎道橋等之例也、於神郡者偏宮司之勤也、而件浮橋之勤依不有如在、勅使隨身之馬者所驚損也、此尤宮司忍人不忠之所致也者、宮司爲方遣陳、且進怠狀、且辨返替馬已畢、自爾以後、勅使參宮之間、時宮司以騎用馬、以四疋奉貸也、即立爲恒例也、

〔元長參詣記〕牧業日向國宮崎郡、幸西西喜ト云人有、〈略〉〇中 伊勢太神宮〈江〉參宮旅立里乃夜をこめて、

伊勢國再拜橋
下樋橋

し長刀とらせられ立せ玉へば、忠政も恐入て御前を逃去ぬ、後にまた敵此橋より夜討せんも計り難し、怠なく守れと命せられしが、四五日過て塙團右衞門直之、此口より阿波津へ夜討をまかけけると也、

〔都紀行二〕十二日〇文久四年五月、中略、高麗橋に至れば、橋の町家に、城郭にひとしき矢倉二ッ有、

〔松葉名所和歌集佐十二〕幸橋　同(伊勢)高麗

〔國花萬葉記伊勢九〕さいはいの橋　名景不見

〔松葉名所和歌集佐十二〕幸橋〇中略

名寄　頼もしき名にも有かなみてゆかばまづさいはひの橋を渡らん　大江大成

〔詠大神宮二所神祇百首和歌〕恩

新津々猶再拜ノ橋柱立名モクルシオモヒヤマバヤ

再拜ノ橋トハ倭姫命天津雲ノ御鎭坐ノ山之ハラ御覽坐、彼橋ニテ拜有シ事ヲ名トス、再拜ト書テ二度拜スト讀、

〔元長參詣記〕受纏向珠城宮御宇仁倭姫皇女下樋ノ小川橋ニテ御解除有しに依テ彼橋ヲ再拜ノ橋ト云、伊勢ノ國歌枕仁幸橋讀如ク、再拜ヲ幸ト和儀也、

〔神都名勝誌一〕下樋小河

中世上河と稱せしならむ、永享參詣記に、永享五年彌生廿日、うへ川の橋と申す所にて、旅人の影さへ見ゆる渡かな春引く水の上河の橋と詠せしは、此の河に架せる橋なり、さて江家次第中右記等にも、また下見橋のことあり、神名秘書には下樋橋と云へり、此等の書にいふ下見橋は、卽勅使祗承の交代する所なれば、うへ川は卽下樋小川の別名にて、下見橋は下樋橋なることを察知すべし、

(攝津志四西成郡)關梁 難波橋在天神橋西一町、中略、跨大川、

(北樂文草四)東歸紀行

天明三年癸卯、以酊之職既滿、五月〈中略〉二十日卜吉上船、〈中略〉三日〈中略〉七月、至申時、浪華城邑、已歷歷目前、官候湖面入江口、比至安治橋、殆甲夜矣、翌日對馬使者、藏屋敷來迎、翌至難波橋、馬吏迎於岸、入馬有響如例、

(攝陽群談七)高麗橋 同所〈今ト云ニアリ、東ハ内淡路町、西ハ高麗橋壹町目ニ渉ル處ナリ、高麗國ヨリ貢獻アリ、〉

(駿河土産四)大坂冬御陣之時城方より下筋自燒之事

大坂冬御陣の節、城方より下町筋を自燒致し候刻、高麗橋をも燒落したりとも申、又左樣には無之とも申、一圓候定不仕候に付、小栗又市見分致し候へば、眼鏡橋て高麗橋は其儘にて有之候と申上候得ば、權現樣御聞、若高麗橋をも燒落候に於ては、城中の奴原悉むし殺にしてくれんとおもひつるにとの上意にて、例とて使番の者共に見屆ざると仰有ければ、又市いづれも臆病共に候故、近くに寄て見候へば鐵炮の當るべきかと存、遠くより見候に付ての事に候と申上ル、

(東照宮御實紀附錄十四)慶長十九年十二月廿九日、仙波と總郭の橋ども城兵みな自燒して、今橋と高麗橋との燒殘りしを、石川主殿頭忠總是を燒せじとて、高麗橋の詰にて鐵炮放して防守せしが、城方よりも同く鐵丸烈しく打かけ、忠總が士卒疵被る者あまたなれば、使番小栗又一忠政馳來て注進し奉る、永井右近大夫直勝も御前に在て、阿波勢近邊なれば、忠總に力を合せ、橋を救はしめんといへば、御けしき損じ、其方どもはあまりに軍法を知らぬぞ、此橋はこなたより燒度思ひつるに、もし燒なば亡時の者は、城責なしと思ひあやまらんかとて捨置しなり、城中より燒落すこそ幸なれ、すて置べし、城責の時橋の一筋が便になるものかと、御怒のあまりに、御側に有

及河内攝津民、作亂、○中略城代土井利位等兵、與町奉行山城守跡部良弼、伊賀路堀利堅、撤河橋、拒之、賊不得渡天滿、天神二橋、乃爭難波橋、

〔都紀行 二〕九日、○文久四年五月、中略、網島京橋を過て、浪花三橋之内なる天滿橋、長百十五間といふ下を行て、八軒家に著船せしに、友どちの迎出てまつ、

天神橋

〔和漢名數 地理〕大坂大橋三○中略 天神橋

〔攝陽群談 七橋〕天神橋　同川筋、○大川次第ニアリ、南ハ京橋六町目、北ハ天滿拾一町目ニ渉リ、西成郡南長柄ニ出ル處也、

〔攝津志 西成郡 四〕關梁 天神橋 在天滿橋西、長七十六丈有奇、一名渡邊橋、又名大江橋、在大江岸、故名、中古橋梁斷絶、以在府北、曰國府濟、又名堀江濟、文德實錄曰、攝津國奏言、長柄三國兩河、頃年橋梁斷絶、人馬不通、請准堀江、置二隻船、以通濟渡、許之、是也、此地初名兎我野、後呼渡邊村、天正中、徙南渡邊民家於圓江、移居者守塞家於難波村、其墟今爲市廛、有古歌、

〔年日聞話 寶暦 五〕一大坂出火
寛政四年壬子四月十六日夜九ツ時出火○中略
公儀橋一箇所 但天神橋
町橋八箇所 但し天神小橋　葭屋橋　樽屋橋　高門橋　せんだんの木橋　兩川橋　瓦屋橋○中略　筋違橋
右之通ニ御座候、以上、

〔十三朝紀聞 六 光格〕文化六年七月大坂大水、天神橋敗者二十間、

〔都紀行 二〕十二日○文久四年五月 天神橋といふ長百二十二間三尺あるを渡りて、北の橋詰には青物市場ありて賑わし、

難波橋

〔和漢名數 地理〕大坂大橋三○中略 難波橋

〔攝陽群談 七橋〕難波橋　同川筋、○大川 南ハ北濱二町目、北ハ天滿樋上町ニアリ、

ハ臨傳ヲ失ヒケル間、隅田、高橋両日ヲ失ヒ、且タハ出仕ヲ違メ、虚病シテゾ居タリケル、

〔遊歴雜記九〕渡邊橋ハ大江岸ニカヽレリトイフ、行基以來世々ニ修造アリシガ、文明ノコロハ已ニ橋柱バカリトナリ、今ハソノアトモ見ヘズ、

〔夫木和歌抄雜二十一〕おほえのはし、大江、山城或攝津

〔和爾雅地理一下〕攝津國東成郡 大江橋

〔攝陽群談七橋〕大江橋 同〈東成〉郡ニ屬ス、方角所、溜不詳、夫木集、攝津、山城兩國ニ比ス、今爾大江橋ハ、攝名所ニ比シタ玉江橋ノ東ニアリ、一說川邊郡上坂部村ニアリト云ヘドモ證未審、

〔攝津名所圖會四上〕大江橋〈〇名〇渡邊橋〇一名渡邊橋、大江川の下流、今の天滿橋天神橋の間に架す、此時河幅弐百六十間餘、今川幅狭く成リて三橋を架す、一橋ニ天滿橋長サ百十五間五尺、二ニ天神橋長サ百廿二間三尺、三ニ難波橋長サ百十四間六尺、是を浪花三大橋といふ、今の堂島の大江橋、渡邊橋ハ、後世堂島を開く時、此事中にかくる也、舊名によつて號く、〉

〔夫木和歌抄雜二十一〕大江のはしのかたかける所を　俊頼朝臣

はるかなる大江のはしはつくりけん人の心ぞ見えわたりける

〔夫木和歌抄雜二十一〕文治六年五社百首おほえのはし　皇太后宮大夫俊成卿

あはれなりながらはあともくちにしを大江のはしのたえせざるらん

〔和漢名數地理〕大阪大橋三

天滿橋

〔攝陽群談七橋〕天滿橋　同川筋〈〇大川〉淀大川筋ノ落合ニアリ、南ハ京橋二町目、北ハ天滿二町目ニ渉リ、京海道ノ脇道也、此橋高欄擬寶珠アツテ渉リ廣シ、從是西ニ曲リ長柄村ヘ出ル道アリ、

〔攝津志東成郡〕關梁　天滿橋〈在府城西北、長七十餘間、跨於大河、〉

〔十三朝紀聞光格六〕文化六年七月、大坂大水、〈〇中略〉天滿橋損、

〔十三朝紀聞仁孝七〕天保八年二月十九日、大坂町奉行與力大鹽平八郎格助父子、帥同盟〈〇中略〉七八人

透、剩ヤセタル馬ニ鐙手綱懸タル體ノ武者共也、隅田、高橋是ヲ見テ、サレバコソ和泉河内ノ勢ノ分際、サコソ有ラメト思フニ合セテ、ハカ〲シキ敵ハ一人モ無リケリ、此奴原ヲ一々ニ召捕テ、六條河原ニ切懸テ、六波羅殿ノ御感ニ預ラント云儘ニ、隅田、高橋人交モセズ、橋ヨリ下ヲ一文字ニゾ渡ケル、五千餘騎ノ兵共是ヲ見テ、我先ニト馬ヲ進メテ、或ハ橋ノ上ヲ歩マセ、或ハ河瀬ヲ渡シテ、向ノ岸ニ懸驤ル、楠勢是ヲ見テ遠矢少々射捨テ一戰モセズ、天王寺ノ方ヘ引退ク、六波羅ノ勢是ヲ見テ、勝ニ乘リ、人馬ノ息ヲモ不ㇾ繼セ、天王寺ノ北ノ在家マデ揉ニ揉デゾ追タリケル、楠思程敵ノ人馬ヲ疲ラカシテ二千騎ヲ三手ニ分テ、一手ハ天王寺ノ東ヨリ、敵ヲ弓手ニ請テ懸出ヅ、一手ハ西門ノ石ノ鳥居ヨリ魚鱗懸ニ懸出ヅ、一手ハ住吉ノ松ノ陰ヨリ懸出テ、鶴翼ニ立テ開合ス、六波羅ノ勢ヲ見合スレバ、對揚スベキ迄モナキ大勢ナリケレ共、陣ノ張樣シドロニテ、却テ小勢ニ圍レヌベクゾ見エタリケル、隅田、高橋是ヲ見テ、敵後ロニ大勢ヲ隱シテタバカリケルゾ、此邊ハ馬ノ足立惡シテ叶ハジ、廣ミヘ敵ヲ帶キ出シ、勢ノ分限ヲ見計フテ、懸合々々勝負ヲ決セヨト下知シケレバ、五千餘騎ノ兵共敵ニ後ロヲ被ㇾ切ヌ先ニト、渡邊ノ橋ヲ指テ引退ク、楠ガ勢是ニ利ヲ得テ三方ヨリ勝時ヲ作テ追懸ル、橋近ク成ケレバ隅田、高橋是ヲ見テ、敵ハ大勢ニテハ無リケルゾ、此ニテ不ㇾ返合ㇾ大河後ロニ在テ惡カリヌベシ、返セヤ兵共ト、馬ノ足ヲ立直々々下知シケレドモ、大勢ノ引立タル事ナレバ、一返モ不ㇾ返、只我先ニト橋ノ危ヲモ不ㇾ云馳集リケル間、人馬共ニ被ㇾ推落ㇾテ、水ニ溺ルヽ者不ㇾ知ㇾ數、或ハ淵瀬ヲモ不ㇾ知渡シ懸テ死ヌル者モ有リ、或ハ岸ヨリ馬ヲ馳倒テ、其儘被ㇾ討者モ有リ、只馬物具ヲ脱捨テ、逃延ントスル者ハ有レ共、返合セテ戰ハントスル者ハ無リケリ、而レバ五千餘騎ノ兵共殘少ナニ被ㇾ打成ㇾテ、適々京ヘゾ上リケル、其翌日ニ何者カ仕タリケン、六條河原ニ高札ヲ立テ、一首ノ歌ヲゾ書タリケル、

渡部ノ水イカ計早ケレバ高橋落テ隅田流ルラン、京童ノ僻ナレバ、此落書ヲ歌ニ作テ歌ヒ、或

〔近畿歴覧記九〕長柄橋ハ文徳ノ御時、既ニ断絶シケレバ、マシテ今ハソノ跡ダニ知ル人ナシ、凡天下ノ橋々多キ中ニ、貴賤今古ニ著シキハ、唯コノ橋ヲ第一トス、

〔夫木和歌抄雑二十一〕わたのべのはし

〔名所方角抄摂津〕渡辺橋　是も難波渡辺也、天王寺の北西也、淀川の末なり、渡辺いまは橋柱ばかり也、

〔摂陽群談七〕渡部橋　同所(西成)郡ニ属ス、方角所指不詳、渡部ヤ大江岸ト續クヲ以テ、大江橋ノ一名トスル歟、今謂渡部橋ハ係名所ニ比シテ、玉江ノ橋東ニアリ、

〔夫木和歌抄雑二十一〕六帖題やしろ

わたのべやはしのうはてをはじめにておほかるきちのつまやしろかな　[illegible]信正公朝

〔太平記六〕楠出張天王寺事附隅田高橋并宇都宮事

元弘二年五月十七日ニ、先住吉天王寺辺へ打テ出、渡部ノ橋ヨリ南ニ陣ヲ取ル、然間和泉河内ノ早馬敷並ヲ打、楠已ニ京都ヘ責上ル由告ケレバ、洛中ノ騒動不斜、武士東西ニ馳散リテ、貴賤上下周章事限リナシ、斯リケレバ両六波羅ニハ、畿内近国ノ勢如雲霞馳集テ、楠今ヤ責上ルト待ケレ共、敢テ其儀モナケレバ、聞ニモ不似楠小勢ニテゾ有覧、此方ヨリ押寄テ打散セトテ、隅田高橋ヲ両六波羅ノ軍奉行トシテ、四十八箇所ノ篝、并在京人畿内近国ノ勢ヲ合セテ天王寺ヘ被指向、其勢都合五千余騎、同二十日京都ヲ立テ、尼崎神崎柱松ノ辺ニ陣ヲ取テ、遠篝ヲ焼テ其夜ヲ遅シト待明ス、楠是ヲ聞テ、二千余騎ヲ三手ニ分ケ、宗徒ノ勢ヲバ住吉天王寺ニ隠テ、僅ニ三百騎計ヲ渡部ノ橋ノ南ニ磬ヘサセ、大篝二三箇所ニ焼セテ相向ヘリ、是ハ態ト敵ニ橋ヲ渡サセテ、水ノ深ミニ追ハメ、雌雄ヲ一時ニ決セント為也、去程ニ明レバ五月二十一日ニ、六波羅ノ勢五千余騎、所々ノ陣ヲ一ニ合セ渡部ノ橋マデ打莅デ、河向ニ引ヘタル敵ノ勢ヲ見渡セバ、僅ニ二三百騎ニハ不

〔親俊日記〕天文八年十二月四日丁卯、坊城殿へ認也、彼物語ながらの橋柱にて硯箱禁中被仰付之、御會始御製、御代不分明間不載之、

あきの夜の月やながらのはし柱こゝにも影のすみわたるらん

〔二川分流記〕永祿十一年九月十日に、眞鹿城の前中津川に船橋かけられたり、然るに七十一年已前に、畠山尾張守、河内高屋の城より出て、攝州入の時に天王寺へ陣取、其時渡邊川長柄に橋を掛られたり、其所詮なく高屋の城へ歸陣候つる由申傳へ候、

〔扶桑殘葉集七〕長柄橋杭殘木記

ながらの橋杭の殘れるをほりえしと聞て、いさゝかこれをもとめて、かの所のさまを繪にかきて、橋ばしらに其木けづりなして、調しける硯のふたを、やごとなき御許に奉るとて、

法橋清順

かくてこそ世にもしられめ橋柱むかしながらにくちのこるとは

御かへし

津の國ながらのはしの跡は、今は田にすきかへしなどして、ふりぬる名のみ殘れるよしなり、さればそのちかきわたりにすみて、ことのはの道うとからぬ人のすさびに、まさしき橋杭をほり出たるときくは、まことに心ざし深きゆゑなるべし、その木をのぞみて、すゞりの箱のふたには、し杭のこれる長柄のむかしを寫繪にかきて、かの木をそのまゝくひになせるが、あさからぬなさけのほどもみゆる、をおくりける人の一片の玉藻をさへそへてありければ、感情にたへずして、まさごの島のつたなき跡をつけぬるものならし、

亞三台光榮

橋ばしら思ひがけきや手にとりてむかしながらの跡を見んとは

をめして勝光明院の寶藏にをさめられにけり、〈略〉〈中〉長柄の橋の橋柱にて作りたる文臺に、後惠法師が本よりつたはりて、後鳥羽院の御時も、御會などに取りいだされけり、一院〈○後鳥羽〉御會に、かの影の前にて、その文臺にて和歌披講せらるなど、いと興あることなり、

(家長日記)一院三熊野詣の御供に、長柄の御宿に著せ給ふ、〈中略〉渡邊の橋の上に行かふ駒の足おと、おどろ〳〵しくふみならし、嗚呼ばふ聲々もかしましければ、御前の邊は何となくしめやかなるに、昔の長柄の橋とかやは、此渡なりけんかし、只名ばかりを聞わたるに、跡をだに見てしがなと思侍たり、いづくを指てか見えんずべきなど、且は笑申合り、御前に少將雅經候が、其橋柱の切れは持て侍者をと申す、京にて急ぎ參らすべき由仰あり、只朽たる木のはしに侍り、何計の志るしにかはさとも思召べきなど申合り、是は此渡りの住人瀧口盛房と申すをのこの傳へ持て侍りしなり、それが先祖に侍りけるもの、此川の邊をあやしき舟に乘てわたり侍りけるに、舟にこたへて舟俄に不動かへりければ、人を卸して水底を探らせけるに、堀出せるなり、舳に見侍れば、中に鳳鐘の心たてゝ、柱のたゝずまひの樣なり、されぱよと思合せて、取て今に傳へたりけると申、京へ入らせ玉ひて二三日計ありて、此橋柱の切まゐらすとて添たる歌、

これぞこの昔長柄の橋柱君が爲とや朽のこりけん、返しせよと仰侍りしかば、

これまでも道ある御代の深き江に殘もしるき橋柱哉、是を文臺にして和歌所に置かる、

(住吉詣記〈足利義詮〉)貞治三年卯月上旬のころ、津の國難波の浦みむとて、かの所にまうでけるに、淀より舟にのりて、〈中略〉夜明もてゆくほどに、長柄といふ所につきぬ、いにしへは此所に橋ありて、人のゆきかよひしが、今ははしの跡とてはわづかにふるぐゐばかり也、まことや、ふるきためしに人のひくめるはことはりにぞ、

くち果しながらの橋のながらへてけふに逢ぬる身ぞふりにける

も講せさせ給、〇中略

をとにきくながらのはしはなかりけりちどりばかりぞなきわたりける　左兵衛督資仲

(袋草紙三)加久夜長刀帯節信ハ數奇者也、始テ逢能因テ相互ニ有感、能因云、今日見參ノ引出物ニ可見物侍リトテ、自懷中錦小袋ヲ取出、其中ニ鉋屑一筋アリ、示云、是ハ吾重寶也、長柄橋造之時鉋クヅナリト云々、于時節信喜悅甚テ、又自懷中紙ニ裹物ヲ取出、開之見ニカレタルカヘルナリ、コレハ井堤ノカハヅニ侍云々、共感歎シテ各懷之退散云々、今世人可稱嗚呼歟、

(宇治拾遺物語三)いまはむかし、伯〇康資王のはゝ、佛くやうしけり、永縁僧正をゐやうじて、さまぐ\の物どとをたてまつる中に、むらさきのうすやうにつゝみたる物あり、あけてみれば、

くちにけるながらのはしのはしばしら法のためにもわたしつるかな、ながらのはしのきれなりけり、又の日またつとめて、若狹あざりらくゑんといふ人、歌よみなるがきたり、あはれこのことをきゝたるよと、僧正おぼすに、ふところよりみやぶをひきいでゝ、たてまつる、このはしのきれ給はらんと申、僧正かばかりの希有のものは、いかでかとてなにしにかとらせ給はんくちおしとてかへりにけり、すきぐ\しくあはれなることゞも也、

(明月記)元久元年七月十六日、著下袴、巳時參殿、午時御共、參御所、未時許出御、各應召參入、讀歌了、依御講師如例ながらの橋々柱云々所ニ朽殘木、被作文臺、是院(後鳥羽)御物也、

(古今著聞集五和歌)清輔朝臣の傳へたる人麿の影は、讃岐守兼房朝臣、ふかく和歌の道を好みて、人麿のかたちを知らざることを悲みけり、夢に人麿來りて、われをこふる故に、かたちをあらはしけるよしを告げゝり、兼房畫圖にたへずして、後朝に繪師をめして敎へて書かせけるに、夢に見しに違はざりければ、悅びてその影をあがめてもたりけるを、白河院この道御好ありて、かの影

後冷泉院(○後朱雀第一子)參詣住吉社、關白(○賴通)左相府(○教通)以下、卿士大夫之祗候者濟々焉、或枕花鏡而取水路、或冒金草而備陸行、蓋因海之无春、展多年之蓄思也、于時秋之暮矣、日漸斜焉、向難波今宮館、舊風情猶過、長柄今猶興、古橋傳名、建仗暫醉、各賦詠歌、其詞云、(中略)

關白殿

君が代はながらのはしのはじめより神さびにけるすみよしの松(中略)

辨のめのと

橋ばしらのこらざりせばつのくにのながらながらやすぎはてなまし

〔後拾遺和歌集 十八雜〕長柄橋にてよみ侍ける

前大納言公任

橋ばしらなからましかばながれての名をこそきかめあとをみましや

〔和泉式部集 四〕ながらのはしを見て

ありけりとはしはみれどもかひぞなき船ながらにてわたるとおもへば

〔百錬抄 五白河〕延久五年二月廿日、太上皇(○後三條)幷陽明門院(○後朱雀后)一品内親王(○聰子)參石清水、住吉、天王寺給、廿二日、覽難波濱、廿五日、覽長柄橋、於御船有和歌、廿七日還御

〔榮花物語 三十八松の下枝〕二月(○延久五年)はつか天王寺に詣させ給、この院をば一院とぞ人々申ける、後三條院とも申めり、女院(○陽明門院、後朱雀后)も一品宮(○聰子)(略)もまうでさせ給、(中略)廿二日のたつのときばかりに御船いだしてくだらせ給ふ程に、江口のあそび、ふたふねばかりまいり、歌などをぞたまはせける、(中略)こゝはいづくぞととはせ給、東宮大夫ぞつたへとひ給、これはながらとなん申すといふ程に、そのはしはありやとたづねさせ給へば、候よし申す、御ふねとゞめて御らんずれば、ふるき橋の柱たゞ一のこれり、いまはわが身をといひたるは、むかしもかくふりてありけると思もあはれなり、(中略)廿五日の辰時ばかりにぞ御船いだす、(中略)實政を御ふねにめしあげて、歌ど

あしまよりみゆるながらの橋ばしらむかしのあとのかたみなりけり

此歌の心にてはつきたる儀なり、一には歌に云、

つの國のながらの橋もつくるなり今はわが身をなにゝたとへん

君が代はながらのはしのちたびまでつくりはてゝもなをやふりなん

と云歌の心なり、此儀にて候なり、兩儀ともに不違、其謂には古今拾遺の中の間の時代をかぞふれば、世は六代、年八十一年にあたれるなり、されば此序は、かの橋を作りかへられし事をかき、拾遺には、かのはしの八十餘年が間に、くちにける事と證するにや、しかるにふじの山は煙たゝず、ながらの橋はつくるといふべきに、さはかゝで、たゞすなり、ながらの橋もつくるなりと聞は、歌にのみぞと云へるなり、和歌の道をひろくおもく申侍りけるなり、古今にも此心なるべし、

〔奥義抄下ノ中〕難波なるながらのはしもつくる也今はわが身をなにゝたとへん

此集○古今和歌集雜部に、世中にふりゆくものは津の國のながらのはしと我と也けり、といへる歌を本にてよめる也、誠に橋をつくるにはあらじ、かくたとへきたるにまかせてわが身のたぐひなきよしをいはんとて、彼はしもつくるなりとはよめる也、

〔拾遺和歌集八雜〕天暦御時、御屛風の繪にながらの橋柱の僅に殘れるかたありけるを、

藤原清正

あしまよりみゆるながらの橋柱昔のあとのしるべなりけり

〔信明集〕長柄橋

心だにながらのはしはながらへん我身に人はたとへざるべく

〔榮花物語三十一殿上花見〕二日十○長元四年月、中略日うちくるゝほどに、歌よませ給ふ、すみよしの道に述懐といふ心を、○中略

再興令造長柄橋、其功成難シ、水底ニ人柱ヲ入テ築補アラバ可成就之由奏之、因テ往來ヲ留捕之、岩氏ト云者繩ヲ作テ絡ニ水底ニ入リ、一度橋成就シ、勅願正ニ滿リ、再寺院發建シテ大願寺ト改ム、橋柄ヲ後寺院ノミト成リ、(中略)一名橋本寺ト稱ス、

〔夫木和歌抄 雜十四〕寺を

ながらなるはしもと寺もつくるなりおこさの家を何にたとへん　信實

〔文德實錄 五〕仁壽三年十月戊辰、攝津國奏言、長柄三國兩河、頃年橋梁斷絶、人馬不通、請准堀江川置二隻船、以通濟、許之、

〔古今和歌集 十五 戀五〕題しらず

あふことをながらの橋のながらへてこひわたるまに年ぞへにける　坂上是則

〔古今和歌集 十七 雜上〕題しらず

世中にふりぬる物は津の國のながらの橋とわれとなりけり　讀人しらず

〔古今和歌集 十九 雜體〕誹諧歌

難波なるながらの橋もつくるなり今は我身を何にたとへん　伊勢

〔古今集序注 下〕教長卿註云、ヨノナカノムカシニカハルコトヲタトヘ云也、(中略)ナガラノハシハ、フリテヒサシクスタタルヲ、アタラシクツクラン樣ノ心也、

〔古今和歌集 序〕いまはふじのやまもけぶりたゝずなり、ながらのはしもつくるなりときく人は、うたにのみぞこゝろをなぐさめける、

〔古今和歌口傳抄 下〕一長柄のはしもつくるなりとは、是に二の儀あり、一にはつきたるなり、そのゆへは拾遺抄の歌に、内裏の障子に、長柄の橋の柱の、あしの中よりくち殘りてたてるやうにゑにかけるをみて、

記に、堀小橋江とあるは、即この猪甘津の江なれば、大和川も其所にて、百濟川、狹山川に合て、一流は上古の堀江を西に流れ、一流は今の猪飼村と、猪甘岡の間を經て北に流れて、山城川と合て、海に入れりとおもはるれば、（今も故大和川とて、水道のこれり、）その江の長きをもて、名におふしゝにもやあらむ、○中略長柄橋の遺跡は鄉人の言に、長柄村の東に橋寺といふ村あり、これその舊地といひ、いにしへの橋柱も彼所に有といへり、又彼橋柱は、この長柄村橋寺村の間、こゝかしこより堀出せり、その所凡壹里（今の里數を云、）許が間なり、さかばかり長き橋の有べきにもあらねば、元來その地は洲渚にて、こなたかなたの島々に、あまた架せる橋を、なべて長柄の橋とはいへるなるべしといへり、これみなうきたる言にして、すべて信がたし、日本後紀、文德實錄にいふ所、一の橋なる事いちしろきをや、按に、これも長江に架せる橋にして、猪甘津の小橋は、即この長柄の橋なるべく、小椅江は即この長柄なるべし、（小橋の小へ、小國小田などいふ小にて、舊言の類へ辭なり、）さるを柄を江の假字に用たる舊證ある事をおもはず、長良とのみ訓來れる中古の言にひかされ、且長良村の名にかゝづらひて、鄉人のあらぬ地をまさぐりをることそいとをこなれ、古昔の歌に、ひとつも長柄川とよめるなきは、もと長江なれば、流江（ナガラエ）にても川とはいふまじき故もやあるらん、

〔日本後紀〕二十二嵯峨弘仁三年六月己丑、遣使造攝津國長柄橋、

〔康富記〕嘉吉三年四月二日丁亥、參伏見殿、有御讀、宮御方被語仰下云、昨日被注下長柄橋事、○中略弘仁三年に造らるゝよし國史に見えたれば、○中略弘仁は新造歟、修造歟、不可辨之由も見えたり、又古老傳に人柱たてられたりともみゆ、最初の事ともみえず、密勘の註には子負たる女をとらへて人柱にたてたりと云へり、今程猿樂などの能には、男を人柱にたてられたりともみゆ、凡長柄橋の事、古の歌仙も在所をば慥ニ不知云々、わたの邊のあたりにかけたる橋云々、

〔攝陽群談〕十二寺院大願寺　同○西成郡佛性院村ニアリ、○中略嵯峨天皇ノ御宇弘仁三年壬辰夏六月、

長柄橋

全、含嚬愛言、何學面奉、光發靈儀兮、略○下

〔伊呂波字類抄 奈國郡〕長柄橋

〔和爾雅 一下地理〕攝津國西成郡　長柄橋

〔書言字考節用集 一乾坤〕長柄橋ナガラノハシ攝州西生郡、弘仁三六月架橋、中古斷絶、

〔榻鴫曉筆 二十同名〕和國名所　長柄長柄橋、濱、津國、

〔井蛙抄 四〕一同名之名所

ながら　橋　濱　山　宮略○中

橋、はま、宮、皆攝津國同所也、

〔名所方角抄 攝津〕長柄橋ながらのはし　難波の北なり、橋はなし、

〔攝津志 西成郡四〕古蹟　廢長柄橋國寺村

〔攝陽群談 七橋梁〕長柄橋　同成○西郡ニ屬ス、今ワ北長柄村ヨリ豊島郡垂水庄ニ至ノ間ヲ指テ、長柄ノ橋跡ト云ヘリ、又長柄川今ノ船濱ノ邊ニ於テ、橋ノ古株朽殘リテ水底ニアリト云ヒ傳ヘタリ、

〔攝陽群談 八野〕雉子畷　同成○西郡垂水村ニアリ、所傳云、昔此所ノ長者岩氏ト云者アリ、西成郡長柄橋ヲ造ル人柱ナクシテ成就シ難キニ依テ、岩氏其人ヲ撰ニ、繼シタル袴著タラン者ヲ捕テ沈ムベシトノ約ヲ成テ改之、岩氏ガ著タル袴然之、其誓約ヲ許ス、終ニ捕ト成テ水底ニ入ヌ、因テ橋成就ス、岩氏一人ノ娘アリ、美容世ニ勝テ紅顏朝日ヲ嘲バカリ也、是故ニ號テ光照前ト稱ス、然ルニ成長マデニ不言シテ啞ノ如シ、母ノ悲歎限リナク深ク歎之、于爰河內國交野郡禁野里ノ何某、是ヲ聟テ垂水ノ家ニ告テ迎之、辭シ難シテ終ニ禁野ノ家ニ遣ス、猶言ザルコト久シ、夫怪ンデ亦送リ歸ス、此畷ニ至ル時、雉子ノ鳴聲ヲ夫尋ヨリテ射之、於是光照歌云、物言ジ父ハ長柄ノ橋柱鳴ズハ雉子モ射ラレザラマシ、ト繰返シ吟之、夫驚キ母ノ許ニモ行テ禁野ニ歸リ悅ビアヘリ、時人雉

〔玉葉和歌集 雜五〕橋月といふことを

昔の上ふるの高橋代々かけて月もいく夜かすみわたるらん　右兵衞督雅孝

〔風雅和歌集 雜十六〕百首歌奉りし時雜歌

苔むして人のゆきゝの跡もなしわたらで年やふるの高橋　前内大臣

〔後普光院殿御記 二〕御詠歌

寄橋戀

よそながらおもひかけても年はへぬわたらぬ中のふ。る。の。高。橋。

〔地名便覽 大和 名所〕高橋 東大寺と興福寺の間にあり

〔枕草子 三〕はしは　とゞろきのはし

〔伊呂波字類抄 奈 地部〕難波江橋

〔攝陽群談 七 橋〕堀江橋　同(○西成)郡ニ屬ス、方角所指不詳、一說、今川邊郡尼崎庄下橋ニ轉ズト云ヘドモ、其歷未考、貞享年中、天滿ノ西ニ續タ堂島新地ノ市店成テ、中之島ヨリ北ニ渉ヲ堀江橋ト稱ス、又元祿戊寅年、大坂長堀川ノ南ニ、堀江川成レリ、此川ノ頭南北ニ渉ヲ堀江橋ト稱スルニ因タ、前名ハ玉江橋ト成レリ、

〔日本靈異記 中〕智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦緣第七

釋智光者、河内國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、(○中略)時有沙彌行基、(○中略)捨俗離欲、弘法化迷、器宇聰敏、自然生知、内密菩薩儀、外現聲聞形、聖武天皇感於威德、故重信之、時人欽貴、美稱菩薩、以天平十六年甲申冬十一月、任大僧正、於是智光法師、發嫉妬之心、而非之曰、吾是智人、行基是沙彌、何故天皇不齒吾智、唯譽沙彌而用焉、倶時罷鋤田寺而住、俄得痢病、經一月許、臨命終時、誡弟子曰、我死莫燒、(○中略)還九日蘇、(○中略)時行基菩薩、有難波令渡椅、堀江造船津、光身漸息、往菩薩所、菩薩見之、即神通知光所

ぎに表文あり、見れば神の讖言によりて、あやまたぬ行者をつみせらるゝことあたはぬよしあり、おどろきてこのよしを奏す、みかどをそれ給ひて、めしかへされぬ、そのゝち役行者いかりをなして、達法をもちて此神をしばりて、唐へわたしにけり、これ金峯山の縁起に見えたり、此こゝろをよめる也、

〔笈埃隨筆七〕岩橋

和州篠峯にあり、この山は攝河泉の地より見れば、東のかた連山の中に、殊に二峯傑出す、南方葛城といふ、また金剛山ともいふ、その北方の山なり、

〔遊嚢賸記十七〕久米ハ岩橋ノ昔ヲ尋テ川流ニ臨ミ、精舍ニ入テ古仙ノコトヲ獨笑スルノミ、

〔夫木和歌抄二十一橋〕ふるのたかはし　大和

〔和爾雅一下地理〕大和國山邊郡　布留高橋

〔名所方角抄大和〕布留　高橋、石上寺より南也、間ちかし、さくら、すみれ、尾花、五月雨などよめり、(中略)

石上ふるの高橋たかけれどみえず成行五月雨の頃

〔大和志二添上郡〕關梁　高橋(在大安寺村、有古跡、)

〔古今和歌六帖三〕はし

いそのかみふるの高橋たかだかに妹が待らん夜ぞふけにける

〔古今和歌六帖標注三〕契沖云、石上は山邊郡、高橋は添上郡なれど、ほどちかければ、いそのかみふるの高橋とよめり、山科は宇治郡、石田は久世郡なれど、山科の石田ともいふが如し、

〔金槐和歌集四〕戀のうた

石の上ふるの高橋ふりぬとももとつ人には戀やわたらん

もちてその形をかくし、神いかりて誓約をそむけり、はやくさりねと、始皇馬をはやめてかへる、馬のしりあしをひくにしたがひてはしつくる、にはかにきしにのぼることを得たり、重がきつるもの、水におぼれてうみにしぬと云々、されば神のわたす石橋は、いづこにもわたしえぬ事とおもひあはするが似たれば、かきのするなり、

私考云、秦始皇在二城西南牛耳山北一、造二石橋一、欲二渡レ海觀一日出入、卅里、石橋往々猶存、舊說始皇以レ鞭レ石、石自行而生、今西岸石皆東首、蓋以鞭撻猶言以驅遂、此事蓋疑有斯跡焉、

〔古今和歌六帖 三〕はし

かつらぎやわたすくめぢのつぎ橋は心もしらずいざかへりなむ

〔拾遺和歌集 十八 雜賀〕大納言朝光下らうに侍りける時、女のもとにしのびてまかりて、あかつきにかへらじといひければ、

春宮女藏人左近

岩橋のよるの契もたえぬべし明るわびしきかつらぎのかみ

〔袖中抄 中ノ上〕いはゝしのよるのちぎりもたえぬべしあくるわびしきかつらぎのかみ

むかし大和國に役優婆塞といひけるもの、ゆきゝよかりなんといひて、かつらぎ山よしの山のあひだに橋をわたさんと思ひて、日本國の神々に祈こふに、かつらぎにいます一言主と云神、一夜のあひだに、かの山この山のみねにいしのはしをわたしはじめて、ひるはかたちの見にくしきにはゞかりてわたさぬを、役をそかりてなんどいひて、ひるもわたすべきよしをせむるに、神はらだちて託宣して帝に奏したまはく、役優婆塞と云もの、王位をかたぶけむとす、つみし給ふべしと、みかどこのつげによりて、役行者を伊豆國にながしつかはしつ、神なをかれが世にあらんことををそれて、命をたゝるべきよしをかさねて奏するによりて、人をつかはしてころすべきよしおほせらるゝに、使いたりてつるぎをぬきてころさむとするに、つる

の中絶てともよめり、又かつらぎやくめの岩はしともよめり、

〔榻鳴曉筆 二十 同名〕和國名所

久米 橋、大和、信濃

〔信濃地名考 下〕久米路の橋

六帖に清正、かつらぎやくめのつぎ橋などよめるは皆大和なり、今按、河内國石河郡 大和國葛上郡 平石村の山上に石橋あり、其濶可五尺、長七尺許、右少缺、上若架版者四、兩端稍隆似橋基形勢將及兩峯、實天造也といへり、

〔河内名所圖會 二 石川郡〕石橋 當郡石川郡平石村の上方にあり、平石より服路を東に登る事十八町にして、葛城の山頂少し東の方にあり、河内大和の國堺は、石橋より東五町計下りて、伏鉢峠を限る、まかはあれど、いにしへより和歌の名所に、大和にあれば、大和名所圖會にも出せり、

〔日本靈異記 上〕修持孔雀王呪法得異驗力以現作仙飛天緣第廿八

役優婆塞者、加茂役公氏、今高賀茂朝臣者也、大和國葛木上郡茅原村人也、自性生知、博學得一、仰信三寶、以之爲業、每夜挂五色之雲、飛沖虛之外、携仙賓遊億載之庭、臥休蘂乎之苑、吸噉於養性之氣、所以年心卅有餘、更居巖窟、被葛餌松、沐清水之泉、濯欲界之垢、修行孔雀之呪法、證得奇異之驗術、駈使鬼神、得之自在、喝諸鬼神、催之曰、大倭國金峯與葛木峯度椅而通、於是神等皆愁、藤原宮御宇天皇 文武 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇之世、葛木峯一語主大神讒之曰、役優婆塞謀時傾天皇勅遣使捉之、猶因驗力輙不可所捕、所捉其母、優婆塞令免母故出來見捕、卽流之伊圖之島、〇下略

〔袖中抄 六〕くめぢのはし いはゞし 〇中略

童蒙抄云三齊略記云、秦始皇海中に石の橋をつくる、海神これがために柱をたつ、始皇あひみんことを求む、海神のいはく、我形みにくし、我形をうつすことなかれ、帝則海に入事卅九里にして海神をみる、左右の人をして餙手て、うごかする事なし、畫にたくみなる人、ひそかに足を

久米路橋

小墾田之、板田乃橋之、壞者、從桁將去、莫戀吾妹、

〔萬葉集略解十一下〕をはり田は、推古天皇十一年十月、豐浦宮より小墾田宮へ遷ませる事紀に見ゆ、神名帳大和高市郡治田神社と有、板は坂の誤にてさかた也、さかたとせる事は、小墾田の金剛寺を坂田尾寺といへり、推古天皇鞍作鳥に近江坂田郡水田を賜ける時、鳥天皇の御爲に此寺を建たれば、坂田寺といふなるべし、南淵山細川山より水落合て、坂田寺のかたへも流るといへば、そこに渡せる橋をいふならんよし冥神いへり、舒明天皇二年十月に、飛鳥岡本宮へ遷ませしより、小はり田は故郷と成て、そこの橋の板の朽たる程の歌なるべし、こゝを後世誤りて、をはたゝのいたゝとよめる歌有、

○按ズルニ、板田ト稱スルモノ、此他尚ホ攝津國尾張國等ニモアリ、

〔堀川院御時百首和歌雜〕橋　俊頼

朝夕にったよ板田の橋なれはけたさへ朽てたじろきにけり

〔續後拾遺和歌集十夏〕五月雨　加茂基久

五月雨にいたゝの橋も水こえてけたよりゆかむ道だにもなし

〔宗祇法師集春〕橋邊款冬

駒とむるいたゝのはしの夕浪にこほれてにほふやまぶきのはな

〔夫木和歌抄二十一〕くめのいははし　大和

〔増補下學集上天地〕久米路橋大和

〔袖中抄六〕くめぢのはし（いはゞし中略）

又かつらぎのはしともよめり、又くめぢのはしともいふ、又かつらぎやくめぢにわたすいはゞしともよめり、又かつらぎやわれやくめぢの橋つくりともよめり、又かつらぎやくめぢのはし

〔閑窻自語 下〕宇治橋再造事

寛政五年五月、宇治ばし武家の沙汰として、もとの所につくりわたしぬ、供養の沙汰に及ばず、後宇多院の御宇、弘安九年、西大寺の思圓上人〈興正菩薩〉再興のはし、去寶暦六年九月、洪水に落ちける、その時うき島の十三重の塔もたふれ、橋姫のやしろもながれぬ、その後は平等院のあたりにかり橋をかけて往反せし、

樋川橋

〔夫木和歌抄 二十一 橋〕ひづかはのはし　山城

〔名所方角抄 山城〕京邊土名所　辰巳分

木幡　河〈中略〉〇ひづ河と云、木幡の里ちかき小河也、橋をよめり、ふしみのひがしなり、

〔山城名勝志 十七 宇治郡〕樋河橋

樋河自北山科流出、而經勸修寺東醍醐西、木幡西而流、合宇治川末也、樋河橋今在六地藏町中橋乎、土人云、昔自伏見通大津、渡六地藏町橋行也、

〔夫木和歌抄 二十一 橋〕題不知〈歌中略〉〇　よみ人しらず

日くるれにをかのやにこそふしみなみ、あけてわたらんひづかはのはし

〔新勅撰和歌集 十九 雜〕春日社に百首歌よみて奉りけるに、橋歌、　皇太后宮大夫俊成

都出てふしみをこゆる明がたは、まづうちわたすひづ河の橋

〔松葉名所和歌集 十五 比〕樋河橋　同〈山城宇治〉

〈夏玉〉なをざりにふみとゞろかす音すれば、明てだにみぬ樋川の橋

大和國板田橋

〔書言字考節用集 一 乾坤〕板田橋〈イタダハシ〉〈和州高市郡〉

〔大和志 十四 高市郡〕文苑　小墾田〈井〇板田〇田橋〉

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌〕寄物陳思

飾磨宇治橋二三間引落ヲ、橋ノ小島ガ崎ニ降ツトル、

〔延文四年記〕七月廿四日乙卯、同時宇治河水悉旱、但河橋。水上一大石、方八丈、毎年祭之石也、而假擬役帝代事也、

〔看聞日記〕應永廿三年五月三日、傳聞宇治橋有供養、○中略此橋者應永廿年被造替了、仍今日有供養之儀、

〔碧山日錄〕長祿四年二月十四日壬戌、雞鳴發足、一里而到宇治橋、　閏九月六日己酉、江州太守某、以源相公命、修守宇治橋、董督泉山僧衆之兵也、

〔翰林胡蘆集六〕題江州太守高頼公便面、

村々驛市白於花、月在宇治橋上斜、一馬載來天下定、江山從此屬平家、

〔山城名勝志十七宇治郡〕翰林五鳳集宇治橋夜月、水遶山圍地亦清、長橋扶岸白沙明、琉璃璃上畫橋影、多少遊人渡匪行、

〔中右記〕嘉保三年○永長元年二月十二日、早旦參御社、○中略[illegible]日、辰時許出宿所、[illegible]、從宇治橋以北小雨、申時許歸家、

〔信長公記十三〕天正八年八月十二日、信長公京より宇治之橋を御覽じ、御舟に而直に大坂へ御成、

〔東海道名所記六〕木食場を過て左にゆけば宇治に至る、○中略いにしへの橋は此の南にありけり、十三重の石塔ある所、むかしの橋の跡也、碑の文は苔に埋れてみへず、若橋姫あらば換りてよむべき也、○中略橋の西のつめに橋姫の闘あり、

〔寶扶隨筆六〕宇治川

ちかき寶暦年中聞九月○六年の洪水に宇治橋もおち、この塔○浮島もくづれたり、○又見三十三朝紀聞

〔十三朝紀聞七六條〕寛政五年五月、山城宇治橋成、自寶暦中不修此橋、至是幕府再造之、

もの・ふの八十宇治川のはしばしらのどかにおとせ槇の島舟

〔承久軍物語三〕同〇承久三年六月十二日の早朝より、かさねて官軍をまよはうにつかはさる、〇中略うぢばしへは、さ、きの、中納言ありまさ卿、〇中略えんいん法師をはじめとして、一万よきにてむかひける、〇中略

繪所うぢばしなかき、はしいたはづし、川中にらんぐいをうち、大つなを引、さかも木をゆひ、北のきしばたにやぐらあげ、しらはたたてゝ、ぐん兵あまたぢんどる處、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十三日丙寅、相州〇北條時房以下自野路相分于方々之道、相州先向勢多、〇中略酉剋、〇中略武州〇北條泰時陣于栗子山、武藏前司義氏、駿河次郎泰村不相觸武州、向宇治橋邊始合戰、官軍發矢石如雨脚、東士多以中之、籠平等院、及夜半、前武州以室伏六郎保信等、進于武州陣、云相待曉天、可遂合戰由存處、壯士等進先登之餘、已始矢合、被殺戮者太多者、武州乍驚凌甚雨向宇治訖、此間又合戰、東士廿四人忽被疵、官軍頻乘勝、武州、尾藤左近將監景綱可止橋上戰之由、加制之間、各退去、武州休息平等院、

〔勘仲記〕弘安六年二月十日乙未、左大將殿〇藤原兼忠御直衣八葉御車、侍三人被召具、〇中略未剋着宇治橋、被用御輿、

〔興福寺略年代記〕德治二年十二月十二日、亥剋爲學侶衆徒之沙汰、奉遷神木〇春日社於泉木津了、同五日丑剋御入洛之處、曳宇治橋、武士奉防御之、仍御止留平等院、

〔梅松論上〕去程に御手分あり、〇中略勢田は正月〇延元元年三日より矢合とぞ聞えし、將軍〇足利尊氏は日原路を經て宇治へ御向あり、〇中略京方宇治の討手の大將義貞、橋の中二間引て、櫓掻楯を上て相支けり、

〔太平記十七〕山門牒送南都事

宇治ヘハ中院中將定平ヲ被遣、宇治田原、醍醐、小栗栖、木津、梨間、市野邊山、城脇ノ者共、馳集テ二千

宇治橋三間引テ、衆徒モ武士モ宮ヲゾ奉守護、〈中略〉平家ノ兵共、雲霞ノ如クニ馳集テ、河ノ東ノ端ニ引ヘテ時ヲ造ル事三箇度、聲シトモ不叶、宮ノ兵共モ時ノ音ヲ合テ、橋爪ニ打立テ鏑矢射ケリ、其中ニ寺法師ニ大矢ノ秀定、渡邊清、究竟ノ手ダリナリケルガ、矢面ニ進テ差詰差詰射ケルニゾ、鎧モ楯モ不叶シテ、多ノ者モ射レケル、平家ノ先陣モ始ハ橋ヲ隔テ射合ケルガ、後ニハ橋上ニ進上テ散々ニ射、〈中略〉夜モホノ〳〵ト明ケレバ、寺法師ニハ筒井ノ浄妙明春ト云者アリ、自門他門ニ賞見タル悪僧也、橋ノ手ニゾ向ケル、〈中略〉明春云ケルハ、殿原暫軍止メ給ヘ、其故ハ敵ノ陣ニ我箭ヲ射立テ、我橋ニ敵ノ箭ヲノミ射立ラレテ、勝負有ベキトモ不見、橋ノ上ノ軍ハ、明春命ヲ捨テゾ事行ベキ、闘カント思フ人ハ續ヤト云儘ニ、馬ヨリ飛下テフラヌキ脱捨、橋桁ノ上ニ登リテ申ケルハ、音ソノ者ニアラザレバ、音ニハヨモ聞給ハジ、園城寺ニハ隠レナシ、筒井浄妙明春トテ、一人當千ノ兵ナリ、手ナミ見給ヘトテ散々ニ射ケレバ、敵十二騎射殺シテ、十一人ニ手負テ、一ツハ殘レタ箙ニアル、箙擲棄ケレバ、弓ヲバカシコニ投捨テ、彼ハイカニト見處ニ、鎧モ解テ打捨テ、童ニ持セタル長刀取、左ノ脇ニカイ挟ミテ、射向ノ袖ヲユリ合セ、シコロヲ傾、橋桁ノ上ヲ走渡ル、橋桁ハ僅ニ七八寸ノ廣サ也、川深シテ底見エザレバ、普通ノ者ハ渡ベキニアラザレ共、走渡ツタル有様、浄妙ガ心ニハ、一條二條ノ大路トコソ振舞ケレ、世人ノ堂衆等モ續ザリケル、其中ニ十七ニナル一來法師計コソ少モ劣ラズ續ケレ、明春元ヨリ好所也ケレバ、今日ヲ限ト四方四角振舞テ飛廻リケレバ、面ヲ向ル者ナカリケリ、〈中略〉明春ニ並タリケル一來、今ハ暫ク休給ヘ、浄妙房一來進テ合戰セント云ケレバ、尤然ベシトテ、行桁ノ上ニテ平ミタル處ヲ無禮ニ候トテ、一來法師見ベキニゾ越タリケル、敵モ御方モ是ヲ見テ、ハネタリ〳〵、アフハネタリ、越タリ〳〵、ヨク越タリト、感ヌ者コソナカリケレ、〈下〉

〔千五百番歌合〈二十〉〕千四百四十七番　左〈勝〉　宮内卿

みのことのたゞ今の心ちして、いとかゝらぬひとをみかはしたらんだに、めづらしきなかの哀おほくそひぬべき程なり、まいて戀しき人によそへられたるもこよなからず、やう〳〵物の心しり、都なれ行有さまのおかしきも、こよなくみまさりしたる心ちし給ふに、女はかきあつめたるこゝろのうちにもよほさるゝ涙、ともすれば出たつを、なぐさめかね給つゝ、

宇治ばしのながきちぎりはくちせじをあやぶむかたに心さはぐな、いまみ給ひてんとの給、

たえまのみ世にはあやうき宇治橋を朽せぬものとなをたのめとや、さき〳〵よりもいとみすてがたく、しばしもたちとまらまほしくおぼさるれど、人の物いひのやすからぬに、いまさらなり、

〔伊呂波字類抄 宇國郡〕宇治橋　康平六年癸卯造、宇治橋、

〔續世繼 二こがれの御法〕三年〇治暦十月十五日には、宇治の平等院にみゆきありて、おほきおとゞ〇頼通原通二三年かれにのみおはしまし、かば、わざとのみゆき侍りてみたてまつらせ給ふとぞうけ給はりし、うちばしのはるかなるに、舟よりがく人まゐりむかひて、宇治川にうかべてこぎのぼり侍けるほど、からくにもかくやとぞみえけると人はかたり侍りし、〇又見二扶桑略記一

〔百練抄 入高倉〕承安三年十一月三日、南京衆徒率二具春日神輿一、發二向宇治一之由、興福寺別當覺珍言上、依二寺領訴訟一云々、　四日、爲レ防二南都大衆參洛一、遣二官兵一、令レ曳二宇治橋一、

〔六代勝事記 安德〕治承四年四月廿二日に位につかせ給ひて、同五月廿六日に入道源三位頼政卿、高倉の宮〇以仁王に後從して南都に零落の事あり、頼政卿郞從伊豆國武士幷渡邊住人等をして、宇治橋を引て平等院にやすむ所に、數千騎の官兵追討す、

〔源平盛衰記 十五〕宇治合戰附頼政最後事

宮〇高倉ハ御馬ニ召テ既ニ寺〇園城ヲ出サセ給、〇中略宇治ノ平等院ニ入進ラセテ御寢アリ、其間ニ

並編年記本作道登、後人依此書記、道昭字於行間、者、遂擅入本文也、宇治橋銘斷石、今猶存在宇治常光寺、正作道登、則扶桑略記引石銘、作道登、亦傳寫之誤、靈異記及石銘、以道登造橋爲正也、水鏡云、大化二年丙午、道登創造宇治橋、亦可證、○又見日本靈異記、

〔帝王編年記孝德九〕大化二年丙午、元興寺道登、道昭、奉勅始造宇治川橋、○又見拾芥抄、

〔日本紀略桓武〕延暦十六年五月癸巳、遣彈正弼文室波多麿造宇治橋、

〔續日本後紀仁明十二〕承和九年七月己酉、是日、春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等謀反、事發覺、○中略仰左右京職、警固街巷、亦令山城國五道、遣神祇大副從五位下藤原朝臣大津、守宇治橋、

〔續日本後紀仁明十八〕承和十五年○嘉祥元年八月辛卯、洪水浩々、人畜流損、河陽橋斷絶、僅殘六間、宇治橋傾損、

○按ズルニ、此事伊呂波字類抄ニ承和十四年ニ作ルハ誤レリ、

〔源氏物語四十七總角〕人々いたくこはづくりもよほし聞ゆれば、京におはしまさん程、はしたなからぬ程にと、いと心あはたゞしげにて、こゝろよりほかならん夜がれを返々の給ふ、

中たえん物ならなくにはし姫のかたしく袖や夜半にぬらさん、出がてにたちかへりつゝ、やすらひ給ふ、○匂宮

たえせじのわがたのみにやうぢ橋のはるけき中を待わたるべき、ことにはいでねど、ものなげかしき御けはひ、かぎりなくおぼされけり、

〔源氏物語五十一浮舟〕山のかたはかすみへだてゝ、さむきすさきにたてるかさゝぎのすがたも、所がらはいとおかしくみゆるに、宇治橋のはるばるとみわたさるゝに、柴つみ舟の所々に行ちがひたるなど、ほかにてはめなれぬこと共のみとりあつめたる所なれば、み給たびごとに猶そのか

下にまけりし石なる事をまりぬ、大和へのかよひもこゝにありてこそ宜しくもおぼゆれば、これうつなく宇治橋の古跡なり、上島下島といふ名も宇治橋の上下なりし故の名にやと、かたがたより隋ありておぼゆ、

因云、橋本の西葛葉の下に、上島下島といふ二村あり、うたがふらくは、いにしへ山崎橋の上下にありけるが、山崎のわたりはすべて豐太閤の時にいたくかはりしかば、此二村も所はうつりて、名のみ傳はりたるにや、

〔廣隆寺來由記〕尋稽廣隆事跡、推古天皇十二年甲子秋八月、太子○中略謂良臣秦川勝曰、吾前夜夢、此去北十餘里、至一勝地、○中略川勝拜稽曰、臣食邑與夢相符、早須屢覽、太子唯々命駕、川勝欣然前導、此夕宿泉河濱、○中略越翌日屆菟途橋、川勝眷屬等、各獻調膳於太子、其侍從臣及輿儓等二百餘人、皆悉饜食、太子大悅、

〔日本書紀二十七天智〕九年五月、童謠曰、于知波志能、都梅能阿素弭爾、伊提麻栖古、多麻提能伊弊能、野鞞古能度珥、伊提麻志能、俱伊播阿羅珥、伍提麻西古、多麻提鞞能、野鞞古能度珥、

〔釋日本紀二十八和歌〕于知波志能宇治橋也

〔日本靈異記上〕人畜所履髑髏救收示靈表而現報緣第十二

高麗學生道登者、元興寺沙門也、出自山背惠滿之家、而往大化二年丙午、營宇治椅、

〔續日本紀一文武〕四年三月己未、道照和尙物化、天皇甚悼惜之、遣使弔賻之、和尙河內國丹比郡人也、俗姓船連、父惠釋少錦下、○中略於後周遊天下、路傍穿井、諸津濟處儲船造橋、乃山背國宇治橋、和尙之所創造者也、

〔續日本紀考證一〕扶桑略記引宇治橋銘、作道登、案此以道昭周遊四方、天下諸津濟處儲船造橋、又道昭、道登共元興寺僧、而名亦相涉、誤認爲道昭也、如編年記所云、二僧勠力則石銘豈特記道登哉、

メナレ、伏見豊後橋角倉屋敷ニテ御上陸、暫ク御休ニメナレ、東正町ヨリ御歩行、

〔都紀行 一〕十四日、〇文久四年正月 夕過より雨降出しが、暫浪花備前島より御船に召させられて淀川を泝登られ、未の刻過伏見豊後橋より陸に上らせ給ふて、伏見奉行の館へいらせ給ふ、

〔伊呂波字類抄 宇 地儀〕宇治橋

〔拾芥抄 下末 大橋〕大橋 宇治

〔和漢名数 地理〕山城国大橋五〇中略 宇治橋

〔山州名跡志 十五 宇治郡〕宇治橋 在同所宇治境地弁財天アリ、橋自丑寅至未申、長八十三間五尺五寸、古へ勢ル所ハ、今ノ橋ノ上二町許ニアリ、此橋東爪ハ宇治郡、西ハ久世郡也、上古ニハ以舟為渡、孝徳天皇ノ御宇、大化二年ニ道昭和尚之ヲ造レリ、橋姫 略

〔山城名勝志 十七 宇治郡〕宇治橋 〇中略 土人云、昔宇治川渡出巨嶺、故古橋本在于西云々、

〔京羽二重 名勝部 五〕三大橋 宇治橋 宇治川ニ有、長サ五十余丈、

〔北邊随筆 四〕宇治橋

奇遊談といふものに、明和七年五月の比、旱して井などもかれたりしに、よど川も舟かよひがたくなり、宇治よりの運送もたえければ、土人相議して宇治川の上島下島両村の前を掘りけるに、二三尺ばかり底に大石を敷きならべてありければ、そこはさし置きて又一二丈ばかりかたへを掘たりけるに、なほ同じごと大石を敷きならべたりしかば、ちから及ばずしてやみぬ、いかなる世に、かゝる敷石はせしにかとあやしみあへりとみえたり、予按ずるに、今の豊後橋はもはら大和にかよふ為なれど、近き世にかけたる橋にて、むかしは宇治橋よりやまとへはかよひしなり、しかるに今の宇治橋は、東方により過ぎて、大和へのかよひにはいと不便なれば、古は必川下にこそありけめと、かねておもひ設きつるに、此奇遊談をみて、かの敷石は、いにしへの宇治橋の

深邃而爽、開山祖塔阻絕、乘病之久矣、師親相攸芟榛除荒、新開徑直大路、而架橋梁于其上、扁曰通天、作偈賀之、曰、揮御風斤支落霞、虹霓千尺蟄奔波、通霄一路脚跟下、來往人從鳥道過、乘咸和之、

〔都紀行 一〕廿七日〇文久四年正月、中略、惠日山東福寺は五山の第一にして〇中略通天橋は法堂より祖堂傳衣閣へ通路の橋なり、

〔和漢名數 地理〕山城國大橋五〇中略　伏見豐後橋

〔山州名跡志 十三紀伊郡〕豐後橋 本名桂橋　在常盤町南二町餘、橋行百十間、北ハ紀伊郡、南ハ久世郡也、南ノ爪、左右ニ道アリ、左ハ至小椋、槇島、宇治、右ハ至奈良、其中間ハ至所々、不遑記、此橋及ビ南ノ方左右堤、共皆秀吉公ノ代所造也、

〔山城名勝志 十六紀伊郡附錄〕豐後橋 元號橋、今日ニ桂月橋、文祿中、豐臣秀吉公、命于豐後大友氏、始而令造之、故稱豐後橋、橋以南曰向島、自是經巨椋長池而通南都新道也、上古越伏見六地藏木幡宇治橋、至栗子山、歷梨間井手而行大和也、

〔京羽二重 四名橋〕豐後橋　本名桂橋、豐後橋町ニ有、橋行百十間、秀吉公の時ニ懸らる、橋の乾に別所豐後守亭宅有を以テ名とす、又肥後橋ハ加藤肥後守清正ノ宅有るに依て名く、毛利橋、阿波橋等皆同じ、

〔世俗淺深秘抄 下〕一行幸時、淀河桂河浮橋渡御時、公卿幷近衞次將下馬、是定例也、

〔東寺執行日記〕寶徳元年四月十二日、辰剋大地震動テ、〇中略　桂橋二間落、

〔東海道名所記 六〕ふしみに至る、此春ばかりすみ染にさけとよめる墨染の櫻を見て、左の方にゆけば、豐後橋にいたり、又は木幡にゆく、大和海道也、橋を渡り、小倉堤を過て、左にゆけば宇治に至る、

〔槐記〕享保十七年四月五日、知君樣宇治へ御成御供、四日夜ヨリ參上、明六ツ御出門、角倉船入ヨリ

給之旨被仰、十一日〈癸丑〉御舍利之外、御寶物皆具也、〈自北東福寺所法性寺一橋門內、〉於法性寺殿、九條禪定殿下〈道家〉○

〈頭書〉准后宮將軍〈賴經〉左大臣殿、左大將御拜見、

(太平記三十六)清氏叛逆事附相模守子息元服事

相模守〈清氏〉細川書請ノ爲トテ、天龍寺ヘ參リケルガ、不例ニ入タル物具シタル兵共、三百餘騎召具シタリ、將軍是ヲ聞給テ、サテハ道譽ニ許セシ事、ハヤ清氏ニ聞ヘテケリ、サラントニ於テハ、却テ如何樣被害ヌト覺ルゾ、京中ノ勢ハ小勢ニテ叶マジ、要害ニ籠テ可防トテ、九月二十一日ノ夜半計ニ、今熊野ニ引籠リ、一ノ橋引落シテ、所々鹿垣搔キ、車引雙テ逆木總門ヲ堅メテ待懸給ヘバ、今川上總守、宇都宮參川入道以下、我モ我モト馳參ル、

(梅花無盡藏一)暮春過城南〈東福寺〉

春風吹杖扣城南、惠日寺前橋二三、沈水烟殘屛冥暢、淀雲舞答美人談、

惠日山東福寺前、有一橋二橋三橋、謂此三橋人雖哉、

(書言字考節用集一〈乾坤〉)通天橋〈在東福寺〉

(山州名跡志十二〈紀伊郡〉)通天橋　在法堂北、渡南北、橋上廊アリ、額通天橋〈橋額〉　筆者　普明國師　同所鑒文　夫以晉道通天活路、高拱吐虹長橋、大檀越太閤大相國秀吉公、勢州安國惠瓊長老、慶長二丁酉三月日、　住持傳法沙門永哲

臥雲橋　曰通天西橋、

(山城名勝志十六〈紀伊郡〉)東福寺

通天橋〈在法堂與常樂菴間、普明國師、命下橋梁洛陽名勝也、〉

(都花萬葉記二〈山城〉)通天橋　東福寺の內に有廊下橋也、此所楓紅葉の名所也、

(普明國師行業實錄)且如東福寺者、其邊地皆爲樵貴所、據有年矣、師〈普明國師〉○中略自美官而復爲寺後溪澗、

町ノ内ニ有二三橋一、是其第一也、下流ハ新熊野社ノ艮ノ谷ヨリ出テ、橋ノ西ノ方入二鴨川一也、

〔山城名勝志紀伊郡十六〕一橋在二東福寺北一、伏見道一、號二法性寺一橋一、

二橋在二大和大路九條一、流水出二東福常樂庵奥一、而經二二老橋・同北門稱慶橋一、而出二大路一、入二鴨川之末一也、

三橋在二二橋南一、流水出二從東福方丈東一、而經二洗玉澗一也、偃月、通天、臥雲橋等架レ之、又經二曹源院前一、而出二大路一、入二鴨川之末一也、

〔保元物語上〕官軍方々手分の事

基盛大和路ヲ南ヘハツカウスルニ、法性寺ノ一ノハシノ邊ニテ、馬上十騎バカリ、ヒタ甲ニテ物ノグシタルツハモノ上下廿餘人、都ヘウテゾノボリクル、基盛コレハイヅレノ國ヨリドナタヘ參ズル人ゾトトヒケレバ、コノホド京中物忩ノヨシ承ルアヒダ、ソノ子細ヲウケ給ハラントテ、近江ニ候者ノ上洛仕ルニテ候トコタフ、

〔山槐記〕治承三年六月三日庚寅、今日前右大將宗盛法性寺一橋西邊建二立一堂一、置二丈六阿彌陀像一、令二前權僧正公顯供養一云々、是室家周忌佛事歟、件人去年七月十六日逝去也、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡二宇治河一事

大勢河ヲ渡ヌレバ、千騎二千騎、五千六千、二百騎三百騎、七百八百、思々心々ニ、或ハ木幡大道、醍醐路ニ懸ツテ阿彌陀ガ峯ノ東ノ麓ヨリ攻入モアリ、或ハ小野庄勸修寺ヲ通ツテ七條ヨリ入モアリ、或櫃川ヲ打渡、木幡山深草里ヨリ入モアリ、或ハ伏見、尾山、月見岡ヲ打越テ、法性寺一二橋ヨリ入モアリ、道ハ互ニ替レ共、同ジ都ヘ亂入、

〔燕石雜志二〕一二の橋

按するに、一二の橋は山城國深草に有、○中略法性寺は東福寺北門前の南西向にあり、盛衰記に法性寺の一二の橋と玄るせしは、このころ法性寺の境内に屬せしなるべし、

〔山城名勝志紀伊郡十六〕法隆寺記云、嘉禎四年八月上旬、六波羅將軍○藤原頼經法隆寺太子寶物、可レ令二上洛一

一二橋

ニハブレヌル事、無念ニ思ハレケル間、直ニ八幡ヘ推寄テ一軍セントテ、淀ヨリ向ハレケルガ、法性寺ノ左兵衛督、爰ニ陣ヲ取テ、淀ノ橋三間引落シ、西ノ橋爪ニ搔楯搔テ相待ケル間、橋ヲ渡ル事ハ叶ハズ、サラバ筏ヲ作リ渡セトテ、淀ノ在家ヲ壊テ筏ヲ組タレバ、五月ノ霖ニ水増リテ押流サレヌ、

〔明德記上〕十二月二十九日(〇明德三年、中略)淀ノ橋ヲ打渡リ、鳥羽ノ秋山ヲ目ニカケテ、富ノ森ヲ差テ打ケルガ、(〇下略)

〔東寺執行日記〕寶德元年四月十二日、辰剋大地震動ス、(〇中略)淀大橋三間落、

〔晴富宿禰記〕明應五年八月十七日、(中略)自午更終日雨頻、然聞今日大風雨、八幡、山崎等洪水逗遛、先年放生會武家上卿御勤仕時、雨風、淀橋上數尺水騰云々、

〔資勝卿記〕寛永十一年八月十七日乙未、淀ノ大橋、高提ヘ流行由也、

〔十三朝紀聞四櫻町〕寛保元年七月、淀大水、破大小二橋、

〔十三朝紀聞五桃園〕寶暦六年九月十六日大水、流(〇中略)淀大橋、

〔十三朝紀聞六後桃園〕明和八年七月二十二日、大水、流淀大橋、

〔今日抄一仁孝〕嘉永五年七月二十二日、山城、丹波、大和大雨風、鴨、桂、淀、木津諸川、大溢潰決、(〇中略)流淀大橋若干間、

〔雍州府志九古跡〕一二橋　凡大和大路、自京師三條橋東、歷南到伏見豐後橋之通稱也、三條與四條之間、有大和橋、經斯道南方到大和國、木津河南、有山城大和之境界、斯道在方廣寺前、謂大佛門前、其南有一橋二橋、一橋之所有號曾谷、是愛宕郡與紀伊郡之境界也、(〇中略)傳言、平家沒落後、平知盛卿之男、智隱曾谷、遂自六波羅執之被誅、

〔山州名跡志十二紀伊郡〕一橋〇〇　在東福寺北門前北一町餘伏見街道中央、從此南ノ方東福寺境内凡八

間、下流木津川ノ末ニシテ、西方桂川、伏見川ノ末ト合シテ、入難波江也、中頃此橋今ノ所ヨリ一町餘北ニアリ、孫橋大橋小橋、共皆是秀吉公時設ル所也、大橋別名長橋、詠和歌、此名今ハ無シ、按ニ上古ニハ此橋一ツ在テ、餘無二橋、古大橋ハ自此北ニアリ、下流又今ニ異リ、今ノ對戸ノ渡ノ（在大橋東五町許）西ヨリ、御牧ノ東ヲ經テ淀川ニ入リ、大橋ノ下ニ出シ也、

〔京羽二重（四名橋）〕淀大橋　長サ八十餘丈、木津川にまたがる、丑寅より申酉に渡る橋なり、秀吉公是を掛給ふ、

小橋（こばし）　淀がわに有、下流巽ハ木津川、北ハ宇治川、及伏見澤の落合也、橋南北ニ渡ル、長サ七十間一尺五寸、此橋ハ當所ニ城郭造營ノ時、秀吉公掛らる、上古ハ橋一ツ有て、是ゟ南ニ有と云り、

孫橋（まごはし）　淀町の中ニ有、大はしと、小橋との中ニ有橋也、

〔近畿歴覽記（九）〕淀ノ大橋、長百三十七間、幅四間五寸、木津川ノ下流ニカヽル、小橋長十九間五尺、幅三間三尺、宇治川ノ下流ニカヽル、加茂川、大井川皆北ヨリ此末ニ合流ス、カタ衆水ノ聚ル處ナレバ、其衝ニ當ル地ヲ淀トイフナリ、

〔都名所圖會（五）〕淀川は五畿内第一の大河にして、六國の水こゝに歸會す、〇中略

大橋（木津川の末にかゝる橋也、長サ百四十間あり、）小橋（宇治川伏見の澤等の下流にかくる也、長サ七十間、城郭造營の時かけ初しはしなり、）

〔日本紀略（十一條）〕長德元年十月廿一日甲午、石清水行幸、今日淀河無泛橋、以數百艘船所渡也、

〔夫木和歌抄（二十一橋）〕永万二年五月、平經成卿家歌合五月雨、よどのうきはし　加茂政平

五月雨に水のまこもやかくるらしよどのうきはしうきまさりゆく

〔遠碧軒記（一地儀）〕淀ノ橋ハ、後嵯峨院御宇始造橋也、

〔太平記（三十一）〕八幡合戰事附官軍夜討事

山名右衛門佐師氏、出雲、因幡、伯耆三箇國ノ勢ヲ卒シテ上洛ス、路次ノ遠キニ依テ、荒坂山ノ合戰

高二尺許、端嚴妙麗非凡佛、精靈於河南以安之、故俗呼曰橋柱寺云々、

（靈元院法皇御幸宸記）享保八年卯月のはじめの六日、修學院の山莊に行、○中略還向するほど、いづみ河のはしをすぐとて、

打渡す橋よりみれば河上も末もはるばる水きよくして、○中略秋になれば赤山莊に行べきと、長月のはじめのなぬかと定仰せし、○中略歸るさに和泉川のはしに輿かき居させ、河水のいさぎ能きをえばしみる、それより野をはるばる行て諸月觀にいたりぬ、

澤田川橋

（催馬樂）律　澤田川　三段

さはだ河、袖つくばかり、あさけれど、はれ、

二段
あさけれどくにの宮人、高はしわたす、

三段
あはれ、そこよしや、高はしわたす、

（山城名勝志　二十　相樂郡）澤田河　泉河ノ事歟

綺語抄云、澤田川くにの宮古は、昔山城國三日の原に有所の名也、

（金葉和歌集　三　秋）堀川院の御時、中納言俊忠卿の家の歌合に、さみだれの心をよめる、　藤原顯仲朝臣

さみだれに水まさるらしさはだ川まきのつぎ橋浮ぬばかりに

（夫木和歌抄　二十一　橋）百首　三條入道左大臣

五月雨に水こえにけりさはだがはくにみや人のわたすたかはし

淀橋

（夫木和歌抄　二十一　橋）よどのつぎはし　山城、或近江、

（和漢名數　地理）山城國大橋五○中略　淀大橋

（京羽二重　四）三大橋　淀大橋　山城木津川ノ流ニ渡ス

（山州名跡志　十三　久世郡）大橋　在淀橋南、此所淀鄉南界也、橋　丑寅ヨリ中酉ニ渡ル、長百三十七

院と號す、

(伊呂波字類抄諸寺)橋寺

格云、件寺故僧正行基建立、卅九院之其一也、號尊本意、爲泉河假橋所建也、而河之爲體、流沙異水、橋梁難留、毎遭洪水、往還擁滯、仍爲渡人馬云々、

(續日本紀十四聖武)天平十三年十月癸巳、賀世山東河造橋、始自七月、至今月乃成、召畿內及諸國優婆塞等役之、隨成令得度、總七百五十人、

(山城名勝志二十相樂郡)鹿脊山(在木津里東一里半許、山四南半里許、有鹿背山村、瓶原隔木津川南也、)

○按ズルニ、賀世山東河トハ、蓋シ木津川(卽チ泉川)ヲ指セルモノニシテ、造橋トハ、行基ノ泉河假橋ヲ造リシヲ云ヘルナルベシ、

(續日本紀十六聖武)天平十七年五月癸亥、車駕到恭仁京泉橋、于時百姓遙望車駕、拜謁道左、共稱万歲、是日、到恭仁宮、

(三代實錄二十八淸和)貞觀十八年三月三日辛巳、是日、山城國泉橋寺申牒曰、故僧正行基、五畿境內建立四十九院、泉橋寺是其一也、泉河渡口、正當寺門、河水流急、橋梁易破、毎遭洪水、行路不通、僧在道俗合力、買得大船二艘小船一艘、施人寺家、以備人馬之濟渡、太政官天長六年、承和六年兩度、下符國宰、充配浪人、守護寺家及船橋、而國吏稱非永例、比年無充、望請、直被下知、永配浪人、親護寺家及船橋、太政官處分、依請焉、(○又見類聚三代格)

(山城名勝志二十相樂郡)橋柱寺(木津內大路村東三町許、有律院、是舊跡也、今改號大智寺、額應元、)

大智寺記云、昔聖武帝朝、有大菩薩僧行基者、乘悲願力、廣度衆品、到處營梵刹、造佛像、夷險路、架絕梁、山城州木津河、古有大橋、乃基公所搆也、歲久頹朽、無人繼造、至弘安間、舊柱猶存、屢現光怪、鄉人異之、時有興正菩薩上足慈眞者、偶經過此地、聞其事、知必靈材、卽取之、命佛工安阿彌造曼殊大士像一軀、

ニミゾ聞、是ヲ寧共書付ク、同ク枝ニ結置、歳十七ト申ニ、河ノミクヅト成ニケリ、法輪近キ所ニテ入道此事ヲ聞、河端ニ趣、水練ヲ語ク淵ニ入、女ノ死骸ヲ返上、火葬シテ骨ヲバ拾ヒ頸ニ懸、山々寺寺修行シテ此骸ニゾ納ケル、

(風雅和歌集旅十六)題しらず　前大納言爲家

大井川はるかにみゆる橋のうへに行人すこし雨の夕ぐれ

(都紀行一)六日(文久三年四月)長閑の空に、けふは嵐山の花を詠んと立出て、(中略)渡月橋を渡りて右へ河邊につき行、(中略)惣門を過て智福山法輪寺に至るに、山の半腹にして、眞言宗本尊は虚空藏菩薩の座像なり、(中略)山を下り、また渡月橋を戻るに、柴舟に棹さして川水を登りて遊べる人を見て、

大井川花の上なる虚空藏うなゞ登りに遊ぶ柴舟

(山州名勝志十六綴喜郡)泉川橋　上古有橋

(山州名勝志十六相樂郡)木津川渡(古曰泉河、今曰木津川、)上古ハ泉橋寺ノ南一町ニ橋アリ、

(山城名勝志二十相樂郡)泉河(中略)橋(今木津渡川上三町許、泉橋寺前有之ト云々、)

(都名所圖會四)木津川(いにしへ泉津と號す、一名泉川あるひは[illegible]川ともいふ、上古は[illegible]川となづく、○中略)

泉川橋(上古橋あり、)

(萬葉集十七)讃三香原新都歌一首并短歌

山背乃久爾能美夜古波、春佐禮播花咲乎乎理、秋佐禮婆黄葉爾保比、於婆勢流泉河乃可美都瀬爾、宇知橋和多之、余登瀬爾波宇枳橋和多之、安里我欲比都可倍麻都良武、萬代麻底爾、(短歌略)

右天平十三年二月、右馬寮頭境部宿禰老麻呂作、

(行基大菩薩行狀記)天平十三年辛巳、木津川に大橋をわたし、狛の里に伽藍を立、僧院として泉橋

渡月橋

別館雲林相映出、門前修路有河横、上永紫宸長栱宿、下送蒼海永朝潮、

〔書言字考節用集 乾坤一〕渡月橋城州葛野郡大井川橋名

〔山城名勝志 葛野郡十〕橋御幸橋、渡月橋、法輪寺橋等、皆謂大井川橋乎、

〔都名所圖會 四〕渡月橋は大井川にありて、法輪寺へ渡る橋なり、一名は御幸橋、法輪寺橋ともいふ、

〔名所方角抄 山城〕京邊土名所　西分

大井川　龜の尾と嵐山との間をながるゝ、ほどは、西よりひがしへ流出て、りんせん寺前より、梅津へは南へながれたり、臨川寺と天龍寺との間に、渡月橋と云橋有、天龍寺は龜の尾の峯、かの橋の南、嵐山のふもとに、法輪寺有之、

〔雍州府志 名跡九〕渡月橋

是則同寺十景之隨一也、古出自天龍寺山門前、西横大井川、到嵐山麓、今按舊地圖、三軒茶屋之南、今所赴法輪寺之橋北、竹林所有之前也、俗誤臨川寺門前、所臨大井川之石壁臺、是謂渡月橋之所有也、

〔橘窻自語 下〕嵯峨大井川の橋を渡月橋といへども、古名は法輪寺橋といひて、ふるくより有る橋也、又東梅津よりかみ野むらにわたすはしを上野橋といへり、この橋は元祿八九年の比にはじめてかけたり、それまでは船わたしにて有けり、○中略

東寺に所傳の應永廿六年七月、寺領を掠申につきての圖をみるに、嵯峨渡月橋を法輪寺橋とし、一ノ井堤法輪寺橋の下にあり、

〔源平盛衰記 三十九〕時頼横笛事

横笛ハ泣々都ヘ歸ケルガ、ツク〲物ヲ案ジツヽ、如何ナル瀧口○齋藤時頼入道ハ戀キ中ヲ思切、カク心ヅヨク世ヲ背ゾ、如何ナル我ナレバ蚫ノ貝ノ風情ゾ、難面タナガラヘテ由ナキ物ヲ思フベキゾト思ケレバ、桂川ノ水上、大井川ノ早瀬、御幸ノ橋ノ本ニ行濟タリケル、杉葉色ノ衣ヲバ柳ノ朶

アヅンデ罷ケル、〇下略

〔園太暦〕觀應元年十二月七日、凶徒已入八幡、〇中略 仍在京、大渡橋引之退散、　二年正月十一日、將軍〇足利尊氏 昨日到着山崎、可攻八幡之旨評議、大渡橋無之、或以船可渡旨、或又可懸橋、其事未決云、

〔花營三代記〔上〕〕應安四年十二月二日、〇朱書 春日御神木入洛、〇中略 自寺大路〇宇治入洛之由、依有其聞、遣警固人等、自西路〇大渡 入洛云々、

〔遊囊賸記〔九〕〕山崎橋ハ神龜ニ礎ヲ興シ、歳祀ニ舊ク且久タリシガ、元來衆水ノ會、泛濫ノ衝、兩岸從嚙ノ患多ク、廢亡屢々ニ止事ナシ、天正ニ再建ノ功ヲ遂ラレシモ、亦幾程ナク斷絕シテ、今ハ橋本ノ名ヲノミ殘ス、

〔都紀行〔一〕〕十日、〇文久四年三月、中略 むかし山崎へ渡る大橋ありしが、今は舟渡しとなり、名のみ殘れる橋本の町に出て、淀川の渡しを越て、山崎離宮八幡宮に詣ふするに、〇下略

〔山城名勝志〔六 乙訓郡〕〕河陽〇中略、或云、山崎、河陽、同所歟、

〔雍州府志〔五 寺院〕〕紀伊郡　金光明國天王護國寺〇中略　古〇中略 有迎送客於河陽之事、河陽今山崎乎、

〔朝野群載〔三 文筆〕〕遊女記

自山城國與渡津、浮巨川西行一日、謂之河陽、往返於山陽南海西海三道之者、莫不遵此路、

〔本朝文粹〔九 序〕〕見遊女　江以言

二年三月、豫州源太守兼員外左典厩、奉行南海、路次河陽、河陽則介山河攝三州之間、而天下之要津也、自西自東、自南自北、往反之者、莫不率由此路矣、〇下略

〔續日本後紀〔十八 仁明〕〕承和十五年〇嘉祥元年 八月辛卯、洪水浩々、人畜流損、河陽橋斷絕、僅殘六間、

〔文華秀麗集〔下〕〕河陽橋

ニ所々板ヲ鋪テ候ヘ共、人ノ渡リ得ヌ程ノ事ハアルマジキニテ候、坂東ヨリ上テ京ヲ責ラレンニ、川ヲ阻タル合戰ノアランズルトハ思ヒ設ラレテコソ候ワラメ、舟モ筏モ事ノ煩計ニテ、ヨモ叶候ハジ、只橋ノ上ヲ渡テ、手攻ノ軍ニ我等ガ手ナミノ程ヲ御覽ジ候ヘト、敵ヲ欺キ恥シメテアザ笑テゾ立タリケル、是ヲ聞テ武藏守師直ガ内ニ、野木與一兵衛入道頼玄トテ、大力ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケルガ、鴫○中柄モ五尺、身モ五尺ノ備前長刀、右ノ小脇ニカイコミテ、治承ノ合戰ハ音ニ聞テ目ニ見タル人ナシ、淨妙ニヤ劣ト我ヲ見ヨ、敵ヲ目ニ懸ル程ナラバ、天竺ノ石橋、蜀川ノ蟠ノ橋也トモ渡得ズト云事ヤアルベキト、高聲ニ廣言吐テ、橋桁ノ上ニゾ進タル、橋ノ上搔楯ノ陰ナル官軍共是ヲ射テ落サント、差攻引攻散々ニ射ル、両儀ニ一尺計アル橋桁ノ上ヲ歩デハ矢ニ違ヘ、弓手ノ矢ニハ右ノ橋桁ニ飛移リ、馬手ノ矢ニハ左ノ橋桁ヘ飛移リ、直中ヲ指テ射ル矢ヲバ、矢切ノ但馬ニハアラネドモ、切テ落サヌ矢ハナカリケリ、數萬騎ノ敵味方立合テ見ケル處ニ、又山川判官ガ郎等二人、橋桁ヲ渡テ續タリ、頼玄彌力ヲ得テ橋ノ下ヘカフギ入、堀立タル柱ヲエイヤ〳〵ト引タニ、橋ノ上ニカイタル橋ナレバ、橋共ニユルギ渡テ、スハヤユリ倒シヌトゾ見ヘタリケル、橋ノ上ナル射手共四五十人、叶ハジトヤ思ケケン、飛下々々倒レフタメイテ、二ノ木戸ノ内ヘ逃入ケレバ、寄手數十萬騎同音ニ箙ヲ敲テゾ笑クル、スハヤ敵ハ引ゾト云程コソ有リケレ、參河、遠江、美濃、尾張ノハヤリ雄ノ兵共千餘人、馬ヲ乘放々々、我前ニトセキ合テ渡ルニ、射落サレセキ落サレテ、水ニ溺ルヽ者數ヲ知ズ、其ヲモ不顧幾程モナキ橋ノ上ニ、沓ノ子ヲ打タルガ如ク、立雙テ重々ニ構タル橋カイ楯ヲ引破ラント引ケル程ニ、敵ヤ兼テ構ヲシタリケン、橋桁四五間中ヨリ折レテ、落入ル兵千餘人、浮ヌ沈ヌ流行、數萬ノ官軍同音ニ橋ヲ敲テドツト咲、サレ共野木與一兵衛入道計ハ水練サヘ達者也ケレバ、橋ノ板一枚ニ乘リ、長刀ヲ棹ニ指テ本ノ陣ヘゾ歸リケル、是ヨリ後ハ橋桁モツヾカズ筏モ叶ズ、右テハイツマデカ向居ベキト責

山のよこほれるをみて、人にとへば、やはたのみやといふ、これをきゝてよろこびて、ひとぐゝを
がみたてまつる、山ざきのはしみゆ、うれしきことかぎりなし、

〔勘仲記〕弘安五年十二月廿日丙午、八幡神人數々、訴申寺領社務井薪庄事、神輿一基、今日御入洛、其
新社務之沙汰、令引大渡橋云々、神輿事、及喧嘩遂丁、神人構假屋、奉安置云々、

〔保曆間記〕同(建武)三年正月七日、尊氏大渡ニ付、義貞以下京都ヨリ又馳向フ、橋ヲ引テ合戰ス、

〔太平記九〕山崎攻事附久我畷合戰事

四月(元弘三年)廿七日ニハ、八幡山崎ノ合戰ト被定ケレバ、名越尾張守大手ノ大將トシテ
七千六百餘騎、鳥羽ノ作道ヨリ被向、足利治部大輔高氏ハ搦手ノ大將トシテ五千餘騎、西岡ヨリ
ゾ被向ケル、八幡山崎ノ官軍是ヲ聞テ、サラバ難所ニ出合テ不慮ニ戰ヲ決セシメヨトテ、千種頭
中將忠顯朝臣ハ五百餘騎ニテ、大渡ノ橋ヲ打渡リ、赤井河原ニ被扣、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

去程ニ正月(建武三年)七日ニ、義貞內裏ヨリ退出シテ軍勢ノ手分アリ、(中略)大渡ニハ新田左兵衞督
義貞ヲ總大將トシテ、里見、鳥山、山名、桃井、額田、田中、羽川、千葉、宇都宮、菊池、結城、池風間、小國、河內ノ
兵共一萬餘騎ニテ堅メタリ、是モ橋板三間マバラニ引落シテ、岸ヨリ東ニカイ楯ヲカキ、櫓ヲカ
キテ川ヲ渡ス敵アラバ横矢ニ射、橋桁ヲ渡ル者アラバ、走リテ以テ推落ス樣ニゾ構ヘタル、(中略)
去程ニ(中略)正月九日ノ辰刻ニ、將軍(足利尊氏)八十萬騎ノ勢ニテ、大渡ノ西ノ橋爪ニ推寄、橋桁ヲヤ
渡ラマシ、川ヲヤ渡サマシト見給ニ、橋ノ上モ川ノ中モ敵ノ構ヘキビシケレバ、如何スベキト思
案シテ時移ルマデゾ引ヘタル、時ニ(中略)橋ノ上ナル櫓ヨリ、武者一人矢間ノ板ヲ推開テ、治承ニ
高倉ノ宮ノ御合戰ノ時、宇治橋ヲ三間引落シタ、橋桁計殘テ候シヲダニ、筒井淨妙、矢切但馬ナン
ドハ、一條二條ノ大路ヨリモ廣ゲニ、走渡テコソ合戰仕テ候ヒケルナレ、況ヤ此橋ハ、カイ桁ノ料

死、

〇按ズルニ、行基ノ山崎橋ヲ造リシヲ以テ行基菩薩傳、水鏡作者部類等ノ書ハ、之ヲ神龜二年ノ事ト爲セリ、

〔帝王編年記〕十一聖武　神龜三年丙寅、今年行基造山崎橋、〇又見三伊呂波字類抄一

〔扶桑略記〕六聖武　神龜三年丙寅、〇中略　同年行基菩薩造山崎橋、故老相傳云、造橋畢後、菩薩於橋上大設法會、洪水俄至、橋流人死、粗有其數云々、

〔續日本後紀〕十仁明　承和八年九月戊辰朔、有洪水、漂流百姓廬舍、京中橋梁及山崎橋盡斷絕焉、

〔續日本後紀〕十二仁明　承和九年七月己酉、是日、春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等謀反、事發覺、〇中略　遣神祇大副從五位下藤原朝臣大津、守宇治橋、〇中略　散位從五位上朝野宿禰貞吉守山埼橋、

〔文德實錄〕二　嘉祥三年九月丁酉、先是、七日大水、山崎橋斷、帝以爲、河橋易壞、依水浸嚙、得其便地、自無所害、是日、詔遣中納言安倍朝臣安仁、源朝臣弘、參議滋野朝臣貞主、伴宿禰善男等、就山崎、以察利害、求其便地、乃定量橋、

〔三代實錄〕十八淸和　貞觀十二年五月十四日乙丑、以散位正六位上巨勢朝臣四市、爲造山崎橋使、

〔三代實錄〕四十三陽成　元慶七年五月廿五日庚寅、夜山崎橋火燒一間、

〔日本紀略〕一醍醐　延喜十八年八月十七日丁巳、其日、山崎橋南端、入水二間許、

〔扶桑略記〕二十四裏書醍醐　延長五年四月十日、申山崎橋二間斷壞、人馬數十死損之由、七年七月廿六日癸巳、從午後大風暴雨、終夜殊烈、京中損壞不可勝計、〇中略　山崎橋六間斷壞了、昔大同仁壽比、雖有此災、不及此云々、

〔土佐日記〕十一日〇承平五年二月　あめいさゝかふりてやみぬ、かくてさしのぼるに、ひんがしのかたに

山崎橋

〔都のにぎはひ〕四條新造之記
延寶二寅年四月十一日、畿内近國悉く大洪水して、五條橋落損じけれども、程なく元の如く板橋に造らしめ給、○中略
寛永三戌年九月三日、風雨にて五條橋少し欠落、猶また同五子年七月廿一日、夕より暴風驟雨して、廿三日の朝に至、俄に加茂川洪水漲出て、三條五條の二橋損じ落、又々八月十六日にも洪水有て、三條五條の假橋さへ流失せしかば、暫しながらも往來絶たり、其時に假橋を渡させ給ひしかば、通路滯りなし、
〔今日抄 [illegible]一[illegible]〕弘化三年七月七日、京師大水、流三條五條二橋、
嘉永三年九月三日、京師大雨風、鴨川大溢、流五條橋二十間許、　同五年七月二十二日、山城○中略大雨風、鴨、桂、淀、木津諸川大溢潰決、流、○中略　五條橋三十六間、多側五條石梁、

〔伊呂波字類抄 也 地儀〕山埼橋 本朝事始云、桓武天皇御時、三年、行基菩薩、造山埼橋、
〔拾芥抄 下本 大[illegible]〕大橋 ○中略
山崎 今大渡橋
〔雍州府志 一 山川〕乙訓郡　山崎橋　桓武天皇延暦三年甲子七月、造山崎橋、同年遷都於山城長岡郷、今橋絶、
〔山州名跡志 十 乙訓郡〕山崎橋　断絶ス、此橋山崎方ハ今ノ觀音寺ノ前川畔也、其向所ハ淀ノ大橋ノ南河内街道ノ內、八幡山ノ坤ニ當テ、片方ノ人家茶店アリ、此人家ノ町北ノ端ヨリ三十間計北方、其橋ノ渡場也ト云フ、其所古老ノ說也、因テ其邊ヲ橋本ト號ス、但今云フ橋本ノ宿ハ、後世ニ此所ヨリ移シ建ル所也、此所今ハ舟渡也、
〔雍州府志 九 古跡〕綴喜郡　橋本　在金橋北、古山崎大渡橋在斯處、故稱橋本、八幡之神人、又在斯處、
〔古事談 三 僧行〕神龜元年、行基菩薩造山崎橋、造了後、菩薩於橋上大設法會、而俄洪水出來、橋流了、人多

寄之云、

〔七十一番歌合中〕卅六番　左

いかにせん五條のはしのまたむせびはてはなみだのながれくわんちやう　　いたか

〔山城名勝志十五愛宕郡〕五條橋

元架五條末鴨河、天正十八年、作ノ橋ヲ六條坊門ニ引渡サル、然猶呼五條橋也、今五條河原ニ昔ノ橋柱朽殘ヲ二三柱見ユ、

〔十三朝紀聞二後光明〕正保二年十一月、先是幕府修五條石橋、令觀音寺舜興等監工、至是成、後數十年更其欄板木造之、此橋當時已在六條坊門、而其稱五條、以原架五條磧也、古者鴨川諸橋中、五條七條石造、至應仁猶存、其後京師久亂、諸橋槪廢、及天正中秀吉東征發京師、徙四條橋于三條、五條橋于坊門修之云、

〔都名所圖會二〕五條橋は初は松原通にあり、則いにしへの五條通也、秀吉公の時此所にうつす、故に五條橋通といふ、實は六條坊門也、欄干には紫銅擬寶珠左右に十六本ありて、北の方西より四ツ目に橋の銘あり、盤陽五條石橋正保二年乙酉十一月吉日、

奉行　重淸觀音寺舜興　小川藤左衞門尉正長

〔醍醐隨筆下〕去ぬる壬寅寛文二年五月一日、京師大地震、感神院の石の華表たをれて微塵となる、五條の石橋ことごとく碎て川をうづむ、

〔都のにぎはひ〕四條橋新造之記

五條橋は正保二酉年十一月、總石橋に御造替有しが、寛文二寅年五月朔日大地震にて崩落、以前の如く板橋と成る、此時五條橋の石材を以て、縄手大和橋、井に三條白川橋、又細川通三條中立賣下立賣の踏橋へわかち引れしが、中立賣下立賣の兩橋に崩れて今板橋に改たまる、○又見二地名便覽一

〔和漢名數 地理〕山城國大橋五〇中略

五條橋

〔山城名勝志 十五 愛宕郡〕清水橋〇今五條橋乎〇

〔京羽二重 四 名橋〕五條大橋 六條坊門加茂川に有、元五條に有、今の松原故にもとの名を以テ呼之、長サ四拾四丈餘、加茂川と高瀬川とにまたがる也、

〔宇治拾遺物語 七〕これも今はむかし、たゞあきらといふ檢非違使ありけり、それがわかかりけるとき、清水のはしのもとにて、京童部どもといさかひをしけり、

〔平治物語 中〕義朝六波羅被寄事幷頼政心替事附漢楚戰事

サル程ニ六波羅ニハ、五條ノ橋ヲ毀チ寄セ、搔楯ニ搔キテ待ツ所ニ〇下略

〔百錬抄 十三 後堀河〕安貞二年七月廿日、風吹雨降、洪水泛溢、四條五條等末橋流了、溺死之輩數輩云々、

〔園太曆〕康永三年八月十五日、今朝復是云、東大寺八幡宮神輿入洛、武士奉防之間、振棄五條橋上、〇又見師守記、

〔山城名勝志 十五 愛宕郡〕五條橋

成記云、後小松院應永十六年、新供養五條橋、

〔東寺執行日記〕永享八年七月四日ヨリ八日マデ大雨、四條、五條、桂橋等流畢、

〔立川寺年代記 後花園〕文安五年戊辰五月、九月大雨長降、天下大水損破多、此年〇中略五條橋造、

〔碧山日錄〕寛正二年正月十二日甲寅、去年炎涼風旱、相繼爲災、國家凋耗殍亡、故年正月、天下殺饉滅食、飢餒者多、死傷者少、僧舍又止方外之食、 三月三日甲辰、清水寺有淨僧、是日於五條橋下、葬死尸作冢、其數一千二百餘人云、 廿九日庚甲、相公〇足利義政命建仁寺之一衆、脩施食會於第五橋上、以薦飢疫死亡之靈、且書牌曰、盡法界沒亡靈、是日平旦作是會也、若千面作之、死屍爛壞之臭不可聞、故急

〔都林泉名勝圖會一洛東〕四條祇園橋とて、昔は三條五條に等く官橋也、〇中略洪水にて損じぬれば、後世假橋にてゆきゝをわたす、河原廣くして、觀物貨食茶店多し、特にみな月半、祇園の夕凉に美艶を粧ふ風流のゆきゝ、万燈水の流に輝き河原表の壯觀、みな平天下の謳歌なるべし、

四條橋　　柝亭

月照紅樓罨翠楊、徘徊倚檻夜如霜、蛾眉長袖青絲騎、箇箇寫成影也忙、

賀茂川の西岸に榻を下して　　蕪村

丈山の口が過たり夕すゞみ

四條納凉　　定雅

凉しさや群集の中に水の月

同じく　　遊女才燕

夕凉夜の都のにしきかな

〔都のにぎはひ上〕平けく安らけき大御代の御惠は、いゆき到らぬ隈しなければ、絶にし物ども、繼て興され、廢れにし事どもをも古にかへさるゝ中、今の大御世をうれしみ尊なみ、絶て久しく成ぬる四條大路の橋を樹渡さまく、祇園社の氏子の人々の思よりて、其よし公に請ぬぎまをししかば、ねぎしまに〱許し給ひ命せ賜ひて、かく成竟つるは、いともめでたく貴き言葉にも有ける、かくてぞ都のすがたも取よろひて、足ひにける、されば大神も阿那めでたあなおむかしとめで賜ひ悦びたまひ、氏子の人等も常にまうづる道の妨なく、何の煩なく、今より後は加茂の水絶る事なく、石の柱のすたることなく、天地のむた遠長く、彌次々に造繼もてゆかむ末の世人も、今の大御世の德化を仰がざらめや、いそしみ成しつる人の功績をたゝへざらめや、

安政四年四月　　美濃守六人部宿禰是香

諸五山淸衆可勤施餓鬼云々、

〔碧山日錄〕寬正二年四月十日戊辰、以願阿公命、相國寺一衆、率其派等持寺、等持院、眞如寺之衆、於四條坊橋上、閲施食會以慰飢殍死亡之靈、

〔如是院年代記〕寬正二年辛巳、自舊多至夏、諸國人民餓死、來于京城、死者不知數、爲被亡魂、於四條五條橋上、請五山輪番大施餓鬼、

〔謠曲〕熊野

四條五條の橋の上、老若男女貴賤都鄙、いろめく花衣、袖をつらねて行末の、雲かと見えて八重一重、咲く九重の花ざかり、名におふ春の景色かな、

〔祇園執行日記〕天文二年五月十五日、橋ナガレ候トテ、當社三本カ、四本カ、キリ候ナリ、　廿二日、水出候テ橋板二三ゲンツヽ候由申也、鳥井ノ方ツナキ候也、

〔醒睡笑一貴人之行跡〕信長公にたいし、公方足利義昭御謀叛の時節、○中略上京に火かゝると見て、二條に候ひし者の妻、まづ孫子をさへつれてのけばすむと思ひ、三ツ四ツなる子をせなかにおひ、はしりふためき、四條の橋のもとまでにげきたり、あまりくるしゝ、ちと子をおろしてやすまんとおもひ、橋のうへにだうとをいて見れば石うすにてぞ候ひける、

〔信長公記十一〕天正六年五月十一日、巳刻より雨つよく降、十三日午刻迄、夜日五日雨あらくふり續、洪水生便數出候て、賀茂川、白川、桂川一面に推渡し、○中略村井長門折敷被懸候四條之橋流れ、○下略

〔十三朝紀聞二後光明〕正保二年十一月、先是、藩府修五條石橋、○中略古者鴨川諸橋中、五條七條石造、至豐臣氏、其後京師久亂、諸橋槪廢、及天正中秀吉東征發京師、徒四條橋于三條、五條橋于坊門、修之云、

四條橋

化三年年七月七日の大風雨に加茂川洪水し、翌八日の晩、三條五條の大橋同時に損じ落ぬ、〈延寶以後百六十餘年の珍事也〉

〔今日抄一享明〕嘉永三年九月三日、京師大雨風、鴨川大溢、流五條橋二十間許、倒其石架及三條石架、五年七月二十二日、山城、丹波、大和大風雨、鴨、桂、淀、木津諸川、大溢皆決、流三條橋十八間、

〔山州名跡志四上愛宕郡〕四條橋　何ノ世ヨリヤ板ヲ抛渡シテカクル、土人云、此地祇園神ノ領地ナリ、神此橋ノ全ク宜ヲ嫌ヒタマヘリ、改造レバ即崩ルト、此義非也、古橋アリ、和漢合運云、寶徳二庚午年、四條河原成大橋云々、

〔京羽二重四名橋〕四條板橋　四條加茂川ニ有、久壽年中には祇園橋ト云、古記に見えたり、寶徳二年大橋成ト、改暦雜事記に見えたり、

〔百練抄十三後堀河〕安貞二年七月廿日、風吹雨澪、洪水泛溢、四條五條等末橋流了、

〔橘窓自語下〕むかし貞和五年戊六月十一日、祇園執行行意〈○西源院本太平記作行惠〉、四條橋をかけはじめ、新座本座の田樂を興行し、老若男女棧敷をうちて、見物群集せしといふことあり、

〔看聞日記〕永享八年七月十二日、陰雨時々降、〈○中略〉洪水出、四條橋落了、人流云々、

〔祇園社記〕寶徳二年六月七日、十四日、雨日ナガラ四條橋ヲ還幸、同以下此橋ヲバ地下人正等入道カケ申、四月ヨリ六月六日マデカケ畢、橋アタラシキニ依テ兩日共ニ相違ナリ、〈又見東寺執行日記、改暦雜事記〉

〔都のにぎはひ〕按るに、應安七年二月掛渡したる橋は、いつの比亡びしや不知、應安七年より寶徳二年まで七十七年、

○按ズルニ、應安七年ニ造リシ橋ハ、永享八年ノ洪水ノ爲ニ落チシ由、前條引ク所ノ看聞日記ニ見エタルヲ、本書ニハ漏セルナリ、

〔嵩山編年精要〕寛正二辛巳年三月廿二日、有欽命云、爲四條橋上餓死亡魂、自建仁寺營施餓鬼之會、

とのみ書たれば、僅なる橋は殘りしと覺ゆ、

(東山日記)三條橋

三條橋板馬踏落、貴賤多溺入、洛城十萬人歎愁、自禁裏被向上明、

(十三朝紀聞三九)延寶二年四月十一日、畿内大水、流三條橋、多溺人、

(都のにぎはひ)四條橋新造之記

延寶二寅年四月十一日、畿内近國悉く大洪水して、三條五條兩橋共に悉損しければ、程なく元の如く板橋に造らしめ給ふ事、實に有難き上の御恵にて、夫よりして後洪水有れども、此兩橋は恙なかりし、

(遠碧軒記中一)三條橋六十間、橋柱ノヒマ毎ニ三間ヅヽ也、今度二〇延寶兩方ニテ六間ヅヽ、橋臺出來スレバ、十二間短ナル也、橋ノ幅ハ五間也、

(百一錄)元祿五年七月四日、兩所晴、至晩到上、雷時々下、雨水漸々三條假橋流落、

(十三朝紀聞四)元文五年七月十六日、京師大水、壞三條橋、

寛保二年八月、自二十七日至朔、畿内大雨風、京城内外大水、壞三條橋、

(山陽遺稿三)高山彦九郎傳

高山正之、上野人也、字彦九郎、家世農、正之生而倜儻、有奇氣、嘗遊大都、〇中略少入京、至三條橋東、問皇居何方、人指示之、即坐地拜跪曰、草莽臣正之、行路聚觀怪笑、不顧也、

(見た京物語)三條の橋牛車を通さず、加茂川の中をわたる、

(今日抄一)弘化三年七月七日、京師大水、流三條、五條二橋、

(都のにぎはひ)四條橋新造之記

近年加茂川筋暴雨のたび〳〵に、土砂の流れ出る事夥しく、次第に川床高く、所々に附洲出來て、弘

三條橋

ハ十二人ノ童部トハ、十二神將ノ化現ナルベシ、

〈都紀行 一〉廿五日、〇文久四年正月、中略、一條戻橋は名のみ殘りて今はなし、

〈和泉式部續集 一〉もどりばし

いづくにもかへるさまのみわたればやもどりばしとは人のいふらん

〈松葉名所和歌集 十七〉戻橋　山城

雅中
かぎりなき人にあふ夜の曉に鳴とも鳥は忍びねになけ

〈和漢名數 地理〉山城國大橋五

三條橋

〈山州名蹟志 十七 洛陽〉三條橋　在鴨川上、　欄干丸形、擬寶珠紫銅、橋柱石柱、橋行六十三間、幅四間五寸、

〈都名所圖會 一〉三條橋は東國より平安城に至る喉口なり、貴賤の行人常に多くして皇州の繁花は此橋上に見えたり、欄干には紫銅の擬寶珠十八本ありて、悉銘を刻、〇銘略

〈見た京物語〉江戸より京への入口は三條大橋なり、是加茂川なり、其先の小川にかゝり、又橋あり、是三條小橋なり、

〈伊勢參宮名所圖會 一〉京三條橋　太閤秀吉公、增田長盛に奉行せしめ作る所也、東海道五十三驛これよりはじむ、橋の前後旅館多し、

〈見た京物語〉三條の橋より江戸日本橋まで里數百廿六里六町一間ありとぞ、

〈續史愚抄 後陽成〉天正十八年正月□日□□關白秀吉令右衛門尉長盛増田家人造三條大橋之、銘曰、磐石之礎入地五尋、切石之柱三十三本、橋銘、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇蓋於二本朝一石柱始二于此一云、

〈都のにぎはひ〉三條橋

天正十八年大橋掛渡されしより以前、橋のありしこと見あたらず、太平記などにも三條河原

鄰ネ問答シテ歸リケルニ、一條堀川ノ戻橋ヲ渡リケル時、東ノツメニ齡廿餘ト見エタル女ノ膚ハ如雪ニテ誠ニ妖嬌ナリケルガ、紅梅ノ打着ニ守懸ケ、懸帶ノ袖ニ經持テ、人モ不具、只獨南ヘ向テゾ行ケル、

〔台記〕久安四年六月廿八日甲寅、玄比女房上左、〈余室、幸子、實能卿女〉問入内〈○頼長養女多子〉事成否於一。條。堀。川。橋。〈余不知之〉二度、皆曰、心ニ思ハム事不叶ト云コト有ナムヤ、後日云、住任理ヲ申サム、叶ハデ有ム僮事〈アキロト也、〉

七年正月十日壬午

久安六年十月二十六日〔丁〕戌、一條堀川橋占、〈[illegible]〉

一ばんのことば

ここ、ゆみとらせん、よゝいさとりあはせん、またりとりはよきに、いかなとむとりなりとも、もてたゝめはせむ、よにまけじに、

又つぎのことば

ほどもなくこれをみたごとはりの、なこれをますぐにいけば、あれはよびてこむ、

〔源平盛衰記十〕中宮御産事

治承二年十一月十二日、寅時ヨリ中宮御産ノ氣御座ストテ聞ケリ、〈○中略〉二位殿〈○平清盛室〉心苦ク思給テ、一條堀川戻橋ニテ、橋ノ東ノ爪ニ車ヲ立サセ給テ橋占ヲゾ問給フ、十四五許ノ禿ナル童部ノ十二人、西ヨリ東ヘ向テ走ケルガ、手ヲ扣ヘ同音ニ、榻ハ何榻、國王榻、八重ノ潮路ノ波ノ寄榻ト、四五遍ウタヒテ橋ヲ渡、東ヲ差テ飛ガ如シテ失ニケリ、〈○中略〉一條戻橋ト云ハ、昔安部晴明ガ天文ノ淵源ヲ極テ、十二神將ヲ仕ケルガ、其妻職神ノ貌ニ畏ケレバ、彼十二神ヲ橋ノ下ニ呪シ置テ、用事ノ時ハ召仕ケリ、是ニテ吉凶ノ橋占ヲ尋問バ、必職神人ノ口ニ移リテ、善惡ヲ示スト申ス、サレ

一條戻橋

をこのめでたき事をこそ、更にえおもひすつまじけれ、

(山城名勝志 十一 愛宕郡)御園、(往昔、上賀茂社西南、賀茂川東、號御園橋、)

(百一錬)元德九年四月廿四日加茂祭也、○中略 騎馬從堤通渡御園橋、新造假橋也、至賀茂、

(易林本節用集 毛 乾坤)戻橋(モドリバシ)

(雍州府志 八 古蹟)一條反橋　在堀河一條、○中略 世人欲知事之吉凶、則出反橋、聞往來之人言、而占之、是謂辻占、婦人特信之、倭俗四通街衢謂辻、

(山州名跡志 十七 愛宕郡)戻橋　在一條通堀河上、渡東西、此洛ノ名橋也、傳云、安陪晴明十二神ヲ呪置處也、○中略 愚白○中略 按、晴明使神ヲ此所ニ呪シ住シムルハ、其居所ニ近キ故ナランカ、其居一條堀河ノ西二町ノ所也、今猶晴明町ト云フナリ、夜陰此橋ノ邊ニ立テ往反ノ詞ヲ聞テ占問コト、古今ノ例ニシテ、威靈嚴重也、

(都名所圖會 一)戻橋は一條通堀川の上にあり、○中略 婚禮の輿入、この橋を通る事嫌ふは、橋の名によりてなり、又出立人にものを貸時通るは、これに反すとやいふべき、

(撰集抄 三 上)淨藏は善宰相のまさしき八男ぞかし、○中略 父の宰相公(清行、三善、)の此土の緣つきてさり給ひしに、一條の橋のもとに行あひて、しばらく觀法して蘇生し奉られけるこそ、傳へ聞も有がたく侍れ、扨其一條のはしをもどり橋といへるは、宰相のよみがへり給へるゆゑに名付て侍る、源氏の宇治の巻に、ゆくはかへるはしなりと申たるは、是なりとこそ行信は申されしか、宇治の橋といへるは、誤れる事にや侍らん、○(又見鑑草抄)

(太平記 劔巻)攝津守頼光ノ内ニ綱、公時、貞道、末武トテ、四天王ヲ被仕ケリ、中ニモ綱ハ四天王ノ隨一也、武藏國ノ美田ト云所ニテ生レタリケレバ、美田源次トゾ申ケル、一條大宮ナル所ニ頼光聊有用事ケレバ、綱ヲ使者ニ遣サル、夜陰ニ及ビケレバ髭切ヲ帶セ、馬ニ乘テゾ遣シケル、彼ニ行テ

の橋加賀淺水橋中略○あさひつ橋越前中略、あさむつの橋(中略)ひだのくにとゑちぜんと云々○佐野船橋上野中略○さいわひの橋伊勢宮路橋中略○佐留橋近江中略○佐比江橋五月木曾路橋信濃中略○みつの橋中略○三香野橋近江中略○三津河橋河内中略○みつの瀬河橋山城中略○戻橋山城にもなくとびの、勢多長橋近江、其云々、勢多橋

（山州名跡志五愛宕郡）鴨川橋　今無シ、今至下鴨、其路河原ヲ行ナリ、按ニ此大社造營ノ時、何ゾ大路ヲ可不開哉ト古老ニ尋ル二、昔ハ西ノ堤ヨリ有橋、其所ハ今出河ノ北、寺町阿彌陀寺ノ地ニ當リ、其爲鴨川ノ底ニ今猶大石アリ、是橋柱ヲ立シ石ナリト云々、又云、此路自此所在北大布施、板馬、貴船、一原、二瀬、畑枝等ノ里ヨリ京ノ通路也、

（夫木和歌抄二十一橋）[illegible]の百首千鳥　かものかはばし、山城　皇太后宮大夫俊成卿

河千鳥峰をやたのむかもがはらはしのわたりをなきわたるなり

（長秋記）長承三年六月十四日壬辰、御靈會御聞、大風吹、後聞鴨川橋破、

（續南行雜錄）鴨茂記抄

安貞二年七月廿日、京師大雨、鴨河口出、又橋流、人數百人死去、中略○春日大明神御祟之由有沙汰、

（山城名勝志十一愛宕郡）一。橋。併事。略。

（枕草子七）なほ世にめでたき物

里なるときは、たゞわたるを見るにあかねば、御やしろまで行て見る折もあり、おほきなる木のもとに車たてたれば、松のけぶりたなびきて、火のかげにはんぴのをもきぬのつやもひるよりはこよなくまさりて見ゆる、はしの板をふみならしつゝ、こゑあはせてまふほども、いとおかしきに、水のながるゝをと、ふえのこゑなどのあひたるは、まことに神もうれしとおぼしめすらんかし、少將といひける人の、としごとにまひ人にてめでたきものに思ひしみけるに、なくなりて上。の。御。や。し。ろ。の。一。の。橋。のもとにあなるをきけば、ゆゝしうせちに物おもひいれじとおもへど、な

鎌倉ノ十橋ト云ハ、琵琶橋、筋替橋、歌橋、勝橋、裁許橋、針磨橋、夷堂橋、逆川橋、亂橋、十王堂橋ナリ、

〔利根川圖志五〕香取大神宮

七橋

大坂橋　五段田橋　豐田橋　小山橋　下井橋　氷室橋　濱口橋

〔香取志下〕七橋之事

大坂橋　津宮の方より神宮に來人、五段田橋、此橋を渡て到なり、

五段田橋　十一月七日夜、此橋を修るなり、

豐田橋　津宮丁子の方より來人此橋を渡り、奴久井坂を登て到なり、

小山橋　丁子村の方より來人此橋を渡り、御手洗坂を登て到なり、

下井橋　新市場村の方より來人此橋を渡り下井坂を登て到なり、

氷室橋　吉原村の方より來人此橋を渡り、氷室坂を登りて到なり、

濱口橋　左原村の方より來人此橋を渡り、或龜井坂若宮坂を登て到なり、此橋邊の水田字を濱口と云、此邊田の名なり、○中略右是を七橋と云、何も少橋なり、

〔枕草子三〕はしは

あさむづの橋　ながらのはし　あまびこの橋　はまなのはし　ひとつ橋　さのゝ舟橋　うたゞめの橋　とゞろきのはし　をがはの橋　かけはし　せたの橋　木曾路のはし　ほり江の橋　かさゝぎのはし　ゆきあひの橋　をのゝうきはし　やますげの橋名をきゝたるおかし、うたゝねの橋

〔奥義抄上ノ末〕橋

いたゞのはしおばたゞの　まゝのつぎはしかつしかの　さのゝふなばし

天滿橋　天神橋　難波橋

〔攝津名所圖會　四上〕大江橋(中略)近江川の下流(中略)今川幅狹く成りて三橋を架す、一ニ天滿橋、(中略)二ニ天神橋、(中略)三ニ難波橋、(中略)是を浪花三大橋といふ、

〔書言字考節用集　數量十〕東武三大橋　兩國、六鄕、千住、

〔江戶鹿子　五〕三大橋　兩國橋、武藏下總堺にかけたる橋なり、　千手橋、淺草川上に渡、　六鄕橋、川崎村、

〔傍廂　後編〕四大橋

江戶の四大橋は、もと三大橋といひて、兩國橋、大橋、永代橋の三なりしを、安永三年に淺草の大川橋出來しより、四大橋となれり、

〔三橋小破修復幷十組引請相止候書留〕文政二卯年、十組引受三橋相止書付、

本所見廻江

永代橋、新大橋、大川橋共、菱垣廻船積仲ケ間十組問屋共引受罷在候處、以來引受幷三橋會所共相止、○中略其外之儀者、是迄之通相心得可ㇾ被ㇾ申候、

卯六月

〔和漢名數　地理〕東路大橋

勢多江州　矢矧三州　吉田同上　六鄕武州

〔丙辰紀行〕吉田

江戶より京までの間に、大橋四あり、武藏の六鄕、三河の吉田、矢矧、近江の勢多なり、○又見ニ膝路の鈴、東海道名所記一、

〔書言字考節用集　數量十〕鎌倉十橋　琵琶、筋違、歌橋、勝橋、裁許、針磨、夷堂、逆川、亂橋、十王堂、

〔新編鎌倉志　一〕筋替橋　附(中略)鎌倉十橋

古事類苑

地部三十九

橋下

〔伊呂波字類抄 數疊字〕三。大。橋。
山大　近二　宇三
山。崎。〈山城〉　野田〈近江〉　宇治
〔拾芥抄 下末 大橋〕大。橋。〈山崎號二城 宇三 大〉
山崎〈今大鎮〉　近江〈勢多〉　宇治
〔書言字考節用集 十 數量〕三大橋〈山崎、勢多、宇治〉
○按ズルニ、山崎橋斷絕ノ後ハ、淀橋ヲ加ヘテ猶ホ之ヲ三大橋ト稱セリ、
〔京羽二重 四〕三。大。橋。
宇治橋　山城宇治川ノ流ニ渡ス
淀大橋　山城木津川ノ流ニ渡ス
野田橋　江州湖水ニ渡ス
〔和漢名數 地理〕山。城。國。大。橋。五。
三條橋　五條橋　淀大橋　伏見豐後橋　宇治橋
〔和漢名數 地理〕大。坂。大。橋。三。

ヲ往來ノ人ヲ通ス、

長壽ノ人　麻上下著　長右衛門年九十一

妻　綿帽子カイドリ著　須　壽同八十

右名主岡崎十左衛門支配本八町堀一丁目家主眞崎店ノモノ

是ヨリ其孫ヒコハ平服ニテ、長右衛門ノ後トニツキテ渡リシト云、

長右衛門子久三郎年六十　妻美濃同四十五　長右衛門孫卯兵衛同三十一

妻佐和同二十九　長右衛門ヒコ巳之助同三　以上三人ハ深川仲町住宅

コノ三歳ノ小兒ハ、母ノ負ヒテ渡リシト云、

(甲子夜話十四)今年壬午〇文政五年夏、日本橋掛直シアリ、總テ新橋ノ渡リ初ニハ、年高キ人渡リ始ルコトナリトテ、此度モ長壽ノ老人何人渡リ初メスルナド、專ラ世ニトリ沙汰アリ、或日其處ノ町役ニ問タルニ、答ニ七月十日出來候テ、御見分トシテ町奉行筒井和泉守通ラレ、橋懸リ町與力南北各一人、御勘定吟味役明樂八郎右衛門組頭一人、御普請役二人、何レモ橋出來ニ付、總見分渡初メト名付ク、翌十一日橋開ニツキ、向前町內名主、家主共麻上下ニテ出テ相渡リ、其トキ向前ヨリ行違ヒ、中程ニテ一禮仕リ、歸リノ節モ同ク仕候、其時通リ壹丁目名主、室町壹町目名主、其外家主共出候テ、尤兩町トモニ壹町目計リ總出仕リ、貳町目ヨリ四町目迄、月行事計出ル、右ノ外ハ何ノ手數モ無ク候、此トキ左右ノ橋ギハニ、ハヤ往來ノ者等渡ルベシトテ、大勢溜リキルヲ、町同心制シテ留置キ、件ノ手數畢リ、一同引候ト、ソノ跡ハ大勢我先ニ々々ト群リ通リ候迄ナリト云タリ、世ノ取沙汰ト云モノハ、一ツトシテ眞實ノコトモナク、カヽルコトナヘ咫尺ノ處ニテ、妄說起ルモノナリケリ、

(言成卿記)慶應三年十月十五日、今日荒神口新橋渡初云々、夫婦相揃老人渡云々、

深川三間町庄兵衛店

與兵衛 巳九十九歳
同人妻 ゆり 巳八十四歳

鳥目拾貫文ヅヽ被下

戸田采女正殿御差圖

草技、寄園寄所寄曰、橘公緒、有厚徳、爲景皇帝宮僚、居京師、○中略金水河橋成、詔簡有徳者試渉、延日、道推公焉、王宗敬因是見之、橋成試渉簡有徳者、而不必高年者也、

〔武江年表九〕安政二年十一月廿三日、両國橋御修復成就によつて、老人の渡り初あり、

〔武江年表十〕安政六年七月、同月より淺草大川橋御修復始る、十二月九日、大川橋御修復成り、渡初あり、

〔甲子夜話四十四〕去多文政六年両國橋改造アリテ、橋開ノトキハ長壽ノ人渡リ初タリ、聞クニコノ橋ニ限テ例コノ如シト、去レバ日本橋モ古橋ナレド、両國橋ノ始テ川ヲ渡シタルトキ、カク爲ラレシヨリ其例ヲ引タナルカ、

十二月廿日前日ナリ改造見分ノ人々、

町奉行　榊原主計頭　御勘定奉行　曾我豊後守

御目付　大草主膳　新見伊賀守

御勘定吟味役　服部伊織　御徒士目付一人　御小人目付一人、町與力二人　同心四人

廿一日當日ナリ出役ノ人々

御普請掛リ　榊原主計頭　大草主膳

同掛リ　町與力二人　同心四人

此人々橋ヲ渡リ、引取リノ後、老人東西ノ隣町町役中同道シテ、東ヨリ西ヘ渡リ、復東ヘ還リ、畢

橋祭

〔河崎氏年代記〕一永正二年乙丑内宮大橋カヽル、本願守悦也、子細有テ無、但在于日ノ記有也、

〔香取志〕上橋祭

同十一月七日夜あり、是五段田てふ所の橋を祭也、昔一橋、二橋、三橋迚、三所にて祭しと云、今不詳、思に御船山北辺の橋と草履脱橋と合て然云しにや、外に橋なければ也、

渡初

〔雍州府志九古蹟〕綴喜郡中全橋　在橋本南、是山城與河内之境、界也、凡橋改造時、隔中間、自両國互半造之、造畢渡初之日、自山城國所出之監事人、與河内國所発之人各互渡橋、而於中間行違互別歸、是表両國境界之儀意也、然俗稱々橋改造時、必須自始渡者、稱渡初而祝之、

〔國花萬葉記四河内〕交野郡全橋　山城河内両國之境、両國よりかけ渡して渡り初、両方の奉行、橋の眞中にて行て両方へ渡ると也、又山城名所にも出ヽ、

〔一話一言四十〕江州非人

ある人江州へ行き侍りしに、一の非人村あり、其所に橋の渡りぞめありしを立止りて見侍りしに、非人頭とおぼしき者圓座に座してありけり、村のものども橋の渡りぞめの祝儀を持來る、其中より瘦て色黑き男一人、銚子三つ持來て頭の前に進む、頭たるもの是を見て、汝は頃日相煩ひ居ると聞しに、何とて此銚子を持來るやと問ければ、左様に候、永々の病氣難義仕候處に、此度橋の渡りぞめに付、頭殿へ祝儀をいたすべきよし小頭より申渡し候ゆへ、夜前他處の橋へ往きぬすみ申候と云ふ、頭の云、乞食は盗をせまじき爲也、盗をなせば乞食はせず、汝は村の住居はなるまじきと云て、小頭を召てかれが快氣次第村を拂ふべし、病氣の内に盗を致すべしといひわたしけるとかや、下略石田勘平都鄙問答に見へたり、

〔半日閑話三四〕一昨十九日、兩國橋出來ニ付、往來初有之候ニ付、渡初致候老人之身分風聞、承り可申上旨被仰渡候ニ付、承合候處、左之通ニ御座候、

橋祈禱

所、監督方ヨリ英士足輕等ヲ以テ警固、川筋ゟ五ケ所ノ口々ニ桃燈數多ク高竿ニ掛テ、恰モ白晝ノ如シ、參詣ノ道俗群集ス、先規ハ丑ノ刻ヨリ寅ノ一點ニ畢勤之、今度ハ御奉行中相談之上、酉ノ刻ヨリ戌刻迄ニ勤之、總奉行井伊掃部頭左近衞少將藤原直興、監督松平陸奧守左近衞少將藤原綱村、添奉行柴田越前守源勝門、中川伊勢守源重泰、官工司鈴木長兵衞、穗積長賴、遷宮供養先規ノ如シ、此時ノ御造替(別記ニ委細也)御供養終リ、御座主二品公辨法親王供奉ノ行粧ヲ調、(午供奉)假橋ヲ御渡初、深沙王ノ庭上ニ新ニ疊ヲ設ケ、御太刀馬代御獻上、御念誦終テ御退出、于時總奉行監督、(井)御目付、添奉行、本宮ノ坂本ニ列候ス、御座主御會釋アリ、次總徒先條ノ如ク一例ニ渡テ退出、此時トモ葦毛馬來、最初ニ引渡ス、諸人奇異思ヲナス、此橋破壞ノ節ハ、御當家累代御造營幷遷宮ノ料銀百枚、山崎大夫ニ賜之、供養ノ儀式世ニ又類ナキ名橋也、元祿三年御新始ハ本宮下淸水邊ニ假屋ヲ設テ勤之、奉行方本宮上人出合、總徒不知之、

(氏經卿神事記)文明九年四月一日、大橋始テ渡未高欄、　廿一日、大橋高欄沙汰、　廿八日、大橋之橋姬御前社事、造替、就其爲橋祈禱、十人禰宜中ニ申、十萬度之御祓勤仕、皆衆日調、是ニ、經異七經房歷氣、九守誠ハ加灸彼三人分、予ニ可申之由、顧主申間調之、今日傍官招請申、其恐雖不少、宮中御橋御祈之間、可有御免懸祈、御橋事、勸進聖度々雖有敵對、皆構已用、終不遂其節之條、神宮珍事也、然件乘賢令頓造畢條、神妙之間、皆々被出橋木屋、疊新調、件御祓萬度宮中ニ奉納、九萬度橋姬社ニ予奉納、於木屋申上後也、二七神主雖申不被出座敷、予三四五八九十、加賀守新五郎豊正、三盃肴三獻之後、朝飯山海珍物ヲ調、晝羹點心晝事、予之内外様殿原奉行出納飼丁以下皆賦、如中送膳、歸ハ不乘輿、皆々同道乘賢、乘賢則禮ニ來、扇全一兩、如中へ帶一幅志、御布施十二貫到來、則一貫二百完送進、御橋供養事、萬部法華經可然之由、地下長申間、勸進可讀其節可遲々聞、先入ヲ可渡云々、

遷宮ノ次第外遷宮ノ如シ、賞ノ一點ニ勤之、新調ノ御帳ノ岩窟ニ遷宮前、山崎大夫一人岩嶋戸張ノ内ニ入テ、七十五膳ノ御供、并神酒、餅幣帛、鏡、針等ノ品々獻備ス、十二人ノ神人傳供ス、乳木岩嶋エ入レ納メ、神酒神供各頂戴シ退散ス、山崎大夫外遷宮正遷宮ノ料トシテ、山中ヨリ鳥目廿朱ヲ遣ハ、神橋御造畢ノ日限ヲ撰ビ、御供養渡初、橋ノ上一面ニ筵道ヲ敷、中際ニ地布三通敷之、左右ニ薄縁ヲ敷設ス、導師巳ノ刻來儀、橋ノ上南ヲ上座トシ、左右ニ著座、深沙王エ本宮上人御供獻備山崎大夫カニッ調之、手向衆中四智讃天讃ノ法事終テ、御座主御渡初、岩嶋ニ向テ御念誦、橋ノ南ヨリ北ニ渡御、深沙王ノ社ニ御參詣、御太刀馬代獻上、御念誦終テ御退出、總徒東ヨリ一列ニ行道ノ如シ、南ニ渡リ岩嶋ノ方ヲ拜シ北ニ渡リ、深沙王エ參詣退出ス、往古ヨリ供養ノ時、毎度葦毛馬追來、最初ニ是ヲ引渡ス、奇妙ノ例ト云々、往古供養ノ時ハ、法事終テ祝儀トシテ三日ノ間田樂、猿樂有之ト舊記ニ見タリ、寛永六己巳年五月、將軍秀忠公、神橋替事行夏目工左衛門、塚原太左衛門、遷宮供養如先規、寛永十三丙子年、將軍家光公、秋元但馬守藤原泰朝ニ命ジ石柱ヲ建テ、新ニ御造替、奉行庄田小左衛門、島田部左衛門、[illegible]遷宮供養如先規、法事終テ大僧正天海大導師御渡初、先條ノ如シ、遷宮ノ料トシテ白銀百枚、將軍家ヨリ山崎大夫ニ賜之、猿樂、田樂等ノ祝儀ハ無之、神橋川下ニ假橋ヲ架シ、御普請中ノ通路トス、往古ハ造畢以後假橋ヲ毀テ、牛馬トイヘドモ神橋ヲ通ル、若乘ウチ有レバ本宮別所ヨリ過料ヲ取ル、此時始テ假橋ヲ殘シ、牛馬ノ通路トス、此時モ供養ノ時何地トモナク葦毛馬追來、最初ニ引渡ス、萬治二年九月御造替、奉行天野彌五右衛門、久永源六、稻野五兵衛、遷宮供養先規ノ如シ、御座主一品守澄法親王御渡初アリ、元祿二年巳ノ十二月、御宮御堂御再興、同三庚午年五月、神橋御繕替、長坂ノ下ニ貳通ニ假屋ヲ設ケ川岸ヲ奉行方ノ座トス、山際ノ假屋ヲ四ツニ仕切、東ヲ上座トシテ、中央ニ行法壇ヲ飾リ、摘人、左右ニ衆徒著座、二ノ間社家ノ座トシ、三ノ間樂人ノ座トス、四ノ間ハ山崎大夫詰所タリ、長坂本宮、坂谷口、下馬崎、稻荷川口五[illegible]

今度造替之事、與一社之儀同可遂其沙汰旨、神妙之由、天氣所候也、悉之以狀、

天文廿年八月廿日　右中辨晴秀

慶光院

〔遷御近例〕宇治橋供養成就之後、清順上人遷宮沙汰之事、尾州之僧岡本實藏菴ニ居住ス、其僧ヲ使トシテ上人、常長神主宿所ヘ使者アリ、〇下略

〔神廷紀年(五正親町)〕天正八年庚辰閏三月三日壬申、宇治大橋成供養、十二日僧數千口、

〔日光山堂社建立舊記上〕山菅橋

先吉日ヲ撰テ斧始シ川ノ南、見目ノ社前ニ貳通リニ假屋ヲ設ケ、西ヲ上座トス、川岸ノ方ヲ衆徒座トス、同タ間ヲ隔テ社家之座トス、南ノ假屋ニ神橋ノ乳ノ木ヲ直シ、神橋大工ノ棟梁狩衣ヲ著シ、乳木ノ左ヨリ右ニ移リ中ニ及ビ、三度ヅヽ是ヲ削リ、洗米神酒ヲ供ズ、番匠貳人白張ニテ手傳之、規式終テ假屋ニテ神酒供物ヲ持參ス、各頂戴シテ退出ス、

一外遷宮日ヲ撰ビ、橋之左右ニ白幕ヲ打、同左右ニ注連ヲ曳、深砂王ノ社ヨリ岩鼻ノ假屋ノ許ニ筵道地布三通敷之、深沙王ノ鳥居ヨリ假屋マデ中央ニ布一通リ引張之、長坂ノ下ニ假屋建ツ、東ヲ上座トシ、中央ニ行法壇ヲ飾リ、總徒左右ニ座ス、同假屋ヲ四ツニ仕切、二ノ間社家、其次ヲ伶人ノ座トス、其次ヲ山崎大夫踏所トス、總徒丑刻ニ來集、寅上刻ニ及テ、左右ニ在ル燈火ヲ一同ニ消シ、外遷宮ノ規式アリ、凡ソ外遷宮トハ、神橋川上第一ノ桁(木チ)ノヲ、岩鼻ヨリ引出スヲ云、山崎大夫緋ノ狩衣ヲ著、手傳ノ神人十二人烏帽子白張ニテ勤之、人夫淨衣ヲ著シ、桁ニ大綱ヲ掛テ一同ニ引出ス、山崎唯一人岩鼻ニ入テ、掃除終テ、象面設ケシ假屋ヲ岩鼻ノ口ニ建、戸張注連ヲ曳、七十五膳ノ御供幷神酒餠等ヲ以テ鼻中ニ獻備ス、其間假屋ニ於テ行法(龍神ノ法)アリ、學頭行之、衆徒中四智讃諸天讃、伶人音樂ヲ奏ス、御供獻ジ終テ、山崎大夫假屋エ赤飯幷神酒ヲ出ス、各頂戴シテ退出ス、正

（百錬抄十二後堀河）貞應二年十月十六日、法輪寺橋供養也、

貞永元年三月廿一日、伊豆守信光、供養渡部橋云々、件橋、彼信光所營作也、

（新抄一）文永元年十月晦日辛未、法輪寺橋供養也、勸進上人南無阿彌陀佛之沙汰也、兩院御幸土御門大納言棧敷御見物、於橋上有遊興事、

（一代要記十四後宇多）弘安九年十一月十九日、宇治橋供養、思圓上人〇叡尊造之、自供養本〇據事新山〇恐兩院臨幸、同廿日、同塔供養、

（帝王編年記二十六後宇多）弘安九年十月〇十月、一代要記作十一月、十六日、思圓上人、宇治橋南孤島、起立高五丈十三重石塔、彫付網代停止官符於石面、　十八日、關白殿下、〇藤原兼平御出宇治、依橋供養也、　十九日、橋供養、導師思圓上人、〇叡尊件橋、天萬豐日天皇〇孝德御宇、元興寺道登、道昭等、始建立之、其後東大寺觀理、道晨、修造之、始自大化元年丙午、至于弘安九年丙戌、六百四十一年、遷替七ケ度也、皆南都之合力、知前事之不忘、

（續後拾遺和歌集十五雜）弘安元年〇元年、恐九年誤宇治橋供養の日、龜山院御幸ありけるに、思ひとふかく降侍ければ、

圓光院入道前關白太政大臣〇藤原兼平

行末も道はまよはじためしなきけふのみゆきの跡を殘して

（看聞日記）應永廿三年五月三日、傳聞宇治橋有供養、導師西大寺長老、衆僧三千四十餘人、南都北京近國律僧等參集云々、舞童三番、天王寺伶人舞之、法會之儀嚴重也、見物貴賤都鄙群集云々、自是侍女兩三人見物ニ參、此橋者應永廿年被造替了、仍今日有供養之儀、

（續延紀年五後奈良）天文十八年、此年宇治大橋成、讀法華經一萬部、

（慶光院由緒書）御綸旨

清順〇慶光院第三世居宣、被慶光院之由被聞食訖、殊太神宮御裳濯橋造供養成、其功之由、叡感無極、而

聖武三年丙寅、神龜三年行基菩薩造之了、於橋上設法會、洪水俄至、橋流人死、粗有其數、

(水左記)承曆四年十月八日、今日於清水寺橋、河原有迎講事、住醍醐寺聖人行之云々、千僧〇源俊房為結緣、參向、卽歸了、

(十三代要略鳥羽院)保延五年六月廿五日、清水寺鴨河橋供養、

(百練抄近衞院七)久壽元年三月廿九日、祇園橋供養、

(源平盛衰記十九)文覺發心附東歸節女事

文覺道心ノ起ヲ尋レバ女故也ケリ、〇中略女ト〇アマ今年ハ十六也、盛遠ハ十七ニ成ケルガ、其歲ノ三月中旬ニ、渡邊ノ橋供養アリ、盛遠緋村濃ノ直垂ニ黑絲威ノ腹卷ニ袖付テ、折烏帽子係ニカケ、銀ノ蛭卷二筋通シテ卷タル長刀左ノ脇ニハサミ、其日ノ奉行シケレバ、辻々固タル兵士共下知シ廻シテ、橋ノ上ニ立渡ユヽシクゾ有ケル、

(神皇正統錄下後鳥羽)建久九年十二月廿七日、相模河橋供養、是日來稻毛重成入道亡妻北條時政女追善之爲ニ建立所也、依賴朝卿結緣之爲ニ、相向給、于時還御ニ及而落馬之間、是日ヨリ以病惱ヲ受、

(吾妻鏡二十)建曆二年二月廿八日乙巳、相模國相模河橋數箇間朽損、可被加修理之由、義村申之、如相州廣元朝臣善信有群議、去建久九年、重成法師新造之、遂供養之日、爲結緣之、故將軍家〇源賴朝渡御、及還路有御落馬、不經幾程薨給畢、重成法師又逢殃、旁非吉事、今更强雖不有再興、何事之有哉之趣、一同之旨、申御前之處、仰云、故將軍薨御者、執武家權柄二十年、令極官位給後御事也、重成法師者、依己之不義蒙天譴歟、全非橋建立之過、此上一切不可稱不吉、有彼橋爲二所御參詣要路、無民庶往反之煩、其利非一、不顚倒以前、早可加修復之旨、被仰出云云、

(百練抄十二順德)承久元年三月廿九日甲子、宇治橋供養也、去建仁之比、頹破之後、上人唱初、終於其功云云、

して、橋寺へ引上、三分一ほど折たりしを、古書より見出し、龍草廬補ひ、通圓茶屋に頼にして、古書は文粹か群載たり、

〔道の幸上〕十八日、〇寛政四年十一月、中略、橋寺、〇中略、近きころ礎石に文字有を見つけ、ほり出つゝ、よく見れば宇治橋の碑也とて、かくて有也といふ、文字は四字づゝ、續て二段三行あり、三段の初一字づゝ、見ゆ、その文は、　浼浼横流　其疾如箭　修　世有釋子、　名曰道登、　出　即因微善　爰發大願　結　以上廿七字あり、全文は帝王編年記に見えたり、然れども扶桑略記には、道登を道昭と書たり、水鏡には宇治橋は道登造れりといひ、編年記には元興寺道登、道昭奉勅造といへり、しかるを日本紀にしるされず、續日本紀道昭が傳に、此橋を造るとしるされて、道登が事はさらに聞えざれば、元亨釋書、本朝高僧傳等の書にものせず、いといぶかしきを、此石文の折ながらもかくつたはりて、道登といへる名のあざやかに殘りたるぞ、其功もくちせでいとめでたし、〇中略、道登が棟梁にて、道昭は力をあはせしものならんか、

〔都名所圖會〕一三條橋は東國より平安城に至る喉口なり、〇中略、欄干には紫銅の擬寶珠十八本ありて、悉銘を刻、其銘に曰、　洛陽三條之橋、至後代化度往還人、盤石之礎、入地五尋、切石之柱、六十三本、蓋於日域、石柱濫觴乎、天正十八年庚寅正月日、豐臣初之御代奉增田右衛門尉長盛造之、

〔惺窩文集〕二山州八幡橋本之橋銘

惟地之險、莫過乎江河之大也、江河之大、莫如乎橋梁之備也、然則橋梁之備者、守土者一日可廢之哉、前博陸侯、豐臣秀吉、薨、有事乎大明、命諸國開道路、作舟梁、而欲得往還轉運之便、事絶古今、慶傳遐邇矣、時哉山州八幡橋本之津、華夷出入之咽喉也、百川之合流、九重之深淵、而當黿魚鼈之所不能游也、故行旅數難、有漂溺之患、竟無衡謀者、於是山口玄蕃頭豐臣宗永、奉鈞命主其役作長橋、遠取材于貫丹之二州、集匠氏設奇巧、自同勞苦、與齊俱入、與汨偕出、從水之道而不爲私、脩梁峻址、以架以植矣、其長

平之名起此、

(中外經史二)鐵橋〇中略

鐵橋、元祿十五年、大阪市中更通一橋、名曰堀江、地盤鐵際平鐵二千三百許枚爲、架橋於其上、名曰鐵。平。橋焉、

(倭訓栞前編二十四)にし〇中略 防州岩國に錦。帶。橋あり、錦山より流るゝ川にかゝる故に名く、〇下略

(帝王編年記九孝德)大化二年丙午、元興寺道登道昭、奉勅始造宇治川橋、石上銘、

浼々横流 其疾如箭 修々征人 停騎成市 欲赴重深 人馬亡命 從古至今 莫知航竿

世有釋子 名曰道登 出自山尻 惠滿之家 大化二年 丙午之歳 構立此橋 濟度人畜

卽因微善 爰發大願 結因此橋 成果彼岸 法界衆生 普同此願 夢裏空中 導其昔縁

(古京遺文)宇治橋斷碑〇銘略

右斷碑、在山城國宇治常光寺、寛。政。三。年。四。月。發。土。獲之、碑全文載在帝王編年集成、據以補録、匠以明之、道登見孝德天皇大化元年、及白雉元年紀、道登爲宇治橋、又見現報靈異記、而續日本紀則云、道昭造宇治橋、按續日本紀又云、昭以文武天皇四年、物化、時年七十二、泝數之、大化二年時年十八、實屬齡、恐無有造橋之事、蓋以登昭共元興寺僧、名字亦相涉、修史者誤認爲昭也、願建此一片石面、得以糾千歳之謬、亦可喜也、弘安七年二月、太政官符云、河上有一橋、元興寺道登、道昭建立之、若登昭戮力造之、則石銘豈特載登遺昭耶、蓋彼欲據碑爲道登、則與史乖、欲從史爲道昭、則與碑違、不能詳考審定、歸之一人、以兩存之、則是言亦不足據也、

(夏埃隨筆六)宇治川〇中略

因にいふ、橋寺に宇治橋の碑あり、これは中古橋詰に石垣につみこみしを、近來潤水のせつ見出

ヲ拜有シ事ヲ名トス、再拜ト書テ二度拜スト讀、

(慶長見聞集一)江戸の川橋にいわれ有事

見しは今、江戸に〇中略舟町と四ヶ市のあひに、ちいさき橋只一ツ有、是は往復の橋也、文祿四年の夏の比、此橋もとにて錢がめを堀出す、永樂、京錢、打まじりて有しを、四日市の者共、此錢がめを町の兩御代官板倉四郎右衞門殿、彥坂小刑部殿へさゝげ申たり、夫より此橋を錢がめ橋と名付たり、〇下略

(新編江戸志一)錢瓶橋

貞雄云、江戸砂子に、一說、むかしは橋の邊にて、永樂錢の引替ありて、錢替ばしと云けるとあり、予聞傳へしは、錢を商ふ者、此所に集り居たりし故名とすと云へり、さるは錢買ばし也、明曆の比は、錢かひ橋と云しは疑ひなし、明曆年中、中川喜雲と云し宗匠の句に、錢かひばしを玉藻ぬけ、と云句あり、

(慶長見聞集一)江戸の川橋にいわれ有事

先年〇慶長八年江戸大普請の時分、日本國の人集て懸たる橋有、是を日本橋と名付たり、

(江戸鹿子一)橋

日本橋　南北にわたされて、橋の上にて見れば、旭日東嶺に出るをまのあたりにのぞみ、又西山にいり、虞淵に頽する有さま、眼前に見つくしてならぶ橋なし、よつて日本橋と名付とかや、〇下略

(國花萬葉記七下武藏)兩國大橋三大橋之內　淺草川に有、明曆年中に草創の橋也、武藏國と下總國に渡されたる橋なれば、兩國橋と稱す、

(昌平志一廟圖)遷冢〇大按、昌平統名湯島〇中略在於江戸城北相生橋一名洗手橋、又名新橋、後改昌平橋外、〇中略元祿庚午〇三年卜爲廟地、〇中略凡八閱月而告竣、方其鼎建、賜名昌平、以擬魯國誕聖之鄕、蓋出於羹墻之誠云、昌

八十三所、塔婆二十基、大般若經一十四部、諸州河橋一百八十九所、

(東寺執行日記)寛正二年六月七日、祇園會有之、四條橋三十六間、九州住人正等入道作之、御輿奉渡之、橋ノ上ニ荒菰ヲ敷ク、供養ハ十月廿一日、請僧一千口、相國寺、南禪寺、建仁寺僧達也、〈○又見二祇園社記、改原雜事記一〉

(臥雲日件錄)長祿三年三月四日、勸進聖瑞行者來謝曰、予問六角堂施行之來由、瑞曰、願阿彌曰、予公方、因被執人公方、出百貫文、爲助、就六角堂南大路院之、造假屋者百二間、初三日先可施粥、其後來飛耳、每日八千人之設也、願阿彌者、秦人也、先是知四條橋、〈○中略〉如此善利多々、匪啻今施執人、能成橋梁隄塘、其名曰、願、

(慶光院古記)橋島并堤修復ニ付御書物

新春之慶賀、雖申舊候、更不可有休期候、猶喜多は預芳札候、〈○中略〉就又內宮大橋成就、御神忠不可過之候哉、〈○中略〉

正月〈○文明年〉十三日　　顯俊

守悅上人御報

(神廷紀年〈五〉)舊記曰、守悅不知其產、嘗住紀州、而還勢州、乃創慶光院、一日、紀州入處人也、

(河崎氏年代記)一明應六〈丁巳〉內宮大橋事始、本願は守悅也、

(塩囊抄〈三〉)一條堀川橋ヲモドリ橋ト云ハ何故ゾ、

淨藏貴所ノ、父ヲ祈リ返シタリヨリ、此名アル也、〈○中略〉善相公薨、給故ニ、カヘル橋ト云ケルヲ、今モドリ橋ト申ホ、其義同キ故カ、光源氏ノ宇治ノ巻ニ、道、カヘルノ橋也ト書ルハ、此橋ノ事也、〈○中略〉道トハ死去ノ事也、〈○下略〉

(詠大神宮二所神祇百首和歌〈序〉)再拜ノ橋トハ、倭姫命天津尊ノ御鎭坐ノ山之ハラ御覽坐、彼橋ニ

○按ズルニ、大化二年宇治橋造立者ノ事ハ、倚ホ名橋條宇治橋ノ下、及ビ橋銘ノ下ニモ見エタリ、參看スベシ、

〔行基大菩薩行狀記〕養老五年、五十歲にして朝廷にまじわりて、本朝の内に院四十九所、僧院卅四所、尼院十五所、布施屋九所、橋六所○中略を建立して、諸國の群類をすくひ給ふ、

〔行基菩薩傳〕神龜二年九月一日、將諸弟子等修狀多行、到山崎川、不得船假撿留河中、見有天柱、大菩薩問云、彼柱有知人矣、或人申云、往昔老舊尊船大德、所渡橋柱云々、爰大菩薩發願、從同月十二日始、渡山崎橋、○又見作者部類、

〔元亨釋書十四檀興〕釋光勝、不言姓氏、爲沙彌時、自稱空也、少好伏遊天下、殆遍所通道途、多爲利濟、有鑿嶮、拾石鋪濕、架破橋、修廢寺、

〔元亨釋書十四檀興〕釋叟仙、嘗任常州講師、戒行備足、四衆歸崇、性抱利濟、修寺院、補堂宇、夷嶮途、架絕梁、○中略

贊曰、吾法有莊嚴佛土之句、是大心士之事業也、諸師營新宇、修廢寺、夷嶮塗、架絕橋、皆是也、佳乎彼莊嚴者、此莊嚴也矣、

〔山城名勝志十七宇治郡〕嚴身學正記、弘安四年四月廿五日、又此間自供僧中、此宇治橋南都元興寺道登、道昭始造立之、東大寺觀理道慶、後修造之、代々如此可渡之、頻被勸、

〔草山續集二十二〕宇治紀事并序

啓按、興正嚴身記云、弘安七年正月、奏破宇治網代、蓋是年始修宇治橋、未成、時年八十四、

〔興正菩薩傳〕建治第三始仁王講、○中略或時追道昭、道賀之蹟、造立宇治木津之大橋、或時任聖武大后之昔、再興國分法華之諸寺、

〔元亨釋書十三明戒〕釋忍性、姓伴氏、和州磯城島人也、○中略嘉元元年六月病、七月十二逝、○中略性修營伽藍、

〔續日本後紀 九仁明〕承和七年三月戊子、陸奧國磐城郡大領外正六位上勳八等磐城臣雄公、遂郞戎途、忘身決勝、居職以來、勤修大橋廿四處、溝池堰廿六處、官舍正倉一百九十字、〇中略依此公平、〇中略假外從五位下、

〔續日本後紀 十仁明〕承和八年三月癸酉、右京人孝子衣縫造金繼女、居住河內國志紀郡、年十二歲、始失嚴父、泣血過人、服闋之後、親母許嫁、而竊出住於父墓、旦夕哀慟、母不復聽嫁事、其後還來定省、每父忌日、齋食讀經、累年不息、至冬節、則母子買雜材、還賀河構借橋、總十五ケ年、母年八十而死、哀聲不絕、常守墳墓、深信佛法、焚香送終、勅叙三階、終身免戶內租、旌表門閭、令衆庶知、

〔鶴岡八幡宮藏古文書〕赤橋頽落、既及退轉之砌、橋本宮內丞手運材木、自築土石、而一沙一草不假他合力、七月十〇永正七年二日御橋造畢、顧不耻昔、供養者、一切經五ケ日轉讀、至而當日曉、表白神分、導師者、法印權大僧都弘算被勤之云云、

〔快元僧都記〕天文七年四月廿七日庚午、氏綱玉繩着城、翌廿八日社參、〇鶴岡八幡宮此間大雨、戶部河橋破損畢、依之養越水面畢、於社頭奈良大工以下召集、早速可拵之由下知了、

〔甲子夜話 續編 十〕仙臺侯近頃打續キ主人不幸ナリ、某和尙ノ語リシハ、イツモ國元ヘ歸葬アリ、其トキコノ橋ヨリ彼ノ領邑マデノ道中ニ在ル橋々、大小五十一アルヲ皆々掛ケカユル舊例ニテ、ソノ橋ヲ掛替ザルハ、其側ニ別ニ橋ヲカクルコト、ゾ、大造ナルコトナリ、歸葬ノ入目例七萬兩ト云フ、

〔本所深川御用留〕武士方自分橋之覺

一橋　松平陸奧守深川藏屋敷前　壹ケ所
一同　戶田日向守頭取組合深川伊勢崎町屋敷前　壹ケ所
一同　久世大和守深川伊勢崎町屋敷前　壹ケ所
一同　松平和泉守深川高年町屋敷前　壹ケ所
一同　井上河內守深川六間堀屋敷際　壹ケ所〇下略
一同　松平周防守深川海邊新田屋敷前　壹ケ所

剰河北之人民、重牛馬野獸之類、通路斷絶、成日前千陽萬里之愁思乎、爰當國先方之士將、丞淸和天皇之曾孫、滿野朝臣高坂覺法入道喜悦之、召集數万之柚夫鐵工工匠、而水面徑度一十丈、橋之高六丈有餘尺、一百餘之欄楯、因如秋虹、疑見臥龍于波上歟、陰高埋山川、其曲巧奇殊殺於雲梯、陽陰尤宇宙、其不測妙天笠於石橋乎、橋直道通者、遠境近里道俗男女、欣々然如得千金万玉、其餘慶著、而武運長久子孫繁昌、二十餘代也、經數春秋之后、雪霜朽風雨頽推壞、頃年都鄙劇亂、公臣不安民力困勞、積日累月、朽廃廢頽、又往還斷絶二十餘年矣、祝々兹年、慶長十六辛亥正月吉日、當方之住人、高坂仁左衞門宗廣、嫡人志摩實貞、新井丹後直重、合體同心而渡橋如往日、令川南川北關東關西、荷擔騎馬往來自由、曾地如水、履水如水、自行化他、如意滿足、財力微少、不叶心緒、因之隣鄕他郡、賴億万人之力、欲遂僕等願望、所以招人口之讃、不如大行於細瑾之願也、一錢半銖、助成之輩者、現世除却三災八難、生樂千吉万祥、受無比快樂、後世消滅十惡五逆、出離生死苦海、至岸菩提、有何疑哉、〇中略仍勸橋勸進之旨趣如件、

慶長拾六年辛亥年正月吉祥日　　本願主敬白

〔京都御役所向大概覺書五〕洛中洛外公儀橋間數幷御修復之事

橋數大小合百七ヶ所

内

壹ヶ所　橋潰レ無之　貳ヶ所　埋樋ニ成ル　四ヶ所　西八條村ゟ相投相願永々修復掛替共被仰付　五ヶ所　朱雀村ゟ相投相願修復掛替右同斷　貳ヶ所　下久世村ゟ右同斷　壹ヶ所　寺戸村ゟ右同斷

〔續日本紀三十八桓武〕延暦三年十月戊子、越後國言、蒲原郡人三宅連笠雄麻呂蓄稻十萬束、積而能施、寒者與衣、飢者與食、兼以修造道橋、濟利艱險、積行經年、誠合擧用、授從八位上、

不耕、公家ニハ攝政大臣家、門跡ハ當座主梶井二品法親王、武家ハ大樹是ヲ被與シカバ、其以下ノ人々ハ不及申、卿相雲客諸家ノ侍、神社寺堂ノ神官、僧侶ニ至ル迄、我不劣棧敷ヲ打、五六八九寸ノ安ノ郡ナドヲ鐫貫テ、圍八十三間ニ三重四重ニ組上物モ修シク要ヘタリ、

〔大外記師夏記〕康安七年二月十六日、四條川原橋事始云々、一向勸進僧沙汰也、

〔祇園古文書〔都のにぎはひ所引〕〕洛陽四條橋事、令斷絕之處、進一紙半錢、結緣ニ者加、有再興志之旨、言上之段、被聞食訖、然□以勸進可遂其節之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正十四年八月廿四日　美濃守

上野介

勸進聖智源

〔都のにぎはひ〕勸進聖智源は祇園の社僧にや、猶考ふべし、

〔廻國雜記 下〕かくて甲州にいたりぬ、（中略）猿橋とて川のそこ千尋にをよび侍るうへに、三十餘丈の橋をわたし侍りけり、（中略）此橋の朽損の時は、いづれに國中の猿かひどもあつまりて、勸進などして渡し侍るとなん、

〔東國紀行〕十一月（○天文十三年）晦日、この家は俵藤太秀鄕の末孫にて、彼龍宮より褒美の太刀所持せられたり、毎月朔日には國名衆出仕、三日潔齋して供具をそなへ、三獻の儀式嚴重なり、此太刀拜見のため、昨日は逗留の事なれば、未明におきて行水看經などし侍りし、勢田橋再興勸進十穀、これもけふをまちえて、早天よりたづね來れり、奇特の事なり、

〔信濃國水內曲橋勸進帳〕敬白南閻浮提大日本國信州水內郡水內橋勸進帳

夫以者、有信州于二大河、一者謂千曲河、一者稱犀川、千曲川者、地形平而水漫々、然間船安筏穩也、犀川者、地形險而急湍如瀧落、漲流水勢忽々乎、傳聞不異天竺最旦之堺于流砂川、依之船筏摧折、故河

勸進橋

買つませ常見撿挍と號し、座頭衆の官配を取、年來都に業々と在之處に、小座頭共申樣には、分限の者如此撿挍に成候はゞ、法度計にて今迄も長久に相續候に、耽金銀賄に猥子細無勿體、其上ばかりを重仕候て、金を取候段迷惑の由、今度信長公へ訴訟申上處、被分聞食、撿挍共條々曲事の旨被仰出、可被成御成敗の處、種々御佗言申、黃金二百枚致進上、御赦免候、則此代物を以て、宇治川平等院の前に橋を懸可申の旨、宮內卿法印、山口甚介兩人に被仰付、爲末代に候間、丈夫に可懸置旨、御諚候訖、

〔塵塚抄下〕清水寺橋鴨川

同年〇保至五年六月十五日癸酉、供養之、洛中貴賤知識造之、少僧都覺養、爲□□於本寺寶前修之、

〔雍州府志古蹟八〕五條橋

在五條東賀茂川、新橋始毎朽腐、清水寺本願成就院、爲勸進、募諸人、聚米錢、而經營之、是謂勸進橋、豐臣秀吉公時、被營之以來到今、自公方家被命之、是又謂公儀橋、

〔塵塚抄下〕祇園橋

仁平四年〇久壽元年甲戌三月廿九日、於寶前供養之、同一萬餘藥師像、僧妙勸進洛中新造之、〇又見百鍊抄

〔今昔物語三十一〕鳥羽鄕聖人等造大橋供養語第二

今ハムカシ鳥羽ノ村〇山城國紀伊郡ニ大キナル橋アリケリ、コレハ昔ヨリ桂川〇葛野郡ニワタセルナリ、ソノ橋ヤブレテ人ワタルコトナカリケリ、中比一人ノ聖人アリテ、此ノ橋ヤブレテ人皆河ヲワタルヲナゲキテ、往還ノ人ヲタスケンガタメニ、アマネクモロ〳〵ノ人ヲ催シテ、知識ト云事ヲ以テ、其ノ橋ヲ渡シテケリ、其後其ノ知識ノモノオホクノコリケレバ、聖人ソレヲモト、シテ亦人ヲ催シ、其ノ村ラノ人ノ與力ヲタノミテ、大キニ法會ヲモウケテ供養シケリ、其講師ニハ□□トイフ人ヲナム請ジタリケル、請僧ハ四色ヲ調テ百僧ヲ請ジタリ、大山寺三井寺ノヤンゴトナキ

募功造橋

以沒官物充道橋

行事、下向南京也、長初許出洛、(中略)桂川淀川諸國所課浮橋等皆渡了、

(朝野群載 十四 神祇)伊勢齋王歸京國々所課

大和國　路橋　伊賀國　道橋　伊勢國　路橋　大神宮　路橋

嘉承二年十一月廿八日

(兵範記)仁安三年十一月廿二日己卯、朱雀門橋左京構之、應天門內外假橋、卜食國構之、

(扶桑略記 二十九 後冷泉)治暦三年十月五日庚戌、天皇幸宇治平等院、寛儀渡御見道橋之間、伶人棹船、浮河上、七日壬子、還御、寺家加封三百戸、(中略)越中守豐原奉季依造橋之功延任、

(本朝世紀)康和元年十月五日癸卯、差遣右少史大江忠時、遣勘新造多勢橋、先年地震傾落之後、國司隆宗朝臣、募重任國(○國上、一本有字、)功所造進也、

(石清水臨時祭記)文應元年八月九日甲辰、今日新院有臨幸石淸水社、(中略)樋爪橋破損之間、依仰同上人(上人)[illegible]募渡功負之[illegible]之、

(三代實錄 二十七 貞觀)貞觀十七年十二月十五日甲子、廣人伴壽男沒官墾田、陸田、山林、庄家稻、鹽濱、鹽釜等在播磨國者充造京城道橋料、

(吾妻鏡 三十三)延應元年三月廿九日己亥、匠作向武州亭、評定所給、評定衆等參進、筥根山別當興實與知宣三郎法橋良實遂對決、是當山二月經會之時、興實構橋、敷於職衆座前、職衆蹈渡之、以良實爲張本、打止彼大會之故也、而方依遁其過、興實者可宜花河戶橋、良實者可葺退廊廿二箇間檜皮之由被仰付云々、

(信長公記 十二)天正七年己卯九月十四日、京都にて座頭衆の中に申事有子細は、攝州兵庫に常見と申候て分限之者有、彼者申樣には、人每に致失墜候ては必無力仕候、一期樂々と身を可樂樣を案じ出し、彼常見眼者能候へども、千貫出し檢校に罷成、都に可在京旨存知、其段檢校衆へ申理、千

長十貳間巾

龜久町 一龜久橋 長十六間巾

山本町 一橋 長七間巾

海邊大工町 一橋 長四間餘巾

都合貳十七ヶ所

課國造橋

〔延喜式雜五十〕凡山城國宇治橋敷板、近江國十枚、丹波國八枚、長各三丈、弘一尺三寸、厚八寸、山崎橋、攝津伊賀等國各六枚、播磨安藝阿波等國各十枚、長各二丈四尺、弘厚並同上、並以正稅充料、毎年採送山城國、國取返抄備所司勘會、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年七月癸酉、仰阿波讚岐伊豫三國、令進造山埼橋料材、

〔新儀式四臨時〕野行幸事

延長六年、幸大原野、先到葛野河渡瀨上、停乘輿、御輕幄、御幄在路北、公卿幄大路南、頃之乘輿度浮橋、先是國司所造儀也、○又見扶桑略記

〔中右記〕承德元年二月十日乙未、爲行幸○堀河點地、可下向南京也、幷明日春日祭分配也、仍早旦著布袴、先參會朱雀門前、○中略 路行列次第、左右京職、木工、修理、史部辨侍、官掌、史生、史辨檢非違使、人々共人等、木工下部次第立札、或可渡橋所、或可破垣所、皆立札、國々宛所必立札、○中略 路次作次第、○中略 浮橋國々作道、國、不可宛浮橋歟、

淀河百丈播磨十七丈備前十二丈　伊豫十七丈備後十二丈　讚岐十七丈安藝十二丈　美作十三丈

桂河廿三丈淡路五丈長門五丈　土左六丈阿波七丈

備中　周防　和泉　攝津或時宛浮橋

今度備中無國司、周防、和泉、攝津、已上三ヶ國、今春得替前司間、凡不宛也、

行事所召物、今年得替國前司勤之、但至道作者、新司勤之也、

三月十日、檢非違使府生保盛來云、昨日一昨日大雨之間、淀川浮橋皆流損了、仰云、春日行幸來廿八日、猶可被遂由已有風聞、早仰本所課國々可令構渡、○中略 保盛奉此旨歸了、廿七日、依爲春日行幸

初積之分

但　金三千百廿六兩三分、銀壹匁九分七厘、

仕様替之分

金貳百拾貳兩貳分、銀五匁三分九厘

内〇中略

五口合減金三百八拾三兩、銀三匁四分四厘、

總請負金高三千三百三拾九兩壹分、銀七匁三分六厘、

右減金高引

金之御入用

金貳千九百五拾六兩壹分、銀三匁九分貳厘、

内

金千九拾四兩　去未十二月廿八日御金藏ゟ受取

金千五百兩　當申三月十日御金藏ゟ受取

金三百六拾貳兩壹分、銀三匁九分貳厘　同四月廿四日御金藏ゟ受取

皆濟

右是者新大橋破損强、掛直御修復被仰付、諸入用一式積り直段ヲ以相伺候處、寫之通相濟、右御修復仕立候に付、御勘定仕上ゲ申候、御入用金銀は十組諸問屋冥加上ゲ金之内ヲ以御金藏ゟ受取、請負人靈岸島川口町庄左衛門店傳吉、證人深川木場町家持七左衛門江相渡申候、以上、

榊原主計頭組與力

文政七申年七月　米倉諸右衛門

御通船關枠之間、敷板裏并長桁杭木共鉋削ニシテ、其外は鹿子打平均板槙新木右笠木建替、貝打釘ニ而打堅メ、蔵板并雨覆鉄上とも古杭挽割建替、貝打釘ニ而打堅メ、水貫四側目より貳拾四側目迄、槙新木差通、其餘は水貫上貫共、有来相用鞘差堅メ、留釘打、筋違貫七拾九挺は古杭挽割建替残り七拾九挺は古貫相用釘鉄ニ而打堅メ、

右御入用

初積之分

千六百貳兩壹分、銀貳匁貳分四厘、

仕様替御修復之分

百五拾九兩貳分、銀貳匁八分八厘、

一合金千七百六拾壹兩三分、銀五匁壹分貳厘、　諸材木之代〇中略

初積之分

三百七兩壹分、銀四匁七分七厘、

仕様替之分

三拾七兩壹分、銀四匁壹厘、

一合金三百四拾兩貳分、銀八匁七分八厘、　釘鐵物之代〇中略

初積并仕様替之分

一金千六拾四兩三分、銀拾貳匁五分、　諸職人作料高人足賃其外共〇中略

初積并仕様替御修復之分

一金百六拾七兩三分、銀拾匁九分六厘、　損料物并船賃其外雜用〇中略

都合金三千三百三拾九兩壹分、銀七匁三分六厘、

内法貳間四尺五寸

附り

高欄高三尺五寸　但敷板上端ゟ以上笠木上端迄

反り橋中ニ而壹丈壹尺

橋杭廿九側　但四之方三側三本建 中貳拾壹側四本建 東之方五側三本建

行桁五通り

上貫四之方四側目ゟ 西廿六側目まで

水貫壹通

右仕様、鋪板中目板、木品檜新木削立、尤御通船間、鳳凰之間は、板裏鉈削ニシテ、敷渡、釘鉢打堅メ、高欄廻り笠木通貫たゝら短木品同断新木削立、地覆井男柱、袖柱何レ茂欅新木ニ而仕立、同所根包板、足駄木は古橋杭桁割返し遣、貝折釘ニ而打堅メ、男柱、袖柱、兜巾銅物、短冊鐵もの直シ相用、桝鐵物打付、鐵もの井笠木、地覆、継手、兜鐵物、短冊鐵物、梯口、大鋲共、總體新古取交鋲ニ而打堅メ、東西柱石、敲込石とも折損之分は、足石致居堅メ、両橋臺地形足土致、突堅メ砂利敷平均、

一橋杭木品欅百八本之内、新木通杭六拾八本、古杭遣替通拾八本、根杭新木、上ハ杭古杭遣替、継杭壹本入念震込、古橋杭之内、上ハ杭に遣替居、継杭五本、継杭壹本毎ニ同木大柱打堅メ、鉢掛巻鐵物へし鋲ニ而打堅メ、殘り貳拾六本は朽腐ニ應じ、古杭挽割剥木いたし、貝折釘ニ而打堅メ、總杭、根包、樋ケ輪、落通五拾四本は檜葉新木、殘り五拾四本は古橋敷板削立、貝折釘ニ而打堅、新規巻鐵物へし鋲ニ而打堅メ、梁木不殘有來之儘相用、耳桁木品欅平物之拾挺之内、拾四挺新木ニ而仕立、四拾六挺は古桁遣替、東西埋土臺古杭遣替、中杭木品欅丸もの九拾本之内、五本新木ニ而仕立、東西両之間六本は、是又古耳桁遣替、耳桁、中桁共鎌継ニして古看立新古鉢取交掛堅め、

同所平野町
名主　善四郎

大川橋掛リ名主
淺草花川戸町
名主　三郎左衛門

同所西仲町
名主　吉左衛門

三橋會所掛リ
本八町堀
名主　十左衛門

西河岸町
名主　清右衛門

本石町
名主　傳左衛門

大傳馬町
名主　勘解由

榊原主計頭

〔新大橋掛直御修復書留〕文政七年申七月

新大橋掛直御修復御入用御勘定目録

一新大橋　長田舍間百八間 幅田三間壹尺五寸　外側欄之間貳間宛 但敷板木口ゟ木口迄

卯六月

一今日主計頭様御番所江、十組大行事總行事、私共一同被召出、永代橋、新大橋、大川橋共、去ル辰年中、十組仲ケ間ニ而永々普請修復共引請、無錢ニ而往來爲致度旨相願候間、願之通被仰付候處、以來三橋共引受ニ不及、右ニ付三橋會所も相止可申、尤永代橋、新大橋新規掛直御取替金返納殘貳千七百七拾兩者、當卯年冥加上金之内を以、此節上納可致、三橋之儀、十組内引受、并會所相止メ候ニ付而者、以來町年寄取扱、修復諸入用等、十組冥加上金、壹万貳百兩之内ニ而遣拂ニ相成候間、其旨可相心得、右三橋會所掛リ名主、三橋掛リ名主共、其旨可存、尤三橋諸入用等は、以來町年寄取扱候筈ニ候得共、其外は是迄之通可相心得旨、被仰渡候間、此段申上候、

一右ニ付、當取計方仕法之儀、可申上候得共、差當三橋、并ニ橋臺廣小路共、違變等、是迄十組大行事、總行事、橋掛リ名主一同御訴申上候間、以來橋番人ニ橋掛リ名主一同御訴申上候樣仕度、先此段申上候、以上、

永代橋掛リ名主
深川材木町
名主　市郎次
煩ニ付　猪兵衛
同所熊井町
名主　理左衛門
新大橋掛リ名主
同所六間堀町
名主　八左衛門

銀拾六貫三百四拾九匁七分三厘　古木古鐵古銅拂代

是者古木、古鐵古銅、吟味之上、入。札。を以相拂申候三口代銀ニ而候、但直段之儀者、安藤駿河守、

中根攝津守江相窺如此、

殘ク

銀貳百六拾三貫三百四拾目八分三厘　御入用

右者寶永七寅年より正德元卯年迄、江州勢多大橋小橋御修復ニ付、御入用諸色直段之儀者、入札を以、安藤駿河守、中根攝津守方ニ而、中井主水立會相極、御普請中付相濟、御勘定帳、此仕上ゲ申候、若相違之儀御座候ハヾ、仕直差上可申候、以上、

正德二壬辰年四月

雨宮源次郎印

雨宮庄九郎印

本多隱岐守印

御勘定所

〔拿定日次記〕寬延三年四月廿三日乙未、仙洞御所町、〔　〕前側、五月二日癸卯、般舟院御佛前廻種々入。札。泉涌寺諸道具入札、幷泉涌寺大路橋板橋、幷伏見海道皆、羽橋御屋直、其外道筋小橋七ケ所屋直入札、所々高砂入札等來、（寄光出、入札者冥之者、寄[illegible]請人召列、其役所鋪、根橋付、其翌日町奉行所江有之札開、其下直之者被仰付事也、従年之趣物者、多者有二手拔一候、）

〔三橋小破修復幷十組引請相止候書留〕文政二卯年十組引受三橋相止書付

本所見廻江

永代橋、新大橋、大川橋共、菱垣廻船積仲ケ間十組問屋共引受罷在候處、以來引受、幷三橋會所共相止、橋小破、番人、其外雜費等も、橋。修。復。之。節。人。用。者。十。組。冥。加。上。ゲ。金。之。内。か。相。渡。り。候。尤遣拂之儀者、町年寄引請取扱候筈ニ有之候間、得其意、其外之儀者、是迄之通相心得可被申候、

右御入目銀百貫三百三拾五匁壹分、米五拾七石六斗三升七合、

右は計甯の古帳にみえたり

〔京都御役所向大概覺書五〕洛中洛外公儀橋間數并御修復之事

一三條大橋長五拾七間四尺五寸幅三間五尺五寸

右寛永八卯年、朝鮮人來聘ニ付御修復、

右御入用銀拾四貫七百七拾六匁八分四厘

御修復奉行　平岡彦兵衛

角倉與一

一三條小橋長四間三尺九寸幅三間五尺五寸

右寛永八卯年、朝鮮人來聘ニ付御修復、

右御入用銀九百七拾四匁四分

御修復奉行　平岡彦兵衛

角倉與一

〔雍州府志八古蹟〕三條橋

在三條京賀茂川上、斯橋與五條橋、每朽廢、自公方家令改造之、俗稱公儀橋、倭俗公事謂公儀、凡自東北入京師者、必經斯橋、是謂三條大橋、在斯西者、謂小橋、伏見往來之舡艇、自此小橋下過、

〔京都御役所向大概覺書四〕御老中御證文之事

江州勢多大橋小橋御修復諸色御入用銀高目錄帳

都合銀貳百七拾九貫六百九拾目五分六厘

內

〔延喜式 主税上 二十六〕凡近江國修理勢多橋用途錢、附朝集使、毎年進上、檢之勘會、

〔延喜式 左右京職 四十二〕凡毎年出擧造橋料錢二百貫、取其息利、隨事充用、官人遷替依數付領、

〔延喜式 東西市司 四十二〕凡居住市町之輩、除市籍人、令進地子、其以充市司廻四面泥塗道橋、及當堀河等造料、其用錢年終申職、

〔延喜式 雜式 五十〕凡山城國泉河樺井渡瀨者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、來年三月下旬壞收、其用度以除帳得度田地子稻一百束充之、

〔續日本紀 聖武 十四〕天平十四年八月乙酉、宮城以南大路西頭、與甕原宮東之間、令起大橋、令諸國司隨國大小、輸錢十貫以下一貫以上、以充造橋用度、

〔三代實錄 淸和 二十八〕貞觀十八年二月十日戊午、右京職言、返上出擧修理官舍道橋料貞觀錢六十貫文、職司以錢物買收米二百斛、約其息利、充被料、太政官處分依請焉、

〔扶桑略記 光孝 二十二〕元慶八年九月朔日戊午、遠江國濵名橋長五十六丈、廣二丈三尺、高一丈六尺、貞觀四年修造、歷二十餘年、旣以破壞、勅給彼國正稅稻一萬二千六百三十束、改作焉、

〔日吉社神道秘密記〕大橋長廣寸法前後有　以一千貫用途造立事也

〔玉露叢 三十六〕一所々橋料ノ事

五千石　淀ノ橋料　二千石　伏見ノ京橋料　一萬石　三州岡崎ノ橋料（長京間二百八間有）

三千石　同國吉田ノ橋料（長百二十間アリ）　五千石　江州瀨田ノ橋料

〔一話一言 十六〕六鄕橋

寛文二年の記に

六鄕橋修復御普請、橋桁行百七間、（但六尺三寸五分間）

幅中間壹尺七寸、高欄高四尺貳寸、

道橋用度

上候處伺之通可申渡旨被仰渡候、〇以上朱書

大川橋請負人伊右衛門跡請負願之儀ニ付申上候書付、

書面伺之通、伊右衛門忰五郎右衛門江、跡請負可申渡旨被仰渡、奉承知候、

亥七月十日

服部仁左衛門

中村又藏

大川橋請負人淺草花川戸町家主伊右衛門儀、老病ニ而相勤兼候ニ付、此度忰五郎右衛門與申貳十五歳ニ罷成候もの江、跡受負被仰付被下置候樣、別紙之通、願書差出申候、願之通可申渡候哉、奉伺候、以上、

亥六月

服部仁左衛門

中村又藏

〔永代橋凶事實記〕永代橋請負人深川中島町家主忠右衛門卯五十二歳、同町同平右衛門卯四十九歳、卯十二月八日病死、同所小川丁内喜右衛門卯五十四歳、

右之内忠右衛門、平右衛門儀、永代橋請負人申付置候處、去年八月、深川八幡祭禮之日橋落入、溺死之もの多、不慮之災難與は乍申、且は往來群集の內、手當不行屆故有之、大勢之人命にもかゝはり候上者、罪科難遁に付、遠島申付、右喜〇喜平歟右衛門義、存命候得者、遠島可申付處、病死いたし候間、其旨可存、右一件橋番人橋掛り名主共等、同叱置、

辰〇文化五年六月六日

〔延喜式二十六主稅〕諸國出擧正稅公廨雜稻

近江國〇中略勢多橋料一萬束　播磨國〇中略道橋料一萬束　美作國〇中略道橋料一千束　阿波國〇中略道橋料五百束

は酒井儀兵衛、山村吉兵衛掛りのよし也、同年九月六日破損せしが、以後は本所奉行支配となる、然るに其後年暦を經て元祿十六未年十一月廿九日の大火に、橋の西の方半分程燒失いたし、此節伊奈半左衛門承りにて、橋かけつゞき出來す、それより又はるか過て、享保三戌年御。作。事。奉。行。へ被仰付、御修覆有けるに、程なく享保四亥年、前段のごとく命せられて、今は何事も町奉行の支配とはなりぬ、

〔明君徳光錄中〕神田橋燒失御普請の事

一明君の御代神田橋類燒あり、早速普請仕候樣被仰出候處、右橋出來の儀を被遊御尋、候處、水野和泉守承りにて買上申上られ候は、右橋の御普請入札申付、吟味仕候故、未出來不仕旨申上候處、明君被爲聞召、甚だ御機嫌損じ、橋普請に入札とは甚不行屆の事也、殊に神田橋の儀は、往來も繁く、橋なくしては人々の難儀いくばくぞや、早速掛可申也、平生儉約を用るは何のためなるや、ケ樣の時節入用を厭ひ人の難儀をもせざる樣に致すべきためならずや、急ぎ申付よと、重き上意有之しと也、

〔江戸眞砂六十帖三〕永代橋掛る事

永代橋掛る元は、今の橋の下にて渡しぬ、常憲院樣〈綱吉〉御代被仰付出來す、橋。請。負。人。其頭定小屋小買物方請合松屋市太郎、紀伊國屋吉兵衛なり、其節上野中堂御建立中ゆへ、右兩人請取金高は知れ申さず、橋出來して兩人の利分壹萬貳千兩宛取候よし、我も其悦びの振舞に九酋の時行ぬ、此兩人も今は跡かたもなし、

請負人　金吹町　紀伊國屋吉兵衛

同　龜井町　松屋市太郎

〔三橋小破修復并十組引請相止候書留〕寛政三亥七月十日、服部仁左衛門持參鈴木銀十郎を以申

〔江都管鑰秘鑑四〕兩國橋普請停滯ニ付眞田伊賀守信清身上沒收之事
享保年中、町奉行より兩國米澤町の名主喜左衞門といふ者を呼て、兩國橋の古を尋られけるに、喜左衞門申旨には、兩國橋の古は寛文元丑年始て新規に被仰付、候節之御普請奉行、芝山權左衞門、坪内藤右衞門、右之兩人へ被仰付、町棟梁大工助左衞門、傳左衞門と申者へ命じ、貳箇年懸りて成就す、其後天和元酉年に橋朽損じ、人の往來危き體に見えけるに依て、御手傳として眞田伊賀守信濟に仰付られける、此伊賀守と申は、所謂眞田安房守昌幸の嫡子、伊豆守信幸の男子貳人あり、嫡子大内記信政は父の家督を續ぎ、信州上田の城に在住し、位四品に至る、庶子河内守信吉は不幸にして早世しける、其子鶴千代とて男子壹人有けるに、台命に依て大内記より上州沼田の城三萬石を分地し、從五位下伊賀守と敍爵し、信濟といふ、則此人也、御普請奉行には松平釆女、船越左衞門被仰付、矢の倉の脇に假橋をかけられて馬車を禁じ、人を往來せしむ、此假橋跡の義を今に元兩國橋と諸人申習はせり、然る處に如何の事にや、御材木出來不足にて、橋の普請出來彙候に依て、等閑のいたし方と御咎有て、眞田伊賀守身上御取上、奥平大膳大夫御預となり、奉行釆女井左衞門は閉門被仰付たり、其後元祿九年迄十五ヶ年の間假ばし相用、假橋の修覆等は伊奈半左衞門承り申付られたる旨、先祖の舊記に備成と申に依て、頓て右之趣を認て官府に止られしとぞ、

〔江都管鑰秘鑑四〕兩國橋元祿享保御普請之事
星霜押移て元祿九子年三月、兩國橋御普請被仰付、今度町奉行の承りとて、下奉行には川口攝津守與力長岡金右衞門、植村傳大夫、下役には同心野村彌兵衞、大久保彥右衞門、永澤四兵衞、能勢出雲守組與力には勝田八右衞門、山本兵大夫、平塚伊右衞門、下役太田吉右衞門、早乙女淸助、是等常に出役として出來す、其節御鈴奉行立會に出けるよし、町年寄の内にては喜多村彥兵衞、棟梁に

(太平記三十九)諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事

佐々木佐渡判官入道道譽、五條ノ橋ヲ可渡奉行ヲ承テ、京中ノ棟別ヲ乍取、事大營ナレバ少シ延引シアルヲ聞ントテ、道朝健ノ力ヲモ不借、民ノ煩ヲモ不成、厳密ニ五條ノ橋ヲ數日ノ間ニゾ渡シケル、

(河崎氏年代記)永享六年甲寅、内宮大橋自普光院殿義教○中略被行御渡、奉行御炊大夫元秀、

(信長公記八)天正三年七月十五日、御下知江州勢田之橋山岡美作守、木村次郎左衞門兩人に被仰付、若州神宮寺山、朽木山中より材木を取、七月十二日吉日の由候て柱立、橋之廣さは四間、長さ百八十間餘、雙方に欄干をやり、爲末代候之間、丈夫に可懸置之旨被仰付候、天下の御爲と乍申、往還旅人御憐愍也、

(續史愚抄後陽成)文祿元年十二月四日庚寅、依太政大臣秀吉命、立基頭宗永造山崎八幡橋本之長橋(八月九日造始、此日始立柱、又以百八十間、廣五間、柱二十八本、欄入道文部事、)(續高文書)

(近衞殿記二)千住ノ橋ヲ架テ、豐島足立ノ郡界トス、○中略

舊記文祿三年甲午九月荒川ニ橋ヲ掛ラル、伊奈備前守奉行タリ、最初橋柱立カヌケルヲ、小塚原熊野ノ社ヲ修造アリテ其功成就ス、

(松本氏年代記)慶長九甲辰、内宮大橋(以下略)橋本行(略)

(舟橋方古書寫)○中略

一橋本行人馬繼ノ内、舍人寬一年替中付淡路守馬繼壹人相くはへ、兩人とも水手人數以下相改、幷居屋敷如前々可申付事、

寛永拾八年正月十日　富田下總守殿

鳥居寄事人殿

一防河使事

上卿奉勅任使、奏聞下式部、使申損色築覆者、或公卿等監之、

〔傳宣草 下〕諸宣旨事〇中略

一下弁官宣旨常事左弁官宣、四事右弁官宣、〇中略

臨時事〇中略

造宇治橋使事上宣

〔日本後紀 五桓武〕延暦十五年八月戊辰、遣内兵庫正従五位下尾張連弓張、造佐比川橋、

〔日本紀略 桓武〕延暦十六年五月癸巳、遣弾正弼文室波多麿、造宇治橋、

〔日本後紀 二十二嵯峨〕弘仁三年六月己丑、遣使造摂津國長柄橋、

〔三代實録 十八清和〕貞観十二年五月十四日乙丑、以散位正六位上巨勢朝臣四雨、〇四雨、類聚三代格作四麻、爲造山崎橋使、判官一人、主典二人、

〔扶桑略記 二十四裏書醍醐〕延長五年六月四日癸未、被定造東大寺長官、幷山崎橋使等事、内匠允伴彦興等爲造橋使、

橋奉行

〔古今著聞集 十六興言利口〕將軍入道殿〇藤原頼經はじめて上洛の時、〇暦仁元年清水の橋を渡りたりけるに、いづれの武者の分にてか有けん、ましろきひたゝれ著たる男の、たけだちことがらさる體なるが、奉行して有けるが、文をみて立たりけるを、わかき女房の清水まうでする物と見えたるが、此男のもとへ立寄ていひかけたる、

たぢろくかわたしもはてゞふみみるは、といへりけるを、此男つけんずるきそくにて、まゝしうちあんじけるが、此心やまはらざりけん、大聲を出して、いかに將軍の渡させ給ふ橋を、たぢろくかとゝがめければ、おそろしくて足ばやにさりにけり、

造橋所
造橋使

免あらば、右の三大橋の掛替は公儀に申上るに及ばず、町人百姓より錢二文づゝ取ことなく、破損已前に掛かへ可仕と願ひまうしゝかば、御詮議の上その願ひに任せたまひしとぞ、

(積閑長話二)虛無僧は、天下の勇士の武者修行に出るもの、或は復讐の心がけあるものゝ一時の隱家として、不入守護の宗門に依て、諸士の席を定め置き、何時にても還俗せしむ、これに依て修行の節、舟橋の渡り、關の通りも自由たるべしと、慶長中有司の令ありければ、その時に當て深意ありて立おかれしことゝ思る、〇下略

(歌皇餘錄四)江戸中橋々永代大橋の外は、橋請負と申者深川に住居、白子屋某と云者壹人にて、先年より相勤、神田川定さらへをかねて拜領やしきにあり、橋々かけなはす事にあり、年々貳千金位づゝも所入にてくらしけるが、此度右之請負白子屋召揚られ、拜領やしきも御取揚にて、あらたに神田さくま町岡田治助、本所三つ目倉田清兵衞と云兩人へ、請負仰付られたり、白子屋請負の節までは、諸所の橋かけ置くの間かりばしを造り、かり橋往來の者より管錢づゝ取て橋出來まで所務とせしかば、橋出來の日限延引におよび、二三ケ月あるひは半年もかかりばしにてありしが、右之兩人へ仰付られしより橋ぶしん甚すみやかに出來し、諸人よろこびたるに、當春に迫り江戸橋懸直しありしには、かりばしの間も往來の人より錢をとらず、無錢にて通用する事にありしかば、いづれも便宜成事にいひあへりしなり、

(都紀行)十四日(文久四年二月中略)夜とらと雨の降りしもいとわで立出て、竹田通りを行、錢取橋を渉り、大和大路へ出て、稻荷の社司松本氏へ參りて、〇下略

(日本紀略十三)寛平四年七月十九日辛酉、廢造橋所、隷穀倉院、

(西宮記臨時五)

一造橋泊事事、無使

一駄賃馬口附　壹人より貳錢
　但武士方荷物附候共
右之通取立可申事
　午〈安永三年〉十月
〔半日閑話 初編四〕渡錢
今春隅田川三圍稲荷開帳にて、大川橋往來多く、三月十五日抔は一日に渡錢三十八貫文有之、十六日には廿貫文の餘有之と淺草菴〈いせ屋右衛門〉久かたる、
〔傍廂 後編〕四大橋
江戸の四大橋はもと三大橋といひて、兩國橋、大橋、永代橋の三なりしを、安永三年に淺草の大川橋出來しより、四大橋となれり、兩國橋のみ本普請にて、外三橋は假橋なれば、請負人の願ひにて橋の雙方に番小屋ありて、武士の外は橋錢二文づゝとりしを、文化四年八月、深川八幡祭禮の日に、永代橋落ちて、千餘人溺死したるにより、其時より皆がら本普請となりて、受人なければ、橋錢もとらず、
〔曲亭雜記 三上〕深川八幡宮祭禮の日永代橋破落の紀事
永代橋、大橋、新大橋、〈一名あづま橋といふ〉是まで受負人ありて、橋の南北の詰に板壁の小屋をまつらひて、番人二人をり、笊に長き竹の柄を付たるを持て、武士、醫師、出家、神主の外は、橋を渡るものより、一人別に錢二文づゝ取けり、人の渡らんとするを見れば、件の笊をさし出すに、その人錢を笊に投入れて渡りけり、この故に橋の朽たるも掛更ること速ならず、已むことを得ざるときは、假橋を造りて本普請を延したり、こゝをもてこたびの如き徵ありなどいふものも多かりしにや、當時願人ありて、已來海船江戸入の荷物大小により、一箇に付水揚運上いかばかりづゝ、取之事を御

たり

（本所深川橋々書留）享保十一午年

一永代橋破損ニ付、往來之町人ゟ貳錢宛取り候而、其錢ヲ以連々橋掛直申度由深川名主共度々相願候へ共、御取上ゲ無之候處、當正月又々願上候節、町年寄市右衛門ニ吟味被仰付、其後御伺相濟候由ニ而、午五月十八日深川名主共被召出、願之通被仰付候、武家ハ相除キ、其外ハ一人ゟ貳錢ヅヽ取可申候、がさつ成義無之、物言不仕候樣ニ可致候由、御立合ニ而越前守殿被仰渡候、此被仰渡を、彌左衛門、傳兵衛も可承之由被仰候ニ付、公事場之次ニ罷出可承之候、尚又見廻り諸事可申付候由被仰渡候、證文は市右衛門方ニ而可申付候旨、市右衛門ニ被仰付候、

一右貳錢取り候番屋東西ニ建申度之由、名主ども越前守殿ヘ願上候ニ付、午五月廿五日致見分候處、橋杖へ付候而、壹間ニ九尺之番屋ニ而候故、障りニ不罷成候、來ル朔日ゟ出錢集メ候由申ニ付、番屋建候圖も無之ニ付、佐賀町名主藤右衛門、相川町名主新兵衛、熊井町名主利左衛門を御番所へ差出し、障無之旨見分之樣子申上候處、願之通番屋之儀可申渡之旨被仰渡、其由三人之名主共へ申渡候、追而番屋之繪圖差上候、奉行衆へも可被仰出候哉ト、奉行外ニ繪圖壹枚上ゲ申候、

（御府内備考十三）大川橋 中略

大川橋渡錢

一町人百姓　壹人より貳錢
一町醫出家　壹人より貳錢
一荷物并背負　壹人より貳錢
一馬駕籠之者　壹人より貳錢

可仕旨相願候に付、願之通町人共へ被下置候、夫に付去々年修復掛替も仕候得共、年久敷橋に御座候間、段々破損仕、近々の內又々修復掛替も不仕候ては、難絕可仕候、然共大金懸り候義ニ御座候間、右町々割合金ニ而者難計御座候間、依而相談之上、新規掛替修復料拾箇年の內、深川中家持共幷に店借之者共、其外往來の者ども、右之通壹人ニ付貳錢ヅヽ差出し、橋往來いたし候樣仕度相願申候、

一右出錢取立仕方之儀者、永代橋に新規兩橋詰に、九尺四方の番小屋を相願、深川家持共の內貳人宛替々每日付添罷在り、武家は相除、其外は往來の者共ゟ貳錢ヅヽ取可申候、尤喧嘩口論等仕出し不申候樣、家持ども取はからひ可申候、右每日の出錢金子に直し取寄、帳面に記置、橋入用金に仕度旨、深川總町人幷永代ばし向寄江戶町人の者共差支無之哉、此儀名主どもへ申付相尋させ候處、右之橋渡り候者計貳錢ヅヽ出錢仕候義ニ御座候へば、何の障りも御座なく候、尤大火の節は出錢取不申候、先年永代ばし無御座候節は、賃錢を出し、小船にて渡り候に付、風雨滿水の節、通路相止、急用之者杯、殊之外難義仕候、渡し舟同意御座候間、出錢仕り候而も、橋斷絕可仕候得者、深川筋用事は勝手次第に御座候旨、江戶町々名主共申之候外、相障りも無之候間、十箇年の間出錢取候義、願之通り可申付哉、奉伺候、以上

四月

中山出雲守
大岡越前守

右之書付、四月二日御用番井上河內守殿へ進達しけるに、猶亦いろ〳〵御評義之上、同五月十八日內寄合に町人共呼出し、右願之筋餘義なく聞候得共、最初願之趣と相違いたし、取上難きよし越前守申渡、○中略

但假橋渡賃之事、其後ニ再訴ニおよび、御聞屆ありけるにや、今はおしなべて斯る事にはなり

午〈享保十一年〉十一月

中村八郎左衛門
加藤又左衛門

ヒレ付

書面申上候通、町年寄江被仰渡候段、奉承知候、
午十二月十七日
本所見廻

書面之趣奉相心得候、雇賃銭賃銀之儀、橋付御入用之内江組入相渡候様可仕候、
午十二月朔日
町年寄

〔江戸管轄沿革四〕永代ばし普請修復料、往來の人々より渡り錢取度願出る事
永代橋町請負りとなつてより〈享保六年二月〉破損修復といふにおよばず、大風洪水の手當等まで、皆町方より致事なるに、彼長虹天に横はるともいふべき無雙の大はしなれば、日々の費用大方ならず、深川邊の町人共、大にあぐみせんところを知らず、依之別紙の趣意を以、町奉行所へ願出ければ、出雲守越前守相談の上、是又餘儀なき事に思はれしかば、則上書通りに委細の譯を記して台聽に達せらる、其文に曰く、

覺

深川町々總町人共
永代橋向寄
江戸町々町人共

右町々の者共相談之上相願候は、永代橋去亥年三月御取はらひ被仰付候處、風雨の節渡船難儀、火事等之節も、江戸向より老若足弱の者共立退、怪我も無御座候處、橋御取拂に罷成候而者、殊之外迷惑仕、其上諸事不辨下に御座候間、其儘に被爲差置被下候はゞ、永々斷絶無之樣修復

弘化三午年十月　　　　家持　喜四郎印

右橋懸り

同所海邊大工町　　名主　八左衛門印

同所平野町　　同　喜四郎印

本所見廻

〔新大橋附手當舟一件書留〕新大橋附手當舟之儀ニ付申上候書付

本所

御掛り様

町年寄江御斷

新大橋文化度十組問屋共引受中、橋附手當船壹艘出來、文政二卯年、右引受御差止相成候砌、船ハ橋番人江引渡相成、舟年貢水主屋上小修復共、其時々橋付御入用之內江組入、橋番人掛り名主共ゟ町年寄江申立受取、大破相成候節は、私共江申立、伺之上修復申付候儀ニ御座候處、右船年來相立朽腐致、御用立不申、新規取建候而は、御入用も相嵩候間、極印は切川船方役所江相納、追而相應之貸船有之候へば御買上ゲニ仕、其節書替相願、尤船出來候迄、御用之節は、屋船ニ而差支無之、貸銀之義は前同様受取度旨、橋番人掛名主共申立候間承屆申候、此段町年寄江被仰渡可被下候、

(朱書)
一永代橋之儀、十組引受中、橋付手當船壹艘御座候處、大破罷成、十ケ年程以前、極印は川船方江相納、其以來屋船ニ而御差支之儀無之候間、本文之通申上候儀ニ御座候、

以上

弘化三午年閏五月

永代橋定番人
利助印
伊之助印

右橋掛り
深川熊井町
名主　理三郎印
同所材木町
同　市郎次印

本所
御掛り樣

（新大橋附手當舟一件書留）乍恐以書付奉申上候

一新大橋定番人深川御船藏前町家持喜四郎奉申上候、當御橋手當船之儀は、文化度十組問屋共御橋引受中壹艘出來仕、其後文政二卯年、右引受御差止之砌、手當船は其儘橋番人共江御渡相成、御公役樣、并小修復御入用水主雇上ゲ賃錢等は、其時々橋付御入用江込、町年寄ゟ受取、大破之節は、御掛り樣御下知相伺候儀ニ御座候、然ル處右船年來相立、大破罷成、最早手入仕候而も御用立不申候間、新造奉願度奉存候へ共、御入用も相嵩候儀ニ付、御極印切上ゲ置、追而相應之替り船見當り候へバ買上ゲ、其儘御書替相願、夫迄は雇船差出御差支之儀無之樣仕度奉存候、依之此段奉伺候以上、

新大橋御橋番人
深川御船藏前町

橋も所々燒込候ニ付、所人足は勿論、兩國橋非常手當船をも相廻し、消防差配仕候、尤橋往來ニ危候儀相見不申候、橋番屋書請、橋御修復之義は、取調猶可申伺候、此段申上候、以上、

十二月十三日

加藤新左衛門

小原清次郎

橋附高札場

〔類聚三代格十六〕太政官符

應禁制往還諸人騎馬過山埼橋事

右得造彼橋使散位巨勢四幡等解状偁、伏撿承前例、可下馬状牓示橋頭、〔中略〕

貞觀十五年正月廿三日

〔本所深川橋々書留〕享保十三申年

兩國橋、新大橋兩方之東西高札場矢來大破仕候ニ付、見分いたし候處、御修復ニ成兼申候ニ付、新規御入用仕樣帳仕候處、右四ヶ所ニ而御入用代金八兩拾貳匁九分八厘相懸申候段、申五月十八日御内寄合ニ而相伺候處、伺之通申付候樣ニ與被仰渡候、尤高札大小六枚古く罷成、文字消申候ニ付、御書替之儀申上候處、則御書替、御用部屋ニ而被仰付、相濟、六月十四日迄ニ不殘出來仕候、

繪圖仕樣帳有之

橋附手當船

〔新大橋附手當舟一件書留〕乍恐以書付奉申上候

一永代橋定番人利助、伊之助兩人奉申上候、當御橋附手當船有無御尋ニ付、左ニ奉申上候、右八十組問屋共御橋引請中手當船貳艘有之候得共、何れ茂船具共及大破、用立不申候ニ付、御橋印切上ゲ解船ニ仕候由ニ而、最寄船持共ゟ雇船仕、用辨致罷在候處、文政二卯年中、右問屋御橋引請之儀御差止ニ相成申候、其砌ゟ引續手當船無御座候ニ付、非常之節者勿論、平日御橋付見廻り之節共、雇船仕、右御入用、其時々御下金ニ相成候儀ニ御座候、右御尋ニ付此段奉申上候、以上、

處、同橋は御場内ニ而御成並御出、以前ゟ御場掛り之もの番屋江度々出役、且は同所助成地内ニ、近頃新規御上場出来候上、助成地最寄町々共追々繁花相成、近来殊之外御用多罷成、通勤ニ而者差支候儀も有之候間ニ而、今般右五郎右衛門義、西橋番屋続助成地明地江、間口八尺、奥行四間之苑貸家作、自分入用を以、右番屋江新規建継助成地坪割を以、壹ヶ年銀三十六匁弐分四厘、地代上納、住居致度旨掛名主共供々則紙絵図面之通願出候間、場所見分取調候處、家作出来候而も差支無之場所ニ而、右申上候通住居相成候得は、御用弁宜敷段は無相違、外差障之筋等相聞不申、且助成地地代割合も相當仕、増上納ニ而相成候儀ニ付、願之通家作建継可被仰付候哉、依之願書絵図面共相添、此段奉伺候、

〔朱書〕一永代橋東西橋番屋江、自分入用を以家作建継住居、東之方地代上納仕、西之方は地代上納不仕、并新大橋東西、大川橋東之方番屋江、同継建継地代上納不仕、番人共住居罷在候振合も御座候間、本文之通申上候儀ニ御座候、尤伺之通被仰渡候ハヽ、増上納ニも相成候間、町年寄江被仰渡可被下候、

〔朱書〕一五郎右衛門願之通、家作被仰付候ハヽ、住居之儀故、御日付御鳥見組頭衆江御達相成候方可然儀ト奉存候、

以上

申〇弘化五年二月

中村八郎左衛門

加藤又左衛門

御届

本所見廻

〔大川番屋焼失〕大川橋橋番屋焼失之儀申上候書付

昨夜浅草ゟ出火ニ付、大川橋江出役仕候處、風下ニ而西之方橋臺、左右町屋類焼、同方橋番所焼失、

橋番屋

設べし、

安政四巳年正月十五日

(本所深川橋々書留)享保十一午年

一永代橋破損ニ付、往来之町人ゟ貳銭宛取り、○中略

一右貳銭取り候番屋、東西ニ建申度之由、名主ども越前守殿江願上候ニ付、午五月廿五日致見分候處、鞘杭へ付候而、壹間ニ九尺之番屋ニ而候故、障りニ不罷成候、

(武江年表十)文久元年二月、四橋の側ニ番所を設る、永代橋、新大橋、両国橋、大川橋、

(船乘當并永代橋消防御褒美書留)永代橋西廣小路番屋類焼ニ付、御假建奉願候處、去丑年午年両度類焼之節之例御尋ニ御座候、右両度は助成地商床類焼御居申上候節、番屋之義は御假建奉願候間、御建被下置候、尤其節之願書、私共書留相分兼候得共、定番人共江も相對候處、右申上候趣ニ御座候、御尋ニ付此段申上候、以上、

午(弘化三年)二月十一日　　永代橋掛り

名主共

(大川橋西橋番屋修復一件書留)

大川橋西橋番屋江橋番人自分家作新規建繼候儀ニ付奉伺候書付

本所見廻

大川橋東西橋番屋之儀は、安永三午年渡銭取、受負橋ニ被仰付候節、新規取建、右番屋江渡銭取集候世話役之者差置、受負人は日々通勤致し居候處、文化六巳年、小田切土佐守殿御勤役中、右橋十組問屋仲間共引受相成候砌、右受負御免受負人は橋番人ニ被仰付、其節ゟ添番人東西江被仰付、西橋番屋之方江は番人五郎右衛門、添番人共他町住居ニ而交代致、相勤罷在候儀ニ御座候、然ル

橋

○按ズルニ、本書首ニ兩國橋、永代橋、新大橋、大川橋ノ水防道具、及ビ火防道具ヲ載セタリ、而シテ其品目異同アレドモ省略ス、

（舟橋方古書寫）船橋小島町船頭共居屋敷之事、如前々地子令赦許者也、

慶長拾壹年三月五日

右　肥前様御判

小島民部

（舟橋方古書寫）富山舟橋江水手三拾二人之御扶持として、當年ゟ來百六拾俵被下候、右之米越中國中在々所々江被仰付候條、郡奉行衆裁許次第、多年可請取之者也、

元和三年十二月十六日

横山山城守書判

本多安房守書判

富山舟ばし水主中

（初見分申書）

兩國橋

役船小頭

同所

増役船小頭

助役船之者

其方共儀々請負之通、諸事入念、川筋出水之節は、早速兩國橋江相詰、防方致し、水防道具紛失無之樣可心附、出火之節は、銘面慶提灯携灯相建、定之船數、長柄之柄杓用意致し、早速乘付、橋下飛火之防方、重に可致勿論、鯨船精近邊出火之節は、是又早速馳付、又は役船乘付、鯨船おろし方、其外御用書物、水防御道具持退方、手後レニ不成樣可心付、尤鯨船水主水棟之もの等、出精可致旨、銘面申聞

一繰綱 但貳百尋ツヽ　三筋　　一碇 但三〆目ゟ五〆貳百五十目迄　十三挺
一浮ケ綱 但貳十尋ツヽ　十五筋　　一木廻し鐵物　十挺
一細引 但六尋ツヽ　貳十筋　　一海鼠形口　十挺
一小玄翁　四丁　　一浮ケ木　十五本
一大鳶口　十丁　　一巻轆轤　貳丁
一刃廣斧　三丁　　一箱ゑやち　貳丁
一大鋸　貳丁　　一蝉車　貳丁
一かけや　六丁　　一竹梯子　六丁
一高提灯 但弁共　十四張　　一栗丸太杭 但長五尺ツヽ　十六本
一提灯　三十貳張　　一杉丸太杭 但長三尺ツヽ　十六本
一拍子木　十組

右水防道具、鯨船箱江入置、年々相改、御届ヶ申上候、

一水防請負人共、自分入用ニ而仕立、鯨船箱江入置候分、

一苧綱 但九尋ゟ四十尋迄　大小三筋　　一ゑやち　壹挺
一ゑゆろ綱 但十二尋ゟ二十七尋迄　三筋　　一大鳶口　拾丁
一檜綱 但十尋ゟ二十五尋迄　大小三筋　　一長柄鎌　五丁
一巻轆轤　壹挺　　一木廻シ鐵物　五丁
一高提灯　四張　　一鍬　貳本
一梯子　貳挺

一少々出水は兩國橋水防役橋番受負役船小頭名主喜左衛門注進書を以、御届申上候義も御座

一兩國橋西橋番受負

右請負地、兩國橋西廣小路之內、北之方、髪結床其外之莚鋪取之、晝夜橋番人差置、右橋番所新規修復共、自分入用ニ而、且又出水之節、人足五十人差出申候、

米澤町三丁目家主次郎八幼年ニ付後見家主□右衛門　五郎八

名主　□左衛門

南本所大徳院門前家主　安左衛門

松町一丁目平兵衛店　安兵衛

一兩國橋東橋番請負

右請負地、兩國橋東廣小路之內、髪結床其外之莚鋪取之、晝夜橋番人差置、右橋番所新規修復共、自分入用ニ而仕、且又出水之節人足三十人差出申候、略○中

水防受負人　自分入用ニ而請負人置候分十二所ニ

水防請負人　米澤町三丁目家主　次郎兵衛　外四人

右請負地兩國橋西廣小路之內、南之方、莚鋪取之、出水之節、人足五十人川並當之者差出、水防道具自分入用ニ而仕立申候、

（本所深川御用留）大川通其外出水之節取計之覺略○中

一橋上江積置候重り石、八百三十八本、御入用ニ而出來有之、水防受負人共、自分入用ニ而千本差出、

一前々ゟ橋番ニ差置申候、略○中

一水防道具之覺、但御入用ニ而出來有之候、

一苧綱　但長弐十尋ゟ弐十八尋迄　拾筋

一竹綱　但七尋ヅヽ　弐十筋

扱候處、右扱方御免ニ相成候上は、定番人ども而已ニ而は、非常其外見守方不行屆之趣ヲ以、其頭御掛り樣江御願濟ニ而、添番人貳人出來、壹ヶ年給分貳人錢錢七拾貳貫文御渡相成候儀ニ御座候、

右御尋ニ付、此段申上候、以上、

申〇弘化五年二月　永代橋掛り
名主共

兩國橋東西
橋番請負人

同所
水防請負人

〔初見分申渡〕橋番請負人 水防請負人

其方共銘々請負之通、諸事入念、出火出水有之節は早速相居、出火出水之節共、定之通人數差出、早速場所江相詰、防方出精可致勿論、鯨船稍近邊出火之節は、是又人足召連驅付、御用書もの、水防道具持退方等、手後レニ不成樣可心付、

一水防請負人共は、出水有之防道具出し候節は、自分入用之品を先江相用候樣致し、御道具出シ入之儀は引受之世話番を極置、紛失等無之樣可心付、

同所請負人手附
世話役之者

出火出水之節は、右申渡趣、兼而相心得、人足引纏罷出出精可致、

〔本所深川御用留〕本所掛諸請負場所

年十二月、諸入用書上之内江書出シ、同所ニ而御渡ニ相成候儀ニ御座候、

右御尋ニ付、此段申上候、以上

申〇文化五年二月

新大橋掛り

名主共

〔大川橋西橋番屋修復一件書留〕

永代橋東西御橋番人元十組商人共橋引受中ゟ、右番人給分、且番屋繕建継商床ニ而水茶屋渡世致候起立等、御尋ニ御座候、此段右御橋起立之儀は、元禄十一寅年中、御入用ヲ以、御掛渡相成、其砌ゟ橋番屋之儀も出来、番人差置候、右東西広小路之儀も、其節ゟ御橋附ニ相成、右地所内取計方等は、番人掛り名主共取扱来候処、享保四亥年中、御橋御取捨被仰出、候砌ゟ町橋ニ相成、渡銭請取申候、尤右広小路内商床御願済、年月等年久敷儀ニ付、其度々御願済書留等は無御座候得共、右之内ニは享保十四酉年中、大岡越前守様御番所御掛りニ而、御願済之上、相建候商床も有之、東西番屋続商床之儀は、其以前ゟ相建有之候儀ニ可有御座奉存候得共、起立相分兼、尤右番屋続商床之儀は、出水之砌、水防之者共差置候場所ニ補理有之、其後文化六巳年中、十組元問屋共橋引受ニ相成、文政二卯年中、右元問屋共橋引受御免被仰付候後、引続御入用橋ニ相成候処、右番屋建継商床之儀は、有来之通御差置相成候儀ニ有之、尤番人共給分而已ニ而は難相勤候ニ付、右建継之場所ニ而、平日家族共茶見世等稼致、右稼ヲ以、従来取続来候儀ニ有之、給分之儀、元十組問屋共橋引請以前之儀相分兼、文政二卯年中、右元問屋共橋取扱御免相成候以来は、右商人共橋扱中、請取来候総ヲ以、引続定番人弐人分、壱ヶ年給金弐拾四両、外ニ壱ヶ年御手當弐人分金壱両弐歩御渡相成候儀ニ御座候、

一右御橋東西添番人之儀は、文化六巳年、元十組商人橋引受中は、右商人共ゟ多人数差出、橋用取

之、橋修復等仕罷在候處、其後右橋類燒等度々有之、假橋ニ而往來仕候處、文化五辰年中御調之上、御取替金ヲ以、新規本橋御掛替被下置、同六巳年正月中、善四郎儀、受負人御取放ニ相成、橋番人ニ被仰付候間、東西廣小路見守、橋掃除、其外取締之儀被仰含、永々壹ヶ年金三拾兩宛被下置候旨被仰渡、難有御請申上、尤廣小路幷橋上異變等有之節は、右入用可被下置旨、難有御橋番人相勤罷在候處、翌二月廿九日、善四郎、橋掛り名主、幷菱垣廻船積仲間諸商人總代大行事共、一同小田切土佐守樣御番所江被召出、三橋共渡錢不受取、右仲間之者掛金致、年々積置、右ヲ以永々掛替幷修復等丈夫ニ入念、聊不差支可致候間、三橋共仲間內江引受候樣致度段願出候ニ付、御糺之上、右願之通、仲間內江引受被仰付候旨ニ仰渡、善四郎儀は橋番人被仰付候ニ付、前書之通、壹ヶ年給金三拾兩、仲間之者ゟ請取相勤、請負橋渡錢中、東西橋臺ニ無地代ニ而、年來住居罷在候、東橋番人文七儀は、爲助成舟宿渡世仕、水主共召仕罷在、西橋番人清三郎儀茂是又助成トシテ煮賣酒渡世仕、召仕之者も有之、其砌仲ヶ間之者ゟ示談之上、兩人共東西添番人ニ相成、右之通無地代ニ而住居罷在候間、給分請取不申、幷東西助成地水茶屋之內に而、安兵衞文六兩人、無地代ニ而爲差出、下番人ニ致、月々給分壹人ニ付夜番錢共三貫文宛差遣、幷ニ書役直藏、是又月々給分金壹分ト錢拾匁宛相渡、年々十二月、添番人、下番人共江壹人ニ付金壹匁貳朱宛、書役之者江金貳分、歲暮同樣手當差遣候旨申傳、前書御橋御取替金、其外借財等、仲間之者ゟ辨納仕候、然ル處文政二卯年六月廿五日、橋掛り名主、幷菱垣廻船積仲間諸商人總代大行事共、一同榊原主計頭樣御番所江被召出、三橋共十組仲間之者引受御免、以來町年寄共取扱、修復諸入用等十組冥加上ゲ金、壹万貳百兩之內ニ而遣拂ニ相成候間、其外は是迄之通可相心得旨被仰渡、橋番人ニ被仰付候儀、別段被仰渡は無之、橋番人、添番人、其外共引續相勤罷在、給分御手當向等、十組仲間之者在來之通、其巳來町年寄方ニ而御渡ニ相成、御手當向被下置候儀、被仰渡は無之、年

愛ニ糟谷三郎宗秋、六波羅殿ノ御前ニ參テ申ケルハ、(中略)主上〈光嚴〉上皇〈後伏見花園〉ヲ奉取テ、關東へ御下候テ後、重テ大勢ヲ以テ京都ヲ被責候ヘカシ、佐々木判官時信、勢多ノ橋ヲ警固シテ候ヲ被召具バ、御勢モ不足候マジ、時信御伴仕ル程ナラバ、近江國ニ於テハ手差者ハ候マジ、(下略)

〔糺河原勸進猿樂日記〕慈照院殿〈足利義政〉御時〈寛正五年甲申四月中略〉

一河原橋御警固所司代多賀豐後守高忠

橋番名主

〔初見分申渡〕

三橋懸り

名主

橋番人

大川橋助成地

請負人

其方共銘々持場橋之破損、又は出水等有之節は、早速相廻、防方之儀に、兼而申付置通相心得、出火出水とも、橋附定繼人足、其外最寄船持船乘車力共迄、駈付次第相防、諸事心付、川筋御成之節には、橋上下廣小路共掃除致し、破損等別而心付候樣可致、且又銘々儀は出火之節、高札持退等之儀、無油斷心付候樣可致、

但御船御番所近邊出火之節は、駈付、御用書物持退方之儀申付置候處、今般川邊古問屋共、先前々へ引受被仰付候に付、以來駈付相心得候に不及候、

安政四巳年正月十五日

橋番人
辻番人

〔大川橋西橋番屋修復一件書留〕

新大橋御橋番人并辻番人起立、御手當向等御尋ニ付左ニ申上候、

一右御橋、延享元子年七月中町橋ニ被下置候節ゟ、善四郎父宗兵衞儀、御橋受負人ニ相成、渡錢取

橋警固

示、送大理卿許云、出立日、撿非違使可被催事、鴨河可被渡浮橋事、淀渡之所、可被催遣撿非違使事、已上先規已存、任例可有御下知歟者、

〔吾妻鏡 七〕文治三年三月十五日丁巳、江判官公朝、進使者申云、可有兩社行幸、橋渡行事、所奉之也、殊欲飾行粧、仍可爲莫大經營、偏仰御成助也云云、

〔勘仲記〕弘安九年三月廿七日甲午、今日天皇〈〇後宇多〉可有行幸春日社、予可令奉行之間、自去夜祗候禁省、細々事爲申沙汰也、〇中略 乘輿渡御赤江浮橋、〈行事撿非違使左衞門大志中原章材、今日即供奉本陣、於此所留候、監臨之、〉供奉人已下不下馬、次乘輿渡御淀浮橋、〈行事撿非違使左衞門尉平宗明、隨兵等、列居兩方、其儀嚴重也、〉龍頭〈東〉鷁首〈西〉互奏樂、〈鳥向樂〉隨御輿棹流、供奉人已下、下馬渡橋、

〔康富記〕文安六年四月廿三日癸酉、賀茂祭也、〇中略 兼日反橋破損、自八幡可修理之處、修理遲々、不可事行之由申候間、判官自西洞院可渡之由、申傳奏之間、然者行列外記可立車於西洞院之由有談合、雖然廿一日廿二日兩日之間、橋之修理出來、如例年判官自猪熊渡之間、行列如恆立淨菩提寺〈〇在一條堀川〉門下者也、

〔帝王編年記 二十七 伏見〕正應三年十二月四日、天王行幸石淸水宮、大渡橋警固、言飯沼判官、〈長崎入道果圓二男〉

〔興福寺略年代記〕延慶元年六月晦日、持參寺訴三ケ條事書於西園寺云々、〇中略

一宇治橋警固武士狼藉、急速尋究可注進、

以前三ケ條奏聞之處、被下院宣於寺家之間、滿寺衆徒開愁眉畢、

〔光明寺殘篇〕入洛輩可有存知條々

勢多橋警固

佐々木近江前司　同左渡大夫判官入道〈〇道譽〉

〔太平記 九〕主上上皇御沈落事

浮橋等定被損歟、當院被給之間有其恐、早遣檢非違使等、可令固件橋者、仍仰行重經朝臣等了、

(高野御幸記)天治元年甲辰十月廿三日丙寅、雲膚漸晴、雨脚不止、○中略 辰時出御、(宮已外御車副八人、牛童一人)御船給、(御船之間、)比及淀渡浮橋行事檢非違使右衛門少尉平正弘、(被仰之、...)可借用之由、召仰了、○中略 申時御東大寺東南院房、○中略 御路次井橋行事檢非違使右衛門志惟宗成國差專使言上云、雨脚雖降、大和河假橋欲誤損、只今水勢異滿齊之故也、右衛門督藤原朝臣行○實 仰以此旨執奏、被可加修固之由遣仰了、檢非違使左衛門志中原明兼參上申云、依明兼事行者、已逸平、又所々橋無損事者、然間成國重以使者申云、大和川橋中央二丈許被切損、雨脚不止、水勢洋溢、無力計略、爲之如何、大僧正○覺 實 聞此事奏云、然者明日可令逗留御歟、人々相議云、一日逗留費及千萬、猶加造舟之力、早可令遂前途歟、仍重差遣明兼、相共可修固之由下知畢、　廿四日丁酉午刻出御、時到大和川、達日雨降、中途託洋、然間河梁連被免渡有提、　十一月一日甲戌卯刻出御、○中略 亥刻御大和川、渡自假橋、(先日損、今日修固、檢非違使等候之、)

(兵範記)仁安三年十二月十九日丙午、今夕皇太后宮(平滋子、六條院母)行啓日吉神社定也、

定

皇太后宮行啓日吉社雜事

一造浮橋等事

京職　山城國　近江國○中略

巳上行事親宗

仁安三年十二月十九日

執事院別當之參議親範

(玉海)治承二年十月廿三日癸丑、此夕行幸還御云々、召右近府生□清景、仰條々事、○中略 又以使者、侍

右得彼寺牒偁、件寺故大僧正行基建立卌九院之其一也、總尋本意爲泉河假橋所建立也、而河之爲體、流沙交水、橋梁難留、每遭洪水、往還擁滯、仍爲渡人馬、相唱道俗、買置馬船二艘、少船一艘、付屬件寺、國須依太政官去天長六年十二月八日、承和六年四月四日兩度符旨、充徭夫二人、而稱非永例、不肯充行、无人監護、屢致流失、寺家之煩、无甚於斯、望請、給件浪人、永免雜役、一向令守寺幷船橋等、謹請官裁者、中納言從三位兼行春宮大夫南淵朝臣年名宣、宜下知山城國依件令充、

貞觀十八年三月一日

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年五月十四日丁亥、是日、始置守韓橋者二人、以山城國徭丁充之、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應置守韓橋丁二人事

右得造彼橋預西寺別當傳燈大法師位命携牒狀偁、撿案內、件橋往還要路、人迹不絕、夜行秉燭、落火成害、非置橋守人何禦非常、望請、官裁准舊例、假橋守者左大臣宣、宜仰山城國充徭丁二人令監護焉、

延喜二年七月五日

〔古今和歌集十七雜上〕題しらず　讀人しらず

ちはやぶるうぢの橋守なれをしぞあはれとはおもふとしのへぬれば

〔永久四年百首雜〕船　兼昌

にほてるややばせのわたりする舟をいくそたびみつせたのはし守

〔新古今和歌集七賀〕嘉應元年、入道前關白太政大臣、宇治にて河水久澄といふ事を、人々讀せ侍りけるに、　藤原清輔朝臣

年へたる宇治の橋守ことゝはん幾代になりぬ水のみなかみ

〔中右記〕永久二年四月十六日辛酉、賀茂祭也、早旦自院(白河)被仰下云、去夜今朝雨脚殊甚之間、鴨川

橋夫
橋守

一橋之上ニ諸商人等居申間敷候、振賣之商人又ハ乞食等立やすらい候間、以來急度差置申間敷候、

右之趣ハ、慶安元子年二月、万治三子年五月、延寶五巳年二月委細ニ申渡候處、近年相弛ミ橋々前後町役人共等閑ニ相成候ニ付、猶又申渡候、尤廻り役人相廻り、不掃除之橋々有之ニおゐてハ、糺之上急度申付候、

右之趣、御入用橋有之町々江可相觸候、

辰二月

(承寬一)右之通、同月廿一日、此方御番所江橋々前後町役人共一同呼出シ、御箱定方立合、連印申付候事、

〔日本書紀二十八天武〕元年五月、是月、或有人奏曰、自近江京至于倭京、處々置候、亦命菟道守橋者、遮皇大弟宮舍人運私粮事、天皇惡之、因令問察、以知事已實、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應差置橋守并令橋邊有勢人加檢校事

右得造山崎橋使解偁、造橋之事、其功既畢、而今橋之為體、塵土易積、不早掃除、即致損朽、加以河上竄屋舟船等、洪水之日、將衝柱下、橋梁破損、職此之由、望請、仰山城河內等國、橋南北兩邊令差置橋守、兼仰橋邊有勢人共加檢校、若有洪水可泛溢者、橋東舟船、追下橋西、流散材木、使令繫留、謹請官裁者、大納言正三位兼行民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁宣、依請、橋守夫并檢校人數、隨宜差課、官長勾當、不得疎略、

天安元年四月十一日

太政官符

應依舊充浪人二人令護泉橋寺并渡船假橋等事、

組頭 誰印
年寄 誰印
名主 誰印

伊奈半左衛門様
御役所

〔御府内備考十三〕大川橋

制札

此橋之上ゟ船の内へ、つぶて一切打べからず、若相背族あらば可為曲事者也、

午十月 奉行

定

此橋之上におゐて、昼夜にかぎらず、往来の輩やすらふべからず、商人物もらひ等とゞまり居べからず、若相背族は曲事たるべきもの也、

安永三午十月 奉行

定

火事之時、橋の上滞なく諸道具等通すべきもの也、

午十月

〔本所深川御用留〕御。入。用。橋。掃。除。等之義ニ付町觸

寛政八辰年八月

一江戸向、本所、深川御入用橋々、きれゐニ掃除可致候、不掃除ニ致シ置候得バ、水走等不宜、おのづから損所も出来致候間、以来日々掃除入念可致候、

總中

〔青標紙〕武家諸法度附勤向申合令條

一新儀之城郭、私に構營する事を許さす、(中略)

付道路橋渡人馬等に云に不及、私關所津守等往還之煩をなす事を許さす、

〔德川禁令考〕前聚四十三 覺

一道橋念を入、往行滑なる樣可申付事、(中略)

右條々在々所々小百姓迄不殘念を入可申渡もの也、

寛永十九年八月十日

〔德川禁令考〕前聚四十三 五人組帳前書之事(二箇略)

差上申一札之事(中略)

一村々請取ニて作來候道橋、毎度御綺無之候共、入念作り可申候、並中從御公儀樣御掛被成候板橋、大小共ニ塵芥無之樣に常々掃除可仕候、若道橋損來成所ハ、其請取場所之名主百姓可被遊御咎事、(中略)

右御法度之趣御箇條之趣、村方ニ而も寫置、毎月壹度總百姓共名主所江寄合、爲讀聞、被仰付候通急度相守可申候、若違背仕候者有之候ハヽ、何樣之曲事ニも可被仰付候、爲其名主、年寄、五人組連印之一札差上申候、仍如件、

何國何郡何領何村

年號月日

百姓　誰印

誰印

誰印

橋令曰、凡津橋道路、毎年起九月半、當界修理、十月便訖、其要路陷壞停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理者、更不待九月、早可修造之由、不日可令下知給也、或陰陽師云、諸人問撿田吉日於放道言朝臣、引見文書、答無日次之由、以嘆之、不可過其時之事、守一隅不致會尺、謂之道言之撿田者、已如此事歟、可嘲可嘲、謹言、

六月十日

〔貴嶺問答〕明日依待賢門院御國忌可有御幸法金剛院、而堀川橋、右京職可令亘歟、將使廳沙汰歟、依不審所請申也、謹言、

八月廿一日

御幸橋事、近年京職沙汰也、或又使廳點堀川材木令渡之、抑營橋令曰、京內大橋及宮城門前橋者、（謂十二門前濟橋也）並木工寮修營、自餘役京內人夫、（謂以雜徭作）者、爲御不審注進之、恐々謹言、

八月廿一日

〔信玄家法上〕川流之木（并）橋之事　於于木者、如前々可取之、到于橋者、本所（江）可返置也、

〔信長公記八〕天正三年乙亥

一去年月迫に國々道を可作の旨、坂井文介、高野藤藏、篠岡八右衛門、山口太郎兵衛四人、爲御奉行被仰付、御朱印を以て御分國中御觸在之、無程正月中出來訖、江川には舟橋被仰付、○下略

〔東福寺文書四〕如此御かき付候て、札御立可有候、以上、

當寺門前之橋、車往還之儀、一切令停止候、若於違背之輩者、可爲曲事者也、

慶長八

六月十日　　板倉伊賀守

勝重（花押）

東福寺

貞觀四年三月十五日(三代實錄)

〔大神宮諸雜事記 一〕貞觀六年九月十五日、依例齋内親王御行於離宮院之程、齋宮東宇治田橋桁損天、女官一人乘馬共落入了、仍過彼祭日之後、以同廿六日、召取宮司等進、於齋宮寮勘之、齋王參宮之時、路次道橋修造偏宮司勤也、而無其勤間、女官一人落被疵損了者、宮司陳申不可勝計者、爰宮司等雖無遁方、追怠狀隨問案解上奏之、於官庭被召問宮司等、職務停止宣旨了、

〔類聚三代格 十六〕太政官符

應禁制往還諸人騎馬渡山埼橋事

右得造彼橋使散位巨勢四繩等解狀偁、伏檢承前例、可下馬狀、榜示橋頭、有心之人、自叶此制、愚暗之徒、不憚被禁、加以夜行之人、乘騎渡過、蹴蹋橋板、不勝損滅、非啻公損、何以禁止、望請橋上騎馬、幷炬火之類、一切禁制、謹請官裁者、左大臣宣、宜、下知山城河內兩國、橋上騎馬、禁從禁斷、但有秉燭夜行之輩、能加檢察、防禦非常、

貞觀十五年正月廿三日

〔玉葉〕建曆二年三月廿二日　宣旨(右大臣 左大臣)

一可京中道橋京職加修理、諸家當路致洒掃事

仰京職須忠道橋顛危、諸家無頓、當路汚穢、非只忘洒掃之勤、稍有掘穿之企、慥守先符、宜令遵行、

〔貴嶺問答〕西鄉橋去五月依洪水破損、可加修理之由、下知之處、沙汰者申云、修造橋之法、九十月也、彼月以前、不及沙汰者、件橋依爲要路、諸人歎之、九月以前、不可修造之由、有起請文歟、依不審尋申之狀如件、

六月十日

西鄉橋事、尤不便候、件橋破損之後、往還之輩用渡船之間、責取巨多之船賃、仍寄事於左右、所申歟、營

〔類聚三代格十六〕太政官符
應造浮橋布施屋并置渡船事
一浮橋二處
駿河國富士河　相模國鮎河
右二河、流水甚速、渡船多艱、往還人馬、損沒不少、仍造件橋、
一加增渡船十六艘〇中略
一布施屋二處〇中略
以前被從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣偁、奉勅、如聞件等河、東海東山兩道之要路也、或渡船少數、或橋梁不備、因茲貢調擔夫等、來集河邊、累日經旬、不得渡達、彼此相爭、常事鬪亂、身命破害、官物流失、宜下知諸國、預大安寺僧傳燈住位僧忠一依件令修造講讀師國司相共撿校、但渡船者、以正稅買備之、浮橋并布施屋料、以救急稻充之、一作之後、講讀師國司、以同色稻相續修理不得令損失、
承和二年六月廿九日

〔類聚三代格十六〕太政官符
應令結保督察姧猾及親守道橋事
右得左京職解偁、謹案戶令、凡戶皆五家相保、一人爲長以相撿察、勿造非違者、然則結保之興、爲亂姦濫、司存之理、必可遵行、而皇親之居、街衢相交、卿相之家、坊里猥雜、雖非奉官符直施此制、不敎之漸、輙无承引、望請、親王及公卿職事三位巳上、以家司爲保長、无品親王、以六位別當爲保長、散位三位以下五位以上、以事業爲保長、然則皇憲通行、隣伍相保、姧猾永絕、道橋自全、謹請官裁者、右大臣宣、宜早仰下申明舊章、右京職亦准此、

[illegible]十月使說、其要路所遺停水、交船行旅者、不拘時月[illegible]、蓋疲人夫修理[illegible]、非當司能辨者申請、(中略)[illegible]

(續日本紀四元明)和銅元年二月戊寅、詔曰、(中略)方今平城之地、四禽叶圖、三山作鎭、龜筮並從、宜建都邑、宜其營構資須、隨事條奏、亦待秋收後、令造路橋、子來之義、勿致勞擾、制度之宜、令後不加、

(日本紀略桓武)延暦二十年五月甲戌、勅、諸國調庸入貢、而或川無橋、或津乏舟、民憂不少、令諸大國、貢調之時、津濟之處、設舟楫浮橋等、長爲恒例、

(類聚三代格十二)太政官符

一應停貶奪職吏考祿依法贖銅事

右得左京職解偁、太政官去天長四年九月廿一日符偁、得彈正臺解偁、太政官去弘仁十年十一月四日符偁、職解偁、(中略)不掃清當路諸司諸家、幷內外主典已上貶考奪祿、四位五位錄名奏聞者、(中略)今撿案內、京中總五百八十餘町、橋梁三百七十餘處、歸勤修造、道橋多數、往還不絕、不能无損、年中巡撿十有二度、每度貶奪、徒有停職之名、曾无代耕之資、職吏之患、無甚於斯、望請停奪考祿、依法贖銅者、所請可從、何者掃清當路、於人非難、意而不掃、過在當處、理須直責其人、職司爲政、京國相兼、所掌多事、雖非小、而以道橋之一失、奪一年之考祿、責罰之理、良近偏頗、宜依請贖銅、(中略)以前大納言正三位兼行右近衞大將良岑朝臣安世宣、奉勅、宜依件行之、

天長五年十二月十六日

制度

〔日本紀略桓武〕延暦四年九月庚申、是日、皇太子自内裏歸於東宮、即日戌時、出置乙訓寺、是後、太子不自飲食、積十餘日、遣宮内卿石川垣守等、駕船移送淡路、比至高瀨橋頭、已絶、

〔催馬樂〕呂　竹河二段、拍子各七、合十四、空拍子、

たけがはのはしのつめなるや、はしのつめなるや、〇下略

〔百練抄十五後嵯峨〕寛元元年正月四日辛巳、去夜、祇園西大門前大路、在家南北兩面、拂地燒亡、西及橋爪、

〔令義解一職員〕民部省

卿一人、掌諸國戸口名籍、〇中略家人奴婢、謂、既非平民、故別顯、其道橋以下、藪澤以上、唯據地圖、知其形界、至於損益、不更勘注、道橋、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國田事、

左京職右京職准此

大夫一人、掌左京戸口、名籍、〇中略道橋、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事、

攝津職帶津國

大夫一人、掌祠社、〇中略道橋、津濟、過所、上下公使、郵驛、傳馬、闌遺雜物、檢挍舟具、及寺僧尼名籍事、

〔令義解六營繕〕凡京内大橋、及宮城門前橋謂十二門前橋也者、並木工寮修營、自餘役京内人夫、謂以雜徭作、

〔令集解三十營繕〕凡京内大橋、朱云、京内大橋者、未知大橋可有數、若最大一歟、何、答、數可有也、額云、此臨時有耳、不有大路橋者、及宮城門前橋(中略)釋云、无別也、古記云、宮門橋者、謂近衞宮之橋也、者、並木工寮修營、自餘役京内人夫、(中略)釋云、以雜徭役、古記云、役京内人夫、謂雜徭是也、穴云、問、此條所橋生文、未知於道路修理、故下條、答、可然也、師云、唯橋不限時、隨壞修理耳也、不跡云、役京内人夫、謂充雜徭、駈使下條當壞修理、故、此、朱云、自餘役京内人夫者、京職行事耳、下條云、當界修理者、此條亦放下條、先可役當條人、若不足徒、可役他條人者、私未明、何者此文只役京内人夫故何、額云、不求當坊他條者、又從壞則可修理也、不須九月者、

〔令義解六營繕〕凡津橋道路、毎年起九月半、當界修理、十月使訖、其要路陷壞停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理、非當司能辨者申請、謂當司者、當國之司也、辨者、具也、治也、

〔令集解三十營繕〕凡津橋道路、毎年起九月半、當界修理、(中略)朱云、(中略)當界修理、謂當郡也、凡此條只爲外國歟、若於京内道何、上條只稱橋故、答、上條不

相伺候處、伺之通申付候樣ニ被仰渡候、

仕樣帳、繪圖有之、

〔三橋小破修復幷十組引請相止候書留〕天保十二丑年六月七日、請負人傳吉ゟ差出ス、〔朱書〕以上

乍恐以書付奉申上候

一新大橋杭埋木、橋々嶋、根包、敷板、雁木物幷東西御橋臺道造り御修復、五月廿九日ゟ取掛、六月七日迄皆出來仕候間、此段奉申上候、以上、

丑六月七日　靈岸島川口町家持　傳吉

〔雍州府志〕〔九 古蹟〕渡月橋　俗謂嵯峨橋、又謂法輪橋、所謂橋之本末、謂橋臺、

〔五元集〕〔元〕瓶子居

夏草や橋臺見えて河通り

〔夫木和歌抄〕〔二十一 橋〕御集中まろばし　後鳥羽院御製

いそのかみふるの、里みまろきばしくちぬるものはたもとなりけり

〔藻鹽草〕〔五 水邊〕橋　橋のつめ

〔雅言字例解用集〕〔一 乾坤〕甲〔橋甲〕

〔日本書紀〕〔二十七 天智〕九年五月、童謠曰、于知波志能都梅能阿素弭爾伊提麻栖古、〔下略〕

〔釋日本紀〕〔二十八 和歌〕于知波志能都梅能〔爪也、字訓也、爪〇橋爪也、〕

〔萬葉集〕〔九 雜歌〕見河内大橋獨去娘子歌一首幷短歌〔中略〕

反歌

大橋之、頭爾家有者、心悲久、獨去兒爾、屋戸借申尾、

〔遊仙窟 二〕碧玉緣陛、參差於雁齒、(雁齒者、刻木亦刻石爲之、其形一前一却、如雁之行列、人鳥牙齒之形、今人作床脚、又作樓梯、皆累構作之、)

〔本朝世紀〕久安三年六月卅日壬戌、助教中原師長、依法皇仰、客々可進勘文云々、撿注去十五日夜、於祇神院、播磨守忠盛朝臣所從濫行間、所々射立箭幷流血、兼又損失物等事、一射立箭所々

寶殿從西第二間坤柱一所、同第三間雁齒二所、

〔台記〕仁平二年正月廿七日癸亥、

樂船雜具、借用平等院、

龍頭、略○中 鷁首、略○中 雁齒(左右反縛著之、黒染地、龍頭金銅金物、鷁首白鑞金物、以之爲文、雁齒船其文同、)

〔法性寺關白御集〕月光浮水上 明

月光皓皓殿方靈、水上秒茫浮只明、雁齒橋橫秋漠漠、龍頭舟去夜雲晴、略○下

〔太平記 三十九〕諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事

貞治五年三月四日、道譽略○中 京中ノ道々ノ物ノ上手ドモ、獨モ不殘皆引具シテ、大原野ノ花ノ本ニ宴ヲ設ケ席ヲ嚴テ、世ニ無類遊ヲゾシタリケル、已ニ其日ニ成シカバ、輕裘肥馬ノ家ヲ伴ヒ、大原ヤ小鹽ノ山ニゾ趣キケル、略○中 路羊腸ヲ遶テ、橋雁齒ノ危ヲナセリ、此ニ高欄ヲ金襴ニテ裹テ、ギボウシニ金薄ヲ押シ、橋板ニ太唐氈、吳郡ノ綾、蜀江ノ錦色々ニ布展ベタレバ、落花上ニ積テ、朝陽不到溪陰處、留得橫橋一板霜相似タリ、

○按ズルニ雁齒トハ雁行ノ義ニシテ、卽チ橋板ノ穀ナリ、

〔本所深川橋々書留〕享保十三申年

兩國橋敷板所々朽申候所、切込繕置板、幷笠木筋違朽申候ニ付、御修復之儀、見分之上爲積申候處、金高四兩三分、銀拾貳匁貳分相懸リ申候ニ付、右之通繪圖仕樣帳を以、七月十八日御内寄合ニ而

〔今昔物語二十七〕近江國安義橋鬼噉人語第十三
橋ノ中許ニ遠クテハ然モ不見エツルニ人居タリ、此ヤ鬼ナラムト思フモ、靜心无クテ見レバ、薄色ノ衣ノ口ヨカナルニ、濃キ單紅ノ袴長ヤカニテ、口覆シテ、破无ク心苦氣ナル眼見ニテ女居タリ、打長メタル氣色モ哀氣也、我ニモ非ズ人ノ落シ置タル氣色ニテ、橋ノ高欄ニ押懸テ居タルガ、人ヲ見テ恥カシ氣ナル物カラ喜ト思ヘル樣也、

〔東海道名所圖會三〕矢矧橋
矢矧川に架す、長貳百八間、高欄擬寶珠金物、橋杭七十柱、東海第一の長橋なり、

〔本所深川橋々書留〕享保九甲辰年
一兩國橋東入端小橋大破ニ付、中略十月十五日見分、古木を以繕直之儀仕用申付、中略
但此橋三年以前繕御修復之節、高欄相止、地覆輪違ニ致シ候處、往來繁ク、御成之節、同勢道ニも候に付、高欄ひきく仕可然由申ト、此節ゟ高欄附ケ申候、

〔日本書紀二十八天武〕元年七月壬辰、將軍吹負屯于乃樂山上、時荒田尾直赤麻呂、啓將軍曰、古京是本營處也、宜固守、將軍從之、則遣赤麻呂、忌部首子人、令戍古京、於是赤麻呂等詣古京、而解取道路橋板、作楯、竪於京邊衢以守之、

〔泉州志二〕千貫橋　今在家村西南
俗傳、昔此橋板沈香也、有人竊之値千貫、故號千貫橋、

〔宮川日記上〕七日○延享三年二月癸酉、中略鈴鹿關は今の關の驛口なり、されば鈴鹿といへる名物のならし物に成たる橋板の水も、この驛にこそあれ、

〔倭名類聚抄十道路具〕雁齒　白氏文集云、鴨頭新綠水、雁齒小紅橋、

〔伊呂波字類抄加地儀〕雁齒ガンシ橋具也、

〈倭名類聚抄 十道路具〉橋〇中略 葱〇臺〇附 楊氏漢語抄云、葱臺、比〇亘〇岐〇波〇之〇亘〇 橋兩端所ㇾ竪之柱、其頭似ニ葱花一故云、

〈東雅 三地輿〉橋〇中略 倭名抄橋の條に、楊氏漢語抄を引て、葱臺、橋兩端所ㇾ竪之柱、其頭似ニ葱花一故云、と見へしものは、橋柱の摺頭、漢に護朽といふもの、卽今俗に橋のギ〇ボ〇ウ〇シ〇といふ是なり、ギとは葱也、ボウシは帽子也、其頭に象らしむる義なり、

〈伊呂波字類抄 比地儀〉葱臺 ヒフキヘンラ、葱臺橋兩端所ㇾ竪之柱也、其頭似ニ葱花一、故名ㇾ之、

〈大鏡 二太政大臣基經〉御家〇中略 堀川院は、地形のいといみじきなり、大饗のおり、殿ばらの御車のたちやうなどよ、尊者の御車は川よりひんがしにたてゝ、うしはみ〇は〇し〇の〇ひ〇ら〇き〇ば〇し〇ら〇にひきつなぎ、〇下略

〈運歩色葉集 賀〉擬寶珠 欄干

〈增補下學集 下二器財〉擬法珠 ギボウシ 欄干具

〈書言字考節用集 二乾坤〉葱臺 ギボウシ 欄柱所ㇾ用、出ㇾ比、擬寶珠 同 和俗所ㇾ用

〈攝陽群談 七橋〉農人橋〇中略 高欄擬〇寶〇珠〇アリ

〈都名所圖會 一〉三條橋、〇中略 欄干には紫〇銅〇の〇擬〇寶〇珠〇十八本ありて悉銘を刻、

〈伊呂波字類抄 加地儀〉鉤〇欄〇 カウラン 高〇欄〇 同

〈易林本節用集 天乾坤〉欄干

〈書言字考節用集 一乾坤〉欄干 ランカン 又作ニ闌檻一

〈天下南禪寺記〉亭直ニ其北一、左右皆松、前架ニ長廊于赤〇欄〇橋〇一、

昔宮製、朱ニ其欄一、故呼ㇾ之、卽今大雲小橋、

〈源平盛衰記 二十四〉南都合戰同燒失附胡徳樂河南浦樂事

木津川ニ廣サ一町計ノ浮橋渡シテ、左〇右〇ニ〇高〇欄〇ヲ〇立〇タ〇リ〇、

〔海道記〕八日(貞應二年四月)三河國にいたりぬ、(中略)宮橋といふ所あり、數雙のわたし板は朽て跡なし、八本の柱は殘て溝にあり、むのうらにむかしをたづねて、ことのはしに今をしるす、

宮橋の殘るはしらにこと〳〵はん朽て幾世かたえわたりぬる

〔廻國雜記〕越前國(中略)まらうどの橋といへる所にて、さと人にたづね侍れども、こたふるものも侍らずして、

さとの名もいざまらうどの橋ばしらたちよりとへばなみぞこたふる

〔新撰字鏡〕(十二)楹柄(橋柱之左右之柱、中末古柱、)

〔安齋隨筆〕(前編十一)橋ノ男柱　平家物語長門本(宇治橋ノ條)云、人々寄けれども、宵ハ宇治橋のおとこ柱たてに取て、命もおしますた、かひけり云々、(中略)今も男柱といふなり、

〔大神宮諸雜事記〕(二)康平二年七月廿日夜、外宮乃心柱乃覆御形、放牛仁、又被噉損巳了、仍造宮使元範朝臣上奏之處、早可立替之由宣下畢、(中略)正殿乃金物、并四面高欄、御階男柱等、今度初所被奉莊也、

〔一話一言〕(三)橋に男柱、轆柱、中男といふ柱あり、

〔宜の須佐美一〕是も京なる富家、七月十四日僕を乞に人をやりけり、使の者あつめ得て歸とて、四條邊にておとしける、初香過る頃なれば、つれたりつる一奴と共に、月影を當に、こゝかしこと尋ぬれども見へざりければ、假橋邊まで歸りたるに、乞食一人立向ひ、そこには物を尋ねらるゝよしにや、若金子には候はずや、其員を承らば、先にひろひ置、主を求て返し申さんと、心まちにて居候といふ、

〔都紀行二〕十五日〇文久四年四月けふは中の酉の日にて、葵祭りときゝしに、日和もよきまゝ、友人と連れ立て、寺町通りより、鴨川の河原に出るに、葵橋とてけふ一日の假の土橋かゝれり、

〔藻鹽草五水邊〕橋　橋のけた

〔續後拾遺和歌集戀十三〕戀歌の中に　人麿
をばたゞの板田の橋のこぼれなばけたよりゆかんこふな我せこ

〔散木弃謌集雜〕橋
朝夕につたふいたゞの橋なればけたさへたえてたちろぎにけり

〔夫木和歌抄雜二十一〕承安二年閏十二月、東山歌合隔河戀、　登蓮法師
待ほどにいたゞのはしもけたくちばわたせなしとてとしをへよとや

〔新名所繪歌合八十番〕大沼橋　右　良惠
思ひさへうきて大ゐのはしばしら立朝ぎりのはるゝまもなし

〔新古今和歌集雜十七〕ながらのはしをよめる　忠峯
年ふれば朽こそまされ橋柱むかしながらの名だにかはらで

〔新勅撰和歌集雜十九〕謙德公につかはしける　よみ人しらず
思ふことむかしながらの橋ばしらふりぬる身こそかなしかりけれ

四橋

(攝陽群談七)上難波橋　同所〇西成郡川崎村ニアリ、略〇中　下難波橋　同所次ニアリ、略〇中　此處ハ東西ノ流ニ、南北横流スルノ所ナリ、此上下所ノ橋ニ、長堀川ノ吉野屋橋、炭屋橋等ヲ加ヘ、世ニ四橋ト稱ス、河水四隅ニ落チ、船ハ二流ニ漕違ヒ、通行人ハ四方ニ渉リ、殊アヘル野分亦類ナシ、一橋一名ヨリ四橋ノ一名、其名高シ、

(攝津名所圖會四上)四ツ橋　四ツ橋とは上繋橋、下繋橋、長堀に吉野屋橋、炭屋橋あり、これを合て四ツといふ、二流十文字になりて、四方に架すなり、四ツの橋の行人、繁わたる橋の往來したへ間なくして、風景類ならず、〇中略

涼しさに四ツ橋を四ツわたりけり　來山

假橋

(八雲御抄三上)橋　かり

(延喜式五十雜)凡山城國泉河樺井渡瀨者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造假橋、來年三月下旬壞收、

(大鏡裏書)昭宣公幼童時求出作爪事

古老傳云、故宮內卿清光朝臣云、傳聞、承和天皇〇仁明　行幸芹河之日、爲使御鷹、造假爪、而隨身也、而途中鷹借給失之由、密求之、思量可使之人、昭宣公〇藤原基經　童名手古、此日扈從也、上知其賢息、皇子心擇而召之、密仰云、所持造爪落失也、不知在何處、計汝器量、定有求得、早還行可求者、恐承此仰、手足失方、心中立願、慥求出來歟、此時夜未明、乘燭而行、到假橋下、下馬步行之間、橋繼傍有落者、乘燭取見之、已得所求之御造爪、悅喜馳還、未奏之前、上召仰早還之由、即奏求得之由、上大悅曰、此人殊異諸人、其後恩寵彌盛云々、

(兵範記)仁安三年十一月廿二日己卯、應天門外假橋卜食國構之、

(和漢三才圖會六十六下野)東照大權現　鎭座於日光山、略〇中

神橋　長九丈　假橋長八丈〇見日光山志

り他國の石橋といふは壹枚石にてかけたるものなるに、長崎の石橋は小き石を切りて、石がきのごとく疊て兩方より合せたるなり、長き橋はふた節に水を通するなり、是を目がね橋といふ、唐繪にゑがく所の橋は、大かた此風なり、下より水溢るれば崩るゝ事もあれども、上よりはいか程重き物をのするといへども、動き破るゝ事なしといふ、誠に大河にはなるまじけれど、長崎の川は大かた京都の堀川程の大さなり、萬代不壞の橋なり、もとは唐人來りて作れりといふ、彼地は柔らかなる石たくさんなるゆへにや、京などにても此ごとき橋を作らば、破損の憂なくしてよかるべきものを、

三枚橋

〔都紀行 一〕廿三日、〇文久四年正月けふしも少しく雪もよひなりしが、午時の頃より晴しかば宿立出て、西本願寺の廟所なる西大谷へ行んと、五條坂を登り、境内に至れば蓮池あり、こゝに眼鏡橋とて石組にて橋杭なく、丸く大ひなる穴二つ明きて、眼鏡の形に似たる故名づけしよし、

〔信長公記 十二〕天正七年十月廿五日、相模國北條氏政、御身方之色を立られ、六萬計にて打立、〇中略武田四郎も甲州之人數打出し、富士之根がた、三枚橋に足懸り搆對陣也、

〔寬永諸家系圖傳 三〕天正十年、大權現〇德川家康駿州を領したまひ、駿河伊豆の境にて要害の地を見立、三枚橋に城をきづき、〇下略

〔東海道名所記 二〕沼津より原まで一里半、この宿の入口に三枚橋あり、

〔江戸砂子 二〕下谷　三枚橋　忍ぶ川にかゝる

〔紫の一本 下〕三枚橋　下谷本通り肴町の先より、東の方の小路へ出る所に橋あり、此橋をわたり、右の方おかち町へ入所に橋あり、又其橋の下和泉橋通りへ出る所に橋あり、此三つの橋をむかし板一枚づゝ渡しかけたる故、三枚ばしといふといへり、別に又由緒あるしもしらず、此近處の町をおしなべて三枚橋といふ、

踐下橋　大鼓橋　日鏡橋

〔枕草子五〕五月の御(略)中つゐたちより雨がちにてくもりくらす、つれ〴〵なるを、郭公の聲尋ありかばやといふをきゝて、われも〳〵と出たつ、賀茂のおくになにがしとかや、七夕のわたるはしにはあらで、にくき名ぞきこえし、そのわたりになん日ごとになくと人のいへば、それは日ぐらしなりといらふる人もあり、そこへとて、五日のあした、みやづかさ車のことといひて、北の陣より、さみだれはとがめなき物ぞとて、さしよせて四人ばかりぞのりてゆく、

〔源平盛衰記三十九〕重衡關東下向附長光寺事
本三位中將重衡卿ハ、兵衛佐(頼朝)依被申請、梶原平三景時ニ相具シテ、關東ヘ下向(中略)勢多唐橋、野路宿、篠原堤、鳴橋、霞ニ陰ル鏡山、麓ノ宿ニゾ著給フ、

〔五元集貞〕霜月廿七島飼、子貢門光圓卿之御茶亭、遊圓山之佳景(中略)
七唐橋　唐門を見て長はしを渡る、潮あつて橋間に汐干を見せたり、
長橋や勢田にあひ見んふゞき松

〔書言字考節用集一乾坤〕踐下橋([illegible])

〔國花萬葉記山城〕通天橋　東福寺の内に有、踐下橋也、

〔愛媛面影[illegible]〕中山橋
踐橋と名る、復道あり、山城東福寺の通天橋に似たり、

〔江戸名所圖會三〕大鼓橋　同所の(目黒)夕日(ケ岡)坂下の小川に架せり、(目黒川といへり)柱を用ひず、兩岸より疊み出して橋とす、故に横面より是を望めば、大鼓の胴に髣髴たり、故に世俗太か號く、享保の末、木食上人(心誓といふ僧)是を制するとなり、

〔西遊記五〕目鏡橋
長崎の橋はすべて唐風の作りやうなり、兩岸より切石を疊上て、橋杭なしにかけ渡せる石橋な

唐橋

しきこそ、ないがしろなれ、いみじき心をおこしてまうでたるに、川の音などのおそろしきに、くれはしをのぼりこうじて、いつしか佛の御かほをおがみ奉らんと、づぼねにいそぎ入たるに、みの虫のやうなるもの、、あやしききぬきたるが、いとにくきたちゐぬかづきたるは、をしたふしつべきこ、ちこそすれ、

〔菅笠日記上〕むかひはすなはち初瀨の里なれば、人やどす家に立入て、物くひなどしてやすむ、○中略さて御堂にまゐらんとていでたつ、まづ門を入てくれはしをのぼらんとする所に、たがことかはしらねど、だうみやうの塔とて、右の方にあり、○中略かくて御堂にまゐりつきたるに、○中略巳の時とて、貝ふき鐘つくなり、むかし淸少納言がまうでし時も、俄にこの貝を吹いでつるに、おどろきたるよしかきおける、思ひ出られて、そのかみの面影も見るやうなり、鐘はやがてみだうのかたはら、今のぼりこしくれはしの上なる樓になんか、れりける、

名も高くはつせの寺のかねてよりき、こし音を今ぞ聞ける

〔豐前紀行〕宇佐の街より西の大鳥居を入て寄る藻川に架れる呉橋を渡る、此橋長きこと十三間許、上に屋有て恰も家の如し、

〔伊呂波字類抄加國郡〕唐橋

〔三代實錄三十六陽成〕元慶三年九月廿五日壬子、是夜鴨河辛橋火、

〔玉勝間十三〕鴨河の韓橋

此橋は、鴨川のいづこばかりにか在けん、

〔書言字考節用集二乾坤〕勢多韓橋（セタノカラハシ）又作辛橋、

〔本朝世紀〕天慶二年五月廿七日戊辰、中納言實賴卿師ロ卿已下諸卿、幷少納言、外記、史生使部已下相率、出自陽明門、出河原賀茂下社、至于韓橋北邊、有巡檢事、

かひたる橋わたりて、御社の廣前にぬかづきたいまつる、

(東海道名所記 二)小田原、中町の内に筋違橋あり、

(釋日本紀 十四 述義)呉橋

(倭訓栞 中編 六)くれはし　推古紀に呉橋と見えたり、今の唐橋也、枕草紙、うつぼ物語に、はつせの事にいへるは榑階にや、うつぼに、檜にのぼりたまふべきほどのくれはしは、色々の木をまぜませに造りてとも見えたり、

(日本書紀 推古 二十二)二十年、是歳、自百濟國有化來者、其面身皆斑白、若有白癩者乎、惡其異於人、欲棄海中島、然其人曰、若惡臣之斑皮者、白斑牛馬不可畜於國中、亦臣有小才、能構山岳之形、其留臣而用、則爲國有利、何空之棄海島耶、於是聽其辭以不棄、仍令構須彌山形、及呉橋於南庭、時人號其人曰路子工、亦名芝耆摩呂、

(空穂物語 樓の上 上)ろうにのぼり給べきほどのくれはしは、いろ〳〵きをませ〳〵につくりて、ま(た)よりながる、水は、すゞしくみゆべくつくる、

(枕草子 六)あはれなる物

はつせなどにまうで、つぼねなどするほどは、くれはしのもとに車引よせてたてるに、おびばかりしたるわかき法師ばらの、あしだといふ物をはきて、いさゝかつゝみもなくおりのぼるとて、何ともなき經のはしうちよみ、倶舍の文をすこしいひつゞけありくこそ、所につけておかしけれ、

(枕草子春曙抄 六)くれはし　榑階にや、初瀨にある物也、

(枕草子 十二)心づきなきもの

はつせにまうで、つぼねにゐたるに、あやしきげすどもの、うしろさしませつゝ、居なみたるけ

筋違橋

〔萬葉集 九雜歌〕七夕歌一首幷短歌
久堅乃、天漢爾、上瀨爾、珠橋渡之、下湍爾、船浮居、雨零而、風不吹登毛、風吹而、雨不落等物、裳不令濕、不息來益常、玉橋渡須、〇中略
右件歌或云、中衞大將藤原北卿宅作也、

〔萬葉集略解 九〕玉橋の玉はほめていふのみ、〇中略牽牛のわたらん爲に、織女の方より橋をわたす也、

〔實麗卿記〕文久三年三月十一日丁巳、今日賀茂下上社行幸也、攘夷御祈請云々、〇中略未剋許上御社行幸有儀、先御輿乘御、〇中略經橋殿西橋玉橋等、於樓門外下御、

〔倭訓栞 中編十一須〕すぢかひ 斜の意なり、條交の義なり、〇中略すぢかひ橋などもいへり、常に筋違など書り、

〔枕草子 五〕心にくき物
はしのいときはやかに、すぢかひたるもおかし、

〔攝陽群談 七橋〕筋違橋〇中略 江戸堀一町目南頰ヨリ、大豆葉町ノ東ニ涉ル處、高麗橋筋也、

〔神廷紀年 五後花園〕永享元年七月十三日戊午、外宮神人與神役人戰於筋向橋、國司北畠氏援役人、神人遁于內院、死穢三十日、

〔勢陽五鈴遺響 度會郡四〕筋向橋 浦口ト上中郷ノ間ニアリ、方俗スヂカヒ橋ト稱ス、或筋違橋トモ書リ、宮川上古ノ分流、牛頭社ノ濠ヨリ田原山名ヲ歷テ此坊間ニ至リ、河崎世古ヨリ今ノ社ノ西北ヲ環リ、大世古一之木ノ町ノ背ヲ通ジテ、月讀宮城ノ北ニイタル水脈也、此處ニ板橋ヲ町ノ並ニ斜ニ架セリ、故ニ名ク、橋長二間、

〔伊勢路の記〕山田の町すぐるにぞ、ゆきかふ人はたえまなくにぎはふさま、いふもさら也すぢ

虹橋

玉橋

かしうのみある、

〔兵範記〕仁安三年十月六日甲午、兵庫寮要劇田所課山城國司信家功、宛河原院所反橋幷黒木等、無先例、由事闕宣下、

〔増鏡十五 秋のみ山〕あくる春(元亨二)正月三日、(中略)中門の下よりいづるやり水にちいさくわたされたるそりはしの左右に、兩大將ひざまづく、

〔康富記〕文安六年四月廿三日癸酉、賀茂祭也、(中略)當日反橋破損、

〔[illegible]記(文明十二年九月)〕十六日、(中略)寺府參拝へまゐる、(中略)反橋たかうして二有、

〔河内名所圖會三 古市郡〕長野山譽田八幡宮(譽田村にあり)(中略)石反橋(表段にあり)

〔東海道名所記二〕右のかたに三島の明神のやしろあり、鳥井の内にそりはしあり、橋の下には蓮、をし鳥嶋あり、

〔日吉[illegible]兩大神宮書立下〕往代宮社殿門之大略　小反橋一箇所　大反橋一箇所

〔嚴島圖會一〕圓橋(大宮の左にあり、御池に架せり、幅二間、長十四間、俗に反橋と呼ぶ、)

〔兵主大明神縁起〕馬場の外に大鳥居、その所に東流の井河あり、輪橋をかけたり、

〔本朝續文粹一 賦〕遊安養寺　江都督

康和二年秋、清涼八月時、我詣安養寺、寺在東北隅、(中略)蘭舟維古岸、虹橋照漣漪、

〔本朝世紀〕久安六年十月二日甲辰、今日美福門院於法勝寺、被供養金字一切經、(中略)長則天皇御臨幸、(中略)龍頭鷁首夾虹橋、舞臺(如例)臨水邊、池橋、寄御輿軒廊北階壇下、

〔八雲御抄三上 枕詞〕橋　たま

〔神道名目類聚抄一 宮社〕御橋　玉橋トハ、御橋ヲ稱美シタル云、

〔倭訓栞中編十三〕たまはし　玉橋の義、玉はほめたる詞、七夕などよめり、

平橋

〔攝津名所圖會九〕高橋在馬川に架す橋也、普濟寺の門前にあり、

〔嚴島圖會一〕平橋大宮と客神社の間にあり

反橋

〔增補下學集上一天地〕棚橋　反橋同上

〔倭訓栞中編十二〕そりばし　源氏にみゆ、反橋の義なり、神代口訣に梁橋をよめり、

〔槐記〕享保十七年九月廿二日、參候、日本ニテソリ橋ノコトヲ反橋ト書タリ、反ノ字ニソルト云和訓アル故ナルベシ、論語ニ棠棣之花、偏兮夫反セリトアリ、反ハソル心ナリ、夫故ナルベシ、然ドモ反橋ト書コト漢ノ書ニテ御覽ナシ、堀へ御尋ナリシガ、釣橋ト書出タリ、出所シカト不覺ノ由ナリ、越峯ノ八幡へ參リテ、ソリハシヲ見テ、此邊ニモ釣橋アリト申サレシト承ルト申ス、先反ノ字ヲ醫書ニ、アノ樣ナ形チニ用タルコト有ヤト仰ナリ、醫モ申ス醫書ニ角弓反張ト申ス時ハ、ソル心ニテ侍ル、釣モ天釣内釣トテ、ソルコトニ遣ヒタリト申上、反ノソルハ、コチノ方ヘソルコトナヲ、釣モツリアゲテソル心ナリ、天ノ字内ノ字ノソリヤウ違ナリ、反張モ角弓ノ反ニテ、張字ガ付テ聞ユルナリ、釣ノ一字ニテソルトハ云ガタカルベキカ、又アチノ字ニ虹橋ト云字アリ、サレドモコレハ脚ノナキ橋ノコトナリト仰ラル、日本ノハ手バシノ類ナリ、拐總ジテ唐繪ヲ御覽アルニ、日本ノ如クノソリ橋ト云物ヲ御覽ナシ、ソリタル橋ハ必ハネバシナリ、大方ハ脚ナキ橋ナリト仰ラル、

〔空穗物語藤原の君〕いけひろし、うへ木有、そりはしつりどのあり、

〔新撰六帖三〕はし

池水のすさきにわたすそりばしもかたぶくまでに古にける哉

〔枕草子五〕なまめかしきもの

清涼殿のそりばしに、もとゆひのむらごいとけざやかにていでゐたるも、さま〳〵につけてお

（堀河院御時百首和歌秋）駒迎　　修理大夫顯季

引わたち瀬田の長橋きりはれてくまなく見ゆる望月のこま

（夫木和歌抄雜二十九）同年〇寶治二年百首　　民部卿爲家

うちわたすせたのながはし程もなくひとひらみゆる野ぢの松原

（名所方角抄近江）長橋　橋の長さ五町計也

（倭訓栞中編十三）たかはし　高橋は神代紀にみゆ

（日本書紀神代二）一書曰、〇中略時高皇產靈尊乃還遣二神〇經津主神、武甕槌神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條條而勅之、〇中略又汝住來遊海之具、高橋、〇中略將供造、

（神代口訣四）高橋浮橋者梯橋

（神代巻家傳聞書八）高橋ハ高ノ橋

（萬葉集古今相聞往來歌十二）寄物陳思

石上振之高橋高高爾妹之將待夜曾深去家留〇又見古今六帖

（催馬樂）律　淺田川三段

さはだ河、袖つくばかり、あさけれど、はれ、あさけれど、くにの宮人、高はしわたす、あはれ、そこよしや、高はしわたす、

（催馬樂入文上）高橋は、〇中略水にはなれて高きを云、山川の橋のさま也、

（都名所圖會五）石清水正八幡宮は王城の南にして、行程四里、綴喜郡男山鳩嶺に御鎮座あり、〇中略

高橋又橋ともいふ

（攝陽群談七橋）高橋　同島上郡高山ニアリ、此所丹波播磨ニ出ル街道、川岸高ク渉遙ニ卑シ、因テ高橋ノ號アル耳、深キ所傳ナレ、

中橋

〔慶長見聞集一〕江戸の川橋にいわれ有事
かたへなる人云、〇中略廣橋細橋などいふこそ聞もとなへもやさしき名也と云、

〔八雲御抄三上地儀〕橋　中

〔藻鹽草五橋〕中橋

〔大和志十二城上郡〕關梁　天神橋、中橋、伊勢橋、已上在初瀬村、俱跨泊瀬川、

〔慶長見聞集一〕江戸の川橋にいわれ有事
かたへなる人云、今江戸の橋廣大にして長く、みな板橋に欄杆、所々に銅のぎぼうしあつて、見よしといへども、橋の名を聞ばとなへいやしく、いなかびれておかしかりき、古より聞傳へし名所橋多し、唐橋は山城に在、みはし、内橋、雲のかけ橋は禁中の事とかや、古歌に、わかめかる春にもなれば雲の木傳ひわたる天の橋立と詠せり、宇治橋、瀬田長橋、廣橋、細橋などいふこそ聞もとなへもやさしき名也と云、老人聞て、いや江戸の橋の名笑ひ給ひそ、昔の橋の名も一ッ橋丸木橋、竹橋、中橋、堀江橋、皆是名所にて、歌によみたり、此橋の名、今江戸の都に出來たれば、詩人歌人などか此橋に詠吟なかるべき、

廣橋

〔八雲御抄三上地儀〕橋　ひろ

〔和爾雅一下地理〕未勘在何國　廣橋

〔萬葉集十四東歌〕相聞
比呂波之乎、宇馬古思我禰氐、己許呂能未、伊母我理夜里氐、和波己許爾思天、

〔萬葉集略解十四下〕此ひろばし、くさ〳〵說有、先づ翁の說、廣橋ならば渡がたからじ、然ば呂は良の意にて、一枚の打橋をいふべしといはれき、契冲は廣さ一尋計の橋を云べしといへり、宣長は此橋は間をおきて石を並べたる石橋にて、其間々の廣きを云なるべし、

一始事

本記〇大國本紀云、皇太神宮皇孫之命天降坐時爾、天牟羅雲命御前立天天降仕奉時爾、皇御孫命天牟羅雲命乎召詔久、食國乃水波未熟荒水爾在利、故御祖命御許爾参上、此由申天來止詔、即天牟羅雲命参上天、御祖御前爾、皇御孫命乃申上給事乎子細申上、〇中略即受賜天持参下天獻時仁、皇御孫命詔天、從何道爾参上止志問給、申久、大橋波須賣太神、並皇御孫命乃天降坐乎恐天、從小橋参上止文申時、詔久、後仁毛恐仕奉事勇止乎志詔天、天牟羅雲命、天二上命、後小橋命止三名賜也、

〔日本書紀十一仁德〕十四年十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋也、

〔萬葉集九雜歌〕見河內大橋獨去娘子歌一首并短歌

級照、片足羽河之、左丹塗、大橋之上從、紅、赤裳數十引、山藍用、摺衣服而、直獨、伊渡爲兒者、若草乃、夫香有良武、橿實之、獨歟將宿、問卷乃、欲我妹之、家乃不知、

反歌

大橋之、頭爾家有者、心悲久、獨去兒爾、屋戸借申尾、

〔松葉名所和歌集四加〕片足羽河　河內葉置

野宮百
しなてるやかた岡川の大橋を渡りてみれば昔おもほゆ　光俊

〔國花萬葉記四河內〕交野郡

船橋川　古へは大橋有しが、山川の早水にてかけたまらざれば、何の頃よりか船橋になりけると也、片足羽川とは此川事也、

〔異本曾我物語五〕助經も伊豆より鎌倉へ上りけるが、大磯宿にて、晝の休して通りけり、助經立て後、龜若と云ふ傾城出來、〇中略唯今の程金屋河大橋を越え給ふらんと語りつれば、五郎これをきき、十郎に吃と目くばせし、〇中略二人打連、駒を早めて行程に、戸上が原にて追付たり、

大橋　小橋　孤橋

〔萬葉集略解十上〕橋をわたせるが、棚の如なれば棚橋と云、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕旋頭歌

天在、一棚橋何將行、穉草、妻所云、足莊嚴、〇中

右十二首、〇中略十一首柿本朝臣人麻呂之歌集出、

〔萬葉集略解十一上〕棚橋は柱を立、貫をなし、其上に板を一ひら渡せるにて、淺川の底深き所は渡りわよめり、

〔空穗物語吹上之下〕あるじの君

行人のこゝろもとゞめぬたなはしはおしみとりたるかひもなきかな

〔貫之集三〕延喜のすゑよりこなた、延長七年よりあなた、内の仰によりて獻れる御屏風の歌、

白雲のたなびきわたるあしびきの山のたな橋我もふみみん

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　讀人しらず

まてといはゞねてもゆかなんしひてゆく駒の足おれ前の棚橋

〔後撰和歌集十三戀〕ときまれに思ふ男の出てまかりければ　讀人しらず

とめてゆく駒の足おるはしをだになど我宿に渡さゞりける

〔新續古今和歌集十八雜〕題しらず　後押小路前内大臣

山里のまへのたな橋朽して往來まれなる程ぞしらるゝ、

〔八雲御抄五名所〕橋　おほはし河内　戀

〔藻鹽草五橋〕大橋河内、やどかさましや、此はしかたわし川にある歟、

〔八雲御抄三上枝葉〕橋　を

〔神宮雜例集一〕第三御井社事

棚橋

〔新名所繪歌合〕七十九番　大沼橋　右　良春

きりふかき大ぬのつゝみ行くれてわたりわづらふまきつぎ橋

〔夫木和歌抄雜部二十一〕こしちのかたなる人に　和泉式部

いそぎしもこし路のなごのつぎはしもあやなくわれやなげきわたらん

〔八雲御抄五名所〕橋　なごのつぎ越後

〔夫木和歌抄雜部二十一〕なごのつぎはし越中、八雲には越後、

〔攝陽群談橋部七〕名與繼橋〇中略八雲御抄越後國ニ比ス、夫木集越中、大名寄攝津國ニアリ、

〔夫木和歌抄雜部二十一〕天喜元年八月、頼家朝臣家歌合、越中國名所名子繼橋、　よみ人不ㇾ知

いとゞしくこひぢにまよふ我身哉なごのつぎはしとだえのみして

〔夫木和歌抄六杜若〕建長七年に顯朝卿家千首歌　光俊朝臣

杜若咲てや花のへだつらんとだえかくるゝなごのつぎはし

〔普光寺紀行〕その夜なごといふ所に著ぬ、楓橋のよゐのとまりもやと思ひつらね侍て、

曙や夢はとだえし波の上になごの繼橋のこるとぞみる

〔天正事錄〕慶長三年戊戌三月十五日、御花見豐臣秀吉〇中略ノ次第、御催夥シキ樣體也、〇中略爰ニ山河漲落ナ逆ニ塞流、是ニ繼橋ノ欄干ヲ被ㇾ掛、

〔八雲御抄三上地儀〕橋　たな

〔藻鹽草五橋〕たな橋かうらんの樣なる物したる橋歟、又云、たなに假たる橋と云々、駒の足をれまへのたなばしといへり、

〔倭訓栞中編十三〕たなばし　萬葉集に棚橋と見えたり、棚のごと假に打渡したる橋をいふ也、

〔萬葉集十秋雜歌〕七夕

天漢(アマノガハ)棚橋(タナハシ)渡(ワタセ)、織女之(タナバタノ)、伊渡(イワタラ)左牟爾(サムニ)、棚橋(タナハシ)渡(ワタセ)、

釣橋

脚を穿て行となん、狗もよく行、牛馬は常に馱を解て水を游がしむれども、或は馱を解をまたずして、よく渡りし牛もありしとか、馴ればなるゝものなりなど、彼記に審つばらかなり、記は高山の人田元義なる人著せり、其名文なるを今要をとりて和す、且其詩に、蒼藤織作橋千尺人似龍蛇背上行の句有て、さこそと覩しく見るこゝちせり、阿部茂住村、益田郡大島にもまたありといへり、

〔和漢三才圖會越中國十四〕椎〈略〉中
〇越中國立山鷲岩倉川上有大橋、長凡百三十丈、無柱用藤蔓爲綱、布板於其上、他邦人輙不得渡、

〔觀聽草五集文〕藤橋之記
越中正明川筋の釣橋は立山へ行く道に渡せり、長さ凡廿七八間、唯藤蔓にて造り掛けたるなれば、其危き事いふばかりなし、〈中略〉彼釣橋を越へ段々難所あり、

〔美濃名細記一郡〕大野郡　東横山村谷川筋ノ釣橋アリ、牛馬不通、

繼橋

〔八雲御抄三地儀上〕橋　つゞ

〔藻鹽草五橋〕つぎ橋

〔萬葉集相聞四〕吹黃刀自歌二首
眞野之浦乃、與騰乃繼橋、情由毛、思哉妹之、伊目爾之所見、

〔萬葉集略解四上〕繼橋は今の瀬田の橋の如く、中に島の如き所有てまた懸渡せるをいふ也、

〔萬葉集東歌十四〕安能於登世受、由可牟古馬母我、可都思加乃、麻末乃都藝波思、夜麻受可欲波牟、
右四首〈〇三首略〉下總國歌

〔萬葉集略解十四上〕川の狹きには板一ひらうち渡して足れども、少し廣きには川中に柱をむかへ立て、それに橫木をゆひて、板を長く繼て渡すを繼橋といふめり、

結ヒ因ム、號シテ踏藤ト云フ、又同ジ藤綱ヲ其左右ニハル、手綱藤トイフ、是橋ノ欄干ニ比セリ、如此ノ用意調エテ後、雜木ヲ伐ツテ打割、踏藤ノ上ニ並ベテ、藤ヲ以テ簀ノ子ノ如ク絨付テ、鋪板ノ代リトス、號シテ踏木ト云ヘリ、其長橋ニ至ツテハ、凡廿餘間ナルモノアリ、是等ハ踏藤綴ミ延テ、他邦ノ人ワタレバ足下甚ダ動搖シテ、曾テ進ミ得ザル也、其地ノ人ニハ老若男女トモニ、自在ノ通用路トシテ古今ニ至ル、尤飾義アラタニ造ル事也、

〔観鵞草五集六〕藤橋之記

飛驒國高原なる舟津の流れは、北海より十六里の水上にして、溪ひろければ橋をわたさん方便もなく、巖登へぬればふねをよすべき岸根もあらず、かくこえがたき處なるに、そも藤橋を掛そめし昔を思ひわたるに、彼虹を見て橋を造りし類ひにして、張絹にならふて藤かづらを織立、日なれぬはしをいとなみ、千里往來の便とはなしぬ、實にはじめてわたる人は、その勤を見てはその危きを思ひ、行て目まひ股おの丶きて、這ふて渡るも多しとぞ、

〔閑田耕筆一〕懸岨絶壁數十丈屹立し、下は急流迅湍にして、柱を建べからざる所、奇巧を以て橋をわたすもの、甲斐に猿橋、信濃に水内の曲橋など圖を見、其話をも聞しが、略中また此頃飛驒の人田中記文といふが訪來て、其國の藤ばしかごのわたりのことをかたり、且記せるものを示さる、藤橋三所有、其あらはれたるものは、吉城郡舟津町村にありて、高原川にわたす、東西各民家あり、西を朝浦といひ、東を東町といふ、川の兩旁石崖突出せる上に架たるものにして、歳ごとに近縣の民相つどひて改作る、長三十三間餘、濶數尺、一柱を建ず、藤を經にし、木を緯にして、織こと席のごとし、往々木を横へて歩を進るの程限とし、兩邊藤索を張て欄干に代ふ、是を攀て渡るべし、然も風に觸てゆらめくからに、行人難み、あるひは匍匐て前むこと能ざるものあり、土人は重きを負ついたゞきて、走かも彼程限を踏て進む、かつて一歩をあやまたず、或は雨夜に燭を執らず、木

南

東

（關田耕筆二）

綱ト云、藤蔓口藤ヲ以テ柱藤ヲ四筋立テ、其下ニ人ノ入ルベキ程ノ籠ヲ作リ附テ、命綱ニ懸、其籠ノ前後ニ綱ヲ二筋附テ両岸ニ引張リテ引綱トセリ、是ヲワタル人ハ籠中ニ立テ、彼柱藤ヲ左右ニタイコミ、其身ヲ囲ム引綱ヲ役スル民、數多両岸ニ居住シ綱ヲ引テ通行スル者、又其地ノ民ハ已籠中ニ居ナガラ引綱ヲモ手操タワタリ、或ハ籠ニモ入ラズ、命綱ニ脚ヲカラミ手操テワタルモアリ、其業サナガラ鎧アルガ如シ、凡長廿餘間、或ハ卅餘間ナルモノアリ、命綱モ常ニ緩ミテ、人ワタルトキ、岸ヨリ川ノ半マデハ其走ヘコト矢ヲ放ツニ似タリ、又向フノ岸ニ至ルハ、是ニ異リテ漸々ト引登ルナリ、乗ル人其籠中ニ苦シミ、魂ヲ消ト可謂、籠ノワタリハ歌ニモ加賀ノ白山ニ讀メリトナン、

〔千載和歌集雜十二〕百首歌奉りける時、橋の歌とてよめる、　前参議親隆

みちのくのとづなのはしにくるつなのたえずも人にいひ渡るかな

〔闕花萬葉記十一肥後〕とづなの橋　名義はつなばしのよしよめり

〔甲斐國志古蹟五十一〕巨摩郡西河内領

一綱橋　甲斐國風土記ニ、巨摩郡南限綱橋トアリ、按ニ〇〇中此處左右巖壁、立數千尺、岩石戴聚テ奇絶甚シ、河水屈折、其内ニ落テ流ル、上古ハ上ノ路遠ナリテ橋トナリシニヤ、今内房ヨリ長貫村ヘ渡ルニ、綱橋トテ藤蔓ヲ綱架タル危橋アリ、[illegible]云、即綱橋トハ此所ヲ云ナランカ、

〔東遊記二〕九十九橋

越國山中に懸渡せる所の小橋には、猶六ッの橋、かづら橋など、奇妙の橋少からず、

〔飛州志土地一〕橋梁之類

藤橋　是ヲ通ルハ藤蔓口藤トイフ太キ藤ヲ幾筋モ結ビ延テ綱ト成シ、両岸ニハリ亘シ、岩石ニ

（飛州志一土地）橋梁之製

棧道略〇中　俗ハ子橋ト云ヘリ

（京都御役所向大概覺書五）洛中洛外公儀橋間數并御修復之事

一嵯峨淸瀧刎橋幅壹丈貳尺五寸長拾間

右元祿三午年、愛宕社堂御修復之時、修復有之、

（柳營秘鑑三）五節句并公家衆御對顏之節等、御先手御本丸加番所々、

小〇刎〇橋〇

右御城近所火事并大火之時、此所江罷出可有之、〇下略

飛橋

（新撰美濃志二十六可見郡）土田村略〇中　刎橋は村西の往還に架す、長十六間、可見川水流深く奔騰し、兩岸に巖石重なり、橋杭を設くる事あたはず、故に兩岸より大木を刎ね出して橋とす、奇觀なり、

（加越能山川記）越中　黑部川

愛本にはね橋を懸る、長三十三間あり、此橋は日本無雙の大棧也、

（梅花無盡藏二）文明龍集丙午十有八年小春二十有四日、略〇中　謁鶴岡之八幡宮、高門飛橋、回廊曲徑、雕玉鏤金、巍然不減其昔、

（泰平年表東照宮）天正十八年八月朔日、武藏國江戸城に御移徙、江戸御城の事は、大日本國に、（中略）康正二年義政の命により、武藏國豐島郡江戸の城を築く、（中略）長祿元年四月八日、江戸城經營成（中略）門毎に大木を以飛橋を懸、

（八雲御抄三上枝葉）橋　つ〇な〇

綱橋　吊橋

（飛州志一土地）橋梁之製

綱橋　一名籠渡ト號ス、是溪深ク岩石高クシテ船モ用イ難ク、棧道ヲ作ルニハ材力及バズ、故ニ昔ヨリ是ヲ用イ來レルモノ也、是ヲ造ルハ先ヅ太キ苧綱ヲ兩岸ニ張亘シ、岩石ニ結ヒ固メテ、侖

ヘドウト落クレバ、敵千ノ兵同時ニ猛火ノ中ヘ落重ナリ、一人モ不残燃死ニケリ、〈○下略〉

〔東遊雑記 一〕藪原と福島の間は、馬はいふに不及、人の往来も自由ならざる嶮しき道なり、御巡見通行ゆへ、にし桟道を造り、至て危き道なり、高さ凡百丈餘、林下に谷川流、桟道の間三町餘、心よはきものは、目くるめき肝を消て桟道多かりし、

〔木曾路名所圖會 三〕落合橋〈宿の入口にあり、昔が[illegible]ともいふ、[illegible]より[illegible]を出して桟[illegible]とす、[illegible]なし、〉

〔倭訓栞 前編六 加〕かけはし〈○中略〉　一書に青[illegible]長八十二丈と見ゆ、[illegible]尻に伊奈川の橋二十三間餘、木曾第一の長橋也、柱なく、三重のはね木を兩岸より出し、中の水尾桁九間持はなし懸れり、水際に至り五間三四尺ありといへり、又昔は荻原澤といふ谷あひに、大木を鎖にてはり渡したり、八九十年前まで其鎖[illegible]されて残りてありと古き者語りし、今のかけ橋にはあらずともいへり、元明紀に、信濃美濃二國の間、險隘にして通路なかりしかば、かけ橋をかけて通路ありし事見ゆ、一書にいふ岩井野村のかけ橋長さ七十五間、欄十つぎし所五十一間、石垣十四間、是慶安中造る所也と見え、宇治物語に、守の乗たる馬、さきもの橋の鎹の木あとあしもて蹈折てと見えたるは、昔は鐵鎖をもて板を鎖し、大鐵鎖もて桁とす、近世は尋常の橋の如くにて、橋杭なきのみといへり、

〔笈埃随筆 二〕木石鳥獣

一木曾の桟は、上ケ松の宿より、福島の宿へ越る間、亀掛橋と云ふ里あり、木曾川へ近し、橋にはあらず、山の[illegible]道の絶たる所へ懸たるなり、右の方は木曾の際なり、横貳間長さ拾間、今は板橋にして欄干あり、

〔書言字考節用集 一〈乾坤〉〕棧橋〈カケハシ〉

〔槐記〕享保十七年九月廿二日、参候、日本ニナツリ橋ノコトヲ反橋ト書タリ、〈○中略〉ソリタル橋ニ必ハキバシナリ、大方ハ脚ナキ橋ナリト仰ラル、

リ、是ヲ第一ノハネ木ト云フ、數ハ橋ノ長短廣狹ニ隨ツテ、二本ヨリ三四五本ニモ及ビ、一面ニ並ベリ、此ハネ木河ニサシ出ス處二間出ルハ、地中ニハ三間餘藏ムル也、其岸ヲバ石垣ヲ用イ、梓ヲ造リ石ヲ詰メテ堅固ニイタスヲ橋臺ト云フ、如此兩岸ヨリ出ス所ヲ、兩ハネ木ノ上ニ橋桁ヲ引亙シ、其餘鋪板欄干等ノ用材ヲ備フルコト常ニ例ノ如シ、若長橋ニ至ツテハ、兩岸ノハネ木二重モ三重モアツテ、其繼目毎ヲバ鐵ヲ以テ卷カタムル也、俗ハネ橋ト云ヘリ、

〔源道濟集〕馬にのりたる人みたりすぐ、かけはしあり、

心してこまはゆかなんあし引の山のかけはしこけおひにけり

〔相模集〕絶間がちなる人、いかで對面をがなといへば、

渡らじや磯のかけ橋ふりぬだにまどをに見ゆる中の景色を

〔太平記七〕千劒破城軍事

同（元弘三年）三月四日、關東ヨリ飛脚到來シテ、軍ヲ止テ徒ニ日ヲ送ル事、不可然ト被下知ケレバ、宗徒ノ大將達評定有テ、御方ノ向ヒ陣ト敵ノ城トノ際ニ、高ク切立タル堀ニ橋ヲ渡シテ、城へ打入ラントゾ巧マレケル、爲之京都ヨリ番匠ヲ五百餘人召下シ、五六八九寸ノ材木ヲ集テ、廣サ一丈五尺、長二十丈餘ニ梯ヲゾ作ラセケル、梯既ニ作リ出シケレバ、大繩ヲ二三千筋付テ、車ヲ以テ卷立テ、城ノ切岸ノ上ヘゾ倒シ懸タリケル、魯般ガ雲梯モ角ヤト覺テ巧也、軈テ早リオノ兵共五六千人、橋ノ上ヲ渡リ、我先ニト前ダリ、アハヤ此城只今打落サレヌト見エタル處ニ、楠兼テ用意ヤシタリケン、投松明ノサキニ火ヲ付テ、橋ノ上ニ薪ヲ積ルガ如クニ投集テ、水彈ヲ以テ油ヲ瀧ノ流ルヽ樣ニ懸タル間、火橋桁ニ燃付テ、溪風炎ヲ吹布タリ、憖ニ渡リ懸リタル兵共、前へ進ントスレバ、猛火盛ニ燃テ身ヲ焦ス、歸ントスレバ、後陣ノ大勢前ノ難儀ヲモ不云支タリ、ソバヘ飛ヲリントスレバ、谷深ク巖ソビヘテ肝冷シ、如何セント身ヲ揉テ押アフ程ニ、橋桁中ヨリ燃折テ、谷底

日一昔中、

〔慶安三年木曾路記〕佐渡川關所より一里あり、舟渡なり、關所前に舟橋かゝるなり、四百餘艘にて懸るなり、

〔遊藝園隨筆抄〕四月十〇天保十三年十三日、日光山へ御參詣家慶將軍として御發輿なり、〇中略古河の渡の船橋は高瀬船といへる舟をいくらも並て、其上へ土を敷、柴を重ねて、申さば柴橋と馬場とを兼たるもの、如此になし、大竹をもて欄干を設け、いと珍しくまた見べきものゝ、よし、上にもこゝは輿にて渡るは懼しきとの御意ありて御往還とも御歩行なりしとのことなり、

〔倭名類聚抄 十 居處具〕棧 郭知玄云、棧音賤、字亦作㟟、和名加介波之、木增以登高也、唐韻云、棧閣一音閣上、板木爲險爲道也、

〔伊呂波字類抄 加 地儀〕棧 カケハシ、木閣也、 棧

〔[illegible]抄 三 地儀上〕棧 かけ

〔藻鹽草 三 地儀〕かけ橋 山のかけ橋 谷のかけ橋

〔和漢三才圖會 三十四 船橋〕棧閣 和名加介波之

棧閣也、閣也、閣木爲棧道、書所謂棧道、今謂之閣道、

按、棧橋谷深、或流急而橋柱不可得立之處、從岸組出行桁、不用堅柱也、

〔倭訓栞 前編 六 加〕かけはし 日本紀に閣をよめり、懸階の義、即棧道也、

〔飛州志 土地 一〕橋梁之類

本土ノ橋梁ハ溪澗ノ急流ニアリ、故ニ激水ノ爲ニ破ラルヽワヅライアルニヨリ、橋杭ヲ用ルコト稀也、多ク棧道ニ拠レリ、凡ソハレノ說アルモノヲ載、其作用ヲ記ス、

棧道 是ヲ作ルハ先ヅ橋杭ノ如キ大木ヲ以テ、其木ノ半ハ岸ノ土中ニ埋メ、半ハ河ニサシ出セ

リケル浮橋ヲ渡テ、久我縄手ヲ直違ニ西ノ岡ヲ經テ、下桂ヘ打テ出テ、七條ノ末ヲ渡リ東洞院ヲ三條ノ邊迄懸通リ、大宮ヘ打テ出ベシトテ、駒ヲハヤメテ打テ行ク、

〔民經卿神事記〕寛仁三年二月廿一日丙、浮橋落了、假橋依難渡、予ハ不參、

〔八雲御抄三上枝葉〕橋　舟

〔藻鹽草五橋〕船橋

〔書言字考節用集一乾坤〕船䑧(ふなばし)約、以舟爲橋也、船橋(同俗字)

〔倭訓栞中編二十二不〕ふなばし　舟をもて橋とする也、越中富山より加賀に行道に、七十六艘もて掛たる橋あり、本邦第一なるべし、

〔常陸國風土記行方郡〕相鹿大生里　古老曰、倭武天皇坐相鹿丘前宮、此時膳炊屋舍構立浦濱、編艀作橋、通御在所、取大炊之義、名大生之村、

〔日本書紀九神功〕伐新羅之明年〇元年二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京、時麛坂王、忍熊王、聞天皇崩、亦皇后西征、幷皇子新生、而密謀之、〇中略乃詳爲天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船絙于淡路島、運其島石而造之、

〔新撰六帖三〕はし

これやこのそらにはあらぬあまの川かたのへ行は渡る船ばし

〔夫木和歌抄二十一橋〕文永三年毎日一首中ぬまのふなばし　民部卿爲家

水まさるぬまのふなばしともすればうきよわたりに袖ぬらしつゝ

〔夫木和歌抄二十一橋〕嘉祿三年百首　民部卿爲家

けぶりたつさとのしるべをめにかけてまたにことをしさのゝ舟ばし

此歌は建長五年あづまへくだりけるに、あしがらのふもとにさのといふ所にてよめる歌、毎

今夜行幸還御之儀、未知其躰、至于河原浮橋、前陣退歸、被尋子細之處、只今浮橋已破了、御輿不可通者、御輿停七條河原之口、近衞司等扣馬群立、左右相爭群動喧嘩、予以隨身、招光能朝臣、示云、御輿徒還留、尤無所據、早可直浮橋之儀、可被尋檢非違使、申不叶之由者、早可被奏法皇〈後白河〉歟、被御氣色可有左右、被直橋之儀、猶有不事者、無左右還御輿事、尤有其恐、當時參會、可仰被日之罪、光能還、依天氣、御輿參院了、良久無音、被浮橋已被直了、早可渡御之由、院御返事云々、仍予還馬欲渡、橋面鷺賓不渡、仍無定繁朝臣、相馬先事還御輿了、近衞司等、或自水渡、或過橋、其後予下馬渡橋、是甚恐怖畏也、御輿扣河岸之間、予又整前行了、令法住寺殿下馬入門、

〔玉葉〕治承二年十月晦日己未、自富小路北行、經川原〈浮橋〉、

〔源平盛衰記〕三十八小宰相局附愼夫人事

越前三位通盛ハ、〈中略〉御所ノ舍人ヲ語ヒタノ、御文ヲ書タ、是ヲ持テ小宰相局ニ奉タ、歎ヌ所ニ打置トテ給タケリ、〈中略〉

錦カヘス谷ノクキ橋浮世ゾト思ヒシヨリモヌル、猶カナ、鏡面御心モ今ハ中々諸タクナント書タリ、

〔夫木和歌抄雜二十一〕六帖題御歌うきはし　中務卿のみこ鎌倉

かりそめに身もてあめるうきはしのかけてあやうきよをわたりつゝ

〔六百番歌合〕二十五番　寄橋戀　顕昭

いざやさは君にあはずばわたらじと身をうきはしにかきつけてみん

〔夫木和歌抄雜二十一〕うきはし　法眼慶融

うき橋に竹のよりつなうちはへて小舟ならぶるふじの川波

〔明徳記上〕十二月二十九日〈中略〉山名陸奥守氏清ハ二千三百餘騎、淀ノ大明神ノ御前ニ懸タ

なるあしよはき車など輪をそしひしがれ、あはれげなるもあり、うきはしのもとなどにも、このましうたちさまよふ、よきくるまおほかり、

〔源氏物語湖月抄二十九行幸〕うきはしのもと　細行幸の道の橋也、はしわたしの官人とて、撿非違使の故實ある事也、

〔後撰和歌集十四戀〕おとこのたいなりける時は、つねにまうできけるが、物いひてのちは、かどよりわたれどもまでこざりければ、　よみ人しらず

たえざりし昔だにみしうきはしをいまはわたると音にのみきく

〔續古事談五諸道〕白河院法勝寺へ御幸アリケルニ、大雨アリテ水オビタヽシクイデヽ、浮橋ナガレタリケルニ、盛重後陣ニツカウマツリタリケルガ、沓ヌギテクヽリタカクアゲテ、御車ノサキニスヽミイデヽ、アサセヲフマヤナ、御車ヲワタシケリ、カヤウノヲリニツケタルフルマヒ、人ニヌギタリケリ、

〔中右記〕永久二年七月十八日、辰時許參院、付宗實奏事、○中略行幸浮橋便早令渡、可用放生會之由欲下知、如何、是嘉保二年石淸水行幸浮橋、便用臨時之例也、仰云早令作橋可用放生會也、

〔長秋記〕天承元年三月十九日丙辰、稻荷祇園兩社行幸也、午始著稻荷社、○中略事了並御輿、諸卿前騎、更渡浮橋指入京中、

〔山槐記〕保元四年正月九日甲子、今夜可有御方違行幸、○中略出御、○中略二承明、建禮門於此門宰相中將公親仰御綱待賢門東行、東洞院南行、郁芳門大路東行、入御自押小路殿、○河原渡浮橋、

〔庭槐抄〕治承二年四月廿九日、召使來催云、明日御方違行幸可參者、今日河水彌增、人馬不往來云々、行幸有無、内々尋女房之處、如只今者、猶可有行幸之儀也、可參云々、猶進使於内裏、○中略使卽歸來云、行幸猶必定也、早可參者、卽馳參、河水甚深、尤有其恐、于時下人云、行幸已成、○中略仍自後陣過御輿了、

浮橋

〔倭名類聚抄 十道路具〕浮橋　魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之

〔類聚名義抄 木〕橋　浮橋ウキハシ

〔伊呂波字類抄 字地儀〕浮橋ウキハシ

〔䕺璺草 五編〕うき橋　草のうき橋

〔書言字考節用集 乾坤一〕紀 浮梁 杜預造也、浮橋

〔和漢三才圖會 三十四 船橋〕舩 浮橋　舟橋

比舟爲梁、加板於上、水急不可爲橋、故以浮舟渡、周赧王始作浮橋、

按、結以舟爲橋也、

〔爾雅註疏 釋水七〕天子造舟、註、比船爲橋、○中略 疏(中略)云、天子造舟者、詩大雅大明云、造舟爲梁、是也、言造舟者、比船於水、加板於上、卽今之浮橋、故杜預云、造舟爲梁、則河橋之謂也、

〔倭訓栞 中編三字〕うきはし　日本紀、万葉集に見ゆ、浮橋也、舟橋をいふ、もと魏略に見ゆ、

〔松屋棟梁集 一〕隅田河埋木文臺記

浮橋は十六夜日記に、舟をならべてまさきの綱にやあらん、かけとゞめたる、夫木抄に、雜三、橋部、法眼慶融、て小舟ならべて竹のより綱打はへて、をふねならぶるなどいひたれば、もはら舟橋におなじ、その圖は一遍聖繪第六卷、富士川の條に見ゆ、大綱二條を引わたし、その綱に舟をならべて竹のより綱打はへ、富士の川瀬とあり、竹のより綱打はへて、をふねならぶる、などいひたれば、もはら舟橋におなじ、その圖は一遍聖繪なることさまに所々につなぎ、舟の上へ縦橋に木や板を置なるまにつゆたがはす、

〔世俗淺深秘抄 下〕一行幸時、淀河、桂河浮橋渡御時、公卿幷近衛次將下馬、是定例也、而近代非將公卿不下馬、於公卿將者必可下馬也、但於桂河或不下馬、不同也、非參議同之、下略

〔日本書紀 神代二〕一書曰、中略 時高皇產靈尊、乃還遣二神、經津主、武甕槌、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條條而勅之、中略 爲汝往來遊海之具、高橋、浮橋、及天鳥船、亦將供造、

〔萬葉集七雜歌〕思故郷
年月毛未經爾、明日香河、湍瀬由渡之、石走無、(略)中

旋頭歌
橋立、倉椅川、石走者裳、壯子時、我度爲、石走者裳、

〔萬葉集十秋雜歌〕詠花
石走、間間生有、貌花乃、花西有來、在乎見者、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
明日香川、明日文將渡、石走、遠心者、不思鴨、

〔萬葉集十三〕雜歌
帛叫、楢從山而、水蓼、穗積至、鳥網張、坂手乎過、石走、甘南備山丹、朝宮、仕奉而、吉野部登、入座見者、古所念、(略)中

此歌、入蓮寂讀出繪、

〔永久四年百首雜〕石
おく山の人もかよはぬ谷河にせゞの岩橋たれわたしけん　常陸

〔夫木和歌抄二十一〕正治二年百首(たにのいはゞし)
つまぎこるわがかよひぢのほかにまた人もいひこぬたにのいはゞし　二條院讚岐

〔夫木和歌抄二十一〕寶治二年百首水邊螢(みたらしがはのにし)
これゆけばこの下くらきいはゞしのみたらしがはにとぶ螢かな　從二位顯氏卿

〔夫木和歌抄二十一〕狀冬寢橋(いでのいはゞし)
かよひこしゐでのいはゞしたどるまでところもさらずさけるやまぶき　修理大夫顯季卿

〔字鏡集二石〕矼イシバシ　〔同五木〕杠イシバシ、

〔八雲御抄石名所〕橋　せゞのいはかが　大非二名所一只あすはのはしなり、

〔倭訓栞前編三伊〕いしばし　和名鈔に矼をよめり、聚石爲步渡ト注せり、新撰字鏡に碇ト磵をもよめり、萬葉集に石走と書り、石橋ともみゆ、渡瀬に石を並べ置をいふ、よて間近きとも、間々ともつづけり、いしなみともいへり、石浪と書たれど石並の義成べし、又いはゞし、いはなみともよめり、○中略

いはゞし　石橋と萬葉集にみゆ、○中略萬葉集によめるは川に石を並べ置て渡るをいへり、よて石走とも書り、

〔萬葉集二挽歌〕明日香皇女木瓱殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌、

飛鳥明日香乃河之、上瀬、石橋渡、一云石浪下瀬、打橋渡、

〔冠辭考二伊〕いはばしの

石橋、一云石浪、生靡留、玉藻毛叙云々、この石浪の浪は、借字にて石並也、その石並渡したるを、即石ばしともいふ故に、かく二樣にも有也、

〔萬葉集二十〕七夕歌八首

安吉佐禮婆、奇里多知和多流、安麻能河波、伊之奈彌於可婆、都藝弖見牟可母、○中略

右大伴宿禰家持、獨仰天漢作之、

〔萬葉集四相聞〕笠女郎贈大伴宿禰家持歌廿四首○二十三首略

宇都蟬之、人目乎繁見、石走、間近君爾、戀度可聞、

〔冠辭考二伊〕いはばしの

萬葉卷四に、宇都蟬之、人目乎繁見、石走、間近君爾、戀渡可聞、この石走の字、○中略こをいははしとよめるは川に石を並おきて渡るをいへり、

石橋

〔東行別記〕町屋河

四日市をすぎて町屋河をわたるに、此河土橋なれば、かの留侯のいにしへをおもひ出るにつけ、て、心に感ずることなからんや、

町屋河波通古今、往來阿見一知音、當時縱有約児客、取履誰能吐赤心、

〔東海道名所記一〕酒匂川、富士のすそより流る、常には歩渡り、冬は土橋をかけらる、

〔東海木曾兩道中懷寶圖鑑〕酒匂川　かちわたし、冬はつちばし懸る、

〔用捨箱上〕六鄕酒匂之土橋

六鄕の橋絶て後、土橋のかゝりし事のあり、酒匂川も又同じ、千尋日本織寶永四年印本に、相州佐川に橋ある事は、霜月十日よりあくる三月十日までなり、此日土橋を引崩して歩行わたりするなりとあり、春秋落水はげしきときは妨となるが故、橋あるは冬春のみなり、こゝには霜月とあれども、十月より掛し事もありしとおぼしく、

五元集

神の旅酒匂は橋となりにけり　其角といふ句見えたり、

〔都紀行一〕廿五日(文久三年十二月)酒匂川に至る、此川は十月五日ゟ三月五日まで橋を掛、其間は船にて渡すといふ、土橋を越て新田義貞の宮居ある一宮の在所を過、

〔伊呂波字類抄地儀伊〕石橋イシバシ　矼香江　杠同上

〔童蒙頌韻〕支四

岐キ　碕キ　攲キ　碕キ　ヤマノナマタサキニサシヘタリイシバシタ

〔八雲御抄三上地儀〕橋　石又いは

〔藻鹽草五橋〕石橋岩橋共、石の橋共よめる歟、

御足冷ク御肝消ク渡リカヽラセ給ヒタレバ、橋ノ半ニ立迷タオハスルヲ、誰トハ不知、如何様此邊ニ臂ヲ張リ、作リ眼スル者ニクゾアル覧ト覺エタル武士七八人、跡ヨリ來リケルガ、法皇ノ橋ノ上ニ立セ給ヒタルヲ見ク、此ナル僧ノ臆病氣ナル見度モナサヨ、是程急ギ道ノ一ツ橋ヲ渡ラバトク渡レカシ、サナクバ後ニ渡レカシトテ押ノケ通ラセケル程ニ、法皇橋ノ上ヨリ被押落サセ給ヒテ、水ニ沈マセ給ヒニケリ、

〔一話一言五〕立圃噺語全書

又の日九月十一日(慶安五年)のあした、霜まろく露もこぼるゝばかりに見へていとさむし、(中略)豐河のはしは土橋と見へしが、よく見渡せば、柴をつかねあげてつちをあつくおほへり、

かけ河やはしは土ある柴ばしら

〔菅笠日記上〕くだりはてたる所の里を樋口といひ、そのむかひの山本なる里は宮瀧にて、よしのの川は此ふた里のあひだをなん流れたる、(中略)此わたり川のさまいはほの間にせまりて水はいと深かれど、のどやかにながれて早瀨にはあらず、さて岩より岩へわたせる橋、三丈ばかりもあらんか、宮瀧の柴橋といひて、柴してあみたる、渡ればゆるぎて、ならはぬこゝちにはあやふし、

土橋

〔倭名類聚抄十居處部八〕土橋 唐韻云、圯(音夷、和名豆知波之)土橋也、

〔字鏡集四〕圯(ツチハシ ドバシ ハシ)

〔永正記下〕

一宮中穢物之時可致思慮事

御池土橋道穢物不及本宮乍立見付人卽退出不苦穢也云々、橋穢物不及本宮土橋同也云々、

〔東海道名所記四〕町屋 まちや橋 小橋 大橋長さ百六十間、土ばし也

黒樔橋

〔倭訓栞中編六久〕くろすのはし　古事記に黒樔橋と見ゆ、黒木の丸太を打渡し、其中に柴薪を挾みて造るをいふ今も山川に多し、

〔古事記中垂仁〕本牟智和氣御子〈○中略〉八拳鬚至于心前、眞事登波受、〈此三字以音、○中略〉故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比、〈自阿下四字以音、○中略〉爾遣山邊之大鶙、〈此者人名〉令取其鳥、〈○中略〉亦見其鳥者、於思物言而、如思爾勿言事、於是天皇患賜而御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、〈自登下三字以音〉如此覺時、布斗摩邇邇占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、〈○中略〉故到於出雲、拜訖大神、還上之時、肥河之中作黒樔橋、仕奉假宮而坐、

〔古事記傳二十五〕黒樔橋は、久漏岐能須婆斯と訓べし、樔字は巣と同じければ、簀の意に借れるなり、又以簀取魚因樣とも字書に云れば、直に簀の義に書るにもあるべし、さて簀とは常に竹葦などを編たるを云へど、此には、細き木を簀に編並べてかけたるを、簀橋とは云なるべし、明宮段に、船中之簀椅とあるも是なるべし、〈簀は笭箵とて、小籠のことにて由なければ、簀字を誤れるなり、宮柴宮段に、魚簀とある簀字をも、一本に簀に誤れる例あり、〉黒とは黒木なるを云なるべし、故木字は無けれど然訓つ、〈此に黒木を云なるべきに、たゞ久漏とのみなてはクロキスノハシ、クロスノハシ、クロスノハシなど、いかに訓ても穩ならざればなり、又黒木をおきては、僅に黒と云べき由おもほえず、谷川氏云、黒樔橋とは、黒木いまるたを打渡して、其中に柴などを挾みて造るを云、今も山川に然せる橋多しといへり、〉さて此は假宮に往來ふ料に、假に渡せる橋なり、

柴橋

〔八雲御抄三上地儀〕橋　志ば

〔夫木和歌抄二十一橋〕建仁元年五十首橋下花　しばはし　前中納言定家卿

あともなき山路の櫻ふりはへてとはれぬ志るき谷の志ばはし

〔太平記三十九〕光嚴院禪定法皇行脚御事

光嚴院禪定法皇ハ、〈○中略〉人工行者ノ一人ヲモ不被召具、只順覺ト申ケル僧ヲ、一人御供ニテ、山林斗藪ノ爲ニ出立サセ給フ、〈○中略〉經日紀伊川ヲ渡ラセ給ヒケル時、橋柱朽テ見ルモ危キ柴橋アリ、

〔千首和歌大神宮法樂〕橋　　四辻宰相中將
夜をこめて遠かた人やわたすらん霜に跡みる谷の板橋
〔詩仙堂志承〕寄題石川丈人詩仙堂十二景
渡溪紅葉
晴嵐斷續晚秋山、錦樹霜紅映碧灣、還駐板橋寫佳景、色如彩筆有餘顏、　夕顏巷叟〇林道春

竹橋

〔入雲新抄三雜上〕橋　竹橋
〔蒼鹽草五雜〕竹橋題
〔大和志十一宇陀郡〕關梁　竹橋在山路村
〔慶長見聞集一〕江戸の川橋にいわれ有事
見しは今江戸に古より細き流れ只一筋あり、〇中略此流に橋五ツ渡せり、〇中略竹をあみて渡したる橋あり、是はすのこ橋竹橋とも名付たり、
〔江戸砂子一〕竹橋　御城きづきのころ竹をあみてしばらくのはしにわたされしよりの名といふ、

簀子橋

〔勢陽五鈴遺響度會郡八〕簀子橋　舊蹟聞書云、岩淵宮曲ノ末成橋ハ、近比迄竹ヲ編テ其上ニ土ヲ少敷テ渡リケル故ニ簀ノ子橋ト云云、
〔名所方角抄美濃〕長橋　橋の長五町計也、〇中略此橋は竹也、
〔勢陽雜記七〕簀子橋　同郡川端同所〇南野村ニアリ
〔大和志十吉野郡〕關梁　簀橋在宮瀧村吉野川上、
〔奥羽觀蹟聞老志八胆澤郡〕簀子橋
在內野崎村近于覚川畔、是地亦舊跡也、

〔皇大神宮年中行事〕一十一日旬神拜事
皇神遂晉其坐方向蹲踞拜也、件神拜以往御河有入江黑木橋渡、仍號御橋神拜、
〔詠大神宮二所神祇百首和歌冬〕網代
宇治川ヤ黑木ノ橋ノナカリセバ網代モヤナモ打ベキ物ヲ、
山城ノ宇治川ニハ網代ナドモ在ドモ、コノ宇治川事、恐以テ誤也、○也恐无誤 黑木ノ橋内外ノ宮有之、

檜橋

〔八雲御抄三上地儀〕橋　ひ萬檜　いちゐづのひばしといへり
〔藻鹽草五橋〕檜橋いちいづのひばしと云り
〔倭訓栞中編二十一〕ひばし　檜橋の稱あり、萬葉によめり、
〔萬葉集十六有由縁并雜歌〕長忌寸意吉麻呂歌八首
刺名倍爾、湯和可佐子等、櫟津乃、檜橋從來許武、狐爾安牟佐武

板橋

〔藻鹽草五橋〕いた橋の板橋共よめり、の字なくても、
〔運林本節用集伊乾坤〕板橋
〔倭訓栞中編伊二〕いたばし　唐詩に、人跡板橋霜と見えたり、草庵集に、
今朝はまた人のゆきゝの跡もなし夜の間の霜のまゝの繼橋詩格に朝陽不到渓陰處、留得
橋一板霜とも見えたり、
〔堀河院御時百首和歌雜〕橋　　權中納言國信
打わたすまきの板橋朽にけりまれにも人のこばいかにせん
〔夫木和歌抄二十一橋〕文應元年七社百首はしどの　　民部卿爲家
はしどのゝまきの板橋いしばしにつゞきてのぼる山ぞかしこき

〔日本書紀通證 十二〕渡會郡佐島座志(黑木橋、今在度會郡)、

〔藻鹽草 五 橋〕くろぎの橋

〔皇大神宮儀式帳〕一供奉朝大御饌夕大御饌行事事

御饌調供奉御橋一處、(長十丈、弘二尺、中略)御橋者度會郡司以黑木造奉、三節祭、別祭、封其橋、人度不往還、

〔御鎭座本紀〕御井與御饌殿往還間道一百二十丈、橋一十五丈、(黑木丸橋)此月毎修理掃淨、雜人等不通(本)

天、備敬仕奉、(中略)以黑木造奉御橋、天止由氣太神乃大御饌、伴神御氣供進奉、三節祭、別祭、封其橋、人

渡不往還、嚴重敬供奉焉也、

〔元長參詣記〕又に度會御宮のふごれを瀧原川ヲ、御裳濯河ト云、彼一百二十丈ノ黑樹ノ橋有

り、是秘事ルなどかたる、

〔大神宮諸雜事記 一〕天平寶字六年九月十五日、洪水五十鈴川洗岸流(失)、而國度會郡司依例(天)、太神

宮御前乃御川黑木御橋一道奉造渡之間、郡司假寢、入於御川(云云)、(中略)○

天曆八年五月十七日、太神宮神主重於宮司注文云、(中略)○(中略)右檢古實、宮中色々雜事役番宿直之勤、偏

郡司所役也、(中略)○(中略)御前黑木御橋已領之勤也、

〔枕草子 三〕草の花は

きうびはちかくて、枝のさまなどはむつかしけれどおかし、雨などはれ行たる水のつら、くろぎ

のはしなどのつらにみだれさきたる夕ばへ、

〔台記別記〕仁平三年十一月廿六日辛亥、今日詣春日、(中略)廿七日壬子、渡黑木橋、(予(頭注)所渡之橋也)經埒門就

傳舍、饗妓女了、

〔元長參詣記〕高倉山ノ西ノ岡山トタ有リ、其ニ天忍穗井御饌料ノ水アリ、汲奉ル宮人ノ道ニ橋ア

リ、是レ一百二十丈黑樹橋ト云、雜人不渡、今ハ河モたえて橋モかたの如クリ、

竿橋

飛鳥明日香乃河之上瀨石橋渡、(一云、石浪)下瀨打橋渡、石橋(一云、石浪)生靡留玉藻毛叙、絕者生流、打橋、生乎爲禮流川藻毛叙、干者波由流、(○下略)

〔萬葉集　四相聞〕大伴郎女和歌四首(○三首略)

千鳥鳴佐保乃河門乃瀨乎廣彌打橋渡須奈我來跡念者

〔萬葉集　七雜歌〕覊旅作

勢能山爾直向妹之山事聽屋毛打橋渡

右七首(○六首略)者、藤原卿(○房前)作、未審年月、

〔源氏物語　一桐壺〕御つぼねはきりつぼなり、あまたの御かた〴〵をすぎさせ給つゝ、ひまなき御まへわたりに、人の御こゝろをつくし給も、げにことはりとみえたり、まうのぼり給にも、あまりうちしきるをり〳〵は、う。ち。は。し。わた殿、こゝかしこのみちにあやしきわざをしつゝ、御をくりむかへの人のきぬのすそ、たへがたうまさなきことゞもあり、

〔源氏物語湖月抄　一桐壺〕うちはし(細)きり馬道に、板をうちわたしてかよふみちなり、内階、

〔筑紫道記　宗祇〕十六日(○文明十二年九月、中略)、宰府聖廟へまゐる、(○中略)反橋たかうして二有、又うちはしふたつ、その中にあり、

〔釋日本紀　二十四和歌〕佐烏磨志(竿橋也、言一橋、)

〔日本書紀　七景行〕十八年七月甲午、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有僵樹、長九百七十丈焉、百寮蹈其樹而往來、時人歌曰、阿佐志毛能、瀰概能佐烏麼志、魔弊菟者瀰、伊和哆羅秀暮瀰開能佐烏麼志、爰天皇問之曰、是何樹也、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、亦覆阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜號御木國、

〔釋日本紀　二十四和歌〕瀰開能佐烏麼志(御木之竿橋也、凡歌意者、百寮蹈僵樹往來之間、以彼木喩橋也、)

伏木橋

圓木の一橋

〔倭訓栞中編二十四〕まろきばし　獨木橋をいふ也

〔新撰六帖三〕はし　知家

旅人のわたるかけぢの丸木ばしあやぶみながら行ちがひつゝ

〔新撰六帖五〕しらぬ人　前内大臣

ふみまよふ山のかけぢの丸木橋しらずながらや戀渡るべき

〔源平盛衰記三十八〕小宰相局附愼夫人事

越前三位通盛ハ、略○中小宰相ノ局ト申女房ヲゾ相具シ給タリケル、彼局ト申ハ、故刑部卿憲方ノ娘、上西門院統子内親王○後白河后ノ女房也、心ハ情深ク、形チ人ニ勝給タリト聞エシカバ、心ヲ懸ヌ人ハナシ、略○中通盛御所ノ舍人ヲ語ヒテ、御文ヲ書テ是ヲ持テ、小宰相局ニ奉テ、散ヌ所ニ打置トテ給テケリ、略○中女院此文ヲ取出サセ給ヘバ、妓爐ノ煙ニ薫ツヽ、香モナツカシキ句アリ、手跡モナベテナラズ最タ、筆ノ立所モメヅラカナリ、

我戀ハ細谷川ノ丸木橋フミ返サレテヌルヽ袖カナ、略○中難面御心モ今ハ中々嬉タテナント書タリ、是ハ逢ヌヲ恨タル文也、略○中女院御自御硯引寄セ御座テ、

タヾ憑メ細谷川ノ丸木橋フミ返テハ落ル習ゾ

谷水ノ下ニ流テ丸木橋フミ見テ後ゾ悔シカリケル、ト遊シテ、女院御媒ニテ渡ラセ給ヘバ、力及デ終ニ靡給ニケリ、

〔夫木和歌抄二十一橋〕文治六年五社百首　まろきばし　皇太后宮大夫俊成卿

すゞか山きりのふるきのまろきばしこれもやことの音にかよふらん

〔夫木和歌抄二十一橋〕家集行路歌ふしぎのはし　權大納言實家卿

〔古今和歌六帖 三〕はし

津の國のなにはの浦のひとつ橋君をしおもへばあからめもせず、

〔夫木和歌抄 雜二十一〕題不知ひとつばし　平政村朝臣

くちのこる野田の入江のひとつばしむぼそくも身ぞふりにける

〔三河物語 三下〕天正三年乙亥五月廿一日、略中　勝賴は纔二萬餘にて、たき河之一ッ橋之せつしよを越、嶮岨橋を懸て、略下

〔[illegible]日記 下〕天明六年九月、粟田新城神院の祭禮、將軍家(家治)御薨御事にて延引して、十一月になりたり、此祭禮に白川の流の末、知恩院ちかきわたりに、一本橋とてかりそめに石を二枚計りわたしたる橋を、祭の御輿をもて夜半ばかり夜わたりとてとほる事あり、

〔和爾雅 一 地理下〕陸奧國　野田一橋 略中

〔江戸砂子 一〕一ッ橋　神田ばしの西手也、御城取の時、大木一本にてはしをかけしゆへの名なりとぞ、

圓橋

〔八雲御抄 三上枝葉〕橋　圓 [illegible]

〔夫木和歌抄 雜二十一〕まろばし

〔藻鹽草 五 橋〕圓橋

〔倭訓栞 中編二十四〕まろばし　丸橋の義、丸木橋も同じ、

〔堀河院御時百首和歌 雜〕橋　藤原顯仲朝臣

くちにけり人もかよはずいそのかみふるの、さはにわたすまろばし

圓木橋

〔八雲御抄 三上枝葉〕橋　圓木

〔藻鹽草 五 橋〕圓木橋 略中　岩にかけつく圓木橋

種類及構造

爲妃、令降之於葦原中國、是時勝速日天忍穗耳尊、立于天浮橋、而臨睨之曰、彼地未平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、具陳不降之狀、

〔萬葉集十三雜歌〕天橋文、長雲鴨、高山文、高雲鴨、月夜見乃、持有越水、伊取來而、公奉而、越得之旱物、

〔萬葉集略解十三上〕神代紀に、自穗日二上天浮橋、立浮渚在平處と有て、天に昇り降る橋有よしにて、其橋長かれと願へり、

〔倭訓栞前編二十四はし〕橋に石橋、土橋、板橋、圓木橋、高橋、浮橋、打橋、湿橋、反橋、舟橋、棚橋、呉橋、韓橋等の名あり、

〔播磨風土記揖保郡〕越部里（中略）御橋山、大汝命積俵立橋、山石似橋、故號御橋山、

〔伊勢國風土記〕度會郡

夫所以號度會郡者、畝傍樫原宮御宇神日本磐余彥天皇（神武）○中略詔天日別命、覓國之時、度會賀利佐嶺火氣發起、天日別命視之曰、于此小佐君居歟、差使遣令見、使者還來申曰、有大國玉神、賀利佐到于時大國玉神、遣使奉迎天日別命、因令造其橋、不堪造畢、于時到令以梓弓爲橋而度焉、爰大國玉神資彌豆佐佐良比賣命參來、迎相土橋鄉岡本村、天日別命歎地主之參會、曰、刀自當度會焉、因以爲名也、

獨梁

〔倭名類聚抄十道路具〕獨梁　淮南子云、獨梁（和名比度豆波之、今按、又一名獨木橋、見兗書、）縱橫一木之梁也、

〔伊呂波字類抄比地儀〕獨梁（ヒトツバシ）　獨木　榷（已上同、以木渡水、今之略彴也、）

〔枕草子三〕はしは
ひとつ橋

〔書言字考節用集二乾坤〕榷（ヒトツバシ）（廣雅、獨木之橋曰榷、）略彴（同、名釋）獨梁（同、淮南子）

〔和漢三才圖會三十四船橋〕榷（音若）　彴（音酌）　俗云、一ッ橋、○中略　榷橫木渡水者、即彴也、

〔大和志十吉野郡〕獨梁　獨木梁（イツボンバシ）（在小原村、跨十津川、漢中島處獨木架其長於此、）

名、又久志之渡〈[illegible]〉者、因日神之靈異而得此名、靈異二字、和語曰久志備也、

〈日本紀神代抄三〉天浮橋トハ虛空ヲ指シタ云也、〈○中略〉假令水上ハ虛空ト同ジ、其上ニ橋ヲカケタ交通スル事、此二神ノ通力ヲリ心ヲ得タ橋ト云事ヲバ出キタリ、ナレバ行事ノ道ニ必浮橋アカタル事、此習緣也、

〈古事記上〉天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也、故二柱神立〈○註略〉天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許々袁呂許々袁呂邇〈○註略〉畫鳴〈○註略〉而引上時、自其矛末垂落之鹽累積成島、是淤能碁呂島、

〈古事記傳四〉天浮橋は、天と地との間を、神たちの昇降り通ひ賜ふ路にかゝれる橋なり、空に懸れる故に浮橋とはいふならむ、〈或說に、五行志云、造水浮橋、如本字義之とあれば、水上に浮たるなれば異なり、〉天忍穗耳命、番能邇邇藝命などの天降り坐むとせし時も、天浮橋に立しこと下に見えたり、〈○中略〉丹後國風土記曰、與謝郡、郡家東北隅方、有速石里、此里之海、有長大石前、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上、廿丈以下、先名天椅立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行、而椅作立、故云天椅立、神御寢坐間仆伏、云々、此に因ば、此浮橋もと此神の作り坐しなり、さて天に通ふ橋なれば梯階にて立て有しを、神の御寢坐る間に仆れ橫たはりて、丹後國の海に遺れるなり、こは後の天香山、美濃の喪山などの故事の類にて、神代にはかゝることいと多し、後人儒者心もて勿あやしみそ、又播磨國風土記曰、賀古郡益氣里有石橋、傳云、上古之時、此橋至天、八十人衆、上下往來、故曰八十橋、これも天に往來し一の橋と見ゆ、神代には天に昇降る橋、此所彼所にぞありけむ、これを以て思へば、彼御孫命の降りたまふ時立しゝは、此處天浮橋と一にはあらで、別浮橋にぞ有けむ、

〈日本書紀神代二〉一書曰、〈○中略〉天照大神、以思兼神妹萬幡豐秋津媛命、配正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、

初見

の間をわたすものなれば、橋もまた彼岸此岸の絶間をわたす物なる故に、ハシとは名づけいひたりけん、棧道をカケハシといふも、また此義下、異なるべからず、

〔古事記傳 四〕柱と云名義は、波斯は間なるべし、〇古史傳云、耳ハ濔りたる語なるべし、間を波斯と云例多し、間人又萬葉の歌に相競端爾と云るも、端は借字にて間にの意なり、又木にもあらず草にもあらぬ竹のよの波斯に吾身はなりぬべらなり、と云歌も、竹を木と草との間と云るなり、かくて柱は屋と地との間にわたせばなり、又橋も同意か、此岸と彼岸との間にわたせばなり、又今俗言に、妻どひの最初に、言を通はしそむる媒を、波斯加氣と云も、橋懸の意にて、右の柱の事にもおのづから通へり、又箸と云名も、此物は必二相對ひより合て其用をなす物なれば、夫婦の意に似たり、又事の初を端といふも、此の御柱廻りの事に由あるなり、

〔日本書紀 一神代〕伊弉諾尊伊弉冊尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、廼以天之瓊瓊玉也、此云努、矛、指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮凝成一島、名之曰磤馭盧島、

〔釋日本紀 五述義〕私記曰、問天浮橋是何物哉、答此時雖天地開闢、洲島未成、既如浮膏之無所根係也、故謂立浮橋上耳、丹後國風土記曰、與謝郡郡家東北隅方有速石里、此里之海有長大石、前長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈以下、先名天椅立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而椅作立、故云天椅立、神御寢坐間仆伏、仍怪久志備坐、故云久志備濱、此中間云久志、自此東海云與謝海、西海云阿蘇海、是二面海雜魚具春住、但蛤乏少、播磨國風土記曰、賀古郡益氣里有石橋、傳云、上古之時、此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋、案之天浮橋者、天橋立是也、

〔日本書紀纂疏 上二〕天浮橋指空虛而言、橋水梁也、所木爲橋、架於水上、濟不通、以利天下之人、亶陰陽往來、而造化萬物、爲利於人也、舊說云、天浮橋、今丹後州天橋立是也、二神立於其上、故得橋立之

護スルノ習ナリ、中世以降ハ僅ニ橋行事若シクハ橋警固ト稱シテ、檢非違使又ハ守護所司代等ヲシテ、臨時ニ警衞セシメシガ、德川幕府ノ時ニ至リテハ、多ク橋番屋ト稱シテ、橋ノ兩端ニ小屋ヲ設ケ、橋吏ヲシテ常ニ此ニ住セシメ、又橋附手當船ヲ置テ不時ノ用ニ供セシム其橋吏ニハ定番人アリ、添番人アリ下番人アリ、書役アリ、常ニハ糞土ヲ掃除シ、破損ヲ檢察セシメ、若シ出火、出水等ノ事アルニ及ビテハ、橋掛名主、橋番請負人、水防請負人等ト共ニ、橋附抱人足、及ビ附近ノ船持、船乘、車力等ヲ率ヰテ、之ガ防禦ヲ爲サシメタリ、

初メ王朝ノ法タル、凡ソ橋ヲ造ラントスルトキハ、必ズ先ヅ造橋所ヲ設ケ、臨時ニ宣旨ヲ下シテ造橋使ヲ任ジ、其用度ノ如キハ、或ハ諸國ニ課シ、或ハ沒官者ノ資財ヲ以テ之ニ充ツルコトモアリシガ、延喜ノ制、毎年稅稻ヲ出擧シ、其利息ヲ以テ造橋ノ料ニ充テタリ、然レドモ世ヲ歷ルノ久シキニ及テ、此法漸ク行ハレズ、是ニ於テカ私ニ資金ヲ醵集シテ之ヲ修造スルノ擧盛ニ興ル、而シテ多クハ僧徒ノ募緣スル所ニ係ル、之ヲ勸進橋ト云フ、抑モ僧徒ノ力ヲ橋梁ニ用ヰシヤ、其由テ來ル所遠シ、而シテ孝德天皇ノ朝、元興寺ノ僧道登ガ宇治橋ヲ造レルヲ以テ最モ古シトス、是ヨリ後、行基、勝道ノ輩、皆造橋ヲ以テ事ト爲シタリ、而シテ其成ルニ及ビテハ、橋供養ト稱シテ必ズ佛會ヲ修セリ、

織田氏ヨリ豐臣氏ヲ歷テ、造橋ノ事漸ク整フ、秀吉ガ三條橋ヲ造リ、其柱ヲ石ニセシガ如キ、是ヲ石柱ヲ用ヰル始トス、此時三大橋始テ舊ニ復セリ、德川幕府時代ニ至リテハ、橋梁ノ制モ益、備リテ、其周到ナルコト前代ニ過ギタリ、凡ソ幕府ノ制タル、大橋ヲ造ラントスルニハ、必ズ之ヲ普請奉行ニ命ジ、其用度ハ概ネ御藏銀ヲ以テ之ヲ辨ゼシガ、後ニハ多ク諸橋ニ橋請負人ヲ置テ、之ニ造橋一切ノ事ヲ擔當セシメ、武士、醫師、幷ニ神官、僧侶等ヲ除ク外、渡橋者ヨリ毎人必ズ金若干ヲ納メシメ、以テ其費用ニ充テシメタリ、然レドモ其弊ヤ徒ニ請負人

古事類苑

地部三十八

橋上

橋ハ、ハシト云フ、之ヲ水上ニ架シテ、以テ人物ノ往來運搬等ニ供スルモノニシテ、木ヲ以テスルヲ普通ト爲シ、石ヲ以テスルモノ之ニ亞ゲ、間ニハ綱及ビ藤葛ヲ兩岸ニ渡スモノアリ、又舟ヲ比ベテ橋ニ代フルアリ、其他之ヲ細別スレバ其種類甚ダ多シ、

本邦ニ於テ橋梁ノ設アルハ遠ク神代ニ起リテ、伊弉諾伊弉冉二尊ノ時、既ニ天浮橋ニ乘リタ天降リ給ヒシコトアリ、天孫降臨ノ頃ニハ大橋、小橋、高橋、打橋、浮橋等ノ稱アリ、又之ト相前後シテ、或ハ棧ヲ積ミ、或ハ弓ヲ横ヘ、或ハ網ヲ編ミテ以テ橋ヲ造リシコトモ古史中ニ散見セリ、推古天皇ノ朝ニ至リ、百濟ノ人芝耆摩呂歸化シテ呉橋ヲ造ル、時人大ニ其巧妙ヲ稱セリ、漢風ノ橋ヲ造ルコト是ニ始マル、

大寶ノ制、凡ソ天下ノ津橋ハ民部省ノ管スル所ニシテ、京師ハ左右京職、諸國ハ國司ノ分轄スル所タリ、〔神宮ハ宮司之ヲ管ス〕而シテ其之ヲ修營スルニ當リテハ、京内ノ大橋及ビ宮城門前ノ橋ハ、並ニ之ヲ木工寮ニ命ジ、自餘ハ京内ノ雜徭ヲ役シテ造ラシム、諸國ニ在リテハ、毎年九十兩月ノ交、即チ秋收ノ後ヲ待テ修理セシム、蓋シ一ハ以テ農ノ時ヲ妨ゲザランガ爲ニシテ、一ハ以テ貢調ノ使ニ備ヘンガ爲ナルベシ、

往時宇治、山崎、勢多ヲ三大橋ト稱シ、並ニ橋吏ヲ置ケリ、橋吏ハ、ハシモリト云フ、即チ橋ヲ守

を見んとて家を出て、遊行せるならんと思はるゝに霊を嶮嶇なる大山の外には道路を修め、常に霊を着けて是を修復し、多くは其幅盡くべく廣潤にして、諸侯及び代官相互に往來して出遇ふとも、支橋なきに至れり、其道路には松杉栗櫻などの諸木繁茂す、其平坦なる地には、大抵湖川ありて、人家稠密なる方へ流れ行き、風景佳麗にして、水上數艘の舟、貨物を處々に輸りて、絶へず上下往來する行成、其等の景色想ふべし、

(南向茶話)関口、王子村の脇に谷村と中島ありて、畑道の間を、鎌倉海道と申傳へ候、古へ當國の往來筋の山中候、如何承度候、

答曰、御紙之通りに下(二三品)も承候、此所谷村と呼申候に付、畑道も鎌倉海道と唱へ候哉と被存候所に、古老の説に、當國の方池沼多くして、足入の地なるが故歟、往古の道路は、今の青山百人町の西北の方、渋谷と申所をへて、千駄ヶ谷八幡の前に(此邊今に鎌倉海道と呼ぶ所の小名)大窪へ通、高田馬場より雑司ヶ谷法明寺脇通り、護國寺後通り、只今の中仙道の道を横ぎり、谷村邊の川村を經て、豊島村より千住の方へ古の道路也といへり、右物語を案するに、其國の道筋三ヶ所迄舊名殘り候得ば、其證なきにあらず、只今青山百人町より直に相州小田原へ往來道を、俗に中道と呼び、東海道より二里近く、日本橋より相州小田原迄十八里の由也、〇下略

(倭名類聚抄十道路)馬道　辨色立成云、馬道〈[illegible]〉向、堂之道也、

(香取神宮古文書十五)一札之事

一御太戒濟五郎屋敷、横七尺五寸之所、今度請社家相談を以、永々馬道に寛申所實正也、自今以後、兩人屋敷道普請之節、七尺五寸外、從中間敷候、爲後日如件、

元祿四年辛未六月　日

家主所　印

田所　印

伊勢路
中國路

〔五驛便覽〕東海道（○宿驛名略、以下同、）　伊勢路　中國路　中山道　美濃路　佐屋路　本坂通　水戶佐倉道　例幣使道　日光道中　壬生通　奥州道中　甲州道中

〔德川禁令考五十九〕（延享四年）　年號闕子二月
中國と相唱候國々之儀ニ付、内藤帶刀より問合、
一中國路
右ハ何國何之郡より何之驛迄を中國路と相唱候哉
一中國と相唱候國々、何之國を相唱候哉、
右之段、兼而相心得罷在度御問合申候、以上、
九月廿日
下ケ札
書面之趣相糺候處、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、右之國々を中國と相唱候得共、何國何驛迄を中國路と相唱候哉、右體名目差極候而ハ難ㇾ及御挨拶候、
子二月

雜載

〔塵袋十〕一熊野ノ道ヲナスト云フ何心ゾ、ナスト云フハ行歩ノ心ナリ、上林賦ニハ阡陌直指云ヘリ、コレハハヤラカニアユム心ナリ、呂向ガ注云、指ハ行也ト釋セリ、サレバ道ヲナスト云フ義、ソノイハレゾカシ、

〔日本風俗備考三小引〕日本の如き山國には、河海湖澤の畔には、處々佳麗なる村鄕城市ありて、貨物の商買を爲す、其山上谷間も、共に人家あり、或は間々廣濶なる土地ありて、各箇の城市村落の數幾許なるを知るべからず、其家造は歐邏巴の如く、高き塔にて府外の近傍より望み見るべきが如くならず、然れども行旅道路に塡咽して、繁劇なる有りさまは、全國の民人、毎日佳麗なる山水

美濃守道中奉行立合、於下口勘定所溜へ諸大目付、御目付列之間、諸家家来江、左近将監道中奉行石川申
渡左之通、

申渡

東海道往来ニ而、最寄ニも無之面々、近来中山道、甲州道中往返いたし候諸家家来多有之趣相聞
候、右両道は定人馬も東海道よりは遙數少、一體困窮第一之場所ニ候へば、旅人又は諸家荷物等多
往還有之候節は繼人馬も多、自助郷村々も一統難儀之筋にも至り候、依之道中奉行江問合之上
往返可有之儀ニ候、左候得ば時節等之考略も有之事ニ候間、中山道往返定例之面々は格別、其外
に勝手ニ付、中山道甲州道中共、家来并荷物共旅行いたし候儀は、いづれも道中奉行江相達、差圖
之上、往返いたし候樣可被取計候、

未九月

〔徳川禁令考五十道中〕正徳二辰年三月

東海道、中山道、日光海道奥州海道、水戸佐倉海道江相渡書付、

定

一公家衆門跡方道中往来之時者、人足三十人、馬三十疋ニ相限り候處、近年者御定人馬之外、添人
馬多相立候故、宿々并助人馬出候在々迄困窮ニ及ぶ由相聞候、向後たとひ宿々馳走として人
馬差出候とも、御定り之員數、馳走之人馬共、都合五十人三十疋之外、一切差出すべからざる事、

〇中略

右之條々并前々定之通堅可相守之、若此等之趣ニ相背、向後宿々又ハ加宿助郷等難儀之由申訴
候ハヾ、可爲越度もの也、

正徳二辰年三月

日光道中
奥州道中

〔驛肝錄〕諸家旅行ニ付、人馬遣高間合之節心得、組不同、(中略)
日光道中
奥州道中
　貳拾万石以上
　　當日幷前後二日ヅヽ、都合五日、貳拾五人、貳拾疋、(下略)

〔皇都午睡　三編中〕千住は、奥州街道の咽首にして、板橋よりは宿も廣く、家居も遙に奇麗なり、大橋を中に置て、大千住小千住とて南北に分れり、小千住の方を掃部宿とも云ふ、

〔和漢三才圖會　六十七武藏〕從江戶到日光山行程凡三十四里

江戶二里　千壽二里八町　草加一里二十八町、自此下總國、　越谷二里十二町　幽谷一里半　杉戶一里半　幸手二里三町　栗橋二十町、有川、東太郎、爲武藏下總國界、　中田一里自此下總、　古河二里十六町　野木二里十九町　儘田一里半自此下野國　小山一里　新田一里二十九町、左行日光、右行奧州道、　飯塚一里二十二町　壬生二里二十六町、有壬生川、　二連木一里十一町　鹿沼二里八町　文挾十三町　板橋一里二十八町　今市一里　鉢石八町　日光山

到奧州羽州道筋、出下野之小山新田道、如左、

新田下野[illegible]新田、自江戶凡十九里半、自此到金井一里近、　金井一里半　石橋一里半五町　雀宮二里　宇都宮二里半、其地民屋賑、　白澤一里半、有川渡、　宇治江二里四町　喜連川三里、有市、[illegible]、　佐久山一里半餘　大田原三里十町　鍋掛三里餘、有那須野原、　蘆生三里半　奧州白坂自此至白川三里、自此出羽下、

〔皇都午睡　三編中〕內藤新宿といふは、大城の與西に當つて、甲府及び青梅街道の咽首なれば、是又賑はしき驛なり、女郎宿屋も家居廣く、茶屋も甚多けれど、舊內藤侯の屋敷地にて、內藤新宿と呼び、山手にて田舍街道なれば、表手は多く藪か畑か崖地にして閑靜なり、

甲州道中

〔道中秘書　一〕中山道往來之事　附甲州道中
寛政十一未年、中山道往來之義ニ付、松平伊豆守殿(○中)老道中奉行江被仰渡、同年九月廿九日、井上

絶聲を聞かれ[illegible]會を定給ひて、木曽路の行程川支の憂なく、億兆の士民其恩澤を蒙ること、實に道廣り御代とは此時なるかな、

〔和漢三才圖會七十[illegible]〕自江戸木曽街道

大坂 十六里 江州草津 三里 守山 三里 武佐 二里 愛智川 二里 高宮 一里 小野 一里 鳥居本 一里 番場 一里 醒井 一里 柏原 一里 美濃今須 一里 關ヶ原 一里 垂井 二里十二町 赤坂 二里八町 美江寺 一里六町 河戸 一里 加納 四里 鵜沼 二里 太田 二里 伏見 一里 御嶽 三里 細久手 二里 大久手 三里 大井 二里 中津川 一里 落合 一里 二十七里 信州馬籠 二里 妻籠 一里 三留野 二里 野尻 一里 須原 三里 上松 二里 福島 一里 宮越 二里 藪原 一里 奈良井 一里 贄川 二里 元山 三十 洗馬 二里 鹽尻 三里 諏訪 五里 和田 二里 中屋 一里 蘆田 一里 望月 一里 八幡 一里 鹽[illegible] 一里 岩田村 一里 小田井 一里 追分 一里 沓掛 一里 輕井澤 二里 上州坂本 峠◯下

〔木曽古道記〕一古道

馬籠 妻籠 御殿 與川 長野 池尻 棧橋 東野 吉野 黒越 藪原 川上 大原 原野 宮越 藪原 奈良井 贄川

〔皇都午睡三編上〕東海道、木曽街道は、馬駕籠とも自由なり、一時木曽の宮の越にて雨儀ひして、風覆しければ心急ぎ、茶店にて馬を雇らへさせしに、此馬にて、馬士も十七八の女なり、菅笠にて出づれば、男女やらわかるべからず、茶屋の店より馬に乗る所、世話する者も女なり、藪原の驛を過て鳥井峠の絶頂まで三里餘の道を、日の七ツ時より追ふて行、還りは又藪原にて荷物を附て歸り、夜の四ツにもなるべし、錢三百文計の錢を儲んとて、若き女の雨風をこと共せず行事也、

木曾街道

一高宮（同國犬上郡）（彦根江一里六町）（愛知川へ二里）　同

一武佐（同國蒲生郡）三里半　小笠原能登守領分

一愛知川（同國神崎郡）二里　同

一守山（同國野洲郡）草津へ一里半　松平伊豆守領分

道法合百二十九里十五丁五十三間（從ニ江戸、米津迄）

〔書言字考節用集二乾坤〕。木。曾。路。（キソヂ、本字岐蘓、續日本紀作吉蘇、信州安曇郡、）

〔道中秘書一〕木曾路名目之事

天保九戊年三月、尾張殿御城附ゟ書面、中山道須原宿西助郷嘗詞之義ニ付、御答下ケ札之内、

木曾路と有之候は、領分中、中山道筋一般の義と相心得可然哉、又は熱川ゟ馬籠迄拾壹ケ宿之義と相心得可然哉之事、

挨拶　書面、熱川ゟ馬籠迄を木曾路と申習はし候事、

〔遊囊賸記二十五〕木曾路ハ、美濃ヨリ信濃ニ入立總稱ナリ、但右ニ御坂トイフハ、坂本ヨリ惠奈ガ岳ヲ踰テ、伊奈ヘ出ルコトニテ、今ノ馬籠峠ニハアラズトナム、今朝ノ雨ニ雲閉テ行先クラシ、中津川ニ憩ヒ、木曾川ヲ左ニ見テ嶮喩ヲ越ユ、

〔橘庵漫筆二〕木。曾。街。道。は、往古は今のごとく人馬の往來決してなしと見えたり、謠曲の山姥の發端に、善光ぞと影たのむと次第を作れり、一節の趣意は、都の舞女信州善光寺詣を志し、越路へむかひ、越後のあげ路の山にて山姥に逢し旨なり、誠に昔は今の葛橋杳の渡しなども、棧の中にまぢり、中々たやすく他邦のもの、渡り得べき路程ならず、實に命をつなぐと云しごとく樵夫も行なやみし歟、京都より百里に足らぬ信州善光寺へ、貳百里も有越後廻りをするを見るべし、平家既に關東へ向ふにも、北陸道へ出たり、木曾殿これに向はるゝに、萬一木曾路自由ならば、美濃路を經て兵を分ち、平家の横道を斷るべきに、倶利迦羅に向はるゝも、木曾の坂路自由ならずと思はる、加能越を越て信州に至る順路明らけし、然るに昭平貳百年已來、莫大の人工を以、斷岸

近年東海道可相通面々も、中山道往來有之由相聞候、知行所最寄違候共中、中山道通候儀如何ニ候、向後最寄違候面々、中山道被通候はゞ、其譯各月番迄相伺、可被得差圖候、

午十月

〔皇都午睡 三編中〕板橋宿は、中仙道木曾街道の咽首なれど、品川とは一口に云れず、至極陰氣なり、女郎屋女郎も下品にして、皆飯店ばかり、道中筋女郎と同じ、

〔五驛便覽 乾〕中仙道

一板橋 武州豐島郡 江戸ゟ二里 貳里十丁 御料

一蕨 同國足立郡 一里十四丁 同

一同浦和 一里十丁 同

一同大宮 二里 同

一同上尾 三十四町 同

一同桶川 原市江一里廿四丁 鴻巣江一里三十丁 同

一同鴻巣 四里六丁四十間 同

一熊谷 同國大里郡 常陸道行田江 二里 阿部能登守領分

一深谷 同國榛澤郡 熊谷へ二里半 本庄へ二里九丁 御料

一本庄 同國兒玉郡 越後道玉村へ二里三十丁 新町へ二里 同

一新町 上州緑野郡 一里半 落合新町笛木新町二ヶ村高新町宿ト云 同

一倉賀野 同國群馬郡 高崎 新町へ一里十三丁 本町へ一里十九丁、田町へ同断、松平右京亮領分 例幣使道玉村へ一里半

一同高崎町 越後道金古江二里半 板鼻へ同町ゟ一里三十丁 新町ゟ二里 同人城下

一同板鼻 三十丁 御料

一同安中 二里十六町 板倉伊勢守城下

一同松井田 二里十五町七間 同人領分

一同坂本 二里半十六丁廿七間 同

一輕井澤 信州佐久郡 一里五丁 御料

一同沓掛 一里三丁 同

一同追分 小諸へ三里半 小田井江一里十町 同

一同小田井 一里七丁 内藤志摩守領分

一同岩村田 一里十一丁 同

一同塩名田 二十七丁 牧野遠江守領分

一八幡 三十二丁 同

一望月 一里八丁 同

路之儀は、前々御書付は無之候得共、道中筆行ニ而は、前書之通相心得、是迄諸向ニも本坂ニ准じ、被掛いたし來候、

右御將ニ付申上候趣、書面之通御座候、御渡被成候口上書登遙逓上仕候、以上、

戌〇寛政二年　四月

〔五驛便覽〕佐屋路

尾州愛知郡一岩塚　熱田へ貳里、神守へ貳里九丁、但萬場へ壹ヶ月之内十五日代り、間　尾張海東郡一萬場　熱田へ貳里半、神守へ壹里半九丁、　同一神守　壹里半九丁　一佐屋　桑名へ船路共三里　馬籠四ヶ宿道法合九里　船路共

〔木曾古道記〕一東山道〇中略中山道とも稱せり、東海道北陸道兩道の中道なればにや、

〔五街道宿觸取扱筋秘書〕五海道文字之事

一中山道　只今迄仙之字書候得共、向後山之字可書之、

〔千曲之眞砂九〕東山道木曾路驛傳

駐曰、俗説誤て中山道といへり、其春也尾州名護屋より清洲へ出、それより美濃大垣へ出る道あり、これ朝鮮人などの通る道なり、東海東山兩道の中を通る陸路故に中山道と稱す、今の木曾路をも中山道とはいふべからず、東山道または木曾路といふべし、誤來りて公儀の御觸書などにもたまたま見ゆ、又武州上州邊の驛宿の分杭にも中山道と云り、いと拙し、又或人のいはく、東海北陸兩道の中を經れば、中山道と名付るといへり、是は實以然るへからず、七道の一名、豈兩道の間を以て名付といふ事あらんや、僻說といふへし、東山道の木曾路といはんに論あるべからず、

〔道中秘書一〕中山道往來之事附甲州道中

正德四午年十二月廿一日御渡御書付

覺

一右御金被下向後、品川大森兩村引請ニ成候得ハ、此以後万一大破出來、兩村之手際難叶節ハ、道附替可被仰付候間、其節ハ在家引料ハ被下間敷事、

一右普請所兩村引請之儀、往還之道端を節一ニ仕立可申候、宿中家居之邊ハ、道端より普請之仕方劣り候而も不苦候事、

一潮干場築出し置之儀、平生浪當強處ニ而、築出シ候而も難保場所ニ候間、其通ニ差置可申候、依之一ケ年ニ見取、永十八文宛上納仕來候得共、此分向後差免可申事、

右村之者共致評儀、普請引請候事難成存候ハヽ、道附替之筈ニ候間、否之儀可申事、

〔道中秘書 五〕佐屋路旅行之儀ニ付御尋之趣申上候書付

桑原伊豫守
根岸肥前守（〇二人連 道中奉行）

参勤交代之節、東海道佐屋廻り伊勢路通行仕候儀、病氣又は風雨ニ而渡海難相成節相廻り、其段旅中ゟ御屆申上候儀ニ候哉、夫にも及申間鋪候哉之旨相伺候書付御渡被成、佐屋路之儀は、宿々も有之候義に付、勝手旅行いたし、御屆等申上候にも及間鋪節は無之哉之段、御尋ニ御座候、

此儀、東海道宿々、人馬百人百疋之定ニ有之、佐屋路之儀は、人馬五拾人五拾疋之持立ニ而、半減之儀ニ付、諸大名参勤交代之節、勝手ニ通行仕候節ニ難成候はヾ、渡海を厭ひ候處より、佐屋路通行之面々相增可申哉、左候而は書面之通、外宿々ゟ人馬數も少く、繼立差支可申、且東海道之方休泊、其外往還助成相減難義仕候義故、往來之面々、病氣又は風雨等に而無據節は、其段御屆申上、通行可仕義と奉存候、依之前々ゟ佐屋路通り之方を相廻り、旅行いたし度旨、諸家ゟ私共江問合候節も、本坂通行に准、風雨急病等之節は、格別勝手次第通行相成候と、申筋には有之間鋪と、挨拶仕來候義に御座候、尤右本坂通り之儀は、享保二十卯年之御書付も有之、佐屋路美濃

田今路正覺院とあれば、梭花園院の御字、今の海道と見得たり、

〔道中秘書〕五 本坂通り勝手に通行不相成事

但

東海道荒井渡海御普請被仰付候以後、渡海能相成候ニ付、御用ニ而相越候者も、新居罷通候間、參勤交替之面々も、新居往還可有之候、本坂通ニ相越候儀は無用ニ候、併新居江參り掛り、風雨等ニ而渡海難相成儀出來候ば、其節は本坂越通行之儀格別ニ候、以上、

三月 寶永七寅年

〔東海道名所圖會〕三 御油

本坂越 これより左の方へ別街道あり、是弁今切の海上を嫌ふ人々御油より嵩山へ すこしてよ險阻なり、遠州濱松の北へ出る本坂越といふ、 嵩山 峠わたしあり、 三ヶ日 嵩山より二里、氣賀へ三ヶ日より氣賀まで三里、此所に關所あり、 中山路なり、氣賀より濱松までは、 戸ヶ方なり、此所より氣賀關所まで十三里半、

〔德川禁令考〕五十九 道路橋梁 享保十九寅年三月

品川大森兩村道附替之儀ニ付御書付

一品川宿幷大森村之内、海邊御普請所々有之、先年より度々修復有之候得共久難持候、依之今度評議之上、山手之方江往還道附替候積りニ候、只今迄之破損所ハ不及修復筈ニ候、然上ハ在家をも山手へ被引移候而可有之事、

一右之通ニ而ハ差當り所之者共難儀可致候、且又海邊小破之節早速繕等致候ハヽ、如今迄之大破ニハ成間敷哉、然バ今一度普請可被仰付候條、此度普請積り之入用金ニ増を加へ、都合金二千兩、品川大森兩村江可被下候條、右之内を以、破損所修復仕立、殘金ハ年々小破繕等之入用ニ除置可申事、

一大津 近江國滋賀郡 石原清左衛門支配 安永元辰四月ゟ 船路 矢橋へ五拾町 伏見へ四里八町 京へ三里

一伏見 城州紀伊郡 伏見奉行支配 京へ三里 淀へ壹里拾七町

一淀 山城國久世郡 稲葉丹後守城下 京へ三里 牧方へ三里拾貳町

一牧方 河州茨田郡 御 大坂へ五里 守口へ三里

一守口 同 大坂へ貳里

從江戸大坂迄、馬繼五拾六ケ宿、外人足役壹ケ宿、道法合百三拾七里四丁壹間、船路共、

從江戸京都迄、馬繼五拾三ケ宿、道法合百貳拾六里六町壹間、

○按ズルニ、本書此他伊勢路、中國路、中山道、美濃路、佐屋路、本坂道、水戸佐倉道、例幣使道、日光道中、壬生道、奥州道中、甲州道中等ノ宿驛アリ、今之ヲ略ス、

〔和漢三才圖會 七十四攝津〕至武陽江戸、高百三十四里

大坂二十九里半、從是伊勢道、 勢州關一里半、三條川 龜山二里少不足、有泉川橋、 庄野二十三町 石藥師二里半餘 四日市三里八町、有屋川土橋、百六十間、 桑名七里舟渡、木曾川末、 尾州熱田宮一里半餘 鳴海二里半十三町 參州池鯉鮒三里、有矢矧橋、二百八間、 岡崎一里半九町 藤川二里九町 赤坂十六町 御油二里半九町 吉田二里半餘 二川二里十二町、鹽見坂 遠州白須加一里十町、濱名 新井一里、舟渡、有番所、 舞坂二里半十二町 濱松三里七町、天龍川 見付一里半、有三分野橋、 袋井二里十六町 掛川一里半十一町 日坂二里菊川、小夜中山 金谷一里、有大井川、南北流、 駿州島田二里 藤枝一里半八町 岡部二里九町、宇都谷 丸子一里半、阿部川 府中一里半十一町 江尻一里二町、有三保松原、自此至身延山十四里、 沖津二里 由井一里 蒲原二里半十町、有富士川、 吉原二里十六町、富士山麓、 原一里半 沼津一里半 豆州三島三里二十町 箱根三里半十町、有關所、 相州小田原四里、酒匂 大磯二十六町 平塚三里十四町、馬入川舟渡、 藤澤二里 戸塚二里 武州程ケ谷一里 金川二里半 川崎二里半 品川二里 江戸

〔鹽尻八〕一昔東國往來の路、熱田宮下馬の前を東へ通り、上野の道に懸りて往來せしとぞ、今の驛路は何時ゟ始るや不詳、按するに撰擇集秘鈔、文安元甲子十二月六日所聞の古本奥書に、尾州熱

定助郷無き驛場も有之たる由、〈略〉○中當時は五海道共〈東海道、中山道、甲州道中、日光道中、水戸海道、〉都て助郷相增、不殘定助郷に成候、定之字を拔、助郷と唱、三役之高掛り物御免也、

○按ズルニ、此書奥州道中ヲ擧ゲズシテ水戸海道ヲ擧ゲタリ、前掲ノ諸書ト同ジカラズ、

〔五街道宿御取扱筋秘書〕五海道文字之事

一東海道　海端を通候に付海道と可申

〔皇都午睡〈三編中〉〕品川宿は、東海道の咽首なれば、陽氣なる事此上なし、高繩より茶屋有て、品川宿の中央に小橋あり、上は女郎屋店、橋より下を大店と云ふ、

〔一話一言〈二〉〕五十三驛

山谷詩、鬼門關外莫言遠、五十三驛是皇州、

本邦の詩人、東海道を五十三驛といふは、是に本づける歟、○〈又見三傳馬驛條三十一〉

〔五驛便覽〕東海道

一品川〈武州荏原郡〉　御料　貳里半〈江戸より貳里〉

一川崎　同　貳里半

一神奈川　同　壹里九町

一程ヶ谷　同　貳里九町

一戸塚〈相州鎌倉郡〉　同　貳里

一藤澤〈同國高座郡〉　同　三里半

一平塚〈同國大住郡〉　同　貳拾七町〈馬入川舟渡〉

一大磯〈同國淘綾郡〉　同　四里〈酒匂川歩行渡〉

一小田原〈同國足柄下郡〉　大久保加賀守城下　四里八町

一箱根　〈江川太郎左衛門御代官所大久保加賀守領分〉分郷　三里廿八町〈關所あり〉

一三島〈豆州君澤郡〉　江川太郎左衛門御代官所　壹里半

一沼津〈駿州駿東郡〉　水野出羽守城下　壹里半

一原〈同〉　御料　三里貳拾貳間

一吉原〈同國富士郡〉　同　貳里半拾貳町〈富士川舟渡〉

一蒲原〈同國庵原郡〉　同　壹里

一由井〈同〉　同　貳里拾貳町〈興津川舟渡〉

見へ候、自今以後、此等之者之事、無禮致し候者相聞へ候ハヽ、其所前後之宿々、急度其沙汰に及ばるべき事、候間、宿々之役人共、常々無油斷心を付、候而、見合次第にからめ出し、往來之障無之樣、可仕旨被申付候、以上、

正德六申四月

〔德川禁令考〕五十二 驛傳　寶永二酉年五月

傳馬宿拜借錢覺

東海道○中略　合六拾六ケ所　内五十五ケ所ハ一ケ所千貫文ヅヽ、　由比町三千貫文　橋本守口二ケ所一ケ所四百貫文ヅヽ、　舟渡六ケ所同斷　川越二ケ所百貫文ヅヽ、　右錢高合六萬千四百貫文　東海道分

中仙道○中略　合七拾九ケ所　一ケ所三百五拾貫文ヅヽ、　右錢高二萬七千六百五拾貫文　中仙道分

日光并奥州海道○中略　合四十四ケ所　内二十八ケ所　一ケ所三百五拾貫文ヅヽ、　六ケ所一ケ所百七拾五貫文ヅヽ、　但越ケ谷、大澤、栗橋、川口、岩淵、中田也、　右錢高合一萬四千三百五拾貫文

甲州海道○中略　合三拾五ケ所　一ケ所三百五拾貫文ヅヽ、　右錢高合一萬二千二百五拾貫文

佐倉海道　八幡　小松川　小岩　合三ケ所　一ケ所三百五拾貫文ヅヽ、　右錢高合千五十貫文　總錢高合拾壹萬六千七百貫文　此金貳萬九千百七拾五兩　但一兩ニ四貫文替

○按ズルニ、此書、日光奥州ノ二道ヲ合セ、別ニ佐倉海道ヲ擧ゲタリ、驛肝錄亦之ニ從テ佐倉海道ヲ水戸道中ト稱セリ、五街道宿御取扱錄秘書等載スル所ト同ジカラズ、

〔地方凡例錄〕六　一定助鄉大助鄉之事付り加宿之事

前々は定助鄉大助鄉と云て、中山道日光道中等之内は、定助鄉と云は稀に有之、東海道之内にも

中同斷

右之通、向後可_相心得_旨、中〇正徳六年四月十四日、河内守殿、〇老中井上松平石見守、伊勢伊勢守江〇二人道中奉行被_仰渡_候、

〔享保集成絲綸錄二十二〕正徳六申年四月〇中略

海なき國と申傳へ候は

下野の國　甲斐の國

此道に、海道と申事のあるべき事にもなく候へば、

日光道中　甲州道中

右之通にて可_然候

〔憲法部類乾〕東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中、往還並木植候、幷道造等之義、先達而道中奉行より相達候、

右五海道之外往還、幷脇往還共驛場有_之道筋、並大風折枯木根返り等之跡へ、早速植繼、〇中略村々無_懈怠_可_致_手入_旨、御料は御代官、私領は領主地頭より可_被_申付_候、〇中略

十二月

〔德川禁令考五十二 道法度〕享保元申年四月

五海道宿々江觸書　　道中奉行江

道中筋におゐて、ごまのはい雲助など申もの有_之、往來輕きもの之爲に、難儀之由風聞候處、此度中島村におゐて切殺され候者も、彼類之者之由に候、總じて此等之類ハ、宿々之者共見知らざる事にも有べからず候得共、其餘黨之爲ニ恨を報せられ候所を憚り候故ニ、其通りに仕差置候事と相

よめり、

〔續日本紀八元正〕養老二年五月庚子、土左國言、公私使直指土左、而其道經伊與國、行程迂遠、山谷險難、但阿波國境土相接、往還甚易、請就此國、以爲通路、許之、

〔日本紀略桓武〕延暦十五年二月丁亥、勅、南海道驛路迴遠、使令難通、因廢舊路、通新道、

〔長門本平家物語九〕おりふし、伊豆の國の御家人近藤七國平と云者のぼりたりけるに、文覺そぐせさせて、南海道より伊勢路をぞくだしける、

西海道

〔倭訓栞中編十八〕にしのみち　北山抄に西の道とみゆ、西海道をいへり、日本紀同じ、

〔與地解題二十一〕西海道にしのみち、又にしのうみのみち、(同宮)或は西の道(北山抄)とよめり、民部省圖帳には西海道とかけり、延喜式に、この惡國を爲遠國といふ、凡九國二島、按るに、國造本紀に、壹岐島造、對馬縣直と書して、國造とせず、延喜式和名抄にも島とよるせり、また文德實錄笠野朝臣貞主上表云、九國二島郡縣國造云々、職原抄大宰の下に、凡當府管九國二島とひたり、拾芥抄にのみ西海道十一國とありて、諸國のなみに守個の名を書す、佐渡隱岐等のごときも今皆すでに國と稱すれば、十一國とせるにしたがふべきに似たりといへども、古書にその例すくなきをもつて、みだりに改る事をせず、

〔續日本紀光仁七〕寶龜二年五月辛卯、太宰府言、豐後伊豫二國之界、從來置戍、不許往還、但高下尊卑、不知無別、宜五位以上差使、往還不在禁限、又薩摩大隅二國貢調人、已經八歲、道路遙隔、去來不便、或父母老疾、或妻子單貧、請限六年相替、並許之、

五海道及脇道

〔五街道宿御取扱筋秘書〕五海道文字之事

一東海道　海端を通候ニ付海道と可申
一中山道　只今迄仙之字書候得共、向後山之字可書之、
一奧州道中　右同斷
一日光道中　右同斷
一甲州道中　日光道

儀、心附可致丁寧候、
右之通可被申渡候

山陰道

〔釋日本紀二十一秘訓〕山陰ソトモノミチ

〔倭訓栞前編十三曾〕そとも　日本紀に山陰を背面といふと見えたり、萬葉集に背友と書り、背津面の義なり、かげともは影津面の義、つお反とも、背面の國は卽山陰道の事なり、北山抄にもさ見えたり、

〔異稱解題十八別紀〕山陰道　曾止毛乃道北山抄　またとものみち、又かげとものみち西宮記とよめり、成務紀には背面といふ

山陽道

〔釋日本紀二十一秘訓〕山陽カゲトモノミチ

〔倭訓栞前編六加〕かげとも　日本紀に山陽を影面といふと見えたり、萬葉集に影友と書り、かげつおもの義、つお反とも、北山抄に山陽道をかげともの道とよめり、

〔異稱解題十九別紀〕山陽道　加介止毛乃道北山抄　とよめり、成務紀に山陽曰影面かげとも、民部省圖帳には山陽道とあり、延喜式に、播磨、美作、備前爲近國、備中、備後爲中國、安藝、周防、長門爲遠國といふ、俗に山陰山陽を中國と稱すとは、畿內と筑紫の中にある故なるか、扶桑記勝

〔日本後紀十三逸文〕大同元年五月丁丑、勅、備後、安藝、周防、長門等國驛館、本備蕃客、瓦葺粉壁、頃年百姓疲弊、修造難堪、或蕃客入朝者、便從海路、其破損者、農閑修理、但長門國驛者、近臨海邊、爲人所見、宜特加勞勿減前制、其新造者、待定樣造之、

南海道

〔釋日本紀二十一秘訓〕南海ミナムノミチ

〔倭訓栞前編三十美〕みなみのみち　北山抄に南海道をよめり、日本紀にみなむのみちと見ゆ、

〔異稱解題二十別紀〕南海道　南乃道とよめり、北山抄　またみなみのみち、又みなみのうみのみち西宮記と

り、

〔奥師解題十七〕北陸道　久波加乃道(北山)またくるがのみち、又きたのみち、又やまのみち(和名抄)とも訓す、七州皆北海をうけたるを以て、東海東山に對し北陸道といふ、(延喜式)

〔簾中抄(下諸國)〕北陸道七ヶ國こしぢといふ

〔類聚名物考(地理六)〕越路　こしぢ　三越道みこしぢ

越前越中越後の三國を、むかしはひとつに越の國と言へり、古事記には高志と假名にも有り、京より往來の道をこし路と云、又はみこし路ともいへり、三越へ通ふ故に、三はみなりといふ事もあれども、三吉野三熊野の類ひ、みは眞といふに同じく、賞美の詞にて、眞玉眞金の類ひ是なり、但攝津近江の三津の類ひも、賞美の詞も有、又三所津の名有には、かねていふも有は、必しもかぎりて云にはあらず、三熊野、三山、三越、三坂の類相同じ、

〔日本書紀(七景行)〕二十五年七月壬午、遣武内宿禰、令察北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息也、

〔德川禁令考(四十九道路)〕元文二巳年正月

北陸道往還道修復之儀ニ付御書付　御勘定奉行江

御代官　大草太郎左衛門

去年高波ニ而崩候北陸道往還道、如元修復不仕候而ハ難成候段、所により續ひ候而深候場所も可有之候、入用ハ松平河内守より被出し候道ニ候、且又右往還道計ニ無之、外ニ道筋有之候得共、廻り道ニ而、本道より里數いか程違候哉、左程之違も無之候はゞ、只今迄之往來往還道ハ相止、外之道ニ仕、其所江只今迄之在家を引、家造いたし候はゞ、自今浪除之場ニも可然哉、左候はゞ、右入用可相積候、ケ樣之儀をとくと可致勘辨候、只今迄之往還道、是迄之通ニ見角不仕候而ハ難成儀候哉、此度之通之高波又有之間敷儀にも無之候間、右之外にも如何樣ニ仕候にて可然と存候

東のみち北山抄など訓ず、古事記に、東道とあるは、今の東山道なり、按るに、崇神御時、四道將軍を遣されしころは國おほくひらけず、東道といふは、近江、美濃信濃、按るに、此信濃といふは、今の松本領飯山領のあたりなるべし、上野等の高き所のみひらけて、臼氷峠より末はいまだ道通せず、それより後國次第にひらけて、東山道、近江、美濃飛驒信濃、上野下野、秩父、甲斐となる、續紀光仁寶龜二年、秩父甲斐を東海道へ屬し、陸奧出羽を加ふ。下略

〔日本書紀景行七〕五十五年二月壬辰、以彥狹島王、拜東山道十五國都督、

〔續日本紀文武一〕四年二月壬寅、遣巡察使于東山道、檢察非違、

〔續日本紀聖武十二〕天平九年四月戊午、遣陸奧持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日、到陸奧多賀柵、與鎭守將軍從四位上大野朝臣東人共平章、且追常陸、上總、下總、武藏、上野、下野等六國騎兵總一千人、開山海兩道、夷狄等咸懷疑懼、仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人、遣海道、差歸服狄和我君計安壘遣山道、並以使旨慰喩鎭撫之、下略

〔日本後紀嵯峨二十一〕弘仁二年四月乙酉、廢陸奧國海道十驛、更於通常陸道、置長有高野二驛、爲告機急也、

〔吾妻鏡十〕文治六年正月八日癸亥、依奧州叛逆事、被分遣軍兵、海道大將軍千葉介常胤、山道比企藤四郎能員也、而東海道岩崎輩者、不相待常胤、可進先登之由申請之間、神妙之言被仰下、仍彼輩者雖爲奧州住人、不存貳歟、各無隔心、相具之、可遂合戰之趣、今日付飛脚、被仰遣奧州守護御家人等許云云、

北陸道

〔釋日本紀秘訓十七〕北陸クヌガノミチ

〔運步色葉集保〕北陸道ホクロクダウ

〔倭訓栞前編八〕くぬがのみち　日本紀に北陸をよみ、北山抄には北陸道をくにがのみちと訓せ

以上百二十餘里、自京大津へ加三里定、六十三在之

永祿元年戊午閏六二十四日寫之

(續日本紀三十一)寶龜二年十月己卯、太政官奏、武藏國雖屬山道、兼承海道、公使繁多、祗供難堪、其東山驛路、從上野國新田驛達下野國足利驛、此便道也、而枉從上野國邑樂郡、經五箇驛到武藏國、事畢去日、又取同道向下野國、今東海道者、從相模國夷參驛達下總國、其間四驛、往還便近、而去此就彼、損害極多、臣等商量、改東山道屬東海道、公私得所、人馬有息、奏可、

(新編常陸國誌六)行路

海道 海道ハ東海ノ大道ナリ、伊賀伊勢以東本國ニ至ルマデ十五箇國、皆東海道ノ域ニ屬ス、故ニ往來ノ大道コレヲ海道ト稱ス、古代石背石城ノ國イマダ陸奧ニ隸セザリシ間ハ、東海道ニ屬ス、故ニ今ニ至ルマデ石城、石川、菊多、岩崎等ノ四郡ヲ呼テ海道四郡ト稱ス、陸奧國中ニ海道ノ稱アリシコトハ、日本後紀ニ、弘仁二年四月乙酉、廢陸奧海道十驛、更於通常陸道、置長有高野二驛ト見エタルニタシカナリ、海道ノ十驛トイヘルハ、本國多珂郡ヨリ古昔國ヲ越テ菊多郡ニ入シヨリ、海道四郡ト稱セル內ノ驛家ヲイヘリ、更ニ長有高野ノ二驛ヲ置トイヘルハ、白河郡ノ內ニテ、本郡久慈郡ニ通ズル道ナリ、

(驛路工隧策)古への東海道は、駿河、甲斐、伊豆とつゞきたれども、後に街道のつけ替りたるゆへ、甲斐國は通はざるなり、

(釋日本紀十七秘訓二)東山道ヤマノミチ

(佳調集中雜二十七)やまのみち 東山道をいふ、日本紀北山抄にみゆ、今中山道といふ、

(淺中抄下國)東山道八ヶ國これもあつまち

(東路解題十四)東山道 ひうかしのやまのみち、又ひうかしのみち、又うめつみち、西宮記又山の道、

島田五十町駿河國　前島一里　藤枝二里　岡部五十町　濁利子一里
手越一里　國府一里　瀬無川二里　高橋一里　興津二里
湯井一里　蒲原五十町　車返五十町　三島五里　草河
湯本五十町相模國　小田原一里　酒勾一里　鄢水二里　志保見
平塚二里　懐島三里　鎌倉

以上百廿餘里、自京大津加三里、定六十三宿、在之畢

〔實暁記七〕一自京鎌倉マデノ宿次ノ次第

大津三里　勢多五十町　野路二里　鏡二里　武佐一里
蒲生野二里　愛智河一里　四十九院二里　小野五十町　馬場五十町
佐目加井五十町　柏原　居増一里　山中五十町美濃國　垂井二里
赤坂三里　墨俣二里　黒田三里尾張國　折戸二里　萱津三里
熱多五十町　鳴海五十町　杳懸五十町　八橋二里三河國　矢波木二里
作岡五十町　山中五十町　赤坂二里　渡津一里　今橋五里
橋本五里遠江國　疋馬二里　池田五十町　國府二里　簑井二里
懸河三里　西坂五十町　菊河一里　鎌塚五十町　島田五十町駿河國
前島一里　藤枝二里　岡部五十町　濁利子一里　手越一里
國府五十町　瀬無河二里　高橋一里　興津二里　湯井一里
蒲原五十町　車返五十町　三島五町　草河　湯本五十町相模國
小田原一里　酒句一里　鄢水二里　志保見　平塚
懐島三里　鎌倉

昔の道は、今の往來とは少しく異なり、中山道のうちへかゝりて、美濃路をへて尾張へ出て今の道を通りて、駿河より足柄關を越て、小田原の下へおりたり、その比の紀行、太平記等に出るさまにてしられたり、

太平記二巻俊基朝臣再關東下向之事（文繁ければ略す、地名のみを書す、）會坂關　打出濱　水海　勢田橋　宇[illegible]野　守山　篠原　鏡山　老曽の森　番馬　醒井　柏原　不破關美濃　尾張　熱田八劍　鳴海　遠江　濱名橋　池田宿　天龍河　小夜中山　菊川　大井川　島田　藤枝　岡部　宇都山　清見潟　三保ヶ崎　興津　かん原　富士　浮島ヶ原　車返　竹下道　足柄山　大磯　小磯　小ゆるぎ　鎌倉

右元德二年七月十一日に、六波羅へ召とられ、關東へ下向あれば、十二三日の比、京を出られしと見ゆ、末に七月廿六日の暮程に、鎌倉に着給ひしよし見ゆれば、十五六日の日數にて下られしなり、

〔大乘院記錄〕應仁二年十二月十五日、自京都至鎌倉宿次第、

大津三里　勢田五十町　野路二里　守山二里　鏡二里
武佐一里　蒲生野二里　愛智川一里　四十九院二里　小野五十町
馬場五十町　佐目伽井五十町　柏原　居増一里　山中五十町美濃國
醒井二里　赤坂三里　墨殿二里五十町　黒田三里尾張國　折戸三里
萱津一里　熱田五十町　鳴海十五町　沓懸五十里　八橋二里三河國
矢波木　作岡五十町　山中五十町　赤坂二里　豐津一里
今橋五十町　橋本五里遠江國　匹馬二里　池田五十町　國府二里
袋井二里　懸河三里　西坂五十町　菊町一里　鎌塚五十町

〔倭訓栞中編三字〕うめつみち　東海道をいふ、北山抄に見ゆ、日本紀同じ、うへつみちとも見ゆ、うめはうみの轉成べし、

〔簾中抄下諸國〕東海道十五ヶ國　あづまぢとい

〔類聚名物考地理六〕吾妻路。。　あづまぢ又東路

東海道、中山道ともに都より關東八國へ下る道を、すべてあづま路といへり、諸國より京へ入道を都路。。といふに同じ、

〔松屋筆記七〕東海道を字音によみたる歌

元眞家集に、武藏の守ひでまげが、鶴のかたのとうがい、あせち殿に奉れり、其文に、ましろかねのかめの箱に藥いれたり、それに

　ことしより君に千年をゆづるぞとうかいだうに求いでたる

〔日本書紀孝德二十五〕大化二年三月甲子、詔東國國司等曰、集侍群卿大夫及臣連國造伴造幷諸百姓等咸可聽之、〇中略朕復思欲蒙神護力共治等治、故前以良家大夫使治東方八道、既而國司之任六人奉法、二人違令、毀譽各聞、〇下略

〔異稱解題七〕東海道　宇女都美知、又宇倍都道、北山抄又うみへつみち、又うへつみち、又ひうかしのうみのみち西宮記、江家次第、など訓す、民部省圖帳には東海濱道とありて、うなづちと訓す、案るにこの道に屬せる國は、沿海卑濕の地のみにして、神武御時ひらかれたるは、伊賀素賀にかぎれると、崇神御時信濃知々夫等の國造たつ、當今の海道は斥鹵の地なるを、成務の御時に伊賀よりはじめて、陸奥の牟にいたつて、數多の國造おかれて、今の東山の國出羽にいたるまでも、おなじく一道たり、應神仁德の間に及て、下總下野等わかれ、七道の目定りて、今の經界とはなれり、

〔類聚名物考地理六〕東海道

れし事の始なりけり、

〔古事記傳二十三〕御畿外を都て七道と分ち、又其名どもを定められたるも、何れの御世と云こと詳ならず、故に孝徳天智ばかりの御世にもやありけむ、孝徳紀二年に畿内の堺を定められしことは見えたれども、其處にも七道のさだは見えずして、同年の文に東方八道とあるは、なほ上代の稱格なれば、是時いまだ都てを分て七道とせる制りは無かりしこと知られたり、然るに彼紀の此御巻にしも、東海北陸などあるは後に出來たる名を以て記されたる物にして、當昔の名には非ず、此紀に東方十二道、高志道などあるぞ古の稱にはありける、又景行紀に東山道とあるも同じことなり、凡て孝徳紀より前にかゝる名どもの見えたるは、後のを以て記されたるものぞ、成務紀に山陽山陰とあるは、何處にまれ、山南山北と云ことにして、山陽道山陰道を云るには非ず、さて七道と云ことは文武紀に始めて見えたり、

〔令義解七公式〕凡朝集使、東海道坂東、謂駿河與相模界坂也、東山道山東、謂信濃與上野界山也、北陸道神濟以北、謂越中與越後界河也、中略〇皆乘驛馬、

〔日本書紀二十九天武〕十四年九月戊午、直廣肆都努朝臣牛飼爲東海使者、直廣肆石川朝臣虫名爲東山使者、直廣肆佐味朝臣少麻呂爲山陽使者、直廣肆巨勢朝臣粟持爲山陰使者、直廣參路眞人迹見爲南海使者、直廣肆佐伯宿禰廣足爲筑紫使者、

〔扶桑略記五天武〕十五年八月、七道諸國遣巡察使、

〔續日本紀三文武〕大寶三年正月甲子、遣正六位下藤原朝臣房前于東海道、從六位上多治比眞人三宅麻呂于東山道、從七位上高向朝臣大足于北陸道、從七位下波多眞人余射于山陰道、正八位上穗積朝臣老于山陽道、從七位上小野朝臣馬養于南海道、正七位上大伴宿禰大沼田于西海道、中略〇下

〔釋日本紀十七秘訓四〕東海[illegible]

ガシノウミノミチ、東山道はヒウガシノヤマノミチなどあるぞ、字にあたりて、正きさまに聞ゆめれど、此たぐひは、中々に後の訓にて、東海道は、ウミツチなどいひ、東山道は、東の道又山の道といひ、北陸道は、クルガ道、又キタノ道といひ、南海道はミナミの道、西海道はニシノ道といへるぞ、返りて正しかるべき、こは互にまざるゝことなきかぎりは、言を省きて、つゞまやかに短く定めたるものと聞ゆればなり、書紀の處々に見えたる訓も、畿内はウチツクニ、東海道は、ウミツミチ、又ウミツミチとも、東山道は、ヤマノミチ、又アヅマノヤマノミチとも、北陸道は、クヌガノミチ、又タニガノミチ、又タムカノミチ、又タルガノミチとも、山陰道は、ソトモノミチ、山陽道は、カゲトモノミチ、南海道は、ミナミノミチ、西海道は、ニシノミチとあり、○下略

〔享保集成絲綸錄二十二〕正德六申年四月

五畿七道之中に　東山道　山陰道　山陽道　いづれも山の道をセンとよみ申候、東山道の内の中筋の道に候故に、古來より中山道と申事に候、

〔東雅三地輿〕京畿の外、東西南北の國を七道に分たれし事の初、崇神天皇の御時、大彦命、武渟川別、吉備津彦、丹波道主命等を、北陸、東海、西海、丹波の四道へわかち遣はされしと見えしは、北陸東海などいふ事の見えし始なり、(北陸東海の事は、前の方位の條に見えたり、されど是らもまた國史に見えし所をいふなり、)其後景行天皇の御時、彦狹島王を東山道十五國都督となされしと見えしは、東山道といふ事の始なり、又其後成務天皇の御時、國縣を分て邑里を定め、以東西爲日縱、南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面と見えしは、山陽山陰などいふ事の始なり、又其後孝德天皇の御時、畿内國を定られしと見えしは、畿内といふ事の始なり、天武天皇十四年九月、東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫に使者を遣されしと見えしは、南海といふ事の始なり、文武天皇大寶元年六月、凡國宰郡司、并庶務一依新令と勅せられ、是日遣使七道、宣告依新令爲政せられしに至りて、遂に畿内、東海、東山、北陸、山陰、南海、西海の七道を定め置

〔北山抄〈十給遣唐使〉〕奏事中

東海道〈宇美部都美知、又宇美部乃道〉、東山道〈山乃道、東乃道〉、又北陸道〈久奴加乃道〉、山陰道〈曾止毛乃道、加介止毛乃道〉、或山陽道〈加介止毛乃道、或曾止毛乃道〉、南海道〈南乃道〉、西海道〈西乃道〉

〔玉勝間〈十〉〕畿内七道のよみ又郡司のよみ

此二書〈北山抄、西宮記〉を合せて考るに、西宮記の方に、東海道を、ウチペツミチとある、上のチは写し誤にて海辺ツ道なるべし、へ。もじ脱るべし、ウペツアチは、うみべのみを省きたるにて、是も海辺つ道なるべし、アチは御道なり、昔の片假字には、ミをもア。と書ること、書紀の訓などにも多く有て、まぎらはしきなり、これも考ありけむを、今は見分がたくなりぬ、ヒウガシは、ひんがしといふと同じ、こはもとひむかしにて、じは、たしかにむといひ、かも清たる言なるを、音便にて、むをうとも、んともいひ、それに引れて、がをも濁るなり、日向を、ひうがといふも同じ、東山道を、ウメツミチ、北海道を、ヤマノミチとあるは、後に写すとて所を誤れるなり、ウメツミチは東海道の訓、ヤマノミチは、東山道の訓なり、北山抄正し、さてウメツミチは、かのウベと同じくて、べ。を通はしてメといへるなり、北陸道を、クルガノミチとある、クルガは、くぬがを唱へ誤れるなるべし、くぬがは、今世にも陸といふ是なり、山陰道を止モノミチとあるは、止の上は、曾字有しが脱たるなり、そも〳〵西宮記のが見たるかれこれの本どもは、みな上の件のごとくなるを、写し誤とおぼしきところ〳〵は、諸本今も有べきなり、北山抄のかたは、すべて正しく見ゆ、其中に、北陸道に、キタノミチといふ訓なきは、落たるにや、南海道西海道の例によるに、これも北の道ともいふべきなり、又二書ともに、山陰道にカゲトモノミチ、山陽道にソトモノミチとある説は、ひがことなり、かげともは影面にて、南をいひ、そともは背面にて北なるを、さる意をもしらぬ人の、陰字によりて、ゆくりなくさかしらに入れかへたるなるべし、さて又東海道は、ヒウ

七道

還來尾張國。

〔古事記傳 二十七〕此段書紀には、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、居于酒折宮、云、於是日本武尊曰、蝦夷凶首咸伏其辜、唯信濃國越國頗未從化、則自甲斐北轉歷武藏上野、西逮于碓日坂、時日本武尊毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶、故因號山東諸國曰吾嬬國也、於是分道遣吉備武彥於越國、令監察其地形嶮易及人民順不、則日本武尊進入信濃とあり、此記と異なること多し、其差を論らはむに、先其路次、此記の趣は蝦夷を言向て還坐、相模より足柄山を越て甲斐に到坐、其より信濃を經て尾張に還坐る國の次第、皆よくかなへるを、書紀には歷常陸至甲斐國とありて、後に自甲斐北轉歷武藏上野、西逮于碓日坂云々、進入信濃とあるは路次順はず、其故は、常陸より甲斐に到る國には、武藏もあり、或は相模もあるを、其を云ハで、直に歷常陸至甲斐と云るは、遠きたる國のごとくにていかゞ、歷常陸武藏などこそ云べけれ、但し常陸なのみ殊に云るは、御歎に其國の地名あるがためにてもあるべし、さて又甲斐より信濃へ行むに、武藏上野へ轉歷むは、路次いたく違へり、若武藏上野にも背ける者などありて、故に言向に幸るか、然らば其事をも云べし、云ずては由なく聞ゆ、されば此は歷常陸武藏上野、西達于碓日坂とありけむが、傳のまぎれて前後の亂れつるにやあらむ、又右の如くにては、甲斐國に至り賜へることも何の由とも聞えず、此記の如きは、常陸、武藏、相模、甲斐、信濃と路次なるを、書紀は然らざればなり、若右に云る如く、常陸、武藏、上野など歷て、碓日坂を越て信濃に幸せるならば、甲斐へは、其後に信濃より別に幸せりとせむか、されどさては歌の九夜十日の日數少くて、あまり遠なり、左右に甲斐に幸せる事、由なく聞ゆ、さて彼御歎ありし地も、足柄と碓日と傳の異なる、此は何れか正しからむ、決めかねつ、

〔伊呂波字類抄 地儀 見〕道ミチ、七道東海道、東山道、南海道、西海道、北陸道、山陰道、山陽道、

〔西宮記 四月〕一郡司讀奏

上卿目、輔令讀、先讀畿內七道六十國銓擬大少領數、次讀道名、東海道(ヒガシノウミチ)又ウミヘツミチ、ウヘツミチ、東山道(ヒウカシノヤマノミチ)又ヤマノミチ、又東ノミチ、北陸道(クヌガノミチ)又キタノミチ、クルマノミチ、山陰道是止モノミチ、又カケ止モノミチ、山陽道カゲトモノミチ、又是トモノミチ、南海道ミナミノミチ、又ミナミノウミノミチ、西海道ニシノミチ、又ニシノウミノミチ、次讀國名、〇下略

四道

賀州金澤　六十七里　越中立山　百四十六里　奥州仙臺　二百十二里
奥州宗規濱　三百廿五里　和州奈良　十一里　和州吉野　二十三里
和州大峯　二十九里　紀州熊野　四十七里　紀州弱山　二十八里
江州大津　三里　羽州湯殿　二百五十二里　尾州熱田　三十七里半
江州多賀　十六里　伊勢山田　四十三里半　伊勢鈴鹿　十八里
若狹小濱　十八里　丹波龜山　五里　攝津大坂　十三里
攝津高槻　六里

凡西國筋先出于大坂行、海陸可任意、其里程見于攝州之卷、

〔日本書紀崇神五〕十年七月己酉、詔群卿曰、導民之本在於敎化也、今既禮神祇、災害皆耗、然遠荒人等猶不受正朔、是未習王化耳、其選群卿遣于四方令知朕憲、九月甲午、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彥遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受敎者、乃擧兵伐之、旣而共授印綬爲將軍、十月乙卯朔、詔群臣曰、今返者悉伏誅、畿内無事、唯海外荒俗、騷動未止、其四道將軍等今忽發之、丙子、將軍等共發路、十一年四月己卯、四道將軍以平戎夷之狀奏焉、

〔古事記傳二十一〕四道は上に見えたる北陸、東海、西道、丹波なり、さて西道とは山陽道を云りと聞ゆ、西海道までを兼たるにはあるべからず、

〔古事記崇神中〕此之御世、大毘古命者遣高志道、其子建沼河別命者遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴（自麻下五字以音）人等、又日子坐王者遣旦波國、令殺玖賀耳之御笠、（中略）故大毘古命者、隨先命而罷行高志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古共往遇于相津、故其地謂相津也、

〔古事記傳二十三〕高志道、高志は越國にて上卷に出、（傳十一）道の事は次に云、（式に越中國射水郡道神社、加賀國石川郡味知神社あり、姓氏録に道公、大彥命孫彥屋主田心命之後也なども見ゆ、此らは此の道に緣なきことなるべけれど且く出しつ、○中略）東方十二道、東方は、比牟加

日、海路廿七日　越中國（行程上十七日、下九日）海路廿七日　越後國（行程上廿四日、下十七日）海路卅六日　佐渡國（行程上卅四日、下十七日）海路卅九日。

山陰道

丹波國（行程上一日、下半日）　丹後國（行程上七日、下四日）　但馬國（行程上七日、下四日）　因幡國（行程上十二日、下六日）　伯耆國（行程上十三日、下七日）

出雲國（行程上十五日、下八日）　石見國（行程上廿九日、下十五日）　隱岐國（行程上廿五日、下十八日）

山陽道

播磨國（行程上五日、下三日）、海路八日　美作國（行程上七日、下四日）　備前國（行程上八日、下四日）、海路九日　備中國（行程上九日、下五日）、海路十二日　備後國（行程上十一日、下六日）、海路十五日　安藝國（行程上十四日、下七日）、海路十八日　周防國（行程上十九日、下十日）

長門國（行程上廿一日、下十一日）、海路廿三日

南海道

紀伊國（行程上四日、下二日）、海路六日　淡路國（行程上四日、下二日）、海路六日　阿波國（行程上九日、下五日）、海路十一日　讚岐國（行程上十二日、下六日）、海路十二日　伊豫國（行程上十六日、下八日）、海路十四日　土佐國（行程上卅五日、下十八日）、海路廿五日

西海道

太宰府（行程上廿七日、下十四日）、海路卅日　筑前國（半時行程一日）　筑後國（行程一日）　肥前國（行程上一日半、下一日）　肥後國（行程上三日、下一日半。）　豐前國（行程上二日、下一日）　豐後國（行程上四日、下二日）　日向國（行程上十二日、下六日）　大隅國（行程上十二日、下六日）　薩摩國（行程上十二日、下六日）　壹岐島（海路行程三日）　對馬島（海路行程四日○路嶋）

〔和漢三才圖會（七十二山城）〕山城　從京師至諸國行程大略

武州江戸　百二十四里　常州鹿島　百五十三里　相州鎌倉　百十九里

野州日光山　百五十八里　甲州身延山　九十九里　豆州箱根山　百一里

駿州富士嶺　九十二里　信州善光寺　百十二里　越前敦賀　二十九里

道と彼木の下へ至り給ひ、宴を披き詩を吟じ歌を詠じ、終日御詠候、西山より此所迄は、行程五十七里、是は板東道の積也〇下略

〔東遊記後編二〕三本木臺

南部の地は、今も六丁を一里と云、余初め宿より宿の間を尋るに、或は二十五里、三十二里抔いひしに驚しが、後には馴て常に成たり、道平なる所などは、馬に乗りて道をいそぎし事ありしが、南部の地にては、一日に七八十里、又は百里も徑行せし事ありき、仙臺領津輕領も南部に近き地は、たゞ六丁を一里と云、六十丁を大道一里と云、其地の人に里數を尋るに、其人大道か小道かといひて、幾里ありと答ふ、總而古風なる事多し、

〔延喜式二十四主計〕畿內

山城國行程一日　大和國行程一日　河內國行程一日　攝津國行程一日　和泉國行程上二日、下一日、

東海道

伊賀國行程上二日、下一日、　伊勢國行程上四日、下二日、　志摩國行程上六日、下三日、　尾張國行程上七日、下四日、　參河國行程上十一日、下六日、　遠江國行程上十五日、下八日、　駿河國行程上十八日、下九日、　伊豆國行程上廿二日、下十一日、　甲斐國行程上廿五日、下十三日、　相模國行程上廿五日、下十三日、　武藏國行程上廿九日、下十五日、　安房國行程上卅四日、下十七日、　上總國行程上卅日、下十五日、　下總國行程上卅日、下十五日、　常陸國行程上卅日、下十五日、

東山道

近江國行程上一日、下半日、　美濃國行程上四日、下二日、　飛驒國行程上十四日、下七日、　信濃國行程上廿一日、下十日、　上野國行程上廿九日、下十四日、　下野國行程上卅四日、下十七日、　陸奧國行程上五十日、下廿五日、

北陸道

若狹國行程上三日、下二日、　越前國行程上七日、下四日、海路六日　加賀國行程上十二日、下六日、海路八日　能登國行程上十八日、下九

去常陸國界四百十二里
去下野國界二百七十四里
去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也、天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也、

天平寶字六年十二月一日

按ずるに、(中略)天平寶字は孝謙天皇の年號、六年は廢帝御位の四年なり、(中略)又按續日本紀天平寶字六年の下に、太宰府に歸して國の行程を錄へるさしむといふ事あり、此の碑もその類とみえたり、

(東大寺造立供養記)文治二年春、賀寄周防國、(中略)木津至于奈良七里、(三十六町爲一里、)

(長門本平家物語十三)なかにもよくはらの經島つかれたるこそ、人のまわざともおぼへず、(中略)はたよりおきは一里三十六町いだしてぞつき出したりけり、

(甲陽軍鑑品第二十)信長岐阜に居ながら、頭をかたふけ徒在候が、岐阜と大寺の間は、上道十里に少遠く候に是まで取つめ給ふ、(下略)

○按ズルニ、上道ハ三十六町一里ニシテ、東道ノ六町一里ナルニ對シテ云ヘルモノナルコト、上文ニ引ク所ノ梅園日記ニ說アリ、

(桃源遺事三)西山公(○德川光圀)御風雅なる御事も、今の世には稀なるべきか、その片端を申さば、或年、水戸城より南に當りて、小幡(茨城郡)といふ所の往還の傍に、類ひなき櫻有、一とせ花の比、春雨の時間もなくふりける日、この櫻の事を覺し召出され、雨中の花一えはにこそとて、御笠を召れ、遠

（町にたらずといふ事にて、これも六町一里なり、）甲陽軍鑑にも、上道東道といふ事多く見えたり、其中にも謙信他界の跡さだつ事といへる條に、三郎殿たまらずして、越後の内、府中のお館といふ城へ取籠給ふ、春日山城よりお館の城へは、上道一里半、東道九里也とあり、是にて上道は三十六町一里、東道は六町一里なる事明かなり、相模の七里が濱、上總の九十九里の濱みな此定めなり、又百因緣集（花園左大臣事）に、京ヨリ男山ハ遙ノ程ゾカシ、注に及二十里、大王里也とあり、王は三の誤にて、大三里也なるべし、此書正嘉元年常陸にての作なれば、京の事をも、東國の六町一里にて記したるなり、大三里は渡天行程記にいへる大里にて、三十六町一里なり、（六町一里にて二十里は百二十町なれば、三十六町一里にすれば三里と十二町なれど、成數をいへるなるべし、）

附議す、渡天行程記に、六町一里を記したるは、唐土此定めなりといふこと、むかしもいひしならん、されども六町一里にあらず、其證は楊萬里誠齋詩話に、東坡詩云、臥占寬閑五百弓、七尺二寸爲一弓、事見譯梵、一尺八寸爲一肘、四肘爲一弓、今通鑑二百四十八卷、史炤釋文引薩波多論云、西天度地以四肘爲一弓、去村店五百弓、不遠不近、以閑靜處爲蘭若、今以唐尺計之、蓋二里許也とあり、一弓七尺二寸なれば、五百弓は三百六十丈なり、さて二里許といへるを二里とすれば、一里は百八十丈也、皇朝の一町六十間は三十六丈なり、是にて百八十丈（宋の時の尺、皇朝のと多くは違はじ、）を除すれば五となる、卽皇朝の五町なり、又楊氏東坡が詩といへるは誤也、鶴林玉露雜組等に、王荊公詩とあるを是とす、

〔年山紀聞〕壷碑〇中略

多賀城

去京一千五百里

去蝦夷國界一百廿里

とづきて算ふる時は、一町は四十丈なり、若し是を六十間とみれば、一間は六尺六寸六分有餘なり、一間の尺寸和漢ともにいぶかし、右御伽雙紙は、算術士中根保之丞法橋所著、

〔筆のすさび 一〕一里程　我邦の一里は、西土の十里にあたること、彼方の書にても、まゝ見ゆれば、記事の文、或は詩にても吾土の一里は十里といひても通ずべきこと論なし、然れども疑して暢のよろしからぬ事もあるやうにおもはるれば、是を竹山先生に問ひしに、竹山の云へるは、周の時の書に、なほ夏正を用ふるもの多し、吾邦の里程、今の法に改りしは、何時の事か明ならざれども、奥羽の地は、猶昔の里程にて計るとぞ、されば官府へ奉る文書にもあらず、私に記するには、いづれにても然るべきならんと、これによりて、余が詩にも百里を千里と用ひしなり、

〔新編常陸國風土記 六〕行路

凡古ノ里數ハ三千六百歩ヲ一里トス、俗間ニ所謂六町一里ナリ、天正文祿ノ際、豊臣太閤ノ制ニヨリ、ナベテ三十六町ヲ一里トス、神祖又其法ニ准ジテ一里塚ヲ築ク、コレヨリ後悉ク是制ニ從フ、

〔梅園日記 四〕一里町數

玉勝間に、道の程を三十六町を一里とするは、いつの世よりのさだめならん、○中略とあり、按ずるに語林類葉に、上の文を擧て、又云、太平記卷十三、龍馬進奏の條今朝卯の刻に、出雲のとんだを立て、酉の刻のはじめに京著す、其道すでに七十六里とあり、拾芥抄田籍部云三十六町爲二一里一とあるは、富士の道記よりは、太平記先なりとの意なるべし、なほ先なるは、東大寺造立供養記に、文治二年周防國より材木を出しゝ事を記して、木津至二于海一七里、注に三十六町爲二一里一とあるは、東國の一里は六町にてたがへば也、明惠上人渡天行程記に、從二大唐長安京一到二摩訶多國王舍城一五萬里、小里定、○小里六町一里定、按に原本此注逸す今補ふ、即當二八千三百卅三里十二町一也、○大里○六町一里定也、三十百里○小里○十六里廿四町大里定也とある

月日　　事行

〔和漢三才圖會山五十六〕里數　公羊傳注云、古者方六尺爲步、方一里計十二萬九千六百步、

按、是乃合元會運世之數矣、其十二萬九千六百步開平法、知方三百六十步、乃日本六町也、

申叔舟海東諸國紀云、道路用日本里數、其一里准我之十里、

按、今一里、古者五十町、又一町六十步也、又一步六尺五寸、諸國記之說大概合焉、中古以來用三十六町、又一步用六尺、當我之六里、今亦和河泉伊勢等之南海道多用古法、又自用三十六町、又奧州驛路外、多以六町爲一里有之、

〔玉勝間十一〕三十六町を一里とする事

道のほどを卅六町を一里とするは、いつの世よりのさだめならむ、ある說に、織田大臣の世よりの事なりといふはたがへり、堯孝僧都の富士の道記に、近江のむさの宿を、都より十三里といひ、美濃のたる井を、むさより十四里などいへる、すべて今の世のさだめと同じ、此事なほ他書にもあるべきを、心つかず、これはたゞふと心づきたるまゝに書おけるをあげたるなり、

〔安齋隨筆前編十五〕一道路里數　諸國御伽雙紙に云、塵劫記ニ云、曲尺六尺五寸を一間とし、六十間を一丁とし、三十六町を一里とす、或人云、伊勢道には四十八町を一里とすといひ傳へたり、近ごろ一算士の說を聞くに、伊勢道四十八丁と云は僞なり、馬子駕籠かきの類の爲にする事ある故、か丶る事をいひなすなり、東海道の里程は、曲尺六尺を一間とし、六十間を一町とし、三十六町を一里とす、伊勢道は只六尺五寸を一間とするのみたがひて、條數は東海道に替る事なしといへり、然れば伊勢道は一里六尺間の三十九町にあたるなり、一里ごとに三町多し、伊勢道の十二里は、東海道の十三里に當るなり、いかなる故に四十八町を一里とするぞといへるを考るに、山田の外宮宇治の內宮の間四十八町あり、是を所の人一里と稱するより起るなるべしといへり、又或儒者の云、西國はみな四十八町を一里とすといへり、又延喜式東西兩京の丈尺を記するにも

日光奥州水戸道中　右宿々　問屋　年寄
岩槻佐倉道　間之村々　名主　組頭

〔道中秘書 三〕道中筋並木高札之義伺濟之事

中山道往還並木高札之儀に付申上候書

書面伺之通可申渡旨被仰渡奉承知候、　岩瀬伊豫守

申六月廿八日　石川主水正〇二人並道中奉行

戸田采女正御預所、中山道濃州厚見郡鏡島村地面往還並木之内、根返り虫付等に而立枯に相成候節、伐取候跡江苗木植付候而も、往来之旅人踏荒し、又は手折候ものも有之、根付方不宜枯木に相成、村方難澀いたし候に付、為取締御預所手限之高札相建度旨申立候に付、評議仕候處、御預所手限之高札に而は、用方も薄く可有之、其上寛政之度、東海道見附濱松兩宿之間、天龍川渡船場際、池田村ゟ脇道を旅人忍び通候に付、通行差留候高札、伺之上相渡候先例も有之候間、道中奉行と認候高札相立候はゝ、取締にも相成可申と奉存候間、右は采女正御預所に限候義にも無御座、都而街道筋並木近邊に而焚火いたし、並木根返り過半焼候も有之、又は枝折取候も相見、自然立枯に相成候趣相聞候間、以来向々ゟ同様之義申立候はゝ、別紙高札案之通相建候様可申渡と奉存候、以上、

申〇文政七年五月

別紙高札案

定

往還並木近邊ニ而たき火いたし、又はうゑ付置苗木、枝折取荒すべからず、若相背におゐては曲事たるべき事、

年中も、猶又並木敷地は定杭立植足之儀、委細達候上ハ、風折、根返、立枯等有之候ハヾ、奉行所江も相願伐取之儀可申付旨ニ候、以来猶更道中筋並木之儀ハ、何ニ不依一己ニ取計申間敷候、尤枝折根返等有之、道路之差支ニ相成候ハヾ、早速取除置、其段相届、其外手入植足之儀ハ、先年相伺候通、猶以無遺失厳敷可被申付候、右之趣宿村々江可被達候、

右之通、従伊豆守殿〇松平信明、道中奉行ヘ被仰渡候間、被得其意宿場并間之村々江可申渡、各々も無怠慢可被心得候、勿論御勘定所より出役御用往来之者江、並木之様子見分為致、若等閑之取計方候ハヾ、急度相糺ニ可有之候条、此旨可被相心得候、

九月

〔[illegible]録〕文政六未年六月

一並木之儀〇中略

覚書

道筋先觸書早々相廻し、承知之旨別紙受書相認、宿送りを以、主水正〇道中奉行石川役所江可相返候、

以上、

往還筋宿々并間之村々道幅、并並木敷地之内、左右田畑用悪水路等江切張、又は並木立木立枯跡、小苗木不植立、定杭紛失之儘差置、其上下草刈払も不致故、野火焼失等に而、立枯に相成候類も有之、不埒之事に候、前々申渡置候趣堅相守、並木立枯跡には勿論、一体間違之場所は小苗木植立、生木之分は時々下草刈払、定杭紛失之分は、其支配御代官領主地頭江申立打建、並木敷地欠崩等は修復を加へ、左右田畑用悪水路等江切張場所は元形之通可築立候、〇中略

右之趣、於相背者可為曲事もの也、

未六月十二日　主水〇道中奉行石川　伊豫〇道中奉行岩瀬

松荒候儀ハ、日來心付無之故、右之通と相見へ候、油斷之至候、其所之者共ハ衆ニ無構儀不屆ニ候、向後荒候ハヽ、其所之もの可爲越度候間、常々心を付、自然枯候歟、風雨ニ而倒候儀有之時ハ、所之者役ニ掛、植立候樣急度申付可被置候、不及申候得共、面々御代官所之分ハ、折々手代差遣、爲致見分、不荒樣可被申付候、以上、

延寶七未三月廿九日

(憲法部類乾)東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中、往還並木植候、幷道造等之義、先達而道中奉行ゟ相達候、

右五海道之外往還、幷脇往還共、驛場有之道筋、並木風折枯木根返り等之跡へ、早速植繼且右處地根際迄揚付之所は、壹貳間も土手形ニ築立、田畑境へ定杭建之、道幅狹所ハ前後同樣に道繕、尤相應之所も、以來不狹樣往還付、村々ゟ無懈怠可致手入旨、御料は御代官、私領は領主地頭ゟ可被申付候、

右之趣、松平左近將監殿被仰渡候に付相達候、

十二月

(憲法部類乾)五海道並木有來候場所間違之所、或は立枯倒木等之跡江代木松木爲植直候樣可被致旨、先達而相觸候通り可被相心得候へ共、並木之儀、御普請役御用ニ付、通行之時分、御料村之並木植方等、不宜場所も有之候得は、村方江も右之段申聞、爲相糺候間、其節ハ名主組頭無遲滯罷出候樣可請旨、村方へ可被申渡候、尤御用ニ付、手代等支配所往返之節も、並木心ヲ付植足、未熟ニ無之樣可被致候、尤往還筋へ、誰支配何村地內と申義柱ニ可被打置候、

(牧民金鑑十八)寬政二戌年九月　道中奉行江

五海道往還並木之儀、手入植足シ、幷土手築立、田畑境定杭立木之儀迄、寶曆年中も相觸、其後安永、

り、左右に柳櫻をうゑさせけるよし、[illegible]尻十五に見ゆ、路傍に菓樹を植し事、類聚三代格などにあ

り、槐を植しは[illegible]家[illegible]臣の歌によめり、松の並木松平の義にや、

(類聚三代格十七)乾政官符

應畿内七道諸國驛路兩邊植菓樹事

右東大寺普照法師奏狀偁、道路百姓、來去不絶、樹在其傍、足息疲乏、夏則就蔭避熱、飢則摘子噉之、伏

願城外道路兩邊、栽植菓子樹木者、奉勅依奏、

天平寶字三年六月廿二日

(類聚三代格十二)太政官符○中略

一應禁制新栽路邊樹木事

右同前解偁、道邊之木、夏垂蔭爲休息處、秋結實民得食焉、因成須民徒致伐損、去來之輩並失便宜、

望請特加禁制、莫令更損者、依請、

以前右大臣宣、奉勅如件、諸國宜准此、

弘仁十二年四月廿一日

(延喜式雜五十)凡諸國驛路邊植菓樹、令往還人得休息、若無水處、量便掘井、

(德川禁令考五十九)延寶七未年三月廿九日

並木之松植立之儀達

一奥州海道之道筋並木之松ニきれ候所數多有之由、候間早々手代遣之爲見分、相應之松木植候

樣ニ可被申付候、大成木つきかね可申候間、小ぶり成木を植させ可被申候、但右之松木植候人足

扶持、今度ハ從公儀可被下候條、木數人數等吟味之上、委細書付記之可被得下知候、若相應之松

木、御代官所之内近邊ニ無之候ハヾ、何樣ニ可致候哉■成共、植可被申哉、其段も可被申越候、並木之

並木

〔東照宮御實紀八〕慶長九年二月四日、右大將殿〇秀忠德川の命として、諸國街道一里毎に堠塚〔里塚〕に一いふを築かしめられ、街道の左右に松を植しめらる、東海中山兩道は永井彌右衛門白元、本多左大夫光重、東山道は山本新五左衛門重成、米津淸右衛門正勝奉行し、町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門もこれに屬してその事をつとめ、大久保石見守長安これを總督し、其外公料は代官、私領は領主沙汰し、五月に至て成功す、

〔創業記考異五〕慶長九年八月、當月中秀忠公、諸國道路可作ノ由御使相上、廣サ五間也、一里塚五間四方也、關東奥州迄右ノ通也、木曾路同如此、

〔新編相模國風土記稿四十淘綾郡〕山西村

一里塚　立場茶屋ノ東ニアリ、雙塚相對ス、南側高一丈餘、榎樹ヲ植、北側高一丈二尺餘、榎樹ヲ植、東ハ郡中國府新宿西ハ足柄下郡小八幡村ノ里塚ニ續ク、

〔新編相模國風土記稿二十四足柄下郡〕小田原宿

一里塚　江戸口ノ外南側ニアリ、高六尺五寸、幅五間許、塚上榎樹アリシガ、中古槁レ、今ハ松ノ小樹ヲ植エ、古ハ雙塚ナリシニ、今隻塚トナレリ、蓋海道ノ革マリシ頃、一塚ハ海中ニ入シナラン、此ヨリ東ハ小八幡村、西ハ風祭村ノ里塚ニ續ケリ、

〔新編武藏風土記稿十二豐島郡〕下板橋宿

一里塚　宿ノ東往還ノ左右ニアリ、塚上ニ榎アリ、

〔佐州年表雜餘一得參集入所收〕此年〇慶長九年東海東山北陸道に一里塚を築く、當國は其事を爲すに遑あらず、今に至て五十町一里なり、

〔松屋筆記八十八〕道路の廣狹并並樹〔ナミキ〕

道路の廣狹、大中小路等の事、令式など所見おほし、平信長、諸國の驛路をひろくし、横五六間に造

人榎と聞違ひ、榎を可植由村々江申付しにより、今一里塚之木都て榎なる由、世事談に見ゆれ共、一里三拾六丁に定りたるは、信長公代にも有べけれ共、一里塚始り國々江築立、榎を植たるは、台德院樣○德川秀忠御治世、慶長十七壬子年、大久保石見守奉行として、從江戶諸國江道中筋一里塚を築せらる、下掛り江戶町年寄樽屋藤左衞門、奈良屋市右衞門兩人江被爲命、同年二月初旬始之、五月下旬迄に、諸國一里塚悉成就す、仍て塚上に印の木を植るは如何と石見守伺し處、一段可然との嚴命に付、何木を可植哉と重て伺しに、よい木を植よとの命を、石見守、榎と聞違ひ、都て榎を植たる由、或書にも見へ、又樽屋奈良屋掛りたる事は、有德院樣○德川吉宗御代御府內其外國々諸事御糺明之砌、享保十乙巳年八月、改革の際、町奉行中山出雲守、大岡越前守江、町年寄共由緒書差出たる內に、一里塚成就之上、拜領物等迄有、委くは江都官鑑秘鑑に詳なり、信長公上方筋は一圓に雖被拜領、天正之頃、關東は北條領之、海道筋には御當家、今川家甲州は武田家有之、戰國之砌、日本一統に一里塚可被築樣なし、世事談之說は、御當家之命を、信長公之時、一里三十六町に成たるに附會したる說なるべし、海內國々に有一里塚なれば、御當家に成て出來たる事歷然たり、一里三十六丁と云も、未行渡國々あり、伊勢之國は五十町壹里多し、紀伊國にも伊勢近き所は五十町壹里有り、九州之內、肥後肥前等にも五十町壹里之處有り、併九州は多分三十六町一里なり、四國之內に四十町壹里之處もある由、奧白川領より東は六町一里なり、一里之町數區々成事は聢り不詳、案るに天正年中、海內三十六町に雖被爲命、奧羽、九州、四國等之片鄙は、國命之不行屆ゆへ、古來より之仕來りを不改、今も區々の町數有るは、國々古來之儘差置たる事と見へたり、一里之町數改り、塚に榎を植る事、前書の如く記といへ共、慥成引書も無く、朱書に見ゆるのみにて出所正からざれども、任申傳記置ものなり、

〔聞見集〕一書より道中何里々々と定り有之といへども、いつわり多く候つる、秀吉公御代に縄

矣、

按一里塚、毎一里築小山、樹以松或槻、古道五十町、今道三十六町有異、如中夏五里一堠、則三十町、其五里、不足於和之一里、

〔北史 六十四 韋孝寛傳〕韋叔裕字孝寛、中略 廢帝二年、爲雍州刺史、先是路側一里置一土候、經雨頽毀、毎須修之、自孝寛臨州、乃勒部内當候處植槐樹代之、既免修復、行旅又得庇蔭、周文後見怪問知之、曰豈得一州獨爾、當令天下同之、於是令諸州夾道一里種一樹、十里種三樹、百里種五樹焉、

〔新編常陸國誌 三十九〕一里塚

大道中路凡ソコノ塚アリ、三十六丁ニシテ道路ノ左右ニ必ズコノ塚ヲ置ク、塚上榎樹ヲ植ユ、古ノハ一里山トモ云レニヤ、延寶路程記ニハ一里山トアリ、此塚ヲ始メ置カレシ時代諸說多シ、一ニ云、信長ノ時ナリ、一ニ云、秀吉ノ時ナリ、皆非ナリ、神祖ノ御代ナリ、信長ノ時ト云モノハ是ニアラズ、何トナレバ、信長武將ノ位ニ居ルトイヘドモ、未ダ天下ヲ一統スルコトナクシテ薨ズ、且關東奥羽三十六丁ヲ以テ一里トスルモノハ秀吉ノ制ナリ、信長ノ時置カレシト云モノ、非ナルヲ知ルベシ、

〔地方凡例録 六〕一里塚始之事

上古は一里之法不定、里より里迄を一里と云しと也、依て間數には悉く長短有り、中華は六丁を以一里とす、本朝も是に倣ひ、六丁を一里と定たる由、雖申傳、時代不詳、其遺風にて今も奥州は六丁一里之所多し、多賀城坪之石碑之里數も六丁を以一里とす、中頃人皇百七代正親町院之御宇、天正年中、三拾六町を以一里と定らる、一歩は六尺、一段は六間、一町は六拾間、一里は六百間、此坪數六々の數を伸て、三十六丁一里と極りたる由、其頃一里毎に塚を築しめ、印之木を植させらるゝ時、松杉を可植哉と、時之武將信長公江伺しに、松杉は類ひ多ければ、餘之木を可植と有しを、役

一里塚

一金貳万千百壹兩餘
金壹万三千九百六拾九兩餘郡代懸り場之分（本所道造、郡代懸り場、幷町奉行懸り場共、不ㇾ殘道造入用、）
内　金六千五百五拾四兩餘　町奉行懸り場之分
金千七拾八兩餘　諸組大縄屋敷往還之分
是者本所道造、延長四万五千四百貳拾六間餘、下水浚切上置、其外圍板、下水吐埋樋、往來筋砂利敷、石橋、板橋、土橋等御普請之積り、〇中略
右者川々浚、幷道造共、見分目論見仕候處、書面之通ニ御座候、〇中略右金高を以、川々浚、幷道造共御普請可ㇾ被ㇾ仰付候哉、〇中略此段奉ㇾ伺候、以上、
酉〇享和元年　正月

〔驛所錄〕道中筋道幅幷並木敷地之儀ニ付、諸向より問合有ㇾ之節挨拶振之心得、
道中筋道幅は、其場ニ寄、不同に候得共幅貳間以上無ㇾ之候而は、駄荷引違も難ㇾ成、尤高低切通、又は堀川等〇江掛渡候橋之内ニ而、貳間ニ不ㇾ至分も可ㇾ有ㇾ之候得共、右は互に待合罷通候而も、僅之所ニ而差支も無ㇾ之、其餘は前書之通、貳間以上之心得、若道幅貳間ニ難ㇾ成所も有ㇾ之候はゞ、前後見合、委細繪圖面を以可ㇾ被ㇾ申聞候、且並木敷地は、九尺以上に無ㇾ之候而は、風烈之節、根返り等も有ㇾ之事故、追々田畑之内〇江切添之場所も有ㇾ之候はゞ、元形之通り築足、以來切添不ㇾ致樣取締之儀申觸候事、
右は文政六未年十二月、竹中主税助家來より問合有ㇾ之、下道中方ニ而御挨拶取調、右振合ニ而御評議相決、此上問合有ㇾ之候節、心得之ため極置候事、申年正月十九日前書之書面主水正殿〇道中奉行石川へ上置候事、

〔和漢三才圖會〕五十六山　封堠（一里塚）　里堠（音候）　俗云一里塚　五里有二一堠一
封堠、里堠也、事物紀源云、神農度二地形一、度四海、東西九十萬里、南北八十一萬里、然則炎帝始有二里數一

松平石見守　伊勢伊勢守

一道中道橋新規御普請修復等、前々は御代官より伺來、御勘定所ニ而吟味之上申上候處、與力同心被仰付候以來、御普請修復之品に寄、組之ものゝ見分に差遣、御普請差延不苦分、又は御普請申付可然分は、委細吟味之上、御勘定所江申談、御入用掛り不申樣詮議仕候ニ付、諸々は御入用減申候、

○按ズルニ、松平石見守、伊勢伊勢守ノ二人ハ、寶永享保年間ノ道中奉行ナリ、

〔道造り〕一寶永四亥年春、本所中道不陸成候由、御支配方御沙汰有之付、三淵縫殿介、小笠原外記、本所中武家屋敷家來立合、小屋へ呼寄、右之段申渡、品々道不陸直シ可被申付候、及遲滯候所有之候はゞ、稲垣對馬守殿江其段申上候由申渡相濟候事、〇中略

南本所通道造り

一長貳百拾八間　道幅四間　高サ平均壹尺五寸　置土中貳尺　端壹尺

此土坪貳百拾八坪

是ハ大川端松平遠江守前角ゟ堀田伊豆守前御船藏門迄、

一銀五百貳拾六匁四分　堀方之者壹人ニ付貳匁三分

此人數貳百貳拾八人九歩

右之土運法ハ、七歩之所持込壹町ニ壹坪ニ付壹人半掛リ、〇下略

〔復道造一件〕大川通御船藏前附洲本所竪川々浚、并道造御普請御入用之儀ニ付相伺候書付

中川飛驒守

金澤瀬兵衞〇中略

一金壹万八千貳百七拾八兩餘　竪川、小名木川、横川、北十間川、其外六間堀、五間堀、石原町入堀浚とも、〇中略

右之通町中不〻殘入〻念相觸、其町々名主月行事印判持來、朝日奈良屋所江可〻持參〻候、以上、

申〇享保元年九月

九月廿八日　　町年寄三人

〔德川禁令考四十七諸法度〕享保四亥年四月

路次之上に家根仕間敷旨

一當二月類燒之町々、家作仕候ハヾ、路次之上に屋根仕間敷候、當分之小屋掛ハ勿論、重而普請仕候共、右之通可〻相心得〻候、且又路次之口も戸計にいたし上に鴨居等之物付候儀、無用可〻仕候、

一類燒以後、路次には屋根不〻仕、路次通之庇並に仕付候場所も可〻有〻之候、ケ樣之所は、路次通之庇は、路次幷庇をも取になし可〻申候、

一當二月類燒之町々之外、前々類燒之町々も、路次には屋根不〻仕、路次通之庇家並に仕付候所も、路次通之庇は取はなし可〻申候、

一前々類燒之町々、路次之上屋根仕付候所に、當分其通に差置可〻申候、重而本普請之節は、右之通可〻相心得〻候、路次屋根幷庇無〻之所、路次之口戸計に致、鴨居等之物一切差置申間敷候、

一路次之奧に、裏店に而無〻之家主など住居致し、路次を門に用ひ來り候而、路次之上に屋根無〻之候而は、殊之外迷惑に候者も有〻之候はヾ、委細繪圖に相認候而奈良所江可〻差出〻候、

四月

右之通、先達而申渡候處、今以其儘差置候町々可〻申付〻候、追而見分相廻り候儀も可〻有〻之候間、少も油斷有間敷候、以上、

〔道中秘書十四〕道中方勤方申上

加役道中奉行勤方之儀申上候書付

作り可申候、此度改候所ニ而ハ、通町者田舎間拾間、本町ハ京間七間或ハ六間或は五間、杭之通本柱を立、但本町通之分者、庇柱立申度町者、手前之二拾間之内半間切、海道半間之釣ひさしとも二、壹間之庇ニ致、柱を立、庇之内、往行之通ニ可仕候、若一町之者釣庇しニ仕度者有之候共、多分ニ付可申候、前後之町通違申候ハヽ相談致シ、其通ニ可致事、

一當年相改、或ハ京間六間、或ハ五間、其外相定候道ハヽ、杭之通本柱を立、横町之分ハ、海道江半間之釣庇に可仕事、

一表之前簷之下水、釣庇之所ハ、半間之所ニ溝を掘、ふたをいたし、往行之者ふみ込不申様に可仕事、

右之通相觸候之間、作事仕度者ハ町中相談之仕早々作事可仕候、以上、

六月

明暦三酉年八月

一内々如相觸候、町中作事仕候ハヽ、御定之外、海道江少も作り出申間敷候、通町筋本町通之外之町者、縦三尺之釣ひさしニ可仕候、縦自分之地之内、三尺出し候共、釣ひさしニ柱立申事、堅可為無用事、

一河岸通、并堀端、島側、青物棚、庇杭之通ニ本柱を建、夫より壹間之ひさしに可仕候、本間之外江少も作り出し申間敷候事、

八月

(德川禁令考四十七　町觸)○中略

一道中道惡敷所ハ、高下を直シ、海道之掃除可仕候、材木竹薪、其外商賣物、從前々如御定、積置可申候、若相背高く積候ハヽ御取上ゲ可被成候間、此旨相守可申事、

一跡々改、道はゝ相究候所者、道ハゝ或京間五間、或六間、日本橋通町之分は、田舎間拾間、本町通ハ京間七間、庇之分取候而作事仕度者ハ、早々可仕候、前﨟如相觸候、本間之外、三尺之釣ひさし、柱なしに可仕候、但表之下水ハ、ぬきにてすのふたを可仕候、御定之外、道江少も作り出申間敷事、

一于今改不申撿地究不申候町ハ、近日能出改可申候間、角屋之者ハ、表裏之境目、町中立合、隣之境究杭を打置可申事、

一作事仕候とも、長屋者不及申、裏棚居間之分貫、三間梁ゟ大キニ作り申間敷事、

四月

〔享保集成絲綸録二十九〕明暦三酉年六月

一先日も如申觸候、此以前撿地仕候處者、不及相改候間、普請仕度者ハ、御公儀之ひさし壹間引込可仕事、

一通町本町通表向、三尺之釣ひさしに、柱御赦免被成候間、三尺之ひさしの外に、自分之地之內を、三尺切ひさし下壹間之通り道仕、柱を立作事可仕事、

但自分之地之內、三尺切候儀、迷惑ニ存、釣ひさしニ仕度町ハ、片かわ切、又ハ壹町切ニ釣ひさしニ成共可仕候段、迷惑ニ存候者有之候とも、其町之者存寄候多分次第ニ、隣町なみ棚下壹間ニ可仕事、

一河岸通表向之ひさしハ、如前々之可仕候、幷川岸端橋詰ニ、小屋かけ商賣人置申間敷候、若小屋かけ居申者ハ、兼而相意得取可申事、

六月

〔享保集成絲綸録二十九〕明暦三酉年六月

一先日も如相觸候、跡々相改道ハゝ究、本柱通りニ杭を打置候所ハ、道ハゝ京間六間明ケ候而家

〔德川禁令考四十七道路家屋構造〕慶安四卯年二月

道路築方并下水さらひ方之儀町觸

一町中道あしき所へは、淺草砂を敷、中高に作り可申候、勿論どろあくたにて築申まじき事、

〔享保集成絲綸錄二十九〕寬文八申年二月

一町中海道をほり、諸道具を埋置申ニ付、通せばく、往行之さはりニ罷成候間、自今以後、海道江諸道具埋置間敷候、今ほど埋置候者、早々ほり出し、海道を能作りなをし可申候、若相背候ハヾ、急度可被仰付候間、少も油斷有間敷候、以上、

二月

〔德川禁令考四十七道路家屋構造〕寬文十戌年八月

跡々より御免之外、河岸通に土藏無用之事、

一町中河岸通に土藏立候事、跡々より御赦免被成候河岸之外堅無用に可仕、縱御赦免被成候河岸通たりといふとも、新規に土藏造申候ハヾ、兩御番所江御窺を請作り可申候、但瓦土藏、ぬりたれ藏之外ハ、板藏かや藏之類など立置候ハヾ、早々崩し取可申事、

八月

〔德川禁令考四十七道路家屋構造〕明曆三酉年自三月至八月

普請作事之定

一町中作事仕候砌、地形築候とも、兩側高下無之樣に申合、並能地形築可申候、海道隣町之つり能やうに築可申候、むさと口まゝに築申間敷事、

三月

〔享保集成絲綸錄二十九〕明曆三酉年四月

之狀、依仰執達如件、

寬元三年四月廿二日　　武藏守

佐渡前司殿

〔吾妻鏡四十一〕建長三年十二月三日戊午、鎌倉中在々處々小町屋、及賣買設之事、可加制禁之由、日來有其沙汰、今日被置彼所々、此外一向可被停止之旨、嚴密被仰之處也、佐渡大夫判官基政、小野澤左近大夫入道光蓮等奉行之云云、鎌倉中小町屋之事被定置處々、

大町　小町　米町　龜谷辻(カメガヤツ)　和賀江　大倉辻　乘飛和坂山上　不可繫牛於小路事、　小路可致掃除事

建長三年十二月三日、

〔長曾我部元親百箇條〕掟〇中略

一本道六尺五寸間可爲二間、同道事、在々山里浦々共庄屋堅可申付、若道惡時者、其地頭百姓より科錢壹貫爲庄屋取集、奉行中へ可相渡事、〇中略

一橫道堅停止之事、押而通もの於有之者、科錢可爲壹貫事、

〔德川禁令考五十九道路橋梁〕慶長十七子年十月十六日

道橋堤等之儀下知

覺

一大道小路共、馬さくり候所には、砂ニ而も石ニ而も、かたまり候樣被仰付、道之脇ニ水やり仕候樣尤候事、

附、ぬかり候處右同前、砂成共石成共入、かたまり候樣可被仰付事、〇中略

慶長十七子年十月十六日　　靑　圖書　安　對馬　土　大炊

右太政官弘仁六年一月九日下京職符偁、右大臣宣、奉勅、如聞、頃者京中諸家、或穿垣引水、或壅水漫
道、宜仰所司、一切禁斷、不聽引流水於家內、唯聽穿行溝於墻外、仍須修實量通水、如有符後卅日不
從制、諸家司并內外之主典已上、貶奪季祿、四位五位事業及雜色番上已下、不論蔭贖、當處馬上而決、
笞五十〇中略

弘仁十年十一月五日

〔延喜式四十二左右京〕凡京路、皆令當家每月掃除、其彈正巡檢之日、官人一人、史生一人、將坊令坊長兵士等、
巡檢、四月八日、七月十五日、臨時亦准此、

凡大路建門屋者、三位已上及參議聽之、雖身薨卒、子孫居住之間亦聽、自餘除非門屋不在制限、其坊
坊城不聽開、

凡道路邊樹當司當家栽之、

凡京中路邊病者孤子、仰九箇條令、其所見所遇、隨便必令取送施藥院及東西悲田院、

〔吾妻鏡三十四〕延應二年二月二日丁酉、鎌倉中可被停止條々事、今日有沙汰治定、相分保々被付奉
行人、則可令觸廻之由云云、其狀曰、

鎌倉中保々奉行可存知條々〇中略

一或小路狹事

〔吾妻鏡三十六〕寬元三年四月廿二日丙戌、鎌倉中保々奉行人等、令存知可致沙汰條々、今日被定、佐
渡前司基綱爲奉行、

保司奉行人可存知條々

一不作道事　一差出宅檐於路事　一作町屋漸々狹路事　一造懸小家於溝上事　一不夜行事

右以前五箇條、仰保々奉行、可被禁制也、且相觸之後、七日於立之者、相具保奉行人者使者、可被破却、

置關道者

〔豐冗四十三〕一信長諸國の驛路を廣くし、横五六間に造り、左右へ柳櫻を植しむ、時に田畑の費多し、時の人落書に、

世は地獄道は極樂人は鬼身は濁酒をぼりとらる、

按、此時一里塚も出來歟、

〔嚴有院殿御實紀九〕明暦元年二月廿六日、この八月朝鮮國信使來聘するにより、品川芝浦海濱の道路を修治せしめらる、とて、御側久世大和守廣之監視にまかる、こは先年波濤のために崩れたるゆへなり、

〔續日本紀六元明〕和銅七年閏二月戊午朔、賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封七十戸、田六町、少掾正七位下門部連御立、大目從八位上山口忌寸兄人各進位階、并從六位上伊福部君荒當賜田二町、以通吉蘇路也、

〔令集解二十二考課〕古記云、殊功、謂笠大夫作伎蘇道、增封戸、須芳郡主帳作須芳山嶺道、授正八位之類也、

○按ズルニ、笠大夫ハ笠朝臣麻呂ノ事ニシテ、須芳郡ハ今ノ信濃國諏訪郡ナルベシ、

〔續日本紀三十八桓武〕延暦三年十月戊子、越後國言、蒲原郡人三宅連笠雄麻呂、蓄稻十萬束、積而能施、寒者與衣、飢者與食、兼以修造道橋、通利艱險、積行經年、誠令擧用、授從八位上、

〔類聚國史八十三政理〕天長九年六月己丑、越前國正稅三百束、給作道人坂井郡秦乙麻呂、

制度

〔令義解六營繕〕凡津橋道路、毎年起九月半、當界修理、十月使訖、其要路陷壞停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理、非當司能辨者申請、謂、當司者、當國之司也、辨者具也、治也、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應令任宮外諸司諸家掃清當路事

今日曳縄打丈尺、被配分御家人等、明春三月以後可造之由被仰付、

(吾妻鏡三十四)仁治二年四月五日癸亥、六浦道被造始、是可有急速沙汰之由、去年多議、被經評議、被始御路、爲大犯土之間、明春三月以後可被造之旨重治定云云、仍今日前武州令監臨其所給之間、諸人群集各運土石云云、

(葉黄記)寛元四年正月十七日丁未、參日吉、〇中略　御路用今路、志賀山越也、其行程三里云々、自舊年爲山門之沙汰作此路、三井寺僧不受之、

(吾妻鏡四十)建長二年六月三日丁酉、山内并六浦等道路事、先年雖爲令、險通鎌倉中、被直險阻、當時又土石埋其固之云云、仍如故可致沙汰由、今日被仰下、

(信長記八)道橋修理事

去程ニ累年ノ亂逆ニヨリ、遠土遠境ハ云ニモ及ズ、東山東海ノ大路モ狹クハ失レドモ、繕フ事モナケレバ、道セバク橋朽落リ、山路又來絶果タ、谷ニ下リ峯ニ攀、往還ノ人馬不勞ト云事ナシ、ナレバ、天正三年正月五日、信長公篠岡八右衞門尉、坂井文助、高野藤藏、山口太郎兵衞尉ヲ召テ、正二兩月ハ耕作農桑ノ時ニ非ズ、其暇ヲ以國人事行レタ、海道筋廣サ三間半、佐々ノ大道三間、道ノ多ク曲タル所ヲバ見計直ニツク、石ヲ除、牛馬ノ歸勞セザルヤウニシタ、道ノ兩邊ニ松柳可植、道ハ不斷掃ナクレバ、士農工商共ニ中繼、二月中ニ其功ヲ終ベシ、尙萬民不痛樣ニト宣テ、黃金百兩、米五百石、被國人賄路トシテ下シ給フ、是萬民ニ臨時ノ課役ヲ縣ラレン事ヲ厭ヒ思召ニ依テ也、澤見農マデニ及トハ、カヤウノ事ヲヤ可申、サレバ事行ノ者モ、難怒計コソ其所々ニシテ請取、其外ハ塵ヲモ受ザリケ、角テ二月下旬ニハ、道橋悉ク出來セシカバ、往還ノ旅人喜悅ノ思ヲ含ンデ、此君ノ福ハ先賢、壽ハ彭祖東方朔ニモマサラセ給ヘト、市堅孩童ニ至マデ、祝シ奉ラズト云事ナシ、

路次侯次第

左京職 従皇居閑院北二條朱雀南行四條以北　右京職 朱雀大路四條以南至九條　山城 從九條南至桂河南岸

本和泉所課今度相替也、

紀伊 從桂河南岸至件國瓜橋南小路 本紀伊國所課　和泉 從件國瓜橋南小路至淀川

件國所課道甚□難也、可宛大國也、新司勤之

近江 從淀川至奈眞河原八幡宮御領島南　但馬 從八幡御領島南至高集寺大門南河岸　攝津 從件寺南門前川岸至土師河北岸

可宛丹後也

河内 從土師北岸至大和界　大和 從國界至社頭

浮橋國々、作道國不可宛浮橋歟、略〇中 行事所召物、今年得替國前司勤之、但至道作者、新司勤之也、

〔朝野群載 四朝儀〕伊勢齋王歸京國々所課 略〇中

大和國 略〇中 路橋 略〇中 伊賀國 略〇中 道橋 略〇中 伊勢國 略〇中 路橋 略〇中 大神宮 路橋 略〇中

嘉承二年十一月廿八日

〔吾妻鏡 二〕養和二年 元〇壽永年 三月十五日乙酉、自鶴岳社頭至由比浦、直曲横而造詣往道、是日來雖爲御素願、自然渉日、而依御臺所御懐孕御祈、故被始此儀也、武衛手自令沙汰之給、仍北條殿已下各被運土石云云、

〔松屋筆記 百五〕段葛置路

鎌倉志一卷廿九丁に、八幡社前より濱マデノ道、其中ノ一段高キ所ヲ段葛ト名ヅク、又ハ置路トモ云ナリ、東鑑ニ、壽永元年三月十五日、鶴岡ノ社頭ヨリ由比濱ニイタルマデ、曲横ヲ直シテ詣往ノ道ヲ造ラル、御臺所政子御懐孕ノ御祈ニ依テ、此儀ヲ始メラル、頼朝手自沙汰シ給フ、仍テ北條殿已下各々土石ヲ運バルトアリ云々、段葛といふ名義未考、

〔吾妻鏡 十四〕建久五年四月十日辛丑、被造鎌倉中道路、梶原景時奉行之、

〔吾妻鏡 三十三〕延應二年 元〇仁治年 十一月卅日己未、鎌倉與六浦津之中間、始可被當道路之由有議定、

又[illegible]七の春に、いらぬまの判官といふものゝ、さきの將軍のぼりたまひしみちもまが〳〵しければ、あとをもこえじとて、あし柄山をよきてのぼるなどぞ、あまりなる事にやといへれば、正應のころまでも、なほ足柄路をたゞしき道とはしけるよしなるに、いつのころにかたえて、今の箱根路ひとすぢとはなりけん、くはしうはしられず、

〔類聚名物考地理六〕はこねぢ　箱根路

國史を考ふるに、延暦十一年に、不盡の山燒て、砂石の燒ちりふたがれるに依て、足柄の道かよひ絶しほどに、始て箱根の道をひらかれけれども、次の年に、又もとの足柄の道にかへされたる事見ゆ、しかるに今は此道のみ通へる事となりて、いつしかに足柄の道は往來まれなり、萬葉集の防人の往來なども、みな足柄の道にかゝりて、手見のよひ坂など云、みな此道の事なり、その後も更級日記なども、此道を通りて箱根へかゝらず、今の矢倉澤關の道にて、大山の麓をめぐりて、駿河へ出たる道也、太平記などの比は、此箱根の嶺たび〳〵見ゆ、其外海道の紀行みな箱根を越たり、貞觀六年七年の比も、富士燒て甲斐駿河の地埋れし事など見ゆれば、延暦より貞觀の比まで、富士の烟も立にしを、大きに燒ぬる故に、火氣のちりて、その後は絶しにや、延喜の比には、すでに烟不立といへるにてしるべし、昔は箱荷といへり、萬葉集にも東人の荷前の箱とよみ、又公に荷前の使など云事もある也、それは思ふに、二子山中に在て、この山をめぐれる道なればいふ歟、二子は二山相双て並立るよりていへるを、箱の蓋と身子によせて、箱荷とはいへる成べし、荷を今根といふは、借字にて箱峯の略也、

〔中右記〕承德元年二月十日乙未、篤行來、點地可下向南京也、井明日春日祭分配也○中略路行列次第、左右京職、木工、修理、使部、辨侍、官掌、史生、史幷檢非違使、人々共人等、木工下部次第立札、可渡橋所、或可口埋所皆立札、闕々宛所必立札、留、九條京職官人等催了、但可作道由仰含之、中略

雪深、馬蒭難得、所以雪消草生、方始發遣、　月十一日、將軍東人還至多賀柵、自導新開通道總一百六十里、或剋石伐樹、或塡澗疏峯、從賀美郡至出羽國最上郡玉野八十里、雖總是山野形勢險阻、而人馬往還無大艱難、從玉野至賊地比羅保許山八十里、地勢平坦無有危嶮、狄俘等曰、從比羅保許山至雄勝村五十餘里、其間亦平、唯有兩河、每至水漲、幷用船渡、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年二月庚辰、是日始開恭仁京東北道、通近江國甲賀郡、

〔日本紀略桓武〕延暦廿一年五月甲戌、廢相模國足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也、　廿二年五月丁巳、廢相模國筥荷路、復足柄舊路、

〔松の落葉一〕筥根路

萬葉集の歌に、足柄乃、筥根飛超、行鶴乃、乏見者、日本之所念、とよみたるをおもへば、はこねもあしがらにてはあれども、その足柄のうちに、ことに足柄といひし山ありて、筥根とはことにいへり、そは日本後紀延暦二十一年のところに、廢相模國足柄路、開筥荷途、〇中略と見え、同二十二年のところには、廢相模國筥荷路、復足柄舊路、とみえたるにてもしられたり、筥荷路といふは、足柄路と同じくにのうちにて、ともに東にゆく道なれば、今の筥根路なるべし、いにしへははこねとも、はこにともいひたりけん、詞したしくかよへり、此路延暦のころひらかれてよりのちは、ちかくてたよりよきまゝに、廢筥荷路とはあれども、なほたえずして、やう〳〵に人のゆきゝおほくなれるさまなり、はこね路をわがこえくればいづのうみや沖の小島になみのよる見ゆ、と鎌倉のおとゞのよみたまひたれば、これも大路なりけり、又阿佛のいざよひの記に、二十八日、伊豆のこふをいでゝ、はこねぢにかゝる云々、あしがら山はみち遠しとて、はこねぢにかゝるなりけりといへるを見れば、足柄路はとほくて、たよりあしければ、はこね路にかかれるにて、かなたはゆきゝのすくなくなりて、つひにみちたえぬべきさま見えたり、されど

〔日本書紀仁德十一〕十四年十一月、是歳作大道、置於京中、自南門直指之至丹比邑、

〔日本書紀推古二十二〕二十一年十一月、自難波至京置大道、

〔日本書紀孝德二十五〕白雉四年六月、脩治處々大道、

〔續日本紀文武二〕大寶二年十二月壬寅、始開美濃國岐蘇山道、

〔續日本紀元明六〕和銅六年七月戊辰、美濃信濃二國之堺、徑道險隘、往還艱難、仍通吉蘇路、

〔三代實録陽成三十六〕元慶三年九月四日辛卯、令美濃信濃國以縣坂上岑爲國堺、縣坂上岑在美濃國惠奈郡、與信濃國筑摩郡之間、兩國古來相爭境界、未有所決、貞觀中、勅遣左馬權少允從六位上藤原朝臣正範、刑部少録從七位上靭負直繼等、與兩國司臨地相定、正範等檢舊記云、吉蘇小吉蘇兩村、是惠奈郡繪上郷之地也、和銅六年七月、以美濃信濃兩國之堺、徑路險隘、往還艱難、仍通吉蘇路、七年閏二月、賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封戸七十二戸、田六町、少掾正七位下門部連御立、大目從八位上山口忌寸兄人各進位階、以通吉蘇路也、今此地去美濃國府行程十餘日、於信濃國最爲隣近、若當信濃地、何令美濃國司遣入開通彼路哉、由是從正範所定、

〔續日本紀元明六〕靈龜元年六月庚申、開大倭國都祁山之道、

〔續日本紀聖武十二〕天平九年四月戊午、遣陸奧持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日、到陸奧多賀柵、與鎭守將軍從四位上大野朝臣東人共平章、且追常陸、上總、下總、武藏、上野、下野等六國騎兵總一千人、開山海兩道、夷狄等咸懷疑懼、仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人、遣海道、差歸服狄和我君計安壘、遣山道、並以使旨慰喩鎭撫之、中略 二十五日、將軍東人從多賀柵發、四月一日、帥使下判官從七位上紀朝臣武良士等、及所委騎兵一百九十六人、鎭兵四百九十九人、當國兵五千人、歸服狄俘二百四十九人、從部内色麻柵發、即日到出羽國大室驛、出羽國守正六位下田邊史難波、將部内兵五百人、歸服狄一百四十人、在此驛、相待以三日、與將軍東人共入賊地、且開道而行、但賊地

畷

（千載和歌集雜十八）山寺にこもりて侍ける時、心ある文を女のしば〳〵つかはし侍ければ、よみてつかはしける、　空人法師

おそろしやきそのかけぢの丸木橋ふみみるたびに落ぬべきかな

（新續古今和歌集羈旅十）羈旅の心を　稱名院入道内大臣

こえ暮て獨やねなん里遠き山のかけぢの苔のさ筵

（謠曲）紅葉狩

上歌同 馬よりおりて沓をぬぎ〳〵、道を隔て山陰の、岩のかけぢを過給ふ、こゝろづかひぞたぐひなき〳〵、

（倭名類聚抄田一野園）畷 四聲字苑云、田間道、昌雪反、漢語抄云奈天、八

（類聚名義抄二田）畷 音綴、昌雪反、ナハテ、

（伊呂波字類抄奈地儀）畷 井田間道也、ナハテ、　畛同　阡 音千、行南北爲阡、東西爲陌、　陌 陌行東西　畔　畤　培　壒 已上同

（下學集上天地）繩手（ナハテ）直路（スグミチ）也

（運歩色葉集那）畷（ナハテ）

（書言字考節用集乾一坤）畛（ナハテ）音軫、井田間陌也、　畷 同上、並也、太　繩手 同俗字

（日本釋名上地理）畷（ナハテ） 田間の道を云、なは、繩也、なはのごとくほそき也、てはちと通す、ちは路也、なはみち也、又なは、直（スグ）なり、すぐなるみち也、

（倭訓栞前編十九）なはて　和名鈔に畷をよめり、繩手の義、直なる道をいへり、藉田賦に、遷阡繩直邇陌如矢と見えたり、字書に、畷は田間道といへり、○下略

（太平記二十六）四條繩手合戰事附上山討死事

武田伊豆守ハ千餘騎ニテ、四條繩手ノ田中ニ馬ノ懸場ヲ前ニ殘シテ扣ヘタリ、

誠に一人是を守れば、萬夫も過ることあたはざるの要害の地也、故に市振は御番所にて關あり、往來の人を改る、余醫者にて總髮なる故に、別て丁寧に吟味ありき、誠に左もあるべし、他所と違ひ、一方は大海、一方は萬仞の高山、南の方へ數十里連り聳えたれば、廻りても通るべき道なし天險とはかゝる所をいふべし、かほどの難所なれども、夏の頃天氣格別晴朗にして、風波靜なる日は道路に少しの高低もなく、糸を引たるごとき波打際の事なれば、難所ともしらず、只風景のよき所とのみ思ひて通行する人多しとなり、

〔倭名類聚抄⦅十居處部⦆〕棧道　文字集略云、棧道⦅士限反、上聲之重、訓與棧同、和名加介知、⦆山路閣道也、

〔類聚名義抄⦅一佛上⦆〕棧道ヤマノカケチ

〔伊呂波字類抄⦅加地儀⦆〕棧道カケチ

〔書言字考節用集⦅一乾坤⦆〕棧⦅加⦆　閣⦅加⦆

〔倭訓栞⦅前編六加⦆〕かけぢ　倭名鈔に棧道、やまのかけちと見えたり、歌に君のかけぢ、そはのかけぢなどもよめり、石をわたし構たる道をいふ也、或は缺路の義とす、

〔增補俚言集覽⦅十七加⦆〕かけぢ⦅石のある山路をいふ⦆

〔源氏物語⦅四十五橋姬⦆〕うちつけにあさきこゝろばかりにては、かくもたづねまいるまじき、やまのかけぢに思たまふるを、○中略

雲のゐる峯のかけ路を秋ぎりのいとゞへだつるころにも有かな

〔夫木和歌集⦅三十六雜十八⦆〕千五百番歌合　前大納言忠良卿

山たかみかけぢのくものたえまよりふもとのなみをいづる月かげ

〔夫木和歌集⦅十七冬二⦆〕仁安二年歌林苑歌合水鳥　源季廣

谷河はこほりしにけりあさ日さすいはのかけぢにかもめむれゐる

十間計あり、又所によりて半丁一丁もある所あり、然るに風起り波荒き時は、直に彼絶壁の所へ波打かけて通路なし、右二里半のうちに、一か所長さ五六丁の間、別て路幅狭き所あるを、世に親不知子不知といふ甚難所にして、親も子を思ふにいとまなしといふ心より、土俗称し来りたる也、其間絶壁の根に岩穴ありて、十間程づゝ設て、其穴いくつも有り、波の打よする時は、通行の人此穴へ走り入て、波の引時を見合て走り過、又波来れば次の穴に入て是を避く、もし北風強き時は、数日を歴るといへども通行ならずとなり、去々年も越後の商人越中に越るとて、此所を無理に通りかゝり、中程にて波風殊に強くなり、件の穴に逃入たるに、穴際まで大浪打かけて走り過べき隙なく、八日が間其穴の中に居、やう〳〵波風静り、命たすかり、其穴を出たり、其間の饑渇心遣ひ、いふに詞なしと語れり、波高き日無理に通りかゝり、穴中に避隠れて出べき隙なく、二日三日穴に居る人は、年々多き事とぞ、余が通行せし時は、雨天にて波風はさのみ強からざりしかども、上の山は傾くがごとく聳え、寄せ来る浪は足を引去れば甚恐しき事今に忘れず、余が友富山の佐伯某此所を通りしには、其身は肩輿に乗り居しが、人足二三十人にて其肩輿を守護し、波の間を走りぬけては穴へ隠れ、走りぬけては穴に隠れて、やう〳〵に過しと語れり、総じて此邊の人足は、浪を避けて走ることに妙を得たり、されば此地の人夫大勢を召連れ行時は、大抵の浪風には滞ることなしといへり、扨此親不知を過て、少し山のふところに人家ある所を歌村と云、其村を過、又波打際を行けば駒返りと云難所あり、此所は波風なき時といへども、常に山の根へ波打かけ、通路なりがたきゆゑに、絶壁の中半に岩を穿ちて細き道を付、旅人通行す、其間纔の所なれども、馬上なりがたき故に駒返りと名付く、馬は両方の驛より牽来り、荷物は其纔の所を人夫にて送り越すことなり、歌村より一里半にして青海といふ驛あり、此所は山下を通りぬけて少し廣み也、市振より青海まで四里の所難所なり、風波の時は王侯の勢ひにても越ること成難し、

之、書面照之趣ハ難相立筋と奉存候間、不被及御沙汰被仰渡候方と奉存候、依之受證文相添、

此段申上候、

辰十二月

平岩右膳

大井勘右衛門

差上申一札之事

私共宿方之儀ハ、東海道土山宿より分れ、北國海道安土越往還繼宿ニ而、其上京都より伊勢兩宮御代參等多分有之候ニ付、前々より難澁仕候得共、助合等も無之、人馬賃錢御定無御座候故、是迄最寄宿方振合を以受取來候處賃錢不足ニ相拂候向も多分有之候得共、右賃錢御定等無御座候ニ付、強而受取候儀も難相成難儀仕候間、此度相應之人馬賃錢御定被下置候樣奉願候處、右人馬賃錢之儀、是迄仕來之通、最寄宿方之振合を以受取候ハヾ格別、今般願之趣ハ不容易儀ニ付、不被及御沙汰段被仰渡、承知奉畏候、且願書御差戻被遊奉受取候、仍御受證文差上申處如件、

井上鑑丸領分江州蒲生郡鏡掛宿總代

問屋　三左衛門

文政三辰年十二月十日

道中御奉行所

〔驛肝錄〕文政六未年六月

一並木之儀、〇中略　幷白澤氏家之間脇道江旅人掛る節、諸荷物繼立之儀ニ付觸流し、

觸書〇中略

一白澤氏家之間脇道江旅人相掛る節、右村方ニ而荷物繼立いたし候由相聞、心得違ニ候條、以來右體之義不致、若差支も有之ば、其始末可訴出候、

右之趣於相背者、可爲曲事もの也、

（牧民金鑑十八）文化二丑年七月（略）中

一神社佛閣參詣之道筋五海道往還筋々、夫々脇往還縣り有之處、往來筋に無之道江入込、或は古來に無之猥成儀等ニ而、本道を除候も有之趣に相聞、右は宿方幷最寄之村々ニ而案内致候故之儀、不埒之事に候、旅人にもかゝらず、前々ゟ本道に掛候諸荷物も、近來本道を脇道江掛、或は脇道ニ而運送相稼候場所も有之趣に相聞、是又不埒之事に候、旅人幷諸荷物とも、新規之道通行之儀立、或は差支出候儀は、其所ゟ奉行所江願出可申儀ニ付、五海道とも右體の場所有之ば、宿々ゟ可訴出候、

右之趣相心得候樣可守之候、若相背もの有之においては、吟味之上、急度咎可申付もの也、

丑七月　　左近〇道中奉行

美濃〇同上

東海道品川宿ゟ守口宿迄
佐屋路共　宿々

右同之村々　本陣　問屋　年寄

名主　組頭

右道中奉行觸書中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中共同文言、

（道中秘書二）脇往還人馬[illegible]立賃錢無之事

脇往還江州鎌掛宿人馬賃錢定之儀ニ付、京都町奉行より之添書を以、別紙之通願出候、右は御勘定所ニ而取扱可然品と相見候間、取調否可申聞候事、

何方　組頭中

御書面脇往還江州鎌掛宿人馬賃錢定度願之儀ハ、公事方御勝手方御一同之御掛リニ而、取調方ハ御勘定所ニ而取扱候間、則別紙願書之趣取調候處、右宿方人馬賃錢定無之故、賃錢不足ニ掛候ものも有之候得共、強而受取候儀も難相成候間、此度御定被下候樣申立、右ハ都而脇往還宿方人馬賃錢之儀ハ、往來を以受取候ハヾ格別、願ニ依而賃錢御定被成遣候儀ハ、是迄例も無

〔道中秘書二〕脇往還ニ而駄賃之懸札不相成事

明和九辰年九月、安藤彈正少弼〇勘定奉行掛、　伊奈半左衛門〇關東郡代出

一下總國釋迦村人馬賃錢掛札之儀ニ付伺

書面釋迦村、脇往還之繼場ニ付、駄賃之懸札ハ容易に難成候間、其旨申渡、證文取之可被差出候、

以上、

辰九月

〔道中秘書五〕山崎通旅行之義、願之上ニ無之候而は不相成事、

中國四國九州より參勤交替之面々、前々は伏見、淀、枚方、守口、大坂、尼ケ崎、西宮、兵庫と通行有之候處、淀より山崎道江掛り尼ケ崎江出、被致旅行候面々多有之由、然處山崎通之義は、脇道之繼場故、人馬も少く、雇人馬等繼合いたし候故、自耕作も怠り候樣相成、及困窮候趣度々申立候、脇道通行相成候而は、本海道之詮も無之事ニ候間、向後可成丈東海道旅行可有之候、若勝手を以、山崎通旅行候とも、右は脇道之事に候條、人馬繼合差支之義可有之間、可被得其意候、

右之趣可被相觸候、

閏十二月　安永四未年

中國四國九州より參勤交替之面々、近來山崎通旅行多相成候、右筋村方及困窮候ニ付、向後可成丈本道旅行可有之候、若勝手を以、山崎通旅行候とも、脇道之事ニ候　、人馬繼合差支之義可有之旨、先達而相觸候、向後萬一勝手を以、山崎通旅行有之度面々は木曾路同樣、相願候上旅行可有之候、

右之趣可被相達候、

五月　安永五申年

本海道
脇往還

中等、道路驛傳長夫御沙汰、繁務不遑寸暇之故也、

〔吾妻鏡十七〕正治二年九月七日甲寅、畿内所行最御足、仍上皇御下知、重是左金吾〈頼家〉二依被申請也、今日到着下火關大夫廣元朝臣亭下向間、被朝臣所令沙汰驛路雜事等也、

〔書言字考節用集一〕〈乾坤〉海道

〔倭訓栞前編四〕海道　驛草、縉紳傳を引、且云、今俗に陸路を海道と云はあし、街道といはんが然らん、然後陸路に海道の字を用ゐる事は、東海道に對して木曾海道と云、夫より総じて凡て旅驛の公路を、海道又本海道と称ふ、かくの如くに關する事、俗語の常也、陸路なれば街道の文字然るべしといふは、一通りは道理のやうに聞こゆれども、實は非にて、弘に充たる字也、然れども今間々に街道の文字を用ゐる事どもも有り、

〔德川禁令考〈五十四〉〕明和四亥年十二月

病人倒人等取計之儀ニ付御觸書

加納遠江守殿御渡

東海道、中山道、甲州道中、日光道中、奥州道中、右宿々旅籠屋は勿論、脇往還其外之村々ニ而宿を取候旅人煩候はゞ、其所之役人立合、醫師を掛、療養を加、其旨御料は御代官、私領は領主地頭〈江〉相届、五海道は道中奉行〈江〉も届達を以致注進、右旅人早速快氣無之節、候はゞ、其もの在所之村役人等〈江〉申通、親類呼寄對談之上可任存寄、若療養も不加、宿繼村繼杯に而送候儀顯においては、五海道は旅籠屋年寄其外之村々は致宿候ものゝ村役人共〈江〉急度御仕置可申付候、〈中略〉

右之趣可相守もの也、

十二月

右之通相觸候間、可被得其意候、

驛路

〔類聚名物考地理六〕三叉路口　おひわけ　追分　三叉口　みつまた
今道の兩股に分りたる所を、俗に追分といふ、是卽三叉口にして、箸の股の形に似たればいふ也、
この事歌によみ、物語に書るをいまだ見ず、さきに紀行ゑるせし時に、道は琴柱の如くわかれた
りと書し事有き、箸の如くともいふべし、五色石第二に、三叉路口と見えしは、三股の追分也、

〔書言字考節用集一乾坤〕驛路

〔倭訓栞中編二十六〕むまやぢ　驛路の義なり、むまつぎともいふ、延喜式に驛子あり、馬子の如し、

〔扶桑略記二神功〕五十年二月、始造路驛、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
驛路爾、引舟渡、直乘爾、妹情爾、乘來鴨、

〔類聚三代格七〕乾政官符
應畿內七道諸國驛路兩邊遍種菓樹事
右東大寺普照法師奏狀偁、道路百姓來去不絕、樹在其傍、足息疲乏、夏則就蔭避熱、飢則摘子噉之、伏
願城外道路兩邊、栽種菓子樹木者、奉勅依奏、
天平寶字三年六月廿二日

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年五月丁丑、太政官奏曰、備前國守從五位上石川朝臣名足等解偁、藤
野郡者、地是薄埆、人尤貧寒、差科公役、觸途忩劇、承山陽之驛路、使命不絕、帶西海之達道、迎送相尋、馬
疲人苦、交不存濟、加以頻遭旱疫、戶纔三鄕、人少役繁、何能支辨、伏乞割邑久郡香登鄕、赤坂郡珂磨、佐
伯二鄕、上道郡物理、肩背、沙石三鄕、隸藤野郡、〇中略奏可、

〔日本紀略桓武〕延曆十四年七月辛卯、遣右兵衞佐橘入居、檢近江若狹兩國驛路、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年十月五日丙戌、於關下邊、陸奧目代解狀到來、仍彼國地頭所務間有被定

辻

道分

〔同上、書大全、四通之謂、巷、說文、邑中道也、衢、俗云十字路也、〕

〔日本釋名上地理〕岐　ちは道也、またはち也、道のわかる、所也、

〔倭訓栞前編十五〕ちまた　神代紀に衢をよみ、倭名鈔に巷をよみ、靈異記に巷陌をよめり、路岐の義也、よて新撰字鏡に岐をよみ、又逵をよめり、水則也と見えたり、

〔倭名類聚抄十道路〕十字　吳均行路難云、薄暮十字宿阡陌、今按、十字者東西南北相分之道、其中央四十字也、俗用辻字、本文未詳、

〔書言字考節用集二乾坤〕十字　街上東西南北相分之處、又中央四十字也、東西南　辻　日本俗字

〔和漢三才圖會五十六山類〕衢　音衢　一書　辻　俗字　和名豆之

按、十字之一衢、東西南北之謂、四方中央皆交、俗用辻字、从十从辵、會意也、又巷者道岐之上略也、

〔日本釋名上地理〕衢　かたくにゆく道ある所をつおと云、つとはつどふ也、あつまる也、ちはみち也、あつのつと道のちをとりて上下を略す、あつまるみち也、つじともかく、ちとしと通す、からの書に十字街頭とあるも、つじ也、道の四方にわかれたるちまた十字のごとし、

〔物類稱呼一地〕小路、こうぢ◎中　辻子、京にていふ、江戸大坂ともに、ろじといふ、

〔倭訓栞前編十六〕つじ　街衢をいへるもつむじの略なるべし、和名抄に、十字者東西南北相分之道、其中央四十字也、俗用辻字、本文未詳と見えたり、俗によつゝじなどいへり、法然行狀記に辻子と見ゆ、

〔類聚名物考地理六〕四通之衢　俗に云四辻なり、十字街ともいへり、

〔守貞漫稿三〕江戸市街ハ、路上ニ木戸、自身番所、番小屋、髪結所、井戸等有之、民居ノ列高低アリテ、自ラ一覽紛々タリ、京坂路上ニ出ルモノ木戸ノミ、加之民宅高低ナク、一齊自ラ整然タリ、

〔書言字考節用集一乾坤〕道分　本朝俗所言相分之衢、又云、俗是道分今馬於岐之間也、

〔令義解八廐牧〕凡諸道置驛馬、大路(謂、山陽道、其太宰以去、即爲小路也、)廿匹、中路(謂東海東山道、其自外皆爲小路也、)十匹、小路五匹、

〔令集解四十二〕釋云、大路、使屢經過之處、以使稀少爲中少耳、朱云、定大中少路者、可依式者、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年三月乙巳朔、先是東海道巡察使式部大輔從五位下紀朝臣廣名等言、(中略)下總國井上、浮島、河曲三驛、武藏國乘潴、豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞准中路、置馬十匹、奉勅依奏、

〔日本後紀十七平城〕大同三年六月壬申、省因幡國八上郡莫男驛、智頭郡道俣驛馬各二匹、以不縁大路、乘用希也、

逕路

〔倭名類聚抄十道路〕逕路　唐韻云、逕(音牽、與徑同、和名多々知、徑、逕也、字亦通見下、)歩道也、四聲字苑云、徑道(徑音古定反)容牛馬道、一云歩道也、

〔倭訓栞前編十四〕たゞち　新撰字鏡、倭名鈔に、徑ノ字をよめり、歩道也と注す、万葉集に直道と書、直ノ字もよめり、歌に夢のたゞちなどもよめる也、今すぐみちといへるが如し、

〔常陸國風土記〕常陸國(中略)所以然號者、往來道路、不隔江海之津濟、郡郷境堺、相續山河之峯谷、取近通之義、以爲名稱焉、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒
月夜好三、妹二相跡、直道柄、吾者雖來、夜其深去來、

〔古今和歌集十二戀〕寛平の御時、きさいの宮の歌合の歌、　藤原としゆきの朝臣
戀わびて打ぬるなかに行かよふ夢のたゞちはうつゝならなむ

街

〔倭名類聚抄十道路〕巷　唐韻云、巷(胡絳反、和名知末太、)里中道也、

〔伊呂波字類抄知地儀〕街チマタ　街　衢　巷　術　岐路

〔書言字考節用集一乾坤〕阡(チマタ、長安作阡、風俗通、南北曰阡、)　陌(漢書作佰、風俗通、東西曰陌、増韻、市中街曰阡陌、)　岐(爾雅、道路二達曰岐旁、)　街(説文、四通道也、)　衢(同)

山陽曰影面、山陰曰背面、是以百姓安居、天下無事焉、
(日本書紀通證十二)成務紀、方字訓多多然與古佐、萬葉集云、多多佐爾毛、可爾母與己佐母、(中略)南食貨志、秦孝公用商鞅壞井田開阡陌、註、南北曰阡、東西曰陌、(中略)大戴禮曰、凡地東西爲緯、南北爲經、此與我邦相反、

(萬葉集一雜歌)藤原宮御井歌
八隅知之、和期大王、高照、日之皇子、麁妙乃、藤井我原爾、大御門、始賜而、埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者、日本乃、青香具山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有、畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、耳高之、青菅山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有、名細、吉野乃山者、影友乃、大御門從、雲居爾曾、遠久有家留、高知也、天之御蔭、天知也、日之御影乃、水許曾婆、常爾有米、御井之淸水、(略)

(伊呂波字類抄於地儀)大路オホチ
(書言字考節用集一乾坤)小路コウヂ
(日本釋名上地理)小路　こみち也、うはこの字の引音也、
(倭訓栞前編九古)こをぢ　小路をよめり、をはこの轉り也、大路にむかへていへり、字書に徑は小路也と見ゆ、院中の女房に小路名あり、綾小路、梅小路、錦小路、坊門小路、町尻小路等也、江戸に數小路、式部小路、淨世小路などいへれど、又よこ町といふ也、催馬樂にこんおと見ゆ
(俚言集覽ち)小路　倭訓栞、コヲヂ小路をよめり、ヲはコの轉也、(中略)按、コの音ならばオ也、コヲの假字にあらず、此はコミチのミをウと云、コウの假字なるべし
(物類稱呼一天地)小路こうぢ、京都にて稱す、江戸にて横丁と云、(但式部小路、數小路、淨世小路など呼有り、又)大坂及伊勢松坂にて小路と云、勢州山田にて世古と云、

考合すべし、凡て道口道尻と云も、其國を治に、京よりゆく路の次序につきて云名なり、

〔倭訓栞前編三十〕みちのしり　道後也、凡そ國に後といふものは、皆かく訓せり、神宮雜例集に、貞辨三重、朝明を道前三郡とし、神三郡を道後といへるも、此義也、古事記に道尻とみゆ、伊豫に地名道後あり、

〔古事記中應神〕爾建内宿禰大臣請大命者、天皇即以髮長比賣賜于其御子、○中略故被賜其孃子之後、太子歌曰、美知能斯理、古波陀袁登賣袁、迦微能碁登、岐許延斯迦杼母、阿比麻久良麻久、又歌曰、美知能斯理、古波陀袁登賣波、阿良蘇波受、泥斯久袁斯叙母、宇流波志美意母布、

〔古事記傳三十二〕美知能斯理は道之後なり、凡て道前道後の事は、黑田宮段傳廿一の五十葉に云り、此の道後は、日向國を指て謂へるなり、其は京より下る道の次第に因て、筑紫の國々は北なるを前とし、南なるを後として、筑前筑後、肥前肥後、豐前豐後、皆然り、日向國大隅薩摩は、筑紫の南極なるが故なり、又は諸縣郡を指て謂へりとも云べし、此郡は日向國の南の極なり、和名抄に末たる、彼國の郡の次第も、北より初まりて南に終れり、又伊勢國にて度會多氣飯野三郡を神三郡と云、又云二道後一と、神宮雜例集と云物に云る、是も彼三郡は、彼國の南極にて、京より下る道後なればなり、されども此はなほ廣く日向國とするぞまさるべき、萬葉十一丁七に、路後、深津島山とあるは、備後を云り、又十七に、美知乃奈加とあるは、越中なり、

〔古事記傳二十〕道。奥。○中略奥は口に對云稱にて、道口道後の後に同じ、京より行に、初の地を道口と云、終を後とも奥とも云り、此國は東北の極に在て、實に道の奥なり、筑紫にても、大隅薩摩を奥の國と云ることと、檜垣家集に見ゆ、又陸奥國にても、黑川郡より北を奥郡と云、大同五年の官符に見えたり、源氏物語若菜卷には、陸奥國内にて、此國の奥郡と云ることあり、

大路　中路　小路

〔倭名類聚抄十道路〕大路　唐韻云、道路音盧、毛詩有二道大路一、大路和名於保美知、南北曰阡。音千、日本紀私記云多知之乃美知、東西曰陌。音百、日本紀私記云、與古之乃美知、四聲字苑云、路阡陌總名也、

〔大戴禮記易本命十三〕凡地東西爲緯、南北爲經、

〔日本書紀成務七〕五年九月、令諸國以國郡立造長、○中略隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日横、

〔運歩色葉集 多〕道路

〔書言字考節用集 二乾坤〕道(ミチ)〔爾雅、一達謂二之道路一、釋名、道蹈也、路露也、人所二践蹈一而露見、〕 路〔同、説文、道路也、字彙、所陌道名也、〕 猷〔同、説文、同上〕 豪〔同、釋名、城下路曰豪、〕 逵〔同、九達之道、又謂二之逵一、見二活法一、〕 陘〔同、廣韻、山中絶也、〕

〔日本釋名 上地理〕道(ミチ) みはあゆみ也、ちはつち也、人のあゆむ土也、

〔東雅 三地輿〕道ミチ 義不詳、上古には道をばチといひしなり、道早振といひ、伊都之道別なども云ひし是なり、又ミチといひしは、ミとは御なり、チは即道なり、古事記に御路の字を用ひてミチと讀む、たとへば嶺をミチといひ、岬をミサキなどいふが如し、南北を阡とし、タテシノミチといひ、東西を陌として、ヨコシノミチといひ、大路はヲホヂといひ、小路はコウヂといふ、又街衢等の字讀てチマタといふは、道の分るゝ所なり、猶水のわかるゝ所をミナマタといひて、派また汊の字を讀てミナマタといふが如し、辻の字を用ひて讀む事、十字の如くなるは、我國の俗、創造れる所なり、徑路讀てタヾチといひ、間道讀てカタレミチといふなり、〔タヾチといふは、タヾは直なり、今俗にスケミチといふ是なり、カタレミチとは、あらはに人の目は知るをいひしなり、〕

〔倭訓栞 前編三十美〕みち 道路をいふ、神代紀に術方もよみ、皇代紀に學業もよめり、又充るの義、往として有ざるかたなき意也といへり、爾雅に道直也、注に无所屈也と見ゆ、○中略 神代紀に御路も訓せり、御は火々出見尊に就ていふにや、一説には眞路の義とす、又ちは本路、みちは御路よりいふ也ともいへり、

〔古事記 上〕於是其弟、泣患居二海邊一之時、○中略 鹽椎神云、我爲二汝命一作二善議一、即造二无間勝間之小船一、載二其船一、以教曰、我押二流其船一者、差暫往、將有二味御路一、乃乘二其道一往者、如二魚鱗一所レ造之宮室、其綿津見神之宮者也、

〔古事記傳 十七〕此に御路と書る、これ美知の本義なり、〔此處にのみ、此記にも書紀にも、道と書ずして、御路としも書る所以は、まづ常には、たゞ知といふべきにも、美知と云て、けぢめなけれども、美知はもと、道をほめて、御てふ言を添たる名なり、かくて此處は、甚善道なる由をいふ處にて、美てふ言、用有て重きが故に、本義の隨

名稱

古事類苑

地部三十七

道路

道路ハ、ミチト云ヒ、古クハチトノミモ云ヘリ、大化改新ノ制京師ヲ發シテ四方ニ達スル大道ヲ驛路ト云フ、即チ國道ナリ、後之ヲ東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海ノ七道ニ分ツ、七道ノ名モ本原ト國道ノ稱ニシテ、其道ノ遠近ニヨリテ國々ノ行程ヲ定メ、其前後ヲ分チタリ、古史ニ、道ノ口、道ノ後ナド書シ、國ヲ割キテ前後上下ヲ稱セシガ如キ即チ是ナリ、德川幕府ノ時ニハ、東海道、中山道、日光道中、奧州道中、甲州道中ヲ五海道ト稱シ、共ニ江戸ヲ起點トス、又水戸佐倉海道、伊勢路、中國路等アリ、之ヲ本海道ト稱シ、其他ノ支路ヲ脇往還ト稱ス、

行程ヲ稱スルニ、上代ハ日程ヲ以テシ、後世ハ里程ヲ以テス、里程ニハ六町ヲ一里トスルアリ、三十六町ヲ一里トスルアリ、或ハ五十町一里トスルアリテ、地方ニヨリテ往々其法ヲ異ニシタリシガ、德川幕府ノ時ニ至リテ、三十六町一里ノ法ニ從ヘリ、當時道路ニハ、一里ゴトニ堠アリ、是ヲ一里塚ト云ヒテ、里程ヲ知ルニ便ニシ、又道ノ兩旁ニ並木アリ、以テ休憩及ビ寒暑ヲ避クルニ便ニセリ、

此篇ハ、地儀總載篇七道條、皇都篇京城區畫條、政治部國郡篇道路條、及ビ政治部驛傳篇等ニ關聯スル所アレバ、宜シク參看スベシ、

〔伊呂波字類抄〕(地儀)路(ミチ)大路小路

地部五十

地震

江

潟

磯

地部四十九

海 海島併入

瀧

地部四十八

池 汀 潴 陂入

○

地部四十七

河 總載

温泉 鹽湯併入

地部四十六

井

泉 溫泉併入

地部四十五

野 原隰

山下

林　杣〔伐人〕 森 附

地部四十三

地部四十三 山上

地部四十四

港

地部四十二

關

地部四十一

津

地部三十九

橋下

地部四十

渡

橋上

古事類苑

地部三十七

道路

地部三十八

地部五十
地震

古事類苑

地部第三册目錄

神宮司廳藏版

地部三

古事類苑

古事類苑刊行會